令和 8 年 11 月版
（令和 8 年 11 月改訂）

原子力損害賠償事例集

第 1 部
（参考事例一覧）

【統合版】

原子力損害賠償紛争解決センター
（文部科学省 研究開発局 原子力損害賠償紛争和解仲介室）

目次

第１　避難指示等に係る損害 10
１　対象区域（中間指針第３・第二次追補第２の１⑴） 10
中間指針等の整理 10
２　避難等対象者（中間指針第３［避難等対象者］） 11
⑴　中間指針等の整理 11
⑵　当該指針に関する和解事例 12
ア　避難及び対象区域外滞在を余儀なくされた者 12
イ　事故時に対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの区域外滞在を余儀なくされた者 16
３　検査費用（人）（中間指針第３の１） 21
⑴　中間指針等の整理 21
⑵　当該指針に関する和解事例 21
４　避難費用（中間指針第３の２・第二次追補第２の１・第四次追補第２、第五次追補第２の２） 22
⑴　中間指針等の整理 22
⑵　当該指針に関する和解事例 28
ア　避難費用 28
(ｱ) 交通費、家財道具移動費用 28
(ｲ) 宿泊費等 30
(ｳ) その他生活費増加費用 35
イ　損害額の算定 51
(ｱ)　交通費、家財道具移動費用、宿泊費等 51
(ｲ) その他生活費増加費用 51
ウ　避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用 54
５　一時立入費用（中間指針第３の３） 62
⑴　中間指針等の整理 62
⑵　当該指針に関する和解事例 62
６　帰宅費用（中間指針第３の４） 66
⑴　中間指針等の整理 66
⑵　当該指針に関する和解事例 66
７　生命・身体的損害（中間指針第３の５） 68

⑴　中間指針等の整理……68
⑵　当該指針に関する和解事例……68
ア　避難による健康状態悪化、疾病、死亡したことによる損害
……69
(ｱ) 逸失利益……69
(ｲ) 治療費、薬代……71
(ｳ) 精神的損害……73
(ｴ) その他……81
イ　避難による健康状態悪化を防止するため負担した費用……86
ウ　その他生命・身体的損害に関する事例……86
８　精神的損害（中間指針第３の６・第二次追補第２の１・第四次追補第２の１、第五次追補第２の２、第五次追補第２の４）……88
⑴　中間指針等の整理……88
⑵　当該指針に関する和解事例……102
ア　避難等対象者の日常生活阻害慰謝料……102
イ　日常生活阻害慰謝料と生活費増加費用との関係について
……110
ウ　日常生活阻害慰謝料の賠償額について……110
(ｱ) 第五次追補策定前における増額事例……111
ａ　要介護状態にあること……111
ｂ　身体または精神の障害があること……121
ｃ　重度または中程度の持病があること……131
ｄ　上記（a から ｃ まで）の者の介護を恒常的に行ったこと
……138
ｅ　懐妊中であること……155
ｆ　乳幼児の世話を恒常的に行ったこと……158
ｇ　家族の別離、二重生活等が生じたこと……166
ｈ　避難所の移動回数が多かったこと……181
ｉ　上記ａからｈまで以外の事由に基づく増額事例……182
(ｲ) 第五次追補策定以降における増額事例……186
①　要介護状態にあること……186
②　身体又は精神の障害があること……189
③　①又は②の者の介護を恒常的に行ったこと……191
④　乳幼児の世話を恒常的に行ったこと……194

⑤　妊娠中であること……197
⑥　重度又は中等度の持病があること……198
⑦　⑥の者の介護を恒常的に起こったこと……201
⑧　家族の別離、二重生活等が生じたこと……202
⑨　避難所の移動回数が多かったこと……208
⑩　避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったこと……208
（ウ）第四次追補の慰謝料……209
エ　賠償期間について……211
(ｱ)「相当期間」や「特段の事情」が問題となった事例……211
(ｲ)(ｱ)以外の避難終了が問題となった事例……223
(ｳ)その他……225
オ　屋内退避者・滞在者の損害額……225
(ｱ)屋内退避者に関するもの……226
(ｲ)滞在者に関するもの……226
カ　その他の精神的苦痛（日常生活阻害慰謝料以外の、生命・身体的損害を伴わない精神的損害（中間指針第３の６備考１１））……227
８の２　過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第２の１）……231
⑴　中間指針等の整理……231
⑵　当該指針に関する和解事例……233
８の３　生活基盤喪失・変容による精神的損害（中間指針第五次追補第２の２）……236
⑴　中間指針等の整理……236
⑵　当該指針に関する和解事例……238
８の４　相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害（中間指針第五次追補第２の３）……250
⑴　中間指針等の整理……250
⑵　当該指針に関する和解事例……252
９　営業損害（中間指針第３の７・第二次追補第２の２）……253
⑴　中間指針等の整理……253
⑵　当該指針に関する和解事例……256
ア　避難指示等に伴う逸失利益……257

(ｱ)　農林水産業.....257
(ｲ)　製造業・加工業.....260
(ｳ)　販売業.....262
(ｴ)　建設業.....264
(ｵ)　不動産業.....265
(ｶ)　医療業.....266
(ｷ)　観光業.....267
(ｸ)　サービス業.....267
(ｹ)　その他.....270
イ　避難指示等に伴う追加的費用.....271
(ｱ)　従業員に係る追加的な経費.....271
(ｲ)　商品や営業資産の廃棄費用.....272
(ｳ)　除染費用等.....273
(ｴ)　事業拠点の移転費用.....273
(ｵ)　営業資産の移動・保管費用.....276
(ｶ)　その他追加的費用.....276
ウ　避難指示等解除後の逸失利益及び追加的費用.....280
(ｱ)　避難指示区域（警戒区域及計画的避難区域）.....280
(ｲ)　緊急時避難準備区域.....281
(ｳ)　その他避難区域.....283
エ　廃業損害.....283
オ　その他.....286
(ｱ)　営業損害の終期.....286
(ｲ)　特別の努力・中間収入の非控除.....287
(ｳ)　「本件事故がなければ得られたであろう収入額」の算定方法.....289
a　事故前の収入額について数年度分の平均値をとるなどした事例.....289
b　平成２３年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合.....291
c　営業開始直後・開業準備中であったなどにより事故前の営業実績等がない場合.....294
ｄ　その他.....296
(ｴ)　その他（事故前の投下資本の回収不能等）.....300

１０　就労不能等に伴う損害（中間指針第３の８・第二次追補第２の３）.....301
⑴　中間指針等の整理.....301
⑵　当該指針等に関する和解事例（事業者の風評被害等による就労不能も含む。）.....303
ア　減収分.....303
(ｱ) 雇用継続.....304
(ｲ) 解雇その他の離職（未就労）.....306
(ｳ) 解雇その他の離職（再就職）.....315
イ　追加的費用.....323
ウ　その他.....325
(ｱ) 就労予定者.....325
(ｲ) 退職金差額.....325
(ｳ) 帰還に伴う就労不能.....326
(ｴ) 特別の努力・中間収入の非控除.....327
(ｵ) その他.....330
１１　検査費用（物）（中間指針第３の９）.....331
⑴　中間指針等の整理.....331
⑵　当該指針等に関する和解事例.....331
１２　財物価値の喪失又は減少等（中間指針第３の１０・第二次追補第２の４・第四次追補第２の２）.....333
⑴　中間指針等の整理.....333
⑵　当該指針等に関する和解事例.....336
ア　管理不能等.....337
(ｱ) 価値喪失又は減少分.....337
(ｲ) 追加的費用.....340
イ　放射性物質曝露等.....341
(ｱ) 価値喪失又は減少分.....341
(ｲ) 追加的費用.....342
ウ　価値喪失又は減少の予防費用.....343
エ　不動産.....343
(ｱ) 帰還困難区域外の不動産の価値減少率.....343
(ｲ) 事故時価格の算定（購入費用・新築費用、リフォーム代金、造成費用・工事費用、地目等）.....348

(ｳ) 借地権.....354
(ｴ) その他不動産関連費用（修繕費用、高額設備、立木、墓、その他）.....355
(ｵ) 住居確保損害.....359
(ｶ) 事業用不動産.....362
オ　動産.....364
(ｱ) 家財.....365
(ｲ) その他個人用動産.....370
(ｳ) 事業用動産.....371
カ　その他（津波被害との関係、所有権留保、窃盗被害等）.....379
第２　政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害（中間指針第４）.....381
１　中間指針等の整理.....381
２　当該指針等に関する和解事例.....382
第３　政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害（中間指針第５）.....383
１　中間指針等の整理.....383
２　当該指針等に関する和解事例.....384
⑴　営業損害.....384
ア　同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合の減収分.....385
イ　同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合及び支障を避けるための追加的費用.....390
ウ　同指示等の対象品目の加工・流通業者についての減収分及び追加的費用.....392
エ　同指示等の解除後の減収分及び追加的費用.....393
⑵　就労不能損害.....394
⑶　検査費用.....394
第４　その他の政府指示等に係る損害（中間指針第６）.....395
１　中間指針等の整理.....395
２　当該指針等に関する和解事例.....396
第５　いわゆる風評被害について（中間指針第７）.....398
１　一般的基準（中間指針第７の１）.....398
⑴　中間指針等の整理.....398

⑵　当該指針等に関する和解事例……399
２　農林漁業・食品産業の風評被害（中間指針第７の２・第三次追補）……400
⑴　中間指針等の整理……400
⑵　当該指針等に関する和解事例……403
ア　福島県内……404
イ　福島県外のうち、指針上明記されている都道府県……414
ウ　福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県……421
３　観光業の風評被害（中間指針第７の３）……424
⑴　中間指針等の整理……424
⑵　当該指針等に関する和解事例……427
ア　福島県内……427
イ　福島県外のうち、指針上明記されている都道府県……429
ウ　福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県……430
４　製造業、サービス業等の風評被害（中間指針第７の４）……433
⑴　中間指針等の整理……433
⑵　当該指針等に関する和解事例……434
ア　福島県内……434
イ　福島県外……442
５　輸出に係る風評被害（中間指針第７の５）……445
⑴　中間指針等の整理……445
⑵　当該指針等に関する和解事例……446
ア　福島県内……446
イ　福島県外……446
６　その他風評被害……449
⑴　中間指針等の整理……449
⑵　当該指針等に関する和解事例……449
ア　福島県内……449
イ　福島県外……450
第６　いわゆる間接被害（中間指針第８）……451
１　中間指針等の整理……451
２　当該指針等に関する和解事例……451
第７　放射線被曝による損害（中間指針第９）……464
１　中間指針等の整理……464

２　当該指針に関する和解事例……464
第８　被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整（中間指針第１０の１）……465
１　中間指針等の整理……465
２　当該指針に関する和解事例……466
第９　地方公共団体等の財産的損害等（中間指針第１０の２）　467
１　中間指針等の整理……467
２　当該指針等に関する和解事例……469
⑴　財物損害……469
⑵　民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害……469
⑶　被害者支援等のために、加害者に代わって負担した費用　470
⑷　それ以外の損害……470
ア　測定経費……470
イ　機器購入費……471
ウ　除染費用……471
エ　広告費用……472
オ　旅費・交通費……472
カ　人件費……473
キ　その他損害……473
第１０　自主的避難等に係る損害（中間指針第一次追補・第二次追補第３、第五次追補第３）……475
１　中間指針等の整理……475
２　当該指針等に関する和解事例……485
⑴　対象区域……485
⑵　対象者……488
⑶　損害項目……491
ア　避難及び帰宅に要した移動費用……492
イ　生活費増加費用……506
ウ－１　精神的損害（第五次追補策定前）……523
ウ－２　精神的損害（第五次追補策定以降）……531
エ　生命・身体的損害……534
オ　除染費用……536
カ　財物損害……541
キ　就労不能損害……541

ク　避難雑費……545
ケ　その他損害……555
⑷　その他論点……556
第１１　その他……562
１　除染費用（中間指針第二次追補第４）……562
⑴　中間指針等の整理……562
⑵　当該指針等に関する和解事例……564
ア　避難等対象区域に係る事例……564
イ　避難等対象区域外（自主的避難等対象区域等）に係る事例……567
２　弁護士費用……575
⑴　中間指針等の整理……575
⑵　当該指針等に関する和解事例……576
３　遅延損害金……577
⑴　中間指針等の整理……577
⑵　当該指針等に関する和解事例……577
４　立証方法等（集団案件含む。）……579
⑴　中間指針等の整理……579
⑵　当該指針等に関する和解事例……579

第１　避難指示等に係る損害

１　対象区域（中間指針第３・第二次追補第２の１(1)）

中間指針等の整理

（中間指針第３［対象区域］）

政府による避難等（後記の[避難等対象者]（備考）の１）参照。）の指示等（後記の[避難等対象者]（備考）の２）参照。）があった対象区域（下記(5)の対象「地点」も含む。以下同じ。）は、以下のとおりである。

(1) 避難区域

政府が原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の避難を指示した区域

① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径２０ｋｍ圏内（平成２３年４月２２日には、原則立入り禁止となる警戒区域に設定。）

② 東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径１０ｋｍ圏内（同年４月２１日には、半径８ｋｍ圏内に縮小。）

(2) 屋内退避区域

政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の屋内退避を指示した区域

③ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径２０ｋｍ以上３０ｋｍ圏内

（注）この屋内退避区域について、平成２３年３月２５日、官房長官より、社会生活の維持継続の困難さを理由とする自主避難の促進等が発表された。但し、屋内退避区域は、同年４月２２日、下記の(3)計画的避難区域及び(4)緊急時避難準備区域の指定に伴い、その区域指定が解除された。

(3) 計画的避難区域

政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して計画的な避難を指示した区域

④ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径２０ｋｍ以遠の周辺地域のうち、本件事故発生から１年の期間内に積算線量が２０ミリシーベルトに達するおそれのある区域であり、概ね１か月程度の間に、同区域外に計画的に避難することが求められる区域

(4) 緊急時避難準備区域

政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して緊急時の避難又は屋内退避が可能な準備を指示した区域

⑤ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径２０ｋｍ以上３０ｋｍ圏内の区域から「計画的避難区域」を除いた区域のうち、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主避難をすること及び特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められる区域

（注）上記の避難区域（警戒区域）、屋内退避区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域については、その外縁は、必ずしも東京電力株式会社福島第一原子力発電所又は第二原子力発電所からの一定の半径距離で設定されているわけではなく、行政区や字単位による特定など、個々の地方公共団体の事情を踏まえつつ、設定されている。

(5) 特定避難勧奨地点

政府が、住居単位で設定し、その住民に対して注意喚起、自主避難の支援・促進を行う地点

⑥ 計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であって、地域的な広がりが見られない本件事故発生から１年間の積算線量が２０ミリシーベルトを超えると推定される空間線量率が続いている地点であり、政府が住居単位で設定した上、そこに居住する住民に対する注意喚起、自主避難の支援・促進を行うことを表明した地点

(6) 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域

南相馬市が、独自の判断に基づき、住民に対して一時避難を要請した区域（(1)～(4)の区域を除く。）

⑦　南相馬市は同市内に居住する住民に対して一時避難を要請したが、このうち同市全域から上記(1)～(4)の区域を除いた区域

（注）南相馬市は、平成２３年３月１６日、市民に対し、その生活の安全確保等を理由として一時避難を要請するとともに、その一時避難を支援した。同市は、屋内退避区域の指定が解除された同年４月２２日、上記(6)の区域から避難していた住民に対して、自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解を示した。

（中間指針第二次追補第２の１(1)避難指示区域：抜粋）

中間指針第３の［対象区域］のうち、「(1) 避難区域」の①東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径２０ｋｍ圏内（平成２３年４月２２日には、原則立入り禁止となる警戒区域に設定。）及び「(3) 計画的避難区域」については、平成２４年３月末を一つの目途に、

① 避難指示解除準備区域（年間積算線量が２０ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域）

② 居住制限区域（年間積算線量が２０ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被曝線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域）

③ 帰還困難区域（長期間、具体的には５年間を経過してもなお、年間積算線量が２０ミリシーベルトを下回らないおそれのある、年間積算線量が５０ミリシーベルト超の地域）

という新たな避難指示区域（上記①～③の括弧内は各区域の基本的考え方）が設定される

(注記)

以下においては、それぞれの区域名等は、基本的に中間指針等の定義によった。

ただし、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域については、「南相馬市避難要請区域」との略記を用いる場合がある。

２　避難等対象者（中間指針第３［避難等対象者］）

⑴　中間指針等の整理

（中間指針第３［避難等対象者］）

避難等対象者の範囲は、避難指示等により避難等を余儀なくされた者として、以下のとおりとする。

１　本件事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のための立退き（以下「避難」という。）及びこれに引き続く同区域外滞在（以下「対象区域外滞在」という。）を余儀なくされた者（但し、平成２３年６月２０日以降に緊急時避難準備区域（特定避難勧奨地点を除く。）から同区域外に避難を開始した者のうち、子供、妊婦、要介護者、入院患者等以外の者を除く。）

２　本件事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居（以下「住居」という。）があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者

３　屋内退避区域内で屋内への退避（以下「屋内退避」という。）を余儀なくされた者

(指針・備考等抜粋・要約)

ア　避難：本件事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のための立退きをいう（上記１）。

イ　対象区域外滞在：避難に引き続く避難等対象区域外滞在をいう（上記１）。

ウ　住居：避難等対象区域内における生活の本拠としての住居をいう（上記２）。

エ　屋内退避：屋内退避区域内での屋内への退避をいう（上記３）。

オ　避難等：「避難」、「対象区域外滞在」及び「屋内退避」を併せたものをいう（備考１）。

カ　避難指示等：［対象区域］における政府又は本件事故発生直後における合理的な判断に基づく地方公共団体による避難等の指示、要請又は支援・促進をいう（備考２）。

キ　中間指針の示す損害には、損害項目（検査費用、営業損害、就労不能等に伴う損害等）によって

は、対象区域内滞在者（本件事故の発生以降、対象区域内に住居がある者のうち、避難しなかった者をいう。）の損害も含まれる（備考３）。

⑵　当該指針に関する和解事例

ア　避難及び対象区域外滞在を余儀なくされた者

（補足説明）

本指針第１項に関し、避難者であるか否か（どの区域からの避難者であるか否かを含む。）について問題となった事例である。

入院中の対象区域内の病院からの避難や出産のための里帰り先の実家からの避難等により避難者と認められた事例、避難中に結婚した場合や原発事故後に出生した場合になお避難者と認められた事例、自宅は対象区域外にあったが対象区域内に単身赴任中であったなどにより避難者と認められた事例、対象区域内に住民登録がなかったが避難者と認められた事例等がある。

なお、第１の８⑵ア、同エ(ｲ)の紹介事例も参照されたい。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１４８※１～※３】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の病院に入院していた被相続人（申立人の母親）が、原発事故により避難を強いられた上、平成２３年４月に死亡したとして、避難費用（宿泊費を含む。）、葬儀費用、逸失利益及び精神的損害（避難に伴う慰謝料、入院慰謝料及び死亡慰謝料）等の損害賠償が認められた事例

【公表番号３０６※１】 原発事故前に里帰り出産のため緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の実家に滞在し、同区域内の産婦人科に通院中であった者が、子の出産後、子とともに原発事故により避難を余儀なくされたとして避難者と認められた事例

【公表番号３８７※３～※５】 避難指示区域から避難した申立人夫婦（原発事故当時は交際中であり平成２３年８月に避難先で入籍した。）及び避難先で平成２４年２月に出生した申立人子の日常生活阻害慰謝料について、平成２３年５月に避難先で借上げ住宅を確保した後も、また同年８月の入籍後も、申立人らの正常な日常生活が阻害され続けていることを考慮し、平成２４年１１月分まで継続して賠償された事例

【公表番号５３０※１】 避難指示区域（楢葉町）から避難した申立人について、平成２３年６月に結婚していわき市内に居住した時点で避難終了とする東京電力の主張を排斥し、原発事故前から結婚後は楢葉町の実家で暮らす予定であったこと等を考慮し、結婚後の期間（同年９月から平成２５年５月まで）についても避難慰謝料の賠償継続が認められた事例

【公表番号５４５※１】 避難指示区域（大熊町）から都内にある婚約者の実家に避難し、その後の平成２３年１１月に結婚して引き続き都内に滞在している申立人について、結婚時点で避難終了との東京電力の主張を排斥し、原発事故前から結婚後は夫婦で大熊町にある申立人 の実家旅館で働く予定であったこと等を考慮し、結婚後も避難慰謝料の賠償継続が認められた事例

【公表番号６４０※１】 緊急時避難準備区域から東京都へ避難した申立人について、原発事故前より平成２３年３月末に飯舘村に転居予定であり計画的避難区域指定前の同年４月前半に飯舘村に現実に転居したこと等により計画的避難区域からの避難者と同視して、平成２４年３月から平成２５年７月までの期間について、避難先のアパートの賃料及び生活費増加費用として新たに購入した家財について賠償が認められた事案

【公表番号６５７※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域内の実家に住民票上の住所を残したまま、帰還困難区域（双葉町）の勤務先に住込みで働いていたところ、原発事故が発生して実家へ避難した申立人について、帰還困難区域からの避難者とした上で、実家へ戻った後もその避難が継続しているものと認定し、精神的損害及び就労不能損害が賠償された事例

【公表番号７１０※１】 原発事故の約１年前、福島第一、第二原発での業務に携わるため、県外の住居から避難指示区域内の借上げ社宅である宿泊施設に転居したが、住民票は同所に移転しないままであった申立人について、避難者性が認定された事例

【公表番号８８６※１、※２】 原発事故当時、既に婚約しており、避難指示区域（浪江町）で同居していた夫婦（原発事故後婚姻）と子について、夫の就労不能損害のほか、平成２４年７月に生まれた子に対しても、精神的損害（同月から平成２６年５月まで）が賠償された事例

【公表番号９５３※２】 自主的避難等対象区域（伊達市）の自宅から避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に単身赴任していたが、原発事故後、勤務先の閉鎖により県外の関連会社に転籍した申立人について、生活の本拠を単身赴任先とした上で、県外の関連会社に転籍した後も避難が継続しているものと認め、平成２４年１１月から平成２６年５月まで転籍により増加した家族間移動費用が賠償された事例

【公表番号１０００※１～※５】 雇用期間を平成２３年３月から平成２４年２月までの１年間とする雇用契約に基づき、避難指示解除準備区域（浪江町）の会社に勤務し、会社が用意した同区域内の旅館に滞在していたものの、原発事故により北陸地方の自宅に避難した申立人について、雇用期間内は上記旅館に生活の本拠があったとして、平成２３年３月から平成２４年２月までの避難費用、精神的損害、就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１０３２※１】 避難指示解除準備区域（楢葉町）の社宅に居住し、同町内の工場に勤務していたが、原発事故により同工場が操業停止となったため、転勤して福島県外の工場で勤務している単身の申立人について、原発事故前は福島県内の実家に頻繁に行き来していたこと、申立人は楢葉町の工場勤務を条件として採用された者であり、その旨の勤務先会社の証明書も提出されていること等から、福島県外への転勤によっても避難は終了していないとして、平成２６年１１月までの避難費用が賠償された事例

【公表番号１１４０※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、自宅の建設工事請負契約書や住宅ローンの借入申込書等に基づき、原発事故がなければ避難指示解除準備区域に住宅を建築して転居していたとして、避難指示区域内の避難者と同様に、平成２４年９月から和解案提示時点である平成２７年１０月まで月額１０万円の精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号１２２０※１、※２】 原発事故当時、避難指示区域の実家に住民票を置きながら、平成２２年４月から平成２６年３月まで大学進学のため関東地方に居住していた申立人について、その実家は申立人が将来同居することが可能となることを考慮して建てられたものであったこと、原発事故前に申立人が大学の長期休暇中は帰省し実家で過ごしていたこと、申立人が大学卒業後に福島県内で就職していること等を考慮し、原発事故がなければ大学卒業後に実家で生活した蓋然性が高いとして、同年４月分から平成２８年４月分までの日常生活阻害慰謝料について中間指針等記載の月額１０万円の３割の範囲及び平成２６年３月分から同年１１月分までの生活費増加分（同年４月以降の就労・通勤のために住宅を借りたことにより負担した敷金・礼金・家賃等）について実際の増額分が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１２４５※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、特定避難勧奨地点が存在した行政区である同市鹿島区橲原地区に別荘を所有する申立人らについて、原発事故前は休日に必ず別荘を訪れ、植樹したり畑を作ったりしており、別荘で休日を過ごすことが生活の一部と評価できること等を踏まえ、同地区の住民に準ずるものとして、平成２４年９月分から平成２７年３月分まで、月額３万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号１２６８※２】 原発事故当時、住民票上の住所は避難指示区域外であり、居住制限区域（富岡町）に建物を賃借するも、そこでの寝泊まりは一定程度にとどまっていた申立人について、このような状況は仕事（トラック運転手）上の都合で生じていたことに加え、申立人の家財の設置状況や帰還意思等を踏まえ、避難指示区域からの避難者に準じるとし、平成２９年３月分までの日常生活阻害慰謝料（月額７万円）等が賠償された事例

【公表番号１３２３※１】原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）で生活を営み、原発事故によって避難したと主張するが、住民票上の住所を緊急時避難準備区域（同区）内の実家に置いていた申立人の日常生活阻害慰謝料について、避難指示解除準備区域での生活を裏付ける証拠内容に鑑みて、平成２４年３月分から同年８月分までの月額１０万円の賠償に加えて、同年９月分から平成２９年７月分まで月額３万円の限度で賠償された事例

【公表番号１５２０※１】 帰還困難区域（浪江町）に所在する実家に住民票上の住所を有し、原発事故当日も同実家において生活していたが、年間を通じてみると他県に所在する大学への通学のために、同大学の近傍においても生活をしていた申立人の日常生活阻害慰謝料について、平成２３年３月分及び同年４月分は月額１０万円が、同年５月分から平成２６年３月分までは月額２万５０００円が賠償された事例

【公表番号１５３８※１】 居住制限区域（浪江町）内の住居に居住していた申立人について、住民票上の住所は異なっていたものの、近隣住民の陳述書及び公共料金の申立人名義の支払等の事情から前記浪江町の住居に居住していたものと認め、住居確保損害が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７２９※１】 緊急時避難準備区域（田村市）内に所在する土地を購入して宅地造成の上、当該土地上に仮住居を建築していたが、住民票上の住所が福島県外にあった申立人について、原発事故前の当該仮住居の電気の使用状況や就労状況、上記仮住居に居住しながら本住居を建築中であったこと等から、生活の本拠が同区域内（田村市）にあったことが認められるとして、平成２３年３月分から平成２４年８月分までの日常生活阻害慰謝料（月額１０万円。ただし、妻子の居住する住民票上の住所に避難していた平成２３年３月分から同年８月分までは月額５万円。）が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８７４※３】 申立人ら（母、成人の長男及び二男）のうちの申立人長男について、原発事故時の住民票上の住所は福島県外であったが生活の本拠が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）にあったと認定した上で、日常生活阻害慰謝料として、平成２３年３月から平成２４年８月までの基礎分及び家族別離を理由とする月額３万円の増額分の賠償が認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８８３※１】 帰還困難区域（浪江町）に居住していたが、越境通学のために避難指示解除準備区域内の親族方住所に住民登録をしていた申立人ら（子２名）について、実際の生活の本拠は帰還困難区域内にあったものと判断され、中間指針第四次追補に基づく精神的損害等の賠償が認められた事例

【公表番号１９２７※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、原発事故当時、住民票上の住所はいわき市にあったものの、申立人の原発事故時の居住地を証明する行政区長発行の居住証明書並びに同区域内の住所及び申立人の氏名を宛先・宛名とする年賀状等から、生活の本拠が同区域内（南相馬市原町区）にあったことが認められるとして、平成２３年３月から平成２４年８月までの日常生活阻害慰謝料（２週間ごとに２日間程度いわき市にある住民票上の住所へ戻っていたことを考慮して、緊急時避難準備区域の被災者に認められる月額１０万円に２６日／３０日を乗じた月額８万６６６７円）から既払金を控除した額が賠償された事例

【公表番号１９３０※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人について、住民票上の住所が異なったものの緊急時避難準備区域内に生活の本拠を認めた上、同人に

対し、平成２３年１０月から平成２４年８月までの日常生活阻害慰謝料（基本分）が認められた事例

【公表番号１９５１※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら家族について、申立人父が原発事故前に申立人母と離婚し、申立人父の住民票上の住所も申立人母及び子らと異なっていたものの、電気需給契約証明書、賃貸借契約書等に基づいて、申立人らが原発事故時に同居していたと認めた上で、その後に家族別離が生じたことを考慮して、平成２３年４月から平成２６年３月までの間、世帯全体に対し、月額３万円又は１万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号１９８９※２】　住居は自主的避難等対象区域（いわき市）にあったものの、仕事の事情により平成２３年２月末から帰還困難区域（大熊町）所在の民宿に宿泊しており、原発事故がなければ平成２３年３月１１日以降も当該民宿に継続して宿泊することを予定していた申立人について、帰還困難区域からの過酷な避難を強いられたことを考慮して一時金として１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例

【公表番号１９９８※１】　住民票上の住所は自主的避難等対象区域（いわき市）にあったものの、原発事故当時、生活の大半を緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）所在の娘宅で過ごしていた申立人について、生活状況等を考慮して、中間指針第五次追補の目安額の３０分の２６に相当する４３万３３３４円の生活基盤変容による精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号２０１３※１】　原発事故当時、福島県外に自宅を有していたものの、避難指示解除準備区域（楢葉町）所在の自身が経営する会社の工場に継続的に出入りし、自宅と当該工場近くの社員寮とを行き来しながら生活していた申立人について、生活の本拠が一定程度当該社員寮にあったと認定し、一時金として８５万円の精神的損害の賠償が認められた事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３５※１】　原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時乳幼児であった子２名）について、原発事故以前から避難指示解除準備区域（浪江町）の実家に転居することを予定し、実際にその準備をしていたことを考慮して、それぞれ、平成２６年６月分から平成３０年３月分まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めた（直接請求手続及び前件申立てにおいて平成２６年５月分までは賠償済み）事例

【公表番号２０５４※１】　原発事故時は自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが平成２３年３月１２日に避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の実家に戻ったところ、原発事故により両親らとともに同年４月上旬まで避難生活を余儀なくされた申立人（原発事故時２０歳）について、日常生活阻害慰謝料合計２４万円（同年３月及び４月分）が賠償された事例

【公表番号２０５５※１】　原発事故当時、住民票上の住所は須賀川市にあったが、平日は緊急時避難準備区域（特定避難勧奨地点の設定のあった行政区である南相馬市原町区大原地区）所在の実家に居住し、週末のみ須賀川市の自宅で暮らしていた申立人について、申立人の生活の本拠が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区大原地区）にあったと認めて平成２４年８月から平成２７年３月までの日常生活阻害慰謝料として月額５万円（上記のような生活状況等を考慮して中間指針等の定める目安額の５割として算定。）の賠償が認められた事例

【公表番号２０６２※１】　原発事故時は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に居住し、平成２３年４月から県外の大学に進学した申立人について、生活基盤変容慰謝料として中間指針第五次追補の定める目安額５０万円の賠償が認められたほか、日常生活阻害慰謝料として、進学開始以降の期間（平成２３年５月から平成２４年８月まで）に関しては原発事故がなければ一定程度実家への帰省が見込まれたことを考慮して割合的（２割５分）に認定した額（平成２３年３月から平成２４年８月までの合計は６２万円。ただし、直接請求手続における既払金を控除。）の賠償が認められた事例

【公表番号２０７１※２、※３】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父と地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人母（原発事故後に婚姻）との間に原発事故後に出生した申立人長男及び長女について、いずれも障害者認定を受けているのと同等の状態にあることが確認できることを考慮して、出生した月（申立人長男は平成２６年７月、申立人長女は平成２８年７月）から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料及びその増額分として各自月額１３万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０７４※４】　福島県外に居住していたが、原発事故時は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に滞在していた申立人について、原発事故により避難所を含めた避難を余儀なくされたとして、平成２３年３月につき日常生活阻害慰謝料１２万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０９０※３】　関東地方の大学に進学して同地方に居住していた申立人二男（原発事故当時２３歳）について、大学に進学する以前の約１９年間、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の実家に居住し、大学進学後も長期休暇等の際は実家に帰省していたこと等を考慮し、平成２３年３月から平成２４年３月（大学を卒業した月）まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１５２※１】　大学等への通学のため福島県外ないし自主的避難等対象区域に居住していたが、原発事故時は春休み期間を利用して緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に帰省していた申立人長女及び二男並びに被相続人長男（申立人父母が相続）について、いずれも卒業後は実家に戻る可能性が高かったことから、上記居住先は修学のための一時的な居所にすぎず、生活の本拠は実家にあったとして、実家所在地を基準とする生活基盤変容慰謝料各５０万円（中間指針第五次追補の定める目安額と同額）の賠償が認められるなどした事例

イ　事故時に対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの区域外滞在を余儀なくされた者

（補足説明）

本指針第２項に関し、避難等対象区域外に単身赴任中であった者、転勤、退職、進学等により原発事故後に避難等対象区域内の住居に戻る予定であったが戻れなくなった者等について同項における対象と認められた事例を挙げた。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１６９※１】　原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していたものの、避難指示区域（浪江町）の実家に平成２３年３月末に転居して専門学校に通学する予定であった申立人（大人）が、区域外滞在を余儀なくされたとして避難等対象者と認められ、精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号２３３※１】 避難指示区域内に自宅を所有し、家族も自宅に居住していたが、平成２２年７月から単身赴任となって原発事故時には海外に居住し、避難指示区域内に住民登録がなかった申立人について、平成２４年３月に退職して帰国し、家族の避難先に合流した後平成２５年５月までの期間について、区域外滞在を余儀なくされたとして日常生活阻害慰謝料が認められた事例

【公表番号２９７※１】 平成２３年３月末日に定年退職し、同年４月から緊急時避難準備区域内の自宅に帰還する予定で原発事故時には岩手県に単身赴任中であった者が、区域外滞在を余儀なくされたとして避難等対象者と認められた事例

【公表番号３７４※１】 原発事故当時、仕事の都合上東京都で居住していたが、避難指示区域内に自宅を有していた申立人らについて、申立人父が怪我のため仕事の継続が困難となって自宅への帰還を希望したが、原発事故の影響により自宅に帰還できなくなり、東京での生活を継続せざるを得ずに家賃等の負担が継続したことを考慮し、避難等対象者に準じるものとした上で、平成２４年７月分から同年１２月分までの避難費用（家賃等）が賠償された事例

【公表番号９４０※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人について、原発事故前から、帰還困難区域に居住していた男性と結婚する予定であり、現に原発事故後に結婚したこと、原発事故前から結婚後の新居を帰還困難区域で建築する予定であったこと等から、原発事故がなければ帰還困難区域で居住していた蓋然性が高いとして、帰還困難区域からの避難者と同様に平成２４年９月から平成２９年５月までの精神的損害が賠償された事例

【公表番号９７０※１】 中部地方に居住している申立人について、平成２３年４月には緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に戻り、同区内の会社に就職する予定であったが、原発事故により内定が取り消され、実家での生活も断念せざるを得なかったこと等を考慮し、緊急時避難準備区域からの避難者と同視して、平成２４年８月までの精神的損害が賠償された事例

【公表番号１１２９※１】 帰還困難区域（浪江町）に自宅を有していたが、原発事故時には自主的避難等対象区域（福島市）に単身赴任をしていた申立人について、住民票上の住所地や 単身赴任中の生活状況等を考慮して、中間指針第四次追補第２の１指針I①に基づく精神的損害の一部６００万円が賠償された事例

【公表番号１１３２※１】 原発事故当時、帰還困難区域（大熊町）に自宅を有し、区域外に単身赴任していた申立人について、単身赴任に至る経緯、事故前後の生活状況等の事情から、中間指針第四次追補に基づく慰謝料の一部５００万円が賠償された事例

【公表番号１１５８※１、※２】 事故以前から帰還困難区域（大熊町）に自宅を有していたが、原発事故時には家族揃って福島県外に居住していた申立人ら夫婦について、申立人ら夫婦は申立人夫の定年退職により平成２３年９月に自宅に戻る予定であったこと、自宅を離れていた際の自宅の保守管理状況等の事情を踏まえ、申立人ら夫婦は原発事故がなければ同月以降まもない時期に大熊町の自宅に帰還していたはずであり、原発事故によって帰還困難区域（大熊町）の自宅に帰ることができなくなったことから区域外滞在を余儀なくされた避難者に準じるものとして、申立人ら夫婦について同年１０月分以降１か月１０万円の日常生活阻害慰謝料及び中間指針第四次追補に基づく精神的損害７００万円等が賠償された事例

【公表番号１２０１※１】 居住制限区域（飯舘村）に自宅建物を所有し、従前は同建物に居住していたが、原発事故時は、子供の通学等のため自主的避難等対象区域（福島市）のアパートに居住していた申立人らについて、平成２６年６月までに上記自宅建物の財物損害の賠償金を受領した後も、平成２７年１２月に新築した住宅に転居するまでの間に負担した住居費等が賠償された事例

【公表番号１２４３※１】 平成２２年以前は避難指示解除準備区域（浪江町）の実家に居住して兼業農家を営み、同年、転勤のため福島市の賃貸アパートに転居していた申立人ら（父、母、子）について、原発事故時浪江町に住民登録がなかったものの、転居後も週末には実家で農作業をしていたこと、原発事故前は申立人父の定年退職後、実家に戻る予定であったこと等を踏まえ、申立人父が定年退職した平成２８年４月以降、原発事故がなければ浪江町に生活の本拠があったと認められるとして、同月分から同年１１月分までの日常生活阻害慰謝料及び生活費増加分（家賃）が賠償された事例

【公表番号１２６７※１】 自主的避難等対象区域（伊達市）から避難し、平成２３年１１月に居住制限区域（飯舘村）から避難していた申立人妻と結婚した申立人夫について、結婚後は 避難指示区域からの避難者に準じるとして、同月分から平成２８年１月分までの日常生活阻害慰謝料等が賠償された事例

【公表番号１３７２※１】 原発事故当時、帰還困難区域（大熊町）の自宅所在地を住民票上の住所とし、関東地方に単身赴任中であった申立人夫について、毎週末に申立人妻子が生活している上記自宅に帰宅していたこと等の事情を考慮し、中間指針第３の避難等対象者に当たると認定されて平成２３年３月分から平成２９年５月分まで避難による日常生活阻害慰謝料（平成２４年５月分までは月額５万円。申立人夫が定年退職した同年６月分以降は月額１０万円。）の賠償が認められた事例

【公表番号１４２５※２】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に自宅を有し、須賀川市に単身赴任をしていたが、平成２６年７月に南相馬市原町区に異動となり、同区内の社宅に入居した申立人について、同区に異動後も避難指示のため自宅からは通勤することができなかったこと等を考慮し、自宅に帰還した平成２８年７月分まで、宿泊費（社宅賃料の全額）及び日常生活阻害慰謝料（月額７万円）が賠償された事例

【公表番号１５１８※１】 避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた申立人父母及び子供３名のうち、子供の就学上の理由のため週末を除き自主的避難等対象区域（いわき市）で生活していた母及び子供３名の日常生活阻害慰謝料について、母及び子供３名が楢葉町においても生活の実態があったこと等を考慮し、それぞれ月額１万３０００円が、母及び長女については平成２３年３月から平成２７年９月まで、二女及び三女については平成２３年３月からそれぞれの進学による転居時期（二女：平成２４年３月、三女：平成２６年３月）までの期間について賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５７４※３】 原発事故当時仙台市内の専門学校の学生であった申立人について、原発事故前に同学校に対して退寮届を提出し、居住制限区域（富岡町）内の自宅を住所と届け出ていた上、平成２３年４月には就職見込みであったこと等から、原発事故当時の生活の本拠地を上記自宅と認定して平成２３年３月分から平成３０年３月分までの日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号１６０５※１】 帰還困難区域（双葉町）内において出生以降、生活をし、同町内に自宅を有し、原発事故当時は、妻子を自宅に残して北海道に単身赴任をしていた申立人が、生活の本拠は双葉町と判断され、避難等対象者と認められて、中間指針第四次追補に基づく精神的損害等が賠償された事例

【公表番号１６３７※１】 原発事故前から体調を悪くしていたことから、青森県の勤務先を退職して居住制限区域（浪江町）内に所在する実家で療養したいと考えていた申立人について、避難等対象者に準じて、原発事故に伴う避難指示により浪江町の実家に戻ることができなかったため両親の避難先の近くにアパートを借りることを余儀なくされたことにより生じた平成２４年７月から平成２５年６月までの家賃、駐車場料金及び光熱費の基本料金等並びに借家人賠償保険料及び仲介料が賠償された事例

【公表番号１６６４※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内において出生以降、一時期を除いて生活をし、同区内に自宅を有していた申立人について、原発事故当時は妻子を自宅に残して避難指示等対象区域外に単身赴任をしていたものの、毎週末及び長期休暇等には上記自宅で生活をしていたことを考慮し、平成２３年３月分から平成２９年６月分まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号１６８７※１】 住民票上の住所が福島県外にあった申立人について、原発事故時にも一時的に住民票上の住所地が所在する都道府県にいたが、個人事業に係るメール等の提出資料から、両親と共に避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）の実家においても一定程度生活していることが認められ、避難により実家に戻れなくなり、区域外滞在を余儀なくされたとして、平成２３年４月分から平成２４年２月分まで月額５万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７１５※１】　原発事故時に宮城県内の学生寮に居住し、平成２３年４月以降は居住制限区域（浪江町）の実家から宮城県内の就職内定先に通勤する予定であった申立人について、原発事故により実家からの通勤が不可能となり、住居を賃借せざるを得なくなったとして、住居の賃貸借契約を締結した平成２３年３月分から同住居を退去した平成２４年１２月分までの家賃及び賃貸借契約に係る費用等の避難費用が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８１３※１】　原発事故当時大学生で福島県外に居住していたものの、平成２３年４月には地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内にある実家に戻り就職予定であった申立人について、同区域の住民に準ずる者として、平成２３年３月から同年９月までの日常生活阻害慰謝料（月額１０万円）の５割相当額が賠償された事例

【公表番号１８４７※１】　住民票が避難指示解除準備区域（双葉町）にあったが単身赴任又は大学進学のため関東地方に居住していた申立人ら（父、二男）について、休日における帰宅状況や原発事故がなかった場合に想定される転勤期間の見込み等を考慮し、申立人父については平成２４年３月から平成２９年５月まで月額３万円ないし８万円の、申立人二男については平成２４年３月から平成２６年３月まで月額２万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９３※１】　原発事故当時関東地方の学生寮に居住し同地方の大学に通学していた申立人について、長期休暇のたびに帰還困難区域（大熊町）所在の実家に帰省し家業を手伝っていたこと、高校卒業時まで大熊町で生まれ育ち住民票も大熊町に残していたこと、原発事故時の住居である学生寮は暫定的な住環境であったこと、大学卒業後は大熊町に戻り実家の家業を継ぐ予定であったこと、実際に原発事故後福島県内に戻り就職していること等を考慮し、帰還困難区域からの避難者に準じて、平成２３年３月から大学卒業予定であった平成２６年３月まで月額３万円（計１１１万円）の日常生活阻害慰謝料及び中間指針第四次追補第２の１Ⅰ①に基づく精神的損害の８割（５６０万円）が賠償された事例

【公表番号１９１２※１】　原発事故時県外に居住していた申立人について、原発事故前から交際していた居住制限区域（飯舘村）在住の女性と平成２３年９月に婚姻しており、原発事故がなければ女性の実家に居住する蓋然性が高かったとして、婚姻期間中である平成２３年９月から平成２６年７月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号１９２０※１】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故時成人であった子１名）のうちの申立人父について、原発事故時福島県の中通り地方で単身赴任生活を送っていたものの、週末は南相馬市鹿島区の自宅で生活していたことを考慮し、平成２３年３月から同年９月まで、月額３万円の限度で日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例

【公表番号１９７６※１】　原発事故当時、福島県外に自宅を有していたものの、自宅と避難指示解除準備区域（楢葉町）の実家とを行き来しながら生活をしていた申立人長男について、生活の本拠が一定程度実家にあったと認定し、平成２３年３月から平成３０年３月まで目安額の３割である月額３万円の日常生活阻害慰謝料、目安額の３割である７５万円の生活基盤変容による精神的損害の賠償をそれぞれ認めた事例

【公表番号１９８５※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に自宅があり、原発事故当時福島県外に単身赴任していた申立人について、定期的に自宅に戻っていたことやその頻度等を考慮して、平成２３年３月から平成３０年３月まで月額２万円（月額１０万円の２割）の日

常生活阻害慰謝料の賠償が認められるとともに、中間指針第五次追補規定の目安額（２５０万円）どおりの生活基盤変容による精神的損害の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２００１※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に自宅があり、原発事故時は会津地方に単身赴任していた申立人について、単身赴任中の生活状況や、自宅から通勤可能な部署への異動の内示を受けていたことなどを考慮して、自宅住所地を基準として、中間指針第五次追補の目安額どおりの日常生活阻害慰謝料（合計１８０万円）及び生活基盤変容慰謝料（５０万円）の賠償等が認められた事例

【公表番号２０１４※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しつつ、特定避難勧奨地点の設定のあった行政区である同市鹿島区橲原地区に別荘を所有する申立人ら家族（父、母及び子）について、申立人子に関し、原発事故前は別荘で休日を過ごしていたことを踏まえ、同地区の住民に準ずるものとして、平成２４年９月分から平成２７年３月分まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料が認められる（父及び母については前回の申立てにおいて同内容が認められている）などした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０４６※１、※２、※３、※４】　原発事故時は海外赴任中であり、平成２３年６月に帰国を予定していた申立人について、帰国後に生活拠点となり得る場所は川俣町（避難指示解除準備区域）の実家しかなく、帰国後一定期間は実家に居住する予定であったものの、避難指示等によって帰国後も実家に戻れず避難生活を余儀なくされたことを考慮して、平成２３年６月から同年１２月までの日常生活阻害慰謝料５５万円（単身で再避難先に移った後は月額５万円として算定）及び一時立入費用等のほか、生活基盤変容慰謝料２５万円（中間指針第五次追補の定める目安額の１割）、自主的避難等に係る損害１５万円（同目安額の約９分の７）等が賠償された事例

【公表番号２０６０※１】　原発事故当時福島県外の学生寮に居住し、福島県外の大学に通学していた申立人について、大学進学までは帰還困難区域（富岡町）所在の実家で家族と一緒に暮らし、大学進学後も長期休暇の際に帰省していたこと、大学卒業後も福島県内に戻り就職していること等を考慮し、帰還困難区域からの避難者に準じて、中間指針第五次追補第２の２に基づく生活基盤喪失に基づく精神的損害の目安額の３割（２１０万円）及び申立人の原発事故後の在学期間である平成２３年３月から平成２５年３月まで中間指針の目安額の１２分の１である月額８３３３円の日常生活阻害慰謝料がそれぞれ賠償されるなどした事例

【公表番号２０７９※１】　関東地方の大学に進学して同地方に居住していた申立人（原発事故当時１９歳）について、大学に進学するまでの約１８年間、居住制限区域（富岡町）内の実家で生活していたこと、原発事故前には週末や長期休暇の際に実家に戻っていたこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害として、中間指針第五次追補の定める居住制限区域についての目安額２５０万円の４割に当たる１００万円の賠償が認められた事例

３　検査費用（人）（中間指針第３の１）

⑴　中間指針等の整理

（中間指針第３の１）
本件事故の発生以降、避難等対象者のうち避難若しくは屋内退避をした者、又は対象区域内滞在者が、放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合には、これらの者が負担した検査費用（検査のための交通費等の付随費用を含む。以下（備考）の３）において同じ。）は、賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋・要約）
ア　放射線は、その量によっては人体に多大な負の影響を及ぼす危険性がある上、人の五感の作用では知覚できないという性質を有しており、それゆえ、本件事故の発生により、少なくとも避難等対象者のうち、対象区域内から対象区域外に避難し、若しくは同区域内で屋内退避をした者又は対象区域内滞在者が、自らの身体が放射線に曝露したのではないかとの不安感を抱き、この不安感を払拭するために検査を受けることは通常は合理的な行動といえる（備考１）。
イ　無料の検査等実損が生じていない場合は対象とならない（備考２）。
ウ　避難指示等の前に本件事故により生じた検査費用は対象となり得る（備考３）。

⑵　当該指針に関する和解事例

（補足説明）
避難等対象者及び対象区域内滞在者の検査費用（人に関するもの）に係る事例である。
賠償すべき損害は、検査費用及び検査のための交通費等であり、原則として実費であるが、東京電力プレスリリース（平成２３年８月３０日付け等）では、健康診断１回８０００円、放射線検査１回１万５０００円を原則とし、交通費は１回当たり１人５０００円、宿泊費は同８０００円としており、これらを参考にした賠償例が多い。
なお、原発事故と相当因果関係のある検査費用は必ずしも避難等対象区域内の者に限られないが、避難等対象区域以外の事例については、第１０の２⑶エを参照されたい。

≪令和２年版掲載事例≫
【公表番号１６０※１】　原発事故当時、避難指示区域（富岡町）に居住していた申立人らについて、子らの内部被曝検査のための交通費の賠償が認められた事例

４　避難費用（中間指針第３の２・第二次追補第２の１・第四次追補第２、第五次追補第２の２）

⑴　中間指針等の整理

（中間指針第３の２）

Ⅰ）避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した以下の費用が、賠償すべき損害と認められる。

①　対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移動費用

②　対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用（以下「宿泊費等」という。）

③　避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用

Ⅱ）避難費用の損害額算定方法は、以下のとおりとする。

①　避難費用のうち交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等については、避難等対象者が現実に負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認められる。

但し、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められるべきである。

②　他方、避難費用のうち生活費の増加費用については、原則として、後記６の「精神的損害」の（指針）Ⅰ①又は②の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者の損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法と認められる。

その具体的な方法については、後記６のとおりである。

Ⅲ）避難指示等の解除等（指示、要請の解除のみならず帰宅許容の見解表明等を含む。以下同じ。）から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

（備考等抜粋・要約）

ア　指針Ⅰ③の生活費の増加費用についても、例えば、屋内退避をした者が食品購入のため遠方までの移動が必要となったり、避難等対象者が自家用農作物の利用が不能又は著しく困難となったため食費が増加したりしたような場合には、その増加分は賠償すべき損害の対象となり得る（備考１）。

イ　指針Ⅱの①について、領収証等で費用の金額を立証することができない場合には、客観的な統計データ等により損害額を推計する方法、例えば自己所有車両で避難した場合の交通費であれば、避難先までの移動距離からそれに要したガソリン代等を算出し、また、宿泊費等であれば、当該宿泊場所周辺における平均的な宿泊費等を算出してこれを損害額と推計するなどの方法で立証することも認められるべきであり、避難費用のうち交通費、家財道具の移動費及び宿泊費等については、原則どおり、実費負担した者が、必要かつ合理的な範囲において、その実費の賠償を受けるのが公平かつ合理的である（備考２）。

ウ　指針Ⅱの②については、避難等により生ずる生活費の増加費用は、避難等対象者の大多数に発生すると思われる上、通常はさほど高額となるものではなく、個人差による差異も少ない反面、その実費を厳密に算定することは実際上困難であり、その立証を強いることは避難等対象者に酷であること、生活費の増加費用は、避難等における生活状況等と密接に結びつくものであることから、後記６の「精神的損害」の指針Ⅰ①又は②に加算して、両者を一括して一定額を算定することが、公平かつ合理的であると判断した（備考３）。

エ　指針Ⅱの②において精神的損害の加算要素として一括して算定する生活費の増加費用は、あくまで通常の範囲の費用を想定したものであるから、避難等対象者の中で、特に高額の生活費の増加費用の負担をした者がいた場合には、そのような高額な費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費が賠償すべき損害と認められる（備考３）。

オ　指針Ⅲについて、平成２３年４月２２日に屋内退避区域の指定が解除され避難指示等の対象外

となった区域及び上記［対象区域] (6)の区域（上記［対象区域] (6)の区域については、同日、同区域内の住居への帰宅が許容されたものとみなすことができる。）については、同日から相当期間経過後は、賠償の対象とならない。この相当期間は、これらの区域における公共施設の復旧状況等を踏まえ、解除等期日から住居に戻るまでに通常必要となると思われる準備期間を考慮し、平成２３年７月末までを目安とする。但し、これらの区域に所在する学校等に通っていた児童・生徒等が避難を余儀なくされている場合は、平成２３年８月末までを目安とする（備考４）。

カ　指針Ⅲについて、特段の事情がある場合とは、避難中に健康を害し自宅以外の避難先等での療養の継続が必要なため帰宅できない場合などをいう（備考５）。

（中間指針第二次追補第２の１(1)避難指示区域：抜粋）

これらの避難指示区域が設定された地域（以下単に「避難指示区域」という。）内に本件事故発生時における生活の本拠としての住居（以下「住居」という。）があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

Ⅰ）避難指示区域内に住居があった者については、中間指針第３の［損害項目］の６の「第２期」を避難指示区域見直しの時点まで延長し、当該時点から終期までの期間を「第３期」とする。

Ⅱ）Ⅰ）の第３期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、原則として、引き続き中間指針第３の［損害項目］の２及び６で示したとおりとする。但し、宿泊費等（中間指針第３の［損害項目］の２の（指針）Ⅰ）の②の「宿泊費等」をいう。以下同じ。）が賠償の対象となる額及び期間には限りがあることに留意する必要がある。

Ⅳ）中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については今後の状況を踏まえて判断されるべきものとする。

(備考等抜粋・要約：中間指針第二次追補第２の１(1)避難指示区域関係)

ア　指針Ⅱについて、宿泊費等は必要かつ合理的な範囲で賠償されるものであり、その額は、例えば従前の住居が借家であった者については、当面は宿泊費等の全額とし、一定期間経過後は従前の家賃より増額の負担を余儀なくされた場合の当該増額部分とすることが考えられる。また、宿泊費等が賠償の対象となる期間は、避難指示の解除後相当期間経過までとするのが原則であるが、例えば従前の住居が持ち家であった者の居住していた不動産の価値が全損となった場合については、その全額賠償を受けることが可能となった時期までを目安とすることが考えられる（備考３）。

イ　指針Ⅱについて、帰還困難区域等に住居があった者が当該住居への帰還を断念し移住しようとする場合には、これに伴う移動費用、生活費の増加費用等は、中間指針第３の［損害項目］の２及び４で示した避難費用及び帰宅費用に準じて賠償すべき損害と認められる。また、帰還困難区域にあっては、長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされたために生じた精神的苦痛が認められ、その他の避難指示区域にあっても、中間指針第３の［損害項目］の６で示された精神的苦痛に準じて精神的損害が認められる。なお、避難を継続する者と移住しようとする者との間で、損害額及び支払方法等に差を設けないことが適当である（備考４）。

ウ　指針Ⅳについて、避難指示区域は、現時点で実際に解除された区域がないこと等から、少なくとも現時点で具体的な相当期間を示すことは困難と判断した（備考６）。

エ　指針Ⅳの相当期間経過後の「特段の事情がある場合」については、例えば一定の医療・介護等が必要な者に関しては解除後の地域の医療・福祉体制等を考慮し、子供に関しては通学先の学校の状況を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である。さらに、多数の避難者に対して速やかかつ公平に賠償するため、避難指示の解除後相当期間経過前に帰還した場合であっても、原則として、個々の避難者が実際にどの時点で帰還したかを問わず、当該期間経過の時点を一律の終期として損害額を算定することが合理的である（備考７）。なお、⑵ウを参照されたい。

（中間指針第二次追補第２の１(2) 旧緊急時避難準備区域：抜粋）

中間指針第３の［対象区域］のうち、「(4) 緊急時避難準備区域」については、平成２３年９月３０日に解除されていること等を踏まえ、当該区域（以下「旧緊急時避難準備区域」という。）内に住居があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

Ⅰ）中間指針の第３期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針第３の［損害項目］の２及び６で示したとおりとする。

Ⅲ）中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、旧緊急時避難準備区域については平成２４年８月末までを目安とする。但し、同区域のうち楢葉町の区域については、同町の避難指示区域について解除後「相当期間」（前記(1)の（指針）Ⅳ）：避難指示区域については今後の状況を踏まえて判断されるべき）が経過した時点までとする。

（備考等抜粋・要約：中間指針第二次追補第２の１(2) 旧緊急時避難準備区域関係）

ア　指針Ⅲについては、①この区域におけるインフラ復旧は平成２４年３月末までに概ね完了する見通しであること、②その後も生活環境の整備には一定の期間を要する見込みであるものの、平成２４年度第２学期が始まる同年９月までには関係市町村において、当該市町村内の学校に通学できる環境が整う予定であること、③避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であること等を考慮した。但し、現時点でこれらの事情を前提に目安として示すものであり、今後、当該事情に変更が生じた場合は、実際の状況を考慮して柔軟に判断することが適当である（備考３）。

イ　指針Ⅲについて、当該期間経過後の「特段の事情がある場合」については、前記(1)の備考７に同じである（備考３）。なお、⑵ウを参照されたい。

ウ　指針Ⅲについて、避難指示区域と同様、中間指針の第３期においては、避難指示の解除後相当期間経過前に帰還した場合であっても、原則として、個々の避難者が実際にどの時点で帰還したかを問わず、当該期間経過の時点を一律の終期として損害額を算定することが合理的である（備考５）。

エ　指針Ⅲについて、第１期又は第２期において帰還した場合や本件事故発生当初から避難せずにこの区域に滞在し続けた場合は、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得る（備考５）。

（中間指針第二次追補第２の１(3) 特定避難勧奨地点：抜粋）

中間指針第３の［対象区域］のうち、「(5) 特定避難勧奨地点」については、解除に向けた検討が開始されていること等を踏まえ、当該地点に住居があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

Ⅰ）中間指針の第３期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針第３の［損害項目］の２及び６で示したとおりとする。

Ⅲ）中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、特定避難勧奨地点については３ヶ月間を当面の目安とする。

（備考等抜粋・要約：中間指針第二次追補第２の１(3) 特定避難勧奨地点関係）

ア　指針Ⅲについては、①特定避難勧奨地点の解除に当たっては地方公共団体と十分な協議が行われる予定であること、②当該地点が住居単位で設定され、比較的狭い地区が対象となるため、広範囲に公共施設等の支障が生じているわけではないこと、③避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であること等を考慮した。但し、現時点で実際に解除された地点はないことから、当面の目安として示すものである（備考３）。

イ　指針Ⅲについて、当該期間経過後の「特段の事情がある場合」については、前記中間指針第二次追補第２の１(1)の備考７に同じである（備考３）。なお、⑵ウを参照されたい。

ウ　指針Ⅲについて、中間指針の第３期において特定避難勧奨地点の解除後相当期間経過前に当該地点の住居に帰還した場合、第１期又は第２期において帰還した場合及び本件事故発生当初から避難せずに同地点に滞在し続けた場合は、前記(2)の備考５に同じである（備考４）。

（中間指針第四次追補第２の１：抜粋）

１　避難費用及び精神的損害

Ⅱ）後記２のⅠ）及びⅡ）で示す住居確保に係る損害の賠償を受ける者の避難費用（生活費増加費用及び宿泊費等）が賠償の対象となる期間は、特段の事情がない限り、住居確保に係る損害の賠償を受けることが可能になった後、他所で住居を取得又は賃借し、転居する時期までとする。ただし、合理的な時期までに他所で住居を取得又は賃借し、転居しない者については、合理的な時期までとする。

Ⅲ）中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については、１年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。

（備考等抜粋・要約：中間指針第四次追補第２の１避難費用及び精神的損害関係）

ア　指針Ⅱについて、「合理的な時期」とは、例えば、指針Ⅰ①の対象者については、原発避難者向け災害公営住宅の整備が進捗し、希望者が当該住宅に転居することが可能になると想定される事故後６年後までを目安とすることが考えられる（備考５）。

イ　指針Ⅲについて、既に除染やインフラ復旧等が進捗し、避難指示解除が検討されている区域の現状を踏まえ、①避難生活が長期にわたり、帰還するには相応の準備期間が必要であること、②例えば学校の新学期など生活の節目となる時期に帰還することが合理的であること、③避難指示の解除は、平成２３年１２月の原子力災害対策本部決定に基づき、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスが概ね復旧した段階において、子供の生活環境を中心とする除染作業の十分な進捗を考慮して、県、市町村及び住民と十分な協議を行うこととなっていること、④こうした住民との協議により、住民としても解除時期を予想して避難指示解除前からある程度の帰還のための準備を行うことが可能であること等を考慮した上で、当面の目安を１年間とした。ただし、この「１年間」という期間は、避難指示解除が検討されている区域の現状を踏まえて当面の目安として示すものであり、今後、避難指示解除の状況が異なるなど、状況に変更が生じた場合は、実際の状況を勘案して柔軟に判断していくことが適当である（備考６）。

ウ　相当期間経過後の「特段の事情がある場合」については、第二次追補で示したもののほか、帰還に際して従前の住居の修繕等を要する者に関しては業者の選定や修繕等の工事に実際に要する期間、工事等のサービスの需給状況等を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である。その際、避難費用については、個別の事情に応じたより柔軟な対応を行うことが適当である（備考６）。なお、⑵ウを参照されたい。

（中間指針第四次追補第２の２：抜粋）

２　住居確保に係る損害

Ⅳ）従前の住居が避難指示区域内の借家であった者が、移住等又は帰還のために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

①　新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金

②　新たな借家と従前の借家との家賃の差額の８年分

Ⅴ）Ⅰ）ないしⅣ）の賠償の対象となる費用の発生の蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、これらの費用を事前に概算で請求することができるものとする。

（備考等抜粋・要約：中間指針第四次追補第２の２住居確保に係る損害関係）

ア　指針Ⅳについて、避難者が実際に避難している地域や移住等を希望する地域が、従前の住居がある地域に比して地価単価の高い福島県都市部である場合が多いことから、移住等に当たって、移住等の先の借家の家賃等が事故前に賃借していた借家の家賃等を超える場合が多く生じ得ることを考慮し、公共用地取得の際の補償を上回る水準で賠償されることが適当と考えられる。差額が賠償の対象となる「新たな借家の家賃」とは、前記１の指針Ⅰ①の賠償の対象者、及び前記１の指針Ⅰ②の賠償の対象者であって移住等をすることが合理的であると認められる者については、本件事故時に居住していた借家の面積等に応じた福島県都市部の平均的な家賃を上回る場合には当該平均的家賃とし、帰還の際に従前の借家への入居が不可能である者については、本件事故時に居住していた借家の面積等に応じた被災地周辺の平均的な家賃を上回る場合には当該平均的家賃とする（備考７）。

イ　指針Ⅴについて、住居確保に係る損害は、原則として、現実に費用が発生しない限りは賠償の対象とはならないが、避難者の早期の生活再建を期するため、東京電力株式会社には、例えば、指針Ⅰ又はⅡの対象となる者については、移住等の蓋然性が高いと客観的に認められる場合や住宅を取得せず借家に移住等をする場合、指針Ⅲの対象となる者については、従前の住居の修繕等や移住等の蓋然性が高いと客観的に認められる場合や帰還が遅れる場合には、移住等の先での住居の取得費用や修繕等の費用が実際に発生していなくても、移住等の先の平均的な土地価格や工事費の見積り額等を参考にして事前に概算で賠償し、事後に調整する等の柔軟かつ合理的な対応が求められる（備考８）。

（中間指針第五次追補第２の２：抜粋）

２　避難費用、日常生活阻害慰謝料及び生活基盤喪失・変容による精神的損害

（注）第四次追補第２の１を全面的に改訂するものである。

（指針）

Ⅰ）避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域をいう。以下同じ。）及び緊急時避難準備区域において賠償すべき避難費用、日常生活阻害慰謝料及び生活基盤喪失・変容による精神的損害の具体的な損害額については、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。

①　避難費用及び日常生活阻害慰謝料

ⅰ）帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域（以下「帰還困難区域等」という。）については、特段の事情がある場合を除き平成３０年３月末までを賠償の対象となる期間の目安とし、日常生活阻害慰謝料については一人月額１０万円を目安とする。

ⅱ）居住制限区域及び避難指示解除準備区域（いずれもⅰ）の区域を除く。以下２において同じ。）については、特段の事情がある場合を除き平成３０年３月末までを賠償の対象となる期間の目安とし、日常生活阻害慰謝料については一人月額１０万円を目安とする。

ⅲ）緊急時避難準備区域については、特段の事情がある場合を除き平成２４年８月末まで（楢葉町の区域については、平成３０年３月末まで）を賠償の対象となる期間の目安とし、日常生活阻害慰謝料については一人月額１０万円を目安とする。

Ⅱ）第四次追補第２の２の（指針）Ⅰ）及びⅡ）で示す住居確保に係る損害の賠償を受ける者の避難費用（生活費増加費用及び宿泊費等）が賠償の対象となる期間は、特段の事情がない限り、住居確保に係る損害の賠償を受けることが可能になった後、他所で住居を取得又は賃借し、転居する時期までとする。ただし、合理的な時期までに他所で住居を取得又は賃借し、転居しない者については、合理的な時期までとする。

（備考抜粋：中間指針第五次追補第２の２関係）

１）　本指針第２の２は、第四次追補第２の１以下「旧指針」という。）を改訂するものである。

旧指針は、「避難費用及び精神的損害」として、避難指示区域の第３期において賠償すべき精神的損害の損害額について、帰還困難区域等は長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛等を賠償するものとして１，０００万円を加算し、その他の区域は引き続き一人月額１０万円を目安とすること（旧指針（指針）Ⅰ））、住居確保に係る損害の賠償を受ける者の避難費用の賠償の対象となる期間（旧指針（指針）Ⅱ））、中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」の目安を避難指示区域については１年間とすること（旧指針（指針）Ⅲ））を規定していた。

この点、本指針では、Ⅰ）②において、旧指針（指針）Ⅰ）の１，０００万円の加算額については、そのうち７００万円が「生活基盤喪失による精神的損害」である点を明確にした上で、居住制限区域及び避難指示解除準備区域についても新たに「生活基盤変容による精神的損害」の損害額の目安を定めたため、旧指針（指針）Ⅰ）は大きく変更されることとなったこと、Ⅰ）①において、避難指示区域における避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償の対象となる期間については一律に平成３０年３月末を目安としたことから、旧指針（指針）Ⅲ）の「相当期間」の定めは不要となったこと、また、緊急時避難準備区域についても新たに「生活基盤変容による精神的損害」の損害額の目安を定めることとし、同区域の避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償の対象となる期間も併せて規定したことなどから、より変更点を簡明にするため、旧指針を全面的に改訂することとしたものである。

６）　旧指針（指針）Ⅲ）は、中間指針において精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については１年間を当面の目安とするものとしていた。

Ⅰ）①のとおり、日常生活阻害慰謝料について、緊急時避難準備区域も含めて一律に終期の目安を定めたため、避難費用についてもこれと同様の時期を目安とした上で、不要となった旧指針（指針）Ⅲ）の規定を削除することとした。これに伴い、第二次追補第２の１(1)（指針）Ⅳ）及び(2)（指針）Ⅲ）の規定も、本指針Ⅰ①のとおり改められることとなる。

１１）　Ⅱ）について、旧指針（備考）５）においては、「合理的な時期」とは、例えば、帰還困難区域等に住居があった避難者については、原発避難者向け災害公営住宅の整備が進捗し、希望者が当該住宅に転居することが可能になると想定される事故後６年後までを目安とすることが考えられる、と規定していた。

しかしながら、その後の復興公営住宅の整備状況を見ると、必ずしも事故後６年後までに整備でき、希望者が転居することが可能になったとは言いがたく、むしろ概ね各地区において復興公営住宅に入居可能な状況が整ったのは平成３０年３月頃であること、住居確保に係る損害の賠償を受ける者以外の者の避難費用については、避難指示区域は一律に賠償の対象となる期間の目安を平成３０年３月末までとしたことを考慮し、「合理的な時期」についても平成３０年３月末を目安とすることが考えられる。

１２）　第四次追補第２の２について、（指針）Ⅰ）及びⅡ）中「前記１のⅠ）①の賠償の対象者」とあるのは、「帰還困難区域等に住居があった者」と読み替えるほか、なお従前の例による。

⑵　当該指針に関する和解事例

ア　避難費用

(ｱ) 交通費、家財道具移動費用

(補足説明)

避難費用のうち交通費、家財道具移動費用に係る賠償事例である。これらは、避難に伴い必然的に発生するため、以下に紹介した事例に限る趣旨でないことに注意されたい。

賠償すべき損害は避難等により負担した交通費及び家財道具移動費用の実費が原則であるが、領収証等でその金額を立証することができない場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められる（中間指針第３の２指針Ⅱ①）。

東京電力プレスリリース（平成２３年８月３０日付け）では、同一都道府県内の移動の場合１回（家財道具移動費用は片道）当たり１人５０００円とするなどの定額の標準交通費を定めていたが、東京電力プレスリリース（平成２４年９月２５日付け）においては平成２４年６月１日以降分について実費（自家用車の場合は移動距離（㎞）×２２円（１５㎞未満３３０円））としており、時期によりこれらを参考にした賠償例が多いが、集団事件等では個別に基準を設定している例もある。

なお、避難等対象区域以外の避難指示によらない場合の費用については、自主的避難に係る第１０の２⑶ア等を参照されたい。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１４８※１】　原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の病院に入院していた被相続人（申立人の母親）が、原発事故により避難を強いられた上、平成２３年４月に死亡したとして、避難費用（宿泊費を含む。）、葬儀費用、逸失利益及び精神的損害（避難に伴う慰謝料、入院慰謝料及び死亡慰謝料）等の損害賠償が認められた事例

【公表番号１５９※１、※２】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、避難費用（引越費用及び宿泊先への謝礼等）の賠償のほか、避難先が豪雪地帯であるなど四輪駆動車が必要となって車の買い換えを行ったとして、同年式で査定した場合の差額やスタッドレスタイヤ等付属品費用相当額等が生活費増加費用として認められた事例

【公表番号１８３※１】 原発事故当時、避難指示区域内に居住し、車椅子で生活してきた申立人について、避難費用（避難所から親戚宅に移動した際の交通費及び宿泊費、避難先に適した車椅子の購入費用等の生活費増加費用等）等の賠償が認められた事例

【公表番号１９７※３】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら（子供１名を含む。）について、避難に係る交通費の賠償が認められた事例

【公表番号２４２※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した高齢で認知能力の衰えた要介護状態の申立人について、１人での避難が困難であるため茨城県在住のその子夫妻が車で往復して避難させたとして、往復分の交通費が認められた事例

【公表番号２７５※２】 緊急時避難準備区域において申立人妻が出産して退院したところで原発事故が発生し、申立人夫及び子供２名と避難生活を余儀なくされたとして、避難係る交通費、宿泊費、生活費増加費用等のうち合理的な範囲の賠償が認められた事例

【公表番号３５４※３】 避難指示区域から避難を余儀なくされた際の交通費について、東京電力の直接請求の基準により賠償された事例

【公表番号５０３※１、※２】 単身赴任中の勤務地（いわき市）から週末に自宅（南相馬市鹿島区）へ車で帰宅していた申立人について、原発事故後、警戒区域を迂回する交通路変更（従前より

２倍強の距離）を余儀なくされたことにより生じた腰痛に関する身体的損害、帰宅費用の増加分（ガソリン代、高速道路料金、オイル交換費用、タイヤ交換費用等）等が賠償された事例

【公表番号９１０※１～※８】 南相馬市小高区の旧警戒区域（避難指示解除準備区域及び居住制限区域）の住民（本件ほか３件合計約６００人）からの、慰謝料、避難費用や生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準等を定め、残りの世帯の審理に同解決基準を用いるという審理方法により、平成２３年３月から平成２４年７月までの避難費用や生活費増加費用等（避難交 通費、宿泊費用・謝礼、賃料、家財購入費、被服費及び日用品費用、通信費増加費用、食費増加費用、ミネラルウォーター購入費用、水道光熱費、教育関係費用、交通費増加費用等）が賠償された事例

【公表番号９６０「４解決基準③」参照】 帰還困難区域（飯舘村長泥地区）の申立人らについて、避難費用（交通費）等が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての連絡書において、避難交通費関係等についての和解方針が示されている。）

【公表番号１０００※１～※５】 雇用期間を平成２３年３月から平成２４年２月までの１年間とする雇用契約に基づき、避難指示解除準備区域（浪江町）の会社に勤務し、会社が用意した同区域内の旅館に滞在していたものの、原発事故により北陸地方の自宅に避難した申立人について、雇用期間内は上記旅館に生活の本拠があったとして、平成２３年３月から平成２４年２月までの避難費用、精神的損害、就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１３２２※１】 緊急時避難準備区域（川内村）から避難し、同区域の指定解除から１年が経過した後も避難を継続した申立人ら家族（小学生の子らを含む。）について、申立人ら家族や周囲の状況等を総合し、平成２４年９月から平成２８年１月までの家財道具移動費用等の賠償を認めた事例

【公表番号１４１２※４】 南相馬市避難要請区域（鹿島区）から県外へ平成２３年４月から同年９月まで避難し、さらに同年１１月から平成２６年８月まで再度避難し家族別離が生じた申立人らについて、平成２３年１１月分から平成２４年５月分まで（平成２３年１０月分までは賠償済み）の家族間移動交通費が賠償された事例

【公表番号１４７５－１※１】 居住制限区域（飯舘村）から避難後、転居し、住居確保損害の賠償を受けた申立人らについて、その後も自宅の管理等のために飯舘村内へ相当回数にわたって立入りをするなど帰還の意思があったことや転居先での生活状況等を考慮して、平成３０年３月分までの生活費増加費用（食費、水道料金、交通費、通信費用）及び平成２９年３月分までの一時立入費用が賠償された事例

【公表番号１４７５－２※１】 居住制限区域（飯舘村）から避難後、転居し、住居確保損害の賠償を受けた申立人らについて、その後も自宅の管理等のために飯舘村内へ相当回数にわたって立入りをするなど帰還の意思があったことや転居先での生活状況等を考慮して、平成３０年３月分までの食費・水道料金の増加費用、平成２８年１月分までの面会交通費の増加費用及び同年１２月分までの一時立入費用等が賠償された事例

【公表番号１４７５－３※１】 居住制限区域（飯舘村）から避難後、転居し、住居確保損害の賠償を受けた申立人らについて、その後も自宅の管理等のために飯舘村内へ相当回数にわたって立入りをするなど帰還の意思があったことや転居先での生活状況等を考慮して、平成３０年３月分までの生活費増加費用（食費、水道料金、交通費）及び平成２９年２月分までの一時立入費用等が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７９１※１】 居住制限区域（飯舘村蕨平行政区）から避難し家族別離が生じた申立人らについて、前回の申立て（集団申立て）において和解の対象期間とならなかった平成２５年１２月分以降の避難費用（食費、水道光熱費、交通費、賃料、住居関連費用、通信費等の生

活費増加費用）の実費分が平成３０年３月分（ただし、申立人らの一部については別離が解消した平成２８年１０月分）まで賠償された事例

【公表番号１７９３※１】　避難指示解除準備区域（楢葉町）から避難した申立人の、平成３０年３月に仮設住宅から復興住宅へ転居した際の家財道具等の移動費用（ただし、既払金を除く。）が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８６０※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、原発事故直後（平成２３年５月）に出生した子の被ばく不安等を理由に県外への避難を継続した申立人らについて、申立人夫の仕事の関係で二重生活が生じたこと等を考慮して、避難費用（平成２８年３月までの面会交通費、一時立入費用等）、二重生活による生活費増加費用（平成２６年６月までの水道光熱費、新聞購読料、平成２６年分の幼稚園入園費等）が、それぞれ賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９５０※３、※４】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人について、事故後、就労上の事由により避難先にて勤務することを余儀なくされたことを考慮して、平成２３年１０月以降についても避難継続の合理性が認められ、同月から平成２４年３月までの月額１０万円の日常生活阻害慰謝料基本分、平成２３年３月から平成２４年３月までの家族別離による月額３万円の日常生活阻害慰謝料増額分、及び生活費増加費用（平成２３年１０月から平成２４年３月までの寮費、平成２３年５月から平成２４年３月までの帰省交通費）の賠償が認められた事例

【公表番号１９９３※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（夫妻）及び夫の母である被相続人について、被相続人の認知症（原発事故時要介護１）の症状のため避難所等への避難が困難であったことから被相続人が平成２３年１０月より県外の施設に避難し、南相馬市原町区内の施設へ平成２４年１１月に入所したという事情を踏まえ、被被相続人が県外の施設に避難していた期間に関し申立人らが同施設へ赴いた際の面会交通費及び宿泊費の賠償が認められたほか、避難等により被相続人の症状が悪化したことなどを考慮し、被相続人の南相馬市原町区の施設への入所費用（平成２７年１２月分まで）につき割合的（４割から１割まで漸減）な賠償が認められるなどした事例

(ｲ) 宿泊費等

（補足説明）

１　避難費用のうち宿泊費等に係る賠償事例である。避難先の家賃等の住居費が当然ながら含まれ（生活費増加として整理されている事例もあるので、(ｳ)も参照されたい。）、避難に伴いほぼ必然的に発生し、避難中は継続することが通常であるため、紹介に係る事例に限られない。

２　賠償すべき損害は避難等により負担した宿泊費等の実費が原則であるが、領収証等でその金額を立証することができない場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められる（中間指針第３の２指針Ⅱ①）。
東京電力プレスリリース（平成２３年８月３０日付け等）では、１泊当たり１人８０００円を上限としており、これを参考にした賠償例も多いが、実費の立証がされる例も多い。

３　突然かつ広範囲に被害が生じた原発事故においては、初期段階における親戚、知人宅等へ避難を余儀なくされた場合の合理的な範囲での宿泊謝礼等の事例が相当数認められる。東京電力プレスリリース（平成２４年３月５日付け）においては、「ご親戚宅やお知り合い宅への宿泊実費分」として実費の賠償を認め、ただ、賠償範囲として、１世帯当たり１泊につ

き２０００円を目安とし、１世帯当たり１か月につき６万円までとしている。これを参考にした賠償例が多いが、集団事件等では個別に基準を設定している例もある。

４　また、中間指針第四次追補第２の２指針Ⅳは、従前の住居が避難指示区域内の借家であった者が、移住等又は帰還のために負担した、①新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金及び②新たな借家と従前の借家との家賃の差額の８年分以下について、住居確保損害として賠償すべき損害と認めており、これに関する事例についても、原則として以下に挙げた。

５　なお、避難等対象区域以外の避難指示によらない場合の費用については、自主的避難に係る第１０の２⑶イ等を参照されたい。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１４８※１】　原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の病院に入院していた被相続人（申立人の母親）が、原発事故により避難を強いられた上、平成２３年４月に死亡したとして、避難費用（宿泊費を含む。）、葬儀費用、逸失利益及び精神的損害（避難に伴う慰謝料、入院慰謝料及び死亡慰謝料）等の損害賠償が認められた事例

【公表番号１５７※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、親戚宅に平成２３年３月から同年５月まで滞在して支払った避難先への謝礼３０万円が宿泊費として認められた事例

【公表番号１５９※１、※２】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、避難費用（引越費用及び宿泊先への謝礼等）の賠償のほか、避難先が豪雪地帯であるなど四輪駆動車が必要となって車の買い換えを行ったとして、同年式で査定した場合の差額やスタッドレスタイヤ等付属品費用相当額等が生活費増加費用として認められた事例

【公表番号１８３※１】 原発事故当時、避難指示区域内に居住し、車椅子で生活してきた申立人について、避難費用（避難所から親戚宅に移動した際の交通費及び宿泊費、避難先に適した車椅子の購入費用等の生活費増加費用等）等の賠償が認められた事例

【公表番号１９７※３】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら（子供１名を含む。）について、避難先に支払った宿泊謝礼（１人当たり１泊５０００円、世帯で１泊２万円）の賠償が認められた事例

【公表番号２６７※２、※３】 避難指示区域から避難を余儀なくされた夫婦及びその子２名並びに妻の両親について、交通費等の避難費用、一時立入費用、精神的損害等、子の１人については就労不能損害が認められたほか、避難先で新たに住居を購入したものの、東京電力の不動産賠償の基準が確定していないことから、実際に不動産賠償がされるまでの間の家賃相当額を賠償することが認められた事例

【公表番号３５４※４】 避難指示区域から避難を余儀なくされた申立人らについて、親族宅に滞在していた期間については支払った宿泊謝礼が、賃貸住宅に滞在していた期間については月額５万円の賃料が、それぞれ陳述書により認められて賠償された事例

【公表番号３７４※１】 原発事故当時、仕事の都合上東京都で居住していたが、避難指示区域内に自宅を有していた申立人らについて、申立人父が怪我のため仕事の継続が困難なって自宅への帰還を希望したが、原発事故の影響により自宅に帰還できなくなり、東京での生活を継続せざるを得ずに家賃等の負担が継続したことを考慮し、避難等対象者に準じるものとした上で、平成２４年７月分から同年１２月分までの避難費用（家賃等）が賠償された事例

【公表番号５３２※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から仙台市に避難中の家族について、風評被害を避けるため家業（造園業）の臨時の拠点を仙台市に移したこと及び家族中に幼児がいること等の事情を考慮し、避難費用の賠償終期を平成２４年８月末とする東京電力の主張を排斥し、同年９月以降の避難先家賃相当額の賠償継続が認められた事例

【公表番号８０２※１】 避難指示区域（富岡町）から東京都の４ＬＤＫの共同住宅（家賃月額１８万円）に避難した家族４名について、息子２名が精神疾患を患っており個室を必要としていたから家賃が高くても広い住宅に居住する必要があったなどの事情を考慮し、平成２５年１月から同年１０月までの家賃、仲介手数料及び事務手数料の全額並びに敷金の２割が賠償された事例

【公表番号９１０※１～※８】 南相馬市小高区の旧警戒区域（避難指示解除準備区域及び居住制限区域）の住民（本件ほか３件合計約６００人）からの、慰謝料、避難費用や生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準等を定め、残りの世帯の審理に同解決基準を用いるという審理方法により、平成２３年３月から平成２４年７月までの避難費用や生活費増加費用等（避難交通費、宿泊費用・謝礼、賃料、家財購入費、被服費及び日用品費用、通信費増加費用、食費増加費用、ミネラルウォーター購入費用、水道光熱費、教育関係費用、交通費増加費用等）が賠償された事例

【公表番号９５８※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）で一人暮らしをしていたが、原発事故による避難により体調を悪化させ、仮設住宅等での一人暮らしが困難な状況となったため、栃木県の長男宅に滞在し、長男に対し月額約６万円の宿泊謝礼を支払っていた申立人について、平成２３年１２月から体調が回復した平成２５年４月まで月額６万円の宿泊謝礼等が賠償された事例

【公表番号９６０「４解決基準④」参照】 帰還困難区域（飯舘村長泥地区）の申立人らについて、避難費用（宿泊費）等が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての連絡書において、避難宿泊費関係等についての和解方針が示されている。）

【公表番号９６２※１】 避難指示区域において、家賃の負担なく戸建て住宅に居住していた申立人が、原発事故により避難を余儀なくされ、さらに、当初の避難先より床面積が広く賃料も高い避難先に転居したところ、転居後の家賃について、当初の避難先の家賃の範囲にとどまらず、それを超える金額についても賠償が認められた事例

【公表番号１０００※１～※５】 雇用期間を平成２３年３月から平成２４年２月までの１年間とする雇用契約に基づき、避難指示解除準備区域（浪江町）の会社に勤務し、会社が用意した同区域内の旅館に滞在していたものの、原発事故により北陸地方の自宅に避難した申立人について、雇用期間内は上記旅館に生活の本拠があったとして、平成２３年３月から平成２４年２月までの避難費用、精神的損害、就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１００９※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人らのうち、避難生活により既往症の甲状腺機能低下症等が悪化し、摂食障害にもり患してる申立人１名について、避難先での医療措置を継続し、現在の療養環境を維持する必要があるとして、平成２３年５月から平成２６年４月までの避難先の家賃等が賠償された事例

【公表番号１０５５※１】 自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人ら（父と成年者の子）について、原発事故前は同居していたが避難により介護施設への入居を余儀なくされた申立人父の平成２６年２月までの介護施設居住費が賠償された事例

【公表番号１１２８※４】 避難指示解除準備区域（葛尾村）から避難した申立人らについて、平成２７年５月分までの宿泊費の賠償が認められた事例

【公表番号１１５１※２】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、平成２７年３月に南相馬市原町区の新居に転居した申立人らのうち１人が、平成２６年１２月１日から同月７日まで滞在していた親戚宅への同月分の宿泊費について、月額９万円を日割計算した金額が宿泊費等として賠償された事例

【公表番号１２０１※１】 居住制限区域（飯舘村）に自宅建物を所有し、従前は同建物に居住していたが、原発事故時は、子供の通学等のため自主的避難等対象区域（福島市）のアパートに居住していた申立人らについて、平成２６年６月までに上記自宅建物の財物損害の賠償金を受領

した後も、平成２７年１２月に新築した住宅に転居するまでの間に負担した住居費等が賠償された事例

【公表番号１２１４※１】 居住制限区域（浪江町）の賃貸住宅に居住していたが、娘の住む関東地方に避難後、平成２３年５月に避難先で娘が購入資金の一部（１０００万円）を申立人から贈与を受けて購入した住居に居住している申立人について、中間指針第四次追補の住居確保に係る損害に準ずるものとして、避難先地域の家賃相場に照らした想定賃料額と原発事故前に居住していた賃貸住宅の賃料との差額の８年分が賠償された事例

【公表番号１３１０※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人について、避難先での通院の必要性や、平成２７年１２月に申立人子が出生したこと等を踏まえ、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成２８年３月分までの宿泊費等の生活費増加分が賠償された事例

【公表番号１３６１※４】 帰還困難区域（双葉町）から避難し、平成２８年３月頃に新居を取得した申立人らについて、新居取得後一定期間については生活も安定しないことや、申立人らに帰還の意思が存在すること等を考慮し、新居取得以降分も併せ平成２７年５月分から平成２８年１２月分までについて、親族（子）宅に滞在したことによる謝礼が生活費増加費用として賠償された事例

【公表番号１３８２※１】 原発事故時、埼玉県等に居住していた申立人兄姉らが、避難指示解除準備区域（浪江町）から避難し、平成２９年８月に死亡した弟の死亡後３か月間 （同年９月から同年１１月まで）における避難先の家賃や畳の張替費用を負担したことについて、避難前住居区域の避難指示が解除されたとはいえ、亡弟の知人等は帰還していないこと、葬儀や四十九日の法要は知人等が多数存在する避難先住居で行うのが合理的であること、避難先住居に弔問客が訪れること等を考慮し、その全額が賠償された事例

【公表番号１３８６※１、※２】 帰還困難区域（浪江町）内に所在する賃貸住宅から福島市内に所在する賃貸住宅に避難した申立人らについて、避難費用として、原発事故前に負担していた家賃と避難先の家賃との差額分（平成２７年１１月から平成２９年１０月まで）及び保証共済金相当額が、住居確保損害として、東京電力の家賃賠償基準と従前の借家との家賃の差額８年分の賠償が認められた事例

【公表番号１４１８※１～※３】 居住制限区域（浪江町）から避難し、平成２８年１０月まで埼玉県川口市所在の親戚宅に滞在し、その後、東京都八王子市所在の老人ホームに転居した申立人について、上記親戚に対する平成２３年１２月から平成２８年１０月まで（平成２３年１１月までは直接請求において既払）月額１万円合計５９万円の宿泊謝礼のほか、上記老人ホームに転居した際に支払った居室整備費用及び保険料が賠償された事例

【公表番号１４２５※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に自宅を有し、須賀川市に単身赴任をしていたが、平成２６年７月に南相馬市原町区に異動となり、同区内の社宅に入居した申立人について、同区に異動後も避難指示のため自宅からは通勤することができなかったこと等を考慮し、自宅に帰還した平成２８年７月分まで、宿泊費（社宅賃料の全額）及び日常生活阻害慰謝料（月額７万円）が賠償された事例

【公表番号１４９５※１】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の避難先での家賃及び共益費について、平成２８年３月分から平成３０年３月分までの全額が賠償された事例

【公表番号１５０８※２】 南相馬市避難要請区域（鹿島区）から避難し、平成２３年末頃まで親族宅に滞在した申立人について、宿泊謝礼等が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５８３※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子３名）及び避難先で亡くなった申立外亡父について、親戚宅へ避難した際に支払った謝礼が宿泊費として賠償された事例

【公表番号１６１４※１】　緊急時避難準備区域（川内村）から避難したが、避難生活によるストレスにより不眠、抑うつ症状態となるなど心因性精神障害となり、また、パーキンソン病にり患した申立人について、申立人の病状やかかる病状を前提とした医療環境、事故前居住地の環境全般等からすれば避難先における治療の継続が必要であったことを考慮し、平成２３年５月分から平成２７年１１月分までの避難先における賃料が賠償された事例

【公表番号１６３７※１】　原発事故前から体調を悪くしていたことから、青森県の勤務先を退職して居住制限区域（浪江町）内に所在する実家で療養したいと考えていた申立人について、避難等対象者に準じて、原発事故に伴う避難指示により浪江町の実家に戻ることができなかったため両親の避難先の近くにアパートを借りることを余儀なくされたことにより生じた平成２４年７月分から平成２５年６月分までの家賃、駐車場料金及び光熱費の基本料金等並びに借家人賠償保険料及び仲介料が賠償された事例

【公表番号１６７７※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内の親族所有の建物において使用貸借契約に基づき無償で居住していたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、避難先住居の賃料及び共益費を負担した申立人について、住居確保損害として、当該家賃及び共益費の８年分相当額が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７１５※１】　原発事故時に宮城県内の学生寮に居住し、平成２３年４月以降は居住制限区域（浪江町）の実家から宮城県内の就職内定先に通勤する予定であった申立人について、原発事故により実家からの通勤が不可能となり、住居を賃借せざるを得なくなったとして、住居の賃貸借契約を締結した平成２３年３月分から同住居を退去した平成２４年１２月分までの家賃及び賃貸借契約に係る費用等の避難費用が賠償された事例

【公表番号１７２０※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子）について、原発事故時に使用貸借していた住居から避難し、新たに避難先で住居を賃借したことによって負担した申立人らの家賃費用等（２２３万円）について、住居確保損害として賠償が認められた事例

【公表番号１７５６※１】　原発事故当時、帰還困難区域（大熊町）の賃貸住宅に居住していた申立人らについて、避難費用として平成２５年４月分から平成３０年３月分まで申立人らが避難先において実際に負担した家賃相当額、また、借家に係る住居確保損害として東京電力の直接請求における賠償基準に基づく金額が賠償されたほか、財物損害として自宅から持ち出せなかった仏壇の賠償が認められた事例

【公表番号１７９１※１】　居住制限区域（飯舘村蕨平行政区）から避難し家族別離が生じた申立人らについて、前回の申立て（集団申立て）において和解の対象期間とならなかった平成２５年１２月分以降の避難費用（食費、水道光熱費、交通費、賃料、住居関連費用、通信費等の生活費増加費用）の実費分が平成３０年３月分（ただし、申立人らの一部については別離が解消した平成２８年１０月分）まで賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８０５※１】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人の住居確保損害（借家）について、東京電力の直接請求手続においては、東京電力の賠償基準に基づく定額賠償（２人世帯。２２３万円）がなされていたところ、これを算定し直し、避難後の現住所地の家賃相場と原発事故当時の実際の家賃との差額の８年分に入居時の負担金（ただし、敷金は負担額の３割。）を加算した額（ただし、上記既払金を控除。）が賠償された事例

【公表番号１８３５※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から関東地方に避難し、同地で職を得た申立人ら夫婦について、年齢的に転職が容易でないことから平成２４年９月以降も

避難を継続する特段の事情があったとして、同月から平成２６年３月までの生活費増加費用（社員寮費）等が賠償された事例

【公表番号１８３６※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難し、平成２５年２月に帰還した申立人ら（夫婦）について、申立人夫が避難先で入院手術をし、退院時期が平成２５年１月となったことを考慮し、平成２５年１月まで避難継続の合理性を認め、その間の家賃負担額が賠償された事例

【公表番号１８６９※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難した申立人ら（母及び子３名）の避難費用（宿泊費）として、申立人子らのうちにＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害）の症状のある者がいて生活環境等を変更することが容易でなかったこと等を考慮して、離婚により申立人母が負担することになった平成２６年８月分から平成２８年３月分までの避難先の賃貸住宅の家賃相当額が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９５０※３、※４】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人について、事故後、就労上の事由により避難先にて勤務することを余儀なくされたことを考慮して、平成２３年１０月以降についても避難継続の合理性が認められ、同月から平成２４年３月までの月額１０万円の日常生活阻害慰謝料基本分、平成２３年３月から平成２４年３月までの家族別離による月額３万円の日常生活阻害慰謝料増額分、及び生活費増加費用（平成２３年１０月から平成２４年３月までの寮費、平成２３年５月から平成２４年３月までの帰省交通費）の賠償が認められた事例

【公表番号１９９３※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（夫妻）及び夫の母である被相続人について、被相続人の認知症（原発事故時要介護１）の症状のため避難所等への避難が困難であったことから被相続人が平成２３年１０月より県外の施設に避難し、南相馬市原町区内の施設へ平成２４年１１月に入所したという事情を踏まえ、被被相続人が県外の施設に避難していた期間に関し申立人らが同施設へ赴いた際の面会交通費及び宿泊費の賠償が認められたほか、避難等により被相続人の症状が悪化したことなどを考慮し、被相続人の南相馬市原町区の施設への入所費用（平成２７年１２月分まで）につき割合的（４割から１割まで漸減）な賠償が認められるなどした事例

(ｳ) その他生活費増加費用

（補足説明）

１　避難費用のうち、通常の範囲の費用を超え、特に高額の生活費の増加費用の負担をした場合として、精神的損害と合算されず、生活費の増加費用として独立して賠償された事例である（中間指針第３の２備考３参照）。

２　避難先で新たに負担することとなったものはもちろん、避難元で負担していた生活費について、避難先の生活費が上回る場合や二重に負担する場合等がある（中間指針第３の２備考１参照）。種類としては、水道光熱費増加分、通信費増加分、交通費増加分、教育関係費増加分、自家消費野菜等の購入増額費、避難先家財・衣類日用品購入費等に係る事例が代表的であり、集団事件等では個別に基準を設定している例もある。

３　東京電力プレスリリースでは、生活費増加費用は精神的損害月額１０万円に含まれることを原則としているが、包括賠償（平成２４年９月２５日付け）において、緊急時避難準備区域に住居があった者については、平成２４年９月１日から平成２５年３月３１日までの通院交通費等の生活費増加分として１人当たり２０万円を賠償し、避難・帰宅等にかかる費用相当額の積算項目として同一世帯内の移動費用３万円（１回当たり５０００円とし、１か月に２回として算定した月額の３か月分とする。）を挙げている。また、避難指示区域に住

居があった者については、避難・帰宅等にかかる費用相当額の積算項目として同一世帯内の移動費用について同様の計算で帰還困難区域６０万円（５年分）、居住制限区域２４万円（２年分）、避難指示解除準備区域１２万円（１年分）を挙げているところである。

4　生活費増加費用については、中間指針第３の２備考１が、屋内退避をした者が食品購入のため遠方までの移動が必要となったり、避難等対象者が自家用農作物の利用が不能又は著しく困難となったため食費が増加したりしたような場合を賠償すべき例として挙げているように、必ずしも避難をしなくても、又は避難後に帰還した場合であっても、原発事故と相当因果関係のある生活費増加費用は賠償すべき損害となり得るところであり、そのような事例についてもここで挙げているので参照されたい。

5　なお、避難等対象区域以外の避難指示によらない費用については、自主的避難に係る第１０の２⑶イ等を参照されたい。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１５９※１、※２】　原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、避難費用（引越費用及び宿泊先への謝礼等）の賠償のほか、避難先が豪雪地帯であるなど四輪駆動車が必要となって車の買い換えを行ったとして、同年式で査定した場合の差額やスタッドレスタイヤ等付属品費用相当額等が生活費増加費用として認められた事例

【公表番号１６０※２】原発事故当時、避難指示区域（富岡町）に居住していた申立人らについて、避難費用（移動費用、生活費増加費用及び家具等購入費用）、避難による精神的損害、就労不能損害、検査費用及び除染費用等の賠償が認められた事例

【公表番号１６３※１】 原発事故当時、屋内退避区域（いわき市）に居住していた申立人（大人）について、避難費用（生活費増加費用を含む。）、宿泊に対する謝礼等の損害の賠償が認められた事例

【公表番号１８３※１】 原発事故当時、避難指示区域内に居住し、車椅子で生活してきた申立人について、避難費用（避難所から親戚宅に移動した際の交通費及び宿泊費、避難先に適した車椅子の購入費用等の生活費増加費用等）等の賠償が認められた事例

【公表番号１９５※１、※２】 避難指示区域（大熊町）から神奈川県在住の長男宅に避難した申立人らについて、避難中の自家用車による移動交通費（直接請求における標準交通費）及び生活用品購入に係る生活費増加費用等の賠償が認められたほか、上記長男が結婚する際に別のアパートを賃借せざるを得ず、申立人らがその費用を負担したとして当該費用の賠償が認められた事例

【公表番号１９７※３】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら（子供１名を含む。）について、避難中に購入した防寒衣料服購入費用の賠償が認められた事例

【公表番号２０２※１】 原発事故当時、避難指示区域（双葉町）に居住していた申立人（美容師）について、避難に係る交通費、宿泊謝礼、避難先駐車場賃料、避難先での生活費増加費用（食品・嗜好品・消耗品を除く生活用品等購入費）の賠償が認められた事例

【公表番号２６７※２、※３】 避難指示区域から避難を余儀なくされた夫婦及びその子２名並びに妻の両親について、交通費等の避難費用、一時立入費用、精神的損害等、子の１人については就労不能損害が認められたほか、避難先で新たに住居を購入したものの、東京電力の不動産賠償の基準が確定していないことから、実際に不動産賠償がされるまでの間の家賃相当額を賠償することが認められた事例

【公表番号２９５※１】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、避難中に死亡した夫の葬儀を行った申立人について、自宅で葬儀を行うことができていた場合に比して増加した分の費用の賠償が認められた事例

【公表番号２９８※１、※５】 緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされた申立人について、避難先での家電、衣類、日用品、食品購入費等の生活費増加費用のほか、避難の際の交通費及び宿泊費はもとより、栃木県に避難中に死亡した祖母の葬儀に出席するために負担した避難先からの交通費（レンタカー代を含む。）及び宿泊費等の賠償が認められた事例

【公表番号３２４※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）内に所有自動車を残置したまま避難を余儀なくされた申立人について、通勤に使用するため平成２３年９月に購入した中古自動車の購入費用３７万円の賠償が認められた事例

【公表番号４４９※１】 避難指示区域（浪江町）からいわき市に避難した申立人について、避難生活のため増加した携帯電話の利用料金１４万１０６０円（対象期間平成２３年３月から平成２４年２月まで）の賠償が、月額１０万円の日常生活阻害慰謝料とは別に認められた事例

【公表番号５０１※１】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、原発事故後一時持ち出して使用したが、高線量であることが判明したため自宅に戻し、その後抹消登録した自動車の財物損害及び避難先で新たに購入した自動車の再取得手続費用等が賠償された事例

【公表番号５０３※１、※２】 単身赴任中の勤務地（いわき市）から週末に自宅（南相馬市鹿島区）へ車で帰宅していた申立人について、原発事故後、警戒区域を迂回する交通路変更（従前より２倍強の距離）を余儀なくされたことにより生じた腰痛に関する身体的損害、帰宅費用の増加分（ガソリン代、高速道路料金、オイル交換費用、タイヤ交換費用等）等が賠償された事例

【公表番号５７４※１】 緊急時避難準備区域に自宅と勤務先工場があり、原発事故による工場の他県移転に伴い雇用確保のため他県に単身赴任した申立人について、工場移転は経営判断であるとして原発事故との相当因果関係を否定する東京電力の主張を排斥し、避難費用（家財購入費用）３０万円が賠償された事例

【公表番号６６１※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）で稲作を営み、稲作の副産物（藁・籾殻）を使用して馬の飼育もしていた申立人について、原発事故による稲作中止のため、藁や籾殻の代わりに購入せざるを得なかったおが屑代相当額の賠償（平成２３年３月から平成２５年５月まで）が認められた事例

【公表番号６８５※１】 警戒区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故前は自家消費用の米及び野菜を栽培していたことを考慮し、月額１万５０００円の生活費増加分が賠償された事例（平成２３年３月から平成２５年７月まで）

【公表番号８９９※１】 避難指示区域（富岡町）から仮設住宅に避難しその後現在の住居に移った申立人らについて、申立人らが仮設住宅に避難した際購入した物置・カーテン・暖房器具の費用は既に賠償されていたものの、現在の住居に移転する際、同一の品目の生活用品を新たに購入する必要があったとして、その購入代金相当額が賠償された事例

【公表番号９０７※１】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大原地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、平成２３年１０月から和解案提示時である平成２６年１月まで１人当たり月額１０万円の精神的損害、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号９１０※１～※８】 南相馬市小高区の旧警戒区域（避難指示解除準備区域及び居住制限区域）の住民（本件ほか３件合計約６００人）からの、慰謝料、避難費用や生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準等を定め、残りの世帯の審理に同解決基準を用いるという審理方法により、平成２３年３月から平成２４年７月までの避難費用や生活費増加費用等（避難交通費、宿泊費用・謝礼、賃料、家財購入費、被服費及び日用品費用、通信費増加費用、食費増加費用、ミネラルウォーター購入費用、水道光熱費、教育関係費用、交通費増加費用等）が賠償された事例

【公表番号９２４※１～※３】 緊急時避難準備区域内に居住し、自宅近隣の田畑で自家消費用の米の作付けや野菜の栽培をするとともに、井戸水を利用していた申立人について、原発事故後、

居住地の放射線量の高さ等から、放射性物質による汚染の危険性を懸念して米の作付けや野菜の栽培、井戸水の利用をやめ、商店から米、野菜、ミネラルウォーターを購入したことに合理性を認め、平成２６年３月までの米及び野菜の購入費用並びに平成２４年８月までのミネラルウォーターの購入費用が賠償された事例

【公表番号９３９※２】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区高倉地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、申立人らが自宅にいた期間（平成２３年３月及び同年５月から平成２４年１２月まで）のミネラルウォーター購入費用（概算額）が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書（掲載番号２６）に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている。）

【公表番号９４１※２】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区馬場地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨 地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、避難費用として、平成２３年３月から平成２６年４月までの食費増加費用及びミネラルウォーター購入費用の賠償が認められた事例

【公表番号９４４※２】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大谷地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、平成２４年９月から和解案提示時である平成２６年４月まで１人当たり月額１０万円の精神的損害、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号９５３※２】 自主的避難等対象区域（伊達市）の自宅から避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に単身赴任していたが、原発事故後、勤務先の閉鎖により県外の関連会社に転籍した申立人について、生活の本拠を単身赴任先とした上で、県外の関連会社に転籍した後も避難が継続しているものと認め、平成２４年１１月から平成２６年５月まで転籍により増加した家族間移動費用が賠償された事例

【公表番号９６０※２～※７】 帰還困難区域（飯舘村長泥地区）の申立人らについて、避難費用（生活費増加分）等が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての連絡書において、生活費増加分等についての和解方針が示されている。）

【公表番号９６４※１】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大原地区に居住する申立人らについて、和解案提示時である平成２６年７月まで１人当たり月額１０万円の精神的損害、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号９８２※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、障害を持つ子を同市内の施設に通わせていた申立人について、避難先から戻り、再び同じ施設を利用することとなったものの、原発事故の影響で施設の利用にかかる費用が値上がりし、又は新たな費用を負担せざるを得なくなり、他の施設を利用することも子の障害の状況等からすれば困難であったとして、平成２４年１２月から平成２６年２月までの増加した費用の賠償が認められた事例

【公表番号９９１※１】 緊急時避難準備区域に居住する申立人ら（親子）のうち、原発事故後に郡山市内の学校に進学した子について、帰還困難区域を迂回する経路で通学することは困難であり、郡山市にアパートを借りざるを得なくなったとして、新たに購入した家財の購入費やアパートの家賃等の生活費増加費用から郡山市への転居によって免れた交通費相当額を控除して得た額（平成２６年１月分から同年９月分まで）が賠償された事例

【公表番号９９９※６】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦と子１名）について、両親に子を預けて共働きを始める予定であったが、原発事故後、両親と離れて避難生活を送ることになったため、子を保育園に預けざるを得ない状況となったこと等を考慮し、子が４歳になる平成２４年度まで（平成２３年１０月分から平成２５年３月分まで）の保育料等が賠償された事例

【公表番号１０３２※１】 避難指示解除準備区域（楢葉町）の社宅に居住し、同町内の工場に勤務していたが、原発事故により同工場が操業停止となったため、転勤して福島県外の工場で勤務

している単身の申立人について、原発事故前は福島県内の実家に頻繁に行き来していたこと、申立人は楢葉町の工場勤務を条件として採用された者であり、その旨の勤務先会社の証明書も提出されていること等から、福島県外への転勤によっても 避難は終了していないとして、平成２６年１１月までの避難費用が賠償された事例

【公表番号１０６７※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人について、平成２６年３月に仮設住宅から社宅に入居する際に購入した家財道具・家電製品購入の合理性を認め、代金相当額が賠償された事例

【公表番号１１０７※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しており、申立人母子のみが会津地方に避難した申立人らについて、未就学児を含む子供２人を連れての避難であること等の事情を考慮して、平成２７年５月分（和解案提示の直前月）までの生活費増加分（面会交通費及び自動車関連費用等）の賠償が認められた事例

【公表番号１１２８※４】 避難指示解除準備区域（葛尾村）から避難した申立人らについて、平成２７年５月分までの避難に係る生活費増加分（食費、駐車場代）が認められた事例

【公表番号１１３３※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らについて、申立人らの提出資料を踏まえ、平成２３年３月から平成２４年１２月までの間に避難に伴い新たに購入した物品等の購入費用の賠償が認められた事例

【公表番号１１４２※１、※２】 緊急時避難準備区域（田村市）に長男夫婦及び孫と居住していたところ、長男家族が避難した仮設住宅には移転せず、知人所有のプレハブ建物を改装し同所に避難した申立人らについて、改装費用の一部及び平成２６年１２月までの食費増加分等の損害が認められた事例

【公表番号１１４３※３】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らについて、湯たんぽ３個及びマットレスの購入費用が賠償された事例

【公表番号１１５１※２】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、平成２７年３月に南相馬市原町区の新居に転居した申立人らについて、原発事故前は井戸水を利用し、また、野菜を自家栽培していたことから、同年５月までの水道代、食費増加分等の生活費増加分及びペット預け先への謝礼が賠償された事例

【公表番号１１６５※３】 避難指示区域から避難した申立人ら（事故時５９歳の息子と９３歳の母親）のうち、息子は平成２６年１２月に避難先でマンションを購入し転居したものの、母親は、体調及び介護上の必要から、その後も避難先である申立外の娘夫婦宅で生活し続けていたことについては合理的な理由があるとして、母親について平成２７年６月から同年８月までの生活費増加分（宿泊謝礼等）が賠償された事例

【公表番号１１６６※１】 原発事故時に避難指示区域（浪江町）に居住しており、避難指示が出されたため、津波にさらわれた両親を捜索できずに避難を余儀なくされた申立人について、行方不明の両親の安否確認等のため、平成２３年４月から同年７月まで安否不明者に関する情報掲示場所等に通った際の交通費の増加分が賠償された事例

【公表番号１１９３※３】 緊急時避難準備区域（田村市都路町）に居住し、同市都路町所在の小学校に通学していた申立人子とその母が避難した事案において、原発事故後、申立人子が通学していた小学校は早期に同市船引町の仮校舎にて再開されたものの、自宅から仮校舎への通学は、通学距離や所要時間、申立人らの体調から毎日の送迎は負担が大きいこと等の事情を考慮して、同市都路町内の校舎で小学校が再開された直前の平成２６年３月末までの避難継続の必要性を認め、生活費増加費用（避難先と避難元とで二重に負担していた光熱費・電話料金及び交通費の増加分等）について、それぞれ前回の申立てにおいて賠償済みの期間の翌月分から平成２６年３月分までの賠償が認められた事例

【公表番号１２０６※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に住む申立人について、原発事故後、自宅近くの幼稚園が休園となり再開されないため、子供を遠方の幼稚園に通園させざるを得なくなったために生じた送迎にかかる交通費（ガソリン代）が増加したが、休園中の幼稚

園がいまだ再開されないのは、自宅及び休園中の幼稚園の所在 地区が児童の帰還率が他地区と比べて低いこと等の事情から原発事故の影響によるものと認められ、平成２７年４月分から平成２８年３月分までの通園交通費が賠償された事例

【公表番号１２０８※１】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人らについて、診断書等により認められる原発事故前から患っていた病気及び原発事故後に発症した病気に係る避難中の病状の悪化並びに避難前住所地付近の復興状況等を考慮し、平成２４年９月から平成２６年３月までの期間について避難継続の合理性を認め、同期間の日常生活阻害慰謝料（病気を理由とする増額分を含む。）及び生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号１２０９※１】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人が、避難先でペットを飼うことができないため、原発事故前に飼っていたペットを親族に預けざるを得ない状況になったとして、親族に支払った謝礼金（平成２３年６月分から平成２８年５月分まで）が避難費用（生活費増加分）として賠償された事例

【公表番号１２２０※２】 原発事故当時、避難指示区域の実家に住民票を置きながら、平成２２年４月から平成２６年３月まで大学進学のため関東地方に居住していた申立人について、その実家は申立人が将来同居することが可能となることを考慮して建てられたものであったこと、原発事故前に申立人が大学の長期休暇中は帰省し実家で過ごしていたこと、申立人が大学卒業後に福島県内で就職していること等を考慮し、原発事故がなければ大学卒業後に実家で生活した蓋然性が高いとして、同月分から同年１１月分までの生活費増加分（同年４月以降の就労・通勤のために住宅を借りたことにより負担した敷金・礼金・家賃等）について実際の増額分が賠償された事例

【公表番号１２２５※２】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人らについて、帰還しても家業が再開できないこと、申立人らの中に障害のため避難先の地区所在の施設に通う必要のある者がいたこと等を考慮し、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成２４年９月から平成２６年３月までの食費増加費用の賠償が認められた事例

【公表番号１２４０※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、住居確保損害を受領した後、平成２７年３月に同市原町区に転居した申立人子（原発事故時５８歳）及び母（同８５歳）について、転居後に生活が安定するまでの期間を考慮し、同年８月分までの生活費増加分（食費増加分、水道代等）の賠償が認められた事例

【公表番号１２４３※１】 平成２２年以前は避難指示解除準備区域（浪江町）の実家に居住して兼業農家を営み、同年、転勤のため福島市の賃貸アパートに転居していた申立人ら（父、母、子）について、原発事故時浪江町に住民登録がなかったものの、転居後も週末には実家で農作業をしていたこと、原発事故前は申立人父の定年退職後、実家に戻る予定であったこと等を踏まえ、申立人父が定年退職した平成２８年４月以降、原発事故がなければ浪江町に生活の本拠があったと認められるとして、同月分から同年１１月分までの日常生活阻害慰謝料及び生活費増加分（家賃）が賠償された事例

【公表番号１２５４※３】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住しており、原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人夫と平成２３年５月に婚姻して、その後同所に居住する予定であったが、原発事故があったために平成２４年４月になって同所に転居し、申立人子の出産のために同年７月に自主的避難等対象区域（相馬市）に避難した申立人らについて、同年１２月に申立人子が出生したことも踏まえて避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成２８年３月分までの避難費用が認められた事例

【公表番号１２８０※１】 緊急時避難準備区域から避難し平成２４年３月に帰還した申立人らについて、除染完了が平成２６年３月であったことを考慮して、平成２４年９月分から平成２６年３月分までの食費増加費用が賠償された事例

【公表番号１３２２※１】 緊急時避難準備区域（川内村）から避難し、同区域の指定解除から１年が経過した後も避難を継続した申立人ら家族（小学生の子らを含む。）について、申立人ら家

族や周囲の状況等を総合し、平成２４年９月から平成２８年１月までの二重生活による生活費の増加費用（家族間移動費用、駐車場代、火災保険料）等の賠償を認めた事例

【公表番号１３２６※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人が、原発事故後、自宅近くの幼稚園が休園となって再開されないことから、子供を遠方の幼稚園に通わせざるを得なくなったことについて、自宅及び休園中の幼稚園の所在地区における児童の帰還率が他地区と比べて低いこと等の事情を踏まえて休園中の幼稚園がいまだ再開されないのは原発事故の影響によるものとして、平成２９年３月分までの通園交通費（ガソリン代）が賠償された事例

【公表番号１３４７※１】 帰還困難区域（大熊町）から避難をした申立人について、腎機能障害等の持病のため車の運転ができず、事故前は家族が自家用車で送迎を行っていたが、その家族との別離により、通勤及び通院にタクシーの利用を余儀なくされたこと等を考慮して、既に支払を受けた期間の翌月である平成２８年１２月分から平成２９年６月分までの交通費増加分等が賠償された事例

【公表番号１３６１※３】 帰還困難区域（双葉町）から避難し、平成２８年３月頃に新居を取得した申立人らについて、新居取得後一定期間については生活も安定しないことや、申立人らに帰還の意思が存在すること等を考慮し、新居取得以降分も併せ平成２７年５月分から平成２８年１２月分までについて、米や野菜の購入費及び菩提寺の役員会や避難元の大字総会への参加に要した費用が生活費増加費用として賠償された事例

【公表番号１３７７※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（両親及び子２名）について、申立人子が視覚等に障害を有しており、帰還後の学校その他施設の手配が困難であったこと等を考慮し、平成２９年３月まで避難を継続する特段の事情があるとして、生活費増加分（平成２６年４月分から平成２９年３月分まで）が賠償された事例

【公表番号１３８４※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、帰還困難区域内の病院に入院していた高齢の親族が避難先の病院で死亡し、そこから自宅に搬送した際の遺体搬送費が避難費用として認められた事例

【公表番号１４０４※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らのうち、妊婦又は１８歳以下の子供がいた世帯について、平成２７年３月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成２４年９月から平成２７年３月までの期間において、１世帯当たり月額３万円の生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号１４１２※２、※３】 南相馬市避難要請区域（鹿島区）に居住する申立人らについて、水道水を飲料用に使うことができなくなったために支出した飲料水購入費及び自家消費米が栽培できなくなったために支出した米の購入費（いずれも平成２３年３月分から同年９月分まで）が賠償された事例

【公表番号１４１６※１】 居住制限区域（富岡町）に居住していた申立人について、避難に伴う勤務地の２度にわたる変更により、通勤に利用する駐車場が変更となり、支払うことを要した駐車場料金がその都度増額となったことから、平成２３年５月分から平成２９年１０月分までの増額分（原発事故の影響割合を約８割とする。）が賠償された事例

【公表番号１４２６※４、※５】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らのうち、妊婦又は１８歳以下の子供がいた世帯については、平成２７年３月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成２４年９月から平成２７年３月までの間の該当する期間において、１世帯当たり月額３万円の生活費増加費用が、原発事故当時高校生がいた世帯については、避難によって転校の必要が生じ新たに負担すべき費用が発生したとして、平成２３年３月から平成２４年８月までの期間において、高校生１人当たり１０万円の生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号１４２７※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らのうち、妊婦又は１８歳以下の子供がいた世帯について、平成２７年３月まで避難を継続す

べき合理的な理由があるとして、平成２４年９月から平成２７年３月までの期間において、１世帯当たり月額３万円の生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号１４６０※１１、※１３】 避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、生活費の増加費用として、避難指示解除後１年が経過する平成２９年７月まで月額１万５０００円の自家消費の米及び野菜分のほか、避難によって自宅で葬儀をすることができなくなったことによる近親者の葬儀費用の増加分が賠償された事例

【公表番号１４６５※４】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に入院していたが、原発事故により福島市内の病院への転院を余儀なくされた要介護５の被相続人（申立人らの祖母）の介護を目的とする面会交通費について、上記転院に伴う増加分（平成２３年４月から平成２５年９月まで）が賠償された事例

【公表番号１４７５－１※１】 居住制限区域（飯舘村）から避難後、転居し、住居確保損害の賠償を受けた申立人らについて、その後も自宅の管理等のために飯舘村内へ相当回数にわたって立入りをするなど帰還の意思があったことや転居先での生活状況等を考慮して、平成３０年３月分までの生活費増加費用（食費、水道料金、交通費、通信費用）及び平成２９年３月分までの一時立入費用が賠償された事例

【公表番号１４７５－２※１】 居住制限区域（飯舘村）から避難後、転居し、住居確保損害の賠償を受けた申立人らについて、その後も自宅の管理等のために飯舘村内へ相当回数にわたって立入りをするなど帰還の意思があったことや転居先での生活状況等を考慮して、平成３０年３月分までの食費・水道料金の増加費用、平成２８年１月分までの面会交通費の増加費用及び同年１２月分までの一時立入費用等が賠償された事例

【公表番号１４７５－３※１】 居住制限区域（飯舘村）から避難後、転居し、住居確保損害の賠償を受けた申立人らについて、その後も自宅の管理等のために飯舘村内へ相当回数にわたって立入りをするなど帰還の意思があったことや転居先での生活状況等を考慮して、平成３０年３月分までの生活費増加費用（食費、水道料金、交通費）及び平成２９年２月分までの一時立入費用等が賠償された事例

【公表番号１４８３※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、申立人らの一部が帰還した平成２３年４月から平成２４年８月までの水購入費 用月額５０００円の賠償が認められた事例

【公表番号１４８８※２】 避難指示区域内の特別養護老人ホームに入所していた被相続人（申立人らの母）が、もともと脳内出血の既往症により要介護４の認定を受けており、同老人ホームと同じ敷地内の施設でデイサービスとショートステイを利用している夫からほぼ毎日看護を受けていたところ、避難生活中に両者の体調が悪化して平成２３年５月から夫とともに千葉県内の病院に入院し、２人用個室に入室したことによって生じた、原発事故前に入所していた老人ホームの居住費（自己負担分）と入院先の個室料との差額について、原発事故前の被相続人と夫の生活状況を考慮して、同月分から平成２８年５月分まで、生活費増加費用（居住費用相当額）として賠償された事例

【公表番号１４９２※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、除染の状況や耕作再開の支障等を考慮し、平成２４年８月までの水購入費用及び平成２６年１２月までの自家消費野菜購入費用の賠償が認められた事例

【公表番号１４９３※１】 南相馬市原町区（緊急時避難準備区域）に居住する申立人らについて、申立人らが井戸水を飲用していたことを考慮し、避難時から帰還後を含む平成２３年４月から平成２４年８月までの水購入費用（月額５０００円）が、除染の状況や耕作再開の支障等を考慮し、平成２３年３月から平成２６年１２月までの自家消費野菜 購入費用（年額８万円）が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１５０１※５】帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人らについて、事故によって、収穫した農作物の自家消費ができなくなったために食費が増加したとして、平成２７年５月分から平成３０年３月分までの生活費増加分（食費）等が賠償された事例

【公表番号１５０８※１】 南相馬市避難要請区域（鹿島区）の自宅に、平成２３年３月１１日から同月１２日にかけて、避難してきた親戚・友人ら計２１人を宿泊させ、食事・ 風呂・寝具等を提供した申立人について、宿泊者１人当たり２０００円の生活費増加費用を認めた事例

【公表番号１５１４※１】 帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人について、原発事故前に田畑を賃貸し賃料の代わりに得られていた米等の食料品が得られなくなったことを考慮し、平成２５年９月分から当該田畑の賃貸借契約書の終了期限である平成２７年１２月分までの食費増加分が賠償された事例

【公表番号１５３３※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から群馬県に避難した子（成人）と、同町内から宮城県に避難した父との面会交通費について、原発事故時点で別世帯ではあったものの同じ町内から避難によって遠方に離れたこと、原発事故直後の時期における面会の必要性等を考慮して、平成２３年４月から平成２４年５月までの期間について６回分の面会に係る交通費の実費相当額が賠償された事例

【公表番号１５４２※１、※２】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故直後（平成２３年３月から平成２４年３月まで）の生活費増加費用等のほか、原発事故後に発症したじんましんと原発事故との間の相当因果関係を認め、平成２８年１２月から平成３０年４月までの生命・身体的損害（通院慰謝料及び通院交通費）が賠償された事例

【公表番号１５４３※２】 居住制限区域（浪江町）から避難をした申立人ら（祖父、父、母、長男、長女及び二男）について、平成２５年４月に避難先が手狭となり新たな避難先に転居した際に負担した仲介手数料及び損害保険料並びに同月分から移住をした平成２８年５月分まで月額１５万円の家賃が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５５７※２】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、申立人らが避難中に支出した物品（扇風機２台分）購入費等が賠償された事例

【公表番号１５６９※２】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人が原発事故前は自家消費用の米及び野菜を栽培していたこと等を考慮し、避難中の生活費増加費用（食費増加分）として合計８４万円（平成２３年から平成２９年までの７年分について年額１２万円）を認め、そこから既に農協を通じて賠償を受けた自家用野菜に係る２７万円を控除した５７万円が賠償された事例

【公表番号１５７１※３、※４】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外への避難を継続している申立人ら（父母及び未成年の子３名）について、避難先における父母の再就職や子３名の就学状況等の事情を考慮し、平成２４年７月から平成２８年３月までの一時帰宅費用及び駐車場代等が賠償された事例

【公表番号１５７３※２】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内の自宅から帰還困難区域（双葉町）内の実家に里帰り出産のために一時帰省していたところ、原発事故により避難を余儀なくされた申立人らについて、平成２４年２月から同年１１月までに購入した家財道具購入費用の賠償が認められた事例

【公表番号１５８３※２】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子３名）及び避難先で亡くなった申立外亡父について、原発事故前は自家消費用の野菜を栽培していたことを考慮し、直接請求手続において自家用野菜に係る賠償として支払われた９万４０００円とは別に、平成２３年３月分から平成２７年１月分までの食費増加費用として３７万６０００円が、亡父の火葬費用について避難元の公営斎場における火葬費用に比して高額となった差額分の全額が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１５８４※１】　特定避難勧奨地点が存在する南相馬市原町区片倉地区に居住していた申立人らについて、原発事故前は自ら田畑で耕作した米及び野菜を自家用消費していたが、原発事故によって購入を余儀なくされたことを考慮し、申立人ごとに田畑の除染時期から１年後（最長で平成２９年３月分）まで、食費増加費用（世帯人数に応じ、米について年額４万円又は６万円、野菜について年額８万円又は１２万円）が賠償された事例

【公表番号１５９１※１】　帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人らについて、１．原発事故前は、自己所有の田畑で耕作した米及び野菜を自家用消費していたが、原発事故によって購入を余儀なくされたとして、直接請求手続による既払金とは別に平成２３年３月から平成２８年３月までの４９万円が、２．原発事故前は、井戸水等を利用して生活していたから水道料金の負担をしていなかったが、避難によってその負担を余儀なくされたとして、避難先での平成２３年８月から平成２８年３月までの水道料金１９万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１５９６※１】　帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人について、平成３０年４月から同年６月までに浪江町内において実施された行政区の会合等に出席するために負担した交通費及び宿泊費が賠償された事例

【公表番号１６１９※１、※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人について、生活費増加分として、原発事故前は自家消費用の野菜を栽培していたことを考慮し、直接請求手続において自家用野菜に係る賠償として支払われた８万８７５０円とは別に平成２３年３月分から平成２８年１１月分までの野菜購入費用２５万６２５０円が賠償されたほか、避難生活のために増加した平成２３年４月及び５月の電話料金の増加費用３万０２２０円が賠償された事例

【公表番号１６２０※３】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、１．原発事故前は自家消費用の米及び野菜を栽培していたことを考慮し、直接請求手続において自家用野菜に係る賠償として支払われた２６万５０００円とは別に、平成２３年３月分から平成２７年７月分までの食費増加費用として２６万５０００円が、２．原発事故前は井戸水を利用していたが、これを用いることができなくなり、また、世帯分離が生じたこと等を考慮し、平成２３年９月分から平成２７年７月分までの水道光熱費増加分として２３万５０００円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１６２２※１】　帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人妹について、同区域（大熊町）所在の病院に入院中であった申立人姉が原発事故に伴い転院した（当初は県外の病院。後には県内の別の病院）ために負担した面会交通費の増加分について、東京電力からの既払金を控除した上で賠償された事例

【公表番号１６６１※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）において原発事故前から飼っていた犬を、避難先では飼うことができなかったため平成２３年８月から平成３０年１月まで東京の親族に預けて謝礼を支払っていた申立人について、平成２３年８月分から平成２６年７月分まで月額３万円、同年８月分から避難指示解除後相当期間の経過時である平成２９年７月分まで月額１万５０００円の合計１６２万円が賠償された事例

【公表番号１６９８※３】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人の生活費増加費用について、原発事故前は自家栽培していた米や野菜を原発事故後は購入しなければならなくなったこと等を考慮して、平成２３年３月から平成２５年１月まで月額１万円（ただし、既払金月額２５００円を除く。）が賠償された事例

【公表番号１７０７※１】　居住制限区域（浪江町）内の両親の自宅から自動車で５分程度の距離の自宅に居住していた申立人について、原発事故に伴い申立人と両親とがそれぞれ別の場所に避難せざるを得ず両者の住居の距離が離れたこと、また、申立人の挙式を県外で行うことを余儀なくされたこと等の事情を考慮し、平成２３年３月分から平成２４年５月分までの両親との面会交通費、県外での挙式に伴う交通費が賠償された事例

【公表番号１７１０※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、申立人母子のみが平成２８年３月まで避難した申立人ら（父母及び子２名（うち１名は原発事故後に出生））について、申立人子の幼稚園での通園状況や通園先の幼稚園と通院先の医療機関との連携の必要性等から、平成２３年６月から平成２８年３月までの二重生活による生活費増加分及び平成２３年３月から平成２８年３月までの面会交通費の賠償を認められた事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７３２※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）の自宅から避難した申立人らについて、原発事故前は、自宅近辺に所有する畑で野菜を栽培し、米は近隣住民からもらい受け、かつ、申立人夫が漁業に従事していたことから、野菜や米に加えて魚介類も購入することなく入手できていた事情を踏まえ、平成２４年４月から平成３０年３月までの食費増加費用（野菜、米及び魚介類の購入費相当分）の賠償が認められた事例

【公表番号１７４６※２】　帰還困難区域（浪江町）に居住し、原発事故の直前に父を亡くした申立人について、避難後に居住地外の火葬場で亡父を火葬せざるを得なかったところ、火葬場のある自治体等の住民票登録の有無で火葬炉使用料が設定されていたことから、住民票登録がないために申立人が支払った火葬炉使用料と住民票登録がある場合の火葬炉使用料との差額分の賠償が認められた事例

【公表番号１７６３※１】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父母及び未成年の子２名）について、申立人子らが原発事故前に通園していた幼稚園の費用と避難先で通園した幼稚園の費用との差額分が生活費増加費用として賠償された事例

【公表番号１７７５※２】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した地域（南相馬市鹿島区）から平成２３年３月から同年５月までの間避難した申立人ら（夫婦及び子１名）のうち、申立人妻の持病の入通院に際し自家用車での送迎や見舞いを行っていた申立人夫について、原発事故に伴い当初の通院先では手術体制が整わなかったことから申立人妻が県外の病院に転院し、そのため送迎距離が増加したことに伴う入通院交通費増加分について平成２３年６月分から平成２６年９月分までの実費相当額が賠償された事例

【公表番号１７８６※２】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、夫の父母）について、①避難により遠方となった申立人妻の母（申立外）との面会交通費が増額したとして、平成２３年７月から平成３０年３月まで、その交通費差額分のうち月１回の往復分、②避難中の平成２４年３月及び同年５月に支出した自宅の管理費用（除草剤・培養土の購入費、家屋修繕のための材料費）の実費の賠償が認められた事例

【公表番号１７８９※２】　旧緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人ら（母及び原発事故当時小学生の子２名）について、平成２４年４月から平成２８年３月までに発生した避難費用（①避難により増額した電気・ガス・水道料金及び避難先での自治会共益費相当額、②避難前は自家消費用として栽培していた米や野菜の購入費相当額、③原発事故により別離していた申立外父との面会交通費相当額）が賠償された事例

【公表番号１７９１※１】　居住制限区域（飯舘村蕨平行政区）から避難し家族別離が生じた申立人らについて、前回の申立て（集団申立て）において和解の対象期間とならなかった平成２５年１２月分以降の避難費用（食費、水道光熱費、交通費、賃料、住居関連費用、通信費等の生活費増加費用）の実費分が平成３０年３月分（ただし、申立人らの一部については別離が解消した平成２８年１０月分）まで賠償された事例

【公表番号１７９３※２～※４】　避難指示解除準備区域（楢葉町）から避難した申立人について、①避難先で購入したファンヒーター及び体組成計の購入費用、②避難先が狭く運び入れることができなかった家財等を保管するために借りたレンタルルームについて、平成３０年３月までに発生した賃料相当額が賠償されたほか、③平成２５年８月に楢葉町の自宅において実施した

除草工事費用（ただし、原発事故の影響割合を５割として算定。）、④家財の移動費用及び家財の処分費用等が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８０７※２】　居住制限区域（浪江町）に居住し、原発事故前から国の指定難病にり患し継続的に治療を受けていた申立人について、避難当初の時期に適切な治療が受けられず、その後徐々に症状が悪化したことを考慮して、生活費増加費用（症状の悪化により購入を要した介護関係の物品購入費用）が賠償された事例

【公表番号１８１６※１】帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人について、平成２８年１月から平成３０年１２月までの家族間における面会交通費等が賠償された事例

【公表番号１８１７※３】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らのうち、勤務先の移転に伴い平成２５年３月から他県へ単身赴任し、他の家族と別々に避難していた父について、平成２５年３月から平成３１年２月までの生活費増加費用、家族間面会交通費等が賠償された事例

【公表番号１８１８※２】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子）について、父と母子が別離後いったん合流したものの、申立人子が転入先の中学校になじめず不登校となったため再び母子のみ転居し再度別離が発生したという事情を踏まえ、避難指示解除後相当期間を超えて、別離が再度解消した平成３１年３月までの避難先での駐車場使用料等及び家族間面会交通費（ただし、再別離時以降は原発事故の影響割合を８割として算定。）が賠償された事例

【公表番号１８２４※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）において父母、子、祖父母とで居住していた申立人らのうち母について、原発事故により勤務先が他県に移転して単身赴任となったことに伴う月４回分の家族間面会交通費につき平成２３年７月から平成３０年３月までの実費相当額が賠償された事例

【公表番号１８２５※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から申立人子のみが申立外の祖母と共に避難した申立人ら（父、母及び未成年の子）について、申立人子の通学継続（事故時中学生）の必要性等の事情を考慮し、平成２５年３月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成２４年１月から平成２５年３月までの避難費用（面会交通費）及び生活費増加費用（二重生活に伴う水道光熱費増加分）が賠償された事例

【公表番号１８４２※２】　緊急時避難準備区域（広野町）から避難した申立人ら（夫婦）について、事故後に亡くなった夫の父の火葬に際し住民登録地である双葉郡の斎場を使用できた場合の費用とそれ以外の斎場を使用したことによる実費との差額分が火葬場使用料増額分として賠償された事例

【公表番号１８６０※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、原発事故直後（平成２３年５月）に出生した子の被ばく不安等を理由に県外への避難を継続した申立人らについて、申立人夫の仕事の関係で二重生活が生じたこと等を考慮して、避難費用（平成２８年３月までの面会交通費、一時立入費用等）、二重生活による生活費増加費用（平成２６年６月までの水道光熱費、新聞購読料、平成２６年分の幼稚園入園費等）が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１８６１※２】　緊急時避難準備区域（川内村）から避難した申立人ら（母、子（１３歳）、子（１０歳））について、平成２３年９月から平成２５年３月までの避難期間中に増加した水道代について生活費増加費用が損害として認められた事例

【公表番号１８６５※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫、妻、子、夫の母）について、平成２３年３月から平成３０年２月まで、自家消費野菜が収穫できなくなったことによる生活費増加費用が損害として認められた事例

【公表番号１８７０※３、※４】　居住制限区域（富岡町）から避難した申立人ら（夫、妻、成人の長男及び未成年の長女）について、就労、就学等の関係で３か所に分かれて生活せざるを得

なかったことを考慮して、生活費増加費用としての平成２３年３月から平成２４年５月までの家財道具購入費用（東京電力が認めなかったベッド３台の購入費用を含む。）、申立人長男が家族と別離して勤務先近くに住むために要した転居先の家賃等の実費（平成２７年１月から平成３０年３月まで）が賠償された事例

【公表番号１８７６※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自身が役員を務める宗教団体の支部（いわき市所在）の活動に関連して定期的に同支部へ通う生活を送っていた申立人について、原発事故により国道６号が通行止めになったことに伴い交通路変更を余儀なくされたことにより生じた交通費の増加費用（期間は平成２３年４月から国道６号が通行可能になった平成２６年９月まで）が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８７８※１、※６～※８】　避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた申立人ら夫婦について、東京電力が包括請求を認めている避難及び帰宅等にかかる費用相当額に加え、申立人夫の損害として、避難交通費、自家消費野菜相当額の生活費増加費用、その他交通費が、それぞれ認められた事例

【公表番号１８８８※１】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域であり特定避難勧奨地点に隣接する地点（南相馬市鹿島区橲原）に居住していた申立人について、自宅敷地内の畑で自家消費野菜を栽培していたが、原発事故後の避難により耕作が不可能となり、また、仮設住宅へ移転してから近くに畑を借りて耕作を再開したものの、以前より規模が縮小して収穫量が減少して、原発事故前より食費が余計にかかることとなったとして、平成２３年３月から平成２４年３月までは月額１万円、仮設住宅の近くの畑で耕作を再開した同年４月から平成２７年３月までの期間は月額３３００円の生活費増加費用の損害が認められた事例

【公表番号１８８９※２】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から平成２３年３月に家族全員（父母及び原発事故時中学生の子１名）で避難したものの、父はすぐに自宅に戻り、母と子１名がその後も避難生活を継続した申立人らについて、平成２４年３月まで避難を継続する特段の事情があったと認め、平成２３年３月から平成２４年３月までの生活費増加費用（面会交通費、水道光熱費増加費用等）が賠償された事例

【公表番号１８９４※３】　居住制限区域（浪江町）に居住し、福島県外へ避難した申立人ら夫妻について、平成２３年４月より申立人夫は仕事の関係で福島県内に避難することとなり、別離が生じたことから、平成２３年４月から平成３０年３月までの家族間移動費用が賠償された事例

【公表番号１８９７※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外へ避難した申立人ら（父、母、子３名）について、申立人父は平成２６年９月に帰還し、その他の申立人らは、申立人子らに発達障害があり生活環境を変えることに困難があったことから、その後の避難の継続には必要かつ相当な理由が認められるとして、申立人父のみが帰還したことにより家族間別離が生じた同年９月から平成２８年３月までの家族間交通費が認められた事例

【公表番号１８９９※３】　避難指示解除準備区域（楢葉町）から避難した申立人について、平成２３年６月までに支出した避難先の住宅への風呂設置費用の賠償が認められた事例

【公表番号１９００※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、原発事故当時南相馬市原町区内の病院に入院していた母親が、原発事故によって群馬県の病院への転院を余儀なくされた結果、母親の見舞いのため南相馬市原町区と群馬県とを行き来せざるを得なくなったところ、申立人と母親との面会の必要性を認めて、平成２３年３月分から平成２４年８月分まで、面会交通費及び宿泊費（ただし、東京電力に対する直接請求手続における既払金を控除。）が賠償された事例

【公表番号１９０１※２】　原発事故時、帰還困難区域（富岡町）から県外へ避難した申立人ら（夫婦）について、原発事故による避難や家族別離が生じたことにより負担を余儀なくされた家財等購入費用、交通費及び駐車場代が認められた事例

【公表番号１９０３※１】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら夫妻について、同居していた親との家族別離が生じたことから、生活費増加費用（二重生活による水道光熱費増加費用、平成２３年４月から同年９月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号１９０８※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外へ避難した申立人ら（父、母、子）について、申立人父が仕事のため平成２３年５月に帰還した一方、平成２３年４月に申立人子が避難先の県外の高校へ進学したため申立人母及び申立人子は同校卒業の平成２６年３月まで避難の継続を余儀なくされたことから、申立人母に平成２３年５月から平成２６年３月までの生活費増加費用（二重生活による水道光熱費増加費用及び寒冷地避難に伴う灯油代増加費用）の賠償が認められた事例

【公表番号１９２０※２】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故時成人であった子１名）について、平成２３年３月から平成２８年２月までの生活費増加費用（原発事故の影響により自家消費野菜の栽培ができなくなったことにより増加した野菜購入費用）の賠償が認められた事例

【公表番号１９２１※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父、母、長女、二女）について、避難によりやり直しを余儀なくされた申立人二女の歯列矯正治療費用の賠償が認められた事例

【公表番号１９２６※４】　緊急時避難準備区域（田村市）に居住していた申立人について、原発事故からの避難後の平成２３年３月から平成２７年３月までに発生した生活費増加費用（避難前に自家消費用に栽培していた野菜の購入費用相当額）の賠償が認められた事例

【公表番号１９５７※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父、母、子２名。子のうち１名は平成２５年１０月出生）について、原発事故に伴う父の就労上の事情により平成２３年６月以降県外にて避難生活を送っていたところ、平成２４年９月以降についても避難継続が合理的であると認められ、子らの保育料につき、平成２４年８月までの期間のうち直接請求における賠償が未了であった平成２３年１２月から平成２４年５月までの間について直接請求での算定方法にもとづき負担額全額が、平成２４年９月から平成２８年３月までの間について原発事故がなくても一定程度の保育料負担はあったと思われることから負担額の７割の限度で賠償が認められた事例

【公表番号１９７７※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人について、原発事故の影響で作ることができなくなった自家消費野菜に代わる食費増加分（平成２３年３月から平成２７年２月）及び購入を余儀なくされたミネラルウォーターの購入費用（平成２３年３月から平成２４年８月）が生活費増加費用として認められた事例

【公表番号１９７８※２】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人ら（夫婦、夫の母）のうち、夫について、同区の自宅周辺の除染状況等を考慮して、平成２３年３月から平成２７年１２月までの生活費増加費用（自家消費野菜）の賠償が認められた事例

【公表番号１９８１※１】　避難指示解除準備区域（葛尾村）に居住していた申立人の生活費増加費用について、東京電力の直接請求手続において認められなかった避難先アパートに関する出費として家財保険料３年分（平成２６年分から平成２８年分まで）、仲介手数料、敷金（総額の２割）、礼金、保証委託料等と、平成２４年６月から平成３０年３月までの水道代（月額１５００円）、家財道具購入費用等の賠償が認められた事例

【公表番号１９９３※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（夫妻）及び夫の母である被相続人について、被相続人の認知症（原発事故時要介護１）の症状の

ため避難所等への避難が困難であったことから被相続人が平成２３年１０月より県外の施設に避難し、南相馬市原町区内の施設へ平成２４年１１月に入所したという事情を踏まえ、被相続人が県外の施設に避難していた期間に関し申立人らが同施設へ赴いた際の面会交通費及び宿泊費の賠償が認められたほか、避難等により被相続人の症状が悪化したことなどを考慮し、被相続人の南相馬市原町区の施設への入所費用（平成２７年１２月分まで）につき割合的（４割から１割まで漸減）な賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９９４※４、※５】　帰還困難区域（浪江町）に居住していた申立人らについて、平成２３年４月から平成３０年３月までの米野菜購入費用及び水道代並びに平成２３年４月から同年１１月までの携帯電話料金に係る生活費増加費用等の賠償が認みられるなどした事例

【公表番号２０００※３】　原発事故時居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら家族（成人の子及び両親）につき、原発事故によって、申立人父及び母は県北地方へ、申立人子は原発事故に伴う勤務場所変更のため浜通り南部の賃貸住宅にそれぞれ避難したことから、二重生活による水道光熱費増加費用及び申立人子が賃貸住宅避難に伴い負担することとなったタイヤ保管料（いずれも平成３０年３月まで）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０１７※１】　帰還困難区域（双葉町）に居住していた申立人について、原発事故以前は野菜の栽培や養鶏をして生活していたものの、避難先でそれらを行えなくなったことを考慮して、平成３０年３月分までの生活費増加費用（自家消費野菜・鶏卵）等の賠償が認められた事例

【公表番号２０１９※２】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、持病に係る通院交通費が避難先から通院することによって原発事故前より多くかかることになったことを考慮して、平成２８年９月から平成３０年３月までの通院交通費増加分の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０２１※１】緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、不妊治療を受けていた申立人夫婦について、原発事故後に担当医が避難して戻らず、不妊治療再開のために平成２７年９月から遠方の病院への通院を余儀なくされたことを考慮して、同月から平成３０年８月までの生活費増加費用（通院交通費の増加分）の賠償が認められた事例

【公表番号２０２４※５】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らについて、原発事故前は自家消費用の野菜及び米を栽培していたこと等を考慮し、生活費増加費用（自家消費野菜及び米）として、平成２３年３月から平成３０年３月までの期間につき、野菜は世帯全体で年額１２万円、米は世帯全体で年額６万円を基準として、直接請求手続における自家用野菜に係る賠償の既払金を控除し、本件で申立人となっている人数の割合を乗じた金額の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０２５※５】　避難指示解除準備区域（浪江町）において同居していた被相続人（申立人長男の母）及び申立人長男のうち、申立人長男について、平成２３年３月から平成２８年１２月まで及び平成２９年１月以降の自家消費米・野菜に関する損害（１０年分の米・野菜購入費用相当額として算定）の賠償が認められた事例

【公表番号２０２８※２】　原発事故時は福島県外の賃貸住宅に居住していた申立人子について、定年退職（平成２６年）以降は避難指示解除準備区域（浪江町）の実家に戻って申立人母と同居することを予定していたものの、避難指示解除（平成２９年４月）後まで戻れなかったこと等を考慮し、上記賃貸住宅の家賃の一部（定年退職した月の分から平成２９年４月分まで原発事故の影響割合を２割ないし３割として算定した額）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０３１※２】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら家族につき、平成２３年３月から平成３０年３月までの生活費増加費用（水道代等増加分及び自家消費野菜）の賠償が認められるなどした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０５１※１、※２、※３】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（父、母及び子）について、緊急時避難準備区域内にあった申立人子の学校が平成２４年３月まで他自治体に移転し、その間申立人子のみが移転先の自治体に避難したことを考慮して、申立人子の避難継続の合理性が認められ、直接請求手続における支払分以降の平成２３年１０月から平成２４年３月までの申立人子の日常生活阻害慰謝料月額１０万円及び申立人らの家族間面会交通費、並びに家族別離を理由とする平成２３年４月から平成２４年３月までの申立人らの日常生活阻害慰謝料増額分月額３万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０５１※４】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（父、母及び子）について、自宅周辺の除染状況等を考慮して、平成２３年３月から平成２７年３月までの生活費増加費用（自家消費野菜）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０５８※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、所有する畑で野菜を栽培し自家消費していたものの、原発事故により作付けができなくなり、平成２８年末に行政による農地除染がなされるまでその状態が継続したこと及び除染後も直ちに原発事故前と同等に栽培ができるわけではないことを考慮して、平成２７年及び平成２８年につき年額８万４０００円、平成２９年についてはその８割である年額６万７２００円の生活費増加費用（原発事故の影響により自家消費野菜の栽培ができなくなったことにより増加した野菜購入費用）の賠償が認められた事例（平成２６年分までは支払済み）

【公表番号２０６３※６】　原発事故当時、居住制限区域（飯舘村）に居住していた申立人ら家族について、避難に伴う家族別離が生じたことによって発生または増加した家族間移動費用、ガス代、灯油代、電話代、新聞代及びＮＨＫ受信料の賠償が認められたほか、飯舘村の自宅の石油タンクのレバーの修理費用、申立人父の避難先住宅に関する、直接請求手続で賠償された家賃以外の敷金、保証金、共益費及び駐車場代の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０７８※１、２】　帰還困難区域（浪江町）から川俣町に避難した家族（申立人父及び長男ら）について、申立人父が、通勤に利用している道路が冬季は雪の影響で封鎖されるなどして避難先から南相馬市の勤務先までの通勤が困難であったため、平成２４年２月、単身で同市の仮設住宅に転居したこと、申立人父が、平成３０年８月下旬、同市の仮設住宅から同市の復興住宅に転居し、同年９月分から復興住宅の賃料を支払うようになったが、復興住宅に転居した当時、勤務先を定年退職となるまで残り数年であり、再就職も難しかったため、同市にとどまらざるを得なかったこと等を考慮し、避難費用として、平成３０年９月分から令和３年１月（申立人父が勤務先を退職するとともに復興住宅を退去し、家族との同居を再開した月）分までの復興住宅の賃料及び平成３０年４月から令和３年１月までの家族間交通費（ただし、いずれも原発事故による影響割合を３割として算定した額）の賠償を認めた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１０１※１】　帰還困難区域（大熊町）に居住して兼業農家を営んでいた申立人夫らについて、平成２３年３月から令和元年１２月までの自家消費米・野菜の購入費用に係る農業損害（ただし、既払金を控除。）の賠償が認められた事例

【公表番号２１０６※３】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（母及び原発事故時未就学の子２名）について、平成２３年３月に亡父と共に福島県外に避難し、同年５月に亡父のみ仕事のため同区域に戻ったが、申立人らは平成２４年秋まで避難生活を継続したという経過を考慮して、申立人母に対し、平成２３年５月から平成２４年８月までの家族間交通費の賠償を認めるなどした事例

【公表番号２１１０※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、原発事故の影響により自宅近くの田畑で栽培していた野菜や米の自家消費ができなくな

り、これに代わる購入費用の支出を余儀なくされたと認め、平成２３年３月から平成２８年３月までの生活費増加費用として、原発事故の影響割合を考慮して算定された自家消費野菜・米購入費の賠償が認められるなどした事例

イ　損害額の算定

（補足説明）

避難費用のうち損害額の算定（認定を含む。）に特色のある事例について挙げた。被害者は、突如避難生活を余儀なくされるのであり、客観的な資料等が残っていないことも多く、そのような場合は申立人のメモや陳述等によって認定したり、合理的に推認される損害額を認定する事例が見られる。また、生活費増加費用は、中間指針第３の６に定める精神的損害の損害額と別に認める例が多数認められる。

(ｱ) 交通費、家財道具移動費用、宿泊費等

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２５２※１】　避難指示区域からいわき市に避難を余儀なくされ、避難先を移動した申立人夫婦が、それぞれの車２台で５回ずつ移動したことについて、申立人の陳述及び移動日の記載された手帳に基づき、東京電力の直接請求で認められていた２回分以外の残り３回分の家財道具移動費用の賠償が認められた事例

【公表番号２７３※３】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、避難先の親類に宿泊費及び礼金を支払ったとして、領収証はないものの、宿泊費月額６万円の８か月分及び礼金５万円の賠償が認められた事例

【公表番号３３１※１】 南相馬市原町区の住民約１３０名からの滞在者慰謝料、生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準を定め、残りの世帯の検討に同解決基準を用いるという審理方法により避難・一時立入り・帰宅移動費用、生活費増加費用（自家生産野菜の消費不能による食費増加分、ミネラルウォーター購入分、交通費増加分、家財道具等購入分）が賠償された事例

【公表番号８０２※１】 避難指示区域（富岡町）から東京都の４ＬＤＫの共同住宅（家賃月額１８万円）に避難した家族４名について、息子２名が精神疾患を患っており個室を必要としていたから家賃が高くても広い住宅に居住する必要があったなどの事情を考慮し、平成２５年１月から同年１０月までの家賃、仲介手数料及び事務手数料の全額並びに敷金の２割が賠償された事例

【公表番号９５３※２】 自主的避難等対象区域（伊達市）の自宅から避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に単身赴任していたが、原発事故後、勤務先の閉鎖により県外の関連会社に転籍した申立人について、生活の本拠を単身赴任先とした上で、県外の関連会社に転籍した後も避難が継続しているものと認め、平成２４年１１月から平成２６年５月まで転籍により増加した家族間移動費用が賠償された事例

(ｲ) その他生活費増加費用

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１５９※１、※２】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、避難費用（引越費用及び宿泊先への謝礼等）の賠償のほか、避難先が豪雪地帯であるなど四輪駆動車が必要となって車の買い換えを行ったとして、同年式で査定した場合の差額やスタッドレスタイヤ等付属品費用相当額等が生活費増加費用として認められた事例

【公表番号１６３※１】 原発事故当時、屋内退避区域（いわき市）に居住していた申立人（大人）について、避難費用（生活費増加費用を含む。）、宿泊に対する謝礼等の損害の賠償が認められた事例

【公表番号２５２※２】 避難指示区域から避難を余儀なくされた申立人夫婦について、避難時の服のクリーニング代、申立てのためのコピー代、新たに生じた子供会の会費、水泳教室の会費の増加分等の生活費増加費用の賠償が認められた事例

【公表番号３２４※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）内に所有自動車を残置したまま避難を余儀なくされた申立人について、通勤に使用するため平成２３年９月に購入した中古自動車の購入費用３７万円の賠償が認められた事例

【公表番号３３１※５、※６】 南相馬市原町区の住民約１３０名からの滞在者慰謝料、生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準を定め、残りの世帯の検討に同解決基準を用いるという審理方法により避難・一時立入り・帰宅移動費用、生活費増加費用（自家生産野菜の消費不能による食費増加分、ミネラルウォーター購入分、交通費増加分、家財道具等購入分）が賠償された事例

【公表番号９０７※１】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大原地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、平成２３年１０月から和解案提示時である平成２６年１月まで１人当たり月額１０万円の精神的損害、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号９３９※２】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区高倉地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、申立人らが自宅にいた期間（平成２３年３月及び同年５月から平成２４年１２月まで）のミネラルウォーター購入費用（概算額）が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書（掲載番号２６）に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている。）

【公表番号９４１※２】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区馬場地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、避難費用として、平成２３年３月から平成２６年４月までの食費増加費用（年額１２万円で算定し合計３８万円）及びミネラルウォーター購入費用（月額６０００円）の賠償が認められた事例

【公表番号９４４※２】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大谷地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、平成２４年９月から和解案提示時である平成２６年４月まで１人当たり月額１０万円の精神的損害、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号９６４※１】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大原地区に居住する申立人らについて、和解案提示時である平成２６年７月まで１人当たり月額１０万円の精神的損害、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号１１３３※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らについて、申立人らの提出資料を踏まえ、平成２３年３月から平成２４年１２月までの間に避難に伴い新たに購入した物品等の生活費増加分が認められた事例

【公表番号１３４２※１】 帰還困難区域（大熊町）の勤務先に自家用車を残置したまま避難を余儀なくされたため、平成２３年３月末、代替車両（中古車）を購入したが、同年９月に残置車両を回収した後は残置車両と代替車両の両車両を交互に通勤等に使用していた申立人について、車両の必要性、代替車両をレンタルしたと仮定した場合の費用と比較した代替車両の購入金額、申立人が残置車両を回収した後に一定期間は両車両を使用していたこと等を考慮し、代替車両の購入費用の７割相当額の賠償が認められた事例

【公表番号１３８４※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、帰還困難区域内の病院に入院していた高齢の親族が避難先の病院で死亡し、そこから入院前の自宅に搬送した際の遺体搬送費が、県内で死亡した場合の遺体搬送費やドライアイス代を控除せず、全額を損害として認められた事例

【公表番号１４０４※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らのうち、妊婦又は１８歳以下の子供がいた世帯について、平成２７年３月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとし、また、申立人らが多数に及ぶことから、合理的な範囲で証明の程度を緩和して、一定額の賠償を認める方法により迅速な救済を図るべきとして、平成２４年９月から平成２７年３月までの期間において、１世帯当たり月額３万円の生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号１４２６※３、※４】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らのうち、原発事故当時高校生がいた世帯については、避難によって転校の必要が生じ新たに負担すべき費用が発生したとして、平成２３年３月から平成２４年８月までの期間において、高校生１人当たり１０万円の生活費増加費用が、妊婦又は１８歳以下の子供がいた世帯については、平成２７年３月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成２４年９月から平成２７年３月までの間の該当する期間において、１世帯当たり月額３万円の生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号１４２７※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らのうち、妊婦又は１８歳以下の子供がいた世帯について、平成２７年３月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成２４年９月から平成２７年３月までの期間において、１世帯当たり月額３万円の生活費増加費用が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５８４※１】 特定避難勧奨地点が存在する南相馬市原町区片倉地区に居住していた申立人らについて、原発事故前は自ら田畑で耕作した米及び野菜を自家用消費していたが、原発事故によって購入を余儀なくされたことを考慮し、申立人ごとに田畑の除染時期から１年後（最長で平成２９年３月分）まで、食費増加費用（世帯人数に応じ、米について年額４万円又は６万円、野菜について年額８万円又は１２万円）が賠償された事例

【公表番号１６２２※１】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人妹について、同区域（大熊町）所在の病院に入院中であった申立人姉が原発事故に伴い転院した（当初は県外の病院。後には県内の別の病院）ために負担した面会交通費の増加分について、申立人妹の陳述等により認定した面会回数（県外の病院については年３回、県内の病院については月３．５回）に基づいて算定し、既払金を控除した上で賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７３２※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）の自宅から避難した申立人らについて、原発事故前は、自宅近辺に所有する畑で野菜を栽培し、米は近隣住民からもらい受け、かつ、申立人夫が漁業に従事していたことから、野菜や米に加えて魚介類も購入することなく入手できていた事情を踏まえ、平成２４年４月から平成３０年３月までの野菜・米の購入費相当分として３６万８０００円（野菜につき年額５万２０００円、米につき年額４万円に、原発事故前の同居人数に対する申立人数の割合として、それぞれ３分の２を乗じて算出した。）、魚介類の購入費相当分として２７万２１００円（総務省統計データに基づき、年額４万５３５０円として算出した。）の各賠償が認められた事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８７１※１】　帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人について、原発事故及びその後の避難により、従前使用していた井戸水や自家栽培の米及び野菜を使用することができなくなったため余計に支出した生活費増加費用が損害として認められた事例

ウ　避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用

（補足説明）

１　難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない（中間指針第３の２指針Ⅲ）とされているところ、以下は避難指示等の解除等から相当期間経過後に避難費用を賠償すべき特段の事情に関する事例である。

２　ここでいう特段の事情がある場合については、中間指針等の備考において以下のようなものが挙げられている。

①　避難中に健康を害し自宅以外の避難先等での療養の継続が必要なため帰宅できない場合など（中間指針第３の２備考５）

②　例えば一定の医療・介護等が必要な者に関しては解除後の地域の医療・福祉体制等を考慮し、子供に関しては通学先の学校の状況を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である（第二次追補第２の１の⑴備考７・⑵備考３・⑶備考３）。

③　帰還に際して従前の住居の修繕等を要する者に関しては業者の選定や修繕等の工事に実際に要する期間、工事等のサービスの需給状況等を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である。その際、避難費用については、個別の事情に応じたより柔軟な対応を行うことが適当である（第四次追補第２の１備考６）。

３　以上のような特段の事情がある場合とまでいうことができなくとも、緊急時避難準備区域からの避難者であって、子供のいる世帯については、自主的避難とのバランスもあり、平成２４年９月以降の避難費用の賠償が比較的緩やかに認められている事例も多いので、参照されたい。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号５３２※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から仙台市に避難中の家族について、風評被害を避けるため家業（造園業）の臨時の拠点を仙台市に移したこと及び家族中に幼児がいること等の事情を考慮し、避難費用の賠償終期を平成２４年８月末とする東京電力の主張を排斥し、同年９月以降の避難先家賃相当額の賠償継続が認められた事例

【公表番号６４０※１】　緊急時避難準備区域から東京都へ避難した申立人について、原発事故前より平成２３年３月末に飯舘村に転居予定であり計画的避難区域指定前の同年４月前半に飯舘村に現実に転居したこと等により計画的避難区域からの避難者と同視して、平成２４年３月から平成２５年７月までの期間について、避難先のアパートの賃料及び生活費増加費用として新たに購入した家財について賠償が認められた事案

【公表番号７４８※１】緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から子を避難させている申立人について、子の就労上の都合等から避難継続の合理性を認め、平成２５年６月までの避難費用（子の避難先の家賃）が賠償された事例

【公表番号７９９※３】　緊急時避難準備区域内に居住していたが、原発事故後に埼玉県に避難した家族３名（うち２名は高校生と中学生）について、子供２名が避難先の高校・中学校に通学していることや家族別離等の事情を考慮し、平成２４年９月以降についても、避難中に滞在したアパートの家賃、子供らの転校に伴う制服代等の生活費増加費用の賠償が認められた事例

【公表番号８２１※１、※４】緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難している申立人らについて、申立人Ｘ２に係る避難に伴う環境変化による自閉症の症状悪化、申立人Ｘ１（Ｘ２の主たる介護者であり唯一の家族）に係るうつ病り患のため家事もできないほどの精神状態であること、Ｘ２の施設入所による家族別離等の事情から、避難先における一定の医療・介護の

継続の必要性があり、避難費用を賠償する特段の事由が認められるとして、平成２４年９月以降の宿泊費等、生活費増加費用の賠償が認められた事例

【公表番号８９２※３】 緊急時避難準備区域から避難した申立人ら（夫婦と幼児）について、 幼児に障害があるが、帰還先には障害児の受入可能な保育園がないため、母子が避難先に留まっていること等を考慮し、母子について避難継続の必要性を認め、和解案提示時において障害児の受入先のないことが確認できていた平成２５年８月までの避難費用、避難慰謝料等が賠償された事例

【公表番号９０７※１】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大原地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、平成２３年１０月から和解案提示時である平成２６年１月まで１人当たり月額１０万円の精神的損害、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号９２４※１～※３】 緊急時避難準備区域内に居住し、自宅近隣の田畑で自家消費用の米の作付けや野菜の栽培をするとともに、井戸水を利用していた申立人について、原発事故後、居住地の放射線量の高さ等から、放射性物質による汚染の危険性を懸念して米の作付けや野菜の栽培、井戸水の利用をやめ、商店から米、野菜、ミネラルウォーターを購入したことに合理性を認め、平成２６年３月までの米及び野菜の購入費用並びに平成２４年８月までのミネラルウォーターの購入費用が賠償された事例

【公表番号９３９※２】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区高倉地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、申立人らが自宅にいた期間（平成２３年３月及び同年５月から平成２４年１２月まで）のミネラルウォーター購入費用（概算額）が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書（掲載番号２６）に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている。）

【公表番号９４１※２】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区馬場地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、避難費用として、平成２３年３月から平成２６年４月までの食費増加費用及びミネラルウォーター購入費用の賠償が認められた事例

【公表番号９４２※１】 緊急時避難準備区域から避難した申立人ら（夫婦と幼児３名）について、避難先の相馬市内の住居が手狭であったことから平成２４年１月に自宅に戻ったものの、発達障害のある幼児１名が避難中に入所した相馬市内の育児支援センターに引き続き通うため、日中は相馬市の住居の使用を継続していたこと等の事情を考慮し、避難継続の必要性を認め、同月から平成２６年４月までの生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号９４４※２】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大谷地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された世帯に準じて、平成２４年９月から和解案提示時である平成２６年４月まで１人当たり月額１０万円の精神的損害、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号９６４※１】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大原地区に居住する申立人らについて、和解案提示時である平成２６年７月まで１人当たり月額１０万円の精神的損害、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号９８２※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、障害を持つ子を同市内の施設に通わせていた申立人について、避難先から戻り、再び同じ施設を利用することとなったものの、原発事故の影響で施設の利用にかかる費用が値上がりし、又は新たな費用を負担せざるを得なくなり、他の施設を利用することも子の障害の状況等からすれば困難であったとして、平成２４年１２月から平成２６年２月までの増加した費用の賠償が認められた事例

【公表番号９９１※１】 緊急時避難準備区域に居住する申立人ら（親子）のうち、原発事故後に郡山市内の学校に進学した子について、帰還困難区域を迂回する経路で通学することは困難であり、郡山市にアパートを借りざるを得なくなったとして、新たに購入した家財の購入費やアパートの家賃等の生活費増加費用から郡山市への転居によって免れた交通費相当額を控除して得た額（平成２６年１月分から同年９月分まで）が賠償された事例

【公表番号１００９※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人らのうち、避難生活により既往症の甲状腺機能低下症等が悪化し、摂食障害にもり患している申立人１名について、避難先での医療措置を継続し、現在の療養環境を維持する必要があるとして、平成２３年５月から平成２６年４月までの避難先の家賃等が賠償された事例

【公表番号１０９３※１、※２】 緊急時避難準備区域（田村市都路町）に居住し、水については自治体が無償で供給するものを、米については所有している田を第三者に貸してその対価として譲り受けたものを、野菜については自家栽培したものを、それぞれ消費していた申立人が、原発事故によって米及び野菜の購入を余儀なくされ、また、避難先において、水道契約及び避難元と二重の電気契約を締結することとなったことについて、帰還先の復興状況等を考慮して、食費増加分は平成２３年３月から平成２７年３月までの分が、水道代及び電気代増加分は平成２３年８月から平成２６年４月までの分が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１０９８※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）からいわき市に避難した申立人ら母子について、未就学児を含む子供３人を連れての避難であること等の事情を考慮して、平成２７年４月分までの生活費増加分（交通費）の賠償が認められた事例

【公表番号１１０７※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しており、申立人母子のみが会津地方に避難した申立人らについて、未就学児を含む子供２人を連れての避難であること等の事情を考慮して、平成２７年５月分（和解案提示の直前月）までの生活費増加分（面会交通費及び自動車関連費用等）の賠償が認められた事例

【公表番号１１４２※１、※２】 緊急時避難準備区域（田村市）に長男夫婦及び孫と居住していたところ、長男家族が避難した仮設住宅には移転せず、知人所有のプレハブ建物を改装し同所に避難した申立人らについて、改装費用の一部及び平成２６年１２月までの食費増加分等の損害が認められた事例

【公表番号１１６１※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から他県へ避難した申立人らについて、避難後に死亡した親族の納骨を平成２７年５月に相馬市で行うために支出した、避難先からの交通費及び宿泊費のうち、事故と相当因果関係を有すると認められる部分について、避難指示等の解除から相当期間経過後であるものの、特段の事情があるものと認められて賠償がされた事例

【公表番号１１９２※５～※７】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区内の地区）から小学生以下の子供らを連れて避難した申立人らについて、同地区の地理的特性、汚染状況や除染状況等から、同地区の小学生がほとんど帰還しておらず、仮に帰還したとしても子供らの日常生活が相当程度制限されることを考慮し、平成２４年９月以降の避難継続の合理性を認め、生活費増加費用を含む避難費用の賠償がされた事例（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書（掲載番号３７）に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている。）

【公表番号１１９３※３】 緊急時避難準備区域（田村市都路町）に居住し、同市都路町所在の小学校に通学していた申立人とその母が避難した事案において、原発事故後、子供が通学していた小学校は早期に同市船引町の仮校舎にて再開されたものの、自宅から仮校舎への通学は、通学距離や所要時間、申立人らの体調から毎日の送迎は負担が大きいこと等の事情を考慮して、同市都路町内の校舎で小学校が再開された直前の平成２６年３月末までの避難継続の必要性を認め、生活費増加費用（避難先と避難元とで二重に負担していた光熱費・電話料 金及び交通費の増加分等）について、それぞれ前回の申立てにおいて賠償済みの期間の翌月分から平成２６年３月分までの賠償が認められた事例

【公表番号１２０６※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に住む申立人について、原発事故後、自宅近くの幼稚園が休園となり再開されないため、子供を遠方の幼稚園に通園させざるを得なくなったために生じた送迎にかかる交通費（ガソリン代）が増加したが、休園中の幼稚園がいまだ再開されないのは、自宅及び休園中の幼稚園の所在地区が児童の帰還率が他地区と比べて低いこと等の事情から原発事故の影響によるものと認められ、平成２７年４月分から平成２８年３月分までの通園交通費が賠償された事例

【公表番号１２０８※１】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人らについて、診断書等により認められる原発事故前から患っていた病気及び原発事故後に発症した病気に係る避難中の病状の悪化並びに避難前住所地付近の復興状況等を考慮し、平成２４年９月から平成２６年３月までの期間について避難継続の合理性を認め、同期間の日常生活阻害慰謝料 （病気を理由とする増額分を含む。）及び生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号１２２５※２】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人らについて、帰還しても家業が再開できないこと、申立人らの中に障害のため避難先の地区所在の施設に通う必要のある者がいたこと等を考慮し、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成２４年９月から平成２６年３月までの食費増加費用の賠償が認められた事例

【公表番号１２３５※３】 緊急時避難準備区域（田村市都路町）の自宅から避難し、平成２６年８月に帰宅した申立人らについて、申立人らの自宅建物の除染・改修工事が完了したのが同月であったこと等を考慮して、平成２３年３月分から平成２６年８月分までの生活費増加分の賠償が認められた事例

【公表番号１２５３※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人母・子 について、申立人母はうつ病等、申立人子は発達障害等の障害を有していること、申立人子は避難先で福祉施設に入所していること等を考慮して、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成２５年６月分から平成２８年３月分までの避難費用（避難先の家賃、交通費等）の賠償が認められた事例

【公表番号１２５４※３】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住しており、原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人夫と平成２３年５月に婚姻して、その後同所に居住する予定であったが、原発事故があったために平成２４年４月になって同所に転居し、申立人子の出産のために同年７月に自主的避難等対象区域（相馬市）に避難した申立人らについて、同年１２月に申立人子が出生したことも踏まえて避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成２８年３月分までの避難費用が認められた事例

【公表番号１２８０※１】 緊急時避難準備区域から避難し平成２４年３月に帰還した申立人らについて、除染完了が平成２６年３月であったことを考慮して、平成２４年９月分から平成２６年３月分までの食費増加費用が賠償された事例

【公表番号１３１０※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人について、避難先での通院の必要性や、平成２７年１２月に申立人子が出生したこと等を踏まえ、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成２８年３月分までの宿泊費等の生活費増加分が賠償された事例

【公表番号１３２２※１】 緊急時避難準備区域（川内村）から避難し、同区域の指定解除から１年が経過した後も避難を継続した申立人ら家族（小学生の子らを含む。）について、申立人ら家族や周囲の状況等を総合し、平成２４年９月から平成２８年１月までの家財道具移動費用等、二重生活による生活費の増加費用（家族間移動費用、駐車場代、火災保険料）等の賠償を認めた事例

【公表番号１３２６※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人が、原発事故後、自宅近くの幼稚園が休園となって再開されないことから、子供を遠方の幼稚園に通わせざるを得なくなったことについて、自宅及び休園中の幼稚園の所在地区における児童の帰還率が他地区と比べて低いこと等の事情を踏まえて休園中の幼稚園がいまだ再開されないのは原発

事故の影響によるものとして、平成２９年３月分までの通園交通費（ガソリン代）が賠償された事例

【公表番号１３９５※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人らについて、発達障害を抱える申立人子が避難先の小学校の特別支援学級に通級しており、引き続き同学級での就学を継続する必要性があること等の事情を考慮し、避難継続の合理性を認め、平成２９年４月から平成３０年３月までの避難費用及び生活費増加分等が認められた事例

【公表番号１４０４※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らのうち、妊婦又は１８歳以下の子供がいた世帯について、平成２７年３月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成２４年９月から平成２７年３月までの期間において、１世帯当たり月額３万円の生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号１４２６※４】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らのうち、妊婦又は１８歳以下の子供がいた世帯について、平成２７年３月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成２４年９月から平成２７年３月までの間の該当する期間において、１世帯当たり月額３万円の生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号１４２７※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らのうち、妊婦又は１８歳以下の子供がいた世帯について、平成２７年３月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成２４年９月から平成２７年３月までの期間において、１世帯当たり月額３万円の生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号１４３９※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族について、申立人子（原発事故当時５歳）が避難先で精神障害を発症したことを考慮し、平成２４年９月以降も避難を継続すべき合理的な理由があると認め、平成２６年４月から平成２７年３月までの二重生活に伴う生活費増加分が賠償された事例

【公表番号１４９２※２】 南相馬市原町区（緊急時避難準備区域）に居住する申立人らについて、除染の状況や耕作再開の支障等を考慮し、平成２４年８月までの水購入費用及び平成２６年１２月までの自家消費野菜購入費用の賠償が認められた事例

【公表番号１４９３※１】 南相馬市原町区（緊急時避難準備区域）に居住する申立人らについて、申立人らが井戸水を飲用していたことを考慮し、避難時から帰還後を含む平成２３年４月から平成２４年８月までの水購入費用（月額５０００円）が、除染の状況や耕作再開の支障等を考慮し、平成２３年３月から平成２６年１２月までの自家消費野菜購入費用（年額８万円）が、それぞれ賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５７３※２】地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内の自宅から帰還困難区域（双葉町）内の実家に里帰り出産のために一時帰省していたところ、原発事故により避難を余儀なくされた申立人らについて、当該区域の賠償終期を超えている上、直接請求において支払済みであるとの東京電力の主張を排斥し、平成２４年２月から同年１１月までに購入した家財道具購入費用の賠償が認められた事例

【公表番号１５８４※１】 特定避難勧奨地点が存在する南相馬市原町区片倉地区に居住していた申立人らについて、原発事故前は自ら田畑で耕作した米及び野菜を自家用消費していたが、原発事故によって購入を余儀なくされたことを考慮し、申立人ごとに田畑の除染時期から１年後（最長で平成２９年３月分）まで、食費増加費用（世帯人数に応じ、米について年額４万円又は６万円、野菜について年額８万円又は１２万円）が賠償された事例

【公表番号１６１４※１】 緊急時避難準備区域（川内村）から避難したが、避難生活によるストレスにより不眠、抑うつ症状態となるなど心因性精神障害となり、また、パーキンソン病にり患した申立人について、申立人の病状やかかる病状を前提とした医療環境、事故前居住地の環

境全般等からすれば避難先における治療の継続が必要であったことを考慮し、平成２３年５月分から平成２７年１１月分までの避難先における賃料が賠償された事例

【公表番号１６３２※２】　緊急時避難準備区域（川内村）から身体障害等級１級（移動機能障害）の子を連れて避難した申立人について、避難前に通所利用していた障害者施設が原発事故の影響により利用することができなくなったこと等を考慮し、避難を継続せざるを得ない特段の事情があると認め、平成２３年４月から平成２７年１２月までにかかった通院交通費の増加分及び避難先の生活介護施設へ通所するためのガソリン代相当額等が賠償された事例

【公表番号１６５９※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し自家消費用の野菜を栽培していた申立人が、避難したことにより栽培することができなくなって増加した食費について、仮に帰還したとしても放射線による汚染を懸念して野菜の栽培は断念せざるを得なかったであろうことを考慮して、平成２３年３月分から平成２７年３月分まで月額６５００円の賠償が認められた事例

【公表番号１７１０※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、申立人母子のみが平成２８年３月まで避難した申立人ら（父母及び子２名（うち１名は原発事故後に出生））について、申立人子の幼稚園での通園状況や通園先の幼稚園と通院先の医療機関との連携の必要性等から、平成２３年６月から平成２８年３月までの二重生活による生活費増加分及び平成２３年３月から平成２８年３月までの面会交通費の賠償を認められた事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７５３※４】　特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）に設定された自宅から避難した申立人らについて、原発事故以前は、申立外の家族が栽培した自家野菜を消費していたものの原発事故により野菜を購入することを余儀なくされたこと、他方、平成２８年３月に申立人らの居住地区の農地除染が完了したことを考慮し、生活費増加費用（自家消費野菜）として、平成２３年３月分から平成２７年３月分まで月額１万円、同年４月分から平成２８年３月分まで月額５０００円が賠償された事例

【公表番号１７７５※２】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した地域（南相馬市鹿島区）から平成２３年３月から同年５月までの間避難した申立人ら（夫婦及び子１名）のうち、申立人妻の持病の入通院に際し自家用車での送迎や見舞いを行っていた申立人夫について、原発事故に伴い当初の通院先では手術体制が整わなかったことから申立人妻が県外の病院に転院し、そのため送迎距離が増加したことに伴う入通院交通費増加分について平成２３年６月分から平成２６年９月分までの実費相当額が賠償された事例

【公表番号１７８９※２】　旧緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人ら（母及び原発事故当時小学生の子２名）について、平成２４年４月から平成２８年３月までに発生した避難費用（①避難により増額した電気・ガス・水道料金及び避難先での自治会共益費相当額、②避難前は自家消費用として栽培していた米や野菜の購入費相当額、③原発事故により別離していた申立外父との面会交通費相当額）が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８１８※２】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子）について、父と母子が別離後いったん合流したものの、申立人子が転入先の中学校になじめず不登校となったため再び母子のみ転居し再度別離が発生したという事情を踏まえ、避難指示解除後相当期間を超えて、別離が再度解消した平成３１年３月までの避難先での駐車場使用料等及び家族間面会交通費（ただし、再別離時以降は原発事故の影響割合を８割として算定。）が賠償された事例

【公表番号１８２５※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から申立人子のみが申立外の祖母と共に避難した申立人ら（父、母及び未成年の子）について、申立人子の通学継続（事故

時中学生）の必要性等の事情を考慮し、平成２５年３月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成２４年１月から平成２５年３月までの避難費用（面会交通費）及び生活費増加費用（二重生活に伴う水道光熱費増加分）が賠償された事例

【公表番号１８３５※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から関東地方に避難し、同地で職を得た申立人ら夫婦について、年齢的に転職が容易でないことから平成２４年９月以降も避難を継続する特段の事情があったとして、同月から平成２６年３月までの生活費増加費用（社員寮費）等が賠償された事例

【公表番号１８３６※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難し、平成２５年２月に帰還した申立人ら（夫婦）について、申立人夫が避難先で入院手術をし、退院時期が平成２５年１月となったことを考慮し、平成２５年１月まで避難継続の合理性を認め、その間の家賃負担額が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８８９※２】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から平成２３年３月に家族全員（父母及び原発事故時中学生の子１名）で避難したものの、父はすぐに自宅に戻り、母と子１名がその後も避難生活を継続した申立人らについて、平成２４年３月まで避難を継続する特段の事情があったと認め、平成２３年３月から平成２４年３月までの生活費増加費用（面会交通費、水道光熱費増加費用等）が賠償された事例

【公表番号１８９７※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外へ避難した申立人ら（父、母、子３名）について、申立人父は平成２６年９月に帰還し、その他の申立人らは、申立人子らに発達障害があり生活環境を変えることに困難があったことから、その後の避難の継続には必要かつ相当な理由が認められるとして、申立人父のみが帰還したことにより家族間別離が生じた同年９月から平成２８年３月までの家族間交通費が認められた事例

【公表番号１９２０※２】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故時成人であった子１名）について、平成２３年３月から平成２８年２月までの生活費増加費用（原発事故の影響により自家消費野菜の栽培ができなくなったことにより増加した野菜購入費用）の賠償が認められた事例

【公表番号１９２６※４】　緊急時避難準備区域（田村市）に居住していた申立人について、原発事故からの避難後の平成２３年３月から平成２７年３月までに発生した生活費増加費用（避難前に自家消費用に栽培していた野菜の購入費用相当額）の賠償が認められた事例

【公表番号１９３４※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外へ避難した申立人らのうち、避難先で同居していた父母及び子３名について、そのうち申立人二男が平成２４年４月に避難先の高校に入学したこと等を考慮して、避難継続の合理性が認められ、平成２７年３月までの避難費用（駐車場代及び食費に係る生活費増加費用）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９５０※３、※４】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人について、事故後、就労上の事由により避難先にて勤務することを余儀なくされたことを考慮して、平成２３年１０月以降についても避難継続の合理性が認められ、同月から平成２４年３月までの月額１０万円の日常生活阻害慰謝料基本分、平成２３年３月から平成２４年３月までの家族別離による月額３万円の日常生活阻害慰謝料増額分、及び生活費増加費用（平成２３年１０月から平成２４年３月までの寮費、平成２３年５月から平成２４年３月までの帰省交通費）の賠償が認められた事例

【公表番号１９７８※２】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人ら（夫婦、夫の母）のうち、夫について、同区の自宅周辺の除染状況等を考慮して、平成２３年３月から平成２７年１２月までの生活費増加費用（自家消費野菜）の賠償が認められた事例

【公表番号１９９３※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（夫妻）及び夫の母である被相続人について、被相続人の認知症（原発事故時要介護１）の症状のため避難所等への避難が困難であったことから被相続人が平成２３年１０月より県外の施設に避難し、南相馬市原町区内の施設へ平成２４年１１月に入所したという事情を踏まえ、被相続人が県外の施設に避難していた期間に関し申立人らが同施設へ赴いた際の面会交通費及び宿泊費の賠償が認められたほか、避難等により被相続人の症状が悪化したことなどを考慮し、被相続人の南相馬市原町区の施設への入所費用（平成２７年１２月分まで）につき割合的（４割から１割まで漸減）な賠償が認められるなどした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０５１※１、※２、※３】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（父、母及び子）について、緊急時避難準備区域内にあった申立人子の学校が平成２４年３月まで他自治体に移転し、その間申立人子のみが移転先の自治体に避難したことを考慮して、申立人子の避難継続の合理性が認められ、直接請求手続における支払分以降の平成２３年１０月から平成２４年３月までの申立人子の日常生活阻害慰謝料月額１０万円及び申立人らの家族間面会交通費、並びに家族別離を理由とする平成２３年４月から平成２４年３月までの申立人らの日常生活阻害慰謝料増額分月額３万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０５１※４】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（父、母及び子）について、自宅周辺の除染状況等を考慮して、平成２３年３月から平成２７年３月までの生活費増加費用（自家消費野菜）の賠償が認められるなどした事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１０６※３】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（母及び原発事故時未就学の子２名）について、平成２３年３月に亡父と共に福島県外に避難し、同年５月に亡父のみ仕事のため同区域に戻ったが、申立人らは平成２４年秋まで避難生活を継続したという経過を考慮して、申立人母に対し、平成２３年５月から平成２４年８月までの家族間交通費の賠償を認めるなどした事例

５　一時立入費用（中間指針第３の３）

⑴　中間指針等の整理

（中間指針第３の３）
避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。以下同じ。）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋・要約）

ア　避難等対象者のうち、原則として立入りが禁止されている警戒区域内に住居を有している者について、平成２３年５月１０日以降、当面の生活に必要な物品の持ち出し等を行うことを目的として市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加して一時的に住居に戻ることが可能となり、その方法は、参加者が「一時立入り」の出発点となる集合場所（中継基地）に集合し、地区ごとに専用バスで住居地区まで移動することとなっている（備考１）。

イ　対象区域外滞在をしている場所から上記集合場所までの移動に際して、参加者がその往復の交通費等を負担する場合や、上記集合場所から住居地区までの交通費、人及び物に対する除染費用、家財道具（自動車等を含む。）の移動費用等について負担する場合も否定できず、このような「一時立入り」への参加に要する費用については、本件事故により住民の安全確保の観点から住居を含む警戒区域内への立入りが原則として禁止されたことに伴い、「一時立入り」を行う者が住居から当面の生活に必要な物品の持ち出し等を行うために必要な費用であるから、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることができる（備考２）。

ウ　一時立入りへの参加に係る交通費等の算定方法については、避難費用に係る中間指針第３の２備考２（客観的な統計データ等により損害額を推計する方法で立証することも認めつつ実費賠償とする。）に同じである（備考３）。

⑵　当該指針に関する和解事例

（補足説明）

１　中間指針第３の３では、避難等対象者のうち警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する一時立入りに参加するために負担した費用についてのみ規定している。避難指示区域が再編され、警戒区域の指定が解除されると、このような一時立入りに限定されず、ある程度任意の立入りが可能となっていった。もちろん、市町村が政府等の支援を得て実施するもの以外であっても、避難等対象者が避難を余儀なくされ、避難等対象区域内の住居に一時帰宅する際の費用であれば、同様に合理的な範囲で賠償対象となり得る。以下は、主としてそのような事例である。

２　賠償すべき損害は、交通費、家財道具の移動費用、除染費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。）であるが、交通費、家財道具移動費用、宿泊費等については避難費用と同様であるので、第１の４の補足説明を参照されたい。また、除染費用については第１１の１を参照されたい。

３　なお、避難等対象区域以外の避難指示によらない一時帰宅に関する費用については、自主的避難に係る第１０の２⑶イ等を参照されたい。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１５７※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされた申立人らが異なる機会に行った一時帰宅に関する一時立入費用それぞれの交通費が認められた事例

【公表番号１７９※３】 原発事故後、南相馬市原町区（緊急時避難準備区域）から避難を余儀なくされ、平成２３年６月に帰還したが、放射線量が高かったために再度避難を行った申立人らについて、同年９月から同年１１月までの間に行った月１回を超える回数の一時立入費用が認められた事例

【公表番号１８３※２】 原発事故当時、避難指示区域内に居住し、車椅子で生活してきた申立人について、自宅へ一時立入りをした際の費用の賠償が認められた事例

【公表番号１９５※３】 避難指示区域（大熊町）から避難を余儀なくされた申立人らについて、避難先から自家用車により自宅に一時立入りをした際の交通費の賠償が認められた事例

【公表番号１９７※４】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら（子供１名を含む。）について、一時立入費用（一回の立入りについて、１人当たり片道５０００円で算定した金額。ただし、月２回目の立入りについては１人当たり片道３０００円で算定した金額。）が賠償された事例

【公表番号２０２※４】 避難指示区域（浪江町）から避難を余儀なくされ、避難先から自家用車により自宅に一時立入りをした際の交通費２回分の賠償が認められた事例

【公表番号３３１※３】 南相馬市原町区の住民約１３０名からの滞在者慰謝料、生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準を定め、残りの世帯の検討に同解決基準を用いるという審理方法により避難・一時立入り・帰宅移動 費用、生活費増加費用（自家生産野菜の消費不能による食費増加分、ミネラルウォーター購入分、交通費増加分、家財道具等購入分）が賠償された事例

【公表番号５７６※２】 避難指示区域において貸家業を営んでいた申立人について、賃貸物件所在地への一時立入りに要したガソリン代金及び装備費用１万４３２２円が賠償された事例

【公表番号６４０※２】 緊急時避難準備区域から東京都へ避難した申立人について、原発事故前より平成２３年３月末に飯舘村に転居予定であり、転居先が計画的避難区域に指定される前の同年４月前半に飯舘村に現実に転居したこと等より計画的避難区域からの避難者と同視して、平成２４年９月から平成２５年７月までの期間について、一時立入費用として交通費及び宿泊費の賠償が認められた事案

【公表番号７３９※２】 原発事故当時、緊急時避難準備区域に住んでいた申立人らが、原発事故前に通院していた医院が閉院し、症状に適した治療を受けられる医療機関がないこと等から避難指示が解除された後も避難を余儀なくされたとして、平成２４年９月以降の一時立入費用が認められた事例

【公表番号９１０※９】 南相馬市小高区の旧警戒区域（避難指示解除準備区域及び居住制限区域）の住民（本件ほか３件合計約６００人）からの、慰謝料、生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準等を定め、残りの世帯の審理に同解決基準を用いるという審理方法により、一時立入制限解除前と後で基準を分けた上で、一時立入交通費等の賠償が認められた事例

【公表番号９６０※１】 帰還困難区域（飯舘村長泥地区）の申立人らについて、一時立入費用（交通費）等が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての連絡書において、避難交通費関係（一時立入交通費を含む。）等についての和解方針が示されている。）

【公表番号１１２８※１】 避難指示解除準備区域（葛尾村）から避難した申立人らについて、平成２７年５月分までの一時立入費用（交通費、宿泊費用）の賠償が認められた事例

【公表番号１１５１※３】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、平成２７年３月に南相馬市原町区の新居に転居した申立人らについて、同年５月までの一時立入費用が賠償された事例

【公表番号１１６５※１】 避難指示区域から避難した申立人ら（原発事故時５９歳の息子と９３歳の母親）のうち、平成２６年１２月に避難先でマンションを購入した息子について、マンション購入後も平成２７年１１月頃までは生活の本拠は郡山市にあり、同年６月の時点では転居

は完了していないとして、同月から同年８月までの自宅の掃除や除染の打合せ等の目的による一時立入費用（交通費、宿泊費用等）が賠償された事例

【公表番号１２０１※１】 居住制限区域（飯舘村）に自宅建物を所有し、従前は同建物に居住していたが、原発事故時は、子供の通学等のため自主的避難等対象区域（福島市）のアパートに居住していた申立人らについて、平成２６年６月までに上記自宅建物の財物損害の賠償金を受領した後も、平成２７年１２月に新築した住宅に転居するまでの間に負担した一時立入費用等が賠償された事例

【公表番号１２２５※３】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人らについて、帰還しても家業が再開できないこと、申立人らの中に障害のため避難先の地区所在の施設に通う必要のある者がいたこと等を考慮し、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成２４年９月から平成２６年３月までの一時立入費用の賠償が認められた事例

【公表番号１２４０※２】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、住居確保損害を受領した後、平成２７年３月に同市原町区に転居した申立人子（原発事故時５８歳）及び母（同８５歳）について、転居後に生活が安定するまでの期間を考慮し、同年８月分までの一時立入費用の賠償が認められた事例

【公表番号１３６１※２】 帰還困難区域（双葉町）から避難し、平成２８年３月頃に新居を取得した申立人らについて、新居取得後一定期間については生活も安定しないことや、申立人らに帰還の意思が存在すること等を考慮し、新居取得以降分も併せ平成２７年５月分から平成２８年１２月分までの一時立入費用の賠償が認められた事例

【公表番号１３７７※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（両親及び子２名）について、申立人子が視覚等に障害を有しており、帰還後の学校その他施設の手配が困難であったこと等を考慮し、避難を継続する特段の事情があるとして、一時立入費用（平成２４年９月分から平成２８年３月分まで）が賠償された事例

【公表番号１３９９※６】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人らの平成２６年１１月分から平成２８年１２月分までの一時立入費用について、２泊する必要がないとの東京電力の主張を排斥し、２泊分の宿泊費が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５７１※３、※４】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外への避難を継続している申立人ら（父母及び未成年の子３名）について、避難先における父母の再就職や子３名の就学状況等の事情を考慮し、平成２４年７月から平成２８年３月までの一時帰宅費用及び駐車場代等が賠償された事例

【公表番号１５９１※３】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人らについて、包括請求方式の対象期間より前の一時立入りのうち賠償されていない一時立入費用が賠償された事例

【公表番号１６２９※１】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難し、平成２３年５月までの避難中に６回にわたって一時立入りをした申立人の一時立入費用が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７２２※１】 居住制限区域にある自宅から要介護状態である高齢の母と共に避難した申立人について、平成２３年１１月から平成２７年１０月までの間に計３回、避難先から母を連れて自宅へ一時立入りした際に負担した、母を介助するために同行した妹夫婦の宿泊費等が賠償された事例

【公表番号１７３３※１】 帰還困難区域（浪江町）から避難した後、平成２８年１０月に避難先で戸建て住宅を購入した申立人ら（祖母、父、母及び未成年の子供２名）について、令和２年３月分までの一時立入費用が賠償された事例

【公表番号１７６４※２】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫婦及び夫の母）について、自宅の解体の打合せ・立会いのための一時立入費用が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８００※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、包括請求方式の対象期間（平成３０年３月まで）より後の一時立入費用（交通費）が賠償された事例

【公表番号１８１６※１】帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人について、平成２８年１月から平成３０年１２月までの一時立入費用等が賠償された事例

【公表番号１８６０※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、原発事故直後（平成２３年５月）に出生した子の被ばく不安等を理由に県外への避難を継続した申立人らについて、申立人夫の仕事の関係で二重生活が生じたこと等を考慮して、避難費用（平成２８年３月までの面会交通費、一時立入費用等）、二重生活による生活費増加費用（平成２６年６月までの水道光熱費、新聞購読料、平成２６年分の幼稚園入園費等）が、それぞれ賠償された事例

６　帰宅費用（中間指針第３の４）

⑴　中間指針等の整理

（中間指針第３の４）
　避難等対象者が、対象区域の避難指示等の解除等に伴い、対象区域内の住居に最終的に戻るために負担した交通費、家財道具の移動費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。以下同じ。）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋・要約）
ア　住居に最終的に帰宅するために負担した交通費や家財道具の移動費用等については、中間指針第３の２で述べた避難費用と同様、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる（備考１）。
イ　交通費等の算定方法については、避難費用に係る中間指針第３の２備考２（客観的な統計データ等により損害額を推計する方法で立証することも認めつつ実費賠償とする。）に同じである（備考２）。

⑵　当該指針に関する和解事例

（補足説明）
１　中間指針第３の４では、避難等対象者が避難等対象区域の避難指示等の解除等に伴い、対象区域内の住居に最終的に戻るために負担した費用について定めている。
２　賠償すべき損害は、交通費、家財道具の移動費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。）であるが、交通費、家財道具移動費用、宿泊費等については避難費用と同様であるので、第１の４の補足説明を参照されたい。また、東京電力プレスリリース（平成２４年９月２５日付け）により一定額の帰宅・転居費用の包括賠償がされており、そのためか和解事例としては稀となっている。
３　なお、避難等対象区域外の自主的避難等に係る帰還費用については、第１０の２⑶ア等を参照されたい。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１２５４※２】　自主的避難等対象区域（相馬市）に居住しており、原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人夫と平成２３年５月に婚姻して、その後同所に居住する予定であったが、原発事故があったために平成２４年４月になって同所に転居した申立人妻について、緊急時避難準備区域の者の直接請求と同等の帰宅費用が認められた事例

【公表番号１４１２※１】 南相馬市避難要請区域（鹿島区）から県外へ平成２３年４月から同年９月まで避難し、さらに同年１１月から平成２６年８月まで再度避難した申立人らについて、それぞれの避難先からの帰宅において支出した交通費が賠償された事例

【公表番号１４８５※１】 自宅（南相馬市原町区）が特定避難勧奨地点に設定され避難した申立人らについて、平成２８年５月の帰還に当たり負担した家財道具移動費用の賠償が認められた事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８１２※２】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人について、平成３０年１２月に自宅に帰還した際の引越費用が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９９※４】　避難指示解除準備区域（楢葉町）から避難した申立人について、令和４年４月に帰還した際に支出した引越費用等の賠償が認められた事例

【公表番号１９５７※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父、母、子２名。子のうち１名は平成２５年１０月出生）について、平成３０年３月に帰還する際に支出した引越業者代、帰還先の賃料等の帰宅費用の賠償が認められた事例

【公表番号１９６６※５】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点に居住し、平成２７年春まで市外に避難していた申立人ら家族につき、自身らで自宅の補修作業や家財移動等を行ったことを踏まえ、直接請求手続において支払われた住宅等の補修・清掃費用とは別に、平成２７年１月から同年６月までの帰還費用として１０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０００※５】　原発事故時居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら家族（成人の子及び両親）につき、申立人父及び母が令和２年３月に浪江町の自宅に帰還する際に生じた家財移動費用の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０１７※２】　帰還困難区域（双葉町）に居住していた申立人（原発事故時６２歳）について、平成２４年以降避難生活を送っていた県外のアパートの家賃助成金の給付期限が令和５年３月までとされ、それ以降に転居する物件を探すことは年齢的に難しいと考えて、令和３年１２月に福島県内の団地に転居するに至ったことを考慮して、その際の引越費用の賠償が認められた事例

7　生命・身体的損害（中間指針第３の５）

⑴　中間指針等の整理

（中間指針第３の５）
避難等対象者が被った以下のものが、賠償すべき損害と認められる。
Ⅰ）本件事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。以下同じ。）し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等
Ⅱ）本件事故により避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した診断費、治療費、薬代等

（備考等抜粋・要約）
ア　避難等対象者が、本件事故により避難等を余儀なくされたため、「生命・身体的損害」を被った場合には、それによって失われた逸失利益のほか、被った治療費や薬代相当額の出費、精神的損害等が賠償すべき損害と認められる。なお、この「生命・身体的損害を伴う精神的損害」の額は、後記６の場合とは異なり、生命・身体の損害の程度等に従って個別に算定されるべきである（備考１）。
イ　避難等により実際に健康状態が悪化したわけではなくとも、高齢者や持病を抱えている者らが、避難等による健康悪化防止のために必要な限りにおいて、従来より費用の増加する治療を受けることも合理的な行動であるから、これによって増加した費用も賠償すべき損害と認められる（備考２）。

⑵　当該指針に関する和解事例

（補足説明）
１　中間指針第３の５では、避難等対象者が避難等を余儀なくされた場合における以下のものを賠償すべき損害と認める。
①　避難等と相当因果関係のある傷害、要治療の健康状態の悪化、疾病、死亡により生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等（指針Ⅰ）
②　避難等により要治療の健康状態の悪化等を防止するために増加した診断費、治療費、薬代等（指針Ⅱ）
２　損害の算定に関しては、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）に係る基準、民事交通事故訴訟における損害賠償額算定基準（以下「赤い本」と表記することがある。）等が参照される場合が多い。東京電力プレスリリース（平成２３年８月３０日付け）では、 医療費を原則として実費としつつ、既往症等の悪化防止費用のうち、１人当たり１０万円を超える部分は５０％等とされ、交通費は１回当たり１人５０００円（平成２４年６月１日以降は避難費用と同様に変更。）、宿泊費は同８０００円としており、これらを参考にした賠償例が多い。
３　生命・身体的損害が原発事故によるものであるかについては、特に既往症の悪化等のケースでは、原発事故との影響割合が問題になる事例が多いが、事例ごとの判断となっている。
４　放射線被曝による生命・身体的損害については中間指針第９に定められているので、ここでは対象外である。
５　中間指針第３の５は避難等を余儀なくされた場合を前提としているが、「避難等」には屋内退避が含まれているように、屋内退避区域以外の対象区域内滞在者が原発事故により傷病を悪化させるなどの場合はあり得、そのような場合に中間指針第３の５に準じて賠償された事例等についても、ウの「その他の生命・身体的損害」において紹介しているので参照されたい。
６　また、中間指針第３の５は避難等対象者を対象とするので、避難等対象区域外に住居を有して

いる場合は本指針の対象外であるが、原発事故と相当因果関係のある生命・身体的損害は避難等対象区域に限られない。避難等対象区域外の事例については、第１０の２⑶エを参照されたい。

ア　避難による健康状態悪化、疾病、死亡したことによる損害

（補足説明）

中間指針第３の５指針Ⅰに係る事例について、以下の損害項目ごとに事例を挙げた。

(ｱ) 逸失利益

（補足説明）

逸失利益に関する事例である。なお(ｴ)の事例も参照されたい。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１６３※３】 原発事故当時、屋内退避区域（いわき市）に居住していた申立人（大人）が避難生活により不眠等になったとして、通院交通費、通院慰謝料等が認められた事例

【公表番号２６８※１】 申立人の妻は慢性腎不全により週３回通院による透析を要する状態であったところ、緊急時避難準備区域（広野町）の自宅から避難を余儀なくされ、通院が不能になり、病院の空きスペースの床等に寝泊まりして透析を受けていたが、平成２３年３月下旬に体調が急激に悪化して死亡したとして、原発事故による影響割合を５割として、赤い本を参考に死亡慰謝料を算定し、その他逸失利益及び葬儀費用の賠償が認められた事例

【公表番号３３２※８】 避難指示区域からの避難生活中に要介護１から要介護２に状態が悪化し、平成２３年１１月に避難先で死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との間の相当因果関係が認められ、医療費、死亡慰謝料、葬儀費用及び逸失利益の賠償が認められた事例（死亡慰謝料、葬儀費用及び逸失利益の合計額２８０万円）

【公表番号５４３※１】 寝たきりの状態で入院していた緊急時避難準備区域内の病院から、原発事故による混乱によって食糧不足となったことにより衰弱した状態で自衛隊のトラックで隣県の病院に搬送され、同病院において肺炎を発症して平成２３年４月に死亡した９０歳の高齢者について、その相続人に対して、原発事故の影響割合を５割とし、死亡慰謝料７００万円、死亡逸失利益９２万５１５１円（生活費控除率３０％）、葬儀費用５０万円及び文書取得費用実費が賠償された事例

【公表番号６５１※２】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、原発事故当時がんの治療を受けていたが、避難のため十分な治療が受けられなくなったためがんの転移が進行して平成２３年９月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故による避難との間の相当因果関係（原発事故の影響割合５割）を認め、年金収入に係る逸失利益が賠償された事例

【公表番号７１９※１】 避難指示区域（南相馬市原町区）から避難し、避難中に脳出血で倒れ後遺障害を負った申立人について、脳出血及び後遺障害に対する原発事故の影響割合を５割として、後遺症慰謝料、逸失利益及び将来介護費等が賠償された事例

【公表番号８２５※１】 避難指示区域内の事業所で勤務していたが、原発事故により県外の関連会社への転籍を余儀なくされた後、うつ病を発症して自主退職をした申立人について、休職等の対応も考えられたのに自主退職をしているため、原発事故の影響割合は５割を超えるものではないという東京電力の主張を排斥し、転籍先で畑違いの専門知識や高度な語学力を求められたこと等の影響でうつ病を発症したことを考慮し、自主退職と原発事故との間の相当因果関係を認めて就労不能損害（原発事故の影響割合１０割）及び慰謝料が賠償された事例

【公表番号９１０※１０】 南相馬市小高区の旧警戒区域（避難指示解除準備区域及び居住制限区域）の住民（本件ほか３件合計約６００人）からの、慰謝料、生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準等を定め、残りの

世帯の審理に同解決基準を用いるという審理方法により、通院慰謝料、通院交通費等が賠償された事例

【公表番号１１８８※１】 避難指示解除準備区域（楢葉町）から避難した申立外の亡母が、慢性心不全等の持病を有し、かつ避難先で認知症が進行した申立外の亡父（身体障害等級１級、平成２５年１月死亡）の介護負担の影響等により、避難先で脳梗塞、慢性心房細動等を発症した後、平成２６年７月に死亡したことについて、相続人である申立人らに対し、亡母の入通院慰謝料、交通費、文書取得費に加え、原発事故の影響割合を３割として、死亡慰謝料４８０万円、死亡逸失利益及び葬儀関係費用等が賠償された事例

【公表番号１２８９※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難し、避難先で再就職したものの、頚椎症等により退職した申立人の就労不能損害について、頚椎症の発症と避難との間の相当因果関係を認め、退職後もその薬の副作用等により従来と同様の工場内作業に従事することが困難であったこと等を考慮して、平成２８年３月分までの損害が賠償された事例

【公表番号１３８９※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、避難指示区域内のタクシー会社で運転手として稼働していた申立人について、原発事故の影響により事業所が閉鎖して失職したことに伴い、申立人の日常生活上の運動量が減少し、身体障害を伴う持病が悪化したところ、失職及び持病の悪化により再就職が困難になったことと原発事故との間の相当因果関係を認め、平成２７年３月分から平成３０年２月分までの就労不能損害（原発事故の影響割合７割）が賠償された事例

【公表番号１５１９※１、※２】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人の就労不能損害、通院交通費、通院慰謝料等について、原発事故後にＰＴＳＤにり患したこと等の事情を考慮し、平成２９年１２月分までの期間について、原発事故の影響割合を７割として賠償されたほか、同月分までの避難費用等が賠償された事例

【公表番号１５３６※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）において関節リウマチの持病を抱えつつ生活していたが、原発事故による避難生活によって新たに肺疾患等を患い、健康状態が悪化して平成２６年７月に死亡した亡父を相続した申立人ら（母及び子）について、１．亡父の死亡慰謝料及び逸失利益について、亡父の避難後の病状の変化等を考慮し、原発事故の影響割合を２割として賠償され、２．亡父の平成２３年３月分から平成２６年７月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、症状の悪化の程度に応じて、月額４万円、６万円又は１０万円が賠償されたほか、３．亡父の生命・身体的損害（治療費、入通院慰謝料）等が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６９５※４】 居住制限区域（飯舘村）に居住し、自主的避難等対象区域の勤務先で就労していたが、原発事故後に、勤務先の従業員らから、申立人が原発事故の被害者であることを理由とするいじめを受けたことにより抑うつ状態となり就労が困難となった申立人の平成２７年３月分から平成３０年３月分までの就労不能損害について、原発事故の影響割合を７割から３割へ順次漸減の上、賠償された事例

【公表番号１７０２※２】 帰還困難区域（大熊町）から避難したが、頭痛や不眠等の体調不良を理由に平成２９年９月末に勤務先を退職した申立人の平成２９年１０月から平成３１年１月までの就労不能損害について、退職後も避難生活によるストレスが原因の一つとなり平成２９年１０月に脳出血を、平成３１年２月に統合失調症を発症した事情等を考慮し、平成２９年１０月から平成３０年８月までの間及び平成３１年２月から令和元年６月までの間についてはいずれも原発事故の影響割合を５割とし、平成３０年９月から平成３１年１月までの間については同割合を２割５分として算定した金額が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８７８※４】　避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた申立人ら夫婦について、生命・身体的損害として、それぞれ通院交通費及び診断書取得費用に加え、申立人夫については、原発事故前からり患していた高血圧、糖尿病、陳旧性脳梗塞が避難生活において悪化したとして、平成２３年３月から平成２４年１２月までの通院慰謝料が、申立人妻については、避難によるストレスから高血圧症、脂質異常症、胃炎を発症したこと等による平成２３年３月から平成２４年１２月までの通院慰謝料に加え、医療照会に対する回答も踏まえ、避難によるストレスにより左突発性難聴を発症して後遺症が残ったと認め、後遺障害等級９級相当の逸失利益及び後遺症慰謝料（ただし、原発事故の影響割合として２割を乗じる。）がそれぞれ認められた事例

【公表番号１９１０※２】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らのうち、避難中にうつ病等を発症し就労に支障が生じた申立人（原発事故当時３０歳代の女性）について、請求期間中における病状や就労状況等を考慮して、平成２３年３月分から令和３年３月分までの就労不能損害（平成２３年３月分から平成２８年２月分までは東京電力の直接請求における最低賠償月額の１０割、平成２８年３月分から平成３０年２月分までは７割、平成３０年３月分から令和２年２月分までは５割、令和２年３月分から令和３年３月分までは４割。ただし、既払金と就労期間中の給与分は控除した額。）等の賠償が認められた事例

【公表番号１９４２※１】　緊急時避難準備区域（広野町）に居住していた申立人について、原発事故後の避難生活に起因してうつ病、不安障害を発症したことを認め、これらの疾患による通院慰謝料及び就労不能損害（いずれも、原発事故による影響割合として、平成３０年４月から令和３年３月までは３割、同年４月から令和４年７月までは２割を乗じた額）並びに診断書取得費用が損害として認められた事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０５９※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、他自治体に避難した被相続人（申立人が相続）について、かかりつけ医院が原発事故により休院したため同医院での受診ができず、再開した同医院を平成２４年３月に受診したことを契機に進行性の病気が見つかり、同年６月に死亡したなどの事情を踏まえ、原発事故の影響割合を１割として、死亡慰謝料２００万円、葬儀費用１５万円及び逸失利益（死亡時８０歳代。公的年金を基礎収入とし、生活費控除率を６割、余命８年間とするライプニッツ係数を乗じて算定した額の１割。）の賠償が認められるなどした事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１３５※２～※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族（父母と子ら）について、申立人母が避難生活によって疾患を発症したことから、その通院にかかる生命身体的損害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（発症時期から平成２４年８月まで、病状の程度等を考慮して月額４万円）の賠償が認められるなどした事例

（ｲ）治療費、薬代

（補足説明）

治療費、薬代等に関する事例である。なお(ｴ)の事例も参照されたい。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１６３※３】　原発事故当時、屋内退避区域（いわき市）に居住していた申立人（大人）が避難生活により不眠等になったとして、通院交通費、通院慰謝料等が認められた事例

【公表番号１９７※１】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら（子供１名を含む。）について、避難生活に伴う生活環境の変化により体調が悪化したとして、生命・身体的損害に係る慰謝料、通院交通費、診断書取得費用が賠償された事例

【公表番号３３２※８】 避難指示区域からの避難生活中に要介護１から要介護２に状態が悪化し、平成２３年１１月に避難先で死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との間の相当因果関係が認められ、医療費、死亡慰謝料、葬儀費用及び逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号５０３※１、※２】 単身赴任中の勤務地（いわき市）から週末に自宅（南相馬市鹿島区）へ車で帰宅していた申立人について、原発事故後、警戒区域を迂回する交通路変更（従前より２倍強の距離）を余儀なくされたことにより生じた腰痛に関する身体的損害、帰宅費用の増加分（ガソリン代、高速道路料金、オイル交換費用、タイヤ交換費用等）等が賠償された事例

【公表番号５０９※１】 避難指示区域（富岡町）から避難中の平成２４年３月に心筋梗塞を発症した申立人について、東京電力に対する直接請求では否定された原発事故と心筋梗塞との間の相当因果関係が認められ、治療費用、入通院慰謝料等が賠償された事例

【公表番号６９７※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、避難生活が原因で心身に異常が発生し、避難指示解除後の平成２３年９月に帰宅した申立人について、直接請求では支払を拒否された平成２４年６月から同年８月までの医療費が賠償された事例

【公表番号９１０※１０】 南相馬市小高区の旧警戒区域（避難指示解除準備区域及び居住制限区域）の住民（本件ほか３件合計約６００人）からの、慰謝料、生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準等を定め、残りの世帯の審理に同解決基準を用いるという審理方法により、通院慰謝料、通院交通費等が賠償された事例

【公表番号１５２９※２】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人について、原発事故前から有していた疾患が避難生活によって悪化した生命・身体的損害として、平成２３年４月から平成３０年８月までの治療費の全額が賠償された（ただし、既払金を除く。）事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５９２※１】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人が成長障害と診断され、特殊な治療を受けたことについて、診断書や口頭審理の結果等を踏まえて原発事故の影響割合を３割として、平成２９年５月から平成３０年９月までの治療費・薬代、通院慰謝料及び通院交通費が賠償された事例

【公表番号１６９５※３】 居住制限区域（飯舘村）に居住し、自主的避難等対象区域内の勤務先で就労していた申立人について、原発事故後に、勤務先の従業員らから、申立人が原発事故の被害者であることを理由とするいじめを受けたことにより抑うつ状態になったとして、診断書取得費用のほか、平成２５年１月分から令和元年９月分までの通院慰謝料（平成２８年５月以降は原発事故の影響割合を５割とした。）及び通院交通費が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号２０００※４】 原発事故時居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人につき、避難生活との関連性が認められる疾患により平成２７年７月から通院を開始したこと、医療照会の結果によれば避難生活に加え、他の要因の影響もみられること等を考慮し、生命身体的損害として、診断書取得費用については全額、治療費及び薬代、通院慰謝料及び交通費については割合的（平成２７年７月から平成２９年１月までは影響割合５割、平成２９年２月から平成３０年３月までは影響割合３割）に算定した額の賠償が認められるなどした事例

(ｳ) 精神的損害

（補足説明）

精神的損害（通院慰謝料、死亡慰謝料等）に関する事例について、死亡慰謝料を含む事例とそれ以外の事例に分けて挙げた。なお(ｴ)の事例も参照されたい。

a　死亡慰謝料を含む事例

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１４８※２】　原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の病院に入院していた被相続人（申立人の母親）が、原発事故により避難を強いられた上、平成２３年４月に死亡したとして、避難費用（宿泊費を含む。）、葬儀費用、逸失利益及び精神的損害（避難に伴う慰謝料、入院慰謝料及び死亡慰謝料）等の賠償が認められた事例

【公表番号２６８※１】 申立人の妻は慢性腎不全により週３回通院による透析を要する状態であったところ、緊急時避難準備区域（広野町）の自宅から避難を余儀なくされ、通院が不能になり、病院の空きスペースの床等に寝泊まりして透析を受けていたが、平成２３年３月下旬に体調が急激に悪化して死亡したとして、原発事故による影響割合を５割として、赤い本を参考に死亡慰謝料を算定し、その他逸失利益及び葬儀費用の賠償が認められた事例

【公表番号２７１※１】 うっ血性心不全の加療のため避難指示区域内の病院に入院中であった申立人の母が、原発事故後、避難及び救出が遅れるなどしたため、平成２３年３月１３日頃に病院内で死亡したとして、死亡慰謝料について請求額の９割及び老齢年金に係る逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号２８４※１】 身体障害等級１級等の状態の母が避難指示区域（浪江町）から避難を余儀なくされ、体育館に避難中にインフルエンザにり患し、肺炎を引き起こすなどして入院した後平成２３年５月に死亡したとして、その相続人代表である申立人に対し、死亡慰謝料９２５万円及び葬儀費用の賠償が認められた事例

【公表番号３３２※８】 避難指示区域からの避難生活中に要介護１から要介護２に状態が悪化し、平成２３年１１月に避難先で死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との間の相当因果関係が認められ、医療費、死亡慰謝料、葬儀費用及び逸失利益の賠償が認められた事例（死亡慰謝料、葬儀費用及び逸失利益の合計額２８０万円）

【公表番号３５７※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、避難生活に伴う生活環境の変化及びストレスにより体調を悪化させて平成２４年２月に死亡した高齢の母について、原発事故と死亡との間の相当因果関係を認め、８００万円の死亡慰謝料が相続人らに賠償された事例

【公表番号３９１※５】 避難指示区域内に居住し、原発事故により避難を余儀なくされ、避難生活中に体調を悪化させ、平成２３年１０月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との間の相当因果関係を認め、死亡慰謝料６００万円等が賠償された事例

【公表番号３９５※２】 身体に障害があり要介護５の状態で自主的避難等対象区域（いわき市）内の介護施設に入所していたが、原発事故により施設から自主的避難を要請されて平成２３年３月中に避難を実行し、避難生活中に体調を悪化させて同年６月に死亡した申立人の被相続人について、死亡の結果と原発事故による避難との間の相当因果関係を認め、死亡慰謝料７００万円等の賠償が認められた事例

【公表番号４０１※１】 平成２３年１月に乳がんと診断され余命１年と宣告され、避難指示区域内の病院に入院し抗がん剤治療を受けていたが、原発事故により転院を重ねることとなり同年５月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との間の相当因果関係を認めた上で原発事故の影響割合を５割とし、赤い本における死亡慰謝料に関する基準額を参考に算定した額の５割が賠償された事例

【公表番号４４７※１】 認知症を患い入所中の楢葉町の老人ホームから避難し、避難による体力の低下等に伴い肺炎を発症し、平成２３年５月に死亡した高齢者について、その相続人に対して死亡慰謝料８００万円が賠償された事例

【公表番号４５６※１】 脳梗塞後のリハビリのため入所中の避難指示区域内の施設から避難し、避難による体力の低下等に伴い肺炎を発症したため避難先においてそのまま入院となり、入院中の平成２３年１０月に死亡した高齢者について、死亡慰謝料９００万円が賠償された事例

【公表番号５３４※１】 脳梗塞の後遺症により寝たきりの状態（要介護５）で避難指示区域内から避難し、長時間の避難移動等による体調悪化により平成２３年３月下旬に死亡した高齢者について、その相続人に対して死亡時までの慰謝料等が賠償された事例

【公表番号５４３※１】 寝たきりの状態で入院していた緊急時避難準備区域内の病院から、原発事故による混乱によって食糧不足となったことにより衰弱した状態で自衛隊のトラックで隣県の病院に搬送され、同病院において肺炎を発症して平成２３年４月に死亡した９０歳の高齢者について、その相続人に対して、原発事故の影響割合を５割とし、死亡慰謝料７００万円、死亡逸失利益９２万５１５１円（生活費控除率３０％）、葬儀費用５０万円及び文書取得費用実費が賠償された事例

【公表番号５７０※１】 帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人らについて、原発事故当時８０歳台半ばで、脳梗塞の既往症があり、自宅で寝たきり（要介護４）であった父が、避難中の平成２３年３月末に死亡したことについて、原発事故との間の相当因果関係を認めた上、原発事故の影響割合を５割と認定した死亡慰謝料（亡父の相続分及び申立人ら遺族固有の慰謝料）の賠償が認められた事例

【公表番号５８９※１】 避難指示区域に居住し、脳梗塞の既往症のある９０歳近い高齢者が、平成２３年５月の避難開始直後より体調が悪化し、同年７月に死亡した事案について、死亡の結果と原発事故による避難との間の相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を５割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料８００万円が賠償された事例

【公表番号６０６※１】 避難指示区域の介護施設に入所していた９０歳近い高齢者が、原発事故直後の避難移動中に急性心筋梗塞により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の影響割合を９割として、相続人である申立人に１６２０万円の死亡慰謝料の賠償が認められた事例

【公表番号６５１※３】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、原発事故当時がんの治療を受けていたが、避難のため十分な治療が受けられなくなったためがんの転移が進行して平成２３年９月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故による避難との間の相当因果関係（原発事故の影響割合５割）を認め、死亡慰謝料８００万円が賠償された事例

【公表番号６７０※２】 原発事故当時、南相馬市の病院に誤嚥性肺炎で入院していた高齢者（申立人Ａの父）が、原発事故により病院で不衛生な状況に置かれ、さらに転院のために長距離移動を余儀なくされたことから、肺炎が悪化して平成２３年５月に死亡した事案について、死亡に対する原発事故の影響割合を５割とした上で、相続人である申立人Ａに死亡慰謝料８００万円が賠償された事例

【公表番号６９６※１】 避難指示区域に居住し、高血圧、不眠症等の既往症のある８０歳台半ばの高齢者が、原発事故直後に公民館や体育館への避難を強いられ、避難開始から約１週間後に急性心不全により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の影響割合を５割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料８５０万円が賠償された事例

【公表番号６９９※１】 避難指示区域の介護施設に入所していた被相続人が、避難開始から間もなく避難先で心不全により死亡した事案について、相続人である申立人らに死亡慰謝料９００万円が賠償された事例

【公表番号７０６※８】 避難指示区域に居住し、白血病等にり患していた被相続人が、避難により適切な治療を受けられず、不十分な避難生活環境により体力を低下させ、平成２３年１０月に

原病により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の影響割合を５割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料９００万円が賠償された事例

【公表番号７１２※１】 緊急時避難準備区域内に居住し、糖尿病の既往症があった７０歳台後半の高齢者が、避難開始後に過酷な避難所生活のために食欲不振等になり、帰宅後も症状は改善せず、十分な医療も受けられず、原発事故の数か月後に全身衰弱により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の影響割合を５割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料（申立人ら固有の慰謝料を含む。）８００万円が賠償された事例

【公表番号７３０※１１】 避難指示区域に居住し、既往症があった８０歳台半ばの高齢者が、避難開始から約２週間後に多臓器不全により死亡した事案について、死亡に対する 原発事故の影響割合を５割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料９００万円が賠償された事例

【公表番号７３１※１０】 避難指示区域に居住し、既往症があった８０歳台半ばの高齢者が、体育館等への避難から間もなく誤嚥性肺炎により入院し、平成２３年５月に死亡した事案について、死亡に対する原発事故の影響割合を５割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料９００万円が賠償された事例

【公表番号８５７※１】 帰還困難区域（双葉町）に居住していた７０歳台半ばの被相続人が、避難所生活中に体調を悪化させ、平成２３年７月に肺炎により死亡した事案について、相続人である申立人らに対し、死亡慰謝料等が賠償された事例

【公表番号９１０※１０】 南相馬市小高区の旧警戒区域（避難指示解除準備区域及び居住制限区域）の住民（本件ほか３件合計約６００人）からの、慰謝料、生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準等を定め、残りの世帯の審理に同解決基準を用いるという審理方法により、通院慰謝料、通院交通費等が賠償された事例

【公表番号１１８８※１】 避難指示解除準備区域（楢葉町）から避難した申立外の亡母が、慢性心不全等の持病を有し、かつ避難先で認知症が進行した申立外の亡父（身体障 害等級１級、平成２５年１月死亡）の介護負担の影響等により、避難先で脳梗塞、慢性心房細動等を発症した後、平成２６年７月に死亡したことについて、相続人である申立人らに対し、亡母の入通院慰謝料、交通費、文書取得費に加え、原発事故の影響割合を３割として、死亡慰謝料４８０万円、死亡逸失利益及び葬儀関係費用等が賠償された事例

【公表番号１３７５※１】 帰還困難区域（双葉町）に居住していたが、避難後、認知症が進み、平成２７年中に死亡した申立人の母について、立証の程度を考慮し、原発事故の影響割合を１割として、死亡慰謝料を含む生命・身体的損害等が賠償された事例

【公表番号１４２３※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の特別養護老人ホームに入居していたが、原発事故により県外への避難を余儀なくされ、平成２３年５月に死亡した被相続人について、医師が死因を老衰と診断していたものの、避難の経緯や避難前後の健康状態等を考慮し、５４０万円の死亡慰謝料が賠償された事例

【公表番号１４８４※１、※２】 帰還困難区域（大熊町）に所在する介護老人保健施設に入所していたが平成２３年３月に避難先で死亡した被相続人夫婦の生命・身体的損害 について、死亡に対する原発事故の影響割合を８割とした上で、慰謝料としてそれぞれ１６００万円の賠償がされた事例

【公表番号１４８７※３】 帰還困難区域（大熊町）に所在する病院に入院していた９０歳台の被相続人について、避難前後の症状や入院生活状況等を考慮し、原発事故と平成２４年４月に避難先の病院で死亡したこととの間の相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を３割として死亡慰謝料が賠償された事例

【公表番号１５３６※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）において関節リウマチの持病を抱えつつ生活していたが、原発事故による避難生活によって新たに肺疾患等を患い、健康状態が悪化して平成２６年７月に死亡した亡父を相続した申立人ら（母及び子）について、１．亡父の死

亡慰謝料及び逸失利益について、亡父の避難後の病状の変化等を考慮し、原発事故の影響割合を２割として賠償され、２．亡父の平成２３年３月分から平成２６年７月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、症状の悪化の程度に応じて、月額４万円、６万円又は１０万円が賠償されたほか、３．亡父の生命・身体的損害（治療費、入通院慰謝料）等が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９４※５】　居住制限区域（浪江町）に居住し、原発事故当時は福島県内の病院に入院中であったが、当該病院の避難に伴い転院を余儀なくされ、過酷な移動や慣れない環境の中で病状が悪化し平成２３年３月中に死亡した被相続人（同人を父母である申立人らが相続。）について、被相続人の既往症や原発事故前後の病状の経過等も踏まえ、原発事故の影響割合を７割として死亡慰謝料及び葬儀費用（ただし、いずれも既払金を除く。）が賠償された事例

【公表番号１９４１※３】　帰還困難区域（大熊町）所在の病院に入院していたが、原発事故直後の平成２３年３月に自衛隊のバスによる過酷な避難を余儀なくされ平成２４年４月に死亡した被相続人母（申立人ら子４名が相続。）について、転院の経緯及び病状の変化等を考慮して、原発事故の影響割合を１割として死亡慰謝料１４０万円（申立人ら遺族固有の慰謝料を含む。）の賠償が認められた事例

【公表番号１９４９※１】　帰還困難区域（大熊町）に所在する介護老人保健施設に入所していた被相続人について、原発事故後も直ちに避難することができず、また、医療体制が不十分な状況で、長距離かつ長時間の移動を伴う避難をし、避難先の学校体育館で死亡したことから、原発事故と死亡との間の相当因果関係が肯定された上、原発事故の影響割合を８割として死亡慰謝料（親族固有の慰謝料を含む。）１６００万円が原発事故による損害として認められ、相続人である申立人らとの間で和解が成立した事例

【公表番号１９８３※１】　居住制限区域（富岡町）に居住していた事故時８１歳の被相続人は、デイサービスを利用し、人工透析を１日おきに受けるなど介護や医療が必要な状態であったが、原発事故によって家族が避難して戻れなくなり、行政や医療体制も混乱する中で、平成２３年３月に死亡した。そのような被相続人について、原発事故と死亡との間の相当因果関係が肯定され、原発事故の影響割合を６割として、死亡慰謝料（親族固有の慰謝料を含む。）９６０万円が損害として認められ、申立人らの法定相続分に応じた賠償が認められた事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０５９※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、他自治体に避難した被相続人（申立人が相続）について、かかりつけ医院が原発事故により休院したため同医院での受診ができず、再開した同医院を平成２４年３月に受診したことを契機に進行性の病気が見つかり、同年６月に死亡したなどの事情を踏まえ、原発事故の影響割合を１割として、死亡慰謝料２００万円、葬儀費用１５万円及び逸失利益（死亡時８０歳代。公的年金を基礎収入とし、生活費控除率を６割、余命８年間とするライプニッツ係数を乗じて算定した額の１割。）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０８３※１】　身体障害等級１級の状態で居住制限区域（富岡町）内の病院に入院していた原発事故当時８０歳代の被相続人（申立人が相続）について、原発事故後に自衛隊のヘリコプターで体育館への避難を余儀なくされて上記障害等が悪化し、肺炎を繰り返し発症して平成２３年１２月に死亡したなどの事情を踏まえ、原発事故の影響割合を５割とした死亡慰謝料１０００万円（近親者慰謝料を含む。ただし、既払金は控除。）の賠償が認められるなどした事例

b　死亡慰謝料を含む事例以外の事例

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１５９※５】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、神経症・抑うつ状態の症状を発症した者に通院慰謝料、通院交通費等が、うつ病の精神障害等級３級であったところ避難生活の心労で悪化して精神障害等級２級になった者に慰謝料一時金１００万円等が、それぞれ認められた事例

【公表番号１６３※３】 原発事故当時屋内退避区域（いわき市）に居住していた申立人（大人）が避難生活により不眠等になったとして、通院交通費、通院慰謝料等が認められた事例

【公表番号１９７※１】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら（子供１名を含む。）について、避難生活に伴う生活環境の変化により体調が悪化したとして、生命・身体的損害に係る慰謝料、通院交通費、診断書取得費用が賠償された事例

【公表番号２８５※１～※３】 緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされ、避難生活により疾病を発症した申立人３名について、医療費、通院交通費及び診断書作成料とともに赤い本を参考に算定された通院慰謝料が認められた事例

【公表番号２９１※１】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、避難生活によるストレス等から適応障害を発症した申立人について、赤い本を参考に通院慰謝料を算定し、既払金を控除して原発事故の影響割合を８割として賠償が認められた事例

【公表番号５０３※１、※２】 単身赴任中の勤務地（いわき市）から週末に自宅（南相馬市鹿島区）へ車で帰宅していた申立人について、原発事故後、警戒区域を迂回する交通路変更（従前より２倍強の距離）を余儀なくされたことにより生じた腰痛に関する身体的損害、帰宅費用の増加分（ガソリン代、高速道路料金、オイル交換費用、タイヤ交換費用等）等が賠償された事例

【公表番号５０８※２】 緊急時避難準備区域（広野町）から避難した申立人について、処方されていた薬が原発事故直後になくなったため平成２３年５月初旬まで服薬できなかったことにより持病（心不全）の悪化と原発事故による避難との間の相当因果関係が認められ、一時金として３０万円の精神的損害の賠償がされた事例

【公表番号５０９※１】 避難指示区域（富岡町）から避難中の平成２４年３月に心筋梗塞を発症した申立人について、東京電力に対する直接請求では否定された原発事故と心筋梗塞との間の相当因果関係が認められ、治療費用、入通院慰謝料等が賠償された事例

【公表番号６９７※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、避難生活が原因で心身に異常が発生し、避難指示解除後の平成２３年９月に帰宅した申立人について、直接請求では支払を拒否された平成２４年６月から同年８月までの通院慰謝料が賠償された事例

【公表番号７１９※１】 避難指示区域（南相馬市原町区）から避難し、避難中に脳出血で倒れ後遺障害を負った申立人について、脳出血及び後遺障害に対する原発事故の影響割合を５割として、後遺症慰謝料、逸失利益及び将来介護費等が賠償された事例

【公表番号７２９※２】 避難指示区域からの避難により疾病が発症・悪化した申立人の身体的損害（慰謝料。平成２３年３月から平成２４年８月まで）について、通院が長期かつ不規則であったことから、実通院日数の３．５倍を通院日数とみなして赤い本を参考に損害額を算定した上で、原発事故の影響割合を５割として賠償された事例

【公表番号８２１※５、※７】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難している申立人らの生命・身体的損害に係る賠償（平成２３年３月から平成２５年８月までの入通院慰謝料）として、申立人Ｘ１については、原発事故によりうつ病が悪化したとして、いわゆる赤い本の基準を参考に、通院期間１２か月、入院期間６か月として算定した合計２９８万円から直接請求において賠償済みであった１１０万０４００円を控除した１８７万９６００円が、申立人Ｘ２については、避難生活により広汎性発達障害等の状態が悪化したとして、同基準を参考に、実

通院日数３９日の３．５倍を通院日数として算定した合計９８万２５００円から直接請求において賠償済みであった１８万９０００円を控除した７９万３５００円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号８２５※１】 避難指示区域内の事業所で勤務していたが、原発事故により県外の関連会社への転籍を余儀なくされた後、うつ病を発症して自主退職をした申立人について、休職等の対応も考えられたのに自主退職をしているため、原発事故の影響割合は５割を超えるものではないという東京電力の主張を排斥し、転籍先で畑違いの専門知識や高度な語学力を求められたこと等の影響でうつ病を発症したことを考慮し、自主退職と原発事故との間の相当因果関係を認めて就労不能損害（原発事故の影響割合１０割）及び慰謝料が賠償された事例

【公表番号８３７※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、避難指示区域の歯科医院にて歯列矯正及び虫歯治療を継続受診中に避難を余儀なくされた上、帰還後も原発事故により同医院が閉鎖していたため、治療の中断等で症状が悪化し、他院への通院回数が増加したことを考慮し、通院慰謝料（平成２３年５月から平成２４年１１月まで）が賠償された事例

【公表番号９６０「４解決基準⑥」参照】 帰還困難区域（飯舘村長泥地区）の申立人らについて、生命・身体的損害（通院慰謝料）等が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての連絡書において、生命・身体的損害等についての和解方針が示されている。）

【公表番号１０３７※２】 緊急時避難準備区域からの避難によって健康状態が悪化した申立人について、平成２４年４月から平成２５年２月までの通院期間における通院慰謝料の賠償が認められた事例

【公表番号１１２２※１】 原発事故時、南相馬市避難要請区域（南相馬市鹿島区）に居住し、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に車椅子を利用して通院し、人工透析治療を受けていた被相続人（申立人はその相続人である。）が、原発事故により、病院での車椅子患者の受入れが困難になったため、急遽、ヘリコプターで富山市内の病院に搬送され、その後、複数の病院への転院を余儀なくされたところ、平成２３年３月から死亡するまでの間の被相続人の入院慰謝料として、原発事故の影響割合を８割として算定した額が賠償された事例

【公表番号１２８９※２】 避難指示解除準備区域（浪江町）から新潟県に避難した申立人について、避難先が豪雪地域のため、冬季に毎日のように除雪作業を行っていたことが原因で平成２４年１月に頚椎症を発症し、通院を余儀なくされたことについて、頚椎症の発症は、豪雪地域での避難生活に起因するものであり、原発事故との相当因果関係が認められるとして、平成２７年９月から平成２８年３月までの通院慰謝料及び通院交通費並びに同年３月から同年５月までの診断書取得費用が賠償された事例

【公表番号１３２８※２】 避難中に持病の既往症の合併症を発したため要介護状態が増悪した申立人について、要介護状態の増悪が原発事故による避難と全く無関係とみるのは難しいとして、身体機能が特に低下した期間を対象に生命・身体的損害の慰謝料の賠償を認めた事例

【公表番号１３６０※１、※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたが、平成２３年７月に心筋梗塞を発症し、後遺症が残った申立人について、原発事故による避難生活と心筋梗塞の発症との間に相当因果関係を認め、後遺症慰謝料及び平成２８年１１月分から平成２９年２月分までの通院慰謝料が賠償された事例

【公表番号１４０２※１、※２】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人ら（夫婦及び子）について、避難により申立人夫の持病が悪化したこと及び申立人子が精神疾患を発症したことを考慮し、平成３０年２月分までの生命・身体的損害として、申立人夫に係る入通院慰謝料（１回当たり４２００円）並びに申立人子に係る入通院慰謝料（いわゆる赤い本の基準）等が賠償された事例

【公表番号１４０７※１】 緊急時避難準備区域（広野町）に居住していたが、原発事故による避難生活の影響で心臓病及び糖尿病にり患した申立人について、平成２８年９月分から同年１１月分までの生命・身体的損害（通院慰謝料）等が賠償された事例

【公表番号１４３６※２、※３、※５】 帰還困難区域から避難し、先天性疾患及び心臓機能障害という既往症の悪化と適応障害等の発症により、避難先で入通院を繰り返した申立人子及びその介護の負担からうつ病及び不眠症を発症した申立人母に対し、平成２４年３月から平成２９年８月までの間の生命・身体的損害（入通院慰謝料及び通院付添費）が賠償された事例

【公表番号１４４１※１】 帰還困難区域（大熊町）から避難し、避難生活中にうつ病及び血行障害を発症して入通院を余儀なくされた申立人について、平成２４年１月から平成３０年２月までの生命・身体的損害（入通院慰謝料）等の賠償が認められた事例

【公表番号１４６２※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人の生命・身体的損害（入通院慰謝料）について、既に平成３０年５月分まで直接請求によって一定額の支払がされていたものの、赤い本を参考に、実通院日数の３．５倍を通院期間として算定した損害額（原発事故の影響割合を４割とする。平成２６年２月分から平成３０年５月分まで）から上記支払済みの金額を控除した額が賠償された事例

【公表番号１４８３※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らの通院慰謝料について、赤い本を参考にして、実通院日数の３．５倍を通院期間として算定した損害額から既払金を控除した額が認められた事例

【公表番号１５１９※１、※２】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人の就労不能損害、通院交通費、通院慰謝料等について、原発事故後にＰＴＳＤにり患したこと等の事情を考慮し、平成２９年１２月分までの期間について、原発事故の影響割合を７割として賠償されたほか、同月分までの避難費用等が賠償された事例

【公表番号１５２９※２】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人について、原発事故前から有していた疾患が避難生活によって悪化した生命・身体的損害として、平成２３年３月から平成３０年８月までの入通院慰謝料（原発事故の影響割合を８割として算定した金額）が賠償された事例

【公表番号１５４２※１、※２】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故直後（平成２３年３月から平成２４年３月まで）の生活費増加費用等のほか、 原発事故後に発症したじんましんと原発事故との間の相当因果関係を認め、平成２８年１２月から平成３０年４月までの生命・身体的損害（通院慰謝料及び通院交通費）が賠償された事例

【公表番号１５５０※１】 帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人が避難生活により発症又は悪化した高血圧症、脂質代謝異常等による平成２４年６月分から平成３０年５月分までの通院慰謝料として、通院１回当たり８４００円として、東京電力による既払分（１回４２００円）を控除した金額の約３分の２が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５９２※１】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人が成長障害と診断され、特殊な治療を受けたことについて、診断書や口頭審理の結果等を踏まえて原発事故の影響割合を３割として、平成２９年５月から平成３０年９月までの治療費・薬代、通院慰謝料及び通院交通費が賠償された事例

【公表番号１６０６※１】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人について、避難生活中に持病である潰瘍性大腸炎の通院治療を行ったことを考慮し、令和元年６月の通院まで通院１回当たり１万円の入通院慰謝料及び診断書取得費用が認められた事例

【公表番号１６５０※１、※２】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について、１．避難生活により腰痛、めまい症等が生じた申立人夫の平成２３年３月から平成２６年５月までの通院慰謝料として、直接請求手続における既払金３３万１８００円とは別に７９万５２００

円が追加して、２．避難生活により過活動膀胱にり患するなどした申立人妻の平成２３年３月から平成２４年８月までの通院慰謝料として、直接請求手続における既払金２４万７８００円とは別に５６万７２００円が追加して、それぞれ賠償された事例

【公表番号１６９１※１、※３】　居住制限区域（富岡町）に居住していた申立外の亡父について、避難後に認知症等となり通院を余儀なくされたとして、相続人である申立人子に対し、平成２４年９月から平成２８年５月までの通院慰謝料及び付添費用の賠償が認められたほか、同住所に居住していた申立人母について、原発事故による避難に伴い悪化した股関節症、高血圧症等の持病により通院を余儀なくされたとして、平成２７年１２月から平成２８年５月までの通院慰謝料及び付添費用が賠償された事例

【公表番号１６９５※３】　居住制限区域（飯舘村）に居住し、自主的避難等対象区域内の勤務先で就労していた申立人について、原発事故後に、勤務先の従業員らから、申立人が原発事故の被害者であることを理由とするいじめを受けたことにより抑うつ状態になったとして、診断書取得費用のほか、平成２５年１月分から令和元年９月分までの通院慰謝料（平成２８年５月以降は原発事故の影響割合を５割とした。）及び通院交通費が賠償された事例

【公表番号１７０２※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、平成２９年１１月に脳出血を、平成３１年２月頃に統合失調症をそれぞれ発症したことから、生命・身体的損害（通院慰謝料）として、平成２９年１１月から令和元年８月までの通院１回当たり２５００円から５０００円までの範囲で算定した金額が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７２０※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子）について、申立人子が避難生活によってうつ等の症状が生じて通院したことを考慮し、申立人子の平成２４年６月分から平成２６年２月分までの通院慰謝料及び通院交通費の賠償が認められた事例

【公表番号１７６２※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人の生命・身体的損害（通院慰謝料）について、既に東京電力に対する直接請求手続で令和２年５月分まで一定額の支払がされていたものの、赤い本（交通事故の損害賠償額算定基準）を参考に、実通院日数の３．５倍を通院期間とした損害額（原発事故の影響割合を４割とする。）から上記支払済みの金額を控除した額が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１７９４※３】　母ら家族と共に居住制限区域（浪江町）に居住し精神疾患等の複数の持病を有していた申立人について、避難に伴い家族と離れた上に持病が悪化して入退院を繰り返したこと等を考慮し、日常生活阻害慰謝料が平成２３年３月分から平成３０年３月分まで病状の重症度に応じて月額３万円から８万円増額されたほか、障害者用ベッド等の購入費用の一部や平成２７年の入院に係る入院慰謝料等の賠償が認められた事例

【公表番号１８５０※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人について、東京電力から申立人の通院先への医療照会に対する回答も踏まえ、申立人が原発事故により避難を強いられたことを原因として両変形性膝関節症やうつ病等を発症して通院を余儀なくされたとして、平成２３年１２月から平成２９年１月までの通院慰謝料が認められた事例

【公表番号１８５２※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の病院に入院していたが、原発事故により転院を余儀なくされ、その後平成２３年７月に死亡した被相続人（同人を申立人のうち１名が相続。）について、転院の経緯及び病状の変化等を踏まえ、原発事故の影響割合を２割として死亡慰謝料及び葬儀費用が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８７８※４】　避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた申立人ら夫婦について、生命・身体的損害として、それぞれ通院交通費及び診断書取得費用に加え、申立人夫については、原発事故前からり患していた高血圧、糖尿病、陳旧性脳梗塞が避難生活において悪化したとして、平成２３年３月から平成２４年１２月までの通院慰謝料が、申立人妻については、避難によるストレスから高血圧症、脂質異常症、胃炎を発症したこと等による平成２３年３月から平成２４年１２月までの通院慰謝料に加え、医療照会に対する回答も踏まえ、避難によるストレスにより左突発性難聴を発症して後遺症が残ったと認め、後遺障害等級９級相当の逸失利益及び後遺症慰謝料（ただし、原発事故の影響割合として２割を乗じる。）がそれぞれ認められた事例

【公表番号１９４２※１】　緊急時避難準備区域（広野町）に居住していた申立人について、原発事故後の避難生活に起因してうつ病、不安障害を発症したことを認め、これらの疾患による通院慰謝料及び就労不能損害（いずれも、原発事故による影響割合として、平成３０年４月から令和３年３月までは３割、同年４月から令和４年７月までは２割を乗じた額）並びに診断書取得費用が損害として認められた事例

【公表番号１９６９※３】　居住制限区域（大熊町）から避難した亡母（申立人ら４名が相続）の生命身体的損害として、平成２９年４月から令和３年４月までの通院に関し、避難生活による病状の悪化及び加齢の影響等を考慮し、原発事故の影響割合を３割として算定した慰謝料及び交通費のほか、診断書取得費用全額の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０００※４】　原発事故時居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人につき、避難生活との関連性が認められる疾患により平成２７年７月から通院を開始したこと、医療照会の結果によれば避難生活に加え、他の要因の影響もみられること等を考慮し、生命身体的損害として、診断書取得費用については全額、治療費及び薬代、通院慰謝料及び交通費については割合的（平成２７年７月から平成２９年１月までは影響割合５割、平成２９年２月から平成３０年３月までは影響割合３割）に算定した額の賠償が認められるなどした事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１３５※２～※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族（父母と子ら）について、申立人母が避難生活によって疾患を発症したことから、その通院にかかる生命身体的損害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（発症時期から平成２４年８月まで、病状の程度等を考慮して月額４万円）の賠償が認められるなどした事例

(ｴ) その他

（補足説明）

(ｱ) から(ｳ)までの損害項目以外の項目を含む事例である。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１４８※２】　原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の病院に入院していた被相続人（申立人の母親）が、原発事故により避難を強いられた上、平成２３年４月に死亡したとして、避難費用（宿泊費を含む。）、葬儀費用、逸失利益及び精神的損害（避難に伴う慰謝料、入院慰謝料及び死亡慰謝料）等の賠償が認められた事例

【公表番号１６０※６】原発事故当時、避難指示区域（富岡町）に居住していた申立人らについて、原発事故後避難の精神的・身体的ストレスにより気管支炎を発症したとして平成２３年１１月までの通院慰謝料、診断書料等の賠償が認められた事例

【公表番号１９７※１】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら（子供１名を含む。）について、避難生活に伴う生活環境

の変化により体調が悪化したとして、生命・身体的損害に係る慰謝料、通院交 通費、診断書取得費用が賠償された事例

【公表番号２６７※１】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、避難により精神疾患を発症した申立人について、入院１か月及びその後定期的な通院を余儀なくされたとして、既往症を考慮して慰謝料、交通費等合計１００万円の賠償が認められた事例

【公表番号２６８※１】 申立人の妻は慢性腎不全により週３回通院による透析を要する状態であったところ、緊急時避難準備区域（広野町）の自宅から避難を余儀なくされ、通院が不能になり、病院の空きスペースの床等に寝泊まりして透析を受けていたが、平成２３年３月下旬に体調が急激に悪化して死亡したとして、原発事故による影響割合を５割として、赤い本を参考に死亡慰謝料を算定し、その他逸失利益及び葬儀費用の賠償が認められた事例

【公表番号２７１※１】 うっ血性心不全の加療のため避難指示区域内の病院に入院中であった申立人の母が、原発事故後、避難及び救出が遅れるなどしたため、平成２３年３月１３日頃に病院内で死亡したとして、死亡慰謝料について請求額の９割及び老齢年金に係る逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号２８４※１】 身体障害等級１級等の状態の母が避難指示区域（浪江町）から避難を余儀なくされ、体育館に避難中にインフルエンザにり患し、肺炎を引き起こすなどして入院した後平成２３年５月に死亡したとして、その相続人代表である申立人に対し、死亡慰謝料９２５万円及び葬儀費用の賠償が認められた事例

【公表番号２８５※１～※３】 緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされ、避難生活により疾病を発症した申立人３名について、医療費、通院交通費及び診断書作成料とともに赤い本を参考に算定された通院慰謝料が認められた事例

【公表番号３３２※８】 避難指示区域からの避難生活中に要介護１から要介護２に状態が悪化し、平成２３年１１月に避難先で死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との間の相当因果関係が認められ、医療費、死亡慰謝料、葬儀費用及び逸失利益の賠償が認められた事例（死亡慰謝料、葬儀費用及び逸失利益の合計額２８０万円）

【公表番号５０３※１、※２】 単身赴任中の勤務地（いわき市）から週末に自宅（南相馬市鹿島区）へ車で帰宅していた申立人について、原発事故後、警戒区域を迂回する交通路変更（従前より２倍強の距離）を余儀なくされたことにより生じた腰痛に関する身体的損害、帰宅費用の増加分（ガソリン代、高速道路料金、オイル交換費用、タイヤ交換費用等）等が賠償された事例

【公表番号５０９※１】 避難指示区域（富岡町）から避難中の平成２４年３月に心筋梗塞を発症した申立人について、東京電力に対する直接請求では否定された原発事故と心筋梗塞との間の相当因果関係が認められ、治療費用、入通院慰謝料等が賠償された事例

【公表番号５４３※１】 寝たきりの状態で入院していた緊急時避難準備区域内の病院から、原発事故による混乱によって食糧不足となったことにより衰弱した状態で自衛隊のトラックで隣県の病院に搬送され、同病院において肺炎を発症して平成２３年４月に死亡した９０歳の高齢者について、その相続人に対して、原発事故の影響割合を５割とし、死亡慰謝料７００万円、死亡逸失利益９２万５１５１円（生活費控除率３０％）、葬儀費用５０万円及び文書取得費用実費が賠償された事例

【公表番号６５１※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、原発事故当時がんの治療を受けていたが、避難のため十分な治療が受けられなくなったためがんの転移が進行して平成２３年９月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故による避難との間の相当因果関係（原発事故の影響割合５割）を認め、葬儀費用７５万円が賠償された事例

【公表番号６９７※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、避難生活が原因で心身に異常が発生し、避難指示解除後の平成２３年９月に帰宅した申立人について、直接請求では支払を拒否された平成２４年６月から同年８月までに発生した生命・身体的損害に係る通院交通費及び証明書類取得費用が賠償された事例

【公表番号７１９※１】 避難指示区域（南相馬市原町区）から避難し、避難中に脳出血で倒れ後遺障害を負った申立人について、脳出血及び後遺障害に対する原発事故の影響割合を５割として、後遺症慰謝料、逸失利益及び将来介護費等が賠償された事例

【公表番号８２１※５】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難している申立人Ｘ１について、原発事故によりうつ病が悪化したとして、生命・身体的損害として、平成２３年３月から平成２５年８月までの診断書発行費用、通院交通費及び雑費について申立人請求額の全額について賠償が認められた事例

【公表番号８３７※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、避難指示区域の歯科医院にて歯列矯正及び虫歯治療を継続受診中に避難を余儀なくされた上、帰還後も原発事故により同医院が閉鎖していたため、治療の中断等で症状が悪化し、他院への通院回数が増加したことを考慮し、通院交通費増加分（平成２３年５月から平成２４年１１月まで）等が賠償された事例

【公表番号９６０「４解決基準⑥」参照】 帰還困難区域（飯舘村長泥地区）の申立人らについて、生命・身体的損害（通院交通費）等が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての連絡書において、生命・身体的損害等についての和解方針が示されている。）

【公表番号１１２２※２】 原発事故時、南相馬市避難要請区域（南相馬市鹿島区）に居住し、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に車椅子を利用して通院し、人工透析治療を受けていた被相続人（申立人はその相続人である。）が、原発事故により、病院での車椅子患者の受入れが困難になったため、急遽、ヘリコプターで富山市内の病院に搬送され その後、複数の病院への転院を余儀なくされたところ、平成２３年３月から被相続人が死亡するまでの間の入院雑費・付添看護費用・付添交通費・診断書取得費用として、原発事故の影響割合を考慮の上、申立人の請求額の４割を損害額と算定し、賠償された事例

【公表番号１１８８※１】 避難指示解除準備区域（楢葉町）から避難した申立外の亡母が、慢性心不全等の持病を有し、かつ避難先で認知症が進行した申立外の亡父（身体障害等級１級、平成２５年１月死亡）の介護負担の影響等により、避難先で脳梗塞、慢性心房細動等を発症した後、平成２６年７月に死亡したことについて、相続人である申立人らに対し、亡母の入通院慰謝料、交通費、文書取得費に加え、原発事故の影響割合を３割として、死亡慰謝料４８０万円、死亡逸失利益及び葬儀関係費用等が賠償された事例

【公表番号１２８９※２】 避難指示解除準備区域（浪江町）から新潟県に避難した申立人について、避難先が豪雪地域のため、冬季に毎日のように除雪作業を行っていたことが原因で平成２４年１月に頚椎症を発症し、通院を余儀なくされたことについて、頚椎症の発症は、豪雪地域での避難生活に起因するものであり、原発事故との相当因果関係が認められるとして、平成２７年９月から平成２８年３月までの通院慰謝料及び通院交通費、並びに同年３月から同年５月までの診断書取得費用が賠償された事例

【公表番号１３３５※２】 帰還困難区域から避難した申立人について、平成２５年６月に脳梗塞となり、これによる両下肢機能障害によって身体障害等級３級と認定されたことについて、生命・身体的損害として、１００万円が賠償された事例

【公表番号１４０２※１、※２】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人ら（夫婦及び子）について、避難により申立人子が精神疾患を発症したことを考慮し、平成３０年２月分までの生命・身体的損害として、申立人子に係る入通院慰謝料並びに親の通院付添費（いわゆる赤い本の基準）及び付添交通費等が賠償された事例

【公表番号１４０７※１】 緊急時避難準備区域（広野町）に居住していたが、原発事故による避難生活の影響で心臓病及び糖尿病にり患した申立人について、平成２８年９月分から同年１１月分までの生命・身体的損害（通院慰謝料）等が賠償された事例

【公表番号１４３６※２、※３、※５】 帰還困難区域から避難し、先天性疾患及び心臓機能障害という既往症の悪化と適応障害等の発症により、避難先で入通院を繰り返した申立人子及びその

介護の負担からうつ病及び不眠症を発症した申立人母に対し、平成２４年３月から平成２９年８月までの間の生命・身体的損害（入通院慰謝料及び通院付添費）が賠償された事例

【公表番号１４４１※１】 帰還困難区域（大熊町）から避難し、避難生活中にうつ病及び血行障害を発症して入通院を余儀なくされた申立人について、平成２４年１月から平成３０年２月までの生命・身体的損害（入通院慰謝料）等の賠償が認められた事例

【公表番号１４５４※３】 単身赴任で居住制限区域（富岡町）に居住し、原発事故後、家族のいる九州地方に避難したが、後には関東地方に単身赴任することとなった申立人について、原発事故に起因して発症した双極性感情障害の程度からして、家族同席の下で主治医の話を聞く必要性を一定程度認め、治療のために九州地方に所在する病院（入院歴がある。）に引き続き通院する必要性があるとして、関東地方の単身赴任先から九州地方の病院までの通院交通費（平成２８年３月から平成２９年２月まで）の半額が賠償された事例

【公表番号１５２９※２】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の、原発事故前から有していた疾患が避難生活によって悪化した生命・身体的損害について、平成２６年３月から平成３０年８月までの入通院交通費が原発事故の影響割合を８割として算定した金額が賠償された（ただし、既払金を除く。）事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５９２※１】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人子が成長障害と診断され、特殊な治療を受けたことについて、診断書や口頭審理の結果等を踏まえて原発事故の影響割合を３割として、平成２９年５月から平成３０年９月までの治療費・薬代、通院慰謝料及び通院交通費が賠償された事例

【公表番号１６０６※１】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人について、避難生活中に持病である潰瘍性大腸炎の通院治療を行ったことを考慮し、令和元年６月の通院まで通院１回当たり１万円の入通院慰謝料及び診断書取得費用が認められた事例

【公表番号１６１４※２】 緊急時避難準備区域（川内村）から避難したが、避難生活によるストレスにより不眠、抑うつ症状態となるなど心因性精神障害となり、また、パーキンソン病にり患した申立人について、申立人の病状等から避難先における治療の継続が必要であったこと及び付添いの必要性を認め、平成２３年５月分から平成２７年１１月分までの通院の際の付添看護費用が賠償された事例

【公表番号１６９１※１、※３】 居住制限区域（富岡町）に居住していた申立外の亡父について、避難後に認知症等となり通院を余儀なくされたとして、相続人である申立人子に対し、平成２４年９月から平成２８年５月までの通院慰謝料及び付添費用の賠償が認められたほか、同住所に居住していた申立人母について、原発事故による避難に伴い悪化した股関節症、高血圧症等の持病により通院を余儀なくされたとして、平成２７年１２月から平成２８年５月までの通院慰謝料及び付添費用が賠償された事例

【公表番号１７０２※１】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、平成２９年１１月に脳出血を、平成３１年２月頃に統合失調症をそれぞれ発症したことから、生命・身体的損害として、通院交通費及び通院証明書等の取得費用が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７２０※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子）について、申立人子が避難生活によってうつ等の症状が生じて通院したことを考慮し、申立人子の平成２４年６月分から平成２６年２月分までの通院慰謝料及び通院交通費の賠償が認められた事例

【公表番号１７９０※１】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人ら（母及び子）について、避難生活により精神疾患を発症した申立人子の生命・身体的損害として、申立人子が成人した

後の期間も含む令和元年１２月から令和２年１２月までの通院付添費が、赤い本（交通事故の損害賠償額算定基準）を参考に、通院１日当たり３３００円として算定され賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８０７※２】　居住制限区域（浪江町）に居住し、原発事故前から国の指定難病にり患し継続的に治療を受けていた申立人について、避難当初の時期に適切な治療が受けられず、その後徐々に症状が悪化したことを考慮して、生活費増加費用（症状の悪化により購入を要した介護関係の物品購入費用）が賠償された事例

【公表番号１８５０※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人について、東京電力から申立人の通院先への医療照会に対する回答も踏まえ、申立人が原発事故により避難を強いられたことを原因として両変形性膝関節症やうつ病等を発症して通院を余儀なくされたとして、平成２３年１２月から平成２９年１月までの通院交通費が認められた事例

【公表番号１８５２※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の病院に入院していたが、原発事故により転院を余儀なくされ、その後平成２３年７月に死亡した被相続人（同人を申立人のうち１名が相続。）について、転院の経緯及び病状の変化等を踏まえ、原発事故の影響割合を２割として死亡慰謝料及び葬儀費用が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８７８※４】　避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた申立人ら夫婦について、生命・身体的損害として、それぞれ通院交通費及び診断書取得費用に加え、申立人夫については、原発事故前からり患していた高血圧、糖尿病、陳旧性脳梗塞が避難生活において悪化したとして、平成２３年３月から平成２４年１２月までの通院慰謝料が、申立人妻については、避難によるストレスから高血圧症、脂質異常症、胃炎を発症したこと等による平成２３年３月から平成２４年１２月までの通院慰謝料に加え、医療照会に対する回答も踏まえ、避難によるストレスにより左突発性難聴を発症して後遺症が残ったと認め、後遺障害等級９級相当の逸失利益及び後遺症慰謝料（ただし、原発事故の影響割合として２割を乗じる。）がそれぞれ認められた事例

【公表番号１８９４※５】　居住制限区域（浪江町）に居住し、原発事故当時は福島県内の病院に入院中であったが、当該病院の避難に伴い転院を余儀なくされ、過酷な移動や慣れない環境の中で病状が悪化し平成２３年３月中に死亡した被相続人（同人を父母である申立人らが相続。）について、被相続人の既往症や原発事故前後の病状の経過等も踏まえ、原発事故の影響割合を７割として死亡慰謝料及び葬儀費用（ただし、いずれも既払金を除く。）が賠償された事例

【公表番号１９４２※１】　緊急時避難準備区域（広野町）に居住していた申立人について、原発事故後の避難生活に起因してうつ病、不安障害を発症したことを認め、これらの疾患による通院慰謝料及び就労不能損害（いずれも、原発事故による影響割合として、平成３０年４月から令和３年３月までは３割、同年４月から令和４年７月までは２割を乗じた額）並びに診断書取得費用が損害として認められた事例

【公表番号１９６９※３】　居住制限区域（大熊町）から避難した亡母（申立人ら４名が相続）の生命身体的損害として、平成２９年４月から令和３年４月までの通院に関し、避難生活による病状の悪化及び加齢の影響等を考慮し、原発事故の影響割合を３割として算定した慰謝料及び交通費のほか、診断書取得費用全額の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０００※４】　原発事故時居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人につき、避難生活との関連性が認められる疾患により平成２７年７月から通院を開始したこと、医療照会の結果によれば避難生活に加え、他の要因の影響もみられること等を考慮し、生命身体的損害として、診断書取得費用については全額、治療費及び薬代、通院慰謝料及び交通費については

割合的（平成２７年７月から平成２９年１月までは影響割合５割、平成２９年２月から平成３０年３月までは影響割合３割）に算定した額の賠償が認められるなどした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０５９※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、他自治体に避難した被相続人（申立人が相続）について、かかりつけ医院が原発事故により休院したため同医院での受診ができず、再開した同医院を平成２４年３月に受診したことを契機に進行性の病気が見つかり、同年６月に死亡したなどの事情を踏まえ、原発事故の影響割合を１割として、死亡慰謝料２００万円、葬儀費用１５万円及び逸失利益（死亡時８０歳代。公的年金を基礎収入とし、生活費控除率を６割、余命８年間とするライプニッツ係数を乗じて算定した額の１割。）の賠償が認められるなどした事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１２２※２】　視力障害を有する被相続人が長年生活をしていた自宅から避難したことから生活全般の介護が必要となり、介護を行った申立人の就労が困難になったという事情を勘案し、申立人に対し、直接請求手続での既払分以降の平成２８年３月から被相続人の施設入所後一定期間が経過した平成３０年１０月まで、生命身体的損害にかかる就労不能損害（原発事故の影響割合は７割から３割に漸減）の賠償を認めるなどした事例

【公表番号２１３５※２～※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族（父母と子ら）について、申立人母が避難生活によって疾患を発症したことから、その通院にかかる生命身体的損害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（発症時期から平成２４年８月まで、病状の程度等を考慮して月額４万円）の賠償が認められるなどした事例

イ　避難による健康状態悪化を防止するため負担した費用

（補足説明）

中間指針第３の５指針Ⅱに係るものであるが、通常、一定程度健康状態が悪化した場合に請求・申立てを行うためか、防止するためだけの費用として明確に認められた事例は現在までの公表事例中には見当たらなかった。

ウ　その他生命・身体的損害に関する事例

（補足説明）

中間指針第３の５に準じて賠償された滞在者に係る事例等、上記ア及びイの対象外の事例を挙げた。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１４６２※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、原発事故後避難をしなかった申立人について、ストレスにより既往症が悪化したとして、既に平成３０年５月分まで直接請求によって一定額の支払がされていたものの、生命・身体的損害（入通院慰謝料。平成２６年２月分から平成３０年５月分まで）の賠償が認められた事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７６２※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、原発事故後に避難しなかった申立人の生命・身体的損害（通院慰謝料）について、既に東京電力に対する直接請求手続で令和２年５月分まで一定額の支払がされていたものの、赤い本（交通事故の損害賠償

額算定基準）を参考に、実通院日数の３．５倍を通院期間とした損害額（原発事故の影響割合を４割とする。）から上記支払済みの金額を控除した額が賠償された事例

８　精神的損害（中間指針第３の６・第二次追補第２の１・第四次追補第２の１、第五次追補第２の２、第五次追補第２の４）

⑴　中間指針等の整理

（中間指針第３の６）

Ⅰ）本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛 （「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。以下この項において同じ。）のうち、少なくとも以下の精神的苦痛は、賠償すべき損害と認められる。

① 対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

② 屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

Ⅱ）Ⅰ）の①及び②に係る「精神的損害」の損害額については、前記２の「避難費用」のうち生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められる。

そして、Ⅰ）の①又は②に該当する者であれば、その年齢や世帯の人数等にかかわらず、避難等対象者個々人が賠償の対象となる。

Ⅲ）Ⅰ）の①の具体的な損害額の算定に当たっては、差し当たって、その算定期間を以下の３段階に分け、それぞれの期間について、以下のとおりとする。

① 本件事故発生から６ヶ月間（第１期）

第１期については、一人月額１０万円を目安とする。

但し、この間、避難所・体育館・公民館等（以下「避難所等」という。）における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額１２万円を目安とする。

② 第１期終了から６ヶ月間（第２期）

但し、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。

第２期については、一人月額５万円を目安とする。

③ 第２期終了から終期までの期間（第３期）

第３期については、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であると考えられる。

Ⅳ）Ⅰ）の①の損害発生の始期及び終期については、以下のとおりとする。

① 始期については、原則として、個々の避難等対象者が避難等をした日にかかわらず、本件事故発生日である平成２３年３月１１日とする。但し、緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、要介護者、入院患者等であって、同年６月２０日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする。

② 終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

Ⅴ）Ⅰ）の②の損害額については、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者（緊急時避難準備区域から平成２３年６月１９日までに避難を開始した者及び計画的避難区域から避難した者を除く。）につき、一人１０万円を目安とする。

（備考等抜粋・要約）

ア　指針Ⅰについては、本件事故と相当因果関係のある損害であれば「原子力損害」に該当し、「生

命・身体的損害」を伴わない精神的損害（慰謝料）についても、相当因果関係等が認められる限り、賠償すべき損害といえるが、精神的苦痛の有無、態様及び程度等は、当該被害者の年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等の種々の要素によって著しい差異を示すものである点からも、損害の有無及びその範囲を客観化することには自ずと限度がある。しかしながら、本件事故においては、実際に周辺に広範囲にわたり放射性物質が放出され、これに対応した避難指示等があったのであるから、対象区域内の住民が、住居から避難し、あるいは、屋内退避をすることを余儀なくされるなど、日常の平穏な生活が現実に妨害されたことは明らかであり、また、その避難等の期間も総じて長く、また、その生活も過酷な状況にある者が多数であると認められる（備考１）。

イ　本件事故においては、少なくとも避難等対象者の相当数は、その状況に応じて、

①　避難及びこれに引き続く対象区域外滞在を長期間余儀なくされ、あるいは

②　本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされたことに伴い、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、あるいは、

③　屋内退避を余儀なくされたことに伴い、行動の自由の制限等を長期間余儀なくされる

など、避難等による長期間の精神的苦痛を被っており、少なくともこれについては賠償すべき損害と観念することが可能であり、この精神的損害については、合理的な範囲において、賠償すべき損害と認められる（備考１）。

ウ　指針Ⅱについては、指針Ⅰの①及び②の損害額算定に当たっては、前記避難費用に係る中間指針第３の２の指針Ⅱの②で述べたとおり、原則として、避難費用のうち「生活費の増加費用」を加算して、両者を一括して一定額を算定することが、公平かつ合理的であると判断した（備考２）。

エ　損害賠償請求権は個々人につき発生するものであるから、精神的損害の賠償についても、世帯単位ではなく、個々人に対してなされるべきである。そして、年齢や世帯の人数あるいはその他の事情により、各避難等対象者が現実に被った精神的苦痛の程度には個人差があることは否定できないものの、中間指針においては、全員に共通する精神的苦痛につき賠償対象とされるのが妥当と解されること、生活費の増加費用についても個人ごとの差異は少ないと考えられることから、年齢等により金額に差は設けないこととした（備考２）。

オ　長期間の避難等を余儀なくされた者は、正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害されているという点では全員共通した苦痛を被っていること、また、仮設住宅等に宿泊する場合と旅館・ホテル等に宿泊する場合とで、個別の生活条件を考えれば一概には生活条件に明らかな差があるとはいえないとも考えられることから、主として宿泊場所等によって分類するのではなく、一律の算定を行い、相対的に過酷な避難生活が認められる避難所等についてのみ、本件事故後一定期間は滞在期間に応じて一定金額を加算することとし、むしろ、主として避難等の時期によって合理的な差を設けることが適当である（備考３）。

カ　指針Ⅲの①については、本件事故後、避難等対象者の大半が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活のための基盤が形成されるまでの６ヶ月間（第１期）は、地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど、最も精神的苦痛の大きい期間といえ、本期間の損害額の算定に当たっては、本件は負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつ、自動車損害賠償責任保険における慰謝料（日額４２００円。月額換算１２万６０００円）を参考にした上、上記のように大きな精神的苦痛を被ったことや生活費の増加分も考慮し、一人当たり月額１０万円を目安とするのが合理的であると判断した（備考４）。

キ　特に避難当初の避難所等における長期間にわたる避難生活は、他の宿泊場所よりも生活環境・利便性・プライバシー確保の点からみて相対的に過酷な生活状況であったことは否定し難いため、この点を損害額の加算要素として考慮し、避難所等において避難生活をしていた期間についてのみ、一人月額１２万円を目安とすることが考えられる（備考４）。

ク　指針Ⅲの②については、第１期終了後６ヶ月間（第２期）は、引き続き自宅以外での不便な生活

を余儀なくされている上、いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛がある一方で、突然の日常生活とその基盤の喪失による混乱等という要素は基本的にこの段階では存せず、この時期には、大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活の基盤が整備され、避難先での新しい環境にも徐々に適応し、避難生活の不便さなどの要素も第１期に比して縮減すると考えられる。但し、その期間は必要に応じて見直すこととする（備考５）。

ケ　第２期の期間の損害額の算定に当たっては、上記のような事情にかんがみ、希望すれば大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど長期間の避難生活のための基盤が形成され、避難生活等の過酷さも第１期に比して緩和されると考えられることを考慮し、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準（財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部）による期間経過に伴う慰謝料の変動状況も参考とし、一人月額５万円を目安とすることが考えられる（備考５）。

コ　指針Ⅲの③については、第２期終了後、実際に帰宅が可能となるなどの終期までの間（第３期）は、いずれかの時点で避難生活等の収束の見通しがつき、帰宅準備や生活基盤の整備など、前向きな対応も可能となると考えられるが、現時点ではそれがどの時点かを具体的に示すことが困難であることから、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて第３期における損害額の算定を検討することが妥当であると考えられる。但し、既に終期が到来している区域については、この限りではない（備考６）。

サ　指針Ⅳの①について、指針Ｉの①の損害発生の始期につき、個々の対象者が実際に避難等をした日とすることも考えられるが、上記対象者が実際に避難をした日はそれぞれの事情によって異なっているものの、避難等をする前の生活においても、本件事故発生日以降しばらくの間は、避難後の精神的苦痛に準ずる程度に、正常な日常生活の維持・継続を著しく阻害されることによる精神的苦痛を受けていたと考えられることから、損害発生の始期は平成２３年３月１１日の本件事故発生日とするのが合理的であると判断した。但し、緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、要介護者、入院患者等であって平成２３年６月２０日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする（備考７）。

シ　指針Ⅳの②（終期及び避難指示解除から相当期間経過後の賠償）については、前記避難費用に係る中間指針第３の２備考４及び５に同じである（備考８）。なお、⑵エ(ｱ)を参照されたい。

ス　指針Ⅴについては、指針Ｉの②に該当する者、すなわち屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者は、自宅で生活しているという点では指針Ｉの①に該当する者、すなわち避難及び対象区域外滞在をした者のような精神的苦痛は観念できないが、他方で、外出等行動の自由を制限されていたことなどを考慮し、指針Ｉの①の損害額を超えない範囲で損害額を算定することとし、その損害額は一人１０万円を目安とするのが妥当である（備考９）。なお、⑵オを参照されたい。

セ　損害額の算定は月単位で行うのが合理的と認められるが、指針Ⅲの①及び②並びに指針Ⅴの金額はあくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない（備考１０）。なお、⑵ウ(ｱ)を参照されたい。

ソ　その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得る（備考１１）。なお、⑵カを参照されたい。

（中間指針第二次追補第２の１(1)避難指示区域：抜粋）

Ⅰ）避難指示区域内に住居があった者については、中間指針第３の［損害項目］の６の「第２期」を避難指示区域見直しの時点まで延長し、当該時点から終期までの期間を「第３期」とする。

Ⅱ）Ⅰ）の第３期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、原則として、引き続き中間指針第３の［損害項目］の２及び６で示したとおりとする。但し、宿泊費等（中間指針第３の［損害項目］の２の（指針）Ⅰ）の②の「宿泊費等」をいう。以下同じ。）が賠償の対象となる額及び期間には限りがあることに留意する必要がある。

Ⅲ）Ⅰ）の第３期における精神的損害の具体的な損害額（避難費用のうち通常の範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。

① 避難指示区域見直しに伴い避難指示解除準備区域に設定された地域については、一人月額１０万円を目安とする。

② 避難指示区域見直しに伴い居住制限区域に設定された地域については、一人月額１０万円を目安とした上、概ね２年分としてまとめて一人２４０万円の請求をすることができるものとする。但し、避難指示解除までの期間が長期化した場合は、賠償の対象となる期間に応じて追加する。

③ 避難指示区域見直しに伴い帰還困難区域に設定された地域については、一人６００万円を目安とする。

Ⅳ）中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については今後の状況を踏まえて判断されるべきものとする。

（備考等抜粋・要約：中間指針第二次追補第２の１(1)避難指示区域関係）

ア 指針Ⅱについて、帰還困難区域にあっては、長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされたために生じた精神的苦痛が認められ、その他の避難指示区域にあっても、中間指針第３の［損害項目］の６で示された精神的苦痛に準じて精神的損害が認められる。なお、避難を継続する者と移住しようとする者との間で、損害額及び支払方法等に差を設けないことが適当である（備考４）。

イ 指針Ⅲについて、具体的な損害額の算定に当たっては、避難の長期化に伴う「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」の増大等を考慮した（備考５）。

ウ 指針Ⅲ①について、避難指示解除準備区域は、比較的近い将来に避難指示の解除が見込まれることから、これまでと同様に月単位で算定することとした（備考５）。

エ 指針Ⅲ③について、帰還困難区域は、今後５年以上帰還できない状態が続くと見込まれることから、こうした長期にわたって帰還できないことによる損害額を一括して、実際の避難指示解除までの期間を問わず一律に算定することとしたが、この額はあくまでも目安であり、帰還できない期間が長期化する等の個別具体的な事情によりこれを上回る額が認められ得る（備考５）。

オ 指針Ⅲ②について、居住制限区域は、現時点で解除までの具体的な期間が不明であるものの、ある程度長期化すると見込まれることを踏まえ、基本的には月単位で算定することとしつつ、被害者救済の観点から、当面の損害額として一定期間分を想定した一括の支払いを受けることができるものとすることが適当である。なお、同区域における損害額は、避難指示解除までの期間が長期化した場合には、賠償の対象となる期間に応じて増加するが、その場合、最大でも帰還困難区域における損害額までを概ねの目安とすることが考えられる（備考５）。

カ 指針Ⅳ）について、避難指示区域は、現時点で実際に解除された区域がないこと等から、少なくとも現時点で具体的な相当期間を示すことは困難と判断した（備考６）。

キ 指針Ⅳ）の相当期間経過後の「特段の事情がある場合」については、例えば一定の医療・介護等が必要な者に関しては解除後の地域の医療・福祉体制等を考慮し、子供に関しては通学先の学校の状況を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である。さらに、多数の避難者に対して速やかかつ公平に賠償するため、避難指示の解除後相当期間経過前に帰還した場

合であっても、原則として、個々の避難者が実際にどの時点で帰還したかを問わず、当該期間経過の時点を一律の終期として損害額を算定することが合理的である（備考７）。なお、⑵エ(ｱ)を参照されたい。

（中間指針第二次追補第２の１⑵ 旧緊急時避難準備区域：抜粋）
　中間指針第３の［対象区域］のうち、「⑷ 緊急時避難準備区域」については、平成２３年９月３０日に解除されていること等を踏まえ、当該区域（以下「旧緊急時避難準備区域」という。）内に住居があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。
（指針）
Ⅰ）中間指針の第３期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針第３の［損害項目］の２及び６で示したとおりとする。
Ⅱ）中間指針の第３期における精神的損害の具体的な損害額（避難費用のうち通常の範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、一人月額１０万円を目安とする。
Ⅲ）中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、旧緊急時避難準備区域については平成２４年８月末までを目安とする。但し、同区域のうち楢葉町の区域については、同町の避難指示区域について解除後「相当期間」（前記⑴の（指針）Ⅳ））が経過した時点までとする。

（備考等抜粋・要約：中間指針第二次追補第２の１⑵旧緊急時避難準備区域関係）
ア　指針Ⅱについては、避難指示区域の場合に準じて算定した（備考２）。
イ　指針Ⅲについては、①この区域におけるインフラ復旧は平成２４年３月末までに概ね完了する見通しであること、②その後も生活環境の整備には一定の期間を要する見込みであるものの、平成２４年度第２学期が始まる同年９月までには関係市町村において、当該市町村内の学校に通学できる環境が整う予定であること、③避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であること等を考慮した。但し、現時点でこれらの事情を前提に目安として示すものであり、今後、当該事情に変更が生じた場合は、実際の状況を考慮して柔軟に判断することが適当である（備考３）。
ウ　指針Ⅲについて、当該期間経過後の「特段の事情がある場合」については、前記⑴の備考７に同じである（備考３）。なお、⑵エ(ｱ)を参照されたい。
エ　楢葉町については、同町の区域のほとんどが避難指示区域である等の特別の事情があることを考慮した（備考４）。
オ　指針Ⅲについて、避難指示区域と同様、中間指針の第３期においては、避難指示の解除後相当期間経過前に帰還した場合であっても、原則として、個々の避難者が実際にどの時点で帰還したかを問わず、当該期間経過の時点を一律の終期として損害額を算定することが合理的である（備考５）。
カ　指針Ⅲについて、第１期又は第２期において帰還した場合や本件事故発生当初から避難せずにこの区域に滞在し続けた場合は、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得る（備考５）。なお、⑵オを参照されたい。

（中間指針第二次追補第２の１(3) 特定避難勧奨地点：抜粋）

中間指針第３の［対象区域］のうち、「(5) 特定避難勧奨地点」については、解除に向けた検討が開始されていること等を踏まえ、当該地点に住居があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

（指針）

Ⅰ）中間指針の第３期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針第３の［損害項目］の２及び６で示したとおりとする。

Ⅱ）中間指針の第３期における精神的損害の具体的な損害額（避難費用のうち通常の範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、一人月額１０万円を目安とする。

Ⅲ）中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、特定避難勧奨地点については３ヶ月間を当面の目安とする。

（備考等抜粋・要約：中間指針第二次追補第２の１(3)特定避難勧奨地点関係）

ア　指針Ⅱについては、避難指示区域の場合に準じて算定した（備考２）。

イ　指針Ⅲについては、①特定避難勧奨地点の解除に当たっては地方公共団体と十分な協議が行われる予定であること、②当該地点が住居単位で設定され、比較的狭い地区が対象となるため、広範囲に公共施設等の支障が生じているわけではないこと、③避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であること等を考慮した。但し、現時点で実際に解除された地点はないことから、当面の目安として示すものである（備考３）。

ウ　指針Ⅲについて、当該期間経過後の「特段の事情がある場合」については、前記(1)の備考の７に同じである（備考３）。

エ　指針Ⅲについて、中間指針の第３期において特定避難勧奨地点の解除後相当期間経過前に当該地点の住居に帰還した場合、第１期又は第２期において帰還した場合及び本件事故発生当初から避難せずに同地点に滞在し続けた場合は、前記(2)の備考５に同じである（備考３）。

総括基準（避難者の第２期の慰謝料について）

第１　今後の生活の見通しへの不安に対する慰謝料

本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛（「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。）のうち、対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）について、今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛に対する慰謝料として、次の額を賠償すべき損害とする。

対象期間　第２期（本件事故発生後７ヶ月目から６ヶ月間）

金 額　一人月額５万円を目安とする。

第２　避難による慰謝料

本件事故発生後６ヶ月経過後も避難所等における避難生活を余儀なくされている者について、自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたことによる第２期（本件事故発生後７ヶ月目から６ヶ月間）の慰謝料については、中間指針において目安とされる一人月額５万円から２万円程度増額した額を、賠償すべき損害とする。

（理由等抜粋・要約）

ア　中間指針の第１の４、第３の６の備考１１によれば、中間指針で類型化された慰謝料以外の慰謝料であっても、本件事故との間に相当因果関係があれば損害賠償が認められる（第１の理由１）。

イ　中間指針策定後、避難生活が予想以上に長期化し、今後の生活の見通しが立たない避難住民が多

いこと、帰宅の条件として除染が必要であるが、その完了の見込み時期は明らかになっていないこと等の事情が認められる（第１の理由２）。

ウ　避難生活の不便さなどの要素が第１期よりも縮減されるとしても、上記事情を考慮すると、今後の生活の見通しが立たないという非常に不安な状態に置かれているということができ（第１の理由３）、その不安の増大について賠償する必要性が高く、避難生活を余儀なくされたことによる慰謝料額（一人月額５万円）と同程度とみることができ、同額を目安とするのが相当である（第１の理由４）。

エ　中間指針第３の６の備考１０によれば、第３の６の指針Ⅲ②記載の第２期の損害額（一人月額５万円）については、目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではないとされている（第２の理由１）。

オ　本件事故発生後６ヶ月経過後も避難所等における避難生活を余儀なくされる状態は、相対的にみて、通常の避難者よりも過酷な状況に置かれているということができる。したがって、目安とされる一人月額５万円から２万円程度増額した額（一人月額７万円程度）を、賠償すべき額とするのが相当である（第２の理由２）。

総括基準（精神的損害の増額事由等について）

１　中間指針第３の６（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）については、下記の事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針において目安とされた額よりも増額することができる。

- 要介護状態にあること
- 身体または精神の障害があること
- 重度または中程度の持病があること
- 上記の者の介護を恒常的に行ったこと
- 懐妊中であること
- 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと
- 家族の別離、二重生活等が生じたこと
- 避難所の移動回数が多かったこと
- 避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったこと

２　日常生活阻害慰謝料の増額の方法としては、１の増額事由がある月について目安とされた月額よりも増額すること、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することなどが考えられる。具体的な増額の方法及び金額については、各パネルの合理的な裁量に委ねられる。

３　日常生活阻害慰謝料以外に、本件事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、中間指針第３の６の備考１１）を適用して、別途賠償の対象とすることができる。

（理由等抜粋・要約）

ア　中間指針第３の６の備考１０には、日常生活阻害慰謝料の額（中間指針第３の６指針Ⅲ及びⅤに規定する金額）について「あくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない」と記載されていることから、増額という柔軟な対応をすることができる標準的な場合を定める必要がある（理由１）。

イ　１について、避難等対象者が受けた精神的苦痛には、いずれの者についても想像を絶するほどの甚だしいものがあったというべきであるが、その中でも、避難生活への適応が困難な客観的事情と認められる事情があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認定できる者について、日常生活阻害慰謝料の増額をすることができる標準的な場合と定めるのが適当である（理由２）。

ウ　２について、増額の方法については、個別の事案に応じた適切なものであれば、その方法を問わ

ないが、標準的な方法として、増額事由がある月の月額を目安とされた額よりも増額すること、一時金として適切な金額を定めることを例示した。増額の程度については、個別の事案に応じた適切なものであれば足り、特に上限などを定めることを要しないと考えられる（理由３）。

エ　３について、中間指針第３の６の備考１１には、「その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得る。」と記載されていることから、日常生活阻害慰謝料以外の本件事故と相当因果関係のある精神的苦痛の発生が認定できる場合には、これによる慰謝料が賠償の対象となる。賠償額の算定については、各パネルの合理的な裁量に委ねられる（理由４）。

総括基準（旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について）

本件事故発生時に旧緊急時避難準備区域に居住していた者のうち、中間指針第３の６の指針ＩからⅤまで、中間指針第二次追補第２の１(２)の指針Ⅰ及びⅡ並びに総括基準（避難者の第２期の慰謝料について、精神的損害の増額事由等について）に基づく慰謝料支給要件を満たさない期間（ただし、旧緊急時避難準備区域の外に確定的に転居・移住した後の期間を除く。）がある者については、当該期間について、仲介委員の定めるところにより、次の 1)又は 2)のいずれかに掲げる慰謝料を賠償する。

1）平成２３年３月１１日から平成２３年９月３０日まで　月額１０万円
（平成２３年３月分は１か月分の１０万円を賠償する。）
平成２３年１０月１日以降 月額８万円
この基準による場合は、当該期間中の生活費の増加費用（低額とはいえないものに限る。）については、当該慰謝料に含まれておらず、別途賠償を受けることができるものと扱う。

2）平成２３年３月１１日以降 月額１０万円
（平成２３年３月分は１か月分の１０万円を賠償する。）
この基準による場合は、1）の基準による者との間に看過し難いほどの顕著な不公平が生じない限り、当該期間中の生活費の増加費用の全額が、当該慰謝料に含まれているものと扱う。

（中間指針第四次追補第２の１）

Ⅰ）避難指示区域の第３期において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額については、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。

①　帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域については、第二次追補で帰還困難区域について示した一人６００万円に一人１，０００万円を加算し、右６００万円を月額に換算した場合の将来分（平成２６年３月以降）の合計額（ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を目安とする。具体的には、第３期の始期が平成２４年６月の場合は、加算額から将来分を控除した後の額は７００万円とする。

②　①以外の地域については、引き続き一人月額１０万円を目安とする。

Ⅱ）後記２のⅠ）及びⅡ）で示す住居確保に係る損害の賠償を受ける者の避難費用（生活費増加費用及び宿泊費等）が賠償の対象となる期間は、特段の事情がない限り、住居確保に係る損害の賠償を受けることが可能になった後、他所で住居を取得又は賃借し、転居する時期までとする。ただし、合理的な時期までに他所で住居を取得又は賃借し、転居しない者については、合理的な時期までとする。

Ⅲ）中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については、１年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。

（備考等抜粋・要約：中間指針第四次追補第２の１避難費用及び精神的損害関係）

ア　指針Ⅰについて、帰還困難区域は、避難区域見直し時、将来にわたって居住を制限することを原

則とし、依然として住民等の立入りが制限されており、かつ、本格的な除染や住民帰還のためのインフラ復旧等を実施する計画すら策定されていない。このため、現在においても避難指示解除及び帰還の見通しすら立たず、避難指示が事故後６年後を大きく超えて長期化することが見込まれる。また、大熊町及び双葉町は、町の大半（人口の９６％）が帰還困難区域であって、人口、主要インフラ及び生活関連サービスの拠点が帰還困難区域に集中しており、居住制限区域又は避難指示解除準備区域であっても、帰還困難区域の地域の避難指示が解除されない限り住民の帰還は困難であるため、帰還困難区域と同様に避難指示解除及び帰還の見通しすら立っていないと認められる。これらの地域に居住していた住民の精神的損害の内容は、理論的には最終的に帰還が可能となるか否かによって異なると考えられるが、①長期間の避難の後、最終的に帰還が可能か否か、また、帰還可能な場合でもいつその見通しが立つかを判断することが困難であること、②現在も自由に立入りができず、また、除染計画やインフラ復旧計画等がなく帰還の見通しが立たない状況においては、仮に長期間経過後に帰還が可能となったとしても、帰還が不能なために移住を余儀なくされたとして扱うことも合理的と考えられること、③これらの被害者が早期に生活再建を図るためには、見通しのつかない避難指示解除の時期に依存しない賠償が必要と考えられること等から、最終的に帰還するか否かを問わず、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を一括して賠償することとした（備考１）。

イ　指針Ⅰ①の対象地域については、本指針決定後、被害者の東京電力株式会社に対する 指針Ⅰ①に基づく損害賠償請求が可能になると見込まれる、平成２６年３月時点における状況を踏まえて判断することとし、仮に、それまでの間に区域が見直されたり、帰還困難区域であっても除染計画やインフラ復旧計画等が整い帰還の見通しが明らかになったりするなど、上記備考１で述べた状況に変更があった場合には、その変更された状況に応じて判断するものとする（備考２）。

ウ　指針Ⅰについて、大熊町又は双葉町に隣接し、帰還困難区域の境界が人口密度の比較的高い町内の地域を横切っている富岡町及び浪江町においては、帰還困難区域に隣接する高線量地域（区域見直し時、年間積算線量が５０ミリシーベルト超とされた地域）の取扱いについて、警戒区域解除後の区域見直しの経緯、除染等による線量低減の見通し等個別の事情を踏まえ、柔軟に判断することが考えられる（備考２）。

エ　指針Ⅰ①の加算額の算定に当たっては、過去の裁判例及び死亡慰謝料の基準等も参考にした上で、避難指示が事故後１０年を超えた場合の避難に伴う精神的損害額（生活費増加費用は含まない。）の合計額を十分に上回る金額とした。また、第二次追補において、長期にわたって帰還できないことによる損害額を５年分の避難に伴う慰謝料として一律に算定していることから、このうち、平成２６年３月以降に相当する部分は、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に包含されると考えられるため、その分を加算額から控除することとした（備考３）。

オ　なお、本金額は、被害者の被災地での居住年数等を問わず指針Ⅰ①の対象者全員に一律に支払う損害額を目安として示すものであり、個別具体的な事情によりこれを上回る金額が認められ得る（備考３）。なお、⑵ウ(ｲ)を参照されたい。

カ　指針Ⅰ②の対象者について、精神的損害の具体的な損害額の合計額は、避難指示解除までの期間が長期化した場合には、賠償の対象となる期間に応じて増加するが、その場合、最大でも指針Ⅰ①の対象者の損害額の合計額までを概ねの目安とし、仮に合計額が当該目安に達する蓋然性が高まった場合には、後記２の指針Ⅰで示す住居確保に係る損害の賠償を受けることが考えられる（備考４）。

キ　指針Ⅱについて、「合理的な時期」とは、例えば、指針Ⅰ①の対象者については、原発避難者向け災害公営住宅の整備が進捗し、希望者が当該住宅に転居することが可能になると想定される事故後６年後までを目安とすることが考えられる（備考５）。

ク　指針Ⅲについて、既に除染やインフラ復旧等が進捗し、避難指示解除が検討されている区域の現

状を踏まえ、①避難生活が長期にわたり、帰還するには相応の準備期間が必要であること、②例えば学校の新学期など生活の節目となる時期に帰還することが合理的であること、③避難指示の解除は、平成２３年１２月の原子力災害対策本部決定に基づき、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスが概ね復旧した段階において、子供の生活環境を中心とする除染作業の十分な進捗を考慮して、県、市町村及び住民と十分な協議を行うこととなっていること、④こうした住民との協議により、住民としても解除時期を予想して避難指示解除前からある程度の帰還のための準備を行うことが可能であること等を考慮した上で、当面の目安を１年間とした。ただし、この「１年間」という期間は、避難指示解除が検討されている区域の現状を踏まえて当面の目安として示すものであり、今後、避難指示解除の状況が異なるなど、状況に変更が生じた場合は、実際の状況を勘案して柔軟に判断していくことが適当である（備考６）。

ケ　相当期間経過後の「特段の事情がある場合」については、第二次追補で示したもののほか、帰還に際して従前の住居の修繕等を要する者に関しては業者の選定や修繕等の工事に実際に要する期間、工事等のサービスの需給状況等を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である。その際、避難費用については、個別の事情に応じたより柔軟な対応を行うことが適当である（備考６）。なお、⑵ウを参照されたい。

コ　指針Ⅲについて、精神的損害については、第二次追補で示したとおり、多数の避難者に対して速やかかつ公平に賠償するため、避難指示の解除後相当期間経過前に帰還した場合であっても、原則として、個々の避難者が実際にどの時点で帰還したかを問わず、当該相当期間経過の時点を一律の終期として損害額を算定することが合理的である（備考７）。

（中間指針第五次追補第２の２：抜粋）

２　避難費用、日常生活阻害慰謝料及び生活基盤喪失・変容による精神的損害

（注）第四次追補第２の１を全面的に改訂するものである。

（指針）

Ⅰ）避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域をいう。以下同じ。）及び緊急時避難準備区域において賠償すべき避難費用、日常生活阻害慰謝料及び生活基盤喪失・変容による精神的損害の具体的な損害額については、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。

①　避難費用及び日常生活阻害慰謝料

ⅰ）帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域（以下「帰還困難区域等」という。）については、特段の事情がある場合を除き平成３０年３月末までを賠償の対象となる期間の目安とし、日常生活阻害慰謝料については一人月額１０万円を目安とする。

ⅱ）居住制限区域及び避難指示解除準備区域（いずれもⅰ）の区域を除く。以下２において同じ。）については、特段の事情がある場合を除き平成３０年３月末までを賠償の対象となる期間の目安とし、日常生活阻害慰謝料については一人月額１０万円を目安とする。

ⅲ）緊急時避難準備区域については、特段の事情がある場合を除き平成２４年８月末まで（楢葉町の区域については、平成３０年３月末まで）を賠償の対象となる期間の目安とし、日常生活阻害慰謝料については一人月額１０万円を目安とする。

（備考抜粋：中間指針第五次追補第２の２関係）

１）本指針第２の２は、第四次追補第２の１以下「旧指針」という。）を改訂するものである。

旧指針は、「避難費用及び精神的損害」として、避難指示区域の第３期において賠償すべき精神的損害の損害額について、帰還困難区域等は長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛等を賠償するものとして１，０００万円を加算し、その他の区域は引き続き一人月額１０万円を目安とすること（旧指針（指針）Ⅰ））、住居確保に

係る損害の賠償を受ける者の避難費用の賠償の対象となる期間（旧指針（指針）Ⅱ））、中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」の目安を避難指示区域については１年間とすること（旧指針（指針）Ⅲ））を規定していた。

この点、本指針では、Ⅰ）②において、旧指針（指針）Ⅰ）の１，０００万円の加算額については、そのうち７００万円が「生活基盤喪失による精神的損害」である点を明確にした上で、居住制限区域及び避難指示解除準備区域についても新たに「生活基盤変容による精神的損害」の損害額の目安を定めたため、旧指針（指針）Ⅰ）は大きく変更されることとなったこと、Ⅰ）①において、避難指示区域における避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償の対象となる期間については一律に平成３０年３月末を目安としたことから、旧指針（指針）Ⅲ）の「相当期間」の定めは不要となったこと、また、緊急時避難準備区域についても新たに「生活基盤変容による精神的損害」の損害額の目安を定めることとし、同区域の避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償の対象となる期間も併せて規定したことなどから、より変更点を簡明にするため、旧指針を全面的に改訂することとしたものである。

3）　Ⅰ）①ⅰ）は、帰還困難区域等の日常生活阻害慰謝料について、帰還困難区域等の精神的損害の賠償の対象となる期間の目安を、平成３０年３月末までの８５ヶ月間（月額１０万円、合計８５０万円）とするものである。

これは、帰還困難区域等の日常生活阻害慰謝料の賠償の対象となる期間の目安について、従前、第１期及び第２期における賠償期間である平成２３年３月から平成２４年５月までの１５ヶ月間（合計１５０万円）と、第二次追補第２の１(1)（指針）Ⅲ）③で定められた第３期における精神的損害の目安である一括６００万円を月額換算した平成２４年６月から平成２９年５月末までの６０ヶ月間（合計６００万円）とを併せて７５ヶ月間（合計７５０万円）とみなされていたところ、確定判決が認める帰還困難区域等の避難状況の実情や、後記備考４）のとおり、東京電力株式会社が、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成２７年６月１２日閣議決定）を踏まえて、居住制限区域や避難指示解除準備区域について避難指示解除の時期を問わず平成３０年３月末まで精神的損害を賠償していることとの均衡を考慮して、帰還困難区域等についても、平成３０年３月末までの８５ヶ月間（合計８５０万円）に改めるものである。

4）　Ⅰ）①ⅱ）は、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の日常生活阻害慰謝料について、避難指示の解除時期は各自治体によって異なるものの、早期に避難指示を解除した場合においても、帰還した住民の生活再構築のためには復興支援を通じた両区域全体としての環境整備が必要となる点に配慮し、解除の時期に関わらず、賠償の必要性が認められること（前記「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂）、これを踏まえて、東京電力株式会社が、避難指示解除の時期を問わず平成３０年３月末までの期間について月額１０万円を目安とする賠償を行っていること、確定判決においても避難指示解除の時期を問わず、月額１０万円の精神的損害の賠償を平成３０年３月末まで認めていることを踏まえ、平成３０年３月末まで、一人月額１０万円を目安とした。

5）　Ⅰ）①ⅲ）（緊急時避難準備区域）の日常生活阻害慰謝料については、楢葉町の同区域以外は第二次追補第２の１(2)と同様である。楢葉町については、同町のほとんどが避難指示区域である等の特別の事情があることを考慮し、避難費用も含め、避難指示区域と同様平成３０年３月末までを目安とした。

6）　旧指針（指針）Ⅲ）は、中間指針において精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については１年間を当面の目安とするものとしていた。

Ⅰ）①のとおり、日常生活阻害慰謝料について、緊急時避難準備区域も含めて一律に終期の目

安を定めたため、避難費用についてもこれと同様の時期を目安とした上で、不要となった旧指針（指針）Ⅲ）の規定を削除することとした。これに伴い、第二次追補第２の１(1)（指針）Ⅳ）び(2)（指針）Ⅲ）の規定も、本指針Ⅰ）①のとおり改められることとなる。

１２）第四次追補第２の２について、（指針）Ⅰ）及びⅡ）中「前記１のⅠ）①の賠償の対象者」とあるのは、「帰還困難区域等に住居があった者」と読み替えるほか、なお従前の例による。

（中間指針第五次追補第２の４）

４　精神的損害の増額事由

（指針）

Ⅰ）中間指針第３の［損害項目］の６（指針）Ⅰ）の日常生活阻害慰謝料について、同慰謝料の賠償の対象となる期間において、避難等対象者（中間指針第３の「避難等対象者」をいう。）において以下の事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合には、目安とされた額よりも増額することとする。

①　要介護状態にあること
②　身体又は精神の障害があること
③　①又は②の者の介護を恒常的に行ったこと
④　乳幼児の世話を恒常的に行ったこと
⑤　妊娠中であること
⑥　重度又は中等度の持病があること
⑦　⑥の者の介護を恒常的に行ったこと
⑧　家族の別離、二重生活等が生じたこと
⑨　避難所の移動回数が多かったこと
⑩　避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったこと

Ⅱ）Ⅰ）のうち、①から③までの事由があると認められる場合における具体的な損害額の算定方法は、一人月額３万円の増額を目安とする。

なお、③の事由が認められる場合において複数の介護者がいるときは、主たる介護者を賠償の対象とする。

Ⅲ）Ⅰ）のうち、④の事由があると認められる場合における具体的な損害額の算定方法は、以下のとおりとする。なお、同じ乳幼児について複数の者が世話をしていた場合には、主として世話を行った者を賠償の対象とする。

ア　乳幼児（満３歳に満たない者）の世話を恒常的に行っていた者
　一人月額３万円の増額を目安とする。

イ　満３歳以上小学校就学前の幼児の世話を恒常的に行っていた者
　一人月額１万円の増額を目安とする。

Ⅳ）Ⅰ）のうち、⑤の事由があると認められる場合における具体的な損害額の算定方法は、本件事故発生時に妊娠していた者については、その妊娠月齢にかかわらず一時金として３０万円の増額を目安とし、本件事故発生後に妊娠した者については、妊娠期間中月額３万円の増額を目安とする。

Ⅴ）Ⅰ）のうち、⑥から⑩までの事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合における具体的な損害額の算定方法は、個別具体的な事情に応じて、ＡＤＲセンターの賠償実務を踏まえ、増額することとする。

（備考抜粋：中間指針第五次追補第２の４関係）

１）本審査会に設置された総括委員会が策定する総括基準は、ＡＤＲセンターが個別の事案について和解仲介をする中で、多くの事案に共通する論点についての解決基準等を作ったものであり、複数ある総括基準のうち、東京電力株式会社による直接の賠償において広く適用することが可能と考

えられるものについては、それを適用することにより、迅速、公平かつ適正な賠償がさらに促進されることが期待されるところである。

2）中間指針第３［損害項目］の６（備考）１０）は、日常生活阻害慰謝料の額について「あくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない」としており、総括委員会は、このことを踏まえ、平成２４年２月１４日「総括基準（精神的損害の増額事由等について）」（以下「総括基準」という。）を策定し、その中で日常生活阻害慰謝料の増額事由を定め、ＡＤＲセンターにおいては、和解仲介に当たり総括基準を適用する運用が行われているところである。

Ⅰ）の①から⑩までの事由があり、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと認められる場合、その精神的損害は賠償に値するものと考えられるが、一方で、その精神的損害は、日常生活阻害慰謝料において十分に考慮されていたとまではいえず、前記１及び３の精神的損害とも異なる性質のものである（なお、Ⅰ）の⑨の事由と過酷避難状況の関係については、後に７）で言及する。）。以上からすると、総括基準の増額事由が認められ、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと認められる場合には、月額で目安が示される日常生活阻害慰謝料に対して、増額をすることになる旨を明記することが相当であり、その増額は、前記１及び３の精神的損害とは別に行われるべきである

なお、Ⅰ）の①から⑩までの増額事由は、避難指示等対象区域（中間指針第３の[対象区域]の(1)から(6)までをいう。以下同じ。）における日常生活阻害慰謝料に対する増額についてのものであるが、自主的避難等対象区域において避難を行った者についてもその根拠は妥当するというべきであるから、自主的避難等対象区域についての個別具体的事情を踏まえた賠償においては、その趣旨が尊重されるべきである。

3）総括基準が定める増額事由のうち、当該事由の内容が明確で、その認定が比較的容易なものについては、増額の目安を示すことが相当である。Ⅱ）は、Ⅰ）の①から③までの増額事由が認められる場合の増額の目安を示すものである。

増額事由の認定については、例えば、Ⅰ）の①については、介護保険被保険者証において要介護５～１の認定を受けていることが確認できる場合又はその他の資料によりこれと同等の状態にあることが確認できる場合に、Ⅰ）の②については、身体障害者手帳において身体障害等級１～６級の認定若しくは精神障害者保健福祉手帳において精神障害等級１～３級の認定を受けていることが確認できる場合又はその他の資料によりこれと同等の状態にあることが確認できる場合に、増額事由を認定することが考えられ。また、Ⅰ）の③については、例えば、前記の①又は②が認められる者と同居する者については介護を恒常的に行ったことを推認することなどが考えられる。Ⅰ）の①から③までの増額事由が認められる場合には、ＡＤＲセンターでの賠償実務に照らせば、ほぼ例外なく、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められるから、原則として通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいという要件を確認することなく、当該事由があると認められることのみをもって増額をすることが相当である。

増額の目安について、Ⅰ）の①に関しては、要介護認定の等級を問わず、類型的に相当程度日常生活に支障をきたすものと考えられるので、ＡＤＲセンターにおける賠償実務を参照し、一律に増額の目安を定めた。

Ⅰ）の②に関しては、日常生活に支障をきたす際の支障の内容及び程度は個別性が強いことを否定できないが、なお、認定等級を問うことなく、類型的に相当程度日常生活に支障をきたすものと考えることが相当であるから、ＡＤＲセンターにおける賠償実務を参照し、一律に増額の目安を定めた。

Ⅰ）の③に関しては、介護を受けた者と介護を恒常的に行っていた者との間において、日常生活を阻害されたことによる精神的損害の大きさに類型的な差があるとはいえないから、ＡＤＲセンターにおける賠償実務を参照し、介護を行う者については、それぞれ介護を受ける者に対応する形で同額の増額の目安を定めた。

複数の者が恒常的に介護を行った場合については、賠償を定型的かつ迅速に実現する観点からは、主たる介護者を賠償の対象者とすることが相当であるが、実際の負担の程度に応じて、従たる介護者への賠償や主従がなく介護した場合の介護者への賠償を行うべきことや、総額として目安を上回る賠償を行うべき場合があることは当然である。

介護を受ける者が複数いる場合については、個別具体的な事情に基づいて損害額を算定することが相当であり、類型的な基準を設けて目安を示すこととはしなかった。

ここに定められた金額は、ＡＤＲセンターにおける賠償実務を参照し、Ⅰ）の①から③までの増額事由に共通して認められる増額の目安として示したものであるが、あくまでも目安にとどまり、個別具体的事情を踏まえて目安を上回る増額をすべき場合があることは本審査会の指針の趣旨からして当然である。

4）Ⅲ）は、Ⅰ）④の増額事由が認められる場合の増額の目安を示すものである。

増額事由の認定については、例えば、小学校就学前の子と同居する成人については世話を恒常的に行ったことを推認することなどが考えられる。Ⅰ）の④の増額事由が認められる場合には、ＡＤＲセンターでの賠償実務に照らせば、ほぼ例外なく、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められるから、原則として通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいという要件を確認することなく、当該事由があると認められることのみをもって増額をすることが相当である。

増額の目安については、子の年齢に応じて必要となる世話の内容も異なることから子の年齢を主な基準とし、ＡＤＲセンターにおける賠償実務を参照し、増額の目安を定めた。

複数の者が恒常的に世話を行った場合については、賠償を定型的かつ迅速に実現する観点からは、主として世話を行った者を賠償の対象者とすることが相当であるが、実際の負担の程度に応じて、従として世話をした者への賠償や主従がなく世話をした場合の賠償を行うべきことや、総額として目安を上回る賠償を行うべき場合があることは当然である。

子が複数いる場合については、個別具体的な事情に基づいて損害額を算定することが相当であり、類型的な基準を設けて目安を示すこととはしなかった。

ここに定められた金額はあくまでも目安にとどまり、例えば、子の人数、家族との別離や避難先の状況（仮設住宅で手狭、慣れない場所での小児科や幼稚園探しの苦労等）その他の個別事情を考慮してさらに増額をすべき場合があることは、本審査会の指針の趣旨からして当然である。

5）Ⅳ）はⅠ）の⑤の増額事由が認められる場合の増額の目安を示すものである。

増額事由の認定については、例えば、母子手帳の記載により認定することや、出産時期から推認することなどが考えられる。Ⅰ）の⑤の増額事由が認められる場合には、ＡＤＲセンターでの賠償実務に照らせば、ほぼ例外なく、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められるから、原則として通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいという要件を確認することなく、当該事由があると認められることのみをもって増額をすることが相当である。

増額の目安について、本件事故発生時に妊娠中の者に関しては、妊娠月齢によりその精神的損害の大きさに差があるとすることは適切でないと考えられることから、賠償は一時金とすることが相当であると判断し、ＡＤＲセンターにおける賠償実務を参照し、増額の目安を定めた。また、本件事故発生後に妊娠した者については、妊娠中の期間に応じて日常生活の阻害が生ずると認められることから、賠償は月額によることが相当であると判断し、ＡＤＲセンターにおける賠償実務を参照し、増額の目安を定めた。

ここに定められた金額はあくまでも目安にとどまり、妊娠の経過等の個別事情を考慮して目安を上回る増額をすべき場合があることは、本審査会の指針の趣旨からして当然である。

6）Ⅴ）は、Ⅰ）の⑥から⑩までの増額事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合については、増額の目安を定めることはせず、個別具体的な事情に応じて、ＡＤＲセンターの賠償実務を踏まえ、増額がされるべきであることを明らかにしたものである。

Ⅰ）の①から⑤までの増額事由は、当該増額事由の内容が明確であり、その立証方法も簡易で定型的なものであり、増額の目安を定めることにより定型的対応による適正迅速な賠償が期待できる。Ⅰ）の⑥から⑩までの増額事由については、その判断は個別具体的な事情によるところが大きく、増額する場合の金額の算定等については、本指針において目安を定めることをせず、個別具体的事情に応じた、ＡＤＲセンターの賠償実務を踏まえた判断に委ねることとした。Ⅰ）の⑥から⑩までの増額事由については、東京電力株式会社は、直接の賠償においても、可及的に類型的対応に努めるべきであるし、個別事案においても、各増額事由の趣旨を踏まえた対応を行うべきである。

７）Ⅰ）の⑨の増額事由は、総括基準においては、避難所への移動回数が多い場合には、それに対応して精神的損害も大きくなることが多いことに着目し、同事由が認められ、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合には、その精神的損害を賠償すべきものとして定められたものである。ところで、本指針においては、過酷避難状況による精神的損害が賠償すべきものとされており、同損害は放射線に関する情報が不足する中での避難行動自体に伴う苦痛や過酷さにより生ずる損害で、第１期の期間中、本件事故発生から相当期間にわたって同損害が生ずるとされているものである。このことに照らすと、第１期のうちの当該相当期間内においては、Ⅰ）の⑨の避難所への移動回数の多さがもたらす精神的損害と過酷避難状況による精神的損害は、重なる面があるというべきであるから、Ⅰ）の⑨の増額事由は、第２期以降に生じた移動を考慮し、併せて、第１期に生じた移動のうち特に過酷な状況であったと認められる本件事故発生当初から相当期間の時期以降の移動も考慮して、その回数を判断することが相当である。ただし、計画的避難区域、屋内退避区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点及び地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域については、過酷避難状況による精神的損害を本指針において認めていないため、これらの区域からの避難者については第１期に生じた移動も含めて判断することが相当である。

８）Ⅰ）の⑩の増額事由は、避難生活に適応が困難な客観的事情が認められ、その客観的事情がⅠ）の①から⑨までと同程度以上の困難さがあるものであったと認められる場合を増額事由とした包括的事由である。

９）Ⅰ）に定める事由が複数認められる場合の増額の目安に関しては、各事由相互の関係やそれらがもたらす日常生活への影響の内容や程度はさまざまであるから、個別具体的事情を踏まえて総合的に増額の金額を検討するのが相当であり、目安を示すこととはしなかった。

１０）ここで増額事由として掲げた事由のうち増額の目安を示したものは、類型的に認められる損害について目安となる金額を示したものにとどまり、当該事由が認められる場合において、個別具体的な事情を踏まえて目安を上回る増額をすべき場合があることは、本審査会の指針の趣旨からして当然である。

１１）個別具体的な事情を踏まえて増額する金額を定めるに当たっては、ＡＤＲセンターの賠償実務を十分に踏まえることが相当である。

⑵　当該指針に関する和解事例

ア　　避難等対象者の日常生活阻害慰謝料

（補足説明）

中間指針第３の６の指針Ⅰ①に係る精神的損害に関する事例である。避難等対象区域内に住居があった者については対象となることから、事例としては避難案件のほとんどに及ぶものであるが、ここでは、主として、第１の２⑵ア又はイにおいて紹介されたような、避難者であるか否かについて問題となるなどしたが、日常生活阻害慰謝料が一定程度認められたような事例を紹介することとした。

なお、同指針Ⅲは、目安として、原発事故から６か月間を第１期として日常生活阻害慰謝料月額１０万円を目安とし、避難所に避難していた期間は月額１２万円を目安とするとしているが第１期

経過後６か月間の第２期については月額５万円とし、中間指針第二次追補第２の１指針Ⅲは第３期について月額１０万円（居住制限区域は２年分、帰還困難区域は５年相当分６００万円。第四次追補第２の１指針Ⅰ②も月額１０万円とする。）としている。総括基準（避難者の第２期の慰謝料について）は第２期の慰謝料について、中間指針の上記目安に加え、今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛に対する慰謝料として月額５万円（避難所における避難の場合は２万円の増額。）を賠償すべき損害としているので、結局第１期から第３期までいずれも月額としては１０万円が目安として賠償されている。また、東京電力プレスリリース（平成２３年８月３０日付けを除く。）においても、避難等対象区域の日常生活阻害慰謝料の月額はいずれも１０万円とされている。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１４８※３】　原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の病院に入院していた被相続人（申立人の母親）が、原発事故により避難を強いられた上、平成２３年４月に死亡したとして、避難費用（宿泊費を含む。）、葬儀費用、逸失利益及び精神的損害（避難に伴う慰謝料、入院慰謝料及び死亡慰謝料）等の損害賠償が認められた事例

【公表番号１６９※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していたものの、避難指示区域（浪江町）の実家に平成２３年３月末に転居して専門学校に通学する予定であった申立人（大人）が、区域外滞在を余儀なくされたとして避難等対象者と認められ、精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号１７９※２】 原発事故後、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀 なくされ、平成２３年６月に帰還したが、放射線量が高かったために再度避難を行った申立人らについて、平成２４年８月までの日常生活阻害慰謝料が認められた事例

【公表番号２３３※１】 避難指示区域内に自宅を所有し、家族も自宅に居住していたが、平成２２年７月から単身赴任となって原発事故時には海外に居住し、避難指示区域内に住民登録がなかった申立人について、平成２４年３月に退職して帰国し、家族の避難先に合流した後平成２５年５月までの期間について、区域外滞在を余儀なくされたとして日常生活阻害慰謝料が認められた事例

【公表番号２９７※１】 平成２３年３月末日に定年退職し、同年４月から緊急時避難準備区域内の自宅に帰還する予定で原発事故時には岩手県に単身赴任中であった申立人が、区域外滞在を余儀なくされたとして日常生活阻害慰謝料（同年４月から平成２４年８月まで）が認められた事例

【公表番号３０６※１】 原発事故前に里帰り出産のため緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の実家に滞在し、同区域内の産婦人科に通院中であった申立人母が申立人子の出産後、申立人子とともに原発事故により避難を余儀なくされたとして日常生活阻害慰謝料（平成２３年３月から同年１２月まで）が認められた事例

【公表番号３３１※２】 南相馬市原町区の住民約１３０名からの滞在者慰謝料等の賠償を求める申立てについて、南相馬市原町区の原発事故後の状況を考慮して、滞在者の日常生活は避難生活に匹敵する程度に不自由なものであるとする一方、緊急時避難準備区域の指定が解除された後は、それまでよりも日常生活の不便さがやや解消したものとして、平成２３年３月から同年９月までの慰謝料額を月額１０万円、同年１０月から平成２４年２月までの慰謝料額を月額８万円として慰謝料が賠償された事例

【公表番号４１１※１】 避難指示区域（富岡町）の社員寮に住込みで勤務し（平成２３年９月に定年退職予定であった。）、会津地域に避難した申立人について、退職後は独身寮の代務員として働く予定であったこと等から、東京電力が支払を拒んだ時期以降も日常生活阻害慰謝料（平成２４年３月から平成２５年２月まで）が認められた事例

【公表番号５３０※１】 避難指示区域（楢葉町）から避難した申立人について、平成２３年６月に結婚していわき市内に居住した時点で避難終了とする東京電力の主張を排斥し、原発事故前から結婚後は楢葉町の実家で暮らす予定であったこと等を考慮し、結婚後の期間（同年９月から平成２５年５月まで）についても避難慰謝料の賠償継続が認められた事例

【公表番号７１０※１】 原発事故の約１年前から避難指示区域内の借上げ社宅に居住していたが住民票は同所に移転しないまま、福島第一、第二原発に派遣されて就労していた申立人について、避難指示区域内（社宅）に生活の本拠があったと認定して、精神的損害等が賠償された事例

【公表番号８８６※１、※２】 原発事故当時、既に婚約しており、避難指示区域（浪江町）で同居していた夫婦（原発事故後婚姻）と子について、夫の就労不能損害のほか、平成２４年７月に生まれた子に対しても、精神的損害（同月から平成２６年５月まで）が賠償された事例

【公表番号９４０※１】緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人について、原発事故前から、帰還困難区域に居住していた男性と結婚する予定であり、現に原発事故後に結婚したこと、原発事故前から結婚後の新居を帰還困難区域で建築する予定であったこと等から、原発事故がなければ帰還困難区域で居住していた蓋然性が高いとして、帰還困難区域からの避難者と同様に平成２４年９月から平成２９年５月までの精神的損害が賠償された事例

【公表番号９７０※１】 中部地方に居住している申立人について、平成２３年４月には緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に戻り、同区内の会社に就職する予定であったが、原発事故により内定が取り消され、実家での生活も断念せざるを得なかったこと等を考慮し、緊急時避難準備区域からの避難者と同視して、平成２４年８月までの精神的損害が賠償された事例

【公表番号１０００※１～※５】 雇用期間を平成２３年３月から平成２４年２月までの１年間とする雇用契約に基づき、浪江町（避難指示解除準備区域）の会社に勤務し、会社が用意した同区域内の旅館に滞在していたものの、原発事故により北陸地方の自宅に避難した申立人について、雇用期間内は上記旅館に生活の本拠があったとして、平成２３年３月から平成２４年２月までの避難費用、精神的損害、就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１０５０※２】 緊急時避難準備区域から避難した申立人ら（母と未成年の子１名）について、子が避難先の高校を卒業する平成２６年３月まで避難の継続を余儀なくされたとして、平成２３年３月から平成２６年３月までの精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号１１５８※２】 原発事故前から帰還困難区域（大熊町）に自宅を有していたが、原発事故時には家族揃って福島県外に居住していた申立人ら夫婦について、申立人ら夫婦は申立人夫の定年退職により平成２３年９月に自宅に戻る予定であったこと、自宅を離れていた際の自宅の保守管理状況等の事情を踏まえ、申立人ら夫婦は原発事故がなければ同月以降大熊町の自宅に帰還していたはずであり、原発事故によって帰還困難区域（大熊町）の自宅に帰ることができなくなったものとして、申立人ら夫婦について同年１０月以降、和解案提示の直近月である平成２７年１１月までの期間について１か月１０万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号１２２０※１】 原発事故当時、避難指示区域の実家に住民票を置きながら、平成２２年４月から平成２６年３月まで大学進学のため関東地方に居住していた申立人について、その実家は申立人が将来同居することが可能となることを考慮して建てられたものであったこと、原発事故前に申立人が大学の長期休暇中は帰省し実家で過ごしていたこと、申立人が大学卒業後に福島県内で就職していること等を考慮し、原発事故がなければ大学卒業後に実家で生活した蓋然性が高いとして、同年４月分から平成２８年４月分までの日常生活阻害慰謝料について、中間指針等記載の月額１０万円の３割の範囲で賠償された事例

【公表番号１２２３※１】 平成２２年まで帰還困難区域（富岡町）の自宅で夫及び長男と同居し、原発事故当時は、出産等のために他県にある実家に転居していた申立人らについて、これらの経緯に加え、その後、夫及び長男とともに避難先で生活をしていること等を考慮し、原発事故

がなければ上記自宅で生活していた蓋然性が高いとして、原発事故前に申立人らが富岡町の自宅に戻っていた割合等を考慮し、日常生活阻害慰謝料について、中間指針等記載の金額の１割として、月額１万円（平成２３年３月から平成２９年５月まで）が賠償された事例

【公表番号１２４３※１】 平成２２年以前は避難指示解除準備区域（浪江町）の実家に居住して兼業農家を営み、同年、転勤のため福島市の賃貸アパートに転居していた申立人ら（父、母、子）について、原発事故時浪江町に住民登録がなかったものの、転居後も週末には実家で農作業をしていたこと、原発事故前は申立人父の定年退職後、実家に戻る予定であったこと等を踏まえ、申立人父が定年退職した平成２８年４月以降、原発事故がなければ浪江町に生活の本拠があったと認められるとして、同月分から同年１１月分までの日常生活阻害慰謝料及び生活費増加分（家賃）が賠償された事例

【公表番号１２４５※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、特定避難勧奨地点の存在した行政区である同市鹿島区橲原地区に別荘を所有する申立人らについて、原発事故前は休日に必ず別荘を訪れ、植樹したり畑を作ったりしており、別荘で休日を過ごすことが生活の一部と評価できること等を踏まえ、同地区の住民に準ずるものとして、平成２４年９月分から平成２７年３月分まで、月額３万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号１２５４※１】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住しており、原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人夫と平成２３年５月に婚姻して、その後同所に居住する予定であったが、原発事故があったために平成２４年４月になって同所に転居した申立人妻について、平成２３年５月分から平成２４年８月分までの日常生活阻害慰謝料の基本部分と、妊娠の分かった同年４月分から同年８月分までの日常生活阻害慰謝料の増額分とが賠償された事例

【公表番号１２６７※１】 自主的避難等対象区域（伊達市）から避難し、平成２３年１１月に居住制限区域（飯舘村）から避難していた申立人妻と結婚した申立人夫について、結婚後は避難指示区域からの避難者に準じるとして、同月分から平成２８年１月分までの日常生活阻害慰謝料等が賠償された事例

【公表番号１２６８※２】 原発事故当時、住民票上の住所は避難指示区域外であり、居住制限区域（富岡町）に建物を賃借するも、そこでの寝泊まりは一定程度にとどまっていた申立人について、このような状況は仕事（トラック運転手）上の都合で生じていたことに加え、申立人の家財の設置状況や帰還意思等を踏まえ、避難指示区域からの避難者に準じるとし、平成２９年３月分までの日常生活阻害慰謝料（月額７万円）等が賠償された事例

【公表番号１２８６※１】 帰還困難区域（大熊町）に東京電力の従業員である申立外父とともに居住しており、原発事故によって避難した申立人ら（母・乳幼児を含む子２名）について、申立外父に転勤等の可能性があったものの、申立人らは同区域内出身者及びその子であって、育児環境等から同区域内に居住し続ける意思であったこと等を考慮して、申立時から和解成立時まで（平成２７年５月から平成２９年５月まで）の間について、避難による日常生活阻害慰謝料及び母である申立人については避難による日常生活阻害慰謝料の増額分として月額３万円の賠償が認められた事例

【公表番号１３２３※１】原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）で生活を営み、原発事故によって避難したと主張するが、住民票上の住所を緊急時避難準備区域（同区）内の実家に置いていた申立人の日常生活阻害慰謝料について、避難指示解除準備区域での生活を裏付ける証拠内容に鑑みて、平成２４年３月分から同年８月分までの月額１０万円の賠償に加えて、同年９月分から平成２９年７月分まで月額３万円の限度で賠償された事例

【公表番号１４２５※２】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に自宅を有し、須賀川市に単身赴任をしていたが、平成２６年７月に南相馬市原町区に異動となり、同区内の社宅に入居した申立人について、同区に異動後も避難指示のため自宅からは通勤することができなかったこ

と等を考慮し、自宅に帰還した平成２８年７月分まで、宿泊費（社宅賃料の全額）及び日常生活阻害慰謝料（月額７万円）が賠償された事例

【公表番号１５１８※１】 避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた申立人父母及び子供３名のうち、子供の就学上の理由のため週末を除き自主的避難等対象区域（いわき市）で生活していた母及び子供３名の日常生活阻害慰謝料について、母及び子供３名が楢葉町においても生活の実態があったこと等を考慮し、それぞれ月額１万３０００円が、母及び長女については平成２３年３月から平成２７年９月まで、二女及び三女については平成２３年３月からそれぞれの進学による転居時期（二女：平成２４年３月、三女：平成２６年３月）までの期間について賠償された事例

【公表番号１５２０※１】 帰還困難区域（浪江町）に所在する実家に住民票上の住所を有し、原発事故当日も同実家において生活していたが、年間を通じてみると他県に所在する大学への通学のために、同大学の近傍においても生活をしていた申立人の日常生活阻害慰謝料について、平成２３年３月分及び同年４月分は月額１０万円が、同年５月分から平成２６年３月分までは月額２万５０００円が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６６４※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内において出生以降、一時期を除いて生活をし、同区内に自宅を有していた申立人に対し、原発事故当時は妻子を自宅に残して避難指示等対象区域外に単身赴任をしていたものの、毎週末及び長期休暇等には上記自宅で生活をしていたことを考慮し、平成２３年３月分から平成２９年６月分まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料が認められた事例

【公表番号１６８７※１】 住民票上の住所が福島県外にあった申立人について、原発事故時にも一時的に住民票上の住所地が所在する都道府県にいたが、個人事業に係るメール等の提出資料から、両親と共に避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）の実家においても一定程度生活していることが認められ、避難により実家に戻れなくなり、区域外滞在を余儀なくされたとして、平成２３年４月分から平成２４年２月分まで、日常生活阻害慰謝料の目安の５割に相当する月額５万円が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７２９※１】 緊急時避難準備区域（田村市）内に所在する土地を購入して宅地造成の上、当該土地上に仮住居を建築していたが、住民票上の住所が福島県外にあった申立人について、原発事故前の当該仮住居の電気の使用状況や就労状況、上記仮住居に居住しながら本住居を建築中であったこと等から、生活の本拠が同区域内（田村市）にあったことが認められるとして、平成２３年３月分から平成２４年８月分までの日常生活阻害慰謝料（月額１０万円。ただし、妻子の居住する住民票上の住所に避難していた平成２３年３月分から同年８月分までは月額５万円。）が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８１３※１】 原発事故当時大学生で福島県外に居住していたものの、平成２３年４月には地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内にある実家に戻り就職予定であった申立人について、同区域の住民に準ずる者として、平成２３年３月から同年９月までの日常生活阻害慰謝料（月額１０万円）の５割相当額が賠償された事例

【公表番号１８４７※１】 住民票が避難指示解除準備区域（双葉町）にあったが単身赴任又は大学進学のため関東地方に居住していた申立人ら（父、二男）について、休日における帰宅状況や原発事故がなかった場合に想定される転勤期間の見込み等を考慮し、申立人父については平成２４年３月から平成２９年５月まで月額３万円ないし８万円の、申立人二男については平成

２４年３月から平成２６年３月まで月額２万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例

【公表番号１８６１※１】　緊急時避難準備区域（川内村）から避難した申立人ら（母、子（１３歳）、子（１０歳））について、二男の小学校卒業まで避難継続の必要性及び合理性を認め、平成２４年９月から平成２５年３月までの日常生活阻害慰謝料（申立人母について月額１０万円、申立人子らについてそれぞれ月額５万円（月額１０万円を認めた上、直接請求で既払いの月額５万円を控除））が損害として認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９３※１】　原発事故当時関東地方の学生寮に居住し同地方の大学に通学していた申立人について、長期休暇のたびに帰還困難区域（大熊町）所在の実家に帰省し、実家の家業を手伝っていたこと等を考慮し、平成２３年３月から大学卒業予定であった平成２６年３月まで月額３万円（計１１１万円）の日常生活阻害慰謝料が賠償されたほか、上記事情以外にも、申立人が高校卒業時まで大熊町で生まれ育ち住民票も大熊町に残していたこと、原発事故時の住居である学生寮は暫定的な住環境であったこと、大学卒業後は大熊町に戻り実家の家業を継ぐ予定であったこと、実際に原発事故後福島県内に戻り就職していること等を考慮し、原発事故がなければ申立人は大熊町に帰還し家業を継いで生活していた蓋然性が高いとして、中間指針第四次追補第２の１Ⅰ①に基づく精神的損害の８割（５６０万円）が賠償された事例

【公表番号１９０５※１】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（母、子）について、原発事故により、申立人子が通っていた南相馬市小高区内の高校が閉鎖されて二本松市内のサテライト校に通学することとなり、同市内へ避難したため、同高校が南相馬市原町区に仮設校舎を設置するまでの期間、避難先での生活を継続することを余儀なくされたとして、それぞれ、平成２３年１０月から平成２４年３月まで日常生活阻害慰謝料（基本分）が認められた事例

【公表番号１９１２※１】　原発事故時県外に居住していた申立人について、原発事故前から交際していた居住制限区域（飯舘村）在住の女性と平成２３年９月に婚姻しており、原発事故がなければ女性の実家に居住する蓋然性が高かったとして、婚姻期間中である平成２３年９月から平成２６年７月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号１９２７※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、原発事故当時、住民票上の住所はいわき市にあったものの、申立人の原発事故時の居住地を証明する行政区長発行の居住証明書並びに同区域内の住所及び申立人の氏名を宛先・宛名とする年賀状等から、生活の本拠が同区域内（南相馬市原町区）にあったことが認められるとして、平成２３年３月から平成２４年８月までの日常生活阻害慰謝料（２週間ごとに２日間程度いわき市にある住民票上の住所へ戻っていたことを考慮して、緊急時避難準備区域の被災者に認められる月額１０万円に２６日／３０日を乗じた月額８万６６６７円）から既払金を控除した額が賠償された事例

【公表番号１９３０※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人について、住民票上の住所が異なったものの緊急時避難準備区域内に生活の本拠を認めた上、同人に対し、平成２３年１０月から平成２４年８月までの日常生活阻害慰謝料（基本分）が認められた事例

【公表番号１９６４※２】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら３名（妻、義母、長男）及び亡夫（申立人妻及び長男が相続）につき、平成２９年６月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料１人当たり月額１０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９６８※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人１名（長女）、亡父及び亡母（いずれも申立人ら２名が相続）のうち、亡母及び申立人長女について、事故後に体調が悪化した亡父の入院に付き添い、平成２３年３月から同年５月まで県外の病院

の待合室で寝泊まりすることを余儀なくされたことを考慮して、上記期間につき各月額１２万円の日常生活阻害慰謝料（既払金を控除）の賠償が認められた事例

【公表番号１９７６※１】　原発事故当時、福島県外に自宅を有していたものの、自宅と避難指示解除準備区域（楢葉町）の実家とを行き来しながら生活をしていた申立人長男について、生活の本拠が一定程度実家にあったと認定し、平成２３年３月から平成３０年３月まで目安額の３割である月額３万円の日常生活阻害慰謝料、目安額の３割である７５万円の生活基盤変容による精神的損害の賠償をそれぞれ認めた事例

【公表番号１９８５※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に自宅があり、原発事故当時福島県外に単身赴任していた申立人について、定期的に自宅に戻っていたことやその頻度等を考慮して、平成２３年３月から平成３０年３月まで月額２万円（月額１０万円の２割）の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められるとともに、中間指針第五次追補規定の目安額（２５０万円）どおりの生活基盤変容による精神的損害の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９８９※２】　住居は自主的避難等対象区域（いわき市）にあったものの、仕事の事情により平成２３年２月末から帰還困難区域（大熊町）所在の民宿に宿泊しており、原発事故がなければ平成２３年３月１１日以降も当該民宿に継続して宿泊することを予定していた申立人について、帰還困難区域からの過酷な避難を強いられたことを考慮して一時金として１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例

【公表番号２００１※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に自宅があり、原発事故時は会津地方に単身赴任していた申立人について、単身赴任中の生活状況や、自宅から通勤可能な部署への異動の内示を受けていたことなどを考慮して、自宅住所地を基準として、中間指針第五次追補の目安額どおり平成２３年３月から平成２４年８月までの日常生活阻害慰謝料（合計１８０万円）の賠償等が認められた事例

【公表番号２０１３※１】　原発事故当時、福島県外に自宅を有していたものの、避難指示解除準備区域（楢葉町）所在の自身が経営する会社の工場に継続的に出入りし、自宅と当該工場近くの社員寮とを行き来しながら生活していた申立人について、生活の本拠が一定程度当該社員寮にあったと認定し、一時金として８５万円の精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号２０１４※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しつつ、特定避難勧奨地点の設定のあった行政区である同市鹿島区橲原地区に別荘を所有する申立人ら家族（父、母及び子）について、申立人子に関し、原発事故前は別荘で休日を過ごしていたことを踏まえ、同地区の住民に準ずるものとして、平成２４年９月分から平成２７年３月分まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料が認められる（父及び母については前回の申立てにおいて同内容が認められている）などした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３５※１】　原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時乳幼児であった子２名）について、原発事故以前から避難指示解除準備区域（浪江町）の実家に転居することを予定し、実際にその準備をしていたことを考慮して、それぞれ、平成２６年６月分から平成３０年３月分まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めた（直接請求手続及び前件申立てにおいて平成２６年５月分までは賠償済み）事例

【公表番号２０４４※１】　東京電力の従業員であり、原発事故時に居住していた社員寮（大熊町）から避難した申立人について、平成２３年９月に仮設社員寮（広野町）に入居した時点で避難が終了したとする東京電力の主張を排斥し、申立人が、避難指示解除準備区域（浪江町）の実家で生まれ育ったこと、東京電力への就職を機に社員寮に入居したものの、１年から２年の入寮期間を終えた後は実家に戻り、実家から通勤する予定であったこと等を考慮し、原発事故時に避難指示解除準備区域に住居があった者と同様に、平成２３年３月分から平成３０年３月分

まで（中間指針第五次追補の定める同区域についての目安期間）の日常生活阻害慰謝料合計８５２万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０４６※１】　原発事故時は海外赴任中であり、平成２３年６月に帰国を予定していた申立人について、帰国後に生活拠点となり得る場所は川俣町（避難指示解除準備区域）の実家しかなく、帰国後一定期間は実家に居住する予定であったものの、避難指示等によって帰国後も実家に戻れず避難生活を余儀なくされたことを考慮して、平成２３年６月から同年１２月までの日常生活阻害慰謝料５５万円（単身で再避難先に移った後は月額５万円として算定）が賠償された事例

【公表番号２０５２※１】　原発事故当時、福島県外に住居があったが、里帰り出産のため地方自治体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）の実家に申立人子（原発事故当時１歳）を連れて滞在していた申立人母について、日常生活阻害慰謝料合計２２万円（平成２３年３月及び４月分）の賠償が認められた事例

【公表番号２０５４※１】　原発事故時は自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが平成２３年３月１２日に避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の実家に戻ったところ、原発事故により両親らとともに同年４月上旬まで避難生活を余儀なくされた申立人（原発事故時２０歳）について、日常生活阻害慰謝料合計２４万円（同年３月及び４月分）が賠償された事例

【公表番号２０５５※１】　原発事故当時、住民票上の住所は須賀川市にあったが、平日は緊急時避難準備区域（特定避難勧奨地点の設定のあった行政区である南相馬市原町区大原地区）所在の実家に居住し、週末のみ須賀川市の自宅で暮らしていた申立人について、申立人の生活の本拠が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区大原地区）にあったと認めて平成２４年８月から平成２７年３月までの日常生活阻害慰謝料として月額５万円（上記のような生活状況等を考慮して中間指針等の定める目安額の５割として算定。）の賠償が認められた事例

【公表番号２０６０※１】　原発事故当時福島県外の学生寮に居住し、福島県外の大学に通学していた申立人について、大学進学までは帰還困難区域（富岡町）所在の実家で家族と一緒に暮らし、大学進学後も長期休暇の際に帰省していたこと、大学卒業後も福島県内に戻り就職していること等を考慮し、帰還困難区域からの避難者に準じて、中間指針第五次追補第２の２に基づく生活基盤喪失に基づく精神的損害の目安額の３割（２１０万円）及び申立人の原発事故後の在学期間である平成２３年３月から平成２５年３月まで中間指針の目安額の１２分の１である月額８３３３円の日常生活阻害慰謝料がそれぞれ賠償されるなどした事例

【公表番号２０６２※１】　原発事故時は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に居住し、平成２３年４月から県外の大学に進学した申立人について、生活基盤変容慰謝料として中間指針第五次追補の定める目安額５０万円の賠償が認められたほか、日常生活阻害慰謝料として、進学開始以降の期間（平成２３年５月から平成２４年８月まで）に関しては原発事故がなければ一定程度実家への帰省が見込まれたことを考慮して割合的（２割５分）に認定した額（平成２３年３月から平成２４年８月までの合計は６２万円。ただし、直接請求手続における既払金を控除。）の賠償が認められた事例

【公表番号２０７１※２、※３】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父と地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人母（原発事故後に婚姻）との間に原発事故後に出生した申立人長男及び長女について、いずれも障害者認定を受けているのと同等の状態にあることが確認できることを考慮して、出生した月（申立人長男は平成２６年７月、申立人長女は平成２８年７月）から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料及びその増額分として各自月額１３万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０７４※４】　福島県外に居住していたが、原発事故時は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に滞在していた申立人について、原発事故により避難所を含めた避難を余儀なくされたとして、平成２３年３月につき日常生活阻害慰謝料１２万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０９０※３】　関東地方の大学に進学して同地方に居住していた申立人二男（原発事故当時２３歳）について、大学に進学する以前の約１９年間、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の実家に居住し、大学進学後も長期休暇等の際は実家に帰省していたこと等を考慮し、平成２３年３月から平成２４年３月（大学を卒業した月）まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１３９※２】　東京電力の従業員であり、帰還困難区域（双葉町）の社員寮から避難した申立人について、平成２３年７月に別の社員寮（広野町）に入居した時点で避難が終了したとする東京電力の主張を排斥し、申立人が東京電力を退職して県外に転居した平成２５年３月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めるなどした事例

イ　日常生活阻害慰謝料と生活費増加費用との関係について

（補足説明）

中間指針第３の６の指針Ⅱは、避難等対象者の日常生活阻害に係る慰謝料について、「精神的損害」（避難慰謝料）の損害額については、前記２の「避難費用」のうち生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められるとしている。第１の４⑵ア(ｳ)においては、精神的損害（避難慰謝料）と合算されず、生活費の増加費用として独立して賠償された事例について紹介しているので参照されたい。

ここでは、滞在者や帰還後等避難中でない場合における生活費増加費用の賠償に関する事例等の特色のあるものを挙げた。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１４８３※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、滞在者に対する月額１０万円の日常生活阻害慰謝料とは別に月額５０００円の水購入費用（平成２３年４月から平成２４年８月まで）が認められた事例

【公表番号１４９２※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、避難先から帰還した後の時期も含めて、月額１０万円の日常生活阻害慰謝料とは別に、水購入費用及び自家消費野菜購入費用の賠償が認められた事例

【公表番号１４９３※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、滞在者に対する月額１０万円の日常生活阻害慰謝料とは別に水購入費用月額５０００円（平成２３年３月から平成２４年８月まで）及び自家消費野菜購入費用年額８万円（平成２３年３月から平成２６年１２月まで）が認められた事例

ウ　日常生活阻害慰謝料の賠償額について

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９８２※４】　帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人らにつき、平成２９年６月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料各人月額１０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０１９※５】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、平成２９年６月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料月額１０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０２４※７】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らについて、平成２９年６月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料各月額１０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０３０※３】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人ら夫妻につき、平成２９年６月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料各月額１０万円の賠償が認められるなどした事例

(ｱ) 第五次追補策定前における増額事例

(補足説明)

１　　中間指針第３の６の備考１０には、日常生活阻害慰謝料の額について「あくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない」と記載されていることから、増額という柔軟な対応をすることができる標準的な場合を定める必要があるとして、総括基準（精神的損害の増額事由等について）が定められている。
なお、東京電力プレスリリース（平成２６年１月１７日付け等）においても、精神的損害の増額分の賠償を行うようになっているが、「要介護状態等のご事情をお持ちの方」、「恒常的に介護が必要な方を介護しておられる方」等について、程度に応じ月額１万円、１万５０００円、２万円の定額で行われているなど、その範囲、金額は限定的である。
第五次追補策定以降については（イ）を参照されたい。

２　　以下ａからｈまでは、総括基準（精神的損害の増額事由等について）の例示列挙事由に基づく増額事例であるが（文言等については総括基準に従っている）、必ずしも明確に区分されたものではない。例えばａはｂやｃに該当することを前提とする場合も多いが、主に介護認定に係る事情を認めて増額したとみられる場合はａのみに掲げるなどしている。また、複合的な事情による増額事例も多いが、主たる要素と思われる事情を中心に挙げることとし、ただ、必要に応じて重複的に挙げることとした。

３　　また、５割以上、１０割以上の増額を含む事案については、それぞれの増額事由ごとに分けて紹介しているので、参照されたい。

ａ　要介護状態にあること

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２２２※１】　避難指示区域（大熊町）から避難を余儀なくされた高齢で要介護３の者について、区域再編前であったが、中間指針第二次追補が帰還困難区域からの避難者に認める平成２４年６月から平成２９年５月までの間の慰謝料６００万円の賠償が認められ、また、避難所生活をしていた平成２３年３月は５万円の、同年４月以降は月額３万円の増額が認められた事例

【公表番号２４４※２】 避難指示区域から中通りに避難した家族について、要介護４の認定を受けていたが避難後は寝たきりになるなどした祖母について月額３万８０００円の増額（平成２３年３月から同年１２月まで）が認められた事例

【公表番号１１６５※５】 避難指示区域から避難した申立人ら（原発事故時５９歳の息子と９３歳の母親）について、息子は平成２６年１２月に避難先でマンションを購入し転居したものの、マンション購入後も平成２７年１１月頃までは生活の本拠は郡山市にあり、母親は体調及び介護上の必要から、その後も避難先である申立外の娘夫婦宅で生活し続けていたことについては合理的な理由があるとして、同年６月から同年８月までの日常生活阻害慰謝料（母親について要介護者の増額分を含む。）が賠償された事例

【公表番号１３６１※１】 帰還困難区域（双葉町）から避難を余儀なくされた高齢で要介護状態の申立人と、これを介護する申立人について、平成２８年３月頃に新居を取得したが、新居取得後一定期間については生活も安定しないことや、申立人らに帰還の意思が存在すること等を考

慮し、新居取得以降分も併せ平成２７年５月分から平成２８年１２月分までについて、それぞれ３割増額した日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例

【公表番号１３７５※２】 帰還困難区域（双葉町）に居住していたが、避難後、認知症が進み、平成２７年中に死亡した申立人の母について、要介護の程度に応じ、日常生活阻害慰謝料（増額分）が平成２３年３月分から平成２７年１０月分まで賠償された事例

【公表番号１５０７※４】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人の平成２８年４月分以降の日常生活阻害慰謝料として、要介護５であった申立外被相続人に対する介護並びに申立人自身も要介護１及び身体障害等級４級であることから、平成３０年３月分まで月額３万円が増額されて賠償された事例

【公表番号１５１８※２、※３】 避難指示解除準備区域に住居を有していた申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、夫は脳出血の後遺症（要介護１）を抱えながら避難生活を送ったこと、妻は夫の介護をしながらの避難生活を余儀なくされたこと等を考慮し、夫について平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額１万円、妻について一時金５０万円の慰謝料が増額された事例

【公表番号１５２９※１、※４、※５】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、精神障害等級２級の認定を受けた申立人については平成２３年３月から、要介護３の認定を受けた申立人及びその介護者については平成２６年３月から、いずれも新たに住居を購入した月の半年後である同年１１月まで、それぞれの事由（持病、要介護及び介護）に応じて月額３万円が賠償された（ただし、既払金を除く。）事例

【公表番号１５３５※２】避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人ら（父、母、子及び祖母）について、平成２７年３月分以降の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人子は精神疾患（精神障害等級２級）を抱え、申立人祖母は要支援２の認定を受けていたなど、一定の介助を要する状態にあり、また、申立人父母は避難先で申立人子や申立人祖母の介護等に従事したこと等を考慮し、一戸建て住宅への転居時期である同年１０月分まで、申立人らそれぞれについて月額３万円が賠償された（申立人子は、同年１１月分から平成３０年３月分まで月額１万５０００円の増額分がさらに賠償された。）事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６９８※１、※２】 居住制限区域（浪江町）において亡父母と同居していた申立人について、原発事故により亡父母と別々に避難したことを考慮して平成２３年３月分から平成２５年１月分まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められたほか、亡母が要介護状態で避難したことを考慮して、その相続人である申立人に対し、亡母が要介護認定を受けた平成２６年７月から亡母が亡くなった同年１０月まで月額１万５０００円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められた事例

【公表番号１７０６※３】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫、妻、夫の祖母、夫の母及びいずれも原発事故後に出生した子４名）のうち、身体障害等級３級及び要支援２の各認定を受けていた申立人祖母に対し、避難先での日常生活の支障等を考慮し、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円（ただし、既払金１２７万５０００円を除く。）が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７３０※１、※２】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人夫については、原発事故時に同居していた家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと等を理由に平成２３年３月分及び同年４月分の慰謝料（月額１２万円）の３割の増額が認められるとともに、認知症を患い要介護状態（平成２９年１月以降要介護２）での避難生活であったことを理由に平成２８年３月分から平成２９年５月

分までの慰謝料（月額１０万円）の３割の増額（ただし、既払金は控除。）が認められ、②申立人妻については、原発事故時に同居していた家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと及び原発事故直後に出産間際の娘を手助けするなどの労苦があったこと等を理由に平成２３年３月分（月額１２万円）及び同年４月分（月額１０万円）の慰謝料の５割の増額が認められるとともに、認知症を患い要介護状態であった申立外の義母（平成２９年２月までは要介護２、同年３月以降は要介護５）及び申立人夫をそれぞれ介護しながらの避難生活であったこと等を理由に平成２５年１０月分から平成２９年５月分までの慰謝料（月額１０万円）の３割の増額（ただし、既払金は控除。）が認められた事例

【公表番号１７７６※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の介護施設に入所していた申立人らの母である被相続人について、原発事故により新潟県の施設に転所せざるを得なくなり、また元の介護施設に戻って以降も、原発事故以前よりも介護環境が悪化した中での生活を余儀なくされたこと等を考慮し、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①新潟県の施設に避難していた平成２３年３月から同年１２月までは一時金として５０万円、②元の介護施設に戻って以降の平成２４年１月から同年８月までは月額３万円の増額が認められ、相続人である申立人らに対して上記増額分（ただし、①の期間について２０万円、②の期間について１６万円の既払金を除く。）が賠償された事例

【公表番号１７８６※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、夫の父母）について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫については、抑うつ状態に悩まされたことを考慮して一時金１０万円及び親子の別離が生じたことを考慮して世帯代表者として平成２３年３月から平成３０年３月まで３割の増額分が、申立人妻については、夫婦の別離が生じたことに加えて、避難中にがんを発症して手術をし、その後投薬治療を継続したことを考慮して平成２３年３月から同年７月まで及び平成２６年９月から平成２７年９月（手術前）までは３割、同年１０月から平成３０年３月まで３割ないし５割の増額分が、申立人父については、避難生活中に失明し、付添い等を要する状態になったことを考慮して平成２３年７月から平成３０年３月まで３割の増額分が、申立人母については、持病の薬が入手できなかったことや、失明した申立人父を介護したことを考慮して平成２３年３月及び同年４月は３割、同年７月から平成３０年３月までは２割の増額分が、それぞれ賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８０１※１～※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した被相続人ら（亡祖父、亡祖母）、父母及び子の日常生活阻害慰謝料として、亡祖父母については、いずれも要介護状態で避難先の施設に入居し、容易に移動できなかったことを考慮して平成２４年９月以降の避難継続の合理性を認め、①平成２３年３月から平成２４年８月までは、要介護状態であったことを理由としてそれぞれ月額３万円の増額が認められ、②平成２４年９月以降は、亡祖父については同人が死亡した平成２４年１０月まで、亡祖母については平成２６年３月まで、それぞれに中間指針等で定められた日常生活阻害慰謝料の目安である月額１０万円及び要介護状態であったことを理由とする増額分月額３万円の合計月額１３万円が賠償されたほか、③世帯全体に対して、平成２３年３月から平成２６年３月まで家族の別離を理由として月額３万円の増額賠償がされた事例

【公表番号１８２４※１、※３、※４】　避難指示解除準備区域（浪江町）において父母、子、祖父母（祖父は平成３０年に死亡。）とで居住していた申立人らのうち、父については、当時要介護状態であった申立外祖父を介護しながらの避難となったこと及び妻子との別離が生じたことを考慮して平成２３年３月から平成３０年３月まで月額４万円（別離前の平成２３年６月までは２万円。）の日常生活阻害慰謝料（増額分）が、子については、原発事故の影響で他県における再就職を余儀なくされ家族別離が生じたことを考慮して平成２３年９月から平成２４年１２月までの日常生活阻害慰謝料（増額分。平成２３年１２月までは月額３万円。残りの

期間は月額２万円。）が賠償されたほか、申立外祖父が要介護状態での避難を余儀なくされたことについて平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円（増額分）が、相続人らに対し既払金を控除した上で賠償された事例

【公表番号１８３１※１、※２】　帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、夫については要介護状態での避難生活となったことを考慮して要介護１であった平成２６年３月から平成２９年５月まで月額３万円が、妻については夫や子との別離を余儀なくされたことを考慮して家族別離が生じた平成２３年４月から平成２５年１０月まで、また、要介護状態での避難生活となったことを考慮して要介護１であった平成２７年５月から同年１０月まで、それぞれ月額３万円が、既払金を控除した上で増額賠償された事例

【公表番号１８３８※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、子３名、夫の父）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、いずれも平成２３年３月から平成３０年３月まで、申立人父が身体障害等級１級を有し、困難な避難生活を送ったことを考慮して月額３万円が、申立人妻が申立人父の介護をしながら避難生活を送ったことを考慮して月額３万円が、申立人らに家族別離（３世代の同居家族が３か所以上に別離。）が生じたこと等を考慮して世帯全体として月額５万円が、それぞれ既払金を控除して賠償された事例

【公表番号１８４０※１、※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（夫婦及び妻の母）について、家族別離を余儀なくされたことに鑑み平成２３年３月から平成２４年８月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められ、そのうち母については、身体的に長距離移動が困難であったことに鑑みると平成２４年９月以降も避難継続の合理性があったとして同月から平成２６年３月までは月額１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が、また、要介護状態にあったことに鑑み平成２３年３月から平成２６年３月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が既払金を控除した上で、それぞれ認められた事例

【公表番号１８５７※１】　帰還困難区域（大熊町）からの避難者（申立て後死亡）である被相続人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、原発事故前から統合失調症を患っていたことを考慮して、平成２３年３月分から平成２９年５月分まで、月額３万円で算定した金額（東京電力の直接請求手続における月額２万円で算定された既払金１５０万円とは別に７５万円。）の賠償が、相続人である申立人らに認められた事例

【公表番号１８６０※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（夫妻と、妻の母。妻の父は平成２５年７月死亡）の日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫については、仕事の関係で家族の別離が生じたことを考慮して別離期間（平成２３年３月、同年８月から平成２４年８月まで）について月額３万円が、申立人妻については、平成２３年３月は避難所生活を送り、避難当初は妊婦（平成２３年５月出産）として、出産後は乳幼児を世話しながら生活し、夫とは別離し、また、自己の両親の看病、介護をしたことを考慮し、懐妊中の避難所生活期間（平成２３年３月）については月額８万円、その後（平成２３年４月から平成２４年８月まで）について月額４万円が、申立人母については、うつ病に罹患し、亡夫の介護をしながら生活したことを考慮して、当該期間（平成２３年３月から同年５月まで）について月額３万円、亡夫が介護施設に入所した以降の期間（平成２３年６月から平成２４年８月まで）について月額１万５０００円が、申立人らについては、被相続人（妻の父）が生前、要介護状態で避難生活を送ったことを考慮し、相続分として、平成２３年３月から平成２４年８月まで月額３万円（ただし、同期間について既払金の月額１万５０００円分を控除。）が、それぞれ賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９１９※４】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、夫の母）らのうちの申立人母について、要介護の状態にあったことを考慮して、平成２４年６月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額（ただし、直接請求における既払金を控除した額。）が認められた事例

【公表番号１９３３※１、※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）から避難した被相続人（高齢の母）及び申立人ら（娘、孫２世帯）の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償として、①被相続人について、原発事故当時、入院中であったが原発事故直後に病院ごと避難し、避難先で退院した後、病院併設の介護老人保健施設へ入所したが、要介護状態となっていた事情等が考慮され、介護老人保健施設へ入所した平成２３年６月分から死亡した平成２４年１１月分について月額５万円が、②申立人娘について、被相続人と申立人らとの間で別離が生じたことが考慮され、平成２３年６月分から平成２４年８月分まで月額３万円が、③申立人孫（娘の長女）について、娘・申立人孫（娘の長女）と申立人孫（娘の二女）と間で別離が生じたことが考慮され、一時金として２０万円が、④申立人孫（娘の二女）の夫について、就労の関係で妻子との間で別離状態が生じたことが考慮され、一時金として１０万円が、⑤申立人孫（娘の二女）について、避難生活中に乳幼児の世話を恒常的に行ったことが考慮され、平成２３年３月分から平成２４年８月分まで月額３万円が、それぞれ認められた事例

【増額幅が５割以上の事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１５０※２】　原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しており、既に平成２４年５月までの月額１０万円又は１２万円の日常生活阻害慰謝料を受領済みの申立人について、身体障害等級１級の要介護状態にあり５割の日常生活阻害慰謝料の増額（平成２３年３月から平成２４年５月まで）が認められた事例

【公表番号２７０※１】　避難指示区域から避難を余儀なくされ、両股関節機能全廃の身体障害等級３級であって、原発事故後には胆嚢がんを発症し要支援１の認定を受けるなどした申立人及び精神障害等級２級であって原発事故時に入院中であったがその後要介護３の認定を受けた申立人について、それぞれ月８万円の増額（平成２３年３月から平成２４年６月まで）が認められた事例

【公表番号３０９※５】　避難指示区域から避難を余儀なくされた自力で外出できない要介護２の者に６割の増額（平成２３年３月から平成２４年６月まで）が認められた事例

【公表番号３３２※４、※７】　避難指示区域からの避難生活中に要介護１から要介護２に状態が悪化し、平成２３年１１月に避難先で死亡した被相続人及び同人を介護した申立人のそれぞれについて、同年３月から死亡した同年１１月までの間、中間指針が認める日常生活阻害慰謝料が６割ずつ増額して賠償が認められた事例

【公表番号３５４※２】　避難指示区域から避難を余儀なくされた高齢の申立人について、避難生活により従来の家事・農作業ができなくなったために体力が低下して要支援２の状況に陥ったとして、平成２３年３月から平成２４年２月までの間、６割の増額が認められた事例

【公表番号４１０※６】　避難指示区域（浪江町）から避難した者の精神的損害について、要介護状態（身体障害等級２級）にあったこと等を考慮し、持病の悪化までは８割（平成２３年３月から同年８月まで）、持病の悪化以降は９割（同年９月から平成２４年８月まで）の増額が認められた事例

【公表番号５２１※６】　緊急時避難準備区域から２か月間避難していた申立人ら家族の日常生活阻害慰謝料について、要介護２の１名及びその介護者１名について、２か月の避難の期間中（平成２３年３月及び同年４月）それぞれ月６割の増額が認められた事例

【公表番号５８５※５】　帰還困難区域から避難中に死亡した被相続人の精神的損害について、家族の別離及び要介護３であったことを考慮して、平成２３年３月分から死亡した同年８月分ま

で各月の日常生活阻害慰謝料が６割増額され、また、避難中にがんにり患したことで精神的・肉体的苦痛を被り、不自由な生活を強いられたことを考慮して、一時金５０万円の賠償が相続人である申立人らに対して認められた事例

【公表番号９０５※１】 帰還困難区域（双葉町）から避難し、原発事故後は要介護度が上昇し寝たきりに近い状態になった９０歳台の要介護者と、それに伴って介護負担が激増した介護者２名について、介護のために他の家族とも別に暮らすことを余儀なくされたことも考慮し、精神的損害の増額分として、要介護者には平成２３年３月から平成２４年９月まで月額６万円、介護者２名には平成２３年３月から同年８月まで合わせて月額３万円、同年９月から平成２４年９月まで合わせて月額６万円が賠償された事例

【公表番号１１９０※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら夫妻について、同市内の店舗で勤務していた申立人妻（原発事故時５０歳台前半）は、同店の休業に伴い避難先近くの店舗に配転となったが、業務再開の際には元の職場へ復帰できることが約束されていること、自宅近くで新たな就職先を見付けることは困難であること、申立人夫は、全盲の視力障害を有しており、申立人妻の収入により生計を立てていること等の事情を考慮し、避難継続の合理性を認めるとともに、バリアフリー設備のない避難先での生活により申立人らが不自由な生活を強いられていること等の事情を考慮し、平成２７年１月分から平成２８年３月分まで、各申立人に対し、介護又は要介護を増額事由として、精神的損害について６割の増額分が賠償された事例

【公表番号１２５９※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人母（昭和１６年生）・子（昭和５３年生）の日常生活阻害慰謝料について、申立人母は要介護状態にあり、申立人子はうつ病にり患しながら、実質的に一人で申立人母の介護をしていたこと、申立人らは平成２５年１１月に新たに購入した自宅に転居したことを考慮して、平成２３年３月分から平成２５年１２月分までは６割、平成２６年１月分から平成２７年１２月分までは４割、平成２８年１月分から平成２９年１月分までは２割を増額して賠償された事例

【公表番号１３７６※３】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人について、高齢であり要支援状態にあったこと、家族別離があったこと等を考慮し、平成２４年９月分から平成２９年１０月分まで、月額６万円の割合による精神的損害の増額分が賠償された事例

【公表番号１４４８※１】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人母子の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人母は避難直後から要介護１で介助を要する状態であり、後には脳梗塞によって要介護３、身体障害等級２級となったこと、申立人子は申立人母を介護したことを考慮して、申立人らそれぞれに平成２３年３月分から平成３０年３月分まで（ただし、申立人子については介護をすることができなかった２か月間は除く。）月額３万円、４万円又は７万円が賠償された事例

【公表番号１４７２※１】 居住制限区域（富岡町）から自主的避難等対象区域（三春町）に避難していた申立人夫婦（ともに８０歳台）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人妻は、平成２６年９月の骨折事故を契機に身体機能が著しく低下して同年１１月に要介護１となり、その後、身体障害等級１級、要介護４となったこと等を考慮し、同月分から平成３０年３月分まで月額５万円が、申立人夫は、上記のとおりの申立人妻の介護を担っていたこと等を考慮し、平成２６年１１月分から申立人妻が介護サービス付き集合住宅に入居した平成２８年３月分まで月額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１５０７※７】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立外被相続人の平成２８年４月分以降の日常生活阻害慰謝料について、要介護５であったことを考慮し、死亡した同年８月分まで月額６万円が増額されて賠償された事例

【公表番号１５３１※６、※７】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の同一敷地に所在する２棟の建物に居住していた申立人ら（夫婦及びその子３名並びに夫の両親及び妻の母）について、申立人夫の母が左半身軽度麻痺の状態にあり、同人を申立人夫の父が介護したこと等を考

慮して、申立人夫の父母の日常生活阻害慰謝料 （増額分）として、それぞれ、平成２３年３月分から新たに住居を購入した月の前月である平成２７年９月分まで、月額６万円（申立人夫の父母とその他の申立人らとの別離が生じていた４１か月間）又は月額３万円（その他の１４か月間）が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６１３※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（子夫婦及び夫の父母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故後の生活環境の変化と仮設住宅の過酷な環境によって要介護状態となった父母については要介護の状態や生活状況等に応じて、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで、１名当たり月額３万円から５万円までの範囲の賠償が、平成２３年３月に自宅に取り残され自衛隊により発見・搬送され無事に家族と合流できた申立人父についてはこの間の同人の苦労・苦痛を考慮して一時金１０万円が、避難先で申立人父母の介護を余儀なくされた申立人子夫婦について介護負担の状況や生活状況等に応じ、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで、両名合計で月額３万円又は５万円が賠償された事例

【公表番号１６５６※２】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた被相続人（祖父）及び申立人ら（祖母、父、母及び子）について、被相続人及び申立人祖母は申立人祖母の足が不自由（身体障害等級３級、要介護２）であったこと等から避難をすることができず、避難した申立人父、母及び子と家族別離が生じた上、自らも身体障害等級３級であった被相続人が介護施設のサービスも利用することができない中、単身で申立人祖母の介護を担ったことや被相続人の障害等を考慮して、被相続人及び申立人祖母のそれぞれについて平成２３年３月分は６割、同年４月分から同年９月分までは３割の増額が認められた事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７３１※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅から避難した被相続人である亡父及び亡母について、それぞれ避難先で要介護状態（亡父は平成２３年５月に要介護３、同年１０月に要介護４、平成２４年１０月以降は要介護５に進行し、亡母は平成２３年８月に要支援１、平成２４年４月以降に要介護２に進行した。）にあったことを考慮し、平成２３年３月から平成２６年３月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、亡父については月額６万円、亡母については月額３万円の増額がそれぞれ認められ、相続人である申立人らに対して上記増額分（いずれも既払分を除く。）が賠償された事例

【公表番号１７６４※５】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫婦及び夫の母）について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫婦がそれぞれ持病を抱えていることに加え、申立人夫の母の介護をしながら避難したこと等を考慮して、平成２３年３月から申立人夫の母が特別養護老人施設に入所した平成２８年６月まで、申立人夫婦と申立人夫の母のそれぞれについて、申立人夫の母の要支援・要介護度の変化に応じて月額３万円から８万円が賠償された事例

【公表番号１７６５※１】 居住制限区域（浪江町）から避難し、避難先で死亡した被相続人の子である申立人ら２名について、被相続人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、要介護状態であったこと及び原発事故前はバリアフリー設備等の整った住居で生活していたにもかかわらず避難先ではバリアフリー設備等が整っていない居住環境にあったこと等を考慮し、避難所に避難した平成２３年３月は月額６万円、同年４月から原発事故前と同等の設備等が整う住居に移転する前月の平成２６年４月までは月額５万円（ただし、既払金５７万円を除く。）が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８２７※１】　避難指示解除準備区域（富岡町）からの避難生活中にリウマチ等の影響で手足が不自由になり要介護状態となり平成２９年３月に避難先で死亡した被相続人（申立人の母親）及び同人を介護した申立人のそれぞれについて、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、被相続人の要介護状態に応じて、被相続人（相続分として）については平成２３年３月から平成２９年３月まで２割ないし８割の増額分、申立人については平成２３年１０月から平成２９年３月まで３割ないし８割の増額分（いずれも既払分を除く。）の賠償が認められた事例

【公表番号１８４１※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した被相続人（申立時は申立人であったが申立後に死亡。）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、要介護状態にあったことを考慮して平成２３年１０月から平成２５年１２月まで５割の増額分が賠償された事例

【公表番号１８７１※３】　帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（長男、長男の妻）及び被相続人（母）について、被相続人が認知症になって要介護認定を受けたことを踏まえ、被相続人の損害として月額５万円、主たる介護者である申立人長男の妻の損害として月額５万円の日常生活阻害慰謝料の増額が既払金を控除してそれぞれ認められ、被相続人の損害については相続人である申立人ら（長男、二男、三男）に支払われた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９０４※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（父母、子１名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、同人らが原発事故に起因する精神的損害の賠償を求めた訴訟の確定判決があるものの、同判決において要介護及び介護といった個別の事情は原告らの共通の事情に含まれていないとして、身体障害等級１級の要介護状態であった申立人父に対し、平成２３年３月から同年７月までの期間については、転院先が見つかるか不安な状態にあったこと、避難先から病院に片道２時間かけて通院する必要があったこと等を考慮して、月額６万円（うち月額２万円は東京電力の直接請求手続において支払済み）が、平成２３年８月以降は原発事故前に通院していた病院に通院できるようになったことにより同人の負担は軽減されたことも考慮して、負担軽減後の生活が落ち着くまでの期間として、平成２３年８月から平成２４年７月までの期間について月額３万円（うち月額２万円は東京電力の直接請求手続において支払済み）が賠償されるとともに、申立人母子に対し、申立人母がうつ病の持病を抱えながら申立人父の介護をしたこと等を考慮して、平成２３年３月から平成２９年７月まで月額３万円（うち月額１万円は東京電力の直接請求手続において支払済み）が賠償された事例

【増額幅が１０割以上の事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２４２※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされた申立人について、認知能力が衰え、要介護状態の高齢者であったとして、中間指針の認める日常生活慰謝料に加え、月額１０万円の増額が認められた事例

【公表番号２６５※１】 夫妻及び夫の両親が、同居していた避難指示区域の住居から避難を余儀なくされ、夫の母は股関節症により要介護状態であり、夫の父はがんを患っていた状態であったが、夫妻と夫の両親はそれぞれ別の場所に避難することとなって別離が生じたとして、夫の母について、避難開始当初は特に状況が過酷であったとして平成２３年３月は１２万円、同年４月は８万円の増額が、その後夫の父が存命中は月額６万円の、その後は月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例

【公表番号３１０※２】 夫妻及びその子供２名（長男・二男）の家族が避難指示区域の住居から避難を余儀なくされ、妻は、車椅子を使用する身体障害で要介護４であり住居にはバリアフリー環境があったが、避難後は、一時的にバリアフリー環境のある避難所に滞在したが閉鎖されてバリアフリー環境のないホテル等に滞在を余儀なくされ、身体障害を理由に避難所の入所を断られるなど極めてストレスの高い状態での避難生活を強いられ、平成２３年９月以降は施設に入所し家族との別離を強いられたとして、同年３月は介護者である夫及び精神障害のある二男と合わせて１００万円の、同年４月から同年６月までは各月２０割の、同年７月から平成２４年５月までは各月１０割の増額が認められた事例

【公表番号３２９※６】 原発事故前から要介護４の申立人について、避難指示区域から避難を余儀なくされ、避難先において介護者と同居することができず、また、原発事故後、寝たきりとなってしまったなどの事情が考慮され、平成２３年３月から同年１１月までの間、避難による日常生活阻害慰謝料の増額が月額１０万円認められた事例

【公表番号３７５※２】 避難指示区域から避難した申立人（身体障害等級２級、要介護２）の日常生活阻害慰謝料について、平成２４年８月分まで月額１０万円が増額され賠償された事例

【公表番号３８２※１、※２】 避難指示区域から避難した申立人ら夫婦について、脳梗塞の後遺障害、パーキンソン症候群等による要介護状態にありかつ糖尿病等の持病も有していた夫の日常生活阻害慰謝料及び避難生活中に夫の介護を余儀なくされた妻の日常生活阻害慰謝料について、それぞれ、平成２３年３月分は月額１２万円、平成２３年４月分以降平成２５年５月分までは月額１０万円が増額されて賠償された事例

【公表番号４０９※１】 避難指示区域から避難を余儀なくされた要介護の小学生（身体障害等級１級）について月１０割増、介護及び通学の付添いをした母親に月８割増（小学校に介助員が配置された後は、小学生は月８割増、母親は月６割増。）の日常生活阻害慰謝料の増額がされた事例

【公表番号４８８※１】 避難指示区域（富岡町）から避難した家族４名（両親及び子２名）の避難慰謝料について、両親がともに高齢で、介護又は支援を要し（要介護 ２及び要支援２）、子２名が介護等を行ったこと、多数回避難したこと、避難中に子らによる付添いを伴う両親の通院回数が増加したこと等を考慮し、避難による日常生活の阻害の程度が著しく高いと判断した上、家族全員について月１０割の増額（対象期間平成２３年３月から平成２４年１１月まで）が認められた事例

【公表番号４９２※１】避難指示区域から避難した家族４名の申立人らの日常生活阻害慰謝料（平成２３年３月から平成２４年７月まで）について、避難生活中に転倒して車椅子生活となり要支援１から要介護４へ状態が悪化した高齢者については、肺炎等へのり患、病院や施設の多数回の移動等も併せ考慮して月１０割の増額が、その夫については、妻の長期入院に伴って強い孤独感を抱くようになり認知症が要支援２から要介護１へ悪化したこと等を考慮して月６割の増額が、両名を介護した息子夫婦については、それぞれ介護の負担を考慮して月８割の増額が認められた事例

【公表番号６２６※６、※９、※１０】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らのうち、９０歳を超える高齢で、要介護１の認定を受けている者及びその介護を行った者の日常生活阻害慰謝料について、平成２３年３月から平成２４年４月まで月額１０割の増額分がそれぞれ追加賠償された事例

【公表番号６８９※１】 原発事故前から認知症で要介護２であり、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から新潟県に避難したが、避難中の平成２４年７月に脳梗塞を発症した高齢者の日常生活阻害慰謝料について、脳梗塞発症前は要介護状態を考慮して月６割（平成２３年３月から平成２４年５月まで）、発症後は更に脳梗塞も考慮して月１０割（同年６月から平成２５年７月まで）の増額がされた事例

【公表番号６９４※１】 避難指示区域（富岡町）から避難した申立人らのうち、知的障害を持ち常時介護が必要となる者の日常生活阻害慰謝料について、平成２３年３月から平成２４年１１月まで月１０割の増額が認められた事例（増額分のうち２４万円は別途受領済み。）

【公表番号７２６※１】 避難指示区域（富岡町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料について、避難開始直後に認知症等を発症した高齢の要介護者（申立人Ａ）に月１０割の増額、股関節症等が悪化した高齢の要介護者（申立人Ｂ）に月３割の増額、両名の主たる介護者（申立人Ｄ）に月１０割の増額、従たる介護者（申立人 Ｃ）に月３割の増額がそれぞれ認められた事例

【公表番号８２０※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した夫婦とその母親について、南相馬市における介護従事者の人手不足等の事情のため、認知症で要介護４の母親が平成２５年１月まで同市内の介護福祉施設に入所できなかったこと、夫婦も避難先で受注した仕事を処理するまで帰還できなかったこと等を考慮し、避難慰謝料について、平成２４年９月以降現実に原町区に帰還した平成２５年１月まで（母親）及び同年５月まで（夫婦）の賠償継続と増額（母親及び主たる 介護者の妻については月１０割、従たる介護者の夫については月８割の増額）が認められた事例

【公表番号１０８４※１、※２】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人母及び申立人娘について、高齢の申立人母が視力障害で身体障害等級１級、要介護５であること及び申立人娘が介護を行っていたこと等を考慮し、いずれも避難生活における負担が他の避難者と比べて著しく大きいとして、精神的損害に係る慰謝料（平成２６年７月分から平成２７年５月分まで）について申立人らのいずれにも月１０割の増額が認められた事例

【公表番号１０８７※２、※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から申立人長男とともに避難した高齢者の母が、避難中に脳梗塞を発症し、その後寝たきりとなり介護施設に入所し平成２６年９月に死亡した事案について、母の相続人である申立人らに対し母の避難慰謝料については病状等を考慮して月１０割の増額を死亡時まで、申立人長男に対し同人の避難慰謝料については避難による家族別離を考慮して月３割の増額を平成２６年１１月まで、それぞれ認めた事例

【公表番号１１８８※２】 避難指示解除準備区域（楢葉町）から避難し平成２６年７月に死亡した被相続人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、入通院慰謝料の全部及び死亡慰謝料の一部とは別に、要介護状態、中等度・重度の持病に当たるとして、同年１月分から同年７月分まで月額３万円が認められるとともに、相続人である申立人らに対し、家族別離を理由として、平成２７年４月分から同年１１月分 まで月額３万円が認められた事例

【公表番号１４４６※１】 居住制限区域から避難した被相続人Ａ（平成２７年１０月死亡。相続人は申立人Ｂ及び申立人Ｄ。）、その妻である申立人Ｂ、被相続人Ａの弟である申立人Ｃ、被相続人Ａの子である申立人Ｄ、その配偶者である申立人Ｅ及び同人らの子である申立人Ｆについて、被相続人Ａについては、平成２３年３月分 から平成２７年１０月分まで腎機能の悪化の程度や要介護の度合いに応じて月額３万円、６万円又は１０万円（ただし、既払金１１２万円を除く。）が、申立人Ｂについては、被相続人Ａの介護を理由として被相続人Ａと同期間について同額（ただし、既払金５６万円を除く。）が、申立人Ｃについては、被相続人Ａの介護を理由として平成２５年８月分から平成２７年１０月分まで月額３万円が、申立人Ｄ、Ｅ及びＦについては、家族別離と原発事故との相当因果関係を認定した上で、申立人Ｄ、Ｅ及びＦ各人の苦痛は個別に観念でき、世帯全体で評価する必要は必ずしもないこと等を理由として、平成２３年４月分から平成２５年９月分までそれぞれに対し月額３万円の賠償が認められた事例

【公表番号１４６５※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に入院していたが、原発事故により福島市内の病院への転院を余儀なくされた要介護５の被相続人（申立人らの祖母）の日常生活阻害慰謝料について、自ら寝返りをすることもできないなどの被相続人の身体状況

等を考慮し、平成２３年３月から被相続人が死亡した平成２５年９月まで、１０割増額した額が賠償された事例

【公表番号１４８８※３】 帰還困難区域（双葉町）の特別養護老人ホームに入所していた被相続人（申立人らの母）について、同人がもともと脳内出血の既往症により要介護４の認定（認定期間の終期は平成２５年１２月３１日。）を受けていたところ、避難生活により夫との交流が絶たれて極度の不安に陥り、また、健康管理も十分にされなかったために、避難生活中に体調が悪化し、平成２３年５月からは千葉県内の病院に入院するなどして、避難生活が過酷となったことや原発事故当時に要介護４であったことを考慮して、同年３月分から同年５月分までは１０割、同年６月分から平成２５年１２月分までは２割を増額して、被相続人の日常生活阻害慰謝料が相続人である申立人らに対して賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５９７※２】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人らの平成２９年５月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、要介護状態にある申立人母及びその介護を行う申立人子について、申立人母の要介護度の変化に応じ、申立人母が要介護度１又は２であった平成２８年６月分まではそれぞれに月額３万円が、要介護度４となった平成２８年７月分以降はそれぞれに月額１０万円が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７２３※３】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（祖母、父、母及び子２名の５名）について、避難後に認知症を発症した申立人祖母（申立人父の母）及び申立外祖母（申立人母の母）をそれぞれ介護しながらの避難であったこと、申立人子２名が避難中に体調不良等となり不登校となったこと、原発事故当初の平成２３年４月半ば頃まで、入院先の病院から申立外亡祖父の避難先が不明となって探さなければならなかったこと等を考慮して日常生活阻害慰謝料の増額（平成２３年３月から同年４月までは月額１０万円、同年５月から同年８月までは８万円、同年９月から平成２６年８月までは月額６万円、平成２６年９月から平成２７年８月までは月額３万円、同年９月から平成２８年１２月までは月額２万円、平成２９年１月から同年５月までは月額１万円。ただし、いずれも各人の増額金額ではなく、申立人ら全員分の増額金額である。）の賠償が認められた事例

【公表番号１７５２※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した被相続人とその介護にあたった同人の次女である申立人について、被相続人が要介護４の認定を受けた平成２９年６月から同人が亡くなった同年７月までの２か月について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、それぞれ月額１０万円の増額（合計４０万円）が認められた事例

b　身体または精神の障害があること

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１５９※７】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、うつ病の精神障害等級３級であったところ避難生活の心労で悪化して精神障害等級２級になった者に２割の増額（平成２３年３月から平成２４年８月まで）が認められた事例

【公表番号３５４※１、※２】 避難指示区域からの避難生活により体力が低下し、その後、要支援２の状況に陥った高齢者及びこれを介護する者２名の日常生活阻害慰謝料について、要介護者には６割の、介護者にはそれぞれ３割の、増額が認められた事例

【公表番号１２３１※１、※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から一時避難をしたが平成２３年４月に帰宅した申立人ら夫妻について、申立人夫が身体障害（身体障害等級４級）を有し、申立人妻が持病を患っていたところ、帰宅後は、原発事故前と同様の医療が受けられな

かったこと等の事情を考慮して、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫については同年３月から平成２４年８月まで、東京電力が認める月額１万５０００円が賠償されるとともに、申立人妻については一時金として２５万円が賠償された事例

【公表番号１３９４※１】 居住制限区域（浪江町）に居住し、精神疾患にり患していた申立人の精神的損害について、避難により十分な通院・服薬ができなくなり、原発事故前 に通っていた福祉事業所にも通うことができなくなったこと等を考慮し、特に環境変化での適応が困難であった平成２３年３月分から平成２４年２月分までについては３割、同年３月分から平成３０年３月分までについては２割増額された事例

【公表番号１４３９※１、※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族について、申立人子（原発事故当時５歳）が避難先で精神障害を発症したことを考慮し申立人ら家族全員に対し、平成２３年４月から平成２６年３月までの家族の別離を理由とする増額分（月額３万円）及び同年４月から平成２７年３月までの二重生活に伴う生活費増加分が賠償された事例

【公表番号１４６６※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、原発事故前に入院し、緑内障の手術を受けた申立人について、退院後間もなく原発事故によって避難を余儀なくされ、点眼薬の持ち出しすらままならず、また、避難先では入浴をすることができないなどの不衛生な生活環境に置かれ術後の感染症の危険にさらされたほか、避難後しばらくは通院することができなかったことにより術後の適切な治療を受けられなかった点等を考慮し、原発事故後半年間についての精神的損害（一時金）が賠償された事例

【公表番号１５１０※２】 避難指示解除準備区域（浪江町）から平成２３年３月に避難をした申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人は原発事故前から精神障害（障害等級３級）を抱えながら日常生活を送っていたところ、原発事故の避難によるストレスから症状が悪化し、入院治療を経ても症状が改善せず、悪化した精神障害を抱えながら避難生活を送らなければならなかったことが考慮され、病院退院後の同年７月分から平成２９年３月分まで月額３万円が賠償された事例

【公表番号１５２９※１、※４、※５】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、精神障害等級２級の認定を受けた申立人については平成２３年３月から、要介護３の認定を受けた申立人及びその介護者については平成２６年３月から、いずれも新たに住居を購入した月の半年後である同年１１月まで、それぞれの事由（持病、要介護及び介護）に応じて月額３万円が賠償された（ただし、既払金を除く。）事例

【公表番号１５３５※２】避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人ら（父、母、子及び祖母）について、平成２７年３月分以降の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人子は精神疾患（精神障害等級２級）を抱え、申立人祖母は要支援２の認定を受けていたなど、一定の介助を要する状態にあり、また、申立人父母は避難先で申立人子や申立人祖母の介護等に従事したこと等を考慮し、一戸建て住宅への転居時期である同年１０月分まで、申立人らそれぞれについて月額３万円が賠償された（申立人子は、同年１１月分から平成３０年３月分まで月額１万５０００円の増額分がさらに賠償された。）事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５５９※１】 帰還困難区域（浪江町）から避難した股関節機能障害（身体障害等級４級）を有する申立人について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成２３年３月分から平成２９年５月分までの間について月額３万円（ただし、既払金１３３万５０００円を除く。）が賠償された事例

【公表番号１５６９※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）の自宅で一人暮らしをしていた高齢の申立人について、自宅に一時立入りをした際に転倒して負傷したため通院を余儀なくされ、仮設住宅での日常生活において不便な生活を強いられたこと等を考慮して、通院期間中である

平成２３年１２月から平成２４年２月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額３万円が賠償された事例

【公表番号１５８０※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、申立人らのうち１名が原発事故以前から半身麻痺により身体障害等級３級の認定を受けていながら避難を余儀なくされ、過酷な避難生活を送ったこと等の事情が考慮され、平成２３年３月分から平成２７年１１月分までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、当該申立人には東京電力に対する直接請求手続において支払われた月額１万５０００円とは別に月額１万５０００円が、その主たる介護者には月額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１５９７※１】　帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人の平成２９年５月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、人工肛門を造設し、身体障害等級４級の認定を受けていること、また、避難中に２級に変更となったこと等を考慮し、月額３万円が賠償された事例

【公表番号１６２８※１】　帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の平成２３年３月分から平成２９年５月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人妻は原発事故前から身体障害等級３級であり、原発事故後も様々な疾病にり患し複数回入院をしたこと、申立人夫も申立人妻の介護をしつつ、自らも重篤な疾病にり患し手術、入院を余儀なくされたこと等を考慮して、申立人妻については平成２３年３月分から平成２９年５月分まで月額３万円が、申立人夫については申立人妻が入院した前月である平成２５年９月分までは月額１万円、申立人妻が入院した平成２５年１０月分から平成２９年５月分までは月額１万５０００円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１６４５※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から関東地方に避難を余儀なくされた申立人ら（父母、子２名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人父について、上肢の著しい障害等の事由により身体障害等級３級（後に２級）であったことを考慮し、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円（ただし、既払金１３７万円を除く。）が、②申立人母について、申立人父を介護しながらの避難であったことを考慮し、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円（ただし、既払金１９万円を除く。）が、③申立人父の上記障害等のために、高校入学等を機に福島県に帰還した申立人子らと共に申立人父母は帰還することができず、家族別離状態となったことを考慮し、別離状態が生じた平成２３年４月分から平成２５年３月分まで及び平成２６年４月分から平成２９年３月分まで月額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１６４６※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫が平成２３年４月にアルツハイマー型認知症を発症し、その後要介護１の認定を受けたこと、申立人妻が申立人夫の介護を恒常的に行ったことを考慮して、平成２３年４月分から平成３０年３月分まで、申立人ら夫婦それぞれに対して月額３万円（ただし、申立人夫については、既払金８４万円を除く。）が賠償された事例

【公表番号１６５０※４】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫は身体障害等級４級の認定を受けていること、申立人妻はそのような申立人夫の介護をしながらの避難を余儀なくされたことを考慮して、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円から直接請求手続における既払金１２７万５０００円を控除した１２７万５０００円が、さらに、子との間に家族別離が生じたことを考慮して、平成２３年３月分から平成２７年７月分まで月額２万円が、それぞれ賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７５３※２】　特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）に設定された自宅から避難した申立人らについて、避難後に家族の別離が生じたことにつき世帯全体で月額３万円、聴覚障害

を有する申立人子につき月額３万円、同人を介護した申立人母につき月額１万円が、平成２７年４月分から平成２８年３月分までそれぞれ賠償された事例

【公表番号１７８２※１、※３】　申立人ら（夫婦、子及び夫の母）のうち申立人妻は、申立人夫と避難指示解除準備区域（浪江町）内の自宅に居住し、自宅から近い介護施設に入居中の申立人母（身体障害等級２級）を毎日のように見舞っていたが、原発事故により申立人夫と共に郡山市に避難し、その後も他県の介護施設へ移動を余儀なくされた申立人母に食品や衣類を届けるなどの世話を月に数回ほど行い続けたことについて、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が既払金８５万円を控除のうえ賠償され、また、申立人母は、要介護状態での避難生活にかかる日常生活阻害慰謝料（増額分）として平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円が既払金１７０万円を控除のうえ賠償されたほか、家族別離にかかる一時金として２０万円が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８３８※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、子３名、夫の父）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、いずれも平成２３年３月から平成３０年３月まで、申立人父が身体障害等級１級を有し、困難な避難生活を送ったことを考慮して月額３万円が、申立人妻が申立人父の介護をしながら避難生活を送ったことを考慮して月額３万円が、申立人らに家族別離（３世代の同居家族が３か所以上に別離）が生じたこと等を考慮して世帯全体として月額５万円が、それぞれ既払金を控除して賠償された事例

【公表番号１８４０※１、※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（夫婦及び妻の母）について、家族別離を余儀なくされたことに鑑み平成２３年３月から平成２４年８月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められ、そのうち母については、身体的に長距離移動が困難であったことに鑑みると平成２４年９月以降も避難継続の合理性があったとして同月から平成２６年３月までは月額１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が、また、要介護状態にあったことに鑑み平成２３年３月から平成２６年３月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が既払金を控除した上で、それぞれ認められた事例

【公表番号１８５７※１】　帰還困難区域（大熊町）からの避難者（申立て後死亡）である被相続人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、原発事故前から統合失調症を患っていたことを考慮して、平成２３年３月分から平成２９年５月分まで、月額３万円で算定した金額（東京電力の直接請求手続における月額２万円で算定された既払金１５０万円とは別に７５万円。）の賠償が、相続人である申立人らに認められた事例

【公表番号１８６９※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難した申立人ら（母及び乳幼児を含む未成年の子３名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人母に対し、乳幼児及び障害児の世話をしながらの避難であったことや申立人子らのうち子１名との別離期間があったこと等を考慮し、平成２３年３月分から平成２４年８月分まで月額３万円ないし６万円が、②申立人子らのうち１名に対し、ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害）により新たな生活環境に順応するのが困難な状況で何度も住居の変更や転校をせざるを得なかったこと等を考慮し、平成２３年３月分から平成２４年８月分まで月額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１８７４※４】申立人ら（母、成人の長男及び二男）のうちの申立人二男について、原発事故時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に入院中であったところ、原発事故の影響で福島県外の病院に転院し、福島県外の病院での入院生活を続けざるを得なくなったことを考慮して、平成２７年３月までの避難継続の合理性を認めた上で、日常生活阻害慰謝料として、平成２４年９月から平成２７年３月までの基礎分及び平成２３年３月から平成２７年３

月まで障害及び疾病を理由とする月額３万円の増額分（（ただし、既払金を控除した額。）の賠償が認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９４※１、※２、※４】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら夫妻及びその子である被相続人（障害及び持病を有していた）について、平成２３年３月中の避難が過酷であったこと等を考慮して各自一時金１０万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が、さらに、申立人らについて、家族間に別離が生じたことや申立人妻が持病を抱えながら避難生活を送ったこと等を考慮して日常生活阻害慰謝料（増額分）が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１９２１※２、※３】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父、母、長女、二女）について、申立人二女の身体障害（２級）を理由とした平成２３年３月から平成３０年３月まで同人及び介護者である申立人母の日常生活阻害慰謝料増額分（各月額３万円）、並びに家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分（避難に伴い別離が生じた平成２３年３月は申立人父及び長女に各月額３万円、申立人父が仕事の関係で月の３分の１程度別居を余儀なくされた平成２６年８月から平成３０年３月までは申立人父に月額１万円）が認められた事例

【公表番号１９２４※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、未成年の子３名）について、日常生活阻害慰謝料として、申立人夫につき、持病を抱えていたことを考慮して平成２６年３月から平成３０年３月まで１割の増額分の賠償が、申立人妻につき、乳幼児の世話を行ったことを考慮して平成２３年３月から平成２４年３月まで３割の増額分の賠償が、申立人子らのうちの１名につき、障害を抱えていたことを考慮して平成２３年３月から平成３０年３月まで３割の増額分の賠償が、申立人子ら３名につき、不登校に至ったこと等を考慮して一時金として１人当たり１０万円の増額分の賠償が、申立人ら全員につき、避難所で過酷な避難をしたことを考慮して平成２３年３月から平成２３年４月まで１人当たり３割の増額分の賠償（ただし、直接請求における既払分１人当たり４万円を除く。）が、それぞれ認められた事例

【公表番号１９４８※２、※３、※４】　避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族の日常生活阻害慰謝料に関し、申立人母については身体障害を抱える状態であったことから直接請求手続での既払分以降の期間である平成２９年６月から平成３０年３月まで月１万円を、申立人長女については乳幼児の子の世話及び障害を抱える亡祖母の介護という事情があったことから平成２３年３月から亡祖母が施設に入所する平成２７年３月まで月６万円又は３万円を、申立人二女については妊娠中及び乳幼児の子の世話という事情があったことから平成２３年８月から平成３０年３月まで月６万円又は月３万円を、それぞれ増額分として賠償が認められた事例

【増額幅が５割以上の事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２１０※１】　原発事故当時、避難指示区域（富岡町）に居住しており、既に平成２５年５月分までの月額１０万円の日常生活阻害慰謝料を受領済みの申立人が、避難生活によりうつ病が悪化し、過酷な避難生活を強いられたとして、平成２３年３月から平成２４年１０月まで６割の増額が認められた事例

【公表番号２４５※１】 避難指示区域から中通りに避難を余儀なくされた発達障害、中度の精神遅滞を有していた申立人について、避難生活により新たな症状も認められるようになったとして、平成２３年３月から平成２４年２月まで５割の増額が認められた事例

【公表番号２９６※１、※２】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、避難生活によりうつ病を発症し、重篤な症状での避難生活を強いられた者について、生命・身体 的損害の慰謝料とは別

に、中間指針の認める日常生活阻害慰謝料のほか、平成２３年６月から平成２４年３月までの間特に重篤であった２か月分については８割、その他の月は５割の、同年４月から同年８月までは２割の増額が認められた事例

【公表番号３１７※６】 避難指示区域から避難を余儀なくされた身体に障害がある高齢者について、エレベーターのない住居において過酷な避難生活を余儀なくされたなどとして、避難による日常生活阻害慰謝料が避難所にいた平成２３年３月から同年６月までは６割、個別住居に移った同年７月から平成２４年４月までは３割の増額がされた事例（別途一部和解で慰謝料目安額１８８万円を受領済み。）

【公表番号３３５※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら４名のうち、１名は身体障害等級２級、１名は知的障害者であり、その余の申立人らが介護等をしていること等を考慮し、平成２３年３月から帰還した平成２４年７月まで、避難による日常生活慰謝料の増額が、身体障害等級を有する者には６割、その余の申立人らには５割、それぞれ認められた事例

【公表番号３６３※１】 避難指示区域から避難した申立人ら（兄、母、弟）の日常生活阻害慰謝料について、身体障害等級２級の兄について６割、高齢者でありかつ兄の介護を余儀なくされた母について３割、兄の介護及び母の世話を負担した弟について６割が、それぞれ平成２４年３月分まで増額されて賠償された事例

【公表番号４８２※１】 避難指示区域から避難した申立人ら家族の避難慰謝料（対象期間平成２３年３月から平成２４年５月まで）として、高齢者について家族の別離及び身体障害等級２級（半身不随）を考慮して月８割の増額、息子夫婦について家族の別離を考慮して合わせて月３割の増額が認められた事例

【公表番号４９４※１、※２】 避難指示区域（浪江町）から避難した夫婦の日常生活阻害慰謝料について、視力障害（身体障害等級１級）を有する夫について、知人宅に避難していた平成２３年３月は９割、長男宅に避難していた同年４月から平成２５年３月までは８割、妻について、自身の持病により入院しており夫の介護をしていなかった平成２３年３月から同年５月までは３割、持病を抱えながら夫の介護を行っていた同年６月から平成２５年３月までは６割を増額した賠償が認められた事例

【公表番号５５０※１】 避難指示区域（楢葉町）から避難した申立人ら家族の避難慰謝料について、母については、股関節手術後の入院中に避難したため、リハビリが不十分であり歩行困難な状態での避難生活を送ったとして平成２３年３月について月６割の増額が、また、祖父及び祖母については、高齢の祖父が持病も悪化する中でアルツハイマー病の祖母を介護しながら避難生活を送ったとして同月から同年７月までそれぞれ月６割の増額等が認められた事例

【公表番号６４４※１】 避難指示区域（双葉町）から避難した高齢の申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料について、避難生活への適合が困難であったとして、平成２３年３月について夫婦に月額１０割、同年４月から同年１２月までの期間について夫に月額３割、夫が平成２４年１月から寝たきりとなって以降の期間について、夫に月額５割、妻に月額３割の増額が認められた事例

【公表番号７６５※１、※３】 緊急時避難準備区域からの避難を平成２３年３月に開始した申立人らについて、ＡＤＨＤ（注意欠陥・多動性障害）にり患しながら避難先の合宿所で生活を送った児童に月６割、同児童の介護と幼児の世話を一人で見ざるを得なかった母親に月６割等の精神的損害の増額がされ、また、ＡＤＨＤの児童にとって帰還による環境変化は望ましくないことから避難を継続する必要性があると判断して、平成２４年９月以降も（平成２５年９月まで）賠償が継続された事例

【公表番号７６９※１】 避難指示区域（楢葉町）から避難した申立人らのうち、うつ 病等の悪化した２名についてそれぞれ月６割及び月３割、二人を支えた他の３名について全体として月３割増額をした精神的損害が平成２５年８月分まで賠償された事例

【公表番号８２１※１、※２、※６】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難している申立人らについて、申立人Ｘ２に係る避難に伴う環境変化による自閉症の症状悪化、申立人Ｘ１（Ｘ２の主たる介護者であり唯一の家族）に係るうつ病り患のため家事もできないほどの精神状態であること、Ｘ２の施設入所による家族別離等の事情から、避難先における一定の医療・介護の継続の必要性があり、精神的損害を賠償する特段の事由が認められるとした上で、うつ病の悪化、障害を有する 未成年の養育及び家族別離を理由として、増額分として平成２３年３月から平成２５年８月まで月額６万円を認められた事例

【公表番号８８４※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難をした申立人らの日常生活阻害慰謝料について、持病、身体障害及び家族の別離等を理由に、平成２３年３月から平成２５年１１月までの間、月３割ないし６割を増額した賠償が認められた事例

【公表番号９１２※１】 緊急時避難準備区域から避難した申立人ら（母親と小学生の子供２名）について、子供２名にそれぞれ重度、中度の知的障害があり、避難中の環境変化のため情緒不安定になって問題行動を繰り返したこと、母親が、一人で子供の世話をしながら避難せざるを得なかったことが考慮され、母親と子供２名それぞれに、平成２３年３月から事故時住所に帰還した平成２４年３月までの間、日常生活阻害慰謝料の増額分として月額１０万円が賠償された事例

【公表番号１１０３※１】 知的障害を有し、避難指示区域（富岡町）の障害児入所施設に入所していたが、原発事故により施設の移転を余儀なくされた申立人らの長女の精神的損害について、知的障害の存在、原発事故前に受けていた日常生活支援が十分に受けられなくなったこと及び原発事故時には実施されていなかったが近い時期に実施予定であった就労支援等を受けられなかったこと等の事情を考慮して、避難による日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成２３年３月から平成２４年７月までの間は月額６万円、同年８月から平成２７年３月までの間は月額３万円、同年４月から同年６月までの間は月額４万円が認められた事例

【公表番号１１７８※１、※２】 避難指示解除準備区域から避難した申立人ら夫婦について、避難生活に伴い申立人夫が人工透析を受けられる時間が短くなったこと、申立人妻が精神疾患を悪化させ入院する頻度が増えるとともに、申立人夫も申立人妻の介護を余儀なくされたこと等の事情を考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分（申立人夫について、平成２４年３月分まで月額１０割、同年４月分から平成２８年２月分まで月額６割の増額、申立人妻について、平成２３年５月分まで月額５割、同年６月分から同年１１月分まで月額８割、同年１２月分から平成２８年２月分まで月額４割の増額）が賠償された事例

【公表番号１３３５※１、※３】 帰還困難区域から避難した申立人父子について、平成２５年６月に申立人子が脳梗塞となり、これによる両下肢機能障害によって身体障害等級３級と認定されたことを考慮し、同月分から平成２８年６月分まで、日常生活阻害慰謝料の増額分（申立人子について８割、主たる介護者であった申立人父について５割）が賠償された事例

【公表番号１４３６※１、※４】 帰還困難区域から避難し、先天性疾患及び心臓機能障害という既往症の悪化と適応障害等の発症により、避難先で入通院を繰り返した申立人子及びその介護の負担からうつ病及び不眠症を発症した申立人母の日常生活阻害慰謝料について、申立人子には、障害の程度に応じて平成２３年３月から平成２５年２月まで３割、身体障害等級が１級になった同年３月から平成２７年１２月まで５割の増額分が、申立人母には、介護の負担が増大した平成２４年３月から平成２７年１２月まで３割の増額分が賠償されたほか、申立人らが購入した居宅に入居後の平成２８年１月から平成２９年５月までの間については、申立人らの生活状況及び要介護者の心身の状態が一定程度安定したとして、申立人子に３割、申立人母に２割の増額分が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５８３※３】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子３名）及び避難先で亡くなった申立外亡父の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立外亡父及び申立人母が平成２３年１０月まで他の家族との別離を余儀なくされたこと、亡父がパーキンソン病等により要介護状態にあったこと、申立人母が亡父の介護をしながらの避難を余儀なくされたこと等を考慮し、亡父については月額３万円から５万円までの範囲内で算定した合計２９２万円から直接請求手続による既払金１１４万５０００円を控除した１７７万５０００円が、申立人母については月額１万円から３万円までの範囲内で算定した合計１１４万５０００円から既払金７万円を控除した１０７万５０００円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１６１０※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、聴覚障害（原発事故当時の障害等級４級、後の避難生活中に障害等級３級に変更。）及び視覚障害を有しながらの避難生活を余儀なくされた事情を考慮し、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額６万円（避難所での生活期間中である平成２３年３月分及び同年４月分についてはさらに月額１万２０００円の増額。）が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７７３※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（母子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人子が発達障害を有すること、申立人母がかかる申立人子の介護を恒常的に行ったこと、申立外父と別離が生じたこと等を考慮して、避難所等に避難し生活環境の変化が著しく精神的負担が特に大きかった平成２３年３月及び同年４月は月額５万円、同年５月から平成２８年３月まで月額３万円が申立人母子それぞれに賠償され、その後も申立外父との別離が継続したことを考慮して、同年４月から平成３０年３月まで月額２万円が申立人母に賠償された事例

【公表番号１７５５※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子２名）のうち申立人母及び子２名の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人子１名が発達障害等を有すること、原発事故後に申立人母及びもう１名の子が精神疾患にり患したこと、かかる状況において申立人母が申立人子２名の面倒を見たことや申立外の実両親及び義両親の介護を行ったこと等を考慮して、時期に応じて症状及び介護負担の程度に鑑み、平成２３年３月から平成２４年８月までは月額９万円、同年９月から平成２５年１１月までは月額６万円、同年１２月から新居購入後１年が経過した平成２７年７月までは月額３万円（合計３１２万円）の賠償が認められた事例

【公表番号１７７５※１、※３、※４】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した地域（南相馬市鹿島区）から平成２３年３月から同年５月までの間避難した申立人ら（夫婦及び子１名）のうち、申立人夫婦及び申立外の亡祖母（申立人夫の母、平成２５年１１月に死去。）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、身体障害を有しつつ避難した亡祖母及び持病を抱えつつ同人を避難先で介護した申立人妻については、それぞれ平成２３年３月から同年５月まで６割の増額分（ただし、亡祖母分については既払金９万円を控除した残額を相続人である申立人夫が承継。）が、申立人妻の前記持病の入通院に際し自家用車での送迎や見舞いを行っていた申立人夫については、原発事故に伴い当初の通院先では手術体制が整わなかったことから県外の病院に転院し、そのため送迎の負担が増加したことを考慮して、一時金５万円がそれぞれ賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８００※２】　原発事故以前から身体障害等級２級の申立人の日常生活阻害慰謝料について、帰還困難区域（大熊町）から避難を余儀なくされ、共に避難した配偶者も避難中に身体障害等級４級の認定を受け、自ら介護を受けつつ配偶者を介護しながら避難生活を送らざるを得なくなった事情が考慮され、申立人による配偶者の介護状況及び申立人自身の要介護状況

に応じて、平成２３年３月から平成２４年２月まで３割、平成２４年３月から平成２９年３月（配偶者死亡）まで５割、平成２９年４月から同年５月まで３割の増額賠償が認められた事例

【公表番号１８２８※１】帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、上下肢体の身体障害（身体障害等級１級）及び持病を抱えて避難したことを考慮して、平成２３年３月から平成２９年５月まで、避難先の環境等に応じて月額３万円から８万円（合計３６６万円。ただし、既払金１５２万円を控除。）が賠償された事例

【公表番号１８４１※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、不安障害等を抱えての避難であったこと及び家族の別離が生じたことを考慮して平成２４年６月から平成２９年１２月まで５割の増額分が賠償された事例

【公表番号１８７１※３】　帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（長男、長男の妻）及び被相続人（母）について、被相続人が認知症になって要介護認定を受けたことを踏まえ、被相続人の損害として月額５万円、主たる介護者である申立人長男の妻の損害として月額５万円の日常生活阻害慰謝料の増額が既払金を控除してそれぞれ認められ、被相続人の損害については相続人である申立人ら（長男、二男、三男）に支払われた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９４７※１】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人ら（夫、妻、子）について、妻と身体障害等級１級の障がい及び持病を有する子が県外に避難して妻が子の世話をしており、夫は仕事の関係で県内での避難となって家族別離が発生し、夫は休日に子の世話のため妻子の避難先に通っていたなどの事情を考慮して、平成２３年３月から平成２９年５月まで、申立人夫に月３割の日常生活阻害慰謝料増額分、申立人妻及び申立人子にそれぞれ月６割の日常生活阻害慰謝料増額分の賠償が認められた事例

【増額幅が１０割以上の事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１８３※３】　原発事故当時、避難指示区域内に居住し、バリアフリー環境において車椅子で生活してきた申立人について、その環境が失われるなど過酷な避難生活を余儀なくされたとして１０割の増額（平成２３年３月から平成２４年７月まで）及び一時金８５万円が認められた事例

【公表番号２０８※２】 避難指示区域から避難を余儀なくされた視覚障害による身体障害等級１級である申立人に平成２３年３月から平成２４年５月まで１０割の増額が認められた事例

【公表番号２３２※１】 南相馬市原町区（緊急時避難準備区域）から中部地方に９か月（平成２３年３月から同年１１月まで）にわたり避難した視覚障害による身体障害等級１級である申立人について、同期間について１０割の日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例

【公表番号３１０※３】 夫妻及びその子供２名（長男・二男）の家族が避難指示区域の住居から避難を余儀なくされたが、二男は、てんかんの持病を持つ知的障害者（障害等級２級）であるところ、避難中は抗てんかん薬の入手が困難となって意識を失うことも多数回に及ぶなど過酷な避難生活を強いられたとして、平成２３年３月は介護者である二男の父及び身体障害のある二男の母と合わせて１００万円の、同年４月から平成２４年５月までは各月１０割の増額が認められた事例

【公表番号３６０※１】 避難指示区域から避難した申立人ら（祖父、祖母、父、母、子供２名）の日常生活阻害慰謝料として、身体障害を抱える祖父（身体障害等級１級）について６割（避難所での生活時期については１０割）、祖母（同３級）について３割（避難所での生活時期については６割）、祖父母を介護した父及び母について３割（避難所での生活時期については６割）、避難により家族の別離を余儀なくされた子供２名について３割が、それぞれ平成２４年８月分まで増額されて賠償された事例

【公表番号３７５※２】 避難指示区域から避難した申立人（身体障害等級２級、要介護２）の日常生活阻害慰謝料について、平成２４年８月分まで月額１０万円が増額され賠償された事例

【公表番号３８９※１】 避難指示区域から避難した申立人ら（父母、長女、二女）のうち、脳性麻痺等の持病があり身体障害等級１級の二女の日常生活阻害慰謝料について月額１０万円が増額され、二女の介護をしながらの避難生活を余儀なくされた母の日常生活阻害慰謝料について月額６万円が増額されて、それぞれ平成２３年１０月分まで賠償された事例

【公表番号４０６※１】 南相馬市原町区（緊急時避難準備区域）から福島市に平成２４年１１月まで避難した夫婦（夫は身体障害等級１級。）について、妻の勤務先確保の困難さ、原町区の自宅の修繕完了時期、夫の障害及び妻が夫とその母（高齢かつ持病がある。）の介護を行っていたこと等を考慮して、それぞれ、避難による日常生活阻害慰謝料が平成２３年３月から夫の母が死亡する同年９月まで１０割、その後も平成２４年１１月まで６割の増額がされた事例

【公表番号４９０※１、※２】 南相馬市鹿島区から避難をした申立人ら母子の避難慰謝料（増額分）について、幼児については視力障害（身体障害等級１級）、持病を抱えての避難所生活が考慮され、避難所や旅館に避難していた２か月間について月額２０万円及び避難中に体調不良となり救急搬送されたこと等について一時金１０万円の合計５０万円が、また、母親については幼児の介助を行いながら避難所生活を送ったことが考慮され、避難所や旅館に避難していた２か月間について月額１０万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号９７６※１】 帰還困難区域から避難した申立人ら（夫婦とその子１名）のうち夫婦の避難慰謝料について、夫婦がともに重度の身体障害を有し、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きく、その状況は将来においても継続することが見込まれるとして、平成２３年３月から将来分も含めた平成２９年５月まで月１０割の増額が認められた事例

【公表番号１１２２※４】 原発事故時、南相馬市避難要請区域（南相馬市鹿島区）に居住し、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に車椅子を利用して通院し、人工透析治療を受けていた被相続人（申立人はその相続人である。）が、原発事故により、病院での車椅子患者の受入れが困難になったため、急遽、ヘリコプターで富山市内の病院に搬送され、その後、複数の病院への転院を余儀なくされたところ、被相続人の避難慰謝料として、平成２３年３月について１５割、同年４月から死亡するまでの間について５割の増額が認められた事例

【公表番号１３５５※２、※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難した夫婦について、身体障害がある夫（平成２８年死亡）については平成２３年３月から平成２６年３月まで、妻については夫を介護した平成２３年３月について、それぞれ日常生活阻害慰謝料の増額が１０割認められた事例

【公表番号１４０８※２】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人ら（父母及び子ら）の精神的損害について、申立人子の１人が避難により適応障害を発症し、医師から早期に帰還すべきではないという診断がされていたこと及び父母に避難による持病の悪化等の事情があったこと等を考慮し、当該申立人子については平成２４年９月から平成２７年７月まで月額７万円、その介護を行っていた申立人母については同期間につき月額４万円、申立人父については平成２４年９月から平成２６年３月まで月額４万円の増額が認められた事例

【公表番号１４３７※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難し、平成２６年２月に避難先での転落事故によって脊髄を損傷して寝たきり状態となり、その後平成２８年に死亡した被相続人について、平成２６年２月から死亡時（平成２８年５月）までの日常生活阻害慰謝料について１０割の増額分が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７７２※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人らの中に身体障害があったり知的障害があったりする者がおり、そのため同居家族間でサポートを要したこと等を考慮し、世帯分として、避難先を転々

とした平成２３年３月から同年６月までは月額１２万円、避難先が落ち着いた後の同年７月から平成２５年６月までは月額９万円、同年７月から平成３０年３月までは月額７万円（ただし、既払金１７０万円を除く。）が賠償された事例

【公表番号１７８５※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（母及び未成年の子２名）の日常生活阻害慰謝料について、申立人らのうち子の１名が重度の身体障害及び知的障害を有しており、環境の変化による悪影響を避けるために避難生活を続けていたことを理由に避難継続の合理性を認め、東京電力の直接請求手続による賠償期間の後である平成２４年９月から南相馬市に帰還した平成２６年６月まで月額１０万円がそれぞれ追加的に賠償されたほか、上記障害を有する申立人子１名及び同人を恒常的に介護した申立人母については、さらに増額分として、避難所に避難していた平成２３年３月及び４月は月額１０万円、同年５月から同年１２月までは月額８万円、デイサービスを利用できるようになった平成２４年１月から平成２６年６月までは月額６万円が、それぞれ賠償（ただし、既払金を除く。）されるなどした事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８０７※１】　居住制限区域（浪江町）に居住し、原発事故前から国の指定難病にり患し継続的に治療を受けていた申立人について、避難当初の時期に適切な治療が受けられず、その後徐々に症状が悪化したことを考慮して、症状の悪化の程度等に応じて日常生活阻害慰謝料の増額分として月額１０万円（平成２３年３月分から同年５月分まで）、月額４万円（平成２３年６月分から平成２４年６月分まで）、月額６万円（平成２４年７月分から平成２７年２月分まで）、月額８万円（平成２７年３月分から平成３０年３月分まで）が賠償された（ただし、既払金を除く。）事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９０※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（夫婦、子）について、申立人子に身体的な障害があり、住み慣れた生活環境を離れて避難場所を転々としたこと等により肉体的・精神的に過酷な状況にさらされたこと、申立人夫婦がそれぞれ仕事を持ちつつ申立人子の日常的な世話や付添い等で相当の負担があったこと、家族別離が生じたこと等を考慮して、平成２３年３月から平成２９年５月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人子については月額６万円から１０万円が、申立人夫婦については合わせて月額２万円から５万円がそれぞれ賠償された事例　（いずれも既払金を控除）

c　重度または中程度の持病があること

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２９８※４】　腎機能障害により人工透析を受けており身体障害等級１級であった者の精神的損害について、緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされ、かつ、避難中にうつ病にり患したこと等から４割の増額（平成２３年３月から平成２４年１月まで）が認められた事例

【公表番号４９１※１、※２】 避難指示区域（富岡町）から避難した夫婦の避難慰謝料として、夫について両目の手術直後の要安静状態での避難を余儀なくされたこと等を考慮して一時金７万円の増額、また、妻について夫の介助等の避難生活の過酷さを考慮して一時金５万円の増額が認められた事例

【公表番号５０８※１】 緊急時避難準備区域（広野町）から避難した申立人は、原発事故当時慢性心不全等の持病があり定期的に服薬していたところ、原発事故による避難によって原発事故直後、薬がなく服用できなくなったことが、通常の避難者と比べその精神的苦痛が大きいとして、これに平成２４年６月から同年８月まで月額３万円の精神的損害の増額が認められた事例

【公表番号１０９３※３】 緊急時避難準備区域（田村市都路町）に多数の持病を抱えながら居住し、原発事故により避難した申立人について、帰還先の復興状況が、高齢の寡婦である申立人が単身で生活していく上で必ずしも十分な水準に達しているとはいい難いことを考慮して、平成２４年９月から平成２６年４月までの避難継続の必要性を認めるとともに、平成２３年３月から平成２６年４月までの精神的損害の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号１１８８※２】 避難指示解除準備区域（楢葉町）から避難し平成２６年７月に死亡した被相続人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、入通院慰謝料の全部及び死亡慰謝料の一部とは別に、要介護状態、中等度・重度の持病に当たるとして、同年１月分から同年７月分まで月額３万円が認められるとともに、相続人である申立人らに対し、家族別離を理由として、平成２７年４月分から同年１１月分 まで月額３万円が認められた事例

【公表番号１２０８※１】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人らについて、診断書等により認められる原発事故前から患っていた病気及び原発事故後に発症した病気に係る避難中の病状の悪化並びに避難前住所地付近の復興状況等を考慮し、平成２４年９月から平成２６年３月までの期間について避難継続の合理性を認め、同期間の日常生活阻害慰謝料（病気を理由とする増額分を含む。）及び生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号１２３１※１、※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から一時避難をしたが平成２３年４月に帰宅した申立人ら夫妻について、申立人夫が身体障害（身体障害等級４級）を有し、申立人妻が持病を患っていたところ、帰宅後は、原発事故前と同様の医療が受けられなかったこと等の事情を考慮して、日常生活阻害 慰謝料の増額分として、申立人夫については同年３月から平成２４年８月まで、東京電力が認める月額１万５０００円が賠償されるとともに、申立人妻については一時金として２５万円が賠償された事例

【公表番号１４４１※２】 帰還困難区域（大熊町）から避難し、避難生活中にうつ病、血行障害、足の痺れを発症し、睡眠、食事、歩行等の日常生活上の動作に支障の大きかった申立人について、平成２５年２月から平成２７年２月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例

【公表番号１４４９※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人は、膝部に痛みを抱える中、避難所を転々とすることを余儀なくされ、転倒事故を起こすなどしたことから、避難所生活をしていた平成２３年３月分及び同年４月分については月額５万円が、家族間別離を余儀なくされ生活に不便が生じていた同年５月分から同年７月分までについては月額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１４５４※２】 単身赴任で居住制限区域（富岡町）に居住し、原発事故後、家族のいる九州地方に避難したが、原発事故に起因して発症した双極性感情障害により一時休職し、後には関東地方に単身赴任することとなった申立人について、中程度の持病があったものとして、平成２３年３月から申立人が休職していた平成２４年２月までは月額３万円、復職した同年３月から平成２９年２月までは月額１万円の精神的損害の増額が認められた事例

【公表番号１４６０※７】 避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、入院していた申立人に入院していた期間に係る日常生活阻害慰謝料（３割の増額分）が賠償された事例

【公表番号１５２８※１】避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)から避難した申立人ら(祖母、父、母、子供２名）の日常生活阻害慰謝料について、それぞれ平成 ２８年４月から平成３０年３月までの期間について月額１０万円が賠償されたほか、父については他の家族との別離が生じたことや祖母の介護を行ったこと等の事情を考慮し、また祖母については避難先での生活により変形性膝関節症を患ったこと等の事情を考慮し、それぞれ平成２７年５月から平成３０年３月までの期間について、さらに月額３万円の増額が認められた事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５７４※１、※２】　居住制限区域（富岡町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料について、避難生活のストレスから突発性難聴を発症したことに鑑み一時金２０万円が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７３６※１】　南相馬市避難要請区域から避難をした申立人について、申立人が糖尿病にり患していたところ、避難先の体育館において十分な食事管理ができなかったこと及びインシュリン注射を入手できなかったこと等の事情を踏まえ、体育館に避難していた平成２３年３月及び同年４月について月額３万円（合計６万円）の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例

【公表番号１７６９※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人夫が避難中に不眠症及びうつ状態と診断され、自殺未遂を起こしたこと等の事情を考慮し、平成２３年１０月から平成３０年３月まで、夫婦合わせて月額３万円の増額が認められた事例

【公表番号１７７５※１、※３、※４】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した地域（南相馬市鹿島区）から平成２３年３月から同年５月までの間避難した申立人ら（夫婦及び子１名）のうち、申立人夫婦及び申立外の亡祖母（申立人夫の母、平成２５年１１月に死去。）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、身体障害を有しつつ避難した亡祖母及び持病を抱えつつ同人を避難先で介護した申立人妻については、それぞれ平成２３年３月から同年５月まで６割の増額分（ただし、亡祖母分については既払金９万円を控除した残額を相続人である申立人夫が承継。）が、申立人妻の前記持病の入通院に際し自家用車での送迎や見舞いを行っていた申立人夫については、原発事故に伴い当初の通院先では手術体制が整わなかったことから県外の病院に転院し、そのため送迎の負担が増加したことを考慮して、一時金５万円がそれぞれ賠償された事例

【公表番号１７８６※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、夫の父母）について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫については、抑うつ状態に悩まされたことを考慮して一時金１０万円及び親子の別離が生じたことを考慮して世帯代表者として平成２３年３月から平成３０年３月まで３割の増額分が、申立人妻については、夫婦の別離が生じたことに加えて、避難中にがんを発症して手術をし、その後投薬治療を継続したことを考慮して平成２３年３月から同年７月まで及び平成２６年９月から平成２７年９月（手術前）までは３割、同年１０月から平成３０年３月まで３割ないし５割の増額分が、申立人父については、避難生活中に失明し、付添い等を要する状態になったことを考慮して平成２３年７月から平成３０年３月まで３割の増額分が、申立人母については、持病の薬が入手できなかったことや、失明した申立人父を介護したことを考慮して平成２３年３月及び同年４月は３割、同年７月から平成３０年３月までは２割の増額分が、それぞれ賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８２３※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から亡父と共に避難した申立人母及び子３名（うち１名は原発事故後出生）について、亡父も含めた世帯全員について平成２４年９月以降平成２５年１２月まで（亡父は死亡時まで。）の避難継続の合理性を認めた上で、亡父について持病が悪化したことを考慮し平成２３年１１月から平成２５年１０月まで３割、申立人母について避難中に妊娠・出産したこと及び夫や乳幼児である子らを世話したこと等を考慮し平成２３年３月及び４月は６割、同年５月から平成２５年１２月までは３割の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例

【公表番号１８２９※１】　避難指示解除準備区域（楢葉町）から避難した申立人夫婦について、１．申立人夫の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、精神疾患の持病を抱えて通院を継続し

ていたことを考慮して平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円が、２．申立人妻の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、夫と別離期間中も夫の通院時や外出時の付添い等の介護をしていたことを考慮して平成２３年１１月（別離時）から平成３０年３月まで月額１万円及び申立人妻自身が精神疾患を発症したことを考慮して平成２５年９月から平成３０年３月まで月額１万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１８３７※２】　帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人ら（父母及び未成年の子２名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人母について、自身の適応障害、乳幼児（申立外）を連れての避難であったこと及び適応障害である子２名（申立人）の育児を行いながらの避難であったことを考慮して前回の和解仲介手続における賠償対象期間後の平成２７年６月から平成２８年６月まで３割の増額分が賠償された事例

【公表番号１８５０※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人について、申立人の両変形性膝関節症やうつ病等の疾病のため平成２４年９月から平成２６年３月まで日常生活阻害慰謝料の３割増額が認められた事例

【公表番号１８５８※３】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人が自律神経失調症を発症したことにつき平成２３年６月分から平成３０年３月分まで月額１万円の日常生活阻害慰謝料の増額分が賠償された事例

【公表番号１８６０※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（夫妻と、妻の母。妻の父は平成２５年７月死亡）の日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫については、仕事の関係で家族の別離が生じたことを考慮して別離期間（平成２３年３月、同年８月から平成２４年８月まで）について月額３万円が、申立人妻については、平成２３年３月は避難所生活を送り、避難当初は妊婦（平成２３年５月出産）として、出産後は乳幼児を世話しながら生活し、夫とは別離し、また、自己の両親の看病、介護をしたことを考慮し、懐妊中の避難所生活期間（平成２３年３月）については月額８万円、その後（平成２３年４月から平成２４年８月まで）について月額４万円が、申立人母については、うつ病に罹患し、亡夫の介護をしながら生活したことを考慮して、当該期間（平成２３年３月から同年５月まで）について月額３万円、亡夫が介護施設に入所した以降の期間（平成２３年６月から平成２４年８月まで）について月額１万５０００円が、申立人らについては、被相続人（妻の父）が生前、要介護状態で避難生活を送ったことを考慮し、相続分として、平成２３年３月から平成２４年８月まで月額３万円（ただし、同期間について既払金の月額１万５０００円分を控除。）が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１８６５※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人について、平成２３年３月から平成３０年３月まで、避難中に転倒して膝を痛めて治療中であるほか複数の持病を抱えながらの避難であったことを考慮して月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例

【公表番号１８７２※２】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人について、複数の持病を有しており避難生活中に複数の病院に通院していたことを考慮して、平成２３年３月から同年９月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例

【公表番号１８７７※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、東京電力に対する直接請求手続で生命・身体的損害として通院慰謝料等が認められていたが、加えて、いわゆる母子家庭で小学生の子４名（１２歳、１１歳、９歳、７歳）を連れての避難生活であったこと、避難生活中にうつ状態になったことを踏まえ、日常生活阻害慰謝料の増額として一時金８０万円が認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９４※１、※２、※４】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら夫妻及びその子である被相続人（障害及び持病を有していた）について、平成２３年３月中の避難が過酷であったこと等を考慮して各自一時金１０万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が、さらに、申立人らについて、家族間に別離が生じたことや申立人妻が持病を抱えながら避難生活を送ったこと等を考慮して日常生活阻害慰謝料（増額分）が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１９０３※２】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら夫妻について、高齢で持病を有する親と避難し、その後家族別離が生じたことを踏まえ、申立人ら夫妻と申立人夫の亡父につきそれぞれ月額３割の日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から同年９月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号１９０８※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外へ避難した申立人につき、がんを患った状態での避難であったことを踏まえ、持病発覚の平成２４年３月から平成２６年３月までの期間につき５０万円の日常生活阻害慰謝料増額分の賠償が認められた事例

【公表番号１９１９※２、※３】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、夫の母）のうちの申立人夫について、母の介護を行ったこと及び持病を抱えていたことを考慮して、平成２３年３月から平成２４年１２月までの日常生活阻害慰謝料の増額が認められるとともに、申立人妻について、持病を抱えていたことを考慮して、平成２４年８月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例

【公表番号１９２３※１】　避難指示解除準備区域（楢葉町）から避難した申立人ら（夫婦、子２名、夫の父。夫の父の死亡後に相続人２名が追加された。）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人らに家族別離が生じたことを考慮して月額３万円（平成２３年４月から平成２７年１１月まで）が、避難中に寝たきり状態となった申立外夫の母が施設に入るまでの間、同人を申立人らで介護したことを考慮して月額３万円（平成２３年３月から同年８月まで）が、申立人子１名がうつ病を発症したことを考慮して月額３万円（平成２３年８月から平成２８年９月（楢葉町の避難指示が解除された日の１年後）まで）等が賠償された事例

【公表番号１９２４※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、未成年の子３名）について、日常生活阻害慰謝料として、申立人夫につき、持病を抱えていたことを考慮して平成２６年３月から平成３０年３月まで１割の増額分の賠償が、申立人妻につき、乳幼児の世話を行ったことを考慮して平成２３年３月から平成２４年３月まで３割の増額分の賠償が、申立人子らのうちの１名につき、障害を抱えていたことを考慮して平成２３年３月から平成３０年３月まで３割の増額分の賠償が、申立人子ら３名につき、不登校に至ったこと等を考慮して一時金として１人当たり１０万円の増額分の賠償が、申立人ら全員につき、避難所で過酷な避難をしたことを考慮して平成２３年３月から平成２３年４月まで１人当たり３割の増額分の賠償（ただし、直接請求における既払分１人当たり４万円を除く。）が、それぞれ認められた事例

【公表番号１９２９※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（母、子）について、申立人子が原発事故時に生後８か月で先天性の疾患があったために手術を控えていた状況において、予定されていた手術や在宅治療を受けることもできず、不安を抱えながら避難所へ避難し、その後、避難先で手術を受け入院生活を送ったこと等を考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人母については、平成２３年３月から申立人子が現実に手術を受けることができた同年５月までは特に精神的苦痛が顕著であったため一時金として５０万円、同年６月から平成２４年８月までは月額３万円が、申立人子については平成２３年３月から平成２４年８月まで月額３万円が、それぞれ認められた事例

【増額幅が５割以上の事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号５５０※１】　避難指示区域（楢葉町）から避難した申立人ら家族の避難慰謝料について、母については、股関節手術後の入院中に避難したため、リハビリが不十分であり歩行困難な状態での避難生活を送ったとして平成２３年３月について月６割の増額が、また、祖父及び祖母については、高齢の祖父が持病も悪化する中でアルツハイマー病の祖母を介護しながら避難生活を送ったとして同月から同年７月までそれぞれ月６割の増額等が認められた事例

【公表番号５５５※１】 避難指示区域（双葉町）から避難した申立人について、９０歳前後の高齢単身者で、左目の視力がなく右目も疾病を抱えていたなどの事情が考慮され、日常生活阻害慰謝料の増額が月６割認められた事例

【公表番号１５０９※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から平成２３年３月に避難をした申立人ら夫婦について、申立人夫が人工透析を受けられる病院を探しながらの避難を強いられたほか、避難先で肺炎等を患い危険な容体となったこと、申立人妻も申立人夫の介護を余儀なくされたこと等の事情を考慮し、同月から同年７月まで申立人夫について月額８万円、申立人妻について月額５万円が、その後も人工 透析や介護をしながら避難生活を送ったことを考慮し、同年８月から平成２９年１０月まで申立人夫について月額３万円、申立人妻について月額２万円の精神的損害の増額が認められた事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６１５※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難生活により広汎性発達障害（自閉症）の症状が悪化したこと等を考慮して、平成２３年３月分から移住を前提とする転居をした半年後である平成２６年９月分まで月額６万円が賠償された事例

【公表番号１６５４※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難所を多数回移動したこと、申立人夫が心臓疾患にり患して手術や入院をし、その後眼疾患にもり患したこと、その間申立人妻が申立人夫の介護を行ったこと等を考慮して、平成２３年３月分及び同年４月分は、夫婦それぞれについて、避難所生活を理由とした既払金（月額２万円）とは別に追加して月額３万円が、同年５月分から同年７月分までは、申立人夫について月額８万円、申立人妻について月額６万円が、同年８月分から平成２７年３月分までは、申立人夫について月額３万円、申立人妻について月額１万円が、それぞれ賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７５５※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子２名）のうち申立人母及び子２名の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人子１名が発達障害等を有すること、原発事故後に申立人母及びもう１名の子が精神疾患にり患したこと、かかる状況において申立人母が申立人子２名の面倒を見たことや申立外の実両親及び義両親の介護を行ったこと等を考慮して、時期に応じて症状及び介護負担の程度に鑑み、平成２３年３月から平成２４年８月までは月額９万円、同年９月から平成２５年１１月までは月額６万円、同年１２月から新居購入後１年が経過した平成２７年７月までは月額３万円（合計３１２万円）の賠償が認められた事例

【公表番号１７６４※５】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫婦及び夫の母）について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫婦がそれぞれ持病を抱えていることに加え、申立人夫の母の介護をしながら避難したこと等を考慮して、平成２３年３月から申立人夫の母が特別養護老人施設に入所した平成２８年６月まで、申立人夫婦と申立人夫の母のそれぞれについて、申立人夫の母の要支援・要介護度の変化に応じて月額３万円から８万円が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１７９４※２】　母ら家族と共に居住制限区域（浪江町）に居住し精神疾患等の複数の持病を有していた申立人について、避難に伴い家族と離れた上に持病が悪化して入退院を繰り返したこと等を考慮し、日常生活阻害慰謝料が平成２３年３月分から平成３０年３月分まで病状の重症度に応じて月額３万円から８万円増額されたほか、平成２７年の入院に係る入院慰謝料等の賠償が認められた事例

【公表番号１８２７※１】　避難指示解除準備区域（富岡町）からの避難生活中にリウマチ等の影響で手足が不自由になり要介護状態となり平成２９年３月に避難先で死亡した被相続人（申立人の母親）及び同人を介護した申立人のそれぞれについて、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、被相続人の要介護状態に応じて、被相続人（相続分として）については平成２３年３月から平成２９年３月まで２割ないし８割の増額分、申立人については平成２３年１０月から平成２９年３月まで３割ないし８割の増額分（いずれも既払分を除く。）の賠償が認められた事例

【公表番号１８２８※１】帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、上下肢体の身体障害（身体障害等級１級）及び持病を抱えて避難したことを考慮して、平成２３年３月から平成２９年５月まで、避難先の環境等に応じて月額３万円から８万円（合計３６６万円。ただし、既払金１５２万円を控除。）が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９４７※１】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人ら（夫、妻、子）について、妻と身体障害等級１級の障がい及び持病を有する子が県外に避難して妻が子の世話をしており、夫は仕事の関係で県内での避難となって家族別離が発生し、夫は休日に子の世話のため妻子の避難先に通っていたなどの事情を考慮して、平成２３年３月から平成２９年５月まで、申立人夫に月３割の日常生活阻害慰謝料増額分、申立人妻及び申立人子にそれぞれ月６割の日常生活阻害慰謝料増額分の賠償が認められた事例

【増額幅が１０割以上の事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号４０８※１】　避難指示区域（双葉町）の老人ホームから避難を余儀なくされた高齢者（認知症のため歩行・会話困難）について、避難先で床ずれを重症化させたこと等の避難生活の過酷さを考慮して、平成２３年３月から同年１１月まで１０割の増額が認められた事例

【公表番号４２９※２】 避難指示区域（双葉町）から関東地方に避難した家族４名の日常生活阻害慰謝料について、母についてはうつ病の持病があること及び知的障害のある二男の介護を恒常的に行ったことを考慮し平成２３年３月から平成２４年８月まで月額３万円の増額が、二男については知的障害であることから住・教育環境の変化により生じる苦痛を考慮し、同期間について月額１０万円の増額が認められた事例

【公表番号９８７※１、※２】 緊急時避難準備区域から避難した申立人の平成２３年３月から平成２４年８月までの間の日常生活阻害慰謝料について、持病により透析治療を受けていたこと及び家族との別離を余儀なくされたこと等を考慮し、避難中の平成２３年８月までは月額１０割の、帰還した同年９月以降は月額２割の増額が認められ、さらに、申立人が避難先の医療体制の不備により精神的・肉体的苦痛を被り、不自由な生活を強いられたことについての慰謝料として、一時金２０万円の賠償が認められた事例

【公表番号１１７８※１、※２】 避難指示解除準備区域から避難した申立人ら夫婦について、避難生活に伴い申立人夫が人工透析を受けられる時間が短くなったこと、申立人妻が精神疾患を悪化させ入院する頻度が増えるとともに、申立人夫も申立人妻の介護を余儀なくされたこと等の事情を考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分（申立人夫について、平成２４年３月分まで月額

１０割、同年４月分から平成２８年２月分まで月額６割の増額、申立人妻について、平成２３年５月分まで月額５割、同年６月分から同年１１月分まで月額８割、同年１２月分から平成２８年２月分まで月額４割の増額）が賠償された事例

【公表番号１４８７※２】 帰還困難区域（大熊町）に所在する病院に入院していた９０歳台の被相続人の日常生活阻害慰謝料について、避難前後の症状や入院生活状況等を考慮し、平成２３年３月から被相続人の死亡した平成２４年４月まで月額１０万円の増額が認められた事例

【公表番号１５３６※２】 避難指示解除準備区域（浪江町）において関節リウマチの持病を抱えつつ生活していたが、原発事故による避難生活によって新たに肺疾患等を患い、健康状態が悪化して平成２６年７月に亡くなった亡父を相続した申立人ら（母及び子）について、１．亡父の死亡慰謝料及び逸失利益について、亡父の避難 後の病状の変化等を考慮し、原発事故の影響割合を２割として賠償され、２．亡父 の平成２３年３月分から平成２６年７月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、症状の悪化の程度に応じて、月額４万円、６万円又は１０万円が賠償されたほか、３．亡父の生命・身体的損害（治療費、入通院慰謝料）等が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８０７※１】 居住制限区域（浪江町）に居住し、原発事故前から国の指定難病にり患し継続的に治療を受けていた申立人について、避難当初の時期に適切な治療が受けられず、その後徐々に症状が悪化したことを考慮して、症状の悪化の程度等に応じて日常生活阻害慰謝料の増額分として月額１０万円（平成２３年３月分から同年５月分まで）、月額４万円（平成２３年６月分から平成２４年６月分まで）、月額６万円（平成２４年７月分から平成２７年２月分まで）、月額８万円（平成２７年３月分から平成３０年３月分まで）が賠償された（ただし、既払金を除く。）事例

ｄ　上記（ａからｃまで）の者の介護を恒常的に行ったこと

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１５９※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、神経症・抑うつ状態の症状を発症した者が、ともに避難したうつ病の精神障害等級２級になった者の介護を行っていたとして２割の増額（平成２３年３月から平成２４年８月まで）が認められた事例

【公表番号２４５※１】 避難指示区域から中通りに避難を余儀なくされた発達障害、中度の精神遅滞を有していた子の両親について、避難生活により子に新たな症状も認められるようになり、介護負担が増えたとして、それぞれ平成２３年３月から平成２４年２月まで３割の増額が認められた事例

【公表番号２７３※１】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、混合型認知症を発症した高齢の家族の介護をしながら避難場所を４回変更した申立人２名について、平成２３年３月から平成２４年１１月までそれぞれ３割の増額が認められた事例

【公表番号３５４※１】 避難指示区域から避難を余儀なくされた子夫妻について、ともに避難した高齢の親が避難生活により従来の家事・農作業ができなくなったために体力が低下して要支援２の状況に陥り、避難生活の間介護を余儀なくされたとして、平成２３年３月から平成２４年２月までの間、３割の増額が認められた事例

【公表番号４９１※１、※２】 避難指示区域（富岡町）から避難した夫婦の避難慰謝料として、夫について両目の手術直後の要安静状態での避難を余儀なくされたこと等を考慮して一時金７万円の増額、また、妻について夫の介助等の避難生活の過酷さを考慮して一時金５万円の増額が認められた事例

【公表番号７６９※１】 避難指示区域（楢葉町）から避難した申立人らのうち、うつ病等の悪化した２名についてそれぞれ月６割及び月３割、二人を支えた他の３名について全体として月３割増額をした精神的損害が平成２５年８月分まで賠償された事例

【公表番号９１６※１】 避難指示区域から避難を余儀なくされた父親が仮設住宅での避難生活中に認知症を悪化させて要介護状態となり、緊急時避難準備区域に居住している娘が、平成２３年７月から平成２４年２月までは上記仮設住宅に通って、その後は自宅に引き取って父親の介護を続けている事案において、申立人である娘の滞在者慰謝料の増額分として、平成２３年７月から平成２４年８月まで月額４万円が賠償された事例

【公表番号１１５１※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、平成２７年３月に南相馬市原町区の新居に転居した申立人について、要介護２の母を介護したこと等を理由として、平成２７年５月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として月額３万円が賠償された事例

【公表番号１２４０※３】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、住居確保損害を受領した後、平成２７年３月に同市原町区に転居した申立人子（原発 事故時５８歳）について、転居後要介護者である申立人母（原発事故時８５歳）の介護をしていたことに鑑み、請求期間である同年１１月分までの日常生活阻害慰謝 料の増額分（３割増）の賠償が認められた事例

【公表番号１３６１※１】 帰還困難区域（双葉町）から避難を余儀なくされた高齢で要介護状態の申立人と、これを介護する申立人について、平成２８年３月頃に新居を取得したが、新居取得後一定期間については生活も安定しないことや、申立人らに帰還の意思が存在すること等を考慮し、新居取得以降分も併せ平成２７年５月分から平成２８年１２月分までについて、それぞれ３割増額した日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例

【公表番号１４０５※１】 帰還困難区域に居住し、配偶者とともに避難した申立人について、病気で入退院を繰り返していた配偶者の介護を行っていたことを考慮し、平成２３年３月分から平成２４年６月分までの日常生活阻害慰謝料（３割の増額分）が賠償された事例

【公表番号１４０８※２】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人ら（父母及び子ら）の精神的損害について、申立人子の１人が避難により適応障害を発症し、医師から早期に帰還すべきではないという診断がされていたこと及び父母に避難による持病の悪化等の事情があったこと等を考慮し、当該申立人子については平成２４年９月から平成２７年７月まで月額７万円、その介護を行っていた申立人母については同期間につき月額４万円、申立人父については平成２４年９月から平成２６年３月まで月額４万円の増額が認められた事例

【公表番号１４３６※１、※４】 帰還困難区域から避難し、先天性疾患及び心臓機能障害という既往症の悪化と適応障害等の発症により、避難先で入通院を繰り返した申立人子及びその介護の負担からうつ病及び不眠症を発症した申立人母の日常生活阻害慰謝料について、申立人子には、障害の程度に応じて平成２３年３月から平成２５年２月まで３割、身体障害等級が１級になった同年３月から平成２７年１２月まで５割の増額分が、申立人母には、介護の負担が増大した平成２４年３月から平成２７年１２月まで３割の増額分が賠償されたほか、申立人らが購入した居宅に入居後の平成２８年１月から平成２９年５月までの間については、申立人らの生活状況及び要介護者の心身の状態が一定程度安定したとして、申立人子に３割、申立人母に２割の増額分が賠償された事例

【公表番号１４４５※１、※２】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、①平成２３年５月分から平成２５年７月分まで、原発事故時同居していた長男との家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額３万円が、②平成２４年２月分から平成２５年７月分まで、要介護認定（要介護１）を受けた夫を同居しながら介護していたことを考慮して更に月額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１４７２※１】 居住制限区域（富岡町）から自主的避難等対象区域（三春町）に避難していた申立人夫婦（ともに８０歳台）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人妻は、

平成２６年９月の骨折事故を契機に身体機能が著しく低下して同年１１月に要介護１となり、その後、身体障害等級１級、要介護４となったこと等を考慮し、同月分から平成３０年３月分まで月額５万円が、申立人夫は、上記のとおりの申立人妻の介護を担っていたこと等を考慮し、平成２６年１１月分から申立人妻が介護サービス付き集合住宅に入居した平成２８年３月分まで月 額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１４７７※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人は、脳梗塞の後遺障害等を有する実父とは原発事故前相当期間にわたって疎遠であったものの、原発事故後に新たに父の身の回りの世話をするようになったこと等の事情を考慮して、平成２３年３月から上記父が他界する同年８月までの分として合計１５万円が賠償された事例

【公表番号１４９７※１】 避難指示解除準備区域から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、認知症等により要介護１（平成２７年３月以降は要介護２）の認定を受けている妻を介護したこと等を考慮して、平成２３年７月分から平成２８年７月分まで月額３万円が認められた事例

【公表番号１５０７※３】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人の平成２８年４月分以降の日常生活阻害慰謝料として、要介護５であった申立外被相続人を介護していたことから、平成３０年３月分まで月額２万円が増額されて賠償された事例

【公表番号１５１０※３】 避難指示解除準備区域（浪江町）から平成２３年３月に避難をした申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故前から精神障害（障害等級３級）を抱えていた申立人の姉が、原発事故の避難によるストレスから症状を悪化させ治療のため避難先で入院治療を受けた後、同年７月に退院して以降は、申立人が同居して、姉の介護に従事しなければならなかったことが考慮され、姉の退院後の同月分から平成２９年３月分まで月額２万円が賠償された事例

【公表番号１５１８※２、※３】 避難指示解除準備区域に住居を有していた申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、夫は脳出血の後遺症（要介護１）を抱えながら避難生活を送ったこと、妻は夫の介護をしながらの避難生活を余儀なくされたこと等を考慮し、夫について平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額１万円、妻について一時金５０万円の慰謝料が増額された事例

【公表番号１５２８※１】避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（祖母、父、母、子供２名）の日常生活阻害慰謝料について、それぞれ平成２８年４月から平成３０年３月までの期間について月額１０万円が賠償されたほか、父については他の家族との別離が生じたことや祖母の介護を行ったこと等の事情を考慮し、また祖母については避難先での生活により変形性膝関節症を患ったこと等の事情を考慮し、それぞれ平成２７年５月から平成３０年３月までの期間について、さらに月額３万円の増額が認められた事例

【公表番号１５２９※１、※４、※５】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、精神障害等級２級の認定を受けた申立人については平成２３年３月から、要介護３の認定を受けた申立人及びその介護者については平成２６年３月から、いずれも新たに住居を購入した月の半年後である同年１１月まで、それぞれの事由（持病、要介護及び介護）に応じて月額３万円が賠償された（ただし、既払金を除く。）事例

【公表番号１５３５※２】避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人ら（父、母、子及び祖母）について、平成２７年３月分以降の日常生活阻害 慰謝料（増額分）として、申立人子は精神疾患（精神障害等級２級）を抱え、申立人祖母は要支援２の認定を受けていたなど、一定の介助を要する状態にあり、また、申立人父母は避難先で申立人子や申立人祖母の介護等に従事したこと等を考慮し、一戸建て住宅への転居時期である同年１０月分まで、申立人らそれぞれについて月額３万円が賠償された（申立人子は、同年１１月分から平成３０年３月分まで月額１万５０００円の増額分がさらに賠償された。）事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５８０※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、申立人らのうち１名が原発事故以前から半身麻痺により身体障害等級３級の認定を受けていながら避難を余儀なくされ、過酷な避難生活を送ったこと等の事情が考慮され、平成２３年３月分から平成２７年１１月分までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、当該申立人には東京電力に対する直接請求手続において支払われた月額１万５０００円とは別に月額１万５０００円が、その主たる介護者には月額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１５８３※３】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子３名）及び避難先で亡くなった申立外亡父の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立外亡父及び申立人母が平成２３年１０月まで他の家族との別離を余儀なくされたこと、亡父がパーキンソン病等により要介護状態にあったこと、申立人母が亡父の介護をしながらの避難を余儀なくされたこと等を考慮し、亡父については月額３万円から５万円までの範囲内で算定した合計２９２万円から直接請求手続による既払金１１４万５０００円を控除した１７７万５０００円が、申立人母については月額１万円から３万円までの範囲内で算定した合計１１４万５０００円から既払金７万円を控除した１０７万５０００円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１５９５※１、※２】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故当時、８０歳を超え難聴及び歩行困難等により、要介護１かつ身体障害等級３級の親族を介護していた申立人及び平成２５年３月に出産して以降は乳幼児を連れての避難生活であった申立人に対し、それぞれの事情のほか、平成２３年３月から平成３０年２月まで家族別離が生じたことを考慮し、平成２３年３月分から平成３０年２月分まで、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、月額３万円（合計２５２万円）ずつ賠償された事例

【公表番号１６２１※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らの平成２３年３月分から平成２７年１２月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額３万円が、また、身体に障害のある親族を介護していた申立人についてさらに月額３万円（ただし、直接請求における既払金合計１８万円を除く。）が賠償された事例

【公表番号１６２８※１】　帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の平成２３年３月分から平成２９年５月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人妻は原発事故前から身体障害等級３級であり、原発事故後も様々な疾病にり患し複数回入院をしたこと、申立人夫も申立人妻の介護をしつつ、自らも重篤な疾病にり患し手術、入院を余儀なくされたこと等を考慮して、申立人妻については平成２３年３月分から平成２９年５月分まで月額３万円が、申立人夫については申立人妻が入院した前月である平成２５年９月分までは月額１万円、申立人妻が入院した平成２５年１０月分から平成２９年５月分までは月額１万５０００円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１６３２※１】　緊急時避難準備区域（川内村）から身体障害等級１級（移動機能障害）の子を連れて避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、障害者の介助を理由として、平成２３年３月分から平成２４年８月分まで月額３万円が賠償された事例

【公表番号１６４４※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、妻との別離を余儀なくされたこと、同居していた母（要支援１から要介護３までの間で時期によって介護度の認定には変化がある。）の介護を恒常的に行ったこと等を考慮して、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円が賠償された事例

【公表番号１６４５※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から関東地方に避難を余儀なくされた申立人ら（父母、子２名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人父について、上肢の著しい障害等の事由により身体障害等級３級（後に２級）であったことを考慮し、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円（ただし、既払金１３７万円を除く。）が、

②申立人母について、申立人父を介護しながらの避難であったことを考慮し、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円（ただし、既払金１９万円を除く。）が、③申立人父の上記障害等のために、高校入学等を機に福島県に帰還した申立人子らと共に申立人父母は帰還することができず、家族別離状態となったことを考慮し、別離状態が生じた平成２３年４月分から平成２５年３月分まで及び平成２６年４月分から平成２９年３月分まで月額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１６４６※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫が平成２３年４月にアルツハイマー型認知症を発症し、その後要介護１の認定を受けたこと、申立人妻が申立人夫の介護を恒常的に行ったことを考慮して、平成２３年４月分から平成３０年３月分まで、申立人ら夫婦それぞれに対して月額３万円（ただし、申立人夫については、既払金８４万円を除く。）が賠償された事例

【公表番号１６５０※４】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫は身体障害等級４級の認定を受けていること、申立人妻はそのような申立人夫の介護をしながらの避難を余儀なくされたことを考慮して、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円から直接請求手続における既払金１２７万５０００円を控除した１２７万５０００円が、さらに、子との間に家族別離が生じたことを考慮して、平成２３年３月分から平成２７年７月分まで月額２万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１６７５※２、※３】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、高次脳機能障害を有する夫（子にとっては父）の介護を行ったこと及び申立人子についてはさらに乳幼児の世話をしながらの避難でもあったことも考慮し、申立人母については平成２３年３月分から平成３０年３月分まで既払金（月額１万円）とは別に追加して月額２万円が、申立人子については平成２３年３月分から平成２７年１１月分まで月額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１７０６※４】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫、妻、夫の祖母、夫の母及びいずれも原発事故後に出生した子４名）のうち、身体障害等級３級及び要支援２の各認定を受けていた申立人祖母を介護しながらの避難生活を余儀なくされた申立人夫の母に対し、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７１６※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、避難により申立外母と別離が生じたこと及び別離中も同人の介護を継続したことを考慮し、平成２３年３月から平成２５年５月まで月額３万円が賠償された事例（ただし、既払金は除く。）

【公表番号１７３０※１、※２】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人夫については、原発事故時に同居していた家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと等を理由に平成２３年３月分及び同年４月分の慰謝料（月額１２万円）の３割の増額が認められるとともに、認知症を患い要介護状態（平成２９年１月以降要介護２）での避難生活であったことを理由に平成２８年３月分から平成２９年５月分までの慰謝料（月額１０万円）の３割の増額（ただし、既払金は控除。）が認められ、②申立人妻については、原発事故時に同居していた家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと及び原発事故直後に出産間際の娘を手助けするなどの労苦があったこと等を理由に平成２３年３月分（月額１２万円）及び同年４月分（月額１０万円）の慰謝料の５割の増額が認められるとともに、認知症を患い要介護状態であった申立外の義母（平成２９年２月までは要介護２、同年３月以降は要介護５）及び申立人夫をそれぞれ介護しながらの避難生活であったこ

と等を理由に平成２５年１０月分から平成２９年５月分までの慰謝料（月額１０万円）の３割の増額（ただし、既払金は控除。）が認められた事例

【公表番号１７５３※２】　特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）に設定された自宅から避難した申立人らについて、避難後に家族の別離が生じたことにつき世帯全体で月額３万円、聴覚障害を有する申立人子につき月額３万円、同人を介護した申立人母につき月額１万円が、平成２７年４月分から平成２８年３月分までそれぞれ賠償された事例

【公表番号１７５５※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子２名）のうち申立人母及び子２名の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人子１名が発達障害等を有すること、原発事故後に申立人母及びもう１名の子が精神疾患にり患したこと、かかる状況において申立人母が申立人子２名の面倒を見たことや申立外の実両親及び義両親の介護を行ったこと等を考慮して、時期に応じて症状及び介護負担の程度に鑑み、平成２３年３月から平成２４年８月までは月額９万円、同年９月から平成２５年１１月までは月額６万円、同年１２月から新居購入後１年が経過した平成２７年７月までは月額３万円（合計３１２万円）の賠償が認められた事例

【公表番号１７８２※１、※３】　申立人ら（夫婦、子及び夫の母）のうち申立人妻は、申立人夫と避難指示解除準備区域（浪江町）内の自宅に居住し、自宅から近い介護施設に入居中の申立人母（身体障害等級２級）を毎日のように見舞っていたが、原発事故により申立人夫と共に郡山市に避難し、その後も他県の介護施設へ移動を余儀なくされた申立人母に食品や衣類を届けるなどの世話を月に数回ほど行い続けたことについて、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が既払金８５万円を控除のうえ賠償され、また、申立人母は、要介護状態での避難生活にかかる日常生活阻害慰謝料（増額分）として平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円が既払金１７０万円を控除のうえ賠償されたほか、家族別離にかかる一時金として２０万円が賠償された事例

【公表番号１７８６※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、夫の父母）について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫については、抑うつ状態に悩まされたことを考慮して一時金１０万円及び親子の別離が生じたことを考慮して世帯代表者として平成２３年３月から平成３０年３月まで３割の増額分が、申立人妻については、夫婦の別離が生じたことに加えて、避難中にがんを発症して手術をし、その後投薬治療を継続したことを考慮して平成２３年３月から同年７月まで及び平成２６年９月から平成２７年９月（手術前）までは３割、同年１０月から平成３０年３月まで３割ないし５割の増額分が、申立人父については、避難生活中に失明し、付添い等を要する状態になったことを考慮して平成２３年７月から平成３０年３月まで３割の増額分が、申立人母については、持病の薬が入手できなかったことや、失明した申立人父を介護したことを考慮して平成２３年３月及び同年４月は３割、同年７月から平成３０年３月までは２割の増額分が、それぞれ賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８２４※１、※３、※４】　避難指示解除準備区域（浪江町）において父母、子、祖父母（祖父は平成３０年に死亡。）とで居住していた申立人らのうち、父については、当時要介護状態であった申立外祖父を介護しながらの避難となったこと及び妻子との別離が生じたことを考慮して平成２３年３月から平成３０年３月まで月額４万円（別離前の平成２３年６月までは２万円。）の日常生活阻害慰謝料（増額分）が、子については、原発事故の影響で他県における再就職を余儀なくされ家族別離が生じたことを考慮して平成２３年９月から平成２４年１２月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）が（平成２３年１２月までは月額３万円。残りの期間は月額２万円。）賠償されたほか、申立外祖父が要介護状態での避難を余儀なくされたことについて平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円が、相続人らに対し既払金を控除した上で賠償された事例

【公表番号１８２９※１】　避難指示解除準備区域（楢葉町）から避難した申立人夫婦について、１．申立人夫の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、精神疾患の持病を抱えて通院を継続していたことを考慮して平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円が、２．申立人妻の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、夫と別離期間中も夫の通院時や外出時の付添い等の介護をしていたことを考慮して平成２３年１１月（別離時）から平成３０年３月まで月額１万円及び申立人妻自身が精神疾患を発症したことを考慮して平成２５年９月から平成３０年３月まで月額１万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１８３８※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、子３名、夫の父）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、いずれも平成２３年３月から平成３０年３月まで、申立人父が身体障害等級１級を有し、困難な避難生活を送ったことを考慮して月額３万円が、申立人妻が申立人父の介護をしながら避難生活を送ったことを考慮して月額３万円が、申立人らに家族別離（３世代の同居家族が３か所以上に別離）が生じたこと等を考慮して世帯全体として月額５万円が、それぞれ既払金を控除して賠償された事例

【公表番号１８５３※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、夫の母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫婦が夫の両親とやむを得ず別離したことを考慮し、申立人夫（世帯代表者）に対して月額３万円（平成２３年３月は３万６０００円）が、申立人妻が病気療養中の申立人夫の父（申立外）の介護を担ったことを考慮し、要介護の認定を受けてから要支援に改善するまでの期間及びその後再度病状が悪化して入院中付添い看護に当たった期間につき、申立人妻に対して月額３万円（既払分を除く。）がそれぞれ賠償された事例

【公表番号１８６０※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（夫妻と、妻の母。妻の父は平成２５年７月死亡）の日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫については、仕事の関係で家族の別離が生じたことを考慮して別離期間（平成２３年３月、同年８月から平成２４年８月まで）について月額３万円が、申立人妻については、平成２３年３月は避難所生活を送り、避難当初は妊婦（平成２３年５月出産）として、出産後は乳幼児を世話しながら生活し、夫とは別離し、また、自己の両親の看病、介護をしたことを考慮し、懐妊中の避難所生活期間（平成２３年３月）については月額８万円、その後（平成２３年４月から平成２４年８月まで）について月額４万円が、申立人母については、うつ病に罹患し、亡夫の介護をしながら生活したことを考慮して、当該期間（平成２３年３月から同年５月まで）について月額３万円、亡夫が介護施設に入所した以降の期間（平成２３年６月から平成２４年８月まで）について月額１万５０００円が、申立人らについては、被相続人（妻の父）が生前、要介護状態で避難生活を送ったことを考慮し、相続分として、平成２３年３月から平成２４年８月まで月額３万円（ただし、同期間について既払金の月額１万５０００円分を控除。）が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１８６９※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難した申立人ら（母及び乳幼児を含む未成年の子３名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人母に対し、乳幼児及び障害児の世話をしながらの避難であったことや申立人子らのうち子１名との別離期間があったこと等を考慮し、平成２３年３月分から平成２４年８月分まで月額３万円ないし６万円が、②申立人子らのうち１名に対し、ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害）により新たな生活環境に順応するのが困難な状況で何度も住居の変更や転校をせざるを得なかったこと等を考慮し、平成２３年３月分から平成２４年８月分まで月額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１８７３※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）において指定難病等の持病がある亡夫及び要介護の亡義母と同居していた申立人について、原発事故により亡夫ら２名を介護しながらの避難生活となったこと等を理由として、介護の実情に応じて、平成２３年８月から平成２６年１月まで月額３万円（義母の介護及び夫の介助）、平成２６年２月から平成２７年４月

まで月額５万円（義母及び夫の介護）、平成２７年５月から平成２８年１１月まで月額３万円（夫の介護）、平成２８年１２月から平成３０年３月まで月額５万円（夫の要介護状態悪化のため。なお、別途月額１万円が東京電力に対する直接請求手続で賠償されている。）の日常生活阻害慰謝料の増額分が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９４※１、※２、※４】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら夫妻及びその子である被相続人（障害及び持病を有していた）について、平成２３年３月中の避難が過酷であったこと等を考慮して各自一時金１０万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が、さらに、申立人らについて、家族間に別離が生じたことや申立人妻が持病を抱えながら避難生活を送ったこと等を考慮して日常生活阻害慰謝料（増額分）が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１９０３※２】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら夫妻について、高齢で持病を有する親と避難し、その後家族別離が生じたことを踏まえ、申立人ら夫妻と申立人夫の亡父につきそれぞれ月額３割の日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から同年９月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号１９０４※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（父母、子１名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、同人らが原発事故に起因する精神的損害の賠償を求めた訴訟の確定判決があるものの、同判決において要介護及び介護といった個別の事情は原告らの共通の事情に含まれていないとして、身体障害等級１級の要介護状態であった申立人父に対し、平成２３年３月から同年７月までの期間については、転院先が見つかるか不安な状態にあったこと、避難先から病院に片道２時間かけて通院する必要があったこと等を考慮して、月額６万円（うち月額２万円は東京電力の直接請求手続において支払済み）が、平成２３年８月以降は原発事故前に通院していた病院に通院できるようになったことにより同人の負担は軽減されたことも考慮して、負担軽減後の生活が落ち着くまでの期間として、平成２３年８月から平成２４年７月までの期間について月額３万円（うち月額２万円は東京電力の直接請求手続において支払済み）が賠償されるとともに、申立人母子に対し、申立人母がうつ病の持病を抱えながら申立人父の介護をしたこと等を考慮して、平成２３年３月から平成２９年７月まで月額３万円（うち月額１万円は東京電力の直接請求手続において支払済み）が賠償された事例

【公表番号１９１９※２、※３】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、夫の母）のうちの申立人夫について、母の介護を行ったこと及び持病を抱えていたことを考慮して、平成２３年３月から平成２４年１２月までの日常生活阻害慰謝料の増額が認められるとともに、申立人妻について、持病を抱えていたことを考慮して、平成２４年８月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例

【公表番号１９２１※２、※３】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父、母、長女、二女）について、申立人二女の身体障害（２級）を理由とした平成２３年３月から平成３０年３月まで同人及び介護者である申立人母の日常生活阻害慰謝料増額分（各月額３万円）、並びに家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分（避難に伴い別離が生じた平成２３年３月は申立人父及び長女に各月額３万円、申立人父が仕事の関係で月の３分の１程度別居を余儀なくされた平成２６年８月から平成３０年３月までは申立人父に月額１万円）が認められた事例

【公表番号１９２３※１】　避難指示解除準備区域（楢葉町）から避難した申立人ら（夫婦、子２名、夫の父。夫の父の死亡後に相続人２名が追加された。）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人らに家族別離が生じたことを考慮して月額３万円（平成２３年４月から平成２７年１１月まで）が、避難中に寝たきり状態となった申立外夫の母が施設に入るまでの間、同人を申立人らで介護したことを考慮して月額３万円（平成２３年３月から同年８月まで）が、

申立人子１名がうつ病を発症したことを考慮して月額３万円（平成２３年８月から平成２８年９月（楢葉町の避難指示が解除された日の１年後）まで）等が賠償された事例

【増額幅が５割以上の事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１５０※１】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しており、既に平成２４年５月分までの月額１０万円又は１２万円の日常生活阻害慰謝料を受領済みの申立人について、身体障害等級１級の子及び身体障害等級２級となった母の介護を恒常的に行っていたとして平成２３年３月分から平成２４年５月分までの日常生活阻害慰謝料の増額（８割）が認められた事例

【公表番号１６３※２】 自主的避難等対象者である介護を要する母親を連れて屋内退避区域（いわき市）から避難を余儀なくされた者について、避難先での介護等により過酷な生活を余儀なくされたとして、平成２３年３月から同年９月まで東京電力が直接請求の基準で認めた７２万円の精神的損害に加え、月額５万円の増額が認められた事例

【公表番号２７０※１、※２】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、両股関節機能全廃の身体障害等級３級であって、原発事故後には胆嚢がんを発症し要支援１の認定を受けるなどした者及び精神障害等級２級であって原発事故時に入院中であったがその後要介護３の認定を受けた者を介護しながら避難生活を送った申立人について、自らも高血圧、肩痛が悪化するなどして生命・身体的損害の賠償を受けたほか、月５万円の増額（平成２３年３月から平成２４年６月まで）が認められた事例

【公表番号２９６※１、※２】 避難指示区域から避難を余儀なくされた夫婦が、避難生活によりうつ病を発症し、重篤な症状であった妻の弟の介護をしながらの避難生活を強いられたとして、夫婦それぞれについて、中間指針の認める日常生活阻害慰謝料のほか、平成２３年６月から平成２４年３月までの間特に妻の弟の症状が重篤であった２か月分については５割、その他の月は３割の、同年４月から同年８月までは１割の増額が認められた事例

【公表番号３０９※５】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、自力で外出できない要介護２の者を介護する腰椎の椎間板ヘルニアの持病を持つ者に６割の増額（平成２３年３月から平成２４年６月まで）が認められた事例

【公表番号３３２※４、※７】 避難指示区域からの避難生活中に要介護１から要介護２に状態が悪化し、平成２３年１１月に避難先で死亡した被相続人及び同人を介護した申立人のそれぞれについて、同年３月から死亡した同年１１月までの間、中間指針が認める日常生活阻害慰謝料が６割ずつ増額して賠償が認められた事例

【公表番号３３５※１】 緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされ、身体障害等級２級の者及び第二種精神薄弱者である者の介護を行っていた申立人２名について、避難を行っていた平成２３年３月から平成２４年８月までのうち１７か月間について過酷な避難生活を強いられたとして、それぞれ月額５万円の増額が認められた事例

【公表番号３６０※１】 避難指示区域から避難した申立人ら（祖父、祖母、父、母、子供２名）の日常生活阻害慰謝料として、身体障害を抱える祖父（身体障害等級１級）について６割（避難所での生活時期については１０割）、祖母（同３級）について３割（避難所での生活時期については６割）、祖父母を介護した父及び母について３割（避難所での生活時期については６割）、避難により家族の別離を余儀なくされた子供２名について３割が、それぞれ平成２４年８月分まで増額されて賠償された事例

【公表番号３６３※１】 避難指示区域から避難した申立人ら（兄、母、弟）の日常生活阻害慰謝料について、身体障害等級２級の兄について６割、高齢者でありかつ兄の介護を余儀なくされた母について３割、兄の介護及び母の世話を負担した弟について６割が、それぞれ平成２４年３月分まで増額されて賠償された事例

【公表番号３８９※１】 避難指示区域から避難した申立人ら（父母、長女、二女）のうち、脳性麻痺等の持病があり身体障害等級１級の二女の日常生活阻害慰謝料について月額１０万円が増額され、二女の介護をしながらの避難生活を余儀なくされた母の日常生活阻害慰謝料について月額６万円が増額されて、それぞれ平成２３年１０月分まで賠償された事例

【公表番号４０９※１】 避難指示区域から避難を余儀なくされた要介護の小学生（身体障害等級１級）について月１０割増、介護及び通学の付添いをした母親に月８割増（小学校に介助員が配置された後は、小学生は月８割増、母親は月６割増。）の日常生活阻害慰謝料の増額がされた事例

【公表番号４１０※５】 避難指示区域（浪江町）から避難した者の精神的損害について、避難先においてともに避難した妻（要介護者）の介護を余儀なくされたこと及び自身も持病が悪化したこと等を考慮し、原発事故直後から要介護者への介護器具導 入までは６割（平成２３年３月から同年４月まで）、介護器具導入以降は３割（同年５月から同年１０月まで）、その後の自身の持病の悪化以降は５割（同年１１月から 平成２４年７月まで）、さらなる持病悪化以降は６割（同年８月分）の増額が認められた事例

【公表番号４４８※１】 富岡町から避難している申立人ら夫婦について、原発事故後に、富岡町から同様に避難している兄夫婦から寝たきり状態の要介護４母親の介護を引き受けざるを得なくなった事情を考慮して、平成２３年３月から平成２５年１月までの間、日常生活阻害慰謝料の増額が月額８万円（申立人らの親族が介護を助けるようになってからは月額６万円）認められた事例

【公表番号４９２※１】避難指示区域から避難した家族４名の申立人らの日常生活阻害慰謝料（平成２３年３月から平成２４年７月まで）について、避難生活中に転倒して車椅子生活となり要支援１から要介護４へ状態が悪化した高齢者については、肺炎等へのり患、病院や施設の多数回の移動等も併せ考慮して月１０割の増額が、その夫については、妻の長期入院に伴って強い孤独感を抱くようになり認知症が要支援２から要介護１へ悪化したこと等を考慮して月６割の増額が、両名を介護した息子夫婦については、それぞれ介護の負担を考慮して月８割の増額が認められた事例

【公表番号４９４※１、※２】 避難指示区域（浪江町）から避難した夫婦の日常生活阻害慰謝料について、視力障害（身体障害等級１級）を有する夫について、知人宅に避難していた平成２３年３月は９割、長男宅に避難していた同年４月から平成２５年３月までは８割、妻について、自身の持病により入院しており夫の介護をしていなかった平成２３年３月から同年５月までは３割、持病を抱えながら夫の介護を行っていた同年６月から平成２５年３月までは６割を増額した賠償が認められた事例

【公表番号５２１※６】 緊急時避難準備区域から２か月間避難していた申立人ら家族の日常生活阻害慰謝料について、要介護２の１名及びその介護者１名について、２か月の避難の期間中（平成２３年３月及び同年４月）それぞれ月６割の増額が認められた事例

【公表番号５５０※１】 避難指示区域（楢葉町）から避難した申立人ら家族の避難慰謝料について、母については、股関節手術後の入院中に避難したため、リハビリが不十分であり歩行困難な状態での避難生活を送ったとして平成２３年３月について月６割の増額が、また、祖父及び祖母については、高齢の祖父が持病も悪化する中でアルツハイマー病の祖母を介護しながら避難生活を送ったとして同月から同年７月までそれぞれ月６割の増額等が認められた事例

【公表番号５８６※４、※５】 帰還困難区域から避難した夫婦について、避難中の家族別離（単身生活）等を考慮して、原発事故直後から平成２３年８月まで夫に月３割の日常生活阻害慰謝料の増額が認められ、また、同期間中の家族別離及び義母に対する介護の労を考慮して、妻に月６割の日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例

【公表番号７２６※１】 避難指示区域（富岡町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料について、避難開始直後に認知症等を発症した高齢の要介護者（申立人Ａ）に月１０割の増額、股

関節症等が悪化した高齢の要介護者（申立人Ｂ）に月３割の増額、両名の主たる介護者（申立人Ｄ）に月１０割の増額、従たる介護者（申立人Ｃ）に月３割の増額がそれぞれ認められた事例

【公表番号７６５※１、※３】 緊急時避難準備区域からの避難を平成２３年３月に開始した申立人らについて、ＡＤＨＤ（注意欠陥・多動性障害）にり患しながら避難先の合宿所で生活を送った児童に月６割、同児童の介護と幼児の世話を一人で見ざるを得なかった母親に月６割等の精神的損害の増額がされ、また、ＡＤＨＤの児童にとって帰還による環境変化は望ましくないことから避難を継続する必要性があると判断して、平成２４年９月以降も（平成２５年９月まで）賠償が継続された事例

【公表番号９０５※１】 帰還困難区域（双葉町）から避難し、原発事故後は要介護度が上昇し寝たきりに近い状態になった９０歳台の要介護者と、それに伴って介護負担が激増した介護者２名について、介護のために他の家族とも別に暮らすことを余儀なくされたことも考慮し、精神的損害の増額分として、要介護者には平成２３年３月から平成２４年９月まで月額６万円、介護者２名には平成２３年３月から同年８月まで合わせて月額３万円、同年９月から平成２４年９月まで合わせて月額６万円 が賠償された事例

【公表番号１１９０※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら夫妻について、同市内の店舗で勤務していた申立人妻（原発事故時５０歳台前半）は、同店の休業に伴い避難先近くの店舗に配転となったが、業務再開の際には元の職場へ復帰できることが約束されていること、自宅近くで新たな就職先を見付けることは困難であること、申立人夫は、全盲の視力障害を有しており、申立人妻の収入により生計を立てていること等の事情を考慮し、避難継続の合理性を認めるとともに、バリアフリー設備のない避難先での生活により申立人らが不自由な生活を強いられていること等の事情を考慮し、平成２７年１月分から平成２８年３月分まで、各申立人に対し、介護又は要介護を増額事由として、精神的損害について６割の増額分が賠償された事例

【公表番号１２５９※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人母（昭和１６年生）・子（昭和５３年生）の日常生活阻害慰謝料について、申立人母は要介護状態にあり、申立人子はうつ病にり患しながら、実質的に一人で申立人母の介護をしていたこと、申立人らは平成２５年１１月に新たに購入した自宅に転居したことを考慮して、平成２３年３月分から平成２５年１２月分までは６割、平成２６年１月分から平成２７年１２月分までは４割、平成２８年１月分から平成２９年１月分までは２割を増額して賠償された事例

【公表番号１３３５※１、※３】 帰還困難区域から避難した申立人父子について、平成２５年６月に申立人子が脳梗塞となり、これによる両下肢機能障害によって身体障害等級３級と認定されたことを考慮し、同月分から平成２８年６月分まで、日常生活阻害慰謝料の増額分（申立人子について８割、主たる介護者であった申立人父について５割）が賠償された事例

【公表番号１４４８※１】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人母子の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人母は避難直後から要介護１で介助を要する状態であり、後には脳梗塞によって要介護３、身体障害等級２級となったこと、申立人子は申立人母を介護したことを考慮して、申立人らそれぞれに平成２３年３月分から平成３０年３月分まで（ただし、申立人子については介護をすることができなかった２か月間は除く。）月額３万円、４万円又は７万円が賠償された事例

【公表番号１５０９※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から平成２３年３月に避難をした申立人ら夫婦について、申立人夫が人工透析を受けられる病院を探しながらの避難を強いられたほか、避難先で肺炎等を患い危険な容体となったこと、申立人妻も申立人夫の介護を余儀なくされたこと等の事情を考慮し、同月から同年７月まで申立人夫について月額８万円、申立人妻について月額５万円が、その後も人工透析や介護をしながら避難生活を送ったことを考慮し、同

年８月から平成２９年１０月まで申立人夫について月額３万円、申立人妻について月額２万円の精神的損害の増額が認められた事例

【公表番号１５１０※４】 避難指示解除準備区域（浪江町）から平成２３年３月に避難をした申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人自身も精神障害を抱えるなか、避難先で申立外亡母（要介護４）の介護に従事しなければならなかったことが考慮され、母が避難から約２週間後に介護老人保健施設に入居するまでについて、８万円が賠償された事例

【公表番号１５３１※６、※７】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の同一敷地に所在する２棟の建物に居住していた申立人ら（夫婦及びその子３名並びに夫の両親及び妻の母）について、申立人夫の母が左半身軽度麻痺の状態にあり、同人を申立人夫の父が介護したこと等を考慮して、申立人夫の父母の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、それぞれ、平成２３年３月分から新たに住居を購入した月の前月である平成２７年９月分まで、月額６万円（申立人夫の父母とその他の申立人らとの別離が生じていた４１か月間）又は月額３万円（その他の１４か月間）が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５５５※１】 居住制限区域（浪江町）から配偶者と共に避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難中、うつ病にり患し、要介護認定を受けた配偶者を介護しながらの避難生活であったことを理由に、配偶者がうつ病にり患した平成２３年１２月分から要介護認定を受ける前の平成２４年６月分までについて月額３万円、要介護認定の有効期間開始月である平成２４年７月分から同年９月分までについて月額５万円（ただし、同人が同年８月末に入院したことにより申立人の介護負担が一定程度軽減されたことを考慮し、同年９月分については月額３万円。）が賠償された事例

【公表番号１５７２※１】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、皮膚の疾患等にり患している状況での避難であり、また、その症状や生活状況等から心療内科等にも通院を要したほど精神的苦痛を負っていたこと等を考慮し、平成２３年３月から平成２９年５月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として合計２６９万円（平成２３年３月から同年７月までは避難所に避難し、症状も重かったことから月額６万円の増額、平成２３年８月から平成２４年７月までは借上げ住宅に入居したものの、症状が重度であったことから月額５万円の増額、平成２４年８月から平成２９年５月までは症状が落ち着いたため月額３万円〔ただし、この期間中、平成２６年１月は借上げ住宅の引っ越しに伴う負担増大を考慮して月額５万円、平成２７年３月は症状が劇的に悪化し病院をたらい回しになったことを考慮して月額６万円〕の増額）が賠償された事例

【公表番号１６１３※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（子夫婦及び夫の父母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故後の生活環境の変化と仮設住宅の過酷な環境によって要介護状態となった父母については要介護の状態や生活状況等に応じて、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで、１名当たり月額３万円から５万円までの範囲の賠償が、平成２３年３月に自宅に取り残され自衛隊により発見・搬送され無事に家族と合流できた申立人父についてはこの間の同人の苦労・苦痛を考慮して一時金１０万円が、避難先で申立人父母の介護を余儀なくされた申立人子夫婦については介護負担の状況や生活状況等に応じ、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで、両名合計で月額３万円又は５万円が賠償された事例

【公表番号１６１８※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の平成２３年３月分から平成３０年３月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、乳幼児である孫の世話をしながらの避難であったことのほか、失禁・便漏れを繰り返す夫の介護をしながらの避難であったことを考慮し、平成２３年３月分は７万２０００円、同年４月分から平成３０年３月分までは月額６万円が賠償された事例（ただし、既払金１２２万円を除く。）

【公表番号１６３８※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人が感情障害を患っていたこと、認知症の父及びうつ病の母を介護しながらの避難であったこと等を考慮し、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで、仮設住居に入居する平成２３年８月分までは月額８万円又は月額９万６０００円、同年９月分以降は月額５万円で算定した金額（直接請求手続による既払金１２７万５０００円とは別に３１８万７０００円）が賠償された事例

【公表番号１６５４※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難所を多数回移動したこと、申立人夫が心臓疾患にり患して手術や入院をし、その後眼疾患にもり患したこと、その間申立人妻が申立人夫の介護を行ったこと等を考慮して、平成２３年３月分及び同年４月分は、夫婦それぞれについて、避難所生活を理由とした既払金（月額２万円）とは別に追加して月額３万円が、同年５月分から同年７月分までは、申立人夫について月額８万円、申立人妻について月額６万円が、同年８月分から平成２７年３月分までは、申立人夫について月額３万円、申立人妻について月額１万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１６５６※２】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた被相続人（亡祖父）及び申立人ら（祖母、父、母及び子）について、被相続人及び申立人祖母は申立人祖母の足が不自由（身体障害等級３級、要介護２）であったこと等から避難をすることができず、避難した申立人父、母及び子と家族別離が生じた上、自らも身体障害等級３級であった被相続人が介護施設のサービスも利用することができない中、単身で申立人祖母の介護を担ったことや被相続人の障害等を考慮して、被相続人及び申立人祖母のそれぞれについて平成２３年３月分は６割、同年４月分から同年９月分までは３割の増額が認められた事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７６４※５】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫婦及び夫の母）について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫婦がそれぞれ持病を抱えていることに加え、申立人夫の母の介護をしながら避難したこと等を考慮して、平成２３年３月から申立人夫の母が特別養護老人施設に入所した平成２８年６月まで、申立人夫婦と申立人夫の母のそれぞれについて、申立人夫の母の要支援・要介護度の変化に応じて月額３万円から８万円が賠償された事例

【公表番号１７６５※２】　居住制限区域（浪江町）で被相続人（避難先で死亡）と同居し、共に避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、被相続人が要介護状態であったこと、原発事故前はバリアフリー設備等の整った住居で生活していたにもかかわらず避難先ではバリアフリー設備等が整っていない居住環境にあったこと、かかる状況下で申立人が被相続人の介護を恒常的に行ったことを考慮し、平成２３年３月は月額６万円、同年４月から同年６月までは月額５万円、介護サービスを利用できるようになった同年７月から原発事故前と同等の設備等が整う住居に移転する前月の平成２６年４月までは月額３万円が賠償された事例

【公表番号１７７３※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（母子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人子が発達障害を有すること、申立人母がかかる申立人子の介護を恒常的に行ったこと、申立外父と別離が生じたこと等を考慮して、避難所等に避難し生活環境の変化が著しく精神的負担が特に大きかった平成２３年３月及び同年４月は月額５万円、同年５月から平成２８年３月まで月額３万円が申立人母子それぞれに賠償され、その後も申立外父との別離が継続したことを考慮して、同年４月から平成３０年３月まで月額２万円が申立人母に賠償された事例

【公表番号１７７５※１、※３、※４】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した地域（南相馬市鹿島区）から平成２３年３月から同年５月までの間避難した申立人ら（夫婦及び子１名）の

うち、申立人夫婦及び申立外の亡祖母（申立人夫の母、平成２５年１１月に死去。）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、身体障害を有しつつ避難した亡祖母及び持病を抱えつつ同人を避難先で介護した申立人妻については、それぞれ平成２３年３月から同年５月まで６割の増額分（ただし、亡祖母分については既払金９万円を控除した残額を相続人である申立人夫が承継。）が、申立人妻の前記持病の入通院に際し自家用車での送迎や見舞いを行っていた申立人夫については、原発事故に伴い当初の通院先では手術体制が整わなかったことから県外の病院に転院し、そのため送迎の負担が増加したことを考慮して、一時金５万円がそれぞれ賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８００※２】　原発事故以前から身体障害等級２級の申立人の日常生活阻害慰謝料について、帰還困難区域（大熊町）から避難を余儀なくされ、共に避難した配偶者も避難中に身体障害等級４級の認定を受け、自ら介護を受けつつ配偶者を介護しながら避難生活を送らざるを得なくなった事情が考慮され、申立人による配偶者の介護状況及び申立人自身の要介護状況に応じて、平成２３年３月から平成２４年２月まで３割、平成２４年３月から平成２９年３月（配偶者死亡）まで５割、平成２９年４月から同年５月まで３割の増額賠償が認められた事例

【公表番号１８２３※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から亡父と共に避難した申立人母及び子３名（うち１名は原発事故後出生。）について、亡父も含めた世帯全員について平成２４年９月以降平成２５年１２月まで（亡父は死亡時まで。）の避難継続の合理性を認めた上で、亡父について持病が悪化したことを考慮し平成２３年１１月から平成２５年１０月まで３割、申立人母について避難中に妊娠・出産したこと及び夫や乳幼児である子らを世話したこと等を考慮し平成２３年３月及び４月は６割、同年５月から平成２５年１２月までは３割の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例

【公表番号１８２７※１】　避難指示解除準備区域（富岡町）からの避難生活中にリウマチ等の影響で手足が不自由になり要介護状態となり平成２９年３月に避難先で死亡した被相続人（申立人の母親）及び同人を介護した申立人のそれぞれについて、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、被相続人の要介護状態に応じて、被相続人（相続分として）については平成２３年３月から平成２９年３月まで２割ないし８割の増額分、申立人については平成２３年１０月から平成２９年３月まで３割ないし８割の増額分（いずれも既払分を除く。）の賠償が認められた事例

【公表番号１８３６※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難し、平成２５年２月に帰還した申立人ら（夫婦）について、夫の両親の介護を担ったこと、申立人夫が避難先で入院手術をしたこと等を考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人ら合わせて月額３万円ないし６万円（平成２３年３月から平成２５年１月まで）が賠償された事例

【公表番号１８７４※１】　申立人ら（母、成人の長男及び二男）のうちの申立人母について、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した後、亡夫（身体障害者等級３級、要介護４の認定）の介護を行っており、夫に対する医療措置のために帰還できなかったことを考慮し、夫が死去するまでの避難継続の合理性を認めた上で、日常生活阻害慰謝料として、平成２４年９月から平成２６年６月までの基礎分及び平成２３年３月から平成２６年６月まで介護を理由とする月額６万円の増額分（ただし、既払金を控除した額。）の賠償が認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９０※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（夫婦、子）について、申立人子に身体的な障害があり、住み慣れた生活環境を離れて避難場所を転々としたこと等により肉体的・精神的に過酷な状況にさらされたこと、申立人夫婦がそれぞれ仕事を持ちつつ申立人子の日常的な世話や付添い等で相当の負担があったこと、家族別離が生じたこと等を考慮

して、平成２３年３月から平成２９年５月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人子については月額６万円から１０万円が、申立人夫婦については合わせて月額２万円から５万円がそれぞれ賠償された事例　（いずれも既払金を控除）

【公表番号１９４７※１】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人ら（夫、妻、子）について、妻と身体障害等級１級の障がい及び持病を有する子が県外に避難して妻が子の世話をしており、夫は仕事の関係で県内での避難となって家族別離が発生し、夫は休日に子の世話のため妻子の避難先に通っていたなどの事情を考慮して、平成２３年３月から平成２９年５月まで、申立人夫に月３割の日常生活阻害慰謝料増額分、申立人妻及び申立人子にそれぞれ月６割の日常生活阻害慰謝料増額分の賠償が認められた事例

【公表番号１９４８※２、※３、※４】　避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族の日常生活阻害慰謝料に関し、申立人母については身体障害を抱える状態であったことから直接請求手続での既払分以降の期間である平成２９年６月から平成３０年３月まで月１万円を、申立人長女については乳幼児の子の世話及び障害を抱える亡祖母の介護という事情があったことから平成２３年３月から亡祖母が施設に入所する平成２７年３月まで月６万円又は３万円を、申立人二女については妊娠中及び乳幼児の子の世話という事情があったことから平成２３年８月から平成３０年３月まで月６万円又は月３万円を、それぞれ増額分として賠償が認められた事例

【増額幅が１０割以上の事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２０８※１】　避難指示区域から避難を余儀なくされ、ともに避難した視覚障害による身体障害等級１級である者に常に付き添う必要があった申立人に平成２３年３月から同年１０月まで１０割の、同年１１月から平成２４年５月まで６割の増額が認められた事例

【公表番号２６５※１】 夫妻及び夫の両親が同居していた避難指示区域の住居から避難を余儀なくされ、夫の母は股関節症により要介護状態であり、夫の父はがんを患っていた状態であったが、夫妻と夫の両親はそれぞれ別の場所に避難することとなって別離が生じて夫妻は離れた夫の両親の介護に通う状態であったとして、夫妻について、それぞれ、避難開始当初は特に状況が過酷であったとして平成２３年３月は１２万円、同年４月は８万円の増額が、その後夫の父が存命中は月額６万円の、その後は月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例

【公表番号３１０※１】 夫妻及びその子供２名（長男・二男）の家族が避難指示区域の住居から避難を余儀なくされたが、妻は車椅子を使用する身体障害で要介護４であり、二男はてんかんの持病を持つ知的障害者（障害等級２級）であるところ、夫は、妻及び二男の避難による体調の悪化等による極めて過酷な状況の中、これらを介護しながらの避難生活を強いられたとして、平成２３年３月は妻及び二男の分も合わせて１００万円の、同年４月から同年６月までは各月２０割の、同年７月から平成２４年５月までは各月１０割の増額が認められた事例

【公表番号３８２※１、※２】 避難指示区域から避難した申立人ら夫婦について、脳梗塞の後遺障害、パーキンソン症候群等による要介護状態にありかつ糖尿病等の持病も有していた夫の日常生活阻害慰謝料及び避難生活中に夫の介護を余儀なくされた妻の日常生活阻害慰謝料について、それぞれ、平成２３年３月分は月額１２万円、同年４月分以降平成２５年５月分までは月額１０万円が増額されて賠償された事例

【公表番号４０６※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から福島市に平成２４年１１月まで避難した夫婦（夫は身体障害等級１級。）について、妻の勤務先確保の困難さ、原町区の自宅の修繕完了時期、夫の障害及び妻が夫とその母（高齢かつ持病がある。）の介護を行っていたこと等を考慮して、それぞれ、避難による日常生活阻害慰謝料が平成２３年３月から夫の母が死亡する同年９月まで１０割、その後も平成２４年１１月まで６割の増額がされた事例

【公表番号４２９※１】 避難指示区域（双葉町）から関東地方に避難した家族４名の日常生活阻害慰謝料について、父については、持病のある妻及び知的障害のある二男の介護を恒常的に行ったこと、平成２３年１０月以降は二重生活により生活費が増加したことを考慮し同年３月から平成２４年８月まで月額６万円の増額が、長男については、持病のある母及び弟の介護を恒常的に行ったことを考慮し、平成２３年３月から同年９月まで月額３万円、父との家族別離後の同年１０月から平成２４年８月まで月額１０万円の増額が認められた事例

【公表番号４４３※２】 避難指示区域から避難を余儀なくされた申立人らについて、申立人らが、避難中に要介護状態にあった同人らの父（原発事故後死亡）らの介護をしていた事情が考慮され、避難による日常生活阻害慰謝料の増額が、平成２３年３月は月額１０万円、同年４月から同年１０月までは月額６万円、同年１１月から平成２４年５月までは月額３万円認められた事例

【公表番号４５２※１】 避難指示区域から避難した申立人ら２名の日常生活阻害慰謝料について、うち１名は、知的障害者と高齢者を介護しながら多数回の避難移動を実行したこと等の事情が考慮され、平成２３年３月は８割、同年４月から平成２４年２月までは６割の増額が認められ、うち１名は、上記事情に加え、自身の持病悪化を伴った避難であることが考慮され、平成２３年３月は１４割、同年４月から平成 ２４年２月までは１２割の増額が認められた事例

【公表番号４８８※１】 避難指示区域（富岡町）から避難した家族４名（両親及び子２名）の避難慰謝料について、両親がともに高齢で、介護又は支援を要し（要介護２及び要支援２）、子２名が介護等を行ったこと、多数回避難したこと、避難中に子らによる付添いを伴う両親の通院回数が増加したこと等を考慮し、避難による日常生活の阻害の程度が著しく高いと判断した上、家族全員について月１０割の増額（対象期間平成２３年３月から平成２４年１１月まで）が認められた事例

【公表番号４９０※１、※２】 南相馬市鹿島区から避難をした申立人ら母子の避難慰謝料（増額分）について、幼児については視力障害（身体障害等級１級）、持病を抱えての避難所生活が考慮され、避難所や旅館に避難していた２か月間について月額２０万円及び避難中に体調不良となり救急搬送されたこと等について一時金１０万円の合計５０万円が、また、母親については幼児の介助を行いながら避難所生活を送ったことが考慮され、避難所や旅館に避難していた２か月間について月額１０万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号６２６※６、※９、※１０】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らのうち、９０歳を超える高齢で、要介護１の認定を受けている者及びその介護を行った者の日常生活阻害慰謝料について、平成２３年３月から平成２４年４月まで月額１０割の増額分がそれぞれ追加賠償された事例

【公表番号８２０※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した夫婦とその母親について、南相馬市における介護従事者の人手不足等の事情のため、認知症で要介護４の母親が平成２５年１月まで同市内の介護福祉施設に入所できなかったこと、夫婦も避難先で受注した仕事を処理するまで帰還できなかったこと等を考慮し、避難慰謝料について、平成２４年９月以降現実に原町区に帰還した平成２５年１月まで（母親）又は同年５月まで（夫婦）の賠償継続と増額（母親及び主たる介護者の妻については月１０割、従たる介護者の夫については月８割の増額）が認められた事例

【公表番号９１２※１】 緊急時避難準備区域から避難した申立人ら（母親と小学生の子供２名）について、子供２名にそれぞれ重度、中度の知的障害があり、避難中の環境変化のため情緒不安定になって問題行動を繰り返したこと、母親が、一人で子供の世話をしながら避難せざるを得なかったことが考慮され、母親と子供２名それぞれに、平成２３年３月から原発事故時住所に帰還した平成２４年３月までの間、日常生活阻害慰謝料の増額分として月額１０万円が賠償された事例

【公表番号１０８４※１、※２】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人母及び申立人娘について、高齢の申立人母が視力障害で身体障害等級１級、要介護５であること及び申立人娘が介護を行っていたこと等を考慮し、いずれも避難生活における負担が他の避難者と比べて著しく大きいとして、精神的損害に係る慰謝料（平成２６年７月分から平成２７年５月分まで）について申立人らのいずれにも月１０割の増額が認められた事例

【公表番号１１７８※１、※２】 避難指示解除準備区域から避難した申立人ら夫婦について、避難生活に伴い申立人夫が人工透析を受けられる時間が短くなったこと、申立人妻が精神疾患を悪化させ入院する頻度が増えるとともに、申立人夫も申立人妻の介護を余儀なくされたこと等の事情を考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分（申立人夫について、平成２４年３月分まで月額１０割、同年４月分から平成２８年２月分まで月額６割の増額、申立人妻について、平成２３年５月分まで月額５割、同年６月分から同年１１月分まで月額８割、同年１２月分から平成２８年２月分まで月額４割の増額）が賠償された事例

【公表番号１３５５※２、※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難した夫婦について、身体障害がある夫（平成２８年死亡）については平成２３年３月から平成２６年３月まで、妻については夫を介護した平成２３年３月について、それぞれ日常生活阻害慰謝料の増額が１０割認められた事例

【公表番号１４４６※１】 居住制限区域から避難した被相続人Ａ（平成２７年１０月死亡。相続人は申立人Ｂ及び申立人Ｄ。）、その妻である申立人Ｂ、被相続人Ａの弟である申立人Ｃ、被相続人Ａの子である申立人Ｄ、その配偶者である申立人Ｅ及び同人らの子である申立人Ｆについて、被相続人Ａについては、平成２３年３月分から 平成２７年１０月分まで腎機能の悪化の程度や要介護の度合いに応じて月額３万円、６万円又は１０万円（ただし、既払金１１２万円を除く。）が、申立人Ｂについては、被相続人Ａの介護を理由として被相続人Ａと同期間について同額（ただし、既払金５６万円を除く。）が、申立人Ｃについては、被相続人Ａの介護を理由として平成２５年８月分から平成２７年１０月分まで月額３万円が、申立人Ｄ、Ｅ及びＦに ついては、家族別離と原発事故との相当因果関係を認定した上で、申立人Ｄ、Ｅ及びＦ各人の苦痛は個別に観念でき、世帯全体で評価する必要は必ずしもないこと等を理由として、平成２３年４月分から平成２５年９月分までそれぞれに対し月額３万円の賠償が認められた事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５９７※３】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（母子）の平成２９年５月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、要介護状態にある申立人母の要介護度の変化に応じ、申立人母が要介護度１又は２であった平成２８年６月分まではそれぞれに月額３万円が、要介護度４となった平成２８年７月分以降はそれぞれに月額１０万円が賠償された事例

【公表番号１６９１※２】 居住制限区域（富岡町）に居住していた申立外の亡父について、避難後に認知症、肺がん、咽頭がん及び脳出血を発症し、要介護状態（要介護度５）となりつつ避難生活を送ったことを考慮して、亡父の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、相続人である申立人子に対し、平成２８年４月から平成３０年３月まで月額１０万円が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７５２※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した被相続人とその介護にあたった同人の次女である申立人について、被相続人が要介護４の認定を受けた平成２９年６月から同人が亡くなった同年７月までの２か月について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、それぞれ月額１０万円の増額（合計４０万円）が認められた事例

【公表番号１７７２※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人らの中に身体障害があったり知的障害があったりする者が

おり、そのため同居家族間でサポートを要したこと等を考慮し、世帯分として、避難先を転々とした平成２３年３月から同年６月までは月額１２万円、避難先が落ち着いた後の同年７月から平成２５年６月までは月額９万円、同年７月から平成３０年３月までは月額７万円（ただし、既払金１７０万円を除く。）が賠償された事例

【公表番号１７８５※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（母及び未成年の子２名）の日常生活阻害慰謝料について、申立人らのうち子の１名が重度の身体障害及び知的障害を有しており、環境の変化による悪影響を避けるために避難生活を続けていたことを理由に避難継続の合理性を認め、東京電力の直接請求手続による賠償期間の後である平成２４年９月から南相馬市に帰還した平成２６年６月まで月額１０万円がそれぞれ追加的に賠償されたほか、上記障害を有する申立人子１名及び同人を恒常的に介護した申立人母については、さらに増額分として、避難所に避難していた平成２３年３月及び４月は月額１０万円、同年５月から同年１２月までは月額８万円、デイサービスを利用できるようになった平成２４年１月から平成２６年６月までは月額６万円が、それぞれ賠償（ただし、既払金を除く。）されるなどした事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９２９※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（母、子）について、申立人子が原発事故時に生後８か月で先天性の疾患があったために手術を控えていた状況において、予定されていた手術や在宅治療を受けることもできず、不安を抱えながら避難所へ避難し、その後、避難先で手術を受け入院生活を送ったこと等を考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人母については、平成２３年３月から申立人子が現実に手術を受けることができた同年５月までは特に精神的苦痛が顕著であったため一時金として５０万円、同年６月から平成２４年８月までは月額３万円が、申立人子については平成２３年３月から平成２４年８月まで月額３万円が、それぞれ認められた事例

ｅ　懐妊中であること

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号３７１※１】　避難指示区域から避難した原発事故当時妊娠中であった申立人母の日常生活阻害慰謝料について、避難当時に切迫早産と診断されていたことに鑑み一時金として５０万円、平成２３年７月の出産後は子供の世話をしながらの避難生活を余儀なくされたことに鑑み月額３万円がそれぞれ平成２４年１２月分まで増額されて賠償された事例

【公表番号１４２６※１～※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料について、平成２３年３月から平成２４年８月までの間の該当する期間において、懐妊中又は乳幼児の世話をしたことを理由として乳幼児の母親である申立人に月額３万円、身体の障害があったことを理由として身体障害者である申立人に月額３万円、家族別離を理由として１世帯当たり月額３万円の増額がされた事例

【公表番号１４９２※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、家族別離、懐妊中、乳幼児の世話といった事情が考慮され、精神的損害の増額が認められた事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５５７※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難期間中の妊娠及び出産後の育児負担の事情等を考慮し、妊娠が判明した平成２８年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円が賠償された事例

【公表番号１５８１※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故当時生後１か月であった乳幼児を連れての避難であったこと、原発事故により避難を余儀なくされたために親族等からの育児等に関する支援を受けられなくなったこと、避難中に第二子を妊娠・出産したこと等を考慮し、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円が賠償された事例

【公表番号１５９５※１、※２】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故当時、８０歳を超え難聴及び歩行困難等により、要介護１かつ身体障害等級３級の親族を介護していた申立人及び平成２５年３月に出産して以降は乳幼児を連れての避難生活であった申立人に対し、それぞれの事情のほか、平成２３年３月から平成３０年２月まで家族別離が生じたことを考慮し、平成２３年３月分から平成３０年２月分まで、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、月額３万円（合計２５２万円）ずつ賠償された事例

【公表番号１６０７※２、※４、※５】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、①前件和解後の平成２４年８月分から申立人らの一部が移住用の住宅に転居した平成２８年１２月分まで家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額３万円が、②平成２３年３月分から平成３０年３月分まで乳幼児を連れての避難であったことを考慮して月額３万円が、③原発事故時懐妊中であった申立人に対し、懐妊中の平成２３年３月分から同年７月分まで懐妊中であったことを考慮して月額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１６１７※２】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、避難により別離を余儀なくされたとして平成２３年８月分から平成２５年１０月分まで（別離が解消していた期間を除く）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額３万円が、加えて、申立人母が乳幼児を連れて避難を余儀なくされたこと及び避難中に妊娠、出産したことから平成２３年３月分から平成２７年２月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額３万円が賠償された事例

【公表番号１６４１※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故当時１歳の申立人長男の世話を恒常的に行い、また、原発事故後に申立人二男を出産の上、その世話を恒常的に行ったこと等を考慮して、平成２３年３月分から平成２９年３月分まで月額３万円が賠償された事例

【公表番号１６５５※３】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人に対し、避難中に、妊娠・出産し、その後生まれた子（申立外）の育児に当たったことを考慮して、妊娠後の平成２４年８月分から平成２９年３月分まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められた事例

【公表番号１７０６※２】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫、妻、夫の祖母、夫の母及びいずれも原発事故後に出生した子４名）のうち、原発事故当時妊婦であり、また、避難先において乳幼児である子４名の養育をした申立人妻に対し、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円が賠償された事例

【増額幅が５割以上の事例】

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５７３※１】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内の自宅から帰還困難区域（双葉町）内の実家に里帰り出産のために一時帰省していた懐妊中の申立人について、原発事故により避難し、出産間近な時期での劣悪な環境での生活を余儀なくされたこと及び出産後も育児をしながらの避難生活を余儀なくされたことを踏まえ、平成２３年３月分から同年７月分までの日常生活阻害慰謝料の増額分として一時金３０万円の賠償が認められた事例

【公表番号１６３５※１】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫婦及び子２名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難により別離を余儀なくされたこと、申立人妻が原発事故時妊婦であり避難生活中に出産したこと及び乳幼児を連れての避難であったこと等を考慮して、平成２３年３月分として月額５万円が、子のうち１名が小学校に入学した同年４月分から平成２４年５月分まで月額４万円が、同年６月に家族別離は解消したが引き続き乳幼児の世話を恒常的に行っていたことを考慮して、同年６月分から平成２６年１０月分まで月額３万円が賠償された事例

【公表番号１６６３※１】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料について、申立人母に対し、家族別離が生じていたことや懐妊中又は乳幼児の世話をしながらの避難であったこと等を考慮して、平成２３年３月分は７万２０００円、同年３月分から同年６月分まで月額６万円、同年７月分から平成３０年３月分まで月額３万円の増額を認め、申立人父に対し、家族別離が生じていたことを考慮して、平成２３年３月分は３万６０００円、同年３月分から同年６月分まで月額３万円の増額が認められた事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７６０※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（母及び子２名）のうち申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難所を転々としたこと、二男を妊娠した状態で発達障害のある幼い長男の面倒を見ながら避難生活を送ったこと、平成２４年には二男を出産後に原発事故の影響で転勤を余儀なくされた申立外夫と別離生活となって申立人母がほぼ一人で長男及び二男の面倒を見なければならなくなったことを考慮し、平成２３年３月及び同年４月は６割の増額、同年５月から平成２５年３月までは３割の増額、同年４月から長男が幼稚園を卒業した平成２７年３月までは２割の増額が認められた事例

【公表番号１７６７※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（父母及び原発事故後に出生した子２名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故時申立人母が妊婦であったこと及び平成２３年７月に出生した第一子の世話を恒常的に行ったこと等を考慮し、避難所に避難した平成２３年３月は月額５万円、同年４月から第一子が出生した同年７月までは月額４万円、同年８月から平成２４年８月までは月額３万円が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８２３※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から亡父と共に避難した申立人母及び子３名（うち１名は原発事故後出生。）について、亡父も含めた世帯全員について平成２４年９月以降平成２５年１２月まで（亡父は死亡時まで。）の避難継続の合理性を認めた上で、亡父について持病が悪化したことを考慮し平成２３年１１月から平成２５年１０月まで３割、申立人母について避難中に妊娠・出産したこと及び夫や乳幼児である子らを世話したこと等を考慮し平成２３年３月及び４月は６割、同年５月から平成２５年１２月までは３割の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例

【公表番号１８６０※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（夫妻と、妻の母。妻の父は平成２５年７月死亡）の日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫については、仕事の関係で家族の別離が生じたことを考慮して別離期間（平成２３年３月、同年８月から平成２４年８月まで）について月額３万円が、申立人妻については、平成２３年３月は避難所生活を送り、避難当初は妊婦（平成２３年５月出産）として、出産後は乳幼児を世話しながら生活し、夫とは別離し、また、自己の両親の看病、介護をしたことを考慮し、懐妊中の避難所生活期間（平成２３年３月）については月額８万円、その後（平成２３年４月から平成２４年８月まで）について月額４万円が、申立人母については、うつ病に罹患し、亡夫の介護をしながら生活したことを考慮して、当該期間（平成２３年３月から同年５月まで）につ

いて月額３万円、亡夫が介護施設に入所した以降の期間（平成２３年６月から平成２４年８月まで）について月額１万５０００円が、申立人らについては、被相続人（妻の父）が生前、要介護状態で避難生活を送ったことを考慮し、相続分として、平成２３年３月から平成２４年８月まで月額３万円（ただし、同期間について既払金の月額１万５０００円分を控除。）が、それぞれ賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９０７※３～※５】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（夫婦、その息子夫婦及び息子夫婦の子）について、日常生活阻害慰謝料増額分として、申立人夫婦とそれ以外の３名の間で、平成２３年８月から平成２９年５月まで家族別離が生じたことを考慮して、同期間中月額３万円が、申立人息子夫婦に対し、乳幼児であった子の世話を行いながらの避難生活であったことを考慮して、平成２３年７月から平成２９年５月まで月額３万円が、申立人息子妻に対し、妊娠中であったことを考慮して、平成２３年３月は月額６万円が、平成２３年４月から同年７月までは月額３万円がそれぞれ認められた事例

【公表番号１９４８※２、※３、※４】　避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族の日常生活阻害慰謝料に関し、申立人母については身体障害を抱える状態であったことから直接請求手続での既払分以降の期間である平成２９年６月から平成３０年３月まで月１万円を、申立人長女については乳幼児の子の世話及び障害を抱える亡祖母の介護という事情があったことから平成２３年３月から亡祖母が施設に入所する平成２７年３月まで月６万円又は３万円を、申立人二女については妊娠中及び乳幼児の子の世話という事情があったことから平成２３年８月から平成３０年３月まで月６万円又は月３万円を、それぞれ増額分として賠償が認められた事例

【増額幅が１０割以上の事例】

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５７０※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、懐妊中又は乳幼児の世話を行ったことを理由として月額１０万円（平成２３年３月分及び同年４月分）、家族別離により乳幼児の世話の負担が増加したことを理由として月額３万円（平成２３年５月分から平成２７年１１月分まで）が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８５７※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父母及び子２名（うち１名は原発事故後の平成２３年５月に出生））について、申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成２３年３月から同年６月までは出産直前直後であることを考慮して月額１０万円、平成２３年７月から平成２７年３月までは乳幼児２名を世話しながらの避難生活であったことを考慮して月額６万円、平成２７年４月から平成３０年３月までは乳幼児１名を世話しながらの避難生活であったことを考慮して月額３万円の賠償が認められた事例

ｆ　乳幼児の世話を恒常的に行ったこと

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２７５※１】　緊急時避難準備区域（広野町）において申立人妻が出産して退院したところで原発事故が発生し、申立人夫及び子供２名と過酷な避難生活を余儀なくされたとして、夫妻それぞれに月額３万円の増額（平成２３年３月から平成２４年８月まで）が認められた事例

【公表番号３０６※２】 原発事故前に里帰り出産のため緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の実家に滞在し、同区域内の産婦人科に通院中であった者が子の出産後、子とともに原発事故により避難を余儀なくされ、乳幼児の世話をしながら避難生活をしたとして月額３万円の増額（平成２３年３月から同年１２月まで）が認められた事例

【公表番号３７１※１】 避難指示区域から避難した原発事故当時妊娠中であった申立人母の日常生活阻害慰謝料について、避難当時に切迫早産と診断されていたことに鑑み一時金として５０万円、平成２３年７月の出産後は子供の世話をしながらの避難生活を余儀なくされたことに鑑み月額３万円がそれぞれ平成２４年１２月分まで増額されて賠償された事例

【公表番号７３９※３】 原発事故当時、緊急時避難準備区域に住んでいた申立人が、避難生活中に乳幼児である子供の世話を恒常的に行ったとして、平成２３年３月から避難継続を認めた平成２４年９月以降も月額３万円の増額を認めた事案

【公表番号８４７※３、※４】 緊急時避難準備区域（広野町）から避難した申立人ら（乳幼児を含む。）について、自宅付近の放射線量及び乳幼児４人の避難先での進学・入園状況等から、避難継続の必要性を認め、平成２４年６月から平成２５年１０月までの精神的損害等が賠償された事例

【公表番号１２８４※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人母・乳幼児２名の平成２４年９月分以降の日常生活阻害慰謝料について、就労上の理由で避難を継続した申立人父と同居するために避難を継続していたこと、申立人母は同乳幼児２名の世話をしていたこと等を考慮して、帰宅した平成２５年４月分までの損害が賠償され、申立人母については慰謝料の増額がされた事例

【公表番号１４０４※１、※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料について、乳幼児の世話をしたことを理由として乳幼児の母親に月額３万円（平成２３年３月から平成２４年３月まで）、家族別離を理由として１世帯当たり月額３万円（平成２３年３月から平成２４年８月まで）の増額がされた事例

【公表番号１４２６※１～※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料について、平成２３年３月から平成２４年８月までの間の該当する期間において、懐妊中又は乳幼児の世話をしたことを理由として乳幼児の母親である申立人に月額３万円、身体の障害があったことを理由として身体障害者である申立人に月額３万円、家族別離を理由として１世帯当たり月額３万円の増額がされた事例

【公表番号１４９２※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、家族別離、懐妊中、乳幼児の世話といった事情が考慮され、精神的損害の増額が認められた事例

【公表番号１５１５※３】 帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人らについて、乳幼児を連れての避難であったことを考慮し、平成２７年１２月分から当該乳幼児が就学した月の前月である平成２９年３月分まで、主に世話をしていた申立人の日常生活阻害慰謝料が月額１万５０００円増額された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５５７※１】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難期間中の妊娠及び出産後の育児負担の事情等を考慮し、妊娠が判明した平成２８年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円が賠償された事例

【公表番号１５８１※１】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故当時生後１か月であった乳幼児を連れての避難であったこと、原発事故により避難を余儀なくされたために親族等からの育児等に関する支援を受けられなくなったこと、避難中に第二子を妊娠・出産したこと等を考慮し、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円が賠償された事例

【公表番号１５８２※２】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、父母両名に対し、家族の別離を余儀なくされたことを考慮して１人当たり月額３万円（別離が生じていた期間である平成２３年４月分、同年５月分、同年８月分から平成２４年９月分まで、同年１１月分から平成２５年１１月分まで、平成２６年１月分、同年２月分、同年４月分及び同年５月分）が賠償されたほか、母に対し、申立外の子２名（原発事故当時１歳及び０歳）の育児をしながらの避難を余儀なくされたことを考慮して、平成２３年３月分から親族が新たに購入し居住する持ち家に転居した平成２７年１０月分まで、さらに月額３万円が賠償された事例

【公表番号１５９５※１、※２】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故当時、８０歳を超え難聴及び歩行困難等により、要介護１かつ身体障害等級３級の親族を介護していた申立人及び平成２５年３月に出産して以降は乳幼児を連れての避難生活であった申立人に対し、それぞれの事情のほか、平成２３年３月から平成３０年２月まで家族別離が生じたことを考慮し、平成２３年３月分から平成３０年２月分まで、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、月額３万円（合計２５２万円）ずつ賠償された事例

【公表番号１６０７※２、※４、※５】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、①前件和解後の平成２４年８月分から申立人らの一部が移住用の住宅に転居した平成２８年１２月分まで家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額３万円が、②平成２３年３月分から平成３０年３月分まで乳幼児を連れての避難であったことを考慮して月額３万円が、③原発事故時懐妊中であった申立人に対し、懐妊中の平成２３年３月分から同年７月分まで懐妊中であったことを考慮して月額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１６１７※２】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、避難により別離を余儀なくされたとして平成２３年８月分から平成２５年１０月分まで（別離が解消していた期間を除く）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額３万円が、加えて、申立人母が乳幼児を連れて避難を余儀なくされたこと及び避難中に妊娠、出産したことから平成２３年３月分から平成２７年２月分まで日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額３万円が賠償された事例

【公表番号１６４１※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故当時１歳の申立人長男の世話を恒常的に行い、また、原発事故後に申立人二男を出産の上、その世話を恒常的に行ったこと等を考慮して、平成２３年３月分から平成２９年３月分まで月額３万円が賠償された事例

【公表番号１６５５※２、※３】　居住制限区域（浪江町）から家族６名（父母、子４名（うち１名が原発事故時就学前））で避難した申立人らのうち、申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、慣れない避難先で幼児１名を含む子らの養育に当たらなければならなかった点を考慮し、平成２３年３月分から末子が就学する前の月である平成２５年３月分まで月額３万円（ただし、平成２３年３月分及び４月分については月額３万６０００円）の賠償が、申立人長子の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難中に妊娠・出産し、その後生まれた子（申立外）の育児に当たったことを考慮して、妊娠後の平成２４年８月分から平成２９年３月分まで月額３万円の賠償が認められた事例

【公表番号１６７５※３】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、高次脳機能障害を有する父の介護を行ったこと、乳幼児の世話をしながらの避難であったこと等を考慮し、平成２３年３月分から平成２７年１１月分まで月額３万円が賠償された事例

【公表番号１７０６※２】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫、妻、夫の祖母、夫の母及びいずれも原発事故後に出生した子４名）のうち、原発事故当時妊婦であり、また、

避難先において乳幼児である子４名の養育をした申立人妻に対し、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円が賠償された事例

【公表番号１７０７※２】　居住制限区域（浪江町）内の両親の自宅から自動車で５分程度の距離の自宅に居住していた申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故の影響により、子（原発事故当時２歳）と一時的に別離を余儀なくされたこと、幼児である子を連れながら避難を余儀なくされたことを考慮し、避難所で生活した平成２３年３月分については月額６万円、平成２３年４月分から平成２５年５月分については月額３万円がそれぞれ賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７１１※２】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人夫については申立人妻及び子らとの別離を余儀なくされたことを考慮して平成２３年１２月分から平成２７年１２月分まで、申立人妻については乳幼児３名を養育しながらの避難となったことを考慮して平成２３年６月分から末子が小学校に入学する日の前月である平成２９年３月分まで、申立人夫婦それぞれに月額３万円が賠償された事例

【公表番号１７６３※２】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父母及び未成年の子２名）について、原発事故当時５歳と１歳の乳幼児であった申立人子らを抱えながら避難先での生活に苦労があったこと等を考慮して、平成２３年３月から原発事故当時１歳だった申立人子が小学校に入学した前月の平成２７年３月まで、月額３割の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例

【公表番号１７６７※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（父母及び原発事故後に出生した子２名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故時申立人母が妊婦であったこと及び平成２３年７月に出生した第一子の世話を恒常的に行ったこと等を考慮し、避難所に避難した平成２３年３月は月額５万円、同年４月から第一子が出生した同年７月までは月額４万円、同年８月から平成２４年８月までは月額３万円が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８３７※２】　帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人ら（父母及び未成年の子２名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人母について、自身の適応障害、乳幼児（申立外）を連れての避難であったこと及び適応障害である子２名（申立人）の育児を行いながらの避難であったことを考慮して前回の和解仲介手続における賠償対象期間後の平成２７年６月から平成２８年６月まで３割の増額分が賠償された事例

【公表番号１８６９※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難した申立人ら（母及び乳幼児を含む未成年の子３名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人母に対し、乳幼児及び障害児の世話をしながらの避難であったことや申立人子らのうち子１名との別離期間があったこと等を考慮し、平成２３年３月分から平成２４年８月分まで月額３万円ないし６万円が、②申立人子らのうち１名に対し、ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害）により新たな生活環境に順応するのが困難な状況で何度も住居の変更や転校をせざるを得なかったこと等を考慮し、平成２３年３月分から平成２４年８月分まで月額３万円が、それぞれ賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９５※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（祖父母、父母、幼児を含む子３名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、乳幼児を連れての避難で

あったことを考慮して、主たる監護者である母に対し、平成２３年３月から平成２６年３月まで月額３割の増額の賠償が認められた事例

【公表番号１９０２※２】　申立人ら（父、母及び未成年の子３名）のうちの申立人母に対し、乳幼児の世話をしながら避難したことを考慮し、平成２３年３月については月額３万６０００円、平成２３年４月から平成２６年３月までについては月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号１９０７※３～※５】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（夫婦、その息子夫婦及び息子夫婦の子）について、日常生活阻害慰謝料増額分として、申立人夫婦とそれ以外の３名の間で、平成２３年８月から平成２９年５月まで家族別離が生じたことを考慮して、同期間中月額３万円が、申立人息子夫婦に対し、乳幼児であった子の世話を行いながらの避難生活であったことを考慮して、平成２３年７月から平成２９年５月まで月額３万円が、申立人息子妻に対し、妊娠中であったことを考慮して、平成２３年３月は月額６万円が、平成２３年４月から同年７月までは月額３万円がそれぞれ認められた事例

【公表番号１９２２※２】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（父母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、幼児の世話を恒常的に行いながらの避難であったことを考慮して、平成２３年３月から平成２４年３月まで月額３万円の増額の賠償が認められた事例

【公表番号１９２４※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、未成年の子３名）について、日常生活阻害慰謝料として、申立人夫につき、持病を抱えていたことを考慮して平成２６年３月から平成３０年３月まで１割の増額分の賠償が、申立人妻につき、乳幼児の世話を行ったことを考慮して平成２３年３月から平成２４年３月まで３割の増額分の賠償が、申立人子らのうちの１名につき、障害を抱えていたことを考慮して平成２３年３月から平成３０年３月まで３割の増額分の賠償が、申立人子ら３名につき、不登校に至ったこと等を考慮して一時金として１人当たり１０万円の増額分の賠償が、申立人ら全員につき、避難所で過酷な避難をしたことを考慮して平成２３年３月から平成２３年４月まで１人当たり３割の増額分の賠償（ただし、直接請求における既払分１人当たり４万円を除く。）が、それぞれ認められた事例

【公表番号１９２９※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（母、子）について、申立人子が原発事故時に生後８か月で先天性の疾患があったために手術を控えていた状況において、予定されていた手術や在宅治療を受けることもできず、不安を抱えながら避難所へ避難し、その後、避難先で手術を受け入院生活を送ったこと等を考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人母については、平成２３年３月から申立人子が現実に手術を受けることができた同年５月までは特に精神的苦痛が顕著であったため一時金として５０万円、同年６月から平成２４年８月までは月額３万円が、申立人子については平成２３年３月から平成２４年８月まで月額３万円が、それぞれ認められた事例

【公表番号１９３３※１、※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）から避難した被相続人（高齢の母）及び申立人ら（娘、孫２世帯）の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償として、①被相続人について、原発事故当時、入院中であったが原発事故直後に病院ごと避難し、避難先で退院した後、病院併設の介護老人保健施設へ入所したが、要介護状態となっていた事情等が考慮され、介護老人保健施設へ入所した平成２３年６月分から死亡した平成２４年１１月分について月額５万円が、②申立人娘について、被相続人と申立人らとの間で別離が生じたことが考慮され、平成２３年６月分から平成２４年８月分まで月額３万円が、③申立人孫（娘の長女）について、娘・申立人孫（娘の長女）と申立人孫（娘の二女）と間で別離が生じたことが考慮され、一時金として２０万円が、④申立人孫（娘の二女）の夫について、就労の関係で妻子との間で別離状態が生じたことが考慮され、一時金として１０万円が、⑤申立人孫（娘の二女）について、避難生活中に乳幼児の世話を恒常的に行ったことが考慮され、平成２３年３月分から平成２４年８月分まで月額３万円が、それぞれ認められた事例

【増額幅が５割以上の事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号７８７※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（乳児を含む親子）について、避難による日常生活阻害慰謝料が、父については母子との別離を理由に月額３万円（平成２３年３月から同年８月まで）、母については育児を恒常的に一人で行わなければならなかったことを理由に月額６万円（同年３月から平成２４年８月まで。平成２３年３月のみ、多数回移動を理由にさらに３万円）の増額がされた事例

【公表番号１５１１※１、※２】居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦及び子２名）について、避難により家族の別離が生じたことや乳幼児を連れての避難であったことを考慮し、平成２３年３月分から乳幼児が小学校に入学する前月である平成２７年３月分までは月額合計６万円、同年４月分から平成２９年２月分までは月額合計３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５７１※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難した申立人ら（父母及び未成年の子３名）のうち、申立人母の平成２４年７月分及び同年８月分の日常生活阻害慰謝料について、避難先での育児負担の事情を考慮し、月額５万円が増額して賠償された事例

【公表番号１５７３※１】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内の自宅から帰還困難区域（双葉町）内の実家に里帰り出産のために一時帰省していた懐妊中の申立人について、原発事故により避難し、出産間近な時期での劣悪な環境での生活を余儀なくされたこと及び出産後も育児をしながらの避難生活を余儀なくされたことを踏まえ、平成２３年３月分から同年７月分までの日常生活阻害慰謝料の増額分として一時金３０万円の賠償が認められた事例

【公表番号１６１８※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の平成２３年３月分から平成３０年３月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、乳幼児である孫の世話をしながらの避難であったことのほか、失禁・便漏れを繰り返す夫の介護をしながらの避難であったことを考慮し、平成２３年３月分は７万２０００円、同年４月分から平成３０年３月分までは月額６万円が賠償された事例（ただし、既払金１２２万円を除く。）

【公表番号１６２３※１】　居住制限区域（浪江町）から避難を余儀なくされた申立人ら（父母及び子３名）の日常生活阻害慰謝料について、父母が避難先で乳幼児である子の育児をしたことによる負担等を考慮し、平成２３年３月分から末子が小学校に入学する前月である平成２９年３月分まで、避難先の居住環境や育児の状況等に応じて、月額７万２０００円から月額１万円までの範囲により算定した増額が認められた事例

【公表番号１６３５※１】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫婦及び子２名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難により別離を余儀なくされたこと、申立人妻が原発事故時妊婦であり避難生活中に出産したこと及び乳幼児を連れての避難であったこと等を考慮して、平成２３年３月分として月額５万円が、子のうち１名が小学校に入学した同年４月分から平成２４年５月分まで月額４万円が、同年６月に家族別離は解消したが引き続き乳幼児の世話を恒常的に行っていたことを考慮して、同年６月分から平成２６年１０月分まで月額３万円が賠償された事例

【公表番号１６４９※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（祖父母、父母、子２名）のうち申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、乳幼児であった申立人子の世話を恒常的に行ったことを理由に平成２３年３月分から平成２５年３月分ま

で月額３万円（申立人夫との別離も生じていた平成２３年３月分から同年５月分までは月額６万円）が賠償された事例

【公表番号１６６３※１】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料について、申立人母に対し、家族別離が生じていたことや懐妊中又は乳幼児の世話をしながらの避難であったこと等を考慮して、平成２３年３月分は７万２０００円、同年３月分から同年６月分まで月額６万円、同年７月分から平成３０年３月分まで月額３万円の増額を認め、申立人父に対し、家族別離が生じていたことを考慮して、平成２３年３月分は３万６０００円、同年３月分から同年６月分まで月額３万円の増額が認められた事例

【公表番号１６７１※２】　原発事故当時、浪江町に居住し、乳幼児の世話を恒常的に行っていた申立人母及び当時乳幼児であった申立人子に対し、原発事故後、申立人父と別離した上で、避難により従前得られていた実家による助力が得られなくなったことから、平成２３年３月から子が小学校に入学する前月である平成２９年３月まで２２３万円（平成２３年３月分及び同年４月分は避難所生活のため離乳食の入手が困難であったこと及び泣き声等のため周囲の避難者に気を使うことを余儀なくされたこと等の事情を考慮し月額５万円。同年５月分以降は月額３万円）の日常生活阻害慰謝料の増額を認めた事例

【公表番号１７１０※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、申立人母子のみが平成２８年３月まで避難した申立人ら（父母及び子２名（うち１名は原発事故後に出生））について、家族間に別離が生じたこと及び申立人母は乳幼児である子２名を連れながらの避難生活であったこと等を考慮して、申立人父は平成２３年３月分から平成２４年８月分まで月額３万円、申立人母は平成２３年３月分から平成２４年８月分まで月額３万円及び平成２４年９月から平成２６年３月まで月額５万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）がそれぞれ賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７４２※１】　居住制限区域（飯舘村）から避難した申立人ら３名（祖母、母及び子）のうち、申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、平成２８年３月に出産し、恒常的に乳幼児である申立人子の世話をしながらの避難生活であったことを考慮し、平成２８年４月から平成３０年３月まで月額３万円の増額、ただしそのうち平成２８年４月から平成２９年３月までの期間は、上記の事情に加え、元夫が心身の不調により入院し、自身の心身も不調であったという状況及び申立人祖母と別離していたこと等も踏まえて月額５万円の増額の賠償が認められた事例

【公表番号１７６０※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（母及び子２名）のうち申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難所を転々としたこと、二男を妊娠した状態で発達障害のある幼い長男の面倒を見ながら避難生活を送ったこと、平成２４年には二男を出産後に原発事故の影響で転勤を余儀なくされた申立外夫と別離生活となって申立人母がほぼ一人で長男及び二男の面倒を見なければならなくなったことを考慮し、平成２３年３月及び同年４月は６割の増額、同年５月から平成２５年３月までは３割の増額、同年４月から長男が幼稚園を卒業した平成２７年３月までは２割の増額が認められた事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８１９※１】　原発事故時に自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、居住制限区域（浪江町）に居住する申立人夫と婚約中であった申立人妻の平成２３年１１月の婚姻後の日常生活阻害慰謝料について、妊娠中の避難生活となったこと、出産後は病弱な乳幼児ら３人の世話をしながらの避難生活となったことに鑑み、平成２３年１１月から平成３０年３月まで、子らが入院した４か月間は月額５万円、それ以外の期間は月額３万円の計２３９万円が増額して賠償された事例

【公表番号１８２３※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から亡父と共に避難した申立人母及び子３名（うち１名は原発事故後出生。）について、亡父も含めた世帯全員について平成２４年９月以降平成２５年１２月まで（亡父は死亡時まで。）の避難継続の合理性を認めた上で、亡父について持病が悪化したことを考慮し平成２３年１１月から平成２５年１０月まで３割、申立人母について避難中に妊娠・出産したこと及び夫や乳幼児である子らを世話したこと等を考慮し平成２３年３月及び４月は６割、同年５月から平成２５年１２月までは３割の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例

【公表番号１８５７※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父母及び子２名（うち１名は原発事故後の平成２３年５月に出生））について、申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成２３年３月から同年６月までは出産直前直後であることを考慮して月額１０万円、平成２３年７月から平成２７年３月までは乳幼児２名を世話しながらの避難生活であったことを考慮して月額６万円、平成２７年４月から平成３０年３月までは乳幼児１名を世話しながらの避難生活であったことを考慮して月額３万円の賠償が認められた事例

【公表番号１８６０※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（夫妻と、妻の母。妻の父は平成２５年７月死亡）の日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫については、仕事の関係で家族の別離が生じたことを考慮して別離期間（平成２３年３月、同年８月から平成２４年８月まで）について月額３万円が、申立人妻については、平成２３年３月は避難所生活を送り、避難当初は妊婦（平成２３年５月出産）として、出産後は乳幼児を世話しながら生活し、夫とは別離し、また、自己の両親の看病、介護をしたことを考慮し、懐妊中の避難所生活期間（平成２３年３月）については月額８万円、その後（平成２３年４月から平成２４年８月まで）について月額４万円が、申立人母については、うつ病に罹患し、亡夫の介護をしながら生活したことを考慮して、当該期間（平成２３年３月から同年５月まで）について月額３万円、亡夫が介護施設に入所した以降の期間（平成２３年６月から平成２４年８月まで）について月額１万５０００円が、申立人らについては、被相続人（妻の父）が生前、要介護状態で避難生活を送ったことを考慮し、相続分として、平成２３年３月から平成２４年８月まで月額３万円（ただし、同期間について既払金の月額１万５０００円分を控除。）が、それぞれ賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９４８※２、※３、※４】　避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族の日常生活阻害慰謝料に関し、申立人母については身体障害を抱える状態であったことから直接請求手続での既払分以降の期間である平成２９年６月から平成３０年３月まで月１万円を、申立人長女については乳幼児の子の世話及び障害を抱える亡祖母の介護という事情があったことから平成２３年３月から亡祖母が施設に入所する平成２７年３月まで月６万円又は３万円を、申立人二女については妊娠中及び乳幼児の子の世話という事情があったことから平成２３年８月から平成３０年３月まで月６万円又は月３万円を、それぞれ増額分として賠償が認められた事例

【増額幅が１０割以上の事例】

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５７０※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、懐妊中又は乳幼児の世話を行ったことを理由として月額１０万円（平成２３年３月分及び同年４月分）、家族別離により乳幼児の世話の負担が増加したことを理由として月額３万円（平成２３年５月分から平成２７年１１月分まで）が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８３４※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について、乳幼児２名（原発事故時生後１か月の子含む。）を連れての避難生活であったこと、申立人妻は産後間もなく体調が万全でない中で避難を強いられたこと等を考慮し、上記子らの世話の負担の程度等に応じて、平成２３年３月は月額１２万円、同年４月は月額８万円、同年５月から平成２４年１０月までは月額５万円、同年１１月から平成２９年３月までは月額３万円（合計２６９万円）の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例

g　家族の別離、二重生活等が生じたこと

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２０６※６、※１３、※１６】　原発事故当時、避難指示区域（双葉町）に居住していた申立人らについて、一家が離散した状態で多数の移動をしたこと、失業し、又は運営していた音楽教室の閉鎖を余儀なくされたこと等の事情から、１割（平成２３年３月から平成２４年５月まで）及び１０万円又は１１万円の一時金の増額が認められた事例

【公表番号２６１※１】 緊急時避難準備区域（広野町）から母及び１歳未満の子が避難を余儀なくされたが、父は地方公務員として避難することができず、家族別離が生じたとして、それぞれに月額概ね３万円に相当する増額が認められた事例

【公表番号２６６※１】 避難指示区域から避難を余儀なくされたために仕事や学校等の関係で家族別離を余儀なくされた家族について、平成２３年３月から平成２４年１１月までの間、それぞれに月額３万円の増額が認められた事例

【公表番号３０５※６】 避難指示区域から避難を余儀なくされた者らが、原発事故後に避難先を転々としたこと、家族と別離が生じたこと、ペットが死亡したこと、避難生活中の病気のり患等により合計４５万円ずつの増額（平成２３年３月から平成２４年１１月まで）が認められた事例

【公表番号４３７※２】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人らについて、避難慰謝料の増額事由として、家族の別離、極度の精神的不安定状態、避難所の移動回数が多かったこと及びペットの喪失等が考慮され、申立人Ａについては平成２４年３月から平成２５年２月までの間について中間指針が認める日常生活阻害慰謝料及び増額分合計４５５万３９５５円、申立人Ｂについては平成２３年３月から平成２４年８月までの間について同慰謝料及び増額分合計２６９万円及び申立人Ｃについては同期間について同慰謝料及び増額分合計２５７万円の賠償が認められた事例

【公表番号４８２※１】 避難指示区域から避難した申立人ら家族の避難慰謝料（対象期間平成２３年３月から平成２４年５月まで）として、高齢者について家族の別離及び身体障害等級２級（半身不随）を考慮して月８割の増額、息子夫婦について家族の別離を考慮して合わせて月３割の増額が認められた事例

【公表番号５７４※３】 緊急時避難準備区域に自宅と勤務先工場があり、原発事故による工場の他県移転に伴い雇用確保のため他県に単身赴任した申立人について、工場移転は経営判断であるとして原発事故との相当因果関係を否定する東京電力の主張を排斥し、かつ、平成２４年９月以降も単身赴任を継続する必要があると認めて、平成２３年５月分から平成２５年５月分まで家族別離を理由として日常生活阻害慰謝料が３万円増額して賠償された事例

【公表番号６２０※１】 原発事故により特定避難勧奨地点に指定された南相馬市の自宅から７９歳の母を含めた６人で茨城県に避難したが、母が避難先の生活に耐えられず一人で上記自宅に戻ったことによって家族の別離が生じた申立人について、別離による精神的損害の増額分として和解案提示月である平成２５年５月まで月額３万円の増額を認めた事例

【公表番号７８７※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（乳児を含む親子）について、避難による日常生活阻害慰謝料が、父については母子との別離を理由に月額３万円（平成２３年３月から同年８月まで）、母については育児を恒常的に一人で行わなければならなかったことを理由に月額６万円（同年３月から平成２４年８月まで。平成２３年３月のみ、多数回移動を理由にさらに３万円）の増額がされた事例

【公表番号７９９※２】 緊急時避難準備区域内に居住していたが、原発事故後に埼玉県に避難した家族３名（うち２名は高校生と中学生）について、子供２名が避難先の高校・中学校に通学していることや家族別離等の事情を考慮し、平成２４年９月以降の避難費用、日常生活阻害慰謝料等の賠償継続及び日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例

【公表番号１０８７※２、※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から申立人長男とともに避難した高齢者の母が、避難中に脳梗塞を発症し、その後寝たきりとなり介護施設に入所し平成２６年９月に死亡した事案について、母の相続人である申立人らに対し母の避難慰謝料については病状等を考慮して月１０割の増額を死亡時まで、申立人長男に対し同人の避難慰謝料については避難による家族別離を考慮して月３割の増額を同年１１月まで、それぞれ認めた事例

【公表番号１１０７※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人父について、原発事故により申立人母子が避難したために家族の別離が生じた事情を考慮し、平成２３年３月分から平成２４年８月分までの期間について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、月額３万円が賠償された事例

【公表番号１１３３※３】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らについて、平成２４年６月から平成２６年１２月までの精神的損害について、家族別離を理由とする月額１万円の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号１１８８※２】 避難指示解除準備区域（楢葉町）から避難し平成２６年７月に死亡した被相続人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、入通院慰謝料の全部及び死亡慰謝料の一部とは別に、要介護状態、中等度・重度の持病に当たるとして、同年１月分から同年７月分まで月額３万円が認められるとともに、相続人である申立人らに対し、家族別離を理由として、平成２７年４月分から同年１１月分まで月額３万円が認められた事例

【公表番号１３６９※１】 帰還困難区域（浪江町）に居住していた申立人らについて、原発事故による避難の結果、同居していた家族の別離が生じたとして、平成２３年４月分から別離状態が解消した平成２７年１月分まで、申立人らの世帯全体に対して月額３万円の増額が認められた事例

【公表番号１４０４※１、※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料について、乳幼児の世話をしたことを理由として乳幼児の母親に月額３万円（平成２３年３月から平成２４年３月まで）、家族別離を理由として１世帯当たり月額３万円（平成２３年３月から平成２４年８月まで）の増額がされた事例

【公表番号１４０６※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）の自宅で、夫、子供夫婦及び孫らと生活していた申立人について、原発事故に伴う同子供夫婦及び孫らの避難により別離を余儀なくされたことを考慮し、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで（ただし、別離が解消されていた平成２３年９月分から平成２４年３月分までを除く。）の日常生活阻害慰謝料の増額分（３割）が賠償された事例

【公表番号１４１２※５】 南相馬市避難要請区域（南相馬市鹿島区）から県外へ平成２３年４月から同年９月まで避難し、さらに同年１１月から平成２６年８月まで再度避難し家族別離が生じた申立人らについて、平成２３年４月分から同年９月分までの精神的損害の増額分が賠償された事例

【公表番号１４２６※１～※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料について、平成２３年３月から平成２４年８月までの間の該当する期間において、懐妊中又は乳幼児の世話をしたことを理由として乳幼児の母親である申立

人に月額３万円、身体の障害があったことを理由として身体障害者である申立人に月額３万円、家族別離を理由として１世帯当たり月額３万の増額がされた事例

【公表番号１４２７※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料について、家族別離を理由として１世帯当たり月額３万円（平成２３年３月から平成２４年８月まで）の増額がされた事例

【公表番号１４２８※１】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦及び子二人）について、平成２９年４月にいわき市で同居を開始するまでの間、申立人夫が単身赴任となり、家族間別離を余儀なくされたことを考慮し、平成２３年３月分から平成２９年３月分まで、申立人夫について月額３万円、申立人妻子について月額合計 ３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例

【公表番号１４２９※１】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、避難により家族の別離が生じたことを考慮し、住居確保損害の支払後は家族の別離を余儀なくされたとは認められないとの東京電力の主張を排斥し、平成２３年３月分から平成２７年３月分までは月額合計６万円（ただし、原発事故の直後である平成２３年３月分から同年６月分までは月額７万２０００円又は６万６０００円。）、平成２７年４月分から平成３０年３月分までは月額合計３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例

【公表番号１４４４※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故時同居していた両親との別離を余儀なくされたことを考慮して、別離開始時である平成２３年５月から両親が移住用住居を購入した平成２５年７月まで、月額３万円が賠償された事例

【公表番号１４４５※１、※２】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、①平成２３年５月分から平成２５年７月分まで、原発事故時同居していた長男との家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額３万円が、②平成２４年２月分から平成２５年７月分まで、要介護認定（要介護１）を受けた夫を同居しながら介護していたことを考慮して更に月額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１４４６※１】 居住制限区域から避難した被相続人Ａ（平成２７年１０月死亡。相続人は申立人Ｂ及び申立人Ｄ。）、その妻である申立人Ｂ、被相続人Ａの弟である申立人Ｃ、被相続人Ａの子である申立人Ｄ、その配偶者である申立人Ｅ及び同人らの子である申立人Ｆについて、被相続人Ａについては、平成２３年３月分から平成２７年１０月分まで腎機能の悪化の程度や要介護の度合いに応じて月額３万円、６万円又は１０万円（ただし、既払金１１２万円を除く。）が、申立人Ｂについては、被相続人Ａの介護を理由として被相続人Ａと同期間について同額（ただし、既払金５６万円を除く。）が、申立人Ｃについては、被相続人Ａの介護を理由として平成２５年８月分から平成２７年１０月分まで月額３万円が、申立人Ｄ、Ｅ及びＦについては、 家族別離と原発事故との相当因果関係を認定した上で、申立人Ｄ、Ｅ及びＦ各人の苦痛は個別に観念でき、世帯全体で評価する必要は必ずしもないこと等を理由として、平成２３年４月分から平成２５年９月分までそれぞれに対し月額３万円の賠償が認められた事例

【公表番号１４４７※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、平成２３年３月分から平成２６年５月分まで、家族別離を余儀なくされたことや避難直後は通院が不可能であり持病の薬を入手することができなかったこと等を考慮して、世帯代表者に月額３万円が賠償された事例

【公表番号１４４９※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人は、膝部に痛みを抱える中、避難所を転々とすることを余儀なくされ、転倒事故を起こすなどしたことから、避難所生活をしていた平成２３年３月分及び同年４月分については月額５万円が、家族間別離を余儀なくされ生活に不便が生じていた同年５月分から同年７月分までについては月額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１４６０※６】 避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、世帯主に家族別離が生じていた期間に係る日常生活阻害慰謝料（３割の増額分）が賠償された事例

【公表番号１４８３※４】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、２組に分かれて避難したことにより家族の別離が生じたという事情が考慮され、平成２３年３月から平成２４年２月までの間、精神的損害の増額が月額３万円認められた事例

【公表番号１４９２※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、家族別離、懐妊中、乳幼児の世話といった事情が考慮され、精神的損害の増額が認められた事例

【公表番号１４９３※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、申立人らが別々の場所に分かれて避難した期間について家族の別離が生じたという事情が考慮され、平成２３年５月から同年９月までの間、精神的損害の増額が月額３万円認められた事例

【公表番号１５１０※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から平成２３年３月に避難をした申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故前に同居していた家族との別離（同年３月から同年４月まで妻及び長男と別離、また同年３月から同年７月まで姉と別離）を余儀なくされていたことが考慮され、同年３月分から同年７月分まで月額３万円が賠償された事例

【公表番号１５２８※１】避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)から避難した申立人ら(祖母、父、母、子供２名）の日常生活阻害慰謝料について、それぞれ平成２８年４月から平成３０年３月までの期間について月額１０万円が賠償されたほか、父については他の家族との別離が生じたことや祖母の介護を行ったこと等の事情を考慮し、また祖母については避難先での生活により変形性膝関節症を患ったこと等の事情を考慮し、それぞれ平成２７年５月から平成３０年３月までの期間について、さらに月額３万円の増額が認められた事例

【公表番号１５４３※１】 居住制限区域（浪江町）から避難をした申立人ら（祖父、父、母、長男、長女及び二男）のうち、長女及び二男の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、父母及び長男との家族の別離を余儀なくされたことを考慮し、平成２３年４月分から平成２５年２月分まで月額３万円が賠償された事例

【公表番号１５４４※１】 居住制限区域（浪江町）から避難を余儀なくされた申立人の日常生活阻害慰謝料について、妻及び子が原発事故の影響を懸念して平成２３年３月から同年８月まで一時的に妻の母国に帰国し家族別離が生じたとして、上記期間について、月額３万円の増額が認められた事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５５８※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立外の他の家族５名との別離を余儀なくされた事情等を考慮し、平成２３年７月分から平成２３年１２月分まで月額１万５０００円、平成２４年１月分から平成３０年１月分まで月額１万８０００円が賠償された事例

【公表番号１５７０※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、懐妊中又は乳幼児の世話を行ったことを理由として月額１０万円（平成２３年３月分及び同年４月分）、家族別離により乳幼児の世話の負担が増加したことを理由として月額３万円（平成２３年５月分から平成２７年１１月分まで）が賠償された事例

【公表番号１５７４※１、※２】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人ら（父母及び子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、家族別離が生じていたことを考慮し、家族別離が生じていた平成２３年３月分から同年７月分まで父母それぞれに月額３万円（避難所生活であった平成２３年３月分及び同年４月分は各３万６０００円）が賠償された事例

【公表番号１５７７※１】　居住制限区域（浪江町）において、原発事故当時、実家から１００メートル程度離れた距離に所在する自宅において寝泊まりをしつつも、実家において朝食及び夕食をとり、入浴をするなど、実家に居住していた父母及び弟と共に生活していた申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故により同人らとの別離を余儀なくされたとして、平成２３年３月分から平成２４年４月分まで月額３万円（避難所生活であった平成２３年３月分及び同年４月分は各３万６０００円）が賠償された事例

【公表番号１５８２※１、※２】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、父母両名に対し、家族の別離を余儀なくされたことを考慮して１人当たり月額３万円（別離が生じていた期間である平成２３年４月分、同年５月分、同年８月分から平成２４年９月分まで、同年１１月分から平成２５年１１月分まで、平成２６年１月分、同年２月分、同年４月分及び同年５月分）が賠償されたほか、母に対し、申立外の子２名（原発事故当時１歳及び０歳）の育児をしながらの避難を余儀なくされたことを考慮して、平成２３年３月分から親族が新たに購入し居住する持ち家に転居した平成２７年１０月分まで、さらに月額３万円が賠償された事例

【公表番号１５８３※３】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子３名）及び避難先で亡くなった申立外亡父の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立外亡父及び申立人母が平成２３年１０月まで他の家族との別離を余儀なくされたこと、亡父がパーキンソン病等により要介護状態にあったこと、申立人母が亡父の介護をしながらの避難を余儀なくされたこと等を考慮し、亡父については月額３万円から５万円までの範囲内で算定した合計２９２万円から直接請求手続による既払金１１４万５０００円を控除した１７７万５０００円が、申立人母については月額１万円から３万円までの範囲内で算定した合計１１４万５０００円から既払金７万円を控除した１０７万５０００円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１５８５※１】　原発事故当時、帰還困難区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫婦）について、原発事故の影響で申立人夫の勤務地が緊急時避難準備区域から他所へ変更になったことにより、それぞれ別の場所への避難を余儀なくされて別離が生じたなどの事情が考慮され、平成２３年４月分から平成２４年８月分までの日常生活阻害慰謝料について、夫婦それぞれ月額３万円の増額が認められた事例

【公表番号１５９５※１、※２】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故当時、８０歳を超え難聴及び歩行困難等により、要介護１かつ身体障害等級３級の親族を介護していた申立人及び平成２５年３月に出産して以降は乳幼児を連れての避難生活であった申立人に対し、それぞれの事情のほか、平成２３年３月から平成３０年２月まで家族別離が生じたことを考慮し、平成２３年３月分から平成３０年２月分まで、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、月額３万円（合計２５２万円）ずつ賠償された事例

【公表番号１６０７※２、※４、※５】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、①前件和解後の平成２４年８月分から申立人らの一部が移住用の住宅に転居した平成２８年１２月分まで家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額３万円が、②平成２３年３月分から平成３０年３月分まで乳幼児を連れての避難であったことを考慮して月額３万円が、③原発事故時懐妊中であった申立人に対し、懐妊中の平成２３年３月分から同年７月分まで懐妊中であったことを考慮して月額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１６０８※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らについて、就労先が避難指示等によりそれぞれ別の避難指示区域外へ移転したことから申立人らが家族別離による避難を余儀なくされた事情が考慮され、平成２３年４月分から平成３０年３月分まで日常生活阻害慰謝料（増額分）として１世帯当たり月額３万円が賠償された事例

【公表番号１６１７※２】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、避難により別離を余儀なくされたとして平成２３年８月分から平成２５年１０月分まで（別離が解消して

いた期間を除く）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額３万円が、加えて、申立人母が乳幼児を連れて避難を余儀なくされたこと及び避難中に妊娠、出産したことから平成２３年３月分から平成２７年２月分まで日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額３万円が賠償された事例

【公表番号１６２０※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、家族別離を余儀なくされた平成２３年５月及び同年９月から平成２７年７月までの間の日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額３万円が賠償された事例

【公表番号１６２１※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らの平成２３年３月分から平成２７年１２月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額３万円が、また、身体に障害のある親族を介護していた申立人についてさらに月額３万円（ただし、直接請求における既払金合計１８万円を除く。）が賠償された事例

【公表番号１６２４※１】　帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら母子の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故に伴う避難により家族の別離を余儀なくされていたことが考慮され、家族別離が生じた平成２３年６月分から申立人らが新たに購入した一戸建て住宅のリフォーム工事が完了して同居が可能となった平成２６年３月分まで月額３万円が賠償された事例

【公表番号１６３５※１】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫婦及び子２名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難により別離を余儀なくされたこと、申立人妻が原発事故時妊婦であり避難生活中に出産したこと及び乳幼児を連れての避難であったこと等を考慮して、平成２３年３月分として月額５万円が、子のうち１名が小学校に入学した同年４月分から平成２４年５月分まで月額４万円が、同年６月に家族別離は解消したが引き続き乳幼児の世話を恒常的に行っていたことを考慮して、同年６月分から平成２６年１０月分まで月額３万円が賠償された事例

【公表番号１６３７※２】　居住制限区域（浪江町）から山形県に避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、高齢者である父母２名が山形県の避難先での過酷な避難生活による体調不良等を避けるため平成２５年６月に田村市に避難先を移転したものの、子は放射線に対する健康への不安から平成２５年６月の時点で福島県に避難先を移転せずに山形県に残ったため家族の別離が生じたことを考慮して、平成２５年６月分から平成２７年１２月分まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額を認めた事例

【公表番号１６３９※１、※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（母及び子２名）について、申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、仕事のために申立人子らを避難先に残して申立人母のみが帰還した平成２３年４月分から申立人子らも帰還した同年１２月分まで家族別離状態であったことを考慮し月額３万円が、申立人子らのうち１名の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成２３年４月分から平成２４年８月分まで、同人が広汎性発達障害により避難先での環境変化に十分適応できず、また、帰還後の生活環境に適応するにも時間を要したことを考慮し、月額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１６４４※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、妻との別離を余儀なくされたこと、同居していた母（要支援１から要介護３までの間で時期によって介護度の認定には変化がある。）の介護を恒常的に行ったこと等を考慮して、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円が賠償された事例

【公表番号１６４５※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から関東地方に避難を余儀なくされた申立人ら（父母、子２名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人父について、上肢の著しい障害等の事由により身体障害等級３級（後に２級）であったことを考慮し、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円（ただし、既払金１３７万円を除く。）が、②申立人母について、申立人父を介護しながらの避難であったことを考慮し、平成２３年３月

分から平成３０年３月分まで月額３万円（ただし、既払金１９万円を除く。）が、③申立人父の上記障害等のために、高校入学等を機に福島県に帰還した申立人子らと共に申立人父母は帰還することができず、家族別離状態となったことを考慮し、別離状態が生じた平成２３年４月分から平成２５年３月分まで及び平成２６年４月分から平成２９年３月分まで月額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１６５０※４】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫は身体障害等級４級の認定を受けていること、申立人妻はそのような申立人夫の介護をしながらの避難を余儀なくされたことを考慮して、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円から直接請求手続における既払金１２７万５０００円を控除した１２７万５０００円が、さらに、子との間に家族別離が生じたことを考慮して、平成２３年３月分から平成２７年７月分まで月額２万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１６５５※１】　原発事故前、居住制限区域（浪江町）にて同居していた申立人ら（祖母、父母、子４名）が、避難により、祖母と、その他６名とに分かれての別離生活を余儀なくされたことについて、別離による精神的苦痛が特に大きかったと認められた母に対し、別離が生じた平成２３年３月分から父母が避難先で新築住居を購入した平成２７年７月分まで月額３万円（ただし、平成２３年３月分及び同年４月分については月額３万６０００円）の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められた事例

【公表番号１６７１※１】　居住制限区域（浪江町）に居住し、長期出張を伴う就労をしていた申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故後、長期出張の期間が長期化し原発事故前を超える期間の家族別離が生じたことから、実際に家族別離となった期間である平成２３年５月から平成２４年３月までの１１か月間から原発事故前の標準的な年間出張期間である２か月分を控除した９か月分として２７万円が賠償された事例

【公表番号１６９８※１、※２】　居住制限区域（浪江町）において亡父母と同居していた申立人について、原発事故により亡父母と別々に避難したことを考慮して平成２３年３月分から平成２５年１月分まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められたほか、亡母が要介護状態で避難したことを考慮して、その相続人である申立人に対し、亡母が要介護認定を受けた平成２６年７月から亡母が亡くなった同年１０月まで月額１万５０００円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められた事例

【公表番号１６９９※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料について、平成２３年５月分から平成２５年３月分までの間については、申立人らの間に別離が生じたことを考慮し両名に対してそれぞれ月額３万円の増額分が賠償され、同年４月分から平成２６年８月分までの間については、申立人らの間の別離は解消されたものの原発事故当時に同居していた申立外の他の家族（夫の両親）との別離が継続していたことを考慮し申立人ら両名に対して併せて月額３万円の増額分が賠償された事例

【公表番号１７００※１】　居住制限区域（浪江町）から県外に避難した申立人ら（父母及び原発事故当時高校生の子１名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人子の通う高校が閉鎖されて県外の避難先の高校に転校して申立人母子が避難を継続した一方で、申立人父は仕事のためいわき市で生活して別離が生じていた平成２３年５月から平成２５年３月までの間、申立人母子分、申立人父分としてそれぞれ月額３万円が賠償され、申立人子が県外の高校を卒業した後についても、申立人父が引き続き仕事のためいわき市で生活していたこと等を考慮し、申立人父分として、同年４月分から平成２９年９月分まで月額２万円が、同年１０月分から平成３０年３月分まで月額１万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１７０６※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫、妻、夫の祖母、夫の母及びいずれも原発事故後に出生した子４名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難により家族間に別離が生じたことを考慮し、世帯代表者である申立人夫に対し、平成２３

年３月分から平成２９年３月分まで月額３万円（ただし、平成２３年３月分及び同年４月分については月額３万６０００円）が賠償された事例

【公表番号１７０７※２】　居住制限区域（浪江町）内の両親の自宅から自動車で５分程度の距離の自宅に居住していた申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故の影響により、子（原発事故当時２歳）と一時的に別離を余儀なくされたこと、幼児である子を連れながら避難を余儀なくされたことを考慮し、避難所で生活した平成２３年３月分については月額６万円、平成２３年４月分から平成２５年５月分については月額３万円がそれぞれ賠償された事例

【公表番号１７０８※１】　居住制限区域（富岡町）からペットと共に避難した申立人ら（夫婦と成人の子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難先の親戚宅が手狭であったことから申立人夫のみ平成２３年５月に引っ越したことにより申立人夫と申立人妻子との別離が生じたこと、同年７月に申立人妻が引っ越して申立人夫と同居を再開したことにより申立人夫婦の別離は解消したが、引っ越し先に家族で居住可能なペット可の物件が見つからず、やむを得ず申立人子のみ単身用のペット可の物件に引っ越したことにより引き続き申立人夫婦と申立人子との別離が生じたことを考慮し、平成２３年５月分から平成２８年３月分まで世帯全体として月額３万円が賠償された事例

【公表番号１７０９※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子２名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人母子らは避難をしたものの、申立人父は仕事を継続するために共には避難することができずに家族間の別離が生じたことを考慮し、家族別離の生じた平成２３年３月分から平成２６年３月分まで月額３万円が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７１１※１】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人夫については申立人妻及び子らとの別離を余儀なくされたことを考慮して平成２３年１２月分から平成２７年１２月分まで、申立人妻については乳幼児３名を養育しながらの避難となったことを考慮して平成２３年６月分から末子が小学校に入学する日の前月である平成２９年３月分まで、申立人夫婦それぞれに月額３万円が賠償された事例

【公表番号１７１６※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、避難により申立外母と別離が生じたこと及び別離中も同人の介護を継続したことを考慮し、平成２３年３月から平成２５年５月まで月額３万円が賠償された事例（ただし、既払金は除く。）

【公表番号１７３０※１、※２】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人夫については、原発事故時に同居していた家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと等を理由に平成２３年３月分及び同年４月分の慰謝料（月額１２万円）の３割の増額が認められるとともに、認知症を患い要介護状態（平成２９年１月以降要介護２）での避難生活であったことを理由に平成２８年３月分から平成２９年５月分までの慰謝料（月額１０万円）の３割の増額（ただし、既払金は控除。）が認められ、②申立人妻については、原発事故時に同居していた家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと及び原発事故直後に出産間際の娘を手助けするなどの労苦があったこと等を理由に平成２３年３月分（月額１２万円）及び同年４月分（月額１０万円）の慰謝料の５割の増額が認められるとともに、認知症を患い要介護状態であった申立外の義母（平成２９年２月までは要介護２、同年３月以降は要介護５）及び申立人夫をそれぞれ介護しながらの避難生活であったこと等を理由に平成２５年１０月分から平成２９年５月分までの慰謝料（月額１０万円）の３割の増額（ただし、既払金は控除。）が認められた事例

【公表番号１７３２※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）の自宅から避難した申立人らについて、長年同居してきた申立人夫の母（申立外）と別々に移動しながら避難せざるを得なくなり、同居がかなわなくなったこと等を考慮し、平成２３年３月から同居が可能になった平成２５年１２月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、月額３万円の増額が認められた事例

【公表番号１７３３※２】　帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（祖母、父、母、未成年の子供２名）について、原発事故による避難に伴い家族の別離を強いられたことを考慮し、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人らの別離の状況等を時期ごとに検討し、平成２３年３月から平成２３年８月までは世帯全体分として月額２万円、平成２３年９月から平成２８年１０月までは世帯全体分として月額５万円がそれぞれ賠償された事例

【公表番号１７４４※１】　帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら家族について、避難により家族の別離が生じた期間（平成２３年３月から同年４月まで及び同年１０月から平成２６年８月まで）の日常生活阻害慰謝料の増額（月額３万円）が認められた事例

【公表番号１７５３※２】　特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）に設定された自宅から避難した申立人らについて、避難後に家族の別離が生じたことにつき世帯全体で月額３万円、聴覚障害を有する申立人子につき月額３万円、同人を介護した申立人母につき月額１万円が、平成２７年４月分から平成２８年３月分までそれぞれ賠償された事例

【公表番号１７６１※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子２名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人らの間で別離が生じたことを考慮して、平成２３年３月から平成３０年３月まで、成人間のみの別離であった期間も含め、世帯全体として月額３万円の賠償が認められた事例

【公表番号１７８２※１、※３】　申立人ら（夫婦、子及び夫の母）のうち申立人妻は、申立人夫と避難指示解除準備区域（浪江町）内の自宅に居住し、自宅から近い介護施設に入居中の申立人母（身体障害等級２級）を毎日のように見舞っていたが、原発事故により申立人夫と共に郡山市に避難し、その後も他県の介護施設へ移動を余儀なくされた申立人母に食品や衣類を届けるなどの世話を月に数回ほど行い続けたことについて、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が既払金８５万円を控除のうえ賠償され、また、申立人母は、要介護状態での避難生活にかかる日常生活阻害慰謝料（増額分）として平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額３万円が既払金１７０万円を控除のうえ賠償されたほか、家族別離にかかる一時金として２０万円が賠償された事例

【公表番号１７８６※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、夫の父母）について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫については、抑うつ状態に悩まされたことを考慮して一時金１０万円及び親子の別離が生じたことを考慮して世帯代表者として平成２３年３月から平成３０年３月まで３割の増額分が、申立人妻については、夫婦の別離が生じたことに加えて、避難中にがんを発症して手術をし、その後投薬治療を継続したことを考慮して平成２３年３月から同年７月まで及び平成２６年９月から平成２７年９月（手術前）までは３割、同年１０月から平成３０年３月まで３割ないし５割の増額分が、申立人父については、避難生活中に失明し、付添い等を要する状態になったことを考慮して平成２３年７月から平成３０年３月まで３割の増額分が、申立人母については、持病の薬が入手できなかったことや、失明した申立人父を介護したことを考慮して平成２３年３月及び同年４月は３割、同年７月から平成３０年３月までは２割の増額分が、それぞれ賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８０１※１～※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した被相続人ら（亡祖父、亡祖母）、父母及び子の日常生活阻害慰謝料として、亡祖父母については、いずれも要介護状態で避難先の施設に入居し、容易に移動できなかったことを考慮して平成２４年９月以降の避難継続の合理性を認め、①平成２３年３月から平成２４年８月までは、要介護状

態であったことを理由としてそれぞれ月額３万円の増額が認められ、②平成２４年９月以降は、亡祖父については同人が死亡した平成２４年１０月まで、亡祖母については平成２６年３月まで、それぞれに中間指針等で定められた日常生活阻害慰謝料の目安である月額１０万円及び要介護状態であったことを理由とする増額分月額３万円の合計月額１３万円が賠償されたほか、③世帯全体に対して、平成２３年３月から平成２６年３月まで家族の別離を理由として月額３万円の増額賠償がされた事例

【公表番号１８１１※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）について、自宅を新築するため一時的に近所に別居していたものの平成２３年５月には新しい自宅において再度同居する予定であった申立人夫の両親との家族別離が生じたことにより精神的苦痛が生じたとして、平成２３年３月から申立外母が介護施設に入居した平成２５年１１月まで、日常生活阻害慰謝料が月額３万円増額して賠償されたほか、家財に係る損害が賠償された事例

【公表番号１８１２※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦及び夫の両親）について、家族間に別離が生じたことを考慮して、平成２３年３月から平成３０年３月まで世帯全体として月額３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例

【公表番号１８１７※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らのうち、勤務先の移転に伴い平成２５年３月から他県へ単身赴任し、他の家族と別々に避難していた父について、平成２５年３月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分（３割）が賠償された事例

【公表番号１８１８※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子）について、父と母子が別離後いったん合流したものの、申立人子が転入先の中学校になじめず不登校となったため再び母子のみ転居し再度別離が発生したという事情を踏まえ、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成３０年３月までの間の別離期間（再別離期間を含む。）について世帯全体に対し月額３万円、申立人子に対し不登校となったこと等を考慮し一時金１０万円が賠償された事例

【公表番号１８２４※１、※３、※４】　避難指示解除準備区域（浪江町）において父母、子、祖父母（祖父は平成３０年に死亡。）とで居住していた申立人らのうち、父については、当時要介護状態であった申立外祖父を介護しながらの避難となったこと及び妻子との別離が生じたことを考慮して平成２３年３月から平成３０年３月まで月額４万円（別離前の平成２３年６月までは２万円。）の日常生活阻害慰謝料（増額分）が、子については、原発事故の影響で他県における再就職を余儀なくされ家族別離が生じたことを考慮して平成２３年９月から平成２４年１２月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）が（平成２３年１２月までは月額３万円。残りの期間は月額２万円。）賠償されたほか、申立外祖父が要介護状態での避難を余儀なくされたことについて平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円が、相続人らに対し既払金を控除した上で賠償された事例

【公表番号１８３１※１、※２】　帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、夫については要介護状態での避難生活となったことを考慮して要介護１であった平成２６年３月から平成２９年５月まで月額３万円が、妻については夫や子との別離を余儀なくされたことを考慮して家族別離が生じた平成２３年４月から平成２５年１０月まで、また、要介護状態での避難生活となったことを考慮して要介護１であった平成２７年５月から同年１０月まで、それぞれ月額３万円が、既払金を控除した上で賠償された事例

【公表番号１８３７※１】　帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人ら（父母及び未成年の子２名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人父について、妻子との間に別離が生じたことを考慮して平成２３年４月から平成２８年６月まで３割の増額分が賠償された事例

【公表番号１８４０※１、※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（夫婦及び妻の母）について、家族別離を余儀なくされたことに鑑み平成２３年３月から平成２４年８月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められ、そのうち母については、身体的に長距離移動が困難であったことに鑑みると平成２４年９月以降も避難継続の合理性があったとして同月から平成２６年３月までは月額１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が、また、要介護状態にあったことに鑑み平成２３年３月から平成２６年３月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が既払金を控除した上で、それぞれ認められた事例

【公表番号１８４７※３】　避難指示解除準備区域（双葉町）に居住していた申立人ら（母、長男）について、避難により同人らの間に家族別離が生じたことを踏まえ、申立人母の損害として、平成２３年３月から平成２８年１２月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例

【公表番号１８５３※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、夫の母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫婦が夫の両親とやむを得ず別離したことを考慮し、申立人夫（世帯代表者）に対して月額３万円（平成２３年３月は３万６０００円。）が、申立人妻が病気療養中の申立人夫の父（申立外）の介護を担ったことを考慮し、要介護の認定を受けてから要支援に改善するまでの期間及びその後再度病状が悪化して入院中付添い看護に当たった期間につき、申立人妻に対して月額３万円（既払分を除く。）がそれぞれ賠償された事例

【公表番号１８６０※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（夫妻と、妻の母。妻の父は平成２５年７月死亡）の日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫については、仕事の関係で家族の別離が生じたことを考慮して別離期間（平成２３年３月、同年８月から平成２４年８月まで）について月額３万円が、申立人妻については、平成２３年３月は避難所生活を送り、避難当初は妊婦（平成２３年５月出産）として、出産後は乳幼児を世話しながら生活し、夫とは別離し、また、自己の両親の看病、介護をしたことを考慮し、懐妊中の避難所生活期間（平成２３年３月）については月額８万円、その後（平成２３年４月から平成２４年８月まで）について月額４万円が、申立人母については、うつ病に罹患し、亡夫の介護をしながら生活したことを考慮して、当該期間（平成２３年３月から同年５月まで）について月額３万円、亡夫が介護施設に入所した以降の期間（平成２３年６月から平成２４年８月まで）について月額１万５０００円が、申立人らについては、被相続人（妻の父）が生前、要介護状態で避難生活を送ったことを考慮し、相続分として、平成２３年３月から平成２４年８月まで月額３万円（ただし、同期間について既払金の月額１万５０００円分を控除。）が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１８６５※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫、妻、子、夫の母）について、平成２３年３月から平成３０年３月まで、３世帯に分離しての家族別離があったことを理由として世帯に対して月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例

【公表番号１８６９※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難した申立人ら（母及び乳幼児を含む未成年の子３名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人母に対し、乳幼児及び障害児の世話をしながらの避難であったことや申立人子らのうち子１名との別離期間があったこと等を考慮し、平成２３年３月分から平成２４年８月分まで月額３万円ないし６万円が、②申立人子らのうち１名に対し、ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害）により新たな生活環境に順応するのが困難な状況で何度も住居の変更や転校をせざるを得なかったこと等を考慮し、平成２３年３月分から平成２４年８月分まで月額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１８７０※５】　居住制限区域（富岡町）から避難した申立人ら（夫、妻、成人の長男及び未成年の長女）について、就労、就学等の関係で３か所に分かれて生活せざるを得なかったことを考慮して、家族別離による日常生活阻害慰謝料の増額分として月額３万円（平成２３年４月から平成３０年３月まで）が賠償された事例

【公表番号１８７４※３】　申立人ら（母、成人の長男及び二男）のうちの申立人長男について、原発事故時の住民票上の住所は福島県外であったが生活の本拠が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）にあったと認定した上で、日常生活阻害慰謝料として、平成２３年３月から平成２４年８月までの基礎分及び家族別離を理由とする月額３万円の増額分の賠償が認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８８３※２】　帰還困難区域（浪江町）に居住していた申立人らについて、申立人らのうち子２人が越境通学のために避難指示解除準備区域内の親族方住所に住民登録をしていたが、実際の生活の本拠は帰還困難区域内で両親とともに暮らす住居にあったものと認めた上で、両親とともに避難したものの、その過程で父親との別離を余儀なくされたとして、日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例

【公表番号１８８５※１】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住し就業の関係で避難できなかった申立人について、申立外配偶者が避難したことにより家族別離が生じたこと、原発事故後の混乱した就業先において苦労したこと等を考慮して、滞在者慰謝料の増額分として、平成２３年３月分から同年８月分まで月額３万円の賠償が認められた事例

【公表番号１８８９※１】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から平成２３年３月に家族全員（父母及び原発事故時中学生の子１名）で避難したものの、父はすぐに自宅に戻り、母と子１名がその後も避難生活を継続した申立人らについて、家族別離を理由に、平成２３年３月から同年９月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例

【公表番号１８９４※１、※２、※４】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら夫妻及びその子である被相続人（障害及び持病を有していた）について、平成２３年３月中の避難が過酷であったこと等を考慮して各自一時金１０万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が、さらに、申立人らについて、家族間に別離が生じたことや申立人妻が持病を抱えながら避難生活を送ったこと等を考慮して日常生活阻害慰謝料（増額分）が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１８９５※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（祖父母、父母、幼児を含む子３名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、祖父母世帯と父母及び子３名の世帯との間に家族別離が生じたことを考慮して、世帯代表者として祖父に対し、平成２３年３月から平成２７年３月まで月額３割の増額の賠償が認められた事例

【公表番号１９００※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故当時南相馬市原町区内の病院に入院していた母親が、原発事故によって群馬県の病院への転院を余儀なくされた結果、母親の見舞いのため南相馬市原町区と群馬県とを行き来せざるを得なくなったところ、原発事故時は母親と同居していなかったものの、母親が自宅近くの病院から、自動車で片道５時間程度かかる遠方の病院に移転したことは広い意味での家族別離と評価できることを考慮して、平成２３年３月分から平成２４年８月分まで、月額３万円が賠償された事例

【公表番号１９０１※１】　原発事故時、帰還困難区域（富岡町）から県外へ避難した申立人ら（夫婦）について、申立人夫が県外に残り、他の家族がいわき市へ避難先を移したため、家族別離が生じ、申立人妻が当時小学生であった３人の子を連れての避難生活を余儀なくされたこと等

の事情を踏まえ、平成２３年１１月から平成２９年５月まで、世帯に対し、月４割の日常生活阻害慰謝料の増額等が認められた事例

【公表番号１９０２※１】　申立人母子らは帰還困難区域（大熊町）から避難したものの、申立人父は仕事のために共に避難することができなかった申立人らに対し、家族の別離が生じたことを考慮し、平成２３年３月から平成２３年５月までの期間について、月額３万６０００円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号１９０３※２】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら夫妻について、高齢で持病を有する親と避難し、その後家族別離が生じたことを踏まえ、申立人ら夫妻と申立人夫の亡父につきそれぞれ月額３割の日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から同年９月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号１９０７※３～※５】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（夫婦、その息子夫婦及び息子夫婦の子）について、日常生活阻害慰謝料増額分として、申立人夫婦とそれ以外の３名の間で、平成２３年８月から平成２９年５月まで家族別離が生じたことを考慮して、同期間中月額３万円が、申立人息子夫婦に対し、乳幼児であった子の世話を行いながらの避難生活であったことを考慮して、平成２３年７月から平成２９年５月まで月額３万円が、申立人息子妻に対し、妊娠中であったことを考慮して、平成２３年３月は月額６万円が、平成２３年４月から同年７月までは月額３万円がそれぞれ認められた事例

【公表番号１９０８※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外へ避難した申立人ら（父、母、子）について、申立人父が仕事のため平成２３年５月に帰還した一方、平成２３年４月に申立人子が避難先の県外の高校へ進学したため申立人母及び申立人子は同校卒業の平成２６年３月まで避難の継続を余儀なくされたことから、平成２４年８月までの相当期間経過後も避難を継続すべき特段の事情があったとして、申立人母及び申立人子に平成２４年９月から平成２６年３月までの日常生活阻害慰謝料（基本分）、申立人母に平成２３年５月から平成２６年３月までの家族別離を理由とする月額３万円の日常生活阻害慰謝料増額分の賠償が認められた事例

【公表番号１９２１※２、※３】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父、母、長女、二女）について、申立人二女の身体障害（２級）を理由とした平成２３年３月から平成３０年３月まで同人及び介護者である申立人母の日常生活阻害慰謝料増額分（各月額３万円）、並びに家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分（避難に伴い別離が生じた平成２３年３月は申立人父及び長女に各月額３万円、申立人父が仕事の関係で月の３分の１程度別居を余儀なくされた平成２６年８月から平成３０年３月までは申立人父に月額１万円）が認められた事例

【公表番号１９２２※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（祖父母、父母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、祖父母の世帯と父母及び申立外子３名の世帯との間に家族別離が生じたことを考慮して、申立人らに対し、平成２３年３月から平成２８年１１月まで月額３万円の増額の賠償が認められた事例

【公表番号１９２３※１】　避難指示解除準備区域（楢葉町）から避難した申立人ら（夫婦、子２名、夫の父。夫の父の死亡後に相続人２名が追加された。）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人らに家族別離が生じたことを考慮して月額３万円（平成２３年４月から平成２７年１１月まで）が、避難中に寝たきり状態となった申立外夫の母が施設に入るまでの間、同人を申立人らで介護したことを考慮して月額３万円（平成２３年３月から同年８月まで）が、申立人子１名がうつ病を発症したことを考慮して月額３万円（平成２３年８月から平成２８年９月（楢葉町の避難指示が解除された日の１年後）まで）等が賠償された事例

【公表番号１９３１※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（父母及び子４名）について、申立人父が、避難先での収入が安定せず、平成２６年５月に遠方の会社に就職し、他の家族とは別離を余儀なくされたこと等を考慮し、家族別離による増額として、平成２６年５

月から平成２９年５月まで、申立人父につき月額３万円、その他の申立人５名につき各月額１万円の各割合で算定した日常生活阻害慰謝料（増額分）が認められるなどした事例

【公表番号１９３３※１、※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）から避難した被相続人（高齢の母）及び申立人ら（娘、孫２世帯）の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償として、①被相続人について、原発事故当時、入院中であったが原発事故直後に病院ごと避難し、避難先で退院した後、病院併設の介護老人保健施設へ入所したが、要介護状態となっていた事情等が考慮され、介護老人保健施設へ入所した平成２３年６月分から死亡した平成２４年１１月分について月額５万円が、②申立人娘について、被相続人と申立人らとの間で別離が生じたことが考慮され、平成２３年６月分から平成２４年８月分まで月額３万円が、③申立人孫（娘の長女）について、娘・申立人孫（娘の長女）と申立人孫（娘の二女）と間で別離が生じたことが考慮され、一時金として２０万円が、④申立人孫（娘の二女）の夫について、就労の関係で妻子との間で別離状態が生じたことが考慮され、一時金として１０万円が、⑤申立人孫（娘の二女）について、避難生活中に乳幼児の世話を恒常的に行ったことが考慮され、平成２３年３月分から平成２４年８月分まで月額３万円が、それぞれ認められた事例

【増額幅が５割以上の事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号３１１※１】　緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされた家族４名について、平成２３年３月から平成２４年３月までの日常生活阻害慰謝料として、家族間で別離が生じたこと等を考慮し、長時間通勤及び週末移動を余儀なくされた者については上記期間のうち１０か月間は６割及びその他の期間は３割、持病を有していた者については６割、その他の者については３割の増額が認められた事例

【公表番号１４４２※１】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料について、家族との別離を余儀なくされたことや申立人がうつ病にり患していたことを考慮して、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額６万円の増額分（ただし、既払金２５５万円を除く。）が賠償された事例

【公表番号１５１１※１、※２】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦及び子２名）について、避難により家族の別離が生じたことや乳幼児を連れての避難であったことを考慮し、平成２３年３月分から乳幼児が小学校に入学する前月である平成２７年３月分までは月額合計６万円、同年４月分から平成２９年２月分までは月額合計３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５９１※２】　帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人らについて、避難によって家族間の別離を余儀なくされたとして、平成２３年３月分から平成２８年３月分まで月額３万円又は５万円（平成２６年５月分までの３９か月分は３世帯分離のため月額５万円、同年６月分以降の２２か月分は父母が施設入所のため月額３万円）の日常生活阻害慰謝料の増額分が賠償された事例

【公表番号１５９２※２】　帰還困難区域（大熊町）から申立人母及び子が避難を余儀なくされたが、公務員である申立人父は、申立人母子と共には避難をすることができず、家族別離が生じたとして、申立人父について、平成２３年３月分から平成２６年２月分まで、月額２万円ないし５万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例

【公表番号１６２９※２】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から平成２３年３月に避難し、同年５月に帰還した申立人ら（父母及び子）について、申立人父と申立人母子とで家族別離を余儀なくされたことを考慮して、申立人父に６万円、申立人母子に併せて６万円が、申立人子が精神的に落ち込み、申立人母も体調を崩した中、そのような申

立人子の面倒を見たこと等を考慮し、申立人母子に併せて更に２万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１６４９※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（祖父母、父母、子２名）の日常生活阻害慰謝料について、申立人祖父に対し息子の家族との別離を理由に平成２３年５月分から同年９月分まで月額３万円が、申立人父に対し妻子又は両親との別離を理由に平成２３年３月分から同年９月分まで月額３万円が、申立人母に対し乳幼児であった申立人子の世話を恒常的に行ったことを理由に平成２３年３月分から平成２５年３月分まで月額３万円（申立人夫との別離も生じていた平成２３年３月分から同年５月分までは月額６万円）が賠償された事例

【公表番号１６５６※２】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた被相続人（祖父）及び申立人ら（祖母、父、母及び子）について、被相続人及び申立人祖母は申立人祖母の足が不自由（身体障害等級３級、要介護２）であったこと等から避難をすることができず、避難した申立人父、母及び子と家族別離が生じた上、自らも身体障害等級３級であった被相続人が介護施設のサービスも利用することができない中、単身で申立人祖母の介護を担ったことや被相続人の障害等を考慮して、被相続人及び申立人祖母のそれぞれについて平成２３年３月分は６割、同年４月分から同年９月分までは３割の増額が認められた事例

【公表番号１６６３※１】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料について、申立人母に対し、家族別離が生じていたことや懐妊中又は乳幼児の世話をしながらの避難であったこと等を考慮して、平成２３年３月分は７万２０００円、同年３月分から同年６月分まで月額６万円、同年７月分から平成３０年３月分まで月額３万円の増額を認め、申立人父に対し、家族別離が生じていたことを考慮して、平成２３年３月分は３万６０００円、同年３月分から同年６月分まで月額３万円の増額が認められた事例

【公表番号１７１０※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、申立人母子のみが平成２８年３月まで避難した申立人ら（父母及び子２名（うち１名は原発事故後に出生））について、家族間に別離が生じたこと及び申立人母は乳幼児である子２名を連れながらの避難生活であったこと等を考慮して、申立人父は平成２３年３月分から平成２４年８月分まで月額３万円、申立人母は平成２３年３月分から平成２４年８月分まで月額３万円及び平成２４年９月から平成２６年３月まで月額５万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）がそれぞれ賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７２１※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、避難により家族別離が生じたことを考慮して平成２３年３月から同年１１月までの約７か月分の日常生活阻害慰謝料の増額分（月額５万円、合計３５万円。）が賠償された事例

【公表番号１７６０※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（母及び子２名）のうち申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難所を転々としたこと、二男を妊娠した状態で発達障害のある幼い長男の面倒を見ながら避難生活を送ったこと、平成２４年には二男を出産後に原発事故の影響で転勤を余儀なくされた申立外夫と別離生活となって申立人母がほぼ一人で長男及び二男の面倒を見なければならなくなったことを考慮し、平成２３年３月及び同年４月は６割の増額、同年５月から平成２５年３月までは３割の増額、同年４月から長男が幼稚園を卒業した平成２７年３月までは２割の増額が認められた事例

【公表番号１７７３※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（母子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人子が発達障害を有すること、申立人母がかかる申立人子の介護を恒常的に行ったこと、申立外父と別離が生じたこと等を考慮して、避難所等に避難し生活環境の変化が著しく精神的負担が特に大きかった平成２３年３月及び同年４月は月額５

万円、同年５月から平成２８年３月まで月額３万円が申立人母子それぞれに賠償され、その後も申立外父との別離が継続したことを考慮して、同年４月から平成３０年３月まで月額２万円が申立人母に賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１７９４※２】　母ら家族と共に居住制限区域（浪江町）に居住し精神疾患等の複数の持病を有していた申立人について、避難に伴い家族と離れた上に持病が悪化して入退院を繰り返したこと等を考慮し、日常生活阻害慰謝料が平成２３年３月分から平成３０年３月分まで病状の重症度に応じて月額３万円から８万円増額されたほか、平成２７年の入院に係る入院慰謝料等の賠償が認められた事例

【公表番号１８１９※１】　原発事故時に自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、居住制限区域（浪江町）に居住する申立人夫と婚約中であった申立人妻の平成２３年１１月の婚姻後の日常生活阻害慰謝料について、妊娠中の避難生活となったこと、出産後は病弱な乳幼児ら３人の世話をしながらの避難生活となったことに鑑み、平成２３年１１月から平成３０年３月まで、子らが入院した４か月間は月額５万円、それ以外の期間は月額３万円の計２３９万円が増額して賠償された事例

【公表番号１８３８※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、子３名、夫の父）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、いずれも平成２３年３月から平成３０年３月まで、申立人父が身体障害等級１級を有し、困難な避難生活を送ったことを考慮して月額３万円が、申立人妻が申立人父の介護をしながら避難生活を送ったことを考慮して月額３万円が、申立人らに家族別離（３世代の同居家族が３か所以上に別離。）が生じたこと等を考慮して世帯全体として月額５万円が、それぞれ既払金を控除して賠償された事例

【公表番号１８４１※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、不安障害等を抱えての避難であったこと及び家族の別離が生じたことを考慮して平成２４年６月から平成２９年１２月まで５割の増額分が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９０※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（夫婦、子）について、申立人子に身体的な障害があり、住み慣れた生活環境を離れて避難場所を転々としたこと等により肉体的・精神的に過酷な状況にさらされたこと、申立人夫婦がそれぞれ仕事を持ちつつ申立人子の日常的な世話や付添い等で相当の負担があったこと、家族別離が生じたこと等を考慮して、平成２３年３月から平成２９年５月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人子については月額６万円から１０万円が、申立人夫婦については合わせて月額２万円から５万円がそれぞれ賠償された事例　（いずれも既払金を控除）

【公表番号１９４７※１】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人ら（夫、妻、子）について、妻と身体障害等級１級の障がい及び持病を有する子が県外に避難して妻が子の世話をしており、夫は仕事の関係で県内での避難となって家族別離が発生し、夫は休日に子の世話のため妻子の避難先に通っていたなどの事情を考慮して、平成２３年３月から平成２９年５月まで、申立人夫に月３割の日常生活阻害慰謝料増額分、申立人妻及び申立人子にそれぞれ月６割の日常生活阻害慰謝料増額分の賠償が認められた事例

ｈ　避難所の移動回数が多かったこと

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１４３８※１】　緊急時避難準備区域（広野町）に居住していた申立人の精神的損害について、避難先の移動回数が相当程度多かったこと等の事情を考慮して、平成２３年３月から

最終的な移動を行った同年８月までの間、日常生活阻害慰謝料（３割の増額分）が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６５４※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難所を多数回移動したこと、申立人夫が心臓疾患にり患して手術や入院をし、その後眼疾患にもり患したこと、その間申立人妻が申立人夫の介護を行ったこと等を考慮して、平成２３年３月分及び同年４月分は、夫婦それぞれについて、避難所生活を理由とした既払金（月額２万円）とは別に追加して月額３万円が、同年５月分から同年７月分までは、申立人夫について月額８万円、申立人妻について月額６万円が、同年８月分から平成２７年３月分までは、申立人夫について月額３万円、申立人妻について月額１万円が、それぞれ賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７６０※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（母及び子２名）のうち申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難所を転々としたこと、二男を妊娠した状態で発達障害のある幼い長男の面倒を見ながら避難生活を送ったこと、平成２４年には二男を出産後に原発事故の影響で転勤を余儀なくされた申立外夫と別離生活となって申立人母がほぼ一人で長男及び二男の面倒を見なければならなくなったことを考慮し、平成２３年３月及び同年４月は６割の増額、同年５月から平成２５年３月までは３割の増額、同年４月から長男が幼稚園を卒業した平成２７年３月までは２割の増額が認められた事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８６６※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人について、避難当初の平成２３年３月中に車中泊を伴いながら避難所３か所を含む合計５か所の避難場所を転々としたことを考慮して、直接請求手続において避難所生活を理由に増額賠償された２万円とは別に、平成２３年３月分の日常生活阻害慰謝料として３万円の増額が賠償された事例

【増額幅が５割以上の事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１５０４※１】　緊急時避難準備区域から避難した申立人（原発事故当時１０歳台）について、原発事故発生直後の避難において、両親との別離を余儀なくされた上、車中泊を行いながら避難場所を転々としたこと等を理由に、平成２３年３月分の精神的損害として５万円の増額が賠償された事例

ｉ　上記ａからｈまで以外の事由に基づく増額事例

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２４４※２】　避難指示区域から避難を余儀なくされた発達障害のある申立人について、避難前は普通科の高校に通学していたが、避難により情報ビジネス科の高校に編入され、学校になじめずに自主退学するに至ったとして、月額３万円の増額（平成２３年３月から同年１２月まで）が認められた事例

【公表番号９６０※９】 帰還困難区域（飯舘村長泥地区）の申立人らについて、原発事故発生後、政府の避難指示がないまま、同地区に留まり続けた申立人らは、放射線被曝への恐怖や不安を抱き、また、今後も抱き続けるであろうと認められることから、かかる恐怖や不安に係る精神的損害として、子供又は妊婦は１人１００万円、それ以外の者は１人５０万円が賠償された事

例（上記申立人らを含む集団申立ての連絡書において、精神的損害等についての和解方針が示されている。）

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６１３※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（子夫婦及び夫の父母）のうち、平成２３年３月に自宅に取り残され自衛隊により発見・搬送され無事に家族と合流できた申立人父（なお、後に要介護状態となった。）について、この間の同人の苦労・苦痛を考慮して一時金１０万円が賠償された事例

【公表番号１６３９※１、※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（母及び子２名）について、申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、仕事のために申立人子らを避難先に残して申立人母のみが帰還した平成２３年４月分から申立人子らも帰還した同年１２月分まで家族別離状態であったことを考慮し月額３万円が、申立人子らのうち１名の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成２３年４月分から平成２４年８月分まで、同人が広汎性発達障害により避難先での環境変化に十分適応できず、また、帰還後の生活環境に適応するにも時間を要したことを考慮し、月額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１６５８※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難を余儀なくされた申立人ら（母及び子２名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人母については、避難先の新たな勤務先での就労により１人で世帯の収入を支えつつ、避難先の学校でいじめを受けるなどした申立人子２名及び一緒に避難した両親らの面倒を見ながらの避難生活を余儀なくされたことを考慮して、平成２３年３月分として月額９万６０００円、同年４月分として月額３万６０００円、同年５月分から平成２６年３月分まで月額３万円、同年４月分から平成２７年３月分まで月額２万円、同年４月分から平成２８年３月分まで月額１万円が、申立人子２名については、避難先における通学先の学校になじむことができなかったことやいじめがあったこと、通学に際して負担が大きかったこと等を考慮して、それぞれ平成２３年３月分及び同年４月分として月額３万６０００円、同年５月分から平成２６年３月分まで月額３万円が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７２３※３】　帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（祖母、父、母及び子２名の５名）について、避難後に認知症を発症した申立人祖母（申立人父の母）及び申立外祖母（申立人母の母）をそれぞれ介護しながらの避難であったこと、申立人子２名が避難中に体調不良等となり不登校となったこと、原発事故当初の平成２３年４月半ば頃まで、入院先の病院から申立外亡祖父の避難先が不明となって探さなければならなかったこと等を考慮して日常生活阻害慰謝料の増額（平成２３年３月から同年４月までは月額１０万円、同年５月から同年８月までは８万円、同年９月から平成２６年８月までは月額６万円、平成２６年９月から平成２７年８月までは月額３万円、同年９月から平成２８年１２月までは月額２万円、平成２９年１月から同年５月までは月額１万円。）の賠償が認められた事例

【公表番号１７３０※１、※２】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人夫については、原発事故時に同居していた家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと等を理由に平成２３年３月分及び同年４月分の慰謝料（月額１２万円）の３割の増額が認められるとともに、認知症を患い要介護状態（平成２９年１月以降要介護２）での避難生活であったことを理由に平成２８年３月分から平成２９年５月分までの慰謝料（月額１０万円）の３割の増額（ただし、既払金は控除。）が認められ、②申立人妻については、原発事故時に同居していた家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと及び原発事故直後に出産間際の娘を手助けするなどの労苦があったこと等を理由に平成２３年３月分（月額１２万円）及び同年４月分（月額１０万円）の慰謝料の５割の増額が認め

られるとともに、認知症を患い要介護状態であった申立外の義母（平成２９年２月までは要介護２、同年３月以降は要介護５）及び申立人夫をそれぞれ介護しながらの避難生活であったこと等を理由に平成２５年１０月分から平成２９年５月分までの慰謝料（月額１０万円）の３割の増額（ただし、既払金は控除。）が認められた事例

【公表番号１７６９※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人夫が避難中に不眠症及びうつ状態と診断され、自殺未遂を起こしたこと等の事情を考慮し、平成２３年１０月から平成３０年３月まで、夫婦合わせて月額３万円の増額が認められた事例

【公表番号１７７５※１、※３、※４】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した地域（南相馬市鹿島区）から平成２３年３月から同年５月までの間避難した申立人ら（夫婦及び子１名）のうち、申立人夫婦及び申立外の亡祖母（申立人夫の母、平成２５年１１月に死去。）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、身体障害を有しつつ避難した亡祖母及び持病を抱えつつ同人を避難先で介護した申立人妻については、それぞれ平成２３年３月から同年５月まで６割の増額分（ただし、亡祖母分については既払金９万円を控除した残額を相続人である申立人夫が承継。）が、申立人妻の前記持病の入通院に際し自家用車での送迎や見舞いを行っていた申立人夫については、原発事故に伴い当初の通院先では手術体制が整わなかったことから県外の病院に転院し、そのため送迎の負担が増加したことを考慮して、一時金５万円がそれぞれ賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８１８※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子）について、父と母子が別離後いったん合流したものの、申立人子が転入先の中学校になじめず不登校となったため再び母子のみ転居し再度別離が発生したという事情を踏まえ、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成３０年３月までの間の別離期間（再別離期間を含む。）について世帯全体に対し月額３万円、申立人子に対し不登校となったこと等を考慮し一時金１０万円が賠償された事例

【公表番号１８４４※１、※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、平成２３年３月から同年７月にかけて古く狭小な避難先の住宅で過酷な避難生活を送ったことを考慮して、申立人ら各人に対して一時金１０万円（合計５０万円）が賠償され、また、申立人（世帯主）に対して、県外に避難後も原発事故前から勤務している会社に通勤するために自家用車での長距離・長時間通勤を強いられたことを考慮して、平成２３年３月から平成２８年１２月まで（７０か月間）については月額３万円、平成２９年１月から平成３０年３月まで（１５か月間）については月額１万５０００円（合計２３２万５０００円）が賠償された事例

【公表番号１８７２※２】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人について、複数の持病を有しており避難生活中に複数の病院に通院していたことを考慮して、平成２３年３月から同年９月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８８５※１】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住し就業の関係で避難できなかった申立人について、申立外配偶者が避難したことにより家族別離が生じたこと、原発事故後の混乱した就業先において苦労したこと等を考慮して、滞在者慰謝料の増額分として、平成２３年３月分から同年８月分まで月額３万円の賠償が認められた事例

【公表番号１９２４※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、未成年の子３名）について、日常生活阻害慰謝料として、申立人夫につき、持病を抱えていたことを考慮して平成２６年３月から平成３０年３月まで１割の増額分の賠償が、申立人妻につき、乳幼児の世話を行ったことを考慮して平成２３年３月から平成２４年３月まで３割の増額分の賠償が、申立人子らのうちの１名につき、障害を抱えていたことを考慮して平成２３年３月から平成３０年３月まで３割の増額分の賠償が、申立人子ら３名につき、不登校に至ったこと等を考慮して一時金として１人当たり１０万円の増額分の賠償が、申立人ら全員につき、避難所で過酷な避難をしたことを考慮して平成２３年３月から平成２３年４月まで１人当たり３割の増額分の賠償（ただし、直接請求における既払分１人当たり４万円を除く。）が、それぞれ認められた事例

【増額幅が５割以上の事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２２１※１】　入院中の南相馬市避難要請区域（南相馬市鹿島区）所在の病院が原発事故により閉鎖されたことに伴い会津地域の病院への転院を余儀なくされた高齢かつ寝たきりの状態であった者について、過酷な避難と環境の変化による心身の状況の悪化等を考慮して転院期間中の平成２３年３月から同年８月までの間日常生活阻害慰謝料が合計３５万円増額された事例

【公表番号５４０※２】 原発事故当時、自主的避難等対象区域内に住民登録し、緊急時避難準備区域内の病院に長期入院中であったが、原発事故により県外の病院への転院を余儀なくされ、元の病院の人手不足等の事情で転院先に入院中の申立人の精神的損害について、元の病院を生活の本拠として認定の上、月１０万円の基本部分に加え、申立人の強制的転院及び病状悪化による精神的苦痛が大きかったとして原発事故後６か月（平成２３年８月まで）について一時金５０万円、６か月経過後である同年９月から平成２５年６月までについて月額３万円の増額が認められた事例

【公表番号８１６※１】 避難指示区域から避難した複数の母子家庭世帯の精神的損害について、母子家庭で就労する母親や保育を要する子らに関して、原発事故前には親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情に応じて、平成２３年３月から同年１２月まで月額３割ないし９割の増額が認められた事例

【公表番号１０３７※３】 原発事故による避難によって過酷な勤務体制を強いられた申立人について、個別事情を考慮して、平成２３年９月分から平成２４年８月分までの日常生活損害慰謝料の増額分として、月額６万円の賠償が認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９５※３】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（祖父母、父母、幼児を含む子３名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、不登校等により子供の小学校、中学校への通学の送迎について苦労があったことを考慮し、父母代表者として父に対し、平成２３年４月から平成２４年３月までは５割増、同年４月から平成２５年３月までは４割増、同年４月から平成２８年３月までは３割増、同年４月から平成２９年３月までは２割増、同年４月から平成３０年２月までは１割増の増額の賠償が認められた事例

【増額幅が１０割以上の事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号４４３※３】　要介護状態にありながら避難指示区域から避難を余儀なくされ、平成２３年４月に避難先で死亡した者について、過酷な避難生活であったことが考慮され、避難によ

る日常生活阻害慰謝料の増額が、同年３月は月額１２万、同年４月は月額１０万円認められ、相続人である申立人に賠償された事例

（ｲ）第五次追補策定以降における増額事例

（補足説明）

１　中間指針第五次追補第２の４の指針Ⅰでは、日常生活阻害慰謝料に対して、同指針において列挙する「以下の事由があり、かつ、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと認められる場合には、目安とされた額よりも増額することとする」と規定され、増額事由によっては、増額の目安が示された。

中間指針第五次追補等を踏まえた東京電力プレスリリース（令和５年年３月２７日付け等）においては、中間指針第五次追補で増額の目安が定められなかった増額事由を含め、精神的損害の増額分の追加賠償基準の概要を示し賠償を行うようになっている。

２　以下では、中間指針第五次追補第２の４の指針Ⅰ及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）の例示列挙事由に基づく増額事例を挙げた（文言等については中間指針第五次追補第２の４の指針Ⅰに従った）。なお、これら増額事由が必ずしも明確に区分されたものではないこと、複合的な事情による増額事例の場合には主たる要素と思われる事情を中心に挙げ必要に応じて重複的に挙げるという第五次追補策定前の増額事例における方針を踏襲する。

３　また、５割以上、１０割以上の増額を含む事案についても、それぞれの増額事由ごとに分けて紹介することにする。

①　要介護状態にあること

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９４１※１】　帰還困難区域（大熊町）所在の病院に入院していたが、原発事故直後の平成２３年３月に自衛隊のバスによる過酷な避難を余儀なくされ平成２４年４月に死亡した被相続人母（申立人ら子４名が相続。）について、転院の経緯及び病状の変化等を考慮して、特に過酷な避難を余儀なくされた平成２３年３月分について日常生活阻害慰謝料の増額分３０万円（一時金）、平成２３年４月分から平成２４年４月分まで日常生活阻害慰謝料の増額分月額１０万円（合計１３０万円）の賠償が認められた事例

【公表番号１９４４※３】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人について、当該申立人分及び申立人が単独相続した被相続人分として、被相続人の要介護者（要介護２）としての月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成３０年３月。既払金については控除）の賠償が認められ、さらに申立人が被相続人を介護しながら避難したことを考慮して、介護者としての月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成３０年３月）の賠償が認められた事例

【公表番号１９６１※１】　居住制限区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（夫婦、夫の両親及び祖母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、２世帯ないし４世帯への別離を余儀なくされたことを考慮して、別離期間（平成２３年３月～平成２８年９月）につき、世帯ごとに、各月額２万円又は３万円の増額を認めるとともに、避難先で夫の祖母の認知症が進行し、要介護認定を受ける前から要介護状態にあったと認められること、夫の母が平成２３年８月からその介護を行っていたことなどを考慮して、同月から平成３０年３月まで、夫の祖母及び母に、各月額３万円の増額（既払額を控除）を認めるなどした事例

【公表番号１９７３※４】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（夫婦及び妻の両親）のうち申立人母について、要介護の状況で避難したことを考慮して平成２７年１１月から平成３０年３月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を認めた事例

【公表番号１９９３※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（夫妻）及び夫の母である被相続人について、被相続人の認知症（原発事故時要介護１）の症状のため避難所等への避難が困難であったことから被相続人が平成２３年１０月より県外の施設に避難し、南相馬市原町区内の施設へ平成２４年１１月に入所したという事情を踏まえ、被相続人につき平成２４年１１月までの避難継続が認定され、被相続人の日常生活阻害慰謝料につき平成２４年９月分から同年１１月分までの基本分月額１０万円及び平成２３年３月分から平成２４年１１月分までの要介護状態にあったことを考慮した月額３万円の増額分（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）の賠償が認められるとともに、被相続人の介護を理由とする申立人夫の精神的損害増額分月額３万円（平成２３年３月から平成２３年１０月まで）、家族別離による精神的損害増額分月額３万円（別離期間の平成２３年１０月から平成２４年１１月まで）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９９４※１】　帰還困難区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父母、長男夫婦及びその子）、亡祖父及び亡祖母（いずれも父らが相続）について、日常生活阻害慰料の増額分として、父について、長男夫婦及びその子との間で家族別離を強いられたことを考慮して平成２３年８月から平成３０年３月まで月額３万円、長男について、単身赴任となって妻子との間で家族別離を強いられたことを考慮して平成２３年８月から平成３０年３月まで月額３万円、亡祖父について、要介護の状況で避難したことを考慮して平成２３年３月から死亡した平成２５年２月まで月額３万円（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）、亡祖母について、要介護の状況で避難したことを考慮して平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）の賠償が、それぞれ認められるなどした事例

【公表番号２０３１※４】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人曾祖母の要介護状態及び障害を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円、ただし既払金を控除した額。）、並びに申立人祖父及び申立人祖母のその介護を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円）の賠償が認められるなどした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３３※３】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した被相続人（申立人らが相続）について、平成２３年１０月から被相続人が逝去した月までの避難継続を認め、家族別離が生じたこと及び要介護状態にあったことを考慮して、上記期間につき月額５万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２０９７※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の病院に入院していた亡母（申立人ら及び申立外１名が相続。）について、要介護状態で避難したことを考慮して、平成２３年３月から亡母が死亡した平成２９年８月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）の賠償が認められた事例

【増額幅が５割以上の事例】

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９６８※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人１名（長女）、亡父及び亡母（いずれも申立人ら２名が相続）のうち、亡父及び申立人長女について、亡父が要介護状態にあったことや申立人長女による具体的な介護状況等を考慮して、同年３月から平成２４年８月まで各月額８万円ないし３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（既払金を控除）の賠償が認められた事例

【公表番号１９６９※１】　居住制限区域（大熊町）から避難した申立人１名（長男）、亡父及び亡母（いずれも申立人ら４名が相続）につき、平成２９年６月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料１人当たり月額１０万円に加え、亡父が身体障害者等級５級の障害を有し、要介護５の状態にあり、また、亡母が身体障害者等級３級の障害を有し、要介護１ないし２の状態にある状況下で、バリアフリーではない公営団地での避難を続け、申立人（長男）が両名の介護をしたことを考慮して、上記期間の日常生活阻害慰謝料の増額分として亡父分月額６万円、亡母分月額４万５０００円、申立人（長男）分月額６万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０１６※１】緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人長男、申立人長男の妻及び被相続人（申立人長男らの母、申立人長男らが相続。）について、被相続人が要介護の状況で避難したことを考慮して平成２３年３月から平成２４年８月まで月額３万円ないし５万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を、申立人長男の妻が被相続人の介護をしながら避難し、自宅に帰還後も被相続人が入所する施設に通って必要な物を持参するなどしていたことを考慮して平成２３年３月から平成２４年８月まで月額３万円ないし５万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償をそれぞれ認めた（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）事例

【公表番号２０２５※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）において同居していた被相続人（申立人長男の母）及び申立人長男のうち、被相続人について、平成２３年３月から平成２９年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、家族別離が生じたこと、平成２４年１２月から要介護状況になったと認められること及び具体的な症状経過等を考慮して月額３万円ないし８万円の賠償が認められ、申立人長男について、平成２４年１２月から平成２９年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、被相続人を介護したことを考慮して月額３万円の賠償が認められた事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３８※２、※３】　避難指示解除準備区域（双葉郡）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、被相続人の要介護状態、障害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成３０年３月まで月６割から１０割に漸増。ただし既払金を控除した額。）、並びに、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（別離期間につき月額３万円）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０７３※５、８】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母及び申立人らのうち２名が相続）及び被相続人母（申立人らのうち２名が相続）について、被相続人父が原発事故時入院していた避難区域所在の病院から避難先の病院への転院及び介護施設への入所を余儀なくされ、避難先で寝たきり状態となったことや南相馬市における医療体制が十分に回復していなかったことから自宅に帰還できないまま逝去したこと、同人の妻であり避難先で同人の介護を一定程度担っていた被相続人母もまた被相続人父の状況や自身も目の持病があるなか南相馬市における医療体制が十分に回復していなかったことから帰還できないまま逝去したこと等を考慮して、平成２４年８月までの相当期間経過後も避難を継続すべき特段の事情があったとして、被相続人父について平成２４年９月から平成２６年５月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料（基本分）、被相続人母について平成２４年９月から平成２６年１２月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料（基本分）の賠償が認められるとともに、被相続人父について、要介護状態での避難生活であったことや家族別離があったことで困難があったことを考慮して、平成２３年３月から平成２６年５月まで月額５万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められ、被相続人母について、被相続人父の介護を一定程度担っていたこと、目の持病があったこと及び家族別離があったことで困難があったことを考慮して、平成２３年３月から平成２６年１２月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号２０８３※３】　原発事故当時居住制限区域（富岡町）内の病院に入院していた被相続人（申立人が相続）について、要介護（かつ身体障害等級１級）の状態で避難をしていたことから、要介護状態を理由として、平成２３年３月から被相続人が逝去した同年１２月まで月額６万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（ただし、直接請求手続での既払金月額２万円を控除。）の賠償が認められるなどした事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１２２※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人夫妻及び申立人妻の母である被相続人（申立人らが相続）について、平成２９年６月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、被相続人に対し障害（身体障害等級１級）及び要介護を理由として月額１０万円の賠償が認められるとともに、申立人妻に対し被相続人の介護を理由として月額６万円の賠償が認められた事例

② 身体又は精神の障害があること

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９６６※１、※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点に居住し、平成２７年春まで市外に避難していた申立人ら家族につき、精神的損害の増額分（交流のあった非同居の長男家族との家族別離につき一時金１０万円、申立人１名の障害及びその介護につき平成２３年３月から平成２７年３月まで各人月３万円）の賠償がそれぞれ認められた事例

【公表番号１９７７※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人について、日常生活阻害慰謝料増額分として、要介護２の認定を受けていた母親を介護していたことを理由として、介護状況に応じ、原発事故直後の平成２３年３月は月額８万円が、その後の同年４月から１１月までは月額６万円が、デイサービスの利用が可能となった同年１２月以降の９か月間は月額３万円が、それぞれ認められるとともに、自身が身体障害１級の認定を受けていたことを理由として、避難指示等の期間中につき月額３万円（ただし、既払金を控除する。）が認められた事例

【公表番号１９７９※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父、母、成人の子）について、中間指針第五次追補において目安額が定められた精神的損害として、申立人子が精神疾患（障害者手帳２級）により通院や服薬治療を要する状態であったことを踏まえ、同人及び主たる介護者であった申立人父に対し、日常生活阻害慰謝料の増額としてそれぞれ月額３万円の増額（ただし、既払金を控除した額）が認められるなどした事例

【公表番号２０３１※４】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人曾祖母の要介護状態及び障害を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円、ただし既払金を控除した額。）、並びに申立人祖父及び申立人祖母のその介護を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円）の賠償が認められるなどした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０５７※５】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人父及び子（原発事故当時２歳の二男）について、それぞれ発達障害を有していたことなどから、平成２３年３月から平成２６年９月まで月額合計４万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号２０７１※２、※３】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父と地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人母（原発事故後に婚姻）との間に原発事故後に出生した申立人長男及び長女について、いず

れも障害者認定を受けているのと同等の状態にあることが確認できることを考慮して、出生した月（申立人長男は平成２６年７月、申立人長女は平成２８年７月）から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料及びその増額分として各自月額１３万円の賠償が認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１２３※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（未成年の子２名）について、申立人らの居住していた地区（馬場地区）内に特定避難勧奨地点に設定された世帯が多数あったことから、これらの世帯と同様に、平成２７年３月までの避難継続に合理性を認めた上で、それぞれ障害を抱えて避難したことを理由に、平成２４年９月から平成２７年３月までの期間につきそれぞれ月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例

【増額幅が５割以上の事例】

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９３５※１】　居住制限区域（富岡町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成２３年４月から同年５月までは糖尿病、高血圧症、多形慢性痒症、神経症性不眠症等の持病を抱えていたことを考慮して月額３万円が、同年６月から平成２５年８月までは前記持病に加え避難の過程で妻子別離を余儀なくされたことを考慮して月額４万円が、同年９月から平成３０年３月までは前記持病及び別離に加え右上下肢機能の著しい障害により身体障害者等級２級の認定を受けたことを考慮して月額６万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１９６９※１】　居住制限区域（大熊町）から避難した申立人１名（長男）、亡父及び亡母（いずれも申立人ら４名が相続）につき、平成２９年６月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料１人当たり月額１０万円に加え、亡父が身体障害者等級５級の障害を有し、要介護５の状態にあり、また、亡母が身体障害者等級３級の障害を有し、要介護１ないし２の状態にある状況下で、バリアフリーではない公営団地での避難を続け、申立人（長男）が両名の介護をしたことを考慮して、上記期間の日常生活阻害慰謝料の増額分として亡父分月額６万円、亡母分月額４万５０００円、申立人（長男）分月額６万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０２４※３】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らについて、申立人（子）が障害認定を受けたのは原発事故後であるが原発事故前から障害を有していたことや避難に伴い訓練中断を余儀なくされて状態が悪化した事情等を考慮して、平成２３年３月から訓練を再開完了した期間まで月額６万円、それ以降の期間から平成３０年３月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の障害による増額分の賠償（ただし、直接請求手続での既払金を控除した額。）が、申立人（父）が申立人（子）と同居して介護した期間につき月額３万円の日常生活阻害慰謝料の介護による増額分の賠償が認められるなどした事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１２８※２、※３】　避難指示解除準備区域（双葉町）に居住していた申立人について、心臓の持病により身体障害等級１級の状態であった中で避難を余儀なくされたことに加え、一時別離した長男家族からの支援も得られなかったこと等を考慮した、障害を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円又は６万円。ただし、既払金は控除。）の賠償が認められるとともに、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（長男家族との別離期間である平成２３年３月から平成２４年９月まで月額１万円）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１４９※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、障害（精神障害等級３級）を抱えながらの避難であったことを考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分（申立

人の病状が特に悪化した平成２３年３月から同年９月までは月額５万円、その後の同年１０月から平成３０年３月までは月額３万円）の賠償が認められた事例

【増額幅が１０割以上の事例】

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号２０２３※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した被相続人（申立人らが相続）の障害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から被相続人が逝去した月まで状況に応じて月額１０万円ないし月額３万円、ただし既払金を控除した額。）、並びに申立人妻及び申立人二女の被相続人の介護を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から被相続人が逝去した月まで状況に応じて月額５万円ないし月額３万円、ただし既払金を控除した額。）の賠償が認められるなどした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３８※２、※３】　避難指示解除準備区域（双葉郡）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、被相続人の要介護状態、障害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成３０年３月まで月６割から１０割に漸増。ただし既払金を控除した額。）、並びに、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（別離期間につき月額３万円）の賠償が認められるなどした事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１２２※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人夫妻及び申立人妻の母である被相続人（申立人らが相続）について、平成２９年６月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、被相続人に対し障害（身体障害等級１級）及び要介護を理由として月額１０万円の賠償が認められるとともに、申立人妻に対し被相続人の介護を理由として月額６万円の賠償が認められた事例

③　①又は②の者の介護を恒常的に行ったこと

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９４４※３】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人について、当該申立人分及び申立人が単独相続した被相続人分として、被相続人の要介護者（要介護２）としての月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成３０年３月。既払金については控除）の賠償が認められ、さらに申立人が被相続人を介護しながら避難したことを考慮して、介護者としての月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成３０年３月）の賠償が認められた事例

【公表番号１９５２※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難し、避難先で認知症が進行した亡母の介護を恒常的に行っていた申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、症状経過等に鑑みて、亡母は平成２５年７月の要介護認定の前から要介護状態にあったと認め、平成２４年３月から月額３万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９５４※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成２３年３月から同年１２月まで家族の別離が生じたことを考慮して月額３万円が、同年３月から平成２４年３月まで乳幼児の世話をしながらの避難生活であったことを考慮して月額３万円が、平成２３年３月から平成２５年４月まで要介護５認定を受けていた親族を介護しながらの避難生活であったことを考慮して月額３万円又は月額２万円（恒常的な介護とまではいえない期間についてその事情を考慮した金額）が、それぞれ認められ、これらを合計した額が賠償された事例

【公表番号１９６１※１】　居住制限区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（夫婦、夫の両親及び祖母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、２世帯ないし４世帯への別離を余儀なくされたことを考慮して、別離期間（平成２３年３月～平成２８年９月）につき、世帯ごとに、各月額２万円又は３万円の増額を認めるとともに、避難先で夫の祖母の認知症が進行し、要介護認定を受ける前から要介護状態にあったと認められること、夫の母が平成２３年８月からその介護を行っていたことなどを考慮して、同月から平成３０年３月まで、夫の祖母及び母に、各月額３万円の増額（既払額を控除）を認めるなどした事例

【公表番号１９６６※１、※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点に居住し、平成２７年春まで市外に避難していた申立人ら家族につき、精神的損害の増額分（交流のあった非同居の長男家族との家族別離につき一時金１０万円、申立人１名の障害及びその介護につき平成２３年３月から平成２７年３月まで各人月３万円）の賠償がそれぞれ認められた事例

【公表番号１９７３※５】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（夫婦及び妻の両親）のうち申立人妻について、申立人母の介護をしながら避難したことを考慮して平成２７年１１月から平成３０年３月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を認めた事例

【公表番号１９７９※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父、母、成人の子）について、中間指針第五次追補において目安額が定められた精神的損害として、申立人子が精神疾患（障害者手帳２級）により通院や服薬治療を要する状態であったことを踏まえ、同人及び主たる介護者であった申立人父に対し、日常生活阻害慰謝料の増額としてそれぞれ月額３万円の増額（ただし、既払金を控除した額）が認められるなどした事例

【公表番号１９９３※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（夫妻）及び夫の母である被相続人について、被相続人の認知症（原発事故時要介護１）の症状のため避難所等への避難が困難であったことから被相続人が平成２３年１０月より県外の施設に避難し、南相馬市原町区内の施設へ平成２４年１１月に入所したという事情を踏まえ、被相続人につき平成２４年１１月までの避難継続が認定され、被相続人の日常生活阻害慰謝料につき平成２４年９月分から同年１１月分までの基本分月額１０万円及び平成２３年３月分から平成２４年１１月分までの要介護状態にあったことを考慮した月額３万円の増額分（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）の賠償が認められるとともに、被相続人の介護を理由とする申立人夫の精神的損害増額分月額３万円（平成２３年３月から平成２３年１０月まで）、家族別離による精神的損害増額分月額３万円（別離期間の平成２３年１０月から平成２４年１１月まで）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９９４※１】　帰還困難区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父母、長男夫婦及びその子）、亡祖父及び亡祖母（いずれも父らが相続）について、日常生活阻害慰料の増額分として、父について、長男夫婦及びその子との間で家族別離を強いられたことを考慮して平成２３年８月から平成３０年３月まで月額３万円、長男について、単身赴任となって妻子との間で家族別離を強いられたことを考慮して平成２３年８月から平成３０年３月まで月額３万円、亡祖父について、要介護の状況で避難したことを考慮して平成２３年３月から死亡した平成２５年２月まで月額３万円（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）、亡祖母について、要介護の状況で避難したことを考慮して平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）の賠償が、それぞれ認められるなどした事例

【公表番号２０２４※３】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らについて、申立人（子）が障害認定を受けたのは原発事故後であるが原発事故前から障害を有していたことや避難に伴い訓練中断を余儀なくされて状態が悪化した事情等を考慮して、平成２３年３月から訓練を再開完了した期間まで月額６万円、それ以降の期間から平成３０年３月まで月額３万円の日常

生活阻害慰謝料の障害による増額分の賠償（ただし、直接請求手続での既払金を控除した額。）が、申立人（父）が申立人（子）と同居して介護した期間につき月額３万円の日常生活阻害慰謝料の介護による増額分の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０２５※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）において同居していた被相続人（申立人長男の母）及び申立人長男のうち、被相続人について、平成２３年３月から平成２９年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、家族別離が生じたこと、平成２４年１２月から要介護状況になったと認められること及び具体的な症状経過等を考慮して月額３万円ないし８万円の賠償が認められ、申立人長男について、平成２４年１２月から平成２９年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、被相続人を介護したことを考慮して月額３万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０３１※４】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人曾祖母の要介護状態及び障害を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円、ただし既払金を控除した額。）、並びに申立人祖父及び申立人祖母のその介護を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円）の賠償が認められるなどした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３４※２】　居住制限区域（南相馬市小高区）から同居していた申立外母（原発事故時８９歳。心臓機能障害におけるペースメーカーを装着していることから身体障害等級１級の認定を受けている。）とともに避難した申立人ら夫婦のうち、申立外母の介護を行った妻について、日常生活阻害慰謝料の介護による増額分１８５万円（平成２３年３月から平成３０年３月まで）から、直接請求手続における既払金７１万円を控除した金額の賠償が認められた事例

【公表番号２０７３※５、８】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母及び申立人らのうち２名が相続）及び被相続人母（申立人らのうち２名が相続）について、被相続人父が原発事故時入院していた避難区域所在の病院から避難先の病院への転院及び介護施設への入所を余儀なくされ、避難先で寝たきり状態となったことや南相馬市における医療体制が十分に回復していなかったことから自宅に帰還できないまま逝去したこと、同人の妻であり避難先で同人の介護を一定程度担っていた被相続人母もまた被相続人父の状況や自身も目の持病があるなか南相馬市における医療体制が十分に回復していなかったことから帰還できないまま逝去したこと等を考慮して、平成２４年８月までの相当期間経過後も避難を継続すべき特段の事情があったとして、被相続人父について平成２４年９月から平成２６年５月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料（基本分）、被相続人母について平成２４年９月から平成２６年１２月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料（基本分）の賠償が認められるとともに、被相続人父について、要介護状態での避難生活であったことや家族別離があったことで困難があったことを考慮して、平成２３年３月から平成２６年５月まで月額５万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められ、被相続人母について、被相続人父の介護を一定程度担っていたこと、目の持病があったこと及び家族別離があったことで困難があったことを考慮して、平成２３年３月から平成２６年１２月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

【増額幅が５割以上の事例】

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９６８※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人１名（長女）、亡父及び亡母（いずれも申立人ら２名が相続）のうち、亡父及び申立人長女について、亡父が要介護状態にあったことや申立人長女による具体的な介護状況等を考慮して、同年３月

から平成２４年８月まで各月額８万円ないし３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（既払金を控除）の賠償が認められた事例

【公表番号１９６９※１】　居住制限区域（大熊町）から避難した申立人１名（長男）、亡父及び亡母（いずれも申立人ら４名が相続）につき、平成２９年６月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料１人当たり月額１０万円に加え、亡父が身体障害者等級５級の障害を有し、要介護５の状態にあり、また、亡母が身体障害者等級３級の障害を有し、要介護１ないし２の状態にある状況下で、バリアフリーではない公営団地での避難を続け、申立人（長男）が両名の介護をしたことを考慮して、上記期間の日常生活阻害慰謝料の増額分として亡父分月額６万円、亡母分月額４万５０００円、申立人（長男）分月額６万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９７７※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人について、日常生活阻害慰謝料増額分として、要介護２の認定を受けていた母親を介護していたことを理由として、介護状況に応じ、原発事故直後の平成２３年３月は月額８万円が、その後の同年４月から１１月までは月額６万円が、デイサービスの利用が可能となった同年１２月以降の９か月間は月額３万円が、それぞれ認められるとともに、自身が身体障害１級の認定を受けていたことを理由として、避難指示等の期間中につき月額３万円（ただし、既払金を控除する。）が認められた事例

【公表番号２０１６※１】緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人長男、申立人長男の妻及び被相続人（申立人長男らの母、申立人長男らが相続。）について、被相続人が要介護の状況で避難したことを考慮して平成２３年３月から平成２４年８月まで月額３万円ないし５万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を、申立人長男の妻が被相続人の介護をしながら避難し、自宅に帰還後も被相続人が入所する施設に通って必要な物を持参するなどしていたことを考慮して平成２３年３月から平成２４年８月まで月額３万円ないし５万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償をそれぞれ認めた（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）事例

【公表番号２０２３※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した被相続人（申立人らが相続）の障害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から被相続人が逝去した月まで状況に応じて月額１０万円ないし月額３万円、ただし既払金を控除した額。）、並びに申立人妻及び申立人二女の被相続人の介護を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から被相続人が逝去した月まで状況に応じて月額５万円ないし月額３万円、ただし既払金を控除した額。）の賠償が認められるなどした事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１２２※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人夫妻及び申立人妻の母である被相続人（申立人らが相続）について、平成２９年６月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、被相続人に対し障害（身体障害等級１級）及び要介護を理由として月額１０万円の賠償が認められるとともに、申立人妻に対し被相続人の介護を理由として月額６万円の賠償が認められた事例

【公表番号２１２３※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人母について、申立人らの居住していた地区（馬場地区）内に特定避難勧奨地点に設定された世帯が多数あったことから、これらの世帯と同様に、平成２７年３月までの避難継続に合理性を認めた上で、障害を抱えていた未成年の子２名の介護を恒常的に行ったことを理由に、平成２４年９月から平成２７年３月までの期間につき月額６万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例

④　乳幼児の世話を恒常的に行ったこと

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９５３※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（父、母、長男、長男の妻、長男の子２名）について、日常生活阻害慰謝料の増額分として、①父母の世帯と長男及びその妻子らの世帯に分離しての避難生活の継続を余儀なくされたことから月額３万円が、②父及び母が、原発事故の影響で遠方の病院へ転院した親族（父の実母）に対し、日常的な介護ではないとしても可能な限り見舞いをして身の回りの世話をしていたことを考慮して月額２万円（ただし、既払金を控除する。）が、③長男の妻が慣れない土地での避難生活において子ら（原発事故時、６歳及び１歳）を養育していたことを考慮して月額３万円が、それぞれ認められた事例

【公表番号１９５４※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成２３年３月から同年１２月まで家族の別離が生じたことを考慮して月額３万円が、同年３月から平成２４年３月まで乳幼児の世話をしながらの避難生活であったことを考慮して月額３万円が、平成２３年３月から平成２５年４月まで要介護５認定を受けていた親族を介護しながらの避難生活であったことを考慮して月額３万円又は月額２万円（恒常的な介護とまではいえない期間についてその事情を考慮した金額）が、それぞれ認められ、これらを合計した額が賠償された事例

【公表番号１９５７※５】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父、母、子２名。子のうち１名は平成２５年１０月出生）について、原発事故に伴う父の就労上の事情により平成２３年６月以降県外にて避難生活を送っていたところ、平成２４年９月以降についても避難継続が合理的であると認められ、原発事故後避難先で出生した子を含め平成２６年３月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められる（既払金は控除）とともに、日常生活阻害慰謝料の増額として、乳幼児を連れての避難生活であったことを考慮して、第１子に関し、３歳未満にあたる平成２３年３月から平成２４年１１月まで月額３万円、３歳以上にあたる平成２４年１２月から平成２６年３月まで月額１万円、第２子に関し、出生した平成２５年１０月から平成２６年３月まで月額３万円の合計９７万円の賠償が認められた事例

【公表番号１９５９※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫に持病があり、また、周囲の親族からの援助を受けづらい状況において、申立人妻が乳幼児（原発事故時０歳であった長女）の世話を恒常的に行ったことを考慮して平成２３年３月から平成２９年３月まで月額３万円が、家族の別離が生じたことを考慮して平成２３年３月から同年７月まで月額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号２０１２※２】　避難指示解除準備区域（葛尾村）に居住していた申立人について、原発事故時に妊娠中であり、また避難生活中に乳幼児の世話を恒常的に行っていたことから、中間指針第五次追補第２の４の定める目安額（事故発生時妊娠中に関し３０万円、乳幼児の恒常的な世話に関し３歳未満１人月額３万円及び３歳以上就学まで１人月額１万円）に基づき算定した金額（既払金は控除）が賠償されるなどした事例

【公表番号２０３１※６】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人について、満３歳以上の幼児の世話をしながらの避難であったことを考慮して、平成２３年３月から小学校就学前の期間につき月額１万円の賠償が認められるなどした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０４０※４】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（父母、乳幼児を含む子３名）の日常生活阻害慰謝料の増額分として、乳幼児（末子）を連れての避難であったこと等を考慮して、末子が小学校に入学するまでの期間（平成２３年３月～平成２８年３月）につき月額３万円が賠償されるなどした事例

【公表番号２０５２※１】　原発事故当時、福島県外に住居があったが、里帰り出産のため地方自治体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）の実家に申立人子（原発事

故当時１歳）を連れて滞在していた申立人母について、日常生活阻害慰謝料の増額分として、乳幼児の世話を恒常的に行っていたことにより合計６万円（平成２３年３月及び４月分）の賠償が認められた事例

【公表番号２０５７※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人父母及び子２名（原発事故当時４歳の長男及び２歳の二男）について、申立人父が会津若松市に避難する申立人母らと同居するため、勤務先に申し入れて平成２４年３月に会津若松市に転勤したばかりであったこと、申立人父及び二男が障害を有していたことなどから、同年９月以降も避難継続の合理性があったとして、同月から平成２６年９月まで各自月額１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められ、また、申立人母が乳幼児である申立人長男及び二男の世話を恒常的に行ったことを考慮し、平成２３年３月から平成２６年９月まで月額合計１万円ないし４万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２０９６※１】　長女の家族（長女、長女の夫、孫（原発事故当時５歳））らと共に緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人について、避難先で孫の世話をしていたことから、乳幼児の世話を行っていたことを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分合計２１万円（平成２３年３月から平成２４年３月分まで。平成２３年３月分は３万円、同年４月から平成２４年３月分までは負担の程度を考慮して月額１万５０００円。）の賠償を認めた事例

【増額幅が５割以上の事例】

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９４３※２】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人について、乳幼児の子２名（うち１名は原発事故後出生）の世話をしながら避難生活を送ったこと及び途中で２度の妊娠期間があったことを考慮して、妊娠期間中であった平成２３年１０月から同年１２月及び平成２６年５月から平成２７年２月については月額５万円、妊娠期間以外である平成２３年３月から９月、平成２４年１月から平成２６年４月及び平成２７年３月から平成３０年３月については月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号１９９６※１】　避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた申立人ら家族（父母と子供ら）につき、申立人（母）の乳幼児の世話を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分として、平成２３年３月分から平成２４年４月分までは乳幼児が２人（３歳未満の子１人と３歳以上の子１人）いる状況で知人宅や集合住宅で周囲への気遣いをしながらの避難生活であったことを考慮して月額５万円、平成２４年５月分から平成２５年３月分までは幼児が２人（いずれも３歳以上）いる状況で避難先が集合住宅や仮設住宅であったことを考慮して月額３万円、平成２５年４月分から平成２５年６月分までは幼児１人（３歳以上）の世話及び避難先が仮設住宅であったことを考慮して月額２万円、平成２５年７月分から平成２８年３月分までは幼児１人（３歳以上）の世話を考慮して月額１万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２００５※４】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から近居の孫３名（うち２名は避難開始時において未就学）と一緒に避難した申立人について、避難先において孫らの風呂、食事、洗濯等の身の回りの世話や通学、通園の際の送迎等を恒常的に行ったことを考慮して、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、未就学児が２名であった平成２３年３月から平成２４年３月までは月額５万円に申立人の育児負担割合５割を乗じた額が賠償されるとともに（避難先で発症した病気を抱えながら育児した平成２３年５月から同年８月までは月額１万円を加算）、未就学児が１名となった平成２４年４月から平成２６年３月までは月額３万円に申立人の育児負担割合５割を乗じた額が賠償された事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０４９※６】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らについて、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫に対し、家族別離が生じたことを考慮して別離期間につき月額３万円、申立人妻に対し、原発事故当時に第一子を妊娠中であったこと並びに原発事故後に第二子及び第三子を妊娠したことを考慮して一時金９０万円、乳幼児であった第一子ないし第三子の世話をしたことを考慮して子１名につき事情に応じて各月額３万円又は１万円として算定した額（合計４３８万円。なお、第二子については持病を有していたことを考慮して満３歳以上小学校就学前の期間も月額３万円として算定）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０７１※４】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父について、平成２６年７月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、いずれも原発事故後に出生した乳幼児であり、障害者認定を受けているのと同等の状態にあることが確認できる申立人長男及び長女の世話をしたことを考慮して月額３万円ないし７万円の賠償が認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１１２※３】　避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時胎児であった１名を含む子４名）について、申立人らによる精神的損害の賠償の請求は、東京電力から申立人らに対して支払われた既払金額を超える精神的損害は認められないとして申立人らの東京電力に対する請求をいずれも棄却した確定判決（中間指針第五次追補の策定前に口頭弁論が終結したもの。）と矛盾・抵触するから、東京電力令和５年３月２７日付けプレスリリースに基づいて東京電力が算定した金額を超える賠償金の支払には応じられない旨の東京電力の主張を排斥し、申立人母に対し、乳幼児の世話を恒常的に行ったことを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成２９年３月まで合計２６９万円）の賠償を認めた事例

⑤　妊娠中であること

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９５７※６】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父、母、子２名。子のうち１名は平成２５年１０月出生）について、原発事故に伴う父の就労上の事情により平成２３年６月以降県外にて避難生活を送っていたところ、平成２４年９月以降についても避難継続が合理的であると認められ、原発事故後避難先で出生した子を含め平成２６年３月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められる（既払金は控除）とともに、日常生活阻害慰謝料の増額として、母に対し第２子妊娠中の平成２５年１月から同年１０月まで月額３万円の増額が認められた事例

【公表番号２０１２※２】　避難指示解除準備区域（葛尾村）に居住していた申立人について、原発事故時に妊娠中であり、また避難生活中に乳幼児の世話を恒常的に行っていたことから、中間指針第五次追補第２の４の定める目安額（事故発生時妊娠中に関し３０万円、乳幼児の恒常的な世話に関し３歳未満１人月額３万円及び３歳以上就学まで１人月額１万円）に基づき算定した金額（既払金は控除）が賠償されるなどした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０４９※６】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らについて、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫に対し、家族別離が生じたことを考慮して別離期間につき月額３万円、申立人妻に対し、原発事故当時に第一子を妊娠中であったこと並びに原発事故後に第二子及び第三子を妊娠したことを考慮して一時金９０万円、乳幼児であった第一

子ないし第三子の世話をしたことを考慮して子１名につき事情に応じて各月額３万円又は１万円として算定した額（合計４３８万円。なお、第二子については持病を有していたことを考慮して満３歳以上小学校就学前の期間も月額３万円として算定）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０５２※１】　原発事故当時、福島県外に住居があったが、里帰り出産のため地方自治体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）の実家に申立人子（原発事故当時１歳）を連れて滞在していた申立人母について、原発事故当時に妊娠中であったことにより３０万円（一時金）の賠償が認められた事例

【公表事例２０６９※４】　居住制限区域（富岡町）に居住していた申立人妻について、日常生活阻害慰謝料の増額分として、原発事故時、申立人長男の切迫早産のため、いわき市の病院に入院していたが、原発事故の影響により退院を余儀なくされ、自家用車等で東京都に避難せざるを得なかったこと等を考慮して４０万円（中間指針第五次追補の目安額３０万円から１０万円増額）の賠償が認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１１２※２】　避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時胎児であった１名を含む子４名）について、申立人らによる精神的損害の賠償の請求は、東京電力から申立人らに対して支払われた既払金額を超える精神的損害は認められないとして申立人らの東京電力に対する請求をいずれも棄却した確定判決（中間指針第五次追補の策定前に口頭弁論が終結したもの。）と矛盾・抵触するから、東京電力令和５年３月２７日付けプレスリリースに基づいて東京電力が算定した金額を超える賠償金の支払には応じられない旨の東京電力の主張を排斥し、申立人母に対し、妊娠中であることを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（３０万円）の賠償を認めた事例

【増額幅が５割以上の事例】

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９４３※２】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人について、乳幼児の子２名（うち１名は原発事故後出生）の世話をしながら避難生活を送ったこと及び途中で２度の妊娠期間があったことを考慮して、妊娠期間中であった平成２３年１０月から同年１２月及び平成２６年５月から平成２７年２月については月額５万円、妊娠期間以外である平成２３年３月から９月、平成２４年１月から平成２６年４月及び平成２７年３月から平成３０年３月については月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１１４※６】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から申立人夫及び子２名（うち１名は原発事故後に出生）と共に避難した申立人妻について、妊娠中であったにもかかわらず、原発事故後約１か月間は体育館での避難生活を余儀なくされ、一時は体調が悪化するなど、苦労の多い避難生活を送ったことを考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成２３年３月から同年９月まで妊娠中であったことを理由とする一時金５０万円（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円から２０万円増額）の賠償が認められるなどした事例

⑥　重度又は中等度の持病があること

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９３０※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人について、同居していた母や兄と別離し、持病を抱えながらの避難生活であったことを考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額として一時金２０万円が認められた事例

【公表番号１９３５※１】　居住制限区域（富岡町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成２３年４月から同年５月までは糖尿病、高血圧症、多形慢性痒症、神経症性不眠症等の持病を抱えていたことを考慮して月額３万円が、同年６月から平成２５年８月までは前記持病に加え避難の過程で妻子別離を余儀なくされたことを考慮して月額４万円が、同年９月から平成３０年３月までは前記持病及び別離に加え右上下肢機能の著しい障害により身体障害者等級２級の認定を受けたことを考慮して月額６万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１９５６※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した地方公務員である申立人の日常生活阻害慰謝料について、避難住民の引率や家畜の殺処分等に関わったこと等を原因としてＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）、双極性障害、うつ病等にり患したことから、ＰＴＳＤ等を発症する原因となった過酷な避難生活を送った平成２３年３月から同年１１月まで、及び、病気を発症した平成２６年８月から平成３０年３月まで月額３万円（合計１５９万円）の増額が認められた事例

【公表番号１９６４※２】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら３名（妻、義母、長男）及び亡夫（申立人妻及び長男が相続）につき、避難によって家族別離等が生じたことを考慮して、平成２３年３月から平成２５年４月まで１人当たり月額１万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（合計１０４万円）の賠償が、亡夫がパーキンソン病を患いながら避難したことを考慮して、平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円ないし４万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（合計２８２万円）の賠償が、それぞれ認められるなどした事例

【公表番号１９７１※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら６名（夫婦、子ら２名、夫の両親）の日常生活阻害慰謝料について、障害者認定は受けていないが自閉症との診断を受けた子ら２名に対して持病による増額分として平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円（合計２５５万円の２名分）が、夫婦に対して上記の子２名又は１名の介護を恒常的に行ったことによる増額分として平成２３年３月から平成２９年３月まで月額３万円（合計２１９万円の２名分）及び平成２９年４月から平成３０年３月まで月額３万円（合計３６万円）が賠償された事例

【公表番号２０３１※５】　居住制限区域（浪江町）に居住し、持病を抱えて避難した申立人ら及びその介護をした申立人に、加療期間につきそれぞれ月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０４３※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、原発事故後も避難しなかった申立人の亡父（平成２４年５月死去。申立人が相続。）及び申立人について、亡父については、精神疾患等の持病を抱えていたことを考慮して平成２３年３月から平成２４年５月まで月額４万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が、申立人については、亡父の介護を恒常的に行ったことを考慮して上記期間につき月額４万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が、それぞれ認められた事例

【公表番号２０５９※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、他自治体に避難した被相続人（申立人が相続）について、かかりつけ医院が原発事故により休院したため同医院での受診ができず、再開した同医院を平成２４年３月に受診したことを契機に進行性の病気が見つかり、同年６月に死亡したなどの事情を踏まえ、病気発覚後の期間につき重度の持病を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分月額３万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０７３※５、８】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母及び申立人らのうち２名が相続）及び被相続人母（申立人らのうち２名が相続）

について、被相続人父が原発事故時入院していた避難区域所在の病院から避難先の病院への転院及び介護施設への入所を余儀なくされ、避難先で寝たきり状態となったことや南相馬市における医療体制が十分に回復していなかったことから自宅に帰還できないまま逝去したこと、同人の妻であり避難先で同人の介護を一定程度担っていた被相続人母もまた被相続人父の状況や自身も目の持病があるなか南相馬市における医療体制が十分に回復していなかったことから帰還できないまま逝去したこと等を考慮して、平成２４年８月までの相当期間経過後も避難を継続すべき特段の事情があったとして、被相続人父について平成２４年９月から平成２６年５月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料（基本分）、被相続人母について平成２４年９月から平成２６年１２月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料（基本分）の賠償が認められるとともに、被相続人父について、要介護状態での避難生活であったことや家族別離があったことで困難があったことを考慮して、平成２３年３月から平成２６年５月まで月額５万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められ、被相続人母について、被相続人父の介護を一定程度担っていたこと、目の持病があったこと及び家族別離があったことで困難があったことを考慮して、平成２３年３月から平成２６年１２月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号２０８５※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について、重度又は中程度の持病があることによる日常生活阻害慰謝料の増額分として、月額各３万円（申立人夫は平成２３年４月から平成３０年３月まで、申立人妻は平成２３年３月から平成３０年３月まで）の賠償が認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２０９７※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、持病を抱えていたことを考慮して、避難先から自宅に戻った後である平成２３年８月から平成２４年８月まで月額２万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号２１３０※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点が多数設定された地区（馬場地区）に居住していた亡祖父（申立人長男が相続）及び亡祖母（申立人らのうち３名及び申立外１名が相続）の日常生活阻害慰謝料（直接請求手続等により平成２３年３月から平成２７年３月まで各自月額１０万円を支払済み。）について、重度の持病があることを理由とする増額分（平成２３年３月から平成２７年３月まで、亡祖父につき月額３万円、亡祖母につき月額２万円として申立人らの法定相続分に応じた額）の賠償を認めるなどした事例

【公表番号２１３５※２～※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族（父母と子ら）について、申立人母が避難生活によって疾患を発症したことから、その通院にかかる生命身体的損害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（発症時期から平成２４年８月まで、病状の程度等を考慮して月額４万円）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１４３※１】　帰還困難区域（浪江町）に居住していたが、原発事故当時は、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に一時的に入院していた被相続人（申立人らが相続）について、重度の持病を有していたこと、原発事故後、病院から退院を求められたため、治療未了のまま退院して避難し、避難先で新たな病院を探すことを余儀なくされるなど過酷な避難状況にあったこと等を考慮し、平成２３年３月から被相続人が死亡した平成２４年４月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として合計６０万円（平成２３年３月から同年６月まで３０万円（一時金）、同年７月から平成２４年４月まで月額３万円（合計３０万円））の賠償が認められるなどした事例

【増額幅が５割以上の事例】

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９４１※１】　帰還困難区域（大熊町）所在の病院に入院していたが、原発事故直後の平成２３年３月に自衛隊のバスによる過酷な避難を余儀なくされ平成２４年４月に死亡した被相続人母（申立人ら子４名が相続。）について、転院の経緯及び病状の変化等を考慮して、特に過酷な避難を余儀なくされた平成２３年３月分について日常生活阻害慰謝料の増額分３０万円（一時金）、平成２３年４月分から平成２４年４月分まで日常生活阻害慰謝料の増額分月額１０万円（合計１３０万円）の賠償が認められた事例

【公表番号２０２３※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した被相続人（申立人らが相続）の障害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から被相続人が逝去した月まで状況に応じて月額１０万円ないし月額３万円、ただし既払金を控除した額。）、並びに申立人妻及び申立人二女の被相続人の介護を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から被相続人が逝去した月まで状況に応じて月額５万円ないし月額３万円、ただし既払金を控除した額。）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０２５※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）において同居していた被相続人（申立人長男の母）及び申立人長男のうち、被相続人について、平成２３年３月から平成２９年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、家族別離が生じたこと、平成２４年１２月から要介護状況になったと認められること及び具体的な症状経過等を考慮して月額３万円ないし８万円の賠償が認められ、申立人長男について、平成２４年１２月から平成２９年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、被相続人を介護したことを考慮して月額３万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０２７※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人ら（夫妻とその子）の日常生活阻害慰料の増額分の賠償として、①申立人らについて、夫妻と子との間で家族別離が生じたことを考慮して平成２３年１１月から平成２６年３月まで月額３万円が、②夫について、重度又は中等度の持病があることを考慮して平成２３年３月から平成２６年４月まで月額３万円が、③妻について、重度又は中等度の持病があることを考慮して平成２３年３月から平成２７年４月まで月額５万円が、それぞれ認められた事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３８※２、※３】　避難指示解除準備区域（双葉郡）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、被相続人の要介護状態、障害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成３０年３月まで月６割から１０割に漸増。ただし既払金を控除した額。）、並びに、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（別離期間につき月額３万円）の賠償が認められるなどした事例

⑦　⑥の者の介護を恒常的に起こったこと

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９７１※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら６名（夫婦、子ら２名、夫の両親）の日常生活阻害慰謝料について、障害者認定は受けていないが自閉症との診断を受けた子ら２名に対して持病による増額分として平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円（合計２５５万円の２名分）が、夫婦に対して上記の子２名又は１名の介護を恒常的に行ったことによる増額分として平成２３年３月から平成２９年３月まで月額３万円（合計２１９万円の２名分）及び平成２９年４月から平成３０年３月まで月額３万円（合計３６万円）が賠償された事例

【公表番号２０３１※５】　居住制限区域（浪江町）に居住し、持病を抱えて避難した申立人ら及びその介護をした申立人に、加療期間につきそれぞれ月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０４３※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、原発事故後も避難しなかった申立人の亡父（平成２４年５月死去。申立人が相続。）及び申立人について、亡父については、精神疾患等の持病を抱えていたことを考慮して平成２３年３月から平成２４年５月まで月額４万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が、申立人については、亡父の介護を恒常的に行ったことを考慮して上記期間につき月額４万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が、それぞれ認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１３０※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点が多数設定された地区（馬場地区）に居住していた申立人母の日常生活阻害慰謝料（直接請求手続等により平成２３年３月から平成２７年３月まで月額１０万円を支払済み。）について、亡祖父母の介護を理由とする増額分（平成２３年３月から平成２７年３月まで、亡祖父の介護につき月額３万円、亡祖母の介護につき月額１万円）の賠償を認めるなどした事例

【増額幅が５割以上の事例】

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号２０２３※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した被相続人（申立人らが相続）の障害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から被相続人が逝去した月まで状況に応じて月額１０万円ないし月額３万円、ただし既払金を控除した額。）、並びに申立人妻及び申立人二女の被相続人の介護を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から被相続人が逝去した月まで状況に応じて月額５万円ないし月額３万円、ただし既払金を控除した額。）の賠償が認められるなどした事例

⑧　家族の別離、二重生活等が生じたこと

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９３０※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人について、同居していた母や兄と別離し、持病を抱えながらの避難生活であったことを考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額として一時金２０万円が認められた事例

【公表番号１９３５※１】　居住制限区域（富岡町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成２３年４月から同年５月までは糖尿病、高血圧症、多形慢性痒症、神経症性不眠症等の持病を抱えていたことを考慮して月額３万円が、同年６月から平成２５年８月までは前記持病に加え避難の過程で妻子別離を余儀なくされたことを考慮して月額４万円が、同年９月から平成３０年３月までは前記持病及び別離に加え右上下肢機能の著しい障害により身体障害者等級２級の認定を受けたことを考慮して月額６万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１９３６※２】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人について、原発事故発生当時同居していた家族と別々に避難したところ、申立人の事故時住所付近は津波被害を受けたものの同被害のみであれば家族別離は生じなかったことを考慮して、平成２３年３月から同年８月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分が賠償された事例

【公表番号１９４３※１】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人らについて、避難により家族別離が生じたことを考慮して、平成２３年４月から平成３０年３月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号１９５０※３、※４】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人について、事故後、就労上の事由により避難先にて勤務することを余儀なくされたことを考慮して、平成２３年１０月以降についても避難継続の合理性が認められ、同月から平成２４年３月までの月額１０万円の日常生活阻害慰謝料基本分、平成２３年３月から平成２４年３月までの家族別離による月額３万円の日常生活阻害慰謝料増額分、及び生活費増加費用（平成２３年１０月から平成２４年３月までの寮費、平成２３年５月から平成２４年３月までの帰省交通費）の賠償が認められた事例

【公表番号１９５１※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら家族について、家族別離が生じたことを考慮して、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成２３年４月から平成２６年３月までの間、世帯全体に対し、期間により事情を踏まえて月額３万円又は１万円の賠償が認められた事例

【公表番号１９５３※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（父、母、長男、長男の妻、長男の子２名）について、日常生活阻害慰謝料の増額分として、①父母の世帯と長男及びその妻子らの世帯に分離しての避難生活の継続を余儀なくされたことから月額３万円が、②父及び母が、原発事故の影響で遠方の病院へ転院した親族（父の実母）に対し、日常的な介護ではないとしても可能な限り見舞いをして身の回りの世話をしていたことを考慮して月額２万円（ただし、既払金を控除する。）が、③長男の妻が慣れない土地での避難生活において子ら（原発事故時、６歳及び１歳）を養育していたことを考慮して月額３万円が、それぞれ認められた事例

【公表番号１９５４※１】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成２３年３月から同年１２月まで家族の別離が生じたことを考慮して月額３万円が、同年３月から平成２４年３月まで乳幼児の世話をしながらの避難生活であったことを考慮して月額３万円が、平成２３年３月から平成２５年４月まで要介護５認定を受けていた親族を介護しながらの避難生活であったことを考慮して月額３万円又は月額２万円（恒常的な介護とまではいえない期間についてその事情を考慮した金額）が、それぞれ認められ、これらを合計した額が賠償された事例

【公表番号１９５６※２】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料について、申立人らの中に地方公務員がおり、公務員としての業務を遂行するために他の家族と別離することになったことから、申立人ら全員に対して平成２３年３月から平成２４年３月まで月額３万円（合計３９万円）の増額が認められた事例

【公表番号１９５７※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父、母、子２名。子のうち１名は平成２５年１０月出生）について、原発事故に伴う父の就労上の事情により平成２３年６月以降県外にて避難生活を送っていたところ、平成２４年９月以降についても避難継続が合理的であると認められ、原発事故後避難先で出生した子を含め平成２６年３月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められる（既払金は控除）とともに、日常生活阻害慰謝料の増額として、当初家族別離が生じたことを考慮して平成２３年４月から同年６月まで月額３万円の増額が認められた事例

【公表番号１９５９※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫に持病があり、また、周囲の親族からの援助を受けづらい状況において、申立人妻が乳幼児（原発事故時０歳であった長女）の世話を恒常的に行ったことを考慮して平成２３年３月から平成２９年３月まで月額３万円が、家族の別離が生じたことを考慮して平成２３年３月から同年７月まで月額３万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１９６１※１】　居住制限区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（夫婦、夫の両親及び祖母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、２世帯ないし４世帯への別離を余儀なくされたことを考慮して、別離期間（平成２３年３月～平成２８年９月）につき、世帯ごとに、各月額２万円又は３万円の増額を認めるとともに、避難先で夫の祖母の認知症が進行し、要介護認定を受ける前から要介護状態にあったと認められること、夫の母が平成２３年８月からその介護を行っていたことなどを考慮して、同月から平成３０年３月まで、夫の祖母及び母に、各月額３万円の増額（既払額を控除）を認めるなどした事例

【公表番号１９６４※２】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら３名（妻、義母、長男）及び亡夫（申立人妻及び長男が相続）につき、避難によって家族別離等が生じたことを考慮して、平成２３年３月から平成２５年４月まで１人当たり月額１万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（合計１０４万円）の賠償が、亡夫がパーキンソン病を患いながら避難したことを考慮して、平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円ないし４万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（合計２８２万円）の賠償が、それぞれ認められるなどした事例

【公表番号１９６６※１、※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点に居住し、平成２７年春まで市外に避難していた申立人ら家族につき、精神的損害の増額分（交流のあった非同居の長男家族との家族別離につき一時金１０万円、申立人１名の障害及びその介護につき平成２３年３月から平成２７年３月まで各人月３万円）の賠償がそれぞれ認められた事例

【公表番号１９７１※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら６名（夫婦、子ら２名、夫の両親）の日常生活阻害慰謝料について、夫の両親に対して、夫婦間で別離が生じたことによる増額分として平成２３年３月から平成２７年２月まで月額３万円（合計１４４万円）が、申立人ら６名に対して、夫婦及び子ら２名と別の住居に居住していたが家業の酒店で日中一緒に生活していたことから家族の別離が生じたと認め、増額分として一時金２０万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１９７３※６】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（夫婦及び妻の両親）について、家族の別離が生じたことを考慮して平成２３年３月から平成２９年６月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を認めた事例

【公表番号１９９３※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（夫妻）及び夫の母である被相続人について、被相続人の認知症（原発事故時要介護１）の症状のため避難所等への避難が困難であったことから被相続人が平成２３年１０月より県外の施設に避難し、南相馬市原町区内の施設へ平成２４年１１月に入所したという事情を踏まえ、被相続人につき平成２４年１１月までの避難継続が認定され、被相続人の日常生活阻害慰謝料につき平成２４年９月分から同年１１月分までの基本分月額１０万円及び平成２３年３月分から平成２４年１１月分までの要介護状態にあったことを考慮した月額３万円の増額分（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）の賠償が認められるとともに、被相続人の介護を理由とする申立人夫の精神的損害増額分月額３万円（平成２３年３月から平成２３年１０月まで）、家族別離による精神的損害増額分月額３万円（別離期間の平成２３年１０月から平成２４年１１月まで）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９９４※１】　帰還困難区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父母、長男夫婦及びその子）、亡祖父及び亡祖母（いずれも父らが相続）について、日常生活阻害慰料の増額分として、父について、長男夫婦及びその子との間で家族別離を強いられたことを考慮して平成２３年８月から平成３０年３月まで月額３万円、長男について、単身赴任となって妻子との間で家族別離を強いられたことを考慮して平成２３年８月から平成３０年３月まで月額３万円、亡祖父について、要介護の状況で避難したことを考慮して平成２３年３月から死亡した平成２５年２月まで月額３万円（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）、亡祖母について、要介護の状況で避難したことを考慮して平成２３年３月から平成３０年３月まで月額

３万円（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）の賠償が、それぞれ認められるなどした事例

【公表番号２０００※３】　原発事故時居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら家族（成人の子及び両親）につき、原発事故によって、申立人父及び母は県北地方へ、申立人子は原発事故に伴う勤務場所変更のため浜通り南部の賃貸住宅にそれぞれ避難したことなどを考慮し、家族別離による精神的損害増額分（平成２３年３月から平成３０年３月まで。申立人父及び母と申立人子が別離した期間は月額３万円。）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２００６※１】避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、原発事故に起因する精神的損害の賠償を求める訴訟の確定判決を有する申立人について、成人である娘との別離を余儀なくされたことを考慮して、平成２３年４月から平成２６年１０月まで月額１万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０１１※４】居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について、原発事故後にそれぞれの勤務先の移転に伴って別離を強いられたことを考慮して、夫に対し、平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０２２※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（母及び成人の子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人母について、平成２３年３月から同年９月まで夫婦間で別離が生じたことを考慮して、上記期間につき月額３万円の賠償が、申立人子について、平成２３年３月から平成２４年２月まで両親との別離が生じたこと及び消防職員として救急業務に従事していたことを考慮して、一時金５０万円（ただし、既払金１２万円を除く。）の賠償がそれぞれ認められた事例

【公表番号２０２４※２】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らについて、日常生活阻害慰謝料の家族別離による増額分として、申立人らの別離の状況を踏まえ、申立人ら全員分として平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円の賠償を認めるとともに、申立人の１人（子）が障害の影響で他家族の引越に同行せず１人で避難先に残った事情を踏まえ、当該申立人（子）及びその父である申立人に対し、別離期間につき各月額１万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０２７※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人ら（夫妻とその子）の日常生活阻害慰料の増額分の賠償として、①申立人らについて、夫妻と子との間で家族別離が生じたことを考慮して平成２３年１１月から平成２６年３月まで月額３万円が、②夫について、重度又は中等度の持病があることを考慮して平成２３年３月から平成２６年４月まで月額３万円が、③妻について、重度又は中等度の持病があることを考慮して平成２３年３月から平成２７年４月まで月額５万円が、それぞれ認められた事例

【公表番号２０３０※２】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人ら夫妻につき、原発事故による避難に伴い同居していた娘家族との別離が生じたことを考慮し、平成２３年３月から平成２６年３月まで、家族別離による精神的損害増額分として各月額１万円（合計月額２万円）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０３１※３】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら家族につき、原発事故による避難に伴い家族別離が生じたことを考慮し、平成２３年３月から同年１１月まで月額３万円の賠償が認められるなどした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０４０※４】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（父母、乳幼児を含む子３名）の日常生活阻害慰謝料の増額分として、原発事故が原因で、第一子が避難先の学校でいじめを受け県外の中学及び高校（全寮制）に進学したことや、父が転勤したことによって、家族別離が生じたことを考慮して、別離期間（平成２３年３月～同年４月及び平成２５年５月

～同年１１月）につき子らの年齢等の事情を踏まえて算定された金額が賠償されるなどした事例

【公表番号２０４７※６】　避難指示解除準備区域（浪江町）において３世代（祖父母、父母及び子２名。なお、祖父母及び父は原発事故後に死亡した。）で同居していた家族について、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分合計１７０万５０００円（対象期間は平成２３年３月から平成２９年６月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号２０４９※６】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らについて、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫に対し、家族別離が生じたことを考慮して別離期間につき月額３万円、申立人妻に対し、原発事故当時に第一子を妊娠中であったこと並びに原発事故後に第二子及び第三子を妊娠したことを考慮して一時金９０万円、乳幼児であった第一子ないし第三子の世話をしたことを考慮して子１名につき事情に応じて各月額３万円又は１万円として算定した額（合計４３８万円。なお、第二子については持病を有していたことを考慮して満３歳以上小学校就学前の期間も月額３万円として算定）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０５１※１、※２、※３】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（父、母及び子）について、緊急時避難準備区域内にあった申立人子の学校が平成２４年３月まで他自治体に移転し、その間申立人子のみが移転先の自治体に避難したことを考慮して、申立人子の避難継続の合理性が認められ、直接請求手続における支払分以降の平成２３年１０月から平成２４年３月までの申立人子の日常生活阻害慰謝料月額１０万円及び申立人らの家族間面会交通費、並びに家族別離を理由とする平成２３年４月から平成２４年３月までの申立人らの日常生活阻害慰謝料増額分月額３万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０７２※６】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫、妻及び妻の母並びに原発事故後に出生した長女及び長男）に関し、避難によって申立人妻の母とその他の申立人らが別離した期間があったことから、申立人妻及び妻の母について、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分として、別離期間につきそれぞれ月額３万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０７３※５、８】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母及び申立人らのうち２名が相続）及び被相続人母（申立人らのうち２名が相続）について、被相続人父が原発事故時入院していた避難区域所在の病院から避難先の病院への転院及び介護施設への入所を余儀なくされ、避難先で寝たきり状態となったことや南相馬市における医療体制が十分に回復していなかったことから自宅に帰還できないまま逝去したこと、同人の妻であり避難先で同人の介護を一定程度担っていた被相続人母もまた被相続人父の状況や自身も目の持病があるなか南相馬市における医療体制が十分に回復していなかったことから帰還できないまま逝去したこと等を考慮して、平成２４年８月までの相当期間経過後も避難を継続すべき特段の事情があったとして、被相続人父について平成２４年９月から平成２６年５月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料（基本分）、被相続人母について平成２４年９月から平成２６年１２月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料（基本分）の賠償が認められるとともに、被相続人父について、要介護状態での避難生活であったことや家族別離があったことで困難があったことを考慮して、平成２３年３月から平成２６年５月まで月額５万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められ、被相続人母について、被相続人父の介護を一定程度担っていたこと、目の持病があったこと及び家族別離があったことで困難があったことを考慮して、平成２３年３月から平成２６年１２月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１０６※４】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（母及び原発事故時未就学の子２名）について、平成２３年３月に亡父と共に福島県外に避難し、同年５月に亡父のみ仕事のため同区域に戻ったが、申立人らは平成２４年秋まで避難生活を継続したという経過を考慮して、申立人子らに対し、家族別離を理由とする平成２３年５月から同年９月までの日常生活阻害慰謝料の増額分（各自月額３万円）の賠償を認めるなどした事例

【公表番号２１１１※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（母及び成人の子）について、申立人らに家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分として別離期間である平成２３年３月から平成２８年７月まで月額３万円（合計１９５万円）の賠償が認められた事例

【公表番号２１１２※１】　避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時胎児であった１名を含む子４名）について、申立人らによる精神的損害の賠償の請求は、東京電力から申立人らに対して支払われた既払金額を超える精神的損害は認められないとして申立人らの東京電力に対する請求をいずれも棄却した確定判決（中間指針第五次追補の策定前に口頭弁論が終結したもの。）と矛盾・抵触するから、東京電力令和５年３月２７日付けプレスリリースに基づいて東京電力が算定した金額を超える賠償金の支払には応じられない旨の東京電力の主張を排斥し、申立人らに対し、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から同年５月まで各自９万円）の賠償を認めた事例

【公表番号２１２８※２、※３】　避難指示解除準備区域（双葉町）に居住していた申立人について、心臓の持病により身体障害等級１級の状態であった中で避難を余儀なくされたことに加え、一時別離した長男家族からの支援も得られなかったこと等を考慮した、障害を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円又は６万円。ただし、既払金は控除。）の賠償が認められるとともに、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（長男家族との別離期間である平成２３年３月から平成２４年９月まで月額１万円）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１３０※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点が多数設定された地区（馬場地区）に居住していた亡祖父（申立人長男が相続）及び亡祖母（申立人らのうち３名及び申立外１名が相続）並びに申立人父母及び長男の日常生活阻害慰謝料（直接請求手続等により平成２３年３月から平成２７年３月まで各自月額１０万円を支払済み。）に関し、亡祖父母及び申立人父母が別の場所に避難するなどして家族別離が生じたことから、申立人父に対し、家族別離を理由とする増額分（平成２３年３月から平成２７年３月まで月額３万円）の賠償を認めるなどした事例

【公表番号２１４６※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父母及び二男）について、原発事故当時、申立人らと長男夫婦は同居していなかったが、同区内に建築中であった二世帯住宅において平成２３年９月から同居を開始する予定であったところ、原発事故後、申立人らと長男夫婦がそれぞれ別の場所に避難するなどしたために同居ができなくなったという事情を考慮し、同月から平成２４年８月まで、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（月額３万円）の賠償が認められるなどした事例

【増額幅が５割以上の事例】

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号２０２５※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）において同居していた被相続人（申立人長男の母）及び申立人長男のうち、被相続人について、平成２３年３月から平成２９年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、家族別離が生じたこと、平成２４年１２月から要介護状況になったと認められること及び具体的な症状経過等を考慮して月額３万円ないし８万円の賠償が認められ、申立人長男について、平成２４年１２月から平成２９年３月までの

日常生活阻害慰謝料の増額分として、被相続人を介護したことを考慮して月額３万円の賠償が認められた事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３３※３】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した被相続人（申立人らが相続）について、平成２３年１０月から被相続人が逝去した月までの避難継続を認め、家族別離が生じたこと及び要介護状態にあったことを考慮して、上記期間につき月額５万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０３８※２、※３】　避難指示解除準備区域（双葉郡）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、被相続人の要介護状態、障害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成３０年３月まで月６割から１０割に漸増。ただし既払金を控除した額。）、並びに、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（別離期間につき月額３万円）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０５７※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人子２名（原発事故当時４歳の長男及び２歳の二男）について、申立人父との家族別離が生じたことを考慮し、平成２３年３月から平成２４年３月まで月額合計６万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

⑨　避難所の移動回数が多かったこと

⑩　避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったこと

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９５３※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（父、母、長男、長男の妻、長男の子２名）について、日常生活阻害慰謝料の増額分として、①父母の世帯と長男及びその妻子らの世帯に分離しての避難生活の継続を余儀なくされたことから月額３万円が、②父及び母が、原発事故の影響で遠方の病院へ転院した親族（父の実母）に対し、日常的な介護ではないとしても可能な限り見舞いをして身の回りの世話をしていたことを考慮して月額２万円（ただし、既払金を控除する。）が、③長男の妻が慣れない土地での避難生活において子ら（原発事故時、６歳及び１歳）を養育していたことを考慮して月額３万円が、それぞれ認められた事例

【公表番号２０１７※３】　帰還困難区域（双葉町）に居住していた申立人（原発事故時６２歳）について、廃校を利用した避難所での長期間（平成２３年６月から平成２４年１１月まで）の避難生活を余儀なくされたことを考慮して、一時金として１０万円の慰謝料増額の賠償が認められた事例

【公表番号２０２１※２】緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、不妊治療を受けていた申立人夫婦について、原発事故後に担当医が避難して戻らず、不妊治療再開のために平成２７年９月から遠方の病院への通院を余儀なくされたことを考慮して、精神的損害（一時金５０万円）の賠償が認められた事例

【公表番号２０２２※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（母及び成人の子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人母について、平成２３年３月から同年９月まで夫婦間で別離が生じたことを考慮して、上記期間につき月額３万円の賠償が、申立人子について、平成２３年３月から平成２４年２月まで両親との別離が生じたこと及び消防職

員として救急業務に従事していたことを考慮して、一時金５０万円（ただし、既払金１２万円を除く。）の賠償がそれぞれ認められた事例

【公表番号２０２４※４】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人（父）について、避難によって糖尿病の受診が遅れたことによる精神的苦痛に対する慰謝料（一時金）１０万円の賠償が認められるなどした事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１３５※５】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族（父母と子ら）について、申立人子の一人が避難先の学校でいじめに遭い、不登校となった時期があったことから、同人に日常生活阻害慰謝料増額分の一時金として１０万円の賠償が認められるなどした事例

（ウ）第四次追補の慰謝料

（補足説明）

中間指針第四次追補第２の１指針Ⅰ①は、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域の第３期において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額については、第二次追補で帰還困難区域について示した１人６００万円に１人１，０００万円を加算し、右６００万円を月額に換算した場合の将来分（平成２６年３月以降）の合計額（ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を目安とするとし、具体的には、第３期の始期が平成２４年６月の場合は、加算額から将来分を控除した後の額は７００万円とするとしている。第３期の始期（避難指示区域の再編時期）は、市町村ごとにさまざまであり、同月が再編時期になる地域はないが、東京電力プレスリリース（平成２４年９月２５日付け）の包括賠償では、帰還困難区域に対する第３期の精神的損害６００万円の対象期間を平成２４年６月１日から平成２９年５月３１日までとしており、本指針はこれと同様の時期について具体的な金額の目安を示していることとなる。東京電力プレスリリース（平成２６年３月２６日付け）はもちろん、和解事例においても、ほぼこの目安による金額を前提としている。

この金額は、被害者の被災地での居住年数等を問わず指針Ⅰ①の対象者全員に一律に支払う損害額を目安として示すものであり、個別具体的な事情によりこれを上回る金額が認められ得る（中間指針第四次追補第２の１備考３）とされており、わずかながら増額事例もあるので、紹介した。また、帰還困難区域での居住実態に応じた割合的な解決がされている案件も一定程度あり、これらについても紹介しているので参照されたい。

中間指針第五次追補第２の２は、第四次追補第２の１（以下「旧指針」という。）を全面的に改訂するものである。

中間指針第五次追補第２の２では、指針Ⅰ② i）において、旧指針Ⅰの１，０００万円の加算額については、そのうち７００万円が「生活基盤喪失による精神的損害」である点を明確にした上で、指針Ⅰ② ii）において、居住制限区域及び避難指示解除準備区域についても新たに「生活基盤変容による精神的損害」の損害額の目安を定めたため、旧指針Ⅰは大きく変更されることとなったこと、中間指針第五次追補第２の２指針Ⅰ① i）において、避難指示区域における避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償の対象となる期間については一律に平成３０年３月末を目安としたことから、旧指針Ⅲの「相当期間」の定めは不要となったこと、また、緊急時避難準備区域についても新たに「生活基盤変容による精神的損害」の損害額の目安を定めることとし、同区域の避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償の対象となる期間も併せて規定したことなどから、より変更点を簡明にするため、旧指針を全面的に改訂することとしたものである。

第五次追補策定以降の生活基盤喪失による精神的損害についての和解事例は、第１の８の３を参照されたい。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１０１３※１】　帰還困難区域（大熊町）において、両親が開拓した自宅や畑等を単独で相続して自ら居住・耕作し、地域の人々とのつながりを活かした仕事を生業としてきた独身女性の申立人について、申立人の生活歴や年齢等を考慮すれば、申立人の精神的な安寧は居住環境や地域コミュニティに依存する部分が大きく、避難先の環境への順応も容易でないことから、長期間にわたって住居及び地域に帰還不能になったことによりそこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等に対する精神的損害について増額を認めるべき特段の事情があるとして、中間指針第四次追補第２の１Ⅰ①に基づく精神的損害が１００万円増額された事例

【公表番号１１１０※１】 原発事故当時、居住制限区域の自宅と帰還困難区域の実家の両方で生活をしていた申立人について、申立人がこの両方で生活をしていた理由や具体的な生活状況等を踏まえ、申立人は帰還困難区域にあった実家に一定の居住性はあったと認められるが、実家だけに住んでいたわけではなく、居住制限区域にあった自宅にも居住性があったと認められることから、平成２８年４月から平成２９年５月までの月額１０万円の精神的損害１４０万円と中間指針第四次追補第２の１Ⅰ①に基づく慰謝料７００万円の合計８４０万円の半額である４２０万円が賠償された事例

【公表番号１１２９※１】 帰還困難区域（浪江町）に自宅を有していたが、原発事故時には自主的避難等対象区域（福島市）に単身赴任をしていた申立人について、住民票上の住所地や単身赴任中の生活状況等を考慮して、中間指針第四次追補第２の１指針Ⅰ①に基づく精神的損害の一部６００万円が賠償された事例

【公表番号１１３２※１】 原発事故当時、帰還困難区域（大熊町）に自宅を有し、区域外に単身赴任していた申立人について、単身赴任に至る経緯、原発事故前後の生活状況等の事情から、中間指針第四次追補に基づく慰謝料の一部５００万円が賠償された事例

【公表番号１１５８※１】 原発事故以前から帰還困難区域（大熊町）に自宅を有していたが、原発事故時には家族揃って福島県外に居住していた申立人ら夫婦について、申立人ら夫婦は申立人夫の定年退職により平成２３年９月に自宅に戻る予定であったこと、自宅を離れていた際の自宅の保守管理状況等の事情を踏まえ、申立人ら夫婦は原発事故がなければ同月以降大熊町の自宅に帰還していたはずであり、原発事故によって帰還困難区域（大熊町）の自宅に帰ることができなくなったものとして、申立人ら夫婦について中間指針第四次追補に基づく精神的損害７００万円が賠償された事例

【公表番号１２２３※２】 平成２２年まで帰還困難区域（富岡町）の自宅で夫及び長男と同居し、原発事故当時は、出産等のために他県にある実家に転居していた申立人らについて、これらの経緯に加え、その後、夫及び長男とともに避難先で生活をしていること等を考慮し、原発事故がなければ上記自宅で生活していた蓋然性が高いとして、中間指針第四次追補に基づく精神的損害について、中間指針等記載の金額の５割が賠償された事例

【公表番号１３７２※１】 原発事故当時、帰還困難区域（大熊町）の自宅所在地を住民票上の住所とし、関東地方に単身赴任中であった申立人夫について、毎週末に申立人妻子が生活している上記自宅に帰宅していたこと等の事情を考慮し、中間指針第四次追補第２の１の指針Ⅰ①に基づく精神的損害の全額としての賠償が認められた事例

【公表番号１４７９※１】 帰還困難区域（浪江町）において農林業の開業準備中であった申立人について、住民票上の住所は栃木県内であったものの、原発事故前から６年がかりの開墾をしてきたため、浪江町での居住実態があったこと等の生活の実態等を考慮して、中間指針第四次追補に基づく精神的損害の７００万円の８割（５６０万円）が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６０５※１】　帰還困難区域（双葉町）内において出生以降、生活をし、同町内に自宅を有し、原発事故当時は、妻子を自宅に残して北海道に単身赴任をしていた申立人が、生活の本拠は双葉町と判断され、避難等対象者と認められて、中間指針第四次追補に基づく精神的損害等が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８４７※１】　住民票が避難指示解除準備区域（双葉町）にあったが単身赴任のため関東地方に居住していた申立人について、休日における帰宅状況や原発事故がなかった場合に想定される転勤期間の見込み等を考慮し、中間指針第四次追補に定められた慰謝料として５００万円の賠償が認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８８３※１】　帰還困難区域（浪江町）に居住していたが、越境通学のために避難指示解除準備区域内の親族方住所に住民登録をしていた申立人ら（子２名）について、実際の生活の本拠は帰還困難区域内にあったものと判断され、中間指針第四次追補に基づく精神的損害等の賠償が認められた事例

【公表番号１８９３※１】　原発事故当時関東地方の学生寮に居住し同地方の大学に通学していた申立人について、長期休暇のたびに帰還困難区域（大熊町）所在の実家に帰省し、実家の家業を手伝っていたこと等を考慮し、平成２３年３月から大学卒業予定であった平成２６年３月まで月額３万円（計１１１万円）の日常生活阻害慰謝料が賠償されたほか、上記事情以外にも、申立人が高校卒業時まで大熊町で生まれ育ち住民票も大熊町に残していたこと、原発事故時の住居である学生寮は暫定的な住環境であったこと、大学卒業後は大熊町に戻り実家の家業を継ぐ予定であったこと、実際に原発事故後福島県内に戻り就職していること等を考慮し、原発事故がなければ申立人は大熊町に帰還し家業を継いで生活していた蓋然性が高いとして、中間指針第四次追補第２の１Ⅰ①に基づく精神的損害の８割（５６０万円）が賠償された事例

エ　賠償期間について

(ｱ) 「相当期間」や「特段の事情」が問題となった事例

（補足説明）

１　避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない（中間指針第３の６指針Ⅳ②）とされ、以下は相当期間の経過や特段の事情に関する事例である。

２　特段の事情がある場合については、中間指針等の備考では以下のようなものが挙げられている。

① 避難中に健康を害し自宅以外の避難先等での療養の継続が必要なため帰宅できない場合など（中間指針第３の２備考５・第３の６備考８）

② 例えば一定の医療・介護等が必要な者に関しては解除後の地域の医療・福祉体制等を考慮し、子供に関しては通学先の学校の状況を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である（第二次追補第２の１の⑴備考７・⑵備考３・⑶備考３）。

③ 帰還に際して従前の住居の修繕等を要する者に関しては業者の選定や修繕等の工事に実際に要する期間、工事等のサービスの需給状況等を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である（第四次追補第２の１備考６）。

３　東京電力プレスリリース（平成２５年２月４日付け：旧緊急時避難準備区域における中学生以下の方および高等学校に在学していた方の精神的損害のお取扱いについて）では、原発事故当時旧緊急時避難準備区域に居住していた、同区域の避難指示解除後相当期間経過後である平成２

４年９月１日時点において中学生以下又は高等学校に在学し、かつ年齢が１５歳から１８歳までであった者について、避難等に関連した学校生活等における精神的損害として、同日から平成２５年３月３１日まで１人当たり月額５万円の賠償を行っている。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号４０６※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から福島市に平成２４年１１月まで避難した夫婦（夫は身体障害等級１級。）について、妻の勤務先確保の困難さ、原町区の自宅の修繕完了時期、夫の障害等を考慮して、避難による日常生活阻害慰謝料が同月まで認められた事例

【公表番号５４０※３】 原発事故当時、自主的避難等対象区域内に住民登録し、緊急時避難準備区域内の病院に長期入院中であったが、原発事故により県外の病院への転院を余儀なくされ、元の病院の人手不足等の事情で転院先に入院中の申立人について、元の病院を生活の本拠として認定の上、平成２４年９月分から平成２５年６月分までの避難慰謝料の賠償継続が認められた事例

【公表番号５７４※２】 緊急時避難準備区域に自宅と勤務先工場があり、原発事故による工場の他県移転に伴い雇用確保のため他県に単身赴任した申立人について、工場移転は 経営判断であるとして原発事故との相当因果関係を否定する東京電力の主張を排斥し、かつ、平成２４年９月以降も単身赴任を継続する必要があると認めて平成２５年５月分までの日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号６４７※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、いわき市の勤務先に通勤していたが、原発事故後、勤務先のあるいわき市に避難している申立人について、いわき市と原町区とを結ぶ道路及び鉄道が復旧されていないこと等から平成２４年９月以降も避難継続の必要性があると判断して、平成２５年７月分まで日常生活阻害慰謝料等が賠償された事例

【公表番号６８９※１】 原発事故前から認知症で要介護２であり、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から新潟県に避難したが、避難中の平成２４年７月に脳梗塞を発症した高齢者の日常生活阻害慰謝料について、避難先での治療及び近親者付添いの継続の必要性を肯定して、東京電力が賠償の打切りを主張した同年９月分以降（平成２５年７月分まで）の賠償が認められた事例

【公表番号７３８※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、避難指示区域内の勤務先で就労していたが、原発事故により勤務先が宮城県へ事業所を移転したことに伴い、同県に避難して就労を続けている申立人らの精神的損害について、元事務所の事業再開が困難であり帰還しても就労が困難であること等を考慮し、平成２４年３月から平成２５年８月までの精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号７３９※１】 原発事故当時、緊急時避難準備区域に住んでいた申立人らが、原発事故前に通院していた医院が閉院し、症状に適した治療を受けられる医療機関がないこと等から避難指示が解除された後も避難を余儀なくされたとして、平成２４年９月以降の精神的損害が認められた事例

【公表番号７４０※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難している申立人らについて、子供が避難先から近い高等学校に進学し、帰還すれば通学が困難となることから、避難継続の必要性を肯定して、平成２４年９月以降の避難慰謝料が賠償された事例

【公表番号７４７※１】 緊急時避難準備区域内（南相馬市原町区）に居住し、避難指示区域内（南相馬市小高区）の事業所で会社を経営する申立人らについて、避難指示区域から県外への事業所移転には一応の合理性があり、これに伴う緊急時避難準備区域からの住居の移転（避難）及びその継続にも一応の合理性があるとして、平成２５年８月まで１人月額１０万円の避難慰謝料（日常生活阻害慰謝料）が賠償された事例

【公表番号７４９※１】 緊急時避難準備区域から避難した申立人らについて、勤務していた会社が避難指示区域内から風評被害を避けるため県外に移転したため避難を継続せざるを得なかったとして、平成２４年９月以降も平成２５年８月まで精神的損害が賠償された事例

【公表番号７６５※１、※３】 緊急時避難準備区域からの避難を平成２３年３月に開始した申立人らについて、ＡＤＨＤ（注意欠陥・多動性障害）にり患しながら避難先の合宿所で生活を送った児童に月６割、同児童の介護と幼児の世話を一人で見ざるを得なかった母親に月６割等の精神的損害の増額がされ、また、ＡＤＨＤの児童にとって帰還による環境変化は望ましくないことから避難を継続する必要性があると判断して、平成２４年９月以降も（平成２５年９月まで）賠償が継続された事例

【公表番号７９９※２】 緊急時避難準備区域内に居住していたが、原発事故後に埼玉県に避難した家族３名（うち２名は高校生と中学生）について、子供２名が避難先の高校・中学校に通学していることや家族別離等の事情を考慮し、平成２４年９月以降の避難費用、日常生活阻害慰謝料等の賠償継続及び日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例

【公表番号８２０※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した夫婦とその母親について、南相馬市における介護従事者の人手不足等の事情のため、認知症で要介護４の母親が平成２５年１月まで同市内の介護福祉施設に入所できなかったこと、夫婦も避難先で受注した仕事を処理するまで帰還できなかったこと等を考慮し、避難慰謝料について、平成２４年９月以降現実に原町区に帰還した平成２５年１月まで（母親）又は同年５月まで（夫婦）の賠償継続が認められた事例

【公表番号８２１※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難している申立人らについて、申立人Ｘ２に係る避難に伴う環境変化による自閉症の症状悪化、申立人Ｘ１（Ｘ２の主たる介護者であり唯一の家族）に係るうつ病り患のため家事もできないほどの精神状態であること、Ｘ２の施設入所による家族別離等の事情から、避難先における一定の医療・介護の継続の必要性があり、精神的損害を賠償する特段の事由が認められるとして、平成２４年９月から平成２５年８月まで月額慰謝料１０万円の賠償が認められた事例

【公表番号８４１※１、※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人親子について、子が平成２３年４月に避難先で高校に入学したことから、子が高校を卒業するまで子及び母親に避難継続の必要性を認め、避難指示等の解除（同年９月３０日）から相当期間（平成２４年８月末）経過後の平成２４年９月以降平成２６年３月までの避難慰謝料が賠償された事例

【公表番号８４７※３、※４】 緊急時避難準備区域（広野町）から避難した申立人ら（乳幼児を含む。）について、自宅付近の放射線量及び乳幼児４人の避難先での進学・入園状況等から、避難継続の必要性を認め、平成２４年６月から平成２５年１０月までの精神的損害等が賠償された事例

【公表番号８８９※４】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から宮城県に避難した申立人ら（母と幼児２名）について、生計維持のため、母が就労しなければならないこと、母が就労を続けるためには、申立外の祖母らに子の世話をしてもらう必要があるが、祖母らも宮城県に避難をしていること等を考慮し、避難継続の必要性を認め、平成２３年３月から平成２５年１１月までの精神的損害等が賠償された事例

【公表番号８９２※１】 緊急時避難準備区域から避難した申立人ら（夫婦と幼児）について、幼児に障害があるが、帰還先には障害児の受入可能な保育園がないため、母子が避難先に留まっていること等を考慮し、母子について避難継続の必要性を認め、和解案提示時において障害児の受入先のないことが確認できていた平成２５年８月までの避難費用、避難慰謝料等が賠償された事例

【公表番号９０７※１】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大原地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特

定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、平成２３年１０月から和解案提示時である平成２６年１月まで１人当たり月額１０万円の精神的損害等が賠償された事例

【公表番号９０８※１～※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、夫に身体障害（身体障害等級１級）があり、原発事故時５０歳台前半の妻の収入により生計を立てていた申立人夫婦について、原町区にあった妻の勤務先（チェーン店）は現在に至るまで閉鎖されており、妻の年齢等を考慮すると、帰還したとしても、原発事故前と同水準の収入を確保する就労先を得られる可能性は低いこと、生計維持のためには、妻が避難先にある上記チェーン店の別店舗で勤務を継続する必要があることから、避難継続の必要性を認め、平成２４年１２月から平成２６年２月までの精神的損害が賠償された事例

【公表番号９２２※１】 緊急時避難準備区域（田村市）で有機農業等を営んでおり、避難先（会津地方）においても有機農業を再開していた申立人について、帰還してすぐに避難先における事業と同程度の事業を再開することは困難であるとして、平成２４年９月以降の避難継続の必要性を認め、同月から平成２６年２月までの避難慰謝料が賠償された事例

【公表番号９３９※１】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区高倉地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、平成２４年９月から和解案提示時である平成２６年４月まで、１人当たり月額１０万円の精神的損害等が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書（掲載番号２６）に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている。）

【公表番号９４１※１】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区馬場地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、現実的かつ具体的な放射線被曝への懸念や不安を抱いていること及び申立人らが生活上の制限・制約を被っていることから、申立人らの被る精神的苦痛について特定避難勧奨地点に設定された住居の住民に準じて賠償されるべきであることを理由として、平成２４年９月から和解案提示月である平成２６年４月までの期間について月額１０万円の賠償が認められた事例

【公表番号９４４※１】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大谷地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、平成２４年９月から和解案提示時である平成２６年４月まで１人当たり月額１０万円の精神的損害等が賠償された事例

【公表番号９４５※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から福島市に避難した申立人ら（夫婦と子３名）について、二女が平成２３年４月から進学が決まっていた私立高校が原発事故により休校となり、やむを得ず福島市内の高校に進学したことから、避難継続の必要性を認め、平成２４年９月から二女が高校を卒業した平成２６年３月までの精神的損害が賠償された事例

【公表番号９６４※１】 特定避難勧奨地点が多数設存在する南相馬市原町区大原地区に居住する申立人らについて、和解案提示時である平成２６年７月まで１人当たり月額１０万円の精神的損害等が賠償された事例

【公表番号１００９※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人らのうち、避難生活により既往症の甲状腺機能低下症等が悪化し、摂食障害にもり患している申立人１名について、避難先での医療措置を継続し、現在の療養環境を維持する必要があるとして、平成２４年６月から平成２６年４月までの精神的損害が賠償された事例

【公表番号１０２３※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した、要介護認定を受けている８０歳台の申立人らについて、自宅に帰還しても従前と同等の介護を受けることが困難な状況にあること等から、避難継続の必要性を認め、平成２４年９月から平成２６年３月までの精神的損害（１人当たり月額１０万円）が賠償された事例

【公表番号１０４６※６】 緊急時避難準備区域から避難指示区域内の事業所に勤務していた申立人らについて、元事業所の営業は再開したが、同事業所への再転勤が難しいこと等から避難継続の必要性を認め、平成２６年１２月までの精神的損害等の賠償の継続を認めた事例

【公表番号１０５０※２】 緊急時避難準備区域から避難した申立人ら（母と未成年の子１名）について、子が避難先の高校を卒業する平成２６年３月まで避難の継続を余儀なくされたとして、平成２３年３月から平成２６年３月までの精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号１０８７※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から申立人長男とともに避難した高齢者の母が、避難中に脳梗塞を発症し、その後寝たきりとなり介護施設に入所し平成２６年９月に死亡した事案について、高齢者の母及び同人の付添い等を継続した申立人長男のいずれについても避難継続の合理性を認めた事例

【公表番号１０９３※３】 緊急時避難準備区域（田村市都路町）に居住し、原発事故により避難した申立人について、帰還先の復興状況が、高齢の寡婦である申立人が単身で生活していく上で必ずしも十分な水準に達しているとはいい難いことを考慮して、平成２４年９月から平成２６年４月までの避難継続の必要性を認め、精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号１１２１※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたが、申立人母子は県外へ避難し、申立人父は原発事故前の居住地にとどまった申立人らについて、原発事故により家族の別離を余儀なくされたこと、子が避難先の高校に入学したなどの事情を考慮して、申立人母子について子が高校を卒業する平成２７年３月までの避難継続を認め、申立人母子に避難慰謝料が賠償された事例

【公表番号１１２２※３、※４】 原発事故時、南相馬市避難要請区域（南相馬市鹿島区） に居住し、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に車椅子を利用して通院し、人工透析治療を受けていた被相続人（申立人はその相続人である。）が、原発事故により、病院での車椅子患者の受入れが困難になったため、急遽、ヘリコプターで富山市内の病院に搬送され、その後、複数の病院への転院を余儀なくされたところ、避難中に健康を害し、自宅以外の避難先等での療養の継続が必要であるため帰宅できない特段の事情があったとして、被相続人が死亡する平成２５年６月までの避難慰謝料（増額分を含む。）の賠償が認められた事例

【公表番号１１４４※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らのうち、いわき市に避難した申立人ＥからＨまでの各申立人（夫婦及びその子ら）について、夫の勤務先が原発事故を原因として移転し、原発事故時の住所地からの通勤が困難になったこと及び発達障害を有する子がいること等を考慮し、平成２４年９月分以降、原発事故時住所からの通勤が可能となった平成２７年７月分までの精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号１１９０※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら夫妻について、同市内の店舗で勤務していた申立人妻（原発事故時５０歳台前半）は、同店の休業に伴い避難先近くの店舗に配転となったが、業務再開の際には元の職場へ復帰できることが約束されていること、自宅近くで新たな就職先を見付けることは困難であること、申立人夫は、全盲の視力障害を有しおり、申立人妻の収入により生計を立てていること等の事情を考慮し、避難継続の合理性を認め、平成２７年１月分から平成２８年３月分までの精神的損害が賠償された事例

【公表番号１１９２※４】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区内の地区）から小学生以下の子供らを連れて避難した申立人らについて、同地区の地理的特性、汚染状況や除染状況等から、同地区の小学生がほとんど帰還しておらず、仮に帰還したとしても子供らの日常生活が相当程度制限されることを考慮し、平成２４年９月以降の避難継続の合理性を認め、子供らの精神的損害が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書（掲載番号３７）に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている。）

【公表番号１１９３※１、※２】 緊急時避難準備区域（田村市都路町）に居住し、同市都路町所在の小学校に通学していた申立人とその母が避難した事案において、原発事故後、子供が通学し

ていた小学校は早期に同市船引町の仮校舎にて再開されたものの、自宅から仮校舎への通学は、通学距離や所要時間、申立人らの体調から毎日の送迎は負担が大きいこと等の事情を考慮して、同市都路町内の校舎で小学校が再開された直前の平成２６年３月末までの避難継続の必要性を認め、平成２４年９月分から平成２６年３月分までの日常生活阻害慰謝料（基本部分）の賠償を認めるとともに、避難を継続していた申立人らと仕事の都合で早期に帰還した申立外夫との家族別離を理由として、上記期間について、日常生活阻害慰謝料の増額分として月額３万円の賠償が認められた事例

【公表番号１２０８※１】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人らについて、診断書等により認められる原発事故前から患っていた病気及び原発事故後に発症した病気に係る避難中の病状の悪化並びに避難前住所地付近の復興状況等を考慮し、平成２４年９月から平成２６年３月までの期間について避難継続の合理性を認め、同期間の日常生活阻害慰謝料（病気を理由とする増額分を含む。）及び生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号１２１０※１】 緊急時避難準備区域（川内村）から避難した申立人ら家族について、原発事故前住居地近隣の小学生の帰還率が低いこと等から、申立人らのうち、原発事故時小学生であった子が小学校を卒業する平成２７年３月時点まで避難を継続すべき特段の事情を認め、平成２４年６月から平成２７年３月まで、申立人ら全員に月額１０万円の精神的損害が賠償された事例

【公表番号１２２５※１】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人らについて、このうち障害のある申立人が原発事故前に利用していた福祉施設が本格的にサービスを再開したのは平成２６年４月であり、原発事故後それまで当該申立人は避難先付近の福祉施設を利用していたが、介助を行う申立人らが自宅から当該施設まで毎日送迎するのは負担が大きいこと等を考慮し、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成２４年９月から平成２６年３月までの日常生活阻害慰謝料（障害、障害者の介助等を理由とする月額３万円の増額分を含む。）の賠償が認められた事例

【公表番号１２３５※１】 緊急時避難準備区域（田村市都路町）の自宅から避難し、平成２６年８月に帰宅した申立人らについて、子供が通学する自宅付近の小学校等の再開が同年４月であったこと等を考慮して、平成２４年９月分から平成２６年３月分までの日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例

【公表番号１２５３※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人母・子について、申立人母はうつ病等、申立人子は発達障害等の障害を有していること、申立人子は避難先で福祉施設に入所していること等を考慮して、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成２５年９月分から平成２６年３月分までの日常生活阻害慰謝料（疾病及び障害等を理由とする月額６万円の増額分を含む。）の賠償が認められた事例

【公表番号１２８４※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人母・乳幼児２名の平成２４年９月分以降の日常生活阻害慰謝料について、就労上の理由で避難を継続した申立人父と同居するために避難を継続していたこと、申立人母は同乳 幼児２名の世話をしていたこと等を考慮して、帰宅した平成２５年４月分までの損害（申立人母について増額分を含む。）が賠償された事例

【公表番号１３２３※１】原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）で生活を営み、原発事故によって避難したと主張するが、住民票上の住所を緊急時避難準備区域（同区）内の実家に置いていた申立人の日常生活阻害慰謝料について、避難指示解除準備区域での生活を裏付ける証拠内容に鑑みて、平成２４年３月分から同年８月分までの月額１０万円の賠償に加えて、同年９月分から平成２９年７月分まで月額３万円の限度で賠償された事例

【公表番号１３５５※１】 身体障害がある夫（平成２８年死亡）とともに緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人妻について、自宅に帰還しても夫が十分な介護を受けるこ

とが困難な状況にあったこと等の事情を考慮し、平成２４年９月以降の避難継続の合理性を認め、平成２６年３月分までの申立人妻及び夫の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号１３９５※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人らについて、発達障害を抱える申立人子が避難先の小学校の特別支援学級に通級しており、引き続き同学級での就学を継続する必要性があること等の事情を考慮し、避難継続の合理性を認め、平成２４年９月から平成２６年３月までの精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号１４０８※１】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人ら（父母及び子ら）の精神的損害について、申立人子の１人が避難により適応障害を発症し、医師から早期に帰還すべきではないという診断がされていたこと等を考慮し、当該申立人子及びその介護を行っていた申立人母については平成２４年９月から平成２７年７月まで、その余の申立人については平成２４年９月から平成２６年３月まで、避難を継続すべき合理的な理由があると認め、それぞれの期間についての精神的損害が賠償された事例

【公表番号１４３９※１、※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族について、申立人子（原発事故当時５歳）が避難先で精神障害を発症したことを考慮し、平成２４年９月以降も避難を継続すべき合理的な理由があると認め、申立人母子に対し、平成２３年４月から平成２６年３月までの日常生活阻害慰謝料（月額１０万円及び同３万円の増額分）が賠償された事例

【公表番号１４６３※１】 南相馬市原町区の特定避難勧奨地点に指定された自宅から避難した申立人らについて、平成２６年１２月に上記指定が解除された後も、業者の都合により自宅の修繕工事が終了しなかったこと等を考慮し、同解除から相当期間を経過した後の平成２７年８月まで避難継続の合理性を認め、同年４月分から同年８月分まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号１４６５※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に入院していたが、原発事故により福島市内の病院への転院を余儀なくされた要介護５の被相続人（申立人らの祖母）について、自ら寝返りをすることもできないなどの被相続人の身体状況等を考慮し、平成２３年３月から被相続人が死亡した平成２５年９月までの日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号１５２３※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（父母及び子供３名）の日常生活阻害慰謝料について、長男（平成２５年３月に高校卒業）及び長女（平成２６年３月に高校卒業）が避難先の高校への通学を継続する必要性が認められること、家族である父母及び二女（同月末に小学校卒業）にも避難継続の必要性が認められること等の事情を考慮し、長男について平成２４年９月から平成２５年３月まで、父母、長女及び二女について平成２４年９月から平成２６年３月までの期間 について、各人の精神的損害としてそれぞれ月額１０万円が賠償された事例

【公表番号１５３２※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、かつ、同所において勤務していた申立人の日常生活阻害慰謝料について、勤務先が原発事故後に他県に移転したために申立人もやむなく同県に転居し、そこにとどまったこと等を考慮し、平成２４年９月分から申立人が勤務先を退職した平成２５年６月分までの賠償を認めた事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５７１※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外への避難を継続している申立人ら（父母及び未成年の子３名）について、避難先における父母の再就職や子３名の就学状況等の事情を考慮し、平成２４年７月分から平成２６年３月分まで、それぞれ月額１０万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号１６１４※３】 緊急時避難準備区域（川内村）から避難したが、避難生活によるストレスにより不眠、抑うつ症状態となるなど心因性精神障害となり、また、パーキンソン病にり患した申立人について、申立人の病状やかかる病状を前提とした医療環境を含め、事故前居住

地の環境全般から避難先における治療の継続が必要であったことその他の事情を総合考慮し、平成２４年９月分から平成２７年１１月分まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号１６３２※１】　緊急時避難準備区域（川内村）から身体障害等級１級（移動機能障害）の子を連れて避難した申立人について、避難前に通所利用していた障害者施設が原発事故の影響により利用することができなくなったこと等を考慮し、避難を継続せざるを得ない特段の事情があると認め、平成２４年９月分から平成２７年１２月分まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号１６４９※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（祖父母、父母、子２名）について、申立人父の就労場所が原発事故により避難先に移転したこと等を考慮し、申立人ら全員について平成２４年９月以降も避難を継続したことについての合理性を認め、平成２４年９月分から平成２６年３月分まで月額１０万円（申立人母については、このほかに平成２５年３月分までは月額３万円の増額分）の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号１６７６※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、その近傍において就労していたが、原発事故により会津若松市において就労することとなった申立人について、平成２４年９月以降についても賠償されるべき特段の事情が認められるとして、平成２４年９月分から会社都合により郡山市に転勤となり同市で住宅を購入した平成２５年６月分まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号１６９０※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（母子）の日常生活阻害慰謝料について、申立人母が、原発事故当時の勤務先工場の一時的閉鎖に伴って、他所で勤務することとなったこと等を考慮し、申立人ら全員について平成２４年９月分から平成２６年３月分まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号１７１０※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、申立人母子のみが平成２８年３月まで避難した申立人ら（父母及び子２名（うち１名は原発事故後に出生））について、いずれも発達障害を抱える申立人子２名の幼稚園での通園状況や通園先の幼稚園と通院先の医療機関との連携の必要性等の事情から、避難継続の合理性が認められるとして、申立人母及び子２名に対して、平成２４年９月分から平成２６年３月分まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料（申立人母については、このほかに月額５万円の増額分）が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７３１※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅から避難した被相続人である亡父及び亡母について、いずれも高齢かつ要介護状態にあり、自宅への帰還は困難であったことを考慮し、相続人である申立人らに対して平成２６年３月までの日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号１７３７※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人夫婦について、申立人夫が避難先で就職し、その就労が継続していたことを理由に平成２４年９月以降の避難継続の合理性を認め、避難先で同居していた申立人夫婦それぞれに平成２４年９月から平成２６年３月までの日常生活阻害慰謝料（月額１０万円）の賠償が認められた事例

【公表番号１７５３※１、※２】　特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）に設定された自宅から避難した避難した申立人らについて、聴覚障害を有する申立人子が聴覚支援学校や特定支援学級での就学を継続する必要性があったこと等を考慮し、申立人子及び同人を介護した申立人母について、平成２７年４月分から平成２８年３月分までの日常生活阻害慰謝料（基本部分）がそれぞれ賠償され、また避難後に家族の別離が生じたことにつき世帯全体で月額３万円、聴覚障害を有する申立人子につき月額３万円、同人を介護した申立人母につき月額１万円が、日常生

活阻害慰謝料（増額部分）として、平成２７年４月分から平成２８年３月分まで賠償された事例

【公表番号１７８５※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（母及び未成年の子２名）の日常生活阻害慰謝料について、申立人らのうち子の１名が重度の身体障害及び知的障害を有しており、環境の変化による悪影響を避けるために避難生活を続けていたことを理由に避難継続の合理性を認め、東京電力の直接請求手続による賠償期間の後である平成２４年９月から南相馬市に帰還した平成２６年６月まで月額１０万円がそれぞれ追加的に賠償されたほか、上記障害を有する申立人子１名及び同人を恒常的に介護した申立人母については、さらに増額分として、避難所に避難していた平成２３年３月及び４月は月額１０万円、同年５月から同年１２月までは月額８万円、デイサービスを利用できるようになった平成２４年１月から平成２６年６月までは月額６万円が、それぞれ賠償（ただし、既払金を除く。）されるなどした事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８０１※１～※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した被相続人ら（亡祖父、亡祖母）、父母及び子の日常生活阻害慰謝料として、亡祖父母については、いずれも要介護状態で避難先の施設に入居し、容易に移動できなかったことを考慮して平成２４年９月以降の避難継続の合理性を認め、①平成２３年３月から平成２４年８月までは、要介護状態であったことを理由としてそれぞれ月額３万円の増額が認められ、②平成２４年９月以降は、亡祖父については同人が死亡した平成２４年１０月まで、亡祖母については平成２６年３月まで、それぞれに中間指針等で定められた日常生活阻害慰謝料の目安である月額１０万円及び要介護状態であったことを理由とする増額分月額３万円の合計月額１３万円が賠償されたほか、③世帯全体に対して、平成２３年３月から平成２６年３月まで家族の別離を理由として月額３万円の増額賠償がされた事例

【公表番号１８２３※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から亡父と共に避難した申立人母及び子３名（うち１名は原発事故後出生。）について、申立人母が平成２４年春に避難先において第三子を出産したことや亡父の体調不良等を理由に、亡父も含めた世帯全員について同年９月以降平成２５年１２月まで（亡父は死亡時まで。）の避難継続の合理性を認め、同期間の日常生活阻害慰謝料（１人当たり月額１０万円）が賠償された（ただし、子らについては既払金を除く。）事例

【公表番号１８３５※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から関東地方に避難し、同地で職を得た申立人ら夫婦について、年齢的に転職が容易でないことから平成２４年９月以降も避難を継続する特段の事情があったとして、同月から平成２６年３月までの日常生活阻害慰謝料（基本部分）等が賠償された事例

【公表番号１８３６※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難し、平成２５年２月に帰還した申立人ら（夫婦）について、申立人夫が避難先で入院手術をし、退院時期が平成２５年１月となったことを考慮し、平成２５年１月まで避難継続の合理性を認め、その間の日常生活阻害慰謝料として月額１０万円（各自平成２４年９月から平成２５年１月まで）が賠償された事例

【公表番号１８４０※１、※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（夫婦及び妻の母）について、家族別離を余儀なくされたことに鑑み平成２３年３月から平成２４年８月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められ、そのうち母については、身体的に長距離移動が困難であったことに鑑みると平成２４年９月以降も避難継続の合理性があったとして同月から平成２６年３月までは月額１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が、また、要介護状態にあったことに鑑み平成２３年３月から平成２６年３月まで月額

３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が既払金を控除した上で、それぞれ認められた事例

【公表番号１８４２※１】　緊急時避難準備区域（広野町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料について、避難先での就労継続を理由とする避難継続の合理性を認め、直接請求手続において賠償未了であった平成２４年９月から平成２６年３月（退職時）までの日常生活阻害慰謝料（月額１０万円）がそれぞれに賠償された事例

【公表番号１８５０※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人について、申立人の両変形性膝関節症やうつ病等の疾病のため平成２４年９月以降も帰還できる状態にはなく避難継続が必要かつ合理的であったとして、同月から平成２６年３月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料が認められた事例

【公表番号１８６１※１】　緊急時避難準備区域（川内村）から避難した申立人ら（母、子（１３歳）、子（１０歳））について、二男の小学校卒業まで避難継続の必要性及び合理性を認め、平成２４年９月から平成２５年３月までの日常生活阻害慰謝料（申立人母について月額１０万円、申立人子らについてそれぞれ月額５万円（月額１０万円を認めた上、直接請求で既払いの月額５万円を控除））が損害として認められた事例

【公表番号１８６９※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外への避難を継続している申立人ら（母及び乳幼児を含む未成年の子３名）について、申立人２名にＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害）の症状のある者がいて生活環境等を変更することが容易でなかったこと等の事情を考慮し、平成２４年９月分から平成２６年３月分まで、それぞれ月額１０万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号１８７４※１】　申立人ら（母、成人の長男及び二男）のうちの申立人母について、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した後、亡夫（身体障害者等級３級、要介護４の認定）の介護を行っており、夫に対する医療措置のために帰還できなかったことを考慮し、夫が死去するまでの避難継続の合理性を認めた上で、日常生活阻害慰謝料として、平成２４年９月から平成２６年６月までの基礎分及び平成２３年３月から平成２６年６月まで介護を理由とする月額６万円の増額分（ただし、既払金を控除した額。）の賠償が認められた事例

【公表番号１８７４※４】申立人ら（母、成人の長男及び二男）のうちの申立人二男について、原発事故時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に入院中であったところ、原発事故の影響で福島県外の病院に転院し、福島県外の病院での入院生活を続けざるを得なくなったことを考慮して、平成２７年３月までの避難継続の合理性を認めた上で、日常生活阻害慰謝料として、平成２４年９月から平成２７年３月までの基礎分及び平成２３年３月から平成２７年３月まで障害及び疾病を理由とする月額３万円の増額分（（ただし、既払金を控除した額。）の賠償が認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９７※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外へ避難した申立人ら（父、母、子３名）について、申立人父は平成２６年９月に帰還し、その他の申立人らは、申立人子らに発達障害があり生活環境を変えることに困難があったことから、その後も避難を継続したものであるが、申立人子らが小学校を卒業した同年３月までの避難の継続には必要かつ相当な理由が認められるとして、申立人ら全員について、同月までの日常生活阻害慰謝料が認められた事例

【公表番号１９０５※１】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（母、子）について、原発事故により、申立人子が通っていた南相馬市小高区内の高校が閉鎖されて二本松市内のサテライト校に通学することとなり、同市内へ避難したため、同高校が南相馬市原町区に仮設校舎を設置するまでの期間、避難先での生活を継続

することを余儀なくされたとして、それぞれ、平成２３年１０月から平成２４年３月まで日常生活阻害慰謝料（基本分）が認められた事例

【公表番号１９０８※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外へ避難した申立人ら（父、母、子）について、申立人父が仕事のため平成２３年５月に帰還した一方、平成２３年４月に申立人子が避難先の県外の高校へ進学したため申立人母及び申立人子は同校卒業の平成２６年３月まで避難の継続を余儀なくされたことから、平成２４年８月までの相当期間経過後も避難を継続すべき特段の事情があったとして、申立人母及び申立人子に平成２４年９月から平成２６年３月までの日常生活阻害慰謝料（基本分）、申立人母に平成２３年５月から平成２６年３月までの家族別離を理由とする月額３万円の日常生活阻害慰謝料増額分の賠償が認められた事例

【公表番号１９３３※２】　原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）に居住し、地方公共団体が住民に一時避難を要請した地域（南相馬市鹿島区）の病院に入院していた被相続人（申立人の母親）について、原発事故直後に病院ごと避難し、避難先で退院した後、病院併設の介護老人保健施設へ入所したが、同人の症状や南相馬市内の介護施設の逼迫状況のため、平成２４年１１月に死亡するまで同施設での滞在を余儀なくされたことから避難継続が認められ、相続人である申立人らに対し、日常生活阻害慰謝料として、平成２４年９月分から同年１１月分につき月額１０万円の賠償が認められた事例

【公表番号１９３４※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外へ避難した申立人らのうち、避難先で同居していた父母及び子３名について、そのうち申立人二男が平成２４年４月に避難先の高校に入学したこと等を考慮して、避難継続の合理性が認められ、平成２７年３月までの日常生活阻害慰謝料の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９５０※３、※４】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人について、事故後、就労上の事由により避難先にて勤務することを余儀なくされたことを考慮して、平成２３年１０月以降についても避難継続の合理性が認められ、同月から平成２４年３月までの月額１０万円の日常生活阻害慰謝料基本分、平成２３年３月から平成２４年３月までの家族別離による月額３万円の日常生活阻害慰謝料増額分、及び生活費増加費用（平成２３年１０月から平成２４年３月までの寮費、平成２３年５月から平成２４年３月までの帰省交通費）の賠償が認められた事例

【公表番号１９５７※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父、母、子２名。子のうち１名は平成２５年１０月出生）について、原発事故に伴う父の就労上の事情により平成２３年６月以降県外にて避難生活を送っていたところ、平成２４年９月以降についても避難継続が合理的であると認められ、原発事故後避難先で出生した子を含め平成２６年３月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例（ただし、既払金は控除）

【公表番号１９９３※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（夫妻）及び夫の母である被相続人について、被相続人の認知症（原発事故時要介護１）の症状のため避難所等への避難が困難であったことから被相続人が平成２３年１０月より県外の施設に避難し、南相馬市原町区内の施設へ平成２４年１１月に入所したという事情を踏まえ、被相続人につき平成２４年１１月までの避難継続が認定され、被相続人の日常生活阻害慰謝料につき平成２４年９月分から同年１１月分までの基本分月額１０万円及び平成２３年３月分から平成２４年１１月分までの要介護状態にあったことを考慮した月額３万円の増額分（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）の賠償が認められるとともに、被相続人の介護を理由とする申立人夫の精神的損害増額分月額３万円（平成２３年３月から平成２３年１０月まで）、家族別離による精神的損害増額分月額３万円（別離期間の平成２３年１０月から平成２４年１１月まで）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０１４※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しつつ、特定避難勧奨地点の設定のあった行政区である同市鹿島区橲原地区に別荘を所有する申立人ら家族（父、母及び子）について、申立人子に関し、原発事故前は別荘で休日を過ごしていたことを踏まえ、同地区の住民に準ずるものとして、平成２４年９月分から平成２７年３月分まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料が認められる（父及び母については前回の申立てにおいて同内容が認められている）などした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３３※２】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した被相続人（申立人らが相続）について、原発事故時に入院していた病院及び周辺の医療機関による患者の受入れが十分でなく、帰還が困難であったことを考慮して、平成２３年１０月から被相続人が逝去した月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０５１※１、※２、※３】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（父、母及び子）について、緊急時避難準備区域内にあった申立人子の学校が平成２４年３月まで他自治体に移転し、その間申立人子のみが移転先の自治体に避難したことを考慮して、申立人子の避難継続の合理性が認められ、直接請求手続における支払分以降の平成２３年１０月から平成２４年３月までの申立人子の日常生活阻害慰謝料月額１０万円及び申立人らの家族間面会交通費、並びに家族別離を理由とする平成２３年４月から平成２４年３月までの申立人らの日常生活阻害慰謝料増額分月額３万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０５７※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人父母及び子２名（原発事故当時４歳の長男及び２歳の二男）について、原発事故直後、申立人母及び子２名が福島県外に避難したものの、申立人長男が幼稚園でいじめに遭うなどしたため、平成２３年８月に会津若松市へ転居したこと、申立人父が申立人母らと同居するため、勤務先に申し入れて平成２４年３月に会津若松市に転勤したばかりであったこと、申立人父及び二男が障害を有していたことなどから、同年９月以降も避難継続の合理性があったとして、同月から平成２６年９月まで各自月額１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例

【公表番号２０７３※５、８】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母及び申立人らのうち２名が相続）及び被相続人母（申立人らのうち２名が相続）について、被相続人父が原発事故時入院していた避難区域所在の病院から避難先の病院への転院及び介護施設への入所を余儀なくされ、避難先で寝たきり状態となったことや南相馬市における医療体制が十分に回復していなかったことから自宅に帰還できないまま逝去したこと、同人の妻であり避難先で同人の介護を一定程度担っていた被相続人母もまた被相続人父の状況や自身も目の持病があるなか南相馬市における医療体制が十分に回復していなかったことから帰還できないまま逝去したこと等を考慮して、平成２４年８月までの相当期間経過後も避難を継続すべき特段の事情があったとして、被相続人父について平成２４年９月から平成２６年５月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料（基本分）、被相続人母について平成２４年９月から平成２６年１２月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料（基本分）の賠償が認められるとともに、被相続人父について、要介護状態での避難生活であったことや家族別離があったことで困難があったことを考慮して、平成２３年３月から平成２６年５月まで月額５万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められ、被相続人母について、被相続人父の介護を一定程度担っていたこと、目の持病があったこと及び家族別離があったことで困難があったことを考慮して、平成２３年３月

から平成２６年１２月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号２０７４※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人（申立人が相続）について、原発事故前に足を骨折し、避難先の病院でリハビリを続けたものの歩行困難な状態であったこと、自宅周辺の医療インフラが十分に回復していなかったこと等を考慮して、避難継続の必要性を認め、前回の申立てで賠償済みの期間以降である平成２６年１０月から平成２７年３月までの日常生活阻害慰謝料月額１０万円の賠償が認められるなどした事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１２３※１～※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（母及び未成年の子３名）について、申立人らの居住していた地区（馬場地区）内に特定避難勧奨地点に設定された世帯が多数あったことから、これらの世帯と同様に、平成２４年９月から平成２７年３月までの日常生活阻害慰謝料（基礎分及び増額分）の賠償が認められるなどした事例

(ｲ) (ｱ)以外の避難終了が問題となった事例

(補足説明)

避難指示等の解除等からの相当期間経過前においても、避難後、帰還すべき避難前の生活の本拠が避難等対象区域内ではなくなった場合には、対象区域外滞在を長期間余儀なくされているとはいい難くなる場合がある。第１の２⑵ア又はイにおいて紹介されたような、避難者であるか否かについて問題となった事例と多く重なるが、あえてここにおいても紹介した。なお、例えば転勤による転居の場合に避難が終了するとみるべきかは、対象区域内に所有にかかる自宅を有するかどうか、生活の安定具合、帰住意思を表象する事情の内容等、個別事情を手掛かりに、避難といえるかどうか、またその期間をどうみるのかが検討されている。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号３８７※３～※５】　避難指示区域から避難した申立人夫婦（原発事故当時は交際中であり平成２３年８月に避難先で入籍した。）及び避難先で平成２４年２月に出生した申立人子の日常生活阻害慰謝料について、平成２３年５月に避難先で借上げ住宅を確保した後も、また同年８月の入籍後も、申立人らの正常な日常生活が阻害され続けていることを考慮し、平成２４年１１月分まで継続して賠償された事例

【公表番号４１１※１】 避難指示区域（富岡町）の社員寮に住込みで勤務し（平成２３年９月に定年退職予定であった。）、会津地域に避難した者について、退職後は独身寮の代務員として働く予定であったこと等から、東京電力が支払を拒んだ時期以降も日常生活阻害慰謝料（平成２４年３月から平成２５年２月まで）が認められた事例

【公表番号５３０※１】 避難指示区域（楢葉町）から避難した申立人について、平成２３年６月に結婚していわき市内に居住した時点で避難終了とする東京電力の主張を排斥し、原発事故前から結婚後は楢葉町の実家で暮らす予定であったこと等を考慮し、結婚後の期間（同年９月から平成２５年５月まで）についても避難慰謝料の賠償継続が認められた事例

【公表番号５３５※１】 単身赴任先である避難指示区域（富岡町）の社宅から避難した申立人について、平成２３年７月にいわき市所在の勤務先の寮に移転した時点をもって避難終了との東京電力の主張を排斥し、平成２６年５月末までの避難慰謝料が賠償された事例

【公表番号５４４※１】 原発事故当時、関東地方の自宅を離れ帰還困難区域（富岡町）の実家から帰還困難区域（大熊町）内の工場に単身赴任中であったが、原発事故直後に工場が閉鎖となり関東地方の自宅に戻ることを余儀なくされた申立人について、自宅に戻った平成２３年３月時

点で避難終了との東京電力の主張を排斥し、自宅に戻った以降（同月から平成２５年４月まで）も避難慰謝料の賠償継続が認められた事例

【公表番号５４５※１】 避難指示区域（大熊町）から都内にある婚約者の実家に避難し、その後の平成２３年１１月に結婚して引き続き都内に滞在している申立人について、結婚時点で避難終了との東京電力の主張を排斥し、原発事故前から結婚後は夫婦で大熊町にある申立人の実家旅館で働く予定であったこと等を考慮し、結婚後も避難慰謝料の賠償継続が認められた事例

【公表番号６５７※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域内の実家に住民票上の住所を残したまま、帰還困難区域（双葉町）の勤務先に住込みで働いていたところ、原発事故が発生して実家へ避難した申立人について、帰還困難区域からの避難者とした上で、実家へ戻った後もその避難が継続しているものと認定し、精神的損害及び就労不能損害が賠償された事例

【公表番号８１０※１】 避難指示区域内の高校に進学し、高校の近所の寮で生活していたが、原発事故後に会津地域の実家へ避難し、会津地域の高校への転校を余儀なくされた高校生について、実家への避難・転校の時点で避難終了したとの東京電力の主張を排斥し、転校先の高校の卒業式が行われる平成２５年２月末までは避難が継続しているとして、平成２３年４月から平成２５年２月までの日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号９５３※１】 自主的避難等対象区域（伊達市）の自宅から避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に単身赴任していたが、原発事故後、勤務先の閉鎖により県外の関連会社に転籍した申立人について、生活の本拠を単身赴任先とした上で、県外の関連会社に転籍した後も避難が継続しているものと認め、平成２４年１１月から平成２６年５月まで精神的損害が賠償された事例

【公表番号９６９※１】 避難指示区域内（浪江町）に居住していた申立人ら（父母とその娘）のうち、父が経営する会社で稼働し、原発事故前から父が経営する会社を継ぐ予定であった娘について、避難先で知り合った夫と結婚した後も避難終了ではなく避難が継続していると判断し、平成２６年２月までの避難慰謝料６３０万円が認められた事例

【公表番号９９７※１】 原発事故当時、親元を離れて避難指示区域内の中学に通い、同区域内の高校に進学する予定であったが、原発事故後、いったんはその高校に進学したものの、避難先の実家に近い高校への転校を余儀なくされた高校生について、高校卒業時までの避難継続を認めて平成２３年３月から平成２６年３月までの精神的損害等が賠償された事例

【公表番号１０３２※２】 避難指示解除準備区域（楢葉町）の社宅に居住し、同町内の工場に勤務していたが、原発事故により同工場が操業停止となったため、転勤して福島県外の工場で勤務している単身の申立人について、原発事故前は福島県内の実家に頻繁に行き来していたこと、申立人は楢葉町の工場勤務を条件として採用された者であり、その旨の勤務先会社の証明書も提出されていること等から、福島県外への転勤によっても避難は終了していないとして、平成２６年１１月までの日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号１２８６※１】 帰還困難区域（大熊町）に東京電力の従業員である申立外父とともに居住しており、原発事故によって避難した申立人ら（母・乳幼児を含む子２名）について、申立外父に転勤等の可能性があったものの、申立人らは同区域内出身者及びその子であって、育児環境等から同区域内に居住し続ける意思であったこと等を考慮して、申立時から和解成立時まで（平成２７年５月から平成２９年５月まで）の間について、避難による日常生活阻害慰謝料及び母である申立人については避難による日常生活阻害慰謝料の増額分として月額３万円の賠償が認められた事例

【公表番号１２９９※１】 居住制限区域（富岡町）から避難した東京電力の従業員である申立人の日常生活阻害慰謝料について、転勤等の可能性があったとしても、申立人自身は同区域内の出身で、実家も同区域内にあり、その生育環境等を踏まえると同区域内に居住し続ける意思であったといえること等を考慮して、未賠償であった平成２４年６月から和解成立時である平成２９年８月までの賠償が認められた事例

【公表番号１３６１※１】 帰還困難区域（双葉町）から避難を余儀なくされた高齢で要介護状態の申立人と、これを介護する申立人について、平成２８年３月頃に新居を取得したが、新居取得後一定期間については生活も安定しないことや、申立人らに帰還の意思が存在すること等を考慮し、新居取得以降分も併せ平成２７年５月分から平成２８年１２月分までについて、それぞれ３割増額した日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例

(ｳ) その他

（補足説明）

上記(ｱ)及び(ｲ)のほかに、日常生活阻害慰謝料の賠償期間が問題となった事例を挙げた。第１の２⑵ア又はイにおいて紹介されたものとも重なるが、上記(ｲ)とは逆に、原発事故前から避難等対象区域や避難指示区域に転居する予定のあった者に係る事例等がある。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号６２７※１】 中間指針第二次追補の第２の１（１）所定の第３期の精神的損害のうち帰還困難区域の６００万円は、避難指示区域の見直しの時からの月額１０万円の５年間分であって、富岡町については平成２５年４月から平成３０年３月までの分に当たる（平成２５年３月分までの月額１０万円は第２期の賠償金である。）として、平成２５年４月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料合計６００万円を認め、そのうち、申立人の既受領分（平成２５年４月から平成２９年５月まで）５００万円を控除した１００万円（平成２９年６月から平成３０年３月まで）を認める和解案を提示した事例

【公表番号６４０※３】 緊急時避難準備区域から東京都へ避難した申立人について、原発事故前より平成２３年３月末に飯舘村に転居予定であり計画的避難区域指定前の同年４月前半に飯舘村に現実に転居したこと等により計画的避難区域からの避難者と同視して、平成２４年９月から平成２５年７月までの期間について、月額慰謝料として月１０万円の賠償が認められた事案

【公表番号１１４０※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、自宅の建設工事請負契約書や住宅ローンの借入申込書等に基づき、原発事故がなければ避難指示解除準備区域に住宅を建築して転居していたとして、避難指示区域内の避難者と同様に、平成２４年９月から和解案提示時点である平成２７年１０月まで月額１０万円の精神的損害の賠償が認められた事例

オ　屋内退避者・滞在者の損害額

（補足説明）

中間指針第３の６指針Ⅴは屋内退避者の精神的苦痛に対する損害額は１人１０万円としているが、東京電力の直接請求では平成２３年３月から同年９月まで月額１０万円の賠償を認めている（平成２４年７月２４日付けプレスリリース）。

また、滞在者に関しては、第二次追補第２の１⑵備考５は、第１期又は第２期において帰還した場合や本件事故発生当初から避難せずにこの区域に滞在し続けた場合は、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得るとし、総括基準（旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について）は、原則として月額１０万円の慰謝料の賠償等を認めている（東京電力の直接請求においても、平成２４年６月２１日付け、同年７月２４日付け、同年８月１３日付けプレスリリース等により、緊急時避難準備区域、南相馬市避難要請区域及び屋内退避区域について滞在者、早期帰還者に月額１０万円の賠償を認めている。）。

以下の事例は、これらに関するものである。

(ｱ) 屋内退避者に関するもの

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１６３※２】　自主的避難等対象者である介護を要する母親を連れて屋内退避区域（いわき市）から避難を余儀なくされた者について、避難先での介護等により過酷な生活を余儀なくされたとして、平成２３年３月から同年９月まで東京電力が直接請求の基準で認めた７２万円の精神的損害に加え、月額５万円の増額が認められた事例

【公表番号９３４※２】 屋内退避区域（いわき市）で自然環境を重視する生活等についての研修等の事業を営み、事業地に居住していた申立人らについて、原発事故により同地において事業を継続することができなくなったとして、平成２３年９月以降の避難継続を認め、新たな事業地を購入した平成２５年８月までの精神的損害が賠償された事例

(ｲ) 滞在者に関するもの

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１５７※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、平成２３年７月に同区域に帰還した者について、行動の自由を制限されているなどとして日常生活阻害慰謝料（同年８月及び同年９月）の賠償が認められた事例

【公表番号１７９※２】 原発事故後、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、平成２３年６月に帰還したが、放射線量が高かったために再度避難を行った申立人らについて、平成２４年８月までの日常生活阻害慰謝料が認められた事例

【公表番号３３５※２】 緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされた申立人らが、平成２３年３月から平成２４年８月までの間に避難していなかった期間１か月について、それぞれ１０万円の日常生活阻害慰謝料が認められた事例

【公表番号３８８※４】 原発事故当時は自主的避難等対象区域に居住し、平成２３年６月以降は転勤のため緊急時避難準備区域に居住した申立人について、自主的避難等対象区域に居住していた期間分について中間指針第一次追補に基づく精神的損害が賠償されたほか、同月以降に緊急時避難準備区域に居住した時期分についても中間指針に基づく日常生活阻害慰謝料（同年９月分まで月額１０万円、同年１０月分及び同年１１月分月額８万円）が賠償された事例

【公表番号３８９※１】 緊急時避難準備区域から避難した申立人ら（父母、長女、二女）のうち、脳性麻痺等の持病があり身体障害等級１級の二女について、平成２３年１１月の避難先からの帰還後も、居住地域の障害者福祉水準の低下により十分な福祉サービスが受けられなかったことを考慮し、月額６万円の滞在者慰謝料の増額分が平成２４年８月分まで賠償された事例

【公表番号９１６※１】 避難指示区域から避難を余儀なくされた父親が仮設住宅での避難生活中に認知症を悪化させて要介護状態となり、緊急時避難準備区域に居住している娘が、平成２３年７月から平成２４年２月までは上記仮設住宅に通って、その後は自宅に引き取って父親の介護を続けている事案において、申立人である娘の滞在者慰謝料の増額分として、平成２３年７月から平成２４年８月まで月額４万円が賠償された事例

【公表番号９８７※１、※２】 緊急時避難準備区域から避難した申立人の平成２３年３月から平成２４年８月までの間の日常生活阻害慰謝料について、持病により透析治療を受けていたこと及び家族との別離を余儀なくされたこと等を考慮し、避難中の平成２３年８月までは月額１０割の、帰還した同年９月以降は月額２割の増額が認められ、さらに、申立人が避難先の医療体制の不備により精神的・肉体的苦痛を被り、不自由な生活を強いられたことについての慰謝料として、一時金２０万円の賠償が認められた事例

【公表番号１２３１※１、※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から一時避難をしたが平成２３年４月に帰宅した申立人ら夫妻について、申立人夫が身体障害（身体障害等級４級）を有し、申立人妻が持病を患っていたところ、帰宅後は、原発事故前と同様の医療が受けられな

かったこと等の事情を考慮して、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫については同年３月から平成２４年８月まで、東京電力が認める月額１万５０００円が賠償されるとともに、申立人妻については一時金として２５万円が賠償された事例

カ　その他の精神的苦痛（日常生活阻害慰謝料以外の、生命・身体的損害を伴わない精神的損害（中間指針第３の６備考１１））

（補足説明）

中間指針第３の６備考１１は、その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとしており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）第３項は、日常生活阻害慰謝料以外に、本件事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、中間指針第３の６備考１１を適用して、別途賠償の対象とすることができるとする。

以下の事例は、日常生活阻害慰謝料又はその増額とは別に認められた精神的損害を含む事例である。ただし、これらの精神的損害の違いは相対的なところもあり、厳密に区分することは困難であるから、上記ウ(ｱ)等も併せて参照されたい。

なお、自主的避難等対象区域その他避難等対象区域外に係る事例については、第１０の２⑶ウを参照されたい。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２０６※１９】　原発事故当時、避難指示区域（双葉町）において入院していた申立人が、原発事故当時入院先に置き去りにされたなどの事情から、平成２３年３月から平成２４年５月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料合計１５０万円とともに、同額の慰謝料が認められた事例

【公表番号２８２※３】 避難指示区域において津波により死亡した子の両親である申立人らについて、原発事故により避難指示が出されて立ち入ることができず、子の捜索、安否確認もできなかったこと及び平成２３年４月に子の遺体が発見されたが放射能汚染のおそれが高いとして他と別扱いにされていたことにより生じた精神的損害に対し１００万円の賠償が認められた事例

【公表番号３０５※７】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、震災後に避難指示区域内で行方不明となり津波で死亡していた親族の捜索を行うことができなかった申立人らについて、民法７１１条の近親者に限らず４５万円から１４５万円の賠償が認められた事例

【公表番号３３５※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から一時避難後に帰還した申立人について、原町区の介護水準の低下に伴い介護施設、障害者施設等におけるサービスが受けられないことに対する慰謝料として２万円が、日常生活阻害慰謝料の増額とは別に認められた事例

【公表番号３４８※１】 避難指示区域において津波にさらわれた者の家族ら３名について、原発事故により避難指示が出されて立ち入ることができず、捜索ができなかったことにより生じた精神的損害に対し合計１２０万円の賠償が認められた事例

【公表番号４７０※２】 原発事故が発生する２年前から大熊町で果樹園を経営する準備を進めていた申立人について、原発事故により営農ができなくなったことによる精神的損害に対する慰謝料として２０万円の賠償が認められた事例

【公表番号６７０※１】 緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされたため津波にさらわれた親族（申立人Ａの妻・申立人Ｂの母）を捜索できなかったことによる損害について、申立人Ａ及びＢそれぞれに各６０万円が賠償された事例

【公表番号６９８】 自宅付近が警戒区域に指定されたために津波にさらわれた親族らの捜索を継続できなかったことによって遺体を適切に葬ることができなかったことにより、故人に対する

哀惜・追慕の情が侵害されたとして、遺族に対して、故人との親等数・関係に応じて精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号７２４※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）からの避難に伴って、自宅で飼育して野馬追い（祭り）にも参加していたサラブレッド種の馬一頭を手放さざるを得なくなった申立人について、家族同様に飼育していた馬を処分し、生きがいであった野馬追いへの出場が困難になったことに対する精神的損害として１５万円が賠償された事例

【公表番号９５５※１】 南相馬市小高区が警戒区域に指定されたため津波にさらわれた親族の捜索を継続できなかったことによる精神的損害として、家族３名に各６０万円合計１８０万円が賠償された事例

【公表番号９８７※１、※２】 緊急時避難準備区域から避難した申立人の平成２３年３月から平成２４年８月までの間の日常生活阻害慰謝料について、持病により透析治療を受けていたこと及び家族との別離を余儀なくされたこと等を考慮し、避難中の平成２３年８月までは月額１０割の、帰還した同年９月以降は月額２割の増額が認められ、さらに、申立人が避難先の医療体制の不備により精神的・肉体的苦痛を被り、不自由な生活を強いられたことについての慰謝料として、一時金２０万円の賠償が認められた事例

【公表番号１０２６※２】 移住を目的として平成１６年に避難指示解除準備区域内の山林を購入し、仮住まいのガレージを建てて毎月１週間程度を山林で過ごし、原発事故時まで山林の開墾等を行って移住の準備を進めてきた申立人らについて、原発事故の発生により、当該山林への立入りが不能となって３年が経過し、それまで開拓していた土地が荒廃したことについて、「第２の人生を奪われたことに対する慰謝料」として１００万円の賠償が認められた事例

【公表番号１０６１※１】 親族（未成年者）が津波にさらわれ、自宅付近（南相馬市小高区）が警戒区域に指定された申立人らについて、警戒区域の指定前に当該親族の遺体が発見されたものの、同じく津波にさらわれた当該親族の両親の捜索が制限されたこと等により葬儀の実施が遅れたことに対する、精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号１０８１※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）において馬一頭を飼育し、野馬追いや競馬等にも参加させていた申立人らについて、原発事故によって手放すことを余儀なくされた馬は、申立人にとって生きがいであって家族のようなペットと同等の存在であったことから、ペット喪失による精神的損害１０万円の賠償が認められた事例

【公表番号１２０５※１】 緊急時避難準備区域の病院で清掃員をしていた申立人が、原発事故後一度避難したものの平成２３年３月中に避難先から早期に帰還し、一人で同病院の清掃に従事するなどの過重労働を余儀なくされたとして、同月から他の従業員らが帰還した同年９月までの７か月間について、日常生活阻害慰謝料とは別に、一時金として３０万円の精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号１３１１※１】 原発事故当時、自主的避難区域（相馬市）に居住し、南相馬市避難要請区域（南相馬市鹿島区橲原）所在の事務所で一般貨物運送業を営んでいた申立人らが、原発事故後、同事業所周辺の橲原地区の住居が特定避難勧奨地点に設定される中、同事業所での勤務を余儀なくされたことから、精神的損害が発生したとして、一時金１００万円の賠償が認められた事例

【公表番号１３２８※５】 避難中に持病の既往症の合併症を発したため要介護状態が増悪した夫を介護した申立人について、夫の要介護状態の増悪が原発事故による避難と全く無関係とみるのは難しいとして、夫の身体機能が特に低下した期間を対象に慰謝料の賠償を認めた事例

【公表番号１４３８※２】 緊急時避難準備区域（広野町）に居住していた申立人の精神的損害について、避難により同町内にある親族の墓参りや仏事ができなくなったことを考慮して、一時金として１０万円が賠償された事例

【公表番号１５３３※２】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、平成２３年４月に結婚式及び披露宴を開催する予定であった申立人夫婦について、原発事故により結婚式等を開催することができなくなったことに係る慰謝料が一時金として賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５８３※４】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子３名）及び避難先で亡くなった申立外亡父について、避難によりペットの猫を喪失したことについての慰謝料として申立人ら全員分を合わせて１０万円が賠償された事例

【公表番号１６３８※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人について、避難によりペットの猫を喪失したことについての慰謝料として１０万円が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７４６※１】 帰還困難区域（浪江町）に居住し、原発事故の直前に父を亡くした申立人について、申立人が亡父の遺体を置き去りにしたまま避難せざるを得なかった事情や、予定していた葬儀等を行うことができないまま住居地と異なる別の火葬場で亡父を火葬に付さなければならなかった事情等を考慮し、亡父を適切な時期や方法により弔うことができなかったことによる精神的損害として１０万円の賠償が認められた事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８１７※２】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らのうち、平成２３年４月から他県で就職予定だった子について、十分に準備ができないまま新生活を迎えたことに対する慰謝料（一時金として３０万円）が賠償された事例

【公表番号１８４７※２】 住民票が避難指示解除準備区域（双葉町）にあったが大学進学のため関東地方に居住していた申立人について、津波により死亡した祖母及び妹の捜索を原発事故の影響で断念したことに対する慰謝料として、原発事故当時は同人らと同居していなかったことを考慮しても、なお合計４０万円の賠償が認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９０２※３】 申立人ら（父、母及び未成年の子３名）のうちの申立人父に対し、消防士として放射線量が高い区域にとどまらざるを得なかったことを考慮し、平成２３年３月から平成２３年５月までの期間についての一時金として１０万円の精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号１９１８※１】 緊急時避難準備区域（川内村）に所在する施設内に居住しながら、同施設において木工作品等の制作・販売、他の作家の作品の委託販売を行うとともに同施設の管理を行う等していた申立人について、原発事故後、母親の行方が一時的に分からなくなったことに対する平成２３年３月１１日から同年５月３１日までの間の精神的損害として一時金１０万円が賠償された事例

【公表番号１９３６※３】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人について、原発事故及びそれに伴う避難により、津波で亡くなった家族の葬儀や供養等を心置きなくできなかったこと等に対する慰謝料として、平成２３年３月から同年９月までの間の一時金として１５万円の賠償が認められた事例

【公表番号１９７９※４】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父、母、成人の子）について、原発事故の影響で近隣の病院が閉鎖され、新しい病院が見つかるまでの期間は特に負担が大きかったことから、申立人らに対し、それぞれ精神的損害が一時金として認められた事例

【公表番号２００３※１】　避難指示解除準備区域（川内村）に居住していた申立人が長年にわたり趣味として買い集めて育ててきた植物のイワヒバについて、原発事故に伴う避難のため、水やりをすることもできず全て枯れてしまったことから、財産的価値に対する賠償では賄いきれない精神的苦痛に対する賠償として、一時金として２０万円の賠償が認められた事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０４７※５】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた亡父について、原発事故後の避難等によりがん治療が遅くなったことから精神的損害（一時金）として５万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０５７※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人長男について、避難先の幼稚園でいじめに遭うなどしたことを考慮し、平成２３年３月から平成２４年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として１０万円（一時金）の賠償が認められた事例

【公表番号２０６３※４】　原発事故当時、居住制限区域（飯舘村）に居住し、同村内の勤務先にて業務に従事していた申立人父について、他従業員の避難による人手不足の中、原発事故前に担当していなかった内容を含めた業務に従事したこと等から過重かつ長時間の労働を余儀なくされた事情を考慮し、過酷勤務状況で生じた負担についての慰謝料として一時金２０万円の賠償が認められるなどした事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１１１※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（母及び成人の子）について、申立人子が、特別な支援を要する勤務先施設の入所者ら（百名超）を避難させるため、入所者らを伴って関東地方所在の施設を含む避難先を転々とするなど、過酷な避難状況にあったことを考慮して、申立人子に過酷避難状況による精神的損害３０万円（直接請求手続において賠償済み）とは別に精神的損害（一時金）３０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２１１８※２】　自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人ら（夫婦及び原発事故当時未成年の子２名）について、原発事故後、福島県外に避難し、平成２３年３月末頃に申立人ら夫婦の仕事の関係で自宅に戻り、未成年の子らも含め自宅にて生活していたが、同年１１月下旬に自宅が特定避難勧奨地点に指定されたため、同年１２月下旬に再び避難したという経過や、自宅周辺の放射線量が比較的高く、放射線被曝による健康不安を感じていたこと等を考慮し、相当量線量地域滞在者慰謝料（申立人夫婦につき各３０万円、申立人子らにつき各６０万円）の他に精神的損害（一時金）（申立人夫婦につき各１０万円、申立人子らにつき各２０万円）の賠償が認められた事例

【公表番号２１２３※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（母及び未成年の子３名）のうちの申立人子３名について、避難開始当初の数日間、計画的避難区域（飯舘村）に滞在（車中泊）したため、相当量線量の放射線被曝による健康不安が生じたこと等を考慮して、一時金として各自５万円の精神的損害の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１３４※１】　居住制限区域（飯舘村）の自宅から避難した申立人夫婦について、飼育していた多数のペットの引取先等を探すのに苦労したため、平成２３年４月の計画的避難区域の指定から更に２か月以上にわたり自宅での滞在を余儀なくされたこと、その間、農作業や上記ペット等の世話のために屋外活動を行っていた他、農業用のため池で研いだ米を食べるなどしていたことから、同人らが周辺住民と比較してより大きな健康不安を抱いていたと認め、日常生活阻害慰謝料の増額分（一時金）各１０万円の賠償が認められた事例

８の２　過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第２の１）

⑴　中間指針等の整理

（中間指針第五次追補第２の１）
１　過酷避難状況による精神的損害
［対象区域］
避難区域（中間指針第３の［対象区域］の⑴「避難区域」をいう。以下同じ。）

（注）中間指針第３の［対象区域］においては以下のとおり示している。
⑴ 避難区域
政府が原子力災害対策特別措置法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の避難を指示した区域
①　東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径２０ｋｍ圏内（平成２３年４月２２日には、原則立入り禁止となる警戒区域に設定。）
②　東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径１０ｋｍ圏内（同年４月２１日には、半径８ｋｍ圏内に縮小。）

［対象者］
本件事故発生時に対象区域に居り、同区域外への避難のための立退き（以下「避難」という。）及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者

［損害項目］
（指針）
Ⅰ）対象者について、放射線に関する情報が不足する中で、被曝の不安と、今後の展開に関する見通しも示されない不安を抱きつつ、着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な状況の中で避難を強いられたこと（以下「過酷避難状況」という。）による精神的苦痛は、賠償すべき損害と認められる。
Ⅱ）Ⅰ）の具体的な損害額は、本件事故発生から相当期間にわたって生じた損害として、第１期において実際に避難指示が出されていた期間に応じて、以下を目安に、中間指針第３の［損害項目］の６の第１期において賠償すべき精神的損害の合計額に加算する。
①　中間指針第３の［対象区域］⑴①の全区域及び同⑴②のうち半径８ｋｍ圏内の区域については、一人３０万円
②　中間指針第３の［対象区域］⑴②のうち半径８ｋｍから半径１０ｋｍまでの区域で、同⑴①以外の区域については、一人１５万円

（備考抜粋：中間指針第五次追補第２の１関係）
１）確定判決のうち複数の判決は、本件事故により避難した者に対し、「避難を余儀なくされたこと」による精神的損害等として、避難生活に伴う精神的損害とは区別し、本件事故発生当初の精神的損害の賠償を認めている。これらの判決は、本件事故直後に、着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な避難を強いられたことによる精神的苦痛を賠償の対象とするものと考えられる。上記のような区別を設けない判決においても、本件事故発生当初の過酷な避難状況を具体的に指摘して精神的損害の額を算定している。着の身着のまま取るものも取り敢えずの避難は、それ自体極めて過酷であったと考えられる上、放射線関連の情報が不足している中で、被曝の不安を抱きながら避難をしたことや、避難後早くても２ヶ月間は一時立入りも認められなかったことも重なり、さらにその過酷さが増したと考えられる。このような過酷避難状況による精神的苦痛は、賠償すべき損害と認められる。

他方、中間指針第３の［損害項目］の６（指針）Ⅰ）において賠償すべきものとされている正常な日常生活の維持・継続を阻害されたために生ずる精神的苦痛に係る精神的損害（避難費用のうち通常の範囲の生活費の増加費用を含む。以下「日常生活阻害慰謝料」という。）は、対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛による損害であり、同備考１）のとおり、日常の平穏な生活が現実に妨害されたことや、避難生活が過酷な状況にあったことにより生じたものである。また、同（指針）Ⅰ）①は、本件事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者も、同様の精神的損害を被ったものとしている。そうすると、同（指針）Ⅰ）において賠償すべきものとされている損害は、主に避難生活における苦痛や過酷さであって、放射線に関する情報が不足する中での避難行動自体に伴う苦痛や過酷さは、十分に考慮されていなかったといえる。

そこで、Ⅰ）及びⅡ）のとおり、新たに過酷避難状況による精神的苦痛を賠償すべき損害と認めた上で、その損害額の目安を定めることとしたものである。

なお、過酷避難状況による精神的苦痛が類型的に生じたと認められる者は、政府の避難指示等により即時の避難を強制され、着の身着のまま取るものも取り敢えずの避難を余儀なくされた者であると考えられる。この点、避難区域については、類型的にこのような過酷避難状況にあったと認められるのに対し、後に避難指示が出された計画的避難区域については、本件事故直後に避難指示が出されたものではなく、また、屋内退避区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点及び地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域については、政府の避難指示等により避難を強制されたものではないことから、個別的事情によって過酷な避難状況にあったことが認められる場合もあり得るものの、類型的に着の身着のまま取るものも取り敢えずの避難を余儀なくされたとまでは認められない（他方、後記３のとおり、計画的避難区域や特定避難勧奨地点に一定期間滞在したことにより生じる健康不安を基礎とする精神的損害は、別途賠償すべき損害と認められる。）。

そこで、対象者を避難区域からの避難及び同区域外滞在を余儀なくされた者に限定し、計画的避難区域、屋内退避区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点及び地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域からの避難者並びに本件事故発生時に対象区域外に居り避難を余儀なくされていない者は含まないものとしている。

２）Ⅱ）の損害額の算定方法に当たっては、以下の点を考慮すると、中間指針の第３の［損害項目］の６の精神的損害に加算する方法が相当である。

避難行動は、最初の避難所に到着し、避難生活が開始された時点で終了するものではなく、避難所を複数箇所にわたり移動し、その後仮設住宅に入居する者もいることから、避難生活が開始された後も一定期間にわたり継続するものといえ、それに伴って生じる過酷避難状況による精神的苦痛も、一定期間にわたり継続するものといえる。第１期が本件事故発生から６ヶ月間とされていることからすると、過酷避難状況による精神的苦痛は、第１期において賠償すべきものとされている正常な日常生活の維持・継続が阻害されたために生じた精神的苦痛と同時に生じるものといえる。

また、過酷避難状況による精神的苦痛は、避難生活の基盤が整備されるに伴い次第に縮減する面があると考えられることや、本件事故発生当初の一時立入り制限によってもたらされる苦痛は、過酷避難状況による精神的苦痛であるとともに、正常な日常生活の維持・継続が阻害されたことによる精神的苦痛であるともいえることからすると、両者は、内容的にも重なり合う性質を有するものといえる。

以上に加え、過酷避難状況による精神的苦痛と日常生活の維持・継続の阻害による精神的苦痛については、本件事故を原因として、突然の避難行為を余儀なくされ、その後も生活の場を転々とせざるを得ない避難行為を余儀なくされたこと自体によって前者の損害が、また、その結果として後者の損害がそれぞれもたらされたものであることに鑑みるならば、両者を別個の損害項目とすることは必ずしも妥当とはいえず、同一の損害項目における損害額算定における考慮要素とすることが

相当である。

3）Ⅱ）の損害額の算定に当たっては、過酷避難状況が継続した期間を考慮しつつ、同様に第１期の精神的損害の加算要素とされている避難所等において避難生活をしていた場合の加算額の目安が一人月額２万円であることなどを考慮することが相当である。

具体的な賠償の対象となる期間及び損害額の目安については、Ⅰ）に示した過酷避難状況は、本件事故発生当初の時期が特に顕著であったと考えられるが、その後も実際に一時立入りができるまでの期間には幅があるなど、着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な状況が存続した期間は避難者によって多岐にわたり、過酷避難状況が認められる期間を明確に示すことは困難であるものの、少なくとも第１期の期間中の相当期間にわたって過酷避難状況による精神的損害が生じていたものといえる。

そこで、第１期において実際に避難指示が出されていた期間が、中間指針第３の［対象区域］(1)①の全区域及び同(1)②のうち半径８ｋｍ圏内の区域については第１期全体にわたるのに対し、同(1)②のうち半径８ｋｍから１０ｋｍまでの区域については平成２３年４月２１日までであることから、前者は第１期の期間を通じて３０万円を目安に加算することとし、後者のうち中間指針第３の［対象区域］(1)①に含まれない区域は、避難指示が出されていた期間２ヶ月間について、本件事故発生当初の時期に過酷避難状況が特に顕著であったことを考慮し、１５万円を目安に加算することが相当である。

4）Ⅱ）の損害額については、避難状況等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得る。

⑵ 当該指針に関する和解事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９４１※２】 帰還困難区域（大熊町）所在の病院に入院していたが、原発事故直後の平成２３年３月に自衛隊のバスによる過酷な避難を余儀なくされ平成２４年４月に死亡した被相続人母（申立人ら子４名が相続。）について、中間指針第五次追補で認められた過酷避難状況による精神的損害３０万円の賠償が認められた事例

【公表番号１９４４※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人について、当該申立人分及び申立人が単独相続した被相続人分として、中間指針第五次追補に定めのある過酷避難状況による精神的損害各３０万円の賠償が認められた事例

【公表番号１９６４※１】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら３名（妻、義母、長男）及び亡夫（申立人妻及び長男が相続）につき、過酷避難状況による精神的損害１人当たり３０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９６９※２】 居住制限区域（大熊町）から避難した申立人１名（長男）、亡父及び亡母（いずれも申立人ら４名が相続）につき、過酷避難状況による精神的損害１人当たり３０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９７０※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らにつき、過酷避難状況による精神的損害１人当たり３０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９７３※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（夫婦及び妻の両親）各人に対して、過酷避難状況による精神的損害１人当たり３０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９８２※３】 帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人らにつき、過酷避難状況による精神的損害１人当たり３０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９９４※２】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人らについて、過酷避難状況による精神的損害１人当たり３０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９９６※２】　避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた申立人ら家族（父母と子供ら）につき、過酷避難状況による精神的損害１人３０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０００※６】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（成人の子及び両親）につき、過酷避難状況による精神的損害１人３０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２００５※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人につき、過酷避難状況による精神的損害３０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０１１※１】居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦につき、過酷避難状況による精神的損害１人当たり３０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０１９※４】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、過酷避難状況による精神的損害３０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０２２※２　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（母及び成人の子）につき、過酷避難状況による精神的損害各３０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０２３※３】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた被相続人及び申立人妻につき、過酷避難状況による精神的損害１人３０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０２４※６】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らについて、過酷避難状況による精神的損害各３０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０２５※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）において同居していた被相続人（申立人長男の母）及び申立人長男について、過酷避難状況による精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号２０２７※２】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らについて、過酷避難状況による精神的損害１人当たり３０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０３０※４】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人ら夫妻につき、過酷避難状況による精神的損害各３０万円の賠償が認められるなどした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３４※１】　居住制限区域（南相馬市小高区）から避難し、原発事故に起因する精神的損害の賠償を認める訴訟の確定判決を有する申立人ら夫婦各人について、①過酷避難状況による精神的損害３０万円及び②生活基盤変容による精神的損害２５０万円から、確定判決に基づいて東京電力から支払われていた③避難を余儀なくされた慰謝料１５０万円及び④故郷変容慰謝料１００万円を控除した３０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０３８※４】　避難指示解除準備区域（双葉郡）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、過酷避難状況による精神的損害３０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０４９※７】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らのうち、原発事故から６か月以内に出生した第一子について、東京電力プレスリリース（中間指針第五次追補を踏まえた追加賠償のご案内）に従い、過酷避難状況による精神的損害（３０万円）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０５４※２】　原発事故時は自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが平成２３年３月１２日に避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の実家に戻ったところ、原発事故により両親らとともに同年４月上旬まで避難生活を余儀なくされた申立人（原発事故時２０歳）について、避難生活の期間等を考慮し、過酷避難慰謝料１５万円（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円の半額）が賠償された事例

【公表番号２０７２※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫、妻及び妻の母並びに原発事故後に出生した長女）について、過酷避難慰謝料として中間指針第五次追補の定める目安額各３０万円の賠償を認めたほか、申立人夫、妻及び長女について、原発事故当時出産のため入院していた申立人妻が、帝王切開により申立人長女を出産したところ、術

後の処置を十分に受けることもできないまま避難を余儀なくされ、申立人夫及び出生後間もない申立人長女とともに複数箇所にわたって避難したこと等を考慮して、過酷避難慰謝料の増額分として、申立人妻及び長女に各３０万円、申立人夫に１５万円の賠償を認めるなどした事例

【公表番号２０７３※６】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母及び申立人らのうち２名が相続）について、被相続人父が原発事故時避難区域所在の病院に入院しており、同病院からそのまま避難したことを考慮して、被相続人父の過酷避難状況による精神的損害として３０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償が認められた事例

【公表番号２０７６※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人について、高齢者や出産直後の子を含む多人数の親族を伴って各所への避難を余儀なくされたこと等を考慮して、過酷避難状況による精神的損害として、中間指針第五次追補の定める目安額３０万円から１０万円を増額した４０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０７７※１】　原発事故後、原発事故前に帰還困難区域（双葉町）内の実家から緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の自宅に転居していた旨の住民票上の住所の移転手続を行ったものの、原発事故当時はまだ実家で生活していたとして、実家住所地を基準とする賠償を求めた申立人について、原発事故前の生活状況や原発事故後に上記手続を行った経緯等に関する申立人の説明内容等を踏まえ、原発事故当時は実家で生活していたと認め、過酷避難慰謝料３０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償が認められた事例

【公表番号２０８３※２】　身体障害等級１級の状態で居住制限区域（富岡町）内の病院に入院していた原発事故当時８０歳代の被相続人（申立人が相続）について、原発事故後に自衛隊のヘリコプターで体育館へ搬送され、床に段ボールを敷いて寝かせられるなどの状態で１週間程度避難生活を送り、その後も慣れない避難先での入院生活を余儀なくされた（平成２３年１２月に死亡。）などの事情を踏まえ、過酷避難慰謝料６０万円（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円から３０万円を増額。）の賠償が認められるなどした事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１２９※１】　原発事故当時、肺気腫等により２年以上にわたって避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内の病院に入院していた被相続人（申立人らのうち６名が相続）について、原発事故後１週間のうちに２度転院して避難したこと等を考慮し、過酷避難状況による精神的損害３０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）及びその増額分１５万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１３３※１】　原発事故発生の直前に帰還困難区域（双葉町）所在の病院で出生した申立人二女について、出生直後に退院を強いられたため、新生児に対して行われるべき病院での看護等を受けられなくなったこと、そのような状況の中で避難先を転々としたこと等を考慮して、過酷避難状況による精神的損害として６０万円（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円から３０万円増額）の賠償が認められた事例

【公表番号２１３５※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族（父母と子ら）について、申立人母が、原発事故当時、避難指示解除準備区域内の福祉施設において勤務中であり、要介護状態の者を含む入所者ら（系列の福祉施設も含め二百名超）の介助をしながら長距離移動をし、同人らと共に関東地方所在の施設に避難するなど、過酷な避難状況にあったことを考慮して、過酷避難状況による精神的損害として４０万円（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円から１０万円増額）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１４０※１】　要介護状態で帰還困難区域（大熊町）の介護施設に入所していた被相続人（原発事故当時９０歳。申立人らが相続）について、原発事故後、バスによる集団での避難を余儀なくされ、避難先を転々とした末、避難先の病院へ入院するに至ったなどの過酷な避難状況にあったことを考慮し、過酷避難状況による精神的損害３０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）及びその増額分１５万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１４７※１】　自主的避難等対象区域（相馬市）に居住していた申立人ら（祖母、母及び未成年の子２名）について、地震により自宅が半壊したため避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の親族宅に身を寄せていたところ、平成２３年３月１２日に同親族宅が避難指示区域内に設定されたため、同日中に同親族宅から避難することを余儀なくされたなどの事情を考慮し、過酷避難慰謝料各１５万円（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円の半額）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１５４※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人母について、原発事故以前から半身麻痺（身体障害等級１級）及び変形性膝関節症により移動には車椅子が必要であり、日常生活動作に介助を要する状態であった中、短期間のうちに関東地方の親戚宅を含む避難先を転々としたなどの事情を考慮し、過酷避難慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円）の増額分として１０万円の賠償が認められるなどした事例

８の３　生活基盤喪失・変容による精神的損害（中間指針第五次追補第２の２）

⑴　中間指針等の整理

（中間指針第五次追補第２の２：抜粋）

２　避難費用、日常生活阻害慰謝料及び生活基盤喪失・変容による精神的損害

（注）第四次追補第２の１を全面的に改訂するものである。

（指針）

Ⅰ）避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域をいう。以下同じ。）及び緊急時避難準備区域において賠償すべき避難費用、日常生活阻害慰謝料及び生活基盤喪失・変容による精神的損害の具体的な損害額については、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。

②　生活基盤喪失・変容による精神的損害

ⅰ）帰還困難区域等については、生活基盤喪失による精神的損害として、一人７００万円を目安とする。

ⅱ）居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、生活基盤変容による精神的損害として、一人２５０万円を目安とする。

ⅲ）緊急時避難準備区域については、生活基盤変容による精神的損害として、一人５０万円を目安とする。

（備考抜粋：中間指針第五次追補第２の２関係）

１）本指針第２の２は、第四次追補第２の１（以下「旧指針」という。）を改訂するものである。

旧指針は、「避難費用及び精神的損害」として、避難指示区域の第３期において賠償すべき精神的損害の損害額について、帰還困難区域等は長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛等を賠償するものとして１，０００万円を加算し、その他の区域は引き続き一人月額１０万円を目安とすること（旧指針（指針）Ⅰ））、住居確保に係る損害の賠償を受ける者の避難費用の賠償の対象となる期間（旧指針（指針）Ⅱ））、中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」の目安を避難指示区域については１年間とすること（旧指針（指針）Ⅲ））を規定していた。

この点、本指針では、Ⅰ）②において、旧指針（指針）Ⅰ）の１，０００万円の加算額については、そのうち７００万円が「生活基盤喪失による精神的損害」である点を明確にした上で、居住制限区域及び避難指示解除準備区域についても新たに「生活基盤変容による精神的損害」の損害額の目安を定めたため、旧指針（指針）Ⅰ）は大きく変更されることとなったこと、Ⅰ）①において、避難指示区域における避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償の対象となる期間については一律に平成３０年３月末を目安としたことから、旧指針（指針）Ⅲ）の「相当期間」の定めは不要となったこと、また、緊急時避難準備区域についても新たに「生活基盤変容による精神的損害」の損害額の目安を定めることとし、同区域の避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償の対象となる期間も併せて規定したことなどから、より変更点を簡明にするため、旧指針を全面的に改訂することとしたものである。

２）Ⅰ）について、「生活基盤喪失・変容による精神的損害」とは、以下のとおりである。

「生活基盤」とは、被害者にとっての本件事故前の生活の基盤を指し、人的関係や自然環境なども包摂する経済的・社会的・文化的・自然的環境全般を意味するものであり、ハード面のインフラに尽きるものではない。この点に関し、確定判決のうちの一部の判決が認定する「故郷の喪失又は変容」におけるいわゆる「故郷」は、前記の生活基盤と同義であるか、あるいは、その生活基盤を被害者の側から捉え直したものであると考えられる。

その上で、損害の類型的把握の観点からは、前記の生活基盤の毀損についての賠償内容を定めることで足りると考えれば、生活基盤の「変容」と「喪失」については、「変容」は、生活基盤がかなりの程度毀損されたことを意味し、「喪失」は、生活基盤が著しく毀損されたことを意味すると考えられる。以上を踏まえると、「生活基盤の喪失による精神的損害」とは、生活基盤が本件事故前の状況から著しく毀損されたことにより被害者に生ずる精神的損害を意味し、同損害は帰還困難区域等に居住していた住民に生ずるものであるといえる。一方、「生活基盤の変容による精神的損害」とは、生活基盤が本件事故前の状況からかなりの程度毀損されたことにより被害者に生ずる精神的損害を意味し、同損害は、居住制限区域及び避難指示解除準備区域並びに緊急時避難準備区域に居住していた住民に生ずるものといえる。

７）Ⅰ）②ⅰ）について、旧指針（指針）Ⅰ）①では、第３期の精神的損害として１，０００万円を加算し、帰還困難区域等において長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛等を一括して賠償することとしている。この点につき、旧指針（指針）Ⅰ）①は、形式的には平成２６年３月時点における第３期の精神的損害として、その時点以降将来生ずる損害も含めて１，０００万円を賠償することとしているものであるが、第二次追補による一括賠償額６００万円を月額換算した場合の将来分３００万円（生活費増加分は除く。）は重複するものとして、これを１，０００万円から控除して７００万円とすることにより、第二次追補との調整を図っていることから、実質的には前記の精神的苦痛等を一括して賠償する額を７００万円とするものである。そして、旧指針（指針）Ⅰ）①におけるこの７００万円を一括して賠償する趣旨は、実質的には、生活基盤が本件事故前の状況から著しく毀損されたことにより被害者に生ずる精神的損害を賠償するものと同義であると解され、帰還困難区域等における生活基盤喪失による精神的損害を賠償する性質のものであるといえる。そのため、旧指針（指針）Ⅰ）①の内容を変更する必要性を裏付ける事情は見出すことは困難である。

また、前記の日常生活阻害慰謝料の目安８５０万円に前記の生活基盤喪失による精神的損害の損害額の目安７００万円及び前記１の過酷避難状況による精神的損害の損害額の目安３０万円をそれぞれ加算した合計額である１，５８０万円を見ると、確定判決の帰還困難区域等の住民に対する認容額と同等の水準になっており、帰還困難区域等における精神的損害の損害額としては妥当なものと考えられる。

８）Ⅰ）②ⅱ）について、居住制限区域及び避難指示解除準備区域においては、長期間に及ぶ避難指示により、本件事故前に当該地域に存在した生活基盤が大きく変容しており、平成２９年４月までに

全ての避難指示が解除され、物理的インフラの復旧も進み、実際にある程度の住民が帰還するなどして一定の復興を遂げている地域があるものの、その一方で長期間に及ぶ避難指示の期間中に帰還を断念し本拠を別の地へ移した者や、未だに帰還の決断ができない者も相当数存在したことも認められ、本件事故前の状況からかなりの程度毀損された生活基盤が事故前の状況に戻る見通しは立っておらず、このような変容した生活基盤を受け容れざるを得ない状況にあることが認められる。このような状況において帰還をした者、帰還を断念した者、帰還をするか移住をするか決断をできない者のいずれにおいても、生活基盤変容による精神的損害が認められるというべきである。

Ⅰ）②ⅰ）の生活基盤喪失による精神的損害と、Ⅰ）②ⅱ）の生活基盤変容による精神的損害は、長年住み慣れた住居及び地域から強制的に長期間隔離され、生活基盤が毀損されたことによって生じるという点で、侵害された利益については、侵害の程度に差はあるものの、共通しているといえ、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の住民についても、日常生活阻害慰謝料のほか、生活基盤変容による精神的損害を合理的な範囲において賠償すべきものと認められる。

具体的な損害額の算定に当たっては、生活基盤の「喪失」が生活基盤が著しく毀損されたことを意味するのに対し、生活基盤の「変容」は従前の生活基盤がかなりの程度毀損されたことを意味するところ、生活基盤喪失による精神的損害と生活基盤変容による精神的損害の程度にはなお大きな差があると認めるのが合理的であると考えられ、生活基盤喪失による精神的損害の損害額の目安７００万円の半分を下回る額を目安とすることが相当である。そこで、確定判決の認容額（生活基盤変容による精神的損害に対応する認容部分と考えられる金額。避難を余儀なくされた慰謝料と日常生活阻害慰謝料を異なる損害項目としていない判決については、認容額から日常生活阻害慰謝料額を控除した残額。）も考慮して、２５０万円を目安とした。日常生活阻害慰謝料の目安に生活基盤変容による精神的損害の損害額の目安及び過酷避難状況による精神的損害の損害額の目安を合計すると１，１３０万円となり、確定判決の居住制限区域及び避難指示解除準備区域の住民に対する総額としての認容額と同等の水準となっており、妥当なものと考えられる。

なお、居住制限区域と避難指示解除準備区域については、①両区域を持つ多くの市町村においても、両区域の避難指示は同時に解除されていること、②居住制限区域であるか避難指示解除準備区域であるかによって、一義的に避難指示期間の長短が決まる関係にないこと（ある自治体の居住制限区域の避難指示解除後に他の自治体の避難指示解除準備区域の避難指示解除がなされている場合もあること）等を考慮すると、両区域間で差を設けるのは相当ではない。

９）Ⅰ）②ⅲについて、緊急時避難準備区域は、本件事故発生から約６ヶ月後に指示が全て解除され、避難を実施せずに滞在を続けた居住者も相当数あることから、避難指示区域とは異なり、一定の地域社会が残っていたと考えられるものの、解除後も生活基盤の回復に一定程度の期間を要し、多数の住民の帰還が相当程度の期間できなかったことも認められる。以上を踏まえると、緊急時避難準備区域においても、生活基盤が一定程度変容したものと認められるのであるから、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に準じて、生活基盤変容による精神的損害を合理的な範囲において賠償すべきものと認められる。

具体的な損害額の算定に当たっては、居住制限区域及び避難指示解除準備区域とは異なり、一定の地域社会が残っており、生活基盤の変容の程度が異なることを考慮し、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の生活基盤変容による精神的損害の損害額の目安を大きく下回る額を目安とすることが相当である。

１０）Ⅰ）②の各精神的損害は、対象者全員に一律に支払う損害額を目安として示すものであり、本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得る。

⑵　当該指針に関する和解事例

【帰還困難区域及び大熊町・双葉町に係る事例】

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号２０３０※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら夫妻について、居住期間（夫は約５０年間同町に居住、妻は婚姻前は双葉郡内に居住して大熊町の職場に勤務し、婚姻後は約３０年間同町に居住）、就労状況（夫婦とも同町内で就労していた）及び地域社会等との関わり合い（地域での種々の活動への参加等）を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として各３０万円の賠償が認められるなどした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０７７※２】　原発事故後、原発事故前に帰還困難区域（双葉町）内の実家から緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の自宅に転居していた旨の住民票上の住所の移転手続を行ったものの、原発事故当時はまだ実家で生活していたとして、実家住所地を基準とする賠償を求めた申立人について、原発事故前の生活状況や原発事故後に上記手続を行った経緯等に関する申立人の説明内容等を踏まえ、原発事故当時は実家で生活しており、生活の本拠は実家住所地にあったと認め、実家住所地を基準とする生活基盤喪失慰謝料７００万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償が認められた事例

【公表番号２０８３※４】　帰還困難区域（双葉町）内の自宅に居住していたが、平成１９年から居住制限区域（富岡町）内の病院に入院していた原発事故当時８０歳代の被相続人（平成２３年１２月に死亡し、申立人が相続。）について、自宅での居住期間が５０年以上にわたっていたこと、農業を営んでいたほか、双葉町の学校に通う学生の世話をしていたなど、地域社会との関わり合いもあったことを考慮して、自宅住所地を基準とする生活基盤喪失慰謝料７００万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償が認められるとともに、同慰謝料の増額分５０万円の賠償が認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１３９※５】　東京電力の従業員であり、帰還困難区域（双葉町）の社員寮から避難した申立人について、双葉町での居住期間が１年に満たず、福島県外への転勤の可能性もあったこと等から生活基盤喪失による精神的損害は認められないとする東京電力の主張を排斥し、生活基盤喪失による精神的損害７００万円　（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償を認めるなどした事例

【帰還困難区域及び大熊町・双葉町に係る増額事例】

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３９※４】　帰還困難区域（大熊町）から避難した被相続人亡母（申立人らが相続）について、原発事故時の居住期間（約５５年）や年齢（８０歳近い）、地域社会等との関わり合い（農業を営み、地域中心の人間関係を築くなどしていた。）を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として、７０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０６４※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した被相続人（申立人らのうち３名が相続）について、原発事故当時の居住期間が８０年を超えていたこと、地域社会との関わり合い等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として３０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０８１※１】　帰還困難区域（浪江町）に居住していた被相続人（申立人らのうち１名が相続）について、当該地域で育ち、原発事故当時の居住期間が約７０年にわたっていたこと、林業を生業とし、長年にわたって地域に根ざした事業を営んでいたこと等を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として１００万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０８２※１】　帰還困難区域（双葉町）に居住していた被相続人父（申立人母が相続）について、居住期間が７０年以上であること、代々続く地域に根ざした商店を営んでいたほか、数十年にわたって社会福祉活動に積極的に取り組み、非常勤の公務員の職も長年務める等、地域の中心的人物として多大な貢献を果たし、地域社会等との関わり合いが非常に強かったこと等を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として１４０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０８３※４】　帰還困難区域（双葉町）内の自宅に居住していたが、平成１９年から居住制限区域（富岡町）内の病院に入院していた原発事故当時８０歳代の被相続人（平成２３年１２月に死亡し、申立人が相続。）について、自宅での居住期間が５０年以上にわたっていたこと、農業を営んでいたほか、双葉町の学校に通う学生の世話をしていたなど、地域社会との関わり合いもあったことを考慮して、自宅住所地を基準とする生活基盤喪失慰謝料７００万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償が認められるとともに、同慰謝料の増額分５０万円の賠償が認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１０４※５】　帰還困難区域（双葉町）に居住していた被相続人について、先祖代々続く農家の実家で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が８０年以上にわたっていたこと、農業を営み、地域の農業の中心的役割を担うなど地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として１２０万円の賠償が認められる（申立人が相続）などした事例

【公表番号２１２８※１】　避難指示解除準備区域（双葉町）に居住していた申立人について、同町で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が７０年以上にわたっていたこと、長年地元で漁業や農業に従事しつつ、消防団員や神社の氏子として活動するなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として７０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１４０※２】　要介護状態で帰還困難区域（大熊町）の介護施設に入所していた被相続人（原発事故当時９０歳。申立人らが相続）について、大熊町で生まれ育ち、居住期間が約８７年にわたっていたこと、亡夫とともに長年地域で理容室を営み、地域のイベントやボランティア活動に参加するなど地域社会と強い関わり合いがあったこと、当該地域に帰還できないまま平成２９年に逝去したこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として５０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１５４※２】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人母（原発事故時５６歳）について、大熊町で生まれ育ち、居住期間が通算して５０年を超えていたこと、原発事故以前から半身麻痺（身体障害等級１級）及び変形性膝関節症により移動には車椅子が必要であり、日常生活動作に介助を要する状態であったため、家族や近所の知人、ヘルパー等の支援を受けて生活していたが、避難をしたことによりこれらの支援の多くを受けられなくなったこと等の事情を考慮して、生活基盤喪失慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として５０万円の賠償が認められるなどした事例

【居住制限区域及び避難指示解除準備区域に係る事例】

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９４４※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人について、当該申立人分及び申立人が単独相続した被相続人分として、中間指針第五次追補に定めのある生活基盤変容による精神的損害各２５０万円の賠償が認められた事例

【公表番号１９７０※２】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らにつき、生活基盤変容による精神的損害１人当たり２５０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９７３※２】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（夫婦及び妻の両親）各人に対して、生活基盤変容による精神的損害１人当たり２５０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９９６※３】　避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた申立人ら家族（父母と子供ら）につき、生活基盤変容による精神的損害１人２５０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０００※７】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（成人の子及び両親）につき、生活基盤変容による精神的損害として１人２５０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２００５※２】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人につき、生活基盤変容による精神的損害２５０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０１１※２】居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦につき、生活基盤変容による精神的損害１人当たり２５０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０２２※３】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（母及び成人の子）につき、生活基盤変容による精神的損害１人２５０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０２５※３】　避難指示解除準備区域（浪江町）において同居していた被相続人（申立人長男の母）及び申立人長男について、生活基盤変容による精神的損害の賠償が認められた事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３４※１】　居住制限区域（南相馬市小高区）から避難し、原発事故に起因する精神的損害の賠償を認める訴訟の確定判決を有する申立人ら夫婦各人について、①過酷避難状況による精神的損害３０万円及び②生活基盤変容による精神的損害２５０万円から、確定判決に基づいて東京電力から支払われていた③避難を余儀なくされた慰謝料１５０万円及び④故郷変容慰謝料１００万円を控除した３０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０４４※２】　東京電力の従業員であり、原発事故時に居住していた社員寮（大熊町）から避難した申立人について、平成２３年９月に仮設社員寮（広野町）に入居した時点で避難が終了し、新たな生活の本拠ができたことから生活基盤変容による精神的損害は認められないとする東京電力の主張を排斥し、申立人が、避難指示解除準備区域（浪江町）の実家で生まれ育ったこと、東京電力への就職を機に社員寮に入居したものの、１年から２年の入寮期間を終えた後は実家に戻り、実家から通勤する予定であったこと等を考慮し、原発事故時に避難指示解除準備区域に住居があった者と同様に、生活基盤変容による精神的損害２５０万円（中間指針第五次追補の定める同区域についての目安額）の賠償が認められた事例

【公表番号２０４９※８】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らのうち、原発事故後に出生した申立人子らについて、東京電力令和５年３月２７日付けプレスリリースに従い、生活基盤変容に準じる精神的損害（出生月から平成２９年３月まで各月額３万円）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０７１※５】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父と地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人母（原発事故後に婚姻）との間に原発事故後に出生した申立人長男及び長女について、東京電力令和５年３月２７日付けプレスリリースに従い、生活基盤変容に準じる精神的損害として、出生した月（申立人長男は平成２６年７月、申立人長女は平成２８年７月）から平成２９年３月まで各自月額３万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０７２※２、３】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫、妻及び妻の母並びに原発事故後に出生した長女及び長男）について、申立人夫、妻及び妻の母

に生活基盤変容慰謝料として中間指針第五次追補の定める目安額各２５０万円の賠償を認め、申立人子らについて、生活基盤変容慰謝料に準じる精神的損害として、出生から平成２９年３月まで月額３万円の賠償を認めたほか、原発事故にごく近接した時期に出生した申立人長女について精神的損害（一時金）の賠償を認める（上記生活基盤変容慰謝料に準じる精神的損害との合計額２５６万円）などした事例

【公表番号２０７９※１】　関東地方の大学に進学して同地方に居住していた申立人（原発事故当時１９歳）について、大学に進学するまでの約１８年間、居住制限区域（富岡町）内の実家で生活していたこと、原発事故前には週末や長期休暇の際に実家に戻っていたこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害として、中間指針第五次追補の定める居住制限区域についての目安額２５０万円の４割に当たる１００万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０８９※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）内の自宅を離れて海外で単身赴任をしていた申立人（原発事故当時６０歳）について、浪江町で生まれ育ち、長年にわたって妻子と共に自宅に居住していたこと、原発事故当時は海外で生活していたものの、平成２２年７月から５年間の予定で単身赴任をしていたにすぎず、平成２４年３月には避難生活を送っている妻子のために会社を退職して日本に帰国し、避難生活を経て現在は自宅に居住していること等を考慮し、自宅の所在地を基準とする生活基盤変容慰謝料２５０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償を認めた事例

【居住制限区域及び避難指示解除準備区域に係る増額事例】

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号２０２３※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した被相続人（申立人らが相続）について、昭和６０年代から浪江町に居住して大工として働き、その後自ら建設を手掛けた自宅に居住していたこと、浪江町及び自宅への愛着が強く、県外の避難先から平成２９年に福島県内の復興住宅に移動したものの、原発事故前に透析治療のために通院していた病院が原発事故に伴い閉鎖されたため、浪江町の自宅には帰還できずに平成３０年に逝去したこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害として中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円から１５０万円増額した４００万円の賠償が認められたほか、申立人妻の生活基盤変容による精神的損害２５０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０２７※３】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らのうち、申立人夫及び子について、生活基盤変容による精神的損害として１人当たり２５０万円の賠償が認められるとともに、申立人妻について、原発事故当時、合計約３９年間にわたって南相馬市小高区に居住していたことや、地域社会等との関わり合い（近所の人々との交流状況、各種催しへの参加等）等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害として２９０万円（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円から４０万円の増額）の賠償が認められた事例

【公表番号２０２８※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人母について、浪江町のいわゆる豪農の家庭に生まれ育ち、原発事故時まで約７８年にわたり浪江町に居住していたこと、地元で勤務しつつ兼業農家を営んでいたこと、種々の地域活動に参加していたこと等を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として１００万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０３１※１】　原発事故時、居住制限区域（浪江町）にて４世代で居住していた申立人らのうち、曾祖父母について、山間部の土地を開拓して自宅を建て、農作物を栽培し家畜を飼育するなどして自給自足の生活基盤を確立し、約６０年にわたり家族とともに生活してきたことを考慮して、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分としてそれぞれ１５０万円の賠償が認められるなどした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３８※１】　避難指示解除準備区域（双葉郡）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、居住期間が８０年以上であること、地域社会等との顕著な関わり合い、原発事故に伴う介護サービス休止や親族の避難により被相続人が帰還できずに逝去したこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害として中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円から２５０万円増額した５００万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０４７※４】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた亡祖父母について、いずれも、居住期間が約８０年であったこと、農業を営んでいたこと、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）について各３０万円の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号２０６５※５、※６、※９】　居住制限区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人ら（祖母、父母、長女、二女及び長男）及び亡祖父（父が相続）について、生活基盤変容による精神的損害として各２５０万円（中間指針第五次追補に定める目安額）の賠償がそれぞれ認められるとともに、その増額分として、亡祖父及び祖母につき、いずれも居住期間が約８０年であったこと、農業に従事していたこと、地域社会等との関わり合い等を考慮して各５０万円の賠償が、父について、居住期間が約５５年であったこと、農業に従事しており、同区の自宅に帰還後に農業を再開するも農業の再開あたって多くの苦労があったこと、地域社会との関わり合い等を考慮して３０万円の賠償がそれぞれ認められるなどした事例

【公表番号２０７０※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人について、約２００年続いていた妻の実家（同区所在）を存続させるため、継続的に資金援助をした後、申立人の自宅（福島県外所在）を処分した上で妻の実家を購入し南相馬市小高区に移り住んだこと、原発事故当時の居住期間が４０年を超えていたことなどを考慮し、生活基盤変容慰謝料合計３００万円（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円及びその増額分５０万円）の賠償が認められた事例

【公表番号２０７５※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人について、原発事故当時の居住期間が８０年を超えていたこと、当該地域で生まれ育ち、友人・知人とのつながりや趣味・ボランティアの活動範囲も当該地域を中心としたものであったこと、原発事故後は友人・知人の多くが避難先で亡くなるなどして当該地域に帰還しなかったことなどを考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として１００万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０８５※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人夫について、居住期間が６０年以上にわたっていたこと、自宅兼事務所で建築士事務所等を営み、２５年以上の間、浪江町を中心とした地元の顧客を獲得して業務を行っていたほか、種々の地域活動に参加していたなど、地域社会等との関わり合いが強かったことを考慮して、生活基盤変容による精神的損害として、中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円から５０万円増額した３００万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０８６※１】　避難指示解除準備区域（富岡町）に居住していた申立人ら（父子）の生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として、申立人父（原発事故当時７０歳代後半）について、富岡町で生まれ育ち、単身赴任中も富岡町の自宅に帰宅するなど、生活の本拠は原発事故時まで継続して富岡町にあったと認められること、定年退職後は農業に従事し、近所で農作物を分け合うなどしていたこと等を考慮して、５０万円の賠償が認められ、申立人子（原発事故当時５０歳代）について、富岡町で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が通算して４０年以上にわたっていたこと、消防団に所属し、農業用機械の修理等の仕事を幅広くこなすなど地域中心の生活をしていたこと等を考慮して、２５万円の賠償が認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１０２※１】　居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らのうち、原発事故当時７０歳代後半の専業主婦であった申立人母について、富岡町に６０年近くにわたって居住しており、それ以前も富岡町に隣接する地域（楢葉町）に居住していたこと、親族や友人が富岡町や楢葉町に集中していたが、原発事故によって離散したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として、３０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１０３※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した原発事故当時７５歳の亡父（令和４年死亡。申立人らが相続）について、浪江町に約５０年間居住していたこと、勤務先の会社を退職した後は、畑仕事をしたり、地域の仲間とゲートボールや歌等の趣味を楽しんだりするなど、地域社会と一定の関わり合いを持っていたこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として３０万円の賠償が認められるとともに、亡父と同居していた原発事故当時７０歳の申立人母について、浪江町に約５０年間居住していたこと、原発事故が起きるまで浪江町の自宅で理容店を営んでいたほか、亡父の畑仕事を手伝ったりするなど、地域社会と一定の関わり合いを持っていたこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として３０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１１７※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父について、原発事故時の住所地である実家で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が７０年以上にわたっていたこと、地域の祭典の役員を務めるなど、地域と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として８０万円の賠償が認められるとともに、申立人父と同居していた申立人母について、南相馬市小高区で生まれ育ち、原発事故当時の同区での居住期間が７０年以上にわたっていたこと、婚姻後は申立人父の実家の農業や地域の会合の手伝いをするなど、地域と相当程度の関わり合いがあったこと、原発事故後は友人・知人の多くが避難先で亡くなるなどして当該地域に帰還しなかったこと等を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として８０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１２４※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した被相続人祖母（申立人が相続）について、同区ないしその周辺での居住期間が約８０年にわたっていたこと、近所の住民と交流したり、種々の地域活動にも参加したりするなど、地域社会等との関わり合いが相当程度あったこと、自宅に帰還できずに逝去したこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として７０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２１３２※１、※２】　居住制限区域（浪江町）に居住していた亡母（申立人らのうち４名が相続）について、居住期間（８０年を超えていたこと）や地域社会等との相当程度の関わり合い（農業を営み、地域中心の人間関係を築くなどしていた。）を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）について６０万円の増額分の賠償が認められ、同じく居住制限区域（浪江町）に居住していた原発事故時５０代後半の夫婦について、夫については、居住期間（約６０年）や地域社会等との関わり合い（農業を営み、消防団員や地域の芸能保存会会員としての活動をしていた。）を考慮し、妻については、居住期間（約３５年）や地域社会と関わり合い（婦人会へ参加し、近隣住民を自宅に招いての接待を頻繁にしていた。）を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）について各２０万円の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号２１４８※１】　避難指示解除準備区域（楢葉町）から避難した申立人祖母について、同町での居住期間が５０年以上にわたっていたことや、同町で農業や養蚕に長年従事していたこと、地域社会等との関わり合い（地域での種々の活動への参加）等の事情を考慮し、生活基

盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として２５万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１５３※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人ら（夫婦及び夫の父母）のうち、①申立人父につき、原発事故時の居住期間が７０年以上にわたっていたこと、行政区長や農業協同組合の役員を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円。以下同じ。）の増額分として５０万円の賠償が認められ、②申立人母につき、原発事故時の居住期間が７０年以上にわたっていたこと、行政区の婦人部の活動等を通じて地域住民と交流していたなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害の増額分として５０万円の賠償が認められたほか、③申立人夫につき、原発事故時の居住期間が５０年以上にわたっていたこと、行政区の青年団の役員や消防団員等の活動を行うなど地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと、原発事故前は畜産農業を営んでいたものの、帰還後に畜産農業を再開できなかったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害の増額分として１５万円の賠償が認められるなどした事例

【緊急時避難準備区域に係る事例】

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９６６※２、※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点に居住し、平成２７年春まで市外に避難していた申立人ら家族につき、中間指針第五次追補に基づく生活基盤変容慰謝料各人５０万円及び相当量線量地域滞在慰謝料各人３０万円の賠償がそれぞれ認められた事例

【公表番号１９６８※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人１名（長女）、亡父及び亡母（いずれも申立人ら２名が相続）について、生活基盤変容による精神的損害として、１人当たり５０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９９３※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（夫妻）及び夫の母である被相続人について、生活基盤変容による精神的損害として１人５０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０１４※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しつつ、特定避難勧奨地点の設定のあった行政区である同市鹿島区橲原地区に別荘を所有する申立人ら家族（父、母及び子）について、申立人子に関し、原発事故前は別荘で休日を過ごしていたことを踏まえ、同地区の住民に準ずるものとして、平成２４年９月分から平成２７年３月分まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料が認められた（父及び母については前回の申立てにおいて同内容が認められている）ほか、申立人らにそれぞれ生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の緊急時避難準備区域における目安額である５０万円）の賠償が認められた事例

【公表番号２０１６※２】緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人長男、申立人長男の妻及び被相続人（申立人長男らの母、申立人長男らが相続。）について、生活基盤変容による精神的損害１人５０万円の賠償を認めた事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０４３※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、原発事故後も避難しなかった申立人の亡父（平成２４年５月死去。申立人が相続。）及び申立人について、生活基盤変容による精神的損害（各５０万円）の賠償が認められた事例

【公表番号２０６２※１】　原発事故時は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に居住し、平成２３年４月から県外の大学に進学した申立人について、生活基盤変容慰謝料として中間指針第五次追補の定める目安額５０万円の賠償が認められたほか、日常生活阻害慰謝料として、進学開始以降の期間（平成２３年５月から平成２４年８月まで）に関しては原発事故がなけれ

ば一定程度実家への帰省が見込まれたことを考慮して割合的（２割５分）に認定した額（平成２３年３月から平成２４年８月までの合計は６２万円。ただし、直接請求手続における既払金を控除。）の賠償が認められた事例

【公表番号２０９０※２】　関東地方の大学に進学して同地方に居住していた申立人二男（原発事故当時２３歳）について、大学に進学する以前の約１９年間、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の実家に居住し、大学進学後も長期休暇等の際は実家に帰省していたこと、平成２４年３月に大学を卒業した後、関東地方で就職したが、平成２５年１２月に転職して実家に戻り、約９年間、実家に居住していたこと等を考慮し、実家の所在地を基準とする生活基盤変容慰謝料５０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償を認めた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１５２※１】　大学等への通学のため福島県外ないし自主的避難等対象区域に居住していたが、原発事故時は春休み期間を利用して緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に帰省していた申立人長女及び二男並びに被相続人長男（申立人父母が相続）について、いずれも卒業後は実家に戻る可能性が高かったことから、上記居住先は修学のための一時的な居所にすぎず、生活の本拠は実家にあったとして、実家所在地を基準とする生活基盤変容慰謝料各５０万円（中間指針第五次追補の定める目安額と同額）の賠償が認められるなどした事例

【緊急時避難準備区域に係る増額事例】

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号２０２９※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（夫婦）のうちの申立人妻について、原発事故当時の居住期間が７０年以上であったことや、地域社会等との関わり合い等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害として中間指針第五次追補の定める目安額５０万円から３０万円を増額した８０万円の賠償が認められた事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３５※２】　原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時乳幼児であった子２名）について、原発事故以前から避難指示解除準備区域（浪江町）の実家に転居することを予定し、実際にその準備をしていたことを考慮して、生活基盤変容による精神的損害として中間指針第五次追補の定める緊急時避難準備区域についての目安額５０万円から３０万円を増額した８０万円の賠償を認めた事例

【公表番号２０６１※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）に居住していた被相続人（申立人が相続）について、居住期間が６０年以上であったこと、地域社会等との関わり合い、原発事故時に入院していた地元の病院から遠方の病院への転院を余儀なくされ帰還できずに逝去したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額として、合計７０万円（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円を２０万円増額）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０６６※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、南相馬市原町区で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が９０年を超えていたこと、地域社会等との関わり合い、自宅に帰還することなく平成２３年９月に逝去したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として、合計７０万円（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円を２０万円増額）の賠償が認められた事例

【公表番号２０６７※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人父及び被相続人母について、申立人父が、南相馬市原町区で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が７５年を超えていたこと、農業に従事し、行政区の長を務め、地元の消防団員として３０年以上活動する（うち４年は団長を務める）などしたこと、被相続人母が、申立人父との結婚を機に

南相馬市原町区に転居し、原発事故当時の居住期間が５５年を超えていたこと、申立人父と共に農業に従事し、地域の会合に積極的に参加して地域社会や住民らと交流していたことなどを考慮し、生活基盤変容慰謝料の増額分合計３０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０７３※７、９】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母及び申立人らのうち２名が相続）及び被相続人母（申立人らのうち２名が相続）について、被相続人父の南相馬市原町区における居住期間が約６０年にわたっていたこと、地域社会との関わり合い、原発事故時に入院していた病院から遠方の病院への転院及び介護施設への入所を余儀なくされ自宅に帰還できずに逝去したこと等を考慮して、被相続人父の生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円）の増額分として２０万円の賠償が認められ、被相続人母の南相馬市原町区における居住期間が約７０年にわたっていたこと、教員時代の教え子との交流等による地域社会との関わり合い等を考慮して、被相続人母の生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円）の増額分として２０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０７４※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人（申立人が相続）について、原発事故当時の年齢（８０歳代）、居住期間（約６５年）、体調、自宅に戻ることができないまま逝去したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として、合計７０万円（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円を２０万円増額）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０８４※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母、申立人及び申立外２名が相続）について、先祖代々続く実家で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が８０年以上にわたっていたこと、行政区長や漁業組合の役員を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円。以下同じ。）の増額分を２０万円と認め、また、被相続人父と同居していた被相続人母（申立人及び申立外２名が相続）について、南相馬市原町区で生まれ育ち、原発事故時の居住期間が８０年以上にわたっていたこと、被相続人父の両親が営んでいた農業に従事し、農業を通じて地域住民との交流を深めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害の増額分を２０万円と認め、被相続人父母の上記各損害につき申立人の法定相続分に応じた賠償が認められた事例

【公表番号２０９１※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人（原発事故当時６８歳）について、居住期間が約４５年にわたっていたことのほか、同区において仕事をしていたこと、隣組に加入して地域住民との交流があり、同区に友人がいたこと等の地域社会等との関わり合いを考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円）の増額分１０万円の賠償等が認められた事例

【公表番号２０９３※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、原発事故当時の居住期間が６０年以上にわたっていたこと、農林業を営んでいたほか、地域の各種団体の会長を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円）の増額分として２０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０９４※２、※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人母について、原発事故当時の居住期間が８０年以上にわたっていたこと、亡父（申立人母の夫）の営んでいた農林業を手伝っていたほか、地域の婦人会の会長を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円）の増額分として３０万円の賠償が認められ、申立人母と同居していた申立人妻について、原発事故当時の居住期間が４０年程度にわたっていたこと、申立人夫の営んでいた農林業を手伝っていたほか、ＰＴＡや地域の婦人会等の活動を通じて地域住民と交流していたなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容に

よる精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円）の増額分として１０万円の賠償が認められるなどした事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１２５※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、居住期間が９０年を超えていたこと、地域内で仕事をしたり、近所の住民と交流したりするなど、地域社会等との関わり合いが相当程度あったこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円）の増額分として４０万円の賠償が認められた事例

【その他の事例】

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９７６※１】　原発事故当時、福島県外に自宅を有していたものの、自宅と避難指示解除準備区域（楢葉町）の実家とを行き来しながら生活をしていた申立人長男について、生活の本拠が一定程度実家にあったと認定し、平成２３年３月から平成３０年３月まで目安額の３割である月額３万円の日常生活阻害慰謝料、目安額の３割である７５万円の生活基盤変容による精神的損害の賠償をそれぞれ認めた事例

【公表番号１９８５※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に自宅があり、原発事故当時福島県外に単身赴任していた申立人について、定期的に自宅に戻っていたことやその頻度等を考慮して、平成２３年３月から平成３０年３月まで月額２万円（月額１０万円の２割）の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められるとともに、中間指針第五次追補規定の目安額（２５０万円）どおりの生活基盤変容による精神的損害の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９９８※１】　住民票上の住所は自主的避難等対象区域（いわき市）にあったものの、原発事故当時、生活の大半を緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）所在の娘宅で過ごしていた申立人について、生活状況等を考慮して、中間指針第五次追補の目安額の３０分の２６に相当する４３万３３３４円の生活基盤変容による精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号２００１※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に自宅があり、原発事故時は会津地方に単身赴任していた申立人について、単身赴任中の生活状況や、自宅から通勤可能な部署への異動の内示を受けていたことなどを考慮して、自宅住所地を基準として、生活基盤変容慰謝料（５０万円）の賠償等が認められた事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０４６※１】　原発事故時は海外赴任中であり、平成２３年６月に帰国を予定していた申立人について、帰国後に生活拠点となり得る場所は川俣町（避難指示解除準備区域）の実家しかなく、帰国後一定期間は実家に居住する予定であったものの、避難指示等によって帰国後も実家に戻れず避難生活を余儀なくされたことを考慮して、生活基盤変容慰謝料２５万円（中間指針第五次追補の定める目安額の１割）が賠償された事例

【公表番号２０５５※２】　原発事故当時、住民票上の住所は須賀川市にあったが、平日は緊急時避難準備区域（特定避難勧奨地点の設定のあった行政区である南相馬市原町区大原地区）所在の実家に居住し、週末のみ須賀川市の自宅で暮らしていた申立人について、申立人の生活の本拠が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区大原地区）にあったと認めて、生活基盤変容慰謝料として中間指針第五次追補の定める緊急時避難準備区域の目安額５０万円が賠償された事例

【公表番号２０６０※１】　原発事故当時福島県外の学生寮に居住し、福島県外の大学に通学していた申立人について、大学進学までは帰還困難区域（富岡町）所在の実家で家族と一緒に暮らし、大学進学後も長期休暇の際に帰省していたこと、大学卒業後も福島県内に戻り就職していること等を考慮し、帰還困難区域からの避難者に準じて、中間指針第五次追補第２の２に基づ

く生活基盤喪失に基づく精神的損害の目安額の３割（２１０万円）及び申立人の原発事故後の在学期間である平成２３年３月から平成２５年３月まで中間指針の目安額の１２分の１である月額８３３３円の日常生活阻害慰謝料がそれぞれ賠償されるなどした事例

８の４　相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害（中間指針第五次追補第２の３）

⑴　中間指針等の整理

（中間指針第五次追補第２の３）
３　相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害
［対象区域］
　計画的避難区域及び特定避難勧奨地点

［対象者］
　本件事故発生時に計画的避難区域又は特定避難勧奨地点に生活の本拠としての住居（以下「住居」という。）があった者

［損害項目］
（指針）
Ⅰ）対象者は、安心できる生活空間を享受する利益を一定期間にわたり侵害されたものと認められ、その侵害により生ずる健康不安を基礎とする精神的損害は、賠償すべき損害と認められる。
Ⅱ）Ⅰ）に係る精神的損害の損害額については、中間指針第３の［損害項目］の６の本件事故発生から平成２３年１２月末までの間を賠償の対象となる期間として、中間指針第３の［損害項目］の６の精神的損害の損害額に加算するのが相当な算定方法と認められる。
Ⅲ）Ⅰ）の具体的な損害額の算定に当たっては、対象者のうちの子供及び妊婦については６０万円（一人月額６万円）を目安とし、その他の対象者については３０万円（一人月額３万円）を目安とする。

（備考抜粋：中間指針第五次追補第２の３関係）
１）避難指示等の基準（本件事故発生から１年の期間内に積算線量が２０ミリシーベルトに達するおそれ）の裏付けとなる線量が測定されたことにより、後に政府が避難指示等を出した場所に一定期間以上滞在した者については、その滞在期間中、生活環境が健康に及ぼす影響について安心できる生活空間を享受する利益を侵害されたものと認められ、その侵害によって生ずる健康不安を基礎とする精神的損害は、自主的避難等対象区域における損害を上回るものであり、賠償に値するものと判断した。
　具体的には、計画的避難区域（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径２０ｋｍ以遠の周辺地域のうち、本件事故発生から１年の期間内に積算線量が２０ミリシーベルトに達するおそれのある区域であり、概ね１ヶ月程度の間に、同区域外に計画的に避難することが求められる区域）又は特定避難勧奨地点（計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であって、地域的な広がりが見られない本件事故発生から１年間の積算線量が２０ミリシーベルトを超えると推定される空間線量率が続いている地点であり、政府が住居単位で設定した上、そこに居住する住民に対する注意喚起、自主避難の支援・促進を行うことを表明した地点）において一定期間（概ね１ヶ月から２ヶ月程度の期間を想定している。）以上滞在した者については、健康不安を基礎とする精神的損害が認められるものと判断し、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点が同損害の対象区域となる。
２）［対象者］に関し、本件事故発生時に対象区域に住居があった者については、類型的に一定期間対象区域に滞在したと認めるのが相当である。計画的避難区域の設定は、本件事故から１ヶ月以上経過した後であり、同区域の居住者においては、同区域設定以前に避難した者や、避難の準備が整っても避難先の確保がままならず、同区域設定から実際の避難開始までに数ヶ月間滞在の継続を余儀なくされた者など、その行動態様は様々である。また、特定避難勧奨地点の設定は本件事故から３ヶ月以上経過した平成２３年７月以降であり、同地点の居住者のうちの多くが避難をしたが、同地点に滞在した者も一定数存在する。このような実情に照らすと、対象区域の居住者について、避難

を開始した時期や滞在期間を特定した上で、それに対応する形で賠償の態様に差を設けることは、公平性や立証負担の観点から適切ではなく、対象区域の居住者については、避難の実施時期を問わず同等に類型的取扱いをすることに合理性があるというべきである。

なお、福島第一原子力発電所から半径２０ｋｍ圏内の区域は、避難指示の対象であり、一定期間同区域に滞在することは想定されないため、同区域に住居があった者はここでの対象者からは除外される。もっとも、個別具体的な事情に基づいて、避難の過程で計画的避難区域に一定期間滞在したと認められる場合には、Ⅰ）の精神的損害が認められ得る。

3）Ⅱ）の賠償の対象となる期間について、安心できる生活空間を享受する利益の侵害により生ずる健康不安は、その性質上、対象区域から避難することにより直ちに解消されるものではなく、避難実行後も引き続き存続すると考えられる。この点に関し、福島県が実施した調査（福島県県民健康管理調査「基本調査（外部被ばく線量の推計）、甲状腺検査」の概要について（福島県「県民健康管理調査」検討委員会　平成２３年１２月１３日））においては、住民の行動記録を基にした外部被曝線量の推計値が、これまでの疫学調査の結果から発がんリスクが増加することが指摘される１００ミリシーベルトを下回っていることから、「放射線による健康影響があるとは考えにくい」とされており、同調査の結果が平成２３年１２月に公表されたことにより、前記の健康不安はある程度軽減されたものと考えられるものの、それまでの間は健康不安が軽減されることなく存続したと考えられるから、本件事故発生から平成２３年１２月末までの期間を賠償の対象となる期間とすることが相当である。

4）Ⅱ）の損害額の算定方法については、Ⅰ）の精神的損害は、中間指針第３の［損害項目］の６において考慮されていないと解されるから、中間指針第３の［損害項目］の精神的損害又はこれに準ずる損害の賠償に吸収されることなく賠償されるべきであり、一方で、Ⅰ）の精神的損害の賠償の対象となる期間（本件事故発生から平成２３年１２月末まで）においては、Ⅰ）の精神的損害と中間指針第３の［損害項目］の６の精神的損害とこれに準ずる損害が並行して生じているものといえるから、Ⅰ）の精神的損害は、日常生活阻害慰謝料又はこれに準ずる慰謝料に加算する形で賠償することが相当である。

5）Ⅲ）の具体的な損害額の算定に当たっては、計画的避難区域の住民については、住居の所在地にかかわらず同等に類型的取扱いをすることが相当である。計画的避難区域が帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に見直されるまでの間は、住民において、その住居の所在地の積算線量を推し量る術はなく、また、実際に区域が見直されたのは、早くても平成２４年４月（南相馬市は平成２４年４月１６日、飯舘村は平成２４年７月１７日、葛尾村は平成２５年３月２２日、浪江町は平成２５年４月１日、川俣町は平成２５年８月８日）であることを考えると、本件事故発生から平成２３年１２月末までの期間において生じた不安及び損害の程度は住民の住居の所在地にかかわらず一様であったと認めることが合理的である。また、特定避難勧奨地点の住民については、その不安及び損害の程度は、計画的避難区域の住民と同様であったと認めるのが相当である。

6）Ⅲ）の具体的な損害額の算定に当たっては、前記１）のとおり、ここでの精神的損害は、自主的避難等対象区域における損害を上回るものであるから、損害額も同区域の損害額を上回ることとするのが相当であり、また、後記第３の自主的避難等に係る損害における扱いと同様に、少なくとも放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されている子供及び妊婦の場合は、賠償の基礎となる健康不安がより大きかったことには相当な理由があることを考慮し、子供及び妊婦については、６０万円（月額６万円）、それら以外の者については、３０万円（月額３万円）を加算の目安とする。

なお、対象区域の住民が自主的避難等対象区域（後記第３の[自主的避難等対象区域]の「自主的避難等対象区域」をいう。以下第２において同じ。）内に避難して滞在した場合において、自主的避難等対象者（後記第３の[対象者]の「自主的避難等対象者」をいう。）の場合に準ずるものとして既に賠償されたものがあれば（後記第３の［対象者］の備考２参照）、ここでの損害額から控除することが相当である。

⑵　当該指針に関する和解事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９６６※２、※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点に居住し、平成２７年春まで市外に避難していた申立人ら家族につき、中間指針第五次追補に基づく生活基盤変容慰謝料各人５０万円及び相当量線量地域滞在慰謝料各人３０万円の賠償がそれぞれ認められた事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３５※３】　原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時乳幼児であった子２名）のうちの子２名について、避難の過程で計画的避難区域（飯舘村）に滞在（車中泊）したことを考慮して、それぞれ、相当線量地域滞在慰謝料５万円の賠償を認めた事例

【公表番号２０６３※１】　原発事故当時、居住制限区域（飯舘村）に居住していた申立人ら家族及び被相続人（亡祖父。申立人らのうち４名が法定相続分の限度で相続。）のうち、申立人父について、原発事故後、避難先が見つからず、平成２３年４月の計画的避難区域の指定から更に２か月程度にわたり同村に滞在を強いられたこと、原発事故前よりも長い時間にわたって屋外活動を強いられたこと等を考慮して、中間指針第五次追補第２の３に基づく健康不安に基礎を置く精神的損害（目安額３０万円）の増額分として２０万円の賠償が認められるとともに、申立人祖母及び被相続人について、申立人父と同様に計画的避難区域の指定から更に２か月程度にわたり同村に滞在を強いられたこと等を考慮して、中間指針第五次追補第２の３に基づく健康不安に基礎を置く精神的損害（目安額３０万円）の増額分として各１０万円の賠償が認められるなどした事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１１８※１】　自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人ら（夫婦及び原発事故当時未成年の子２名）について、原発事故後、福島県外に避難し、平成２３年３月末頃に申立人ら夫婦の仕事の関係で自宅に戻り、未成年の子らも含め自宅にて生活していたが、同年１１月下旬に自宅が特定避難勧奨地点に指定されたため、同年１２月下旬に再び避難したという経過や、自宅周辺の放射線量が比較的高く、放射線被曝による健康不安を感じていたこと等を考慮し、相当量線量地域滞在者慰謝料（申立人夫婦につき各３０万円、申立人子らにつき各６０万円）の他に精神的損害（一時金）（申立人夫婦につき各１０万円、申立人子らにつき各２０万円）の賠償が認められた事例

【公表番号２１２３※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（母及び未成年の子３名）のうちの申立人子３名について、避難開始当初の数日間、計画的避難区域（飯舘村）に滞在（車中泊）したため、相当量線量の放射線被曝による健康不安が生じたこと等を考慮して、一時金として各自５万円の精神的損害の賠償が認められるなどした事例

９　営業損害（中間指針第３の７・第二次追補第２の２）

⑴　中間指針等の整理

（中間指針第３の７）

Ⅰ）従来、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。

上記減収分は、原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（本件事故により負担を免れた費用）を控除した額（以下「逸失利益」という。）とする。

Ⅱ）また、Ⅰ）の事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（従業員に係る追加的な経費、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

Ⅲ）さらに、同指示等の解除後も、Ⅰ）の事業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（機械等設備の復旧費用、除染費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋・要約）

ア　避難指示等があったことにより、自己又は従業員等が対象区域からの避難等を余儀なくされ、又は、車両や商品等の同区域内への出入りに支障を来したことなどにより、同区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者が、その事業に支障が生じた場合には、当該事業に係る営業損害は賠償すべき損害と認められる（備考１）。

イ　対象となる事業は、農林水産業、製造業、建設業、販売業、サービス業、運送業、医療業、学校教育その他の事業一般であり、営利目的の事業に限られず、また、その事業の一部を対象区域内で営んでいれば対象となり得る（備考１）。

ウ　指針Ⅰの「収益」には、売上高のほか、事業の実施に伴って得られたであろう交付金等（例えば、農業における戸別所得補償交付金、医療事業における診療報酬等、私立学校における私学助成）がある場合は、これらの交付金等相当分も含まれる（備考２）。

エ　事業者が本件事故により負担を免れた賃料や従業員の給料等を逸失利益から控除しなかった場合には、事業者は実際に負担しなかった販売費及び一般管理費分についても賠償を受けることになってしまい妥当ではないと考えられることから、指針Ⅰの「費用」には、売上原価のほか販売費及び一般管理費も含まれる（備考３）。

オ　将来の売上のための費用を既に負担し、又は継続的に負担せざるを得ないような場合には、当該費用は本件事故によっても負担を免れなかったとしてこれを控除せずに減収分（損害額）を算定するのが相当である（備考４）。

カ　避難指示等の前に本件事故により生じた営業損害があれば、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由はないから、本件事故日以降の営業損害が賠償すべき損害と認められる（備考６）。

キ　営業損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日とすることが合理的であるが、本件事故により生じた減収分がある期間を含め、どの時期までを賠償の対象とするかについては、現時点で全てを示すことは困難であるため、改めて検討することとする。但し、その検討に当たっては、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があることから、賠償対象となるべき期間には一定の限度があることや、早期に転業する等特別の努力を行った者が存在することに、留意する必要がある（備考７）。

ク　倒産・廃業した場合は、営業資産の価値が喪失又は減少した部分（減価分）、一定期間の逸失利益及び倒産・廃業に伴う追加的費用等を賠償すべき損害とすることが考えられる（備考８）。

ケ　既に対象区域内の拠点を閉鎖し、事業拠点を移転又は転業した場合（一時的な移転又は転業を含む。）は、営業資産の減価分、事業拠点の移転又は転業に至るまでの期間における逸失利益、事業拠点の移転又は転業後の一定期間における従来収益との差額分及び指針Ⅱに掲げる移転に伴う追加的費用等を賠償すべき損害とすることが考えられる（備考９）。

コ　逸失利益等が賠償されるべき「一定期間」の検討に当たっては、高齢者、農林漁業者等の転職が特に困難な場合や特別な努力を講じた場合等には、特別の考慮をすることとする（備考１０）。

（中間指針第二次追補第２の２）

２　営業損害

中間指針第３の［損害項目］の７の営業損害は、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

Ⅰ）中間指針第３の［損害項目］の７の営業損害の終期は、当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとする。

Ⅱ）営業損害を被った事業者による転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益や給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である。

（備考等抜粋・要約：中間指針第二次追補第２の２関係）

ア　営業損害の終期は、専ら同指針Ⅰにより判断されるものであって、これとは別に、避難指示等の解除、同解除後相当期間の経過、避難指示等の対象区域への帰還等によって到来するものではない（備考１）。

イ　指針Ⅰについて、具体的な終期の判断に当たっては、①基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であること、②一方、被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されており、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があると考えられること等を考慮するものとする。また、例えば公共用地の取得に伴う損失補償基準等を当該判断の参考にすることも考えられるが、その場合には、本件事故には、突然かつ広範囲に被害が生じた上、避難した者が避難指示解除後に帰還する場合があること等、土地収用等と異なる特殊性があることにも留意する必要がある（備考２）。

ウ　指針Ⅱについて、営業損害を被った事業者において、本件事故後の営業・就労（転業・転職や臨時の営業・就労を含む。）によって得られた利益や給与等があれば、これらの営業・就労が本件事故がなければ従前の事業活動に仕向けられていたものである限り、損害額から控除するのが原則と考えられる。しかしながら、本件事故には突然かつ広範囲に多数の者の生活や事業等に被害が生じたという特殊性があり、被害者が営業・就労を行うことが通常より困難な場合があり得る。また、これらの営業・就労によって得られた利益や給与等を一律に全て控除すると、こうした営業・就労をあえて行わない者の損害額は減少しない一方、こうした営業・就労を行うほど賠償される損害額は減少することになる。このため、当該利益や給与等について、一定の期間又は一定の額の範囲を「特別の努力」によるものとして損害額から控除しない等の「合理的かつ柔軟な対応」が必要である（備考３）。

（中間指針第四次追補第２の１）

１　避難費用及び精神的損害（略）

（中間指針第四次追補第２の２）

２　住居確保に係る損害（略）

（備考等抜粋・要約：中間指針第四次追補第２の１関係）

営業損害の終期は、中間指針及び第二次追補で示したとおり、避難指示の解除、同解除後相当期

間の経過、避難指示の対象区域への帰還等によって到来するものではなく、その判断に当たっては、基本的には被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であり、避難指示解除後の帰還により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象となると考えられる（備考８）。

（備考等抜粋・要約：中間指針第四次追補第２の２関係）

被害者が移住等の先を決めるに当たっては、営業や就労に関する条件が大きな判断要素となると考えられ、移住等の場合、移住等の先において営業又は就労を行うことが期待されるほか、移住等を要しない場合であっても、避難先において営業又は就労の再開に向けた努力が期待されると考えられる。これまで必ずしも将来の生活に見通しをつけることができず、営業又は就労を再開していなかった者も、移住等の先又は避難先において、営業又は就労の再開に向けた努力が期待される。

なお、移住等の先や避難先での営農や営業については、これまでの指針において、逸失利益や財物の賠償に加え、事業に支障が生じたために負担した追加的費用や事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用として、商品や営業資産の廃棄費用、事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めている。事業者の多様性等に鑑みれば、これらについて一律の基準を示すことは困難であるため、東京電力株式会社においては、被害者が移住等の先や避難先で営農や営業を再開し生活再建を図るため、農地や事業拠点の移転等を行う場合、当該移転等に要する追加的費用に係る賠償についても、損害の内容に応じた柔軟かつ合理的な対応が求められる（備考１０）。

総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

本件事故がなければ得られたであろう収入額については、唯一の合理的な算定方法しか存在しないという場合は稀であり、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であるところ、仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りる。

合理的な算定方法の代表的な例としては、以下のものが挙げられ、これらのいずれを選択したとしても、特段の事情のない限り、仲介委員の判断は、合理的なものと推定される。

・平成２２年度（又は平成２１年度、同２０年度）の同期の額
・平成２２年度（又は平成２１年度、同２０年度）の年額の１２分の１に対象月数を乗じた額
・上記の額のいずれかの２年度分又は３年度分の平均値（ 加重平均を含む。）
・平成２０年度から２２年度までの各年度の収入額に変動が大きいなどの事情がある場合には、平成２２年度以前の５年度分の平均値（加重平均を含む。）
・平成２３年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には、上記の額に適宜の金額を足した額
・営業開始直後で前年同期の実績等がない場合には、直近の売上額、事業計画上の売上額その他の売上見込みに関する資料、同種事業者の例、統計値などをもとに推定した額
・その他、上記の例と遜色のない方法により計算された額

（理由等抜粋・要約）

本件事故がなければ得られたであろう収入額の算定方法には、複数の合理的な算定方法が存在するが、その複数の方法を比較しても、決定的に優れた方法は存在しないのが通常であることから、その算定方法の選択は、仲介委員の合理的な裁量に委ねられる（理由）。

総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）
　政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間中に、避難先等における営業・就労（ 転業・転職や臨時の営業・就労を含む。） によって得た利益や給与等は、本件事故がなくても当該営業・就労が実行されたことが見込まれるとか、当該営業・就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとか、その利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとする。
　利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりする場合においては、多額であるとの判断根拠となった基準額を超過する部分又は損害額を上回る部分のみを、営業損害や就労不能損害の損害額から控除するものとする。

（理由等抜粋・要約）
　避難先における営業又は就労の特殊性を考慮すると、当該営業又は就労は、本件事故がなくても実行されたと見込まれるとか、従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するとか、その利益や給与等の額が多額であるなどの特段の事情のある場合でない限り、臨時のアルバイト的な収入であると評価するのが相当であって、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないのが相当である（理由２抜粋）。

⑵　当該指針に関する和解事例

（補足説明）
１　中間指針第３の７では、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた事業者について、避難指示等に伴い事業に支障が生じて発生した減収分及び負担した追加的費用を賠償すべき損害と認めている（同指針Ⅰ・Ⅱ）。
２　賠償対象となる減収分（逸失利益：中間指針第３の７指針Ⅰ）
　同指針は、おおむね、
〔（原発事故がなければ得られたであろう収益）－（実際に得られた収益）〕
　－〔（原発事故がなければ負担していたであろう費用）－（実際に負担した費用）〕
　＝逸失利益
と定義している。
　収益、費用等の考え方については、上記中間指針第３の７の備考２から４まで等を参照されたい。
　また、原発事故がなければ得られたであろう収益（収入額）の考え方については、上記総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）及び後記オ(ｳ)を参照されたい。
　なお、企業努力によって損害を防止した場合の特別の努力の考え方については、中間指針第二次追補第２の２の指針Ⅱや総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）及び後記オ(ｲ)を参照されたい。
３　東京電力の貢献利益方式
　東京電力は、平成２３年９月２１日付けプレスリリース等において、逸失利益＝（粗利＋売上原価中の固定費－経費中の変動費－給料賃金･地代家賃）×減収率との算定式を用いており、経費中の変動費（原発事故後に免れた費用）の多寡に応じて逸失利益を算出している。固定費・変動費の割り振りは必ずしも一律に決まるものではないため、原発事故の前後の状況等からこの比率等を見直す審理が行われた事案も相当数ある。
４　　上記２（中間指針に規定する方式）又は上記３（東京電力の貢献利益方式）のいずれによるにしても、費用の問題として減価償却費の控除の要否という問題が生ずる。その要否については理論

上の問題もあり難しい問題であるが、原発事故後初期にあっては、財物賠償の実現が賠償基準の整備中という事情により遅れていたということや、事業に対する可及的速やかな賠償実現が喫緊の問題であったこと等から、控除を消極とした和解例が多く見られた。財物賠償の実現が広範囲に及んだ結果、控除を積極とする和解例が趨勢となっている。ただし、控除の仕方については、法定耐用年数ではなく経済的耐用年数に基づく算出をする和解例もある。

5　逸失利益についてはアに、追加的費用についてはイに、避難指示解除後の逸失利益及び追加的費用（中間指針第３の７指針Ⅲ）についてはウに、廃業損害（中間指針第３の７備考８等）についてはエに、その他（営業損害の終期、特別の努力、「本件事故がなければ得られたであろう収入額」の算定方法及びその他）についてはオに、それぞれ事案を挙げた。なお、エの廃業損害並びにオのうち、(ｲ)の特別の努力及び(ｳ)の「本件事故がなければ得られたであろう収入額」の算定方法に係る事例については、避難指示等に係る中間指針第３の７の営業損害に限らず、風評被害による営業損害その他の営業損害に係るものについても、便宜上併せて挙げているので参照されたい。

ア　避難指示等に伴う逸失利益

（補足説明）

中間指針第３の７指針Ⅰに係る事例について、業種別に挙げた。同指針備考１の例示を参考に、代表的な業種について項目として挙げた。

(ｱ)　農林水産業

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号４０５※１】　計画的避難区域（葛尾村）で養豚業を営む申立人について、平成２３年２月に子豚の導入頭数を増加したことにより、原発事故がなければ増収が見込まれたとして、同年３月から平成２４年１２月まで、子豚の導入頭数の増加により増収するはずであった収入を基にした営業損害が賠償された事例

【公表番号４１６※１】 計画的避難区域（飯舘村）できのこ類を収穫・販売していた申立人について、原発事故で避難を余儀なくされたことに伴う休業による逸失利益の賠償（平成２３年３月から同年１２月まで）が認められた事例

【公表番号４１９※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で自家栽培野菜の販売を行っていた申立人について、避難実行に伴い販売が不能となったことによる平成２３年３月分から平成２４年８月分までの逸失利益について、領収書控えに記載された原発事故前の売上実績に基づき損害額が算定され賠償された事例

【公表番号４３３※１】 避難指示区域（浪江町）で農作業の手伝いをし、手間賃をもらっていた申立人について、確定申告書、領収書等の客観的資料がない限り損害を認めることは困難との東京電力の主張を排斥し、申立人及び作業依頼者の陳述に基づき平成２４年１月から同年１２月までの間の営業損害が賠償された事例

【公表番号４６４※１】 福島県の阿武隈山地における国有林等の立木を買い取り伐採して木材加工業者に販売する宮城県の業者について、立木の売買契約をしていた山林（双葉郡、南相馬市、相馬郡）に所在する木材は、いずれも商品としての価値を喪失したとして、同木材の残材積数に全国平均販売単価を乗じた金額が、立木伐採権の価値喪失とそれに伴って生じた営業損害（平成２３年３月１１日から各立木伐採権取得契約の終期まで）の損害額として賠償された事例

【公表番号４７０※１】 原発事故が発生する２年前から大熊町で果樹園を経営する準備を進めていた申立人について、原発事故により営農ができなくなったことによる平成２３年３月から平成２５年１月までの逸失利益を認め、その算定方法として農林水産省の平成２３年度の植栽面積規模別「０．５ha 未満」の数値が用いられた事例

【公表番号４８３※１】 避難指示区域（双葉町）で野菜の生産、販売業を営む申立人について、収穫予定の葉にんにくが収穫できなかったことによる平成２３年３月から平成２４年６月までの逸失利益等（耕作面積に葉にんにくの単位当たりの期待所得を乗じることにより算定）が賠償された事例

【公表番号５２３※３】 避難指示区域（双葉町）の自宅で野菜を生産し、大熊町の飲食店に販売していた申立人について、確定申告書、取引資料等がなく損害を認めることは困難との東京電力の主張を排斥し、申立人及び販売先の陳述等に基づき平成２３年３月から平成２４年６月までの営業損害（野菜の生産販売事業の逸失利益）が賠償された事例

【公表番号５４１※２】 平成２３年から帰還困難区域（双葉町）において柿の製造販売を開始する予定であった申立人について、原発事故により自己のみならず入手先や販売先が避難を余儀なくされ、当該製品を製造販売できなくなったため、同年３月から同年１２月までの間の逸失利益が生じたとして営業損害の賠償が認められた事例

【公表番号５７３※１】 避難指示区域内に農場を設けて園芸用植物を生産していた申立会社について、平成２３年３月分から平成２４年５月分までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号６１２※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で農業を営んでいた申立人について、平成２３年に作付けを断念した大根に係る逸失利益について、同年は前年よりも作付面積を拡大する予定であったことを考慮して、増加耕作地面積を基に同年３月から同年１２月までの損害額を算定した事例

【公表番号６２０※２】 南相馬市において農業及び林業を営んでいた申立人の平成２５年５月までの林業に係る営業損害（逸失利益）について、基準年度の売上金額から変動費を控除した金額全額の賠償が認められた事例

【公表番号６８６※１】 帰還困難区域（富岡町）において牛の飼育業を営んでいた申立人について、自給飼料の使用割合が通常の畜産農家よりも高いことから利益率も通常の畜産農家よりも高いと判断し、農協を通じての直接請求における賠償額を上回る金額の逸失利益があるとして、賠償済みの金額を超える部分の逸失利益（平成２３年９月から平成２５年６月まで）が賠償された事例

【公表番号７１４※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）で農業を営んでいた申立人らについて、直接請求における東京電力の書式で適用される同業の利益率基準を用いず、申立人らの高い利益率を基礎として算出した営業損害（平成２４年１月から同年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号７１６※１】 避難指示区域の山林で立木の伐採、販売等の林業を営む申立会社について、立木伐採権に関する財物損害及び立木伐採権を行使できないことによる逸失利益（平成２３年３月から立木伐採権取得契約の終期まで）が一体として賠償された事例

【公表番号７２１※１】 計画的避難区域（飯舘村）内で個別家庭向けに無農薬・有機栽培野菜の生産・販売業を営む申立人について、原発事故前の収穫・販売実績がなく、野菜増産計画についても客観的資料が乏しいとして支払を拒否する東京電力の主張を排斥し、申立人の陳述等を根拠に、野菜増産計画に基づく逸失利益及びアスパラガス生産に係る逸失利益（対象期間平成２３年３月から平成２４年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号７４４※１】 避難指示区域内の養蜂場で養蜂業を営んでいた申立人について、避難指示により養蜂場に残置したミツバチの死滅による平成２３年３月から平成２４年１２月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号７７３※５】 原発事故当時、南相馬市鹿島区において農業を営んでいた申立人らが、原発事故により自家栽培の干し柿・野菜を知人へ譲ることができなくなり、謝礼の受取りが減少したとして、平成２３年３月から平成２５年２月までの期間について金１０万円の営業損害の賠償が認められた事例

【公表番号８２２※１】 避難指示区域を含む福島県浜通りで林業を営んでいた申立会社について、原発事故後、売上げの確保のため、従業員の通勤負担の大きい会津地域や県外の現場作業も受注していたことを特別の努力として考慮し、申立会社が主張する金額の半額を対象年度の売上高から控除して、平成２３年４月分から平成２４年３月分までの逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号９７５※１】 避難指示区域内で稲刈り等の農作業を手伝い、手間賃を得ていた高齢の申立人について、原発事故がなければ平成２５年も農作業を手伝い、従前と同水準の手間賃を得た蓋然性が高いとして、同年分の逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号１０８６※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に事業所を有し、磐城森林管理署管内の国有林（南相馬市や飯舘村）において伐採、販売、造林を営む申立会社について、原発事故前に作業をしていた山林には避難指示により立ち入ることができず、他地域の山林において事業を再開することは従前の申立会社の事業内容等に照らして困難であったとして、平成２６年１月から同年１２月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号１４７９※２】 帰還困難区域（浪江町）において農林業の開業準備中であった申立人について、事業開始前に原発事故が発生したため、申立人に基準年における実際の売上げが存在しないものの、平成２９年１月分以降の逸失利益について、当事者双方 が、平成２８年１２月２６日付け東京電力プレスリリース「農林業者さまに対する２０１７年１月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」の枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償等がされた事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５６２※２】 帰還困難区域（双葉町）において、田植え、稲刈り等の農作業を受託していた申立人について、原発事故により農作業受託業務がなくなったことによる営業損害（逸失利益）として、平成２６年３月分から平成３０年３月分まで事故前収入を基に算定した額（平成２９年３月分までは事故前収入の１０割。同年４月分以降は８割。）の賠償が認められた事例

【公表番号１６６０※１】 緊急時避難準備区域（田村市）において造園や緑化木の育成販売等を業とする申立会社の営業損害（逸失利益）について、販売用に育成していた緑化木を原発事故のために管理することができなくなって伐採したが、再度、伐採した緑化木の根を管理育成すれば８割程度は再生可能であること等を考慮し、伐採した緑化木に係る逸失利益の２割に当たる額に原発事故の影響割合（７割）を乗じた額が、既払金（伐採した緑化木の財物賠償として支払われた金額）を控除した上で賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７２８※１】 繁殖用の家畜を飼育するための直営農場や繁殖した家畜を肥育するための複数の施設や農場等を有し、家畜を肥育して出荷する畜産業を営んでいた申立会社について、原発事故により繁殖用の直営農場の所在地が避難指示区域となったため、再開できるまでの間、直営農場を閉鎖せざるを得なくなり、減収が生じたとして、畜産業に係る逸失利益（平成２６年３月分から平成２９年６月分まで、原発事故の影響割合は５割から１割まで漸減。また、原発事故後の増収見込みを考慮し、原発事故前の売上高を増額させたものを本件事故がなければ得られたであろう収入額としている。）、避難指示区域に指定された賃貸用の肥育施設の平成２６年３月分から平成２９年２月分までの賃料収入に係る逸失利益（ただし、平成２７年１０月分から平成２９年２月分までにつき原発事故の影響割合を７割。）が賠償された事例

【公表番号１７６６※１】 帰還困難区域（双葉町）において自ら農地を所有し又は賃借して米作（以下「自営・小作」という。）を営むほか、他の農家から委託を受け耕作の一部（以下「受託業務」という。）を行っていた申立人について、直接請求手続において自営・小作について

既に賠償を受けていた平成３０年４月分から令和元年１２月分までの期間について、受託業務に係る営業損害（逸失利益）として、受託料収入の減少分に利益率を乗じた額に、原発事故の影響割合を７割として算定した金額が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９３７※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）において梨の栽培業を営んでいたところ、原発事故によって避難し、梨の栽培に必要不可欠な梨の木の消毒ができなかったために梨の木に病原菌が発生し、梨の木を伐採せざるを得なくなった申立人につき、平成２３年３月から梨の木の伐採時期である平成２４年８月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号１９４８※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人の稲作の逸失利益に関し、直接請求手続では平成２２年の売上額が賠償の基準として用いられていたが、同年が減反の年であったことを考慮して、基本的には減反のない年の売上額を前提としつつ、３年に１回は減反の年があったとして基準とすべき売上額を算定し直した結果、平成２３年３月から平成２８年１２月までの営業損害及び東京電力の平成２８年１２月２６日付けプレスリリースに基づく２０１７年１月以降の営業損害（年間逸失利益の３倍分）として、直接請求手続における既払金とは別に追加賠償が認められた事例

【公表番号１９８０※１】　帰還困難区域（浪江町）でキノコの栽培業を営んでいたものの、原発事故によって県外に避難し、廃業を余儀なくされた申立人の令和２年分及び令和３年分の営業損害（逸失利益）について、事業再開の困難性等に係る事情を考慮して、原発事故の影響割合を７割とする賠償が認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１０４※１】　原発事故時には帰還困難区域（双葉町）内の自身が管理する田を貸して小作料を得ていた申立人について、田の賃貸借期間が終了する平成２８年からは自らが耕作する予定であったという同人の主張を踏まえ、前回までの和解仲介手続にて和解した期間以降となる令和３年４月から令和６年３月までの稲作の逸失利益として、申立人が田を自農していた可能性を６割、田を賃貸して小作料を得ていた可能性を４割とし、それぞれの期待所得（稲作の自農につき１０アールあたり５万７４７０円、小作につき１０アールあたり１万４７００円）を前提とした年間基準額の合算額に、原発事故の影響割合として２割を乗じて算定した額の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１３１※１】　居住制限区域（飯舘村）で林業を営む申立会社について、直接請求手続で採用されていた申立会社の費用の固定費及び変動費への振分けの方法を見直して算定した平成２９年１月から令和６年１月までの営業損害（逸失利益）の賠償が認められた事例

(ｲ)　製造業・加工業

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２１１※１】　原発事故当時、避難指示区域内において食品の製造・販売業を営んでいた申立人について、避難指示により休業等を余儀なくされ平成２３年３月から同年１２月まで減収（減収率１０割）が生じたとして、相当と認められる固定費・変動費の分類に基づく算定により逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号２５６※１】　避難指示区域内に最終処分場を有して産業廃棄物処理事業を営み、避難指示により処分場に立ち入ることができずに営業が不能となった申立人について、平成２２年に処理能力に関する変更許可を受けて処分場の容量を拡大していたこと、東日本大震災による需要の拡大等の事情を考慮した計画値に基づき、平成２３年６月から平成２４年１２月までの逸失利益について、既払金を控除した残額の９割の額の賠償が認められた事例

【公表番号４２０※１】 警戒区域（富岡町）で衣料品製造業を営む申立人が、平成２３年３月から平成２４年１１月までの間、原発事故がなければ取引先からの発注が増加すると見込まれたとして、発注の増加により増収するはずであった収入を基にした逸失利益の損害の賠償が認められた事例

【公表番号４９９※１】 避難指示区域（富岡町）において鉄鋼工事施工業を営む申立会社について、川内村の養鶏場から発注を受けて完成していた設備製作改修工事（完成検査中）の引渡しが原発事故により不能となったことにより発生した営業損害等が賠償された事例

【公表番号５０５※１】 食品添加物等の製造販売業を営む申立会社について、原発事故により避難指示解除準備区域内の工場の操業停止を余儀なくされたことに伴う平成２３年３月から同年８月までの逸失利益等の賠償が認められた事例

【公表番号５１８※４】 原発事故当時、緊急時避難準備区域で木製家具の製造・販売業を営んでおり、避難を余儀なくされて操業を停止した申立人について、平成２３年３月から同年１２月までの逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号５４１※１】 平成２３年から帰還困難区域（双葉町）において乾燥薪の販売を開始する予定であった申立人について、原発事故により自己のみならず入手先や販売先が避難を余儀なくされ、当該製品を製造販売できなくなったため、同年３月から同年１２月までの間の逸失利益が生じたとして営業損害の賠償が認められた事例

【公表番号５８２※１】 東日本各地に事業所を展開する申立会社について、緊急時避難準備区域内の工場が原発事故に伴い操業停止したため、当該工場勤務の従業員を他の事業所で勤務させた際に支払った賃金相当額について、賃金分の労務を得ていたので損害はないとする東京電力の主張を排斥し、従業員のために無理をして雇用を維持したことは特別の努力に当たるとして、平成２３年９月から同年１２月までの支払賃金の８割について、賠償が認められた事例

【公表番号６４９※４】 原発事故当時、精密機械の製造業を営んでいた申立人について、茨城県の工場で製造した製品に対する風評被害の結果、減収が生じたとして、平成２３年７月から平成２５年４月までの間の逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号７３４※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）で機械部品の製造等を営み、避難先で事業を継続している申立会社について、直接請求で逸失利益算定の基礎とされた基準年度（平成２１年８月から平成２２年７月まで）を変更して、新たな基準年度（平成２２年３月から平成２３年２月まで）を基礎として賠償額（平成２３年９月から平成２４年５月まで）が算定された事例

【公表番号７６４※２】 避難指示区域（南相馬市小高区）において自動車・電機部品の工場を営んでいた申立人が、原発事故により避難を余儀なくされ、同工場を閉鎖したことに伴い、他県に移設した同工場が再開するまでの平成２３年３月から平成２４年２月までの逸失利益、事業拠点の移転費用等が賠償され、また、小高区内の工場についての不動産損害、動産損害については帳簿価格ではなく時価を基に賠償額を算定し、東京電力の認容額を大きく超える賠償が認められた事例

【公表番号１１５０※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で縫製業を営んでいたが、原発事故後の避難指示により操業停止となり、避難指示解除後平成２３年１０月から規模を縮小して事業を再開したものの、平成２７年３月に廃業するに至った申立会社について、主要取引先も原発事故後の避難指示により廃業し新たな固定の取引先が見つからなかったこと等の事情から、同年１月分及び同年２月分の逸失利益が賠償された事例

【公表番号１３３９※２、※３】 浪江町で陶芸を営んでいた申立人に係る平成２６年９月以降の営業損害について、同月から平成２７年２月までは経過分の営業損害を、それ以降は、当事者双方が、同年６月１７日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例

【公表番号１３９９※４】 帰還困難区域（富岡町）において衣類の製造販売業を営んでいた申立人の平成２７年３月分から平成２９年２月分までの営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響割合を１０割とした上で、法定耐用年数ではなく経済的耐用年数に基づき計算された減価償却費相当分を控除した額が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６０３※１】 原発事故時、陶芸家として活動していた申立人らが、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所有する自宅兼作業所が特定避難勧奨地点に指定され、避難先での事業を余儀なくされたことにより生じた減収について、特定避難勧奨地点の指定解除後相当期間を経過した平成２７年４月以降の期間を含む、平成２６年１月から平成２９年２月までの逸失利益の賠償が認められた事例

(ｳ) 販売業

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２０４※１】 原発事故当時、避難指示区域内の営業所（原発事故直前に開設）において、介護用品のレンタル・販売業等を営んでいた申立人について、原発事故による顧客の避難により売上げが減少し、原発事故前の基準期間の営業利益と原発事故後の対象期間（平成２３年３月から平成２４年４月まで）の営業利益の差額が逸失利益として認められた事例

【公表番号２９４※１】 避難指示区域（浪江町）で薬局を経営する申立人について、原発事故により営業停止を余儀なくされ、平成２３年３月から同年１２月までの間に逸失利益が生じたとして、営業損害の賠償が認められた事例

【公表番号３８６※１】 避難指示区域（相双地区）に所在する大型ショッピングセンターにおいて大規模スーパー等を経営する申立人について、原発事故により営業停止及び休業を余儀なくされたことに伴う逸失利益約１億３０００万円（平成２３年３月から同年８月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号４２１※１】 帰還困難区域（大熊町）で家畜商を営む申立人について、原発事故による避難指示等に伴い、休業をせざるを得なくなったとして平成２３年３月から平成２４年２月までの逸失利益が認められた事例

【公表番号６０３※１】 緊急時避難準備区域で小売店舗を経営する申立会社が、原発事故により平成２４年３月半ばまで同店舗の休業を余儀なくされたことに伴う同月１か月分の逸失利益について、営業再開直後の時期は再開準備業務と並行した営業形態であったことを考慮されて、同月後半においても実質的な休業状態であったと評価され、同月分の減収全体について賠償された事例（同年２月までの期間については直接請求において賠償済み）

【公表番号６１３※１】 避難指示区域に居住し、新聞販売店を営む申立人について、平成２３年９月から平成２４年８月までの避難費用、避難慰謝料、営業損害及び営業再開に向けて支出された販管費等が賠償された事例

【公表番号６４５※１】 原発事故当時、避難指示区域で防災設備等の販売・施工業を営んでいた申立人について、平成２３年度が例年に比して大きな売上げが見込まれていたという事情を考慮して、同年３月から同年１２月までの間の逸失利益が算定・賠償された事例

【公表番号６８０※１】 避難指示区域（南相馬市小高区）の借地に選果場を設置して生産者から野菜を購入し、全国の小売店へ野菜を販売していた申立人について、原発事故により当該選果場の廃止を余儀なくされ収入が減少したとして、平成２３年３月から平成２５年２月までの逸失利益等が賠償された事例

【公表番号１１３９※１】 緊急時避難準備区域（川内村）でコンビニエンスストアを経営していたものの、原発事故後、コンビニエンスストアを閉鎖し、別の事業を開始していた申立会社について、原発事故に伴いコンビニエンスストアの店舗所在地が緊急時避難準備区域に指定された

ことにより、売上げが減少し休業を余儀なくされたとして、平成２６年１月から平成２７年８月までの営業損害として、原発事故の影響割合を９割として算定した逸失利益が賠償された事例

【公表番号１１４１※１】 緊急時避難準備区域で菓子を製造販売していた申立人が、原発事故前は原材料を自ら栽培し又は避難指示区域内から入手していたところ、これが不可能となり、事故前と同等の品質及び数量の原材料を仕入れることも困難であったため、営業の継続を断念し平成２７年４月に廃業したとして、原発事故の影響割合を８割として廃業損害の賠償が認められた事例

【公表番号１４５７※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（相馬市）に居住し、飯舘村及びその周辺地域を中心に水産物の移動販売業を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、平成２７年１月分から平成２９年７月分まで原発事故との相当因果関係を認めた上で、原発事故の影響割合は１０割から３割まで漸減し、東京電力の直接請求手続において基礎とされた貢献利益率を修正した賠償が認められた事例

【公表番号１５２２※１】 自主的避難等対象区域（川俣町）において、米の集荷、検査及び販売事業等を行う申立会社が、これらの事業以外の事業を合わせた申立会社全体の売上高及び売上総利益は原発事故前よりも増収増益となっているものの、原発事故の影響によって原発事故前よりも申立会社が米を集荷する地域（川俣町、飯舘村、浪江町等）の水稲の作付面積及び収穫量が減少し、これによって、申立会社の上記の米に係る事業については減収が継続しているとして、上記米に係る事業の平成２９年３月分から平成３０年２月分までの営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響割合を３割として算定された金額の賠償が認められた事例

【公表番号１５３７※１】 避難指示解除準備区域（富岡町）において木材の加工販売等を営んでいた申立人が、避難を余儀なくされたこと等から売上げが減少し、避難指示解除後も売上げが戻らないとして請求していた平成２３年３月以降の逸失利益について、申立人の事務所等の所在地が土地区画整理事業の対象となったことにより休業を余儀なくされたなどの事情がある期間を除いた平成１７年度から平成１９年度まで及び平成２２年度（年度は当年４月から翌年３月まで）の平均値を基準期間の売上げとして、平成２３年４月から平成２４年３月まで原発事故による影響割合を５割５分、同年４月から平成２７年２月まで同割合を９割５分として算定した経過分の逸失利益及び同年６月１７日付け東京電力プレスリリースの枠組みに基づき同年３月以降の将来分について直近の年間逸失利益の２倍相当額の賠償が認められた事例

【公表番号１５４０※１】 福島県内を中心に贈答品の小売店を運営する申立会社が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内において運営する店舗の営業損害（逸失利益）について、原発事故後の商圏内の住民の避難による人口減少の状況等の事情を考慮し、平成２８年９月分から平成２９年８月分まで賠償された事例（原発事故の影響割合を当初は６割、後には５割とする。）

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６９６※１】 帰還困難区域（浪江町）において仕入販売業を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、東京電力の直接請求手続においては客観的資料に乏しいとして月額５万円による定額の賠償しかされなかったが、申立人の提出した手書きの収支ノート等のほか、申立人から聴取した事項を用いて損害を算定し直し、平成２３年３月分から平成２７年２月分までのものとして合計４０万円（直接請求手続における既払分２４０万円を除く。）、東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく賠償分として平成２７年３月分以降のものとして２０万円（直接請求手続における既払分１２０万円を除く。）が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７５７※１】　旧緊急時避難準備区域において新聞販売業を営む申立人の平成２７年８月以降の営業損害（逸失利益）について、東京電力の直接請求手続において変動費に分類された人件費の一部を固定費に分類し直すことにより貢献利益率を再計算した上で、これに基づいて東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく賠償金額が算定されたことにより、直接請求における既払金を除く部分が追加で賠償された事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０７３※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で薬局を営んでいた申立人につき、平成２３年４月中に帰還した後、従業員が出勤できなくなったため申立人の業務負担が増え、顧客層の変化により在庫管理が困難になるなどしたなかで事業を遂行したこと考慮し、原発事故直後の時期から特別の努力の適用を認め、平成２３年３月から平成２５年１２月までの逸失利益として、直接請求手続における算定方法のうち減収率を１００％として算定し直した金額の賠償が認められた事例（同期間における直接請求手続での既払金は控除）

(ｴ)　建設業

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１７６※１】　原発事故当時、緊急時避難準備区域（双葉郡）内に所在し、避難指示区域を含む近隣地域で土木・建設業を営んでいた申立人について、避難指示等により大幅に売上げが減少したとして、平成２３年３月から平成２４年２月までの間に係る逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号２００※１】原発事故当時、南相馬市原町区に本店を置き、避難指示区域内に工事現場を抱えて建設業を営んでいた申立人が、避難指示等により地域の住民の多くが避難したこと等から売上げが減少したとして、平成２３年３月から同年１２月までの間の逸失利益の損害賠償が認められた事例

【公表番号４００※１】 避難指示区域内で土木・建築請負業等を営んでいた申立人について、原発事故により相双地区等での仕事が大幅に減少したことに伴う逸失利益（平成２３年３月から平成２４年２月まで）が賠償された事例

【公表番号４０４※１】 避難指示区域内で道路舗装工事等を営む建設会社について、原発事故前に受注していた工事が中断し完成しなかったとして、既存の請負契約の残工事代金相当分等の逸失利益が賠償された事例

【公表番号４３８※１】 建設業を営む申立会社について、下請企業として避難指示区域内（大熊町）において施工中の公共用道路建設工事が、原発事故により遂行不能となったことによる逸失利益（平成２３年３月から同年８月まで）が賠償された事例

【公表番号４４１※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）で土木建築請負業を営む会社の逸失利益（平成２３年３月から同年１１月まで）が賠償された事例

【公表番号５５３※１】 避難指示区域（富岡町）で測量設計事務所を営む申立人について、避難指示区域内にあって連絡がとれなくなった取引先への売掛金が、原発事故により回収不能となったことを認め、売掛金相当額の営業損害（逸失利益）の賠償が認められた事例

【公表番号５９３※１】 避難指示区域で建設業を営んでいた申立人について、原発事故により避難を余儀なくされて減収が生じたことから、逸失利益（平成２３年３月分から同年８月分まで）が賠償された事例

【公表番号６６２※１】 原発事故当時、避難指示区域内で土木建築請負業を営んでいた申立人について、本店所在地の移転等を余儀なくされた結果、減収が生じたとして、平成２３年１２月から平成２４年２月までの間の逸失利益として３７３万３６１８円の賠償が認められた事例

【公表番号６７３※２】 避難指示区域で曳家業を営んでいた申立人について、原発事故の避難指示等に伴い、営業が不能になったとして、営業損害（平成２３年３月から和解案提示月である

平成２５年８月までの３０か月分及び同年９月から平成２７年２月までの将来分１８か月分の逸失利益）の賠償がされた事例

【公表番号７２５※１】 避難指示区域で建設業及び不動産業を営んでいたが、原発事故後、両事業の営業休止を余儀なくされ、建設業は平成２３年６月から事業再開して復興需要により増収増益となったものの、不動産業は営業損害が継続していた申立会社について、法人全体の売上げ・利益を合算し、かつ原発事故後の賠償対象期間を１年単位で算出して減収減益がないとする東京電力の主張を排斥して、部門別に損害発生の有無を検討し、建設業は同年３月から同年５月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号１１９９※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）及び帰還困難区域（大熊町）を拠点として建築設計業務を営む申立人の大熊町の拠点に係る逸失利益について、事業の実態に基づいて損害額の計算を補正した上で、平成２７年１２月分までの損害（原発事故の影響割合１０割）が賠償された事例

(ｵ) 不動産業

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１７２※１】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）において不動産賃貸業を営んでいた申立人について、原発事故による避難指示により賃借人が避難したため賃料の収入が失われ、平成２３年４月からは新築の賃貸物件についても賃貸が開始されたと見込まれるにもかかわらず賃貸が不能となったとして、同年３月から同年８月までの間、賃料収入の逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号３８５※１】 警戒区域内で不動産賃貸業（いわゆるアパート経営）を営む申立人について、平成２４年６月以降は財物賠償の対象となる資産（アパート建物等）に係る所得税法上の減価償却費を逸失利益の算定から控除するという東京電力の主張を排斥し、減価償却費を控除せずに逸失利益（平成２３年３月から平成２５年１月まで）を賠償した事例

【公表番号３９０※１】 避難指示内で不動産賃貸業（いわゆるアパート経営）を営む申立人について、当該不動産の財物賠償がいまだされていないことから、平成２４年６月については直接請求手続において控除された減価償却費相当額を、同年７月から和解案提示月の前月である平成２５年１月までについては減価償却費を控除しない方法により算定した逸失利益の全額を、それぞれ賠償することが認められた事例

【公表番号５７６※１】 避難指示区域において貸家業を営んでいた申立人について、借家人の避難に伴う平成２３年３月から平成２４年９月までの逸失利益の算定に当たり、東京電力の主張する減価償却費の取扱いや固定費と変動費の振分けの方法を採用せずに賠償額（４０７万０５７９円）が算定された事例

【公表番号７２５※２】 避難指示区域で建設業及び不動産業を営んでいたが、原発事故後、両事業の営業休止を余儀なくされ、建設業は平成２３年６月から事業再開して復興需要により増収増益となったものの、不動産業は営業損害が継続していた申立会社について、法人全体の売上げ・利益を合算し、かつ原発事故後の賠償対象期間を１年単位で算出して減収減益がないとする東京電力の主張を排斥して、部門別に損害発生の有無を検討し、不動産業は同年３月から平成２４年２月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号９０６※１】 避難指示区域に宅地を造成し、分譲する計画が原発事故により頓挫した不動産業者である申立人について、宅地分譲事業計画に関する営業損害が賠償された事例

【公表番号９５２※１】 平成２３年１月に開業し、帰還困難区域（大熊町）で不動産販売業等を営んでいたが、原発事故後に営業停止となった申立会社について、営業実績はないものの、申立会社の代表者が開業前１０年以上にわたり不動産会社に勤務した中で得たノウハウや人脈を駆使して開業した会社であり、少なくとも融資を受けた金融機関への返済金程度の利益を上げ

ることは可能であったとして、４年分（同年３月から平成２７年２月まで）の返済金相当額５９２万円が逸失利益の額であるとした申立会社の主張を認め、逸失利益が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５６３※１】　帰還困難区域（大熊町）において不動産業を営んでいた申立人の平成２４年６月から平成２７年２月まで及び東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく同年３月以降の将来分の営業損害（逸失利益）について、直接請求手続においては、法定耐用年数で計算した減価償却費を逸失利益の算定に当たって差し引いていたが、実質的耐用年数で計算した減価償却費の限度で差し引くことによって、追加賠償が認められた事例

【公表番号１６６９※１】　避難指示区域（相双地域）において不動産業を営んでいた申立会社について、開業後間もなかったことから申立会社に基準年における実際の売上げが存在しないものの、投下資本が回収不能となっていること等を考慮し、融資を受けた金融機関への返済金を基礎として、東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７７７※１】　帰還困難区域（富岡町）において不動産賃貸業を営み、直接請求手続で平成２３年３月から平成２７年２月までの減収率を１００％とする逸失利益及び平成２７年３月以降の将来分として東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく減収率を１００％とする年間逸失利益の２倍分の営業損害の賠償を受けた申立人について、逸失利益の算定において差し引く減価償却費相当額を、直接請求手続において採用された税法上の耐用年数ではなく、実質的な耐用年数を用いた上で算定し直し、これに基づいて平成２４年６月から平成２７年２月までの期間の賠償金額及び上記プレスリリースに基づく賠償金額が再計算され、直接請求手続における既払金を除く部分が追加賠償された事例

(ｶ)　医療業

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号４４３※１】　避難指示区域で自営業を営んでいた申立人らの亡父（原発事故後に死亡）の営業損害（父死亡後は申立人Ａが事業を承継した。）が賠償された事例

【公表番号４８４※１】 避難指示区域内で接骨院を営み、原発事故により休業を余儀なくされ、避難先で事業を再開した申立人について、平成２３年３月から同年１２月までの休業による減収分について、事業再開後の売上げを「特別の努力」と認めて控除せず、逸失利益が賠償された事例

【公表番号５８０※１】 避難指示区域において自営業を営む申立人について、原発事故に伴い避難するために営業停止したことによる平成２３年３月から平成２４年８月までの営業損害（逸失利益）が、請求額満額について賠償された事例

【公表番号６２９※１】 福島県（避難指示区域外）で歯科医院を営む申立人が、原発事故後の平成２３年３月から同年５月までの間は住民の避難に伴う患者の減少等により損害が生じたとして賠償請求したところ、同年３月から同年８月までの６か月間を通算すると減収は発生していないという東京電力の主張を排斥し、特別の努力を認めて、同年３月から同年５月までの逸失利益が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６２５※１】 避難指示区域（南相馬市）において病院等を経営する申立人について、平成２７年３月分以降の営業損害（逸失利益）として、直接請求手続において同損害について既に支払がされていたものの、費用の固定費及び変動費への振分け方法を見直し、また、逸失

利益の算定に当たって差し引く減価償却費について、税法上の耐用年数ではなく実質的耐用年数を用いて算定したことによって、約２３５０万円が追加賠償された事例

【公表番号１６９３※１】　帰還困難区域（双葉町）において医療、介護又は福祉等に関する施設を経営していた申立人の当該施設の平成２９年３月から平成３１年２月までの間の営業損害について、その算定において差し引く減価償却費を、税法上の耐用年数ではなく実質的耐用年数を用いた上で、平成２９年３月から平成３０年２月までの期間については影響割合３割、平成３０年３月から平成３１年２月までの期間については影響割合１割で算定した金額（これは東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づき東京電力が算定した自認額を上回る金額である。）の賠償が認められた事例

(ｷ)　観光業

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号６４８※１】　避難指示区域で観光牧場を営んでいた申立人について、原発事故により営業することができなくなったことによる逸失利益が賠償された事例

【公表番号７７５※１】 避難指示区域で平成２３年４月から自然庭園の本格的な営業を開始する予定であったが、原発事故により開園の断念を余儀なくされた申立人について、原発事故前の本格的な営業実績はないものの、予想売上高及び予想費用等を認定して同年３月から平成２７年２月末までの逸失利益が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９７８※１】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人ら（夫婦、夫の母）のうち、同区で旅館業を営んでいた夫の母について、顧客の避難状況及び帰還状況を踏まえ、立証の程度等も考慮し、平成２５年６月から平成３０年５月までの営業損害（逸失利益）として、原発事故の影響割合を５割から１割に漸減させて算定した金額の賠償が認められた事例

【公表番号２０１９※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、看板等を設置する目的で土地を貸していたところ、原発事故によって借地人が避難するなどしたため地代が支払われなくなったことを考慮して、将来分も含むものとして６年分の営業損害（賃貸借契約書が存在しないなど客観的な資料が十分ではないものの、立証の程度を考慮して、３割の限度。）の賠償が認められるなどした事例

(ｸ)　サービス業

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２０４※１】　原発事故当時、避難指示区域内の営業所（原発事故直前に開設）において、介護用品のレンタル・販売業等を営んでいた申立人について、原発事故による顧客の避難により売上げが減少したことによる逸失利益（原発事故前の基準期間の営業利益と原発事故後の対象期間（平成２３年３月から平成２４年４月まで）の営業利益の差額）の賠償が認められた事例

【公表番号２５３※１】 避難指示区域内において整体業を営んでいた申立人について、避難指示により営業が不能となったとして、平成２３年３月から平成２７年２月までの逸失利益の損害について、東京電力のプレスリリースを踏まえ、平成２３年３月から平成２４年５月までの間の逸失利益においては償却資産に係る減価償却費を控除せず、同年６月から平成２７年２月までの逸失利益の計算においてはこれを控除した計算により賠償が認められた事例

【公表番号２９３※１】 重機賃貸業を営む申立人について、津波により水没した重機の所在場所が避難指示区域に指定されたため、当該重機を賃貸することができず、また回収することもで

きなくなったことにより逸失利益が生じたとして、平成２３年３月から同年８月までの営業損害の賠償が認められた事例

【公表番号３２０※１】 双葉郡内で機械器具の販売業及びリース業を営んでいた申立人について、原発事故に伴う避難指示により取引先が減少して生じた営業損害（平成２３年３月分から平成２４年２月分まで）が賠償された事例

【公表番号３３６※１】 避難指示区域内で飲食店等を営んでいた申立人について、原発事故により店の休業を余儀なくされたとして、逸失利益約１６５７万円が賠償された事例

【公表番号３４２※１】 関東地方で車両輸送業を営んでいる申立人について、原発事故によりトレーラーの荷台部分を避難指示区域内に残して避難したため、同トレーラーを休車とせざるを得なかったことに伴う逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号４１４※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で美容院を営む申立人の逸失利益の計算において、対象期間（平成２３年３月から同年８月まで）中の売上げを特別の努力として控除せずに賠償を認めた事例

【公表番号４３７※３】 避難指示解除準備区域（浪江町）で樹木管理及び造園業を営む申立人について、原発事故に係る避難指示により顧客が喪失されるなどしたため減収が生じたとして、事業の増収見込みを考慮した年間売上高を基礎として、減収額から経費相当分３０％を控除して損害額が算定され、逸失利益（平成２４年３月から平成２５年２月まで）が賠償された事例

【公表番号４４０※１】 原発事故前から緊急時避難準備区域で飲食店の開業準備（平成２３年９月開業予定）をしていた申立人について、開業できなかったことによる逸失利益（同月から平成２５年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号５３９※１】 フランチャイジーとしてコンビニエンスストアを経営する申立会社について、避難指示区域内及び緊急時避難準備区域内の各店舗の営業休止を余儀なくされたことに伴う平成２３年３月分から同年８月分までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号５５４※１】 原発事故当時、避難指示区域内に１店舗、それ以外の場所に２店舗の美容院を営んでいた申立人が、原発事故により避難指示区域内の１店舗のみが営業休止を余儀なくされたが、東京電力への直接請求では３店舗分を合算した数値で売上げ・利益の減少額が算出され賠償されたのを不服とする申立てをしたところ、平成２３年３月から平成２４年３月までの間の逸失利益について、避難指示区域内の１店舗分の数値で売上げ・利益の減少額を算出し、直接請求手続における賠償の不足分が賠償された事例

【公表番号５５６※１】 原発事故当時、避難指示区域で新規事業の開業準備中であった申立人について、開業の見込みが立たなくなったことによる逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号５６４※１】 避難指示区域（富岡町）においてダンススクールを営んでおり原発事故により避難を余儀なくされた申立人について、平成２３年６月から緊急時避難準備区域（南相馬市）において週３回程度開催する予定であった新教室の開設が不可能になったことによる同年３月から同年１１月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号５７５※１】 避難指示区域及び緊急時避難準備区域内の健康施設にコイン式フィットネス機器等を設置させてもらい、利用者の有償使用に供していた申立人に対して、原発事故による健康施設の営業休止に伴う平成２３年３月から平成２４年１２月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号６６７※１】 避難指示区域でピアノ教室を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、平成２５年９月に成立した和解において、東京電力が直接請求手続において包括請求を認めている平成２７年２月までの将来分を含めて賠償され、金額の算定に当たっては、特別の努力を適用したほか、水道光熱費及び通信費について半額のみを変動費とした事例

【公表番号７００※２】 居住制限区域（双葉郡）で非破壊検査業を営んでいたが、原発事故により事業拠点の移転を余儀なくされた申立会社について、逸失利益（平成２３年３月から平成２４年１１月まで）が賠償された事例

【公表番号７１７※１】 福島県内の避難指示区域内外各地に営業所等を置きクリーニング業を営む申立会社について、避難指示区域内の営業所等における逸失利益（平成２３年３月から同年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号７５７※１】 避難指示区域（飯舘村）の塗装業者について、避難先で事業を再開した後の売上げが原発事故前より増加していたが、原発事故がなければ通常行わないような特別の努力により売上げが増加したものとして、平成２３年３月から平成２４年２月までの売上高の半分と原発事故前の対応する期間の売上高の全額の差額を原発事故による売上高の減少額とみて営業損害の額が算定された事例

【公表番号８２１※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難している申立人Ｘ１について、南相馬市原町区に営業所のある会社から内職を請け負い、稼働していたが、原発事故によりうつ病が悪化したため、従前のように稼働できなくなったこと及び原発事故により就労先の規模が縮小されたため営業が不能になったとして、平成２４年１２月から平成２５年８月まで月額３万円の賠償が認められた事例

【公表番号８４０※２】 福島県外で運送業を営む申立会社について、原発事故時に帰還困難区域（大熊町）で運行していた営業用車両（ダンプカー）を置き去りにせざるを得ず、代替車納入までの間、当該車両を使用できなかったことによる営業損害（休車損）が賠償された事例

【公表番号８５５※１】 工事用資機材のリース業等を営む申立会社について、資機材のリース先が避難指示区域内の工事現場であり、原発事故後、資機材が利用できなくなったことで、リース先が支払を拒み、未収となっていたリース料相当額（平成２３年４月から平成２４年４月（一部について平成２３年６月）まで）が賠償された事例

【公表番号８７３※４】 緊急時避難準備区域（広野町）で美容院を営むなどしていた申立人らについて、将来の増収増益見込みを考慮して営業損害（平成２３年３月から平成２４年１２月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号９８４※２】 宮城県で工事現場用設備等のリース業を営む申立会社について、原発事故により避難指示区域内の取引先に対する当該設備のリース料の売上げが減少したことに伴う逸失利益（平成２３年３月から平成２４年３月まで）が賠償された事例

【公表番号９９３※１】 帰還困難区域で各種催事の運営等を行うとともに原発事故の数か月前から整体院を経営していた申立会社について、原発事故により全ての事業を停止したことに伴う逸失利益（平成２３年３月から平成２６年９月まで）が賠償された事例

【公表番号１２６３※１】 南相馬市小高区の学習塾に係る平成２７年３月以降の営業損害について、当事者双方が、同年６月１７日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例

【公表番号１３７９※１】 群馬県内で魚の釣り堀営業を営む申立会社について、原発事故の影響により、釣り堀用の魚を養殖していた南相馬市内の複数のため池の利用が困難となったこと等の事情を考慮し、平成２８年４月分から平成２９年３月分まで、原発事故の影響割合を１割として営業損害（逸失利益）の賠償が認められた事例

【公表番号１５４５※１】 帰還困難区域（双葉町）においてクリーニング業を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、直接請求手続による賠償状況を見直した結果、平成２３年１２月分以降の営業損害（逸失利益）に係る直接請求においては車両に係る経費が固定費に計上されていたものの、同年３月分から同年１１月分までの営業損害（逸失利益）に係る請求においては、同経費が変動費に計上されていたことから、これを固定費として再計算するなどして、同年３月分から同年１１月分までの営業損害（逸失利益）が追加賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７１６※２】 帰還困難区域（大熊町）において、設備保守点検業等を営んでいた申立人の平成２３年３月分から平成２７年２月分までの営業損害（逸失利益）について、原発事

故による避難後の盗難被害により客観的な証拠が通帳や請求書以外になく直接請求手続では最低賠償額である１か月当たり５万円の限度で賠償を受けるにとどまったものの、和解仲介手続の過程において申立人から事情を聴取するなどして把握された原発事故前の申立人の事業実態を踏まえて算定した額（９７６万４１７２円）が賠償された事例（ただし、既払金は除く。）

【公表番号１７７８※１】　居住制限区域（浪江町）において理容業を営んでいた申立人について、原発事故前に一時休業していたものの、平成２３年４月までに営業再開を予定しており、営業再開の蓋然性が高かったと認めた上、平成２３年３月から平成２８年２月までの逸失利益として、損害額の立証の程度等を考慮して逸失利益を概算で月額５万円とし、原発事故時の申立人の年齢等も考慮して原発事故の影響割合を７割として算定した額が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８８６※１】　帰還困難区域（双葉町）において下宿業及び飲食業を営んでいた申立人らの営業損害（逸失利益）について、平成２２年に下宿の一部をリフォームしたため同年中の稼働部屋数が少なかったことを考慮し、リフォームが完了した平成２３年以降の原発事故がなかった場合に想定される売上高を平成２２年よりも増額して算定し、また、当該増額分の売上原価については直接請求手続における宿泊業の基準（４０％）を見直して申立人らの原発事故前の確定申告の数値を参考に算定するなどした結果、平成２３年３月から平成２７年２月までの逸失利益及び東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく平成２７年３月分以降の損害（年間逸失利益の２倍分）として、直接請求手続における既払金とは別に、追加賠償がされた事例

【公表番号１９３８※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において子供を対象とする塾を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）につき、直接請求手続において前提とされた基準年度の売上金額に一部計算の誤りがあり基準とすべき売上額はより高かったとの申立人主張及び資料を踏まえ、立証の程度も考慮して、申立人主張の差額の２割強の金額を用いて算定し直した結果、平成２３年３月から平成２７年７月までの逸失利益及び東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく平成２７年８月分以降の損害（年間逸失利益の２倍分）として、直接請求手続における既払金とは別に、追加賠償がされた事例

(ｹ)　その他

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号７４１※１】　南相馬市鹿島区で情報関連事業を営む申立会社について、原発事故による従業員らの避難等を原因とする売上減少があったことを認め、事故時から平成２５年５月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号７９８※１】　避難指示区域の宗教法人について、収入額の認定に現金出納帳や経験則上発生が見込まれる収入については陳述書を利用し、客観的資料の不足を補った上で、営業損害等が賠償された事例

【公表番号８６５※１】　住民の避難により区費の集金ができなくなった避難指示区域（帰還困難区域）の行政区について、原発事故時点で既に支出があった平成２３年度の費用相当額（区費回収不能に伴う損害）約２７万円が賠償された事例

【公表番号９０９※１】　避難指示区域内にある学校の卒業生等を会員とし、生徒の卒業時に入会金を集めて活動していた同窓会組織について、原発事故に伴う生徒減少等による入会金減少分（平成２３年度から平成２５年度までの卒業生分）の逸失利益（平成２３年３月から平成２６年２月まで）が賠償された事例

【公表番号１５１７※１】　避難指示区域に居住し、福島第一原子力発電所内部の定期検査における放射線管理業務を受託していた申立人について、原発事故に伴い同受託契約が解除されたた

めに生じた営業損害（逸失利益）として、平成２５年分は原発事故の影響割合を５割、平成２６年分は同割合を３割、平成２７年分は同割合を１割として賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号２００９※５】　居住制限区域（飯舘村）において農業及びドッグブリーダー業を営んでいた申立人らについて、原発事故当時開業準備中であった事業に係る受託業務に関する損害等の賠償を認めた事例

【公表番号２０１１※５】居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について、原発事故により自宅の太陽光発電設備が稼働不能となり売電収入を得られなかったことを考慮して、夫に対し、直接請求手続で支払われた期間以降である平成２４年６月から平成２９年１１月までの売電収入相当額の逸失利益の賠償が認められるなどした事例

イ　避難指示等に伴う追加的費用

（補足説明）

中間指針第３の７指針Ⅱに係る事例について、追加的費用の種類別に挙げた。なお、除染費用については、第１１の１⑵において集約しているため、他の営業損害に伴うもの、営業損害にとどまらないもの等について、そちらも参照されたい。

(ｱ)　従業員に係る追加的な経費

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号３４２※１】　関東地方で車両輸送業を営んでいる申立人について、原発事故によりトレーラーの荷台部分を避難指示区域内に残して避難したため、同トレーラーを休車とせざるを得なかったことに伴う、同乗務員の休業期間中の支払給与相当額の損害及びトレーラー引取費用等の賠償が認められた事例

【公表番号４２４※１】 原発事故当時、避難指示区域において化粧品の販売業を営んでいた申立人が、避難指示等により、店舗の移転を余儀なくされるとともに、販売代理店も移転してしまったため、営業のために遠く離れた販売代理店に赴くことが多くなり、留守中の申立人店舗への問合せ等に対応するために従業員を新規に雇用したとして、そのために支出した費用の賠償が認められた事例

【公表番号５０５※２】 食品添加物等の製造販売業を営む申立会社について、原発事故により避難指示解除準備区域内の工場の操業停止を余儀なくされたことに伴う追加的費用（従業員の避難に係る宿泊費用、転勤を余儀なくされた従業員の社宅費用、稼働実体のない従業員の給与。平成２３年３月から平成２５年４月まで）等の賠償が認められた事例

【公表番号６１８※４】 県南地域で木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により一時休業を余儀なくされたとして、休業期間（平成２３年３月）中の従業員の給与が賠償された事例

【公表番号７００※３】 居住制限区域（双葉郡）で非破壊検査業を営んでいたが、原発事故により事業拠点の移転を余儀なくされた申立会社について、事業拠点移転費用や従業員移動費用等の追加的費用が賠償された事例

【公表番号７２５※５】 避難指示区域で建設業及び不動産業を営んでいたが、原発事故後、両事業の営業休止を余儀なくされ、建設業は平成２３年６月から事業再開して復興需要により増収増益となったものの、不動産業は営業損害が継続していた申立会社について、同年３月から平成２４年２月までの従業員に係る追加的経費が賠償された事例

【公表番号７８０※１】 会津地域で土木建設業を営む申立会社について、対象区域外であるものの、中間指針第３の７Ⅱの趣旨を踏まえて、原発事故に起因する公共工事の工事期間延長のた

めに負担した平成２３年３月から同年８月までの追加的費用（人件費及びリース費用）が賠償された事例

【公表番号９５２※２】 帰還困難区域（大熊町）で不動産販売業等を営んでいたが、原発事故後に営業停止となった申立会社について、事業所から必要書類を持ち出すために従業員に支払った日当が、追加的費用３万４０００円（区域内作業費時給２０００円×２時間×２名×２日、区域外人件費時給７５０円×６時間×２名×２日）として賠償された事例

【公表番号９９５※２】緊急時避難準備区域（南相馬市）で美容用品の販売等を営み、原発事故後、平成２５年３月に福島県内に営業所を増設した申立会社について、平成２６年７月までに発生した原発事故により避難した従業員の通勤費用増加費用、早出や残業の際の宿泊費、通勤距離増加に伴うタイヤ摩耗によるタイヤ交換費用の賠償が認められた事例

【公表番号１４３５※４】 居住制限区域（飯舘村）に工場を有していた申立人が、近隣に居住する従業員が避難を余儀なくされたことにより申立人が負担する通勤交通費が増加したとして、平成２９年５月から同年１０月までの増額分について賠償が認められた事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６２５※２】 避難指示解除準備区域（南相馬市）において病院等を経営する申立人について、原発事故後、避難指示等に伴い休業した後も、医療活動の再開を図るために職員を雇用し続ける必要があったとして、平成２７年３月から平成２９年２月までの人件費相当額約３００万円が営業損害（追加的費用）として賠償された事例

(ｲ) 商品や営業資産の廃棄費用

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２１１※３】 原発事故当時、避難指示区域内において食品の製造・販売業を営んでいた申立人について、避難指示により事業に支障が生じたために負担した一時立入費用及びリース解約金の賠償が認められた事例

【公表番号３６９※１】 緊急時避難準備区域（広野町）を工事場所とする住宅新築請負契約が原発事故により解除されたことに伴い、請負人である申立人（いわき市所在）に生じた部材の購入・製作費用、撤去費用等の相当額（平成２３年３月から平成２４年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号６１１※２、※３】避難指示解除準備区域（南相馬市）の工場の操業停止に伴う外注費、工場移転費用、設備廃却費用が追加的費用として賠償された事例

【公表番号６４１※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）で建築業を営む申立会社が、緊急時避難準備区域を建築場所として請け負っていた建築工事について、原発事故により中断を余儀なくされ、最終的に中止せざるを得なくなったとして、工事費用、商品等の廃棄費用、営業資産の管理費用（平成２３年３月から平成２４年１２月まで）が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７２８※２】 繁殖用の家畜を飼育するための直営農場や繁殖した家畜を肥育するための複数の施設や農場等を有し、家畜を肥育して出荷する畜産業を営んでいた申立会社について、原発事故により繁殖用の直営農場の所在地が避難指示区域となったため、再開できるまでの間、直営農場を閉鎖せざるを得なくなり、他の施設を改造して繁殖用の農場としての機能を移転しなければならなかったとして、上記繁殖用の農場としての機能の移転に係る費用（原発事故の影響割合は８割。）、直営農場内にある施設の屋根材等が放射能汚染されたことにより生じた指定廃棄物の廃棄に係る費用（平成２７年４月分から平成２９年１０月分まで、原発事故の影響割合を廃棄物の内容等に応じ３割５分から１０割。）、直営農場の再開に伴い原発事

故前は肥育農場であった移転先農場を繁殖農場から肥育農場へ再整備したために生じた工事費用（原発事故の影響割合は３割。）が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８５６※１】　帰還困難区域（浪江町）において薪製造販売業を営んでいた申立会社の所有する事業用資産（薪、木材、什器備品）について、令和３年５月までに実施した撤去費用の全額が賠償された事例

(ｳ)　除染費用等

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１７４※１、※２】　原発事故当時、避難指示区域所在の事業所において精密機械等の製造業を営んでいた申立人について、原発事故による放射性物質の放出により、各工場の除染費用、出入口エアーシャワー室の設置、改修及び屋根修理に係る費用の負担を余儀なくされたとして、いずれの費用についても追加的費用の賠償が認められた事例

【公表番号７９８※１】 避難指示区域の宗教法人について、本殿の壁を高圧洗浄機で洗浄するなどした除染費用が賠償された事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１３１※３】　居住制限区域（飯舘村）で林業を営む申立会社について、除染費用（追加的費用）の賠償として、除染に使用するために購入した重機（ブルドーザー）購入費用のうち、実使用可能性年数を見積り、そのうち除染に使用した年数分の賠償が認められた事例

(ｴ)　事業拠点の移転費用

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１７４※３、※５】　避難指示区域内に複数の工場を有し、精密機械等の製造業を営んでいた申立人が、原発事故による放射性物質の放出を懸念した取引先の要請により二本松市に新たな工場を設置せざるを得なかったとして、工場の一部の移設に要した人件費、工場の賃借に係る敷金相当額の運用益としてその５分に相当する額、役員の転居に係る賃料（ただし、賃料については直接請求手続において支払うこととされたために和解対象外となった。）が追加的費用の賠償として認められた事例

【公表番号４４１※２】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）で土木建築請負業を営む会社について、原発事故後に避難指示区域外に設置した仮設事務所の備品代金等（追加的費用。平成２３年３月から同年１１月まで）が賠償された事例

【公表番号４７５※１】 薬品の製造販売業を営む申立会社について、原発事故により避難指示区域内の工場の設備が使用できなくなったため、他の工場に事業継続に必要な代替設備（建物・建物付属設備を含む。）を設置した代替設備取得費用の相当額が賠償された事例

【公表番号４７９※１】 避難指示区域（葛尾村）で個人で建設工事下請業を営んでいたが、原発事故により休業を余儀なくされ、平成２３年９月に避難先で事業を再開した申立人について、事業再開のために新たに購入した営業用車両及び工具類の購入費用が賠償された事例

【公表番号４８４※２】 避難指示区域内で接骨院を営んでいたが、原発事故により休業を余儀なくされ、平成２３年１２月に避難先で事業を再開した申立人について、事業再開等に伴う追加的費用等が賠償された事例

【公表番号５６８※１】 大工である申立人について、避難指示区域（飯舘村）の作業場が原発事故により使用不能となったため、新たに川俣町の自宅の敷地に仮設の作業場を設置したが、当該作業場設置費用の一部が賠償された事例

【公表番号５７３※２】 避難指示区域内に農場を設けて園芸用植物を生産していた申立会社について、移転先で営業を再開するための追加的費用（ビニールハウスの代金や作業場建築代金を含む。）が賠償されたほか、資産の取得に支出した費用は賠償の対象にならないという東京電力の主張を排斥して、移転先の土地取得により生じた損害として土地購入代金の一部が賠償された事例

【公表番号５９３※２】 避難指示区域で建設業を営んでいた申立人について、原発事故後同区域からいわき市に営業拠点を移動して建設業の営業を再開するための追加的費用（平成２３年３月分から同年８月分まで）の賠償が認められた事例

【公表番号６１１※２、※３】避難指示解除準備区域（南相馬市）の工場の操業停止に伴う外注費、工場移転費用、設備廃却費用が追加的費用として賠償された事例

【公表番号６５６※２】 避難指示区域及び居住制限区域（双葉郡）でスナックを営んでいた申立人が、移転先の新店舗のために新規で取得した設備費用について、取得価格の４割の賠償が認められた事例

【公表番号６８８※２】 避難指示区域及び居住制限区域（富岡町）で歯科医院を営んでいた申立人について、歯科医院内の営業用動産について、取得価格に実質耐用年数（３０年） を基礎とする減価をして損害額を算定し、また、新医院における診療機器リース代金の３割、医院移転のための新装工事費用（追加的費用）の５割が賠償された事例

【公表番号７００※３】 避難指示区域（双葉郡）で非破壊検査業を営んでいたが、原発事故により事業拠点の移転を余儀なくされた申立会社について、事業拠点移転費用や従業員移動費用等の追加的費用が賠償された事例

【公表番号７２５※３、※４】 避難指示区域で建設業及び不動産業を営んでいたが、原発事故後、両事業の営業休止を余儀なくされ、建設業は平成２３年６月から事業再開して復興需要により増収増益となったものの、不動産業は営業損害が継続していた申立会社について、同年３月から平成２４年２月までの、本社の移転費用、支店の開設費用等の追加的費用が賠償された事例

【公表番号７３７※１】 避難指示区域で左官業を営んでいた申立会社について、避難先で営業を継続するために建築した仮設事務所兼倉庫及び付属設備の設置費用（追加的費用）等が賠償された事例

【公表番号７４３※５】 大手完成品メーカーの要求に応じられる我が国で数少ない技術を有し、唯一の工場を緊急時避難準備区域内に有して産業用機械部品の製造を営んでいた申立会社について、原発事故後、従業員確保の観点から平成２３年４月に隣県に新工場を設置したが、生産ラインの一部の移転に過大な費用がかかり、福島県内との２工場体制による非効率な経営を余儀なくされていたところ、当該生産ラインの新工場への移設費用（新規取得にかかる金額の５割）が、費用を現実に支出する前に賠償された事例

【公表番号７５０※１】 緊急時避難準備区域内の涼しい山間部（エアコン不要）で機械部品の製造業を営んでいた申立会社について、避難先（区域外）の工場が市街地にあり、高温で窓を開放すると土埃が室内に入るなどの事情のために新たに導入したエアコンの購入代金・設置費用が賠償された事例

【公表番号７６４※２】 避難指示区域（南相馬市小高区）において自動車・電機部品の工場を営んでいた申立人が、原発事故により避難を余儀なくされ、同工場を閉鎖したことに伴い、他県に移設した同工場が再開するまでの平成２３年３月から平成２４年２月までの逸失利益、事業拠点の移転費用等が賠償され、また、小高区内の工場についての不動産損害、動産損害については帳簿価格ではなく時価を基に賠償額を算定し、東京電力の認容額を大きく超える賠償が認められた事例

【公表番号８０６※２】 原発事故当時、帰還困難区域に事務所があった申立会社について、事務所を移転したために新たに生じることとなった事務所の賃料の賠償が認められた事例

【公表番号９５４※１】 避難指示区域（浪江町）で飲食店（居酒屋）を営んでいた申立人が、原発事故により避難を余儀なくされ、避難先で新たに焼肉店を始めた際に支出した備品・機器リース料の一部が賠償された事例

【公表番号９９５※１】緊急時避難準備区域（南相馬市）で美容用品の販売等を営み、原発事故後、平成２５年３月に福島県内に営業所を増設した申立会社について、営業所の増設は、避難による従業員の退職、避難先からの遠距離通勤による従業員の負担の増大等といった状況の中で事業を維持していくために必要な措置であったとして、増設した営業所の開設費用等の一部が賠償された事例

【公表番号１０３０※１】 緊急時避難準備区域（田村市）の工場で製造業を営んでいたが、原発事故により同区域外に工場を移転させた申立会社について、工場の賃借料増加分（対象期間平成２３年９月から平成２６年５月まで）及び移転先の敷地の舗装工事費用（対象期間平成２４年５月）について、原発事故の影響割合を７割とする和解が成立した事例

【公表番号１０７４※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）の自宅兼店舗において美容室を経営していたが、原発事故により避難を余儀なくされた申立人について、平成２７年１月に首都圏において美容室の営業を再開するために要した、自宅兼店舗の賃借のための初期費用及び店舗部分の新装工事費用等が賠償された事例

【公表番号１４３５※３】 居住制限区域（飯舘村）に工場を有していた申立人が、原発事故により同じ飯舘村内に仮工場を新設して移転した後、平成２９年３月の避難指示解除に伴い仮工場を同年２月に閉鎖して原発事故前の工場に戻る際、工場設備の移転及び設置作業費用の支出を余儀なくされたとして、同年１月から同年３月までの移転費用について賠償が認められた事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６０３※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所在する自宅兼作業所が特定避難勧奨地点に指定されたため、事業拠点の移転を余儀なくされた申立人らについて、特定避難勧奨地点の指定解除後相当期間を経過した平成２７年４月以降の期間を含む、平成２６年１月から平成２９年２月までの新たな事業拠点の賃料が、事業拠点移転費用の追加的費用として賠償された事例

【公表番号１６５３※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所在し、主に福島県内及び宮城県内において電気工事等を行うことを業としていた申立会社について、本店所在地が屋内退避区域に指定されるなどしたことから、福島県内の避難指示等が出されていない地域に平成２３年３月に取り急ぎ設置した仮の宿舎と、同宿舎からは工事現場への職員の移動に大きく迂回を要するために交通費が大きく増加することから、福島県内の別の場所に同年４月以降に設置した新たな宿舎について、これらの設置や維持に要した工事費用や賃料等の追加的費用が賠償された事例（当初の仮の宿舎については原発事故の影響割合を６割（和解期間は平成２３年４月から同年７月まで）、新たな宿舎については同割合を４割（和解期間は平成２３年４月から平成２７年３月まで）とする。）

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７２８※２】　繁殖用の家畜を飼育するための直営農場や繁殖した家畜を肥育するための複数の施設や農場等を有し、家畜を肥育して出荷する畜産業を営んでいた申立会社について、原発事故により繁殖用の直営農場の所在地が避難指示区域となったため、再開できるまでの間、直営農場を閉鎖せざるを得なくなり、他の施設を改造して繁殖用の農場としての機能を移転しなければならなかったとして、上記繁殖用の農場としての機能の移転に係る費用（原発事故の影響割合は８割。）、直営農場内にある施設の屋根材等が放射能汚染されたことにより生じた指定廃棄物の廃棄に係る費用（平成２７年４月分から平成２９年１０月分まで、原発事故の影響割合を廃棄物の内容等に応じ３割５分から１０割。）、直営農場の再開に伴い原発事

故前は肥育農場であった移転先農場を繁殖農場から肥育農場へ再整備したために生じた工事費用（原発事故の影響割合は３割。）が賠償された事例

(ｵ) 営業資産の移動・保管費用

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号５０５※２】 食品添加物等の製造販売業を営む申立会社について、原発事故により避難指示解除準備区域内の工場の操業停止を余儀なくされたことに伴う追加的費用（商品の保管費用。平成２３年３月から同年８月まで）等の賠償が認められた事例

【公表番号６０３※３】 緊急時避難準備区域で小売店舗を経営する申立会社が、原発事故により一時同店舗の休業を余儀なくされたことに伴い同店舗の在庫商品を搬出して他の店舗に移転した際に要した費用について賠償された事例

【公表番号６１１※２、※３】避難指示解除準備区域（南相馬市）の工場の操業停止に伴う外注費、工場移転費用、設備廃却費用が追加的費用として賠償された事例

【公表番号６１４※１】 相双地域内の避難指示区域で獣医師業を営んでいた申立人について、原発事故後に営業資産を保管し、事業を維持するために購入した医療用動産の購入費用等が賠償された事例

【公表番号６４１※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）で建築業を営む申立会社が、緊急時避難準備区域を建築場所として請け負っていた建築工事について、原発事故により中断を余儀なくされ、最終的に中止せざるを得なくなったとして、工事費用、商品等の廃棄費用、営業資産の管理費用（平成２３年３月から平成２４年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号７４４※３】 避難指示区域内の養蜂場で養蜂業を営んでいた申立人について、新しくミツバチの越冬場所を確保するために要した平成２４年中の交通費等の追加的費用が賠償された事例

【公表番号９５２※２】 帰還困難区域（大熊町）で不動産販売業等を営んでいたが、原発事故後に営業停止となった申立会社について、事業所から必要書類を持ち出す際に必要な防護服等の購入費用４４４９円が賠償された事例

【公表番号１４３５※２】 居住制限区域（飯舘村）に工場を有していた申立人が、原発事故により同じ飯舘村内に仮工場を新設して移転し、平成２９年３月の避難指示解除に伴い仮工場を閉鎖して原発事故前の工場に戻る経緯の中で、工場間の人員・生産品・製造品の移動のため営業車のリースを余儀なくされたとして、平成２５年１１月から平成２９年４月までのリース費用について賠償が認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９２８※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、内装業を営んでいた申立人について、避難指示区域内の事務所及び倉庫に保管していた業務用工具等を保管するため原発事故後新たに賃借した倉庫の賃料（平成２７年７月から平成３０年３月まで）が賠償された事例

(ｶ) その他追加的費用

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２１１※３】 原発事故当時、避難指示区域内において食品の製造・販売業を営んでいた申立人について、避難指示により事業に支障が生じたために負担した一時立入費用及びリース解約金の賠償が認められた事例

【公表番号３０２※１】 リース会社からコイン精米機を借り受けてショッピングセンター等に設置していた申立人について、設置場所が避難指示区域に指定されたコイン精米機のリース契約

の解約に伴い支払わざるを得なかった規定損害金相当額が、営業損害（追加的費用）として賠償された事例

【公表番号３３６※３】 避難指示区域内で飲食店等を営んでいた申立人について、原発事故により店の休業を余儀なくされ収入が途絶えたため、店の経営に関する金融機関からの借入金の遅延約定利息金及び遅延損害金が発生したとして、営業損害の追加的費用の賠償が認められた事例

【公表番号３４２※１】 関東地方で車両輸送業を営んでいる申立人について、原発事故によりトレーラーの荷台部分を避難指示区域内に残して避難したため、同トレーラーを休車とせざるを得なかったことに伴う、同乗務員の休業期間中の支払給与相当額の損害及びトレーラー引取費用等の賠償が認められた事例

【公表番号３４３※１】 茨城県で運送業を営む申立人について、原発事故により国道６号線の避難指示区域内の区間が利用できず迂回路を利用せざるを得なくなり走行距離が増加したことに伴ってタイヤの摩耗が早まったことに関し、東京電力に対する直接請求では拒否された、タイヤ購入費用相当額及びタイヤ交換工賃の賠償が認められた事例

【公表番号３６９※１】 緊急時避難準備区域（広野町）を工事場所とする住宅新築請負契約が原発事故により解除されたことに伴い、請負人である申立人（いわき市所在）に生じた部材の購入・製作費用、撤去費用等の相当額（平成２３年３月から平成２４年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号４０４※２】 避難指示区域内で道路舗装工事等を営む建設会社について、原発事故により受注中の工事の工期が遅れたために平成２３年３月から同年１２月までの間に発生した、バリケードや工事機材等の追加のレンタル料及びレンタル用品の買取費用等の追加的費用が賠償された事例

【公表番号５０５※２】 食品添加物等の製造販売業を営む申立会社について、原発事故により避難指示解除準備区域内の工場の操業停止を余儀なくされたことに伴う追加的費用（代替品の調達に要した経費、線量計購入費用、他の事業所の設備拡充費用、新規運転資金の借入利息、火災保険料、工場への一時立入費用。平成２３年３月から平成３０年５月まで）等の賠償が認められた事例

【公表番号５２７※１】 緊急時避難準備区域内の現場で土木工事を請け負っていた申立会社について、区域指定により工事現場への立入りが制限され、２か月間工事現場から搬出できなかったために使用不能となったリースの掘削機についてリース会社に支払ったリース料相当額及び同じく自社所有のクレーンを搬出・使用できなかったために新たに借りたクレーンの賃借料相当額が賠償された事例

【公表番号５３９※２】 フランチャイジーとしてコンビニエンスストアを経営し、原発事故により避難指示区域内及び緊急時避難準備区域内の店舗の営業休止を余儀なくされた申立会社について、店舗の営業再開のために生じた平成２３年３月分から同年８月分までの追加的費用（店舗内の洗浄消毒費用、設備の除染費用）が賠償された事例

【公表番号５５６※２】 原発事故当時、避難指示区域で新規事業の開業準備中であった申立人について、開業の見込みが立たなくなったことを理由に、開業のために負担していた準備費用の賠償が認められた事例

【公表番号６１０※４】 避難指示区域である富岡町においてホテルを開業した直後に原発事故により廃業を余儀なくされた申立会社について、営業損害の追加的費用として、開業から廃業までに支出した経費分（リース料、支払利息、人件費、その他の経費等）が賠償された事例

【公表番号６１１※２、※３】避難指示解除準備区域（南相馬市）の工場の操業停止に伴う外注費、工場移転費用、設備廃却費用が追加的費用として賠償された事例

【公表番号６１２※４、※５】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で農業を営んでいた申立人について、平成２３年３月から同年８月までにかけて避難先から農地の管理に赴いた費用のほ

か、原発事故による減収のため、農機具の購入費用を割賦払いとしたことによって発生した平成２４年３月から平成２６年３月までの分割手数料が賠償された事例

【公表番号６１３※１】 避難指示区域に居住し、新聞販売店を営む申立人について、平成２３年９月から平成２４年８月までの避難費用、避難慰謝料、営業損害及び営業再開に向けて支出された販管費等が賠償された事例

【公表番号６２３※１】 避難指示区域で畜産サービス業を営んでいたが、原発事故により千葉県内への事業移転を余儀なくされた申立人について、事故後に購入した輸送用中古トラック（ディーゼル車）の購入費用の一部が賠償されたほか、条例により車への設置を義務付けられたフィルターの購入・装着費用の一部が賠償された事例

【公表番号６２４※１】 緊急時避難準備区域で総菜や弁当を製造販売しており、原発事故により長期休業を余儀なくされたが、平成２４年１２月に元の店舗で事業を再開した申立人について、事業再開のための店舗の修繕工事費用のほか、長期休業後に再開のために購入した備品類の購入費用について、追加的費用として賠償が認められた事例

【公表番号６３３※１】 避難指示区域（双葉郡）で化粧品の販売代理店を営んでいた申立人について、原発事故後、営業拠点を避難先の関東地方に移転したことにより生じた交通費（配達費）、商品発送費用及び電話代の増加分について、直接請求において拒否された平成２４年８月から平成２５年１月までの期間についても賠償が認められた事例

【公表番号６４１※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）で建築業を営む申立会社が、緊急時避難準備区域を建築場所として請け負っていた建築工事について、原発事故により中断を余儀なくされ、最終的に中止せざるを得なくなったとして、工事費用、商品等の廃棄費用、営業資産の管理費用（平成２３年３月から平成２４年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号６５０※１】 避難指示解除準備区域（富岡町）でクリーニング店を営んでいた申立人について、原発事故後、配送等のために避難先の埼玉県から福島県内への車での行き来を余儀なくされたことによりタイヤが損耗したためタイヤを購入したとして、平成２３年３月から平成２５年４月までの購入価格の９割が賠償された事例

【公表番号６６７※２】 避難指示区域でピアノ教室を営んでいた申立人について、原発事故により避難を余儀なくされ、避難の際にピアノを持ち出せず、避難先でピアノ講師としてのスキルを保つために購入した電子ピアノ及び電子ピアノ用椅子の購入費用が追加的費用として賠償された事例

【公表番号６６８※１】 避難指示区域（南相馬市小高区）の所有地上に建築予定の集合住宅を建設会社に一括借上げしてもらう計画を有していたが、原発事故により建設中止となった申立人について、建設会社に支払った請負代金のうち原発事故前に生じた工事費用として返還されなかった金額、借入金利息等が賠償された事例

【公表番号７００※３】避難指示区域内で非破壊検査業を営んでいたが、原発事故により事業拠点の移転を余儀なくされた申立会社について、事業拠点移転費用や従業員移動費用等の追加的費用が賠償された事例

【公表番号７４６※１】 避難指示区域（帰還困難区域）に工場Ａがあった各種機械・金属製品の製造業者について、原発事故直後より別の工場Ｂでの製造活動再開の必要に迫られたが、原発事故による工場Ａへの立入困難により取引先から貸与を受けていた金型が使用できなくなり、その代替品を製造せざるを得なかったことによる製造費用等が賠償された事例

【公表番号７８０※１】 会津地域で土木建設業を営む申立会社について、対象区域外であるものの、中間指針第３の７Ⅱの趣旨を踏まえて、原発事故に起因する公共工事の工事期間延長のために負担した平成２３年３月から同年８月までの追加的費用（人件費及びリース費用）が賠償された事例

【公表番号７９８※１】 避難指示区域の宗教法人について、石灯籠が台座から落下したまま１年３か月近く修繕できなかったために、接着面が劣化するなどしたために生じた修理増加費用が賠償された事例

【公表番号８０８※１】 避難指示区域（広野町）において、津波で被災した大型重機の引き上げ・修理を行おうとしていた申立人について、原発事故により重機の搬出が遅滞したことで発生した追加の修理費用等の賠償が認められた事例

【公表番号８６５※２】 避難指示区域（帰還困難区域）の行政区について、平成２４年度及び平成２５年度（同年３月まで）の間、総会や役員会等を区外で開催することを余儀なくされたために生じた交通費等の増加費用として約１０１万円が賠償された事例

【公表番号８９１※１】 避難指示区域にて美容院を営んでいた申立人について、事業再開に向けて平成２５年５月に行った店舗清掃費用等が賠償された事例

【公表番号９３４※１】 屋内退避区域（いわき市）で自然環境を重視する生活等についての研修等の事業を営み、事業地に居住していた申立人らについて、原発事故により同地において事業を継続することができなくなったとして、同地での事業断念に伴う逸失利益や事業用償却資産の財物損害等が賠償された事例

【公表番号９５４※１】 避難指示区域（浪江町）で飲食店（居酒屋）を営んでいた申立人が、原発事故により避難を余儀なくされ、避難先で新たに焼肉店を始めた際に支出した備品・機器リース料の一部が賠償された事例

【公表番号１０６２※２】 南相馬市鹿島区に居住し、会社勤務をしつつ兼業農家を営んでいた申立人について、原発事故後、勤務先営業所の移転により単身赴任を余儀なくされたこと等により田の管理が困難になったとして、原発事故後に購入した除草の為の機械について、その代金の一部が賠償された事例

【公表番号１４３５※１】 居住制限区域（飯舘村）に工場を有していた申立人が、同工場において来客用及び従業員用の飲料水購入を余儀なくされたとして、避難指示が解除された平成２９年３月分までの飲料水購入費用について賠償が認められた事例

【公表番号１５１２※２】 帰還困難区域（浪江町）で個人事業を営んでいた申立人について、避難先から顧客の法事に参加するための交通費（平成２６年４月から平成２９年１１月までについて５万７２４８円）が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６５３※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所在し、主に福島県内及び宮城県内において電気工事等を行うことを業としていた申立会社について、本店所在地が屋内退避区域に指定されるなどしたことから、平成２３年４月から同年８月までの間に工事現場で使用する放射線測定器を購入したとして、その追加的費用が賠償された事例

【公表番号１６６０※２】　緊急時避難準備区域（田村市）において造園や緑化木の育成販売等を業とする申立会社の営業損害（追加的費用）について、販売用に育成していた緑化木を原発事故のために管理することができなくなって伐採したが、再度、伐採した緑化木の根を管理育成すれば８割程度は再生可能であること等を考慮し、伐採時である平成２７年５月から令和元年５月までに再生のための管理育成等に要した追加的費用の８割に当たる額に原発事故の影響割合（７割）を乗じた額が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９６※７】　自主的避難等対象区域（いわき市）において海外の高級ブランド用品等の販売事業を営んでいた申立人につき、原発事故後必要となった運転資金の借入れに伴う利息分（平成２３年５月から平成２７年８月まで）が営業損害における追加的費用として賠償された事例

【公表番号１９２８※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、内装業を営んでいた申立人について、原発事故による避難に伴い仕事現場までの移動距離が増加したことによる交通費増加費用（直接請求既払分後の平成２５年４月から平成３０年３月まで）が賠償された事例

ウ　避難指示等解除後の逸失利益及び追加的費用

（補足説明）

中間指針第３の７指針Ⅲに係る事例について、区域別に挙げた。

(ｱ)　避難指示区域（警戒区域及計画的避難区域）

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１２６３※１】　南相馬市小高区の学習塾に係る平成２７年３月以降の営業損害について、当事者双方が、同年６月１７日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例

【公表番号１３３３※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）において祭祀行為等を行う申立人（神社）の逸失利益について、同市の居住制限区域及び避難指示解除準備区域について避難指示が解除され、避難した住民が戻りつつあること等も踏まえて、平成２７年４月分から平成２９年３月分まで、原発事故の影響割合を８割として賠償された事例

【公表番号１３３９※２、※３】 浪江町で陶芸を営んでいた申立人に係る平成２６年９月以降の営業損害について、同月から平成２７年２月までは経過分の営業損害を、それ以降は、当事者双方が、同年６月１７日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例

【公表番号１３７９※１】 群馬県内で魚の釣り堀営業を営む申立会社について、原発事故の影響により、釣り堀用の魚を養殖していた南相馬市内の複数のため池の利用が困難となったこと等の事情を考慮し、平成２８年４月分から平成２９年３月分まで、原発事故の影響割合を１割として営業損害（逸失利益）の賠償が認められた事例

【公表番号１４３５※４】 居住制限区域（飯舘村）に工場を有していた申立人が、近隣に居住する従業員が避難を余儀なくされたことにより申立人が負担する通勤交通費が増加したとして、平成２９年３月の避難指示解除後の同年５月から同年１０月までの増額分について賠償が認められた事例

【公表番号１４７９※２】 帰還困難区域（浪江町）において農林業の開業準備中であった申立人について、事業開始前に原発事故が発生したため、申立人に基準年における実際の売上げが存在しないものの、平成２９年１月分以降の逸失利益について、当事者双方が、平成２８年１２月２６日付け東京電力プレスリリース「農林業者さまに対する２０１７年１月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」の枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償等がされた事例

【公表番号１５２２※１】 自主的避難等対象区域（川俣町）において、米の集荷、検査及び販売事業等を行う申立会社が、これらの事業以外の事業を合わせた申立会社全体の売上高及び売上総利益は原発事故前よりも増収増益となっているものの、原発事故の影響によって原発事故前よりも申立会社が米を集荷する地域（川俣町、飯舘村、浪江町等）の水稲の作付面積及び収穫量が減少し、これによって、申立会社の上記の米に係る事業については減収が継続しているとして、上記米に係る事業の平成２９年３月分から平成３０年２月分までの営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響割合を３割として算定された金額の賠償が認められた事例

【公表番号１５３７※１】 避難指示解除準備区域（富岡町）において木材の加工販売等を営んでいた申立人が、避難を余儀なくされたこと等から売上げが減少し、避難指示解除後も売上げが戻らないとして請求していた平成２３年３月以降の逸失利益について、申立人の事務所等の所在地が土地区画整理事業の対象となったことにより休業を余儀なくされたなどの事情がある期

間を除いた平成１７年度から平成１９年度まで及び平成２２年度（年度は当年４月から翌年３月まで）の平均値を基準期間の売上げとして、平成２３年４月から平成２４年３月まで原発事故による影響割合を５割５分、同年４月から平成２７年２月まで同割合を９割５分として算定した経過分の逸失利益及び同年６月１７日付け東京電力プレスリリースの枠組みに基づき同年３月以降の将来分について直近の年間逸失利益の２倍相当額の賠償が認められた事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６１６※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）において飲食店を営んでいたが、原発事故により他県に店舗を移転し、避難指示解除に伴い、帰還して原発事故前の店舗で営業を再開するに至った申立人の営業損害（追加的費用）について、避難の際に持ち出し、移転先において加工して用いていた一部設備を平成２９年８月及び９月に撤去するのに要した費用、当該設備の再加工に要した費用及び帰還後の店舗に設置するために要した費用等が賠償された事例

【公表番号１６２５※１、※２】　避難指示解除準備区域（南相馬市）において病院等を経営する申立人について、平成２７年３月以降の営業損害（逸失利益）について費用の固定費及び変動費への振り分け方法を見直すことで増額賠償されたほか、平成２９年２月までの営業損害（追加的費用）について人件費相当額が賠償された事例

【公表番号１７０３※１】　居住制限区域（富岡町）において建築資材、金物等の販売業を営む申立会社の追加的費用（商品調達等費用増加分）について、原発事故前に仕入れの際に利用していた運送会社の運送範囲が縮小したこと等を考慮し、平成３０年４月から平成３１年３月までの申立会社の車両による商品仕入れのための燃料費相当額が、５割の限度で賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８１２※３】　居住制限区域（浪江町）で農業を営んでいた申立人らについて、令和元年５月から令和２年７月までの間に動物被害対策としてビニールハウスに網を張った際の費用（２回分）の５割相当額が賠償された事例

(ｲ)　緊急時避難準備区域

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号６０３※２】　緊急時避難準備区域で小売店舗を経営する申立会社が、原発事故により同店舗の休業を余儀なくされ、平成２４年３月半ばに営業を再開したものの、申立外電力会社との間において原発事故当時に電力供給契約上適用されていた割引料金が、休業に伴う同契約の解約後、再開時に改めて締結した電力供給契約には適用されなくなったことによって生じた差額電力代金分について賠償された事例

【公表番号８７３※４】緊急時避難準備区域（広野町）で美容院を営むなどしていた申立人らについて、平成２３年３月から平成２４年１２月までの逸失利益が損害された事例

【公表番号１０２７※１】緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で近隣の農家等から仕入れた食材を使って弁当店を営んでいたが、原発事故後に休業している申立人について、避難指示等解除後においても購入客の多くがいまだ帰還しておらず、食材の仕入も 困難な状況にあること等から従前の店舗で営業を再開することは困難であり、また、申立人の年齢や経済的状況等から、他の地域で新たに営業を開始することも困難であることから、平成２６年１月から同年６月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号１０７８※１】緊急時避難準備区域（川内村）に居住し、双葉郡の工務店を取引先とする仕事を中心に大工業を営んでいた申立人について、平成２６年１月から同年１２月までの逸失利益について、原発事故の影響割合を同年１月から同年６月までは６割、同年７月から同年

１２月までは４割として賠償された事例（平成２５年１２月まで の営業損害は本和解外で東京電力により支払済みである。）

【公表番号１１３９※１】 緊急時避難準備区域（川内村）でコンビニエンスストアを経営していたものの、原発事故後、コンビニエンスストアを閉鎖し、別の事業を開始していた申立会社について、原発事故に伴いコンビニエンスストアの店舗所在地が緊急時避難準備区域に指定されたことにより、売上げが減少し休業を余儀なくされたとして、平成２６年１月から平成２７年８月までの営業損害として、原発事故の影響割合を９割として算定した逸失利益が賠償された事例

【公表番号１５４０※１】 福島県内を中心に贈答品の小売店を運営する申立会社が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内において運営する店舗の営業損害（逸失利益）について、原発事故後の商圏内の住民の避難による人口減少の状況等の事情を考慮し、平成２８年９月分から平成２９年８月分まで賠償された事例（原発事故の影響割合を当初は ６割、後には５割とする。）

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６０３※１、※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所有する自宅兼作業所が特定避難勧奨地点に指定され、避難先での事業を余儀なくされた陶芸家である申立人らについて特定避難勧奨地点の指定解除後相当期間を経過した平成２７年４月以降の期間を含む、平成２６年１月から平成２９年２月までの営業損害（減収分に係る逸失利益及び新たな事業拠点の賃料に係る追加的費用）の賠償が認められた事例

【公表番号１６８５※１】 緊急時避難準備区域（川内村）において建築業を営む申立人らが同区域内にある作業場に保管していた建築用木材について、原発事故により申立人らが避難し、原発事故後しばらくの間は作業場付近へ事実上立ち入ることもできなかったため、管理できず使用不能になり、廃棄することを余儀なくされたとして、建築用木材の財物損害（見積相当額）及び平成２７年３月に支出した建築用木材の廃棄処分費用全額の賠償が認められた事例

【公表番号１６９２※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において機械部品の加工等を業とする申立人の平成２７年８月以降の将来分の営業損害（逸失利益）について、直接請求手続においては原発事故と相当因果関係が認められない売上げの減少が含まれているとして、基準年度の売上額を定めるに当たり、取引先１社に係る売上額を差し引いた上で、東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく賠償金額が算定されたが、上記差引分を控除せず、また、原発事故の影響割合を６割として算定し直したことにより、追加賠償がされた事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８５５※１】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点が設定された地区で旅館業を営んでいた申立会社の、事業再開に要した平成２３年３月から平成３０年８月までの営業損害の追加的費用等について、原発事故時の事業用動産の状況や原発事故後の修繕・新規購入の状況等に応じて事業用動産ごとに原発事故の影響割合（３割から９割）を定めて算定された額の賠償が認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９３７※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）において梨の栽培業を営んでいたところ、原発事故によって避難し、梨の栽培に必要不可欠な梨の木の消毒ができなかったために梨の木に病原菌が発生し、梨の木を伐採せざるを得なくなった申立人につき、平成２３年３月から梨の木の伐採時期である平成２４年８月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号１９３８※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において子供を対象とする塾を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）につき、直接請求手続において前提とされた基準

年度の売上金額に一部計算の誤りがあり基準とすべき売上額はより高かったとの申立人主張及び資料を踏まえ、立証の程度も考慮して、申立人主張の差額の２割強の金額を用いて算定し直した結果、平成２３年３月から平成２７年７月までの逸失利益及び東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく平成２７年８月分以降の損害（年間逸失利益の２倍分）として、直接請求手続における既払金とは別に、追加賠償がされた事例

(ｳ) その他避難区域

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１３７９※１】 群馬県内で魚の釣り堀営業を営む申立会社について、原発事故の影響により、釣り堀用の魚を養殖していた南相馬市内の複数のため池の利用が困難となったこと等の事情を考慮し、平成２８年４月分から平成２９年３月分まで、原発事故の影響割合を１割として営業損害（逸失利益）の賠償が認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９７８※１】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人ら（夫婦、夫の母）のうち、同区で旅館業を営んでいた夫の母について、顧客の避難状況及び帰還状況を踏まえ、立証の程度等も考慮し、平成２５年６月から平成３０年５月までの営業損害（逸失利益）として、原発事故の影響割合を５割から１割に漸減させて算定した金額の賠償を認められた事例

エ 廃業損害

（補足説明）

中間指針第３の７備考８は、「倒産・廃業した場合は、営業資産の価値が喪失又は減少した部分（減価分）、一定期間の逸失利益及び倒産・廃業に伴う追加的費用等を賠償すべき損害とすることが考えられる」としており、同備考１０は、逸失利益等が賠償されるべき「一定期間」の検討に当たっては、高齢者、農林漁業者等の転職が特に困難な場合や特別な努力を講じた場合等には、特別の考慮をすることとするとしている。

以下は、同指針に基づく廃業損害に関する事例を中心に、風評被害による営業損害その他のものについても、便宜上廃業損害に係る事例については併せて挙げた。なお、避難等対象区域内に係る事案とそれ以外の区域に係る事案を分けて紹介した。

【避難等対象区域内に係る事案】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号５１３※１】 自主的避難等対象区域に本店を置き、避難指示区域を含む福島県浜通り全域の美容院を主要な取引先としてヘアケア用品の販売等を行っていたが、原発事故による受注減少により事業継続を断念した申立会社について、平成２３年３月から平成２８年３月までの５年分の営業損害（廃業損害）が賠償された事例

【公表番号６１０※１】 避難指示区域（富岡町）においてホテルを開業した直後に原発事故により廃業を余儀なくされた申立会社の廃業損害について、過去の売上実績がなかったことから、申立会社作成に係る収支予測試算に基づく算定により廃業損害（事故から４年間分の逸失利益相当額）が賠償された事例

【公表番号８４５※２】 緊急時避難準備区域で教育施設を運営していた申立人について、原発事故により廃止を余儀なくされたとして、廃止に伴う施設や借地権等の財物損害、職員の解雇に伴う人件費（退職金を含む。）等が賠償された事例

【公表番号９３４※１】 屋内退避区域（いわき市）で自然環境を重視する生活等についての研修等の事業を営み、事業地に居住していた申立人らについて、原発事故により同地において事業を継続することができなくなったとして、同地での事業断念に伴う逸失利益や事業用償却資産の財物損害等が賠償された事例

【公表番号１０６９※１】 緊急時避難準備区域（川内村）で造園業を営み、緑化木を育成・販売していた申立人について、廃業に伴う棚卸資産として緑化木の損害が賠償された事例

【公表番号１１４１※１】 緊急時避難準備区域で菓子を製造販売していた申立人が、原発事故前は原材料を自ら栽培し又は避難指示区域内から入手していたところ、これが不可能となり、事故前と同等の品質及び数量の原材料を仕入れることも困難であったため、営業の継続を断念し平成２７年４月に廃業したとして、原発事故の影響割合を８割として廃業損害の賠償が認められた事例

【公表番号１１５０※２、※３】緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で縫製業を営んでいたが、原発事故後の避難指示により操業停止となり、避難指示解除後平成２３年１０月から規模を縮小して事業を再開したものの、平成２７年３月に廃業するに至った申立会社について、主要取引先も事故後の避難指示により廃業し新たな固定の取引先が見 つからなかったこと等の事情から、原発事故と廃業との間に相当因果関係を認め、廃業後３年分の廃業損害の賠償がされ（原発事故の影響割合５割）、申立会社の代表者である申立人について、借地上に建てていた申立会社の本社兼工場の解体費用等の追加的費用の一部（同割合５割）が賠償された事例

【公表番号１２３９※２】 自主的避難等対象区域（いわき市）で牛乳・乳製品を中心とする飲食料品の配達販売業を営んでいたが平成２８年２月に廃業した会社について、逸失利益の賠償が認められたほか、原発事故前から債務超過であったものの、取引先の多くが避難指示区域内にあったことから原発事故後に大幅な売上減少が継続したことを考慮すると、原発事故と廃業との相当因果関係は否定できないとして、廃業損害（営業利益の約１年半分）が賠償された事例

【公表番号１３６８※１、※２】緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で飲食店を営んでいたが、原発事故に伴う売上げの減少等により、平成２７年３月に廃業した申立人の廃業損害について、逸失利益として、約２年分の逸失利益相当額（５９７万５３９３円）が、追加的費用として、解体工事の必要性等を考慮して廃業に伴う建物設備の解体費用の約８割相当額（３４０万円）が賠償された事例

【公表番号１４４０※１】 福島県内等で複数の飲食店の運営等の業務を行う申立会社について、避難指示解除準備区域（浪江町）の店舗に関しては平成２７年１０月まで、居住制限区域（富岡町）の店舗に関しては平成２８年１０月までの営業損害（逸失利益）に係る賠償金を受領しているものの、原発事故の影響により同月に両店舗の営業再開を断念したことを考慮し、廃業損害として両店舗の営業利益の１年分相当額が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５８７※１】 緊急時避難準備区域内の特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）において飲食店を経営していた申立人らの原発事故による避難に伴う飲食店の廃業損害として、事故前収入の５年分相当額から既払金（平成２３年３月から平成２７年７月までの営業損害（逸失利益）として支払われたもの）を控除した残額が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９１８※２】 緊急時避難準備区域（川内村）に所在する施設内に居住しながら、同施設において木工作品等の制作・販売、他の作家の作品の委託販売を行うとともに同施設の管理を行う等していた申立人について、原発事故に起因して同施設が閉鎖し、同施設での事業ができなくなったことを考慮して、廃業損害２０万円が賠償された事例

【公表番号１９３７※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）において梨の栽培業を営んでいたところ、原発事故によって避難し、梨の栽培に必要不可欠な梨の木の消毒ができなかったために梨の木に病原菌が発生し、梨の木を伐採せざるを得なくなった申立人につき、年間の逸失利益６年分（ただし、原発事故の影響割合を９割とする。）に相当する金額の廃業損害が賠償された事例

【避難等対象区域外に係る事案】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号４３６※１】　会津地域でガソリンスタンドを経営していたが、風評被害による売上減少等が原因で平成２３年６月に廃業した申立人について、ガソリンタンク除去費用等の廃業に伴う追加的費用が賠償された事例

【公表番号５３８※１】 原発事故当時、茨城県において海水浴客向けの民宿業を営んでいた申立人について、風評被害により海水浴客が減少したために廃業を余儀なくされたとして、廃業に伴う損害（平成２３年分の逸失利益の５倍相当額と解体費用の一部を合計した額）の賠償が認められた事例

【公表番号５８７※１】 果樹の栽培を福島県浜通り（避難指示区域外）で営む申立人について、風評被害により廃業することを余儀なくされたことに伴う損害（おおむね年間利益の５年分に相当）等が賠償された事例

【公表番号６２８※１】 県南地域で酪農業を営んでいたが、風評被害による売上げ減少のために平成２４年９月に廃業を余儀なくされた申立人に対し、乳牛の売却損や廃業損害が賠償された事例

【公表番号６３６※１】申立人は、自主的避難等対象区域（いわき市）において廃品回収業を営み、回収した廃品を宮城県の廃品買取業者に売却する取引をしていたところ、原発事故後、放射性物質による汚染の懸念を理由として取引先から買取価格を下げられたり出入りを断られたりするなどして営業利益が減少し、平成２３年６月に廃業に追い込まれたとして、これに伴う廃業損害（逸失利益）について、実利益３年分に原発事故の影響割合７割を乗じた額の賠償が認められた事例

【公表番号７８３※１、※２】 いわき市でしいたけ栽培業を営んでいたが、原発事故により事業の断念を余儀なくされた申立人について、平成２３年３月から平成３１年１２月までの約９年分の逸失利益に相当する金額の賠償及びしいたけ原木の廃棄費用の賠償が認められた事例

【公表番号７８４※１】 自主的避難等対象区域でペットを繁殖させて販売するブリーダー業を営んでいたが、原発事故により買い手がつかなくなったこと等から廃業を余儀なくされた申立人について、５年分の年間収入額に原発事故による影響割合を８割として算した金額の廃業損害が賠償された事例

【公表番号８１８※１、※２】 茨城県内で福島県産の原材料を使用した加工食品を製造し、栃木県内の観光ホテルに卸していたが、原発事故により観光ホテルから取引を打ち切られて廃業を余儀なくされた申立人について、廃業損害として、５年分の年間利益に原発事故による影響割合として５割を乗じて算定した金額のほか、食品製造業用機械及び冷暖房設備に係る財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号１０５３※１】 自主的避難等対象区域においてしいたけ菌床の栽培及びその販売業を営んでいたが、原発事故により廃業となった申立人について、原発事故と廃業との相当因果関係を認めた上、事業用資産について計算書類の提出はないものの資料の提出状況に応じて申立人主張の取得価格の３割から８割までの範囲の賠償額が算定された事例

【公表番号１０７５※１】 茨城県において飲食店を複数店舗経営している申立人の風評被害に基づく営業損害について、事故後閉鎖した店舗について、閉鎖に一定の経営判断があったことから、原発事故の影響割合を５割、補償対象期間を３年とする廃業損害の賠償が認められた事例

【公表番号１１２７※１】 自主的避難等対象区域（相馬市）において鶏卵の製造販売業を営んでいた申立人について、原発事故の影響で申立人が取引を行っていた卸売市場の参加者が減少し、そのために申立人の売上げも減少し、平成２７年に廃業することを余儀なくされたとして、３年分の年間利益に原発事故の影響割合５割を乗じて算定した金額の賠償が認められた事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７１９※１】 会津地方できのこの栽培・缶詰加工・販売業を営み、平成２８年分まで原発事故と相当因果関係のある範囲の営業損害（逸失利益）の賠償を受けていた申立人について、平成２８年末までには事実上廃業状態に至ったとして、缶詰加工場の諸機材及び平成２１年に実施した缶詰加工場の改修工事の残存価値分（経過年数を考慮し、諸機材については取得価額（立証の程度を考慮し申立人主張の金額の７割とされている。）の２割、缶詰加工場の改修工事については工事価格の７割。）に原発事故の影響割合を考慮し更に４割を乗じた金額が営業損害（廃業損害）として賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９６※６】 自主的避難等対象区域（いわき市）において海外の高級ブランド用品等の販売事業を営んでいた申立人につき、原発事故後、事業全体の売上げについては増加傾向にあるものの、相双地区の顧客を喪失したとして、同地区に関する売上げの減少が廃業損害（平成２４年１月から平成２７年１２月まで４年分。平成２３年分については東京電力の直接請求手続において逸失利益として賠償済み）として賠償された事例

【公表番号１９６２※１、※２】 平成２３年３月の定年退職後に、自主的避難等対象区域（国見町）の畑の柿であんぽ柿の製造を、宮城県刈田郡七ヶ宿町の山林で原木しいたけ栽培を行い、出荷販売することを計画し準備していたが、原発事故に伴い行われた加工自粛要請ないし出荷制限指示によって事業開始前にいずれの製造栽培も断念した申立人につき、あんぽ柿については事故後の生渋柿の販売利益相当額の逸失利益（平成２３年７月から令和２年３月まで）の賠償が、原木しいたけについては廃業損害（山林購入費用等の開業準備費用の約３分の２に相当する２００万円）の賠償がそれぞれ認められた事例

オ　その他

(ｱ)　営業損害の終期

（補足説明）

中間指針第３の７備考７は、「営業損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日とすることが合理的」としつつ、改めて検討するとし、中間指針第二次追補第２の２指針Ⅰにおいても、「当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとする」としている。

営業損害の終期が避難指示等の解除、同解除後相当期間の経過、避難指示等の対象区域への帰還等によって到来するものではないこと（中間指針第二次追補第２の２備考１）、具体的な終期の判断に当たっては、①基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であること、②一方、被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されており、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があると考えられること等を考慮するものとすること、また、例えば公共用地の取得に伴う損失補償基準等を当該判断の参考にすることも考えられるが、その場合には、本件事故には、突然かつ広範囲に被害が生じた上、避難した者が避難指示解除後に帰還する場合があること等、土地収用等と異なる特殊性があることにも留意する必要があること（同備考２）、避難指示解除後の帰還により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象となると考えられること（中間指針第

四次追補第２の１備考８）等が備考として挙げられている。
営業損害の終期について明確に判断するなどの関連事例については、現段階では公表事例に該当するものが見当たらなかった。

（ｲ） 特別の努力・中間収入の非控除

（補足説明）

中間指針第二次追補第２の２指針Ⅱ又は総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）に関する事例である。特別の努力というか否かはともかく、事故後収入（中間収入）を控除しなかった事例もここで紹介する。
同指針は避難指示に関する営業損害を前提としているが、風評被害その他の営業損害においても特別の努力を認めた事例があるので、便宜上ここに挙げた。なお、避難等対象区域内に係る事案とそれ以外の区域に係る事案を分けて紹介した。

【避難等対象区域内に係る事案】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号４１４※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で美容院を営む申立人の逸失利益の計算において、対象期間（平成２３年３月から同年８月まで）中の売上げを特別の努力として控除せずに賠償を認めた事例

【公表番号４７５※２】 薬品の製造販売業を営む申立会社について、他の工場において早期に代替設備を整えて事業を再開した特別の努力により、避難指示区域内の工場の操業停止による逸失利益が減少したことを考慮して、逸失利益（平成２３年３月から平成２４年８月まで）の賠償額が算定された事例

【公表番号４８４※１】 避難指示区域内で接骨院を営み、原発事故により休業を余儀なくされ、避難先で事業を再開した申立人について、平成２３年３月から同年１２月までの休業による減収分について、事業再開後の売上げを特別の努力と認めて控除せず、逸失利益が賠償された事例

【公表番号５８２※１】 東日本各地に事業所を展開する申立会社について、緊急時避難準備区域内の工場が原発事故に伴い操業停止したため、当該工場勤務の従業員を他の事業所で勤務させた際に支払った賃金相当額について、賃金分の労務を得ていたので損害はないとする東京電力の主張を排斥し、従業員のために無理をして雇用を維持したことは特別の努力に当たるとして、平成２３年９月から同年１２月までの支払賃金の８割について、賠償が認められた事例

【公表番号６２９※１】 福島県（避難指示区域外）で歯科医院を営む申立人が、原発事故後の平成２３年３月から同年５月までの間は住民の避難に伴う患者の減少等により損害が生じたとして賠償請求したところ、同年３月から同年８月までの６か月間を通算すると減収は発生していないという東京電力の主張を排斥し、特別の努力を認めて、同年３月から同年５月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号６６７※１】 避難指示区域でピアノ教室を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、平成２５年９月に成立した和解において、東京電力が直接請求手続において包括請求を認めている平成２７年２月までの将来分を含めて賠償され、金額の算定に当たっては、特別の努力を適用したほか、水道光熱費及び通信費について半額のみを変動費とした事例

【公表番号７５７※１】 避難指示区域（飯舘村）の塗装業者について、避難先で事業を再開した後の売上げが原発事故前より増加していたが、原発事故がなければ通常行わないような特別の努力により売上げが増加したものとして、平成２３年３月から平成２４年２月までの売上高の半分と原発事故前の対応する期間の売上高の全額の差額を原発事故による売上高の減少額とみて営業損害の額が算定された事例

【公表番号８２２※１】 避難指示区域を含む福島県浜通りで林業を営んでいた申立会社について、原発事故後、売上げの確保のため、従業員の通勤負担の大きい会津地域や県外の現場作業も受注していたことを特別の努力として考慮し、申立会社が主張する金額の半額を対象年度の売上高から控除して、平成２３年４月分から平成２４年３月分までの逸失利益の賠償が認められた事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０７３※４】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で薬局を営んでいた申立人につき、平成２３年４月中に帰還した後、従業員が出勤できなくなったため申立人の業務負担が増え、顧客層の変化により在庫管理が困難になるなどしたなかで事業を遂行したこと考慮し、原発事故直後の時期から特別の努力の適用を認め、平成２３年３月から平成２５年１２月までの逸失利益として、直接請求手続における算定方法のうち減収率を１００％として算定し直した金額の賠償が認められた事例（同期間における直接請求手続での既払金は控除）

【避難等対象区域外に係る事案】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号７０９※１】 自主的避難等対象区域において産婦人科等を経営する医療法人が、平成２４年３月から同年１１月までの間の分娩者数の減少に伴う逸失利益を請求した事案について、当該期間は増収しているので損害はないとする東京電力の主張を排斥し、増収は夜間診療等の特別の努力によるものとして控除せず、逸失利益が賠償された事例

【公表番号９２９※１】 宮城県仙台市の水産物加工販売業者である申立会社について、原発事故後、会社全体の売上げは増加していたが、この売上増加は、申立会社が社員を東京の市場に派遣し、新規物流ネットワークを構築するなどの企業努力の結果、福島県産の水産物以外の売上増加が寄与したことによるのであり、福島県産の水産物等 については原発事故による風評被害が認められるとして、平成２３年４月から平成２４年３月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号９９６※１】 千葉県で漁業等を営む申立人について、平成２３年の事業全体の売上高は原発事故前である平成２２年より増加しているものの、それは風評被害による漁業の売上減少に直面した申立人が他の事業を本格的に開始したことによるものであるとして、平成２３年５月までの漁業の売上減少に伴う逸失利益について、原発事故の影響割合を７割として算出された損害額での和解が成立した事例

【公表番号１００２※１】 自主的避難等対象区域（田村市）で有機野菜を栽培し、契約顧客に直販していたが、原発事故の風評被害により全ての顧客を失った申立人について、原発事故の影響割合を１０割として平成２５年度分の逸失利益を算定し、同年度にアルバイト等で得られた収入を控除することなく賠償が認められた事例

【公表番号１０１２※１】 宮城県内で海産物の卸販売業を営む申立人について、事業全体の売上げは原発事故前より増加しているものの、この売上増加は、原発事故による風評被害及び出荷制限を受けた申立人が、それまで扱ったことのなかった海産物の卸販売を始めるなどの営業努力を行った結果であるとして、平成２４年４月から平成２５年１２月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号１１５３※１】 宮城県で包装資材の販売業を営む申立会社について、原発事故後、風評被害によって主な取引先である水産加工業者の売上げが減少したことに伴い、申立会社の売上げが減少したと認め、売上減少額の算定に当たって、原発事故後に取引先が復興補助金や助成金等を用いた取引に係る売上げについては原発事故と関係がないためその７割を除いた額をもって事故後の売上げとし、平成２３年１０月から平成２７年２月までの逸失利益（原発事故の影響割合を平成２５年７月まで５割、同年８月から平成２７年２月まで２割）として１４３３万２３１８円が賠償された事例

【公表番号１２８３※１】 自主的避難等対象区域（福島市）で衣装の販売・レンタル業を営む申立人の平成２３年３月分から同年８月分までの逸失利益について、原発事故により結婚式の自粛が相次ぎ、これを受けて福島市近郊の結婚式場が貸衣装の持ち込みを制限したことが売上減少の原因となっていること、申立人は衣装販売の売上げを増やすため休日返上で出張を増やしたこと、レンタル部門の売上減少は原発事故前からの事業計画の影響もあること等を考慮して、出張販売による売上げの３割を特別の努力によるものとして対象期間の売上げから控除した上で、原発事故による影響割合を６割として賠償された事例

【公表番号１５３９※１】 自主的避難等対象区域（福島市）において青果物の卸売業を営む申立人の、風評被害に基づく逸失利益について、申立人の平成２５年４月以降の売上高は原発事故前の売上高を上回っているものの、これは申立人が同月に県外に事業所を新設したことによるものであること、同月から平成２６年３月までの事業年度は営業損失を計上していること等を考慮し、平成２５年４月分から平成２６年３月分まで、上記新たな事業所の売上げに係る分を控除した上、原発事故の影響割合を２割として、賠償された事例

(ｳ) 「本件事故がなければ得られたであろう収入額」の算定方法

（補足説明）

総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例である。同総括基準が挙げる認定方法のうち、参考となる特色のある項目に分けて事例を挙げた。

なお、中間指針第７の営業損害に限らず、風評被害による営業損害その他のものについても、対象として併せて挙げた。

a 事故前の収入額について数年度分の平均値をとるなどした事例

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１４６※１】 白河市で研磨材料の製造販売を営む申立人について、原発事故の風評被害により平成２３年３月から平成２４年３月までの間減収が生じたとして、平成２１年４月から平成２２年３月までの直近年度ではなく、同年４月から平成２３年３月までの１年間を基準年度として平均利益率３２％、原発事故の影響割合１０割として逸失利益を算定した額の賠償が認められた事例

【公表番号４３０※１】 複数のガソリンスタンドを経営する申立人について、売上げが減少した猪苗代町の観光地に所在する１店舗に係る逸失利益について、平成２１年度の同期の額を基準とし、原発事故以外の原因の影響割合を１割８分として、１０万円以下を切り上げの上損害額を算定し賠償された事例

【公表番号４８７※１】 栃木県内でいちご狩りの観光農園を経営していた申立人の風評被害について、基準年である平成２２年度分に直近の売上げの伸び率を乗じて平成２３年度に原発事故がなかった場合に想定される売上高（想定売上高）を算出しこれを基礎として、同年３月分から同年８月分までの営業損害の賠償が認められた事例

【公表番号６２１※１】 福島県中通りで建築用鉄骨等の加工販売業を営む申立会社について、風評被害により関東地方を中心とする取引先から受注が喪失・減少したことに伴う逸失利益の算定に当たり、基準年度を直近年度とする東京電力の主張を排斥し、基準年度を平成１９年度から平成２１年度までの３年間の平均値とした上で、平成２３年３月から平成２４年２月までの逸失利益２１５９万円の賠償が認められた事例

【公表番号６３５※１】 原発事故当時、宮城県丸森町のキュウリ（加工用を含む。）を栽培・販売していた申立人が、原発事故による風評被害による価格低下により減収が生じたとして、平成

２３年７月から平成２４年１０月までの営業損害について、原発事故前の平成２０年及び平成２１年の販売価格の平均値を基準価格として算定した損害額の賠償が認められた事例

【公表番号６７３※２】 避難指示区域で曳家業を営んでいた申立人が避難指示等に伴い営業が不能になったとして請求した損害の賠償について、原発事故前の基準となる売上高に関し、９年間の平均額を基準にすることを主張する申立人に対し、東京電力は３年間の平均額を主張したところ、双方の主張を考慮し、申立人が平均して年間１件程度の曳家を行っていたものと認定した上で年間の逸失利益を概括で算定し営業損害 （平成２３年３月から和解案提示月である平成２５年８月までの３０か月分及び同年９月から平成２７年２月までの将来分１８か月分の逸失利益）の賠償がされた事例

【公表番号６８４※１】 県中地域で味噌の加工、製造及び販売をしていた申立人（個人事業）について、基準年度を直近年度とする東京電力の主張を排斥し、基準年度を平成２０年度から平成２２年度までの３年間の所得金額の平均値とした上で、風評被害による逸失利益が賠償された事例

【公表番号８９３※１】 東京都において全国の出荷業者から水産物を買い付けて卸売りをしている申立会社の福島、茨城、千葉、栃木及び群馬の各県産水産物の売上減に係る平成２４年度（当年４月から翌年３月まで）の営業損害（逸失利益）を算定するに当たり、平成２１年度の売上高はリーマンショックによる影響からこれを基準年度とすることは相当ではなく、また、原発事故前からの売上減少傾向等を考慮し、平成１７年度から平成２０年度までの売上高対前年度比を算定し、平成２０年度の売上高に同比を乗じたものを基準年度売上高として営業損害を認定した事例

【公表番号９１１※１】 県北地域で養豚業を営む申立会社について、風評被害に伴う肉豚価格下落による損害として、原発事故前の肉豚１頭の販売価格（過去５年間の販売価格のうち最高価格と最低価格を除外した３か年の平均値）と平成２３年における肉豚１頭の販売価格との差額を基準価格差とした上、基準価格差に同年度の販売頭数を乗じ、さらに原発事故の影響割合として８割５分を乗じた額が、逸失利益（同年３月から平成２４年２月まで）として賠償された事例

【公表番号９１７※１】 工場が津波被害を受け、平成２３年９月に事業を再開した宮城県の水産加工業者の風評被害による逸失利益（同年８月から平成２５年９月まで）について、原発事故前の売上変動が大きいため、事故前直近２年度分の売上高の平均値を原発事故がなければ得られたであろう収入額とし、工場再建前から外部業者への製造委託等によって生産量を維持する努力をしていたことを考慮し、原発事故の影響割合を８割とする和解が成立した事例

【公表番号１５３７※１】 避難指示解除準備区域（富岡町）において木材の加工販売等を営んでいた申立人が、避難を余儀なくされたこと等から売上げが減少し、避難指示解除後も売上げが戻らないとして請求していた平成２３年３月以降の逸失利益について、申立人の事務所等の所在地が土地区画整理事業の対象となったことにより休業を余儀なくされたなどの事情がある期間を除いた平成１７年度から平成１９年度まで及び平成２２年度（年度は当年４月から翌年３月まで）の平均値を基準期間の売上げとして、平成２３年４月から平成２４年３月まで原発事故による影響割合を５割５分、同年４月から平成２７年２月まで同割合を９割５分として算定した経過分の逸失利益及び同年６月１７日付け東京電力プレスリリースの枠組みに基づき同年３月以降の将来分について直近の年間逸失利益の２倍相当額の賠償が認められた事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６５１※１】 会津地方において材木の販売等を業としている申立会社について、申立会社の営業状況等に鑑み、原発事故前直近の平成２１年７月から平成２２年３月までの売上げを基準とするのではなく、平成２０年７月から平成２１年３月までの売上げを基準として逸失利益を算定した額の賠償が認められた事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７１３※１】　会津地域においてペンションを営む申立人の風評被害による営業損害（逸失利益）について、東京電力の直接請求手続では原発事故直前年度の平成２２年１月から同年１２月までの売上げを基準期間の売上額として算定されたが、申立人が平成２１年及び平成２２年において親戚の看護等のため休業していた期間があること等を考慮し、平成１８年から平成２２年までの５年間（それぞれ１月から１２月まで）の売上げの平均を基準期間の売上額とし、平成２３年３月分から平成２７年７月分までの逸失利益及び東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく平成２７年８月分以降の損害が賠償された事例（ただし、直接請求手続における既払金を控除している。）

【公表番号１７１８※２】　平成２４年３月に自主的避難等対象区域（須賀川市）から県外に避難した申立人ら（父及び子２名）のうち申立人父が経営していた飲食店について、自主的避難のために休業を経て閉店したことによる営業損害（逸失利益）として、事故前３年間の売上げの平均値を基に算定した６か月分の貢献利益（１５０万円）が賠償された事例

【公表番号１７４８※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）において、福島県及び他県の漁港で水揚げされた海産物の卸売業及び運送業を営む申立人の平成３０年１月から同年１２月までの営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響を受けた福島県内の漁港に係る売上げの減少分のみを対象とした上で、平成２０年度から平成２２年度までの３年間（それぞれ会計期間は前年６月から当年５月まで）の売上げの平均を用いて対象期間の減収分を算定し、これに原発事故の影響割合として７割を乗じて算定した損害額が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１７９６※１】　自主的避難等対象区域（伊達市）において農業（ぶどう、あんず、柿等）を営む申立人の風評被害に伴う営業損害（令和２年分）について、対象となる品目の原発事故前からの販売価格の下落額を算定するに当たり、直接請求手続においては、原発事故前と令和２年とで当該品目の出荷先が異なる場合には、その品目について事故前に販売実績があったとしても、販売実績がないものとして市場単価に基づき事故前の単価が推計されていたところ、この算定方法を見直し、事故前と令和２年とで当該品目の出荷先が異なる場合でも、その品目についての事故前の別の出荷先への販売単価を事故前の単価とし、これと令和２年の販売単価との差額（下落額）に令和２年の販売数量を乗じた額（ただし、原発事故からの時間の経過を考慮し影響割合６割を乗じたもの。）が賠償された事例。

b　平成２３年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１７２※１】　原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）において不動産賃貸業を営んでいた申立人について、原発事故による避難指示により賃借人が避難したため賃料の収入が失われ、平成２３年４月からは新築の賃貸物件についても賃貸が開始されたと見込まれるにもかかわらず賃貸が不能となったとして、同年３月から同年８月までの間、賃料収入の逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号２５６※１】 避難指示区域内に最終処分場を有して産業廃棄物処理事業を営み、避難指示により処分場に立ち入ることができずに営業が不能となった申立人について、平成２２年に処理能力に関する変更許可を受けて処分場の容量を拡大していたこと、東日本大震災による需要の拡大等の事情を考慮した計画値に基づき、平成２３年６月から平成２４年１２月までの逸失利益について、既払金を控除した残額の９割の額の賠償が認められた事例

【公表番号３５９※１】 自主的避難等対象区域（県北地域）で小売店を営む申立人について、原発事故後は、病気により事業収支が不調であった事故前の状況を脱する見通しであったとして、

事故前の平成２２年度の実績に拘束されずに、それ以前の実績も考慮するなどして賠償額を算定した事例

【公表番号４０５※１】 避難指示区域（葛尾村）で養豚業を営む申立人について、平成２３年２月に子豚の導入頭数を増加したことにより、原発事故がなければ増収が見込まれたとして、同年３月から平成２４年１２月まで、子豚の導入頭数の増加により増収するはずであった収入を基にした営業損害が賠償された事例

【公表番号４２０※１】 避難指示区域（富岡町）で衣料品製造業を営む申立人が、平成２３年３月から平成２４年１１月までの間、原発事故がなければ取引先からの発注が増加すると見込まれたとして、発注の増加により増収するはずであった収入を基にした逸失利益の損害の賠償が認められた事例

【公表番号４３７※３】 避難指示解除準備区域（浪江町）で樹木管理及び造園業を営む申立人について、原発事故に係る避難指示により顧客が喪失されるなどしたため減収が生じたとして、事業の増収見込みを考慮した年間売上高を基礎として、減収額から経費相当分３０％を控除して損害額が算定され、逸失利益（平成２４年３月から平成２５年２月まで）が賠償された事例

【公表番号６１２※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で農業を営んでいた申立人について、平成２３年に作付けを断念した大根に係る逸失利益について、同年は前年よりも作付面積を拡大する予定であったことを考慮して、増加耕作地面積を基に同年３月から同年１２月までの損害額を算定した事例

【公表番号６４５※１】 原発事故当時、避難指示区域で防災設備等の販売・施工業を営んでいた申立人について、平成２３年度が例年に比して大きな売上げが見込まれていたという事情を考慮して、同年３月から同年１２月までの間の逸失利益が算定・賠償された事例

【公表番号７０３※１】 福島県（避難指示区域外）できのこ類を原料とする製品の製造販 売業を営む申立人について、原発事故後の売上増加見込みを考慮した算出額で、平成２３年３月から平成２５年６月までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号７６８※１】 自主的避難等対象区域でしいたけの生産販売を行っていた申立人について、原発事故前から開発が計画されており原発事故後に稼働した増設施設の減収分についても相当因果関係を認め、申立人の主張する想定売上高を基礎として、風評被害による売上減少に伴う逸失利益（平成２３年３月から平成２５年３月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号８７３※４】 緊急時避難準備区域（広野町）で美容院を営むなどしていた申立人らについて、原発事故当時に美容院の開業から１年が経過しておらず、増収増益が続いていたことから、将来の増収増益見込みを考慮して営業損害（平成２３年３月から平成２４年１２月まで）の損害賠償が認められた事例

【公表番号９７９※１】 千葉県で大根の生産販売をしている申立人について、原発事故後の売上げが原発事故前より増加していたところ、当該売上増加は原発事故の前年に大根の作付面積を拡大したことによるものであって、原発事故の風評被害がなければ更に売上げが増加していた蓋然性が高いとして、平成２３年５月及び同年６月の逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号１０９７※１】 自主的避難等対象区域（国見町）であんぽ柿の生産販売業を営み、原発事故以前から増産のための設備投資を計画し、事故後に増産設備の建築を完成させたものの、その後に福島県からあんぽ柿の加工自粛が要請された申立人について、将来の増産見込み分についても逸失利益（平成２３年４月から平成２７年３月まで）の 賠償が認められた事例

【公表番号１２１８※１】 宮城県で全国の飲食店等を取引先として主に東北産青果の卸売業を営む申立人について、原発事故による取引中止後に業績が大幅に上がった取引先があり、かつ事故がなければそれらの取引先との取引が継続していた蓋然性が高いこと等の事情を考慮し、基準年度の売上げを修正して算定された金額による風評被害に伴う逸失利益（平成２３年３月から平成２７年２月まで）が賠償された事例

【公表番号１３９３※１】 茨城県内でしいたけの生産販売業を営んでいた申立人らの平成２８年１月分から平成２９年１２月分までの営業損害（逸失利益）について、基準年度売上高に原発事故前からの増産計画に基づく増産分を加算した額を基準売上高として算定した事例

【公表番号１５００※１】 緊急時避難準備区域（広野町）において山菜等を採取、販売していた申立人の営業損害（逸失利益）について、原発事故前年の平成２２年は事業開始からの経過年数も短かったところ、申立人が所有する山林の面積や申立人が原発事故直前及び請求対象年において具体的に販路を有し他品目を販売していたこと等を考慮して、平成２２年の山菜等売上高の３倍相当額から廃棄等によるロス率１割と出荷経費を控除した上で、疎明の程度等を考慮した調整として０．９を乗じた額を基準年売上高とし、出荷制限期間中である平成２８年１月分から平成２９年１２月分まで（ただし、ユズについては出荷制限が解除される平成２８年１２月分まで。）について賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５９４※１】 茨城県において原木しいたけの生産販売業を営んでいた申立人らの平成３０年１月から同年１２月までの風評被害に基づく営業損害（逸失利益）について、単に基準年度の売上高と請求年度の売上高との差額を基に算定するのではなく、原発事故当時の増産計画による売上げ増加の計画について実現の蓋然性を一部認め、その範囲の金額を基準年度の売上高に加算した金額と請求年度の実際の売上高との差額を算定し、その上で原発事故の影響割合を８割として賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７２８※１】 繁殖用の家畜を飼育するための直営農場や繁殖した家畜を肥育するための複数の施設や農場等を有し、家畜を肥育して出荷する畜産業を営んでいた申立会社について、原発事故により繁殖用の直営農場の所在地が避難指示区域となったため、再開できるまでの間、直営農場を閉鎖せざるを得なくなり、減収が生じたとして、畜産業に係る逸失利益（平成２６年３月分から平成２９年６月分まで、原発事故の影響割合は５割から１割まで漸減。また、原発事故後の増収見込みを考慮し、原発事故前の売上高を増額させたものを本件事故がなければ得られたであろう収入額としている。）、避難指示区域に指定された賃貸用の肥育施設の平成２６年３月分から平成２９年２月分までの賃料収入に係る逸失利益（ただし、平成２７年１０月分から平成２９年２月分までにつき原発事故の影響割合を７割。）が賠償された事例

【公表番号１７４３※１】 岩手県でしいたけの原木栽培業を営む申立人について、岩手県のしいたけ生産量が令和元年度においても原発事故前である平成２２年度と比べて減少しているなどの事情を踏まえ、申立人が原発事故前から生産規模を拡大する計画を有していたことから、当該計画に基づき原発事故がなかった場合に想定された申立人の売上高を基準に対象期間である平成３１年１月から令和元年１２月までの生産量の減少率を乗じて算定した風評被害による逸失利益と、予定していた植菌ができなかった原木数に基づき算定した平成３１年の植菌断念分による逸失利益の賠償が認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８８６※１】 帰還困難区域（双葉町）において下宿業及び飲食業を営んでいた申立人らの営業損害（逸失利益）について、平成２２年に下宿の一部をリフォームしたため同年中の稼働部屋数が少なかったことを考慮し、リフォームが完了した平成２３年以降の原発事故がなかった場合に想定される売上高を平成２２年よりも増額して算定し、また、当該増額分の売上原価については直接請求手続における宿泊業の基準（４０％）を見直して申立人らの原発事故前の確定申告の数値を参考に算定するなどした結果、平成２３年３月から平成２７年２月までの逸失利益及び東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく平成２７年

３月分以降の損害（年間逸失利益の２倍分）として、直接請求手続における既払金とは別に、追加賠償がされた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１５０※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）において、原木しいたけ、筍及びその他きのこ等の生産販売を行い、原木しいたけ栽培の事業拡大を予定していたが、原発事故に伴う出荷制限等の影響により販売ができなくなったとして逸失利益の賠償を請求した申立人について、平成２７年６月分から令和５年５月分まで、原木しいたけについては事業拡大を踏まえた販売予定金額、筍及びその他きのこについては事故前の販売額を前提とした損害（いずれも原発事故の影響割合を２割として算定し、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償が認められた事例

ｃ　営業開始直後・開業準備中であったなどにより事故前の営業実績等がない場合

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１９９※１】　原発事故当時、栃木県那須郡那須町で飲食店の開業を準備しており、原発事故前には同所における営業実績はないが、実際に平成２３年夏に同所に飲食店を開業した申立人について、事業計画上の予想売上げや同種店舗の売上減少率等を参考に、逸失利益（同年３月から同年１２月まで）の算定をした事例

【公表番号３６２※２】 申立人が、自主的避難等対象区域（国見町）で就農後間もなく原発事故に遭い、ワラビ・スナップエンドウ等の初出荷の自粛を余儀なくされたとして、仮に出荷した場合に想定される売上げを基に算出した損害額を請求したところ、申立人の陳述等により、過去の出荷実績にとらわれることなく逸失利益が認定されて賠償された事例

【公表番号４４０※１】 原発事故前から緊急時避難準備区域で飲食店の開業準備（平成２３年９月開業予定）をしていた申立人について、開業できなかったことによる逸失利益 （同月から平成２５年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号４５９※１】 自主的避難等対象区域（田村市）でニンニクを栽培していた（ただし、原発事故以前の販売実績はない。）申立人について、風評被害による平成２３年３月から平成２５年３月までの逸失利益が、統計及び申立人の栽培実績等に基づき算定され、賠償された事例

【公表番号４９７※１、※２】 自主的避難等対象区域（県北地域）できのこを栽培し平成２３年から販売を開始する予定であった申立人について、原発事故前の販売実績はなかったが、出荷制限によって販売できなくなったため、同年３月から平成２５年３月までの間の逸失利益及び直接請求手続に要した費用の賠償が認められた事例

【公表番号５４１※１、※２】 平成２３年から帰還困難区域（双葉町）において乾燥薪及び柿の製造販売を開始する予定であった申立人について、原発事故により自己のみならず入手先や販売先が避難を余儀なくされ、当該製品を製造販売することができなくなったため、同年３月から同年１２月までの間の逸失利益が生じたとして、開業準備期間中に締結した売買契約に基づいて算定した営業損害の賠償が認められた事例

【公表番号５５６※１】 原発事故当時、避難指示区域で新規事業の開業準備中であった申立人について、開業の見込みが立たなくなったことによる逸失利益（平成２３年１２月から平成２５年５月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号５６４※１】 避難指示区域（富岡町）においてダンススクールを営んでおり原発事故により避難を余儀なくされた申立人の、平成２３年６月から緊急時避難準備区域（南相馬市）において週３回程度開催する予定であった新教室の開設が不可能になったことによる逸失利益（同年３月から同年１１月まで）について、収入見込み額（予定されていた入会金及び月謝の９か月分の合計に想定入会者数を乗じた金額）が賠償された事例

【公表番号７２１※１】 避難指示区域（飯舘村）内で個別家庭向けに無農薬・有機栽培野菜の生産・販売業を営む申立人について、原発事故前の収穫・販売実績がなく、野菜増産計画についても客観的資料が乏しいとして支払を拒否する東京電力の主張を排斥し、申立人の陳述等を根拠に、野菜増産計画に基づく逸失利益及びアスパラガス生産に係る逸失利益（対象期間平成２３年３月から平成２４年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号７７５※１】 避難指示区域で平成２３年４月から自然庭園の本格的な営業を開始する予定であったが、原発事故により開園の断念を余儀なくされた申立人について、原発事故前の本格的な営業実績はないものの、予想売上高及び予想費用等を認定して同年３月から平成２７年２月末までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号８０９※１】 岩手県でしいたけ栽培の事業を始めたが、出荷自粛要請によって製品の出荷を行うことができなかった申立会社について、販売実績がないことから賠償できないとの東京電力の主張を排斥し、想定販売額に期待所得率を乗じた金額による逸失利益（平成２３年３月から平成２９年１２月まで）の賠償を認めた事例

【公表番号９０６※１】 避難指示区域に宅地を造成し、分譲する計画が原発事故により頓挫した不動産業者である申立人について、事業の進捗状況や申立人の原発事故前における不動産事業の利益率等を考慮し、事故がなければ得られたであろう収入額の算定をした事例

【公表番号９５２※１】 平成２３年１月に開業し、帰還困難区域（大熊町）で不動産販売業等を営んでいたが、原発事故後に営業停止となった申立会社について、営業実績はないものの、申立会社の代表者が開業前１０年以上にわたり不動産会社に勤務した中で得たノウハウや人脈を駆使して開業した会社であり、少なくとも融資を受けた金融機関への返済金程度の利益を上げることは可能であったとして、４年分（同年３月から平成２７年２月まで）の返済金相当額５９２万円が逸失利益の額であるとした申立会社の主張を認め、逸失利益が賠償された事例

【公表番号１０３６※１】 宿泊施設の経営等を業とする申立人について、原発事故直後に北陸地方で開店した宿泊施設に風評被害による逸失利益が生じたとして、原発事故前の売上実績はないが平成２４年から平成２６年までの３か年の各３月から５月までの宿泊分売上げの平均を参考とし、当事者が合意した原発事故の影響割合等を考慮して、平成２３年３月から同年５月までの逸失利益が認められた事例

【公表番号１４７９※２】 帰還困難区域（浪江町）において農林業の開業準備中であった申立人について、事業開始前に原発事故が発生したため、申立人に基準年における実際の売上げが存在しないものの、農産物の期待所得を基準とするなどして、平成２９年１月分以降の逸失利益について、平成２８年１２月２６日付け東京電力プレスリリース「農林業者さまに対する２０１７年１月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」に基づく営業損害の賠償等がされた事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６６９※１】 避難指示区域（相双地域）において不動産業を営んでいた申立会社について、開業後間もなかったことから申立会社に基準年における実際の売上げが存在しないものの、投下資本が回収不能となっていること等を考慮し、融資を受けた金融機関への返済金を基礎として、東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８０４※１】 自主的避難等対象区域において原発事故の数か月前に士業を開業した申立人の平成２３年３月から同年１２月まで（以下「対象期間」という。）の営業損害（逸失利益）について、前年の売上実績がないことから、平成２４年の売上額を参考にして対象期間の想定売上額を算定することとし、原発事故関連の売上げがあったこと及び開業１年目である

ことを考慮して平成２４年の売上額の５割ないし６割を対象期間の想定売上額とし、その額から対象期間の実際の売上額を控除した上で、さらに震災及び津波被害による影響割合を考慮してその約５割の金額が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９６２※１、※２】　平成２３年３月の定年退職後に、自主的避難等対象区域（国見町）の畑の柿であんぽ柿の製造を、宮城県刈田郡七ヶ宿町の山林で原木しいたけ栽培を行い、出荷販売することを計画し準備していたが、原発事故に伴い行われた加工自粛要請ないし出荷制限指示によって事業開始前にいずれの製造栽培も断念した申立人につき、あんぽ柿については事故後の生渋柿の販売利益相当額の逸失利益（平成２３年７月から令和２年３月まで）の賠償が、原木しいたけについては廃業損害（山林購入費用等の開業準備費用の約３分の２に相当する２００万円）の賠償がそれぞれ認められた事例

【公表番号２００９※５】　居住制限区域（飯舘村）において農業及びドッグブリーダー業を営んでいた申立人らについて、原発事故当時開業準備中であった事業に係る受託業務に関する損害等の賠償を認めた事例

ｄ　その他

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号５３６※１】　会津地域の稲作農家である申立人の風評被害による逸失利益（平成２３年９月分から平成２４年８月分まで）について、基準年度と比較した単価の差額に対象期間の出荷量を乗じる算定方法（本件における東京電力の主張）を採用せず、基準年度の売上額に平均価格変動係数を乗じた額と対象年度の売上額との差額を算定する方法（農作物一般に適用される東京電力の書式による方法）により、賠償がされた事例

【公表番号６００※１】 青森県の畜産農家である申立人について、飼育する肉牛の飼料として宮城県登米地区で産出された稲わらを使用していたところ、原発事故後、申立人が出荷した牛肉からセシウムが検出されたため、平成２４年８月から同年１１月までの間、牛肉の価格下落による風評被害による減収が生じたとして、損害の計算方法としては、東京電力とＪＡとの合意で採用された価格下落方式ではなく、当該請求期間前に関して採用されていた価格積み上げ方式によって算定された額の賠償が認められた事例

【公表番号７１４※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区））で農業を営んでいた申立人らについて、直接請求における東京電力の書式で適用される同業の利益率基準を用いず、申立人らの高い利益率を基礎として算出した営業損害（平成２４年１月から同年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号７２５※１、※２】避難指示区域で建設業及び不動産業を営んでいたが、原発事故後、両事業の営業休止を余儀なくされ、建設業は平成２３年６月から事業再開して復興需要により増収増益となったものの、不動産業は営業損害が継続していた申立会社について、法人全体の売上げ・利益を合算し、かつ原発事故後の賠償対象期間を１年単位で算出して減収減益がないとする東京電力の主張を排斥して、部門別に損害発生の有無を検討し、建設業は同年３月から同年５月まで、不動産業は同年３月から平成２４年２月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号７３４※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）で機械部品の製造等を営み、避難先で事業を継続している申立会社について、直接請求で逸失利益算定の基礎とされた基準年度（平成２１年８月から平成２２年７月まで）を変更して、新たな基準年度（平成２２年３月から平成２３年２月まで）を基礎として賠償額（平成２３年９月から平成２４年５月まで）が算定された事例

【公表番号８１５※１】 福島県中通りで廃棄物の収集運搬業を営んでいる申立会社について、会社全体の売上高は増加しているため損害はないとの東京電力の主張を排斥し、部門別に算定し

て風評被害により売上げが減少した資源物販売部門に係る平成２４年７月から同年１２月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号８６２※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）において小児科及び産婦人科を含む総合病院を経営している申立人の入院患者減少に係る逸失利益（平成２４年４月から平成２５年３月まで）について、地震による建物損壊等の原発事故以外の要因により病床数が減少していることから、請求期間において病床稼働率が１００％であったと仮定した場合の売上高（請求期間各月の売上高を各月の病床稼働率で除した金額）を原発事故がなければ得られたであろう売上高とした上で、人口の自然減等を考慮し原発事故の影響割合を９割５分として、同期間に係る逸失利益が算定された事例

【公表番号９０９※１】 避難指示区域内にある学校の卒業生等を会員とし、生徒の卒業時に入会金を集めて活動していた同窓会組織について、原発事故に伴う生徒減少等による入会金減少分として、平成２３年度から平成２５年度までに卒業予定であった生徒数から実際の卒業生数を控除した生徒減少数に１人当たりの入会金の額を乗じた金額及び入会金の徴収が不能となった平成２４年３月時点の卒業生数に１人当たりの入会金の額を乗じた金額の合計を平成２３年３月から平成２６年２月までの逸失利益として認め、賠償した事例

【公表番号９２８※１】 茨城県で外国人実習生受入事業を行い、受入先企業から管理費を徴収していた申立組合について、原発事故により実習期間途中で外国人実習生が帰国したことにより生じた管理費収入の減少額に、貢献利益率９３％、外国人実習生の期間満了までの平均在籍率９３．５％、さらに原発事故の影響割合として６割を乗じた額が逸失利益（平成２３年３月から平成２６年１月まで）として賠償された事例

【公表番号１０１２※１】 宮城県内で海産物の卸販売業を営む申立人について、事業全体の売上げは原発事故前より増加しているものの、この売上増加は、原発事故による風評被害及び出荷制限を受けた申立人が、それまで扱ったことのなかった海産物の卸販売を始めるなどの営業努力を行った結果であるとして、逸失利益の算出方法として出荷制限の対象である海産物の原発事故前の売上高（月間）に平成２４年４月から平成２５年１２月までの間の出荷制限期間（月数）を乗じた金額に、平成２３年度の貢献利益率と原発事故の影響割合として５割を乗じた金額が賠償された事例

【公表番号１０５１※１】 栃木県で別荘用土地建物の販売等を業とする申立会社について、申立会社の業績推移、事業の特性等を勘案し対象年度の想定売上高を認定し、原発事故前後の損益の状況を考慮した利益率を採用して、平成２５年５月から平成２６年４月までの風評被害による逸失利益が賠償された事例

【公表番号１０５７※１、※２】 会津地域でしいたけの生産・販売を行い、原発事故後の会社全体の売上高が原発事故前よりも増加していた申立会社について、平成２３年３月から平成２４年３月までの、廃棄したしいたけに係る逸失利益（廃棄量は申立人の主張する量の９割と認定。）及び売上げが減少した地域に係る逸失利益が賠償された事例

【公表番号１０７６※１】 千葉県でホテル業等を営んでいる申立人の、平成２４年４月に 事業譲渡を受けたホテルの風評被害に基づく営業損害について、申立人が事業譲受に際し策定した事業計画を参考に損害額を算定し、同月から平成２６年１２月までの賠償が認められた事例

【公表番号１０９５※１】 東北地方において農水産物加工品等の卸売業を営む申立会社について、売上げが減少している東北地方の販売先への売上げのみを対象として、原発事故による影響割合を８割として、平成２４年９月から平成２５年８月までの風評被害に基づく営業損害が賠償された事例

【公表番号１１２０※１】 関東地方で水産加工業を営む申立会社について、原発事故後、輸出先のロシアや韓国等においてサンマの輸入禁止措置がとられたことによって生じたサンマの売上減少分について、全魚種の年間売上高は原発事故前を上回っていたにもかかわらず、サンマの

売上高に限定して逸失利益を算出し、平成２５年９月分から平成２６年８月分までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号１２３８※１】 自主的避難等対象区域（玉川村）でマメ科野菜の栽培、販売をしていた申立人の風評被害による逸失利益について、事故がなければ得られたであろう売上高を、事故前の売上高を前提に全国平均価格変動係数を考慮して算定した上で、平成２８年５月分及び同年６月分について影響割合を５割とし損害が賠償された事例

【公表番号１３１３※１】 中国地方において貿易業を営み韓国に宮城県産のホヤを輸出していた申立会社における、韓国が原発事故による放射性物質漏出を理由とする輸入禁止措置をとり、宮城県産のホヤを輸出できなくなったことによる営業損害（逸失利益）について、原発事故との相当因果関係を認め、ホヤの仕入可能量に単価を乗じて申立人の売上高を推定した上で、平成２６年１月から平成２８年１２月まで賠償された事例

【公表番号１５２２※１】 自主的避難等対象区域（川俣町）において、米の集荷、検査及び販売事業等を行う申立会社が、これらの事業以外の事業を合わせた申立会社全体の売上高及び売上総利益は原発事故前よりも増収増益となっているものの、原発事故の影響によって原発事故前よりも申立会社が米を集荷する地域（川俣町、飯舘村、浪江町等）の水稲の作付面積及び収穫量が減少し、これによって、申立会社の上記の米に係る事業については減収が継続しているとして、上記米に係る事業の平成２９年３月分から平成３０年２月分までの営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響割合を３割として算定された金額の賠償が認められた事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５６６※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）に営業所を有する工業製品等の卸売業を営む申立会社の営業損害（間接損害）について、全営業所でみれば増収・増益となっているものの、当該営業所単体でみれば減収が認められるとして、平成２７年８月から平成２８年４月までの間接損害による逸失利益が認められた事例（原発事故による影響割合は、当初の６割から１割まで漸減）

【公表番号１５７５※１】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）において農業を営んでいた申立人の干し柿に係る平成３０年の営業損害（逸失利益）について、その他の農産物の売上げを考慮すると原発事故前に比して増収していることが認められるものの、干し柿は他の作業をしながらでも１週間程度で収穫して出荷することができることや、申立人が平成２８年に勤務先を退職したことによって生じた時間を農業に費やすようになったという事情等を踏まえ、その他農産物の売上げについては考慮せず、原発事故の影響割合を８割として賠償された事例

【公表番号１５９９※１】 自主的避難等対象区域（田村市）内の事業所（以下「福島事業所」という。）のほか、日本国内に多数の事業所を有し農作物用肥料の製造販売業を営む申立会社の営業損害（逸失利益）の算定について、福島事業所の取引先が福島県内に限られていたこと、申立会社の取り扱う商品の特性に照らして申立会社の経営資源を申立会社の他の事業所に割り替えることは困難であること等の事情から、全事業所ではなく福島事業所のみを算定対象とした事例

【公表番号１６５１※１】 会津地方において材木の販売等を業としている申立会社について、申立会社の営業状況等に鑑み、対象期間の雑収入に計上された額のうち、別事業に係る売上げは対象期間の売上げとして扱わずに逸失利益を算定した額の賠償が認められた事例

【公表番号１６６５※１】 県南地域（白河市）においてしいたけ栽培業等を営む申立人の平成３０年分の営業損害（逸失利益）について、申立人の米栽培事業は原発事故後に増収となっているものの、米栽培としいたけ栽培の繁忙期は異なること等を考慮し、しいたけ栽培に係る営業損害の算定では考慮せず、原発事故の影響割合を９割として賠償された事例

【公表番号１６７８※１】　会津地方において下水汚泥処理事業等の複数の事業を営む申立会社の平成２５年４月から平成２８年３月までの下水汚泥処理事業に係る営業損害（逸失利益）について、上記期間の中には会社全体の売上高が原発事故前よりも増加している時期もあるものの、下水汚泥処理事業が他の事業とは工程及び人的・物的資源において独立していること等から、下水汚泥処理事業単体の売上高の減少額に基づいて算定するのが相当であるとした上で、原発事故の影響割合（８割）等を考慮して算定した金額が賠償された事例

【公表番号１６９２※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において機械部品の加工等を業とする申立人の平成２７年８月以降の将来分の営業損害（逸失利益）について、直接請求手続においては申立人の従業員が避難したことによる取引先喪失は原発事故と相当因果関係が認められない売上げの減少であるとして、基準年度の売上額を定めるに当たり、同取引先１社に係る売上額を差し引いた上で、東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく賠償金額が算定されたが、上記従業員の避難等について原発事故との間の相当因果関係を認め、上記差引分を控除せず、また、原発事故の影響割合を６割として算定し直したことにより、追加賠償がされた事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７１４※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）において水産物の仲卸業を営み、東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく請求においては相当因果関係が認められないとして年間逸失利益の１倍相当額の賠償を受けた申立会社の平成２７年８月分以降の営業損害（逸失利益）について、東京電力による申立人の会社全体の売上減少を検討すべきであるとの主張を採用せず、避難指示等対象区域内所在の取引先の売上減少を検討し、売上減収額に貢献利益率を乗じた上で、原発事故前からの申立会社の売上減少傾向も考慮し、原発事故の影響割合を８割として算定した損害額（ただし、上記１倍相当額の既払金を除く。）の賠償が認められた事例

【公表番号１７２６※１】　福島県内で複数の幼稚園等を運営する申立人が郡山市で運営する幼稚園事業のみを対象にした平成２７年８月から平成２９年３月までの営業損害（逸失利益）について、申立人の事業全体では原発事故前と比べて売上げが増加しているものの、郡山市の幼稚園事業単体においては、原発事故による同市の乳幼児人口の減少等を原因とする売上減少の継続が認められたことから、同事業のみを対象として営業損害を算定することとした上、原発事故の影響割合を、平成２７年８月から平成２８年３月までは９割、同年４月から平成２９年３月までは５割として算定した金額が賠償された事例

【公表番号１７２７※１】　岩手県において水産加工品の製造販売業を営む申立会社の逸失利益について、前件の和解仲介手続において対象となった平成２３年３月分から平成２７年６月分までの期間につき逸失利益の算定方法（追加人件費の控除）を見直した結果として、同期間の逸失利益の追加賠償が認められた事例

【公表番号１７５４※１】　自主的避難等対象区域（伊達市）において農業を営む申立人らの風評被害による逸失利益について、直接請求手続においては、申立人らの栽培する果実（桃、柿及びりんご）のうち、桃及び柿については原発事故前と比較した販売単価の下落により減収が認められるものの、りんごについては販売単価の上昇によって、桃及び柿の減収額とほぼ同額の増収があったため損益を通算して損害がないとされたが、平成３１年におけるりんごの販売単価の上昇には不作等の影響があったことを考慮し、桃及び柿のみを対象として販売単価の下落による減収分が算定され、平成３１年１月分から令和元年１２月分までの逸失利益として賠償された事例

【公表番号１７５７※１】　旧緊急時避難準備区域において新聞販売業を営む申立人の平成２７年８月以降の営業損害（逸失利益）について、東京電力の直接請求手続において変動費に分類された人件費の一部を固定費に分類し直すことにより貢献利益率を再計算した上で、これに基づ

いて東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく賠償金額が算定されたことにより、直接請求における既払金を除く部分が追加で賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８２１※１】　幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を経営する学校法人である申立人が、原発事故による避難に伴い新入児童生徒が減少したとして、自主的避難等対象区域内の小中学校についての平成２７年度から令和元年度までの営業損害（逸失利益）の賠償を請求した事案において、法人全体で見れば原発事故後から増収していることが認められるものの、原発事故とは無関係な事情による増収であるとして、小学校については平成２７年度から令和元年度まで原発事故の影響割合を６割から１割として、中学校については平成２７年度から平成２９年度まで同影響割合を６割から２割として、それぞれ賠償が認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９３８※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において子供を対象とする塾を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）につき、直接請求手続において前提とされた基準年度の売上金額に一部計算の誤りがあり基準とすべき売上額はより高かったとの申立人主張及び資料を踏まえ、立証の程度も考慮して、申立人主張の差額の２割強の金額を用いて算定し直した結果、平成２３年３月から平成２７年７月までの逸失利益及び東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく平成２７年８月分以降の損害（年間逸失利益の２倍分）として、直接請求手続における既払金とは別に、追加賠償がされた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１３１※１】　居住制限区域（飯舘村）で林業を営む申立会社について、直接請求手続で採用されていた申立会社の費用の固定費及び変動費への振分けの方法を見直して算定した平成２９年１月から令和６年１月までの営業損害（逸失利益）の賠償が認められた事例

(ｴ)　その他（事故前の投下資本の回収不能等）

（補足説明）

(ｱ)から(ｳ)まで以外の営業損害に係る事例である。例えば逸失利益や追加的費用が発生したものではないが、原発事故前に投下した費用が原発事故により無駄になったような場合の当該経費に係る損害の事例等について挙げた。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号８４９※２】　原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）でしいたけ等の栽培・販売を開始しようとしていた申立人らについて、平成２２年１２月から平成２３年３月までの間に原木等の購入に要した費用が賠償された事例

【公表番号８６５※１】 住民の避難により区費の集金ができなくなった避難指示区域（帰還困難区域）の行政区について、原発事故時点で既に支出があった平成２３年度の費用相当額（区費回収不能に伴う損害）約２７万円が賠償された事例

【公表番号９０６※１】 避難指示区域に宅地を造成し、分譲する計画が原発事故により頓挫した不動産業者である申立人について、申立人が事業計画のために負担した経費について賠償を認めた事例

【公表番号９９３※２】 帰還困難区域で各種催事の運営等を行うとともに原発事故の数か月前から整体院を経営していた申立会社について、整体院の開業準備費用（車両代、資格取得費用、建物の内装工事費用、書籍・テキスト代、ベッド代金等）等が賠償された事例

１０　就労不能等に伴う損害（中間指針第３の８・第二次追補第２の３）

⑴　中間指針等の整理

（中間指針第３の８）
　対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、あるいは、前記７の営業損害を被った事業者に雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋・要約）

ア　避難等を余儀なくされた勤労者が、例えば、対象区域内にあった勤務先が本件事故により廃業を余儀なくされ、又は、避難先が勤務先から遠方となったために就労が不能等となった場合には、その給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用は賠償すべき損害と認められる（備考１）。

イ　就労の不能等には、本件事故と相当因果関係のある解雇その他の離職も含まれる（備考１）。

ウ　自営業者や家庭内農業従事者等の逸失利益分については、別途営業損害の対象となり得るから、ここでいう就労不能等に伴う損害の対象とはならない（備考２）。

オ　既に就労したものの未払いである賃金については、当該賃金は本来雇用者が支払うべきものであるが、本件事故により当該賃金の支払が不能等となったと認められる場合には、当該賃金部分も勤労者の損害に該当し得る（備考３）。

カ　避難指示等の前に本件事故により生じた就労不能等に伴う損害があれば、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由はないから、本件事故発生日以降のものが賠償すべき損害と認められる（備考４）。

キ　未就労者のうち就労が予定されていた者については、その就労の確実性によっては、就労不能等に伴う損害を被ったとして賠償すべき損害の対象となり得る（備考５）。なお、２ウ（ア）を参照されたい。

ク　給与等の減収分は、原則として、就労不能等となる以前の給与等から就労不能等となった後の給与等を控除した額であり、当該「給与等」には各種手当、賞与等も含まれる（備考６）。

ケ　追加的費用には、対象区域内にあった勤務先が本件事故により移転、休業等を余儀なくされたために勤労者が配置転換、転職等を余儀なくされた場合に負担した転居費用、通勤費の増加分等及び対象区域内に係る避難等を余儀なくされた勤労者が負担した通勤費の増加分等も必要かつ合理的な範囲で含まれる（備考７）。

コ　就労不能等に伴う損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の就労活動を営むことが可能となった日とすることが合理的であるが、本件事故により生じた減収分がある期間を含め、どの時期までを賠償の対象とするかについて、その具体的な時期等を現時点で見通すことは困難であるため、改めて検討することとする。但し、その検討に当たっては、一般的には、就労不能等に対しては転職等により対応する可能性があると考えられることから、賠償対象となるべき期間には一定の限度があることや、早期の転職や臨時の就労等特別の努力を行った者が存在することに留意する必要がある（備考８）。

（中間指針第二次追補第２の３）
３　就労不能等に伴う損害
　中間指針第３の［損害項目］の８の就労不能等に伴う損害は、中間指針に示したもののほか、次のとおりとする。
Ⅰ）中間指針第３の［損害項目］の８の就労不能等に伴う損害の終期は、当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとする。

Ⅱ）就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である。

（備考等抜粋・要約：中間指針第二次追補第２の３関係）

ア　指針Ⅰの就労不能等に伴う損害の終期についての考え方は、基本的には中間指針第二次追補第２の２の備考１及び２（前記第１の９参照）に同じである。但し、その終期は、一般的には営業損害の終期よりも早期に到来すると考えられることも考慮するものとする（備考１。なお、中間指針第四次追補第２の１備考８も参照）。

イ　指針Ⅱについて、「特別の努力」に係る「合理的かつ柔軟な対応」の考え方は、基本的には中間指針第二次追補第２の２の備考３（前記第１の９参照）に同じである（備考２）。

総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間中に、避難先等における営業・就労（ 転業・転職や臨時の営業・就労を含む。） によって得た利益や給与等は、本件事故がなくても当該営業・就労が実行されたことが見込まれるとか、当該営業・就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとか、その利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとする。

利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりする場合においては、多額であるとの判断根拠となった基準額を超過する部分又は損害額を上回る部分のみを、営業損害や就労不能損害の損害額から控除するものとする。

（理由等抜粋・要約）

避難先における営業又は就労の特殊性を考慮すると、当該営業又は就労は、本件事故がなくても実行されたと見込まれるとか、従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するとか、その利益や給与等の額が多額であるなどの特段の事情のある場合でない限り、臨時のアルバイト的な収入であると評価するのが相当であって、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないのが相当である（理由２抜粋）。

（上記総括基準に係る総括委員会決定（中間収入の非控除について））

東京電力株式会社は、平成２４年６月２１日、個人に対する本賠償の４回目の請求（請求対象期間：平成２４年３月１日から５月３１日）について、就労不能損害の中間収入の非控除限度額を１人月額５０万円とするプレスリリースを発表した。

当委員会は、平成２４年４月１９日、総括基準「営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について」を決定しているが、個別の和解仲介手続において、請求対象期間を問わず、非控除限度額の目安を１人月額５０万円とすることも差し支えない。

（中間指針第四次追補第２の１）

１　避難費用及び精神的損害

Ⅲ）中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については、１年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。

２　住居確保に係る損害（略）

（備考等抜粋・要約：中間指針第四次追補第２の１関係）

ア　営業損害の終期は、中間指針及び第二次追補で示したとおり、避難指示の解除、同解除後相当期間の経過、避難指示の対象区域への帰還等によって到来するものではなく、その判断に当たって

は、基本的には被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であり、避難指示解除後の帰還により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象となると考えられる（備考８）。

イ　被害者が移住等の先を決めるに当たっては、営業や就労に関する条件が大きな判断要素となると考えられ、移住等の場合、移住等の先において営業又は就労を行うことが期待されるほか、移住等を要しない場合であっても、避難先において営業又は就労の再開に向けた努力が期待されると考えられる。これまで必ずしも将来の生活に見通しをつけることができず、営業又は就労を再開していなかった者も、移住等の先又は避難先において、営業又は就労の再開に向けた努力が期待される。

なお、移住等の先や避難先での営農や営業については、これまでの指針において、逸失利益や財物の賠償に加え、事業に支障が生じたために負担した追加的費用や事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用として、商品や営業資産の廃棄費用、事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めている。事業者の多様性等に鑑みれば、これらについて一律の基準を示すことは困難であるため、東京電力株式会社においては、被害者が移住等の先や避難先で営農や営業を再開し生活再建を図るため、農地や事業拠点の移転等を行う場合、当該移転等に要する追加的費用に係る賠償についても、損害の内容に応じた柔軟かつ合理的な対応が求められる（中間指針第四次追補第２の２備考１０）。

⑵　当該指針等に関する和解事例（事業者の風評被害等による就労不能も含む。）

（補足説明）

１　中間指針第３の８は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により就労不能となった場合及び同７の営業損害を被った事業者に雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により就労不能となった場合を規定するが、ここでは便宜上、それに限らず、政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害（中間指針第４）、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害（中間指針第５）、その他の政府指示等に係る損害（中間指針第６）、いわゆる風評被害について（中間指針第７）、いわゆる間接被害（中間指針第８）等により営業損害を被った事業者に雇用されていた場合に生じた就労不能等についても、減収分、追加的費用等の区分ごとに事例を挙げた。

２　アの減収分に係る事例については、中間指針第８の対象であると思われる避難等対象区域内に勤務先又は住居があった場合と、それ以外の場合に区分した。就労不能に係る事例においては、必ずしも勤務先の被った営業損害が上記の区分のいずれであるかは明確ではないため、それ以上の区分は行わなかった。

３　なお、自主的避難の実行に伴い就労不能が生じた事例については、第１０の２⑶キを参照されたい。

ア　減収分

（補足説明）

中間指針第３の８備考６は、給与等の減収分は、原則として、就労不能等となる以前の給与等から就労不能等となった後の給与等を控除した額であり、当該「給与等」には各種手当、賞与等も含まれるとしている。

以下は、就労不能損害のうち、減収分に関する事例である。なお、雇用が継続しているもの、解雇等により離職し、未就労となった期間を対象とするもの、離職後再就職している期間を対象とするものについて、それぞれが明らかである事例については、(ｱ)から(ｳ)までに分けて事例を挙げたので、参照されたい。

【避難等対象区域内に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１６０※５】　原発事故当時、避難指示区域（富岡町）に居住していた申立人らについて、申立人夫にあっては原発事故後勤務先を自宅待機となって減収が生じ、申立人妻にあっては勤務先の退職を余儀なくされて収入を失ったとして、それぞれの平成２３年３月分から同年１１月分までの減収分についての賠償が認められた事例

【公表番号１８４※４】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住し、自主的避難を実行した者であって、緊急時避難準備区域にある勤務先に獣医師として勤務していた申立人について、原発事故により平成２３年３月から平成２４年５月までの間減収が生じたとして、その減収分の賠償が認められた事例

【公表番号３１１※７、※１０】 緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされた申立人らの就労不能損害について、長時間通勤及び週末移動を余儀なくされ、二重生活に耐えかねて平成２３年１２月に勤務先を退職した申立人父については退職後の減収分の賠償が、内定を取り消された申立人子については、内定先が内定取消しの撤回をしようとした事実があるものの、内定取消しが撤回されても避難元と避難先の距離等に照らせば、就労は不能であるとして賠償が認められた事例

（ｱ）雇用継続

（補足説明）

減収分に関する事例のうち、主に雇用は継続されているが就労不能損害が生じている事例を挙げた。

【避難等対象区域内に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２０２※２】　避難指示区域（双葉町）に居住し、美容師として勤務していた者が避難を余儀なくされ、就労等が不能等となったとして、平成２３年３月から同年１２月までの減収分に加え、勤務先から持ち出すことのできなかった美容師道具一式の購入費用が追加的費用として認められた事例

【公表番号３９２※４】 避難指示区域内に居住し、就業していた者について、避難を余儀なくされ休業したことにより賞与等が大幅に減額され、また平成２３年４月から昇給されることが決定していたにもかかわらず原発事故によって見送られたとして、同年３月から平成２４年３月までの減収分及び原発事故により見送られた昇給分を損害と認めた事例

【公表番号５９０※１】 計画的避難の実行後も特例的に操業を継続していた計画的避難区域内の工場に勤務していたが、平成２４年１１月に妊娠が判明したため、会社の指示により、翌１２月から休職せざるを得なくなった申立人の就労不能損害について、休職開始時期である同月から本来の産休開始日前日である平成２５年５月までの間の減収分が賠償された事例

【公表番号８３２※１】 避難指示区域から避難した役場職員について、子や家族と離れて避難生活を送りながら勤務を続けていたものの、避難者対応等の激務、避難長期化のため子と同居して世話をする必要が生じたこと等により、退職を余儀なくされたとして、就労不能損害として、平成２５年４月から同年１０月までの給与相当額が賠償された事例

【公表番号１０００※１～※５】 雇用期間を平成２３年３月から平成２４年２月までの１年間とする雇用契約に基づき、避難指示解除準備区域（浪江町）の会社に勤務し、会社が用意した同区域内の旅館に滞在していたものの、原発事故により北陸地方の自宅に避難した申立人について、雇用期間内は上記旅館に生活の本拠があったとして、平成２３年３月から平成２４年２月までの避難費用、精神的損害、就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１０６４※１】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（広野町）で原子力発電所の点検業務等を行う会社に勤務していた申立人について、原発事故後に業務内容が変化して収入が減少するなど勤務状況が不安定となった上、申立人がひとり親として同居する子の監護を行わなければならない中で同居する父親も介護が必要となったことから、平成２５年３月に自主退職し、就職活動も厳しく未就労であったことについて、原発事故の影響割合を７割として、平成２４年６月分から平成２６年２月分までの減収分の就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号１１６９※１】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人の就労不能損害について、避難の結果職場が遠方になったことによる通勤費の増額分（平成２７年３月から同年７月まで）の賠償のほか、避難により体調不良となった家族の通院付添いに伴う減収分（平成２４年４月から平成２７年７月まで）についても、休業損害を賠償する趣旨で、通院付添いをした日（家事都合・自宅付添いのための休暇日は除く。）について、年度ごとに平均日給に基づき算定した日数分が賠償された事例

【公表番号１１８９※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の工場に勤務し、日給による給与の支給を受けていたが、原発事故の影響により収入が減少し、さらに、 同工場が平成２７年３月に廃業となり退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、廃業後の就労の努力を基礎づける客観的資料がないこと等を考慮し、廃業前について減収分（原発事故の影響割合は１０割）が、廃業後について事故前の収入の一部（原発事故の影響割合は同月分から同年８月分まで５割、同年９月分から平成２８年２月分まで３割）が賠償された事例

【公表番号１２６５※２、※５】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、居住制限区域（富岡町）の店舗に勤務していたが、原発事故によって別店舗に異動して減収が生じた申立人母及び子の就労不能損害について、減収の直接の要因は勤務時間が減少し残業がなくなったことにあること、申立人子が知的障害を有していること、申立人母がその介護の必要があることにより、いずれも転職が容易でないこと等の一切の事情を考慮して、申立人母について平成２６年３月分から平成２８年２月分までの減収分に係る損害（原発事故の影響割合を平成２６年３月分から平成２７年２月分までについて５割、同年３月分から平成２８年２月分までについて２割５分とする。）、申立人子について平成２６年３月分から平成２８年７月分までの減収分に係る損害（原発事故の影響割合を平成２６年３月分から平成２７年２月分までについて１０割、同年３月分から平成２８年２月分までについて５割、同年３月分から同年７月分までについて２割５分とする。）等が賠償された事例

【公表番号１２８５※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、データ管理業務の委託を受けていた申立人（原発事故当時７０歳台後半）の就労不能損害について、避難指示によって相双地区における業務量が減少したこと、申立人の年齢や健康状態、業務委託契約の更新実績等を考慮して、平成２７年８月分まで減収分の全額が賠償された事例

【公表番号１４５４※４】 単身赴任で居住制限区域（富岡町）に居住し、原発事故後、家族のいる九州地方に避難した申立人について、原発事故に起因して発症した双極性感情障害により長時間勤務等が困難となって、それまで従事していた技術営業の仕事を行うことができず内勤の間接部門への配置転換を余儀なくされたため、賞与が減少し減収が生じたとして、平成２７年１２月から平成２８年５月までの減収分の賠償が認められた事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８７０※１】　 原発事故当時、避難指示解除準備区域（浪江町）所在の会社に勤務していた申立人の就労不能損害について、原発事故により勤務先が営業を停止し、平成２４年春頃に勤務先が移転して営業を再開し、申立人も就労を再開したことを考慮して、東京電力の直接請求手続において賠償を受けた期間以降の平成２３年９月から平成２４年１２月までの減収分の１０割が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９５０※１、※２】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（長女、二女）について、事故直後の避難のために勤務を休んだことによる就労不能損害（申立人長女につき平成２３年３月から同年４月まで、申立人二女につき平成２３年３月から同年５月まで）の賠償が認められた事例

【避難等対象区域外に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号９０４※１】　父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（いわき市）に戻り、母と子供が福島県外に避難を続けている家族について、母が避難開始後に甲状腺がんと診断され、子供は乳児であったこと等を考慮し、請求期間である平成２５年１２月末日までの避難継続の必要性を認め、原発事故によって勤務先の従業員が多数自主避難し逸失利益が発生したために平成２３年夏季賞与が減額された父に対し夏季賞与減額分として相当な金額が賠償された事例

【公表番号１２０３※１】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住し、同市内で釣り船の船頭として勤務していた申立人について、原発事故に基づく汚染水の影響等により釣りの対象魚の多くに出荷制限がかけられていること、漁協から出航制限がかけられ試験操業の範囲内で週末に限定して営業せざるを得ないこと等の事情に鑑み、就労不能損害として、中間収入を控除した平成２７年１月分から同年１２月分までの減収分（原発事故の影響割合１０割）が賠償された事例

（ｲ）解雇その他の離職（未就労）

（補足説明）

就労の不能等には、本件事故と相当因果関係のある解雇その他の離職も含まれる（中間指針第３の８備考１）。減収分に関する事例のうち、主に解雇等により離職し、未就労となった期間における就労不能損害に関する事例を挙げた。

【避難等対象区域内に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号３６７※１】　避難指示区域で高齢の親と同居しつつ同町内で就労していた申立人について、原発事故による避難により一緒に避難した高齢の親の体調が悪化して入院し看護が必要になったこと、勤務先が原発事故の影響により自主的避難等対象区域に移転したため通勤の負担が大きくなったことにより平成２３年１１月に退職を余儀なくされて被った就労不能損害（対象期間平成２４年１１月まで）が賠償された事例

【公表番号４６２※１】 緊急時避難準備区域内（南相馬市原町区）に居住しており、避難のために同区域内の職場を退職せざるを得なかった申立人について、就労不能損害の賠償終期を平成２４年１２月末とする東京電力の主張を排斥し、平成２５年１月から定年退職の予定時期であった同３月末までの就労不能損害１８４万２９８４円の賠償が認められた事例

【公表番号５０７※１】 避難指示区域内で居住及び就労していたが、避難先からの通勤が困難となったことから平成２３年７月に勤務先を退職した申立人について、同年３月から平成２４年１１月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号５４２※１】 緊急時避難準備区域に居住し、同区域内の農園で就労していた申立人らについて、農園の事業停止に伴う就労不能損害の賠償終期を平成２４年１２月末とする東京電力の主張を排斥し、平成２５年１月から同年１２月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号５７８※１】 避難指示区域からの避難中に妻が体調を崩し、妻の看病のために、自主的避難等対象区域内に所在する勤務先を自主退職した申立人（定年後の派遣社員）について、自主退職と原発事故による避難との間に相当因果関係を認め、将来分を含む自主退職後の就労不能損害（平成２４年４月から平成２６年３月まで）が賠償された事例

【公表番号６１５※１】 原発事故により避難指示区域（浪江町）から関東地方に転勤したが、一緒に関東地方に避難し、避難により心身の状況が悪化した両親の介護等のために平成２３年１２月に自主退職した申立人について、自主退職と原発事故との間の相当因果関係を認め、平成２４年１月から平成２５年３月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号７５１※１】 原発事故後、避難指示区域内にあった勤務先工場が閉鎖となり、勤務先会社から退職か、同じ会社の九州の工場への転勤かの選択を求められて、当時東京電力からの賠償等がどうなるかも不明であったことから、単身で九州の工場に異動したが、長期にわたる家族との別離と二重生活苦のために自主退職した申立人について、退職の形態が自主退職であることを考慮に入れても、原発事故と自主退職後の収入の減少との間に相当因果関係があると判断し、就労不能損害（申立人が退職 した翌月の平成２４年７月から和解案提示の直近である平成２５年９月まで）が賠償された事例

【公表番号８２５※１】 避難指示区域内の事業所で勤務していたが、原発事故により県外の関連会社への転籍を余儀なくされた後、うつ病を発症して自主退職をした申立人について、休職等の対応も考えられたのに自主退職をしているため、原発事故の影響割合は５割を超えるものではないという東京電力の主張を排斥し、転籍先で畑違いの専門知識や高度な語学力を求められたこと等の影響でうつ病を発症したことを考慮し、自主退職と原発事故との相当因果関係を認めて就労不能損害（原発事故の影響割合１０割）及び慰謝料が賠償された事例

【公表番号８４７※１、※２】 緊急時避難準備区域（広野町）から避難した申立人ら（乳幼児を含む。）について、自宅付近の放射線量及び乳幼児４人の避難先での進学・入園状況等から、避難継続の必要性を認め、平成２４年６月から平成２５年１０月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号８５６※１】 避難指示区域内の勤務先工場の閉鎖に伴い、他県のグループ会社に出向したが、適応することができず、うつ病等の精神的疾患にり患した後、会社からの強い退職勧奨によって出向先を退職せざるを得なくなった申立人について、原発事故と相当因果関係を有する損害として、平成２３年３月から平成２５年１２月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号８７８※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から関東地方に避難したが、同区域の解除後、夫のみ仕事のために南相馬市に戻り、妻子との別離が生じていた申立人らについて、原発事故から１年９か月余り経過した平成２４年１２月に妻子との別離を解消するために夫が自主退職したことと原発事故との間の相当因果関係を認め、影響割合を５割とした上で、平成２５年１月以降の就労不能損害等が賠償された事例

【公表番号８９７※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の勤務先が原発事故のため経営難に陥り、人員整理の対象となって退職を余儀なくされた５０歳台後半の申立人について、勤務期間が長く、原発事故がなければ定年まで就労継続の蓋然性があったこと、申立人の年齢からして再就職が困難であること等を考慮し、退職の４年後である平成２８年７月末までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号９０３※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、南相馬市避難要請区域（南相馬市鹿島区）の勤務先が原発事故のために閉鎖され、退職を余儀なくされた申立人について、申立人に身体障害（身体障害等級４級）があり、就職活動にもかかわらずいまだ就職できていないことを考慮して、就労不能損害（平成２５年１月から平成２６年１月まで）が賠償された事例

【公表番号９３０※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、同地域の漁港を拠点とする漁船の乗組員をしていた申立人について、東京電力は、船主に対して乗組員の給与を含む休漁損

害を賠償済みであると主張したが、休漁期間中の給与相当額から、船主から一部支払を受けた額を控除した額の就労不能損害（平成２３年３月から平成２６年１月まで）が、賠償された事例

【公表番号９６５※１】 帰還困難区域（双葉町）で居住・勤務していた申立人について、原発事故後、勤務先の要請に応じて自主的避難等対象区域（いわき市）での勤務を始め、そこでの就労を続けながら、週末には家族の避難先である埼玉県に通うという生活を約２年間にわたり送っていたが、体力的、精神的に限界を感じて平成２５年５月に勤務先を退職したこと等を考慮し、退職と原発事故との間の相当因果関係を認め、同年６月から平成２６年２月までの就労不能損害（減収分）が賠償された事例

【公表番号９８１※１】 帰還困難区域から避難した老齢の母を受け入れ、南相馬市原町区において平成２３年５月頃から同居していた申立人が、持病が悪化した母の介護に専念するため、平成２４年８月に勤務先を退職せざるを得なくなったとして、同年９月から平成２５年９月までの給与相当額の７割が、就労不能損害として賠償された事例

【公表番号１０３７※１】 緊急時避難準備区域の病院で勤務していたが、原発事故後に勤務状態が過酷となったこと等から体調に異変を生じ、うつ状態となって、平成２４年１２月に退職した申立人について、平成２５年１月分から平成２６年１２月分までの就労不能損害として、原発事故前の収入の２年分全額の賠償が認められた事例

【公表番号１０４７※１】 緊急時避難準備区域に居住し、定年後も再雇用制度を利用して勤続していたが、原発事故後、避難先である茨城県から通勤することとなり、通勤負担が増大したなどの理由により退職を余儀なくされた申立人について、申立人の業務内容や勤続年数等から平成２７年３月までの雇用継続が見込まれていたこと並びに申立人の年齢及び健康状態等から再就職は困難であったこと等を考慮し、就労不能損害（平成２４年９月から平成２７年３月まで）が賠償された事例

【公表番号１０５０※１】 緊急時避難準備区域から避難し、同区域内の勤務先からの退職を余儀なくされ、平成２５年４月に避難先で再就職した申立人について、避難先での仕事がパートで仕事内容も原発事故前と異なる職種であり、収入の額も原発事故前より大幅に減少したこと等の事情を考慮して特別の努力を認め、中間収入を控除せずに同年１月から平成２６年３月までの就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号１０５２※１】 緊急時避難準備区域に居住し同区域で就労していたが、原発事故直後に親族とともに避難して平成２３年３月に退職し、避難先で親族の介護等の事情のため就労困難であった申立人について、平成２５年１月から平成２７年１月までの就労不能損害の賠償を認めた事例

【公表番号１０６４※１】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（広野町）で原子力発電所の点検業務等を行う会社に勤務していた申立人について、原発事故後に業務内容が変化して収入が減少するなど勤務状況が不安定となった上、申立人がひとり親として同居する子の監護を行わなければならない中で同居する父親も介護が必要となったことから、平成２５年３月に自主退職し、就職活動も厳しく未就労であったことについて、原発事故の影響割合を７割として、平成２４年６月分から平成２６年２月分までの減収分の就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号１１４３※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、避難先で再就職したものの怪我により平成２６年６月に再就職先を退職した申立人について、平成２７年４月から同年８月までの就労不能損害として、事故前の収入の６割の金額が賠償された事例

【公表番号１１８２※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、同区域内の会社に勤務していた申立人（原発事故時７０歳台前半）について、定年退職の予定がなく、勤務先には８０歳台の従業員も勤務していたこと、申立人は健康状態に問題がなく、また、健康である限りは働き続けるつもりであったこと、申立人の年齢からは新たな就職先を見つけることが困難であること等の事情を考慮し、平成２６年３月分から同年１２月分までの就労不能損害の賠償（原発

事故の影響割合は同年３月分から同年７月分まで７割、同年８月分から同年１２月分まで５割）が認められた事例

【公表番号１１８９※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の工場に勤務し、日給による給与の支給を受けていたが、原発事故の影響により収入が減少し、さらに、同工場が平成２７年３月に廃業となり退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、廃業後の就労の努力を基礎づける客観的資料がないこと等を考慮し、廃業前について減収分（原発事故の影響割合は１０割）が、廃業後について事故前の収入の一部（原発事故の影響割合は同月分から同年８月分まで５割、同年９月分から平成２８年２月分まで３割）が賠償された事例

【公表番号１２０４※１】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（楢葉町）の勤務先に勤めていたが、原発事故により勤務先が休業となった申立人らの就労不能損害について、①勤務先が事業再開のための準備を行っており、申立人らもそれに参加するとともに、勤務先から、他社への再就職をしないよう説得を受けており、就職活動を行っていなかったこと、②勤務先が事業再開するよりも先に、平成２７年２月に東京電力による直接請求での賠償が打ち切られ、賠償金も給与も得られないため、同年４月に やむなく勤務先を退職し、就職活動を開始したが、事故前と同水準の収入を得られる 就職先は見付からず、平成２８年４月に自ら起業するに至ったこと等の事情を考慮し、事故前の収入に基づき、原発事故の影響割合を５割として平成２７年４月分から平成２８年３月分までが賠償された事例

【公表番号１２５３※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、原発事故に伴い避難したことにより職を失い、かつ、原発事故前から患っていたうつ病や糖尿病等の持病が悪化して就労できなくなった申立人について、持病は回復傾向にあるとも認められること、平成２７年７月から短期間ではあるがパートタイムとして勤務した実績があること等を考慮し、平成２５年９月分から平成２７年６月分までの就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号１２５８※１】 居住制限区域（浪江町）に居住し、避難指示解除準備区域（浪江町）の飲食店に勤務していたが、原発事故によって退職を余儀なくされた申立人（事故時６０歳台）の就労不能損害について、申立人は上記飲食店の店主とは遠縁の親戚で、原発事故がなければ勤務を継続していたことが見込まれること等の事情を考慮して、平成２７年３月分から平成２８年２月分まで、原発事故の影響割合を４割として賠償された事例

【公表番号１２８９※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難し、避難先で再就職したものの、頚椎症等により退職した申立人の就労不能損害について、頚椎症の発症と避難との相当因果関係を認め、退職後もその薬の副作用等により従来と同様の工場内作業に従事することが困難であったこと等を考慮して、平成２８年３月分までの損害が賠償された事例

【公表番号１３１０※２】緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人 について、原発事故当時は同区域内に勤務していたが、事故後に解雇された申立人の就労不能損害について、長年勤務していた事故前勤務先であれば、通院しながら勤務することも可能と考えられること等を踏まえて、平成２７年４月分から平成２８年３月分まで、原発事故の影響割合を２割として賠償された事例

【公表番号１３５０※２】 避難指示解除準備区域（楢葉町）から避難したが、同町内の就労先閉鎖に伴い退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、申立人が身体障害を有していること、原発事故前の就業に至る経緯及び就業状況等を考慮して、平成２８年３月分から従前の就労先に再就職できた前月である平成２９年５月分まで、原発事故の影響割合を９割として賠償された事例

【公表番号１３５７※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、平成２７年４月に帰還した後も平成２８年２月末まで就労していなかった申立人の就労不能損害について、帰還直後は就職活動が困難であったこと等を考慮し、平成２７年３月分から平成２８年２月分まで、原発事故の影響割合を６割として賠償された事例

【公表番号１３８９※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、避難指示区域内のタクシー会社で運転手として稼働していた申立人について、原発事故の影響により事業所が閉鎖して失職したことに伴い、申立人の日常生活上の運動量が減少し、身体障害を伴う持病が悪化したところ、失職及び持病の悪化により再就職が困難になったことと原発事故との相当因果関係を認め、平成２７年３月分から平成３０年２月分までの就労不能損害（原発事故の影響割合７割）が賠償された事例

【公表番号１３９７※１】 帰還困難区域（双葉町）に居住し、避難指示解除準備区域（浪江町）内の勤務先に就労していたが、勤務先の休業により失職した申立人の就労不能損害について、申立人は求職活動を行っていなかったものの、その理由が主に従前の勤務先の事業再開見込みが立ちつつあること（和解成立時において再開未了）や原発事故による重篤な疾病へのり患にあること等を考慮し、原発事故の影響割合を平成２８年３月分から平成２９年２月分までについて８割、同年３月分から同年１１月分までについて５割として賠償された事例

【公表番号１５３５※３、※４】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難を余儀なくされた申立人らの就労不能損害について、同区内の会社で代表取締役としての業務に従事していた申立人父については、避難により会社の操業が不能となるとともに、申立時点においても避難先で再就労に至っておらず減収が生じたとして、事故前収入を基準とし、原発事故の影響割合を平成２７年３月分から平成２８年２月分までは１０割、同年３月分から平成２９年２月分までは５割とした金額が、申立人子についても、避難により就労が不能となり、避難先でも再就労に至っておらず減収が生じたとして、原発事故の影響割合を平成２７年３月分から平成２８年２月分までは１０割、同年３月分から平成２９年２月分までは５割、同年３月分から平成３０年２月分までは３割とした金額が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５６２※３】 帰還困難区域（双葉町）において農業を営むほか、農閑期には同所所在の酒造業者において勤務をしていた申立人の勤務先の事業移転に伴う就労不能損害について、転職、転業は容易ではないことを踏まえ、平成２６年３月分から平成２８年２月分まで事故前収入の１０割の賠償が認められた事例

【公表番号１５９８※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、帰還困難区域（双葉町）に所在する勤務先に勤務していたが、原発事故に伴い退職を余儀なくされ、その後就労をするに至っていない申立人の就労不能損害について、退職後の申立人の健康状態及び就職活動の状況等を考慮し、平成２７年４月分から平成２８年２月分まで、原発事故の影響割合を７割として賠償された事例

【公表番号１６０７※３】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、自治体関連団体において臨時職員として稼働していたが、原発事故により避難して離職し、平成２７年に再就職したものの職場に恵まれず短期間で退職した申立人について、平成２７年３月分から同年８月分までは原発事故の影響割合を５割、同年９月分から平成２８年２月分までは影響割合を３割として就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１６７５※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の就労不能損害について、高次脳機能障害を有する夫の介護のため再就職をすることができなかったこと等を考慮し、平成２７年３月分から平成２９年２月分までの減収分（原発事故の影響割合として平成２７年３月分から平成２８年２月分までは５割、同年３月分から平成２９年２月分までは３割を乗じた額）が賠償された事例

【公表番号１６９１※４】 居住制限区域（富岡町）に居住しパート勤務をしていたところ、原発事故に伴う避難により退職を余儀なくされた申立人妻について、避難先に共に避難し同居していた義父母の体調が悪化して介護を迫られ、避難先での再就職が困難となったこと等の事情を考慮し、平成２９年８月分から申立人夫が職場を定年退職して介護することが可能となった平

成３０年６月分までの間の就労不能損害として、平成２９年８月は原発事故の影響割合を１０割、同年９月以降は申立人母がデイサービスを利用し始めた事情等も考慮し原発事故による影響割合を５割として損害額を算定し賠償された事例

【公表番号１６９５※４】　居住制限区域（飯舘村）に居住し、自主的避難等対象区域の勤務先で就労していたが、原発事故後に、勤務先の従業員らから、申立人が原発事故の被害者であることを理由とするいじめを受けたことにより抑うつ状態となり就労が困難となった申立人の平成２７年３月分から平成３０年３月分までの就労不能損害について、原発事故の影響割合を７割から３割へ順次漸減の上、賠償された事例

【公表番号１７０２※２】　帰還困難区域（大熊町）から避難したが、頭痛や不眠等の体調不良を理由に平成２９年９月末に勤務先を退職した申立人の平成２９年１０月から平成３１年１月までの就労不能損害について、申立人夫が退職後も避難生活によるストレスが原因の一つとなり平成２９年１０月に脳出血を、平成３１年２月に統合失調症を発症した事情等を考慮し、平成２９年１０月から平成３０年８月までの間及び平成３１年２月から令和元年６月までの間についてはいずれも原発事故の影響割合を５割とし、平成３０年９月から平成３１年１月までの間については同割合を２割５分として算定した金額が賠償された事例

【公表番号１７０９※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）からの避難後に、避難先で就職して収入を得ていたが、避難生活によるストレス等により体調を崩した申立人父の療養看護のために退職を余儀なくされた申立人母の就労不能損害について、直接賠償手続において賠償済みの期間後である平成２６年９月分から平成２７年２月分まで賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７２３※２】　帰還困難区域（浪江町）からの避難により離職した申立人父及び母の就労不能損害について、申立人祖母及び申立外祖母の介護に従事せざるを得ず再就職できないことにも合理的な理由があること等を理由に平成２７年３月分から平成２８年２月分まではそれぞれの減収分の１０割が、同年３月分から同年１２月分まではデイサービスが一週間当たり２回程度利用できるようになったこと等を踏まえてそれぞれの減収分の５割が、平成２９年１月分から同年１２月分まではデイサービスが隔日で利用できるようになったこと等を踏まえてそれぞれの減収分の２割５分の賠償が認められた事例

【公表番号１７３７※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人の就労不能損害として、原発事故の約１０年前から同じ勤務先での就労を継続していたことを踏まえ、直接請求手続で賠償を受けた期間以降の平成２５年１月から平成２７年３月まで減収分の賠償が認められた事例

【公表番号１７４４※２】　帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人の就労不能損害について、原発事故後も勤務を続け平成２７年１１月に退職したものの、退職の理由が避難によって職場への通勤時間が片道３時間になるなどの勤務条件が悪化したことにより体調を崩したためという事情を踏まえ、平成２６年３月から退職時である平成２７年１１月から相当期間経過した平成２８年５月までの減収分（ただし、平成２７年１２月以降は原発事故の影響割合を５割として算定）の賠償が認められた事例

【公表番号１７６７※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人の就労不能損害について、申立人は原発事故時妊婦であったところ、出産後も原発事故がなければ同居する夫の両親に子供を預けて復職する予定であったにもかかわらず、避難により両親と別離したため子供を預けることができず、また保育園も定員に達しており入園できなかったため復職できなかったこと等を考慮し、直接請求手続で賠償を受けた期間以降の平成２５年１月から復職した平成２６年７月までの減収分（原発事故の影響割合を平成２５年１月から同年５月までは１０割、同年６月から同年１０月までは７割、同年１１月から平成２６年３月までは５割、同年４月から同年７月までは３割として算定。）が賠償された事例

【公表番号１７８２※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の就労不能損害について、勤務していた避難指示解除準備区域（浪江町）内の職場が原発事故により閉業を余儀なくされ正社員の職を失ったことや年齢的に事故前と同等の職業に就くことが困難であることに鑑み平成２８年３月分から中古住宅を購入し入居してから１年後となる同年６月分まで、原発事故の影響割合を３割として就労不能損害が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８０９※１】　帰還困難区域（双葉町）に居住し、自宅近くの店舗に勤務していた申立人の平成２８年３月以降（前件の和解仲介手続において平成２８年２月までは賠償済み。）の就労不能損害について、家族が疾病や障害を抱えていて目が離せない状況であったところ、避難先では家族に常時目配りをしながら就労できる適切な環境が見つからず、就労が困難な状況が続いていたことを考慮し、平成２８年３月から同年７月までは原発事故前の給与の３割相当額が、同年８月から同年１２月までは同じく１割相当額が賠償された事例

【公表番号１８１３※２】　原発事故当時大学生で福島県外に居住していたものの、平成２３年４月には地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内にある実家に戻り就職予定であった申立人について、原発事故による内定取消しにより発生した同年５月分の就労不能損害が、同月における臨時就労の収入を特別の努力によるものとして控除せず賠償された事例

【公表番号１８３２※１】　居住制限区域（浪江町）から県外に避難した申立人について、避難先で就労できない事情を踏まえ、平成２７年２月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１８６０※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、平成２３年５月に出産した申立人の就労不能損害について、原発事故前において平成２３年３月下旬に産休取得し、育休後の平成２４年５月に復職を予定していたこと、育休を延長するかどうか決定する同年同月は事故時住所地の避難指示解除後相当期間内であること等を考慮して、平成２４年５月から平成２５年５月までは原発事故の影響割合を１０割、同年６月から平成２６年５月までは影響割合を３割として賠償された事例

【公表番号１８７２※１】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人について、直接請求手続においては資料不足を理由に賠償されなかった就労不能損害を、同手続で提出済みの資料等に基づき損害を認定し、平成２３年３月から同年１０月までの減収分が賠償された事例

【公表番号１８７０※２】　　原発事故当時、帰還困難区域（富岡町）所在の民宿にパート勤務していた申立人の就労不能損害について、原発事故により勤務先が営業を停止し、勤務先から営業可能な時が来たら再開するから待っていてほしいと依頼を受けて再就職しなかったことを考慮して、東京電力の直接請求手続において賠償を受けた期間以降の平成２４年６月から平成２６年２月までの就労不能損害が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９０３※３】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら夫妻について、申立人夫は避難先から事故時勤務先への通勤を断続的に行っていたこと、申立人妻は避難により勤務先からの退職を余儀なくされたこと等の事情を踏まえ、就労不能損害として、申立人夫には避難先からの通勤費増加分（平成２３年３月から平成２４年５月まで）及び申立人妻には減収分（平成２４年６月から平成２５年５月まで、影響割合５割）の賠償が認められた事例

【公表番号１９０７※２】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、縫製の内職に従事していた申立人について、直接請求手続にて、平成２３年３月から平成２４年５月までの期間につき、被用者として月額４万１６１０円の就労不能損害の賠償を受けていたところ、東

京電力より、平成２４年６月以降と同様、上記期間についても個人事業主として月額５万円にて算定のうえ差額分１２万５８５０円を支払う旨の主張があり、東京電力の提示額どおりの就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号２００２※３】居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦のうち、申立人妻についての就労不能損害（直接請求手続で賠償を受けた期間以降の平成２６年３月から平成２８年２月まで）が賠償された事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１０８※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人長男（原発事故当時６１歳）について、原発事故が原因で精神科に通院するようになった亡母（平成２５年９月死亡）を介護するため平成２４年９月に勤務先を退職せざるを得なかったことなどから、同年１０月分から平成２７年３月分までの就労不能損害として３１９万０２００円の賠償が認められた事例

【公表番号２１２２※２】　視力障害を有する被相続人が長年生活をしていた自宅から避難しことから生活全般の介護が必要となり、介護を行った申立人の就労が困難になったという事情を勘案し、申立人に対し、直接請求手続での既払分以降の平成２８年３月から被相続人の施設入所後一定期間が経過した平成３０年１０月まで、生命身体的損害にかかる就労不能損害（原発事故の影響割合は７割から３割に漸減）の賠償を認めるなどした事例

【避難等対象区域外に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２８８※１】　栃木県の観光客を対象とする農産物販売店のパート従業員に対して、店の風評被害を原因とする売上減少により解雇されたことに伴う就労不能損害（原発事故前の収入から、勤務しなければ支払われなかった交通費分を控除）が賠償された事例

【公表番号４１３※１】自主的避難等対象区域（田村市）に居住し、同市内の勤務先の工場が原発事故により閉鎖されたため退職を余儀なくされた者について、東京電力が支払を拒んだ時期以降もその減収分（平成２４年６月から平成２５年１月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号５０４※１】自主的避難等対象区域（田村市）に居住し、原発事故による風評被害のために同市内の勤務先工場が操業を停止することになり、平成２３年７月に退職せざるを得なくなった申立人について、就労不能損害の終期を平成２４年５月末とする東京電力の主張を排斥し、同年６月から平成２５年１月までの給与相当額の損害が賠償された事例

【公表番号５１５※１】自主的避難等対象区域に居住し、同区域内で魚の選別作業等のパートをしていた申立人らの就労不能損害について、前回の当センターでの和解では平成２４年８月末までの賠償がされ、再度の申立てによる今回の和解において、地元の漁業が再開していない状況等に鑑み、それ以降（同年９月から平成２５年４月まで）も賠償継続が認められた事例

【公表番号５２２※１】会津地域に居住し、原発事故により営業損害を被った同地域内にある勤務先からの退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、賠償終期を退職から１年後である平成２４年５月末までとする東京電力の主張を排斥し、同年６月から平成２５年３月までの期間の賠償が認められた事例

【公表番号５４６※１】自主的避難等対象区域内に居住し、同区域内の水産会社で就労していたが、原発事故により同社が営業損害を被ったため退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、賠償終期を平成２４年５月末とする東京電力の主張を排斥し、同年６月から平成２５年１月までの期間の賠償が認められた事例

【公表番号６３９※１】自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、勤務していたが、原発事故により勤務先が操業停止となり解雇を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、申立月である平成２５年３月までの賠償継続が認められた事例

【公表番号７０４※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、いわき市に事業所を持つ会社で勤務していた申立人について、原発事故により勤務先が操業停止となり解雇を余儀なくされたことに伴う就労不能損害が、東京電力が賠償していた後の期間である平成２４年６月分から平成２５年８月分まで賠償された事例

【公表番号７５９※１】 自主的避難等対象区域（福島県浜通り地方）の勤務先で就労していた原発事故時５０歳台の申立人が、原発事故に起因する人員整理で定年前に退職せざるを得なくなったとして、就労不能損害の賠償を申し立てたのに対し、和解案提示の直近月である平成２５年９月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号７９３※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、同市内の同じ食品製造会社に勤務していた申立人らについて、原発事故後１年以上経過後に生じた勤務先会社の廃業と原発事故との相当因果関係は、当該会社が東京電力から営業損害の賠償を受けていたことを考慮しても、肯定できるとして、平成２４年３月又は同年４月末日の整理解雇により生じた平成２５年９月（和解案提示日の前月）までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号８３４※１】 自主的避難等対象区域（川俣町）に居住し、福島市内の勤務先に、定年退職後、平成２３年３月末までの有期契約で再雇用されていたが、原発事故に伴い同年３月下旬に解雇された申立人について、原発事故がなければ雇用契約が更新されていた可能性が高かったことを考慮し、平成２５年６月以降の就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号１１１５※１】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住し、同地区の漁業協同組合に勤務していたが、原発事故による同組合の規模縮小に伴い解雇された申立人が、求職活動を継続しているものの、事故前と同種の仕事は募集が少なく、就職できていないこと等の事情から、請求期間である平成２６年７月分から平成２７年２月分までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１１２３※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）において、タクシー運転手として稼働していた申立人について、原発事故に伴う事業所の閉鎖により失職し、それにより日常生活上の運動量が減少し、身体障害を伴う持病が悪化したところ、失職及び持病の悪化と原発事故との相当因果関係があると認め、平成２３年３月分から平成２７年２月分までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１１３４※１】 自主的避難等対象区域（田村市）に居住し、同区域内の工場に勤務していたものの、原発事故後に同工場が閉鎖となり、他の工場への異動を希望せず自主退職した申立人について、申立人が母の介護をしながら勤務していたこと等を考慮して、平成２５年６月から平成２６年３月までの期間は１０割、同年４月から平成２７年３月までの期間は７割の就労不能損害を認めて総額５２１万０９１７円が賠償された事例

【公表番号１１６２※１】 自主的避難等対象区域（本宮市）に居住し、南相馬市内に所在する職場において勤務していたが、原発事故後に解雇された申立人について、平成２６年１２月まで原発事故の影響割合を６割とする就労不能損害を賠償された事例

【公表番号１２９２※１】 自主的避難等対象区域外である会津地域に居住し、同地域の観光会社に勤務していたが、風評被害の影響による業績悪化に伴い解雇された申立人（原発事故当時５０歳台）の、平成２６年４月以降の就労不能損害について、原発事故の影響割合を同月分から同年６月分までについて５割、同年７月分から同年９月分までについて３割、同年１０月分から同年１２月分までについて１割として賠償を認めた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１２１※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し同区域内の工場で４０年以上勤務していた申立人について、原発事故の影響により当該工場が稼働を停止するなどしたため、平成２３年６月に勤務先を退職することを余儀なくされたとして、平成２４年６月から平成２８年２月までの就労不能損害（原発事故の影響割合について、平成２４年６月から平成

２７年２月までは１０割、同年３月から平成２８年２月までは６割として算定。なお、平成２４年５月までは直接請求手続にて賠償済み。）が賠償された事例

（ｳ）解雇その他の離職（再就職）

（補足説明）

減収分に関する事例のうち、主に解雇等により離職し、その後再就職した場合における就労不能損害に関する事例を挙げた。

なお、以下には中間収入の控除・非控除にかかわらず再就職に関する事例を挙げているが、特別の努力・総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）に関し、特に紹介すべき事例については、重ねて後記ウ(ｴ)に挙げているので参照されたい。

【避難等対象区域内に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１８５※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、就労等が不能等となった申立人（大人）について、東京電力から直接請求での賠償を受けた際に就労不能損害から控除された中間収入相当額（平成２４年２月まで避難先において就労して得た賃金）について、特別の努力によりこれを非控除として賠償することが認められた事例

【公表番号２３９※１】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、就労等が不能等となった後、同一の勤務先に就労した申立人について、直接請求において原発事故後の収入分を控除されて賠償を受けていたところ、同一の勤務先に就職したのはたまたまであって、給与・勤務形態は原発事故前と異なることから特別の努力を認め非控除として賠償することが認められた事例

【公表番号２５９※１、※２】 自主的避難等対象区域に居住し、緊急時避難準備区域である南相馬市原町区で就労していた申立人が、避難をしなかったものの、就労先の移転により退職を余儀なくされ、その後再就職をしたが、特別の努力により原発事故前の平均月収と同額の就労不能損害（追加的費用を含む。平成２３年３月から平成２４年５月まで）が認められた事例

【公表番号３０３※１】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、就労等が不能等となった後、平成２３年１２月から平成２４年２月まで避難先における就労により収入があった者が、直接請求において当該避難先における収入分を控除されて賠償を受けていたところ、これを非控除として賠償することが認められた事例

【公表番号３２２※４】 避難指示区域に居住し、福島第一原子力発電所において除染作業を行う職務に従事していた申立人が、避難により退職を余儀なくされ、申立当初は支給された失業給付金を控除して請求していた就労不能損害について、その後請求を拡張し、失業給付金を控除せずに就労不能損害（平成２３年３月から同年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号３２５※１】 緊急時避難準備区域に居住し、自主的避難等対象区域内の医療機関に勤務していたが、避難により退職を余儀なくされたものの、平成２３年９月から同区域内の別の医療機関において正社員として勤務を開始した申立人について、東京電力による直接請求において就労不能損害額の算定から控除されて賠償の対象となっていなかった避難先での同月から平成２４年３月までの収入相当額について、特別の努力として、その賠償が認められた事例

【公表番号３７１※３】 避難指示区域に居住し同区域内で就労していたが原発事故による避難のため退職を余儀なくされた申立人父の就労不能損害について、避難先で再就職して得た中間収入について、避難前の業務内容とは異なること、安定性や継続性を有する就業とまではいうことができないことを考慮し、当該中間収入を控除せずに損害額を算定し（対象期間平成２４年１２月分まで）賠償された事例

【公表番号３７７※１】 避難指示区域内に居住し平成２３年４月から同区域内で正社員として就労することが内定していた申立人の就労不能損害（対象期間平成２４年２月分まで）について、避難先において内定先の系列関係にある勤務先の非正規社員として勤務して得た中間収入に

ついて、安定性や継続性を有する就業とまではいうことができないことを考慮し、当該中間収入を控除せずに損害額を算定し賠償された事例

【公表番号３９９※１】 避難指示区域内に居住し就業していたが、避難により就業先を自主退職し、その後避難先で再就職した者について、東京電力に対する直接請求において就労不能損害額の算定から控除されて賠償の対象となっていなかった避難先での収入相当額（平成２３年９月から平成２４年２月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号５０６※１】 屋内退避区域（いわき市内）に居住し、同市内の勤務先から風評被害による業績悪化が見込まれることを理由として解雇された申立人について、屋内退避区域の就労不能損害の終期を平成２４年５月末とする東京電力の主張を排斥し、同年６月から平成２５年３月までの給与相当額の就労不能損害が賠償された事例

【公表番号５４８※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しており、関東地方へ避難した後の平成２３年１０月に勤務先の退職を余儀なくされた申立人について、同人が南相馬市に帰還して間もない平成２５年４月末日時点においては事故前と同様の求職・就労環境にあるとは認められないとして、避難開始から同日までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号６５７※２】 原発事故当時、自主的避難等対象区域内の実家に住民票上の住所を残したまま、帰還困難区域（双葉町）の勤務先に住込みで働いていたところ、原発事故が発生して実家へ避難した申立人について、帰還困難区域からの避難者とした上で、実家へ戻った後もその避難が継続しているものと認定し、精神的損害及び就労不能損害が賠償された事例

【公表番号７９７※１】 川内村の緊急時避難準備区域に居住しており、原発事故による避難のために同区域内の職場を退職せざるを得なかった申立人について、緊急時避難準備区域の就労不能損害の終期を平成２４年１２月末とする東京電力の主張を排斥し、平成２５年１月以降の就労不能損害が賠償された事例

【公表番号８８６※１、※２】 原発事故当時、既に婚約しており、避難指示区域（浪江町）で同居していた夫婦（原発事故後婚姻）と子について、子の精神的損害のほか、夫が、平成２３年４月から同年８月までの間、原発事故直後に退職した勤務先に再就職し、単身で、避難先を転々としながら県外の勤務地等で働いていたことを考慮し、東京電力に対する直接請求で就労不能損害の算定から控除されていた上記期間の中間収入相当額を含め、就労不能損害（同年３月から平成２６年２月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号９６１※１】 原発事故後、避難指示解除準備区域（楢葉町）の雇用主から事業再開の見込みが立たないことを理由に解雇されたが、いわき市で新たな事業を開始した同じ雇用主に再就職した申立人について、解雇通知の存在や再就職の経緯等から失職の事実を認めた上で、再就職後の就労が原発事故前と同等の内容及び安定性・継続性を有するものとまではいうことができないとして、平成２３年６月から平成２４年２月までの就労不能損害の算定において再就職後の収入が控除されずに賠償された事例

【公表番号９８０※１】 帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人ら（夫婦）のうち、原発事故後に避難先で新たな仕事を始め、収入を得ている夫について、避難先における就労が従前と同等の内容を有するものではないとして、原発事故後の収入を控除せずに、請求のあった平成２５年６月分から平成２６年３月分までの就労不能損害が算定された事例

【公表番号９９４※１】 避難指示区域（大熊町）から避難し、失職した申立人について、避難先での仕事は知人の仕事を手伝う程度であり、就職活動を継続して行っているものの安定した職を見つけることができずにいること等の事情を考慮し、平成２６年３月から同年５月までの就労不能損害の算定において特別の努力を認め中間収入の全部が控除されずに賠償された事例

【公表番号１００１※１】 緊急時避難準備区域に居住し同区域内の美容室で勤務していたが、原発事故後避難し、避難先で再就職した申立人について、原発事故前と全く異なる業種に就いていること、再就職先の収入が原発事故前の半分以下であり、休日出勤をするなどして収入の確

保に努めていること等の事情を考慮し、再就職後の収入を控除せずに平成２６年８月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１０５０※１】 緊急時避難準備区域から避難し、同区域内の勤務先からの退職を余儀なくされ、平成２５年４月に避難先で再就職した申立人について、避難先での仕事がパートで仕事内容も原発事故前と異なる職種であり、収入の額も原発事故前より大幅に減少したこと等の事情を考慮して特別の努力を認め、中間収入を控除せずに同年１月から平成２６年３月までの就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号１０５２※１】 緊急時避難準備区域に居住し同区域で就労し、原発事故後に申立人の妻とともに避難した親族の介護のため平成２５年３月に退職し避難した申立人について、退職前の収入に影響割合を５割として乗じ、退職後の中間収入を控除した上で、同年４月から平成２７年１月までの就労不能損害の賠償を認めた事例

【公表番号１０７７※１】 自主的避難等対象区域に居住し、避難指示区域内の工場に勤務していた申立人について、一時的な配転命令との説明を受けて平成２３年５月に九州地方に転勤した後、原発事故の影響による工場閉鎖に伴う永続的な九州地方への配転命令を断り平成２５年７月に退職したことに伴う就労不能損害の賠償を認めた事例

【公表番号１０９６※１】 避難指示区域（大熊町）に居住し同区域内の塗装会社で塗装業務に従事していたものの、原発事故により同社の継続が不能となり失職した申立人について、避難生活中、塗装業を中心に就職活動を継続するも安定した就職先が見つからないこと、平成２６年４月から知人の塗装業務を手伝うこともあったが、日給で正式な雇用契約もなく、収入が安定しなかったこと等を考慮し、特別の努力として避難生活中の就労により得た収入を控除せずに、同年６月から平成２７年２月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１０９９※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたが、事故により勤務先が閉鎖となり、勤務先の指示により他県に転勤したものの、その後自主退職した申立人について、事故前の勤務形態、退職に至った経緯、退職後の就職活動状況等を考慮し、平成２７年３月分から同年５月分までの就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号１１２６※１】 避難指示区域（双葉町）から避難し、失職した申立人が避難先で再就職をしたものの、原発事故前は正社員であったが契約社員となったこと、職種及び勤務時間も異なること等の事情に鑑み、中間収入を控除せずに平成２６年４月から平成２７年３月までの就労不能損害の賠償を認めた事例

【公表番号１１３３※４】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らについて、平成２４年６月から平成２６年２月又は同年１２月までの就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号１１３５※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、避難指示解除準備区域（同市小高区）内の工場に勤務していたが、原発事故の影響により勤務先工場が閉鎖され、出向後、人員整理の対象となり自主退職を余儀なくされた申立人について、再就職先との給与差額全額の賠償が和解案提示直前の平成２７年７月分まで認められた事例

【公表番号１１３８※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、避難指示解除準備区域内（楢葉町）の工場に勤務していたものの、原発事故後に同工場が閉鎖となり、解雇された申立人について、平成２７年３月分から同年８月分までの給与減収分（再就職先との給与差額）の就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号１１４９※１】 緊急時避難準備区域に居住し、アトピーの持病を持ちながら、同区域内の美容室で就労していたが、原発事故後に勤務先を退職して避難し、避難先で再就職した申立人について、アトピーの持病のため通常の美容室での就職が限定されているため、事故後は美容室での就労が困難であったこと等の事情を考慮し、平成２６年９月分から平成２７年９月分までの就労不能損害（ただし、同年３月分までは原発事故の影響割合を１０割、同年４月分以降は原発事故の影響割合を６割として。）が賠償された事例

【公表番号１１６３※１】 避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住し帰還困難区域（富岡町）の勤務先に勤務していたが、原発事故により退職および避難を余儀なくされた申立人について、就職活動を継続し２度の再就職をしたものの原発事故前と同水準の待遇の仕事を見つけるには至らなかったこと等を考慮して、原発事故と減収との間に相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を３分の２として、平成２７年３月分から和解案提示の月である同年１１月分までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１１７５※１】 帰還困難区域（富岡町）に居住し、同区域内の飲食店に勤務していた申立人について、避難先で就職したアルバイトでの収入額を控除し、平成２７年３月分から平成２８年２月分までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１１７６※１】 緊急時避難準備区域（川内村）の職場に勤務していた申立人の就労不能損害について、同職場が原発事故により営業停止したことに伴い平成２３年３月に退職した後の同年４月の数日間の後片付けの日当や、同年８月に職場の一部営業再開に伴い復職した直後の人員・施設・時間を制限して営業していた同年１０月までの間の給料は、原発事故前と同様の安定性・継続性を有する就労による収入とまではいうことができないとして、これらを控除せずに損害額を算定して賠償された事 例

【公表番号１１７９※１】帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人の就労不能損害 について、年齢や事故前就労の安定性、避難先での就職活動を積極的に行い再就職していること等を考慮し、平成２７年３月分から平成２８年１月分まで、事故前からの減収分（原発事故の影響割合１０割）が賠償された事例

【公表番号１１８１※１】 居住制限区域（浪江町）から県外に避難して退職を余儀なくされ、避難先で再就職した申立人の就労不能損害について、原発事故前の仕事は公務員に準ずるものであり安定性の高いものであったこと、帰還できるようになれば復職する可能性があること等の事情を考慮して、平成２６年１２月分から平成２７年９月分までの減収分（原発事故の影響割合１０割）が賠償された事例

【公表番号１２０７※１】自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、避難指示区域内（楢葉町）の工場に勤務していたものの、原発事故の影響により同工場が閉鎖となり、解雇された申立人について、平成２７年９月分から平成２８年２月分までの給与減収分（再就職先との給与差額）の就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１２１７※２】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦の申立てのうち、避難により退職を余儀なくされた申立人夫の就労不能損害について、平成２６年１１月から避難先の配送業者にて梱包作業のパートとして再就職したものの、避難中に同申立人がうつ状態に陥ったことや、これにより勤務時間が制限されていること等の事情を考慮して、同月分から同申立人の事故前勤務先の定年退職予定月である平成２８年６月分までについて、減収分が全額賠償された事例

【公表番号１２２６※１】 居住制限区域（富岡町）から避難し、原発事故前の勤務先を退職した申立人の就労不能損害について、申立人は避難先で継続的に就職活動を行っているものの、断続的に非正規雇用を得ているに留まること等を考慮して、平成２７年３月から平成２８年３月までの減収分に係る損害（原発事故の影響割合５割）が賠償された事例

【公表番号１２７７※２】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難したことにより失職し、その後再就職したものの収入が減少した申立人夫及び妻それぞれの就労不能損害について、各自が転職をした経緯、避難前後の勤務内容、勤務時間、避難後の減収額等を考慮し、平成２７年３月から平成２８年２月までの期間について、原発事故の影響割合を夫について１０割、妻について５割として賠償された事例

【公表番号１２７９※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、タクシー会社に正社員として勤務していたが、原発事故によって他県に避難し、退職を余儀なくされた申立人（事故時６０歳台）の就労不能損害について、避難先では土地勘がなく同種の仕事をすることが困

難であったこと、平成２８年９月にはもとの住所地近くに転居し、その後別会社へ再就職していること等の事情を考慮して、同年３月分から同年９月分まで、原発事故の影響割合を５割として賠償された事例

【公表番号１２８８※１】 居住制限区域に居住し、経営状況の安定した企業で中高年になるまで就労していたが、原発事故後避難し、当該企業を平成２４年４月に解雇された申立人について、定年までの就労可能性を認め、平成２８年３月から同年８月までの減収分の５割の賠償が認められた事例

【公表番号１３１４※１】 帰還困難区域（富岡町）に居住し、同区域（同町）で勤務していたが、原発事故により勤務先が休業となり、平成２４年４月に解雇された申立人の就労不能損害について、申立人が解雇された直後に再就職していること、従来と同等の就労活動を営むことができる勤務先を探すのは必ずしも容易でないと考えられること等を考慮して、減収分について原発事故の影響割合を平成２８年２月分及び同年３月分について１０割、同年４月分から平成２９年３月分までについて８割、同年４月分から同年６月分までについて５割として賠償された事例

【公表番号１３２１※１】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、居宅と同じ敷地内で弟が経営する整骨院にて事務職として勤務していた申立人について、原発事故前の収入と再就職先の収入の差額を基礎とし、原発事故の影響割合を平成２７年３月から平成２８年７月まで１０割、同区の避難指示が解除された後の同年８月から同年１２月まで５割として就労不能損害が認められた事例

【公表番号１３２７※１】 居住制限区域（浪江町）から避難し、避難先で再就職したものの事故前の勤務に比して給料が低く生活が困難であったことから、より給料の高い職場に転職するために平成２７年２月に退職し、その後平成２８年３月に県外へ転居した申立人について、原発事故前の収入額を基に、平成２６年８月分から平成２７年３月分まで１０割、同年４月分から平成２８年３月分まで５割、同年４月分から同年９月分まで２割からそれぞれ原発事故後の収入額を控除した額が、就労不能損害として賠償された事例

【公表番号１３５１※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）の音楽教室において講師をしていたが、同教室の閉鎖に伴い退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、就労に至る経緯や就労内容等を考慮し、平成２７年８月分から平成２９年２月分までの減収に係る損害（原発事故の影響割合を、平成２８年２月分までは１０割、同年３月分以降は５割とする。）が賠償された事例

【公表番号１３７６※４】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人について、勤務先の事業の特殊性等から就労が継続され、事故前収入を得ることができたことの蓋然性を認め、平成２４年９月分から平成２７年８月分までの就労不能損害（減収分）が賠償された事例

【公表番号１４０９※１】 帰還困難区域（大熊町）に居住し、同町内で勤務していたが、原発事故の影響により勤務先が閉鎖されたために解雇され、平成２４年に他所に再就職した申立人について、その後の求職活動の内容等を考慮して、原発事故当時の収入の６割相当額から再就職先での収入を控除した残額について、平成２８年９月分から平成２９年８月分までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１４８２※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に家族と住み、避難指示解除準備区域の会社に勤務していた申立人の原発事故後の転職による就労不能損害について、申立人の勤続年数は２０年を超えており、原発事故がなければ引き続き 同じ会社に勤務することが見込まれたにもかかわらず、勤務先が原発事故を原因として他県へ移転したことから、申立人が事故後別離した家族と再び一緒に暮らすためには、勤務先を退職し転職せざるを得なかったこと、申立人の年齢は転職時５０歳台で従前と同程度の条件の再就職は困難であったこと、申立人は再就職後も求職活動を行っていたこと等の事情を考慮し、原発事故の影響割合を平成２

８年３月分から同年８月分までは５割、同年９月分から平成２９年２月分までは３割として、事故前収入と実収入との差額の一部が賠償された事例

【公表番号１５１１※３】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の平成２７年３月分から平成２９年２月分までの就労不能損害について、避難により両親と別離が生じたことにより仕事と育児とを両立できる環境が失われたが、時間の経過に伴う子らの成長及び申立人が資格を有することをも勘案して、原発事故との影響割合を平成２７年３月分まで１０割、同年４月分から同年８月分まで７割、同年９月分から平成２８年２月分まで５割、同年３月分から同年８月分まで３割、同年９月分から平成２９年２月分まで１割として、原発事故前の給与と上記期間の給与との差額の一部が賠償された事例

【公表番号１５１９※１、※２】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人の就労不能損害、通院交通費、通院慰謝料等について、原発事故後にＰＴＳＤにり患したこと等の事情を考慮し、平成２９年１２月分までについて、原発事故の影響割合を７割として賠償されたほか、同月分までの避難費用等が賠償された事例

【公表番号１５３０※１】 原発事故当時、福島県内の警備会社に勤務し、原発事故により避難指示区域から避難したことにより失職した申立人（原発事故当時５０歳台）の就労不能損害について、失職後の再就職の状況や就職活動の状況等の事情を考慮し、平成２７年３月から同年８月までの期間について事故前収入の３割相当額、同年９月から平成２８年２月までの期間について事故前収入の１割相当額が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５６４※１】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住し、自主的避難等対象区域（相馬市）内の漁業協同組合に勤務していたが、原発事故による同組合の規模縮小に伴い解雇され、その後、遅くとも平成２４年５月までに他所に再就職した申立人の平成２４年６月分から平成２９年２月分までの就労不能損害について、漁港の復旧状況並びに申立人の再就職及び求職状況等を考慮し、原発事故前の給与と上記期間に再就職先から受給した給与との差額の一部（平成２４年６月分から平成２５年１２月分までは１０割、その後、１割まで漸減）が賠償された事例

【公表番号１５７１※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人父及び母について、いずれも避難により退職を余儀なくされ、避難先で再就職するも減収が生じたとして、申立人父の就労不能損害として平成２４年７月から同年１２月まで「特別の努力」による避難後の実収入を控除しない賠償が認められるとともに、申立人母の就労不能損害として平成２４年７月から同年１２月までは減収分全額、平成２５年１月から平成２７年１２月までは減収分を基礎に原発事故の影響割合（１０割から１割まで漸減）を考慮した賠償が認められた事例

【公表番号１５８６※３】 原発事故に伴う避難により避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の就業先を退職し、避難先で平成２４年４月に再就職した申立人の就労不能損害について、平成２６年２月分までは原発事故前の収入の全額、同年３月分から平成２７年２月分までは同収入と再就職後の収入との差額分が賠償された事例

【公表番号１６１７※１】 居住制限区域（浪江町）から避難し、避難先で再就職した申立人の就労不能損害について、夜勤の回数を増やすなど避難中の申立人の就労状況等を考慮して、平成２７年３月分から同年１２月分まで原発事故前収入額の８割から同期間中の収入額を控除した額が賠償された事例

【公表番号１６６２※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、同区域（楢葉町）において勤務していた申立人について、原発事故後、勤務先の移転に伴い県外へ避難したが、勤務先が県内には戻らないことが決定したため平成２５年６月に同勤務先を退職し、同年１１月に再就職したことを考慮し、同年８月から平成２８年１２月までの就労不能損害（事故前収

入との差額に、原発事故の影響割合として平成２５年８月から同年１２月までは１０割、平成２６年は８割、平成２７年は５割、平成２８年は３割を乗じた額）が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７４４※３】　帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人の平成２６年３月から平成２７年２月までの就労不能損害について、申立人が原発事故後避難先で再就職したものの、これを退職したのは原発事故前の勤務先と労働環境が大きく異なっていたためでありやむを得ないものであるとして、賠償が認められた事例

【公表番号１７５３※３】　特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）に設定された自宅から避難した申立人らのうち、原発事故後に勤務先を退職した申立人母について、平成２３年３月分から平成２６年２月分までは事故前収入の減収分１０割（ただし、直接請求手続による既払分は除く。）、同年３月分以降は、申立人母に求められる就労の努力等も考慮し、同年３月分から同年８月分までは同減収分の７割、同年９月分から平成２７年２月分まで同減収分の５割、平成２７年３月分から平成２８年３月分まで同減収分の３割として算定された金額が賠償された事例

【公表番号１７８９※１】　旧緊急時避難準備区域（田村市）から小学生の子２名を連れて母子で避難した申立人（母）について、体調不良等のために就労が困難であった事情を踏まえて、直接請求手続では未払であった平成２５年１月から平成２７年２月までの就労不能損害（ただし、平成２６年３月以降分については、一定の収入があること等も考慮して、原発事故前の収入額に基づき原発事故の影響割合を５割とし、現実の収入額を控除して算定した。）が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８１０※１】　避難指示解除準備区域（富岡町）に居住し、避難指示解除準備区域（楢葉町）で勤務していたが、原発事故の影響により勤務先が閉鎖されたために解雇された申立人の就労不能損害について、同勤務先での事故前の就労が長期間安定して継続していたこと、避難直後から継続的にアルバイトをしていること、従来と同種の就労先を探すのが必ずしも容易ではないこと等を考慮し、平成２５年６月から平成２６年２月までは原発事故前の収入と同額（再就職先からの収入は控除せず。）の賠償が認められ、平成２６年３月から平成２９年２月までは原発事故前の収入から再就職先の実収入を控除した額に、原発事故の影響割合を平成２６年３月から平成２７年２月までは１０割、平成２７年３月から平成２８年２月までは８割、平成２８年３月から同年８月までは５割、平成２８年９月から平成２９年２月までは３割として算定した額の賠償が認められた事例

【公表番号１８３５※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から関東地方に避難し、同地で職を得た申立人ら夫婦のうち夫について、年齢的に転職が容易でないことなどから、直接請求手続で未賠償であった平成２５年１月から平成２６年３月までの就労不能損害（減収分）が賠償された事例

【公表番号１８４３※１】　避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた申立人の就労不能損害について、原発事故前の給与支払が現金手渡し方式であり、勤務先が津波被害を受けたこともあり原発事故前収入の裏付け資料が乏しく東京電力の直接請求手続では認められなかったものの、申立人及び原発事故当時の勤務先理事長からの聴取により事故前の収入を認定し、平成２３年３月から平成２６年２月までは認定された給与額全額が、同年３月から平成２７年６月までは認定された給与額と新規就労先給与額との差額の賠償が認められた事例

【公表番号１８６６※２】　居住制限区域（浪江町）から避難を余儀なくされ、就労が不能となった後、避難先における就労により収入があった申立人について、直接請求において原発事故後

の収入分を控除されて賠償を受けていたところ、特別の努力としてこれを非控除とし、直接請求手続では控除された平成２３年６月の実際の収入相当額を賠償することが認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９０８※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外へ避難した申立人ら（父、母、子）のうち、原発事故時南相馬市小高区で就労していた申立人母について、直接請求手続での既払分以降となる平成２５年１月から平成２７年２月までの就労不能損害が認められた事例

【公表番号１９２６※１】　緊急時避難準備区域（田村市）に居住していた申立人ら（夫婦とその子ら、両親、祖母）のうち、申立人夫について、原発事故後、同区域内の会社から神奈川県内の関連会社への出向に伴い同県に避難し、その後出向先になじめずうつ病等を発症し転職し、転職先では労災事故にあったこと等を考慮して、平成２７年１月から平成３０年９月までの就労不能損害（原発事故の影響割合を５割として算定。）の賠償が認められた事例

【公表番号２０３１※７】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人について、避難により失職し、再就職するも減収したこと等を考慮し、直接請求手続での既払分以降となる平成２７年３月から平成２９年２月までの就労不能損害として、減収分に影響割合（７割から２割に漸減）を乗じた金額が認められるなどした事例

【避難等対象区域外に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号５２０※１】　原発事故発生当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、同区域内に勤務していた者に、勤務先の事業縮小等の影響受けて退職したとして、平成２４年３月から再就職した同年１１月までの就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号５２８※１】 自主的避難等対象区域に居住し、田舎暮らし希望者を主要な顧客とする不動産会社で勤務していた者に、原発事故により顧客を失って退職を余儀なくされたとして、平成２４年６月から同年１２月までの就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号７４５※１】 自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住し、同区域内の建設会社で就労していたが、原発事故により同社が営業損害を被ったため退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、東京電力が申立人に対して賠償していた後の期間である平成２４年６月分から平成２５年７月分までの賠償が認められた事例

【公表番号７９３※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、同市内の同じ食品製造会社に勤務していた申立人らについて、原発事故後１年以上経過後に生じた勤務先会社の廃業と原発事故との相当因果関係は、当該会社が東京電力から営業損害の賠償を受けていたことを考慮しても、肯定できるとして、平成２４年３月又は同年４月末日の整理解雇により生じた平成２５年９月（和解案提示日の前月）までの就労不能損害（再就職による収入がある者については差額）が賠償された事例

【公表番号８２８※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、同市のゴルフ場でキャディーとして働いていたが、原発事故後に解雇され、平成２４年４月に同勤務先に再雇用されたものの減収が生じた申立人について、同年６月から平成２５年５月までの間の減収分について就労不能損害が認められた事例

【公表番号１００３※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、同市内の観光会社で勤務していたが、原発事故後の観光客の減少により勤務先が営業損害を被ったため退職を余儀なくされ、別会社に再就職した申立人について、就労不能損害として平成２５年６月から平成２６年５月までの給与の減収分４０万９６０６円が賠償された事例

【公表番号１０２９※１】 母国政府からの避難勧告を受け、平成２３年３月に自主的避難等対象区域から母国に避難し、平成２４年３月に日本に帰還した外国籍の申立人について、子２人を連れて避難したことや避難を開始した時期等の事情を考慮して、同月までの避難に合理性を認めた上で、避難により休職を余儀なくされた期間（平成２４年３月まで）及び日本への帰還後の再就職先における稼働状況が原発事故当時と同程度に戻るまでの期間（平成２５年１２月まで）の減収分について就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１１１３※１】 自主的避難等対象区域（田村市）に居住していたが、原発事故の影響により勤務先工場が閉鎖されたため、勤務先から解雇された申立人について、これまでの勤務状況や勤務先における定年等を考慮して、申立人の定年退職予定時期であった平成２７年５月分までの就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号１１８６※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、同市内の事業所に勤務していたが、原発事故による事業所閉鎖に伴い解雇され、避難先で再就職した申立人（原発事故時６０歳台前半）について、元の勤務先において、当初の雇用契約書上は有期雇用とされていたものの期間満了後も継続して雇用されていたこと等の事情を考慮し、就労不能損害として、平成２６年３月から申立人の元の勤務先の定年時期である平成２７年１０月までの減収分（原発事故の影響割合９割）が賠償された事例

【公表番号１２３４※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、同区域にある航空会社の事業所に勤務していたが、原発事故の影響による同事業所の閉鎖に伴い解雇され、平成２４年５月に他業種の会社に再就職した申立人（原発事故当時３９歳）の 就労不能損害について、申立人は、再就職前には求職活動を繰り返し行っており、再就職先では当初非常勤職員であったがその後準社員になっていること等の事情を考慮し、平成２６年１月分から平成２７年１２月分まで減収分の全額が賠償された事例

【公表番号１２４２※１】 自主的避難等対象区域（二本松市）に居住し、農業を営むとともに同市内において勤務していたが、原発事故後、勤務先の閉鎖により退職した申立人（原発事故当時５０歳台）の平成２７年６月分以降の就労不能損害について、勤務先の閉鎖に原発事故の影響が一定程度認められること、申立人は退職直後に再就職しており、そこでの収入も増加傾向にあること等を踏まえ、減収分について、原発事故の影響割合を同月分から同年８月分まで１０割、同年９月分から平成２８年２月分まで７割、同年３月分から同年５月分まで５割として損害が賠償された事例

【公表番号１３０８※１】 自主的避難等対象区域（二本松市）に居住し、同市内の牛の肥育農家の従業員として勤務していた申立人について、原発事故の影響により牛の出荷制限が実施されたことから勤務先が廃業したことに伴い、平成２４年１２月に県外の同種農家に転職したことにより生じた収入の減収分について、就労不能損害（同年３月分から平成２５年１２月分まで）が賠償された事例

【公表番号１３９０※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）の釣具店に勤務していたが、原発事故による勤務先の業績悪化を理由に解雇された申立人について、平成２５年１１月分から再就職する前月である平成２６年３月分までの就労不能損害が賠償された事例

イ　追加的費用

（補足説明）

中間指針第３の８備考７は、追加的費用には、対象区域内にあった勤務先が本件事故により移転、休業等を余儀なくされたために勤労者が配置転換、転職等を余儀なくされた場合に負担した転居費用、通勤費の増加分等及び対象区域内に係る避難等を余儀なくされた勤労者が負担した通勤費の増加分等も必要かつ合理的な範囲で含まれるとしている。以下は、就労不能損害のうち、追加的費用に関する事例である。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２０２※２】　避難指示区域（双葉町）に居住し、美容師として勤務していた者が避難を余儀なくされ、就労等が不能等となったとして、平成２３年３月から同年１２月までの減収分に加え、勤務先から持ち出すことのできなかった美容師道具一式の購入費用が追加的費用として認められた事例

【公表番号５２８※１】 自主的避難等対象区域に居住し、田舎暮らし希望者を主要な顧客とする不動産会社で勤務していた者に、原発事故により顧客を失って退職を余儀なくされたとして、平成２４年６月から同年１２月までの就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号５９１※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）で家族とともに居住し、避難指示解除準備区域の事業所に勤務していたが、原発事故による事業所閉鎖に伴い転勤となり、福島県外の事業所に単身赴任した申立人について、平成２３年６月から平成２５年２月までの間の帰省費用、二重生活で生じた生活費増加費用等の損害賠償が認められた事例

【公表番号６６４※１】 伊達市に居住する申立人が、避難指示区域内の勤務先工場が原発事故により閉鎖され、勤務先の指示により県外の別の工場への転勤及びそれに伴う単身赴任を余儀なくされたとして、住居費、生活費増加費用等の就労不能等に伴う追加的費用（平成２３年３月から平成２４年７月まで）が賠償された事例

【公表番号７６０※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、避難指示区域内の勤務先工場が原発事故により閉鎖され、県外工場に異動となり単身赴任をしている申立人について、単身赴任による追加的費用として、平成２５年７月までに生じた帰省・通院費用、生活費増加費用の賠償が認められた事例

【公表番号１０７７※２】 自主的避難等対象区域に居住し、避難指示区域内の工場に勤務していた申立人について、一時的な配転命令との説明を受けて平成２３年５月に九州地方に転勤したことによって生じた二重生活に伴う生活費増加分及び面会交通費の賠償を認めた事例

【公表番号１０９９※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたが、事故により勤務先が閉鎖となり、勤務先の指示により他県に転勤したものの、その後自主退職した申立人について、事故前の勤務形態、退職に至った経緯、退職後の就職活動状況等を考慮し、平成２７年３月分から同年５月分までの通勤費増加分の賠償が認められた事例

【公表番号１１６９※１】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人の就労不能損害について、避難の結果職場が遠方になったことによる通勤費の増額分（平成２７年３月から同年７月まで）の賠償のほか、避難により体調不良となった家族の通院付添いに伴う減収分（平成２４年４月から平成２７年７月まで）についても、休業損害を賠償する趣旨で、通院付添いをした日（家事都合・自宅付添いのための休暇日は除く。）について、年度ごとに平均日給に基づき算定した日数分が賠償された事例

【公表番号１２８７※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）に妻子とともに居住していた申立人について、原発事故の影響により避難指示区域内の勤務先の工場が閉鎖し、県外の工場への転勤を命じられ、単身赴任を余儀なくされた申立人の面会交通費、生活費増加分について、平成２８年１０月分までの損害が賠償された事例

【公表番号１３０８※２】 自主的避難等対象区域（二本松市）に居住し、同市内の牛の肥育農家の従業員として勤務していた申立人父とその家族である申立人母子について、原発事故の影響により牛の出荷制限が実施されたことから勤務先が廃業したことに伴い、申立人父が平成２４年１２月に県外の同種農家に転職し、申立人ら全員が県外に転居した際に支出した同年３月から平成２５年１２月までの交通費、家財道具購入費、住居関連費（清掃費用、仲介手数料、損害保険料、賃料増加分）が賠償された事例

【公表番号１３４３※１】 自主的避難等対象区域に居住し、避難指示区域内の勤務先に勤務していた申立人（取締役）について、原発事故により勤務先が県外に移転したことにより、申立人が単身赴任を余儀なくされて支出した追加的費用（家財道具購入費用、帰省に必要な交通費、

二重生活に伴う生活費増加費用。期間は、勤務先が移転した平成２３年６月から平成２９年３月まで。）が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９０３※３】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら夫妻について、申立人夫は避難先から事故時勤務先への通勤を断続的に行っていたこと、申立人妻は避難により勤務先からの退職を余儀なくされたこと等の事情を踏まえ、就労不能損害として、申立人夫には避難先からの通勤費増加分（平成２３年３月から平成２４年５月まで）及び申立人妻には減収分（平成２４年６月から平成２５年５月まで、影響割合５割）の賠償が認められた事例

ウ　その他

(ｱ) 就労予定者

（補足説明）

中間指針第３の８備考５は、未就労者のうち就労が予定されていた者については、その就労の確実性によっては、就労不能等に伴う損害を被ったとして賠償すべき損害の対象となり得るとしている。以下は、就労不能に関する事例のうち、事故前に就労が予定されていたがいまだ就労していなかった場合に関する事例を挙げた。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号３１１※１０】　緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされ、内定を取り消された者について、内定先が内定取消しの撤回をしようとしたが、避難元で内定取消しが撤回されても就労は不能であるとして賠償が認められた事例

【公表番号３７７※１】 避難指示区域内に居住し平成２３年４月から同区域内で正社員として就労することが内定していた申立人の就労不能損害（対象期間平成２４年２月分まで）について、避難先において内定先の系列関係にある勤務先の非正規社員として勤務して得た中間収入について、安定性や継続性を有する就業とまではいうことができないことを考慮し、当該中間収入を控除せずに損害額を算定し賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８１３※２】　原発事故当時大学生で福島県外に居住していたものの、平成２３年４月には地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内にある実家に戻り就職予定であった申立人について、原発事故による内定取消しにより発生した同年５月分の就労不能損害が、同月における臨時就労の収入を特別の努力によるものとして控除せず賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９１１※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しており、原発事故当時は無職であったが求職活動を行っていた申立人について、平成２３年３月１８日に採用面接予定があり採用される蓋然性があったこと、ただ募集枠が数名に限られていたこと等を考慮して、求人票に記載されていた雇用期間である平成２３年４月分から同年９月分まで、予定賃金の３分の１の金額が就労不能損害として賠償された事例

(ｲ) 退職金差額

（補足説明）

就労不能により減収分が生じた場合の一つとして、退職金について減収が生じることがあり得るが、以下は、就労不能に関する事例のうち、主に退職金差額に関する事例を挙げた。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号８３２※１】 避難指示区域から避難した役場職員について、子や家族と離れて避難生活を送りながら勤務を続けていたものの、避難者対応等の激務、避難長期化のため子と同居して世話をする必要が生じたこと等により、退職を余儀なくされたとして、賃金センサスを使用して算出された退職金減額分の７割が賠償された事例

【公表番号８３６※１】 避難指示区域内で母親や妻と居住し、原発事故後、仕事の関係で福島県に残ったものの、平成２４年３月に予定されていた定年退職前の、平成２３年６月に自己都合退職をした申立人について、茨城県に避難した母親等との別離を余儀なくされていた間に、介護を要する母親の状態が悪化し、母親の介護を巡って家庭不和が生じたこと、母親の介護を行うために申立人が退職したこと等を考慮し、定年退職の場合の退職金との差額分の賠償が認められた事例

【公表番号１１９１※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）の会社に勤務していたが、原発事故により同社が休業となり退職を余儀なくされた申立人らについて、申立人らの勤続期間が３０年以上であることや、勤務先の幹部社員といえること等の事情を考慮し、原発事故がなければ平成３１年の定年まで勤務していた蓋然性が高いとして、早期退職により支払われた退職金と定年退職の場合に支払われる退職金との差額の５割が損害として賠償された事例

【公表番号１２７２※１】 帰還困難区域内に居住し、同区域内の介護施設に次長として勤務していたが、原発事故によりいったん解雇された後、給与引下げの下で再雇用された申立人について、事故当時の勤務先の業種や昇給実績等から、勤務を継続していれば昇給したことの蓋然性を認め、平成２３年４月から想定退職時期の前月である平成２７年２月までの間の定期昇給額相当の賠償及び定年時に得べかりし退職金との差額相当額等が賠償された事例

【公表番号１２８８※２】 居住制限区域に居住し、経営状況の安定した企業で中高年になるまで就労していたが、原発事故後避難し、当該企業を平成２４年４月に解雇された申立人について、定年までの就労可能性を認め、実際の退職により得られた退職金と定年時に得られるはずであった退職金の差額の５割の賠償が認められた事例

【公表番号１３１４※１】 帰還困難区域（富岡町）に居住し、同区域（同町）で勤務していたが、原発事故により勤務先が休業となり、平成２４年４月に解雇された申立人の就労不能損害について、申立人が従来の勤務先に長期間にわたって勤務を継続していたこと等を考慮して、従来の勤務先において平成２８年８月まで勤務した後に退職した場合における退職金相当額と実際に支払われた退職金との差額が賠償された事例

【公表番号１３３４※１】 福島県内の金融機関の従業員であった申立人らが原発事故の影響に伴う勤務先の業績悪化により退職金を減額されたことについて、その減額分について原発事故の影響割合を５割として賠償された事例

【公表番号１３７８※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、避難指示区域内の小売店に勤務していた申立人（原発事故当時５１歳）について、原発事故に伴う勤務先店舗の閉店により解雇され、定年退職の場合に比して勤続年数が減少したことに伴い、退職金の額も減少したとして、原発事故の影響割合を２割として退職金差額分が賠償された事例

(ｳ) 帰還に伴う就労不能

（補足説明）

中間指針第四次追補第２の１備考８は、避難指示解除後の帰還により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象となると考えられるとしている。以下は、就労不能に関する事例のうち、帰還により損害が継続又は発生した場合に関する事例である。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１３５７※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、平成２７年４月に帰還した後も平成２８年２月末まで就労していなかった申立人の就労不能損害について、帰還直後は就職活動が困難であったこと等を考慮し、平成２７年３月分から平成２８年２月分まで、原発事故の影響割合を６割として賠償された事例

(ｴ) 特別の努力・中間収入の非控除

（補足説明）

中間指針第二次追補第２の３指針Ⅱは、就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要であるとしており、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）も原発事故後の中間収入の非控除について定めている。ここでは、これらに関する事例について、避難指示区域及び緊急時避難準備区域に係る事例に分けて挙げた。

東京電力プレスリリース（平成２４年６月２１日付け等）では平成２４年３月１日以降の収入月額５０万円まで非控除とする扱い（平成２５年６月１０日付けプレスリリース等により平成２３年３月から適用するよう改訂された。）としており、上記総括基準に係る平成２４年６月２６日付け総括委員会決定（中間収入の非控除について）も非控除限度額の目安を１人月額５０万円としていることから、概ねその範囲内の事例が多いと思われる。

【避難指示区域に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２３９※１】　避難指示区域から避難を余儀なくされ、就労等が不能等となった後、同一の勤務先に就労した申立人について、直接請求において原発事故後の収入分を控除されて賠償を受けていたところ、同一の勤務先に就職したのはたまたまであって、給与・勤務形態は原発事故前と異なることから特別の努力を認め非控除として賠償することが認められた事例

【公表番号３０３※１】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、就労等が不能等となった後、平成２３年１２月から平成２４年２月まで避難先における就労により収入があった者が、直接請求において当該避難先における収入分を控除されて賠償を受けていたところ、これを非控除として賠償することが認められた事例

【公表番号３２２※４】 避難指示区域に居住し、福島第一原子力発電所において除染作業を行う職務に従事していた申立人が、避難により退職を余儀なくされ、申立当初は支給された失業給付金を控除して請求していた就労不能損害について、その後請求を拡張し、失業給付金を控除せずに就労不能損害（平成２３年３月から同年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号３７１※３】 避難指示区域に居住し同区域内で就労していたが原発事故による避難のため退職を余儀なくされた申立人父の就労不能損害について、避難先で再就職して得た中間収入について、避難前の業務内容とは異なること、安定性や継続性を有する就業とまではいうことができないことを考慮し、当該中間収入を控除せずに損害額を算定し（対象期間平成２４年１２月分まで）賠償された事例

【公表番号３７７※１】 避難指示区域内に居住し平成２３年４月から同区域内で正社員として就労することが内定していた申立人の就労不能損害（対象期間平成２４年２月分まで）について、避難先において内定先の系列関係にある勤務先の非正規社員として勤務して得た中間収入について、安定性や継続性を有する就業とまではいうことができないことを考慮し、当該中間収入を控除せずに損害額を算定し賠償された事例

【公表番号３９９※１】 避難指示区域内に居住し就業していたが、避難により就業先を自主退職し、その後避難先で再就職した者について、東京電力に対する直接請求において就労不能損害額の算定から控除されて賠償の対象となっていなかった避難先での収入相当額（平成２３年９月から平成２４年２月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号６５７※２】 原発事故当時、自主的避難等対象区域内の実家に住民票上の住所を残したまま、避難指示区域内（双葉町）の勤務先に住込みで働いていたところ、原発事故が発生して実家へ避難した申立人について、申立人が事故前収入より多額の収入を得ているのは、震災復興のための特需であり安定性・継続性のある収入とまではいうことができないことから控除すべきでないとして、事故後の収入を非控除として就労不能損害が賠償された事例

【公表番号８８６※１、※２】 原発事故当時、既に婚約しており、避難指示区域（浪江町）で同居していた夫婦（原発事故後婚姻）と子について、子の精神的損害のほか、夫が、平成２３年４月から同年８月までの間、原発事故直後に退職した勤務先に再就職し、単身で、避難先を転々としながら県外の勤務地等で働いていたことを考慮し、東京電力に対する直接請求で就労不能損害の算定から控除されていた上記期間の中間収入相当額を含め、就労不能損害（同年３月から平成２６年２月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号９６１※１】 原発事故後、避難指示解除準備区域（楢葉町）の雇用主から事業再開の見込みが立たないことを理由に解雇されたが、いわき市で新たな事業を開始した同じ雇用主に再就職した申立人について、解雇通知の存在や再就職の経緯等から失職の事実を認めた上で、再就職後の就労が原発事故前と同等の内容及び安定性・継続性を有するものとまではいうことができないとして、平成２３年６月から平成２４年２月までの就労不能損害の算定において再就職後の収入が控除されずに賠償された事例

【公表番号９８０※１】 帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人ら（夫婦）のうち、原発事故後に避難先で新たな仕事を始め、収入を得ている夫について、避難先における就労が従前と同等の内容を有するものではないとして、原発事故後の収入を控除せずに、請求のあった平成２５年６月分から平成２６年３月分までの就労不能損害が算定された事例

【公表番号９９４※１】 避難指示区域（大熊町）から避難し、失職した申立人について、避難先での仕事は知人の仕事を手伝う程度であり、就職活動を継続して行っているものの安定した職を見つけることができずにいること等の事情を考慮し、平成２６年３月から同年５月までの就労不能損害の算定において特別の努力を認め中間収入の全部が控除されずに賠償された事例

【公表番号１０９６※１】 避難指示区域（大熊町）に居住し同区域内の塗装会社で塗装業務に従事していたものの、原発事故により同社の継続が不能となり失職した申立人について、避難生活中、塗装業を中心に就職活動を継続するも安定した就職先が見つからないこと、平成２６年４月から知人の塗装業務を手伝うこともあったが、日給で正式な雇用契約もなく、収入が安定しなかったこと等を考慮し、特別の努力として避難生活中の就労により得た収入を控除せずに、同年６月から平成２７年２月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１１２６※１】 避難指示区域（双葉町）から避難し、失職した申立人が避難先で再就職をしたものの、原発事故前は正社員であったが契約社員となったこと、職種及び勤務時間も異なること等の事情に鑑み、中間収入を控除せずに平成２６年４月から平成２７年３月までの就労不能損害の賠償を認めた事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５７１※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人の就労不能損害について、避難により退職を余儀なくされ、避難先で再就職するも減収が生じたとして、平成２４年７月から同年１２月まで「特別の努力」による避難後の実収入を控除しない賠償が認められた事例

【公表番号１５８６※３】　原発事故に伴う避難により避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の就業先を退職し、避難先で平成２４年４月に再就職した申立人の就労不能損害について、平成２６年２月分までは原発事故前の収入の全額、同年３月分から平成２７年２月分までは同収入と再就職後の収入との差額分が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８１０※１】　避難指示解除準備区域（富岡町）に居住し、避難指示解除準備区域（楢葉町）で勤務していたが、原発事故の影響により勤務先が閉鎖されたために解雇された申立人の就労不能損害について、同勤務先での事故前の就労が長期間安定して継続していたこと、避難直後から継続的にアルバイトをしていること、従来と同種の就労先を探すのが必ずしも容易ではないこと等を考慮し、平成２５年６月から平成２６年２月までは原発事故前の収入と同額（再就職先からの収入は控除せず。）の賠償が認められ、平成２６年３月から平成２９年２月までは原発事故前の収入から再就職先の実収入を控除した額に、原発事故の影響割合を平成２６年３月から平成２７年２月までは１０割、平成２７年３月から平成２８年２月までは８割、平成２８年３月から同年８月までは５割、平成２８年９月から平成２９年２月までは３割として算定した額の賠償が認められた事例

【公表番号１８１３※２】　原発事故当時大学生で福島県外に居住していたものの、平成２３年４月には地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内にある実家に戻り就職予定であった申立人について、原発事故による内定取消しにより発生した同年５月分の就労不能損害が、同月における臨時就労の収入を特別の努力によるものとして控除せず賠償された事例

【公表番号１８６６※２】　居住制限区域（浪江町）から避難を余儀なくされ、就労が不能となった後、避難先における就労により収入があった申立人について、直接請求において原発事故後の収入分を控除されて賠償を受けていたところ、特別の努力としてこれを非控除とし、直接請求手続では控除された平成２３年６月の実際の収入相当額を賠償することが認められた事例

【緊急時避難準備区域に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１８５※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、就労等が不能等となった申立人（大人）について、東京電力から直接請求での賠償を受けた際に就労不能損害から控除された中間収入相当額（平成２４年２月まで避難先において就労して得た賃金）について、特別の努力によりこれを非控除として賠償することが認められた事例

【公表番号２５９※１、※２】 自主的避難等対象区域に居住し、緊急時避難準備区域である南相馬市原町区で就労していた申立人が、避難をしなかったものの、就労先の移転により退職を余儀なくされ、その後再就職をしたが、特別の努力により原発事故前の平均月収と同額の就労不能損害（追加的費用を含む。平成２３年３月から平成２４年５月まで）が認められた事例

【公表番号３２５※１】 緊急時避難準備区域に居住し、自主的避難等対象区域内の医療機関に勤務していたが、避難により退職を余儀なくされたものの、平成２３年９月から同区域内の別の医療機関において正社員として勤務を開始した申立人について、東京電力による直接請求において就労不能損害額の算定から控除されて賠償の対象となっていなかった避難先での同月から平成２４年３月までの収入相当額について、特別の努力として、その賠償が認められた事例

【公表番号７９７※１】 川内村の緊急時避難準備区域に居住しており、原発事故による避難のために同区域内の職場を退職し、事故後に除染の仕事に就いた申立人について、平成２５年９月には事故前よりも増収しているものの、除染の仕事は雨の日や冬の間は仕事ができず収入がなくなるため不安定であって、和解対象期間を通してみれば損害がいまだに発生していると認定し、同年１月から同年１０月末までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１００１※１】 緊急時避難準備区域に居住し同区域内の美容室で勤務していたが、原発事故後避難し、避難先で再就職した申立人について、原発事故前と全く異なる業種に就いていること、再就職先の収入が原発事故前の半分以下であり、休日出勤をするなどして収入の確保に努めていること等の事情を考慮し、再就職後の収入を控除せずに平成２６年８月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１０５０※１】 緊急時避難準備区域から避難し、同区域内の勤務先からの退職を余儀なくされ、平成２５年４月に避難先で再就職した申立人について、避難先での仕事がパートで仕事内容も原発事故前と異なる職種であり、収入の額も原発事故前より大幅に減少したこと等の事情を考慮して特別の努力を認め、中間収入を控除せずに同年１月から平成２６年３月までの就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号１１７６※１】 緊急時避難準備区域（川内村）の職場に勤務していた申立人の就労不能損害について、同職場が原発事故により営業停止したことに伴い平成２３年３月に退職した後の同年４月の数日間の後片付けの日当や、同年８月に職場の一部営業再開に伴い復職した直後の人員・施設・時間を制限して営業していた同年１０月までの間の給料は、原発事故前と同様の安定性・継続性を有する就労による収入とまではいうことができないとして、これらを控除せずに損害額を算定して賠償された事例

(ｵ) その他

（補足説明）

就労不能損害に関し、上記(ｱ)から(ｴ)まで以外の問題点を含む事例を挙げた。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号３９２※４】 避難指示区域内に居住し、就業していた者について、避難を余儀なくされ休業したことにより賞与等が大幅に減額され、また平成２３年４月から昇給されることが決定していたにもかかわらず原発事故によって見送られたとして、同年３月から平成２４年３月までの減収分及び原発事故により見送られた昇給分を損害と認めた事例

【公表番号５０３※３】 南相馬市鹿島区に自宅があり、いわき市に単身赴任中であったが、避難指示区域（浪江町）に居住していた両親の避難及び生活の支援等のため、有給休暇を取得せざるを得なかった申立人について、その日数に応じた給与相当額の一部の賠償が認められた事例

【公表番号９８１※１】 帰還困難区域から避難した老齢の母を受け入れ、南相馬市原町区において平成２３年５月頃から同居していた申立人が、持病が悪化した母の介護に専念するため、平成２４年８月に勤務先を退職せざるを得なくなったとして、請求のあった同年９月から平成２５年９月までの給与相当額の７割が、就労不能損害として賠償された事例

【公表番号１１４３※２】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、避難先で再就職したものの怪我により平成２６年６月に再就職先を退職した申立人について、就労不能損害の賠償を請求するに当たり、申立人が怪我を負い、就労できずにいることを裏付ける診断書の発行手数料が賠償された事例

【公表番号１２７２※１】 帰還困難区域内に居住し、同区域内の介護施設に次長として勤務していたが、原発事故によりいったん解雇された後、給与引下げの下で再雇用された申立人について、事故当時の勤務先の業種や昇給実績等から、勤務を継続していれば昇給したことの蓋然性を認め、平成２３年４月から想定退職時期の前月である平成２７年２月までの間の定期昇給額相当の賠償及び定年時に得べかりし退職金との差額相当額等が賠償された事例

１１　検査費用（物）（中間指針第３の９）

⑴　中間指針等の整理

（中間指針第３の９）
対象区域内にあった商品を含む財物につき、当該財物の性質等から、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的であると認められた場合には、所有者等の負担した検査費用（検査のための運送費等の付随費用を含む。以下同じ。）は必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋・要約）

ア　個々の財物がその価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露しているか否かは不明であるが、財物の価値ないし価格は、当該財物の取引等を行う人の印象・意識・認識等の心理的・主観的な要素によって大きな影響を受け、しかも、財物に対して実施する検査は、取引の相手方による取引拒絶、キャンセル要求又は減額要求等を未然に防止し、営業損害の拡大を最小限に止めるためにも必要とされる場合が多い。したがって、平均的・一般的な人の認識を基準として当該財物の種類及び性質等から、その所有者等が当該財物の安全性に対して危惧感を抱き、この危惧感を払拭するために検査を実施することが必要かつ合理的であると認められる場合には、その負担した検査費用を損害と認めるのが相当である（備考１）。

イ　避難指示等の前に本件事故により生じた検査費用があれば、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、その検査費用も必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる（備考２）。

⑵　当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

中間指針第３の９の指針に係る事例である。なお、避難等対象区域外の財物において問題となる検査費用については、第５「いわゆる風評被害について」において取り上げられている事例を参照されたい。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１６０※１】　原発事故当時、避難指示区域（富岡町）に居住していた申立人らについて、１回目の検査で線量が高かったため再度詳細に行ったとして、車の放射線検査費用合計２回分の賠償が認められた事例

【公表番号９５２※３】 帰還困難区域（大熊町）で不動産販売業等を営んでいた申立会社が、不動産取引の際の重要事項として線量を説明するのに必要であるとして購入した放射線測定器の購入費用１８万９０００円が賠償された事例

【公表番号１２９４※２】 申立会社が所有する緊急時避難準備区域（田村市）所在の販売用の緑化木について、緑化木の汚染状況を確認するための放射線検査費用（平成２７年８月）が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６６６※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において主に菌床しいたけ栽培業者向けのおが粉の製造販売業等を営む申立人について、原発事故の影響によりおが粉の安全性を証明するための放射線検査の実施を余儀なくされたとして、平成２９年７月から平成３１年３月までに支出した同検査費用及び同検査実施のためのおが粉運搬費用の全額が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８６０※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、平成２８年８月に、自宅の公的除染の際、庭木の伐採を行わなければ高線量部分の除染作業ができないといわれて自主的に庭木を伐採した費用の約３割が賠償された事例

１２　財物価値の喪失又は減少等（中間指針第３の１０・第二次追補第２の４・第四次追補第２の２）

⑴　中間指針等の整理

（中間指針第３の１０）

財物につき、現実に発生した以下のものについては、賠償すべき損害と認められる。なお、ここで言う財物は動産のみならず不動産をも含む。

Ⅰ）避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用、修理費用等）は、賠償すべき損害と認められる。

Ⅱ）Ⅰ）のほか、当該財物が対象区域内にあり、

①　財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合

又は、

②　①には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

Ⅲ）対象区域内の財物の管理が不能等となり、又は放射性物質に曝露することにより、その価値が喪失又は減少することを予防するため、所有者等が支出した費用は、必要かつ合理的な範囲において賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋・要約）

ア　指針Ⅰについて、当該財物が商品である場合には、これを財物価値（客観的価値）の喪失又は減少等と評価するか、あるいは、営業損害としてその減収分（逸失利益）と評価するかは、個別の事情に応じて判断されるべきである（備考１）。

イ　立入りができないため、価値の喪失又は減少について現実に確認できないものは、蓋然性の高い状況を想定して喪失又は減少した価値を算定することが考えられる（備考１）。

ウ　指針Ⅰ及びⅡについて、合理的な修理、除染等の費用は、原則として当該財物の客観的価値の範囲内のものとするが、文化財、農地等代替性がない財物については、例外的に、合理的な範囲で当該財物の客観的価値を超える金額の賠償も認められ得る（備考４）。

エ　損害の基準となる財物の価値は、原則として、本件事故発生時点における財物の時価に相当する額とすべきであるが、時価の算出が困難である場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った帳簿価額を基準として算出することも考えられる（備考５）。

オ　不動産売買契約及び不動産賃貸借契約（以下「不動産関連契約」という。）の契約価格の下落に係る損害については、本件事故がなければ当初予定していた価格で契約が成立していたとの確実性が認められる場合は、合理的な範囲で現実の契約価格との差額につき賠償すべき損害と認められ、不動産関連契約の締結拒絶又は途中破棄等に係る損害については、本件事故がなければ当該契約が成立又は継続していたとの確実性が認められる場合は、合理的な範囲で賠償すべき損害と認められ、不動産を担保とする融資の拒絶による損害や不動産賃貸借における賃料の減額を行ったことによる損害等については、本件事故がなければ当該融資の拒絶や賃料の減額等が行われなかったとの確実性が認められる場合には、合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる（備考６）。

（中間指針第二次追補第２の４）

４　財物価値の喪失又は減少等

中間指針第３の［損害項目］の１０の財物価値の喪失又は減少等は、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

Ⅰ）帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により１００パーセント減少（全損）したものと推認することができるものとする。

Ⅱ）居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により一定程度減少したものと推認することができるものとする。

（備考等抜粋・要約：中間指針第二次追補第２の４関係）

ア　指針Ⅰについて、財物価値の喪失又は減少等については、中間指針第３の１０において「現実に価値を喪失し又は減少した部分」を賠償すべき損害と認めているが、特に帰還困難区域内の不動産については、５年以上の長期間にわたり立入りが制限され使用ができないこと等の特別の事情があり、当面は市場価値が失われたものと観念することができる。このため、迅速な被害者救済の観点から、当該不動産に係る財物価値が本件事故発生直前の価値を基準として１００パーセント減少（全損）したものと推認することによって、本件事故直前の価値の全額を賠償対象とすることができるものとする（備考１）。

イ　指針Ⅱについて、居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値についても、帰還困難区域内の不動産に準じ、一定期間使用ができないこと等を踏まえ、その価値減少分を客観的に推認することによって、当該減少分を賠償対象とすることができるものとする（備考２）。

ウ　「本件事故発生直前の価値」は、例えば居住用の建物にあっては同等の建物を取得できるような価格とすることに配慮する等、個別具体的な事情に応じて合理的に評価するものとする（備考３）。

エ　賠償後に東京電力株式会社の費用負担による除染、修理等によって価値が回復した場合には、当事者間の合意によりその価値回復分を清算することが考えられる（備考４）。

オ　地震・津波による損害については賠償の対象とはならないが、本件事故による損害か地震・津波による損害かの区別が判然としない場合もあることから、合理的な範囲で、「原子力損害」に該当するか否か及びその損害額を推認することが考えられるとともに、東京電力株式会社には合理的かつ柔軟な対応が求められる（備考５）。

総括基準（避難等対象区域内の財物損害の賠償時期について）

次に掲げる損害は、現地への立ち入りができない等の理由により被害物の現状等が確認できない場合であっても、速やかに賠償すべき損害と認められる。

１）動産（製造業の機械・機具などの生産設備、卸小売業・サービス業などその他の事業者の事業用設備、住宅の家財等）であって、避難等対象区域内に存在するものについての、下記の損害

① 避難等を余儀なくされたことに伴い管理が不能等となったため、価値の全部又は一部が失われた場合における価値の喪失又は減少分及びこれらに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用

② その価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合における価値の喪失又は減少分及びこれらに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用

③ 財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われた場合における価値の喪失又は減少分及びこれらに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用

２）不動産であって、避難等対象区域内に存在するものについての、上記１）の① から③ までに記載の損害

（理由等抜粋・要約）

中間指針第３の１０備考１に「立ち入りができないため、価値の喪失又は減少について現実に確認ができないものは、蓋然性の高い状況を想定して喪失又は減少した価値を算定することが考えられる」とあることからすれば、動産、不動産の価値の喪失又は減少について、現地への立ち入りができない等の理由により被害物の現状等が確認できない場合であっても、速やかに賠償すべき損害と考えるべきである（理由抜粋）。

（中間指針第四次追補第２の２）

２　住居確保に係る損害

Ⅰ）前記１のⅠ）①の賠償の対象者で従前の住居が持ち家であった者が、移住又は長期避難（以下「移住等」という。）のために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

①　住宅（建物で居住部分に限る。）取得のために実際に発生した費用（ただし、③に掲げる費用を除く。以下同じ。）と本件事故時に所有し居住していた住宅の事故前価値（第二次追補第２の４の財物価値をいう。以下同じ。）との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の 75%を超えない額

②　宅地（居住部分に限る。以下同じ。）取得のために実際に発生した費用（ただし、③に掲げる費用を除く。）と事故時に所有していた宅地の事故前価値（第二次追補第２の４の財物価値をいう。以下同じ。）との差額。ただし、所有していた宅地面積が 400 ㎡以上の場合には当該宅地の 400 ㎡相当分の価値を所有していた宅地の事故前価値とし、取得した宅地面積が福島県都市部の平均宅地面積以上である場合には福島県都市部の平均宅地面積（ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は所有していた宅地面積）を取得した宅地面積とし、取得した宅地価格が高額な場合には福島県都市部の平均宅地面積（ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は所有していた宅地面積）に福島県都市部の平均宅地単価を乗じた額を取得した宅地価格として算定する。

③　①及び②に伴う登記費用、消費税等の諸費用

Ⅱ）前記１のⅠ）①の賠償の対象者以外で避難指示区域内の従前の住居が持ち家であった者で、移住等をすることが合理的であると認められる者が、移住等のために負担したⅠ）①及びⅠ）③の費用並びにⅠ）②の金額の 75%に相当する費用は、賠償すべき損害と認められる。

Ⅲ）Ⅰ）又はⅡ）以外で従前の住居が持ち家だった者が、避難指示が解除された後に帰還するために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

①　事故前に居住していた住宅の必要かつ合理的な修繕又は建替え（以下「修繕等」という。）のために実際に発生した費用（ただし、③に掲げる費用を除く。）と当該住宅の事故前価値との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の 75%を超えない額

②　必要かつ合理的な建替えのために要した当該住居の解体費用

③　①及び②に伴う登記費用、消費税等の諸費用

Ⅴ）Ⅰ）ないしⅣ）の賠償の対象となる費用の発生の蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、これらの費用を事前に概算で請求することができるものとする。

（備考等抜粋・要約：中間指針第四次追補第２の２関係）

ア　指針Ⅰについて、中間指針第四次追補第２の１指針Ⅰ①の精神的損害が賠償の対象となる地域（帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域）は、避難指示解除時期の見通しすら立たない状況であり、本件事故時に当該地域に居住していた避難者は、移住等を行うことが必要と認められる（備考１）。

イ　指針Ⅱについて、「移住等をすることが合理的と認められる場合」とは、例えば、帰還しても営業再開や就労の見通しが立たないため避難指示の解除前に新しい生活を始めることが合理的と認められる場合、現在受けている医療・介護が中断等されることにより帰還が本人や家族の医療・介護に悪影響を与える場合、避難先における生活環境を変化させることが子供の心身に悪影響を与える場合等が考えられる（備考２）。

ウ　指針Ⅰ①、Ⅱ及びⅢ①について、特に築年数の経過した住宅の事故前価値が減価償却により低い評価とならざるを得ないことを考慮し、公共用地取得の際の補償額（築４８年の木造建築物であっても新築時点相当の価値の５割程度を補償）を上回る水準で賠償されることが適当と考えられる（備考３）。

エ　指針Ⅰ②及びⅡについて、避難者が実際に避難している地域や移住等を希望する地域が、従前の住居がある地域に比して地価単価の高い福島県都市部である場合が多いことから、移住等に当たって、移住等の先の宅地取得費用が所有していた宅地の事故前価値を超える場合が多く生じ得ることを考慮した。所有していた宅地面積の基準は、福島県の平均宅地面積を考慮し４００㎡とした。また、「福島県都市部の平均宅地面積」及び「福島県都市部の平均宅地単価」は、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、二本松市及び南相馬市について、専門機関に委託して調査した結果、当面は２５０㎡及び３８，０００円／㎡を目安とすることが考えられる（備考４）。なお、「福島県都市部の平均宅地単価」については、平成２８年１月２８日第４３回原子力損害賠償紛争審査会において４１，０００円／㎡と、平成２９年１月３１日第４５回原子力損害賠償紛争審査会において４３，０００円／㎡と、平成３１年１月２５日第４９回原子力損害賠償紛争審査会において４５，０００円／㎡と、それぞれ改定されている。

オ　指針Ⅱについて、対象となる地域は居住制限区域及び避難指示解除準備区域であり、避難指示の解除等により土地の価値が回復し得ることを考慮した（備考５）。

カ　指針Ⅲについて、建替えの必要性を客観的に判断するに当たっては、管理不能に伴う雨漏り、動物の侵入、カビの増殖等の事態を受け、建替えを希望するという避難者の意向にも十分に配慮して柔軟に判断することが求められる。そのため、例えば、木造建築物にあっては、雨漏り、動物の侵入、カビの増殖等により、建物の床面積又は部屋数の過半が著しく汚損していると認められる場合は建替えを認める等の客観的な基準により判断することが妥当であると考えられる（備考６）。

キ　指針Ⅴについて、住居確保に係る損害は、原則として、現実に費用が発生しない限りは賠償の対象とはならないが、避難者の早期の生活再建を期するため、東京電力株式会社には、例えば、指針Ⅰ又はⅡの対象となる者については、移住等の蓋然性が高いと客観的に認められる場合や住宅を取得せず借家に移住等をする場合、指針Ⅲの対象となる者については、従前の住居の修繕等や移住等の蓋然性が高いと客観的に認められる場合や帰還が遅れる場合には、移住等の先での住居の取得費用や修繕等の費用が実際に発生していなくても、移住等の先の平均的な土地価格や工事費の見積り額等を参考にして事前に概算で賠償し、事後に調整する等の柔軟かつ合理的な対応が求められる（備考８）。

ク　指針Ⅰ及びⅡの賠償の対象者が、移住等の後に従前の居住場所に帰還する場合、帰還に必要な事故前に居住していた住宅の修繕、建替え費用等については、特段の事情のない限り、移住等の先の宅地及び住宅の価値等によって清算することが考えられる（備考９）。

⑵　当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

中間指針第３の１０においては、避難等対象区域内の財物を対象として、管理不能等（指針Ⅰ）、放射性物質曝露等（指針Ⅱ）及び価値喪失等予防費用（指針Ⅲ）について定めており、アからウまでにおいてはこれらの指針の区分に応じて事例を挙げた。なお、これらの指針は避難等対象区域内に限っており、また、中間指針第二次追補第２の４において価値減少率の推認をしている対象も、避難指示区域内の不動産に限定されている。これらを超えて財物価値の賠償が避難等対象区域外の財物や避難指示区域外の不動産についてされる事例は例外的となっているが、ここでは、これら指針に準じるものとして紹介したので、参照されたい。また、エからカまでにおいては、不動産、動産及びその他の区分に応じ、それぞれの賠償例として特徴的なものを挙げたが、必要に応じてアからウまでとも重複をいとわずに挙げているので、参照されたい。

ア　管理不能等

(補足説明)

中間指針第３の１０の指針Ⅰに係る事例である。同指針は、管理不能等により現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う追加的費用を賠償すべき損害として挙げているので、特に管理不能が問題となった事例について、賠償対象ごとに、また、避難指示区域に係る事例と避難指示区域外に係る事例に区分して挙げた。例えば、建物の損壊自体は地震によるものであったとしても、避難等を余儀なくされて管理不能等となり、雨漏り等により損壊が拡大するなどする場合は、避難指示区域以外の避難等対象区域等における事例でもみられるところである。なお、追加的費用としては除染費用もあり得るが、除染に関する事例は、第１１の１⑵に集約しているので参照されたい。

(ｱ) 価値喪失又は減少分

【避難指示区域に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２１１※２】　原発事故当時、避難指示区域内において食品の製造・販売業を営んでいた申立人が避難を余儀なくされ、同区域内の棚卸資産の管理が不能等となり、当該資産の価値が失われたとして財物賠償が認められた事例

【公表番号２９３※２】 重機賃貸業を営む申立人について、津波により水没した重機の所在場所が警戒区域に指定されたため、当該重機を賃貸も回収もできなくなったことによる財物損害が賠償された事例

【公表番号２９４※２】 避難指示区域（浪江町）で薬局を経営する申立人の店舗内に残置された棚卸資産について、原発事故の影響割合等を考慮し、事故時の棚卸資産額（推計）の９割を損害額として財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号３３６※２】 避難指示区域内で飲食店等を営んでいた申立人について、原発事故時の在庫食品等（生鮮食品等が中心。）が、管理も持ち出しもできず腐敗するなどして価値が滅失したとして、財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号５２６※１】 建設用資材のリース業を営む申立会社について、避難指示区域の建設工事現場において工事会社にリースしていた建設用仮設資材が工事中止により現場に残置されたまま利用不能となったことによる財物損害が賠償された事例

【公表番号５７１※１】 避難中に居住制限区域（富岡町）の自宅から自動車等を盗まれた申立人らについて、自動車の中古車としての購入額の一部が賠償された事例

【公表番号５７５※２】 避難指示区域及び緊急時避難準備区域内の健康施設にコイン式フィットネス機器等を設置させてもらい、利用者の有償使用に供していた申立人に対して、避難指示区域内に設置したフィットネス機器等の財物損害（全額）が賠償された事例

【公表番号６１９※１】 帰還困難区域（大熊町）で弁当製造業を営んでいた申立人所有の調理機器等の事業用動産について、取得価格に実際の使用可能年数（５０年）を考慮して損害額を算定し、また、経過使用年数が短期間の資産は減価修正せずに取得価格に基づき損害額を算定し、東京電力が認める金額から４００万円余り増額して約５４７万円の賠償が認められた事例

【公表番号６３０※１】 居住制限区域（富岡町）所在の不動産（第三者に貸していた宅地）について、宅地の評価額のうち借地権相当分として２割を控除した後の残額（評価額の８割）を賠償すべきとする東京電力の主張を排斥し、借地権割合による控除は行わず、宅地評価額の１０割が賠償された事例

【公表番号６５６※１】 居住制限区域（双葉郡）でスナックを営んでいたが、原発事故により店舗を双葉郡の緊急時避難準備区域に移転させた申立人の、旧店舗内で所有していた営業用動産に

ついて、取得価格に実際の使用可能年数（２０年ないし４０年）を基礎とする減価をして算定した損害額の賠償が認められた事例

【公表番号６８５※１】 警戒区域（浪江町）から避難した申立人らに対し、事故時住所の農機具について、申立人らの避難に基づく管理不能により財産的価値が喪失したとして、申立人らの主張に係る中古農機具販売業者の立会調査に基づく原発事故時の推定市場価格による賠償がされた事例

【公表番号６８８※１】 居住制限区域（富岡町）で歯科医院を営んでいた申立人について、歯科医院内の営業用動産について、取得価格に実質耐用年数（３０年）を基礎とする減価をして損害額を算定し、また、新医院における診療機器リース代金の３割、医院移転のための新装工事費用（追加的費用）の５割が賠償された事例

【公表番号７０７※１】 避難指示区域でビルの清掃業を営んでいた申立会社の清掃用機械の財物賠償について、償却資産台帳に記載がないが写真等からその存在を認定した上で、動産ごとに取得時期からの期間を考慮して新規調達価格の５０％又は８０％の金額で賠償額が算定された事例

【公表番号７７１※１】 避難中に避難指示区域（南相馬市小高区）の自宅から食品を盗まれた申立人らについて、窃盗被害と原発事故との相当因果関係を認め、直接請求手続により窃盗被害の一部が賠償されていたものとし、依然賠償が尽くされていない被害品の価格が賠償された事例

【公表番号７７４※１～※４】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らについて、事業として農業を行った事実は認められず営業損害は認められないものの、所有する農業機械の価値が全損したとして、家財、土地、墓地等の財物に加えて、農業機械に係る財物損害が賠償された事例

【公表番号８０１※１】 地目は畑であるが、申立人が宅地並みの価格で取得し、宅地への転用許可を得ていた帰還困難区域（双葉町）所在の土地について、その取得価格相当額が財物損害として賠償された事例

【公表番号８９５※１】 避難指示解除準備区域（葛尾村）にある山林内の立木について、所有者の避難により管理不能になるとともに、価値を喪失させる程度の放射性物質に曝露したとして、樹種ごとに、総材積に利用率を乗じた上、その値を素材換算立木価格（トラック積込地点まで集材した素材１㎥当たりの購入単価）に乗じて、財物損害の損害額が算定された事例

【公表番号９５１※１】 避難指示解除準備区域（楢葉町）で観賞用の錦鯉を飼育していた申立人について、原発事故後の避難に伴う管理不能が原因で死滅した錦鯉４５匹の財物損害が賠償された事例

【公表番号９８４※１】 宮城県で工事現場用設備等のリース業を営む申立会社について、原発事故前に避難指示区域内の工事現場に設置したリース品が回収不能となったことによる財物損害として、リース品取得価格の５割相当額の賠償が認められた事例

【公表番号１０３１※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の自宅で食品販売業を営んでいた申立人らの家財について、自宅内に食品原料を残したまま避難したため、避難中に動物が侵入して家財が著しく損傷したとして、直接請求手続における帰還困難区域の定額賠償額と同額の損害額が認められた事例

【公表番号１２９６※４】 申立人夫が共有持分を有する避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の居宅の財物損害について、平成２８年７月に避難指示が解除された後も、仮に同居宅に戻った場合には申立人子らの通学が困難となること等を考慮して、価値減少率を全損として賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７２８※３】 繁殖用の家畜を飼育するための直営農場や繁殖した家畜を肥育するための複数の施設や農場等を有し、家畜を肥育して出荷する畜産業を営んでいた申立会社につい

て、原発事故により繁殖用の直営農場の所在地が避難指示区域となったため、再開できるまでの間、直営農場を閉鎖せざるを得なくなったとして、直営農場の使用不能期間に係る財物損害（平成２７年４月から同年９月までの減価償却費から逸失利益の算定において控除されなかった同期間中減価償却費を控除した金額。）が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９８５※２】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に自宅があり、原発事故当時福島県外に単身赴任していた申立人について、自宅に置かれていた家財の賠償に関し、大人二人世帯分として算出された４４５万円から自宅にて生活していた家族の単身世帯分として直接請求手続で支払われていた２４５万円を控除した２００万円の賠償が認められた事例

【避難指示区域外に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号７８１※１】　福島県浜通りの避難等対象区域から避難を余儀なくされた申立人について、飼育していたレース鳩が管理不能により死亡したことについて財物賠償が認められた事例

【公表番号８７３※５】 緊急時避難準備区域（広野町）で美容院を営むなどしていた申立人らについて、住民の帰還状況から少なくとも原発事故後４年間は美容院再開が困難であること等を踏まえ店舗建物について取得価格の６分の４の価値減少、店舗内の事業用動産について管理不能によるカビ発生等も考慮して取得価格を基に全損とそれぞれ評価した財物損害の損害賠償が認められた事例

【公表番号１１２５※１】 電子部品等製造業を営み、緊急時避難準備区域（広野町）所在の工場に製品の仕掛品を保有していた申立会社について、原発事故当時の仕掛品（立入禁止の解除後に完成させた一部の仕掛品を含む。）について、原発事故による風評被害や工場への立入禁止期間中に取引先の仕様が変更されたこと等の事情により、取引先から引き取られなかった製品に係る財物損害が賠償された事例

【公表番号１２９４※１】 申立会社が所有する緊急時避難準備区域（田村市）所在の販売用の緑化木について、風評被害の影響や申立会社の代表者の避難による管理不能でその見栄えが悪くなったこと等を考慮して、原発事故の影響割合を７割とした上で、その財物損害及び廃棄・処分のための伐採費用（平成２７年５月）が賠償された事例

【公表番号１３８０※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、同区域内に居住用建物を建築中であったが、原発事故により建築工事が中断し、平成２５年１１月に工事の中止及び工事請負契約の解除を決定した申立人らについて、屋内退避指示及び緊急時避難準備区域の指定等により申立人及び工事業者において建築中の本件建物土台及び建築資材の管理が不能となり、風雨にさらされたことによりこれらの一部が使用不能となったこと等を踏まえ、同契約の解除により工事業者に支払った清算金の一部が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６８５※１】　緊急時避難準備区域（川内村）において建築業を営む申立人が同区域内にある作業場に保管していた建築用木材について、原発事故後の避難のため、しばらくの間は作業場付近へ事実上立ち入ることもできなかったため、管理できず使用不能になり、廃棄することを余儀なくされたとして、建築用木材の財物損害（見積相当額）全額の賠償が認められた事例

【公表番号１６８６※１】　緊急時避難準備区域（広野町）に居住していた申立人らが、地震で損壊した自宅屋根を原発事故のために修繕することができず、その間に生じた雨漏り等により汚損された家財（主として布製品）について、購入時価格についての裏付け書証までは存在しな

いこと、使用済みであること等を総合し、一般的な価格の１４％相当額の賠償が認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１１６※１】　特定避難勧奨地点の設定を受けた川内村所在の申立人夫所有の土地建物について、特定避難勧奨地点の設定期間等を踏まえて一定の価値減少を認め、財物損害が賠償された事例

(ｲ) 追加的費用

【避難指示区域に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号３３７※７】　割賦払クレジット契約で購入した乗用車を帰還困難区域内（富岡町）に残して避難した同区域の住民について、原発事故直後の日に納車予定であった購入済みの別の乗用車の解約費用の賠償が認められた事例

【公表番号４７２※１】 避難指示区域内（富岡町）の駐車場に駐車したまま避難したために管理不能となった申立人所有の自動車について、避難中に何者かにつけられた自動車ドアの傷の修理費用等２３万４９２７円の賠償が認められた事例

【公表番号６８７※１】 警戒区域（南相馬市小高区）から避難した際に自宅に自動車を放置せざるを得ず、その後、メンテナンスができずにタイヤがパンクしたため避難先に持ち出せず、平成２４年９月にレッカー移動をし、車両足回りのさび付き等の修理を行った申立人について、タイヤ交換代、車両修理代及び車検代が、原発事故避難に伴う管理不能による損害として賠償された事例

【公表番号１４４６※２】 居住制限区域からの避難に伴う財物の管理不能等による必要かつ合理的な範囲の追加的費用として、母屋のリフォーム費用の賠償が認められた事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６９９※２】　申立人らが浪江町内に有していた墓石の移転費用について、墓石解体費用の全額、避難先における墓石等建立費用の７割（ただし、既払金１５０万円を除く。）及び移設に伴う交通費が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９０７※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人について、令和２年夏頃に同じ公営墓地内で地盤の崩れによる墓石倒壊を回避するために行った墓石の移転費用につき、東京電力の直接請求手続において原発事故直後に行われた当該墓石の修理費用の賠償をすでに受けていたものの、その後の避難指示が長期にわたり、その間に地盤の崩れが拡大している可能性が否定できないことを踏まえ、移転費用を実質的な修理費用と捉えたうえで、立証の程度を考慮してその１割から既払金の修理費用を控除した金額の財物損害の賠償が認められた事例

【避難指示区域外に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号７２４※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）からの避難に伴って、自宅で飼育して野馬追い（祭り）にも参加していたサラブレッド種の馬一頭を有償で引き取ってもらわざるを得なくなった申立人について、引取りの際に支払った運搬費用が賠償された事例

【公表番号７７３※３】 原発事故当時、南相馬市鹿島区において農業を営んでいた申立人が、所有する農機具について、原発事故により除染完了まで耕作ができなくなったため、農機具が活用

できず無駄になる一方、メンテナンス費用がかかるとして、請求額の約５割相当額の財物損害（追加的費用を含む。）の賠償が認められた事例

【公表番号７９２※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の農村部から避難した申立人について、避難中に自宅の中を猪等に荒らされたことによる自宅建物、家財等の損壊と原発事故との間の相当因果関係を認め、修繕費用が賠償された事例

【公表番号８３３※１】 申立人らが緊急時避難準備区域（川内村）の自宅屋外に放置したままで避難を余儀なくされ、不具合の生じた重機について、不具合と原発事故との相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を８割として修理代金が賠償された事例

【公表番号１２９４※１】 申立会社が所有する緊急時避難準備区域（田村市）所在の販売用の緑化木について、風評被害の影響や申立会社の代表者の避難による管理不能でその見栄えが悪くなったこと等を考慮して、原発事故の影響割合を７割とした上で、その財物損害及び廃棄・処分のための伐採費用（平成２７年５月）が賠償された事例

【公表番号１３２２※３、※４】 緊急時避難準備区域（川内村）に居住用物件を所有し、親族に同物件を賃貸していた申立人について、自らは居住していなかったが東京電力の直接請求の基準による定額３０万円の補修・清掃費用の賠償が認められたほか、ボイラー交換に要した費用として、居住者等が避難を余儀なくされていた間等の凍結故障であることから原発事故との間に相当因果関係があるとして、同費用の賠償（ただし、交換によりボイラーの価値が上昇したとして、交換費用の２分の１の限度とする。）が認められた事例

【公表番号１４８５※２】 自宅（南相馬市原町区）が特定避難勧奨地点に設定され避難した申立人らが、平成２８年５月の帰還に当たり負担した自宅修繕費用、清掃費用、交換した物品購入費用等の原状回復費用について、費目ごとに割合的に損害を認定して賠償が認められた事例

【公表番号１４９３※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、避難実行により自宅を管理できず補修の必要が生じたため、また、自宅内の線量を低減させるためとして、平成２５年に実施した自宅の修繕工事代の一部（工事場所ごとに２割ないし５割相当額）等が認められた事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６８５※１】 緊急時避難準備区域（川内村）において建築業を営む申立人が同区域内にある作業場に保管していた建築用木材について、原発事故後の避難のため、しばらくの間は作業場付近へ事実上立ち入ることもできなかったため、管理できず使用不能になり、廃棄することを余儀なくされたとして、平成２７年３月に支出した建築用木材の廃棄処分費用全額の賠償が認められた事例

イ　放射性物質曝露等

（補足説明）

中間指針第３の１０の指針Ⅱに係る事例である。同指針は、①財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合及び②①には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合について、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び追加的費用を賠償すべき損害として挙げているので、これらが特に問題となる事例について以下のとおり区分して挙げた。なお、同指針は追加的費用として除染費用も挙げているが、除染に関する事例は、第１１の１⑵に集約しているのでそちらを参照されたい。

（ｱ）価値喪失又は減少分

【避難指示区域に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１６８※１】　原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人について、一時帰宅の際に持ち出し、直後に廃車手続を行った自家用車の推定評価額、登録事項等証明書取得費用等の財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号３２８※１】 居住制限区域（浪江町）で農業を営む申立人が所有する農業用機械（トラクター・コンバイン・籾乾燥機）の財物損害が賠償された事例

【公表番号３９２※６】 避難指示区域内（大熊町）から持ち出した自家用車（放射線量が持ち出し基準値を超えていたことが事後に判明し、廃棄も不能となっていた。）について、同車両査定価格全額を損害と認めた事例

【公表番号５８１※１】 避難指示区域で海産物の卸売業を営む申立会社が所有していた償却資産について、東京電力の主張する税務上の耐用年数等を用いる算定方法を採用せずに実際の効用持続年数を用いて算定した価格を賠償額とした事例

【公表番号６６９※１】 茨城県に居住し、定年後に家を建てて移住するために平成１４年に帰還困難区域内の土地を購入し、原発事故までに宅地造成工事や井戸設置工事等の移住の準備を進めていた申立人に対し、当該土地の財物損害として、同土地の購入代金や各工事費用等を参考に相当額が賠償された事例

【公表番号８９５※１】 避難指示解除準備区域（葛尾村）にある山林内の立木について、所有者の避難により管理不能になるとともに、価値を喪失させる程度の放射性物質に曝露したとして、樹種ごとに、総材積に利用率を乗じた上、その値を素材換算立木価格（トラック積込地点まで集材した素材１㎥当たりの購入単価）に乗じて、財物損害の損害額が算定された事例

【公表番号１４４３※１】 帰還困難区域（浪江町）の自宅敷地に駐車していた自動車を警戒区域設定前に持ち出して使用していた申立人が、同自動車の測定放射線量が高かったことを理由に買取りを拒否されたとする財物賠償の請求に対し、被曝していなかった場合の同自動車の下取相当額８５万円が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９２８※３】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、内装業を営んでいた申立人について、原発事故時双葉町に駐車中で平成２３年秋に廃車した業務用車両の財物損害が賠償された事例

【避難指示区域外に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号６１２※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で農業を営んでいた申立人が原発事故後時保管していた肥料について、放射能汚染による財物価値の喪失を認めた事例

(ｲ) 追加的費用

【避難指示区域に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１６８※１】　原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人について、一時帰宅の際に持ち出し、直後に廃車手続を行った自家用車の推定評価額、登録事項等証明書取得費用等の財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号３３７※６】 割賦払クレジット契約で購入した乗用車を、帰還困難区域内（富岡町）に残して避難した同区域の住民について、原発事故後クレジット契約解約までの間に弁済した立替金及び解約に伴う損害金の賠償が認められた事例

【公表番号１４４３※１】 帰還困難区域（浪江町）の自宅敷地に駐車していた自動車を警戒区域設定前に持ち出して使用していた申立人が、同自動車の測定放射線量が高かったことを理由に買

取りを拒否されたとする財物賠償の請求に対し、被曝していなかった場合の同自動車の下取相当額とともに、新規に自動車を取得した際に支払った諸費用が認められた事例

ウ　価値喪失又は減少の予防費用

(補足説明)

中間指針第３の１０の指針Ⅲに係る事例である。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号６７８※１】　原発事故当時、避難指示区域（富岡町）に居住し家庭菜園用にショベルカーを所有していた申立人が、避難に伴う管理不能によるショベルカーの財物価値の減少を防ぐため、平成２４年に自宅から避難区域外に持ち出すこととなり、その際に支出した持出費用、保管場所構築費用、交通費等が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５８８※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）において申立人が所有し係留するプレジャーボートについて、避難により管理が不能となり、沈船する可能性があることから陸揚げを行ったとして、陸揚げに要した費用の５割が賠償された事例

エ　不動産

(補足説明)

財物価値の喪失又は減少等に係る事例のうち、不動産の賠償事例について、(ｱ)帰還困難区域外の不動産の価値減少率、(ｲ)事故時価格の算定、(ｳ)借地権、(ｴ)その他不動産関連費用（修繕費用、高額設備、立木、墓、その他）、(ｵ)住居確保損害、(ｶ)事業用不動産の各項目に区分して挙げた。

不動産賠償についての具体的な算定例は、事例ごとにさまざまとなっているものの、東京電力の賠償基準（主に避難指示区域内の宅地建物に係る平成２４年７月２４日付け、平成２５年３月２９日付け等プレスリリース、主に同田畑に係る同年１１月２９日付けプレスリリース、これら以外の土地、立木等に係る平成２６年９月１８日付け等プレスリリース）により算定される例も相当程度ある。宅地については平成２２年度の固定資産税評価額の１．４３倍、建物については平成２２年度の固定資産税評価額に一定の係数を乗じる方法、平均新築単価から残存価値を２割、耐用年数を４８年間として減価償却させて算出する方法等がとられており、個別評価を行うこともあるとされている。また、一般的な田畑については、近隣の標準地についての鑑定結果による単価を基に算定するものであるが、田畑は取引事例が稀であることから、これと異なる時価を個別に算定することは通常困難であり、和解事例としてもこの算定によることが多い。一方、宅地、建物等については、個別の事情に基づき算定される例が多い（(ｲ)等を参照されたい。）。

(ｱ) 帰還困難区域外の不動産の価値減少率

(補足説明)

不動産に関する事例のうち、中間指針第二次追補により全損が推認される帰還困難区域の不動産以外の避難指示区域の不動産の価値減少率に関する事例を、区域ごとに分けて挙げた。東京電力は、避難指示解除までの月数を分子、原発事故から７２か月（６年間）を分母として価値減少割合の算定を行っており（平成２４年７月２４日付け、平成２５年３月２９日付け等東京電力プレスリリース）、結果として避難指示解除まで６年間を要した地域は、帰還困難区域と同様、全損として賠償している。以下の事例においては、避難指示解除までの見通しが立たない時点において、将来的に６年間使用不能と見込まれた場合の事例が多い。

【居住制限区域】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２１５※１】　原発事故当時、避難指示区域（浪江町）に居住し、避難を余儀なくされた申立人の所有に係る土地、建物及び家財（居住制限区域を含む。）に対し、全損として、東京電力の直接請求における基準を参考に事故時価値が算定され、一部建物に係る事故直前のリフォーム費用相当額全額を加えて財物損害が認められた事例

【公表番号２８９※１】 居住制限区域（富岡町）所在の貸し地の底地を相続により所有していた破産者の破産管財人が原発事故直前の不動産競売事件における更地価格の７割を当該底地の価格として全損で請求していたところ、東京電力の直接請求の基準では価値減少率が７２分の３６であったところ、請求に係る価格の全損での賠償が認められた事例

【公表番号４０３※１】 居住制限区域内でインドアゴルフ場を経営していた申立人について、区域再編前であったが、価値減少率を全損として財物損害（インドアゴルフ練習場の建物及び建物内の事業用動産）の損害賠償が認められた事例

【公表番号４６８※１】富岡町の居住制限区域所在の不動産（自宅土地・建物）及び家財について、申立人らの自宅のある場所の状況、申立人らの年齢や生活状況等から、全損と評価し、土地について金４８５万０５７５円、建物について金２０２０万０９２９円 （土地及び建物については、いずれも平成２２年度の固定資産税評価額を参考に算出している。）、家財については金５９５万円とする賠償が認められた事例

【公表番号６３０※１】 居住制限区域（富岡町）所在の不動産（第三者に貸していた宅地）について、宅地の評価額のうち借地権相当分として２割を控除した後の残額（評価額の８割）を賠償すべきとする東京電力の主張を排斥し、借地権割合による控除は行わず、宅地評価額の１０割が賠償された事例

【公表番号７７４※１】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らについて、事業として農業を行った事実は認められず営業損害は認められないものの、所有する農業機械の価値が全損したとして、家財、土地、墓地等の財物に加えて、農業機械に係る財物損害が賠償された事例

【公表番号８５２※５】居住制限区域（富岡町）に居住していた申立人らの不動産（自宅土地建物）について、帰還困難区域に近接していること、インフラの復旧状況、除染実施状況等から全損と評価し、土地の賠償額を、３００㎡までは移住先であるいわき市の平均地価を乗じた額とし、３００㎡を超える部分は原発事故前の地価を乗じた額とした事例

【公表番号８７４※１】 居住制限区域（富岡町）から関東地方に避難し、子供が避難先で就職や進学をして定着しているため、避難先への移住を予定している申立人の自宅土地建物について、全損と評価し、建物について原発事故時の残価率を８割とし、土地について郡山市の平均地価を参考にして、損害額が算定された事例

【公表番号８７７※２】 居住制限区域（浪江町）から関西地方に避難した申立人らの自宅土地建物の財物損害について、複数名の家族が精神障害を抱えており、避難先で医療体制や、就学先、就労先を整えたにもかかわらず、帰還により環境を変化させることは医療上の見地から好ましくないこと、申立人らが移住のため避難先の関西地方で宅地建物を購入したこと等の事情を考慮し、価値減少率を全損と評価し、また、避難先である関西地方への移住の合理性を肯定し、避難先で購入した土地の地価と居住制限区域内の自宅土地の地価との差額分も賠償された事例

【公表番号８７９※３、※４】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の自宅土地建物について、周辺施設の状況、インフラ復旧状況、原発事故当時の勤務先の状況等を考慮し、全損と評価された事例

【公表番号９３２※１】申立人が別荘として所有する居住制限区域（富岡町）の不動産（土地建物）について、原発事故により別荘としての価値は失われているとして全損と評価し、財物損害の

賠償を認めた上で、土地上に設置されていた土留めのためのコンクリート擁壁の工事費用（一部）についても、これは土地の評価額に含まれるとの東京電力の主張が排斥され、賠償が認められた事例

【公表番号９３５※４】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らの自宅土地建物について、いずれも全損と評価し、土地について、移住先である会津若松市の平均公示地価を参考に損害額が算定されるなどした事例

【公表番号１０１０※１】 申立人が自宅用地として平成２１年に購入した居住制限区域（浪江町）の土地の財物損害に関し、価値減少率について、東京電力の認否が７２分の６０であるのに対し、全損と評価した事例

【公表番号１０２１※１】 移住を目的として平成２１年に居住制限区域（富岡町）所在の実家の隣地を購入し、原発事故前に同土地上の既存建物を取り壊し、同土地上に外構を築造した申立人（原発事故時は千葉県に居住していた。）について、同土地及び外構の価値減少率が全損と評価された事例

【公表番号１０３９※１】 申立人が所有する居住制限区域（富岡町）の土地（登記上の地目は畑であり、用途地域内に存在する土地）の財物損害について、価値減少率を全損と評価して損害額が算定された事例

【避難指示解除準備区域】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号５０５※３】 食品添加物等の製造販売業を営む申立会社について、避難指示解除準備区域内に有する工場の土地、建物、付属設備等について、全損で財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号７８８※６】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（田村市）に居住していた申立人について、申立人が定年後に農業生活を送るために都会から同区域内に移住してきた点、自宅近隣に放射性廃棄物の仮置場が設置される点等を考慮して、全損で財物損害（自宅建物及び同建物敷地の借地権）の損害賠償が認められた事例

【公表番号７９０※１】 避難指示解除準備区域（富岡町）に土地を所有する首都圏居住の申立人について、近々、当該土地に移住する予定であったが、原発事故後の当該地区の客観的状況等から申立人が少なくとも原発事故後６年間は当該地区で生活することが困難であると認定し、同土地の財物損害が全損と評価されて賠償された事例

【公表番号８３９※８】 避難指示解除準備区域（楢葉町）の不動産について、自宅周辺は田畑で防風林に囲まれていたこと、申立人らは農業と年金で生計を立てていたところ、作付けが制限されていること等を考慮して全損と判断され、賠償が認められた事例

【公表番号８５９※２、※３】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の不動産（自宅土地建物）について、放射線量、除染の見通し、近隣の状況、建物の状況、申立人の今後の生活設計等を考慮し、全損と評価して財物損害が賠償された事例

【公表番号８６８※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）の不動産（自宅土地建物）について、自宅の位置、付近の放射線量、周辺施設の状況、申立人らの生活状況、水道の復旧状況等を考慮して全損と評価し、財物損害が賠償された事例

【公表番号８７５※５、※６】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人らの財物損害について、申立人らが農業を営んでいたこと、原発事故の５年後に避難指示が解除されたとしても従前どおり農業を営むのは困難であること、申立人らの年齢等を考慮して、自宅土地建物等を全損と評価し賠償された事例

【公表番号８７６※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人夫婦の財物損害（自宅土地建物）について、自宅付近の除染状況等の事情を考慮し、帰還困難区域の不動産に準じて、全損と評価した事例

【公表番号８９４※１】 原発事故発生当時、避難指示解除区域に原野を所有していた申立人が、事故前は小屋を作り、畑や果樹園にしていたが原発事故により価値が減少したとして、不動産の取得価格に、原野を造成するのにかかった労力分を金銭価格に評価して加算し、価値減少率を６分の５として不動産賠償を認めた事案

【公表番号９０２※５】 避難指示解除準備区域（楢葉町）から東京都に避難した申立人夫婦の自宅建物及びその敷地の借地権について、夫が避難中の食生活やストレス等により糖尿病を発症し、週３日の透析治療に加え、糖尿病網膜症による視力低下のため日常生活全般に介助が必要になり、東京都内の複数の病院に通院していること、そのため申立人らは帰還を断念し、東京近郊（千葉県）への移住を希望していること等を考慮して、 価値減少率を全損と評価し、借地権の一部（２５０㎡）の借地権割合を、千葉県内の東 京通勤圏のそれを参考に６割として損害額が算定された事例

【公表番号９３８※１】 申立人が老後の移住先とする目的で所有していた避難指示解除準備区域（葛尾村）の土地（登記上の地目は原野）の財物損害について、帰還困難区域と近接していることや除染が困難な山林に囲まれた土地であること等から老後の移住先としての効用は喪失しているとして全損と評価した上で、同土地の取得価格と整地費用等を考慮して賠償額が算定された事例

【公表番号９８５※１、※２】 避難指示解除準備区域（葛尾村）に居住していた申立人らの所有する不動産、家財、農機具等の財物について、いずれも原発事故後６年間は使用することができないとして価値減少率を全損と評価した上で、財物損害が賠償された事例

【公表番号１０２５※１】 避難指示解除準備区域（葛尾村）で牧場を営んでいたが、原発事故により事業所の移転を余儀なくされた申立会社について、牧場内の社宅兼事務所建物について、実際の使用状況等を考慮して事業用資産ではなく住居として、かつ、牧場という土地の放射線量が生産物に直接に影響する事業態様であることから、価値減少率は全損と評価して、賠償額が算定された事例

【公表番号１０２６※３】 移住を目的として平成１６年に避難指示解除準備区域内の山林を購入し、仮住まいのガレージを建てて毎月１週間程度を山林で過ごし、原発事故時まで山林の開墾、整地、道路や井戸の設置、植栽等を行って移住の準備を進めてきた申立人らについて、山林の財物損害（全損評価）、山林の開墾のためのガレージ購入費用、重機購入費用、井戸等工事費用等の追加的費用の賠償が認められた事例

【公表番号１１０１※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人らの不動産について、定年後に夫婦揃って自然豊かな土地にて、有機農法等を行いながら新たに第二の人生を歩んでいくとの人生設計が、その実行途上において突如として白紙に戻されてしまったこと等を考慮し全損として賠償額を算定し、財物損害が賠償された事例

【公表番号１１２４※３】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人らの所有不動産（自宅土地建物及び畑等）について、申立人らの年齢、疾患及び通院状況、周辺施設やインフラの復旧状況等に照らせば、今後も相当の期間にわたり各不動産の使用収益が害される蓋然性が高いことから、いずれも全損と評価し、畑については、申立人らが第三者に当該畑を賃貸して収受していた賃借料と、福島県、東北地方及び全国のそれぞれの畑の平均価格並びに賃借料とを比準して、東京電力の主張よりも高額の平米単価による賠償がされた事例

【公表番号１２６３※３】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の申立人所有の自宅不動産（土地、建物、庭木構築物）の財物損害について、申立人の避難先での病状及び通院状況等を考慮して、避難指示解除にかかわらず、少なくとも原発事故後６年は帰還できないことに合理性があるとして、全損と評価して賠償された事例

【公表番号１２９６※４】 申立人夫が共有持分を有する避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の居宅の財物損害について、平成２８年７月に避難指示が解除された後も、仮に同居宅に

戻った場合には申立人子らの通学が困難となること等を考慮して、価値減少率を全損として賠償された事例

【公表番号１３１２※１】 申立人が所有する避難指示解除準備区域（楢葉町）所在の自宅土地建物の財物損害について、申立人は農業をするために移住しており、同土地の大部分が農地として利用されていたこと、申立人の生活圏には原発事故後６年間避難指示が解除されなかった地域が含まれていたこと等の事情を踏まえ、全損と評価して賠償された事例

【公表番号１３１７※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）で衣料品販売店を営む申立人らが所有する土地及び建物（店舗兼自宅・倉庫）の財物損害について、公立学校等の強い要望を受けて、平成２８年１１月に同建物の一部を使用して店舗の営業再開に至ったものの、原発事故後６年間、同建物の管理をすることがほぼできず、湿気や雨漏りにより同建物が大きく損傷したことから仮設住宅での生活を継続せざるを得なかったこと等の事情を考慮して、全損評価に基づく損害が賠償された事例

【公表番号１３８３※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に複数の土地（宅地、田畑、山林）を所有していた申立人について、避難指示の解除時期のみでなく、除染時期、除染後の線量低下を確認するための事後モニタリングの実施時期及び仮置き場としての使用状況等も考慮し、物件ごとに７２分の６５から７２分の７２（全損）までの範囲において算定した価値減少率を基に財物損害が賠償された事例

【公表番号１４５８※１】 避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住し、自宅近くの医療機関で人工透析を受けていた申立人について、原発事故に伴う当該医療機関の移転によって自宅から通院することが可能な医療機関がなくなり、平成２８年１０月まで避難を継続することを余儀なくされ、自宅不動産の管理等を行うことができなくなったこと等を考慮し、価値減少割合を７２分の６８として自宅（土地、建物、庭木・構築物）の財物損害が賠償された事例

【特定避難勧奨地点】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号９１５※１】 特定避難勧奨地点の設定を受けた伊達市所在の申立人の自宅土地建物について、申立人の家族（父母と未就学児を含む子供３名）が設定の解除まで事実上自宅に居住できなかったとして、特定避難勧奨地点の設定期間を踏まえた一定の価値減少を認め、財物損害が賠償された事例

【公表番号１１６４－１※１】 南相馬市原町区に居住し、自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人らの自宅土地建物について、申立人らが事実上自宅に居住できなかったとして、特定避難勧奨地点の設定期間等を踏まえ、原発事故時の時価の６割を財物損害として賠償された事例

【公表番号１４７６※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自宅が特定避難勧奨地点に指定され、実際に避難をした申立人の財物（不動産）損害について、放射線量が高いという客観的状況を踏まえて避難が勧奨されている以上、その避難勧奨に基づき避難したことによる管理不能に係る損害は賠償されるべきとして、特定避難勧奨地点の設定期間及び実際に避難していた期間等を踏まえて一定の価値減少を認めて賠償された事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１１６※１】 特定避難勧奨地点の設定を受けた川内村所在の申立人夫所有の土地建物について、特定避難勧奨地点の設定期間等を踏まえて一定の価値減少を認め、財物損害が賠償された事例

【緊急時避難準備区域】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１１６４－２※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、隣地及びはす向かいの世帯が特定避難勧奨地点に指定された申立人世帯（事故時は妊婦及び子供４名を含む。）の自宅土地建物について、同世帯の家族構成、生活状況や自宅周辺の状況等に照らし、避難をしたことは合理的であり、自宅土地建物については時価相当額の少なくとも２割の財物価値が減少したとの和解案が提示されたところ、東京電力から、申立人らから提出された資料に基づいて原発事故との相当因果関係のある個別具体的な損害を現実に確認できたとして上記和解案を受諾する旨回答がされた事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５７９※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたが、自宅が特定避難勧奨地点に設定されたため避難をした申立人の財物（不動産）損害について、放射線量が高いという客観的状況を踏まえて避難が勧奨されている以上、その避難勧奨に基づき避難したことによる管理不能に係る損害は賠償されるべきとした上で、同設定期間及び実際に避難していた期間等を踏まえて認定した価値減少率による価値減少を認めて賠償された事例

【公表番号１５８７※２】　緊急時避難準備区域内の特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）において飲食店を経営していた申立人らの所有する建物（自宅兼飲食店店舗）の財物損害について、特定避難勧奨地点に設定されたことで利用も管理も相当困難であったとして、同地点に指定されていた期間等を基に一定の価値減少を認めて賠償された事例

(ｲ) 事故時価格の算定（購入費用・新築費用、リフォーム代金、造成費用・工事費用、地目等）

（補足説明）

不動産に関する事例のうち、事故時価格の算定に関し特徴のある事例を挙げた。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２０６※８】　帰還困難区域（双葉町）から避難を余儀なくされた申立人らの所有又は共有に係る土地・建物・借地権について、取得価格又は建築価格の判明するものはそれらの額を一定程度減価させ、防音工事等特殊な工事の施されているものについてはそれを前提に事故時価値が算定され、かつ、中間指針第二次追補第２の４Ｉにより全損が認められた事例

【公表番号２１５※１】 原発事故当時、避難指示区域（浪江町）に居住し、避難を余儀なくされた申立人の所有に係る土地、建物及び家財（帰還困難区域以外の区域を含む。）に対し、全損として、東京電力の直接請求における基準を参考に事故時価値が算定され、一部建物に係る事故直前のリフォーム費用相当額全額を加えて財物損害が認められた事例

【公表番号２２２※２】 避難指示区域（大熊町）に現況宅地（地目山林）及び居宅を所有して居住していた申立人が原発事故により避難を余儀なくされ、当該土地建物について、区域再編前であったが、既に町の機能が失われているとして全損（時価の計算は東京電力の直接請求の基準による。）での賠償が認められた事例

【公表番号２８０※１】 避難指示区域（大熊町）で建設中の倉庫が９割方完成したところで原発事故が発生し、工事続行と倉庫の使用が不能になったとして、申立人が原発事故後に支払を余儀なくされた設計費用及び工事費用が損害として認められた事例

【公表番号２８２※１】 帰還困難区域から避難を余儀なくされた申立人所有（相続分を含む。）に係る土地・建物について、取得から４年程度しか経っていなかったことから、取得価格又は建築価格相当額を事故時価値として、全損での賠償が認められた事例

【公表番号３５０※１】 東京都内に居住し、帰還困難区域内（大熊町）に平成２３年２月に移住するために自宅建物を建築した申立人らについて、その自宅建物建築費用相当額が賠償された事例

【公表番号４４２※５】 帰還困難区域（双葉町）から避難を余儀なくされた申立人の所有に係る土地・建物について、平成２２年度の固定資産税評価額を基に算定した時価相当額の賠償を認め、また建物については時価相当額に加え平成２１年に実施した大規模リフォーム工事の工事費用の５割を加算した額の賠償を認めた事例

【公表番号４５３※１】 大熊町所在の自宅建物について、自宅が平成２１年新築であること、新築時からの価値の減少が見受けられないこと等を考慮して、新築費用に相当する金３０００万円の財物賠償が認められた事例

【公表番号４６８※１】 富岡町の居住制限区域所在の不動産（自宅土地・建物）及び家財について、申立人らの自宅のある場所の状況、申立人らの年齢や生活状況等から、全損と評価し、土地について金４８５万０５７５円、建物について金２０２０万０９２９円（土地及び建物については、いずれも平成２２年度の固定資産税評価額を参考に算出している。）、家財については金５９５万円とする賠償が認められた事例

【公表番号６１０※２】 避難指示区域（富岡町）においてホテルを開業した直後に原発事故により廃業を余儀なくされた申立会社について、不動産（土地、建物）の財物損害として、申立会社の取得価額に基づき賠償された事例

【公表番号６３８※８】 申立人が帰還困難区域に所有する不動産のうち原発事故の７か月前の平成２２年８月に新築された建物について、経年減価がないものとして新築時価格が賠償された事例

【公表番号６６９※１】 茨城県に居住し、定年後に家を建てて移住するために平成１４年に帰還困難区域内の土地を購入し、原発事故までに宅地造成工事や井戸設置工事等の移住の準備を進めていた申立人に対し、当該土地の財物損害として、同土地の購入代金や各工事費用等を参考に相当額が賠償された事例

【公表番号７２２※１】 東京都に居住し、将来移住するために平成１９年に居住制限区域内（富岡町）の土地を購入して原発事故時も所有していた申立人について、その土地の財物損害を購入時の売買価格と同額とした事例

【公表番号７６４※２】 避難指示区域（南相馬市小高区）において自動車・電機部品の工場を営んでいた申立人が、原発事故により避難を余儀なくされ、同工場を閉鎖したことに伴い、他県に移設した同工場が再開するまでの平成２３年３月から平成２４年２月までの逸失利益、事業拠点の移転費用等が賠償され、また、小高区内の工場についての不動産損害、動産損害については帳簿価格ではなく時価を基に賠償額を算定し、東京電力の認容額を大きく超える賠償が認められた事例

【公表番号７７２※１、※２】 平成１４年に帰還困難区域内の土地を購入し、翌年に建物を新築して居住していた申立人らについて、土地については購入時価格と造成費用を考慮して損害額を算定し、また、建物については購入時価格に実際の使用可能年数（１００年）を基礎とする減価をして損害額を算定して財物損害が賠償された事例

【公表番号８００※１】 平成１９年に取得した帰還困難区域所在の土地及び平成２０年に同土地上に新築した建物の財物賠償について、土地については平成１９年の売買代金額と同額、建物については平成２０年の建物新築請負代金額と同額（経年減価を伴わない。）が賠償された事例

【公表番号８０１※１】 地目は畑であるが、申立人が宅地並みの価格で取得し、宅地への転用許可を得ていた帰還困難区域（双葉町）所在の土地について、その取得価格相当額が財物損害として賠償された事例

【公表番号８５０※１】 帰還困難区域（富岡町）から避難し、平成２５年に移住のため東京郊外に土地建物を購入した申立人の富岡町の自宅土地建物について、土地については同年の郡山市平均地価に自宅土地面積を乗じた金額が、建物については昭和５８年の新築以降複数回行ったリフォーム工事費用を加味した金額が、それぞれ損害額と認められた事例

【公表番号８５７※３】 帰還困難区域（双葉町）に居住していた７０歳台半ばの被相続人が、避難所生活中に体調を悪化させ、平成２３年７月に肺炎により死亡した事案について、相続人である申立人らに対し、財物損害（被相続人の自宅建物についてリフォーム代金を加味して賠償額を算定した。）等が賠償された事例

【公表番号８６８※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）の不動産（自宅土地建物）の財物損害について、土地については、取得時期がバブル経済崩壊後の平成１０年であり、 和解金額の算定に当たりバブル景気による地価高騰の影響を考慮する必要はないことや、申立人らが原発事故後により地価の高い地域への移住を決断することを余儀なくされたこと等の事情を考慮し、購入時価格（造成費用を含む。）が賠償され、建物については、その仕様や修繕状況等を考慮し、建築費用に経年減価率（耐用年数６０年、残価率６割）を乗じた額に庭造園費用（構築物及び庭木）を加えた額が賠償された事例

【公表番号８７７※２】 居住制限区域（浪江町）から関西地方に避難した申立人らの自宅土地建物の財物損害について、複数名の家族が精神障害を抱えており、避難先で医療体制や、就学先、就労先を整えたにもかかわらず、帰還により環境を変化させることは医療上の見地から好ましくないこと、申立人らが移住のため避難先の関西地方で宅地建物を購入したこと等の事情を考慮し、価値減少率を全損と評価し、また、避難先である関西地方への移住の合理性を肯定し、避難先で購入した土地の地価と居住制限区域内の自宅土地の地価との差額分も賠償された事例

【公表番号８９４※１】 原発事故発生当時、避難指示解除区域に原野を所有していた申立人が、事故前は小屋を作り、畑や果樹園にしていたが原発事故により価値が減少したとして、不動産の取得価格に、原野を造成するのにかかった労力分を金銭価格に評価して加算し、価値減少率を６分の５として不動産賠償を認めた事案

【公表番号９２０※１】 申立会社が所有する避難指示解除準備区域（浪江町）の土地の財物損害について、登記上の地目は農地等となっていたが、申立会社が上記土地を取得した不動産競売手続における評価書で現況宅地との評価がされていたことに鑑み、上記評価書における評価額（宅地並み）に基づき算定された賠償額の和解が成立した事例

【公表番号９３１※１】 帰還困難区域（富岡町）所在の建物を所有している申立人について、同建物が平成２３年１月に完成し、同年３月４日に建物保存登記を完了したという事情に鑑み、建物の請負代金及び諸費用の全額が賠償された事例

【公表番号９３３※１】 帰還困難区域（大熊町）の複数の土地（登記上の地目は山林、雑種地）の評価について、東京電力の主張（いずれも現況を宅地と認定した上で、東京電力が実施した「現地評価」（東京電力のホームページ参照）の結果や、不動産鑑定士が机上において固定資産税評価における標準宅地との比較によって行った評価の結果）を退け、近隣宅地の地価公示価格を参考にして損害額が算定された事例

【公表番号９６０※１２】 帰還困難区域（飯舘村長泥地区）の申立人らが所有する不動産（居住建物）について、耐用年数を４８年とし同期間経過後も８割の価値が残存すると評価して財物損害が賠償された事例

【公表番号９７１※１】 申立人が所有する帰還困難区域（大熊町）の土地の財物損害について、登記上の地目は山林となっていたが、航空写真や公図等の客観的資料のほか、購入当時の別荘販売の情報誌に当該土地を含む地域を別荘地として販売している旨の記載があること等の事情を考慮し、現況宅地と認定して賠償額が算定された事例

【公表番号１０１０※１】 申立人が自宅用地として平成２１年に購入した居住制限区域（浪江町）の土地の財物損害について、登記上の地目は畑又は山林となっているものの、同土地が宅地に囲まれていること等の事情を考慮して現況宅地と認定した上で、購入価格を損害額とする賠償が認められた事例

【公表番号１０２１※１】 移住を目的として平成２１年に居住制限区域（富岡町）所在の実家の隣地を購入し、原発事故前に同土地上の既存建物を取り壊し、同土地上に外構を築造した申立人（原発事故時は千葉県に居住していた。）について、財物損害として同土地の取得価格、同土地上の既存建物の取壊費用及び外構の請負工事費用の全額が賠償された事例

【公表番号１０３９※１】 申立人が所有する居住制限区域（富岡町）の土地（登記上の地目は畑であり、用途地域内に存在する土地）の財物損害について、両隣の土地に居宅が存在していること等の近隣の状況等を考慮し、基準単価として近隣の宅地単価を使用し、宅地単価に対する価値割合を８割とした上で、損害額が算定された事例

【公表番号１１０１※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人らの土地について、不動産登記簿上の地目は山林であるものの、現況が申立人ら所有の農地への通路である部分は農地に準じて、現況が申立人ら自宅の屋敷林である部分は宅地に準じて賠償額を算定し、財物損害が賠償された事例

【公表番号１１１６※１】 申立人所有の居住制限区域（富岡町）の土地について、登記上の地目は原野となっていたが、同地の現況等から準宅地と評価し、周辺地域の現況、近隣宅地の価格も踏まえ、東京電力による鑑定評価を上回る損害額が算定された事例

【公表番号１１７３※２】 申立人が居住制限区域（富岡町）に所有する土地の財物損害について、登記上の地目は原野となっていたが、当該土地の立地状況（市街化区域内で公道に面していること等）や、原発事故当時は仲介業者を通じて宅地として売り出し中であり売却が決まれば宅地として整備予定であったこと、仲介業者に対して購入希望者からの問合せもあったこと等の事情を考慮して、売り出し価格等を踏まえて宅地並みの賠償額が算定された事例

【公表番号１１８０※１】 帰還困難区域（双葉町）に実家（原発事故当時は空き家）があるものの、原発事故当時県外に居住していた申立人が、実家近くに所有していた土地の財物損害について、登記上の地目が田である土地について移住に備えて盛土工事がされていたこと等を考慮して、宅地価格を参考に算定された損害額が賠償された事例

【公表番号１１９４※１】 避難指示解除準備区域（富岡町）所在の申立人所有の不動産３筆（登記簿上の地目は田が１筆、畑が２筆）について、過去に同不動産が相続財産の一 部として家庭裁判所における遺産分割審判の対象とされた際の評価額のほか、同不動産の上下水道や電気の引込の難易及び道路との高低差等の点を考慮し、同不動産の原発事故当時の価値を申立人の主張する評価額の６割として算定し、東京電力が提出した同不動産についての不動産価格調査書における評価額を上回る額の財物損害が賠償された事例

【公表番号１２１１※１】原発事故前、申立人らの一部（申立会社の代表者とその父ら）が居住し、登記名義は申立会社であった居住制限区域（富岡町）所在の店舗兼住居に関する財物損害について、外観及び構造上住居部分と店舗部分とが区別でき、固定資産明細書上も別個のものとされていることや、実際の居住実態等を考慮し、住居部分について、事業用資産としてではなく通常の居宅用建物（庭木及び構築物相当額を含む。）として算定された金額が賠償された事例

【公表番号１２５１※１】関東地方に居住する申立人が所有する避難指示解除準備区域（富岡町）所在の建物の財物損害について、原発事故の約１年半前に建物の屋根や外壁補修等のメンテナンス工事が実施され、その後の状態も良好であること等を考慮して、平成２２年度の固定資産税評価額を基にした上で、宅地について２２７万８９４９円 【＝１５９万３６７０円（推計される固定資産税評価額）×１．４３×７２／７２】、 建物本体について残価率を４割として１６３６万６８３１円【＝２１４６万４６９６円（想定新築価格）－｛２１４６万４６９６円×（１－０．４（残価率４割））×１９年（事故時経過年数）／４８年（耐用年数）｝】、庭木・構築物について２５５万０２６１円【＝３５４万２０２９円（固定資産税評価額）×０．７２×７２／７２】が賠償された事例

【公表番号１２７０※２】 帰還困難区域（大熊町）所在の申立人が所有する土地（登記上の地目は山林）の財物損害について、同土地は別荘地の区画の一つとして販売されており、周辺に住宅

が点在していること、同土地上に樹木は生育していないこと、同土地の近くまで上水道が敷設されていること等の事情を考慮し、準宅地として評価した額（１㎡当たり６７２１円）について、全損にて賠償された事例

【公表番号１２７３※１】 居住制限区域（富岡町）所在の申立人が所有する建物（母屋、浴場、物置）の財物損害について、未登記の浴場及び物置についても、写真や申立人の説明等から認められる面積や築年数等に基づいて算定された原発事故時の時価相当額について賠償された事例

【公表番号１２７８※１】 帰還困難区域（大熊町）所在の申立人の自宅敷地内の庭木・庭石等の財物損害について、申立手続内において東京電力による現地評価を実施した上で、構築物及び庭木の評価額の合計額から、直接請求における構築物・庭木についての既払額を控除した分が賠償された事例

【公表番号１２９５※１】 申立人が所有する帰還困難区域（大熊町）所在の木造居宅の財物損害について、申立手続内で提出された不動産鑑定士である専門委員の意見を踏まえ、その工法・構造や材料等を検討した上で、耐用年数を７０年、７０年経過後の残価を２割として賠償された事例

【公表番号１２９８※１】 申立人が所有する帰還困難区域（大熊町）所在の土地（登記上の地目：田、課税地目：畑）について、当該土地は住宅が点在する地域にあり、実際に住宅に隣接していること、申立人が当該土地について福祉施設の建設を予定し宅地としての利用を検討していたこと等を踏まえ、近隣の住宅地の基準地価を基にした上で、住宅地に対する価値の割合を３割として賠償された事例

【公表番号１３１２※１】 申立人が所有する避難指示解除準備区域（楢葉町）所在の自宅土地建物の財物損害について、自宅土地は平成１６年に実施された同町による分譲宅地の公募販売によって取得されたものであるが、売買契約で１０年間の転売禁止の特約が付されるなどしており、その取得価格は時価よりも安いと考えられること、その周辺一 帯は区画整備され上下水道も完備されていること等を踏まえ、同土地の原発事故当時の価格について、取得価格から減価することなく宅地造成や外構工事等に要した費用の一部を加算して算定した事例

【公表番号１３２０※１】 申立人が所有する避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内の土地（登記上の地目：田）の財物損害について、同土地は用途地域内にあり、周囲に住宅があって上下水道も整備されていること等を踏まえ、宅地価格に対する価値割合を５割とした上で、避難指示の解除時期に応じた価値減少率を考慮した額が賠償された事例

【公表番号１３５８※１】 申立人が第三者に賃貸していた帰還困難区域（富岡町）に所在する土地（宅地）の財物損害について、賃貸借契約の期間や内容等を考慮して、借地権割合を２割とすべきとする東京電力の主張を一部排斥してこれを１割と評価し、土地全体の時価額から上記借地権相当額を控除した金額が賠償された事例

【公表番号１４１０※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人らが所有していた不動産（建物）の財物損害について、東京電力に対する直接請求で支払われた金額（固定資産課税台帳登録事項明細書記載の床面積に基づく。）と登記事項全部証明書上の床面積に基づく金額との差額の半分が賠償された事例

【公表番号１４８９※１】 帰還困難区域（大熊町）に所在する不動産（土地建物）の財物損害について、登記簿上の同土地の地目は山林であったが、課税台帳上の現況地目は宅地とされ、宅地比準で課税されていたことから、同土地が宅地であることを前提として算定された金額が賠償された事例

【公表番号１４９４※１】 帰還困難区域（大熊町）に所在する土地の財物損害について、同土地の登記簿上及び固定資産税評価上の地目はいずれも山林であるが、東京電力が本件手続係属中に手続外で委託した調査においては近隣地域の状況等から宅地見込地であるとして、これを前提

とした原発事故直前の時価が調査価格として示されたこと等から、同価格によって賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５５４※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）に所在する申立人の所有に係る自宅周辺の土地の財物損害について、直接請求手続において山林であることを前提とした金額（約１７万円）の賠償がされていたが、同土地について町から準宅地と認定されていたことのほか、航空写真、申立人作成の図面等から同土地の一部は雑種地であると判断し、同土地に対する既払賠償額を控除した１１５万円の追加賠償が認められた事例

【公表番号１５５６※１】　居住制限区域（浪江町）所在の申立人らが所有する２階建て建物（固定資産税名寄帳兼課税台帳における用途は倉庫）の財物損害について、東京電力に対する直接請求手続においては同建物全体が農業用倉庫であることを前提とした評価額に基づき賠償されたものの、同建物の２階部分は居住用としてリフォームされて居室や台所等が存在し、申立人らの子（申立外）が居住していたこと等から、同建物の２階部分が居住用建物としての機能と実態を有していたものと認めた上で、当該部分の床面積についての客観的資料が存しないことを併せ考慮して、同建物の延べ床面積のうち半分を居住用建物として算定した金額の９割と直接請求手続における既払金との差額分が賠償された事例

【公表番号１６３３※１】　居住制限区域（南相馬市小高区）内に所有する自宅建物に居住していた申立人らの財物損害（自宅建物）について、原発事故前にリフォーム工事を実施していたこと等を考慮して、新築後４８年経過時の価値（残価）を新築時点相当の価値の３割として算定した額が賠償された事例

【公表番号１６８１※１】　申立人夫が所有する避難指示解除準備区域（浪江町）に所在する、登記上の地目は畑であるが、現況は空き地である土地について、同土地が用途地域内に所在し、隣接地（登記上の地目は畑であるが、現況は空き地であり、不動産鑑定士は宅地と評価した。）と一体として利用されていること及び間口の狭い旗竿地である形状等を踏まえ、上記隣接地の単価の８割で算定し、既払金を控除した金額が財物損害として賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７４７※１】　帰還困難区域（大熊町）所在の賃貸用土地について、当該土地は隣接した２筆の土地（登記簿上、山林である土地①及び畑である土地②）であり、東京電力の直接請求手続において、課税情報が宅地であった土地①は固定資産税評価額に係数１．４３を乗じて評価額が算定され、課税情報が準宅地であった土地②は不動産鑑定士により宅地並みとして評価額が算定され、単位面積当たりの評価額は土地②の方がわずかに高額となっていたが、両土地は同一建物の敷地で、両土地の間に区切りや高低差もなく共通一体のものとして利用されていること等から等価性があるとされた上、個別評価である不動産鑑定士による土地②の評価額を採用し、土地①にも土地②の単位面積当たりの評価額を適用して、直接請求手続における両土地の評価額との差額の賠償が認められた事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８３９※１】　帰還困難区域（大熊町）所在の申立人が所有する土地（登記地目上及び課税地目上は山林及び雑種地。）の財物損害について、原発事故前に同土地が別荘地の区画として販売されており、周辺に住宅が点在していること、同土地の近くまで水道管が敷設されていること、同土地上には竹林が生育していないこと等の事情を考慮し、近隣の宅地の地価を基に、宅地に対する価値の割合を約９割として算定された損害額が賠償された事例

【公表番号１８４６※１】　申立人が所有する避難指示解除準備区域（楢葉町）所在の建物の財物損害について、不動産鑑定士による評価額及び日本不動産鑑定士協会連合会作成の査定システ

ムによる試算額等を参考に認定した原発事故当時の時価額に、価値減少率を乗じて算定した損害額（ただし、既払金を除く。）が賠償された事例

【公表番号１８６２※１】　申立人らが相続により取得した帰還困難区域（富岡町）に所在する土地の財物損害について、同土地の地目は畑であるものの、直接請求手続においては、そのうちの一部賃貸されていた部分については宅地と同等の評価（その余は畑としての評価）により賠償されていたところ、賃貸されていた部分以外も宅地造成がされていることが航空写真から裏付けられることを考慮し、宅地の平米単価を基準に評価額を算定し直し、立証の程度を考慮してその６割を乗じた額が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９８※１】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人の自宅から公道に通じる道路（登記簿上の地目は雑種地）の財物損害について、東京電力の直接請求では課税地目に従って、その一部が進入路（１万２０１２円／㎡）と評価されたものの、残部が雑種地（２００円／㎡）と評価された結果、低額な賠償額（合計３万７４００円）の提示にとどまったのに対し、航空写真や過去の道路の写真から原発事故当時の道路の状況を認定し、道路全体が一体として利用されており路面の状況等に違いはないことを考慮して、残部についても進入路と同等の評価による金額（合計２２４万６２４４円）の賠償が認められた事例

【公表番号１９６７※１】　避難指示解除準備区域（富岡町）に居住していた申立人が所有していた自宅不動産の増築部分について、申立人から提出された図面や写真等の資料と登記簿上の面積とを比較対照して増築面積を算定し、また、申立人の陳述等から増築時期を推認して、平均新築単価を基礎として、損害額を算定した事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０６８※１】　原発事故当時、居住制限区域（浪江町）の自宅兼店舗に居住し建設業を営んでいた申立人が、平成２０年頃、自宅兼店舗から１キロメートルほど離れた同区域内の所有地に仕事仲間の職人と共に建築した作業小屋（未登記、非課税）の財物損害について、作業小屋の写真等の資料に加え、建築にかかった日数や上記職人に支払った作業日当等に関する申立人の陳述内容を考慮して、５０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０８２※２】　申立人長男が所有する帰還困難区域（双葉町）所在の土地のうち、原発事故当時の地目が登記簿上も課税台帳上も雑種地である土地２筆について、整地済みであったこと等を考慮して価値を算定し、原発事故当時の地目が登記簿上も課税台帳上も畑である土地１筆について、原発事故後に宅地見込地であることを前提とした金額で売買されていたこと等を考慮して価値を算定し、それぞれ東京電力が認容した額を上回る額の財物損害の賠償が認められた（なお、東京電力の賠償金の支払にかかわらず財物の所有権は移転しない旨も合意された。）事例

(ｳ) 借地権

（補足説明）

不動産に関する事例のうち、借地権に関する事例を挙げた。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号６３０※１】　居住制限区域（富岡町）所在の不動産（第三者に貸していた宅地）について、宅地の評価額のうち借地権相当分として２割を控除した後の残額（評価額の８割）を賠償すべきとする東京電力の主張を排斥し、借地権割合による控除は行わず、宅地評価額の１０割が賠償された事例

【公表番号７８８※６】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（田村市）に居住していた申立人について、申立人が定年後に農業生活を送るために都会から同区域内に移住してきた点、自宅近隣に放射性廃棄物の仮置場が設置される点等を考慮して、全損で財物損害（自宅建物及び同建物敷地の借地権）の損害賠償が認められた事例

【公表番号９０２※５】 避難指示解除準備区域（楢葉町）から東京都に避難した申立人夫婦の自宅建物及びその敷地の借地権について、夫が避難中の食生活やストレス等により 糖尿病を発症し、週３日の透析治療に加え、糖尿病網膜症による視力低下のため日常生活全般に介助が必要になり、東京都内の複数の病院に通院していること、そのため申立人らは帰還を断念し、東京近郊（千葉県）への移住を希望していること等を考慮して、価値減少率を全損と評価し、借地権の一部（２５０㎡）の借地権割合を、千葉県内の東京通勤圏のそれを参考に６割として損害額が算定された事例

【公表番号９５６※１】 申立人は、原発事故時申立人及び申立人の夫が居住しており、申立人の夫が有していた帰還困難区域（双葉町）の自宅の敷地の借地権を申立人の夫から相続したところ、申立人の身寄りは関東に住む子らのみであること、申立人は帰還を断念し、東京都下への移住を希望していること等を考慮して、東京都下への移住の合理性 及び移住に伴う費用発生の蓋然性をいずれも認めた上で、いまだ移住用不動産の取得はされていなかったものの、上記借地権の一部（２５０㎡）について、中間指針第四次追補第２の２記載の目安である福島県都市部の平均宅地単価よりも高額である郡山市の平均宅地単価を基準に算定された損害額の賠償がされた事例

(ｴ) その他不動産関連費用（修繕費用、高額設備、立木、墓、その他）

（補足説明）

不動産に関する事例のうち、修繕費用、高額設備、立木、墓、その他不動産関連費用に関する事例を挙げた。なお、除染費用については、主として第１１の２に紹介しているので、そちらも参照されたい。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２２２※３】 避難指示区域（大熊町）に居住し、墓を所有していた申立人が原発事故により避難を余儀なくされ、墓の解体・除染・運搬費用、改葬費用、永代使用料及び塔婆立建立代について、必要かつ合理的な額として賠償が認められた事例

【公表番号４３９※１】 帰還困難区域（大熊町）所在の墓地・墓石の財物賠償等が認められた事例

【公表番号４４２※４】 帰還困難区域（双葉町）所在の霊園の利用許可料相当額の賠償が認められた事例

【公表番号４６４※１】 福島県の阿武隈山地における国有林等の立木を買い取り伐採して木材加工業者に販売する宮城県の業者について、立木の売買契約をしていた山林（双葉郡、南相馬市、相馬郡）に所在する木材は、いずれも商品としての価値を喪失したとして、同木材の残材積数に全国平均販売単価を乗じた金額が、立木伐採権の価値喪失とそれに伴って生じた営業損害（平成２３年３月１１日から各立木伐採権取得契約の終期まで）の損害額として賠償された事例

【公表番号４７７※１】 原発事故当時、飯舘村に事業所を置き、立木の伐採、販売等の林業を営んでいた申立人について、居住制限区域内の立木について、購入時価格相当である２１５万円の賠償が認められた事例

【公表番号５１７※１】 緊急時避難準備区域（福島県の阿武隈山地）に山林を所有する申立人らについて、山林内の立木が全損と評価されて賠償された事例

【公表番号５５８※１】 避難指示区域（浪江町）の山林の立木伐採権が原発事故による放射能汚染により価値がなくなったとして、平成２３年３月の立木伐採権の賠償がされた事例

【公表番号６９２※１】 平成２３年３月後半から避難指示区域内（富岡町）において新築住宅の着工を予定していたところ、原発事故により建築することができなくなった申立人について、原発事故以前に支出していたが無駄となった投下費用（土地の造成工事代金、図面作成費用、設計変更費用等）の損害賠償が認められた事例

【公表番号７１６※１】 避難指示区域の山林で立木の伐採、販売等の林業を営む申立会社について、立木伐採権に関する財物損害及び立木伐採権を行使できないことによる逸失利益（平成２３年３月から立木伐採権取得契約の終期まで）が一体として賠償された事例

【公表番号７７４※２】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らについて、事業として農業を行った事実は認められず営業損害は認められないものの、所有する農業機械の価値が全損したとして、家財、土地、墓地等の財物に加えて、農業機械に係る財物損害が賠償された事例

【公表番号７９２※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の農村部から避難した申立人について、避難中に自宅の中を猪等に荒らされたことによる自宅建物、家財等の損壊と原発事故との間の相当因果関係を認め、修繕費用が賠償された事例

【公表番号８５０※１】 帰還困難区域（富岡町）から避難し、平成２５年に移住のため東京郊外に土地建物を購入した申立人の富岡町の自宅土地建物について、土地については同年の郡山市平均地価に自宅土地面積を乗じた金額が、建物については昭和５８年の新築以降複数回行ったリフォーム工事費用を加味した金額が、それぞれ損害額と認められた事例

【公表番号８８０※１、※２】 緊急時避難準備区域（広野町）から避難し、平成２５年８月に帰還した申立人について、長期間の不在により、自宅内に存した家財等にカビが発生するなどしていたため、帰還の際に支出した家財買替費用及び家屋補修・清掃費用が賠償された事例

【公表番号８９５※１】 避難指示解除準備区域（葛尾村）にある山林内の立木について、所有者の避難により管理不能になるとともに、価値を喪失させる程度の放射性物質に曝露したとして、樹種ごとに、総材積に利用率を乗じた上、その値を素材換算立木価格 （トラック積込地点まで集材した素材１㎥当たりの購入単価）に乗じて、財物損害の損害額が算定された事例

【公表番号９１４※１】 帰還困難区域の墓地について、祭祀承継者である申立人に対し、財物価値喪失分及び追加的費用として１５０万円が賠償された事例

【公表番号９８５※４】 避難指示解除準備区域（葛尾村）に居住していた申立人らの所有する井戸等の財物について、いずれも原発事故後６年間は使用することができないとして価値減少率を全損と評価した上で、財物損害が賠償された事例

【公表番号１０４４※１】 帰還困難区域の土地上に建物を建築中（平成２３年５月に完成予定）であった申立人について、建物の請負工事代金（東京電力の直接請求手続で支払済み。）とは別に、建物の建築に必要な材木のほとんどを申立人が自ら調達し、それらが原発事故により使用不能となったこと等を考慮し、材木の調達費用が、建物使用のための電気利用申請を行ったものの、原発事故により電気利用ができなくなったことを考慮し、電気利用申請費用がそれぞれ賠償された事例（東京電力の直接請求手続で支払済みのものを除く。）

【公表番号１０５５※３】 自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人らについて、除染のため屋敷林を伐採したことについて伐採した材木に係る財物損害が賠償された事例

【公表番号１１０６※２】 居住制限区域（双葉郡富岡町）内の山林上の立木（松、ヒノキ等）の財物損害について、申立人の主張や航空写真を踏まえ、当該山林の半分を人工林と評価して賠償額を算定し、財物損害が賠償された事例

【公表番号１１３７※２】 申立人が所有する避難指示解除準備区域（楢葉町）の土地及び山林の立木について、申立人の陳述、農地法上の転用許可書、現地の写真撮影報告書等を基に、立木の種類及びその数量（割合）を個別に認定し、東京電力による直接請求の基準を上回る財物損害が賠償された事例

【公表番号１１９８※１】 避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住し、同町内に新居を建築中であった申立人について、原発事故の影響により請負工事契約が解除されたことに基づく損害として、支払済の工事費用（材料購入費、工事着手金等）等が賠償された事例

【公表番号１２２１※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）所在の申立人の自宅について、地震で屋根が破損し、避難生活中に雨漏りが生じたために必要となった、平成２５年１０月から平成２６年秋頃までにかけて実施された内装修理工事に関し、原発事故の影響割合を８割、内装修理工事を実施することによる原発事故前と比較した価値の増加分を１割として、工事費用の７割２分が賠償された事例

【公表番号１２６１※１】 緊急時避難準備区域（広野町）から避難した後、平成２８年秋に帰宅した申立人が帰宅に当たり支出した費用について、原発事故から帰宅までの期間等も踏まえ、自宅の修繕費用及びカーテン購入費用の一部並びに炊飯器、電子レンジ及び湯沸しポットの購入費用が賠償された事例

【公表番号１３０３※１、※２】帰還困難区域（双葉町）の墓地を使用していた申立人らについて、墓石の財物損害及び同墓地の永代使用料・管理料相当額が賠償された事例

【公表番号１３８０※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、同区域内に居住用建物を建築中であったが、原発事故により建築工事が中断し、平成２５年１１月に工事の中止及び工事請負契約の解除を決定した申立人らについて、同契約の解除による住宅ローンの繰上げ返済に際し支払を余儀なくされた利息の一部が賠償された事例

【公表番号１４８５※２】 自宅（南相馬市原町区）が特定避難勧奨地点に設定され避難した申立人らが、平成２８年５月の帰還に当たり負担した自宅修繕費用、清掃費用、交換した物品購入費用等の原状回復費用について、費目ごとに割合的に損害を認定して賠償が認められた事例

【公表番号１５２７※１】 帰還困難区域（浪江町）に所在する墓（以下「旧墓」という。）の祭祀承継者であって、避難に伴って別の地域に墓を新設した申立人に対し、原発事故前に旧墓を建立した価格を基に旧墓の財物価値を算定し、旧墓の財物損害（同墓の移転に要した費用よりも高額となる。）が賠償された事例

【公表番号１５４１※１】 帰還困難区域（大熊町）に居住し、同町内に墓を有していた申立人らの墓の移転費用について、墓建立当時の金額を参考に算定した原発事故当時の墓の価値相当額及び移転に係る祭祀に関する費用相当額が賠償された事例（ただし、既払金１５１万円は除く。）。

【公表番号１５４６※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、疾病等の事由により平成２４年９月以降も避難を継続していた申立人について、避難中に劣化して補修を要することとなった自宅に平成３０年７月頃に帰還するに当たって、同月頃に実施したリフォーム工事の費用のうち、原発事故との相当因果関係が認められる修繕費用について賠償が認められた事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６０７※１】 避難指示解除準備区域（浪江町）の賃借物件において飲食店を営む申立人の財物損害として、直接請求手続においては構築物であるから支払の対象とはしないとされた改装工事費用、電気工事費用及び給水設備費用分が、建物付属設備として賠償された事例

【公表番号１６７４※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らの自宅建物について、避難中の管理不能によりねずみの糞尿や雨漏りによる被害が生じるなどしたことから、同建物が特定避難勧奨地点のある行政区に存すること等をも踏まえ、平成２７年５月頃及び平成２９年９月頃に実施した修繕工事に係る費用の２割（ただし、既払金３０万円を除く。）の賠償が認められた事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７５８※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、同所付近に墓を所有し、当該墓について東京電力の平成２６年７月２３日付けプレスリリースに基づく修理費用１２万円の賠償を受けた後、当該墓を移転させた申立人について、賠償済みの修理費用に加えて墓の移転費用の一部を認めたとしても賠償の重複にはならないこと等を踏まえ、墓移転費用（ただし、移転先の近接性や移転に至った経緯等の事情も踏まえて移転費用に７割を乗じ、その金額から賠償済みの修理費用を控除した金額）が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８３２※３】　居住制限区域（浪江町）から県外に避難した申立人について、避難に伴い緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所在する墓地が遠方になったことから墓地の移転を要したとして墓地移転費用（東京電力の賠償基準において緊急時避難準備区域は賠償対象外である。）のうち７割が賠償された事例

【公表番号１８４８※１】　原発事故当時福島県外に居住し、原発事故後に居住制限区域（浪江町）に所在する墓の祭祀を承継した申立人が行った同墓の移転にかかる費用について、申立人が支出した額の７割が賠償された事例

【公表番号１８７１※２】　帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人について、原発事故及びその後の避難により、申立人が設置して使用していた井戸２基について財物価値相当額と、帰還困難区域内にあった墓を県外へ移転するのに要した費用として墓地移転費用が、損害として認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８８２※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し令和３年８月頃に帰還した申立人らについて、東京電力の直接請求手続において補修・清掃費用として支払われた３０万円とは別に、帰還に際して実施した自宅の補修・清掃費用の５割の賠償が認められた事例

【公表番号１８８５※２】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住し、就業の関係で避難できず屋内退避を余儀なくされた申立人について、原発事故の影響で自宅補修工事が遅延したことを考慮して、東京電力プレスリリース（平成２４年７月２４日付け）に基づく補修・清掃費用３０万円の賠償が認められた事例

【公表番号１９０７※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人について、令和２年夏頃に同じ公営墓地内で地盤の崩れによる墓石倒壊を回避するために行った墓石の移転費用につき、東京電力の直接請求手続において原発事故直後に行われた当該墓石の修理費用の賠償をすでに受けていたものの、その後の避難指示が長期にわたり、その間に地盤の崩れが拡大している可能性が否定できないことを踏まえ、移転費用を実質的な修理費用と捉えたうえで、立証の程度を考慮してその１割から既払金の修理費用を控除した金額の財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号１９１９※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、夫の母）のうちの申立人夫について、申立人夫が所有する土地上に設置して所有していた塀について、同土地上に建物は未建築であったが、塀の写真や設置にかかる領収書等の資料からその価値を認め、財物賠償が認められた事例

【公表番号１９２５※１】　帰還困難区域（大熊町）の申立人の自宅敷地内に所在していた東屋について、直接請求で賠償済みの庭木・構築物の価格に含まれないとして、取得価格から、耐用年数２０年・残存価額２割として算定した経年減価（２年分）を考慮した金額が財物損害として賠償された事例

【公表番号１９６４※４】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人（長男）及び亡夫（申立人妻及び長男が相続）について、同区域内に所在する墓地が遠方になったことから墓地の移転を要したとして墓地移転費用（墓じまい関連費用及び移転先墓地関連費用）が賠償された事例

【公表番号２０２４※１】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らに対し、自宅敷地内に所在していた氏神様（祠）につき、直接請求で賠償済みの庭木・構築物の価格に含まれないとして、取得価格から経年減価を考慮した金額が財物損害として賠償されるなどした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０５３※２、※３】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人について、申立人が所有する自宅周辺の立木の財物損害として、立木の種類や所在地を踏まえ統計資料を基に材積や単価を認定するなどして、直接請求手続を上回る損害額の賠償が認められるとともに、墓地の移転に係る費用（墓地使用料、墓石代等。ただし、直接請求手続における既払金を控除。）等の賠償が認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１３１※２】　居住制限区域（飯舘村）で林業を営む申立会社について、立木伐採権に関する財物損害の賠償が認められた事例

(ｵ) 住居確保損害

（補足説明）

不動産に関する事例のうち、中間指針第四次追補に係る住居確保損害に関する事例を挙げた。なお、同指針の策定前、移住をすることが合理的と認められる避難者について、移住先の地価を考慮するなどして損害額の算定を行った和解事例が成立しているため、当該事例も併せて挙げた。また、東京電力は、平成２６年４月３０日付けプレスリリースにより、事故前の宅地、建物等に応じて上限金額を設定し、その範囲で移住先住居の取得に係る費用について賠償を行っている。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号８４２※１】　帰還困難区域（双葉町）から避難し、埼玉県内に土地建物を購入した申立人らの双葉町の自宅土地建物の財物損害について、土地については、取得土地のうち２５０㎡を超える面積については原発事故時の時価を、２５０㎡については郡山市の土地単価を乗じた金額を算定し、それらの合計金額が賠償され、建物については、新築時の建物価額の６０％が４８年経過時の残存価値であるとした上で、築年数に応じた原発事故時の住宅の価額が賠償された事例

【公表番号８５０※１】 帰還困難区域（富岡町）から避難し、平成２５年に移住のため東京郊外に土地建物を購入した申立人の富岡町の自宅土地建物について、土地については同年の郡山市平均地価に自宅土地面積を乗じた金額が、建物については昭和５８年の新 築以降複数回行ったリフォーム工事費用を加味した金額が、それぞれ損害額と認められた事例

【公表番号８５２※５】居住制限区域（富岡町）に居住していた申立人らの不動産（自宅土地建物）について、帰還困難区域に近接していること、インフラの復旧状況、除染実施状況等から全損と評価し、土地の賠償額を、３００㎡までは移住先であるいわき市の平均地価を乗じた額とし、３００㎡を超える部分は原発事故前の地価を乗じた額とした事例

【公表番号８７４※１】 居住制限区域（富岡町）から関東地方に避難し、子供が避難先で就職や進学をして定着しているため、避難先への移住を予定している申立人の自宅土地建物について、全損と評価し、建物については原発事故時の残価率を８割とし、土地については郡山市の平均地価を参考にして、損害額が算定された事例

【公表番号８７６※２】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人夫婦の財物損害（自宅土地建物）について、自宅付近の除染状況等の事情を考慮して全損と評価した上で、息子夫婦と発達障害を有する孫が既に県南地域（白河市周辺）に避難しており、孫の世話等のため息子らと同居する必要があることから、県南地域への移住の合理性を認め、いまだ移住用不動産の取得はされていなかったものの、自宅土地のうち３００㎡について白河市の平均地価を参考に損害額が算定されるなどした事例

【公表番号８７７※２】 居住制限区域（浪江町）から関西地方に避難した申立人らの自宅土地建物の財物損害について、複数名の家族が精神障害を抱えており、避難先で医療体制や、就学先、就労先を整えたにもかかわらず、帰還により環境を変化させることは医療上の見地から好ましくないこと、申立人らが移住のため避難先の関西地方で宅地建物を購入したこと等の事情を考慮し、価値減少率を全損と評価し、また、避難先である関西地方への移住の合理性を肯定し、避難先で購入した土地の地価と居住制限区域内の自宅土地の地価との差額分も賠償された事例

【公表番号８９０※１】 帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人ら（夫婦と成人の子）の自宅土地建物について、子が既に仙台市に避難していること、夫が病気（水頭症）を抱えていること、夫婦の現在の避難先住居は手狭であり、申立人らは仙台市内の宅地建物を購入する予定であること等を考慮し、移住の合理性を認め、双葉町の自宅土 地のうち２００㎡について、移住予定地付近の公示地価と自宅土地の地価との差額分を上乗せした額が賠償された事例

【公表番号９３５※４】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らの自宅土地建物について、いずれも全損と評価し、土地については移住先である会津若松市の平均公示地価を参考に損害額が算定されるなどした事例

【公表番号９５６※１、※２】 申立人は、原発事故時申立人及び申立人の夫が居住しており、申立人の夫が有していた帰還困難区域（双葉町）の自宅の建物（以下「本件建物」 という。）及び敷地の借地権を申立人の夫から相続したところ、申立人の身寄りは関東に住む子らのみであること、申立人は帰還を断念し、東京都下への移住を希望していること等を考慮して、東京都下への移住の合理性及び移住に伴う費用発生の蓋然性をいずれも認めた上で、いまだ移住用不動産の取得はされていなかったが、上記借地権の一部 （２５０㎡）については、中間指針第四次追補第２の２記載の目安である福島県都市部の平均宅地単価よりも高額である郡山市の平均宅地単価を基準に算定した額が、本件建 物の構築物・庭木部分については、原発事故時点での交換価値相当額（原発事故により構築物・庭木の価値が１００％減少したことを前提として算定した金額）が、本件建物本体部分については、新築時点の価値の８０％相当額が４８年経過後の残存価値となるよう経年減価させた額が、平成１９年に本件建物の敷地上に９３万０３００円の費用をかけて設置された本件建物本体部分とは独立したカーポートについては６０万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号９６０※１２、※１６】 帰還困難区域（飯舘村長泥地区）の申立人らが所有する不動産について、土地については居住部分の一部について移転予定先である福島市の平均宅地単価を踏まえ財物価値の算定を行い、居住建物については耐用年数を４８年とし同期間経過後も８割の価値が残存すると評価して、財物損害が賠償された事例

【公表番号１２００※１】 申立人母が居住し、県外に居住する申立人息子が所有名義人である避難指示解除準備区域（浪江町）所在の居宅の財物損害について、同居宅は亡父死亡時において、法定相続人である申立人母が居住し、同じく法定相続人である申立人息子は山形県内に居住していたところ、最終的には申立人息子が相続により所有権全部を取得することを考えて、亡父死亡時において、申立人息子名義に相続を原因とする所有権移転登記はされていたものであり、原発事故時において、実際に申立人母が居住していたこと、事故後、申立人母と申立人息子は、新築した二世帯住宅に転居し同居していること等の事情から、申立人母が浪江町の居宅から転

居したことについて、移住の合理性を認め、移住先での住居取得を考慮した額での賠償がされた事例

【公表番号１３００※１】 申立人子が所有する居住制限区域（飯舘村）の土地について、原発事故当時、申立人子は福島市内にある自己所有の居宅で主に生活していたものの、同土地上で申立人父母が自己所有の居宅に居住しており、申立人父母は同居宅に係る住居確保損害の賠償を受けていることを考慮して、住居確保損害を含む財物損害が賠償された事例

【公表番号１３３１※１】 申立人らの一部が所有する避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の自宅土地について、同土地が平成２７年に南相馬市の防災集団移転促進事業の対象区域として、同市に売却されたという事情はあるものの、申立人らの一部に係る介護の必要等を踏まえて移住の合理性を認め、住居確保損害を含む賠償がされた事例

【公表番号１３５６※１】 居住制限区域（富岡町）の自宅に居住していたが、原発事故後、特別養護老人ホームへの入居を余儀なくされた申立人夫（平成２９年に死亡）について、自宅の賠償（財物損害）とは別に、住居確保損害として、同ホームの入居等費用が賠償された事例

【公表番号１４３４※１】 帰還困難区域（双葉町）の不動産に同居していた３世帯（主たる建物に親子２世帯、附属建物に１世帯）の申立人らについて、各世帯が新規に３か所で購入した各住居に係る住居確保損害（財物賠償による支払額を控除したもの。）が賠償された事例

【公表番号１５３８※１】 居住制限区域内（浪江町）の住居に居住していた申立人について、住民票上の住所は異なっていたものの、近隣住民の陳述書及び公共料金の申立人名義の支払等の事情から同所に居住していたものと認め、住居確保損害が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５８６※８】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、避難先で新たに土地及び建物を購入した申立人が所有する同区域内の土地及び建物の財物損害について、東京電力の平成２６年４月３０日付けプレスリリースに基づく住居確保損害として、東京電力が自認した金額のほか、申立人らの提出した資料を踏まえ、新住居の水道工事に関する費用の賠償が認められた事例

【公表番号１６７３※１】 申立人祖父と申立人父が共有する居住制限区域（浪江町）所在の不動産に係る住居確保損害について、東京電力の直接請求手続において支払われた不動産の財物賠償及び住居確保に係る費用の一部のほかに、原発事故による避難後に申立人祖父及び亡祖母が入居した老人ホームの平成２５年１２月分から令和元年１０月分までの入居等費用が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８３０※１】 帰還困難区域（大熊町）の自宅に居住していたが、原発事故後、いわき市に自宅を購入し移住した申立人について、新規取得不動産の代金相当額は賠償済みの旧住居の財物損害を超えるものとは認められないが、不動産取得に係る諸費用（登記費用、建物消費税、給水加入金、印紙代）は賠償されていなかったことを考慮して、財物損害とは別の住居確保に係る諸費用の賠償が認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９５５※１】 原発事故時、居住制限区域（富岡町）所在の父所有の不動産（土地、建物）に居住しており、原発事故後に死去した父（当該不動産にかかる財物賠償については生前の父に対して賠償済み）から当該不動産を相続により取得した申立人に対し、当該不動産にかかる住居確保損害が賠償された事例

【公表番号２０００※１】 原発事故時居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら家族（成人の子及び両親）につき、両親が浪江町の自宅に帰還した一方、自宅不動産の所有者である子

が就労の関係で長期にわたり町外の賃貸住宅に居住を続けていることから、直接請求手続にて支払われた建物分の住居確保損害とは別に、宅地分の住居確保損害も認められ、その上限額の範囲内で、子の賃貸住宅に関して、賃料及び賃料振込手数料（一部将来分を含む、現状の賃貸借契約期間終了時まで）、家財保険料、仲介手数料並びに保証料の賠償及び浪江町の自宅に関してイノシシ侵入防止フェンス設置費用の賠償が認められるなどした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０７８※３】　帰還困難区域（浪江町）から川俣町に避難した申立人父について、住居確保損害として、平成３０年４月分から令和５年６月分までの避難先の賃料等（ただし、福島県から支給された助成金を控除した額）の賠償を認めた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１３８※１】　帰還困難区域（大熊町）の借地上に所有していた自宅から避難した被相続人（子である申立人妻が相続）について、原発事故後、被相続人らと申立人夫妻が同居する新たな住居を取得するため、申立人夫名義で土地の売買契約と建物の建築請負契約を締結したが、いずれの代金も最終的には被相続人が負担する予定であり、土地の売買代金は被相続人が支払った（建物の建築請負代金は、被相続人が工事着工前に死亡したこと等から、申立人夫が支払った。）などの事情を考慮して、住居確保損害の賠償（ただし、申立人夫妻に対する住居確保損害の既払金を控除。）が認められた事例

(ｶ) 事業用不動産

（補足説明）

不動産に関する事例のうち、事業用不動産の事例として特徴のあるものを、避難指示区域に係る事例と避難指示区域外に係る事例に区分して挙げた。

【避難指示区域に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２０６※８】　帰還困難区域（双葉町）から避難を余儀なくされた申立人らの所有又は共有に係る土地・建物・借地権について、取得価格又は建築価格の判明するものはそれらの額を一定程度減価させ、防音工事等特殊な工事の施されているものについてはそれを前提に事故時価値が算定され、かつ、中間指針第二次追補第２の４Ｉにより全損が認められた事例

【公表番号２４１※１】 帰還困難区域（富岡町）に販売目的で土地を所有し、原発事故により販売が不能になったとする申立人について、区域再編前であったが、近隣の積算線量等から帰還困難区域に再編されることは確実として全損（時価の計算は東京電力の直接請求の基準による。）での賠償が認められた事例

【公表番号４０３※１】 居住制限区域内でインドアゴルフ場を経営していた申立人について、区域再編前であったが、価値減少率を全損として財物損害（インドアゴルフ練習場の建物及び建物内の事業用動産）の損害賠償が認められた事例

【公表番号４７０※３】 避難指示解除準備区域（大熊町）所在の土地（農地として利用）の財物損害が全損と評価されてその取得価格での賠償が認められた事例

【公表番号５０５※３】 食品添加物等の製造販売業を営む申立会社について、避難指示解除準備区域内に有する工場の土地、建物、付属設備等について、全損で財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号６１１※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市）の工場の操業停止に伴う土地建物の財物損害が賠償された事例

【公表番号６４９※５】 原発事故当時、精密機械の製造業を営んでいた申立人について、避難指示解除準備区域内（南相馬市小高区）に所有していた土地及び建物の財産価値の全部を喪失したとして、それぞれの時価相当額の賠償が認められた事例

【公表番号７００※１】 居住制限区域（双葉郡）で非破壊検査業を営んでいたが、原発事故により事業拠点の移転を余儀なくされた申立会社について、敷地及び構築物、並びに事業用資産については実際の使用状況を考慮し、帳簿上除却処分された資産についても財物損害が賠償された事例

【公表番号７６４※２】 避難指示区域（南相馬市小高区）において自動車・電機部品の工場を営んでいた申立人が、原発事故により避難を余儀なくされ、同工場を閉鎖したことに伴い、他県に移設した同工場が再開するまでの平成２３年３月から平成２４年２月までの逸失利益、事業拠点の移転費用等が賠償され、また、小高区内の工場についての不動産損害、動産損害については帳簿価格ではなく時価を基に賠償額を算定し、東京電力の認容額を大きく超える賠償が認められた事例

【公表番号８０６※３】 原発事故当時、帰還困難区域に事務所があった申立会社について、償却資産について事故発生時価格で賠償し、事故後の逸失利益も賠償すると、償却資産についての税務上の減価償却費相当額が二重賠償となるという東京電力の主張を二重賠償額の具体的な立証がないとして排斥し、全損で財物損害（事業用建物）の賠償が認められた事例

【公表番号８７５※５】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人らの財物損害について、申立人らが農業を営んでいたこと、原発事故の５年後に避難指示が解除されたとしても従前どおり農業を営むのは困難であること、申立人らの年齢等を考慮して、農地を全損と評価し賠償された事例

【公表番号８８４※２】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）で兼業農家を営んでいた申立人らの所有する自宅土地建物等の財物損害について、周辺の放射線量の高さ、周辺施設やインフラの復旧状況に加え、除染状況・農業用水源の汚染・申立人らの年齢等から、申立人らの農業再開は不可能であることを考慮して全損と評価された事例

【公表番号１０５６※３】 帰還困難区域（富岡町）で建設業を営んでいた申立会社が所有する倉庫・事務所等の事業用不動産のうち、未登記かつ決算報告書上の記載がなく、賠償額算定の根拠となる客観的資料がない建物について、申立人の主張する取得価格及び取得時期を基礎として、財物損害の賠償額が算定された事例

【公表番号１１２４※３】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人らの所有不動産（自宅土地建物及び畑等）について、申立人らの年齢、疾患及び通院状況、周辺施設やインフラの復旧状況等に照らせば、今後も相当の期間にわたり各不動産の使用収益が害される蓋然性が高いことから、いずれも全損と評価し、畑については、申立人らが第三者に当該畑を賃貸して収受していた賃借料と、福島県、東北地方及び全国のそれぞれの畑の平均価格並びに賃借料とを比準して、東京電力の主張よりも高額の平米単価による賠償がされた事例

【公表番号１４７４※１、※２】 申立外清算会社の所有する居住制限区域（飯舘村）内に所在する不動産（土地・建物）について、同社の東京電力に対する上記不動産についての賠償金請求権を取得した申立人に対し、土地については平成２２年度の固定資産税評価額に１．４３を乗じた金額が、建物については上記清算会社における帳簿価格が分かる資料を入手することができなかったこと等から同年度の固定資産税評価額が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５８７※２】 緊急時避難準備区域内の特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）において飲食店を経営していた申立人らの所有する建物（自宅兼飲食店店舗）の財物損害について、特定避難勧奨地点に設定されたことで利用も管理も相当困難であったとして、同地点に指定さ

れていた期間等を基に一定の価値減少を認めて算定した金額から、平成２２年分所得税青色申告決算書における減価償却費の５年分を控除した金額が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７２８※３】　繁殖用の家畜を飼育するための直営農場や繁殖した家畜を肥育するための複数の施設や農場等を有し、家畜を肥育して出荷する畜産業を営んでいた申立会社について、原発事故により繁殖用の直営農場の所在地が避難指示区域となったため、再開できるまでの間、直営農場を閉鎖せざるを得なくなったとして、直営農場の使用不能期間に係る財物損害（平成２７年４月から同年９月までの減価償却費から逸失利益の算定において控除されなかった同期間中減価償却費を控除した金額。）が賠償された事例

【公表番号１７４７※１】　帰還困難区域（大熊町）所在の賃貸用土地について、当該土地は隣接した２筆の土地（登記簿上、山林である土地①及び畑である土地②）であり、東京電力の直接請求手続において、課税情報が宅地であった土地①は固定資産税評価額に係数１．４３を乗じて評価額が算定され、課税情報が準宅地であった土地②は不動産鑑定士により宅地並みとして評価額が算定され、単位面積当たりの評価額は土地②の方がわずかに高額となっていたが、両土地は同一建物の敷地で、両土地の間に区切りや高低差もなく共通一体のものとして利用されていること等から等価性があるとされた上、個別評価である不動産鑑定士による土地②の評価額を採用し、土地①にも土地②の単位面積当たりの評価額を適用して、直接請求手続における両土地の評価額との差額の賠償が認められた事例

【公表番号１７４９※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）でスポーツ関連施設を営んでいた申立会社の財物損害について、①施設設備の部品等につき、申立会社の主張するメーカー販売価格に数量を乗じた上で、立証の程度を考慮して３割を乗じた額が、②建物及び附属設備等につき、原発事故当時の価格を税法上の耐用年数ではなく実質的耐用年数に基づいて算定した上で既払額を控除し、立証の程度を考慮して８割を乗じた額が、それぞれ賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号２００９※４】　居住制限区域（飯舘村）において農業及びドッグブリーダー業を営んでいた申立人らについて、同区域所在の土地（登記上の地目は原野）の財物損害につきその一部を事業用地と認定して算定した損害額の賠償を認めた事例

【避難指示区域外に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号８７３※５】　緊急時避難準備区域（広野町）で美容院を営むなどしていた申立人らについて、住民の帰還状況から少なくとも原発事故後４年間は美容院再開が困難であること等を踏まえ店舗建物について取得価格の６分の４の価値減少、店舗内の事業用動産について管理不能によるカビ発生等も考慮して取得価格を基に全損とそれぞれ評価した財物損害の損害賠償が認められた事例

【公表番号９３４※１】 屋内退避区域（いわき市）で自然環境を重視する生活等についての研修等の事業を営み、事業地に居住していた申立人らについて、原発事故により同地において事業を継続することができなくなったとして、同地での事業断念に伴う逸失利益や事業用償却資産の財物損害等が賠償された事例

オ　動産

（補足説明）

財物価値の喪失又は減少等に係る事例のうち、動産に関する事例について、家財、その他個人用動産、事業用動産等に区分し、避難指示区域内外に分けて挙げた。動産賠償についての具体的

な算定例も、不動産賠償と同様に事例ごとにさまざまとなっているものの、東京電力の賠償基準（主に避難指示区域内の家財、棚卸資産、償却資産に係る平成２４年７月２４日付けプレスリリース、償却資産、棚卸資産に係る同年１２月２６日付けプレスリリース、家財の定額賠償に係る平成２５年３月２９日付けプレスリリース等）を参考に算定される例も相当程度ある一方で、個別にこれを調整したり、別途個別の高額家財を認定したりする例も相当数ある。

(ｱ) 家財

【避難指示区域に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２０６※９】　帰還困難区域（双葉町）から避難を余儀なくされた申立人について、区域再編前であったが、帰還困難区域と同等の損害が発生したものと評価して、当時東京電力が公表していた直接請求における基準を参考に家財の財物損害が認められた事例

【公表番号２８２※２】 帰還困難区域から避難を余儀なくされた申立人の所有（相続分を含む。）に係る建物内の家財道具について、東京電力が公表していた直接請求における基準を参考に賠償が認められた事例

【公表番号３７４※２】 原発事故当時、仕事の都合上東京都に居住していたが、避難指示区域内に自宅を有していた申立人らについて、衣類等の家財が避難指示区域内の自宅に残置されていたことを考慮し、申立外の他の同居の親族らと申立人らを合わせた人数に基づいて家財の賠償額が算定され、賠償された事例

【公表番号４６８※１】 居住制限区域（富岡町）所在の不動産（自宅土地・建物）及び家財について、申立人らの自宅のある場所の状況、申立人らの年齢や生活状況等から、全損と評価し、土地について金４８５万０５７５円、建物について金２０２０万 ０９２９円（土地及び建物については、いずれも平成２２年度の固定資産税評価額を参考に算出している。）、家財について金５９５万円の賠償が認められた事例

【公表番号５８５※６】 原発事故当時、帰還困難区域において亡妻、息子夫婦と同居していた申立人について、住宅の間取り、家具の数及び高額な仏壇があったことを考慮して、大人４人世帯の家財に係る東京電力の定額賠償額（７１５万円）から１８５万円増額した家財賠償が認められた事例（同居していた息子夫婦の別事件があり、本件においては２分の１である４５０万円が賠償された。）

【公表番号５８６※１０】 原発事故当時、帰還困難区域において夫の両親と同居していた夫婦について、住宅の間取り、家具の数及び高額な仏壇があったことを考慮して、大人４人世帯の家財に係る東京電力の定額賠償額（７１５万円）から１８５万円増額した家財賠償が認められた事例（同居していた夫の父親の別事件があり、本件においては２分の１である４５０万円が賠償された。）

【公表番号５９８※１】 原発事故当時居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人について、浪江町の住居における家財と、亡母が原発事故前に居住していた帰還困難区域の実家における家財の双方について、東京電力の直接請求手続における定額賠償相当額の賠償が認められた事例

【公表番号６７５※５】 帰還困難区域から避難した申立人らについて、着物や仏壇等の高額な家財を保有するとともに、所有する建物の一つで収容人員２０名以上の下宿屋を営み営業用動産も保有していたことから、原発事故の時点において購入から３年以内の動産及び仏壇については取得価格を、それ以外の動産については経年劣化等を考慮し取得価格の約３割から４割（ただし、着物については使用可能年数を考慮して約６割。）をそれぞれ事故時価格として認め、それら動産の賠償額として合計１８００万円が認められた事例

【公表番号７７４※３】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らについて、事業として農業を行った事実は認められず営業損害は認められないものの、所有する農業機械の価値が全損したとして、家財、土地、墓地等の財物に加えて、農業機械に係る財物損害が賠償された事例

【公表番号８６１※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の居宅内の家財について、地震・津波により１階部分が倒壊流出したが、２階部分が残存していたことを考慮し、直接請求における東京電力の回答額を超える、避難指示解除準備区域における大人３名世帯の家財の直接請求での定額賠償額（４９０万円）の５割相当額が賠償された事例

【公表番号８７５※７】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人らの財物損害について、申立人らが農業を営んでいたこと、原発事故の５年後に避難指示が解除されたとしても従前どおり農業を営むのは困難であること、申立人らの年齢等を考慮して、東京電力の直接請求における帰還困難区域の基準での家財賠償を認めた事例

【公表番号８９８※１】 帰還困難区域（大熊町）で一人暮らしをしていた申立人の家財について、原発事故前は亡夫（平成２２年１１月死亡）も申立人宅で暮らしており、その死後に家財が処分されたとも認められないこと、申立人が高価な着物等を保有していたこと、申立人宅の間取り等を考慮し、直接請求手続における単身世帯・一般家財の定額賠償額（３２５万円）を２９０万円上回る賠償がされた事例

【公表番号９５６※３】 原発事故時、帰還困難区域（双葉町）に居住していた申立人の家財賠償について、申立人が多数の高価な着物を所有していたこと等を理由に、東京電力の直接請求における賠償基準額５９５万円（帰還困難区域、大人２名世帯の場合の直接請求基準額）に３０万円を加算した６２５万円の賠償を認めた事例

【公表番号９６０※１１】 帰還困難区域（飯舘村長泥地区）の申立人らについて、家財の財物損害が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての連絡書において、家財に係る損害についての和解方針が示されている。）

【公表番号９８５※３】 避難指示解除準備区域（葛尾村）に居住していた申立人らの所有する家財等の財物について、いずれも原発事故後６年間は使用することができないとして価値減少率を全損と評価した上で、財物損害が賠償された事例

【公表番号１０１５※１】 避難指示解除準備区域（富岡町）から避難した申立人らの家財について、隣家に居住していた者の陳述書や陳述内容を裏付ける資料等から、申立人らが２世帯に分かれて生活していたことを認定し、うち１世帯については原発事故後に死亡した申立外同居者分及び高額家財も勘案し、２世帯分の家財に係る財物損害が賠償された事例

【公表番号１０３１※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の自宅で食品販売業を営んでいた申立人らの家財について、自宅内に食品原料を残したまま避難したため、避難中に動物が侵入して家財が著しく損傷したとして、直接請求手続における帰還困難区域の定額賠償額と同額の損害額が認められた事例

【公表番号１０３８※２】 平成１２年から転勤により関東地方の社宅に居住し、原発事故時も同所に居住していた申立人らについて、社宅が狭いため、家族５人分の家財を置くことができず、箪笥等の多くの家財を避難指示解除準備区域（浪江町）の実家に置いていたこと等の事情を認定し、１５０万円の家財賠償が認められた事例

【公表番号１２３６※２】 帰還困難区域（双葉町）の実家に居住しつつ、婚姻に伴い転居する予定があったため、原発事故の直前に住民票上の住所を緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に移転させていた申立人について、引越計画の詳細や実家の自室の写真等により、実家に申立人所有の家財が存在したことが認められ、家財の財物損害等が賠償された事例

【公表番号１２５７※１】 帰還困難区域（大熊町）に所在し、原発事故当時、現実には居住の用に供されていなかった建物（居宅）に保管されていた、申立人らが亡父（昭和６２年死亡）及び亡母（平成２２年死亡）から相続した家財の財物損害について、原発事故以前から頻繁に上記居宅の掃除がされており、たまに家財が使用されることもあったこと等を踏まえ、東京電力の直接請求手続における単身世帯の定型賠償額の３割が賠償された事例

【公表番号１３０７※１２】 申立人２名が定期的に滞在していた避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の実家に保管されていた同申立人ら所有に係る家財について、同実家に居住す

る他の申立人らの家財に係る財物賠償（東京電力の直接請求における世帯人数及び家族構成に応じた定型賠償）とは別に、同申立人らの主張する購入時期、購入価格、品名等を総合的に考慮し、請求額の１割が賠償された事例

【公表番号１５３１※８】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の同一敷地に所在する２棟の建物に居住していた申立人ら（夫婦及びその子３名と夫の両親及び妻の母）の財物損害（家財）について、直接請求手続においては１世帯であることを前提に算定した金額が支払われていたが、申立人らが生計は一にしていたものの２棟の建物に分かれて居住しており、家財もそれぞれの建物に備わっていた実態を考慮し、２世帯であることを前提に算定した金額が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５８７※３】 緊急時避難準備区域内の特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）に設定された申立人らの自宅建物内の一般家財について、居住制限区域内の家財と同等の財物賠償がされた事例

【公表番号１５８８※１】 帰還困難区域（大熊町）に自宅を有する申立人の高額家財等に係る財物賠償について、申立人の陳述等を基に価格評価を行い、東京電力の直接請求手続において支払があった動産の一部（ピアノ、ひな人形等）に対して追加賠償がされ、また、同手続においては支払がなかった動産の一部（テレビ一式、薪ストーブ等）に対しても、同様に賠償がされた事例

【公表番号１５９６※２】 帰還困難区域（浪江町）の自宅に家財を残置し、直接請求手続において定額賠償を受けていた申立人が、特に高額の家財（テレビ、婚礼家具、ひな壇飾り、神棚、氏神）について、個別の財物賠償を受けた事例

【公表番号１６６４※２】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内に自宅を有していた申立人に対し、原発事故当時は妻子を自宅に残して避難指示等対象区域外に単身赴任をしていたものの、同自宅に家財を保管していたことを考慮し、４０万５０００円の財物賠償（家財）が認められた事例

【公表番号１６８１※２】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人夫婦が所有する社交ダンス用衣装７着について、提出された資料等から１着当たり１０万円と評価し、財物損害として賠償された事例

【公表番号１６８６※１】 緊急時避難準備区域（広野町）に居住していた申立人らが、地震で損壊した自宅屋根を原発事故のために修繕することができず、その間に生じた雨漏り等により汚損された家財（主として布製品）について、購入時価格についての裏付け書証までは存在しないこと、使用済みであること等を総合し、一般的な価格の１４％相当額の賠償が認められた事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７８１※１】 帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らの、購入金額が一定額以上の家財について、東京電力による家財定額賠償に含まれないとして、着物及び家具の耐用年数を２０年、電化製品の耐用年数を８年とした上で、残価率２割として経過年数に応じて算出した残存価格が賠償された事例

【公表番号１７８７※１】 帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人が、自宅内に所有していた多数の家財（婚礼箪笥、ピアノ、着物、食器棚等）について、申立人が提出した写真、査定書及びカタログ等による立証の程度を考慮し、申立人が主張する額の５割ないし７割を購入金額と認定した上で、これに家財ごとの耐用年数（１０年ないし４０年）に相当する経年減価率を乗じて算定した原発事故当時の時価額（ただし、東京電力に対する直接請求手続における既払額を控除）が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１７９５※１】　帰還困難区域（大熊町）所在の申立人らの自宅内にある高額家財（ピアノ、着物、箪笥、ひな人形、兜、鯉のぼり等計２０点）及び農機具（トラクター）の財物損害について、写真や申立人らの説明等を踏まえ、それぞれ申立人らの主張する購入金額の２割又は東京電力が自認もしくは査定した額（ただし、それらの合計額から既払金２０万円を除く。）が賠償された事例

【公表番号１７９９※１】　大熊町所在の工場を賃借してリネンサプライ業を営んでいた申立人が同工場において所有し、令和元年５月に国の中間貯蔵施設整備事業に基づき損失補償を受けていた工作物等の事業用資産について、取得時の価格を基準として、各財物の使用可能期間を検討して原発事故時の残価を算定した上、過年度の逸失利益の賠償に含まれる減価償却費相当額を割合的に控除した額が賠償された事例

【公表番号１８１１※２】　避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の、妻が所有していた着物や、平成２２年１２月から居住を開始した新築の自宅用に新調していた家電等の家財について、東京電力による定額賠償（大人２名分）には含まれない高額家財として財物賠償が認められたほか、家族別離が生じたことによる精神的苦痛について、日常生活阻害慰謝料が増額して賠償された事例

【公表番号１８３２※２】　居住制限区域（浪江町）から県外に避難した申立人について、財物損害（人形等）が賠償された事例

【公表番号１８４７※４】　住民票が避難指示解除準備区域（双葉町）にあったが単身赴任又は大学進学のため関東地方に居住していた申立人ら（父、二男）について、自宅に置いていた家財の財物賠償が認められた事例

【公表番号１８５８※１】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（姉妹）が自宅に保管していた高額の着物につき、写真等の客観的資料はなかったものの、申立人らから詳細な事情を聴いた上で残価率及び立証度を乗じて一部（主張金額の６％）が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９８２※１、※２】　帰還困難区域（富岡町）に居住していた申立人の所有する複数の盆栽について、申立人より提出された写真等をもとに、その存在や避難による管理不能のために生じた損害を認めた上、立証の程度等も考慮して請求額の一定割合（５割又は３割）の賠償が認められたほか、高額家財としてベッドの賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９８５※２】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に自宅があり、原発事故当時福島県外に単身赴任していた申立人について、自宅に置かれていた家財の賠償に関し、大人二人世帯分として算出された４４５万円から自宅にて生活していた家族の単身世帯分として直接請求手続で支払われていた２４５万円を控除した２００万円の賠償が認められた事例

【公表番号１８８７※１】　避難指示解除準備区域（楢葉町）の実家において先祖代々承継していた家財道具が原発事故により価値を喪失したとして、財物損害の賠償を求めた申立人らにつき、申立人らの提出した家財道具の写真及び申立人らの申告する取得費用に基づき、東京電力による査定を踏まえ、原発事故当時の価値相当額を算定し、財物損害としての賠償が認められた事例

【公表番号１８９３※２】　原発事故当時関東地方の学生寮に居住し同地方の大学に通学していた申立人が帰還困難区域（大熊町）所在の実家に残置していた家財の財物損害について、申立人の大学進学後も実家に申立人の自室が残されていたこと、大学進学後わずか１年で原発事故が発生したこと、学生寮に家財が備え付けられており実家から家財をほとんど持ち出していないこと等を踏まえ、直接請求手続における大人（１８歳以上）の家財定額賠償額の７５％である４５万円が賠償された事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０６０※２】　原発事故当時福島県外の学生寮に居住し、福島県外の大学に通学していた申立人が帰還困難区域（富岡町）所在の実家に残置していた家財の財物損害について、学生寮が相部屋であり、実家から家財をほとんど持ち出していなかったこと等を踏まえ、直接請求手続における家財定型賠償の大人１名あたりの加算額（帰還困難区域）６０万円の７割５分である４５万円が賠償されるなどした事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２０９９※１】　原発事故当時空き家であった居住制限区域（飯舘村）内の申立人父の実家について、①申立外祖母が、平成２０年に亡くなるまで実家に居住していたこと、②双葉町の自宅に居住していた申立人父母が、祖母の死亡後も実家に立ち寄って管理をしていたこと、③平成３０年に実施された実家の解体工事の記録に、室内に家電等が残置されている旨の記載があること等を考慮し、実家に残置されていた家財（家電等）の財物損害として、申立人らに対する４０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２１０１※３】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らについて、高額家財の財物損害に関し、その使用状況等も踏まえて算定した実質的耐用年数（着物及びテーブル等は５０年、ピアノは４０年）を用いて算出した金額（ただし、既払金を控除。）による賠償が認められた事例

【避難指示区域外に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１７３※１】　原発事故当時、緊急時避難準備区域（川内村）に居住していた申立人が、避難を余儀なくされ、盆栽を持ち出せずに枯れさせてしまったとして、財物損害（ササキツツジ、ペットその他一切の動産を含む家財）の損害賠償を求めたところ、東京電力が盆栽を含む家財一切として２４５万円の賠償を認めたため、同額が賠償された事例

【公表番号７９２※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の農村部から避難した申立人について、避難中に自宅の中を猪等に荒らされたことによる自宅建物、家財等の損壊と原発事故との間の相当因果関係を認め、修繕費用が賠償された事例

【公表番号８８０※１、※２】 緊急時避難準備区域（広野町）から避難し、平成２５年８月に帰還した申立人について、長期間の不在により、自宅内に存した家財等にカビが発生するなどしていたため、帰還の際に支出した家財買替費用及び家屋補修・清掃費用が賠償された事例

【公表番号１１６４－１※２】 南相馬市原町区に居住し、自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人らの自宅内の家財について、申立人らが事実上自宅に居住できなかったとして、特定避難勧奨地点の設定期間等を踏まえ、東京電力の直接請求における居住制限区域等の基準額相当額の財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号１１６４－２※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、隣地及びはす向かいの世帯が特定避難勧奨地点に指定された申立人世帯（原発事故時は妊婦及び子供４名を含む。）の自宅内の家財について、同世帯の家族構成、生活状況や自宅周辺の状況等に照らし、避難をしたことは合理的であり、家財については東京電力の直接請求における居住制限区域等の基準額の少なくとも半額の財物価値が減少したとの和解案が提示されたところ、東京電力から、申立人らから提出された資料に基づいて原発事故との相当因果関係のある個別具体的な損害を現実に確認できたとして上記和解案を受諾する旨回答がされた事例

【公表番号１２６１※１】 緊急時避難準備区域（広野町）から避難した後、平成２８年秋に帰宅した申立人が帰宅に当たり支出した費用について、原発事故から帰宅までの期間等も踏まえ、自

宅の修繕費用及びカーテン購入費用の一部並びに炊飯器、電子レンジ及び湯沸しポットの購入費用が賠償された事例

【公表番号１３２２※３】 緊急時避難準備区域（川内村）に居住用物件を賃貸していた申立人のボイラー交換費用について、居住者等が避難を余儀なくされていた間等の凍結故障であるとして原発事故との相当因果関係を認めたが、交換によりボイラーの価値が上昇したとして、交換費用の２分の１の限度で賠償を認めた事例

【公表番号１４７６※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自宅が特定避難勧奨地点に指定され、実際に避難をした申立人の財物（家財）損害について、放射線量が高いという客観的状況を踏まえて避難が勧奨されている以上、その避難勧奨に基づき避難したことによる管理不能に係る損害は賠償されるべきとして、特定避難勧奨地点の設定期間及び実際に避難していた期間等を踏まえて一定の価値減少を認めて賠償された事例

(ｲ) その他個人用動産

【避難指示区域に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１６８※１】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人について、一時帰宅の際に持ち出し、直後に廃車手続を行った自家用車の推定評価額、登録事項等証明書の取得費用等の財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号４７２※１】 避難指示区域（富岡町）内の駐車場に駐車したまま避難したために管理不能となった申立人所有の自動車について、避難中に何者かにつけられた自動車ドアの傷の修理費用等２３万４９２７円の賠償が認められた事例

【公表番号５０１※１】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、原発事故後一時持ち出して使用したが、高線量であることが判明したため自宅に戻し、その後抹消登録した自動車の財物損害及び避難先で新たに購入した自動車の再取得手続費用等が賠償された事例

【公表番号７７１※１】 避難中に避難指示区域（南相馬市小高区）の自宅から食品を盗まれた申立人らについて、窃盗被害と原発事故との相当因果関係を認め、直接請求により窃盗被害の一部が賠償されていたものとし、依然賠償が尽くされていない被害品の価格が賠償された事例

【公表番号７７４※４】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らについて、事業として農業を行った事実は認められず営業損害は認められないものの、所有する農業機械の価値が全損したとして、家財、土地、墓地等の財物に加えて、農業機械に係る財物損害が賠償された事例

【公表番号１０８１※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）において馬一頭を飼育し、野馬追いや競馬等にも参加させていた申立人らの当該馬に係る財物損害について、財物がその社会的効用を喪失したとして価値減少率を全損と判断し、賠償額は原発事故時の価値＝取得価格×（使用可能年数－経過年数）÷使用可能年数という事業用動産に関する和解先例における数式を基礎として、馬の余命を使用可能年数とし、申立人らの主張する取得価格を基礎として、客観的資料が不足している点も加味して７割を乗じた３３万６０００円の賠償を認めた事例

【公表番号１１０４※１】 帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人の仏壇、位牌、本尊、仏具一式等の財物損害について、位牌、本尊、仏具一式の価格資料の提出が困難であったところ、申立人の主張及び市場調査の結果等を踏まえ、仏壇とは別個に賠償額を算定して賠償された事例

【公表番号１３７６※５】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人の財物損害（仏壇）について、東京電力が実施した専門家による評価による額が賠償された事例

【公表番号１４４３※１】 帰還困難区域（浪江町）の自宅敷地に駐車していた自動車を警戒区域設定前に持ち出して使用していた申立人が、同自動車の測定放射線量が高かったことを理由に買取りを拒否されたとする財物賠償の請求に対し、被曝していなかった場合の同自動車の下取り

相当額８５万円が賠償されるとともに、新規に自動車を取得した際に支払った諸費用が認められた事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７６４※３、※４】　居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫婦及び夫の母）について、財物損害として、原発事故の直前にまとめ買いをしていた犬の餌について購入代金相当額が、避難により置き去りにせざるを得ずに死滅した鳥１５羽について価値相当額がそれぞれ賠償された事例

【公表番号１７８１※１】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らの、購入金額が一定額以上の家財について、東京電力による家財定額賠償に含まれないとして、着物及び家具の耐用年数を２０年、電化製品の耐用年数を８年とした上で、残価率２割として経過年数に応じて算出した残存価格が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９８２※１、※２】　帰還困難区域（富岡町）に居住していた申立人の所有する複数の盆栽について、申立人より提出された写真等をもとに、その存在や避難による管理不能のために生じた損害を認めた上、立証の程度等も考慮して請求額の一定割合（５割又は３割）の賠償が認められたほか、高額家財としてベッドの賠償が認められるなどした事例

【避難指示区域外に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２６９※１】　緊急時避難準備区域（広野町）から関東地方に長期間避難を余儀なくされ、申立人所有の多数のさつき盆栽が枯死するなどしたとして、業者の作成に係る鉢も含めた売値価格表の５割に相当する財物価値の減少に係る賠償が認められた事例

【公表番号７２４※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）からの避難に伴って、自宅で飼育して野馬追い（祭り）にも参加していたサラブレッド種の馬一頭を有償で引き取ってもらわざるを得なくなった申立人について、時間的余裕があれば同馬を有償で売却可能であったとして、処分した馬の事故時における時価相当額として１８万円の財物損害が賠償された事例

(ｳ) 事業用動産

【避難指示区域に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２００※２】　原発事故当時、南相馬市原町区に本店を置き、避難指示区域内に工事現場を抱えて建設業を営んでいた申立人が、避難指示区域内に残置した式材（ドリル、足場等）について、再調達価格の２割相当の賠償が認められた事例

【公表番号２０４※２】 介護用品のレンタル・販売業を営んでいた申立人に対し、レンタルしていた避難指示区域内所在の介護用品について、東京電力の償却資産に係る直接請求の基準による額を財物価値の減少分として賠償が認められた事例

【公表番号２０６※１４】 帰還困難区域（双葉町）から避難を余儀なくされた申立人について、区域再編前であったが、帰還困難区域と同等の損害が発生したものと評価して、当時東京電力が公表していた直接請求における基準を参考に営業用資産の財物損害が認められた事例

【公表番号２１１※２】 原発事故当時、避難指示区域内において食品の製造・販売業を営んでいた申立人が避難を余儀なくされ、同区域内の棚卸資産の管理が不能等となり、当該資産の価値が失われたとして財物賠償が認められた事例

【公表番号２９３※２】 重機賃貸業を営む申立人について、津波により水没した重機の所在場所が警戒区域に指定されたため、当該重機を賃貸も回収もできなくなったことによる財物損害が賠償された事例

【公表番号２９４※２】 避難指示区域（浪江町）で薬局を経営する申立人の店舗内に残置された棚卸資産について、原発事故の影響割合等を考慮し、事故時の棚卸資産額（推計）の９割を損害額として財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号３３６※２】 避難指示区域内で飲食店等を営んでいた申立人について、原発事故時の在庫食品等（中心が生鮮食品等）が、管理も持ち出しもできず腐敗するなどして価値が滅失したとして、財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号３８６※２】 避難指示区域（相双地区）に所在する大型ショッピングセンターにおいて大規模スーパー等を経営する申立人について、原発事故により営業停止及び休業を余儀なくされたことに伴う財物損害（在庫等棚卸資産）約３億９０００万円 の賠償が認められた事例

【公表番号４０３※１】 避難指示区域（居住制限区域）内でインドアゴルフ場を経営していた申立人について、区域再編前であったが、価値減少率を全損として財物損害 （インドアゴルフ練習場の建物及び建物内の事業用動産）の損害賠償が認められた事例

【公表番号５０５※３】 食品添加物等の製造販売業を営む申立会社の、避難指示解除準備区域内に有する工場内に放置された在庫品、営業資産である複合機及びフォークリ フトについて、価値減少率を全損として財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号５２６※１】 建設用資材のリース業を営む申立会社について、避難指示区域の建設工事現場において工事会社にリースしていた建設用仮設資材が工事中止により現場に残置されたまま利用不能となったことによる財物損害が賠償された事例

【公表番号５３９※３】 フランチャイジーとしてコンビニエンスストアを経営する申立会社について、原発事故によって避難指示区域内及び緊急時避難準備区域内の複数の店舗（広野町、大熊町及び双葉町内にある店舗）の営業を休止し、在庫商品を廃棄せざるを得なかったとして、各店舗の在庫商品の財物損害が、原発事故の影響割合を８割として賠償された事例

【公表番号５７５※２】 避難指示区域及び緊急時避難準備区域内の健康施設にコイン式 フィットネス機器等を設置させてもらい、利用者の有償使用に供していた申立人に対して、避難指示区域内に設置したフィットネス機器等の財物損害（全額）が賠償された事例

【公表番号５８０※２】 避難指示区域において自営業を営む申立人の財物損害について、全部の事業用動産を全損認定した上、うち一部の事業用動産について、原発事故直前である平成２３年時点での未償却残高を控除して賠償された事例

【公表番号５８１※１】 避難指示区域で海産物の卸売業を営む申立会社が所有していた償却資産について、東京電力の主張する税務上の耐用年数等を用いる算定方法を採用せずに実際の効用持続年数を用いて算定した価格を賠償額とした事例

【公表番号５９３※３】 避難指示区域で建設業を営んでいた申立人について、避難指示により避難を余儀なくされ財物の管理が不能になったとして、事業用の車両・機械器具等の財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号６０２※１】 避難指示区域でスポーツ関連事業を営んでいた申立人について、申立人所有の建物内に設置していた備品類が原発事故により価値を失ったとして 財物賠償の請求があり、過去に法定耐用年数等を用いた算定により和解が成立していたが、改めて取得価格を基に実際の効用持続年数を用いて再算定された価格を財物価値として認定し、差額分の追加賠償が認められた事例

【公表番号６１０※３】 避難指示区域（富岡町）においてホテルを開業した直後に原発事故により廃業を余儀なくされた申立会社について、ホテル内の動産（事業用動産）のうち、エアコン等の有体物で転用不可能なものについて財物損害が賠償された事例

【公表番号６１１※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市）の工場の操業停止に伴う土地建物の財物損害が賠償された事例

【公表番号６１４※２】 避難指示区域（相双地域内）で獣医師業を営んでいた申立人について、診療所に保管していた医薬品の財物損害が賠償された事例

【公表番号６１９※１】 帰還困難区域（大熊町）で弁当製造業を営んでいた申立人所有の調理機器等の事業用動産について、取得価格に実際の使用可能年数（５０年）を考慮して損害額を算定し、また、経過使用年数が短期間の資産は減価修正せずに取得価格に基づき損害額を算定し、東京電力が認める金額から４００万円余り増額して約５４７万円の賠償が認められた事例

【公表番号６３１※１】 宮城県に本店を置き、建設機械器具のリース業を営む申立会社について、取引先にリースして避難指示区域の工事現場で使用されていた申立人所有の敷鉄板の財物損害として、類似品の価格を参考に効用持続年数を５０年とした上で経年による価値減少を考慮して１３５万９６００円の賠償が認められた事例

【公表番号６４３※１】 帰還困難区域（双葉町）で農業を営んでいた申立人ら所有の農機具等の財物損害について、取得価格に実際の使用可能年数を考慮して損害額を算定し、東京電力が認める金額から約１６００万円を増額し、合計額約３０００万円が賠償された事例

【公表番号６４８※３】 避難指示区域で観光牧場を営んでいた申立人が、避難指示区域内の観光牧場に残置した動物の損害について、当該動物の事故時における時価相当額から利益率である６割を控除した金額の賠償が認められた事例

【公表番号６４９※３】 原発事故当時、精密機械の製造業を営んでいた申立人について、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の委託加工先の工場内にあった申立人の仕掛製品及び完成製品の財物価値の全部を喪失したとして、当該製品の販売価格から負担を免れた費用等を控除して算出した時価の賠償が認められた事例

【公表番号６５６※１】 居住制限区域（双葉郡）でスナックを営んでいたが、原発事故により店舗を緊急時避難準備区域（双葉郡）に移転させた申立人の、旧店舗内で所有していた営業用動産について、取得価格に実際の使用可能年数（２０年から４０年までの範囲で動産ごとに認定した。）を基礎とする減価をして算定した損害額の賠償が認められた事例

【公表番号６６５※１】 帰還困難区域（双葉町）で農業を営んでいた申立人所有の農機具について、合理的に予想される使用可能年数を認定し（トラクターは３０年、草刈機は７年、高圧洗浄機は１５年）、取得価格相当額に、使用可能年数と経過使用年数の差を使用可能年数で除した値を乗じて損害額を算定し、また、経過使用年数が約１年以内の農機具は減価せずに取得価格に基づき損害額を算定して賠償された事例

【公表番号６７３※１】 避難指示区域で曳家業を営んでいた申立人所有の工具等について、財産を記録した帳簿等は存在しないが写真等により当該工具等の存在を認定し、取得価格を直接証明する契約書等の書証や帳簿は存在しないが、同種品の現在価格から取得価格を推定し、実際の使用可能年数（５０年、一部は３０年）を考慮した減価を行って損害額を算定し、東京電力の認める額を大きく上回る約３００万円の賠償がされた事例

【公表番号６７５※５】 帰還困難区域から避難した申立人らについて、着物や仏壇等の高額な家財を保有するとともに、所有する建物の一つで収容人員２０名以上の下宿屋を営み営業用動産も保有していたことから、原発事故の時点において購入から３年以内の動産及び仏壇については取得価格を、それ以外の動産については経年劣化等を考慮し取得価格の約３割から４割（ただし、着物については使用可能年数を考慮して約６割。）をそれぞれ事故時価格として認め、それら動産の賠償額として合計１８００万円が認められた事例

【公表番号６８０※２】 避難指示区域（南相馬市小高区）の借地に選果場を設置して生産者から野菜を購入し、全国の小売店へ野菜を販売していた申立人について、原発事故により当該選果場の廃止を余儀なくされ使用できなくなったパイプハウスの財物損害が、購入から２年程度、使用開始後１年半程度であったことを考慮され、取得価格を損害額として賠償された事例

【公表番号６８５※１】 避難指示区域（浪江町）から避難した申立人らに対し、原発事故時住所の農機具について、申立人らの避難に基づく管理不能により財産的価値が喪失したとして、申立人らの主張に係る中古農機具販売業者の立会調査に基づく原発事故時の推定市場価格による賠償がされた事例

【公表番号６８８※１】 居住制限区域（富岡町）で歯科医院を営んでいた申立人の歯科医院内の営業用動産について、取得価格に実質耐用年数（３０年）を基礎とする減価をして損害額を算定し、また、新医院における診療機器リース代金の３割、医院移転のための新装工事費用（追加的費用）の５割が賠償された事例

【公表番号７００※１】 居住制限区域（双葉郡）で非破壊検査業を営んでいたが、原発事故により事業拠点の移転を余儀なくされた申立会社について、敷地及び構築物、並びに事業用資産については実際の使用状況を考慮し、帳簿上除却処分された資産についても財物損害が賠償された事例

【公表番号７０７※１】 避難指示区域でビルの清掃業を営んでいた申立会社の清掃用機械の財物賠償について、償却資産台帳に記載がないが写真等からその存在を認定した上で、動産ごとに取得時期からの期間を考慮して新規調達価格の５０％又は８０％の金額で賠償額が算定された事例

【公表番号７１５※１】 いわき市を拠点に運輸業を営んでいた申立会社が原発事故前に福島第一原発敷地に派遣し、原発事故により同敷地内に残置せざるを得なかったクレーン車の財物損害について、実際の使用可能期間を想定して法定耐用年数よりも長い償却期間を前提に損害額が算定された事例

【公表番号７４４※２】 避難指示区域内の養蜂場で養蜂業を営んでいた申立人について、避難指示により養蜂場内に残置したミツバチ・養蜂具の財物損害が賠償された事例

【公表番号７６４※２】 避難指示区域（南相馬市小高区）において自動車・電機部品の工場を営んでいた申立人が、原発事故により避難を余儀なくされ、同工場を閉鎖したことに伴い、他県に移設した同工場が再開するまでの平成２３年３月から平成２４年２月までの逸失利益、事業拠点の移転費用等が賠償され、また、小高区内の工場についての不動産損害、動産損害については帳簿価格ではなく時価を基に賠償額を算定し、東京電力の認容額を大きく超える賠償が認められた事例

【公表番号７７２※４】 平成１４年に帰還困難区域内の土地を購入し、翌年に建物を新築して居住していた申立人らについて、農機具及び太陽光発電装置等の財物損害が賠償された事例

【公表番号８０６※３】 原発事故当時、帰還困難区域に事務所があった申立会社について、償却資産について事故発生時価格で賠償し、事故後の逸失利益も賠償すると、償却資産についての税務上の減価償却費相当額が二重賠償となるという東京電力の主張を二重賠償額の具体的な立証がないとして排斥し、また帳簿上記載の少ない動産について陳述から損害額を認定し、全損で財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号８４０※１】 福島県外で運送業を営む申立会社について、原発事故時に帰還困難区域（大熊町）で運行していた営業用車両（ダンプカー）を置き去りにせざるを得なかったとして、当該車両に係る財物損害が賠償された事例

【公表番号８５８※３】 避難指示解除準備区域で造園業を営んでいた申立人が仕入れた植木等について、帳簿等に商品として記載されていたもののほか、申立人作成の目録、写真、原発事故直前の造園工事に関する受注伝票等から、その記載の半数について申立人の仕入れに係る植木等であるとして、申立人主張に係る価格の８割を損害として認めて財物損害が賠償された事例

【公表番号８６９※１】 避難指示解除準備区域で学習塾を営んでいた申立人の事務用品及び事務機器等の財物損害について、価値減少率を、浪江町教室にある動産についてはその社会的効用を喪失したとして全損と、同教室から持ち出した上使用していない動産については２分の１と判断し、損害額について、原発事故時の価値＝取得価格×（実際の使用可能年数－事故時経過

年数）÷実際の使用可能年数という数式により、実際の使用可能年数を基礎に減価をして算定された事例

【公表番号８７５※８】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人らの財物損害（農業用機具）について、申立人らが農業を営んでいたこと、原発事故の５年後に避難指示が解除されたとしても従前どおり農業を営むのは困難であること、申立人らの年齢等を考慮して、農業用機具の実際の使用可能年数を基礎に減価をして賠償された事例

【公表番号９０５※２】 帰還困難区域（双葉町）に居住し、工務店を営んでいた申立人が保有する事業用動産である工具等及び木材の財物損害について、その社会的効用は喪失し全損として扱うべきと判断し、工具等については、原発事故時の価値＝取得価格×（実質耐用年数－事故時経過年数）÷実質耐用年数という数式により、法定耐用年数は用いず実質耐用年数は一律３５年、未使用の工具は取得額をそのまま認めるものとし、木材については見積書の内容と決算書の在庫の内容と相違がないことから請求額全額を認めるなど、実際の使用可能年数を基礎に経年減価をするなどして損害額が算定された事例

【公表番号９６０※１０】 帰還困難区域（飯舘村長泥地区）の申立人らについて、農機具等の財物損害が賠償された事例

【公表番号９８４※１】 宮城県で工事現場用設備等のリース業を営む申立会社について、原発事故前に避難指示区域内の工事現場に設置したリース品が回収不能となったことによる財物損害として、リース品取得価格の５割相当額の賠償が認められた事例

【公表番号９８５※５】 避難指示解除準備区域（葛尾村）に居住していた申立人らの所有する農機具等の財物について、いずれも原発事故後６年間は使用することができないとして価値減少率を全損と評価した上で、財物損害が賠償された事例

【公表番号９９３※２】 帰還困難区域で各種催事の運営等を行うとともに原発事故の数か月前から整体院を経営していた申立会社について、整体院の開業準備費用（車両代、資格取得費用、建物の内装工事費用、書籍・テキスト代、ベッド代金等）等が賠償された事例

【公表番号１０３４※１】 帰還困難区域（富岡町）で農業を営んでいた申立人が所有する農機具等（帳簿等に記載されていないものも含む。）について、写真等から農機具等の存在を認定し、取得価格に実際の使用可能年数（申立人が主張する年数に６割を乗じた年数）を考慮した減価を行って損害額を算定した事例

【公表番号１０４８※１】 帰還困難区域（大熊町）で食肉販売業を営んでいた申立人の事業用資産（償却資産及び棚卸資産）について、実際の使用可能年数を基礎とした減価償却を行った上で、立証の程度を考慮した割合を乗じて損害額が算定された事例

【公表番号１０５６※４】 帰還困難区域（富岡町）で建設業を営んでいた申立会社が所有し、原発事故後、事業所から搬出できなかった建設機械・器具類、原材料等の事業用動産のうち、購入時の資料や決算報告書上の記載がなく、賠償額算定の根拠となる客観的資料がない動産について、申立人の主張する取得価格及び取得時期又は建設機械メーカーが作成した見積書の下取金額等を基礎として、財物損害の賠償額が算定された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５６０※１】 帰還困難区域（浪江町）所在の申立人が所有する農機具の財物損害について、直接請求手続においては東京電力の評価に基づいて賠償されていたが、農機具の取得価額、耐用年数及び原発事故時点における経過年数等を考慮し、最終残価率を２割として賠償額を約９１６万円と算定し、これより直接請求手続における既払分約２５３万円を控除した約６６３万円が追加賠償された事例

【公表番号１６２０※５】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らの農機具に係る財物損害につき取得価額、耐用年数及び原発事故時点における経過年数等を考慮し、最終残価率を２

割、耐用年数を３０年（トラクターは４０年）として算定した金額から直接請求手続において支払われた金額を控除した２３４万８７５７円が賠償された事例

【公表番号１６９８※４】　居住制限区域（浪江町）において農業を営んでいた申立人の財物損害（農機具）について、東京電力の算定に基づいて直接請求において賠償されていたが、賠償の対象となる農機具の範囲、取得価格、取得後原発事故までの経過年数、残価率等を見直した結果、約１１７０万円が追加賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７４９※１】　避難指示解除準備区域（浪江町）でスポーツ関連施設を営んでいた申立会社の財物損害について、①施設設備の部品等につき、申立会社の主張するメーカー販売価格に数量を乗じた上で、立証の程度を考慮して３割を乗じた額が、②建物及び附属設備等につき、原発事故当時の価格を税法上の耐用年数ではなく実質的耐用年数に基づいて算定した上で既払額を控除し、立証の程度を考慮して８割を乗じた額が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１７７８※２】　居住制限区域（浪江町）において理容業を営んでいた申立人について、営業用資産の財物損害として、原発事故時の価格を購入時期等も考慮して取得価格の１割とし、原発事故の影響割合を５割として算定した額が賠償された事例

【公表番号１７９１※２】　居住制限区域（飯舘村蕨平行政区）から避難した申立人が所有するトラクター等の農機具のうち、前回の申立てにおいて和解の対象とならなかったものについて、新たに提出された資料に基づいて財物損害の賠償が認められた事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１７９５※１】　帰還困難区域（大熊町）所在の申立人らの自宅内にある高額家財（ピアノ、着物、箪笥、ひな人形、兜、鯉のぼり等計２０点）及び農機具（トラクター）の財物損害について、写真や申立人らの説明等を踏まえ、それぞれ申立人らの主張する購入金額の２割又は東京電力が自認もしくは査定した額（ただし、それらの合計額から既払金２０万円を除く。）が賠償された事例

【公表番号１８５６※２】　帰還困難区域（浪江町）において薪製造販売業を営んでいた申立会社の所有する事業用資産（薪、木材、什器備品）について、財物損害（ただし、数量や価格等の立証の程度を踏まえて認定した損害額。）が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９２８※３】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、内装業を営んでいた申立人について、原発事故時双葉町に駐車中で平成２３年秋に廃車した業務用車両の財物損害が賠償された事例

【公表番号１９３２※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人らについて、所有していた農機具に対する賠償が東京電力の直接請求手続でなされていたものの、法定耐用年数ではなく実質的な耐用年数を踏まえて原発事故時における価値を算定する方法により、財物損害の金額を見直して賠償が認められた事例

【公表番号１９６０※１】　居住制限区域（富岡町）にて接骨院を営んでいた申立会社について、代表者の避難に伴う事業所移転の際に持ち出すことができず廃棄せざるを得なかった償却資産の財物損害として、①医療器具の販売業者が写真を踏まえて作成した査定（見積書）がある資産については、その査定額に残存価値２割を乗じ、かつ立証の程度を考慮して７割を乗じた金額が、②査定のない資産については、申立会社代表者からの聴取を前提とした購入価格に残存価値２割を乗じ、かつ立証の程度を考慮して３割を乗じた金額が、それぞれ賠償された事例

【公表番号２００２※２】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦のうちの電気工事業を営んでいた夫について、事業用動産に関する損害（避難の際に搬出することができなかった工具等の財物損害を申立人の陳述や写真等の資料から認定した。）が賠償された事例

【公表番号２００９※２】　居住制限区域（飯舘村）において農業及びドッグブリーダー業を営んでいた申立人らについて、農機具等の事業用動産の財物損害の賠償を認めた事例

【公表番号２０１２※１】　避難指示解除準備区域（葛尾村）において養蜂業を営み、生体の日本蜜蜂と蜂蜜を巣箱ごと販売していた申立人について、棚卸資産の財物損害として、同資産の相当額として販売価格に７割を乗じて算定した金額が賠償されるなどした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０４５※１】　避難指示解除準備区域の行政区である申立人が管理していたプレハブ倉庫、みこし、はっぴ、テント等の財物損害について、直接請求に関して東京電力が用いている類型的な使用可能年数ではなく、実際の使用年数等を踏まえて認定された使用可能年数を基礎とした減価をして損害額が算定された（ただし、既払金は控除。）事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１０４※２】　帰還困難区域（双葉町）所在の申立人が所有する農機具の財物損害について、直接請求手続における個別算定結果を参照して各農機具の取得価格及び原発事故時点での経過年数を認定した上で、最終残価率を２割、耐用可能年数を３０年（トラクターは４０年）として、当該農機具の時価相当額を算定した額（ただし、直接請求手続における既払金を控除。）の賠償が認められるなどした事例

【避難指示区域外に係る事例】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２４９※２】　いわき市山間部においてなめこの生産を業とする申立人について、なめこ原木から暫定規制値を超える放射線量が検出されて政府の出荷制限指示が出されたことにより、所有する原木８００本の財物価値の減少に係る賠償が認められた事例

【公表番号３９４※１】 県中地域内の山林（原木しいたけの出荷制限の対象外）にしいたけの原木を所有していた申立人について、直接請求では財物（しいたけ原木代）賠償の支払を拒否されたが、原木の価値の喪失と原発事故との間の相当因果関係を認め、申立人の請求額の約５割の賠償が認められた事例

【公表番号４９３※１】 県北地域で農業生産者向けの農業用資材等を販売している申立会社について、福島県産であることから買い手がつかず、財物としての価値を失った栽培用培土原料及びしいたけ菌床の財物損害等が賠償された事例

【公表番号５１８※５】 原発事故当時、緊急時避難準備区域で木製家具の製造・販売業を営んでおり、避難を余儀なくされて操業を停止した申立人について、事業用の材木及び製品在庫に係る財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号５３９※３】 フランチャイジーとしてコンビニエンスストアを経営する申立会社について、原発事故によって避難指示区域内及び緊急時避難準備区域内の複数の店舗（広野町、大熊町及び双葉町内にある店舗）の営業を休止し、在庫商品を廃棄せざるを得なかったとして、各店舗の在庫商品の財物損害が、原発事故の影響割合を８割として賠償された事例

【公表番号５６１※６】 宮城県で堆肥飼料等の生産、販売を営む申立会社について、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の工事現場に原発事故前に納品したが避難のため放置された堆肥の梱包資材等の財物損害等が賠償された事例

【公表番号６０７※２】 宮城県内の所有山林で栽培したきのこや収穫した山菜等を販売していた申立会社について、出荷制限等によりきのこ栽培用の原木及び植菌が財物価値を喪失したとして、財物損害が賠償された事例

【公表番号６１２※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で農業を営んでいた申立人が原発事故時保管していた肥料について、放射能汚染による財物価値の喪失を認めた事例

【公表番号７２８※１】 緊急時避難準備区域（広野町）で建設業を営む申立会社について、原発事故により避難した後に事業を再開しようとしたところ、元請業者から、原発事故後に緊急時避難準備区域内で保管を継続していた在庫（建築部材・窓枠等）の使用禁止を言い渡され、自ら廃棄した事業用部材・資材一式につき、その総量・総額 を申立人代表者の陳述により概算で認定した上、その７割（８４０万円）を賠償すべき損害と認定した事例

【公表番号７４３※１】 緊急時避難準備区域の工場内にあった棚卸資産の財物損害（全損）について、損害額算定に当たり棚卸資産の個別の内訳を明らかにすべきとの東京電力の主張を、膨大な数の棚卸資産の内訳を提出させることは申立人に過度の立証の負担を負わせるもので妥当でないとして排斥し、原発事故年度の決算資料の数値を基に損害額を算定し賠償された事例

【公表番号７７３※３】 原発事故当時、南相馬市鹿島区において農業を営んでいた申立人が、所有する農機具について、原発事故により除染完了まで耕作ができなくなったため、農機具が活用できず無駄になる一方、メンテナンス費用がかかるとして、請求額の約５割相当額の財物損害（追加的費用を含む。）の賠償が認められた事例

【公表番号７８１※１】 福島県浜通りの避難指示等対象区域から避難を余儀なくされた 申立人について、飼育していたレース鳩が管理不能により死亡したことによる財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号８０９※２】 岩手県でしいたけ栽培の事業を営む申立人に対し、原発事故による原木しいたけ用のほだ木の価値喪失分の賠償を認めた事例

【公表番号８１５※２】 福島県中通りで廃棄物の収集運搬業を営んでいる申立会社について、工事現場等に設置していたダストコンテナから放射線物質が検出されたために使用できなくなったとして、原発事故時の時価相当額が賠償された事例

【公表番号８４９※２】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）でしいたけ等の栽培・販売を開始しようとしていた申立人らについて、平成２２年１２月から平成２３年３月までに購入したほだ木に関する費用及び植菌した原木しいたけに関する財物損害が賠償された事例

【公表番号８７３※５】 緊急時避難準備区域（広野町）で美容院を営むなどしていた申立人らについて、住民の帰還状況から少なくとも原発事故後４年間は美容院再開が困難であること等を踏まえ店舗建物について取得価格の６分の４の価値減少、店舗内の事業用動産について管理不能によるカビ発生等も考慮して取得価格を基に全損とそれぞれ評価した財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号９１８※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所在する理容業者である申立人らの所有に係る帳簿に記載されていない理容道具について、避難中の管理不能により、ねずみによる被害が生じたり、金属製品がさび付いたりしたことを考慮して価値が喪失したと評価し、所有していた理容道具の品目や使用年数に関する申立人の陳述、事業再開に要する理容道具（中古品）の購入費見積り等を参考に、保有していた事業用資産の価値が算定されて財物損害の賠償がされた事例

【公表番号９２５※１】 宮城県で石窯によるパン等の製造・販売を営んでいた申立人について、原発事故後、石窯の灰から高濃度の放射性物質が検出されたとして、石窯製作に要した費用相当額が、財物損賠として賠償された事例

【公表番号９４６※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）でしいたけの栽培・販売をしている申立人について、しいたけ栽培に使用する機具が食品生産のために使用されるものであること、機具の保管場所付近や機具自体から検出された放射線量の高さ、しいたけ原木から基準値以上の

セシウムが検出されたこと等の事情を考慮して、避難指示等対象区域の財物に準じて上記機具の財物損害として３５万円の賠償が認められた事例

【公表番号１０３５※２】 原発事故後に高い線量が検出されたために廃棄した、緊急時避難準備区域内の自宅ガレージ等で保管していた事業用資産（自動車部品等）について、棚卸資産の保管場所ごとの存置割合、廃棄の必要性、立証の程度等を総合的に考慮して、簿価の約２５％に相当する額の賠償が認められた事例

【公表番号１０５３※１】 自主的避難等対象区域においてしいたけ菌床の栽培及びその販売業を営んでいたが、原発事故により廃業となった申立人について、原発事故と廃業との相当因果関係を認めた上、事業用資産について計算書類の提出はないものの資料の提出状況に応じて申立人主張の取得価格の３割から８割までの範囲の賠償額が算定された事例

【公表番号１１０２※３】 自主的避難等対象区域で造園業や造園木等の生産・販売業を営んでいた申立会社について、廃棄処分をした抜根済みの造園木等の財物損害が賠償された事例

【公表番号１１２５※１】 電子部品等製造業を営み、緊急時避難準備区域（広野町）所在の工場に製品の仕掛品を保有していた申立会社の、原発事故当時の仕掛品（立入禁止の解除後に完成させた一部の仕掛品も含む。）について、原発事故による風評被害や工場への立入禁止期間中に取引先の仕様が変更されたこと等の事情により、取引先から引き取られなかったとして、当該製品に係る財物損害が賠償された事例

【公表番号１２９４※１】 申立会社が所有する緊急時避難準備区域（田村市）所在の販売用の緑化木について、風評被害の影響や申立会社の代表者の避難による管理不能でその見栄えが悪くなったこと等を考慮して、原発事故の影響割合を７割とした上で、その財物損害及び廃棄・処分のための伐採費用（平成２７年５月）が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９１７※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において化粧品及び美容院向けの使用器具等の販売業を営んでいた申立会社について、風評被害のため廃棄を余儀なくされた在庫商品にかかる財物損害として、風評被害の程度、廃棄の必要性・合理性、立証の程度等を考慮して、申立会社が主張する原発事故時の在庫価値相当額に２割５分を乗じた額が賠償された事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０９３※２ 】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、営んでいた養蜂業の棚卸資産（蜂蜜）に関する損害として２０万円の賠償が認められた事例

カ　その他（津波被害との関係、所有権留保、窃盗被害等）

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号５７１※１】 避難中に居住制限区域（富岡町。被害発生時は警戒区域）の自宅から自動車等を盗まれた申立人らについて、自動車の中古車としての購入額の一部が賠償された事例

【公表番号７７１※１】 避難中に避難指示区域（南相馬市小高区）の自宅から食品を盗まれた申立人らについて、窃盗被害と原発事故との相当因果関係を認め、直接請求により窃盗被害の一部が賠償されていたものとし、依然賠償が尽くされていない被害品の価格が賠償された事例

【公表番号８６１※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の居宅内の家財について、地震・津波により１階部分が倒壊流出したが、２階部分が残存していたことを考慮し、直接請求における東京電力の回答額を超える、避難指示解除準備区域における大人３名世帯の家財の直接請求での定額賠償額（４９０万円）の５割相当額が賠償された事例

【公表番号９３６※１】帰還困難区域（双葉町）の自宅を二世帯同居するための居宅及び趣味の集まりに供するための建物に建て替える予定であったが、原発事故により建替えの断念を余儀なくされた申立人らについて、建物の建築予定地が帰還困難区域に指定されたこと、避難により申立人Ａの家族及び申立人Ｂの家族の同居が困難となり、二世帯住宅を建築する理由が失われたこと、避難により、共通の趣味を有していた知人達と離れ離れになり、趣味の集まりに供するための建物を建築する理由が失われたこと等の事情から、上記設計図書が事実上利用不可能となったものと認定した上で、同損害と原発事故との間には相当因果関係が認められると判断して、設計会社に対して支払済みの設計料相当額の全額が賠償された事例

第２　政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害（中間指針第４）

１　中間指針等の整理

（中間指針第４）
［対象区域］
(1) 政府により、平成２３年３月１５日に航行危険区域に設定された、東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径３０ｋｍの円内海域（同海域のうち半径２０ｋｍの円内海域は同年４月２２日に「警戒区域」にも設定され、その後の同月２５日には、同海域全体につき航行危険区域が解除されるとともに、「警戒区域」以外の半径２０ｋｍから３０ｋｍの円内海域は「緊急時避難準備区域」に設定された。以下、これら設定の変更前後における各円内海域を併せて「航行危険区域等」という。）
(2) 政府により、平成２３年３月１５日に飛行禁止区域に設定された、東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径３０ｋｍの円内空域（同年５月３１日には、半径２０ｋｍの円内空域に縮小。）

［損害項目］
１　営業損害
Ⅰ）航行危険区域等の設定に伴い、①漁業者が、対象区域内での操業又は航行を断念せざるを得なくなったため、又は、②内航海運業若しくは旅客船事業を営んでいる者等が同区域を迂回して航行せざるを得なくなったため、現実に減収があった場合又は迂回のため費用が増加した場合は、その減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。
Ⅱ）飛行禁止区域の設定に伴い、航空運送事業を営んでいる者が、同区域を迂回して飛行せざるを得なくなったため費用が増加した場合には、当該追加的費用が必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

２　就労不能等に伴う損害
航行危険区域等又は飛行禁止区域の設定により、同区域での操業、航行又は飛行が不能等となった漁業者、内航海運業者、旅客船事業者、航空運送事業者等の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋・要約：［損害項目］１　営業損害関係）
ア　減収分の算定方法等は、中間指針第３の７（営業損害。前記第１の９）に同じ（避難等に特有の部分は除く。）である（備考１）。
イ　政府による航行危険区域等又は飛行禁止区域設定の前に自主的に制限を行っていたものについては、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、当該制限に伴う減収分等も賠償すべき損害と認められる（備考２）。

（備考等抜粋・要約：［損害項目］２　就労不能等に伴う損害関係）
減収分の算定方法等は、中間指針第３の８（就労不能等に伴う損害。前記第１の１０）に同じ（避難等に特有の部分は除く。）である（備考）。

２　当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

１　　中間指針第４に関する事例を挙げた。航行危険区域等の設定が解除された場合、その後も風評被害が残ることが通常であるので、風評被害に係る事例も参照されたい。

２　　なお、廃業損害に係る事例については第１の９⑵エに、特別の努力・中間収入の非控除に係る事例については同オ(ｲ)に、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例については同オ(ｳ)に、追加的費用のうち除染費用に関する事例については第１１の１⑵に、それぞれ集約して挙げているので、そちらを参照されたい。

３　　また、上記［損害項目］２の就労不能等に伴う損害に係る事例については、第１の１０⑵にまとめているので、そちらを参照されたい。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１９８※１、※２】　原発事故当時、相馬市において、釣船業を営んでいた申立人について、航行危険区域に設定された海域でのポイント情報の多くを失い、同区域外においても多数の魚から制限値以上の放射線量が検出されたり、風評被害が著しかったりしたため休業を余儀なくされたとして、漁業と同様の基準にはよらないものの、固定費及び変動費の振分けについて申立人の意見を踏まえるなどした貢献利益率方式による逸失利益（平成２３年３月から同年１１月まで）並びに返済猶予を受けたものの発生し続ける借入利息に係る追加的費用の賠償が認められた事例

第３　政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害（中間指針第５）

１　中間指針等の整理

（中間指針第５）
［対象］
農林水産物（加工品を含む。以下第５において同じ。）及び食品の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限又は農林水産物及び食品に関する検査について、政府が本件事故に関し行う指示等（地方公共団体が本件事故に関し合理的理由に基づき行うもの及び生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む。）に伴う損害を対象とする。

［損害項目］
１　営業損害
Ⅰ）農林漁業者その他の同指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。
Ⅱ）また、農林漁業者その他の同指示等の対象事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（商品の回収費用、廃棄費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（代替飼料の購入費用、汚染された生産資材の更新費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。
Ⅲ）同指示等の対象品目を既に仕入れ又は加工した加工・流通業者において、当該指示等に伴い、当該品目又はその加工品の販売の断念を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたために現実に生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用も賠償すべき損害と認められる。
Ⅳ）さらに、同指示等の解除後も、同指示等の対象事業者又はⅢ）の加工・流通業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（農地や機械の再整備費、除染費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

２　就労不能等に伴う損害
同指示等に伴い、同指示等の対象事業者又は１Ⅲ）の加工・流通業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

３　検査費用（物）
同指示等に基づき行われた検査に関し、農林漁業者その他の事業者が負担を余儀なくされた検査費用は、賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋・要約：［対象］関係）
ア　「政府が本件事故に関し行う指示等」：政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して行う出荷制限指示、摂取制限指示及び作付制限指示、放牧及び牧草等の給与制限指導、食品衛生法の規定に基づく販売禁止、食品の放射性物質検査の指示等が含まれる（備考１）。
イ　「地方公共団体が本件事故に関し合理的理由に基づき行うもの」：例えば、特定の品目について暫定規制値を超える放射性物質の検出があったことを理由として、県が当該品目の生産者に対し

て出荷又は操業に係る自粛を要請する場合等が含まれる（備考２）。

ウ　「生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行うもの」：例えば、本件事故発生県沖における航行危険区域等の設定、汚染水の排出等の事情を踏まえ、同県の漁業者団体が同県との協議に基づき操業の自粛を決定した場合等が含まれる（備考３）。

（備考等抜粋・要約：［損害項目］１　営業損害関係）

ア　指針Ⅰについて、例えば、農林産物の出荷制限指示は、その作付け自体を制限するものではないが、作付けから出荷までに要する期間、作付けの時点で制限解除の見通しが立たない状況等にかんがみ、その作付けの全部又は一部を断念することもやむを得ないと考えられる場合には、作付けを断念することによって生じた減収分等も、当該指示に伴う損害として賠償すべき損害と認められる（備考１）。

イ　農林水産物等の出荷制限指示等がなされる前に自主的に当該制限を行っていたものについては、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、当該制限に伴う減収分等が賠償すべき損害と認められる（備考２）。

ウ　減収分の算定方法等は、中間指針第３の７（営業損害。前記第１の９）に同じ（避難等に特有の部分は除く。）である（備考３）。

（備考等抜粋・要約：［損害項目］２　就労不能等に伴う損害関係）

減収分の算定方法等は、中間指針第３の８（就労不能等に伴う損害。前記第１の１０）に同じ（避難等に特有の部分は除く。）である（備考）。

（備考等抜粋・要約：［損害項目］３　検査費用（物）関係）

取引先の要求等により検査の実施を余儀なくされた場合は、中間指針第７（いわゆる風評被害について。後記第５）の損害となり得る（備考）。

２　当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

中間指針第５は、１（営業損害）、２（就労不能等に伴う損害）及び３（検査費用（物））を賠償すべき損害として挙げているところ、これらに関する事例をそれぞれに分けて挙げた。ただし、就労不能等に伴う損害については、第１の１０⑵に集約しているので、具体的な事例についてはそちらを参照されたい。

⑴　営業損害

（補足説明）

１　農林水産物の出荷制限指示等が解除された場合について、指針Ⅳは同指示等に伴い生じた損害について賠償対象としているが、同指示等に伴い生じた損害とはいえない場合であっても、風評被害が残っている場合にはなお賠償対象となり得るので、風評被害に係る事例も参照されたい。

２　なお、廃業損害に係る事例については第１の９⑵エに、特別の努力・中間収入の非控除に係る事例については同オ(ｲ)に、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例については同オ(ｳ)に、追加的費用のうち除染費用に関する事例については第１１の１⑵に、それぞれ集約して挙げているので、そちらを参照されたい。

ア　同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合の減収分

（補足説明）

中間指針第５の１指針Ｉに関する事例である。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２１２※１】　原発事故当時、福島県安達郡大玉村において直売所で野菜等の販売を行っていた申立人らについて、平成２３年３月から平成２４年１０月までの間、出荷制限指示及び風評被害により減収が生じたとして逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号２１３※１】 原発事故当時、須賀川市においてハウス栽培を行っていたカブが出荷制限指示により収穫が行うことができなくなり、同じハウスで行うはずであったキュウリの作付けを断念した申立人について、平成２３年３月から同年７月までの逸失利益について原発事故との相当因果関係が認められた事例

【公表番号２４９※１】 いわき市山間部においてなめこの生産を業とする申立人について、なめこ原木から暫定規制値を超える放射線量が検出されて政府の出荷制限指示が出されたことにより、所有する原木により毎年得られたはずの一定の利益を失ったとして、逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号３５１※１】 岩手県のしいたけ栽培農家について、県による乾しいたけ（原木露地栽培）の出荷制限や自粛要請により出荷ができなくなり売上げが減少したとして、逸失利益が賠償された事例

【公表番号３７０※１】 原発事故時、喜多方市において山菜きのこの生産業を営んでいた申立人について、確定申告等の資料がなかったが、証明の程度を緩和し、申立人陳述と注文書等の資料に基づき、原発事故による出荷制限に伴う逸失利益を認定して賠償が認められた事例

【公表番号３８４※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（伊達市）であんぽ柿を生産していた申立人について、平成２４年分のあんぽ柿の出荷停止に伴い減収が生じたとして、平成２３年分の同出荷制限に伴う損害として東京電力が申立人に賠償済みの金額と同額の賠償が認められた事例

【公表番号４１５※１】会津地域でしいたけ・なめこ等を栽培・販売していたところ、原発事故後、栽培するしいたけから出荷制限指示の基準値を超える放射線量が検出されたことによって、しいたけを出荷することができなくなり、また栽培に使用する原木（ほだ木）についても基準値を超える放射線量が検出されたことによって使用することができず、廃棄せざるを得なくなった申立人について、原発事故時に保有していたしいたけ及びなめこのほだ木５０００本分に係る平成２３年３月から平成２９年１２月までの逸失利益及び廃棄したほだ木の財物損害が賠償された事例

【公表番号４２６※１】 県北地域で養豚業及び農産物生産販売業を営む申立人について、原発事故により生産している堆肥の放射性セシウムが暫定許容値を超えて出荷停止になったことによる減収分の逸失利益等が賠償された事例

【公表番号４３４※１】 茨城県でしいたけ栽培を営む申立人について、原木しいたけを生産するための原木に関して、国が定める放射線量の規制値を超えたため原木の伐採調達が不足し、植菌・しいたけの収穫等ができなくなったことによる逸失利益等が賠償された事例

【公表番号４７３※１】 原発事故当時、宮城県塩竈市において漁業を営んでいた申立人らについて、平成２３年３月から平成２４年５月までの間、操業自粛、出荷制限指示及び風評被害による販売価格減少等に伴う逸失利益等の賠償が認められた事例

【公表番号４８６※１】 山形県で畜産業を営む申立人について、肉用牛の出荷自粛要請により生じた平成２３年３月から平成２４年９月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号４９７※１、※２】 自主的避難等対象区域（県北地域）できのこを栽培し平成２３年から販売を開始する予定であった申立人について、原発事故前の販売実績はなかったが、出荷制

限によって販売できなくなったため、平成２３年３月から平成２５年３月までの間の逸失利益及び直接請求手続に要した費用の賠償が認められた事例

【公表番号５１２※１】 相馬市において船頭の仕事を請け負っていた申立人について、出荷制限により出漁不能な状態にあることに伴う減収分の賠償が平成２４年２月から同年１２月まで継続された事例

【公表番号５６１※２】 宮城県で堆肥飼料等の生産、販売を営む申立会社について、原発事故後の政府等による出荷制限指示等に伴う平成２３年７月及び同年８月の逸失利益が賠償された事例

【公表番号５６３※１】 福島県中通りで果樹の栽培加工を営んでいた農家について、原発事故による収穫・加工の自粛要請に伴い廃棄を余儀なくされたとして、果実についての財物損害及び果実の廃棄処分費用等の賠償が認められた事例

【公表番号５８８※１】 福島県中通りで有機農業を営み、農協経由の販売と農協を経由しない販売の両方を行っていた農家について、農協を経由しない販売分について、出荷制限指示ないし風評被害による逸失利益（平成２３年３月分から同年１２月分まで）が賠償された事例

【公表番号６０７※１、※２】 宮城県内の所有山林で栽培したきのこや収穫した山菜等を販売していた申立会社について、出荷制限等によりきのこ等の販売が将来にわたって不能になったとして、平成２３年１１月から平成２９年１２月までの間に生ずべき逸失利益が賠償された事例

【公表番号６１２※２】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で農産物の加工品を製造販売していた申立人について、平成２３年販売分について出荷制限が課せられたため、これによって同年３月から同年１２月までに生じた逸失利益が賠償された事例

【公表番号６１６※１】 岩手県盛岡市で牧草販売業を営む申立人について、セシウムが検出された岩手県産牧草についての岩手県からの出荷制限指示により販売中止を余儀なくされたことに伴う平成２４年１２月分までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号６１８※１】 県南地域で木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより平成２３年３月から同年１２月までに生じた逸失利益が賠償された事例

【公表番号６６３※１】 福島県中通りで木材チップの製造・販売業を営む申立会社について、原発事故前は、木材チップの製造に当たり発生する樹皮を、燃料、敷料や堆肥の原料として有償で譲渡していたが、原発事故後に、林野庁が樹皮の譲渡を制限する指示をしたため譲渡ができなくなったとして、その逸失利益（平成２３年９月から同年１１月まで）が賠償された事例

【公表番号６９５※１】 会津地域（福島県耶麻郡北塩原村）において、おがくずを菌床とするしいたけの栽培及び販売業を営むも、原発事故後に収穫したしいたけから規制基準値を超過する放射性物質が検出されたことから栽培及び販売を自粛していた申立人について、平成２４年６月分から新たなおがくずを購入できるようになった平成２５年４月分までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号７２３※１】 会津地域でしいたけを栽培・販売していたが原木を廃棄した申立人について、売買契約書、領収書等の客観的証拠はなかったものの、申立人の陳述等に基づいて、当該原木が産み出したはずの将来の利益として平成２９年１２月分までの逸失利益が認められた事例

【公表番号７３５※１】 自主的避難等対象区域（県北地域）で農作物（野菜・果実）を栽培し市場に販売していた申立人について、作付面積、予定出荷量等の客観的資料が不足していることを考慮して賠償額を７割に減額すべきとの東京電力の主張を排斥して、農林水産統計を参考とするなどして平成２３年３月から平成２４年３月までの出荷不能による逸失利益を５３万円余と算定し、賠償された事例

【公表番号７５２※１】 原発事故当時、宮城県において、農林業（薪、木炭等の生産販売）を営んでいた申立人の、薪（平成２３年８月から平成２４年１２月まで、返金相当額を含む。）及び

木炭（平成２４年１月から同年１２月まで）に係る逸失利益について、政府による自粛要請及び風評被害により減収が生じたとして賠償が認められた事例

【公表番号７８３※１】 いわき市でしいたけ栽培業を営んでいたが、原発事故により事業の断念を余儀なくされた申立人について、平成２３年３月から平成３１年１２月までの約９年分の逸失利益に相当する金額の賠償が認められた事例

【公表番号８０９※１、※２】 岩手県でしいたけ栽培の事業を始めたが、出荷自粛要請によって製品の出荷を行うことができなかった申立会社について、販売実績がないことから賠償できないとの東京電力の主張を排斥し、平成２３年３月から平成２９年１２月までの逸失利益及びほだ木の財物損害の賠償を認めた事例

【公表番号８３０※１】 宮城県で自ら栽培したブルーベリーを親戚・知人に贈り、返礼品を受け取っていた申立人が、地域のブルーベリーから基準値を超えるセシウムが検出され出荷自粛措置となったため、自ら栽培したブルーベリーを親戚・知人への贈答品とすることができなくなり、同等の価値の返礼品を得られなかったとして、平成２４年１月から同年１２月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号８４９※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）でしいたけ等の栽培・販売を開始しようとしていた申立人らについて、平成２３年３月から平成２７年１２月までの営業損害が賠償された事例

【公表番号８５１※１】 西郷村で畜産業を営んでいた申立人について、平成２４年１１月頃に出荷予定であった繁殖雌牛を出荷できなかったことによる逸失利益が賠償された事例

【公表番号８６３※１】 避難指示区域（飯舘村）に居住し、近隣の山林で採取したきのこを販売していた申立人について、平成２４年１月分から平成２５年１２月分までの営業損害（逸失利益）として、平成２３年分について当センターの手続（公表番号４１６）で合意した賠償金額と同じ割合による金額が賠償された事例

【公表番号８７０※１】 岩手県の国有林においてきのこ、山菜類を採取し、販売していた申立人について、出荷制限及び風評被害に伴う平成２３年５月から平成２４年１１月までの逸失利益（請求額の９割）が賠償された事例

【公表番号８７２※１】 群馬県においてほうれんそうを栽培し、農協を経由せず卸業者に納入していた申立人らについて、ほうれんそうの出荷制限による平成２３年３月から同年４月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号８８２※３】 自主的避難等対象区域で畜産業を営み、原発事故当時、放牧による繁殖和牛飼養の計画を進めていたが、原発事故によって未更新草地の牧草を和牛に給与することができなくなり、用意していた草地が傾斜地で除染も困難であったため、原発事故の約２年後に廃業した申立人について、廃業による逸失利益が賠償された事例

【公表番号９１９※１】 宮城県で稲わら販売業を営む申立人について、県の給与自粛要請等により売上げが減少したとして、平成２４年９月から平成２５年８月までの逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号１０１２※１】 宮城県内で海産物の卸販売業を営む申立人について、事業全体の売上げは原発事故前より増加しているものの、この売上増加は、原発事故による風評被害及び出荷制限を受けた申立人が、それまで扱ったことのなかった海産物の卸販売を始めるなどの営業努力を行った結果であるとして、平成２４年４月から平成２５年１２月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号１０５３※１】 自主的避難等対象区域においてしいたけ菌床の栽培及びその販売業を営んでいたが、原発事故により廃業となった申立人について、原発事故と廃業との相当因果関係を認めた上、事業用資産について計算書類の提出はないものの資料の提出状況に応じて申立人主張の取得価格の３割から８割の範囲の賠償額が算定された事例

【公表番号１０８５※１】 岩手県で牧草の生産販売業を営む申立人について、申立人の牧草地の除染が２年にわたり実施されたことにより、平成２５年及び平成２６年の２年間、牧草を販売できなかったとして、平成２５年分及び平成２６年分の逸失利益の全額の賠償が認められた事例

【公表番号１０９７※１】 自主的避難等対象区域（伊達郡国見町）であんぽ柿の生産販売業を営み、原発事故以前から増産のための設備投資を計画し、事故後に増産設備の建築を完成させたものの、その後に福島県からあんぽ柿の加工自粛が要請された申立人について、将来の増産見込み分についても逸失利益（平成２３年４月から平成２７年３月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号１１９５※１】 栃木県北部で、きのこ、山菜や川魚等の自然食材を旅館・ホテル等 に対して販売したり、これらの自然食材を使用した料理を提供する食堂を営む申立人について、原発事故前に提供していた食材の７割近くがいまだに出荷規制により出荷できないこと等の事情から、平成２７年１月分から同年１２月分までの逸失利益（影響割合は、同年１月分から同年８月分まで６割、同年９月分４割（台風の影響を考慮。）、同年１０月分から同年１２月分まで５割）が賠償された事例

【公表番号１２３３※２】 申立人祖父（手続中死亡し、祖母及び父が受継。）は、原発事故当時、炭焼きの事業を行っていたところ、その焼却灰から高濃度の放射性物質が検出され、町からその製造等に関する制限が行われたために炭焼き事業の断念を余儀なくされて減収を生じたとして、平成２３年３月から平成２７年１２月までの間につき２０万円の営業損害が賠償された事例

【公表番号１２７４※１】 自主的避難等対象区域（二本松市）所在の共有持分を有する山林で採取したきのこの販売業を営む申立人の営業損害について、同山林のきのこに出荷制限指示が継続していること等を考慮して、平成２７年１２月分から平成２８年１１月分までの逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号１２８１※１】 宮城県でしいたけ原木販売業を営む申立人の営業損害について、申立人の仕入先の原木から基準値を上回る放射線量が検出されていること等を考慮して、①平成２７年１月分から平成２８年１２月分までの逸失利益が賠償されるとともに、②平成２９年１月分以降の逸失利益について、当事者双方が、平成２８年１２月２６日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例

【公表番号１３６５※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）で自生するまつたけの販売業を営んでいた申立人の営業損害について、当事者双方が、平成２８年１２月２６日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づき、平成２９年１月以降の逸失利益として、平成２８年１２月以前と同様の損害額の算定方法により、直近の年間逸失利益の３倍相当額が賠償された事例

【公表番号１４１４※１】 南相馬市避難要請区域において農業を営んでいた申立人について、平成２８年１２月２６日付け東京電力プレスリリース「農林業者さまに対する２０１７年１月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」に基づき、行政による出荷制限が課せられている農産物（柚子）についての営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号１４１５※１】 岩手県で山菜の栽培及び販売業を営む申立人について、原発事故の影響による出荷制限及び出荷自粛が課せられている山菜類に係る平成２９年４月から同年７月までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号１４５６※１】 県南地域（白河市）においてしいたけ栽培業等を営む申立人の出荷制限に伴う平成２９年分の営業損害（逸失利益）について、申立人の米栽培事業は、原発事故後に増収となっているものの、米栽培としいたけ栽培の繁忙期は異なること等を考慮し、平成２９年分について原発事故の影響割合を９割として賠償された事例

【公表番号１５００※１】 緊急時避難準備区域（広野町）において山菜等を採取、販売していた申立人の営業損害（逸失利益）について、原発事故前年の平成２２年は事業開始からの経過年数も短かったところ、申立人が所有する山林の面積や申立人が原発事故直前及び請求対象年において具体的に販路を有し他品目を販売していたこと等を考慮して、平成２２年の山菜等売上高の３倍相当額から廃棄等によるロス率１割と出荷経費を控除した上で、疎明の程度等を考慮した調整として０．９を乗じた額を基準年売上高とし、出荷制限期間中である平成２８年１月分から平成２９年１２月分まで（ただし、ユズについては出荷制限が解除される平成２８年１２月分まで。）が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６０１※１】 県南地域において木材加工の過程で生じる樹皮の販売等を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより生じた平成２９年１月から同年１２月までの逸失利益（原発事故の影響割合５割）等の賠償が認められた事例

【公表番号１６６５※１】 県南地域（白河市）においてしいたけ栽培業等を営む申立人の平成３０年分の営業損害（逸失利益）について、原発事故によって放射性物質に汚染されたほだ木の廃棄が未了であり、平成３１年４月時点でも収穫したしいたけから基準値を超える放射性物質が検出されたため出荷することができなかったこと等から、同損害と原発事故との間に相当因果関係を認めた上で、申立人の米栽培事業は、原発事故後に増収となっているものの、米栽培としいたけ栽培の繁忙期は異なること等を考慮し、しいたけ栽培に係る営業損害の算定では考慮せず、原発事故の影響割合を９割として賠償された事例

【公表番号１６９７※１】 茨城県において原木しいたけ栽培業を営む申立会社について、出荷制限・自粛を回避するために露地栽培から施設栽培に切り替えたことなどによって生産量が減少して減収が生じたとして、平成２８年８月から平成３０年３月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号１７０１※１】 自主的避難等対象区域（福島市）において農業を営む申立人らのユズに係る平成３１年４月から令和２年３月までの営業損害（逸失利益）について、ユズに出荷制限が課せられていることや申立人らが提出した資料による立証の程度等を考慮し、申立人らの主張するユズの個数に基づく請求額の概ね５割の限度で賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７５９※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）において漁業を営む申立人の平成２８年９月から平成２９年１２月までの逸失利益について、同期間においては試験操業が開始されたものの操業時間及び区域、出荷態様等の制限があったこと並びに風評被害による売上減少もあったこと等を踏まえ、原発事故と相当因果関係のある損害が発生したことを認めた上で、従前の期間についての賠償額算定の際に適用した貢献利益率が申立人の事業の実態よりも高いこと等を考慮し、売上減少分に上記貢献利益率を乗じた額の８割の賠償が認められた事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１７９８※１】 自主的避難等対象区域（福島市）において農業を営む申立人らのユズに係る令和２年４月から令和３年３月までの営業損害（逸失利益）について、福島市産のユズに依然として出荷制限が課せられていることから、原発事故との相当因果関係は認めた上で、販売可能なユズの個数に関する立証の程度等を考慮し、請求額の５割の限度で賠償された事例

【公表番号１８４５※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）で自生するまつたけの販売業を営んでいた申立人の平成２９年以降の営業損害について、前々件の和解仲介手続において東京電力の平成２８年１２月２６日付けプレスリリース「農林業者さまに対する２０１７年１月以降

の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」の枠組みにより直近の年間逸失利益の３倍相当額が、前件の和解仲介手続においてその超過分（令和２年分まで）が賠償されたものの、令和３年までの間、まつたけの出荷制限が継続されていることから、原発事故との相当因果関係を認め、平成２８年１２月以前と同様の算定方法により令和３年分まで５年分の損害額を算定した上で、収穫量や販売価格の変動等を考慮し、原発事故の影響割合として８割を乗じ、かつ、上記既払金を控除した残額が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９１３※１】　自主的避難等対象区域（福島市）において農業を営んでいた申立人らについて、栽培していた柚子が原発事故による出荷規制を受けたため、売上が減少したと認め、逸失利益として、令和３年４月から令和４年３月まで、原発事故の影響割合５割の限度で、営業損害が認められた事例

【公表番号１９６２※１、※２】　平成２３年３月の定年退職後に、自主的避難等対象区域（国見町）の畑の柿であんぽ柿の製造を、宮城県刈田郡七ヶ宿町の山林で原木しいたけ栽培を行い、出荷販売することを計画し準備していたが、原発事故に伴い行われた加工自粛要請ないし出荷制限指示によって事業開始前にいずれの製造栽培も断念した申立人につき、あんぽ柿については事故後の生渋柿の販売利益相当額の逸失利益（平成２３年７月から令和２年３月まで）の賠償が、原木しいたけについては廃業損害（山林購入費用等の開業準備費用の約３分の２に相当する２００万円）の賠償がそれぞれ認められた事例

【公表番号１９９０※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）において松茸栽培の個人事業を営んでいた申立人について、申立人の所有する山林で採取された松茸から基準値を上回る放射線量が計測されて出荷制限を受けたことから、原発事故と因果関係のある損害として営業損害（逸失利益）を認めた上、単価として申立人の主張する金額（令和元年及び令和２年の単価）を採用し、これに申立人が実際に収穫した松茸の重量を乗じることにより、令和３年及び令和４年における損害額を算定した事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１５０※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）において、原木しいたけ、筍及びその他きのこ等の生産販売を行い、原木しいたけ栽培の事業拡大を予定していたが、原発事故に伴う出荷制限等の影響により販売ができなくなったとして逸失利益の賠償を請求した申立人について、平成２７年６月分から令和５年５月分まで、原木しいたけについては事業拡大を踏まえた販売予定金額、筍及びその他きのこについては事故前の販売額を前提とした損害（いずれも原発事故の影響割合を２割として算定し、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償が認められた事例

イ　同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合及び支障を避けるための追加的費用

（補足説明）

中間指針第５の１指針Ⅱに関する事例である。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１７１※２】　千葉県において福島県内の業者からしいたけ原木を仕入れてしいたけ栽培業を営んでいた申立人について、仕入れた原木から出荷制限指示の基準値に近い放射線量が検出されたため、原木洗浄機を購入し、１万６０００本の原木の洗浄作業を余儀なくされることとなったとして、原木洗浄機購入費用及び洗浄作業対価相当額の賠償が認められた事例

【公表番号３６４※１】 県南地域（中島村）でしいたけ栽培業を営んでいた申立人について、東京電力に対する直接請求では拒否された、菌床しいたけ栽培用おが粉の放射性物質付着を回避す

るために設置した保管用ガレージ建築費用相当額全額が、出荷制限指示等による事業への支障を避けるために生じた営業損害（追加的費用）として賠償が認められた事例

【公表番号４７１※１】 緊急時避難準備区域で野菜を栽培している申立人について、原発事故に伴う稲作の自粛により組合管理の揚水機場の稼働が停止されたため、畑に給水するために設けた井戸の設置費用等が賠償された事例

【公表番号４９６※１】 申立人は、栃木県那須地方において、畜産研究のための牛の飼育、飼料となる牧草の栽培、肉牛や牛乳の出荷を行っていたところ、牧草から国の定める許容値を超える放射性物質が検出されたことから、平成２３年１０月から平成２４年８月までの間に発生した代替飼料購入費用が賠償された事例

【公表番号５６１※５、※７】 宮城県で堆肥飼料等の生産、販売を営む申立会社について、原発事故後の政府等による出荷制限指示等が発表されたことにより取引先に対応するために支出した平成２３年３月から同年８月までの追加的費用及び自社敷地内で製造・保管していたが廃棄を余儀なくされた堆肥等の財物損害が賠償された事例

【公表番号５６３※１】 福島県中通りで果樹の栽培加工を営んでいた農家について、原発事故による収穫・加工の自粛要請に伴い廃棄を余儀なくされた果実についての財物損害及び果実の廃棄処分費用等の賠償が認められた事例

【公表番号６０７※３】 宮城県内の所有山林で栽培したきのこや収穫した山菜等を販売していた申立会社について、平成２３年１１月から平成２４年１０月までに支出したきのこ等の検査費用が賠償された事例

【公表番号６１８※３】 県南地域で木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより平成２３年３月から同年１２月までに生じた保管費用及び除染費用等の追加的費用が賠償された事例

【公表番号６６３※２】 福島県中通りで木材チップの製造・販売業を営む申立会社について、原発事故前は、木材チップの製造に当たり発生する樹皮を、燃料、敷料や堆肥の原料として有償で譲渡していたが、原発事故後に、林野庁が樹皮の譲渡を制限する指示をしたため、原材料の除染に係る機器の購入費用等が賠償された事例

【公表番号７５２※２】 原発事故当時、宮城県において、農林業を営んでいた申立人の、原木しいたけの出荷制限指示により不要となったしいたけ用の梱包資材について、棚卸資産相当額の賠償が認められた事例

【公表番号７８３※２】 いわき市でしいたけ栽培業を営んでいたが、原発事故により事業の断念を余儀なくされた申立人について、しいたけ原木の廃棄費用の賠償が認められた事例

【公表番号８５１※１】 西郷村で畜産業を営んでいた申立人について、平成２４年１１月頃に出荷予定であった繁殖雌牛を出荷できなかったことによって生じた追加的費用が賠償された事例

【公表番号８８２※１、※２】 自主的避難等対象区域で畜産業を営み、原発事故当時、放牧による繁殖和牛飼養の計画を進めていたが、原発事故によって未更新草地の牧草を和牛に給与することができなくなり、用意していた草地が傾斜地で除染も困難であったため、原発事故の約２年後に廃業した申立人について、放牧地・牧草地工事費用、牛小屋解体費用等が賠償された事例

【公表番号９１９※２】 宮城県で稲わら販売業を営む申立人について、放射性物質で汚染された稲わらを事業用倉庫に一時保管せざるを得ず、倉庫が事実上使用できなくなっていることから、見積り段階の代替倉庫建設予定費用が営業損害の追加的費用として認められた事例

【公表番号１０２２※１】 宮城県伊具郡丸森町で牧場を営む申立人について、これまで飼料として栽培していた牧草から原発事故後に高濃度の放射性物質が検出されたため、代替の粗飼料を購入して使用せざるを得なくなったとして、平成２５年６月から平成２６年８月までの代替の粗飼料購入費用が賠償された事例

【公表番号１１５６※１】 避難指示解除準備区域（田村市）の借地上の事業所において薪の製造販売等を営む申立人が、平成２５年１月頃より、放射能汚染等を懸念した地主から、同事業所において屋外保管していた薪等の資機材の移動を求められ、申立人の所有地を保管場所の代替地とするために平成２５年３月から平成２６年５月までの間に実施した道路拡幅及び土地整地工事の費用について、その３割が追加的費用として賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５６７※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において農業を営む申立人について、平成２７年５月に除染が完了するまで、田の作付制限により米の生産ができず、田面（本来、稲を作付けする箇所）が荒廃することを防止するため、平成２３年３月から平成２７年１２月までの間、申立人自身で草刈り機を用いて田面の雑草・小木等を刈り取っていた作業の労賃相当額が営業損害（追加的費用）として賠償された事例

【公表番号１６０１※４】 県南地域において木材加工の過程で生じる樹皮の販売等を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより生じた平成２９年１月から同年１２月までの防塵マスク購入費用、保管費用及び処分のための処分のための業務委託費の追加的費用（費用出捐の内容に応じて、必要性、相当性等を考慮し、支出額の２割ないし１０割）等の賠償が認められた事例

【公表番号１６４０※１】 会津地方においてしいたけの植菌及び栽培事業を営む申立会社の平成３１年２月から３月までの間に購入した原木に係る営業損害（追加的費用）について、原発事故により原木の価格が高騰したとして、原発事故前の原木の単価と上記購入した原木の単価との差額に、申立会社が原発事故前に保有していた原木の本数である２２００本ではなく、原発事故当時に有していた事業計画等を考慮して、実際に上記平成３１年に購入した原木の全本数である６５００本を乗じた額（ただし、原発事故の影響割合とした８割の限度）が賠償された事例

【公表番号１６６８※１】 栃木県内において腐葉土等の生産及び販売等を行うことを業としていた申立会社が、平成２３年８月に申立会社が保管中であった腐葉土等の一部から国の定める暫定許容値を超える放射性物質が検出されたことを受けて平成２８年に実施した腐葉土等の廃棄処分に係る費用について、申立会社が負担した処分費用の約９割に相当する３５００万円が賠償された事例

【公表番号１６９７※２】 茨城県において原木しいたけ栽培業を営む申立会社について、出荷制限・自粛を回避するために平成２５年２月から同年５月までの間に支出した人工ほだ場建設費用等の追加的費用（ハウス建設関連費用については原発事故の影響割合を３割として算定。）が賠償された事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２０９８※１】 会津地方でしいたけの植菌及び栽培事業を営む申立会社の令和６年１月から同年３月までの間に購入した原木に係る営業損害（追加的費用）について、原発事故後の原木の価格高騰の状況、経過年数、原発事故当時の事業計画等を考慮して、原発事故前の原木の単価と上記購入した原木の単価の差額に上記購入した原木の本数を乗じ、更に原発事故の影響割合として３割を乗じて算定した額の賠償が認められた事例

ウ　同指示等の対象品目の加工・流通業者についての減収分及び追加的費用

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６１２※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）においてきのこの加工販売業等を営む申立会社の風評被害による営業損害（逸失利益）について、取扱品目（出荷制限された原材

料を使用した品目を含む）や原発事故後の事業所ごとの売上げ推移の状況、販売の形態及び事業所の位置等を考慮して、平成２７年８月から平成２９年７月まで、原発事故の影響割合を、本店分については６割又は５割、福島県内の加工所分については６割又は３割、福島県外の支店分については１割として、賠償された事例

エ　同指示等の解除後の減収分及び追加的費用

（補足説明）

中間指針第５の１指針Ⅳに関する事例である。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号４６０※１】　茨城県鉾田市の米農家が、原発事故による政府等の出荷自粛要請の解除が遅れたため、平成２４年産米の販売価格が予定販売価格より低下したとして、その差額分の賠償が認められた事例

【公表番号７８３※１、※２】 いわき市でしいたけ栽培業を営んでいたが、原発事故により事業の断念を余儀なくされた申立人について、平成２３年３月から平成３１年１２月までの約９年分の逸失利益に相当する金額の賠償及びしいたけ原木の廃棄費用の賠償が認められた事例

【公表番号１２８１※１】 宮城県でしいたけ原木販売業を営む申立人の営業損害について、申立人の仕入先の原木から基準値を上回る放射線量が検出されていること等を考慮して、①平成２７年１月分から平成２８年１２月分までの逸失利益が賠償されるとともに、②平成２９年１月分以降の逸失利益について、当事者双方が、平成２８年１２月２６日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例

【公表番号１３６５※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）で自生するまつたけの販売業を営んでいた申立人の営業損害について、当事者双方が、平成２８年１２月２６日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づき、平成２９年１月以降の逸失利益として、平成２８年１２月以前と同様の損害額の算定方法により、直近の年間逸失利益の３倍相当額が賠償された事例

【公表番号１４１４※２】 南相馬市避難要請区域において農業を営んでいた申立人について、行政による出荷制限が課せられていない農産物（柿）に係る平成２９年１月分から同年１２月分までの風評被害による営業損害（逸失利益）が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５６７※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において農業を営む申立人について、平成２７年５月に除染が完了するまで、田の作付制限により米の生産ができず、田面（本来、稲を作付けする箇所）が荒廃することを防止するため、平成２３年３月から平成２７年１２月までの間、申立人自身で草刈り機を用いて田面の雑草・小木等を刈り取っていた作業の労賃相当額が営業損害（追加的費用）として賠償された事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１５０※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）において、原木しいたけ、筍及びその他きのこ等の生産販売を行い、原木しいたけ栽培の事業拡大を予定していたが、原発事故に伴う出荷制限等の影響により販売ができなくなったとして逸失利益の賠償を請求した申立人について、平成２７年６月分から令和５年５月分まで、原木しいたけについては事業拡大を踏まえた販売予定金額、筍及びその他きのこについては事故前の販売額を前提とした損害（いずれも原発事故の影響割合を２割として算定し、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償が認められた事例

⑵　就労不能損害

（補足説明）

中間指針第５の［損害項目］２の就労不能等に伴う損害に係る事例については、第１の１０⑵にまとめているので、そちらを参照されたい。

⑶　検査費用

（補足説明）

中間指針第５の３に関する事例である。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号４２６※２】　県北地域で養豚業及び農産物生産販売業を営む申立人について、農場内で生産している堆肥の放射能測定費用が賠償された事例

【公表番号５６１※４】 宮城県で堆肥飼料等の生産、販売を営む申立会社について、原発事故後の政府等による出荷制限指示等に伴う平成２３年３月から平成２４年５月までの検査費用が賠償 された事例

【公表番号６１８※２】 県南地域で木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより平成２３年３月から同年１２月までに生じた検査費用が賠償された事例

【公表番号６６３※２】 福島県中通りで木材チップの製造・販売業を営む申立会社について、原発事故前は、木材チップの製造に当たり発生する樹皮を、燃料、敷料や堆肥の原料として有償で譲渡していたが、原発事故後に、林野庁が樹皮の譲渡を制限する指示をしたため、申立会社において発生した樹皮の検査に係る費用、工場内や製品の放射線量を測定する検査機器の購入費用が賠償された事例

【公表番号７５２※３】 原発事故当時、宮城県において、乾しいたけの食品加工業を営んでいた申立人について、原材料の出荷制限指示により負担を余儀なくされた検査費用の賠償が認められた事例

【公表番号８０９※３】 岩手県でしいたけ栽培の事業を始めたが、出荷自粛要請によって製品の出荷を行うことができなかった申立会社について、原木しいたけ用のほだ木の放射線検査等に要した費用の賠償を認めた事例

【公表番号１１４８※１】 三重県で飼料の製造・販売業を営み、飼料の原料として東北産の米ぬかを用いている申立会社について、平成２７年１月から同年４月までの間に取引先の信頼確保のため外部機関に委託して実施した放射線検査費用の全額の賠償が認められた事例

第４　その他の政府指示等に係る損害（中間指針第６）

１　中間指針等の整理

（中間指針第６）
［対象］
前記第３ないし第５に掲げられた政府指示等のほか、事業活動に関する制限又は検査について、政府が本件事故に関し行う指示等に伴う損害を対象とする。

［損害項目］
１　営業損害
Ⅰ）同指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の制限を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたため、現実に減収が生じた場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。
Ⅱ）また、同指示等の対象事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（商品の回収費用、保管費用、廃棄費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（水道事業者による代替水の提供費用、除染費用、校庭・園庭における放射線量の低減費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。
Ⅲ）さらに、同指示等の解除後も、同指示等の対象事業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたために減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

２　就労不能等に伴う損害
同指示等に伴い、同指示等の対象事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

３　検査費用（物）
同指示等に基づき行われた検査に関し、同指示等の対象事業者が負担を余儀なくされた検査費用は、賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋・要約：［対象］関係）
事業活動に関する制限又は検査について政府が本件事故に関し行う指示等は、次に掲げるもの等をいう（備考）。
①　水に係る摂取制限指導
②　水に係る放射性物質検査の指導
③　放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する指導
④　学校等の校舎・校庭等の利用判断に関する指導等

（備考等抜粋・要約：［損害項目］１　営業損害関係）
ア　同指示等がなされる前に自主的に当該制限を行っていたものについては、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、当該制限に伴う減収分等が賠償すべき損害と認められる（備考１）。
イ　減収分の算定方法等は、中間指針第３の７（営業損害。前記第１の９）に同じ（避難等に特有の部分は除く。）である（備考２）。

ウ　校庭･園庭における土壌に関して児童生徒等の受ける放射線量を低減するための措置について、少なくとも、それが政府又は地方公共団体による調査結果に基づくものであり、かつ、政府が放射線量を低減するための措置費用の一部を支援する場合には、学校等の設置者が負担した当該措置に係る追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる（備考３）。

（備考等抜粋・要約：［損害項目］２　就労不能等に伴う損害関係）
減収分の算定方法等は、中間指針第３の８（就労不能等に伴う損害。前記第１の１０）に同じ（避難等に特有の部分は除く。）である（備考）。

（備考等抜粋・要約：［損害項目］３　検査費用（物）関係）
ア　同指示等がなされる前に自主的に検査を行っていたものについては、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、賠償すべき損害と認められる（備考１）。
イ　同指示等に基づくものではなく、取引先の要求等により検査の実施を余儀なくされた場合は、中間指針第７（いわゆる風評被害について。後記第５）の損害となり得る（備考２）。

２　当該指針等に関する和解事例

（補足説明）
１　中間指針第６に関する事例を挙げた。なお、その他の政府指示等が解除された場合について、中間指針第６の１の指針Ⅲは同指示等に伴い生じた損害について賠償対象としているが、同指示等に伴い生じた損害とはいえない場合であっても、風評被害が残っている場合にはなお賠償対象となり得るので、風評被害に係る事例も参照されたい。
２　上記［損害項目］２の就労不能等に伴う損害に係る事例については、第１の１０⑵にまとめているので、そちらを参照されたい。
３　なお、営業損害に係る事例であって、廃業損害に係る事例については第１の９⑵エに、特別の努力・中間収入の非控除に係る事例については同オ(ｲ)に、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例については同オ(ｳ)に、追加的費用のうち除染費用に関する事例については第１１の１⑵に、それぞれ集約して挙げているので、そちらを参照されたい。

≪令和２年版掲載事例≫
【公表番号１７４※４】　避難指示区域（旧計画的避難区域）内に複数の工場を有し、精密機械等の製造業を営んでいた申立人について、原発事故による放射性物質の放出により汚染された工場内で稼働する従業員の飲料水のためのウォーターサーバーに係る費用（平成２３年３月から同年８月まで）が、同区域における水道水の摂取制限が解除された同年５月以降についても追加的費用として賠償が認められた事例
【公表番号２３８※１】 埼玉県で東京都水道局管理に係る浄水場発生土を主原料とする人工土壌製造業の開業準備中であり、平成２３年３月下旬に人工土壌製造請負契約を締結した申立人について、原発事故後当該浄水場から放射能が検出されたことにより発生土を利用しないよう通達が出され、当該事業を行うことが困難となり営業損害が発生したとして、過去に当該事業を行っていた他社の売上げ及び経費を参考に損害額を算定し、東京電力の直接請求により賠償された後の期間である平成２４年３月から同年５月までの逸失利益の賠償が認められた事例
【公表番号６４６※１】 千葉県で産業廃棄物最終処分場の運営を行っている申立会社について、原発事故後に放射性物質が検出された廃棄物につき、政府の通知に基づいた自治体の指導によ

りその飛散を防止するための措置が必要となり、当日の作業終了後における覆土（即日覆土）を行うこととしたため、これにより処分場の埋立可能容量が減少し受入可能な廃棄物の量が減ったとして、平成２３年１０月から平成２４年１月までの逸失利益等が賠償された事例

【公表番号６７９※１～※３】 栃木県で産業廃棄物（焼却灰等）の収集及び再生資源化を営む申立会社について、原発事故が原因で放射性物質汚染された焼却灰の収集停止を余儀なくされたことによる逸失利益（平成２３年９月から同年１０月まで）、再生資源化の過程で生じる煤塵が放射性物質汚染のため処理委託先から受入停止されて処理単価の高い処理委託先に変更したことに伴う追加的費用（平成２３年１０月から平成２４年６月まで）及び検査費用（平成２３年９月から平成２４年６月まで）が賠償された事例

【公表番号７９５※１】 福島県等の採取業者から漢方生薬の原料生薬を仕入れ、加工して取引先に販売していた申立人について、当該原料生薬に関し厚生労働省から放射性物質の検査・洗浄の徹底を指示する旨の通達が出され、取引先からも原料生薬洗浄を要求されたことから、高性能生薬洗浄機の開発・購入を余儀なくされたとして、高性能生薬洗浄機の取得費用が賠償された事例

【公表番号１４２２※１】 愛知県において自動車の輸出業を営んでいる申立人が平成２８年１１月に仕入れた中古自動車について、港湾における放射線検査の結果、基準値を超える放射線量が検出されたため輸出できなくなり、仕入価格より安価での国内販売を余儀なくされたことから、仕入価格と販売価格の差額分の全額が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７９２※１、※２】 福島県内の複数店舗において自動車販売・整備業を営む申立会社について、洗車設備から発生する汚泥について、基準値以上の放射性物質が検出された場合には放射性物質汚染対処特措法による指定廃棄物としての処理が必要となるため、①平成２９年７月から同年１２月までに実施した汚泥の放射能検査費用（ただし、検査の必要性等を考慮して請求金額の５割）及び②平成２９年９月に実施した、放射能検査までの間に店舗に滞留した汚泥の現況調査費用（ただし、調査の必要性等を考慮して請求金額の１割）が賠償された事例

第５　いわゆる風評被害について（中間指針第７）

１　一般的基準（中間指針第７の１）

⑴　中間指針等の整理

（中間指針第７の１）

Ⅰ）いわゆる風評被害については確立した定義はないものの、この中間指針で「風評被害」とは、報道等により広く知らされた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた被害を意味するものとする。

Ⅱ）「風評被害」についても、本件事故と相当因果関係のあるものであれば賠償の対象とする。その一般的な基準としては、消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。

Ⅲ）具体的にどのような「風評被害」が本件事故と相当因果関係のある損害と認められるかは、業種毎の特徴等を踏まえ、営業や品目の内容、地域、損害項目等により類型化した上で、次のように考えるものとする。

① 各業種毎に示す一定の範囲の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害（Ⅳ）に相当する被害をいう。以下同じ。）は、原則として本件事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められるものとする。

② ①以外の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、Ⅱ）の一般的な基準に照らして、本件事故との相当因果関係を判断するものとする。

Ⅳ）損害項目としては、消費者又は取引先により商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた次のものとする。

① 営業損害
取引数量の減少又は取引価格の低下による減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用（商品の返品費用、廃棄費用、除染費用等）

② 就労不能等に伴う損害
①の営業損害により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用

③ 検査費用（物）
取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用

（備考等抜粋・要約）

ア　いわゆる風評被害は、少なくとも本件事故のような原子力事故に関していえば、むしろ必ずしも科学的に明確でない放射性物質による汚染の危険を回避するための市場の拒絶反応によるものと考えるべきであり、したがって、このような回避行動が合理的といえる場合には、賠償の対象となる（備考１）。

イ　風評被害は、避難等に伴い営業を断念した場合の営業損害とは異なり、報道機関や消費者・取引先等の第三者の意思・判断・行動等が介在するという点に特徴があり、一定の特殊な類型の被害であることは否定できない（備考１）。

ウ　「風評被害」には、農林水産物や食品に限らず、動産・不動産といった商品一般、あるいは、商品以外の無形のサービス（例えば観光業において提供される各種サービス等）に係るものも含まれる（備考２）。

エ　「風評被害」の外延は必ずしも明確ではなく、本件事故との相当因果関係は最終的には個々の事案毎に判断すべきものであるが、この中間指針では、このような被害についても、本件事故に係る紛争解決に資するため、相当因果関係が認められる蓋然性が特に高い類型や、相当因果関係

を判断するに当たって考慮すべき事項を示すこととする（備考３）。

オ　指針Ⅲ①の類型に該当する損害については、それが本件事故後に生じた買い控え等による被害である場合には、それだけで本件事故と相当因果関係のある損害と推認され、原則として賠償すべき損害と認められる（備考３）。

カ　指針Ⅲ①の類型に該当しなかった「風評被害」（指針Ⅲ②の風評被害）についても、別途、本件事故と相当因果関係があることが立証された場合には、賠償の対象となる。その場合には、例えば、客観的な統計データ等による合理的な立証方法を用いたり、指針Ⅲ①の類型に該当する損害との比較を行うことが考えられる（備考３）。

キ　本件事故と他原因（例えば、東日本大震災自体による消費マインドの落ち込み等）との双方の影響が認められる場合には、本件事故と相当因果関係のある範囲で賠償すべき損害と認められる（備考４）。

ク　「風評被害」は、上記のように当該商品等に対する危険性を懸念し敬遠するという消費者・取引先等の心理的状態に基づくものである以上、風評被害が賠償対象となるべき期間には一定の限度がある。一般的に言えば、「平均的・一般的な人を基準として合理性が認められる買い控え、取引停止等が収束した時点」が終期であるが、いまだ本件事故が収束していないこと等から、少なくとも現時点において一律に示すことは困難であり、当面は、客観的な統計データ等を参照しつつ、取引数量・価格の状況、具体的な買い控え等の発生状況、当該商品又はサービスの特性等を勘案し、個々の事情に応じて合理的に判定することが適当である（備考５）。

ケ　営業損害又は就労不能等に伴う損害における減収分の算定方法等は、中間指針第３の７（営業損害。前記第１の９）又は第３の８（就労不能等に伴う損害。前記第１の１０）に同じ（避難等に特有の部分は除く。）である（備考６）。

⑵　当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

１　事例については、第５の２から５までの業種に関連するものについては、中間指針第７の１により賠償が認められたものについても、それぞれ第５の２から５までの業種に寄せて挙げることとした。その他の業種に係るものについては、第５の６に挙げているので、それぞれ参照されたい。

２　また、上記指針Ⅳ②に係る就労不能等に伴う損害については、第１の１０⑵にまとめているので、そちらを参照されたい。

３　風評被害に係る損害として、逸失利益、追加的費用のほかに廃棄せざるを得なかった財物の価値の喪失等に係る損害も賠償対象となることがあるが、第１の１２の財物価値の喪失又は減少等（主に事業用動産に係る⑵オ(ｳ)）に事例を挙げたので、参照されたい。

４　なお、営業損害に係る事例であって、廃業損害に係る事例については第１の９⑵エに、特別の努力・中間収入の非控除に係る事例については同オ(ｲ)に、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例については同オ(ｳ)に、追加的費用のうち除染費用に関する事例については第１１の１⑵に、それぞれ集約して挙げているので、そちらを参照されたい。

２　農林漁業・食品産業の風評被害（中間指針第７の２・第三次追補）

⑴　中間指針等の整理

（中間指針第７の２）

Ⅰ）　以下に掲げる損害については、１Ⅲ）①の類型として、原則として賠償すべき損害と認められる。

①　農林漁業において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、次に掲げる産品に係るもの。

ⅰ）農林産物（茶及び畜産物を除き、食用に限る。）については、福島、茨城、栃木、群馬、千葉及び埼玉の各県において産出されたもの。

ⅱ）茶については、ⅰ）の各県並びに神奈川及び静岡の各県において産出されたもの。

ⅲ）畜産物（食用に限る。）については、福島、茨城及び栃木の各県において産出されたもの。

ⅳ）水産物（食用及び餌料用に限る。）については、福島、茨城、栃木、群馬及び千葉の各県において産出されたもの。

ⅴ）花きについては、福島、茨城及び栃木の各県において産出されたもの。

ⅵ）その他の農林水産物については、福島県において産出されたもの。

ⅶ）ⅰ）ないしⅵ）の農林水産物を主な原材料とする加工品。

②　農業において、平成２３年７月８日以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、少なくとも、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根の各道県において産出された牛肉、牛肉を主な原材料とする加工品及び食用に供される牛に係るもの。

③　農林水産物の加工業及び食品製造業において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、次に掲げる産品及び食品（以下「産品等」という。）に係るもの。

ⅰ）加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在するもの。

ⅱ）主たる原材料が①のⅰ）ないしⅵ）の農林水産物又は②の牛肉であるもの。

ⅲ）摂取制限措置（乳幼児向けを含む。）が現に講じられている水を原料として使用する食品。

④　農林水産物・食品の流通業（農林水産物の加工品の流通業を含む。以下同じ。）において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、①ないし③に掲げる産品等を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係るもの。

Ⅱ）農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業並びに農林水産物・食品の流通業において、Ⅰ）に掲げる買い控え等による被害を懸念し、事前に自ら出荷、操業、作付け、加工等の全部又は一部を断念したことによって生じた被害も、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には、原則として賠償すべき損害と認められる。

Ⅲ）農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業、農林水産物・食品の流通業並びにその他の食品産業において、本件事故以降に取引先の要求等によって実施を余儀なくされた農林水産物（加工品を含む。）又は食品（加工又は製造の過程で使用する水を含む。）の検査に関する検査費用のうち、政府が本件事故に関し検査の指示等を行った都道府県において当該指示等の対象となった産品等と同種のものに係るものは、原則として賠償すべき損害と認められる。

Ⅳ）Ⅰ）ないしⅢ）に掲げる損害のほか、農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業、農林水産物・食品の流通業並びにその他の食品産業において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、個々の事例又は類型毎に、取引価格及び取引数量の動向、具体的な買い控え等の発生状況等を検証し、当該産品等の特徴（生産・流通の実態を含む。）、その産地等の特徴（例えばその所在地及び本件事故発生地からの距離）、放射性物質の検査計画及び検査結果、政府等による出荷制限指示（県による出荷自粛要請を含む。以下同じ。）の内容、当該産品等の生産・製造に用いられる資材の汚染状況等を考慮して、消費者又は取引先が、当該産品等について、本件事故

による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、本件事故との相当因果関係が認められ、賠償の対象となる。

（備考等抜粋・要約）

ア　農林水産物及び食品については、

① 農林水産物は、農地、漁場等で生育する動植物であり、放射性物質による土地や水域の汚染の危険性への懸念が、これらへの懸念に直結する傾向があること

② 特に食品は、消費者が摂取により体内に取り入れるものであることから、放射性物質による内部被曝を恐れ、特に敏感に敬遠する傾向があること

③ また、食品は、日常生活に不可欠なものであり、かつ、通常はさほど高価なものではないから、東日本大震災自体による消費マインドの落ち込みという原因で買い控え等に至ることは通常は考えにくいこと

④ 花き等は、収穫後洗浄されない状態で流通し、消費者が身近で使用すること等から、接触を懸念する傾向があること

⑤ 一般に農林水産物も食品も、代替品として他の生産地の物を比較的容易に入手できるので、それに対応して、買い控え等も比較的容易に起こりやすいこと

等の特徴があることから、一定の範囲において、消費者や取引先が放射性物質による汚染の危険性を懸念し買い控え等を行うことも、平均的・一般的な人を基準として合理性があると考えられる（備考１）。

イ　農林漁業及び食品産業においては、本件事故以降これまでの取引価格及び取引数量の動向、具体的な買い控えの事例等に関する調査の結果、多くの品目及び地域において買い控え等による被害が生じていることが確認された。このうち、一部の対象品目につき暫定基準値を超える放射性物質が検出されたため政府等による出荷制限指示があった区域については、その対象品目に限らず同区域内で生育した同一の類型（農林産物、畜産物、水産物等）の農林水産物につき、同指示等の解除後一定期間を含め、消費者や取引先が放射性物質の付着及びこれによる内部被曝等を懸念し、取引等を敬遠するという心情に至ったとしても、平均的・一般的な人を基準として合理性があると認められる。同指示等があった区域以外でも、一定の地域については、その地理的特徴（特に本件事故発生地との距離、同指示等があった区域との地理的関係）、その産品の流通実態（特に産地表示）等から、同様の心情に至ったとしてもやむを得ない場合があると認められる（備考２）。

ウ　平成２３年７月８日以降、牛肉やその生産に用いられた稲わらから暫定規制値等を超える放射性物質が検出され、これを契機に牛肉について多くの地域において買い控え等による被害が生じていることが確認された。この場合、放射性物質により汚染された稲わら等（具体的には、暫定許容値を超える放射性物質が検出されたもの）が牛の飼養に用いられた等の事情がある都道府県で産出された牛肉については、消費者や取引先がその汚染の危険性を懸念し買い控え等を行うことも、平均的・一般的な人を基準として合理性があると考えられる。なお、指針Ⅰ②では、このような都道府県として１７の道県を挙げているが、これは、平成２３年７月２９日までに報告された当該稲わら等の流通・使用状況、当該道県産の牛肉の取引価格の動向等によるものであり、これ以外の都道府県について、指針Ⅰ②に挙げられた道県と同様の状況であることが確認された場合は、これらの道県と同様に扱われるべきである（備考３）。

エ　農林水産物の加工業及び食品製造業では、消費者や取引先が懸念する農林水産物を主な原材料とする食品等の加工品（当該農林水産物の原材料に占める重量の割合が概ね５０％以上であることを目安とする。）について、消費者や取引先が同様の懸念を有するとしても、合理性があると認められる。この他、その主たる事務所や工場の所在地、原料として使用する水を原因として、

消費者や取引先が取引等を敬遠する心情に至ったとしても合理性がある場合が認められる（備考４）。

オ　農林水産物・食品の流通業では、風評被害に係る産品等を継続的に取り扱っていた事業者に生じた既に仕入れた当該産品等に係る被害については、買い控え等による被害を回避することが困難である点で、農林漁業者や加工業者・食品製造業者に生じた風評被害と同様と認められる（備考５）。

カ　風評被害に係る産品等の仕入れができなかったことにより加工・流通業者に生じた損害については、中間指針第８のいわゆる間接被害（後記第６）として賠償の対象となるかどうかが判断される（備考６）。

キ　指針Ⅱの趣旨は、出荷、操業、作付け、加工等には費用がかかることから、買い控え等による被害を回避し又は軽減するため、事前に自らこれらの全部又は一部を断念することが合理的と考えられる場合に、賠償の対象と認めるものである（備考７）。

ク　指針Ⅲによって賠償の対象となる検査費用には、例えば、政府の指導によって水道水の放射性物質の検査を行っている都県において、食品の製造の過程で使用する水について、取引先からの要求等によって検査を行った場合の費用が含まれる（備考８）。

ケ　指針Ⅳは、指針Ⅰから Ⅲまでに該当しない被害について、中間指針第７の１の指針Ⅲ②の類型として個別に検証する場合、相当因果関係を判断するに当たって考慮すべき事項を示すものである（備考９）。

（中間指針第三次追補第２）

Ⅰ）中間指針第７の２Ⅰ）に示されている損害に加え、以下に掲げる損害についても、中間指針第７の１Ⅲ）①の類型として、原則として賠償すべき損害と認められる。

① 農林漁業において、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、次に掲げる産品に係るもの。

ⅰ）農産物（茶及び畜産物を除き、食用に限る。）については、岩手、宮城の各県において産出されたもの。

ⅱ）茶については、宮城、東京の各都県において産出されたもの。

ⅲ）林産物（食用に限る。）については、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡及び広島（ただし、広島についてはしいたけに限る。）の各都県において産出されたもの。

ⅳ）牛乳・乳製品については、岩手、宮城及び群馬の各県において産出されたもの。

ⅴ）水産物（食用及び餌料用に限る。）については、北海道、青森、岩手及び宮城の各道県において産出されたもの。

ⅵ）家畜の飼料及び薪・木炭については、岩手、宮城及び栃木の各県において産出されたもの。

ⅶ）家畜排せつ物を原料とする堆肥については、岩手、宮城、茨城、栃木及び千葉の各県において産出されたもの。

ⅷ）ⅰ）ないしⅶ）の農林水産物を主な原材料とする加工品。

② 農林水産物の加工業及び食品製造業において、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、主たる原材料が①のⅰ）ないしⅶ）の農林水産物及び食品（以下「産品等」という。）に係るもの。

③ 農林水産物・食品の流通業（農林水産物の加工品の流通業を含む。以下同じ。）において、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、①ないし②に掲げる産品等を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係るもの。

Ⅱ）農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業並びに農林水産物・食品の流通業において、Ⅰ）に掲げる買い控え等による被害を懸念し、事前に自ら出荷、操業、作付け、加工等の全部又は一部を断念したことによって生じた被害も、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には、

原則として賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋・要約）

ア　平成２３年８月以降、飼料、家畜の排せつ物を原料とする堆肥等の肥料、薪・木炭及びきのこ原木等についての暫定許容値等並びに食品についての新基準値が設定されたこと等により、中間指針に明記されていない地域及び産品において、政府が本件事故に関し行う指示等が出されたことを踏まえて調査を行った結果、指針Ⅰ及びⅡの範囲において、消費者や取引先が放射性物質による汚染の危険性を懸念し買い控え等を行うことも、平均的・一般的な人を基準として合理性があると認められる（備考１）。

イ　中間指針第７の２備考２に示されているとおり、一部の対象品目につき政府が本件事故に関し行う指示等があった区域については、その対象品目に限らず同区域内で生育した同一の類型の農林水産物につき、同指示等の解除後一定期間を含め、消費者や取引先が放射性物質の付着及びこれによる内部被曝等を懸念し、取引等を敬遠するという心情に至ったとしても、平均的・一般的な人を基準として合理性があると認められるほか、同指示等があった区域以外でも、一定の地域については、その地理的特徴、その産品の流通実態等から、同様の心情に至ったとしてもやむを得ない場合があると認められる。なお、少なくとも指示等の対象となった品目と同一の品目については、指示等の対象となった区域と近接している区域など一定の地理的範囲において買い控え等の被害が生じている場合には、賠償すべき損害が生じていると考えるべきである（備考２）。

ウ　牧草等から暫定許容値を超える放射性物質が検出され、これを契機に牛乳及び乳製品について買い控え等による被害が生じていることが確認された。この場合、放射性物質により汚染された牧草等（具体的には、暫定許容値を超える放射性物質が検出されたもの）が牛の飼養に用いられた等の事情がある都道府県で産出された牛乳・乳製品については、消費者や取引先がその汚染の危険性を懸念し買い控え等を行うことも、平均的・一般的な人を基準として合理性があると考えられる（備考３）。

エ　中間指針第７の２備考４ないし７に示されている考え方は、上記指針Ⅰ及びⅡについても妥当する（備考４）。

オ　中間指針第７の２指針Ⅲの検査費用に係る指針中、「取引先の要求等によって実施を余儀なくされた」とは、必ずしも取引先から書面等により要求されたものに限らず、客観的に実施せざるを得ない状況であると合理的に判断できるものについても含まれる（備考５）。

カ　風評被害に係る個別の判断にあたっては、当該産品等の特徴等を考慮した上で、本件事故との相当因果関係を判断すべきである。例えば、有機農産物等の特別な栽培方法等により生産された産品は、通常のものに比べて品質、安全等の価値を付して販売されているという特徴があることから、通常のものと比べて風評被害を受けやすく、通常のものよりも広範な地域において風評被害を受ける場合もあることなどに留意すべきである（備考６）。

⑵　当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

１　中間指針第７の２及び中間指針第三次追補に関する事例を挙げた。これらの指針に直ちに該当はしないが、例えば中間指針第７の１の一般的基準により賠償対象となった事例についても、農林漁業・食品産業に関する風評被害であるものについては、便宜上ここに挙げた。

２　アについては福島県に拠点のある場合ないし同県内の産品に係る事例を、イについては福島県以外の指針上明記された都道府県に係る事例を、ウについてはそれら以外の事例を、それぞれ挙げた。

３　なお、営業損害に係る事例であって、廃業損害に係る事例については第１の９⑵エに、特別の努力・中間収入の非控除に係る事例については同オ(ｲ)に、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例については同オ(ｳ)に、追加的費用のうち除染費用に関する事例については第１１の１⑵に、それぞれ集約して挙げているので、そちらを参照されたい。

ア　福島県内

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２１２※１】　原発事故当時、福島県安達郡大玉村において直売所で野菜等の販売を行っていた申立人らについて、平成２３年３月から平成２４年１０月までの間、出荷制限指示及び風評被害により減収が生じたとして逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号２２６※１】 自主的避難等対象区域（二本松市）に居住する兼業農家である申立人が風評被害を懸念して平成２３年の米の作付けを断念したことがやむを得ないものであったとして営業損害が認められた事例

【公表番号２３６※１、※２】 南会津地域でそば等の製造販売業を営み、福島県内の観光施設に商品を卸し、百貨店、スーパー等に仲介業者を介して商品の納入をしていた申立人について、原発事故の影響により、観光客が減少し、商品の取扱いが中止になるなどして平成２３年３月から同年１２月までの間売上げが減少したとして、貢献利益率４５％、原発事故の影響割合１０割として算出された逸失利益のほか、商品の放射能検査に係る費用の賠償が認められた事例

【公表番号２４６※１】 相馬市で梨の生産をしている農家である申立人について、原発事故による風評被害により梨の価格が下落したとして、原発事故前の平成２２年の単価を基準に平成２３年３月から同年１１月までの逸失利益等（農協経由出荷分を除く。）の賠償が認められた事例

【公表番号２８１※１】 自主的避難等対象区域（三春町）及びその周辺地域において、原発事故前から福島県産農産物（主に米）の販売事業を立ち上げようとしていた申立人について、原発事故の風評被害で当該プロジェクトを中断したことによる損害（事業立上げの準備費用相当額）が賠償された事例

【公表番号３１３※１】 県南地域で農業（蕎麦栽培）を営んでいた申立人について、平成２３年３月から同年１２月までの風評被害による逸失利益の損害賠償が認められた事例

【公表番号３２７※１】 いわき市に本店と製品保管倉庫を有し食品製造業を営む申立人について、販売先企業からの要請により、製品等の保管を首都圏にある貸倉庫に切り替えたことによる保管費用や運搬費用等の追加的費用が賠償された事例

【公表番号３３４※１】 県南地域で養豚業を営む申立人について、原発事故の風評被害によって、１年間の操業停止と、新しい事業形態を目指して策定した事業プラン実施の延期を余儀なくされたことにより減収が生じたとして営業損害の賠償が認められた事例

【公表番号３４１※１】 県北地域できのこを材料とする食品等の製造・販売業等を営む申立人について、原発事故の風評被害による逸失利益が賠償された事例

【公表番号３５６※１～※３】 自主的避難等対象区域（県北地域）で食品製造販売業を営んでいた申立人について、風評被害により、小売店への直接販売が減少したこと及び催事の中止により催事での販売ができなくなったことに伴う逸失利益、検査費用及び製造工場・敷地の除染費用等が賠償された事例

【公表番号３６１※１】 自主的避難等対象区域（田村市）で健康食品の製造・販売を営む申立人について、製品の原料を生産する桑園の表土の入れ替えによる除染費用全額の賠償が認められた事例

【公表番号３６２※１】 申立人が、自主的避難等対象区域（国見町）で就農後間もなく原発事故に遭い、東京市場へ出荷する予定であった桃・柿等を仙台市場へ出荷したため、東京市場の単価

での賠償請求をしたところ、申立人の陳述等により、実際に出荷した仙台市場ではなく東京市場の単価を基準に逸失利益が認定されて賠償された事例

【公表番号３６２※２】 申立人が、自主的避難等対象区域（国見町）で就農後間もなく原発事故に遭い、ワラビ・スナップエンドウ等の初出荷の自粛を余儀なくされたとして、仮に出荷できていた場合に想定される売上げを基に算出した損害額を請求したところ、申立人の陳述等により、過去の出荷実績にとらわれることなく逸失利益が認定されて賠償された事例

【公表番号３７２※１】 会津地方で米の販売業を営む申立人について、米の検査費用（外部の検査機関に委託した委託費用及び放射線量計購入費等）の全額が賠償された事例

【公表番号４２２※４】 南相馬市鹿島区で柿、ゆず、梅等を生産し、市場には出荷せず、知人らに販売していた農家について、営業損害（平成２３年３月から同年１２月まで）の計算において、販売形態が直売に近いことを考慮した計算方法を採用した事例

【公表番号４２６※３】 県北地域で養豚業及び農産物生産販売業を営む申立人について、原発事故で福島県内の農作物から放射性物質が検出されるとの風評により米の価格が低下したとして、米の風評被害による逸失利益等が賠償された事例

【公表番号４３１※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（伊達市）で果樹園を営んでいた申立人が、原発事故に起因する風評により大口の取引先から取引停止を通告されたことを受け、これ以上の風評被害の拡大を避けるべく平成２３年４月に果樹園を県外に移転した際の費用について、その一部が賠償された事例

【公表番号４５９※１】 自主的避難等対象区域（田村市）でニンニクを栽培していた（ただし、原発事故以前の販売実績はない。）申立人について、風評被害による平成２３年３月から平成２５年３月までの逸失利益が、統計及び申立人の栽培実績等に基づき算定され、賠償された事例

【公表番号４６１※１】 二本松市のキュウリ栽培農家である申立人が、出荷自粛要請又は風評被害を恐れ、自主的な作付け見合せを行ったことによる平成２３年３月から同年１２月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号４７４※２】 福島市で食品加工業を営む申立会社について、風評被害払拭のため原材料を福島県外産のものに切り替えたことにより原材料費が上昇したとして、追加的費用の損害賠償が認められた事例

【公表番号５１９※１】 県北地域の餅米生産加工農家である申立人について、直接請求において出荷停止により廃棄した餅米の財物損害について賠償されたところ、これに加え、他県から餅米を仕入れて餅を生産したとしても、風評被害で申立人方で加工した餅は販売できず損害が発生しているとして、餅の重量８９７キログラム、餅１キログラム当たりの平均販売単価を５００円として算定した逸失利益（平成２４年３月から同年１０月まで）から、餅米の精算金１７万５６２８円を差し引いた金額の賠償が認められた事例

【公表番号５２５※１】 いわき市において有機米を生産する申立人について、風評被害により販売価格が下落したことに伴う逸失利益１９万８０００円（平成２３年３月から平成２５年２月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号５３１※１】 会津地域の野菜生産農家である申立人について、風評被害により廃棄を余儀なくされたかぼちゃ、キャベツに係る営業損害（平成２４年４月から同年１０月まで）が賠償された事例

【公表番号５３６※１】 会津地域の稲作農家である申立人の風評被害による逸失利益（平成２３年９月分から平成２４年８月分まで）について、基準年度と比較した単価の差額に対象期間の出荷量を乗じる算定方法（本件における東京電力の主張）を採用せず、基準年度の売上額に平均価格変動係数を乗じた額と対象年度の売上額との差額を算定する方法（農作物一般に適用される東京電力の書式による方法）により、賠償がされた事例

【公表番号５３７※１】 県北地域で有機農産物を生産している申立人について、風評被害による、平成２３年３月から同年１２月までの間の逸失利益及び検査費用が賠償された事例

【公表番号５４９※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）においてブルーベリーの直売所を営んでいた申立人について、風評被害によって減収が生じたとして、平成２４年１月から同年１２月までの間の逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号５７７※１】 緊急時避難準備区域（川内村）で植木栽培業を営む申立人らについて、原発事故の風評被害により植木が売れなくなったことによる逸失利益（平成２３年３月から平成２５年２月まで）が賠償された事例

【公表番号５８７※１】 果樹の栽培を福島県浜通り（避難指示区域外）で営む申立人について、風評被害により廃業することを余儀なくされたことに伴う損害（おおむね年間利益の５年分に相当）等が賠償された事例

【公表番号５８８※１、※２】 福島県中通りで有機農業を営み、農協経由の販売と農協を経由しない販売の両方を行っていた農家について、農協を経由しない販売分について、出荷制限指示ないし風評被害による逸失利益（平成２３年３月分から同年１２月分まで）及び検査費用等（平成２３年３月分から平成２４年１１月分まで）が賠償された事例

【公表番号５９４※１】 会津地域で地元農産物を加工して大手菓子メーカーに納入する事業を営む申立会社について、大手菓子メーカーからの継続的取引の停止措置に伴う損害として、平成２３年度の予定受注量の５割について受注の蓋然性があると認め、請求金額の５割が逸失利益として賠償された事例

【公表番号６２８※１】 県南地域で酪農業を営んでいたが、風評被害による売上減少のために平成２４年９月に廃業を余儀なくされた申立人に対し、乳牛の売却損や廃業損害が賠償された事例

【公表番号６５８※１、※３】 自主的避難等対象区域で桃の栽培を行っていたが、原発事故の影響で桃が売れなくなったとして農地及び住居を移転した申立人について、農地の移転によって発生した追加的費用（平成２４年１２月に支払った従前の農地の返還に伴う整地費用、平成２５年１月から１０年間分の農地の地代増額分等）の５割相当額の賠償と、従前の住居を平成２４年１２月に売却したことにより生じた不動産譲渡損失分の賠償がそれぞれ認められた事例

【公表番号６６３※２】 福島県中通りで木材チップの製造・販売業を営む申立会社について、風評被害を避けるために発生した、原材料の除染のための機器の購入費用、工場内や製品の放射線量を測定する検査機器の購入費用等が賠償された事例

【公表番号６８４※１】 県中地域で味噌の加工、製造及び販売をしていた申立人（個人事業）について、基準年度を原発事故直近年度とする東京電力の主張を排斥し、基準年度を平成２０年度から平成２２年度までの３年間の所得金額の平均値とした上で、風評被害による逸失利益が賠償された事例

【公表番号６９３※１】 緊急時避難準備区域の山林の分収造林事業を営む造林組合の組合員である申立人らについて、分収造林契約に基づき平成２４年に分収木を伐採してしいたけ原木として出荷販売する予定であったところ、原発事故による放射性物質への曝露や風評被害のためにこれができなくなったことによる逸失利益が、同契約の収益分収割合で算定・賠償された事例

【公表番号７０３※１】 福島県（避難指示区域外）できのこ類を原料とする製品の製造販売業を営む申立人について、原発事故後の売上増加見込みを考慮して損害額を算定し、平成２３年３月から平成２５年６月までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号７２０※１】 県南地域でしいたけ原木販売業及び伐出請負業を営む申立人について、しいたけ原木販売部門の売上減を補うため企業努力で伐出請負業の売上げを増加させたところ、全体の売上増のため損害はないとする東京電力の主張を排斥して、しいたけの出荷制限や風評被害に伴うしいたけ原木販売部門の逸失利益が賠償された事例

【公表番号７５３※１】 自主的避難等対象区域で米穀類の集荷・販売業等を営む申立会社について、県の指導により平成２４年９月に実施した放射能測定機器設置場所の間仕切り、壁面補強工事等の追加的費用５５４万円余が賠償された事例

【公表番号７６２※１】 会津地域で無農薬無化学肥料栽培米を栽培し、消費者に直接販売していた稲作農家について、風評被害により販売できなかった平成２３年度産米につき、他に販売することも可能であるとする東京電力の主張を排斥し、くず米としての販路はあるが、無農薬無化学肥料栽培米としての販路はないと判断して、くず米販売価格相当額を控除した逸失利益が賠償された事例

【公表番号７６６※１】 自主的避難等対象区域（田村郡）で農業を営む申立人らの風評被害を理由とする作付けの断念について、出荷制限の対象でない農作物であり、原発事故から一定期間経過後に作付けを断念したのは申立人らの自主的な判断であるから原発事故との相当因果関係がないという東京電力の主張を排斥し、直接請求では支払われなかった部分の逸失利益（原発事故による影響割合９割）が賠償された事例

【公表番号７６８※１】 自主的避難等対象区域でしいたけの生産販売を行っていた申立人について、原発事故前から開発が計画されており原発事故後に稼働した増設施設の減収分についても原発事故との相当因果関係を認め、申立人の主張する想定売上高を基礎として、風評被害による売上減少に伴う逸失利益（平成２３年３月から平成２５年３月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号７７９※１、※２】 福島県の阿武隈山地において林業を営んでいた申立人について、風評被害による平成２３年１２月の薪売買契約の解除に係る逸失利益の賠償並びに風評被害及び放射性物質による汚染によって薪が売却できなくなったために在庫の木材を処分するための未支出の費用について見積額に基づいた賠償が認められた事例

【公表番号７９１※１】 群馬県において福島県内の契約農家から仕入れた農産物を用いて食品加工業を営む申立人について、原発事故に起因する食品に対する風評被害を回避するため平成２３年度の契約栽培を見合わせ、翌年度以降の栽培再開に向けた環境整備のために契約農家に対して支払った支援金の一部について賠償が認められた事例

【公表番号８１７※１】 会津地域で山菜等の採取・販売を営む申立人らについて、風評被害及び出荷自粛に基づく売上減少による逸失利益（平成２３年３月分から平成２５年１０月分まで）の賠償が認められた事例

【公表番号８２３※１】 福島県中通りのしいたけ栽培業者が、原発事故後、ほだ木の放射性物質汚染を防止するために井戸がある別の土地を借り、パイプハウスを設置して人工ほだ場とし、人工ほだ場の散水に必要なポンプを設置した事案について、今後も長期に利用することが見込まれるため申立人の資産と考えられるから賠償できないとか、予め水道施設の有無の確認義務を果たさずに設置したのは申立人の経営判断であるという東京電力の主張を排斥し、ポンプ設置費用全額の賠償が認められた事例

【公表番号８５３※１】 自主的避難等対象区域（二本松市）で稲作をしていた申立人について、出荷制限等の指示がなかったが、申立人の水田の土壌から相当の放射性物質が検出されたことや近隣の集落において出荷制限の指示があったこと等を考慮し、平成２３年度の作付けを自主的に見合わせたことにより生じた逸失利益（平成２３年１０月から平成２４年９月まで）が賠償された事例

【公表番号８９３※１】 東京都において全国の出荷業者から水産物を買い付けて卸売りをしている申立会社について、申立会社全体の営業利益は減少していないが、福島、茨城、千葉、栃木及び群馬の各県産水産物の売上げが減少した点に着目して平成２４年４月から平成２５年３月までの間に生じた営業損害を認定した事例

【公表番号９１１※１、※２】 県北地域で養豚業を営む申立会社について、風評被害に伴う肉豚価格下落による損害としては、原発事故前の肉豚１頭の販売価格（過去５年間の販売価格のうち最高価格と最低価格を除外した３か年の平均値）と平成２３年における肉豚１頭の販売価格との差額を基準価格差とした上、当該基準価格差に平成２３年度の販売頭数を乗じ、さらに原発事故の影響割合として８割５分を乗じた額が、風評被害に伴う堆肥売上減少による損害として

は、平成２２年度の堆肥売上額と平成２３年度の堆肥売上額の差額に貢献利益率を乗じた金額が、それぞれ賠償された事例

【公表番号９４８※１】 宮城県で福島県産の鶏肉を使用した食品販売チェーンのフランチャイズ店を営む申立人について、福島県産の畜産物に対する風評被害が原則として賠償すべき損害と認められることを踏まえ、平成２３年３月から平成２５年８月までの風評被害による逸失利益が賠償された事例

【公表番号９７８※１】 自主的避難等対象区域にて外壁のない工場で食品加工を行っていた申立人が、放射能汚染を懸念した複数の取引先からの要請を受けて上記工場を解体し、新たな工場を再築した費用を求めたのに対し、工場に外壁のみを設置する工事が困難であったこと等の事情を考慮し、工場の建て直し費用（解体及び再築の費用）の８割が賠償された事例

【公表番号１００２※１】 自主的避難等対象区域（田村市）で有機野菜を栽培し、契約顧客に直販していたが、原発事故の風評被害により全ての顧客を失った申立人について、原発事故の影響割合を１０割として平成２５年度分の逸失利益が賠償された事例

【公表番号１０５７※１、※２】 会津地域でしいたけの生産・販売を行い、原発事故後の会社全体の売上高が原発事故前よりも増加していた申立会社について、平成２３年３月から平成２４年３月までの、廃棄したしいたけに係る逸失利益（廃棄量は申立人の主張する量の９割と認定。）及び売上げが減少した地域に係る逸失利益が賠償された事例

【公表番号１１０２※１、※２、※４】 自主的避難等対象区域で造園業や造園木等の生産・販売業を営んでいた申立会社について、買い控え等による逸失利益（平成２３年３月から同年１２月まで）、検査費用（平成２３年３月から同年５月まで）及び追加的費用（平成２６年３月から同年７月まで）が賠償された事例

【公表番号１１１８※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）で、福島県産のものを含む青果物等の卸売業を営んでいた申立会社について、取引先から福島県産以外の青果物を指定されるなどの理由で減収が生じたとして、原発事故の影響割合を６割として、平成２６年８月分から平成２７年１月分までの風評被害による逸失利益が賠償された事例

【公表番号１１２７※１】 自主的避難等対象区域（相馬市）において鶏卵の製造販売業を営んでいた申立人について、原発事故の影響で申立人が取引を行っていた卸売市場の参加者が減少し、そのために申立人の売上げも減少し、平成２７年に廃業することを余儀なくされたとして、３年分の年間利益に原発事故の影響割合５割を乗じて算定した金額の賠償が認められた事例

【公表番号１１５５※１】 自主的避難等対象区域（須賀川市）で果物を栽培し、販売の直前に収穫し、直売所での販売及び固定客への配達による販売を行っていた申立人について、原発事故により注文が減少した結果、収穫が遅れ、収穫前に果物に虫がついたことにより大量に廃棄せざるを得なかったこと、申立人において上記以外の方法による販売が困難であったこと等の事情が考慮され、原発事故の影響割合を８割として営業損害１２２万１１２８円（平成２６年１月分から同年１２月分まで）の賠償が認められた事例

【公表番号１１６２※２】 自主的避難等対象区域（本宮市）で、梅の実の生産販売業を営んでいたが、放射線量が高いため梅の木を伐採した申立人について、伐採後の一定期間について原発事故の影響割合を１０割とする営業損害の賠償がされた事例

【公表番号１２１８※１】 宮城県で全国の飲食店等を取引先として主に東北産青果の卸売業を営む申立人について、原発事故による取引中止後に業績が大幅に上がった取引先があり、かつ原発事故がなければそれらの取引先との取引が継続していた蓋然性が高いこと等の事情を考慮し、基準年度の売上げを修正して算定された金額による風評被害に伴う逸失利益（平成２３年３月から平成２７年２月まで）が賠償された事例

【公表番号１２３８※１】 自主的避難等対象区域（玉川村）でマメ科野菜の栽培、販売をしていた申立人の風評被害による逸失利益について、売上高の減少には平成２８年４月の遅霜の影響も

あること等を考慮し、平成２８年５月分及び同年６月分につき原発事故の影響割合を５割として損害が賠償された事例

【公表番号１２４９※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）で主に業務用調味料の製造・販売業を営み、売上げのほとんどが食品会社からの受託製造によるものであった申立人について、原発事故直後に当該食品会社から受託製造に係る取引をいったん停止され、その後、取引が再開されるも、取引の条件として製造場所及び製品に係る放射能汚染検査の実施を求められていること等の事情を考慮して、平成２７年８月分から平成２８年７月分までの検査費用が賠償された事例

【公表番号１２９３※１】 会津若松市において主に観光客向けの土産用菓子の製造販売業を営んでいた申立人について、風評被害により減収が生じたとして、平成２５年３月から平成２７年２月までの営業損害（原発事故の影響割合につき平成２５年３月分から平成２６年２月分までが６割、平成２６年３月分から平成２７年２月分までが４割）の賠償が認められた事例

【公表番号１３４０※１】 自主的避難等対象区域（須賀川市）で福島県産の米穀の販売業を営む申立人の営業損害（逸失利益）について、風評被害により大口取引先との取引がなくなったこと等を踏まえ、原発事故の影響割合を平成２５年分は６割、平成２６年分は４割として賠償された事例

【公表番号１３４５※１、※２】 自主的避難等対象区域（福島市）で福島県産農産物を原料とした食品の製造加工業を営む申立会社の風評被害に基づく営業損害について、平成２８年８月分から平成２９年２月分までの逸失利益（原発事故の影響割合５割）及び追加的費用（サンプル商品配布費用（同５割）、井戸水検査費用（同１０割））が賠償された事例

【公表番号１４１４※２】 南相馬市避難要請区域において農業を営んでいた申立人について、行政による出荷制限が課せられていない農産物（柿）に係る平成２９年１月分から同年１２月分までの風評被害による営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号１４１７※１】 会津地域で福島県産の大豆を原料とする加工食品の製造販売業を営み、平成２７年６月１７日付け東京電力プレスリリースに基づく請求においては原発事故との相当因果関係が認められないとして年間逸失利益の１倍相当額の賠償を受けた申立会社の平成２７年８月分から平成２９年４月分までの風評被害による営業損害（逸失利益）について、上記賠償を受けた年間逸失利益の１倍相当額とは別に、貢献利益率方式で算定した平成２８年８月から平成２９年４月までの損害額（原発事故の影響割合３割として２２３万３６３８円）が賠償された事例

【公表番号１４２１※１】 自主的避難等対象区域（福島市）で果樹苗木の生産販売業等を営む申立会社の営業損害（追加的費用）について、原発事故により作業場所を県外に変更したり、新規に営業を行ったりすることが必要となったとして、平成２５年６月分から平成２６年３月分までの出張費用（交通費、宿泊費、日当）が賠償された事例

【公表番号１４３３※１】 自主的避難等対象区域（伊達市）で果物の生産販売業を営む申立人の平成２９年分の営業損害（逸失利益）について、出荷量の増加及び増収が認められるものの、風評被害の継続を認めた上で、果物の単価下落幅に出荷数量を乗じた額（平成２９年１月から同年１２月まで、合計４４９万５６５７円。ただし、出荷量が増加した果物については、８割の限度。）が賠償された事例

【公表番号１５１３※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）で酒類の製造販売業を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、商品の販売先の一つである大韓民国への輸出規制が継続していること等の事情を考慮し、平成２８年１０月から平成２９年９月まで、原発事故の影響割合を約２割として逸失利益１０１万円が賠償された事例

【公表番号１５１６※１】 自主的避難等対象区域（伊達市）において畜産業（酪農）を営んでいたが原発事故後に廃業した申立人に対し、既に廃業損害として一定額が賠償されていたものの、営業損害として、廃業に先立って売却した牛の実売却額が原発事故の影響によって同等の牛の

市場における平均売却額よりも低額となった価格差相当額（牛の売却に係る損害２９１万６０１１円）が賠償された事例

【公表番号１５３９※１】 自主的避難等対象区域（福島市）において青果物の卸売業を営む申立人の風評被害に基づく逸失利益について、申立人の平成２５年４月以降の売上高は原発事故前の売上高を上回っているものの、これは申立人が平成２５年４月に県外に事業所を新設したことによるものであること、平成２５年４月から平成２６年３月までの事業年度は営業損失を計上していること等を考慮し、平成２５年４月分から平成２６年３月分まで、上記新たな事業所の売上げに係る分を控除した上、原発事故の影響割合を２割として、賠償された事例

【公表番号１５４８※１】 自主的避難等対象区域において給食用の食品等の製造販売を行っている申立会社の製品に関する放射線検査に係る費用について、同検査は県外の自治体等の納入先の要請に従って行われたものであるなどとして、平成２８年４月分から平成３０年３月分まで全額が賠償された事例

【公表番号１５５３※１】 自主的避難等対象区域（伊達市）で果物の生産販売業を営む申立人の平成３０年１月から同年１２月までの営業損害（逸失利益）について、出荷量の増加及び増収が認められるものの、風評被害の継続を認めた上で、果物の単価下落幅に出荷数量を乗じた額（ただし、出荷量が大幅に増加した果物については、原発事故の影響割合を８割として考慮。）が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５６８※１】 原発事故当時、白河市で原木しいたけの栽培及び販売業を営んでいたが、しいたけの出荷停止措置や風評被害等の影響もあって平成２５年５月から他の農産物の栽培に転じ、その後平成２９年４月に廃業した申立人の営業損害について、原発事故前の平成２０年分から平成２２年分までの各年間利益の平均額を基準とした利益の減少額に、平成２７年１月分から同年１２月分まで原発事故の影響割合を５割、平成２８年１月分から同年１２月分まで同割合を２割５分として算定された額が賠償された事例

【公表番号１５７５※１】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）において農業を営んでいた申立人の、行政による出荷制限が課せられていない農作物（干し柿）に係る平成３０年の営業損害（逸失利益）について、その他農産物の売上げを考慮すると増収が認められるものの、原発事故と相当因果関係のある風評被害による売上げの減少であると認めた上で、原発事故の影響割合を８割として賠償された事例

【公表番号１６０１※１～※３】 県南地域において木材加工の過程で生じる樹皮の販売等を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより生じた平成２９年１月分から同年１２月分までの逸失利益（原発事故の影響割合５割）のほか、樹皮及び木材の検査費用（費用出捐の内容に応じて、必要性、相当性等を考慮し、支出額の２割ないし５割）の賠償が認められた事例

【公表番号１６０４※１】 自主的避難等対象区域（福島市）において果樹苗木の生産販売業等を営む申立会社が、原発事故により輸出先からの要請で作業場所を県外に変更することを余儀なくされたとして、平成２６年６月から平成２７年５月までの県外作業場への出張費用（原発事故前に出捐していた出張費用との差額）が賠償された事例

【公表番号１６１１※１】 緊急時避難準備区域（田村市）において山野草の販売・観覧等の事業を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、顧客の多くが相双地域の居住者であって避難の継続を余儀なくされていた者が多かったこと、申立人の事業場所が旧警戒区域に近い山の中であること、田村市の原発事故後の観光客数が平成２２年に比べて半減し、平成３０年に至るまで全く回復していないなど風評被害が発生していること等を考慮して、平成２９年１月分から平成３０年１２月分まで（原発事故の影響割合は、平成２９年分については４割、平成３０年分については２割）の賠償が認められた事例

【公表番号１６５１※１】　会津地方において材木の販売等を営む申立会社について、平成３０年７月から平成３１年３月まで、原発事故の影響割合を３割として、風評被害による営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号１６８０※１】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、副業として農業（米）に従事していた申立人の平成２５年４月から平成２７年３月までの営業損害（逸失利益）について、原発事故前の確定申告は申立外父の名義で行っていたものの、実際には申立人が農業に従事していたものと認め、原発事故前の売上高に米の全国平均価格係数を乗じた上で出荷経費を控除して算出した額に原発事故の影響割合として５割を乗じた額が賠償された事例

【公表番号１６８９※１】　自主的避難等対象区域（相馬市）において魚介類の卸売り及び直売業並びに飲食業を営む申立人について、平成２８年８月から平成３０年７月までの営業損害（追加的費用）として、仕入先が遠方になったことや観光客の減少による売上げの減少を補うために営業時間を増加変更したことによって生じた人件費（給料手当等）の一部（原発事故の影響割合を期間及び費目に応じて１割ないし４割とする。）が賠償された事例

【公表番号１７０４※１】　福島県において水産物の加工業及び販売業等を営む申立会社が、原発事故に伴い平成２９年３月から平成３１年２月までの間に実施した放射線検査費用について、原発事故の影響割合として、①輸出用製品分のうち規制国分については８割、無規制国分については５割、②国内用製品分については５割、③製造過程において使用する井戸水分については２割とそれぞれ考慮して算出した金額が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７１４※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）において水産物の仲卸業を営み、東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく請求においては相当因果関係が認められないとして年間逸失利益の１倍相当額の賠償を受けた申立会社の平成２７年８月分以降の営業損害（逸失利益）について、避難指示等対象区域内にある一部の取引先に係る減収額に貢献利益率を乗じた上で、原発事故前からの申立会社の売上減少傾向も考慮し、原発事故の影響割合を８割として算定した損害額（ただし、上記１倍相当額の既払金を除く。）の賠償が認められた事例

【公表番号１７１９※１】　会津地方できのこの栽培・缶詰加工・販売業を営み、平成２８年分まで原発事故と相当因果関係のある範囲の営業損害（逸失利益）の賠償を受けていた申立人について、平成２８年末までには事実上廃業状態に至ったとして、缶詰加工場の諸機材及び平成２１年に実施した缶詰加工場の改修工事の残存価値分（経過年数を考慮し、諸機材については取得価額（立証の程度を考慮し申立人主張の金額の７割とされている。）の２割、缶詰加工場の改修工事については工事価格の７割。）に原発事故の影響割合を考慮し更に４割を乗じた金額が営業損害（廃業損害）として賠償された事例

【公表番号１７３９※１、※２】　自主的避難等対象区域で牧場を営み、堆肥等の販売や牧草を栽培していた申立人の営業損害として、平成２４年３月から令和元年１２月までの堆肥販売に係る賠償のほか、売れ残った堆肥が滞留して増加し続けたため、平成２５年以降所有する牧草地に大量の堆肥を散布し続けることで処理せざるを得なくなったことによって牧草の収穫が困難になった事情を踏まえ、既に賠償を受けた生産年分以降の平成２８年産の牧草の販売に係る損害の賠償が認められた事例

【公表番号１７４５※１、※２】　会津地方でしいたけの原木栽培及び漢方薬の原料となるホオノキ等の採取販売業を営む申立人について、原発事故前はしいたけ栽培用の原木を購入することなく入手していた事情等を考慮して平成２７年に購入した原木の購入費用分の賠償が認められたほか、原発事故の影響によって申立人のホオノキ等の販売先とその取引先との間で福島県産のホオノキ等の取引が停止され、申立人がホオノキ等を出荷できない状況が継続している事情等を考慮して平成２８年１月から令和２年１２月までのホオノキ等の採取販売に係る逸失

利益（影響割合は平成２８年１月から平成３０年１２月までは５割、平成３１年１月から令和２年１２月までは４割。）の賠償が認められた事例

【公表番号１７４８※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）において、福島県及び他県の漁港で水揚げされた海産物の卸売業及び運送業を営む申立人の平成３０年１月から同年１２月までの営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響を受けた福島県内の漁港に係る売上げの減少分のみを対象とした上で、平成２０年度から平成２２年度までの３年間（それぞれ会計期間は前年６月から当年５月まで）の売上げの平均を用いて対象期間の減収分を算定し、これに原発事故の影響割合として７割を乗じて算定した損害額が賠償された事例

【公表番号１７５４※１】　自主的避難等対象区域（伊達市）において農業を営む申立人らの風評被害による逸失利益について、直接請求手続においては、申立人らの栽培する果実（桃、柿及びりんご）のうち、桃及び柿については原発事故前と比較した販売単価の下落により減収が認められるものの、りんごについては販売単価の上昇によって、桃及び柿の減収額とほぼ同額の増収があったため損益を通算して損害がないとされたが、平成３１年におけるりんごの販売単価の上昇には不作等の影響があったことを考慮し、桃及び柿のみを対象として販売単価の下落による減収分が算定され、平成３１年１月分から令和元年１２月分までの逸失利益として賠償された事例

【公表番号１７５９※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）において漁業を営む申立人の平成２８年９月から平成２９年１２月までの逸失利益について、同期間においては試験操業が開始されたものの操業時間及び区域、出荷態様等の制限があったこと並びに風評被害による売上減少もあったこと等を踏まえ、原発事故と相当因果関係のある損害が発生したことを認めた上で、従前の期間についての賠償額算定の際に適用した貢献利益率が申立人の事業の実態よりも高いこと等を考慮し、売上減少分に上記貢献利益率を乗じた額の８割の賠償が認められた事例

【公表番号１７７９※１】自主的避難等対象区域（いわき市）で自生するまつたけの販売業を営んでいた申立人の平成２９年２月以降の逸失利益について、前件において東京電力プレスリリース（平成２８年１２月２６日付け）の枠組みにより直近の年間逸失利益の３倍相当額が賠償されたものの、令和２年までの間、まつたけの出荷制限が継続されていることから、原発事故との相当因果関係を認め、前件及び前々件と同様の算定方法により令和２年分まで４年分の損害額を算定した上で、収穫量や販売価格の変動等を考慮し、原発事故の影響割合として８割を乗じ、かつ、上記既払金を控除した残額が賠償された事例

【公表番号１７８３※１】　県南地域でそばを栽培し販売していた申立人の風評被害に伴う販売価格の下落による平成３１年１月から令和元年１２月までの営業損害について、直接請求手続においては原発事故前のそば１俵の基準単価につき、原発事故前３年間の平均を用いるとするものの、販売単価を示す資料がない年については、原発事故後である令和元年の市場単価に基づき推計した上で、これを９６５９円とし、かかる基準単価と令和元年の販売単価６０００円との差額に、申立人の平成２２年当時の販売数量を乗じた額が損害額とされたが、これを算定し直し、原発事故前の基準単価につき、販売単価を示す資料がない年については、原発事故前である平成２２年の市場単価に基づき推計した上で、事故前３年間の平均額である１万９９５５円とし、かかる基準単価と令和元年の販売単価６０００円との差額に、申立人の令和元年の販売数量を乗じた額が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１７９６※１】　自主的避難等対象区域（伊達市）において農業（ぶどう、あんず、柿等）を営む申立人の風評被害に伴う営業損害（令和２年分）について、対象となる品目の原発事故前からの販売価格の下落額を算定するに当たり、直接請求手続においては、原発事故前と令和２年とで当該品目の出荷先が異なる場合には、その品目について事故前に販売実績があったとしても、販売実績がないものとして市場単価に基づき事故前の単価が推計されていたとこ

ろ、この算定方法を見直し、事故前と令和２年とで当該品目の出荷先が異なる場合でも、その品目についての事故前の別の出荷先への販売単価を事故前の単価とし、これと令和２年の販売単価との差額（下落額）に令和２年の販売数量を乗じた額（ただし、原発事故からの時間の経過を考慮し影響割合６割を乗じたもの。）が賠償された事例。

【公表番号１８６３※１】　自主的避難等対象区域（福島市）において果樹苗木の生産販売業等を営む申立会社の営業損害（追加的費用）について、原発事故により他県産の苗木を入手したり、作業場所を県外に変更したりすることが必要となったとして、平成２７年６月分から平成２９年５月分までの出張費用（ただし、原発事故の影響割合を９割として算定。）が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９０９※１】　会津若松市において稲作農業を営む申立人について、米価の下落について原発事故後の風評被害として下落金額の９０％を因果関係のある損害と認め、平成３１年４月から令和３年３月までの期間について、営業損害の賠償が認められた事例

【公表番号１９３９※１】　自主的避難等対象区域（新地町）に居住し、平成２２年に就農を開始した申立人の営業損害（平成２３年４月から平成２７年３月まで）について、事故前の収入資料が乏しいことや立証の程度等を考慮して、就農計画上の計画所得の４割ないし１割を対象期間の基準所得と認めた上、そこから対象期間の実際の所得額及び既払額を控除した金額を損害として賠償を認めた事例

【公表番号１９４８※１】　避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人の稲作の逸失利益に関し、直接請求手続では平成２２年の売上額が賠償の基準として用いられていたが、同年が減反の年であったことを考慮して、基本的には減反のない年の売上額を前提としつつ、３年に１回は減反の年があったとして基準とすべき売上額を算定し直した結果、平成２３年３月から平成２８年１２月までの営業損害及び東京電力の平成２８年１２月２６日付けプレスリリースに基づく２０１７年１月以降の営業損害（年間逸失利益の３倍分）として、直接請求手続における既払金とは別に追加賠償が認められた事例

【公表番号２０１０※１】　県南地域（白河市）において福島県が開発した水稲（販売開始は平成２３年とされている。）を栽培する農家である申立人の風評被害による営業損害について、上記品種に原発事故前の価額が存在しないことから、他品種の値動き等を考慮して、令和元年９月から令和３年１０月までの逸失利益（ただし、東京電力の直接請求手続における既払金を控除した額。）等が認められた事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３２※１】　自主的避難等対象区域（須賀川市）において稲作農業を営む申立人につき、令和２年分から令和４年分の風評被害による逸失利益として、令和元年に賃貸していた田の一部が返還されて自作に転じた分も加えた作付面積を前提とした販売数量に、原発事故前後の販売価格（原発事故前の基準価格については全国平均価格変動係数により調整したもの）の価格差を乗じる方式で算出した金額（ただし、令和２年分及び令和３年分は直接請求手続での既払金を控除した額）の賠償が認められた事例

【公表番号２０８０※３】　県南地域（白河市）所在の稲作用の水田において、原発事故以降放射性物質の吸収を抑制するために行ってきた塩化カリウム散布に代わるものとして令和３年３月頃に行った土の入替えに要した費用を支出した申立人父について、入替工事実施の合理性の程度を考慮して上記費用の５割の限度で賠償が認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１５０※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）において、原木しいたけ、筍及びその他きのこ等の生産販売を行い、原木しいたけ栽培の事業拡大を予定していたが、原発事故に伴う出荷制限等の影響により販売ができなくなったとして逸失利益の賠償を請求した申立人について、平成２７年６月分から令和５年５月分まで、原木しいたけについては事業拡大を踏まえた販売予定金額、筍及びその他きのこについては事故前の販売額を前提とした損害（いずれも原発事故の影響割合を２割として算定し、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償が認められた事例

イ　福島県外のうち、指針上明記されている都道府県

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１５３※１】　原発事故当時、群馬県高崎市において牛肉の卸売業を営んでいた申立人が、放射性物質に汚染された稲わらの流通により風評被害を被り、平成２３年７月以降平成２４年９月までの間に減収が生じたとして、営業損害の賠償が認められた事例

【公表番号１７１※１、※３】 原発事故当時、千葉県において福島県内の業者からしいたけ原木を仕入れてしいたけ栽培業を営んでいた申立人について、原発事故後、福島県内のしいたけ原木から出荷制限指示の基準値を超える放射線量が検出されて品薄となり、仕入れ単価が上昇したとして平成２３年１２月までの仕入費用の増加分の賠償が、また、販売先の取引停止措置や買い控え等により収益が減少したとして、平成２３年３月から同年１２月までの逸失利益の賠償が、それぞれ認められた事例

【公表番号２０３※１】 原発事故当時、千葉県において、県内産の野菜の通販事業等を営んでいた申立人について、平成２３年３月から同年８月までの間、風評被害により減収が生じたとして、基準年（原発事故前の平成２２年８月期）に係る売上高との差額に貢献利益率２９．１４％を乗じ、原発事故の影響割合を９割とするなどして算定された逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号２０５※１】 原発事故当時、埼玉県北部において、農業（深谷ねぎ、ブロッコリー及びキャベツ）を営んでいた申立人について、平成２３年から耕作面積が増加していたとして、原発事故前の基準年度売上高を当該増減率により補正し、原発事故後平成２３年３月から平成２４年１月までの対象年度に係る売上高との差額を算定した上で利益率を乗じた額が逸失利益として認められた事例

【公表番号２０９※１】 原発事故当時、茨城県において、山菜及びきのこ類の販売、茶の集荷等を営んでいた申立人について、原発事故後山菜・きのこの仕入れができなくなって売上げが減少し、平成２３年３月から同年１２月までの間に減収が生じたとして、売上減少額から経費差額を差し引いた額が逸失利益として認められた事例

【公表番号２１６※１】 原発事故当時、茨城県において農業（野菜等）を営んでいた申立人について、原発事故後中国人実習生が辞めて人手が足らなくなったことや風評被害により野菜の生産・出荷ができなかったため平成２３年３月から同年８月までの間に減収が生じたとして、原発事故前５年間の粗利及び経費の平均を基準として算定した額が逸失利益として認められた事例

【公表番号２３１※１】 茨城県で主に同県産サツマイモの卸売り及び加工を行っている申立人が、大口の取引先から全量について放射線量検査を求められ、原発事故直後は品薄のため手持ち型の放射能検査機器を購入していたが、後に発売されて購入した全量検査可能なベルトコンベア式の放射能検査機器代金全額５５６万５０００円について賠償が認められた事例

【公表番号２３４※１】 茨城県で大規模な畑作を営む専業農家のキャベツ栽培について、風評被害により平成２３年３月から同年１２月までの間に減収が生じたとして、原発事故前に大幅に増加していた平成２３年のキャベツの作付面積を前提に、取引価格の低下に基づき算定する方法により逸失利益が認められた事例

【公表番号２４７※１】 宮城県において牛タン料理店を経営する申立人について、原発事故により観光客が激減し、減収を余儀なくされたとして、平成２３年３月から平成２４年１２月までの減収分について、原発事故による影響割合を５割として賠償が認められた事例

【公表番号２７８※１】 千葉県千葉市において同県産農産物（落花生）の食品加工・販売業を営んでいた申立人について、収穫時期を原発事故の前後で区別することなく、原発事故前に収穫された農産物の加工・販売分も含め、平成２３年３月から平成２４年２月までの間に発生した風評被害による逸失利益等の賠償が認められた事例

【公表番号４１７※１、※２】 宮城県で稲わらを買い付けて販売している申立人について、平成２３年秋及び平成２４年春に収穫した稲わらの販売不能による逸失利益及び汚染された稲わらを保管していた牛舎の除染費用等の賠償が認められた事例

【公表番号４２５※１、※２】 宮城県において県南産の米を販売している米穀店について、風評被害による平成２３年９月から平成２４年３月までの間の逸失利益等が賠償された事例

【公表番号４２７※１】 茨城県で有機農産物の生産販売を営む申立人について、人参、小かぶ等に係る風評被害による逸失利益等が平成２３年６月から平成２４年１０月まで賠償された事例

【公表番号４４５※１】 宮城県の漁港を拠点にして福島県沖及び宮城県沖で漁業を営んでいた申立人について、原発事故により操業を自粛したことによる平成２３年３月から平成２５年３月までの間に生じた逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号４５８※１】 群馬県できのこ類及びこれを原材料とする健康食品を生産販売している申立会社について、平成２４年６月から同年１２月までの風評被害による逸失利益が賠償された事例

【公表番号４６０※１】 茨城県鉾田市の米農家が、原発事故による風評被害のために平成２４年産米の販売価格が予定販売価格より低下したとして、その差額分の賠償が認められた事例

【公表番号４６３※１】 千葉県において県内産無農薬野菜等の会員制通販事業等を営む申立会社について、原発事故による会員減少に伴う平成２３年９月から平成２４年８月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号４６５※１】 原発事故当時、茨城県笠間市において、茨城県産の筍、栗等の加工販売業を営んでいた申立人について、平成２３年３月から同年１２月までの間、風評被害により減収が生じたとして逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号４７３※１】 原発事故当時、宮城県塩竈市において漁業を営んでいた申立人らについて、平成２３年３月から平成２４年６月までの間、操業自粛、出荷制限指示及び風評被害による販売価格減少等に伴う逸失利益等の賠償が認められた事例

【公表番号５６１※３】 宮城県で堆肥飼料等の生産、販売を営む申立会社について、原発事故による風評被害の影響で売上げが減少したとして、平成２３年９月から同年１２月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号５６６※１】 茨城県で水産物の加工販売業を営む申立人について、風評被害による売上減少に伴い、廃棄を余儀なくされた原料在庫の財物損害及び廃棄費用が賠償された事例

【公表番号５７９※１】 茨城県で果物の無農薬栽培・加工・販売を行っていた農家について、風評被害により栽培の断念を余儀なくされたことに伴う営業損害（ほおづき苗の滅失による損害（９０万円））、平成２３年度及び平成２４年度の農地の賃借料に関する損害（２０万円）、農地開墾に要した損害（５７万円）が賠償された事例

【公表番号６００※１】 青森県の畜産農家である申立人について、飼育する肉牛の飼料として宮城県登米地区で産出された稲わらを使用していたところ、原発事故後、申立人が出荷した牛肉からセシウムが検出されたため、平成２４年８月から同年１１月までの間、牛肉の価格下落による風評被害による減収が生じたとして、損害の計算方法としては、東京電力とＪＡとの合意で採用された価格下落方式ではなく、当該請求期間前に関して採用されていた価格積み上げ方式によって算定された額の賠償が認められた事例

【公表番号６３４※１】 静岡県の茶葉生産農家の風評被害による逸失利益について、平成２３年は前年よりも出荷量が上回っているので損害がないという東京電力の主張を排斥し、平成２２年の単価から平成２３年の単価を控除した差額に、平成２３年の出荷量を乗じる算定方法により、平成２３年３月から同年１２月までの逸失利益金４２万５３２０円の賠償が認められた事例

【公表番号６３５※１】 原発事故当時、宮城県丸森町のキュウリ（加工用を含む。）を栽培・販売していた申立人が、平成２３年７月から平成２４年１０月までの間、原発事故による風評被害による価格低下により減収が生じたとして営業損害の損害賠償が認められた事例

【公表番号６４２※１～※３】 群馬県で酪農業を営む申立人について、風評被害による生乳廃棄に係る逸失利益、生乳廃棄処理費用及び放射性物質の検査費用等が賠償された事例

【公表番号６８３※１】 申立人は、原発事故当時、宮城県南部にて山林を所有していたところ、平成２３年９月頃に山林の立木をしいたけ原木用として売却したものの、その後立木の放射能汚染が発覚して契約を解除されたとして、売買代金相当額の賠償を求めたところ、請求額全額が賠償された事例

【公表番号６８１※１】 宮城県石巻市で漁業を営んでいた申立人について、原発事故による魚の水揚げの禁止･自粛等のために廃業を余儀なくされたことによる廃業損害が賠償された事例

【公表番号７１３※１】 宮城県南部の木炭製造販売業者について、原料木に放射性物質が付着していることから売上げが減少したとして、平成２５年２月分から同年８月分までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号７３２※１】 千葉県で主に有機野菜を栽培していた農家について、平成２３年の風評被害による営業損害の算定に当たり、原発事故の影響割合を１割とする東京電力の主張を排斥し、同影響割合を１０割として賠償された事例

【公表番号７５２※１】 原発事故当時、宮城県において、農林業（薪、木炭等の生産販売）を営んでいた申立人の、薪（平成２３年８月から平成２４年１２月まで、返金相当額を含む。）及び木炭（平成２４年１月から同年１２月まで）に係る逸失利益について、政府による自粛要請及び風評被害により減収が生じたとして賠償が認められた事例

【公表番号８０５※１】 茨城県内で有機野菜を生産販売する申立人について、決算書等の提出はなかったが、所在場所、業種等に照らし、申立人の請求に近い額の営業損害（平成２４年１０月から平成２５年６月まで）が賠償された事例

【公表番号８１８※１、※２】 茨城県内で福島県産の原材料を使用した加工食品を製造し、栃木県内の観光ホテルに卸していたが、原発事故により観光ホテルから取引を打ち切られて廃業を余儀なくされた申立人について、廃業損害として、５年分の年間利益に原発事故による影響割合として５割を乗じて算定した金額のほか、食品製造業用機械及び冷暖房設備に係る財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号８７０※２】 岩手県の国有林においてきのこ、山菜類を採取し、販売していた申立人について、出荷制限等及び風評被害に伴う平成２３年５月から平成２４年１１月までの逸失利益（請求額の９割）が賠償された事例

【公表番号８７２※２】 群馬県においてねぎを栽培し、農協を経由せず卸業者に納入していた申立人らについて、平成２３年３月から、同年４月、同年５月又は同年７月までの風評被害による逸失利益が賠償された事例

【公表番号８８１※１】 主に宮城県で産出された水産物を加工して販売する水産加工業を営んでいた宮城県石巻市の申立会社について、設備が復旧して事業を再開することができた平成２４年９月から平成２５年５月末までの期間、風評被害による売上減少によって生じた逸失利益が賠償された事例（原発事故の影響割合４割）

【公表番号８９３※１】 東京都において全国の出荷業者から水産物を買い付けて卸売りをしている申立会社について、申立会社全体の営業利益は減少していないが、福島、茨城、千葉、栃木

及び群馬の各県産水産物の売上げが減少した点に着目して平成２４年４月から平成２５年３月までの間に生じた営業損害を認定した事例

【公表番号９１７※１】 工場が津波被害を受け、平成２３年９月に事業を再開した宮城県の水産加工業者の風評被害による逸失利益（請求期間である平成２３年８月から平成２５年９月までの分）について、原発事故前の売上変動が大きいため、原発事故前直近２年度分の売上高の平均値を原発事故がなければ得られたであろう収入額とし、工場再建前から外部業者への製造委託等によって生産量を維持する努力をしていたことを考慮し、原発事故の影響割合を８割とする和解が成立した事例

【公表番号９２５※２、※３】 宮城県で石窯によるパン等の製造・販売を営んでいた申立人が、原発事故後、石窯の灰から高濃度の放射性物質が検出されたためガスオーブンを使用せざるを得なくなったとしてその追加的費用の賠償が認められ、また、取引先からの売上げが減少したとして平成２５年１月から同年１２月までの逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号９７２※１】 宮城県で海産物を原料とする肥料等を製造販売している申立会社について、津波被害の影響等も考慮した上で原発事故の影響割合を６割と認定し、風評被害による平成２３年３月から平成２５年２月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号９７９※１】 千葉県で大根の生産販売をしている申立人について、原発事故後の売上げが原発事故前より増加していたところ、当該売上増加は原発事故の前年に大根の作付面積を拡大したことによるものであって、原発事故の風評被害がなければ更に売上げが増加していた蓋然性が高いとして、平成２３年５月から同年６月までの逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号９９６※１】 千葉県で漁業等を営む申立人について、平成２３年の事業全体の売上高は原発事故前である平成２２年より増加しているものの、それは風評被害による漁業の売上減少に直面した申立人が他の事業を本格的に開始したことによるものであるとして、平成２３年５月までの漁業の売上減少に伴う逸失利益について、原発事故の影響割合を７割として算出された損害額での和解が成立した事例

【公表番号１０１８※１】 茨城県つくば市で農作物直売所を営む申立人の直売所における野菜の売上減少分について、原発事故による風評被害を認め、原発事故の影響割合を７割として平成２６年４月から同年７月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号１０１９※１】 茨城県産の農産物を原料とする酒類等の製造及び販売等を業としている申立会社について、原発事故による風評被害を認め、平成２５年１１月から平成２６年３月までの営業損害（原発事故の影響割合につき平成２５年１２月まで１０割、平成２６年１月以降７割。）が賠償された事例

【公表番号１０４１※１】 宮城県内に所在し、同県内産の米をインターネットを通じ全国の顧客に小売りしていた業者の平成２３年１０月から平成２６年４月までに生じた売上減少について、風評被害によるものと認めて申立人主張に係る平成２５年１０月からの年度における原価率を前提に逸失利益が計算されて賠償された事例

【公表番号１０９２※１】 東北地方において福島県産を含む東北地方産や北関東産の青果を中心とした卸売業を営んでいた申立会社について、東北地方産の青果について販売先から取引を中止され、申立会社が取引再開や販売先の新規開拓を試みていたにもかかわらず、東北地方産の青果の売上げが増加していないことから風評被害の継続を認め、原発事故の影響割合を１０割として平成２５年９月から平成２６年１２月分までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号１０９４※１】 茨城県で、常陸牛等の県産牛肉を主力商品とする飲食店舗及び通信販売を営む申立人について、原発事故後、飲食店における売上げは一部上昇しているものの、通信販売において西日本の顧客からの注文が明らかに減少し、それにより、申立人の事業全体の売上げが低迷していること、商品である常陸牛の放射性物質汚染について顧客からの問合せが続いていることから、売上減少による損害の発生及び損害と原発事故との相当因果関係が認め

られるとし、平成２３年３月分から平成２６年２月分までの風評被害による逸失利益が賠償された事例

【公表番号１１０５※１】 茨城県産の大麦を用いた麦茶の製造販売業を営んでいる福島県外所在の申立会社について、販売先から取引量を減らされ、その後も風評被害により原発事故前の取引量まで回復させることができず、茨城県産以外の国内産や外国産の大麦に変更することも困難であった事情があること等を考慮して、平成２６年８月分までの営業損害の賠償が認められた事例

【公表番号１１０９※１】 種苗や果実の生産販売業を営む申立会社が福島県の業者と共同で品種開発した果物の売上減少について、当該果物の仕入先である生産農家のなかに風評被害の認められる県に所在するものがあり、実際に見積もりより販売価格を引き下げさせられた取引先が存在したこと等から、当該取引先に対する販売価格の下落分について原発事故の風評被害によるものと認め、平成２３年３月から平成２３年１１月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号１１５２※１】 茨城県でネギの生産販売業を営む申立人の風評被害に基づく売上減少による営業損害について、原発事故の影響割合を７割として６万５７２６円（平成２６年５月から平成２６年１０月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号１１７７※１】 茨城県水戸市で酒類の製造販売業を営んでいる申立会社の原発事故に伴う風評被害による営業損害（逸失利益）について、県外に多く販売していること等の事情を考慮し、売上減少と原発事故との相当因果関係を認め、平成２６年１０月から平成２７年３月分まで原発事故の影響割合を４割として賠償された事例

【公表番号１１８７※１】 茨城県で有機野菜の栽培・販売業を営む申立人の営業損害について、原発事故の影響により販売先との取引が停止・減少し、その後も取引が再開していない販売先もあること等の事情から、平成２６年１月まで賠償済みの販売先と原発事故以降賠償のされていない販売先とに分けたうえで、前者については平成２６年２月分から平成２６年１１月分まで、後者については平成２３年３月分から平成２６年１２月分までについて販売先ごとの売上減少額を計算し、平成２６年分の原発事故の影響割合については８割として風評被害による逸失利益が賠償された事例

【公表番号１２１５※１】 茨城県内で冷凍野菜等の加工販売業を営む申立人について、原料となる野菜が主に福島県及び北関東産であること、取引先が原発事故後に西日本産の冷凍野菜を取り扱う他社の代替品の取引量を増やし、申立人との取引量を減少させたこと、申立人が新たな取引先を開拓することが困難であること等の事情を考慮し、原発事故の影響割合を約３割として、平成２５年９月から平成２７年３月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号１２１８※１】 宮城県で全国の飲食店等を取引先として主に東北産青果の卸売業を営む申立人について、原発事故による取引中止後に業績が大幅に上がった取引先があり、かつ原発事故がなければそれらの取引先との取引が継続していた蓋然性が高いこと等の事情を考慮し、基準年度の売上げを修正して算定された金額による風評被害に伴う逸失利益（平成２３年３月から平成２７年２月まで）が賠償された事例

【公表番号１２２２※１】 千葉県北部産の無農薬野菜を主たる商品として、会員制の通信販売業を営む申立会社の風評被害による逸失利益について、原発事故により減少した会員数がいまだ回復していないこと等を考慮して、平成２７年９月分から平成２８年２月分まで原発事故の影響割合を４割として賠償が認められた事例

【公表番号１２３７※１】 千葉県鴨川市で飲食店を経営していた申立人の風評被害による逸失利益について、同店では地元でとれた地魚にこだわり料理を提供していたこと等の事情を踏まえ、平成２７年８月分から平成２８年２月分まで原発事故の影響割合を５割として損害が賠償された事例

【公表番号１２５２※１】 千葉県北部産の無農薬野菜を主たる商品として、会員制の通信販売業を営む申立会社の風評被害による逸失利益について、原発事故により減少した会員数がいまだ

回復していないこと等を考慮して、平成２８年３月分から同年８月分まで原発事故の影響割合を４割として賠償が認められた事例

【公表番号１２９０※１】 千葉県北部産の無農薬野菜を主たる商品として、会員制の通信販売業を営む申立会社の風評被害による逸失利益について、原発事故により減少した会員数がいまだ回復していないこと等を考慮して、平成２８年９月分から平成２９年２月分まで原発事故の影響割合を３割として損害の賠償が認められた事例

【公表番号１２９７】 茨城県内で有機農法により栽培した野菜等を生産販売する申立人の営業損害（逸失利益）について、申立人の野菜の購入者は、放射能に敏感な人が多いことを認定し、平成２６年１２月から平成２７年１１月まで、申立人の請求金額の約５割が賠償された事例

【公表番号１３０９※１】 千葉県成田市において関東地方近辺で生産された有機野菜の卸販売等を営む申立人の風評被害による逸失利益（平成２６年４月分から平成２７年３月分まで）について、原発事故の影響割合を４割として賠償された事例

【公表番号１３１３※１】 中国地方において貿易業を営み韓国に宮城県産のホヤを輸出していた申立会社における、韓国が原発事故による放射性物質漏出を理由とする輸入禁止措置をとり、宮城県産のホヤを輸出できなくなったことによる営業損害（逸失利益）について、地震や津波の影響でホヤの養殖施設等が被害を受けたこと等も考慮して、原発事故の影響割合を平成２６年分は５割、平成２７年分は４割、平成２８年分は３割として賠償された事例

【公表番号１３１９※１】 群馬県内で有機米等を生産販売する申立人の逸失利益について、申立人の顧客のうち個人客については、原発事故の影響が強いとして請求額の９割が、業者については、取引上の駆引きも影響しているとして、平成２５年１０月から平成２６年９月まで請求額の５割相当額が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１３６２※１】 宮城県内で水産加工業を営む申立会社について、平成２７年８月分から平成２９年７月分までの原発事故の風評被害による逸失利益として４１５万円の賠償（原発事故の影響割合は１割）が認められた事例

【公表番号１３６３※１】 宮城県内の漁協組合等から仕入れた同県産の水産物の加工・販売業を営んでいた申立会社の営業損害について、原発事故直後は、地震及び津波による被害の影響が大きかったことから、平成２４年５月分以降について風評被害を認めた上、売上高の減少の原因が風評被害以外にも複数考えられること等の事情を考慮し、平成２９年４月分までの期間につき、原発事故の影響割合を２割５分として逸失利益が賠償された事例

【公表番号１３６６※１】 千葉県北部産の無農薬野菜を主たる商品として、会員制の通信販売業を営む申立会社の風評被害による逸失利益について、原発事故により減少した会員数が、いまだ回復していないこと等を考慮して、平成２９年３月分から同年８月分まで、原発事故の影響割合を３割として賠償が認められた事例

【公表番号１３９３※１】 茨城県内でしいたけの生産販売業を営んでいた申立人らについて、原発事故による風評被害や、しいたけ原木の需給ひっ迫によりしいたけ原木の入荷が困難となったこと等の事情を考慮し、平成２８年１月分から平成２９年１２月分までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号１４０３※１】 茨城県内で有機農法による農作物の生産・販売業を営む申立人の営業損害（逸失利益）について、風評被害の影響で取引量が減少した取引先（販売業者）に係る平成２７年１２月分から平成２８年１１月分までの減収分につき、原発事故の影響割合を２割として賠償された事例

【公表番号１４１５※１】 岩手県で山菜の栽培及び販売業を営む申立人について、原発事故の影響による出荷制限及び出荷自粛が課せられている山菜類に係る平成２９年４月から同年７月までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号１４５２※１】 茨城県内のきのこ生産者を構成員とする農業法人である申立人の営業損害（追加的費用）について、原発事故のために購入したきのこ原木の除染機１０台（１台約

１００万円。平成２４年８月に５台、同年１２月に５台購入。）の費用のうち、補助金で充当されない半額部分につき、各除染機ごとに購入の必要性の観点から使用頻度に応じた減額をした上、さらに原発事故の影響割合を８割として賠償が認められた事例

【公表番号１４６９※１】 茨城県内でシメジ茸等の生産販売業を営んでいた申立人について、一般に、茨城県産のシメジ茸の平成２６年以降の取引数量及び取引金額は、いずれも、原発事故前３年間の平均を上回っているものの、取引単価の下落が継続していること等から風評被害がなお継続しているとして、平成２７年６月分から平成２８年１２月分まで（原発事故の影響割合は、当初の５割から１割まで漸減）の営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号１５２５※１】 宮城県で水産加工業等を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響割合を平成２６年７月から平成２７年６月までは３割、平成２７年７月から平成２８年６月までは２割、平成２８年７月から平成２９年６月までは１割として賠償が認められた事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５７８※１】 群馬県において米の自家販売を行っていた申立会社の平成２６年産及び平成２７年産の米に係る営業損害（逸失利益）について、安全・安心に特に関心が高い個人客が購入すると考えられる有機米と有機米以外の米との区別なく、個人客に対する販売に係る減収分は原発事故の影響割合を平成２６年産分は７割、平成２７年産分は５割として算定された金額が賠償されたほか、業者に対する販売に係る減収分についても原発事故の影響割合を平成２６年産分は３割、平成２７年産分は１割として算定された金額が賠償された事例

【公表番号１５９４※１】 茨城県において原木しいたけの生産販売業を営んでいた申立人らの風評被害に基づく営業損害（逸失利益）について、単に基準年度の売上高と請求年度の売上高との差額を基に算定するのではなく、原発事故当時の増産計画による売上げ増加の計画について実現の蓋然性を一部認め、その範囲の金額を基準年度の売上高に加算した金額と請求年度の実際の売上高との差額を算定し、その上で、平成３０年１月分から同年１２月分まで、原発事故の影響割合を８割として賠償された事例

【公表番号１６６７※１】 岩手県で陶芸用の薪の加工販売業を営む申立会社が取引先からの要望により、平成３０年８月から令和元年７月までに実施した薪の放射線量低減作業（樹皮の剥ぐ方法による。）について、作業の必要性や支出費用に関する資料の提出状況等を考慮し、作業に要した費用の約３分の１に相当する１６万円が賠償された事例

【公表番号１６８４※１】 宮城県において川魚を養殖し、地元の観光宿泊施設等に販売していた申立人について、原発事故の風評被害により平成２９年１月から同年１２月までの間に減収が生じたことを認め、宮城県内の天然川魚の一部が依然として出荷制限となっていることや申立人の取引先の多くが所在する地区の観光客入込数が回復傾向にあること等も踏まえ、原発事故の影響割合を３割として上記期間の逸失利益が賠償された事例

【公表番号１６９７※１】 茨城県において原木しいたけ栽培業を営む申立会社について、原発事故の風評被害及び放射能汚染に起因する原木の供給量の低下による品質低下等によって減収が生じたとして、平成２８年８月から平成３０年３月までの逸失利益が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７２７※１】 岩手県において水産加工品の製造販売業を営む申立会社の風評被害によって廃棄を余儀なくされた在庫商品係る損害につき、年ごとに原発事故の影響割合を考慮し（平成２３年及び平成２４年仕入分は５割、平成２５年仕入分は２割、平成２６年仕入分は１割）、平成２３年から平成２６年までに仕入れた原材料等の廃棄在庫相当額（約８８２２万円）及び平成２７年１１月から令和２年６月までに在庫を廃棄する際に要した費用（約４７７万円）の賠償が認められた事例

【公表番号１７４３※１】　岩手県でしいたけの原木栽培業を営む申立人について、岩手県のしいたけ生産量が令和元年度においても原発事故前である平成２２年度と比べて減少しているなどの事情を踏まえ、申立人が原発事故前から生産規模を拡大する計画を有していたことから、当該計画に基づき原発事故がなかった場合に想定された申立人の売上高を基準に対象期間である平成３１年１月から令和元年１２月までの生産量の減少率を乗じて算定した風評被害による逸失利益と、予定していた植菌ができなかった原木数に基づき算定した平成３１年の植菌断念分による逸失利益の賠償が認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９１４※１、※２】　静岡県において生及び乾椎茸の卸小売業を営む申立会社の営業損害について、平成２３年１０月から平成２８年４月までの風評被害による逸失利益（原発事故の影響割合を平成２３年１０月から平成２５年４月まで６割、平成２５年５月から平成２６年４月まで４割、平成２６年５月から平成２８年４月まで２割とし、既払金を控除した額。）と、平成２３年１０月から平成２５年４月までの追加的費用が賠償された事例

ウ　福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２１８※１】　原発事故当時、茨城県において近辺の海水を原料とする健康関連の食品等の製造・販売を業とする申立人について、原発事故に関して海に放出された放射性物質による汚染により風評被害による買い控えが生じたため平成２３年９月から平成２４年８月までの間に減収が生じたとして、原発事故前１年間の売上高との差額に貢献利益率を乗じて算定した額が逸失利益として賠償された事例

【公表番号２７７※１】 宮城県仙台市において食品販売業を営んでいた申立人について、商品の一部につき原発事故を理由とする買い控えがあり、平成２３年３月から同年８月までの間に風評被害による逸失利益が生じたとして、営業損害の賠償が認められた事例

【公表番号４５１※２】 東京都多摩地域できのこの卸売等を行っている申立人について、原発事故の風評被害により卸売の受注が減少したこと等による逸失利益を、売上減少額に貢献利益率８５％を乗じたうえで原発事故の影響割合を８割として損害額が算定され、賠償された事例

【公表番号５１６※１】 長野県内の畜産農家等の申立人らについて、原発事故の風評被害により長野県産牛肉の販売価格が下落したことに伴う逸失利益等（平成２３年７月から平成２３年１０月まで）が賠償された事例

【公表番号５６１※１】 宮城県で堆肥飼料等の生産、販売を営む申立会社について、原発事故による風評被害の影響で売上げが減少したとして、平成２３年９月から同年１２月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号５９２※２】 新潟県でしいたけの生産販売等を営む申立人について、自社が生産して販売するしいたけの放射性物質検査費用（平成２４年７月分）が賠償された事例

【公表番号７０２※１】 三重県において地元産の魚類の買取り、受託販売及び加工販売を行っている事業者について、魚類の外部検査費用（平成２３年１０月から平成２４年３月まで）及び放射能測定器購入費・設置工事費（平成２３年１２月から平成２４年３月まで）が賠償された事例

【公表番号９７３※１】 群馬県で食肉の流通業を営んでいる申立会社の逸失利益について、原発事故の風評被害により食肉の取扱量が減少したとして、平成２５年９月から同年１２月まで、原発事故の影響割合を７割として賠償された事例

【公表番号１０５９※１】 宮城県において水産物の加工販売業を営み、平成２３年８月に事業を再開した申立人の風評被害による逸失利益について、東京電力は申立人の売上減少は専ら申立人及び仕入先の震災・津波被害に起因すると主張していたところ、平成２３年８月から平成２

４年６月までは原発事故の影響割合を４割と認め、その後の仕入先の震災・津波被害からの回復経過に応じて、原発事故の影響割合を平成２４年７月から平成２５年４月までは５割、同年５月から平成２６年３月までは６割と認めて賠償された事例

【公表番号１０９５※１】 東北地方において農水産物加工品等の卸売業を営む申立会社について、売上げが減少している東北地方の販売先への売上げのみを対象として、原発事故による影響割合を８割として、平成２４年９月から平成２５年８月までの風評被害に基づく営業損害が賠償された事例

【公表番号１１０９※１】 種苗や果実の生産販売業を営む申立会社が福島県の業者と共同で品種開発した果物の売上減少について、実際に見積もりより販売価格を引き下げさせられた取引先が存在したこと等から、当該取引先に対する販売価格の下落分について原発事故の風評被害によるものと認め、平成２３年３月から平成２３年１１月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号１１１９※１】 秋田県内で畜産業を営み、堆肥の販売をしていた申立人が、原発事故による風評被害のために堆肥の販売量が減少して在庫が増大し、堆肥保管用の小屋が保管可能容量を超えたために損壊したことから修繕が必要となり、また、知人から堆肥保管用地を賃借した事案において、損壊した小屋の修繕費用及び堆肥保管用地の賃料（平成２６年１月から同年１２月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号１２１８※１】 宮城県で全国の飲食店等を取引先として主に東北産青果の卸売業を営む申立人について、原発事故による取引中止後に業績が大幅に上がった取引先があり、かつ原発事故がなければそれらの取引先との取引が継続していた蓋然性が高いこと等の事情を考慮し、基準年度の売上げを修正して算定された金額による風評被害に伴う逸失利益（平成２３年３月から平成２７年２月まで）が賠償された事例

【公表番号１３０４※１】 岩手県で陶芸用の薪の加工販売業を営む申立会社が、原発事故後、取引先からの要望により、平成２８年４月から平成２９年２月までに実施した薪の放射線量逓減作業について、作業の必要性や支出費用に関する資料の提出状況等を考慮し、作業に要した費用の約５割に相当する５０万円が賠償された事例

【公表番号１３３８※１、※２】 宮城県で水産物の加工販売業等を営む申立会社の風評被害による営業損害（逸失利益）について、平成２７年１月分から平成２８年１２月分まで、原発事故の影響割合を１割として賠償されるとともに、取引先の要請に基づいて実施した放射線量測定検査に要した費用について、平成２７年２月分から平成２９年１月分まで賠償された事例

【公表番号１３４４※１】 水揚業者から水産・海産物等を買い付け、関東地方の市場にて仲卸業者等に販売する卸売業を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、売上高が原発事故前の水準に回復していないこと、申立会社においては一定程度買付商品の産地を選択することが可能であること等を考慮して、福島県産の商品のみについて風評被害が続いていることを認め、平成２８年４月分から平成２９年３月分まで、原発事故の影響割合を１割として賠償された事例

【公表番号１３５４※１】 千葉県で主に韓国のホテルを取引先として国産干し鮑の販売業を営む申立会社の営業損害について、韓国からの輸入禁止措置や申立会社の顧客開拓のための努力等の事情を考慮して、平成２３年３月分から平成２８年９月分まで（原発事故の影響割合は、当初の９割５分から１割まで漸減）の逸失利益３４０万７３２３円が賠償された事例

【公表番号１４９９※１】 岩手県で陶芸用の薪の加工販売業を営む申立会社が、原発事故後、取引先からの要望により、平成２９年３月から平成３０年７月までに実施した薪の放射線量逓減作業について、作業の必要性や支出費用に関する資料の提出状況等を考慮し、作業に要した費用の約４割に相当する４０万円が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６７２※１～※３】　栃木県内においてきのこ菌床栽培用のおが粉を生産・販売している申立人について、平成３０年３月から平成３１年３月までの製品検査費用（測定費用、検体送料）及び平成３０年４月から平成３１年３月までの原木の高圧洗浄作業に要した費用（人件費増加分、水道料増加分、フォークリフトのリース料。ただし、リース料の支払時期は平成２３年５月から平成２９年５月までのもの。）のほか、平成３０年４月から平成３１年３月までの逸失利益について原発事故の影響割合を２割として賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７８４※１、※２】　新潟県で原木乾しいたけ栽培業を営む申立人について、風評被害による営業損害として、平成２３年１２月から平成２６年１２月までの逸失利益（原発事故の影響割合を４割として算定。）及び平成２３年３月から平成２６年１２月までの追加的費用として乾しいたけ冷温保管費用（原発事故の影響割合を７割として算定。）が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８８４※１】　静岡県でしいたけの栽培業を営んでいた申立人らの風評被害による営業損害（逸失利益）について、貢献利益率方式で算定した損害額（原発事故の影響割合６割）が賠償された事例

【公表番号２０１５※１～※３】　大分県で原木乾燥しいたけの集荷販売等を取り扱う農業協同組合である申立人（以下「申立人組合」という。）及び申立人組合の組合員である申立人ら（以下「申立人組合員ら」という。）の風評被害による営業損害について、原発事故後の原木乾燥しいたけの価格下落の状況、集荷販売量の動向、買い控えの発生状況及び商品の特性等を考慮して、①申立人組合員らの申立人組合を通じた平成２５年２月から平成２７年１月までの出荷販売に関し、原発事故前の販売単価との差額に基づき算定した逸失利益（原発事故の影響割合を２割５分として算定。）及び②申立人組合が申立人組合員らの出荷販売額に応じて取得する平成２５年２月から平成２７年１月までの組合手数料に関し、原発事故前の販売単価との差額に基づき算定した逸失利益（原発事故後に大分県において申立人組合での集荷販売の割合が増加したことを考慮し、原発事故の影響割合を１割として算定。）が認められ、さらに、③申立人組合による原木乾燥しいたけの放射性物質検査費用（平成２３年６月分から平成２７年１月分まで請求額全額、平成２７年２月分から平成２８年１月分まで原発事故の影響割合を５割として算定。）が認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１２０※１～※３】　熊本県で原木乾燥しいたけの集荷販売等を取り扱う農業協同組合である申立人（以下「申立人組合」という。）及び申立人組合の組合員である申立人ら（以下「申立人組合員ら」という。）の風評被害による営業損害について、原発事故後の原木乾燥しいたけの価格下落の状況、集荷販売量の動向、買い控えの発生状況及び商品の特性等を考慮して、①申立人組合員らの申立人組合を通じた平成２４年７月から平成２６年６月までの出荷販売に関し、原発事故前の販売単価との差額に基づき算定した逸失利益（原発事故の影響割合を２割５分として算定。）及び②申立人組合が申立人組合員らの出荷販売額に応じて取得する平成２４年７月から平成２６年６月までの組合手数料に関し、原発事故前の販売単価との差額に基づき算定した逸失利益（原発事故後に熊本県において申立人組合での集荷販売の割合が増加したことを考慮し、原発事故の影響割合を１割として算定。）が認められ、さらに、③申立人組合による原木乾燥しいたけの放射性物質検査費用（平成２３年１２月分について請求額全額。）が認められるなどした事例

【公表番号２１３６※１】　北海道において水産物加工事業等を営む申立会社が、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置によって、中国へ多く輸出されていたホタテが日本国内に滞留してホタテ製品の価格が下落したことに伴い、申立会社が加工して国内で販売していたホタテ製品（玉冷）についても損害が発生したとして逸失利益（令和５年８月から令和６年３月まで）を請求した事案において、令和５年７月末時点に申立会社が保有していた同製品の在庫の販売終了時期までは前年同月比の販売単価差額に販売数量を乗じた額、それ以降の販売分は同販売単価差額に販売数量を乗じた額から原料（ホタテ原貝）仕入額低下相当分を控除した額を算定したうえで、同製品の性質や申立会社の同製品の販売状況等を考慮して、原発事故の影響割合を８割として逸失利益の賠償を認めるなどした事例

３　観光業の風評被害（中間指針第７の３）

⑴　中間指針等の整理

（中間指針第７の３）

Ⅰ）観光業については、本件事故以降、全国的に減収傾向が見られるところ、本件事故以降、現実に生じた被害のうち、少なくとも本件事故発生県である福島県のほか、茨城県、栃木県及び群馬県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が本件事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、本件事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、１Ⅲ）①の類型として、原則として本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

Ⅱ）Ⅰ）に加えて、外国人観光客に関しては、我が国に営業の拠点がある観光業について、本件事故の前に予約が既に入っていた場合であって、少なくとも平成２３年５月末までに通常の解約率を上回る解約が行われたことにより発生した減収等については、１Ⅲ）①の類型として、原則として本件事故と相当因果関係のある損害として認められる。

Ⅲ）但し、観光業における減収等については、東日本大震災による影響の蓋然性も相当程度認められるから、損害の有無の認定及び損害額の算定に当たってはその点についての検討も必要である。この検討に当たっては、例えば、本件事故による影響が比較的少ない地域における観光業の解約・予約控え等の状況と比較するなどして、合理的な範囲で損害の有無及び損害額につき推認をすることが考えられる。

（備考等抜粋・要約）

ア　いわゆる「観光業」については、

①　ホテル、旅館、旅行業等の宿泊関連産業から、レジャー施設、旅客船等の観光産業やバス、タクシー等の交通産業、文化・社会教育施設、観光地での飲食業や小売業等までも含み得るが、これらの業種に関して観光客が売上に寄与している程度は様々である。

②　風評被害は、旅行の態様や地域によって程度の差があり、売上に影響している程度は様々であることを風評被害の検討に当たり考慮する必要があるが、本件事故以降これまでの旅行者数の動向、宿泊のキャンセル事例等に関する調査の結果、福島県を含む一定の地域を中心に解約・予約控え等による被害が生じていることが確認された。

観光業の特性として、観光客が地域に足を運ぶことを前提とすることから、上記調査や旅行意識に係る調査等を踏まえると、本件事故発生県である福島県のほか、茨城県、栃木県及び群馬県において、放射性物質による被曝を懸念し、観光を敬遠するという心情に至ったとしても、原則として平均的・一般的な人を基準として合理性があると認められる。また、ひとたび風評被害が生じると当該地域の観光業全体に影響を与える傾向が認められるため、観光客が来ないことによる影響は当該地域の観光業全体に対し、様々な影響を与え得ると認められる（備考１）。

イ　これまでの調査の結果、本件事故以降外国人観光客の訪日キャンセルによる被害が生じていることが確認された。外国人観光客については、本件事故発生直後から、国際機関等において、本邦が渡航先として安全であるとの情報が提供されてきた一方で、一般に海外に在住する外国人には日本人との間に情報の格差があること、渡航自粛勧告等の措置を講じた国もあることから、少なくとも本件事故当時に既に予約が成立しており、しかも本件事故発生からまだ間がない一定の期間内においてキャンセルがされたものについては、外国人観光客が訪日を控えるという心情に至ることには平均的・一般的な人を基準として合理性があると認められる。その一定の期間については、各国の渡航自粛勧告等がある程度緩和されたと認められる平成２３年５月末までとすることが合理的と考えられる（備考２）。

ウ　観光業におけるキャンセルは通常の場合でも一定程度生ずることは不可避と思われることから、通常の解約率を上回る解約が行われた部分についてのみ、原則として本件事故との相当因果関係が認められる（備考２）。

エ　観光業における風評被害については、備考１①及び②のとおり様々な事情が影響していることから、損害の判断に当たっては、個別具体的に判断せざるを得ない。特に、観光業は、特定の地域等において営まれている形態であり、地域ごとの事情も様々である。それゆえ、観光業における風評被害については、上記のとおり、中間指針第７の１指針Ⅲ①に該当する類型を定めることとするが、これらの類型に属さないものであっても、観光業者における個別具体的な事情にかんがみ、現実に生じた解約・予約控え等による被害について、地域等を問わず個別に、本件事故により放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、本件事故との相当因果関係が認められる。例えば、本指針Ⅰの地域以外に営業の拠点がある観光業であっても、福島県との地理的近接性や当該観光業の活用する観光資源の特徴等の個別具体的な事情によっては、本件事故を理由とする解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、本件事故と相当因果関係のある損害として認められ得る（備考３）。

総括基準（訪日外国人を相手にする事業の風評被害等について）

１ 我が国に営業の拠点がある観光業の風評被害について、平成２３年５月末までに生じた外国人観光客に関する被害のうち解約以外の原因により発生したもの及び通常の解約率の範囲内の解約により発生したものと本件事故との間の相当因果関係が認められるのは、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。

２ 我が国に営業の拠点がある観光業の風評被害について、平成２３年６月以降に生じた外国人観光客に関する被害と本件事故との間の相当因果関係が認められるのは、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。

３ 訪日外国人を相手にする事業の風評被害について、商品又はサービスの買い控え、取引停止等と本件事故との間の相当因果関係が認められるのは、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。

４ １から３までの基準の適用については、放射性物質による汚染の危険性を懸念する訪日外国人は、福島県及びその近隣地域のみを敬遠するのではなく、日本国内の全部を敬遠するのが通常であることに留意するものとする。

（理由等抜粋・要約）

ア　中間指針第７の１の指針Ⅱ及びⅢによれば、我が国に営業の拠点がある観光業の外国人観光客

に関する風評被害について、「本件事故の前に予約が既に入っていた場合であって、少なくとも平成２３年５月末までに通常の解約率を上回る解約が行われたこと」（中間指針第７の３の指針Ⅱ参照）以外の原因により発生した減収等については、中間指針第７の１の指針Ⅱの一般的な基準に照らして本件事故との相当因果関係を判断すべきこととなる（理由１）。

イ　観光業とはいえない事業であっても、訪日外国人を相手にする事業の風評被害については、中間指針第７の１の指針Ⅱの一般的な基準に照らして本件事故との相当因果関係を判断すべきこととなる（理由２）。

ウ　本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理の合理性を検討するに当たっては、平均的・一般的な訪日外国人は、福島県及びその近隣地域のみを敬遠するのではなく、日本国内の全部を敬遠するのが通常であることから、そのことを検討に当たっての留意事項とすることとした（理由３）。

総括基準（観光業の風評被害について） １　青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県及び千葉県に営業の拠点がある観光業において本件事故後に発生した減収等の損害については、少なくともその７割（未成年者主体の団体旅行に関する減収等の損害については、その全部）が、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理によるものであり、かつ、当該心理は平均的・一般的な人を基準として合理性を有しているものと認められる。 ２　１記載の減収等の損害の発生について、１に記載された原因以外の原因が、３割を超える寄与をしている（未成年者主体の団体旅行については１に記載された原因以外の原因が寄与をしている）と主張する者は、その旨を証明しなければならない。

（理由等抜粋・要約）

ア　観光業については、中間指針において、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県に営業の拠点がある観光業に関する本件事故後の減収が、いわゆる「第７の１Ⅲ①の類型」として、原則として本件事故と相当因果関係のある損害と認められている。しかしながら、前記４県以外にも、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、その地に観光に赴くことを敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場所があることは、もちろんである（理由１）。

イ　福島県以外の東北各県は福島県と同じ東北地方に属すること、東北各県は、特に他の地方（とりわけ関東地方以西）からは、東北地方として一体化して把握される傾向にあること、これに伴い、本件事故後は、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念する他の地方（特に関東地方以西）からの旅行者には福島県のみならず東北地方全体を回避する傾向がみられた（理由２）。

ウ　千葉県は、海流の関係や放射性物質の飛散の関係において、実際の汚染の有無とは無関係に、福島県との近接性が想起される地域である。本件事故後は、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念する他の地方からの旅行者が、千葉県を回避する傾向がみられた（理由２）。

エ　上記理由２記載の各県における本件事故後の減収等の損害についての本件事故の影響割合は、東日本大震災及びこれに伴う津波の影響などを考慮しても、標準的な場合において、７割を下回らないと認められる。また、本件事故前に毎年継続的に実施されていた未成年者主体の団体旅行（修学旅行、スキー教室、臨海学校、林間学校等）が本件事故後に中止された場合については、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念する他の地方の保護者の意向が大きく影響しているものとみて差し支えなく、本件事故後の減収等の損害についての本件事故の影響割合は、標準的な場合において、１０割とみて差し支えない（理由３）。

オ　上記と異なる影響割合を主張する場合には、その者が上記と異なる影響割合の立証責任を負う

のが相当である。この場合において、東日本大震災及びこれに伴う津波の影響が大きかった地域があることから、東日本大震災及びこれに伴う津波の影響の存否及び程度にも留意して、適切な影響割合を判定していくべきである（理由４）。

⑵　当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

１　中間指針第７の３に関する事例を、営業の拠点ごとに区分して挙げた。これらの指針に直ちに該当はしないが、例えば中間指針第７の１の一般的基準により賠償対象となった事例についても、観光業の風評被害に関するものについては、便宜上ここに挙げた。

２　なお、営業損害に係る事例であって、廃業損害に係る事例については第１の９⑵エに、特別の努力・中間収入の非控除に係る事例については同オ(ｲ)に、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例については同オ(ｳ)に、追加的費用のうち除染費用に関する事例については第１１の１⑵に、それぞれ集約して挙げているので、そちらを参照されたい。

ア　福島県内

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１９６※１】　原発事故当時、会津地方において、遊漁船業を営んでいた申立人が平成２２年１１月から開始したわかさぎ釣りに係る遊漁船業について、原発事故による風評被害により本来得られるはずであった売上げが得られなかったとして、当該事業の部分に限定して、申立人主張に係る予想売上高に一定の係数を乗じて平成２３年１１月から平成２４年３月までの対象期間の売上高を算出した上で、原発事故の影響割合を１０割とした逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号１９８※１、※２】 原発事故当時、相馬市において、釣船業を営んでいた申立人について、航行危険区域に設定された海域でのポイント情報の多くを失い、同区域外においても多数の魚から制限値以上の放射線量が検出されたり、風評被害が著しかったりしたため休業を余儀なくされたとして、漁業と同様の基準にはよらないものの、固定費及び変動費の振分けについて申立人の意見を踏まえるなどした貢献利益率方式による逸失利益（平成２３年３月から同年１１月まで）並びに返済猶予を受けたものの発生し続ける借入利息に係る追加的費用の賠償が認められた事例

【公表番号２１７※１】 原発事故当時、猪苗代町において宿泊業を営んでいた申立人が、平成２３年１０月から個人経営に移行したが、ペンションが避難所として提供されていた間は増収等により損害が生じていないものの、個人経営となった同月から同年１２月までの期間については損益相殺の対象とならないとして、法人経営であった平成２２年の同期間の売上げを基準に、原発事故の影響割合を１０割とする損害を算定し、賠償が認められた事例

【公表番号５５７※１】 会津地域で観光客向けの飲食店を経営する申立人について、原発事故前の店舗の来客が激減したため、原発事故後に県内の別の場所に店舗を移転したが、なお原発事故前より減収減益であるとして、風評被害による逸失利益の請求があり、店舗移転を理由に賠償を拒否する東京電力の主張を排斥して平成２４年１０月から平成２５年３月までの逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号５９５※１】 緊急時避難準備区域でビジネスホテルを経営する申立会社について、原発事故直後の時期の風評被害による宿泊客の減少に伴う、平成２３年３月分から同年８月分までの逸失利益等が賠償された事例

【公表番号６７４※１】 自主的避難等対象区域内の観光地で生活用品等の小売店を営む申立人が、平成２４年までは売上減少がなかったが、平成２５年以降売上げが減少したとして逸失利益の

賠償を請求したところ、原発事故後１年半以上の間売上減少がなかったのは、原発事故の復旧作業員が利用したという特殊事情によるものとして、直接請求では支払を拒否された平成２５年１月から同年６月までの風評被害に伴う逸失利益が賠償された事例

【公表番号８２６※１】 原発事故当時、会津地域においてペンションの開業準備中であり、平成２３年２月にペンション用建物を購入した申立人が、原発事故により開業を断念したとして、開業準備費用相当額の７割の賠償が認められた事例

【公表番号８３８※１】 自主的避難等対象区域（国見町）において、原発事故の数年前から温泉に付随する観光施設の開業準備をしていた申立人が、原発事故の影響により観光客の集客が見込めなくなったので建設工事を中止したとして、当初の開業予定時期以降の逸失利益を請求したところ、温泉調査費用５００万円のほか、工事中止により無駄になった開業準備費用の一部約６５万円を原発事故と相当因果関係がある損害として賠償が認められた事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６１１※１】 緊急時避難準備区域（田村市）において山野草の販売・観覧等の事業を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、顧客の多くが相双地域の居住者であって避難の継続を余儀なくされていた者が多かったこと、申立人の事業場所が旧警戒区域に近い山の中であること、田村市の原発事故後の観光客数が平成２２年に比べて半減し、平成３０年に至るまで全く回復していないなど風評被害が発生していること等を考慮して、平成２９年１月分から平成３０年１２月分まで（原発事故の影響割合は、平成２９年分については４割、平成３０年分については２割）の賠償が認められた事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７１３※１】 会津地域においてペンションを営む申立人の風評被害による営業損害（逸失利益）について、東京電力の直接請求手続では原発事故直前年度の平成２２年１月から同年１２月までの売上げを基準期間の売上額として算定されたが、申立人が平成２１年及び平成２２年において親戚の看護等のため休業していた期間があること等を考慮し、平成１８年から平成２２年までの５年間（それぞれ１月から１２月まで）の売上げの平均を基準期間の売上額とし、平成２３年３月分から平成２７年７月分までの逸失利益及び東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく平成２７年８月分以降の損害が賠償された事例（ただし、直接請求手続における既払金を控除している。）

【公表番号１７３５※１】 自主的避難等対象区域（相馬市）で旅館業を営み、東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づき対象期間の逸失利益額の２倍分の賠償を受けた申立人の営業損害（逸失利益）について、直接請求手続において賠償を受けた平成２６年１月から平成２７年７月までの逸失利益の算定の際、旅館に設置した自動販売機の売上げが計上されていなかったことを踏まえ、逸失利益の算定方法を見直し、同期間の自動販売機の売上げに係る逸失利益（１２９万７９３７円）の追加賠償を認めた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８８１※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）において旅館業を営む申立会社の平成２８年７月から令和元年１２月までの風評被害による営業損害（逸失利益）について、上記期間中、周辺地域の観光客数が統計上原発事故前と同程度まで回復していないこと、宿泊客に提供する農林水産物について試験操業や出荷制限がされていたこと等から原発事故との相当因果関係を認めた上で、申立会社の売上げの推移や上記期間中に発生した台風の影響等を考慮し、原発事故の影響割合を平成２８年７月から平成２９年１２月までは４割、平成３０年は２割、令和元年は５分として算定した額が賠償された事例

イ　福島県外のうち、指針上明記されている都道府県

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１８７※１】　原発事故当時、茨城県内において、貸し農園業を営んでいた申立人が、原発事故後に予約キャンセル等が生じたことによって休業に追い込まれるとともに、原発事故前からの造園計画を断念せざるを得なくなったとして、平成２３年４月から平成２４年３月までの逸失利益及び原発事故によって断念せざるを得なくなった造園計画に係る支出費用が賠償された事例

【公表番号１９９※１】 原発事故当時、栃木県那須郡那須町で飲食店の開業を準備しており、原発事故前には同所における営業実績はないが、実際に平成２３年夏に同所に飲食店を開業した申立人について、原発事故の影響により観光客が減少し、開業後の売上げが事業計画上の予想売上げを下回ったとして、観光客入込数の推移、同種店舗の状況等から相当因果関係を認め、予想売上げに係る逸失利益の一部について賠償が認められた事例

【公表番号４８７※１】 栃木県内でいちご狩りの観光農園を経営していた申立人の風評被害について、基準年である平成２２年度分に直近の売上げの伸び率を乗じて平成２３年度に原発事故がなかった場合に想定される売上高（想定売上高）を算出し、これを基礎として平成２３年３月分から同年８月分までの営業損害の賠償が認められた事例

【公表番号５３８※１】 原発事故当時、茨城県において海水浴客向けの民宿業を営んでいた申立人について、風評被害により海水浴客が減少したために廃業を余儀なくされたとして、廃業に伴う損害（平成２３年分の逸失利益の５倍相当額と解体費用の一部を合計した額）の賠償が認められた事例

【公表番号９２７※１】 関東地方の海水浴場で海の家を経営する申立人について、原発事故による風評被害が継続しているとして、平成２５年夏季（６月２３日から８月末日まで）の営業損害が賠償された事例

【公表番号１０２０※１】 群馬県で宿泊施設を運営する申立会社について、周辺地域の観光客数は回復しているものの、申立会社の宿泊施設を利用する幼児、小学生等の団体客が原発事故後に減少していること等から原発事故による風評被害を認め、原発事故の影響割合を３割として平成２５年１２月から平成２６年８月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号１０６５※１】 栃木県で川魚料理を提供する観光客向けの飲食店を営む申立会社について、風評被害による損害の継続を認め、原発事故の影響割合を、観光名物である設備が設置されていた期間は１０割、設置されていなかった期間は８割として、平成２６年７月から同年１２月までの逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号１０７１※１】 茨城県で地域の食材を用いた観光客向けの食堂を営む申立人について、平成２６年４月分から同年１２月分までの逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号１０７５※１】 茨城県において飲食店を複数店舗経営している申立人の風評被害に基づく営業損害について、原発事故後に閉鎖した店舗については個別に廃業損害を算定し、残りの会社全体については、年度ごとに原発事故の影響割合を考慮し（平成２３年３月から平成２４年２月までは６割、平成２４年３月から平成２５年２月までは４割、平成２５年３月から平成２６年３月までは３割。）、平成２３年３月分から平成２６年３月分までの逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号１１１４※１】 栃木県で観光旅館を営む申立会社の逸失利益について、風評被害による売上減少が継続していると認め、平成２６年１０月から平成２７年３月まで、原発事故の影響割合を７割として賠償された事例

【公表番号１１５７※１】 茨城県において観光バス事業を営む申立会社の、福島県、栃木県、群馬県、茨城県を目的地とする運行について、目的地ごとに原発事故の影響割合（福島県６割、栃木県及び群馬県各４割、茨城県２割）を認定して、平成２６年４月から同年６月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号１１８３※１】 栃木県北部の観光地で旅館業を営む申立会社について、原発事故の風評被害により、主に関西からのツアー客が減少したとして、平成２７年４月分から同年６月分までの減収分につき、原発事故の影響割合を５割として逸失利益が賠償された事例

【公表番号１１９５※１】 栃木県北部で、きのこ、山菜や川魚等の自然食材を旅館・ホテル等に対して販売し、また、これらの自然食材を使用した料理を提供する食堂を営む申立人について、食堂の主な客層は釣り、山菜採りや登山等を目的とする観光客であったところ、これらの観光客の減少は継続したままであること等の事情から、原発事故による風評被害は継続しているとして、平成２７年１月分から同年１２月分までの逸失利益（原発事故の影響割合は、同年１月分から同年８月分まで６割、同年９月分４割（台風の影響を考慮。）、同年１０月分から同年１２月分まで５割）が賠償された事例

【公表番号１１９７※１】 栃木県内で観光やなを用いて観光業を営む申立会社の風評被害に基づく逸失利益について、平成２７年２月分から同年６月分まで、原発事故の影響割合を８割として逸失利益が賠償された事例

【公表番号１２７１※１】 茨城県で観光みやげ用の菓子を製造し、同県内を中心とした複数の店舗で販売する申立会社について、原発事故後、風評被害によって茨城県の観光客が減少した結果、申立会社の売上げも減少したとして、平成２７年４月分から同年７月分までの逸失利益につき、原発事故の影響割合を２割と認め、損害額１２７０万６１３２円のうち既払金７３１万３４９９円を超える５３９万２６３３円が賠償された事例

【公表番号１３０１※１】 茨城県で海の家を経営する申立会社の営業損害（逸失利益）について、風評被害の影響を考慮して、平成２８年７月分及び同年８月分につき原発事故の影響割合を２割５分として賠償された事例

【公表番号１３９６※１】 茨城県で観光土産品・農産物加工品の卸売業等を営む申立会社の風評被害による営業損害について、平成２３年３月から平成２７年２月まで（原発事故の影響割合は、当初の５割から２割まで漸減。）の逸失利益が賠償された事例

【公表番号１４５１※１】 原発事故当時、栃木県那須烏山市で観光やな（仕掛けを設置して川魚を捕るやな漁とこれらを食材とした飲食店の運営）等を営んでいた申立人が、原発事故の風評被害により観光客が減少し減収が続いているとして、平成２７年１月から同年１２月までの営業損害（逸失利益）について、同市のうち申立人が所在する地域の観光客入込数は平成２６年の時点で原発事故前の水準を上回っているものの、川の周辺地域の状況等から風評被害の影響を肯定することができると判断し、原発事故の影響割合を１割として賠償が認められた事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７２４※１】 茨城県において遊漁船業を営む申立人の平成２３年３月分から平成３０年３月分までの営業損害（逸失利益）について、申立人に発生した費用の固定費及び変動費への振り分け方法を見直すことで、東京電力の直接請求手続において採用された貢献利益率が見直され、その結果の増額分が賠償された事例

ウ　福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１４７※１】 山梨県（河口湖）において宿泊業を営んでいる申立人について、原発事故により修学旅行客等の予約キャンセルが相次いだとして、当該キャンセル分の売上相当額の一部の賠償が認められた事例

【公表番号１６７※１】 原発事故当時、千葉県山武郡においてコンビニエンスストアを営んでいた申立人が、原発事故の影響により海水浴客らが減少したこと等から売上げが減少したとして、津波等の影響も一定程度考慮して風評被害による営業損害・逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号１７８※２】原発事故当時、京都府に居住していた通訳案内士である申立人について、原発事故が発生したことにより、既に受注済みであった業務がキャンセルされ、新たな発注が減少して売上げが減少したとして、平成２３年３月から同年１２月までの間について、原発事故の影響割合を考慮して逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号２４７※１】 宮城県において牛タン料理店を経営する申立人について、原発事故により観光客が激減し、減収を余儀なくされたとして、平成２３年３月から平成２４年１２月までの減収分について、原発事故の影響割合を５割として賠償が認められた事例

【公表番号４５１※１】 東京都多摩地域できのこ狩りの観光農園の経営等を行っている申立人について、原発事故の風評被害により来園客が減少したこと等による逸失利益を、売上減少額に貢献利益率８５％を乗じたうえで原発事故の影響割合を８割として損害額が算定され、賠償された事例

【公表番号４５４※１】 千葉県内の海水浴場付近で小売店を営む申立人について、原発事故による観光客の減少に伴う平成２３年７月から同年９月まで及び平成２４年７月から同年９月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号４５５※１】 岩手県の観光地で、地元のブランド牛を使用した食事を提供する旅館を経営する申立人について、原発事故の風評被害による宿泊客の減少等に伴う平成２３年７月から平成２４年１０月までの逸失利益が、原発事故の影響割合を７割として賠償された事例

【公表番号４６６※１】 山形県で旅館を経営する申立会社について、原発事故による宿泊客の減少等に伴う逸失利益の損害賠償（平成２３年３月から同年１１月まで）が認められた事例

【公表番号５３３※１】 秋田県で観光土産物店を経営する申立会社の風評被害に伴う逸失利益について、福島県を除く東北５県の観光業の風評被害の賠償終期を平成２４年２月末とする東京電力の主張を排斥し、同年３月以降（平成２４年３月から同年１２月まで）の賠償の継続が認められた事例

【公表番号６６０※１】 山形県でレンタルスキー業を営む申立会社について、原発事故により修学旅行等のスキー客が減少したことに伴う逸失利益（平成２３年３月から平成２４年３月まで）が、原発事故の影響割合を９割として賠償された事例

【公表番号７１１※１】 山形県のスキー場でリフト輸送事業を営む申立会社について、風評被害による利用客の減少に伴う逸失利益（平成２３年３月から平成２４年２月まで）が賠償された事例

【公表番号８４８※１】 東京都で修学旅行生や学生の各種大会時の団体宿泊等を主な顧客とする旅館を経営する申立会社について、原発事故以降、予約されていた修学旅行客の宿泊がキャンセルされたことに伴う平成２３年３月から平成２３年６月までの営業損害が賠償された事例

【公表番号９２６※１】 宮城県内で遊漁船業を営む申立人らについて、売上げの減少と原発事故との相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を７割として平成２４年４月から平成２５年３月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号１００８※１】 千葉県松戸市で宿泊業を営む申立会社について、原発事故の影響割合を４割として、平成２４年３月から平成２５年２月まで風評被害による逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号１０３３※１】 福島県外で海外旅行の代理店業務を主とする旅行業を営む申立人について、原発事故により外国人ガイドが帰国したため、外国人観光客向けのツアーが減少し平成２３年６月から同年１２月までの間に生じた逸失利益につき、原発事故の影響割合を７割として賠償が認められた事例

【公表番号１０３６※１】 宿泊施設の経営等を業とする申立人について、原発事故直後に北陸地方で開店した宿泊施設に風評被害による逸失利益（平成２３年３月から同年５月まで）が生じたとして、原発事故前の売上実績はないが平成２４年から平成２６年までの３か年の、それぞ

れ３月から５月までの宿泊分売上げの平均を参考として当事者が合意した原発事故の影響割合等を考慮した平成２３年３月から同年５月までの逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号１０７６※１】 千葉県でホテル業等を営んでいる申立人について、原発事故に伴う風評被害により平成２４年４月に事業譲渡を受けたホテルに営業損害（逸失利益）が生じたとして、申立人が事業譲受に際し策定した事業計画を参考に損害額を算定し、平成２４年４月から平成２６年１２月までの賠償が認められた事例

【公表番号１２７６※１】 原発事故当時、山梨県で旅館業を営んでいた申立人が、原発事故により国外宿泊客のみならず国内宿泊客についても予約キャンセルが多発したとして、国内宿泊客の平成２３年４月分の予約キャンセルによって生じた営業損害について、原発事故による風評被害を認めつつ、原発からの距離や震災の影響等も考慮し、原発事故の影響割合を２割として賠償が認められた事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８５９※１】 福島県外の東北地方で観光関連の事業を営む申立会社について、原発事故の影響により観光客が減少したことに伴う平成２４年３月から平成２７年３月までの逸失利益（原発事故の影響割合については平成２４年３月から平成２５年３月まで３割、同年４月から平成２６年３月まで２割、同年４月から平成２７年３月まで１割）の賠償が認められた事例

４　製造業、サービス業等の風評被害（中間指針第７の４）

⑴　中間指針等の整理

（中間指針第７の４）

Ⅰ）前記２及び３に掲げるもののほか、製造業、サービス業等において、本件事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による被害のうち、以下に掲げる損害については、１Ⅲ）①の類型として、原則として本件事故との相当因果関係が認められる。

①　本件事故発生県である福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品又は提供するサービス等に関し、当該拠点において発生したもの

②　サービス等を提供する事業者が来訪を拒否することによって発生した、本件事故発生県である福島県に所在する拠点における当該サービス等に係るもの

③　放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する政府による指導等につき、

ⅰ）指導等を受けた対象事業者が、当該副次産物の引き取りを忌避されたこと等によって発生したもの

ⅱ）当該副次産物を原材料として製品を製造していた事業者の当該製品に係るもの

④　水の放射性物質検査の指導を行っている都県において、事業者が本件事故以降に取引先の要求等によって実施を余儀なくされた検査に係るもの（但し、水を製造の過程で使用するもののうち、食品添加物、医薬品、医療機器等、人の体内に取り入れられるなどすることから、消費者及び取引先が特に敏感に敬遠する傾向がある製品に関する検査費用に限る。）

Ⅱ）なお、海外に在住する外国人が来訪して提供する又は提供を受けるサービス等に関しては、我が国に存在する拠点において発生した被害（外国船舶が我が国の港湾への寄港又は福島県沖の航行を拒否したことによって、我が国の事業者に生じたものを含む。）のうち、本件事故の前に既に契約がなされた場合であって、少なくとも平成２３年５月末までに解約が行われたこと（寄港又は航行が拒否されたことを含む。）により発生した減収分及び追加的費用については、１Ⅲ）①の類型として、原則として本件事故と相当因果関係のある損害として認められる。

Ⅲ）但し、Ⅰ）及びⅡ）の検討に当たっては、例えば、サービス等を提供する事業者が福島県への来訪を拒否することによって発生する損害については、東日本大震災による影響の蓋然性も相当程度認められるから、損害の有無の認定及び損害額の算定に当たってはその点についての検討も必要である。

（備考等抜粋・要約）

ア　製造業、サービス業等においては、これまでの具体的な買い控えの事例等に関する調査の結果、福島県で製造されたり提供されたりする物品やサービス等に関する被害や、サービス等を提供する事業者が福島県への来訪を拒否することによる被害が確認された。本件事故の状況にかんがみれば、消費者や取引先が放射性物質による汚染の危険性を懸念し、これら福島県で製造されたり提供されたりする物品やサービス等につき、買い控え等を行うことや、福島県への来訪を拒否することも、平均的・一般的な人を基準として合理性があると考えられる（備考１）。

イ　外国人の来訪については、前記中間指針第７の３の備考２に同じである（備考１）。

ウ　製造業、サービス業等においてはいわゆる下請取引が見られるが、福島県に下請事業者が所在することを専らの理由として、親事業者が下請事業者の納入した商品の受領を拒むこと又は一旦商品を受領した後にその商品を引き取らせることは、下請代金支払遅延等防止法に違反するおそれがあることや、平成２３年４月２２日の経済産業大臣による下請中小企業との取引に関する配慮の要請等が出されていることに留意する必要がある（備考２）。

エ　指針Ⅱの「外国船舶が我が国の港湾への寄港を拒否したこと」には、外国船舶が我が国のある港湾への寄港を拒否して我が国の別の港湾に寄港したことが含まれる（備考３）。

総括基準（減収分（逸失利益）の算定と利益率について）
　中間指針第７の１又は第７の４に基づく風評被害による減収分（逸失利益）については、福島県内に所在する同業者が中間指針第７の４に基づき東京電力に対して直接請求をする場合において、中小企業実態基本調査に基づく平均利益率３２％を利用して損害額の算定をすることを東京電力が許容しているときには、当センターにおいては、平均利益率３２％を用いて損害額の算定をするものとする。ただし、被害者により有利な損害額の算定方法を用いることを妨げない。

（理由等抜粋・要約）

風評被害による減収分（逸失利益）の算定については、被害者と東京電力との間の和解交渉（直接請求）において、東京電力が製造業の平均利益率３２％を用いて損害額の算定をすることを認めている場合がある。信頼性のある統計数値（中小企業庁の中小企業実態基本調査に基づく平均利益率）を用いることは、一つの合理的な損害算定方法であり、莫大な数の案件の大量処理が必要な場合などには、紛争全体の適正迅速な解決を容易にする効果をもたらすという優れた方法である。また、被害者と東京電力との間の和解交渉（直接請求）において東京電力が許容している損害算定方法を、和解交渉の延長に当たる当センターの和解仲介手続において東京電力が否認するということは、被害者が当センターへの申立てをためらうことの原因となり、賠償問題の解決システムの円滑な運用を阻害するとも考えられる。したがって、直接請求において平均利益率を用いる損害算定を賠償義務者が許容しているときには、被害者により有利な損害算定方法がある場合を除き、当センターにおいても同様の方法を用いるのが相当である（理由）。

⑵　当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

１　中間指針第７の４に関する事例を、拠点ごとに区分して挙げた。これらの指針に直ちに該当はしないが、例えば中間指針第７の１の一般的基準により賠償対象となった事例についても、製造業、サービス業等に関する風評被害であるものについては、便宜上ここに挙げた。

２　なお、営業損害に係る事例であって、廃業損害に係る事例については第１の９⑵エに、特別の努力・中間収入の非控除に係る事例については同オ(ｲ)に、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例については同オ(ｳ)に、追加的費用のうち除染費用に関する事例については第１１の１⑵に、それぞれ集約して挙げているので、そちらを参照されたい。

ア　福島県内

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１４６※１】　白河市で研磨材料の製造販売を営む申立人について、原発事故の風評被害により平成２３年３月から平成２４年３月までの期間に減収が生じたとして、平成２１年４月から平成２２年３月までの直近年度ではなく、同年４月から平成２３年３月までの１年間を基準年度として平均利益率３２％、原発事故の影響割合を１０割として逸失利益を算定した額が賠償された事例

【公表番号２６２※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）所在の自社工場において、製造業（外国産岩塩（食塩）の加工販売）を営んでいた申立人について、東京電力に対する直接請求では賠償を拒否された廃棄商品の原価及び廃棄に要する費用等（対象期間平成２３年３月から平成２４年６月まで）が賠償された事例

【公表番号２９２※１】 喜多方市で工場機械設備製造業を営んでいた申立人について、平成２３年３月から同年１１月までの間に減収が生じたとして、受注から売上計上までの一定程度のタイムラグを踏まえて損害額を算定し、風評被害による逸失利益が賠償された事例

【公表番号３１２※１】 会津地域で住宅建築施工業等を営む申立人について、自主的避難等対象区域での建物新築工事が中止されたことに伴う平成２３年３月から平成２４年３月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号３３０※１】 県北地域所在の医療法人について、自主的避難等により患者数が減少したことに伴う逸失利益が賠償された事例

【公表番号３３９※１】 福島市で介護サービス業を営んでいる申立人について、利用者が原発事故により自主的避難したことに伴う逸失利益が賠償された事例

【公表番号３４４※１】 県南地域で造園業を営む申立人について、原発事故の風評被害により造園工事の受注が減少したことに伴う逸失利益が賠償された事例

【公表番号３５３※１】 自主的避難等対象区域のスーパーマーケットについて、近隣住民の避難による減少や顧客の収入減少、観光客の減少による売上げの減少により生じた逸失利益が賠償された事例

【公表番号３７８※１】 自主的避難等対象区域内に所在する医療法人について、原発事故により派遣医師が確保できず、また看護師等の職員不足のため、患者の受入れを制限したことによる逸失利益が賠償された事例

【公表番号３９８※１】 自主的避難等対象区域で４校のスイミングスクールを経営している申立人について、スクール会員が原発事故により自主的避難をしたため会費収入が減少したことに伴う逸失利益（東京電力に対する直接請求で控除された、原発事故後に増収となったスクールの増収分が非控除とされた。）が賠償された事例

【公表番号４３０※１】 複数のガソリンスタンドを経営する申立人について、企業全体の増収のため平成２３年１２月以降は営業損害が発生していないとの東京電力の主張を排斥し、売上げが減少した猪苗代町の観光地に所在する１店舗に係る逸失利益が賠償された事例

【公表番号４３６※１】 会津地域でガソリンスタンドを経営していたが、風評被害による売上減少等が原因で平成２３年６月に廃業した申立人について、ガソリンタンク除去費用等の廃業に伴う追加的費用が賠償された事例

【公表番号４８１※１】 自主的避難等対象区域（福島市）で保育所を経営する申立人について、自主的避難により入所児童数が減少したことに伴う逸失利益として約１３８万円（平成２４年４月から同年９月まで）が賠償された事例

【公表番号４８５※１、※２】 自主的避難等対象区域（いわき市）で木材の製材、加工、販売を営む申立会社について、従業員らの避難に伴う休業及び事業再開後の風評被害による逸失利益５５７２万円（平成２３年３月から同年８月まで）及び放射線測定器購入費用が賠償された事例

【公表番号４９５※１、※２】 いわき市で食品の通信販売事業を営んでいたが、原発事故による風評被害の軽減のために県外へ事務所を移転した申立会社について、風評被害による平成２３年３月から平成２４年２月までの逸失利益及び事務所移転に伴う追加的費用等（荷造包装発送費用増加分、発送運賃増加分、機材の持ち出し費用、事務所移転費用及び事務所賃料等）が賠償された事例

【公表番号５０２※１】 自主的避難等対象区域（福島市）で保育園を経営する申立人について、自主的避難により園児が減少したとして、平成２３年３月から平成２４年２月までの間の逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号５２４※１、※２】 県南地域で製麺業を営む申立会社について、平成２３年３月から平成２５年５月までの追加的費用として、原発事故により原材料の小麦を福島県産から他の産地のものに変更を余儀なくされたことに伴い、福島県産の表記のある商品袋を廃棄したことによる廃棄した袋代、袋処理費用、新たに商品袋を作成するための改版代等のほか、原発事故により風評被害により自社の取扱商品について放射能検査を余儀なくされたことに伴い負担した、放射能検査費用、検体として使用した商品代金相当額、放射能検査器具購入費用等が賠償された事例

【公表番号５５９※１】 いわき市内の釣餌の卸売業者について、風評被害により廃業を余儀なくされたことに伴う営業損害（廃業損害）が賠償された事例

【公表番号５６５※１】 自主的避難等対象区域（福島市）所在の自宅兼店舗で飲食店を営む申立人について、平成２３年３月から平成２４年４月までに支出された、自宅兼店舗の除染費用及び軒下に保管していた食材を外気から遮断する障壁設置工事費用が賠償された事例

【公表番号５６７※１】 競走馬の育成事業を行っている申立人について、風評被害により福島県内（自主的避難等対象区域内）の牧場の閉鎖を余儀なくされたことに伴う逸失利益（平成２３年９月から平成２４年１０月まで）として２０００万円が賠償された事例

【公表番号５６９※１】 県中地域で、完成品メーカーの下請けとして携帯電話部品の製造業を営む申立会社について、部品の製造や加工の一部が福島県内で実施されることを避けようとする完成品メーカーの行動による風評被害が原因で売上げが減少したことに伴う平成２３年３月から同年１１月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号６０４※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）で車載部品製造業を営む申立会社の風評被害による売上減少に伴う逸失利益について、平成２４年３月から同年１２月まで原発事故の影響割合を９割として賠償された事例（同年２月までの期間については直接請求において賠償済み。）

【公表番号６０５※１】 福島県中通りで食料品等を販売している申立人について、配送業務に従事する従業員に個人線量計を配布するよう労働組合から要求されたため、平成２３年９月から平成２４年２月までの間に購入を余儀なくされた個人線量計の購入費用が賠償された事例

【公表番号６１７※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）で保育園を経営する申立人について、自主的避難により入所児童数が減少したことに伴う逸失利益等が平成２３年３月から平成２４年９月まで賠償された事例

【公表番号６２１※１】 福島県中通りで建築用鉄骨等の加工販売業を営む申立会社について、風評被害により関東地方を中心とする取引先から受注が喪失・減少したことに伴う逸失利益の算定に当たり、基準年度を直近年度とする東京電力の主張を排斥し、基準年度を平成１９年度から平成２１年度までの３年間の平均値とした上で、平成２３年３月から平成２４年２月までの逸失利益として２１５９万円が賠償された事例

【公表番号６３６※１】 申立人は、自主的避難等対象区域（いわき市）において廃品回収業を営み、回収した廃品を宮城県の廃品買取業者に売却する取引をしていたところ、原発事故後、放射性物質による汚染の懸念を理由として取引先から買取価格を下げられたり出入りを断られたりするなどして営業利益が減少し、平成２３年６月に廃業に追い込まれたとして、これに伴う廃業損害（逸失利益）について、実利益３年分に原発事故の影響割合７割を乗じた額が賠償された事例

【公表番号６５９※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）で歯科技工士を営む申立人について、放射性物質汚染を危惧する取引先からの要請により買い換えた歯科技工用の機械等の取得費用が賠償された事例

【公表番号６７７※１】 自主的避難等対象区域（伊達市）で下請けとして電子部品の組立加工を営む申立会社について、原発事故後、風評被害対策のため取引先が移転したこと等により売上減少が認められるとして、風評被害に伴う逸失利益（平成２３年１２月から平成２４年１１月まで）が賠償された事例

【公表番号６９１※１】 会津若松市で飲食店を経営している申立人について、平成２３年は営業努力によって売上げを維持したが、平成２４年に入りその営業努力による効果が限界に至って同年６月以降の売上げが減少したと認定され、原発事故から１年３か月経過後の売上減少であるから因果関係がないとの東京電力の主張を排斥し、逸失利益（平成２４年６月から同年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号７０１※１】 自主的避難等対象区域で貨物自動車運送業を営む申立会社について、福島ナンバー車両での納入・搬送の拒否が重なったため、他県ナンバーの車両を傭車として用いたことで生じた、平成２３年３月から平成２４年２月までの傭車費増加費用（追加的費用）が賠償された事例

【公表番号７０９※１】 自主的避難等対象区域において産婦人科等を経営する医療法人が、平成２４年３月から同年１１月までの間の分娩者数の減少に伴う逸失利益を請求した事案について、当該期間は増収しているので損害はないとする東京電力の主張を排斥し、増収は夜間診療等の特別の努力によるものとして控除せず、逸失利益が賠償された事例

【公表番号７４２※１】 避難指示区域外である福島県内で呉服等を販売している申立人について、直接請求では原発事故後の店舗の移転（距離は数百メートル）を理由に支払を拒否された風評被害ないし間接被害に係る逸失利益（平成２４年７月から平成２５年１月まで）が賠償された事例

【公表番号７５６※１】 避難指示区域外である福島県内で半導体装置の製造・加工業者について、受注減・売上減の原因は業界の構造的不況にあるとして原発事故との因果関係を否定する東京電力の主張を排斥し、受注減・売上減には風評被害が一定程度寄与していると認定して平成２３年３月から平成２４年９月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号７５８※１、※２】 自主的避難等対象区域に学校を設置する申立人について、平成２４年９月までに避難のために学生が休学・退学したことによる納付金収入の減少に伴う逸失利益のほか、平成２３年３月から平成２５年３月までに支出を余儀なくされた放射能検査機器等購入費用、除染費用、その他学生等の安全確保のための追加的費用が賠償された事例

【公表番号７７６※１】 会津地域で木材加工製品の製造・販売業を営む申立会社について、風評被害による逸失利益（平成２３年８月から平成２３年１１月まで）、及び製造過程で発生する粉塵による放射性物質汚染を懸念して工場内に設置したダストブロア・ミスト発生機の購入費等の追加的費用（平成２３年９月から平成２３年１０月まで）が賠償された事例

【公表番号７７８※１】 会津地域で地場の繊維製品を製造していた申立人が、風評被害の払拭を目的として各地で復興イベントを開催した際に支出した費用について、平成２３年３月から同年１２月までの期間分のうち約５割相当額である３０万円が賠償された事例

【公表番号７８４※１】 自主的避難等対象区域でペットを繁殖させて販売するブリーダー業を営んでいたが、原発事故により買い手がつかなくなったこと等から廃業を余儀なくされた申立人について、５年分の年間収入額に原発事故の影響割合を８割として算定した金額の廃業損害が賠償された事例

【公表番号７８６※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）で小児科クリニックを経営する申立人について、原発事故に伴う自主的避難に起因する患者（子供）の減少により生じた保険診療収入に係る逸失利益（平成２３年３月から同年１１月まで）が賠償された事例

【公表番号８０７※１】 県南地域でプラスチック加工業を営む申立人会社について、平成２４年９月以降の取引減少についても、原発事故の風評被害によって生じたものとして、営業損害が賠償された事例

【公表番号８１１※１】 避難指示区域所在の荷造資材製造業者について、平成２３年３月分から同年８月分までの逸失利益が賠償された前回の和解以降も工場や製品が放射能汚染されているのではないかとの懸念に起因する風評被害の影響を認め、同年９月分から同年１２月分までの逸失利益並びに本社移設費用、従業員の出張費及び放射線検査費用等の追加的費用が賠償された事例

【公表番号８１５※１、※２】 福島県中通りで廃棄物の収集運搬業を営んでいる申立会社について、会社全体の売上高は増加しているため損害はないとの東京電力の主張を排斥し、部門別に算定して風評被害により売上げが減少した資源物販売部門に係る平成２４年７月から同年１２月までの逸失利益が賠償されたほか、工事現場等に設置していたダストコンテナから放射線

物質が検出されたために使用できなくなったとして、当該ダストコンテナの原発事故当時の時価相当額が賠償された事例

【公表番号８４３※１】 自主的避難等対象区域で半導体製品組立業を営む申立会社について、原発事故による風評被害が売上減少の唯一の原因であるとはいえないが、風評被害が完全になくなったともいえないとして、平成２３年１２月から平成２４年１１月まで、原発事故の影響割合を５割として営業損害が賠償された事例

【公表番号８６０※１】 会津地域で木材加工販売業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により主力商品である調理用の薪の加工販売ができなくなった申立人について、原発事故後の主力商品であるチップ用材の売上高が原発事故前より増加しているものの、調理用の薪のために必要な木の伐採・搬出がチップ用材のための必要な木の伐採・搬出の６分の１程度であったこと等を考慮し、平成２４年８月から平成２５年６月までの逸失利益につき、原発事故の影響割合を８割として賠償された事例

【公表番号８８７※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）で飲食業を営んでいたが、原発事故に伴う顧客減少等により平成２３年５月に廃業を余儀なくされた申立人について、廃業についての原発事故の影響割合を５割とし、廃業損害（逸失利益６年分の５０％に相当する額であり、廃業に伴う財物損害を含む。）等が賠償された事例

【公表番号９６７※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）の学校法人である申立人について、風評被害により留学生を含む生徒数が減少し、授業料免除措置を余儀なくされたこと等を考慮し、平成２４年４月から平成２５年３月までの逸失利益につき、原発事故の影響割合を８割として賠償された事例

【公表番号９６８※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）で釣り船業を営んでいる申立人について、原発事故の影響により売上げがなかった期間中に申立人が支出した費用のうち、東京電力の直接請求手続において変動費に振り分けられた費用を固定費に分類し直すなどして貢献利益率を再計算し、広告宣伝費や船の維持費等が賠償された事例

【公表番号９８８※１】 会津地域で光学部品を仕入れ、光学機器メーカーに納入していた申立会社について、仕入先が主に福島県内の業者であること、唯一の納入先が外資系メーカーであること、納入していた部品は主に輸出向けの製品に使用されるものであること等を考慮し、納入先からの受注減少により生じた逸失利益（平成２４年１２月から平成２５年７月まで）が、原発事故の影響割合を９割として賠償された事例

【公表番号１０６０※１】 会津地域で衣類の製造販売業を営む申立人の風評被害による逸失利益について、特定の取引先に対する売上減少分が、平成２６年４月分から同年９月分まで原発事故の影響割合を４割として賠償された事例

【公表番号１０７２※１】 自主的避難等対象区域（福島市）で保育所を経営する申立人について、原発事故に伴う避難により入所児童が減少したとして、園児票や領収証から収入を認定し、平成２３年３月から平成２６年１１月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号１０８８※１】 自主的避難等対象区域（三春町）でプラスチック成形用の金型製造業を営む申立会社について、平成２６年１０月から同年１２月までの風評被害に基づく逸失利益が賠償された事例

【公表番号１０９１※１】 自主的避難等対象区域（伊達市）でガソリンスタンドを経営する申立会社について、原発事故に伴う自主的避難等に起因して来客数が減少したこと等を考慮して、逸失利益（平成２４年度から平成２６年度まで）が賠償された事例

【公表番号１１６７※１、※２】 自主的避難等対象区域（福島市）において私立保育園を経営していた申立人について、原発事故に伴う避難により入所児童が減少した結果、保育園を移転せざるを得なくなったとして、移転に伴う設備の解体費用及び移転費用並びに平成２５年１月分から平成２６年１２月分までの逸失利益（原発事故の影響割合は、平成２５年は７割、平成２６年は６割。）が賠償された事例

【公表番号１１８５※１】 自主的避難等対象区域で電子部品等の製造販売業を営む申立会社が、取引先の要請に応じて県外に事業所を新設したことにより平成２４年３月から平成２５年２月までの間に発生した費用について、原発事故の影響割合を３割として賠償された事例

【公表番号１３０５※１】 自主的避難等対象区域（相馬市）で釣具店を営む申立会社の風評被害による営業損害（逸失利益）について、売上減少の原因として、風評被害のほかに地震や津波の影響が認められること等も考慮して、平成２５年３月分から平成２７年２月分まで、原発事故の影響割合を８割として賠償された事例

【公表番号１３１８※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）所在の幼稚園を運営する学校法人である申立人が、平成２３年７月に教室内への放射性物質の侵入防止のために購入した泥落とし用マットの購入費について、購入額の６割相当額から購入に伴い市から支給された補助金を差し引いた差額分相当額が賠償された事例

【公表番号１３３６※１】 自主的避難等対象区域（福島市）で不動産販売業を営む申立会社が、原発事故当時、同市に建築中であった建売住宅が販売できずに解体したことによる損害について、同住宅周辺の放射線量が比較的高かったこと、建築中であったために、建物の内部まで直接的に放射性物質により汚染されたおそれがあるといえること等を考慮して、平成２２年１１月から平成２４年７月までの間に同住宅の建築及び解体のために支出した金額の８割相当額が賠償された事例

【公表番号１３３７※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）に所在する幼稚園を運営する学校法人である申立人が、放射性物質に汚染されたことを理由に平成２５年８月に幼稚園内の遊具（木製とりで、半丸太ベンチ、砂場枠等）を交換したことによる損害について、交換前の遊具に経年劣化があったことも考慮した上で、交換に要した費用から交換に伴い支給された補助金を控除した残額の一部が賠償された事例

【公表番号１３４８※１】 自主的避難等対象区域（福島市）で国際結婚仲介業を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、東京電力の直接請求手続において基礎とされた貢献利益率を修正し、平成２４年４月分から平成２５年３月分までの差額分が賠償された事例

【公表番号１３７１※１】 喜多方市で生麺等の製造販売業を営む申立会社の風評被害による逸失利益（損害額１８６３万０６２０円）について、平成２７年８月分から平成２８年２月分までは原発事故の影響割合を５割、同年３月分から平成２９年２月分までは同割合を３割、同年３月分は同割合を２割として賠償された事例

【公表番号１３７３※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）でクリーニング業を営む申立会社の風評被害による逸失利益について、平成２７年１月分から同年１２月分まで、原発事故の影響割合を４割として賠償された事例

【公表番号１４９６※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（相馬市）において釣舟業を営む申立人が、平成２７年１０月から平成２８年９月までの間、風評被害により減収が生じたとして、原発事故の影響割合を８割とした営業損害の賠償が賠償された事例

【公表番号１５５２※１】 自主的避難等対象区域（福島市）所在の温泉街においてガソリンスタンドを営む申立会社の原発事故による営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響割合を平成２６年８月分から平成２７年７月分までは５割、同年８月分から平成２８年７月分までは３割、同年８月分から平成２９年７月分までは１割として損害額を算定し賠償された事例

【公表番号１５２６※１】 自主的避難等対象区域（福島市）で中古車販売業及び自動車修理業を営んでいたが、風評被害により収入が減少し、平成２３年９月に廃業した上で申立外の妻子の避難先に合流した申立人の営業損害（逸失利益）について、避難先において、平成２４年８月頃からの開業準備期間を経て同年１０月に同内容の事業を再開したこと等の事情を考慮し、売上げの全くなかった平成２４年８月分については原発事故の影響割合を８割、若干ながら売上げのあった同年９月分については同割合を４割として賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５９３※１】　自主的避難等対象区域（川俣町）において工業製品の加工等を営んでいた申立会社について、主要な取引先が福島第一原子力発電所から一定の距離の範囲内で製造された製品の購入等を禁止する方針をとったことから、同範囲内に所在する複数の工場の機能を、同範囲外に所在する工場に移転したところ、劣化していた移転先工場の建物の屋根や浄化槽等の補修が必要となり平成２８年９月から平成３１年１月までに支出した補修費用につき、原発事故の影響割合等を考慮の上、およそ８割の賠償が認められた事例

【公表番号１６０９※１～※３】　自主的避難等対象区域（いわき市）において木材の製材、加工、販売を営む申立会社の平成２７年４月から平成２８年３月までの営業損害（逸失利益、検査費用、追加的費用）について、同期間の福島県産の製材出荷量やいわき市における木造建築の確認申請受付件数が原発事故前３か年の平均値よりも上回っていることが統計上うかがわれたものの、申立会社が顧客に対して行ったアンケート調査の結果等を踏まえ、検査費用及び追加的費用については全額が、逸失利益については原発事故の影響割合を、原発事故による影響が特に強いと考えられる商品に係る売上げの減少分については７割、その他の商品等に係る売上げの減少分については２割として算定した額が、それぞれ賠償された事例

【公表番号１６１２※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）においてきのこの加工販売業等を営む申立会社の風評被害による営業損害（逸失利益）について、取扱品目（出荷制限された原材料を使用した品目を含む）や原発事故後の事業所ごとの売上げ推移の状況、販売の形態及び事業所の位置等を考慮して、平成２７年８月から平成２９年７月まで、原発事故の影響割合を、本店分については６割又は５割、福島県内の加工所分については６割又は３割、福島県外の支店分については１割として、賠償された事例

【公表番号１６７８※１】　会津地方において下水汚泥処理事業等の複数の事業を営む申立会社の平成２５年４月から平成２８年３月までの下水汚泥処理事業に係る営業損害（逸失利益）について、上記期間の中には会社全体の売上高が事故前よりも増加している時期もあるものの、下水汚泥処理事業が他の事業とは工程及び人的・物的資源において独立していること等から、下水汚泥処理事業単体の売上高の減少額に基づいて算定するのが相当であるとした上で、原発事故の影響割合（８割）等を考慮して算定した金額が賠償された事例

【公表番号１６７９※１】　会津地域（南会津郡）において、農業体験等の田舎での生活を希望する顧客を対象とする不動産取引の仲介業等を営む申立人の平成２７年８月分以降の営業損害（逸失利益）について、原発事故の風評被害による不動産取引の減少を踏まえ、年度ごとに原発事故の影響割合（５割から２割へと漸減）を考慮しながら損害額を算定し、当該算定額と直接請求手続における既払分（東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づいた直接請求に対して支払われた申立人の年間逸失利益の１倍相当額）との差額分が賠償された事例

【公表番号１６８８※１、※２】　自主的避難等対象区域（福島市）において食品の製造販売業を営む申立会社について、東京電力の直接請求手続においては平成２３年３月から同年８月までの営業損害（逸失利益）を算定するに当たり、貢献利益率を製造業の平均利益率である３２％としたが、申立会社の実績による貢献利益率は上記よりも高いとして、これによる差額が賠償されたほか、平成２８年７月から平成３０年１２月までの食品の製造過程で利用する井戸水の検査費用の約７割が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７２６※１】　福島県内で複数の幼稚園等を運営する申立人が郡山市で運営する幼稚園事業のみを対象にした平成２７年８月から平成２９年３月までの営業損害（逸失利益）について、申立人の事業全体では原発事故前と比べて売上げが増加しているものの、郡山市の幼稚園事業単体においては、原発事故による同市の乳幼児人口の減少等を原因とする売上減少の継

続が認められたことから、同事業のみを対象として営業損害を算定することとした上、原発事故の影響割合を、平成２７年８月から平成２８年３月までは９割、同年４月から平成２９年３月までは５割として算定した金額が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８０４※１】　自主的避難等対象区域において原発事故の数か月前に士業を開業した申立人の平成２３年３月から同年１２月まで（以下「対象期間」という。）の営業損害（逸失利益）について、申立人が開業前に顧客として想定していた業者等が原発事故による風評被害の影響を受け売上を落とし、申立人としては商圏喪失により損害を被ったことを考慮して、対象期間の想定売上額から対象期間の実際の売上額を控除した上で、さらに震災及び津波被害による影響割合を考慮してその約５割の金額が賠償された事例

【公表番号１８２１※１】　幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を経営する学校法人である申立人が、原発事故による避難に伴い新入児童生徒が減少したとして、自主的避難等対象区域内の小中学校についての平成２７年度から令和元年度までの営業損害（逸失利益）の賠償を請求した事案において、法人全体で見れば原発事故後から増収していることが認められるものの、原発事故とは無関係な事情による増収であるとして、小学校については平成２７年度から令和元年度まで原発事故の影響割合を６割から１割として、中学校については平成２７年度から平成２９年度まで同影響割合を６割から２割として、それぞれ賠償が認められた事例

【公表番号１８６８※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）において予備校を経営していた申立人の平成２６年３月から令和２年２月までの売上減少による営業損害について、申立人が平成２４年と平成２７年の２度にわたり教室を移転しており、特に２度目の移転後の事業形態が原発事故当時とは大きく異なることを考慮して経費算定をした上で、教室の移転や事業形態の変更については申立人の経営判断の側面があることから原発事故の影響割合を６割ないし２割とみて賠償額が算定された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８７９※１】　会津若松市において下水汚泥処理業を営んでいたが、原発事故により事業を休止した申立人について、事業再開時に、処理場周辺の地方自治体との公害防止協定により放射線濃度等の測定・検査をするよう義務づけられたことを考慮し、その測定・検査に要する各種費用のほぼ全額（人件費を影響割合８割とし、その余は全額。令和元年１２月まで。）の賠償が認められた事例

【公表番号１８８０※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）において自動車整備事業等を営んでいた申立人について、顧客が避難したこと等により売上げが減少したとして、平成２３年３月から平成２７年５月までの営業損害（逸失利益。原発事故の影響割合は平成２３年３月から平成２６年５月まで６割、平成２６年６月から平成２７年５月まで４割。）の賠償が認められた事例

【公表番号１９１６※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）においてメガネ・コンタクトレンズ等の販売業をフランチャイジーとして営んでいた申立人について、原発事故による買控え、予約控え、フランチャイズ本部からの避難指示に伴う営業停止により、売上げが減少したと認め、逸失利益として、平成２３年３月から同年４月まで、原発事故の影響割合５割の限度で営業損害が認められた事例

【公表番号１９１７※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において化粧品及び美容院向けの使用器具等の販売業を営んでいた申立会社について、風評被害のため廃棄を余儀なくされた在庫商品にかかる財物損害として、風評被害の程度、廃棄の必要性・合理性、立証の程度等を考慮して、申立会社が主張する原発事故時の在庫価値相当額に２割５分を乗じた額が賠償された事例

【公表番号１９１７※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において化粧品及び美容院向けの使用器具等の販売業を営んでいた申立会社について、平成２７年８月から平成２８年７月までの間の追加的費用として、原発事故の影響の程度や立証の程度等を考慮して、販売費及び一般管理費のうち原発事故によって増減した費目の上記対象期間における合計金額から基準期間（平成２１年３月から平成２２年２月）における合計金額を控除した額に２割５分を乗じた額が賠償された事例

【公表番号１９４５※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）に営業所を設置して、医薬品等の配置販売業を行っていた申立会社について、原発事故の影響により当該営業所の取引先のうちの避難指示等対象区域在住の顧客からの医薬品等の購入が減少したことを考慮して、平成２３年３月から平成２６年２月まで（原発事故の影響割合は、平成２３年３月から同年８月までが９割、同年９月から平成２４年２月までが７割、同年３月から同年８月までが５割、同年９月から平成２５年２月までが３割、同年３月から平成２６年２月までが１割）の営業損害（逸失利益）の賠償が認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１０５※１】　自主的避難等対象区域（玉川村、石川町）で飲食店を営む申立会社の営業損害について、東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく同年８月分以降の営業損害として、直接請求手続による既払金（年間逸失利益の２倍相当額）を超える損害の賠償が認められた事例

イ　福島県外

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１４９※１】　原発事故当時、さいたま市において日本語学校を営んでいた申立人について、原発事故の影響により帰国による退学、入学辞退等が生じたとして、平成２４年３月までの営業損害が賠償された事例

【公表番号２３７※１】　神奈川県所在の日本語学校について、原発事故の風評被害により訪日外国人留学生が減少して平成２３年３月から平成２４年２月までの間売上げが減少したとして、原発事故前直近２年間の売上げの平均を基準とした対象期間の売上減少額に貢献利益率を乗じ、原発事故の影響割合を８割として逸失利益を算定し、既払済みであった平成２３年５月までに入学取消しがあったことによる損害賠償分を控除した残額が賠償された事例

【公表番号２４８※１】岩手県で同県や近県の樹皮、牛糞等を原料とする肥料製造業者について、行政機関からの自粛要請通知があったことを受けた取引先から回収を求められ、平成２３年３月以前に出荷した肥料を回収・廃棄せざるを得なかったとして、当該肥料の原価及び回収・廃棄に要した費用（平成２３年３月から平成２４年１１月まで）の８割５分の金額について、また、取引先から求められた平成２３年４月から同年１２月までに出荷した肥料に係る放射線検査費用及び線量計購入費用の全額について、それぞれ賠償された事例

【公表番号２５８※１】　神奈川県横浜市において外国人留学生を対象に寮を提供するサービス業を営んでいた申立人について、原発事故に伴う風評被害により、平成２３年３月期の入寮生が減少し、また、在寮生の一部が退寮し帰国したとして、平成２３年３月から同年９月までの間の営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号２７９※１】　栃木県北部で不動産販売業を営む申立人について、風評被害により不動産売買取引が大幅に減少したとして、原発事故以外の要因による売上減少への影響は考慮せず、原発事故前後における売上高の差額から支払を免れた経費を控除した金額（平成２３年３月から平成２４年３月まで）が営業損害（逸失利益）として賠償された事例

【公表番号２９０※１】　茨城県内で得意先から工具を借り受けて商品を製造する製造業を営んでいた申立人について、原発事故の発生に伴い、申立人の所在地が避難対象区域に含まれると誤

解した当該得意先から当該工具を引き上げられたとして、平成２３年３月から同年８月までの期間につき風評被害による営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号２９９※１】 神奈川県藤沢市でごみ焼却灰を関東地方から近畿地方に運搬する廃棄物運搬業を営む申立人について、焼却灰の放射能汚染を危惧した住民の反対運動等に起因する運搬委託の減少により平成２３年１２月から平成２４年６月までの間に減収が生じたとして、風評被害による逸失利益が賠償された事例

【公表番号３１５※１】 栃木県北部で幼稚園を経営する申立人について、原発事故による放射線被曝の回避のために園児が退園して減少した保育料等の逸失利益（平成２３年９月分から平成２４年３月分まで）が賠償された事例

【公表番号３８１※１】 宮城県で釣舟業を営んでいる申立人について、原発事故による風評被害により、固定客である福島県在住の利用客が減少したことに伴う平成２３年３月分から同年１１月分までの逸失利益につき、原発事故の影響割合を約８割５分として賠償された事例

【公表番号５７２※１、※２】 岩手県において東北、関東地方向けに牛乳販売業を営む申立会社について、東北地方での売上げは原発事故前より増加しているものの、申立人の特別の努力に基づくものとして控除せず、関東地方での風評被害による売上減少分の平成２３年４月から平成２４年９月までの逸失利益として７８６万０４５６円が賠償されたほか、同期間に要した検査費用として２１２万１２４６円が賠償された事例

【公表番号９００※１】 宮城県で衣料品製造業を営む申立会社が、売上げの９割を占める取引先（有名ファッションブランド）からの要求により実施している製品の放射線検査（約２週間おきに、サンプルを抽出し専門機関において検査。）に係る費用について、東京電力が直接請求手続で賠償を拒否した平成２５年７月から平成２６年１月までの費用が賠償された事例

【公表番号９２８※１】 茨城県で外国人実習生受入事業を行い、受入先企業から管理費を徴収していた申立組合について、原発事故により実習期間途中で外国人実習生が帰国したことにより生じた管理費収入の減少額に、貢献利益率９３％、外国人実習生の期間満了までの平均在籍率９３．５％、さらに原発事故の影響割合として６割を乗じた額が逸失利益（平成２３年３月から平成２６年１月まで）として賠償された事例

【公表番号９４３※１】 栃木県那須町で別荘地等の不動産を販売・媒介していた申立人が、風評被害によって売上高が減少したとして請求した営業損害（逸失利益）について、東京電力が業界団体との間で合意した原発事故の影響割合等によらず、原発事故の影響割合を１０割として営業損害（平成２３年３月から平成２４年７月まで）が賠償された事例

【公表番号９９８※１】 申立人は、外国人が発注したヨットの建造を行うクライアントとの間で、申立人がビジネス上の助言や広告等を行うコンサルタント契約を締結していたところ、原発事故に伴う風評被害の影響により外国人によるヨットの発注が減少したためクライアントから同契約を解消されたとして請求した逸失利益の賠償（契約解消から３年分）について、契約解消から２年分（平成２３年７月から平成２５年６月まで）を限度に、原発事故の影響割合等を考慮した一定の金額が賠償された事例（和解案提示理由書あり。掲載番号３１）

【公表番号１００７※１】 原発事故当時、千葉県松戸市でウィークリーマンション業を営んでいた申立人について、平成２４年３月から平成２５年２月までの間の減収分について、原発事故の影響割合を５割として、風評被害による逸失利益が賠償された事例

【公表番号１０５１※１】 栃木県で別荘用土地建物の販売等を業とする申立会社について、申立会社の業績推移、事業の特性等を勘案して対象年度の想定売上高を認定し、原発事故前後の損益の状況を考慮した利益率を採用して、平成２５年５月から平成２６年４月までの風評被害による逸失利益が賠償された事例

【公表番号１２１２※１】 茨城県内で、施設内の池に淡水魚を放流し、釣り客から施設入場料を得ることにより釣り場の経営をしている申立会社について、原発事故の風評被害により減収が生じたとして、平成２６年１月から平成２７年６月までの逸失利益（原発事故の影響割合は、平

成２６年１月から同年３月までは１０割、同年４月から同年６月までは７割、同年７月から平成２７年６月までは３割。）として、１８８万１００２円が賠償された事例

【公表番号１４３２※１】 栃木県北部の別荘地及びその周辺地において別荘の分譲販売・管理業等を営む申立会社Ｘ並びに同所における別荘の建設等の工事を請負う申立会社Ｙの風評被害に基づく各営業損害（逸失利益）について、申立会社Ｘが上記別荘地において所有する区画数及び同別荘地の放射線量等を考慮し、原発事故の影響割合を２割として、申立会社Ｘにつき平成２８年５月分から平成２９年４月分まで（逸失利益１４１４万８０３１円）、申立会社Ｙにつき平成２７年１２月分から平成２８年１１月分まで（逸失利益５３３万９４０５円）の損害が賠償された事例

５　輸出に係る風評被害（中間指針第７の５）

⑴　中間指針等の整理

（中間指針第７の５）

Ⅰ）我が国の輸出品並びにその輸送に用いられる船舶及びコンテナ等について、本件事故以降に輸出先国の要求（同国政府の輸入規制及び同国の取引先からの要求を含む。）によって現実に生じた必要かつ合理的な範囲の検査費用（検査に伴い生じた除染、廃棄等の付随費用を含む。以下（備考）の３）において同じ。）や各種証明書発行費用等は、当面の間、１Ⅲ）①の類型として、原則として本件事故との相当因果関係が認められる。

Ⅱ）我が国の輸出品について、本件事故以降に輸出先国の輸入拒否（同国政府の輸入規制及び同国の取引先の輸入拒否を含む。）がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたもの（生産・製造途中のものを含む。）に限り、当該輸入拒否によって現実に廃棄、転売又は生産・製造の断念を余儀なくされたため生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、１Ⅲ）①の類型として、原則として本件事故との相当因果関係が認められる。

（備考等抜粋・要約）

ア　本件事故以降、我が国の輸出に関し生じている被害は、外国政府の輸入規制が介在する場合を含めて一般的には、外国人が我が国の輸出品について放射性物質による汚染を懸念し、これを敬遠することによって生じているものと言え、いわゆる風評被害の一類型と考えることができる（備考１）。

イ　輸出に係る被害についても、風評被害が平均的・一般的な人を基準に判断の合理性を問題にする以上、日本人の消費者又は取引先を想定した場合と同じ範囲で「風評被害」を認めることを基本として考えることが適当である。しかしながら、一般に海外に在住する外国人には日本人との間に情報の格差があること、外国政府の輸入規制など国内取引とは異なる事情があること等から、輸出に係る被害については、一定の損害項目や時期に限定して、国内取引よりは広く賠償の対象と認めることが適当である（備考２）。

ウ　海外に在住する外国人と日本人との間の情報の格差や、輸入拒否による損害の発生を回避する必要性等にかんがみれば、我が国からの輸出品等について、検査や産地証明書等の各種証明書を求める心理は一般的には合理性を有していると認められる。したがって、本件事故が収束していない現状においては、当面の間、我が国からの輸出品全般についてそのような検査費用や各種証明書発行費用等は、原則として賠償すべき損害と認められる（備考３）。

エ　一方、情報の格差等があるからといって、検査や各種証明書の発行等を要求するにとどまらず、広く我が国からの輸出品全般について輸入を拒否する心理についてまで、一般的に合理性を認めることは困難である。また、輸入拒否を受けた我が国の事業者においても、一般的には、別の国又は国内において販売するなど被害を回避又は減少させる措置を執ることを期待し得る。したがって、輸入拒否については、基本的に、日本人の消費者又は取引先を想定した場合と同じ範囲でのみ原則として本件事故と相当因果関係のある「風評被害」と認められる。但し、被害を受けた我が国の事業者において、当該輸入先国による輸入拒否がされる以前に既に輸出し、又は当該国に対する輸出用に既に生産・製造をし、若しくは生産・製造を開始していた輸出品については、当該輸入拒否による損害を回避することは困難であることから、この場合の損害に限って原則として相当因果関係のある「風評被害」と認めることが適当である。また、その場合であっても、上述のとおり、我が国の事業者においても損害回避措置が期待されるところから、例えば輸入拒否を知り得て輸出した場合に生じた被害は損害として認められない（備考４）。

オ　指針Ⅱの「当該輸出先国向けに生産・製造されたもの（生産・製造途中のものを含む。）」とは、当該輸出品の種類、品質、規格、包装、生産・製造方法等を特に当該輸出先国向けとしていることから、当該国以外への転売が困難であるか又は転売すれば減収や追加的費用が生じるものを

意味するものとする（備考５）。

⑵　当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

１　　中間指針第７の５に関する事例を、拠点ごとに区分して挙げた。これらの指針に直ちに該当はしないが、例えば中間指針第７の１の一般的基準により賠償対象となった事例についても、輸出に係る風評被害であるものについては、便宜上ここに挙げた。

２　　なお、営業損害に係る事例であって、廃業損害に係る事例については第１の９⑵エに、特別の努力・中間収入の非控除に係る事例については同オ(ｲ)に、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例については同オ(ｳ)に、追加的費用のうち除染費用に関する事例については第１１の１⑵に、それぞれ集約して挙げているので、そちらを参照されたい。

ア　福島県内

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１８１※１】　原発事故当時、福島市において、中古機械の輸出業を営んでいた申立人について、輸出先国の取引先から風評被害による買い控えを受けたとして、損害回避に関する期待可能性等の事情を考慮し、平成２３年４月から同年９月までの営業損害（原発事故による影響割合は１０割。）が賠償された事例

【公表番号３４６※１】中国向けのプラスチック半製品の製造工場を避難指示区域外（県北地域）に取得し、平成２３年３月から同工場を稼働する予定であった申立人について、原発事故による輸出規制のため同工場で製造した製品の中国向け輸出が困難となり同工場を閉鎖及び売却したことにより生じた工場不動産の売却損の全額及び福島県外の工場で製造するために増加した原材料の運搬費用相当額が賠償された事例

【公表番号５９６※１】福島県中通り所在の事業所で電池の設計・製造を営む申立会社について、原発事故の風評被害により海外取引先企業が製品の放射性物質汚染を危惧して売上げが大幅に減少したとして、平成２３年７月分から平成２４年６月分までの営業損害（逸失利益）等が賠償された事例

【公表番号１１０２※１、※２、※４】自主的避難等対象区域で造園業や造園木等の生産・販売業を営んでいた申立会社について、輸出先国の輸入拒否等によって現実に廃棄等を余儀なくされたために生じた逸失利益（平成２３年３月１１日から同年１２月３１日まで）、検査費用（同年３月１１日から同年５月３１日まで）及び追加的費用（平成２６年３月１日から同年７月３１日まで）が賠償された事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０５０※１】　北海道で水揚げされたホタテ貝等の海産物を韓国へ輸出している申立人らの平成２６年１月から令和４年１２月までの水産物の放射線検査費用について、原発事故の影響割合を５割として算出した金額が賠償された事例

イ　福島県外

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１８６※１】　原発事故当時、茨城県において、食品製造業を営んでいた申立人について、原発事故に伴う風評被害によって輸出先国における輸入禁止措置により輸出販売が不能等となり生じた営業損害（逸失利益）として、輸出販売実績を考慮した上で平成２３年３月から平成２４年３月までの期間につき相当額が賠償された事例

【公表番号２５７※１】 原発事故当時、東京都内においてロシア向け冷凍サンマの輸出業を営んでいた申立人について、輸出先国のロシアが、原発事故を受けて、福島・茨城等の１都６県から輸出された水産物等の輸入禁止措置を講じたことによって、予定していた輸出販売ができなくなったことから、平成２３年３月から同年１２月までの輸出に係る風評被害による営業損害（逸失利益）として、原発事故当時既に締結していた契約に基づく出荷予定数量から実際に出荷できた数量を控除した数量に見込利益を乗じた金額が賠償された事例

【公表番号３０１※１、※２】 中国向け冷凍魚輸出業を営んでいた宮城県仙台市に本店を有する申立人について、原発事故により輸出先の中国が輸入規制をしたため冷凍魚を輸出できずに廉価で処分せざるを得なくなったことにより生じた逸失利益及び当該冷凍魚を寄託先の倉庫に保管せざるを得なくなったことにより負担した保管料（追加的費用）について、風評被害による営業損害として賠償が認められた事例

【公表番号８８８※１】 茨城県において金属スクラップ片の卸売業を営む申立人が、中国へ商品を輸出している取引先からの要望により平成２４年６月に購入した大型（ゲート型）の放射線検知器について、購入設置費用全額が賠償された事例

【公表番号９５０※１】 関西地方で家庭用品の輸出業等を営む申立会社について、原発事故に伴う風評被害により中止となった外国法人に対する輸出取引につき、原発事故前の交渉の進捗状況等からは、原発事故当時には既に契約成立と同視し得る状況にあったことを考慮し、原発事故の影響割合を７割として営業損害（逸失利益）が賠償されたほか、追加的費用の全額が賠償された事例

【公表番号９６６※１】 南太平洋産等の魚を原料として茨城県で製造された食品添加物を仕入れて、外国に輸出していた申立会社について、当該外国政府による茨城県等を産地とする水産物の輸入禁止措置の影響で輸出先の当該外国の企業から取引を停止されたことによって生じた営業損害等が賠償された事例

【公表番号９９０※１】 関東地方においてパン等の製造販売業を営む申立人について、中国及び韓国の輸入制限措置によりパン製品を輸出できなくなったことに伴う平成２３年４月から同年１２月までの間の営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号１０７０※１】 米を特定の外国に輸出する準備をしていたが、当該国において輸入規制措置が講じられ、輸出ができなくなったと主張した申立会社について、原発事故前の輸出実績はなかったものの、輸出に向けた準備状況等の諸事情から、平成２３年産の米について営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号１１２０※１】 関東地方で水産加工業を営む申立会社について、原発事故後、輸出先のロシアや韓国等においてサンマの輸入禁止措置がとられたことによって生じた、サンマの売上減少分につき、平成２５年９月から平成２６年８月分までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号１１５４※１】 愛知県豊橋市で大韓民国向けに水産物の輸出業を営む申立人について、大韓民国による水産物の輸入禁止措置により宮城県産の水産物輸出が困難となったこと等の事情を考慮し、原発事故の影響割合を４割として、平成２６年３月から同年１２月までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号１３５４※１】 千葉県で主に韓国のホテルを取引先として国産干し鮑の販売業を営む申立会社の営業損害について、韓国からの輸入禁止措置や申立会社の顧客開拓のための努力等の事情を考慮して、平成２３年３月分から平成２８年９月分まで（原発事故による影響割合は、当初の９割５分から１割まで漸減。）の逸失利益３４０万７３２３円が賠償された事例

【公表番号１３６７※１】 神奈川県内で中古自動車の輸出等の港湾運送事業等を営む申立会社が原発事故により支出を余儀なくされた輸出用中古自動車の検査費用及びその付帯作業費用について、平成２７年４月分から平成２８年７月分までは原発事故の影響割合を５割として、同年８月分から平成２９年２月分までは同割合を１割として賠償された事例

【公表番号１４７８※１】 エジプトやベトナム等に千葉県産の冷凍サバ等を輸出している申立会社の冷凍魚の平成２８年４月から平成３０年３月までの放射線検査費用について、相手国の輸入規制に基づくものであるとして東京電力が全額の支払義務を認めた費用のほか、輸入規制が上記期間にされていないその他の相手国に輸出するための費用についても、取引先の要請に基づくものであるなどとして、原発事故の影響割合を９割として賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８５１※１】 エジプト等に冷凍魚を輸出する申立会社の平成３０年３月から令和３年４月までの冷凍魚の放射線検査費用について、冷凍魚の産地、輸出先国の輸入規制の有無・内容、取引先からの検査要請の有無、検査実施時期に応じて、原発事故の影響割合を１０割ないし２割として賠償された事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０９２※１】 宮城県において海産物の卸売業を営む申立人について、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴い、取引先に香港への輸出用として販売する予定だった宮城県産ホタテの販売ができなくなったことにより生じた逸失利益（令和５年８月分から同年１０月分まで。ＡＬＰＳ処理水放出前の当該取引先への販売状況及びＡＬＰＳ処理水放出後の販売の蓋然性を考慮して、原発事故の影響割合を７割５分として算定し、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償が認められた事例

【公表番号２０９５※１】 徳島県において、水産物の冷蔵・冷凍保管業を中心としつつ、国内産冷凍魚を中国へ輸出するなどの加工水産物販売業等も営む申立会社による請求（令和５年８月２４日に開始されたＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置によって国内産冷凍魚を中国へ輸出することができなかったため、損害が発生したとしてその賠償を求めるもの。）について、申立会社全体では減収が生じておらず損害が発生していないとの東京電力の主張を排斥し、申立会社のうち国内産冷凍魚を中国へ輸出する部門における令和５年８月から同年１０月までの逸失利益（原発事故の影響割合は１０割として算定。）の賠償を認めた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１１９※１、２】 東京都において日本産冷凍水産物の中国への輸出販売業等を営む申立会社（令和５年２月設立）のＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置による営業損害について、①輸出売上の減少により生じた逸失利益（令和５年８月分から令和６年１０月分まで）として、前年同月の売上実績がない期間があるなどとして直接請求手続では賠償が認められなかったものの、会社設立後からＡＬＰＳ処理水放出までの輸出売上の実績及び申立会社の事業態様等を考慮して設定した基準売上高によって算定した金額（ＡＬＰＳ処理水放出後の取引規模維持の蓋然性等を考慮して、原発事故の影響割合を８割として算定。）の賠償が認められたほか、②追加的費用として、輸出ができなかった水産物の保管料（令和６年８月分から同年１０月分まで。原発事故の影響割合を１０割として算定。）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１３６※１】　北海道において水産物加工事業等を営む申立会社が、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置によって、中国へ多く輸出されていたホタテが日本国内に滞留してホタテ製品の価格が下落したことに伴い、申立会社が加工して国内で販売していたホタテ製品（玉冷）についても損害が発生したとして逸失利益（令和５年８月から令和６年３月まで）を請求した事案において、令和５年７月末時点に申立会社が保有していた同製品の在庫の販売終了時期までは前年同月比の販売単価差額に販売数量を乗じた額、それ以降の販売分は同販売単価差額に販売数量を乗じた額から原料（ホタテ原貝）仕入額低下相当分を控除した額を算定したうえで、同製品の性質や申立会社の同製品の販売状況等を考慮して、原発事故の影響割合を８割として逸失利益の賠償を認めるなどした事例

６　その他風評被害

⑴　中間指針等の整理

（中間指針）
中間指針第７の１～５、中間指針第三次追補、各総括基準参照

⑵　当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

１　中間指針第７の２から５までに係る業種に限らず、その他の風評被害に関する事例について、拠点ごとに区分して挙げた。中間指針第７の１の一般的基準のみにより賠償対象となった事例も含まれる。

２　なお、営業損害に係る事例であって、廃業損害に係る事例については第１の９⑵エに、特別の努力・中間収入の非控除に係る事例については同オ(ｲ)に、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例については同オ(ｳ)に、追加的費用のうち除染費用に関する事例については第１１の１⑵に、それぞれ集約して挙げているので、そちらを参照されたい。

ア　福島県内

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号４８９※１】　原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）で農業を営んでいた申立人が、県外の避難先で農業を再開するに当たり、避難先の自治体職員から、いわき市から農機具を持ち込まないよう要請されたため新たに賃借した農機具の賃借料相当額（平成２４年３月から平成２４年８月まで）の全額である４３２万８７８０円が賠償された事例

【公表番号８６２※１】自主的避難等対象区域（郡山市）において小児科及び産婦人科を含む総合病院を経営している申立人について、原発事故後、地域の子供や女性が避難しており、東京電力が直接請求手続で支払を拒否した期間（平成２４年４月から平成２５年３月まで）についても、小児科及び産婦人科の収入の減少には、原発事故との相当因果関係が認められるとして、同期間に係る逸失利益が賠償された事例

【公表番号１２３２※１】自主的避難等対象区域（いわき市）の自宅に所有する庭木（松２本）について、原発事故前に１１０万円で売却する旨の売買契約を締結し、手付金として２０万円を受領したが、原発事故後に買主の申出により合意解約をした申立人について、原発事故の影響割合として、移植のために根巻きして自宅住居建物至近に置いていた上記庭木が放射線量を帯び、水を掛けても放射線量がさほど下がらなかったことから切断処分するに至ったなどの事情を考慮して、上記売買代金相当額の５割とし、申立人が自主的に返金した上記手付金相当額２０万円を控除した残額である３５万円が逸失利益として賠償された事例

【公表番号１４５５※１～※３】 県中地域において金属スクラップ卸売業を営む申立会社の営業損害について、原発事故の影響により金属スクラップが放射性物質で汚染されたため県内の業者からの仕入れが減少したことを考慮して、県内業者からの仕入減少分に対応する売上高の減少と売上単価の減少から算定した平成２６年８月から平成２８年９月までの逸失利益（原発事故の影響割合は、当初の７割から２割５分まで漸減。）が賠償されたほか、放射線検査機器の修理に要した平成２７年１月から平成２９年４月までの追加的費用が賠償された事例

イ　福島県外

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２９０※１】 茨城県内で得意先から工具を借り受けて商品を製造する製造業を営んでいた申立人について、原発事故の発生に伴い、申立人の所在地が避難対象区域に含まれると誤解した当該得意先から当該工具を引き上げられたとして、平成２３年３月から同年８月までの期間につき風評被害による営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号１３３０※１】 栃木県で、主に関東圏の顧客に対する別荘用不動産の販売・仲介業を営む申立人の風評被害による営業損害（逸失利益）について、取扱物件の周辺が汚染状況重点調査区域となっており、観光客の風評被害の継続を示すような報道等もされていたこと、その一方で、原発事故からの時間の経過に伴い他の減収要因も考えられること等の事情を踏まえ、原発事故の影響割合を、平成２６年４月分から同年１２月分までは２割、平成２７年１月分から同年１２月分までは１割として、賠償された事例

【公表番号１４５３※１】 茨城県において外国人実習生の管理等を行う申立人が、原発事故直後の時期に放射能汚染による健康被害を懸念して多数の外国人実習生が予定された実習期間の途中で帰国したことによる収入減少に伴う営業損害（逸失利益）について、平成２３年３月分から平成２６年３月分まで、基準年度の利益額と対象年度の利益額（ただし、対象年度の利益額の算定に当たって、基準年度から支出が増えた費目の増加分については費用として計上しない。）との差額分に原発事故の影響割合（当初の５割から２割まで漸減。）を乗じた額が賠償された事例

第６　いわゆる間接被害（中間指針第８）

１　中間指針等の整理

（中間指針第８）
Ⅰ）この中間指針で「間接被害」とは、本件事故により前記第３ないし第７で賠償の対象と認められる損害（以下「第一次被害」という。）が生じたことにより、第一次被害を受けた者（以下「第一次被害者」という。）と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を意味するものとする。
Ⅱ）「間接被害」については、間接被害を受けた者（以下「間接被害者」という。）の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その具体的な類型としては、例えば次のようなものが挙げられる。
① 事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。
② 事業の性質上、調達先が地域的に限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。
③ 原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。
Ⅲ）損害項目としては、次のものとする。
① 営業損害
第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用
② 就労不能等に伴う損害
①の営業損害により、事業者である間接被害者の経営が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用

（備考等抜粋・要約）
ア　指針Ⅱに例として挙げた類型以外にも、本件事故によって生じた被害を個別に検証し、間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本件事故との相当因果関係が認められる。例えば、第一次被害者との取引が法令により義務付けられている間接被害者において、一次被害者との取引に伴って必然的に生じた被害についても、相当因果関係が認められる（備考１）。
イ　指針Ⅱの③については、事業者には、一般に、取引におけるリスクを分散する取組みをあらかじめ講じておくことが期待されるため、「原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている」場合とは、そのような事前のリスク分散が不可能又は著しく困難な場合、例えば、ある製品に不可欠な原材料が特殊な製法等を用いて第一次被害者で生産されているため、同種の原材料を他の事業者から調達することが不可能又は著しく困難な場合などが考えられる。この場合でも、一定の時間が経過すれば、材料・サービスの変更をするなどして、被害の回復を図ることが可能であると考えられるため、賠償対象となるべき期間には限度があると考えられる（備考２）。
ウ　必ずしも指針Ⅰで定義する間接被害には当たらないが、第三者が、本来は第一次被害者又は加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合は、賠償の対象となる（備考３）。

２　当該指針等に関する和解事例

（補足説明）
１　中間指針第８に関する事例を挙げた。避難等対象区域外に拠点のある間接被害者の被害は、必ずしも風評被害と区別できない場合も多く、重複をいとわずに紹介しているので留意されたい。

また、必ずしも同指針には該当しないが商圏喪失等原発事故と間接的な相当因果関係により損害が生じた事例について、後半部分にまとめて紹介しているので、そちらも参照されたい。

2　上記指針Ⅲ②に係る就労不能等に伴う損害については、第１の１０⑵にまとめているので、そちらを参照されたい。

3　また、廃業損害に係る事例については第１の９⑵エに、特別の努力・中間収入の非控除に係る事例については同オ(ｲ)に、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例については同オ(ｳ)に、追加的費用のうち除染費用に関する事例については第１１の１⑵に、それぞれ集約して挙げているので、そちらを参照されたい。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１６２※１】　原発事故当時、東京都において温泉附属設備等の製造・販売業を営んでいた申立人が、原発事故による風評被害により第一次被害を受けた栃木県の温泉旅館業者から売買契約を解約され平成２３年３月から同年１０月までの間に減収が生じたとして、営業損害が賠償された事例

【公表番号１６４※１】 原発事故当時、群馬県桐生市においてきのこ栽培のための種菌に関する製造業を営んでいた申立人について、原発事故により避難等対象区域内の取引先が事業継続困難となる第一次被害を受け、当該取引先からの注文がキャンセルとなって平成２３年３月から同年８月までの間に逸失利益が生じたとして、間接被害による営業損害（原発事故による影響割合は１０割。）が賠償された事例

【公表番号１７１※１、※３】 原発事故当時、千葉県において福島県内の業者からしいたけ原木を仕入れてしいたけ栽培業を営んでいた申立人について、原発事故後、福島県内のしいたけ原木から出荷制限指示の基準値を超える放射線量が検出されて品薄となり、仕入単価が上昇したとして平成２３年１２月までの仕入費用の増加分が、また、販売先の取引停止措置や買い控え等により収益が減少したとして、平成２３年３月から同年１２月までの逸失利益がそれぞれ賠償された事例

【公表番号２０９※２】 茨城県において山菜・きのこの販売、茶の集荷等を営んでいた申立人について、原発事故による出荷制限により第一次被害を受けた農家から茶の集荷の依頼等がなくなり、平成２３年３月から同年１２月までの間に手数料収入が減少したとして、売上減少額から支払を免れた経費を控除した残額分が逸失利益として賠償された事例

【公表番号２１４※１】 会津若松市において農産物の運送業を営んでいた申立人について、原発事故による風評被害により第一次被害を受けた農業関係事業者からの委託が減少し、平成２３年３月から同年１１月までの間に減収が生じたとして、原発事故前の基準年からの減少額に利益率を乗じ、原発事故の影響割合を７割として逸失利益が賠償された事例

【公表番号２２５※１、※２】 いわき市において設備製造、メンテナンス工事関連機器類の販売等を業とする申立人について、原発事故により避難指示区域内にある取引先が避難したことにより、孫請けしていたメンテナンスに関する取引を失ったことで売上げが減少し（平成２３年３月から平成２４年９月まで）、また、新規取引が成立せずに損害が生じたとして、過去３年間の売上実績の平均値又は売上見込額に貢献利益率を乗じた額が逸失利益として賠償された事例

【公表番号２２７※１】 宮城県の飼料販売業者について、原発事故に伴う避難指示等により休業、廃業等を余儀なくされる第一次被害を受けた福島県浜通りの畜産業者に対する売上げが大幅に減少し、平成２３年３月から同年１２月までの間に減収が生じたとして、貢献利益率１１％、原発事故の影響割合を８割５分（残は地震・津波による影響）として逸失利益が賠償された事例

【公表番号２２８※１、※２】 郡山市において、①福島県、栃木県及び茨城県の取引先に包装資材の販売等を、並びに②福島県内の取引先からしいたけ等のパック詰めの請負を、いずれも業と

している申立人について、①について販売先が原発事故に伴う避難指示等により休業、廃業等を余儀なくされ、又は風評被害により売上げが減少するという第一次被害を受け、②について委託先が風評被害により販売量が減少するという第一次被害を受け、いずれの取引も減少し、平成２３年３月から同年１２月までの間に減収が生じたとして、①について貢献利益率１９％、原発事故の影響割合を８割、②について貢献利益率を４２％、原発事故の影響割合を１０割として、逸失利益が賠償された事例

【公表番号２３５※２】 茨城県において製造業を営み、避難指示区域内の自動車部品メーカーの工場で製造される製品の部品を納入していた申立人について、原発事故に伴う避難指示のために当該工場が製品の製造ができなくなって第一次被害が生じ、第一次被害者から受注予定であった部品の加工・販売ができなくなって平成２３年３月から平成２４年５月までの間に間接被害が生じたとして、原発事故前の平成２２年の第一次被害者との取引による営業利益を基礎に、平成２３年３月から同年５月までは原発事故の影響割合を６割、それ以外の期間は同割合を１０割として逸失利益が賠償された事例

【公表番号２７６※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）において運送業を営んでいた申立人について、避難指示区域内にある取引先が事業を停止したことにより、長年運送してきた農産物の運送需要がなくなったため、平成２３年３月から平成２４年９月までの期間につき逸失利益が生じたとして、間接被害による営業損害が賠償された事例

【公表番号３１４※１】 茨城県内の運送業者について、原発事故に伴う風評被害によって同県産の農産物が販売不振となり、同運送業者の取扱輸送量が減少して被った間接損害（平成２３年３月分から同年１１月分まで）が賠償された事例

【公表番号３２１※１】 千葉県で釣エサの卸売業等を営む申立人について、原発事故により販売先が風評被害による第一次被害が発生し、これにより申立人の売上げが減少したとして、間接損害による営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号３４０※１】 群馬県で農機具等の販売業を営む申立人について、顧客である農家が、原発事故の風評被害により収入が減少する第一次被害を受け農機具等の購入を断念したことにより、減収が生じたとして、間接被害による営業損害が賠償された事例

【公表番号３４５※１】 福島県産のしいたけ原木の出荷・流通を行っていた流通商社から運送の委託を受けていた栃木県の運送業者について、原発事故により福島県内のしいたけ原木に対する出荷制限や自粛要請等の影響で、同流通業者が現地栽培のしいたけ原木を出荷・流通させることができなくなる被害を受けたことにより、申立人が同流通業者から運送の受託ができなくなったために輸送量が減少したとして、間接損害による逸失利益等が賠償された事例

【公表番号３６８※１】 宮城県で食品の運送業を営む申立人について、避難指示区域内の取引先の工場が原発事故の影響により休止し、当該食品の運送業務がなくなったことにより、平成２３年３月から同年１１月までの間に逸失利益が生じたとして、営業損害（間接損害）が賠償された事例

【公表番号３７３※１】 茨城県で食品販売業を営む申立人について、販売先である同県内の旅館・ホテルが風評被害で来客数が減少したため申立人の当該販売先への売上げが減少したことに伴い、平成２３年３月から同年１１月までの間に減収が生じたとして、当該減収分のうち原発事故の影響割合を９割として算定し、逸失利益（間接損害）が賠償された事例

【公表番号３８０※１】 千葉県で自動車用製品製造業を営む申立人について、原発事故の第一次被害者である避難指示区域内所在の取引先から部品納入が停止されたことにより、代替先から部品を調達して製品販売を試みたが、販売先１社と取引停止になったことに伴う逸失利益及び代替部品の調達に関する追加的費用が賠償された事例

【公表番号４２３※１】 自主的避難等対象区域に所在し、漁師を対象とした安全祈願の例祭を行い、例祭におけるお札販売・祈祷等により収益を得ていた神社である申立人について、原発事

故により 漁師による漁が不能となり例祭を開催できなくなったとして、その減収分の７割相当額が賠償された事例

【公表番号４２８※１】 県中地域でボイラーの保守・点検等を営む申立人について、避難指示区域内の取引先への売上げに係る平成２３年１２月から平成２４年１１月までの間の逸失利益（間接損害）につき、平成２３年１２月以降の損害についても、ボイラーの保守・点検の代替取引先の開拓は容易でないとして賠償された事例

【公表番号４３５※１】 自主的避難等対象区域（福島市）で理美容機具の卸売業を営む申立人について、原発事故により避難指示区域等に所在する発注元からの受注済みの契約が解約となったことによる逸失利益（平成２３年３月から同年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号４５７※１】 フランチャイズ形式による英会話教室フランチャイザーである申立会社について、フランチャイジーの営む避難指示区域内の教室が閉鎖され第一次被害を受けたことに伴いロイヤリティ収入が減収し、平成２３年３月から平成２４年２月までの間に逸失利益が生じたとして、間接損害による営業損害が賠償された事例

【公表番号４９８※１】 避難指示区域（南相馬市小高区）の生産農家から農産物を仕入れて販売していた申立会社について、原発事故により生産農家が休業したために仕入れができなくなったことに伴う平成２３年３月から平成２５年３月までの逸失利益（間接損害）等が賠償された事例

【公表番号５１２※１】 相馬市において漁船の船頭を請負っていた申立人について、水産物の出荷制限により漁船の出漁が不能となり生じた逸失利益（間接損害）につき、平成２４年２月から同年１２月まで賠償された事例

【公表番号５２９※１】 南相馬市原町区で野菜、果物、花等の直売所を経営し、生産者から売上げの一部を手数料として得ていた申立人について、風評被害による売上減少に伴う手数料収入減少により生じた逸失利益（平成２３年３月から平成２５年４月まで）が賠償された事例

【公表番号５５２※１】 栃木県で観光ホテル、観光施設等向けの業務用惣菜及び土産物の製造販売を営む申立会社について、風評被害により観光客が減少したことにより取引先が第一次被害を受けたため、取引量が減少したことに伴う平成２４年６月分から同年８月分までの営業損害（間接損害）が賠償された事例

【公表番号５９２※１】 新潟県でしいたけの生産販売等を営む申立人について、取引先が仕入れていたオガ粉で作られた菌床から林野庁の当面の指標値を超えるセシウムが検出されたこと等から、当該取引先会社の仕入先がそれまでとは異なる県産のオガ粉へと切り替えられ（第一次被害）、それに伴って申立人へのオガ粉販売単価も上昇したため、間接追加的費用としてオガ粉購入費用増加分（平成２４年４月から同年１１月分まで）が賠償された事例

【公表番号６０１※１】 原発事故当時、伊達市に本店を置き、下請企業として緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内において公共用道路建設工事を施工中の土木業を営んでいた申立人について、避難指示により当該工事が一時休止となったとして、平成２３年３月から同年８月までの間の逸失利益が賠償された事例

【公表番号６０８※１】 会津地域でタウン誌発行業を営む申立人について、原発事故による風評被害により第一次被害を受けた観光業者が、申立人のタウン誌への広告掲載を断念したことにより、広告料収入が減少したとして、平成２３年３月分及び同年４月分の減収分の一部が賠償された事例

【公表番号６７２※１】 原発事故当時、会津地域で農業資材等の卸小売業を営んでいた申立会社について、申立会社の被った損害が原発事故との間に相当因果関係のある間接被害であることを前提に、売上高が基準年より増加したとして東京電力に対する直接請求手続では支払を拒否された平成２３年３月から同年８月までの期間についても、第一次被害者に対する減収分から売上減少額を算定するなどした上で平成２３年３月から平成２４年３月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号７１８※１】 県北地域で衣料品製造業を営む申立会社について、原発事故の風評被害により主要取引先に第一次被害が生じて県外に移転し、これに伴い、平成２３年９月から平成２４年２月までの間に減収が生じたとして営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号７２７※１】 宮城県で魚介類の販売、水産物の加工品製造販売を行っている申立会社について、主要取引先である東北６県及び栃木県の観光ホテル・旅館等が風評被害で来客数が減少したため、申立会社の売上げが減少したことによる逸失利益（間接損害）が、平成２３年３月から平成２４年２月まで賠償された事例

【公表番号７５５※１】 宮城県の養豚業者である申立人が、原発事故により堆肥の引取先が搬入の停止を余儀なくされる第一次被害を受け、そのために要した間接被害としての追加的費用として、平成２３年８月から同年１０月までの間の堆肥の一時保管費用、堆肥の自社処理を実施したことによる電気代増加分等のほか、新規堆肥処理施設の設置工事費用（原発事故の影響割合８割）が賠償された事例

【公表番号７６１※１】原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に主たる事務所を置き、工場棟の電気設備の保安管理事業を行っていた申立人について、顧客であった避難指示区域内の得意先５社の工場等が閉鎖されたことにより生じた減収分につき平成２３年１２月から平成２５年５月までの逸失利益（間接損害）が賠償された事例

【公表番号７６３※１】 県北地域の包装用資材製造販売業者である申立人について、第一次産業や食品製造業等を中心とする取引先が原発事故により不振又は廃業となったことに伴う平成２４年４月から平成２５年３月までの減収分の営業損害（間接被害）及び加工自粛要請のあった福島県産農作物の出荷用に作成していた専用段ボール原紙等の在庫廃棄損が賠償された事例

【公表番号８０３※１】 申立会社は、原発事故前、避難指示区域所在の海水浴場から委託を受けて、海水浴客の監視業務を行っていたところ、原発事故により海水浴場運営会社が海水浴場閉鎖となる第一次被害を受けたため、平成２３年以降に海水浴場の監視業務を受託できなくなったことに伴い、平成２３年から平成２５年までの間に逸失利益が生じたとして、間接被害による営業損害が賠償された事例

【公表番号８１２※１】 福島県下の商工組合について、原発事故により避難指示区域内に所在していた組合員である事業者から賦課金の徴収ができなくなったことにより生じた平成２３年３月から 平成２５年３月までの逸失利益及び組合員に対する原発事故損害賠償に関する法律説明会等の開催に要した追加的費用等が賠償された事例

【公表番号８４６※１、※２】 避難指示区域等の小中学生用体操着の製造・販売を行っていた申立会社について、原発事故による卸売先及び小中学生の避難に伴い売上げが減少したとして、平成２３年３月から平成２４年１２月までの逸失利益及び在庫品の財物損害が賠償された事例

【公表番号９２９※１】 宮城県仙台市の水産物加工販売業者である申立会社について、原発事故後、会社全体の売上げは増加していたが、当該売上げの増加は、申立会社が社員を東京の市場に派遣し、新規物流ネットワークを構築するなどの企業努力の結果、福島県産の水産物以外の売上増加が寄与 したことによるものであり、福島県産の水産物等については原発事故による風評被害が認められるとして、平成２３年４月から平成２４年３月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号９５９※１】 避難指示区域を商圏の一部として飼料販売業を営んでいる宮城県内所在の申立会社について、原発事故により避難指示区域内の取引先が事業継続困難となる第一次被害を受け、当該取引先からの受注減少等による売上減少を回避するために、原発事故発生から約２年の期間内において他の取引先を開拓することが困難である中、申立会社において、販路確保のための十分な営業努力を行っていること等の事情を考慮し、原発事故の影響割合を１０割として平成２５年１月から同年１２月までの間の逸失利益が賠償された事例

【公表番号９８９※１】 栃木県北部所在のホテル等を中心とした取引先に酒類や調味料等の卸売販売をする事業を行っていた申立会社について、申立会社の規模や原発事故前の取引状況等に照らし、他の地域で代替取引先を開拓することは困難であったとして、平成２３年３月から平成２４年３月までの間の営業損害として、風評被害による観光客等の減少により取引先との取引量が減少したことに伴う逸失利益（間接損害）の８割（原発事故の影響割合）が賠償された事例

【公表番号９９８※１】 申立人は、外国人が発注したヨットの建造を行うクライアントとの間で、申立人がビジネス上の助言や広告等を行うコンサルタント契約を締結していたところ、原発事故の影響により、外国人によるヨットの発注が減少してクライアントが第一次被害を受けたことに伴い、申立人もクライアントから同契約を解消されたとして、間接被害による逸失利益（平成２３年７月から平成２５年６月まで）につき、原発事故の影響割合を考慮した一定の金額が賠償された事例（和解案提示理由書あり。掲載番号３１）

【公表番号１０６３※１】 宮城県で魚介類の販売、水産物の加工品製造販売を行っている申立会社について、主要取引先である東北６県及び栃木県の観光ホテル・旅館等が風評被害で来客数が減少する第一次被害を受けたため、申立会社の売上げが減少し逸失利益が生じたとして、取引先の地域ごとに原発事故の影響割合を認定して（福島県１０割、栃木県８割、東北５県７割）、平成２５年３月から平成２６年２月までの間接損害が賠償された事例

【公表番号１０８２※１】 北関東の酪農家に対して機具の販売及び修理業を営んでいた申立人の売上げについて、自治体から酪農家に対し牧草利用の自粛要請があったこと等により減少したことを考慮し、平成２４年２月までの売上減少のうち原発事故の影響割合を５割とする営業損害（間接損害）が賠償された事例

【公表番号１１５３※１】 宮城県で包装資材の販売業を営む申立会社について、原発事故後、風評被害によって主な取引先である水産加工業者の売上げが減少したことに伴い、申立会社の売上げが減少したと認め、売上減少額の算定に当たって、原発事故後に取引先が復興補助金や助成金等を用いた取引に係る売上げについては原発事故以外の影響があることを考慮して当該売上分の７割を控除した金額を原発事故後の売上げとし、平成２３年１０月から平成２７年２月までの逸失利益（原発事故の影響割合は平成２５年７月まで５割、同年８月から平成２７年２月まで２割。）として１４３３万２３１８円が賠償された事例

【公表番号１１５９※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で家畜の運搬業を営む申立人について、取引先の畜産業者の多くが相双地域に所在し原発事故の影響により廃業又は休業したこと、新たに別の地域の取引先を開拓することも困難であること等の事情を考慮し、原発事故の影響割合を１０割として、平成２６年１月から同年１２月までの営業損害（逸失利益）の賠償がされた事例

【公表番号１１７０※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）で水産業者から委託を受けて水産物の運送業を営む申立人が、原発事故により県内の漁港が操業を停止したために取引先の水産業者からの委託がなくなり、休業せざるを得なくなったために生じた逸失利益について、申立人は３０年以上同じ水産業者とのみ取引を行っていたこと、原発事故後の浜通りにおいて新たな取引先を個人で開拓することは困難であること、県内の漁港はいまだ試験操業中であり、水揚高は原発事故前の水準に回復していないこと等の事情を考慮して、平成２７年４月分から同年９月分までの期間につき 原発事故の影響割合を６割として賠償された事例

【公表番号１１７２※１】 宮城県で飼料販売業等を営む申立会社について、原発事故により避難指示区域内の取引先が事業継続困難となる第一次被害を受け、当該取引先からの売上げが失われたことにより生じた減収分につき、新たに別の地域の取引先を開拓することも困難であること等の事情を考慮し、平成２６年１月から同年１２月まで、原発事故の影響割合を７割として、間接被害による営業損害が賠償された事例

【公表番号１１８４※１】 静岡県で主に茶栽培用の農機具等の販売業を営む申立人の逸失利益（間接損害）について、平成２６年においても静岡県産の茶に対する風評被害が一定程度あると認められること、申立人の事業規模からは新たな取引先の開拓は困難であること、申立人の商圏で茶以外の農機具の販売業へ業態転換することは困難であること等の事情を考慮し、平成２６年１月分から同年１２月分まで原発事故の影響割合を４割として賠償された事例

【公表番号１２３９※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）で牛乳・乳製品を中心とする飲食料品の配達販売業を営んでいたが平成２８年２月に廃業した会社について、廃業損害が賠償されたほか、取引先の多くが避難指示区域内にあったために大幅な売上減少が継続していたこと等を考慮して、平成２６年７月分から平成２８年２月分までの逸失利益（原発事故の影響割合を平成２６年７月分から平成２７年５月分までは３割、同年６月分から平成２８年２月分までは２割とする。）が賠償された事例

【公表番号１２５０※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）の土地建物について借主より賃料収入を得ていたが、平成２３年１１月に借主が撤退したために減収が生じた申立会社について、原発事故当時、当該賃貸借契約（契約期間３年）は４度の更新により１３年以上続いており、原発事故がなければ少なくとも平成２６年１１月までは契約が更新される蓋然性があったと認め、平成２３年１２月分から平成２６年１１月分までの減収分につき、原発事故の影響割合を４割として賠償された事例

【公表番号１２６２※１】 北陸地方でしいたけの植菌及び栽培事業を営む申立人の営業損害について、原発事故の影響により原木の入手が困難な状況が継続していること等を考慮して、植菌事業の逸失利益につき、平成２８年６月までの減収分に係る損害３６５万２９８８円（原発事故の影響割合を平成２６年７月分から平成２７年６月分までは４割、平成２７年７月分から平成２８年６月分までは２割５分とする。）、栽培事業の逸失利益につき、平成２８年植菌分までの減収分に係る損害２７２万６４７７円（原発事故の影響割合を平成２６年植菌分は５割、平成２７年植菌分は４割、平成２８年植菌分は２割５分とする。）がそれぞれ賠償された事例

【公表番号１２６９※１】 宮城県南部で飼料販売業等を営む申立会社について、原発事故により避難指示区域内の取引先が事業継続困難となる第一次被害を受け、当該取引先からの売上げが失われたことにより生じた減収分につき、新たに別の地域の取引先を開拓することも困難であること等の事情を考慮し、平成２７年１月から同年１２月までの避難指示区域内の取引先に係る売上減収分につき、原発事故の影響割合を５割として、間接被害による営業損害が賠償された事例

【公表番号１３２５※１】 自主的避難等対象区域（二本松市）で、農業振興公社からの委託を受けて緑化苗の育成事業を営む申立人の営業損害（逸失利益）について、平成２４年１月から同年１２月までに作付けを断念した契約農家からされたキャンセルの一部は原発事故に起因するものと認め、その苗数に応じた委託料相当額につき、原発事故の影響割合を９割として賠償された事例

【公表番号１３４９※１】 宮城県において同県内の水揚業者や水産物加工業者を取引先として運送業を営む申立会社の営業損害について、申立会社の売上減少は、原発事故の風評被害に伴う取引先の売上減少に起因するものであるとして、原発事故の影響割合を、平成２７年４月分から平成２８年 ３月分まで２割、同年４月分から平成２９年３月分まで１割として逸失利益が賠償された事例

【公表番号１３８１※１】 九州地方できのこ種菌の製造販売業等を営む申立会社の間接損害による営業損害（第一次被害者は風評被害対象地域のきのこ生産者）について、売上減少の判断において種菌事業部門全体を基礎とした上で、取扱商品の特性や東北・関東地方の取引先に対する売上減少の程度を考慮して、平成２５年１０月分から平成２７年９月分までは原発事故の影響割合を１０割、平成２７年１０月分から平成２８年９月分までは同割合を８割として賠償された事例

【公表番号１３８７※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）で船舶用部品及び漁船の製造販売・修理等を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、顧客である漁業者の試験操業状態が継続しており、受注が減少していることを考慮し、平成２８年１１月分から平成２９年１０月分まで原発事故の影響割合を２割として賠償された事例

【公表番号１３８８※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）で相双地域の学校等を顧客として教材・ 文具等の卸販売業等を営んでいた申立会社の営業損害（逸失利益）について、原発事故に伴う閉校や生徒の避難があったこと等を考慮し、平成２６年８月分から平成２７年５月分までは原発事故の影響割合を５割、同年６月分から平成２８年５月分までは同割合を４割、同年６月分から平成２９年５月分までは同割合を２割として賠償された事例

【公表番号１３９２※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）でコメ袋等の包装製品の製造販売業等を営む申立会社の営業損害（間接損害）について、原発事故の影響に伴い、浜通り地域の食糧米の生産量が減少したことにより、取引先である同地域の農協等からの受注量が減少したこと等の事情を考慮し、平成２８年１１月分から平成２９年１０月分まで原発事故の影響割合を２割５分として賠償された事例

【公表番号１４５０※１】 原発事故当時、鉄道会社の代理店として主に浜通り地域及び茨城県内の交通機関の駅・沿線の広告・看板制作等の広告業を営んでいた申立人が、原発事故により避難指示区域に指定されたエリアについて広告業務が激減したとして、平成２５年３月から平成２９年７月までの営業損害について、相双方面への売上げに係る分に限った上で、原発事故の影響割合を平成２５年３月から平成２７年７月までは１０割、同年８月から平成２９年７月までは８割として賠償された事例

【公表番号１５２４※１】 自主的避難等対象区域（福島市及びいわき市）において生活用品の卸売事業を営んでいる申立会社の営業損害（逸失利益）について、原発事故により避難指示区域内に所在していた小売店等への売上げが減少したことや、取扱商品が地域的に限定される性質のものでないこと等を考慮し、平成２９年４月分から同年１０月分までについては原発事故の影響割合を５分、同年１１月分及び同年１２月分については同割合を４分として６２万９５２３円が賠償された事例

【公表番号１５４９※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）でコメ袋等の包装製品の製造販売業等を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響を受け、浜通り地域の食糧米の生産量が減少したことにより、取引先である同地域の農協等からの受注量が減少したこと等の事情を考慮し、平成２９年１１月分から平成３０年１０月分までの期間につき原発事故の影響割合を約１割５分として賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５６６※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）において、工業製品等の卸売業を営んでいた申立会社について、取引先の事業者が有していた避難指示区域内の工場が操業を停止したことにより取引先を喪失したことを考慮し、平成２７年８月分から平成２８年４月分までの間接損害による逸失利益が認められた事例（原発事故による影響割合は、当初の６割から１割まで漸減）

【公表番号１５９９※１】 自主的避難等対象区域（田村市）内において、農業用肥料の製造、販売等を営む申立会社の平成２７年９月分から平成３０年４月分までの営業損害（逸失利益）について、販売地域内の一部作物については作付制限が出されていたこと等を考慮して原発事故と売上げの減少との間に相当因果関係を認めた事例（特に原発事故の影響が強いと考えられる作物に係る肥料については、その影響割合を当初の５割から２割まで漸減。その他の作物に係る肥料等については、原発事故の影響割合を１割とし、終期を平成２８年６月分までとした。）

【公表番号１６１１※１】 緊急時避難準備区域（田村市）において山野草の販売・観覧等の事業を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、顧客の多くが相双地域の居住者であっ

て避難の継続を余儀なくされていた者が多かったこと、申立人の事業場所が旧警戒区域に近い山の中であること、田村市の原発事故後の観光客数が平成２２年に比べて半減し、平成３０年に至るまで全く回復していないなど風評被害が発生していること等を考慮して、平成２９年１月分から平成３０年１２月分まで（原発事故の影響割合は、平成２９年分については４割、平成３０年分については２割）の賠償が認められた事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８０８※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）に本店を有し冷凍食品の卸売業を営んでいた申立人について、原発事故により相双地区が避難指示等対象区域となったことで取引先が避難し、これにより平成２６年８月分から平成３０年３月分までの間に減収が生じたとして、営業損害が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９１６※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）においてメガネ・コンタクトレンズ等の販売業をフランチャイジーとして営んでいた申立人について、原発事故による買控え、予約控え、フランチャイズ本部からの避難指示に伴う営業停止により、売上げが減少したと認め、逸失利益として、平成２３年３月から同年４月まで、原発事故の影響割合５割の限度で営業損害が認められた事例

【公表番号１９１７※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において化粧品及び美容院向けの使用器具等の販売業を営んでいた申立会社について、平成２７年８月から平成２８年７月までの間の追加的費用として、原発事故の影響の程度や立証の程度等を考慮して、販売費及び一般管理費のうち原発事故によって増減した費目の上記対象期間における合計金額から基準期間（平成２１年３月から平成２２年２月）における合計金額を控除した額に２割５分を乗じた額が賠償された事例

【商圏喪失に伴う減収等、連鎖的に生じた損害について相当因果関係が認められた事例】

（補足説明）

原発事故により顧客層が避難して商圏が縮小するなどして減収が生じたような事例は、必ずしも中間指針第８が想定する間接被害（中間指針が想定するいずれかの営業損害が生じた第一次被害者との取引におけるもの）には該当しないが、一定の損害類型として公表事例となっている。また、避難指示、出荷制限指示等により第一次被害が生じた場合でなくとも、間接的に相当因果関係のある損害が生じる事例もある。このような類型は、なお相当因果関係が認められるとして賠償される場合のほか、風評被害に係る指針等に基づくものとして賠償されていることも多いが、ここでは、特に根拠となる指針等にこだわらずに集約して紹介することを試みた。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２６０※１】　宮城県仙台市の釣り具販売業者について、商圏内の各河川及び近海の魚から基準値を超える放射性セシウムが検出されたことを受けて河川を管理する漁業協同組合から魚の採捕の自粛要請があったことを原因として釣り客が減少し、釣り具の売上げが減少したとして売上減少に係る逸失利益が賠償された事例

【公表番号３１５※１】　栃木県北部で幼稚園を経営する申立人について、原発事故による放射線被曝の回避のために園児が退園して減少した保育料等の逸失利益（平成２３年９月分から平成２４年３月分まで）が賠償された事例

【公表番号３３０※１】　県北地域所在の医療法人について、自主的避難等により患者数が減少したことに伴う逸失利益が賠償された事例

【公表番号３３９※１】 福島市で介護サービス業を営んでいる申立人について、利用者が原発事故により自主的避難したことに伴う逸失利益が賠償された事例
【公表番号３５３※１】 自主的避難等対象区域のスーパーマーケットについて、近隣住民の避難による減少、顧客の収入減少及び観光客の減少に伴い、売上げが減少したことによる逸失利益が賠償された事例
【公表番号３８１※１】 宮城県で釣舟業を営んでいる申立人について、原発事故に伴う風評被害により、固定客である福島県在住の利用客が減少したことに伴う平成２３年３月分から同年１１月分までの逸失利益につき、原発事故の影響割合を約８割５分として賠償された事例
【公表番号３９８※１】 自主的避難等対象区域で４校のスイミングスクールを経営している申立人について、スクール会員が原発事故により自主的避難をしたため会費収入が減少したことに伴う逸失利益（東京電力に対する直接請求手続で控除された、原発事故後に増収となったスクールの増収分を控除せずに損害額が算定された。）が賠償された事例
【公表番号４００※１】 避難指示区域内で土木・建築請負業等を営んでいた申立人について、原発事故により相双地区等での仕事が大幅に減少したことに伴う逸失利益（平成２３年３月から平成２４年２月まで）が賠償された事例
【公表番号４４６※１】 中通りの食品販売会社について、自主的避難による地域の園児の減少に伴い幼稚園・保育所に対する食品販売部門の売上げが減少したことによる逸失利益（平成２３年３月から平成２４年３月まで）が賠償された事例
【公表番号４７８※１】 中通りで診療所を開設する申立人について、近隣の子供の自主的避難により保険診療が減少したことに伴う逸失利益の損害賠償（平成２３年３月から同年８月まで）が賠償された事例
【公表番号４８１※１】 自主的避難等対象区域（福島市）で保育所を経営する申立人について、自主的避難により入所児童数が減少したことに伴う逸失利益約１３８万円（平成２４年４月から同年９月まで）が賠償された事例
【公表番号５０２※１】 自主的避難等対象区域（福島市）で保育園を経営する申立人について、自主的避難により園児が減少したとして、平成２３年３月から平成２４年２月までの逸失利益が賠償された事例
【公表番号５４１※１、※２】 平成２３年から帰還困難区域（双葉町）において乾燥薪及び柿の販売を開始する予定であった申立人について、原発事故により自己のみならず入手先や販売先が避難を余儀なくされ、当該製品を製造販売できなくなったため、平成２３年３月から同年１２月までの間の逸失利益が生じたとして営業損害がそれぞれ賠償された事例
【公表番号５６２※１】 県北地域の病院を経営する申立人について、原発事故による自主的避難に起因する医師の退職に伴い受入れ入院患者を減らさざるを得なかったことにより生じた逸失利益等が賠償された事例
【公表番号６１７※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）で保育園を経営する申立人について、自主的避難により入所児童数が減少したことに伴う逸失利益等が平成２３年３月から平成２４年９月まで賠償された事例
【公表番号６２９※１】 南相馬市避難要請区域で歯科医院を営む申立人が、原発事故後の平成２３年３月から同年５月までの間は住民の避難に伴う患者の減少等により損害が生じたとして賠償請求したところ、平成２３年３月から同年８月までの６か月間を通算すると減収は生じていないとする東京電力の主張を排斥し、特別の努力を認めて、平成２３年３月から同年５月までの逸失利益が賠償された事例
【公表番号７０９※１】 自主的避難等対象区域において産婦人科等を経営する医療法人が、平成２４年３月から同年１１月までの間の分娩者数の減少に伴う逸失利益を請求した事案について、当該期間は増収となっており損害は認められないとする東京電力の主張を排斥し、増収は夜間診療等の特別の努力によるものとして控除せず、逸失利益が賠償された事例

【公表番号７４２※１】 避難指示区域外である福島県内で呉服等を販売している申立人について、直接請求では原発事故後の店舗の移転（距離は数百メートル）を理由に支払を拒否された風評被害ないし間接被害に係る逸失利益（平成２４年７月から平成２５年１月まで）が賠償された事例

【公表番号７５８※１】 自主的避難等対象区域に学校を設置する申立人について、平成２４年９月までに避難のために学生が休学・退学したことによる納付金収入の減少に伴う逸失利益が賠償された事例

【公表番号７８６※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）で小児科クリニックを経営する申立人について、原発事故に伴う自主的避難に起因する患者（子供）の減少により生じた保険診療収入に係る逸失利益（平成２３年３月から同年１１月まで）が賠償された事例

【公表番号８６２※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）において小児科及び産婦人科を含む総合病院を経営している申立人について、原発事故後、地域の子供や女性が避難しており、東京電力が直接請求手続において支払を拒否した期間（平成２４年４月から平成２５年３月まで）についても、小児科及び産婦人科の収入の減少には、原発事故との相当因果関係が認められるとして、同期間に係る逸失利益が賠償された事例

【公表番号８９６※１】 自主的避難等対象区域内の自治体による水道事業について、販売先である住民の自主的避難により水道利用料金の収入が減少し、いわゆる間接損害としての逸失利益が生じたとして、平成２３年４月から平成２４年３月まで、前年度と比較した営業利益の減少額に、原発事故の影響割合として８割（震災の影響等を考慮）を乗じた額が賠償された事例

【公表番号９０９※１】 避難指示区域内にある学校の卒業生等を会員とし、生徒の卒業時に入会金を集めて活動していた同窓会組織について、原発事故に伴う生徒減少等による入会金減少分（平成２３年度から平成２５年度までの卒業生分）の逸失利益（平成２３年３月から平成２６年２月まで）が賠償された事例

【公表番号９６３※１】 下水道事業を行っている自主的避難等対象区域内の地方公共団体である申立人について、住民が避難したこと等によって下水道使用料収入が減少したとして、平成２３年４月から平成２４年３月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号９６７※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）の学校法人である申立人について、風評被害により留学生を含む生徒数が減少し、授業料免除措置を余儀なくされたこと等を考慮し、平成２４年４月から平成２５年３月まで、原発事故の影響割合を８割として逸失利益が賠償された事例

【公表番号１０３３※１】 福島県外で海外旅行の代理店業務を主とする旅行業を営む申立人について、原発事故により外国人ガイドが帰国したため、外国人観光客向けのツアーが減少し平成２３年６月から同年１２月までの間に生じた逸失利益につき、原発事故の影響割合を７割として賠償が認められた事例

【公表番号１０７２※１】 自主的避難等対象区域（福島市）で保育所を経営する申立人について、原発事故に伴う避難により入所児童が減少したとして、園児票や領収証から収入を認定し、平成２３年３月から平成２６年１１月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号１０８９※１】 北関東で農業を営む申立人が、原発事故により外国人実習生が帰国したことに伴う労働力の不足のために、農作物を出荷できず廃棄するに至ったことについて、原発事故との相当因果関係を認め、廃棄した農作物の数量を申立人の陳述を参考に認定し、平成２３年４月から平成２３年８月分までの営業損害が賠償された事例

【公表番号１０９１※１】 自主的避難等対象区域（伊達市）でガソリンスタンドを経営する申立会社について、原発事故による自主的避難等に起因して来客数が減少したこと等を考慮して、逸失利益（平成２４年度から平成２６年度まで）が賠償された事例

【公表番号１１４５※１】 茨城県北部の観光地の宿泊施設や土産店等を主な設置場所とする自動販売機用飲料の販売業を営む申立会社について、原発事故の風評被害により観光客が減少し、

それにより自動販売機における売上げも減少したとして、原発事故の影響割合を平成２４年６月から平成２５年５月までは１０割、平成２５年６月から平成２６年５月までは７割として逸失利益が賠償された事例

【公表番号１１６７※１、※２】 自主的避難等対象区域（福島市）において私立保育園を経営していた申立人について、原発事故に伴う避難により入所児童が減少した結果、保育園を移転せざるを得なくなったとして、移転に伴う設備の解体費用及び移転費用並びに平成２５年１月分から平成２６年１２月分までの逸失利益（原発事故の影響割合は、平成２５年は７割、平成２６年は６割）が賠償された事例

【公表番号１２８３※１】 自主的避難等対象区域（福島市）で衣装の販売・レンタル業を営む申立人の平成２３年３月分から同年８月分までの逸失利益について、原発事故により結婚式の自粛が相次ぎ、これを受けて福島市近郊の結婚式場が貸衣装の持ち込みを制限したことが売上減少の原因となっていること、申立人は衣装販売の売上げを増やすため休日返上で出張を増やしたこと、レンタル部門の売上減少は原発事故前からの事業計画の影響もあること等を考慮して、出張販売による売上げの３割を特別の努力によるものとして対象期間の売上げから控除した上で、原発事故の影響割合を６割として賠償された事例

【公表番号１３４１※１】 宮城県に本社を置き、避難指示区域を含む商圏で飲食店へのカラオケ機器のリース事業を営んでいた申立会社の営業損害について、原発事故により避難指示区域内の顧客が避難したことを考慮して、平成２８年１月から同年１２月までの期間につき原発事故の影響割合を１割として賠償された事例

【公表番号１３５３※１】 宮城県内でゴルフ場を経営する申立会社について、原発事故によりイノシシが増加したことから追加的費用（平成２５年４月から平成２７年１０月までの期間に実施した対策費用。）の支出を余儀なくされたとして、原発事故の影響割合を７割として賠償された事例

【公表番号１３７３※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）でクリーニング業を営む申立会社の風評被害による逸失利益について、平成２７年１月分から同年１２月分までの期間につき原発事故の影響割合を４割として賠償された事例

【公表番号１３９１※１】 自主的避難等対象区域（福島市）において、福島市に対し、固定資産税評価額を基準に賃料を定めて土地を賃貸している申立人の営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響による固定資産税評価額の下落に伴い賃料も下落したことを考慮し、平成２９年４月分から平成３０年３月分までの期間につき原発事故の影響割合を９割として賠償された事例

【公表番号１４５３※１】 茨城県において外国人実習生の管理等を行う申立人が、原発事故直後の時期に放射能汚染による健康被害を懸念して多数の外国人実習生が予定された実習期間の途中で帰国したことによる収入減少に伴う営業損害（逸失利益）について、平成２３年３月分から平成２６年３月分までの期間につき、基準年度の利益額と対象年度の利益額（ただし、対象年度の利益額の算定に当たって、基準年度から支出が増えた費目の増加分については費用として計上しない。）との差額分に原発事故の影響割合（当初の５割から２割まで漸減）を乗じた額が賠償された事例

【公表番号１４７０※１】 自主的避難等対象区域（県中地域）においてホテル及び結婚式場等を経営する申立人について、申立人の商圏における人口が避難により減少したこと等により結婚披露宴の実施数が減ったことを考慮して、平成２７年９月分から平成２８年８月分までの期間につき原発事故の影響割合を３割として逸失利益が賠償された事例

【公表番号１５４０※１】 福島県内を中心に贈答品の小売店を運営する申立会社が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内において運営する店舗の営業損害（逸失利益）について、原発事故後の商圏内の住民の避難による人口減少の状況等の事情を考慮し、平成２８年９月分から平成２９年８月分まで賠償された事例（原発事故の影響割合を当初は６割、後には５割とする。）

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８０４※１】　自主的避難等対象区域において原発事故の数か月前に士業を開業した申立人の平成２３年３月から同年１２月まで（以下「対象期間」という。）の営業損害（逸失利益）について、申立人が開業前に顧客として想定していた業者等が原発事故による風評被害の影響を受け売上を落とし、申立人としては商圏喪失により損害を被ったことを考慮して、対象期間の想定売上額から対象期間の実際の売上額を控除した上で、さらに震災及び津波被害による影響割合を考慮してその約５割の金額が賠償された事例

【公表番号１８０８※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）に本店を有し冷凍食品の卸売業を営んでいた申立人について、原発事故により相双地区が避難指示等対象区域となったことで取引先が避難し、これにより平成２６年８月分から平成３０年３月分までの間に減収が生じたとして、営業損害が賠償された事例

【公表番号１８２１※１】　幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を経営する学校法人である申立人が、原発事故による避難に伴い新入児童生徒が減少したとして、自主的避難等対象区域内の小中学校についての平成２７年度から令和元年度までの営業損害（逸失利益）の賠償を請求した事案において、法人全体で見れば原発事故後から増収していることが認められるものの、原発事故とは無関係な事情による増収であるとして、小学校については平成２７年度から令和元年度まで原発事故の影響割合を６割から１割として、中学校については平成２７年度から平成２９年度まで同影響割合を６割から２割として、それぞれ賠償が認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８８０※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）において自動車整備事業等を営んでいた申立人について、顧客が避難したこと等により売上げが減少したとして、平成２３年３月から平成２７年５月までの営業損害（逸失利益。原発事故の影響割合は平成２３年３月から平成２６年５月まで６割、平成２６年６月から平成２７年５月まで４割。）の賠償が認められた事例

【公表番号１９４５※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）に営業所を設置して、医薬品等の配置販売業を行っていた申立会社について、原発事故の影響により当該営業所の取引先のうちの避難指示等対象区域在住の顧客からの医薬品等の購入が減少したことを考慮して、平成２３年３月から平成２６年２月まで（原発事故の影響割合は、平成２３年３月から同年８月までが９割、同年９月から平成２４年２月までが７割、同年３月から同年８月までが５割、同年９月から平成２５年２月までが３割、同年３月から平成２６年２月までが１割）の営業損害（逸失利益）の賠償が認められた事例

第７　放射線被曝による損害（中間指針第９）

１　中間指針等の整理

（中間指針第９）
本件事故の復旧作業等に従事した原子力発電所作業員、自衛官、消防隊員、警察官又は住民その他の者が、本件事故に係る放射線被曝による急性又は晩発性の放射線障害により、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等は賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋・要約）

ア　ここで示した「生命・身体的損害を伴う精神的損害」の額は、中間指針第３の６の場合とは異なり、生命・身体の損害の程度等に従って個別に算定されるべきである（備考１）。

イ　放射線被曝による生命・身体的損害については、晩発性の放射線障害も考えられるが、本件事故に係る放射線に曝露したことが原因であれば、これも賠償すべき損害と認められる（備考２）。

２　当該指針に関する和解事例

（補足説明）

中間指針第９に関する事例は、現段階では公表事例に該当するものが見当たらなかった。

第８　被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整（中間指針第１０の１）

１　中間指針等の整理

（中間指針第１０の１）
本件事故により原子力損害を被った者が、同時に本件事故に起因して損害と同質性がある利益を受けたと認められる場合には、その利益の額を損害額から控除すべきである。

（備考等抜粋・要約）

ア　一般の不法行為法上、被害者が不法行為によって損害を被ると同時に、同一の原因によって利益を受けた場合には、損害と利益との間に同質性がある限り、その利益の額を加害者が賠償すべき損害額から控除すること（損益相殺の法理）が認められている（備考１）。

イ　具体的にどのような利益が損害額から控除されるべきかについては、個々の利益毎に損害との同質性の有無を判断していくほかないが、少なくとも、以下のもの（①・②）については、それぞれに掲げた損害額から控除されるべきであると考えられる。なお、この際、同質性のある利益を損害賠償金から控除することができるのは、既に被害者に支払われた、あるいはそれと同視し得る程度に支払われることが確実である利益に限られ、将来受けるであろう利益の額まで控除することはできない（備考２）。

①　労働者災害補償保険法及び厚生年金保険法に基づく各種保険給付（前者については、附帯事業として支給される特別支給金を除く。）並びに国民年金法に基づく各種給付（死亡一時金を除く。）
同質性の認められる損害に限り、各種逸失利益の金額から控除する。

②　国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法に基づく各種補償金並びに国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく各種長期給付
同質性の認められる損害に限り、各種逸失利益の金額から控除する。

ウ　以下のもの（③～⑤）については、損益相殺の対象となるものではないが、それぞれに掲げた損害額から控除されるべきであると考えられる（備考３）。

③　地方公共団体から被害者に支払われた宿泊費又は賃貸住宅の家賃に関する補助
避難費用の金額から控除する。

④　賃金の支払の確保等に関する法律に基づき立替払がなされた未払賃金
就労不能等に伴う損害の金額から控除する。

⑤　損害保険金
財物価値の喪失又は減少等の金額から控除する。

エ　以下のもの（⑥～⑪）については、損害額から控除されるべきではないと考えられる（備考４）。

⑥　生命保険金

⑦　労働者災害補償保険法に基づき附帯事業として支給される特別支給金

⑧　国民年金法に基づく死亡一時金

⑨　雇用保険法に基づく失業等給付

⑩　災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金（損害を填補する目的である部分を除く。）

⑪　各種義援金

オ　被害者が、東京電力株式会社に対する損害賠償請求と各種給付金等の請求のいずれをも行うことができる場合には、当該被害者はいずれの請求を先に行うことも可能である（備考５）。

２　当該指針に関する和解事例

（補足説明）

中間指針第１０の１に関する事例を挙げた。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号３２２※４】　避難指示区域に居住し、福島第一原子力発電所において除染作業を行う職務に従事していた申立人が、避難により退職を余儀なくされ、申立て当初は支給された失業給付金を控除して請求していた就労不能損害について、その後請求を拡張し、失業給金を控除せずに就労不能損害（平成２３年３月から同年１２月まで）が賠償された事例

第９　地方公共団体等の財産的損害等（中間指針第１０の２）

１　中間指針等の整理

（中間指針第１０の２）
　地方公共団体又は国（以下「地方公共団体等」という。）が所有する財物及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害については、この中間指針で示された事業者等に関する基準に照らし、本件事故と相当因果関係が認められる限り、賠償の対象となるとともに、地方公共団体等が被害者支援等のために、加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合も、賠償の対象となる。

（備考等抜粋・要約）

ア　地方公共団体等が被った損害のうち、地方公共団体等が所有する財物の価値の喪失又は減少等に関する損害及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業（水道事業、下水道事業、病院事業等の地方公共団体等の経営する企業及び収益事業等）に関する損害については、個人又は私企業が被った損害と別異に解する理由が認められないことから、この中間指針で示された事業者等に関する基準に照らして、賠償すべき損害の範囲が判断されることとなる（備考１）。

イ　地方公共団体等が被害者支援等のために､加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合も、中間指針第８（いわゆる間接被害）の備考３で述べたこと（第三者が、本来は第一次被害者又は加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合）と同様に、賠償の対象となる（備考１）。

ウ　地方公共団体等が被ったそれ以外の損害についても、個別具体的な事情に応じて賠償すべき損害と認められることがあり得る（備考１）。

エ　本件事故に起因する地方公共団体等の税収の減少については、法律・条例に基づいて権力的に賦課、徴収されるという公法的な特殊性がある上、いわば税収に関する期待権が損なわれたにとどまることから、地方公共団体等が所有する財物及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害等と同視することはできない。これに加え、地方公共団体等が現に有する租税債権は本件事故により直接消滅することはなく、租税債務者である住民や事業者等が本件事故による損害賠償金を受け取れば原則としてそこに担税力が発生すること等にもかんがみれば、特段の事情がある場合を除き、賠償すべき損害とは認められない（備考２）。

（第４５回原子力損害賠償紛争審査会とりまとめ）

地方公共団体における不動産の賠償について

１．公有財産については、中立的かつ公平な賠償の観点や、以下の特徴を考慮し、民間財産とは賠償における取扱いを異なるものとすることを基本とすることが適当である。

①公有財産は、行政財産[1]であれ、普通財産[2]であれ、主として公用・公共用に供する行政的な価値を有し、売却等の譲渡を想定しない財産であり、商業的な価値を有する民間財物とは、本質的に異なる性質を有する。

②公有財産は、利用可能な状態になれば、住民に対する行政サービスの提供など、避難指示以前と同様に公用・公共用に供されることが期待される。

③中間指針においては、被害者の生活・営業等の迅速な再建を可能にすることに配慮して、利用再開や移住等を待たずに早期の賠償を行う必要があったが、地方公共団体には国の様々な支援がなされていることも踏まえれば、少なくとも利用の再開された公有財産については、同様の取扱いとすることが必要かつ合理的であるとまではいえない。

２．公有財産のうち、不動産の賠償額の算定に関し、第４５回紛争審査会での論点等は、以下の通り整理できる。

①当該不動産の賠償額の算定に当たり、一定期間の利用阻害を理由に交換価値が下落したものとみなす考え方と、利用が阻害されたこと自体の損害を基準とする考え方がある。利用阻害による損害を基準とする場合、当該不動産の収益率等の定型化された基準によって 算定する方式と個別事例毎に具体的な損害額を算定する方式が考えられるが、後者の方式については、地方公共団体の事務負担の増加、人的・資金的・時間的負担の増加等のコスト増が懸念される。

②当該不動産の種類や使用目的等によって損害のあり方が異なる面があることは否定できないが、当該不動産の種類ごとに異なる損害の算定方法を用いて個別事例毎に損害額を評価した場合、地方公共団体の事務負担の増加、人的・資金的・時間的負担の増加等のコスト増が懸念される。

１．に加え、上記①②及び賠償手続の簡便性、迅速性の要請等も含めて総合的に勘案すると、当該不動産の賠償については、事故による一定期間の利用阻害により、行政的な利用による利益を享受ないし提供することができなかったことを損害とみなして、一律の基準による賠償を行うことが適当である。

３．ただし、利用が阻害されている不動産について、将来的な利用再開の見通しが当面立たず、現時点において、減少した行政的な利用価値の回復が見込まれない場合は、必要かつ合理的な範囲の損害（ただし、「財物損害」の性質上、「全損」を超えることはない）の適切な賠償について、当事者間で円滑な話し合いと合意形成が図られることを期待する。

４．不動産の種類や使用目的等に応じた個別の事情により、上記２．に基づく一律の基準による賠償が適当ではない損害については、必要かつ合理的な範囲で賠償が認められる。 その際、上記２．の基準を適用することで、早期に避難指示が解除されるよう努力した地域がかえって不利益を受けることがないよう留意することが必要である。

当該損害については、例えば、中間指針第３「７（備考）７）」及び「１０（指針）Ⅲ）」 に照らして、避難指示が解除される前に、不動産について早期に本格的な利用が再開できるようにするために行った準備作業等のために要した費用等が想定される。

５．本件事故による被害は極めて広範かつ多様であり、被災地における生活環境、産業・雇用等の復旧・復興がなければ、被害者の生活再建を図ることは困難である。このため、本審査会としても、迅速、公平かつ適正な賠償の実施に加え、政府等による復興施策等が着実に実施されることを期待する。

---

1 行政財産は、公用・公共の用に供する財産であり、貸付け等の制限がある。

2 普通財産は、公有財産のうち行政財産以外のものを指すが、準公共的な観点から、公的な要件を充足するとき無償あるいは廉価な貸付け等が行われる場合がある。

（第４６回原子力損害賠償紛争審査会とりまとめ）

地方公共団体におけるインフラや山林の取扱いについて

○ 道路・堤防・ダム等のインフラについては、存在する場所で本来の機能や役割を果たすものであることや、設置者としての使用利益が損なわれていないことを考慮すれば、原則として損害はないものの、本来の機能や役割を果たすための追加的な原状回復費用などは、賠償の対象とすることが適当である。

○ 山林については、防災林などについてはインフラと同様の扱いとするものの、販売を目的とする営林などにおける収入の減少や追加的費用を要するものについては、賠償の対象とすることが適当である。

２　当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

中間指針第１０の２に関する事例を、損害の類型を整理して挙げた。

⑴　財物損害

（補足説明）

地方公共団体の財物賠償については、上記のとおり、第４５回及び第４６回原子力損害賠償紛争審査会において審議され、一定の考え方が示されたており、当該事例について挙げた。

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６４８※１】　地方公共団体が所有する不動産（土地）の財物損害について、帰還困難区域内の土地については全損として評価した額が、避難指示が解除された区域内の土地については申立人の行政財産使用料条例による使用料相当額に利用阻害期間（避難指示期間。公営住宅の底地等、個別に避難指示期間に１年を加える不動産もある。）を乗じた額（ただし、原発事故前から分譲申込みを受けていた不動産については、全損として評価した額）が、賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７７０※１】　地方公共団体が所有する不動産（建物）２２０棟の財産的損害について、原発事故時の時価については、取得額が判明している建物は実取得額を用いて算定し（比較的新しいものについては実取得額のままとしたものもある。）、取得額が不明の建物は建築年時の建築統計年報単価（円／１平方メートル）を用いた算定基準によるなどして算定した上で、帰還困難区域所在の建物は全損扱い（時価額の１００パーセント）とし、避難指示解除準備区域及び居住制限区域所在の建物は今後の利用可能性を考慮して一部は全損扱い、残りは割合的に損害を認定して賠償された事例

⑵　民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害

（補足説明）

中間指針第１０の２は、地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害については、中間指針で示された事業者等に関する基準に照らし、本件事故と相当因果関係が認められる限り、賠償の対象となるとしており、当該事例について挙げた。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号８９６※１】　自主的避難等対象区域内の自治体による水道事業について、販売先である住民の自主的避難により水道利用料金の収入が減少し、いわゆる間接損害としての逸失利益が生じたとして、平成２３年４月から平成２４年３月まで、前年度と比較した営業利益の減少額に、原発事故の影響割合として８割（震災の影響等を考慮。）を乗じた額の賠償が認められた事例

【公表番号９６３※１】　下水道事業を行っている自主的避難等対象区域内の地方公共団体である申立人について、住民が避難したこと等によって下水道使用料収入が減少したとして、平成２３年４月から平成２４年３月までの間の逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号１０４５※１】　し尿処理等を行う、地方自治法上の一部事務組合である東北地方の申立人について、脱水汚泥、水処理用活性炭等の引取先から要求されたために実施した放射性物質濃度検査に要した費用が賠償された事例

【公表番号１３７０※１】 千葉県内の普通地方公共団体である申立人が管理するゴミの最終処分場について、原発事故により発生した放射性物質を含むゴミ焼却灰を最終処分場に埋め立てるに当たり、土壌汚染対策や飛散防止対策として、土壌層の敷設や覆土等を実施した結果、最終処分場の埋立容量が減少したことに係る損害（平成２３年４月から平成２８年３月まで）が賠償された事例

【公表番号１４３１※１】 千葉県内の地方公共団体である申立人が水道事業として平成２９年３月までに実施した汚泥処分に係る費用について、原発事故前に行っていた農家に対する有償譲渡が原発事故後はできなくなったことに照らし、平成２８年４月から平成２９年３月までに発生した処分費用から当該譲渡を行う際の積込みに係る費用分を控除した金額が賠償された事例

⑶ 被害者支援等のために、加害者に代わって負担した費用

（補足説明）

中間指針第１０の２は、地方公共団体等が被害者支援等のために加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合も賠償の対象となるとしており、当該事例について挙げた。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１２４４※３、※６】 関東地方の普通地方公共団体（都道府県）である申立人が支出した福島県からの避難者に対する補助金や避難者を受け入れた私立学校に対する補助金等の費用（平成２３年４月から平成２４年３月まで）については、地方公共団体が被害者支援等のために加害者が負担すべき費用を負担したものとして、観光業者に対する補助金等の風評被害対策費用（平成２３年４月から平成２４年５月まで）についても、地震や津波の影響等も踏まえた上で、それぞれ相当な範囲で賠償された事例

⑷ それ以外の損害

（補足説明）

中間指針第１０の２備考１は、地方公共団体等が被った同指針記載のもの以外の損害についても、個別具体的な事情に応じて賠償すべき損害と認められることがあり得るとしており、当該事例について挙げた。

ア 測定経費

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１０１４※１】 東北地方の地方公共団体である申立人について、空間線量や食品検査における測定のための測定経費（平成２４年１月から平成２５年３月まで）が賠償された事例（和解案骨子において、各損害項目についての考え方の骨子が示されている。）

【公表番号１２４４※１、※２、※４、※５、※７】 関東地方の普通地方公共団体（都道府県）である申立人が原発事故の関連で支出した食品衛生法に基づく放射性物質検査に関する費用、廃棄物処理事業に係る追加的費用、空間線量検査費用、学校等屋外プール水に係る検査費用、その他の費用（平成２３年４月から平成２４年５月まで）について、相当な範囲で損害が賠償された事例

【公表番号１２４７※３】 関東地方の県内の複数の市町村を構成団体とする一部事務組合であり、水道用水供給事業の経営に係る施設の建設及び維持管理等の事務を処理する地方公営企業である申立人が、原発事故後、管轄内の水から基準値を超えるセシウムが検出されたことへの対応に要した費用（放射性物質検査に関する費用）について、その後基準値を超える放射性物質が検出されていないこと等の事情も踏まえた上で、相当な範囲（液化窒素ガス購入費用は平成

２３年６月から平成２７年３月まで１００％、放射線量測定器点検・校正業務委託費用のうちゲルマニウム半導体検出器点検委託費用については平成２５年６月から平成２６年１２月まで１００％、放射線量測定器点検・校正業務委託費用については平成２５年６月から平成２６年３月までの間は５０％、以降は０％。）で損害が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９４６※１】　下水処理事業を行う地方公共団体である申立人について、原発事故後、処理施設や排出物から放射性物質が検出され、以後、空間放射線量の測定や排出物の放射性物質濃度の測定を要することになったとして、測定経費、機器購入費、人件費、その他損害についての賠償が認められたが、申立人の判断により測定が実施された部分があるものの賠償に関しては、検査の委託先や排出物の搬出先からの要望状況等も踏まえ、原発事故の影響割合として３割から７割を上記測定経費等に乗じた額が損害とされた事例

【公表番号１９８８※１】　東北地方の地方公共団体である申立人について、平成２５年度から平成２７年度の間に原発事故の対応業務により生じた測定経費、除染経費、広報経費、旅費、人件費等が相当な範囲で賠償された事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０４１※１】　東北地方の地方公共団体である申立人について、平成２５年度に生じた、給食食材の放射性物質測定のための検査用食材購入費用、検体の検査手数料等の測定経費が賠償されるなどした事例

イ　機器購入費

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号９２１※１】　福島県浜通りの市町村（避難指示区域を含む。）における消防、看護専門学校の管理運営、地域振興事業等の共同処理を行う一部事務組合について、原発事故災害対応等に関する費用、放射線対策に係る経費その他一般会計に係る追加的費用（平成２３年度及び平成２４年度分）の賠償が認められた事例

【公表番号１０１４※１】　東北地方の地方公共団体である申立人について、空間線量や食品検査における測定のための機器購入費（平成２４年３月から同年１１月まで）が賠償された事例（和解案骨子において、各損害項目についての考え方の骨子が示されている。）

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９４６※１】　下水処理事業を行う地方公共団体である申立人について、原発事故後、処理施設や排出物から放射性物質が検出され、以後、空間放射線量の測定や排出物の放射性物質濃度の測定を要することになったとして、測定経費、機器購入費、人件費、その他損害についての賠償が認められたが、申立人の判断により測定が実施された部分があるものの賠償に関しては、検査の委託先や排出物の搬出先からの要望状況等も踏まえ、原発事故の影響割合として３割から７割を上記測定経費等に乗じた額が損害とされた事例

【公表番号１９８８※１】　東北地方の地方公共団体である申立人について、平成２５年度から平成２７年度の間に原発事故の対応業務により生じた測定経費、除染経費、広報経費、旅費、人件費等が相当な範囲で賠償された事例

ウ　除染費用

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１０１４※２】　東北地方の地方公共団体である申立人について、除染費用として牧草地の除染を効率的に進めるためのＧＰＳ購入費（平成２４年３月）が賠償された事例（和解案骨子において、各損害項目についての考え方の骨子が示されている。）

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９８８※１】　東北地方の地方公共団体である申立人について、平成２５年度から平成２７年度の間に原発事故の対応業務により生じた測定経費、除染経費、広報経費、旅費、人件費等が相当な範囲で賠償された事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０４１※２】　東北地方の地方公共団体である申立人について、平成２４年度及び平成２５年度に生じた、マイクロスポット（局所的汚染箇所）除染作業のための消耗品購入費用、業務委託料等の除染経費が賠償されるなどした事例

エ　広告費用

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号９２１※１】　福島県浜通りの市町村（避難指示区域を含む。）における消防、看護専門学校の管理運営、地域振興事業等の共同処理を行う一部事務組合について、原発事故災害対応等に関する費用、放射線対策に係る経費その他一般会計に係る追加的費用（平成２３年度及び平成２４年度分）の賠償が認められた事例

【公表番号１０１４※３】 東北地方の地方公共団体である申立人について、広報経費（平成２３年１０月から平成２５年３月まで）が賠償された事例（和解案骨子において、各損害項目についての考え方の骨子が示されている。）

【公表番号１２４７※２】 関東地方の県内の複数の市町村を構成団体とする一部事務組合であり、水道用水供給事業の経営に係る施設の建設及び維持管理等の事務を処理する地方公営企業である申立人が、原発事故後、管轄内の水から基準値を超えるセシウムが検出されたことへの対応に要した費用（検査結果等の広報及び住民に対する説明に関する費用等）について、その後基準値を超える放射性物質が検出されていないこと等の事情も踏まえた上で、相当な範囲（ホームページ作成及び更新作業委託費用について平成２３年４月から平成２５年３月まで１００％、平成２５年４月から平成２６年３月まで５０％、平成２６年４月から平成２７年３月まで３０％の範囲。）で損害が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９８８※１】　東北地方の地方公共団体である申立人について、平成２５年度から平成２７年度の間に原発事故の対応業務により生じた測定経費、除染経費、広報経費、旅費、人件費等が相当な範囲で賠償された事例

オ　旅費・交通費

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号９２１※１】　福島県浜通りの市町村（避難指示区域を含む。）における消防、看護専門学校の管理運営、地域振興事業等の共同処理を行う一部事務組合について、原発事故災害対応等に関する費用、放射線対策に係る経費その他一般会計に係る追加的費用（平成２３年度及び平成２４年度分）の賠償が認められた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９８８※１】　東北地方の地方公共団体である申立人について、平成２５年度から平成２７年度の間に原発事故の対応業務により生じた測定経費、除染経費、広報経費、旅費、人件費等が相当な範囲で賠償された事例

カ　人件費

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号９２１※１】　福島県浜通りの市町村（避難指示区域を含む。）における消防、看護専門学校の管理運営、地域振興事業等の共同処理を行う一部事務組合について、一般会計に係る追加的費用（平成２３年度及び平成２４年度分）の和解が成立した事例

【公表番号１０１４※５】 東北地方の地方公共団体である申立人について、原発事故の対応業務で生じた人件費（平成２３年５月から平成２５年４月まで）が賠償された事例（和解案骨子において、各損害項目についての考え方の骨子が示されている。）

【公表番号１２４７※１】 関東地方の県内の複数の市町村を構成団体とする一部事務組合であり、水道用水供給事業の経営に係る施設の建設及び維持管理等の事務を処理する地方公営企業である申立人が、原発事故後、管轄内の水から基準値を超えるセシウムが検出されたことへの対応に要した費用（時間外勤務休日勤務手当）について、平成２３年３月から平成２３年１０月までの原発事故に対応を余儀なくされたと判断できるものに対する当該手当相当額が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９４６※１】　下水処理事業を行う地方公共団体である申立人について、原発事故後、処理施設や排出物から放射性物質が検出され、以後、空間放射線量の測定や排出物の放射性物質濃度の測定を要することになったとして、測定経費、機器購入費、人件費、その他損害についての賠償が認められたが、申立人の判断により測定が実施された部分があるものの賠償に関しては、検査の委託先や排出物の搬出先からの要望状況等も踏まえ、原発事故の影響割合として３割から７割を上記測定経費等に乗じた額が損害とされた事例

【公表番号１９８８※１、※２】　東北地方の地方公共団体である申立人について、平成２５年度から平成２７年度の間に原発事故の対応業務により生じた測定経費、除染経費、広報経費、旅費、人件費等が相当な範囲で賠償された事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０４１※３】　東北地方の地方公共団体である申立人について、平成２３年度から平成２５年度の間に原発事故の対応業務により生じた人件費が賠償されるなどした事例

キ　その他損害

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号９２１※２】　福島県浜通りの市町村（避難指示区域を含む。）における消防、看護専門学校の管理運営、地域振興事業等の共同処理を行う一部事務組合について、一般会計に係る手数料収入の逸失利益（平成２３年度及び平成２４年度分）の賠償が認められた事例

【公表番号１０１４※４】 東北地方の地方公共団体である申立人について、汚染廃棄物対策費用、風評被害に伴う逸失利益等の種々の損害（平成２３年８月から平成２５年３月まで）が賠償された事例（和解案骨子において、各損害項目についての考え方の骨子が示されている。）

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９４６※１】　下水処理事業を行う地方公共団体である申立人について、原発事故後、処理施設や排出物から放射性物質が検出され、以後、空間放射線量の測定や排出物の放射性物

質濃度の測定を要することになったとして、測定経費、機器購入費、人件費、その他損害についての賠償が認められたが、申立人の判断により測定が実施された部分があるものの賠償に関しては、検査の委託先や排出物の搬出先からの要望状況等も踏まえ、原発事故の影響割合として３割から７割を上記測定経費等に乗じた額が損害とされた事例

【公表番号１９８８※１】　東北地方の地方公共団体である申立人について、平成２５年度から平成２７年度の間に原発事故の対応業務により生じた測定経費、除染経費、広報経費、旅費、人件費等が相当な範囲で賠償された事例

第１０　自主的避難等に係る損害（中間指針第一次追補・第二次追補第３、第五次追補第３）

１　中間指針等の整理

（中間指針追補第２）
［自主的避難等対象区域］
　下記の福島県内の市町村のうち避難指示等対象区域を除く区域（以下「自主的避難等対象区域」という。）とする。
（県北地域）
　福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村
（県中地域）
　郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
（相双地域）
　相馬市、新地町
（いわき地域）
　いわき市

［対象者］
　本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居（以下「住居」という。）があった者（本件事故発生後に当該住居から自主的避難を行った場合、本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合、当該住居に滞在を続けた場合等を問わない。以下「自主的避難等対象者」という。）とする。
　また、本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者についても、中間指針第３の［損害項目］の６の精神的損害の賠償対象とされていない期間並びに子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間（本件事故発生当初の時期を除く。）は、自主的避難等対象者の場合に準じて賠償の対象とする。

（備考等抜粋・要約：中間指針追補第２［自主的避難等対象区域］関係）

ア　本件事故を受けて自主的避難に至った主な類型は２種類考えられるが、いずれの場合もこのような恐怖や不安は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の状況が安定していない等の状況下で、同発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自己の居住する市町村の自主的避難の状況（自主的避難者の多寡など）等の要素が複合的に関連して生じたと考えられる。以上の要素を総合的に勘案すると、少なくとも中間指針追補の対象となる自主的避難等対象区域においては、住民が放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてもやむを得ない面がある（備考１）。

イ　自主的避難等の事情は個別に異なり、損害の内容も多様であると考えられるが、中間指針追補では、下記の［対象者］に対し公平に賠償すること、及び可能な限り広くかつ早期に救済するとの観点から、一定の自主的避難等対象区域を設定した上で、同対象区域に居住していた者に少なくとも共通に生じた損害を示すこととする（備考２）。

ウ　自主的避難等対象区域以外の地域についても、下記の［対象者］に掲げる場合には賠償の対象と認められ、さらに、それ以外の場合においても個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められ得る（備考３）。

（備考等抜粋・要約：中間指針追補第２［対象者］関係）

ア　損害賠償請求権は個々人につき発生するものであるから、損害の賠償についても、個々人に対してなされるべきである（備考１）。

イ　本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者についても、自主的避難等対象者と同様の損害を被っていると認められる場合には、同様に賠償の対象とすべきと考えられる。この場合、中間指針による賠償と重複しない限りにおいて中間指針追補による賠償の対象とすべきであるから、中間指針第３の［損害項目］の６の精神的損害の賠償対象とされていない期間（例えば、平成２３年４月２２日の緊急時避難準備区域の指定以降、同区域から避難せずに滞在した期間や、同区域の指定解除後に帰還した後の期間）が対象となる（備考２）。

ウ　一方、避難指示等対象区域内に居住していた者が、本件事故に起因して自主的避難等対象区域内に避難し、同区域内に引き続き長期間滞在した場合、当該避難期間については中間指針で精神的損害の賠償対象とされているが、これは避難生活等を長期間余儀なくされたことによる精神的損害であり、自主的避難等対象区域内の住居に滞在し続ける者としての精神的損害とは質的に異なる面があるから、中間指針追補の対象ともすべきである（具体的には、自主的避難等対象区域内に避難して滞在した子供及び妊婦が該当する。後記［損害項目］の指針Ⅲ及び備考３参照。）（備考２）。

エ　［対象者］以外の者についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められ得る（備考３）。

（中間指針追補第２）

［損害項目］

Ⅰ）自主的避難等対象者が受けた損害のうち、以下のものが一定の範囲で賠償すべき損害と認められる。

①　放射線被曝への恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合（本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合を含む。以下同じ。）における以下のもの。

ⅰ）自主的避難によって生じた生活費の増加費用

ⅱ）自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

ⅲ）避難及び帰宅に要した移動費用

②　放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における以下のもの。

ⅰ）放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

ⅱ）放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

Ⅱ）Ⅰ）の①のⅰ）ないしⅲ）に係る損害額並びに②のⅰ）及びⅱ）に係る損害額については、いずれもこれらを合算した額を同額として算定するのが、公平かつ合理的な算定方法と認められる。

Ⅲ）Ⅱ）の具体的な損害額の算定に当たっては、①自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成２３年１２月末までの損害として一人４０万円を目安とし、②その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人８万円を目安とする。

Ⅳ）本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者については、賠償すべき損害は自主的避難等対象者の場合に準じるものとし、具体的な損害額の算定に当たっては以下のとおりとす

る。
① 中間指針第３の［損害項目］の６の精神的損害の賠償対象とされていない期間については、Ⅲ）に定める金額がⅢ）の①及び②における対象期間に応じた目安であることを勘案した金額とする。
② 子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については、本件事故発生から平成２３年１２月末までの損害として一人２０万円を目安としつつ、これらの者が中間指針追補の対象となる期間に応じた金額とする。

（備考等抜粋・要約：中間指針追補第２［損害項目］関係）

ア 本件事故に起因して自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った者は、主として自宅以外での生活による生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用が生じ、併せてこうした避難生活によって一定の精神的苦痛を被っていると考えられることから、少なくともこれらについては賠償すべき損害と観念することが可能である（備考１）。

イ 滞在者は、主として放射線被曝への恐怖や不安やこれに伴う行動の自由の制限等を余儀なくされることによる精神的苦痛を被っており、併せてこうした不安等によって生活費の増加費用も生じている場合があると考えられることから、少なくともこれらについては賠償すべき損害と観念することが可能である（備考１）。

ウ 賠償すべき損害額については、自主的避難が、避難指示等により余儀なくされた避難とは異なることから、これに係る損害について避難指示等の場合と同じ扱いとすることは、必ずしも公平かつ合理的ではない。

一方、自主的避難者と滞在者とでは、現実に被った精神的苦痛の内容及び程度並びに現実に負担した費用の内容及び額に差があることは否定できないものの、いずれも自主的避難等対象区域内の住居に滞在することに伴う放射線被曝への恐怖や不安に起因して発生したものであること、当該滞在に伴う精神的苦痛等は自主的避難によって解消されるのに対し、新たに避難生活に伴う生活費増加等が生じるという相関関係があること、自主的避難等対象区域内の住民の中には諸般の事情により滞在を余儀なくされた者もいるであろうこと、広範囲に居住する多数の自主的避難等対象者につき、自主的避難者と滞在者を区別し、個別に自主的避難の有無及び期間等を認定することは実際上極めて困難であり、早期の救済が妨げられるおそれがあること等を考慮すれば、自主的避難者か滞在者かの違いにより金額に差を設けることは公平かつ合理的とは言い難い。

こうした事情を考慮して、精神的損害と生活費の増加費用等を一括して一定額を算定するとともに、自主的避難者と滞在者の損害額については同額とすることが妥当と判断した（備考２）。

エ 自主的避難等対象者の属性との関係については、特に本件事故発生当初において、大量の放射性物質の放出による放射線被曝への恐怖や不安を抱くことは、年齢等を問わず一定の合理性を認めることができる。その後においても、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていること等から、比較的低線量とはいえ通常時より相当程度高い放射線量による放射線被曝への恐怖や不安を抱くことについては、人口移動により推測される自主的避難の実態からも、一定の合理性を認めることができる。

このため、自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成２３年１２月末までを、また、その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期を、それぞれ賠償の対象期間として算定することが妥当と判断した。なお、平成２４年１月以降に関しては、今後、必要に応じて賠償の範囲等について検討することとする（備考３）。

オ 備考３の期間の損害額の算定に当たっては、身体的損害を伴わない慰謝料に関する裁判例等を参考にした上で、精神的苦痛並びに子供及び妊婦の場合の同伴者や保護者分も含めた生活費の増加費用等について、一定程度勘案することとした（備考４）。

カ　本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者のうち、子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間の損害額の算定に当たっては、これらの者は、避難している期間について既に中間指針第３の［損害項目］の６の精神的損害の賠償対象とされており、両者の損害の内容に一部重複すると考えられる部分があることを勘案することとした（備考５）。

キ　指針Ⅰないし㈣については、個別具体的な事情に応じて、これら以外の損害項目が賠償の対象となる場合や異なる賠償額が算定される場合が認められ得る（備考６）。

（中間指針第二次追補第３）

第一次追補において示した自主的避難等に係る損害について、平成２４年１月以降に関しては、次のとおりとする。

Ⅰ）少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。

Ⅱ）Ⅰ）によって賠償の対象となる場合において、賠償すべき損害及びその損害額の算定方法は、原則として第一次追補第２の［損害項目］で示したとおりとする。具体的な損害額については、同追補の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、合理的に算定するものとする。

（備考等抜粋・要約：中間指針第二次追補第３関係）

平成２４年１月以降に関しては、①第一次追補とは、対象期間における状況が全般的に異なること、②他方、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていると考えられること等から、第一次追補の内容はそのまま適用しないが、個別の事例又は類型によって、これらの者が放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とすることとする（備考２）。

総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

1　自主的避難対象者が自己又は家族の自主的避難の実行に伴い支出した実費等の損害の積算額が中間指針追補記載の自主的避難対象者に対する損害額の目安となる金額（４０万円又は８万円）を上回る場合において、当該実費等の損害が賠償すべき損害に当たるかどうかを判断するには、①自主的避難を実行したグループに子供又は妊婦が含まれていたかどうか、②自主的避難の実行を開始した時期及び継続した時期、③当該各時期における放射線量に関する情報の有無及び情報があった場合にはその内容、④当該実費等の損害の具体的内容、額及び発生時期などの要素を総合的に考慮するものとする。

2　賠償の対象となるべき実費等の損害としては、以下のものが考えられる。

1）避難費用及び帰宅費用(交通費、宿泊費、家財道具移動費用、生活費増加分)

2）一時帰宅費用、分離された家族内における相互の訪問費用

3）営業損害、就労不能損害（ 自主的避難の実行による減収及び追加的費用)

4）財物価値の喪失、減少（ 自主的避難の実行による管理不能等に起因するもの)

5）その他自主的避難の実行と相当因果関係のある支出等の損害

3　１及び２により実費等の損害を賠償する場合においては、当該実費等の損害のほかに、中間指針追補記載の上記金額（４０万円又は８万円）のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を賠償するものとする。この場合において、賠償の総額には、中間指針追補記載の上記金額（４０万円又は８万円）が含まれているものと扱う。

4　賠償は、本来は、個人単位で行われるものであるが、実際の和解案の作成に当たっては、家族等のグループに属する複数の者（ 滞在者を含む。） に生じた実費等の損害を合算したり、これらの者に係る中間指針追補記載の上記金額を合算したりするなど、グループ単位での計算をすることを妨げない。

5　１及び２に準じて算出される実費等の損害の合計額が中間指針追補記載の上記金額（４０万円又は８万円）に満たなくても、当該実費等の損害の合計額と３による精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額とを合算した額が中間指針追補記載の上記金額（４０万円又は８万円）を上回る場合には、前記１から４までの基準を準用する。

本件事故後に、避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所からこれらのいずれかに属する場所への転勤を勤務先から命じられたが、家族のうち妊婦又は子供を含むグループが転勤先に同行せずに二重生活が始まった場合には、前記１、２及び４の規定を準用する。

6　本件事故発生時に避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所に住居があった者が自主的避難を実行した場合において、当該住居の所在場所が、発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報、当該住居の属する市町村の自主的避難の状況などの要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域と同等の状況にあると評価されるときには、中間指針追補及び前記１から５までの基準を準用する。

（理由等抜粋・要約）

ア　中間指針追補には、「中間指針追補で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る」という記載があり（中間指針追補２頁。同趣旨の記載が、対象区域について３頁、対象者について５頁、損害項目について８頁にある。）、個別具体的な事情により相当因果関係のある損害と認める場合の基準を定める必要がある（理由１）。

イ　自主的避難の実行に伴い支出した実費等の損害が賠償の対象になるかどうかを考慮する際には、中間指針追補に表れた各種の要素を検討するのが相当である。賠償の対象となる損害項目については、政府指示により避難した者について検討された項目に準じて検討するのが相当である（理由２）。

ウ　実費等の損害を賠償しても、精神的苦痛に対する損害は賠償されていない。そのため、中間指針追補における自主的避難対象者に対する損害額の目安（４０万円又は８万円）のうち、精神的

苦痛に対する損害額とみられる部分を賠償する必要がある。このようにして算定された金額（４０万円又は８万円を上回る。）が賠償された場合には、中間指針追補記載の金額（４０万円又は８万円）も賠償されたものと扱うのが相当である（理由３）。

エ　家族などのグループ単位での避難が実際には多いと思われることから、グループ単位での計算も、個人単位での計算も、和解案として許容されることとした（理由４）。

オ　実費等の損害の合計額が中間指針追補における自主的避難対象者に対する損害額の目安（４０万円又は８万円）を下回る場合であっても、実費等の損害の合計額と３による精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を合算した金額が上記損害額の目安（４０万円又は８万円）を上回るときには、当該合算した金額（４０万円又は８万円を上回る。）を賠償するのが相当であるから、１から４までの基準を準用することとした（理由５前段）。

カ　本件事故後の転勤命令により新たに避難指示等対象区域又は自主的避難等対象区域のいずれかに勤務することになったが、転勤先の放射線量等の影響を考慮して家族のうち妊婦又は子供などが転勤先に同行せずに二重生活が始まった場合は、子供又は妊婦を含むグループが自主的避難を実行した場合に準ずるものであるから、前記１，２及び４の規定を準用することとした（理由５後段）。

キ　避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所に住居があった者が自主的避難を実行した場合についても、その者の居住地が自主的避難等対象区域と同等の状況にあると評価されるときには、自主的避難等対象区域居住者と同様に扱うのが相当であるから、中間指針追補及び１から５までの基準を準用することとした（理由６）。

中間指針第五次追補　第３　自主的避難等に係る損害について
第一次追補第２及び第二次追補第３を次のとおり改訂する。

（中間指針第五次追補第３）

［自主的避難等対象区域］
　下記の福島県内の市町村のうち避難指示等対象区域を除く区域（以下「自主的避難等対象区域」という。）とする。

（県北地域）
福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村
（県中地域）
郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
（相双地域）
相馬市、新地町
（いわき地域）
いわき市

（備考抜粋）

１）　本審査会において、関係者へのヒアリングを含めて調査・検討を行った結果、避難指示等対象区域の周辺地域では自主的避難をした者が相当数存在していることが確認された。

　自主的避難に至った主な類型としては、①本件事故発生当初の時期に、自らの置かれている状

況について十分な情報がない中で、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉建屋において水素爆発が発生したことなどから、大量の放射性物質の放出による放射線被曝への恐怖や不安を抱き、その危険を回避しようと考えて避難を選択した場合、及び②本件事故発生からしばらく経過した後、生活圏内の空間放射線量や放射線被曝による影響等に関する情報がある程度入手できるようになった状況下で、放射線被曝への恐怖や不安を抱き、その危険を回避しようと考えて避難を選択した場合が考えられる。

同時に、当該地域の住民は、そのほとんどが自主的避難をせずにそれまでの住居に滞在し続けており、これら避難をしなかった者が抱き続けたであろう上記の恐怖や不安も無視することはできないと考えられる（以下、当該地域の住民による自主的避難と滞在を併せて「自主的避難等」という。）。

2） 1）で示したように、本件事故を受けて自主的避難に至った主な類型は２種類考えられるが、いずれの場合もこのような恐怖や不安は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の状況が安定していない等の状況下で、同発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自己の居住する市町村の自主的避難の状況（自主的避難者の多寡など）等の要素が複合的に関連して生じたと考えられる。以上の要素を総合的に勘案すると、少なくとも平成２３年１２月末までは、本指針の対象となる自主的避難等対象区域においては、住民が放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてもやむを得ない面がある。

3） 自主的避難等の事情は個別に異なり、損害の内容も多様であると考えられるが、本指針では、下記の［対象者］に対し公平に賠償すること、及び可能な限り広くかつ早期に救済するとの観点から、一定の自主的避難等対象区域を設定した上で、同対象区域に居住していた者に少なくとも共通に生じた損害を示すこととする。

4） 上記自主的避難等対象区域以外の地域についても、下記の［対象者］に掲げる場合には賠償の対象と認められ、さらに、それ以外の場合においても個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められ得る。

［対象者］

本件事故発生時に自主的避難等対象区域内（特定避難勧奨地点を除く。）に住居があった者（本件事故発生後に当該住居から自主的避難を行った場合、本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合、当該住居に滞在を続けた場合等を問わない。以下「自主的避難等対象者」という。）とする。

また、本件事故発生時に避難指示等対象区域内（計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く。）に住居があった者についても、中間指針第３の［損害項目］の６の精神的損害の賠償対象とされていない期間及び自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間（本件事故発生当初の時期を除く。）は、自主的避難等対象者の場合に準じて賠償の対象とする。

（備考抜粋）

1） 損害賠償請求権は個々人につき発生するものであるから、損害の賠償についても、個々人に対してなされるべきである。

2） 本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者についても、自主的避難等対象者と同様の損害を被っていると認められる場合には、同様に賠償の対象とすべきと考えられる。この場合、中間指針による賠償対象とされている損害と重複しない限りにおいて本指針による賠償の対象とすべきであるから、中間指針第３の［損害項目］の６の精神的損害の賠償対象とされていない期間（例えば、平成２３年４月２２日の緊急時避難準備区域の指定以降、同区域から避難せ

ずに滞在した期間や、同区域の指定解除後に帰還した後の期間）が対象となる。一方、避難指示等対象区域内に居住していた者が、本件事故に起因して自主的避難等対象区域内に避難し、同区域内に引き続き長期間滞在した場合、当該避難期間については中間指針で精神的損害の賠償対象とされているが、これは避難生活等を長期間余儀なくされたことによる精神的損害であり、自主的避難等対象区域内の住居に滞在し続ける者（以下「滞在者」という。）としての精神的損害とは質的に異なる面があるから、本指針の対象ともすべきである（具体的には、自主的避難等対象区域内に避難して滞在した者が該当する。後記［損害項目］の指針Ⅴ）及び（備考）６）参照。）。なお、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点に住居があった者については、前記第２の３において、安心できる生活空間を享受する利益の侵害によって生ずる健康不安を基礎とする精神的損害が賠償の対象とされていることから、［対象者］から除外することが相当である。

３）　上記の［対象者］以外の者についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められ得る。

［損害項目］

（指針）

Ⅰ）自主的避難等対象者が受けた損害のうち、以下のものが一定の範囲で賠償すべき損害と認められる。

①　放射線被曝への恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合（本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合を含む。以下同じ。）における以下のもの。

ⅰ）自主的避難によって生じた生活費の増加費用

ⅱ）自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

ⅲ）避難及び帰宅に要した移動費用

③　放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における以下のもの。

ⅰ）放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

ⅱ）放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

Ⅱ）Ⅰ）の①のⅰ）からⅲ）までに係る損害額並びに②のⅰ）及びⅱ）に係る損害額については、いずれもこれらを合算した額を同額として算定するのが、公平かつ合理的な算定方法と認められる。

Ⅲ）Ⅱ）の具体的な損害額の算定に当たっては、本件事故発生から平成２３年１２月末までの損害として、①自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については一人４０万円、②その他の自主的避難等対象者については一人２０万円を目安とする。なお、②について、本指針策定時において、Ⅰ）に示す損害で既に賠償されたものがあれば、第一次追補で示した目安の８万円を含め、控除することができる。

Ⅳ）平成２４年１月以降に関しては、以下のとおりとする。

①　少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。

②　①によって賠償の対象となる場合において、損害項目は原則として前記Ⅰ）のとおりとし、

具体的な損害額については、本指針の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、合理的に算定するものとする。

Ⅴ）本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者については、賠償すべき損害は自主的避難等対象者の場合に準じるものとし、具体的な損害額の算定に当たっては以下のとおりとする。

① 中間指針第３の［損害項目］の６の精神的損害の賠償対象とされていない期間については、Ⅲ）に定める金額がⅢ）の①及び②における対象期間に応じた目安であることを勘案した金額とする。

② 自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については、本件事故発生から平成２３年１２月末までの損害として、ⅰ）子供及び妊婦については一人２０万円、ⅱ）その他の者については一人１０万円を目安としつつ、これらの者が本指針の対象となる期間に応じた金額とする。

（備考抜粋）

１） 本件事故に起因して自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った者は、主として自宅以外での生活による生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用が生じ、併せてこうした避難生活によって一定の精神的苦痛を被っていると考えられることから、少なくともこれらについては賠償すべき損害と観念することが可能である。また、滞在者は、主として放射線被曝への恐怖や不安やこれに伴う行動の自由の制限等を余儀なくされることによる精神的苦痛を被っており、併せてこうした不安等によって生活費の増加費用も生じている場合があると考えられることから、少なくともこれらについては賠償すべき損害と観念することが可能である。

２） 賠償すべき損害額については、自主的避難が、避難指示等により余儀なくされた避難とは異なることから、これに係る損害について避難指示等の場合と同じ扱いとすることは、必ずしも公平かつ合理的ではない。一方、自主的避難者と滞在者とでは、現実に被った精神的苦痛の内容及び程度並びに現実に負担した費用の内容及び額に差があることは否定できないものの、いずれも自主的避難等対象区域内の住居に滞在することに伴う放射線被曝への恐怖や不安に起因して発生したものであること、当該滞在に伴う精神的苦痛等は自主的避難によって解消されるのに対し、新たに避難生活に伴う生活費増加等が生じるという相関関係があること、自主的避難等対象区域内の住民の中には諸般の事情により滞在を余儀なくされた者もいるであろうこと、広範囲に居住する多数の自主的避難等対象者につき、自主的避難者と滞在者を区別し、個別に自主的避難の有無及び期間等を認定することは実際上極めて困難であり、早期の救済が妨げられるおそれがあること等を考慮すれば、自主的避難者か滞在者かの違いにより金額に差を設けることは公平かつ合理的とは言い難い。

こうした事情を考慮して、精神的損害と生活費の増加費用等を一括して一定額を算定するとともに、自主的避難者と滞在者の損害額については同額とすることが妥当と判断した。

３） 自主的避難等対象者の属性との関係については、特に本件事故発生当初において、大量の放射性物質の放出による放射線被曝への恐怖や不安を抱くことは、年齢等を問わず一定の合理性を認めることができる。その後については、第一次追補策定時においては、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていること等から、比較的低線量とはいえ通常時より相当程度高い放射線量による放射線被曝への恐怖や不安を抱くことについては、人口移動により推測される自主的避難の実態からも、一定の合理性を認めることができるとした。しかしながら、確定判決を踏まえ、子供及び妊婦以外の者についても、放射線被曝への恐怖・不安と残存する後続事故に対する不安と相まって生ずる相当程度の複合的な恐怖や不安を抱いたことには相当な理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについても

やむを得ない面があるとの判断に至った。

残存する後続事故に対する不安は、平成２３年１２月１６日に政府が東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故そのものの収束を宣言したことにより概ね解消されたと認められることから、本件事故発生から平成２３年１２月末までを、自主的避難等対象者の属性を問わず、賠償の対象期間として算定することが妥当と判断した。

４） ３）の期間の損害額の算定に当たっては、身体的損害を伴わない慰謝料に関する裁判例等を参考にした上で、精神的苦痛並びに子供及び妊婦の場合の同伴者や保護者分も含めた生活費の増加費用等について、一定程度勘案することとした。子供及び妊婦以外の者については、自主的避難等対象区域のような比較的低線量の場合に、放射線への感受性が子供及び妊婦と同じ程度に高い可能性があるとは一般に認識されていないことを一定程度勘案し、確定判決では子供及び妊婦の場合の３分の１から２分の１程度であることも参考にして算定することとした。その際、Ⅰ）に示す損害で、本指針策定時において既に賠償されたものがあればそれを控除できることについて、Ⅲ）で示した損害額の目安は、本件事故発生から平成２３年１２月末までを一括して算定したものであり、本件事故発生当初の損害として算定された損害額と重複することになるため、控除することが妥当と判断した。

５） Ⅳ）については、平成２４年１月以降に関しては、①それ以前と比べ状況が全般的に異なること、②他方、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていると考えられること等から、本指針の平成２３年１２月末までの内容はそのまま適用しないが、個別の事例又は類型によって、少なくともこれらの者が放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とすることとする。

６） 本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間の損害額の算定に当たっては、これらの者は、避難している期間について既に中間指針第３の［損害項目］の６の精神的損害の賠償対象とされており、両者の損害の内容に一部重複すると考えられる部分があることを勘案することとした。

７） Ⅰ）からⅤ）までについては、個別具体的な事情に応じて、これら以外の損害項目が賠償の対象となる場合や異なる損害額が算定される場合が認められ得る。

（備考抜粋：中間指針第五次追補第２の４（精神的損害の増額事由の自主的避難等対象区域への言及））

２） 中間指針第３［損害項目］の６（備考）１０）は、日常生活阻害慰謝料の額について「あくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない」としており、総括委員会は、このことを踏まえ、平成２４年２月１４日「総括基準（精神的損害の増額事由等について）」（以下「総括基準」という。）を策定し、その中で日常生活阻害慰謝料の増額事由を定め、ＡＤＲセンターにおいては、和解仲介に当たり総括基準を適用する運用が行われているところである。

Ⅰ）の①から⑩までの事由があり、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと認められる場合、その精神的損害は賠償に値するものと考えられるが、一方で、その精神的損害は、日常生活阻害慰謝料において十分に考慮されていたとまではいえず、前記１及び３の精神的損害とも異なる性質のものである（なお、Ⅰ）の⑨の事由と過酷避難状況の関係については、後に７）で言及する。）。以上からすると、総括基準の増額事由が認められ、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと認められる場合には、月額で目安が示される日常生活阻害慰謝料に対して、増額をすることになる旨を明記することが相当であり、その増額は、前記１及び３の精神的損害とは別に行われるべきである。

なお、Ⅰ）の①から⑩までの増額事由は、避難指示等対象区域（中間指針第３の[対象区域]の(1)から(6)までをいう。以下同じ。）における日常生活阻害慰謝料に対する増額についてのものであるが、自主的避難等対象区域において避難を行った者についてもその根拠は妥当するというべきであるから、自主的避難等対象区域についての個別具体的事情を踏まえた賠償においては、その趣旨が尊重されるべきである。

２　当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

中間指針第一次追補及び中間指針第二次追補第３（中間指針第五次追補策定以降は中間指針第五次追補第３）による自主的避難等に係る損害に関する事例を、［自主的避難等対象区域］、［対象者］、［損害項目］に区分して挙げた。

⑴　対象区域

（補足説明）

自主的避難等に係る損害に関し、中間指針第一次追補第２［自主的避難等対象区域］（中間指針第五次追補策定以降は中間指針第五次追補第３［自主的避難等対象区域］）に関連し、主に同区域の内外等、地域に係る問題を有する事例等を挙げた。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１７０※１～※４】　原発事故当時、県南地域（西白河郡西郷村）に居住し、平成２３年１０月に他県へ自主的避難を開始した申立人ら（大人２名、子供１名）について、避難前住居の原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等であるとして、精神的損害（両親各３万２０００円、子１６万円。）、自主的避難の実行により発生した避難費用、家財道具購入に係る生活費増加費用、就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号２４７※２】 宮城県仙台市に居住していた外国出身の母及び子２名が、平成２３年３月に同外国政府が国外退避を勧告したこともあり、同月から平成２４年３月まで同国に自主的避難を実行したところ、避難により生じた費用の一部である宿泊費、二重生活による生活費増加、移動交通費について相当因果関係があるとして、賠償が認められた事例

【公表番号２６４※１】 県南地域（矢吹町）から平成２３年４月２２日以前に避難を開始した申立人らについて、原発事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠があった者と同等の賠償が認められた事例

【公表番号２７２※１】 茨城県の自宅の眼前の水路で高い放射線量が測定され、被曝の不安を感じた子供１名を含む家族３名に対して慰謝料（平成２３年３月から同年１２月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号２８６※１】 県南地域（白河市）から平成２３年４月２２日以前に避難を開始した申立人らについて、原発事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠があった者と同等の賠償が認められた事例

【公表番号３００※１】 原発事故時には自主的避難等対象区域内に住民票がなかったが、自主的避難等対象区域内への引越しが決まっており、現に原発事故時以降自主的避難等対象区域内での滞在と生活を継続し、その後の平成２３年中に懐妊した女性について、原発事故発生時に自主的避難等対象区域に住居があった者と同等の賠償が認められた事例

【公表番号３６５※１】 県南地域から平成２３年４月２２日以前に避難を開始した申立人らについて、中間指針第一次追補第２記載の自主的避難等対象区域と同等の金額が賠償された事例

【公表番号５００※１】 県南地域（白河市）から平成２３年４月２２日以前に避難を開始した母と子供について、平成２３年３月から同年１２月までの避難費用等が賠償された事例

【公表番号７０８※１】 県南地域（白河市）に居住する申立人らについて、原発事故直後から半月余り他県の親戚宅に避難した未成年者である申立人に生活費増加費用及び移動費用等が賠償された事例

【公表番号７９４※１】 県南地域（白河市）から妻子が愛知県に避難したため夫と二重生活になった申立人らについて、白河市の居住地の線量が自主的避難等対象区域の主要な都市と同程度以上あることを理由に、自主的避難区域の居住者と同様に取り扱い、請求期間である平成２５年３月末までの避難費用及び避難雑費（全体的に、自主的避難区域と同水準としている。）が認められた事例

【公表番号８２９※１】 避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない県南地域（西郷村）に住居があった申立人らの一部が自主的避難を実行した場合において、自主的避難等対象区域と同等の状況にあると評価され、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等の賠償を認める和解案を提示した事例

【公表番号８５４※１】 県南地域（白河市）から平成２３年３月１３日に避難を開始した申立人らについて、自宅付近の原発事故後の放射線量、自宅が自主的避難等対象区域に近接していること等を考慮して、同年１２月３１日までの期間における避難費用及び精神的損害が賠償された事例

【公表番号８７１※１、※６】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（大人２名、子供３名）について、末子が幼児であること、他の子供も避難先で定着していること、夫が 避難先で自営業を始めていること等を考慮し、平成２４年１２月末までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号８８５※１】 自主的避難等対象区域（伊達市）から家族のうち１名（大人）が平成２４年１月に避難を開始した申立人らについて、自宅近隣に特定避難勧奨地点があり、自宅の放射線量も高かったこと等を考慮し、請求のあった平成２５年１月までの避難費用、生活費増加費用が 賠償された事例

【公表番号９８３※２】 父が仕事のために県南地域（西白河郡西郷村）の自宅に残り、母と子供４名が平成２３年３月に関西地方に避難したため、二重生活となった申立人らについて、避難前住居の原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等であるとして、申立ての前月である平成２５年１０月までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等の賠償が認められた事例

【公表番号１００５※１】 県南地域（泉崎町）から原発事故直後に秋田県に避難を開始した申立人らについて、平成２５年２月１３日付け東京電力プレスリリースに基づき支払われた賠償金のほかに、平成２３年３月２２日までの期間における避難交通費、及び宿泊謝礼が賠償された事例

【公表番号１０２８※１】 宮城県伊具郡丸森町筆甫地区（自主的避難等対象区域以外の地域）に居住する申立人らについて、居住地の①福島第一原子力発電所との位置関係（方角及び距離）、② 避難指示等対象区域との近接性、③公表された放射線量及び④自主的避難の状況を自主的避難等対象区域と比較、検討して、自主的避難等対象区域と同水準の賠償が認められた事例

【公表番号１０４３※１】 福島県県南地域から平成２３年３月に避難を開始した申立人ら（母と未成年の子１名）について、平成２３年３月から同年４月までの避難費用、平成２３年３月から同年９月までの生活費増加費用のほか、未成年の子につき本件事故発生当初から平成２３年１２月までの精神的損害が認められた事例

【公表番号１０９０※１】 宮城県丸森町耕野地区（自主的避難等対象区域以外の地域）から平成２３年３月中旬に避難を開始した妊婦以外の大人である申立人について、福島第一原子力発電所

との位置関係、公表された同地区の放射線量等を考慮し、避難費用、放射線量計購入費、就労不能損害等の賠償が認められた事例

【公表番号１１００※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）から平成２３年３月に避難を開始した申立人ら（祖父母、父母、避難後に出生した子を含む幼児２名）について、平成２３年１０月に祖父母が自宅に帰宅した後も避難を継続した申立人父母、幼児２名の避難の合理性を認め、平成２５年１２月末日までの生活費増加費用、避難雑費が賠償された事例

【公表番号１１１１※１】 県南地域（白河市）から避難した申立人ら母子（未就学児を含む。）について、自宅付近の除染状況、自宅付近の線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上あること等を考慮し、自主的避難等対象区域内の者と同等の精神的損害の賠償が認められたほか、自宅付近の除染が実施されてから相当期間経過後の平成２５年５月分までの避難費用、生活費増加分等が賠償された事例

【公表番号１１７１※１】 宮城県伊具郡丸森町筆甫地区（自主的避難等対象区域以外の地域）から避難した申立人らについて、自宅周辺が高線量であること等を考慮して、平成２６年１２月分までの避難費用等が、自主的避難等対象区域と同水準で賠償された事例

【公表番号１２３３※１】 宮城県伊具郡丸森町大内地区（自主的避難等対象区域以外の地域、以下「大内地区」という。）にある自宅において同居する申立人ら（祖父母、父母及び子ら。なお、祖父は手続中死亡し、祖母及び父が受継）について、申立人らの自宅は自主的避難等対象区域と同等の賠償実績がある同町筆甫地区（以下「筆甫地区」という。）に近接していること、大内地区の線量は筆甫地区と同程度といえること、亡祖父が筆甫地区に不動産（田及び山林）を所有しており、申立人らが筆甫地区とも密接に関連した生活状況であったこと等を考慮し、自主的避難等対象区域と同等の精神的損害（平成２３年３月から平成２４年８月まで）等の賠償がされた事例

【公表番号１２４１※１】 県南地域（西白河郡矢吹町）で申立人と事故時に同居していたが、原発事故直後に避難した申立人Ｂ及びＣ、Ｄ（原発事故当時７歳、４歳）並びに避難先で平成２３年５月に出生した申立人Ｅについて、その避難時期や自主的避難等対象区域との近接性、更には原発事故により家族が離れて生活することになったこと等の事情を考慮して、中間指針第一次追補が定める自主的避難等対象区域における賠償と同等の賠償を平成２３年３月から平成２４年３月まで認めた事例

【公表番号１２５６※１】 平成２３年３月に県南地域（西白河郡矢吹町）から避難した申立人ら（母子）について、避難時の自宅付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上であったことやその後の自宅付近の放射線量の推移等を総合的に考慮し、平成２５年９月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１２６６※１】 宮城県伊具郡丸森町（自主的避難等対象区域以外の地域）から避難した申立人ら（夫婦及び子２名）の住居費、通勤費増加費用、避難雑費等について、自宅周辺の放射線量等を考慮して、平成２７年３月分まで自主的避難等対象区域と同水準で賠償された事例

【公表番号１３５９※１】 県南地域（白河市）に居住する申立人らについて、自主的避難に伴い生じた避難費用、生活費増加費用、避難雑費、就労不能損害等の請求について、原発事故時の住所付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上存在すること等を考慮し、同区域に準じた賠償された事例

【公表番号１４０１※１】 宮城県丸森町（自主的避難等対象区域以外の地域）から外国人である申立人父の母国の実家に避難した申立人ら（夫婦及び未成年の子ら）について、申立人らの避難の状況、自宅周辺の放射線量等を考慮し、平成２３年４月から申立人らが実家に滞在していた平成２４年１０月までの生活費増加費用及び避難雑費並びに平成２４年２月から平成２４年７月までの申立人父の就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１４１３※１～※３】 宮城県丸森町（自主的避難等対象区域以外の地域）から避難をした申立人らについて、自宅周辺の放射線量等を考慮し、平成２３年３月から平成２４年１１月までの避難交通費、引越費用、住居費、避難雑費等が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７２５※１】 県南地域（白河市）に居住していた申立人ら（祖母、父、母及び子３名）が、原発事故直後に短期間避難した後でいったん自宅に戻り、平成２３年６月から再度県外に避難したことについて、自宅付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上であったこと等を踏まえてその合理性を認め、平成２５年１２月分までの避難費用（共益費）、生活費増加費用（光熱費等）、避難雑費（子３名にそれぞれ月額２万円）等が賠償された事例

【公表番号１７４１※１】 県南地域（西白河郡西郷村）から避難した申立人の精神的損害（増額分）として、避難先で持病の発作が頻発するようになったことを考慮し、１０万円が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９９１※１、※２】 県南地域（白河市）から平成２３年４月に避難した申立人（大人１名）について、同月から同年１０月までの就労不能損害、中間指針第五次追補の自主的避難等に係る損害と同等の精神的損害（１０万円）の賠償が認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１１３※１】 自主的避難等対象区域外である宮城県伊具郡丸森町筆甫地区に居住していた申立人らについて、居住地の福島第一原子力発電所との位置関係、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報、原発事故後の申立人らの生活状況等を踏まえ、平成２３年３月から同年１２月までの損害として、中間指針第五次追補で定められた自主的避難等対象区域の住民に対する賠償と同水準の賠償（大人１人当たり２０万円、子供１人当たり４０万円）が認められるなどした事例

⑵ 対象者

（補足説明）

自主的避難等に係る損害に関し、中間指針第一次追補第２［対象者］（中間指針第五次追補策定以降は中間指針第五次追補第３［対象者］に関連し、主に、原発事故時に同区域に住居がなかった場合等に関する事例を挙げた。避難等対象区域に住居のあった者に対する自主的避難等対象者に準じた精神的損害等（中間指針第一次追補第２の指針Ⅳ）に係る事例もここに挙げたので参照されたい。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１５２※１、※３】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、自主的避難を実行した申立人ら（妊婦、胎児及び半身不随の身体障害者各１名を含む。）について、避難費用、生活費増加費用及び精神的損害（自主的避難開始後出生に係る子供についての東京電力の直接請求に係る基準に基づく６０万円及び身体障害者に対する増額分１０万円を含む。）の賠償が認められた事例

【公表番号１６１※１、※２】 原発事故当時、里帰り出産のため、自主的避難等対象区域（福島市）の実家に帰省していた申立人ら（妊婦及び原発事故後出生した子）が、母子手帳により自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居を有していた者と同等に扱うのが相当であるとされ、第一次追補が妊婦及び子供に平成２３年１２月末までの精神的損害及び生活費増加として認める損害の賠償が認められた事例

【公表番号１８０※１】 平成２３年３月９日において同月下旬に自主的避難等対象区域（郡山市）内の勤務先へ移動する予定であり、同月１７日に実際に転入したが同月中は東京への滞在を余儀なくされた者及びその妻子について、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等と扱うことが相当であるとして、第一次追補が認める生活費増加費用及び精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号１８２※１】 原発事故当時、福島県外から自主的避難等対象区域（郡山市）への転勤が予定されており、平成２３年４月に同市に転入した申立人ら（大人２名、子供２名）について、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等と扱うことが相当であるとして、第一次追補が認める精神的損害及び生活費増加費用の賠償が認められた事例

【公表番号１８８※１】 原発事故当時、福島県外に単身赴任しており、原発事故前からの予定どおり、平成２３年３月末に勤務先を退職し、自主的避難等対象区域（須賀川市）の自宅に戻った申立人（大人）について、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等と扱うことが相当であるとして、第一次追補が認める精神的損害等の賠償が認められた事例

【公表番号１９２※１】 原発事故当時、会津地方に住民票を置いていたが、自主的避難等対象区域（福島市）への転勤が予定されており、平成２３年３月末に同市に転入した申立人ら夫妻及び子供２名について、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等と扱うことが相当であるとして、第一次追補が認める生活費増加費用及び精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号１９３※１】 原発事故当時、福島県外に住民票を置き居住していたが、自主的避難等対象区域（福島市）に建築中の新居への引越を予定しており、平成２３年３月下旬に福島市に転入した申立人夫妻及び子供１名（同年４月から同区域内の小学校に通っている。）について、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等と扱うことが相当であるとして、第一次追補が認める生活費増加費用及び精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号１９７※２】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自主的避難等対象区域に避難した申立人らのうち子供１名について、平成２３年３月から平成２４年５月までの日常生活阻害慰謝料月額１０万円に加え、避難等対象区域に住居のあった者に対する自主的避難等対象者に準じた精神的損害等として４０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０１※１】 平成２２年末に、関東地方から実家のある自主的避難等対象区域（郡山市）に里帰りして出産し、原発事故当時も同市の実家に滞在していた申立人ら（大人１名、子供２名）について、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等と扱うことが相当であるとして、第一次追補が認める生活費増加費用及び精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号２６３※１】 原発事故当時会津地域に居住していたが、平成２３年４月に自主的避難等対象区域（福島市）の親戚宅に転居して福島市内の高等学校に入学することが原発事故前から決まっていた高校生について、原発事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった者と同等に扱うのが相当であるとして、４０万円の定額賠償金が認められた事例

【公表番号３０８※１】 原発事故時は関東地方に居住し、平成２３年４月から自主的避難等対象区域（福島市）内で就労することが原発事故前に決まっていた申立人が、原発事故により営業維持に不安を抱いた就労予定先から就労を断られたことによる就労不能損害について、平成２３年５月分から平成２４年４月分まで賠償された事例

【公表番号３１８※１】 原発事故当時は福島県外に居住していたが、転勤により平成２３年３月１３日に自主的避難等対象区域（郡山市）に転居することが原発事故前から決まっていた家族４名について、自主的避難等対象者（滞在者）と同等に平成２３年３月から同年１２月までの精神的損害及び生活費増加費用として定額賠償金が賠償された事例

【公表番号３３８※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）内所在の大学に原発事故前から進学することが決まっており、原発事故前から同大学の部活動に参加するため住民票を移さずに同市内

で生活し原発事故後に福島県外の実家に避難した高校生について、直接請求では住民票がないため支払を拒否された定額賠償金が、平成２３年１２月までの損害賠償として認められた事例

【公表番号３５２※１】 原発事故前に自主的避難等対象区域（福島市）の実家で里帰り出産をして平成２３年３月下旬に関東地方の自宅に戻った母子２名について、中間指針第一次追補第２の対象者として、同区域の居住者と同等の金額が賠償された事例

【公表番号３６６※１】 福島県外の大学に通っており、自主的避難等対象区域（郡山市）内の実家に住民票がなかったが、就職活動のため平成２３年２月から実家に滞在していた大学生について、中間指針第一次追補の対象者として、同区域と同等の金額が賠償された事例

【公表番号８３１※２】 福島県外に住民票があるが、自主的避難等対象区域（いわき市）の病院に長期入院しながら透析治療を受けていた申立人（身体障害等級１級）について、同市に生活の本 拠があったことが認められた上で、原発事故直後に同病院が閉鎖されて避難を余儀なくされ、更に各地の病院を転々とさせられて十分な透析治療を受けられなかったこと等を考慮し、精神的損害として、２０万円の増額が認められた事例

【公表番号１０１７※１、※２】 屋内退避区域（いわき市）から平成２４年９月に避難した申立人ら（夫婦と子供３名（うち１名は、避難中である平成２４年１０月に出生。））について、平成２４年９月から平成２５年５月までの住居費、家財道具購入費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号１５０３※１】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら（父母及び子３名）について、原発事故当時会津地方に単身赴任をしていた申立人父も、原発事故前は毎週末に福島市内の自宅へ帰宅し生活していたこと等の事情を考慮し自主的避難者に当たるとして精神的損害等の賠償がされた事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１７９７※２、※３】 原発事故当時、福島県外に居住していたが、平成２３年６月に自主的避難等対象区域（郡山市）に転居した申立人らについて、原発事故以前から転居先で一戸建て住宅を建築中であり、完成後は転居を予定していたこと等の事情を考慮し、原発事故時に自主的避難等対象区域に生活の本拠があった者と同様に、中間指針第一次追補及び平成２４年１２月５日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償が認められた事例

【公表番号１８０２※１～※３】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（母及び成人の子２名）のうち、子１名について、住民票上の住所は福島県外にあったものの、原発事故当時は持病の療養のため申立人母及びもう１名の子の自宅（郡山市）に滞在し、平成２３年３月に申立人母と共に避難したことを踏まえ、自主的避難等対象区域からの避難者に該当すると判断し、同人を含む申立人ら全員の避難費用、生活費増加費用等（平成２４年８月まで）が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９２※１】 原発事故当時、仙台市に住居があったが、里帰り出産（第二子）のために自主的避難等対象区域（いわき市）内の実家に滞在しており、原発事故後避難した申立人ら（母及び第一子）について、直接請求手続においては、自主的避難等対象区域に生活の本拠がなかったことを理由に賠償がされていなかったところ、上記事情を考慮し、自主的避難等対象区域に生活の本拠があった避難者と同等の額（それぞれ中間指針第一次追補における損害額の目安４０万円及び東京電力の平成２４年２月２８日付けプレスリリースによる避難に伴う費用２０万円の合計６０万円）が賠償された事例

【公表番号１９８４※１】 原発事故当時福島県外で生活していた申立人夫婦について、申立人夫が平成２３年３月末をもって勤務先を定年退職し、それ以降夫婦で自主的避難等対象区域（いわき市）所在の申立人夫所有の住宅で生活することが原発事故以前から予定されていたこと、

実際に平成２３年４月以降上記の住宅で生活していること等の事情を考慮し、原発事故発生時に自主的避難等対象区域内に住居があった者と同様に、中間指針第五次追補第３の目安額（２０万円）どおりの自主的避難等に係る損害（精神的損害、生活費増加費用及び移動費用）の賠償が認められた事例

【公表番号２００８※１】　原発事故当時、福島県外に住居があったが、平成２２年末から里帰り出産（第二子）のため自主的避難等対象区域（福島市）内の実家に滞在し、平成２３年６月に出産した後、同年夏頃に帰宅した申立人母及び子（第一子）について、上記事情を考慮し、それぞれ自主的避難等対象区域に住居があった者と同等の額（各４０万円）が賠償されるとともに、原発事故後に出生した申立人子（第二子）についても同等の額が賠償された事例

【公表番号２０２６※１※２】原発事故当時、福島県外に住居があったが、里帰り出産のため自主的避難等対象区域（いわき市）の実家に滞在していた申立人母について、自主的避難等に係る損害として４０万円の賠償が認められたほか、出産を間近に控えた時期に避難したことを考慮して、精神的損害（一時金）として１０万円の賠償が認められた事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３７※１、※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人夫婦及び成人の子（長女）並びに原発事故発生当時は福島県外に居住していたものの、郡山市の実家の家業を継ぐため平成２３年３月に同市に転入する予定であった申立人子（成人、長男）に対し、長男についても他の家族同様に郡山市で暮らすことができず避難生活を送らざるを得なかったことを考慮して賠償対象者と認めた上で、平成２３年１２月までの移動交通費、宿泊費、住居費、家財道具購入費用、一時帰宅費用の賠償が認められるとともに、同月までの精神的損害の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０８０※２】　平成２３年４月からの就職に備え、同年２月中に転出届を提出していたため、原発事故時の住民票上の住所が福島県外にあった申立人長女について、申立人ら提出に係る資料等に基づき、同年３月末まで県南地域（白河市）の住居に滞在していたことを認め、東京電力プレスリリース（令和５年１月３１日付け）に基づく自主的避難等に係る損害１０万円の賠償が認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１４４※１、※２】　原発事故時、神奈川県に住居があったが、自主的避難等対象区域（相馬市）の実家に里帰り出産のため帰省し滞在していた申立人母について、帰省した平成２３年２月半ばから原発事故のため神奈川県へ帰宅するまで約１か月にわたり実家に滞在していたことから、自主的避難等対象者と認定して６０万円（中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害の目安額４０万円及び東京電力の平成２４年２月２８日付けプレスリリースによる避難に伴う費用２０万円）の賠償が認められるとともに、原発事故後、臨月であったにもかかわらず、出産予定の病院等から分娩を断られたため、いつ出産が間近に迫るか分からない不安を抱えながら自家用車及び公共交通機関を乗り継いで長時間かけて帰宅せざるを得なかったことを考慮して、精神的損害（一時金）３０万円の賠償が認められた事例

⑶　損害項目

（補足説明）

自主的避難等に係る損害に関し、中間指針第一次追補第２［損害項目］（中間指針第五次追補策定以降は中間指針第五次追補第３［損害項目］に関し、以下のとおり損害項目を区分して事例を挙げた。総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）の２に例示されている賠償の対象となるべき実費等の損害のほか、精神的損害の増額等の事例に係る項目や比較的多く見られた損害項目を加えるなどした。複数の損害項目に該当する事例は、重複をいとわずに紹介した。なお、自主的

避難等に伴う営業損害については、ケ（その他損害）に挙げているので留意されたい。また、自主的避難とは必ずしも関連しない自主的避難等対象区域内の除染費用については、第１１の１⑵イを参照されたい。

ア　避難及び帰宅に要した移動費用

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１５１※１～※３】　原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら（大人２名。うち１名は要介護３・身体障害等級２級）について、避難費用、生活費増加費用、親戚宅での滞在・介護に対する謝礼及び帰宅費用の損害賠償が認められた事例

【公表番号１５２※１、※３】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、自主的避難を実行した申立人ら（妊婦、胎児及び半身不随の身体障害者各１名を含む。）について、避難費用、生活費増加費用及び精神的損害（自主的避難開始後出生に係る子供についての東京電力の直接請求に係る基準に基づく６０万円及び身体障害者に対する増額分１０万円を含む。）の賠償が認められた事例

【公表番号１５６※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（相馬市）に居住していた申立人ら（大人２名、子供２名）が、順次自主的避難を実行したとして、避難費用（別離している間の面会交通費、後の一時帰宅費用を含む。）の賠償が認められた事例

【公表番号１６５※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（鏡石町）に居住し、自主的避難を実行した申立人（大人、妊婦ではない。）について、第一次追補に係る精神的損害、生活費増加費用等のほか、これを超える部分の避難費用、一時帰宅費用等の賠償が認められた事例

【公表番号１６６※１、※２】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、自主的避難を実行した申立人ら（大人２名）について、第一次追補が認める精神的損害等のほか、平成２３年３月から平成２４年１月までの海外を含む複数回の避難に係る交通費、宿泊費等のうち、平成２３年３月及び同年４月の相当額に限り認められた事例

【公表番号１７０※１、※４】 原発事故当時、県南地域（西白河郡西郷村）に居住し、平成２３年１０月に他県へ自主的避難を開始した申立人ら（大人２名、子供１名）について、避難前住居の原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等であるとして、精神的損害（両親各３万２０００円、子１６万円）、自主的避難の実行により発生した避難費用、家財道具購入に係る生活費増加費用、就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号１７７※２】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）に住んでいた申立人ら（大人２名。うち１名は、甲状腺の疾患歴がある。）が自主的避難を実行し、第一次追補が認める精神的損害、避難費用等に加えてこれを超える移動交通費及びホテル滞在に伴う生活費増加費用の賠償が認められた事例

【公表番号１８４※５】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住し、自主的避難を実行した夫婦及びその子２名について、自主的避難に要した平成２３年３月から同年１２月までの移動交通費、住居費、教育費増加等の生活費増加費用のうち第一次追補による賠償分を超える部分の賠償が認められた事例

【公表番号１９０※２】 自主的避難等対象区域に居住し、原発事故後自主的避難を実行した子供及び原発事故当時妊婦であった者を含む申立人ら８名について、自主的避難に要した平成２３年３月から同年１２月までの交通費のうち第一次追補による賠償分を超える部分の賠償が認められた事例

【公表番号１９４※１、※３、※４】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、平成２３年７月に千葉の実家に自主的避難を実行した夫婦及びその子供（夫は同年８月に帰還。）について、第一次追補が認める精神的損害のほか、自主的避難に要した移動交通費及び引越費用、家財道具購入等の生活費増加費用の賠償が認められた事例

【公表番号２１９※１】 自主的避難等対象区域である県北区域に居住し、妻の実家のある中国へ自主的避難を実行した夫妻及びその子２名（夫妻のみ平成２３年４月に帰還。）について、東京電力の直接請求における定額賠償のほか、自主的避難に要した移動交通費が認められ、また、平成２３年３月から平成２４年３月までの子２名が滞在している妻の実家への宿泊謝礼、夫妻が面会のために移動する交通費を含む二重生活による生活費増加及び子らの避難雑費並びに夫の自主的避難実行に伴う退職により生じた減収分３か月相当分の賠償が認められた事例

【公表番号２２４※１】 自主的避難等対象区域（小野町）から自主的避難をした家族３名（子供１名、その他２名）の平成２３年分の避難実費及び二重生活による生活費増加分等が賠償された事例

【公表番号２３０※２】 自主的避難等対象区域（福島市）から東京都に自主的避難を実行した母親及びその子供３名並びに避難しなかった夫について、自主的避難に要した平成２３年３月から同年１２月までの移動交通費、引越費用等の避難費用のうち第一次追補による賠償分を超える部分の賠償が認められた事例

【公表番号２５０※１】 父が仕事のため郡山市に残り、母と子が新潟県に自主的避難をしていた家族について、平成２４年に避難先を新潟市内で変更した避難交通費及び引越費用が賠償された事例

【公表番号２５１※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）から中部地方に家族全員で避難している家族５名について、避難交通費及び引越費用が賠償された事例

【公表番号２６４※２】 県南地域（矢吹町）から平成２３年４月２２日以前に避難を開始した申立人らについて、原発事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠があった者と同様に、避難交通費及び引越費用等が賠償された事例

【公表番号２７４※１】 父が仕事のために福島市に残り、母と子２名が山形県に自主的避難をしていた家族について、平成２４年１月から同年３月までの移動交通費等が賠償された事例

【公表番号２８３※１】 自主的避難等対象区域（伊達市）から家族の一部が自主避難したことにより二重生活を強いられた申立人らについて、移動交通費が賠償された事例

【公表番号３１９※２】 平成２３年４月に、夫婦でペットとともに、自主的避難等対象区域（郡山市）から妻の実家がある中国に避難した際の国際航空運賃やペットの検疫費用、宿泊費等の避難実費相当額等が賠償された事例

【公表番号３４７※２】 自主的避難等対象区域（須賀川市）から群馬県に避難した家族（夫婦とその子供）について、避難先での２軒目の民間賃貸住宅の家賃や引越費用等のほか、平成２４年１月から同年７月までの避難雑費等が賠償された事例

【公表番号３４９※３】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人５名が米国在住の親族を頼って平成２３年３月末から同年４月までの間に米国へ自主的避難した際の避難交通費について、全額の賠償が認められた事例

【公表番号３５５※１】 父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（伊達市）の自宅に戻り、母と子供３名が福島県外に自主的避難を続けている家族について、平成２４年分の面会交通費の賠償が認められた事例

【公表番号３９６※１】 自主的避難等対象区域である郡山市に居住していた家族のうち、母親と子供が茨城県に自主的に避難したことについて、平成２３年３月から平成２４年１２月までの移動交通費や一時帰宅費用等の避難費用が賠償された事例

【公表番号３９７※２】 原発事故後、家族で福島県外に避難するため父親が勤務先会社に転勤願いを出していたところ、転勤が認められた後の平成２４年５月に宮城県へ転居した家族４名（大人２名、子供２名）について、平成２４年１月から同年６月までに支出した転居交通費、住居費（敷金、礼金、仲介手数料、家賃、保険料等）、子供の転園費用及び避難雑費の賠償が認められた事例

【公表番号４６７※２】 自主的避難等対象区域に居住する家族６名のうち、妻及び子供２名が自主的避難を実行して二重生活となった申立人らについて、避難費用及び一時帰宅費等が賠償された事例

【公表番号４６９※１】 自主的避難等対象区域（大玉村）から避難継続中の家族５名（うち子供３名）について、平成２３年３月から平成２４年８月までの避難及び帰宅に要した費用及び平成２４年１月から同年８月までの精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号４７６※２】 父は仕事のため県北地域の自宅に残り、母親と子供２名が関西地方に自主的避難をした申立人らについて、避難費用及び引越費用等が賠償された事例

【公表番号５１１※１】 夫は自主的避難等対象区域（二本松市）の自宅に残り、妻及び子供２名が平成２４年３月に自主的避難を実行した申立人らについて、同年２月から同年３月までの避難費用、同月から同年１０月までの二重生活に伴う生活費増加費用（月額３万円）及び避難雑費（子供１人当たり月額２万円）等が賠償された事例

【公表番号５４７※３】 自主的避難等対象区域内に居住していたが、就労先の同僚、関係者の反対等の理由により決断が遅れ、退職して子供とともに避難を実行したのが平成２４年８月となった申立人ら家族について、同年９月から平成２４年１２月までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費が賠償された事例

【公表番号５８４※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していたが、子供の甲状腺検査でのう胞が発見されたことから、子供の放射能被害を心配して平成２４年１１月に自主的避難を実行した申立人ら家族について、合理性を有する避難をした者に当たるとして、同月から申立ての前月である平成２５年３月までの避難費用、就労不能損害、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例

【公表番号５９１※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）で家族とともに居住し、避難指示解除準備区域の事業所に勤務していたが、原発事故による事業所閉鎖に伴い転勤となり、福島県外の事業所に単身赴任した申立人について、平成２３年６月から平成２５年２月までの間の帰省費用、二重生活で生じた生活費増加費用等の損害賠償が認められた事例

【公表番号５９９※１】 自主的避難等対象区域（本宮市）から新潟県へ避難した申立人ら（母と幼児）について、平成２５年４月までの避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例

【公表番号６２２※２】 原発事故時自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住し、母と１８歳未満の子２名が平成２３年７月に県外に避難し、父が事故時住所に残った家族４名について、母及び子らが避難を行っていた平成２５年３月までに生じた避難費用、宿泊費、面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分、家財道具購入費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号６２５※３】 自主的避難等対象区域（二本松市）から母子避難を実行した申立人らについて、申立人らが請求している期間である平成２５年３月までに生じた避難費用、二重生活に伴う生活費増加分（月額３万円）及び避難雑費（子供・妊婦１人当たり月額２万円）等が賠償された事例

【公表番号６３７※１】 自主的避難等対象区域内から父母と子供１名が関東地方へ自主的避難を実行し、平成２４年５月に父が先に同区域内へ戻り、さらに平成２５年３月に母子も戻った申立人らについて、平成２４年８月から平成２５年３月までに生じた避難先家賃、引越し費用、面会交通費、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例（平成２４年７月分までは、前回の和解で賠償済み）

【公表番号６５２※２】 長期間の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域（福島市）に滞在し続けたが、放射能から少しでも逃れるために、子供の長期休みや週末に他の都道府県への短期の避難を実行した申立人ら家族（大人２名、子供２名）について、避難関連費用（対象期間平成２３年３月から同年１２月まで）、及び短期又は週末に実行した避難の移動交通費（対象期間平成２４年１月から同年８月まで）が認められた事例

【公表番号６５３※４】 長期間の自主的避難の実行を終了した後に自主的避難等対象区域（福島市）に滞在中の申立人ら家族（大人２名、子供２名）に、放射能から少しでも逃れるために週末等に山形県への短期の避難を実行するのに要した平成２４年分の避難費用の一部が賠償された事例

【公表番号６５４※１】 長期間の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域（福島市）に滞在し続けたが、放射能から少しでも逃れるために週末等に関東地方等への短期避難を実行した申立人ら家族（大人２名、子供２名）が、短期の避難に要した移動交通費及び宿泊費（対象期間平成２４年３月から同年４月まで、同年１１月及び平成２５年１月）について月１回２万円の範囲で損害賠償が認められた事例

【公表番号６６６※２】 長期の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域（福島市）に滞在を続けたが、放射性物質から少しでも逃れるために夏休みや週末に山形県への短期避難を実行した申立人ら家族（大人２名、子供３名）について、生活費増加費用（いわゆる定額賠償金に相当する部分（対象期間平成２３年３月から同年１２月まで）及び移動に要する交通費（福島・山形間のガソリン代。対象期間平成２４年１月から同年１０月まで）の損害賠償が認められた事例

【公表番号６７１※１～※３】自主的避難等対象区域に居住していた申立人ら（子供１名を含む。）について、原発事故発生当初の時期の避難に要した移動交通費及び宿泊謝礼のほか、平成２４年３月から同年８月までの間に放射能から少しでも逃れるために週末等に福島県外への短期の避難を実行した際に要した移動交通費等の一部の賠償が認められた事例

【公表番号６７６※１】 自主的避難等対象区域（福島市）から岐阜県に避難した申立人ら（父、妊婦である母、幼児）について、平成２４年１２月５日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償金の他に、平成２４年１２月までの期間における避難費用が賠償された事例

【公表番号６８２※１～※４】自主的避難等対象区域から父が同区域内のアパート（自宅より大幅に放射線量が低いエリアに所在。）、妻と子供が北海道へ自主的避難を実行し、平成２５年５月に避難終了した申立人らについて、平成２３年３月から平成２５年５月までの間の生活費増加費用（二重生活によるもの）及び避難雑費並びに自主的避難等対象区域内のアパート賃借に要した費用の一部等が賠償された事例

【公表番号７０５※２】 原発事故時、福島市に居住していた申立人ら（夫・妻）について、平成２３年１２月までの期間における移動交通費が賠償された事例

【公表番号７６７※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していたが、原発事故後、妻子のみ岩手県に避難し二重生活となり、平成２４年４月に夫が郡山市の勤務先を自主退職して岩手県に移った申立人ら（大人２名、子供１名）について、平成２５年７月現在も避難継続中として、避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例

【公表番号７７７※１】 長期間の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域（桑折町）に滞在し続けたが、放射能から少しでも逃れるために休日に山形県や岩手県への短期の避難を実行した申立人ら家族（大人３名、子供３名）に対し、平成２４年の短期の避難に要した移動費用の一部が、証拠の裏付けがあるものの範囲で賠償された事例

【公表番号７９４※１】 県南地域（白河市）から妻子が愛知県に避難したため夫と二重生活になった申立人らについて、白河市の居住地の線量が自主的避難等対象区域の主要な都市と同程度以上あることを理由に、自主的避難区域の居住者と同様に取り扱い、請求期間である平成２５年３月末までの避難費用及び避難雑費（全体的に自主的避難区域と同水準）が認められた事例

【公表番号７９６※１】 長期間の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域（郡山市）に滞在し続けたが、放射能から少しでも逃れるために週末等に福島県外（新潟県）への短期の避難を実行した申立人らについて、短期の避難に要した移動交通費等の一部が賠償された事例

【公表番号８１３※１】 父は自主的避難等対象区域の自宅に残り、母（妊婦・避難中に出産）と幼児３名、新生児が新潟県に避難している申立人らについて、請求のあった平成２５年１２月末までの面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例

【公表番号８１４※１、※２】 長期間の自主的避難の実行を終了した後（その際の避難費用及び生活費増加費用についても賠償されている。）に自主的避難等対象区域に滞在中の申立人ら家族（大人２名、子供１名）に、放射能から少しでも逃れるために週末等に周辺の県内外への短期の避難を実行するのに要した平成２４年及び平成２５年の移動交通費の一部が賠償された事例

【公表番号８１９※２】 自主的避難等対象区域（郡山市）から原発事故直後に避難した申立人ら（父母、幼児、乳児）について、請求のあった平成２５年９月分までの避難雑費、二重生活に伴う生活費増加費用、避難費用等が賠償された事例

【公表番号８２７※１】 自主的避難等対象区域から避難した要介護４の夫とその介護をしていた妻について、夫婦の避難生活の困難さや妻が精神的・身体的に変調を来したこと等を考慮し、避難費用、生活費増加費用のほか、精神的損害をそれぞれ６万円増額して賠償された事例

【公表番号８６６※３】 自主的避難等対象区域（小野町）に居住していたが、夫が福島市渡利地区（自主的避難等対象区域）に転勤することになったため、妻子が平成２３年１０月に福島県外に避難し、夫が転勤先に単身赴任をした事案において、平成２５年１２月末までの避難費用、二重生活に伴う面会交通費及び生活費増加費用並びに避難雑費等が賠償された事例

【公表番号８６７※１】 自主的避難等対象区域から避難した右上下肢機能全廃（身体障害等級１級）の身体障害がある申立人を含む申立人らについて、平成２３年３月から平成２３年７月までの避難及び帰宅に要した移動費用（移動交通費）が賠償された事例

【公表番号８７１※３、※４】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（大人２名、子供３名）について、末子が幼児であること、他の子供も避難先で定着していること、夫が避難先で自営業を始めていること等を考慮し、平成２４年１２月末までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号８８３※４】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、平成２３年３月に妻子が避難し、夫も平成２４年５月に妻子の避難先へ避難した事案について、避難した夫の移動交通費及引越費用（いずれも平成２４年５月分）が賠償された事例

【公表番号８８５※１】 自主的避難等対象区域（伊達市）から家族のうち１名（大人）が平成２４年１月に避難を開始した申立人らについて、自宅近隣に特定避難勧奨地点があり、自宅の放射線量も高かったこと等を考慮し、請求のあった平成２５年１月までの避難費用、生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号９０４※２】 父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（いわき市）に戻り、母と子供が福島県外に避難を続けている申立人ら家族について、母が避難開始後に甲状腺がんと診断され、子供は乳児であったこと等を考慮し、請求期間である平成２５年１２月末日までの避難継続の必要性を認め、同期間につき避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号９４７※２】自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（父母と子２名）について、避難先で再就職しており、直ちに再就職先を退職することが困難な状況にあったこと、避難元に住居を残していたものの、同住居を親族に貸与していたため直ちに居住を再開できる状況ではなかったこと等の個別事情を考慮し、平成２５年３月までの避難費用等が賠償された事例

【公表番号９５７※１】 自主的避難等対象区域から避難した申立人らについて、平成２３年３月から同年８月末までの期間に係る①移動交通費、②一時帰宅費用、③引越費用及び④宿泊費並びに⑤自主的避難に伴う６か月分の就労不能損害が認められた事例

【公表番号９８３※２】 父が仕事のために県南地域（西白河郡西郷村）の自宅に残り、母と子供４名が平成２３年３月に関西地方に避難したため、二重生活となった申立人らについて、避難前住居の原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等であるとして、申立ての前月である平成２５年１０月までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等の賠償が認められた事例

【公表番号１００４※１、※２】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した家族３名について平成２３年３月から平成２６年７月までの住宅保険費用、避難交通費、甲状腺検査費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号１００５※１】 県南地域（泉崎町）から原発事故直後に秋田県に避難を開始した申立人らについて、平成２５年２月１３日付け東京電力プレスリリースに基づき支払われた賠償金のほかに、平成２３年３月２２日までの期間における避難交通費及び宿泊謝礼が賠償された事例

【公表番号１０２４※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）で実家の両親と同居し、夫が単身赴任を終えるまでは両親との同居を続ける予定であったが、原発事故後に夫の単身赴任先である外国に避難した妻子について、国際航空運賃の一部を含む避難交通費等（平成２３年３月から平成２４年３月まで）が賠償された事例

【公表番号１０４０※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、子供又は妊婦を含まない世帯である申立人らのうち、平成２３年６月に山形県に自主的避難を開始した申立人１名について、近隣に住む申立人らの長男夫婦及びその子らと一緒に自主的避難を行うことを原発事故直後から計画していたこと、長男の妻の出産を待って自主的避難を開始したこと、長男夫婦及び孫らもほぼ同時期に自主的避難を開始し、避難先も近接していたこと等の事情を考慮し、平成２３年８月までの避難費用及び平成２６年６月の帰還費用が賠償された事例

【公表番号１１１７※２】 原発事故当時、いずれも自主的避難等対象区域（小野町）に居住し、原発事故後、畜産業を営んでいた申立人父は避難せず、申立人母は県外に避難し、申立人子はいわき市に避難し、避難により三重生活となった申立人らについて、平成２５年３月分までの避難費用、生活費増加分及び避難雑費並びに申立人母の平成２３年分の就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１１７４※２】 自主的避難等対象区域（大玉村）から山形県に自主的避難を実行した申立人らについて、平成２７年３月分までの避難費用が賠償された事例

【公表番号１１９６※２】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らのうち母子が自主的避難を実行したことにより支出した費用について、平成２７年３月までの避難費用及び平成２７年１０月に帰還した費用が賠償された事例

【公表番号１２１６※１】 自主的避難等対象区域（田村郡三春町）から子供の就学時期に合わせて平成２４年３月に県外に自主的避難を実行した申立人ら夫婦及び娘３人（平成１１年生まれ、平成１４年生まれ及び平成２０年生まれ。）について、平成２４年３月から平成２７年３月分までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号１２３０※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）で申立人夫と同居し、原発事故後に申立人夫と離れて他県のアパートに避難した申立人妻及び申立人子２名について、平成２８年４月、申立人夫と同居するために、同アパート付近に建築した戸建て住宅に転居したことに関し、その転居費用等が賠償された事例

【公表番号１２４１※１】 県南地域（西白河郡矢吹町）で申立人Ａと事故時に同居していたが、原発事故直後に避難した申立人Ｂ及びＣ、Ｄ（原発事故当時７歳、４歳）並びに避難先で平成２３年５月に出生した申立人Ｅについて、その避難時期や自主的避難等対象区域との近接性、更には原発事故により家族が離れて生活することになったこと等の事情を考慮して避難及び帰宅に要した移動費用として平成２３年３月及び平成２４年３月の移動交通費１４万７４００

円並びに平成２３年３月から平成２４年３月までの引越関連費用９万７０５０円を認めた事例

【公表番号１２４６※１】 原発事故時自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らのうち未成年者を含む３名が原発事故後相当期間を経過している平成２５年７月に自主的避難を実行したが、平成２４年の県民健康調査や平成２５年に受けた検査等によって申立人らのうち未成年者を含む３名の甲状腺にのう胞が発見されたことから原発事故と自主的避難との相当因果関係を認めて避難及び帰宅に要した移動費用として平成２５年７月の避難交通費１万２８００円及び平成２５年７月の引越関連費用１１万４０００円を認めた事例

【公表番号１２５６※１】 平成２３年３月に県南地域（西白河郡矢吹町）から避難した申立人ら（母子）について、避難時の自宅付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上であったことやその後の自宅付近の放射線量の推移等を総合的に考慮し、平成２５年９月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１２８２※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人ら（父・母・ 未成年の子）について、県外に避難したことによって生じた平成２７年３月分までの避難費用、生活費増加分に加え、移住を決断して平成２８年１０月に上記避難先に家財道具を運搬したことに係る引越費用が賠償された事例

【公表番号１３０２※１】 自主的避難等対象区域（伊達市）から福島県外に避難をした申立人らについて、平成２９年３月に福島県内に帰還した際に支出した引越費用が賠償された事例

【公表番号１３１５※２】 自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住していた申立人夫婦が、申立人夫が透析治療を受けるために、また、被曝を懸念して避難をしたことについて、平成２３年８月分までの避難費用、生活費増加分が賠償されたほか、申立人夫について、障害の程度や避難先で透析治療の時間が短縮されたこと等を考慮して、同月分までの精神的損害の増額分として８万円が賠償された事例

【公表番号１３１６※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人（大人１人世帯）が平成２３年６月に避難を実行したことによりかかった避難及び帰宅に要した移動費用（移動交通費、引越費用）について、平成２３年８月分まで賠償された事例

【公表番号１３４６※１】 自主的避難等対象区域（伊達市）に居住し、原発事故直後に県外に避難した申立人（大人）について、平成２３年９月１０日分までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号１３５２※２】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人らについて、避難費用等のほか、身体障害のある申立人子に係る保育サービスの利用頻度が避難前よりも増加した事情等を考慮し、平成２３年５月分から平成２７年３月分までの申立人子の保育費用の一部が生活費増加費用として賠償された事例

【公表番号１３６４※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）から県外に避難した申立人夫婦について、自主的避難の実行に伴う平成２３年８月分までの避難費用、生活費増加費用、就労不能損害等のほか、平成２８年４月から同年６月までに支出した帰還関連費用が賠償された事例

【公表番号１３９８※１】 自主的避難等対象区域（相馬市）から県外に避難した申立人ら（夫婦及び未成年の子ら）について、自宅周辺の放射線量等を考慮して、平成２３年３月から平成２７年３月分までの移動交通費、住居費、一時帰宅費用、面会交通費、家財道具購入費、避難雑費と平成２３年１０月から平成２４年３月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１４００※１】 自主的避難等対象区域（福島市）から県外に避難した申立人らについて、平成２５年１月分から平成２７年３月分までの避難費用等のほか、平成２８年７月に県内の自宅に帰還した際に支出した引越費用が、荷物を移動した回数及び荷物量等を考慮した金額の範囲内で賠償された事例

【公表番号１４１１※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら夫婦について、申立人妻が原発事故直後に別世帯の子や孫らと避難をしたことを考慮し、平成２３年８月分までの避難費用（避難交通費）、生活費増加費用及び精神的損害が賠償された事例

【公表番号１４２０※１】 自主的避難等対象区域（相馬市）の自宅付近の放射線量が高かったことから県外に避難した申立人ら（夫婦、夫の祖母及び未成年の子ら）について、申立人夫のみが自宅に帰還したことにより世帯分離が生じたこと等を考慮し、平成２７年３月分までの避難費用、生活費増加分（面会交通費、二重生活に伴う増加分）、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１４３０※１、※２】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父母及び子）について、申立人母子の県外への避難に伴う避難（近隣住民からの嫌がらせ等によりやむなく平成２４年２月に避難先の県内で引っ越した費用を含む。）及び帰宅に要した移動費用（平成２６年３月分）が賠償された事例

【公表番号１４６１※１】 自主的避難等対象区域に居住していた申立人母子について、平成２４年８月に行った線量のより低い同区域内の別の自治体への避難の合理性を認め、実家に転居するなどして避難を終了した平成２５年８月分までの避難費用、生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号１４６８※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、平成２４年に婚姻した申立人夫婦及び平成２５年に出生した申立人子について、平成２３年７月に申立人妻のみが避難したことから、同年８月分までの避難費用等が賠償されたほか、申立人妻が平成２４年９月に申立人子を妊娠したことから、同月分から平成２７年３月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等も賠償された事例

【公表番号１４７１※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父母及び子１名）のうち、県外に避難した申立人母子が、平成２８年３月に自宅に帰還した際の帰還交通費及び引越関連費用が賠償された事例（なお、県外への避難費用は前件の和解で賠償済。）

【公表番号１４７３※１】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら母子について、平成３０年３月に避難先から申立人父の居住先（郡山市）に帰還した際に支出した交通費及び引越費用が賠償された事例

【公表番号１４８０※１、※２】 自主的避難等対象区域（大玉村）に居住していた申立人ら（祖母、父母、子２名、父の弟）のうち、申立人父母及び子２名が避難したことにより生じた避難費用（平成２３年３月から平成２６年３月まで）が賠償された事例

【公表番号１４８１※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）から平成２３年４月中旬頃まで避難していた申立人について、平成２３年３月から平成２３年４月までの避難費用（避難交通費）が賠償された事例

【公表番号１４８６※３】自主的避難等対象区域(福島市)から福島県外に避難した申立人Ｂ、Ｃ、Ｄ及びＥ並びに原発事故後も福島県内にとどまった申立人Ａについて、申立人Ｂ、Ｃ、Ｄ及びＥが避難を開始した平成２３年８月から帰還した平成２６年３月までの避難費用（移動交通費、引越費用）及び生活費増加費用（面会交通費、二重生活に伴う増加分、家財道具購入費用）並びに平成２４年１月から平成２６年３月までの避難雑費が賠償された事例

【公表番号１４９０※２】 自主的避難等対象区域（本宮市）から避難した申立人父母及び原発事故後に避難先で出生した申立人子らについて、遅くとも平成２３年６月頃までに申立人母が申立人子のうちの１名を妊娠したことが判明し、その後、避難を継続する中で、申立人子らがいずれも出生したことから、平成２３年３月から平成２７年３月分までの避難費用、生活費増加費用等及び平成２８年３月の検査費用が賠償された事例

【公表番号１４９１※１】自主的避難等対象区域(福島市)に居住していた申立人ら(父母及び子)について、申立人母及び申立人子が避難したことから、避難費用（交通費、宿泊費及び引越関連費用。平成２３年６月分から同年８月分まで）が賠償された事例

【公表番号１５２１※３】 自主的避難等対象区域（福島市）から平成２３年３月に関東地方に避難した申立人ら（成人２名及び子２名）について、平成２４年３月に関東地方の避難先から関西地方の避難先に引っ越した移動交通費及び引越費用等が賠償された事例

【公表番号１５３４※２】 自主的避難等対象区域（須賀川市）から避難した申立人ら（夫婦及び子２名）について、避難費用（引越費用）、生活費増加費用（家財購入費）等のほか、子１名につき月額２万円の避難雑費が平成２４年１月分から平成２７年３月分まで賠償された事例

【公表番号１５４７※１、※３】 自主的避難等対象区域（福島市）から県外に避難した申立人ら（母及び未成年の子供２名）について、平成２４年１月から平成２７年３月までの避難費用（一時立入費用）及び避難雑費（平成２４年１月から平成２６年８月まで子供１名につき月額２万円、平成２６年９月から平成２７年３月まで子供１名につき月額１万４０００円。）が賠償された事例

【公表番号１５５１※２】自主的避難等対象区域から避難した４名（父、母及び子２名）について、平成２４年１月から平成２７年３月までの移動交通費（避難交通費）、引越費用及び一時帰宅費用が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５６５※３】 父が自主的避難等対象区域（郡山市）に残り、母（原発事故当時妊婦であり、避難先において第二子を出産した。）と未成年の子１名が東京都に避難していた申立人ら４名について、平成２３年３月から帰還した平成２５年３月までの避難費用（避難交通費、引越関連費用及び一時帰宅費用）が賠償された事例

【公表番号１６０２※３】 自主的避難等対象区域（郡山市）から県外に避難した申立人ら（大人２名、子３名）について、平成２３年３月から平成２７年３月までの避難費用（一時帰宅費用）が賠償された事例

【公表番号１６２６※３】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（大人４名）について、平成２３年３月から同年７月までの移動交通費、一時帰宅費用等の避難費用が賠償された事例

【公表番号１６３１※２】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難先を変更しながら避難を継続した申立人ら（父母及び子３名（うち１名は原発事故後に避難先で出生））について、平成２３年３月から平成２７年３月までの避難費用（移動交通費等）が賠償された事例

【公表番号１６３４※２】 自主的避難等対象区域（伊達市）から、当初４か月間は申立人母子のみが避難した後、一時帰還をしたが、その後、全員で避難した申立人らについて、母子のみの避難期間中における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用（月額３万円）のほか、一時帰宅費用、引っ越し費用が賠償された事例

【公表番号１６３６※３】 自主的避難等対象区域（福島市）から原発事故直後に避難しようとしたものの、統合失調症の申立人子（成人）の療養体制の確保等のため平成２３年６月に避難を開始した申立人らについて、平成２３年６月から同年８月までの避難費用等が賠償された事例

【公表番号１６４２※１】 自主的避難等対象区域（桑折町）から母と子２名で新潟県及び山形県へ自主的避難を実行し、父のみ事故時住所地にとどまった申立人らについて、平成２４年１月から平成２７年３月までに支出した一時帰宅費用及び平成３１年３月に自宅に帰還した際の帰宅関連費用が賠償された事例

【公表番号１６５２※３】 自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみで短期間の自主的避難を繰り返し行った申立人らについて、平成２３年３月から平成２５年１２月までの避難費用（避難交通費及び宿泊費等）が賠償された事例

【公表番号１６５７※２】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら（父母及び子３名（うち１名は平成２５年出生））について、平成２３年３月から平成２７年３月までの生活費増加費用（家財道具購入費用等）及び避難費用（住居費、一時帰宅費用等）が賠償された

ほか、子３名及び妊娠期間中の申立人母に対し、平成２４年１月から平成２７年３月まで（平成２５年出生の子１名及び申立人母については、上記期間のうちの一部期間）の避難雑費が賠償された事例

【公表番号１６７０※４】　自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら（父、母、子及び別世帯の祖父）について、避難費用が賠償された事例

【公表番号１６８３※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）から中国地方に避難した申立人ら（父子）について、平成２３年３月分から平成２７年３月分までの避難費用が賠償された事例

【公表番号１７０５※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた成人である申立人が、原発事故直後の平成２３年３月に１週間程度福島県外に避難をした後、自主的避難等対象区域に所在する婚約者の実家において生活し、その後の同年７月に福島県外に避難したところ、これらの避難に伴う一連の移動に合理性を認めて同年３月から同年７月までの避難費用（移動交通費）及び生活費増加費用（家財道具購入費）が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７１２※４】　自主的避難等対象区域（伊達市）に居住し、原発事故に伴い避難した申立人ら（父母及び未成年の子２名）について、避難中の平成２５年１０月に避難元の自宅を売却したものの、当該自宅を売却した経緯等に鑑み半年間の相当期間を考慮し、平成２６年４月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１７１７※４】　自主的避難等対象区域に居住していた申立人ら（祖母、母、母の弟及び子）のうち、申立人母子が県外に避難したことにより生じた平成２３年３月から平成２７年３月までの避難費用（移動交通費、引越費用及び町内会費等）、家財購入費、家族別離の期間の面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用（平成２３年３月から平成２７年３月まで月額４万円）及び避難雑費（平成２４年１月から平成２６年８月までは月額２万円、同年８月から平成２７年３月までは月額１万４０００円）等が賠償された事例

【公表番号１７１８※１】　平成２４年３月に自主的避難等対象区域（須賀川市）から県外に避難した申立人ら（父及び未成年の子２名）について、避難の準備を開始した平成２４年１月分から平成２７年３月分までの避難費用及び生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号１７３４※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみが避難した申立人ら（父、母及び未成年の子）について、令和２年４月に申立人母が自宅に帰還した際に支出した交通費及び引越関連費用が賠償された事例

【公表番号１７３８※２】　自主的避難等対象区域（伊達市）に居住していた申立人らのうち、申立人母及び子が、連休中や夏休み等に短期間の避難を行い支出した避難費用（交通費）について、平成２４年５月から平成２７年３月までの期間につき合理的と考えられる金額が賠償された事例

【公表番号１７４０※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、平成２３年３月に母（懐妊中）が故郷である外国に避難し、出産を経て同年末に母子でいったん帰国したものの、平成２４年７月に再度母子のみで外国に避難した申立人ら（父、母及び子）について、一連の避難経過に鑑み、平成２４年の避難についても合理性があるとして、精神的損害（申立人母について、出産前後の状況を踏まえて６万円増額した分を含む）のほか、平成２４年１２月までの避難交通費、宿泊謝礼、面会交通費、一時帰宅費用、生活費増加費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号１７５０※４】　自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住していた申立人ら（母及び未成年の子２名であり第二子は原発事故後に出生した。）について、原発事故直後に避難した後、平成２３年８月に自宅に一時帰宅した翌月に第二子を出産し、再び平成２４年７月に避難した一連の避難の経過及び平成２７年３月までの避難の継続に合理性を認め、同月までに生じた避難費用、一時帰宅費用等が賠償されたほか（ただし、申立外の元夫分を考慮し、平成２６

年２月分までの損害は算定額の２分の１の限度で認める。）、平成３０年３月に申立人母の実家に帰還した際の引越費用、交通費等が賠償された事例

【公表番号１７７１※１】　自主的避難等対象区域（福島市）から母子及び子供２名が避難した申立人ら（父、母、未成年の子供２名及び祖母）について、平成２７年３月分までの避難費用（引越費用、避難交通費、面会交通費）、生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分、家財道具購入費用）、避難雑費が賠償された事例

【公表番号１７７４※１】　自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人母及び子２名（うち１名は避難先で出生）が、平成３１年４月に避難先から自宅に帰還した際に支出した引越費用の全額が賠償された事例

【公表番号１７８８※２】　自主的避難等対象区域（いわき市）から平成２４年２月に避難した申立人ら（父母及び子１名（成人））について、医師からの助言を踏まえて、精神疾患を抱える申立人子の原発事故に伴う被ばくへの不安等によるストレスを軽減しようと考えて避難を実行した経緯に鑑み、同月に避難開始をするに際して支出した避難交通費、家財道具購入費が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８０２※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（母及び成人の子２名）のうち、１．子１名について、住民票上の住所は福島県外にあったものの、原発事故当時は持病の療養のため申立人母及びもう１名の子の自宅（郡山市）に滞在し、平成２３年３月に申立人母と共に避難したことを踏まえ、自主的避難等対象区域からの避難者に該当すると判断し、２．もう１名の子については、避難の開始が平成２３年１０月となったが、避難先への転勤が決まるまで時間を要したという事情があることを踏まえ、同人の避難にも合理性が認められるとした上で、申立人ら全員の避難費用、生活費増加費用等（平成２４年８月まで）が賠償された事例

【公表番号１８０３※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）から平成２４年１２月に避難を開始した申立人ら（母及び未成年の子２名）について、原発事故直後に避難を決意したものの、避難予定先で子の学校編入ができなかったため直ちに避難を実行できなかったこと等の事情を考慮して自主的避難の合理性を認め、申立人らの平成２４年１２月から平成２５年３月までの生活費増加費用（二重生活に伴う増加分）、平成２４年１２月から平成２７年３月までの一時帰宅費用及び平成２４年１２月から平成２７年３月までの避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１８０６※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、平成２３年３月から平成２７年８月まで避難を継続した申立人ら（父母、原発事故時１歳の子）について、母が避難中に甲状腺機能の疾病を発症したため、母自身や子への放射線による影響を懸念することもやむを得ないとして、平成２４年１月から同年８月までの避難雑費（月額２万円）のほか、平成２７年１月から同年８月までの間に支出した帰還費用及び帰還準備費用等が賠償された事例

【公表番号１８１４※１、※２、※４、※５、※７】　自主的避難等対象区域（福島市）から当初は全員で避難し、父のみ一時帰還したが、その後は避難先を変更しながら全員で避難を継続した申立人ら（父、母及び未成年の子２名（うち１名は原発事故後に避難先において出生。））について、平成２３年３月から平成２７年３月までの避難費用（交通費及び引越し費用）、生活費増加費用（家財道具購入費用、通勤費増加費用等）及び平成２４年１月から平成２７年３月までの避難雑費並びに母子のみの避難期間中（平成２３年５月から平成２３年８月まで）における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用等の賠償が認められた事例

【公表番号１８１５※１】　原発事故前に予定していた自主的避難等対象区域（郡山市）の自宅から通学可能な専門学校への進学を取りやめ、平成２４年４月に県外の専門学校へ進学し単身生活を行った申立人について、専門学校卒業後平成２７年３月に自宅に帰還した際の帰宅費用の５割が賠償された事例

【公表番号１８２０※２】　自主的避難等対象区域（福島市）から母子のみで避難した申立人ら（父母及び未成年の子２名）について、平成２７年３月までの避難交通費、家族間面会交通費、一時帰宅費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１８２２※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住しており、勤務先会社の移転に伴い県外に避難したものの、その後にいわき市へと帰還した申立人について、帰還時の転居費用（交通費）が賠償された事例

【公表番号１８２６※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）からいったん家族全員で避難したが、個人事業を継続するため父のみ単独で帰還した申立人ら（父母及び原発事故時２歳と０歳の子供２名）について、平成２４年１月から平成２７年３月までの避難費用（宿泊謝礼月額１万円、面会交通費）、生活費増加費用（二重生活による増加分月額３万円のほか、自家消費野菜分月額６５００円）及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号１８５４※２】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人らの、平成２３年３月から同年４月までの避難について避難交通費・宿泊費・家財購入費用の一部等が賠償された事例

【公表番号１８６４※１】　父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（福島市）の自宅に戻り、母と未成年の子１名が平成２６年３月まで福島県外での避難生活を継続した申立人らについて、平成２６年３月までの避難費用、面会交通費、生活費増加費用、避難雑費等の賠償が認められた事例

【公表番号１８７５※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）から平成２４年４月にいったん県内の他の自主的避難等対象区域内の自治体に避難した後、平成２５年８月に県外に避難した申立人ら（母、未成年の子）について、平成２５年８月の県外避難も含めて原発事故と相当因果関係があるものと認め、各避難費用（交通費、宿泊費、引越費用、一時立入費用）が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９２※１】　原発事故当時、仙台市に住居があったが、里帰り出産（第二子）のために自主的避難等対象区域（いわき市）内の実家に滞在しており、原発事故後避難した申立人ら（母及び第一子）について、直接請求手続においては、自主的避難等対象区域に生活の本拠がなかったことを理由に賠償がされていなかったところ、上記事情を考慮し、自主的避難等対象区域に生活の本拠があった避難者と同等の額（それぞれ中間指針第一次追補における損害額の目安４０万円及び東京電力の平成２４年２月２８日付けプレスリリースによる避難に伴う費用２０万円の合計６０万円）が賠償された事例

【公表番号１９０６※１、※２】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、二女及び三女）について、１．申立人二女が当初の予定と異なり福島県外の専門学校に進学したことについての避難費用、生活費増加費用及び避難雑費が賠償され、２．申立人母と申立人三女が行った週末避難についての避難費用が賠償された事例

【公表番号１９０６※３】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、二女及び三女）について、申立人母と申立人三女が行った短期避難についての避難費用が賠償された事例

【公表番号１９５８※２】　自主的避難等対象区域（境石町）から自主的避難をした申立人らについて、平成２７年３月までの避難費用（避難先住居の地代、一時帰宅費用）及び避難雑費が損害として認められた事例

【公表番号１９６５※２】　自主的避難等対象区域（相馬市）に居住していた申立人について、原発事故の影響で人工透析治療が受けられなくなって、急遽、埼玉県へ避難し、そこで避難生活を送ることを余儀なくされたことを考慮し、精神的損害として、中間指針第五次追補の目安額

を踏まえた金額及び一時金として３０万円の増額（いずれも既払金を控除）並びに帰還のための引越費用が損害として認められた事例

【公表番号１９７２※２】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、事故時未就学の子２名）について、申立人父は仕事のため避難できず、平成２３年１２月、申立人母が単独で子２名を連れて避難し平成２６年３月頃帰還したところ、これによって生じた平成２４年１月から平成２６年３月までの面会交通費、帰還にあたっての荷物移動のための交通費、二重生活に伴う生活費増加分及び避難雑費、平成２３年１０月から平成２６年３月までの検査交通費並びに平成２６年４月から平成２７年３月までの帰還後における短期週末避難に係る交通費の賠償が認められた事例

【公表番号１９７４※２】　自主的避難等対象区域（いわき市）から平成２４年６月に避難した申立人ら（母、子２名）について、当初から長期にわたる本格的な避難を希望していたものの、諸般の事情から短期の避難を繰り返さざるを得なかったことを考慮して、平成２４年６月の避難開始に合理性を認め、平成２４年６月から平成２５年３月までの引越費用、家財道具購入費用及び避難雑費が賠償されるなどした事例

【公表番号１９７５※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人ら（父、娘、亡祖母－申立人父が相続）について、平成２３年３月に申立人娘及び亡祖母は避難するも申立人父は仕事の関係で避難できず家族別離が生じたことを考慮して、平成２３年３月から同年１２月までの避難費用（避難交通費、宿泊費、一時立入り費用）及び生活費増加費用（家財道具等購入費、二重生活に伴う生活費増加費）の賠償が認められたほか、原発事故前は自家消費分の野菜を栽培していたが事故後は野菜の購入を要したという事情を踏まえ、平成２３年３月から平成２７年３月まで生活費増加費用（自家消費野菜分）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９８４※１】　原発事故当時福島県外で生活していた申立人夫婦について、申立人夫が平成２３年３月末をもって勤務先を定年退職し、それ以降夫婦で自主的避難等対象区域（いわき市）所在の申立人夫所有の住宅で生活することが原発事故以前から予定されていたこと、実際に平成２３年４月以降上記の住宅で生活していること等の事情を考慮し、原発事故発生時に自主的避難等対象区域内に住居があった者と同様に、中間指針第五次追補第３の目安額（２０万円）どおりの自主的避難等に係る損害（精神的損害、生活費増加費用及び移動費用）の賠償が認められた事例

【公表番号１９８６※６】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（夫、妻（原発事故時妊娠８か月）、長女（原発事故時５歳）、二女（事故後出生））について、平成２７年３月までの避難費用、生活費増加費用及び避難雑費の賠償、並びに、平成２９年３月に現住所へ帰還した際の帰還費用の賠償等が認められた事例

【公表番号１９８７※２】　自主的避難等対象区域（伊達市）から週末及び長期休暇期間のみ放射線の影響を避けて県外へ避難した申立人らについて、中間指針第五次追補が自主的避難によって生じた損害として子供及び妊婦以外の者への目安として認める額の賠償に加え、平成２４年１月から９月までの期間についても、避難に要した移動交通費及び面会交通費として標準的な金額の一部並びに生活費増加費用及び避難雑費として相当と認められる金額が、それぞれ損害として認められた事例

【公表番号１９８９※１】　住居は自主的避難等対象区域（いわき市）にあったものの、仕事の事情により平成２３年２月末から帰還困難区域（大熊町）所在の民宿に宿泊しており、原発事故がなければ平成２３年３月１１日以降も当該民宿に継続して宿泊することを予定していた申立人について、中間指針第五次追補第３記載の自主的避難等に係る損害の賠償が認められた事例

【公表番号１９９２※１】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、子）について、生活費増加費用及び移動費用、避難費用、避難雑費並びに線量計購入費が損害として認められた事例

【公表番号１９９５※１】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、近畿地方に避難した娘家族を支援するために平成２３年１０月から同年１２月まで近畿地方まで行き来していた申立人らについて、避難費用（月２回の往復交通費）として、直接請求手続の賠償基準の５割に相当する額が賠償された事例

【公表番号２００７※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人ら２名に対し、生活費増加費用、移動費用及び精神的損害として、中間指針第五次追補第３の定める子供及び妊婦以外の者に対する目安額２０万円から既払金を控除した残額８万円の賠償が（対象期間平成２３年３月から同年１２月まで）それぞれ認められた事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３６※４、※５】　自主的避難等対象区域（大玉村）から避難した申立人夫婦及び成人の子（二男）について、平成２３年３月から同年１２月までの避難費用及び生活費増加費用が賠償され（ただし、既払金は控除。）、また、自主的避難等対象区域（二本松市）に居住しており、原発事故発生当時、大玉村の実家に帰省していたため、上記申立人らと一緒に避難した申立人子（成人、長男）についても、平成２３年３月から同年１２月までの避難費用及び生活費増加費用が賠償された（ただし、既払金は控除。）事例

【公表番号２０３７※１、※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人夫婦及び成人の子（長女）並びに原発事故発生当時は福島県外に居住していたものの、郡山市の実家の家業を継ぐため平成２３年３月に同市に転入する予定であった申立人子（成人、長男）に対し、長男についても他の家族同様に郡山市で暮らすことができず避難生活を送らざるを得なかったことを考慮して賠償対象者と認めた上で、平成２３年１２月までの移動交通費、宿泊費、住居費、家財道具購入費用、一時帰宅費用の賠償が認められるとともに、同月までの精神的損害の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０４２※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人夫婦及び申立人妻の母である被相続人（被相続人の子である申立人らが相続）について、平成２３年３月から同年１２月までの避難費用及び生活費増加費用として、避難交通費、宿泊謝礼、引越費用等及び家財道具購入費の賠償が認められる（ただし、既払金は控除。）などした事例

【公表番号２０８８※１、※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人夫婦について、原発事故後福島県外に避難していた申立人妻が平成２３年７月に一旦事故時住所に帰還した後、同年１０月に再度夫婦で福島県外の別の避難先に避難したところ、当該時期に再度避難を開始することに合理性を認め、再度の避難に要した費用、平成２３年１１月から平成２４年３月までの避難費用及び生活費増加費用、令和３年４月頃に再度郡山市に帰還した際に要した費用の賠償が認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１０７※２】　自主的避難等対象区域（いわき市）から避難し、平成２４年１１月に帰還した申立人母子に対し、同月に帰還した際の費用（移動交通費及び引越しに係る交通費）の賠償を認めた事例

【公表番号２１１５※１】　自主的避難等対象区域（古殿町）に居住していた申立人ら（父、母及び子２名）について、申立人らの自宅周辺の山林において一定の空間放射線量が測定されていたにもかかわらず、その除染がなされていなかったこと、申立人子らがいずれも未就学児であったこと等の事情を考慮して、平成２４年１１月頃の避難開始に合理性を認め、平成２５年１２月までの避難費用（引越費用）等が損害として認められた事例

【公表番号２１２７※１】　放射能から少しでも逃れるために自主的避難等対象区域（いわき市）から福島県外への短期間の自主的避難を繰り返し行った申立人ら（母及び子）について、平成

２４年１月から平成２５年１２月までの避難交通費として合計３２万１０００円の賠償が認められた事例

【公表番号２１４１※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人妻及びその夫である被相続人（申立人らが相続）について、首都圏の親族宅へ繰り返し避難を行った際の交通費に関し、平成２３年分は、全５回の往復の交通費の賠償が認められ、平成２４年分は、同年６月頃、被相続人が原発事故の影響を懸念して首都圏で手術を受けたことを考慮して、同月頃まで３回にわたって入通院をした際の往復の交通費の賠償が認められるなどした事例

イ　生活費増加費用

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１５１※１～※３】　原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら（大人２名。うち１名は要介護３・身体障害等級２級。）について、避難費用、生活費増加費用、親戚宅での滞在・介護に対する謝礼及び帰宅費用の損害賠償が認められた事例

【公表番号１５２※１、※３】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、自主的避難を実行した申立人ら（妊婦、胎児及び半身不随の身体障害者各１名を含む。）について、避難費用、生活費増加費用及び精神的損害（自主的避難開始後出生に係る子供についての東京電力の直接請求に係る基準に基づく６０万円及び身体障害者に対する増額分１０万円を含む。）の賠償が認められた事例

【公表番号１５４※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、自主的避難を実行した申立人（高齢かつ身体に障害がある。）について、避難費用（移動費用及び生活費増加費用）及び精神的損害（５万円の増額を含む。）の賠償が認められた事例

【公表番号１６１※１、※２】 原発事故当時、里帰り出産のため、自主的避難等対象区域（福島市）の実家に帰省していた申立人ら（妊婦及び原発事故後出生した子）が、母子手帳により自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居を有していた者と同等に扱うのが相当であるとされ、第一次追補が妊婦及び子供に平成２３年１２月末までの精神的損害及び生活費増加として認める損害の賠償が認められた事例

【公表番号１７０※１、※４】 原発事故当時、県南地域（西白河郡西郷村）に居住し、平成２３年１０月に他県へ自主的避難を開始した申立人ら（大人２名、子供１名）について、避難前住居の原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等であるとして、精神的損害（両親各３万２０００円、子１６万円）、自主的避難の実行により発生した避難費用、家財道具購入に係る生活費増加費用、就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号１７７※２】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）に住んでいた申立人ら（大人２名。うち１名は、甲状腺の疾患歴がある。）が自主的避難を実行し、第一次追補が認める精神的損害、避難費用等に加えてこれを超える移動交通費及びホテル滞在に伴う生活費増加費用の賠償が認められた事例

【公表番号１８０※１】 平成２３年３月９日において同月下旬に自主的避難等対象区域（郡山市）内の勤務先へ移動する予定であり、同月１７日に実際に転入したが同月中は東京への滞在を余儀なくされた者及びその妻子について、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等と扱うことが相当であるとして、第一次追補が認める生活費増加費用及び精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号１８２※１】 原発事故当時、福島県外から自主的避難等対象区域（郡山市）への転勤が予定されており、平成２３年４月に同市に転入した申立人ら（大人２名、子供２名）について、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等と扱うことが相当であるとして、第一次追補が認める精神的損害及び生活費増加費用の賠償が認められた事例

【公表番号１８４※５】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住し、自主的避難を実行した夫婦及びその子供２名について、自主的避難に要した平成２３年３月から同年１２月までの移動交通費、住居費、教育費増加等の生活費増加費用のうち第一次追補による賠償分を超える部分の賠償が認められた事例

【公表番号１９０※３】 自主的避難等対象区域に居住し、原発事故後自主的避難を実行した子供及び原発事故当時妊婦であった者を含む申立人ら８名について、平成２３年３月から同年１２月までの避難先の宿泊費等の生活費増加費用のうち第一次追補による賠償分を超える部分の賠償が認められた事例

【公表番号１９１※２、※３】 自主的避難等対象区域に居住し、平成２３年３月から自主的避難を実行した夫妻及びその子供（夫は１か月程度で帰還。）について、第一次追補が認める精神的損害のほか、自主的避難に要した同年１２月分までの家賃、礼金、仲介手数料に加え敷金の２割相当分の額が住居に係る生活費増加費用の賠償として認められた事例

【公表番号１９４※１、※３、※４】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、平成２３年７月に千葉の実家に自主的避難を実行した夫婦及びその子供（夫は同年８月に帰還。）について、第一次追補が認める精神的損害のほか、自主的避難に要した移動交通費及び引越費用、家財道具購入等の生活費増加費用の賠償が認められた事例

【公表番号２２４※１】 自主的避難等対象区域（小野町）から自主的避難をした家族３名（子供１名、その他２名）の平成２３年分の避難実費及び二重生活による生活費増加分等が賠償された事例

【公表番号２２９※２】 自主的避難等対象区域（郡山市）から平成２３年３月及び同年４月に新潟市と東京都に自主的避難をしていた家族３名（大人）について、避難先の宿泊費、親族に対する宿泊謝礼の一部の賠償が認められた事例

【公表番号２５０※１】 父が仕事のために郡山市に残り、母と子が新潟県に自主的避難をしていた家族について、平成２４年１月から同年８月までの面会交通費が賠償された事例

【公表番号２５１※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）から中部地方に家族全員で避難している家族５名について、家財道具購入費用が賠償された事例

【公表番号２６４※２】 県南地域（矢吹町）から平成２３年４月２２日以前に避難を開始した申立人らについて、原発事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠があった者と同様に、避難先の居住費及び家財道具購入費用等が賠償された事例

【公表番号２７４※１】 父が仕事のために福島市に残り、母と子２名が山形県に自主的避難をしていた家族について、平成２４年１月から同年３月までの生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号２８３※１】 自主的避難等対象区域（伊達市）から家族の一部が自主避難したことにより二重生活を強いられた申立人らについて、平成２４年分の住居費、面会交通費、家財道具購入費用等の生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号３１６※１】 父が仕事のために自主的避難等対象区域（福島市）に残り、母と２人の子が山形県に自主的避難をしている家族４名について、平成２４年１月から同年１０月までの二重生活に伴う生活費増加費用、子供２名分の避難雑費及び面会交通費が賠償された事例

【公表番号３１９※２】 平成２３年４月に、夫婦でペットとともに、自主的避難等対象区域（郡山市）から妻の実家がある中国に避難した際の国際航空運賃やペットの検疫費用、宿泊費等の避難実費相当額等が賠償された事例

【公表番号３２３※３】 父が仕事のために自主的避難等対象区域（福島市）に残り、母と２人の子が新潟県に自主的避難をした家族４名について、平成２３年３月から同年８月までの二重生活に伴う生活費増加費用、面会交通費や、平成２４年１月から同年８月までの避難雑費等が賠償された事例

【公表番号３４７※２】 自主的避難等対象区域（須賀川市）から群馬県に避難した家族（夫婦とその子供）について、避難先での２軒目の民間賃貸住宅の家賃や引越費用等のほか、平成２４年１月から同年７月までの避難雑費等が賠償された事例

【公表番号３４９※３】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人５名が米国在住の親族を頼って平成２３年３月末から同年４月までの間に米国へ自主的避難した際の避難交通費について、全額の賠償が認められた事例

【公表番号３５５※１】 父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（伊達市）の自宅に戻り、母と子供３名が福島県外に自主的避難を続けている家族について、平成２４年分の生活費増加費用の賠償が認められた事例

【公表番号３９６※１】 自主的避難等対象区域である郡山市に居住していた家族のうち、母親と子供が茨城県に自主的に避難したことについて、平成２３年３月から平成２４年１２月までの住居費、面会交通費、家財道具購入費、二重生活に伴う生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号３９７※２】 原発事故後、家族で福島県外に避難するため父親が勤務先会社に転勤願いを出していたところ、転勤が認められた後の平成２４年５月に宮城県へ転居した家族４名（大人２名、子供２名）について、平成２４年１月から同年６月までに支出した転居交通費、住居費（敷金、礼金、仲介手数料、家賃、保険料等）、子供の転園費用及び避難雑費の賠償が認められた事例

【公表番号４６７※２】 自主的避難等対象区域に居住する家族６名のうち、妻及び子供２名が自主的避難を実行して二重生活となった申立人らについて、面会交通費、家財道具購入費及び二重生活に伴う生活費増加分等が賠償された事例

【公表番号４７６※２】 父は仕事のため県北地域の自宅に残り、母親と子供２名が関西地方に自主的避難をした申立人らについて、平成２３年分のほか、平成２４年１月から同年１２月までの生活費増加分（月額３万円）等の生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号５１１※１】 夫は自主的避難等対象区域（二本松市）の自宅に残り、妻及び子供２名が平成２４年３月に自主的避難を実行した申立人らについて、平成２４年２月から同年３月までの避難費用、平成２４年３月から同年１０月までの二重生活に伴う生活費増加費用（月額３万円）及び避難雑費（子供１人当たり月額２万円）等が賠償された事例

【公表番号５４７※３】 自主的避難等対象区域内に居住していたが、就労先の同僚、関係者の反対等の理由により決断が遅れ、退職して子供とともに避難を実行したのが平成２４年８月となった申立人ら家族について、同年９月から平成２４年１２月までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費が賠償された事例

【公表番号５８４※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していたが、子供の甲状腺検査でのう胞が発見されたことから、子供の放射能被害を心配して平成２４年１１月に自主的避難を実行した申立人ら家族について、合理性を有する避難をした者に当たるとして、平成２４年１１月から申立ての前月である平成２５年３月までの避難費用、就労不能損害、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例

【公表番号５９７※１】 父は仕事のため自主的避難等対象区域（本宮市）に残り、母子が関西地方に自主的避難を実行した申立人らについて、申立てのあった月である平成２５年３月までに生じた避難費用、二重生活に伴う生活費増加費用（月額３万円）及び避難雑費（子供１人当たり月額２万円）等が賠償された事例

【公表番号５９９※１】 自主的避難等対象区域（本宮市）から新潟県へ避難した申立人ら（母と幼児）について、平成２５年４月までの避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例

【公表番号６２２※２】 原発事故時自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住し、母と１８歳未満の子２名が平成２３年７月に県外に避難し、父が事故時住所に残った家族４名について、母及

び子らが避難を行っていた平成２５年３月までに生じた避難費用、宿泊費、面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分、家財道具購入費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号６２５※３】 自主的避難等対象区域（二本松市）から母子避難を実行した申立人らについて、申立人らが請求している期間である平成２５年３月までに生じた避難費用、二重生活に伴う生活費増加分（月額３万円）及び避難雑費（子供・妊婦１人当たり月額２万円）等が賠償された事例

【公表番号６３７※１】 自主的避難等対象区域内から父母と子供１名が関東地方へ自主的避難を実行し、平成２４年５月に父が先に同区域内へ戻り、さらに平成２５年３月に母子も戻った申立人らについて、平成２４年８月から平成２５年３月までに生じた避難先家賃、引越し費用、面会交通費、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例（平成２４年７月分までは、前回の和解で賠償済み。）

【公表番号６５２※２】 長期間の自主的避難は実行せず自主的避難等対象区域（福島市）に滞在し続けたが、放射能から少しでも逃れるために、子供の長期休みや週末に他の都道府県への短期の避難を実行したとして家財道具購入費用等の賠償を求めた申立人ら家族（大人２名、子供２名）について、避難関連費用（平成２３年３月から同年１２月まで）が認められた事例

【公表番号６５４※１】 長期間の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域（福島市）に滞在し続けたが、放射能から少しでも逃れるために週末等に関東地方等への短期避難を実行した申立人ら家族（大人２名、子供２名）が、短期の避難に要した移動交通費及び宿泊費（対象期間は平成２４年３月から同年４月まで、同年１１月、及び平成２５年１月。）について月１回２万円の範囲で損害賠償が認められた事例

【公表番号６６６※２】 長期の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域（福島市）に滞在を続けたが、放射性物質から少しでも逃れるために夏休みや週末に山形県への短期避難を実行した申立人ら家族（大人２名、子供３名）に、生活費増加費用（いわゆる定額賠償金に相当する部分。対象期間平成２３年３月から同年１２月まで）、及び移動に要する交通費（福島・山形間のガソリン代。対象期間平成２４年１月から同年１０月まで）の損害賠償が認められた事例

【公表番号６７１※１、※２】 原発事故当初、自主的避難等対象区域から自主的避難を実行した申立人に、原発事故発生当初の時期の避難に要した移動交通費、宿泊謝礼の賠償が認められた事例

【公表番号６７６※１】 自主的避難等対象区域（福島市）から岐阜県に避難した申立人ら（父、妊婦である母、幼児）について、平成２４年１２月５日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償金の他に、平成２４年１２月までの期間における生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号６８２※１～※４】自主的避難等対象区域から父が同区域内のアパート（自宅より大幅に放射線量が低いエリアに所在）、妻と子供が北海道へ自主的避難を実行し、平成２５年５月に避難終了した申立人らについて、平成２３年３月から平成２５年５月までの間の生活費増加費用（二重生活によるもの）及び避難雑費並びに自主的避難等対象区域内のアパート賃借に要した費用の一部等が賠償された事例

【公表番号７０５※１】 原発事故時、福島市に居住していた申立人ら（夫・妻）について、平成２３年１２月までの期間における生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号７３３※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）で家族とともに居住し、避難指示区域の勤務先事業所に勤務していたが、原発事故による事業所閉鎖に伴い転勤となり、新潟県の事業所に単身赴任した申立人について、二重生活を余儀なくされたことによる生活費増加分が賠償された事例

【公表番号７６７※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していたが、原発事故後、妻子のみ岩手県に避難し二重生活となり、平成２４年４月に夫が郡山市の勤務先を自主退職して岩手県に移った申立人ら（大人２名、子供１名）について、平成２５年７月現在も避難継続中として、避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例

【公表番号７７０※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していたが、原発事故後、妻子のみ宮城県に避難し二重生活となり、平成２５年７月に夫が宮城県に転勤となり、宮城県の社宅で同居を再開することができた申立人ら（大人２名、子供２名）について、平成２５年９月現在も避難継続中として、宮城県での住居費、面会交通費等の一部、二重生活に基づく生活費増加費用及び避難雑費の賠償が認められた事例

【公表番号７９４※１】 県南地域（白河市）から妻子が愛知県に避難したため夫と二重生活になった申立人らについて、白河市の居住地の線量が自主的避難等対象区域の主要な都市と同程度以上あることを理由に、自主的避難区域の居住者と同様に取り扱い、請求期間である平成２５年３月末までの避難費用及び避難雑費（全体的に自主的避難区域と同水準）が認められた事例

【公表番号８０４※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）から新潟県に避難している申立人らについて、幼児を郡山市に帰宅させて通園させることに不安を感じていることから、避難継続の合理性を認め、平成２５年１０月末（和解提案日の前月末）までの避難費用、避難雑費等が認められた事例

【公表番号８１３※１】 父は自主的避難等対象区域の自宅に残り、母（原発事故当時は妊婦であり、避難中に出産。）と幼児３名、新生児が新潟県に避難している申立人らについて、請求のあった平成２５年１２月末までの面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例

【公表番号８１４※１、※２】 長期間の自主的避難の実行を終了した後（その際の避難費用及び生活費増加費用についても賠償されている。）に自主的避難等対象区域に滞在中の申立人ら家族（大人２名、子供１名）に、放射能から少しでも逃れるために週末等に周辺の県内外への短期の避難を実行するのに要した平成２４年及び平成２５年の移動交通費の一部が賠償された事例

【公表番号８１９※２】 自主的避難等対象区域（郡山市）から原発事故直後に避難した申立人ら（父母、幼児、乳児）について、請求のあった平成２５年９月分までの避難雑費、二重生活に伴う生活費増加費用、避難費用等が賠償された事例

【公表番号８２７※１】 自主的避難等対象区域から避難した要介護４の夫とその介護をしていた妻について、夫婦の避難生活の困難さや妻が精神的・身体的に変調を来したこと等を考慮し、避難費用、生活費増加費用のほか、精神的損害をそれぞれ６万円増額して賠償された事例

【公表番号８２９※２、※３】 県南地域（西郷村）に住居があった申立人らの一部が自主的避難を実行した場合において、自主的避難等対象区域と同等の状況にあると評価され、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等の面会交通費の賠償が認められた事例

【公表番号８５４※１～※４】 県南地域（白河市）から平成２３年３月１３日に避難を開始した申立人らについて、自宅付近の原発事故後の放射線量、自宅が自主的避難等対象区域に近接していること等を考慮して、同年１２月３１日までの期間における避難費用及び精神的損害が賠償された事例

【公表番号８６６※３】 自主的避難等対象区域（小野町）に居住していたが、夫が同じく自主的避難等対象区域である福島市渡利地区に転勤することになったため、妻子が平成２３年１０月に福島県外に避難し、夫が転勤先に単身赴任をした事案において、平成２５年１２月末までの避難費用、二重生活に伴う面会交通費及び生活費増加費用並びに避難雑費等が賠償された事例

【公表番号８６７※１】 自主的避難等対象区域から避難した右上下肢機能全廃（身体障害等級１級）の身体障害がある申立人を含む申立人らについて、平成２３年３月から平成２３年７月までの生活費増加費用（宿泊費）が賠償された事例

【公表番号８７１※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（大人２名、 子供３名）について、末子が幼児であること、他の子供も避難先で定着していること、夫が避難先で自営業を始めていること等を考慮し、平成２４年１２月末までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号８８３※４】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、平成２３年３月に妻子が避難し、夫も平成２４年５月に妻子の避難先へ避難した事案について、平成２４年１月から平成２４年５月の夫の避難開始までの、二重生活に伴う生活費増加費用及び面会交通費が賠償された事例

【公表番号８８５※１】 自主的避難等対象区域（伊達市）から家族のうち１名（大人）が平成２４年１月に避難を開始した申立人らについて、自宅近隣に特定避難勧奨地点があり、自宅の放射線量も高かったこと等を考慮し、請求のあった平成２５年１月までの避難費用、生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号９０１※１】 自宅近隣の住宅が特定避難勧奨地点の設定を受け、自宅の放射線量も高かったため、自主的避難等対象区域（伊達市霊山町）から平成２３年１０月に大人のみで避難を開始した申立人らについて、平成２３年１０月から平成２５年２月までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号９０４※２】 父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（いわき市）に戻り、母と子供が福島県外に避難を続けている申立人ら家族について、母が避難開始後に甲状腺がんと診断され、子供は乳児であったこと等を考慮し、請求期間である平成２５年１２月末日までの避難継続の必要性を認め、同期間につき避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号９３７※２】 自主的避難等対象区域内に居住していたが母子のみが避難した申立人ら（父母と３名の子）の平成２５年１２月までの生活費増加費用について、申立人父が母子と面会するための交通費については月２往復で算定した金額が、避難先と避難元で二重に負担していた水道光熱費その他生活費の増加分については月額３万円が、避難先で子が転校等する必要が生じたため負担した教育費については請求額の８割の限度で、賠償が認められた事例

【公表番号９４７※２】自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（父母と子２名）について、避難先で再就職しており、直ちに再就職先を退職することが困難な状況にあったこと、避難元に住居を残していたものの、同住居を親族に貸与していたため直ちに居住を再開できる状況ではなかったこと等の個別事情を考慮し、平成２５年３月までの避難費用等が賠償された事例

【公表番号９５７※１】 自主的避難等対象区域から避難した申立人らについて、平成２３年３月から同年８月までの期間に係る①移動交通費、②一時帰宅費用、③引越費用、④宿泊費及び⑤自主的避難に伴う６か月分の就労不能損害が認められた事例

【公表番号９８３※２】 父が仕事のために県南地域（西白河郡西郷村）の自宅に残り、母と子供４名が平成２３年３月に関西地方に避難したため、二重生活となった申立人らについて、避難前住居の原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等であるとして、申立ての前月である平成２５年１０月までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等の賠償が認められた事例

【公表番号９９２※１】 腎臓移植後の経過観察等のために定期的に仙台市内の病院に通院していた自主的避難等対象区域（いわき市）の申立人について、原発事故の影響により仙台市までの交通路の変更を余儀なくされ、移動距離が従来よりも往復で約１００キロメートル増加したとして、平成２６年８月までの通院交通費の増加分（ガソリン代と高速道路料金）が賠償された事例

【公表番号１００４※１、※２】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した家族３名について平成２３年３月から平成２６年７月までの住宅保険費用、避難交通費、甲状腺検査費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号１００５※１】 県南地域（泉崎町）から原発事故直後に秋田県に避難を開始した申立人らについて、平成２５年２月１３日付け東京電力プレスリリースに基づき支払われた賠償金のほかに、平成２３年３月２２日までの期間における避難交通費及び宿泊謝礼が賠償された事例

【公表番号１０１７※１】 屋内退避区域（いわき市）から平成２４年９月に避難した申立人ら（夫婦と子供３名（うち１名は、避難中である平成２４年１０月に出生））について、平成２４年９月から平成２５年５月までの住居費、家財道具購入費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号１０２４※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）で実家の両親と同居し、夫が単身赴任を終えるまでは両親との同居を続ける予定であったが、原発事故後に夫の単身赴任先である外国に避難した妻子について、国際航空運賃の一部を含む避難交通費等（平成２３年３月から平成２４年３月まで）が賠償された事例

【公表番号１０４０※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、子供又は妊婦を含まない世帯である申立人らのうち、平成２３年６月に山形県に自主的避難を開始した申立人１名について、近隣に住む申立人らの長男夫婦及びその子らと一緒に自主的避難を行うことを原発事故直後から計画していたこと、長男の妻の出産を待って自主的避難を開始したこと、長男夫婦及び孫らもほぼ同時期に自主的避難を開始し、避難先も近接していたこと等の事情を考慮し、平成２３年８月までの生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号１０４９※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に申立外の妻子とともに居住していたが、原発事故直後に妻子のみが関東地方に避難し、その後、平成２５年中に妻と離婚した申立人について、申立人が居住する福島市から子が居住する関東地方まで面会する際に支出した交通費につき、平成２６年９月まで毎月１回分の面会交通費（１ｋｍ当たり２２円のガソリン単価に往復の距離を乗じて得られる金額）が賠償された事例

【公表番号１０６８※１】 自主的避難等対象区域（福島市）から平成２３年１２月に関東地方の専門学校に進学し入寮した申立人について、申立人の進学には自主的避難の側面もあることを考慮して、寮費の５割の限度で賠償を認め和解が成立した事例

【公表番号１０８３※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）から県外に避難した申立人らのうち、申立人父の通勤費増加分について、申立人父の勤務状況、通勤状況等を考慮して、新幹線定期代利用分の全額（勤務先から支給された通勤費を除く。）が賠償された事例

【公表番号１１１７※２】 原発事故当時、いずれも自主的避難等対象区域（小野町）に居住し、原発事故後、畜産業を営んでいた申立人父は避難せず、申立人母は県外に避難し、申立人子はいわき市に避難し、避難により三重生活となった申立人らについて、平成２５年３月分までの避難費用、生活費増加分及び避難雑費並びに申立人母の平成２３年分の就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１１６２※３】 自主的避難等対象区域（本宮市）で、原発事故前から自家消費野菜を栽培していたが、原発事故後は同野菜の放射線量が高いため食用に供することができず、そのため、市販の野菜を購入する費用が増加した申立人ら（成人）について、原発事故後、実際にかかった野菜購入費用から、原発事故前の同費用を控除した額について、平成２６年１２月まで賠償された事例

【公表番号１１７４※２】 自主的避難等対象区域（大玉村）から山形県に自主的避難を実行した申立人らについて、平成２７年３月分までの生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号１１９６※２】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らのうち母子が自主的避難を実行したことにより支出した費用について、平成２７年３月までの生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１２０２※１、※２】 自主的避難等対象区域（田村市）から避難した申立人ら（原発事故当時８９歳の申立人母と息子夫婦）について、平成２３年４月分及び同年５月分の、避難先で申立人母が宿泊した介護施設の利用料と原発事故以前に申立人母が利用していたデイサービスの利用料との差額分につき８割の限度で賠償された事例

【公表番号１２１３※１】 自主的避難等対象区域外である会津地域で自宅近隣の自己所有林から伐採した薪を薪ストーブの燃料に使用していたが、原発事故後、当該薪から規制値以上の放射性物質が検出されたため使用ができなくなった申立人について、平成２７年１１月及び同年１２月に支出した薪の購入費用、運搬費用等が賠償された事例（なお、申立人所有林の立木については賠償未了である。）

【公表番号１２１６※１】 自主的避難等対象区域（田村郡三春町）から子供の就学時期に合わせて平成２４年３月に県外に自主的避難を実行した申立人ら夫婦及び娘３人（平成１１年生まれ、平成１４年生まれ及び平成２０年生まれ。）について、平成２４年３月分から平成２７年３月分までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号１２２４※１】 自主的避難等対象区域（福島市）から平成２３年４月に県外へ避難した申立人ら（夫婦及び子３名）のうち、原発事故当時、福島県内の公立高校に通学していた長女について、避難先の県内の公立高校に転校できずに、私立高校に転校したことにより増加した授業料等（平成２４年１月１日から平成２６年３月末日まで）が、増加分の５割の限度で賠償された事例

【公表番号１２２９※５】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、子２名（兄、妹））について、申立人（妹）の避難先での就学上の事情を考慮して、平成２７年４月分以降の面会交通費が賠償された事例

【公表番号１２３３※１】 宮城県伊具郡丸森町大内地区（自主的避難等対象区域以外の地域。以下「大内地区」という。）にある自宅において同居する申立人ら（祖父母、父母及び子ら）について、申立人らの自宅は自主的避難等対象区域と同等の賠償実績がある同町筆甫地区（以下「筆甫地区」という。）に近接していること、大内地区の線量は筆甫地区と同程度といえること、亡祖父が筆甫地区に不動産（田及び山林）を所有しており、申立人らが筆甫地区とも密接に関連した生活状況であったこと等を考慮し、自主的避難等対象区域と同等の生活費増加費用（平成２３年３月から平成２６年３月まで）等の賠償がされた事例

【公表番号１２４１※１】 県南地域（西白河郡矢吹町）で申立人Ａと原発事故時に同居していたが、原発事故直後に避難した申立人Ｂ及びＣ、Ｄ（原発事故当時７歳、４歳）並びに避難先で平成２３年５月に出生した申立人Ｅについて、その避難時期や自主的避難等対象区域との近接性、更には原発事故により家族が離れて生活することになったこと等の事情を考慮して生活費増加費用のうち平成２３年３月から同年８月までの二重生活に伴う生活費増加分１８万円、同年３月から同年８月までの家財道具等購入費用１５万円、同年５月から同年８月までの面会交通費１６万６４００円及び同年６月から同年８月までの駐車場費用９０００円を認めた事例

【公表番号１２４６※１】 原発事故時自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らのうち未成年者を含む３名が原発事故後相当期間を経過している平成２５年７月に自主的避難を実行したが、平成２４年の県民健康調査や平成２５年に受けた検査等によって申立人らのうち未成年者を含む３名の甲状腺にのう胞が発見されたことから原発事故と自主的避難との相当因果関係を認めて生活費増加費用として平成２５年７月から平成２７年３月までの家賃等８２万０２００円を認めた事例

【公表番号１２４８※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）所在の賃貸住宅に居住し、かつ平成２５年４月に同区域内（本宮市）に建築予定の一戸建て住宅に転居する計画を有していた申立人らについて、上記賃貸住宅の所在地の放射線量よりも上記転居予定先の放射線量の方が高かったことから、上記一戸建て住宅の建築を延期し、上記賃貸住宅に居住し続けたことにより負担した家賃相当額につき、地方公共団体による除染の完了時期等を踏まえ、平成２６年６月分までの賠償がされた事例

【公表番号１２５６※１】 平成２３年３月に県南地域（西白河郡矢吹町）から避難した申立人ら（母子）について、避難時の自宅付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度

以上であったことやその後の自宅付近の放射線量の推移等を総合的に考慮し、平成２５年９月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１２６４※１】 福島市から県外へ避難した申立人ら（夫婦及び子１名）について、自主的避難を実行するに伴い負担した生活費増加費用（平成２４年３月から平成２７年３月までの避難先での町内会費）１万４８００円の賠償を認めた事例

【公表番号１３１５※２】 自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住していた申立人夫婦が、申立人夫が透析治療を受けるために、また、被曝を懸念して避難をしたことについて、平成２３年８月分までの避難費用、生活費増加分が賠償されたことに加え、申立人夫について、障害の程度や避難先で透析治療の時間が短縮されたこと等を考慮して、同月分までの精神的損害の増額分として８万円が賠償された事例

【公表番号１３１６※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人（大人１人世帯）が平成２３年６月に避難を実行したことによりかかった生活費増加費用（宿泊費、住居費、いわき市の病院に通院するための交通費・宿泊費）について、平成２３年８月分まで賠償された事例

【公表番号１３２４※６】 自主的避難等対象区域（福島市）から妻子とともに県外に避難した申立人父について、勤務先の始業時刻が早く、避難により公共交通機関を利用して出勤するのが困難になったことを考慮して、生活費増加費用（通勤費増加費用）として、ガソリン代相当分に加え、自動車購入費用の一部（車両本体価格の１割程度）が賠償された事例

【公表番号１３３２※１】 自主的避難等対象区域（福島市）から県外に避難した申立人ら（申立人母・孫）が、避難先で申立人孫が通う認可外保育園の保育料を負担するようになったことについて、平成２４年４月から福島市においても住民票を移さなくても認可保育園に入所できる広域入所が認められ、無料で認可保育園に通うことが可能になったものの、申立人孫は心臓病を抱えており、保育園が替わることによるストレスを避ける必要があったこと等の事情を考慮して、平成２４年４月分から同年９月分までの保育料が賠償された事例

【公表番号１３４６※１】 自主的避難等対象区域（伊達市）に居住し、原発事故直後に県外に避難した申立人（大人）について、平成２３年９月１０日までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号１３５２※２】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人らについて、避難費用等のほか、身体障害のある申立人子に係る保育サービスの利用頻度が避難前よりも増加した事情等を考慮し、平成２３年５月分から平成２７年３月分までの申立人子の保育費用の一部が生活費増加費用として賠償された事例

【公表番号１３６４※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）から県外に避難した申立人夫婦について、自主的避難の実行に伴う平成２３年８月分までの避難費用、生活費増加費用、就労不能損害等のほか、平成２８年４月から同年６月までに支出した帰還関連費用が賠償された事例

【公表番号１３８５※４】 自主的避難等対象区域（三春町）に居住し、平成２４年３月末に福島県外に長期の避難を行った申立人について、平成２４年４月分から退職した平成２６年６月分までの通勤費増加分（勤務先から支給されず自己負担となった新幹線特急券相当分）が賠償された事例

【公表番号１３９８※１】 自主的避難等対象区域（相馬市）から県外に避難した申立人ら（夫婦及び未成年の子ら）について、自宅周辺の放射線量等を考慮して、平成２３年３月分から平成２７年３月分までの移動交通費、住居費、一時帰宅費用、面会交通費、家財道具購入費、避難雑費と平成２３年１０月から平成２４年３月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１４００※１】 自主的避難等対象区域（福島市）から県外に避難した申立人らについて、平成２５年１月分から平成２７年３月分までの避難費用等のほか、平成２８年７月に県内の自宅に帰還した際に支出した引越費用が、荷物を移動した回数及び荷物量等を考慮した金額の範囲内で賠償された事例

【公表番号１４１１※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら夫婦について、申立人妻が原発事故直後に別世帯の子や孫らと避難をしたことを考慮し、平成２３年８月分までの避難費用、生活費増加費用（申立人夫との面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用一般、家財道具購入費用、自家消費野菜に係る生活費増加費用）及び精神的損害が賠償された事例

【公表番号１４２０※１】 自主的避難等対象区域（相馬市）の自宅付近の放射線量が高かったことから県外に避難した申立人ら（夫婦、夫の祖母及び未成年の子ら）について、申立人夫のみが自宅に帰還したことにより世帯分離が生じたこと等を考慮し、平成２７年３月分までの避難費用、生活費増加分（面会交通費、二重生活に伴う増加分）、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１４３０※１～※３】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父母及び子）について、申立人母子の県外への避難に伴う生活費増加費用（平成２３年３月から平成２６年３月まで）のほか、避難により申立人子の監護を同市内に居住する申立外の祖父母に依頼できなくなったため、新たに幼稚園に入園させる必要が生じたこと等を考慮し、幼稚園に要する費用の３割相当額等（平成２４年４月から平成２６年３月まで）が賠償された事例

【公表番号１４５９※１】 自主的避難等対象区域（国見町）に居住していた申立人ら（父母、子及び祖父母）のうち、平成２３年３月に申立人父母及び子が避難したことにより生じた生活費増加費用について、面会交通費、二重生活による生活費増加費用及び自家消費米について平成２４年１月分から平成２７年３月分まで、自家消費野菜について前回の申立てで和解が成立した以降の平成２６年１月分から平成２７年３月分までが賠償された事例

【公表番号１４６１※１】 自主的避難等対象区域に居住していた申立人母子について、平成２４年８月に行った線量のより低い同区域内の別の自治体への避難の合理性を認め、実家に転居するなどして避難を終了した平成２５年８月分までの避難費用、生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号１４６８※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、平成２４年に婚姻した申立人夫婦及び平成２５年に出生した申立人子について、平成２３年７月に申立人妻のみが避難したことから、同年８月分までの避難費用等が賠償されたほか、申立人妻が平成２４年９月に申立人子を妊娠したことから、同月分から平成２７年３月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等も賠償された事例

【公表番号１４８０※２】 自主的避難等対象区域（大玉村）に居住していた申立人ら（祖母、父母、子２名、父の弟）のうち、申立人父母及び子２名が避難したことにより生じた二重生活に伴う生活費増加費用（平成２４年１月から平成２６年３月まで）について、申立外の同居者（祖父）の存在を考慮して増額して賠償された事例

【公表番号１４８１※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）から平成２３年４月中旬頃まで避難していた申立人について、平成２３年３月から平成２３年４月までの生活費増加費用（家財道具購入費用及び宿泊謝礼）が賠償された事例

【公表番号１４８６※３】 自主的避難等対象区域（福島市）から福島県外に避難した申立人Ｂ、Ｃ、Ｄ及びＥ並びに原発事故後も福島県内にとどまった申立人Ａについて、申立人Ｂ、Ｃ、Ｄ及びＥが避難を開始した平成２３年８月から帰還した平成２６年３月までの避難費用（移動交通費、引越費用）及び生活費増加費用（面会交通費、二重生活に伴う増加分、家財道具購入費用）並びに平成２４年１月から平成２６年３月までの避難雑費が賠償された事例

【公表番号１４９０※２】 自主的避難等対象区域（本宮市）から避難した申立人父母及び原発事故後に避難先で出生した申立人子らについて、遅くとも平成２３年６月頃までに申立人母が申立人子のうちの１名を妊娠したことが判明し、その後、避難を継続する中で、申立人子らがいずれも出生したことから、平成２３年３月から平成２７年３月分までの避難費用、生活費増加費用等及び平成２８年３月の検査費用が賠償された事例

【公表番号１４９１※１】自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父母及び子）について、申立人母及び申立人子が避難したことから、平成２３年７月分から平成２７年３月分までの生活費増加費用（二重生活に伴う生活費分等）が賠償された事例

【公表番号１４９８※１】 自主的避難等対象区域（福島市）から申立人母子が山形県内に避難し、申立人父が福島市内に継続して居住した申立人らについて、二重生活に伴う生活費増加分（平成２３年３月分から平成２５年３月分）、申立人子が幼稚園を転園したことによる保育料の差額及び転園先の幼稚園で必要とされたスキーウェア代の一部等（平成２３年３月分から平成２５年３月分）が賠償された事例

【公表番号１５０３※１、※２、※６】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら（父母及び子３名）について、生活費増加費用として申立人子が避難先で入園した幼稚園 の入園費用、避難先の幼稚園の保育料と原発事故当時入園していた幼稚園の保育料との差額（平成２４年４月分から平成２５年３月分まで）等が賠償された事例

【公表番号１５２１※３】 自主的避難等対象区域（福島市）から平成２３年３月に避難した申立人ら（成人２名及び子供２名）について、避難以前は、自家栽培の野菜や養鶏による鶏卵を食べて生活していたところ、避難先では養鶏が行うことができなくなったこと、野菜についても平成２４年３月以降は避難先での栽培を再開したものの収穫量は避難以前よりも減少したこと等の事情を考慮し、平成２５年３月分までの生活費増加費用（自家消費野菜・米・鶏卵）が賠償された事例

【公表番号１５３４※２】 自主的避難等対象区域（須賀川市）から避難した申立人ら（夫婦及び子供２名）について、避難費用（引越費用）、生活費増加費用（家財購入費）等のほか、子供１名につき月額２万円の避難雑費が平成２４年１月分から平成２７年３月分まで賠償された事例

【公表番号１５５１※２、※３】 自主的避難等対象区域から避難した原発事故発生当時同居の４名（父、母及び子供２名）について平成２４年１月から平成２７年３月までの生活費増加費用（二重生活に伴う増加分及び同４名間の面会交通費）が賠償されたほか、同４名の住居と近所（数百メートル）の別の住居に居住していた同区域滞在者である祖母について同期間中（平成２５年及び平成２６年各１回）に避難先の同４名に面会するため負担した交通費が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５６１※１】自主的避難等対象区域（相馬市）に原発事故当時に居住していたところ、申立人母及び未成年の子２名が関西地方に避難し、申立人父が相馬市内に継続して生活した申立人らについて、平成２６年３月までの面会交通費実費（新幹線及び飛行機代金相当額並びにガソリン費用）、住居費増加費用及び二重生活に伴う生活費増加費用（月額３万円）が賠償された事例

【公表番号１５６５※４】 父が自主的避難等対象区域（郡山市）に残り、母（原発事故当時妊婦であり、避難先において第二子を出産した。）と未成年の子１名が東京都に避難していた申立人ら４名について、平成２４年１月から帰還した平成２５年３月までの生活費増加費用（家財道具購入費、二重生活に伴う生活費増加費用及び面会交通費）が賠償された事例

【公表番号１５７６※１】 自主的避難等対象区域（川俣町）から中国地方に避難した申立人ら（父母及び子２名。子は原発事故時３歳と１歳）について、平成２５年１０月から平成２７年３月までの生活費増加費用（駐車場代）が賠償された事例

【公表番号１５９０※３】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、原発事故後も避難をしなかった申立人らについて、原発事故前は自家消費用の野菜を栽培し生活していたが、原発事故後は、畑の放射性物質の汚染から野菜の栽培を断念したために負担した生活費増加費用（自家

消費野菜）として、平成２４年１月分から平成２７年３月分まで月額６５００円が賠償された事例

【公表番号１６２６※３】　自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（大人４名）について、平成２３年３月から同年７月までの面会交通費、家財道具購入費及び住居費等の生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号１６２７※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人らについて、子らの避難による転校先における順応状況や原発事故に対する恐怖心が強かったこと等を考慮し、平成２４年１月から同年３月までの生活費増加費用（保育料及び家賃の各増額分）及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号１６３１※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）から避難先を変更しながら避難を継続した申立人ら（父母及び子３名（うち１名は原発事故後に避難先において出生））について、平成２３年３月から平成２７年３月までに支出した生活費増加費用（住居費、家財道具購入費、二重生活に伴う増加分）が賠償された事例

【公表番号１６３４※２】　自主的避難等対象区域（伊達市）から、当初４か月間は申立人母子のみが避難した後、一時帰還をしたが、その後、全員で避難した申立人らについて、母子のみの避難期間中における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用（月額３万円）のほか、一時帰宅費用、引っ越し費用が賠償された事例

【公表番号１６３６※３】　自主的避難等対象区域（福島市）から原発事故直後に避難しようとしたものの、統合失調症の申立人子（成人）の療養体制の確保等のため平成２３年６月に避難を開始した申立人らについて、平成２３年６月から同年８月までの避難費用等が賠償された事例

【公表番号１６４２※１、※２】　自主的避難等対象区域（桑折町）から母と子２名で新潟県及び山形県へ自主的避難を実行し、父のみ事故時住所地にとどまった申立人らについて、平成２４年１月から平成２７年３月までの生活費増加費用として、原発事故前は自家消費用の米及び野菜を栽培していたこと等を考慮した月額９５００円の食費増加分、二重生活となったこと等を考慮した生活費増加分月額３万円並びに避難先で子らが入園した幼稚園の授業料と原発事故前に通園していた幼稚園の授業料との差額から自治体の補助費を控除した６８万９７００円がそれぞれ賠償された事例

【公表番号１６４７※１】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住する申立人らについて、原発事故前は申立人らが自宅付近の畑で自分たちが食べるのに十分な自家消費野菜を栽培していたところ、原発事故後、周辺の放射線量が高く、同畑を除染して貸主に返還することになったことや、同畑除染後の放射線量の検出の状況等により、自家消費野菜の栽培を再開することができなくなったこと等を考慮し、野菜を購入する費用が増加したとして、平成２４年１月から平成２７年３月までの生活費増加費用２５万３５００円が賠償された事例

【公表番号１６５２※３】　自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみで短期間の自主的避難を繰り返し行った申立人らについて、平成２３年３月から平成２３年１２月までの生活費増加費用（二重生活によるもの等）が賠償された事例

【公表番号１６５７※２】　自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら（父母及び子３名（うち１名は平成２５年出生））について、平成２３年３月から平成２７年３月までの生活費増加費用（家財道具購入費用等）及び避難費用（住居費、一時帰宅費用等）が賠償されたほか、避難雑費が賠償された事例

【公表番号１６７０※４】　父が仕事のために自主的避難等対象区域（福島市）に残り、母と子が自主避難した申立人らについて、平成２４年１月から同居する平成２４年９月までの二重生活に伴う生活費増加費用、面会交通費、避難雑費が賠償された事例

【公表番号１６８０※３】　自主的避難等対象区域（福島市）から当初は母子のみ、後には父も避難した申立人ら（父母及び子２名）の平成２３年３月から平成２７年３月までの生活費増加費用として、二重生活をしていた平成２３年６月から平成２５年３月までの間の面会交通費や生

活費増加分（月額３万円）のほか、原発事故前は自家消費していた米及び野菜について購入することを余儀なくされたことによる費用（野菜購入費分として月額６５００円、米購入費分として月額３０００円）等が賠償された事例

【公表番号１６８２※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみが他県に避難した申立人ら（父母及び子１名）について、平成２７年３月分までの生活費増加費用（面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分）のほか、父が自動車で避難先の母子に面会した際に利用する月極駐車場代についても、同駐車場の使用頻度等を考慮して、同月分まで５割の限度で賠償された事例

【公表番号１６８３※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）から中国地方に避難した申立人ら（父子）について、平成２３年３月分から平成２７年３月分までの生活費増加費用（家賃差額分、子の避難先学校の制服購入費、二重生活による増加分）が賠償された事例

【公表番号１７０５※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた成人である申立人が、原発事故直後の平成２３年３月に１週間程度福島県外に避難をした後、自主的避難等対象区域に所在する婚約者の実家において生活し、その後の同年７月に福島県外に避難したところ、これらの避難に伴う一連の移動に合理性を認めて同年３月から同年７月までの避難費用（移動交通費）及び生活費増加費用（家財道具購入費）が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７１２※４】　自主的避難等対象区域（伊達市）に居住し、原発事故に伴い避難した申立人ら（父母及び未成年の子２名）について、避難中の平成２５年１０月に避難元の自宅を売却したものの、当該自宅を売却した経緯等に鑑み半年間の相当期間を考慮し、平成２６年４月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１７１７※４】　自主的避難等対象区域に居住していた申立人ら（祖母、母、母の弟及び子）のうち、申立人母子が県外に避難したことにより生じた平成２３年３月から平成２７年３月までの避難費用（移動交通費、引越費用及び町内会費等）、家財購入費、家族別離の期間の面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用（平成２３年３月から平成２７年３月まで月額４万円）及び避難雑費（平成２４年１月から平成２６年８月までは月額２万円、同年８月から平成２７年３月までは月額１万４０００円）等が賠償された事例

【公表番号１７１８※１】　平成２４年３月に自主的避難等対象区域（須賀川市）から県外に避難した申立人ら（父及び未成年の子２名）について、避難の準備を開始した平成２４年１月分から平成２７年３月分までの避難費用及び生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号１７３４※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみが避難した申立人ら（父、母及び未成年の子）について、前回の和解仲介手続で対象となった期間以降の平成２７年１月から同年３月までの避難費用（面会交通費）、生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）、避難雑費が賠償された事例

【公表番号１７３８※１、※３】　申立人ら（祖母、父、母及び未成年の子供）のうち、①原発事故後に申立人母及び未成年の子供が自主的避難等対象区域（伊達市）の自宅からの避難を検討し、避難先の部屋を借りる準備も進めたが、避難に伴う申立人母の退職や世帯の分離に伴う生活費の増加等の事情が解消されずに避難を断念した申立人ら（祖母、父、母及び未成年の子供）について、生活費増加費用（住居費）として、避難の検討中に負担した平成２４年１月分から同年３月分までの家賃分が賠償されたほか、②申立人子が小学校の登下校に際して放射線に被曝することを少しでも回避するため、徒歩ではなく家族の運転する自家用車で通学したことにより増加したガソリン代について、生活費増加費用として平成２５年４月から平成２７年３月までの期間分につき相当額が賠償された事例

【公表番号１７４０※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、平成２３年３月に母（懐妊中）が故郷である外国に避難し、出産を経て同年末に母子でいったん帰国したも

のの、平成２４年７月に再度母子のみで外国に避難した申立人ら（父、母及び子）について、一連の避難経過に鑑み、平成２４年の避難についても合理性があるとして、精神的損害（申立人母について、出産前後の状況を踏まえて６万円増額した分を含む）のほか、平成２４年１２月までの避難交通費、宿泊謝礼、面会交通費、一時帰宅費用、生活費増加費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号１７７１※１】　自主的避難等対象区域（福島市）から母子及び子供２名が避難した申立人ら（父、母、未成年の子供２名及び祖母）について、平成２７年３月分までの避難費用（引越費用、避難交通費、面会交通費）、生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分、家財道具購入費用）、避難雑費が賠償された事例

【公表番号１７８８※２】　自主的避難等対象区域（いわき市）から平成２４年２月に避難した申立人ら（父母及び子１名（成人））について、医師からの助言を踏まえて、精神疾患を抱える申立人子の原発事故に伴う被ばくへの不安等によるストレスを軽減しようと考えて避難を実行した経緯に鑑み、同月に避難開始をするに際して支出した避難交通費、家財道具購入費が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８０２※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（母及び成人の子２名）のうち、１．子１名について、住民票上の住所は福島県外にあったものの、原発事故当時は持病の療養のため申立人母及びもう１名の子の自宅（郡山市）に滞在し、平成２３年３月に申立人母と共に避難したことを踏まえ、自主的避難等対象区域からの避難者に該当すると判断し、２．もう１名の子については、避難の開始が平成２３年１０月となったが、避難先への転勤が決まるまで時間を要したという事情があることを踏まえ、同人の避難にも合理性が認められるとした上で、申立人ら全員の避難費用、生活費増加費用等（平成２４年８月まで）が賠償された事例

【公表番号１８０３※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）から平成２４年１２月に避難を開始した申立人ら（母及び未成年の子２名）について、原発事故直後に避難を決意したものの、避難予定先で子の学校編入ができなかったため直ちに避難を実行できなかったこと等の事情を考慮して自主的避難の合理性を認め、申立人らの平成２４年１２月から平成２５年３月までの生活費増加費用（二重生活に伴う増加分）、平成２４年１２月から平成２７年３月までの一時帰宅費用及び平成２４年１２月から平成２７年３月までの避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１８１４※１、※２、※４、※５、※７】　自主的避難等対象区域（福島市）から当初は全員で避難し、父のみ一時帰還したが、その後は避難先を変更しながら全員で避難を継続した申立人ら（父、母及び未成年の子２名（うち１名は原発事故後に避難先において出生。））について、平成２３年３月から平成２７年３月までの避難費用（交通費及び引越し費用）、生活費増加費用（家財道具購入費用、通勤費増加費用等）及び平成２４年１月から平成２７年３月までの避難雑費並びに母子のみの避難期間中（平成２３年５月から平成２３年８月まで）における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用等の賠償が認められた事例

【公表番号１８１５※１】　原発事故前に予定していた自主的避難等対象区域（郡山市）の自宅から通学可能な専門学校への進学を取りやめ、平成２４年４月に県外の専門学校へ進学し単身生活を行った申立人について、専門学校卒業後平成２７年３月に自宅に帰還した際の帰宅費用の５割が賠償された事例

【公表番号１８２０※２】　自主的避難等対象区域（福島市）から母子のみで避難した申立人ら（父母及び未成年の子２名）について、平成２７年３月までの避難交通費、家族間面会交通費、一時帰宅費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１８２６※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）からいったん家族全員で避難したが、個人事業を継続するため父のみ単独で帰還した申立人ら（父母及び原発事故時２歳と０歳の子

供２名）について、平成２４年１月から平成２７年３月までの避難費用（宿泊謝礼月額１万円、面会交通費）、生活費増加費用（二重生活による増加分月額３万円のほか、自家消費野菜分月額６５００円）及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号１８３３※２】　自主的避難等対象区域（川俣町）から福島県外に避難したものの、すぐに申立人父のみが帰還した申立人ら（父母、成年の子１名、未成年の子２名及び未成年の孫１名）について、平成２７年３月までの生活費増加費用（二重生活費増加分等）、避難費用（面会交通費、一時立入費用）、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１８６４※１】　父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（福島市）の自宅に戻り、母と未成年の子１名が平成２６年３月まで福島県外での避難生活を継続した申立人らについて、平成２６年３月までの避難費用、面会交通費、生活費増加費用、避難雑費等の賠償が認められた事例

【公表番号１８７５※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）から平成２４年４月にいったん県内の他の自主的避難等対象区域内の自治体に避難した後、平成２５年８月に県外に避難した申立人ら（母、未成年の子）について、平成２５年８月の県外避難も含めて原発事故と相当因果関係があるものと認め、生活費増加費用（家財道具購入）が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９２※１】　原発事故当時、仙台市に住居があったが、里帰り出産（第二子）のために自主的避難等対象区域（いわき市）内の実家に滞在しており、原発事故後避難した申立人ら（母及び第一子）について、直接請求手続においては、自主的避難等対象区域に生活の本拠がなかったことを理由に賠償がされていなかったところ、上記事情を考慮し、自主的避難等対象区域に生活の本拠があった避難者と同等の額（それぞれ中間指針第一次追補における損害額の目安４０万円及び東京電力の平成２４年２月２８日付けプレスリリースによる避難に伴う費用２０万円の合計６０万円）が賠償された事例

【公表番号１９０６※１、※２】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、二女及び三女）について、１．申立人二女が当初の予定と異なり福島県外の専門学校に進学したことについての避難費用、生活費増加費用及び避難雑費が賠償され、２．申立人母と申立人三女が行った週末避難についての避難費用が賠償された事例

【公表番号１９１５※１】　県南地域（西白河郡矢吹町）に居住する申立人らについて、原発事故の影響により、自宅近くの畑で栽培した野菜等の自家消費ができなくなり、これに代わる購入費用の支出を余儀なくされたと認め、周辺土地の放射線量を考慮して平成２３年３月から平成２４年１２月まで月額６５００円相当の生活費増加費用が損害として認められた事例

【公表番号１９７２※２】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、事故時未就学の子２名）について、申立人父は仕事のため避難できず、平成２３年１２月、申立人母が単独で子２名を連れて避難し平成２６年３月頃帰還したところ、これによって生じた平成２４年１月から平成２６年３月までの面会交通費、帰還にあたっての荷物移動のための交通費、二重生活に伴う生活費増加分及び避難雑費、平成２３年１０月から平成２６年３月までの検査交通費並びに平成２６年４月から平成２７年３月までの帰還後における短期週末避難に係る交通費の賠償が認められた事例

【公表番号１９７４※２】　自主的避難等対象区域（いわき市）から平成２４年６月に避難した申立人ら（母、子２名）について、当初から長期にわたる本格的な避難を希望していたものの、諸般の事情から短期の避難を繰り返さざるを得なかったことを考慮して、平成２４年６月の避難開始に合理性を認め、平成２４年６月から平成２５年３月までの引越費用、家財道具購入費用及び避難雑費が賠償されるなどした事例

【公表番号１９７５※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人ら（父、娘、亡祖母－申立人父が相続）について、平成２３年３月に申立人娘及び亡祖母は避難するも申立

人父は仕事の関係で避難できず家族別離が生じたことを考慮して、平成２３年３月から同年１２月までの避難費用（避難交通費、宿泊費、一時立入り費用）及び生活費増加費用（家財道具等購入費、二重生活に伴う生活費増加費）の賠償が認められたほか、原発事故前は自家消費分の野菜を栽培していたが事故後は野菜の購入を要したという事情を踏まえ、平成２３年３月から平成２７年３月まで生活費増加費用（自家消費野菜分）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９８４※１】　原発事故当時福島県外で生活していた申立人夫婦について、申立人夫が平成２３年３月末をもって勤務先を定年退職し、それ以降夫婦で自主的避難等対象区域（いわき市）所在の申立人夫所有の住宅で生活することが原発事故以前から予定されていたこと、実際に平成２３年４月以降上記の住宅で生活していること等の事情を考慮し、原発事故発生時に自主的避難等対象区域内に住居があった者と同様に、中間指針第五次追補第３の目安額（２０万円）どおりの自主的避難等に係る損害（精神的損害、生活費増加費用及び移動費用）の賠償が認められた事例

【公表番号１９８６※６】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（夫、妻（原発事故時妊娠８か月）、長女（原発事故時５歳）、二女（事故後出生））について、平成２７年３月までの避難費用、生活費増加費用及び避難雑費の賠償、並びに、平成２９年３月に現住所へ帰還した際の帰還費用の賠償等が認められた事例

【公表番号１９８７※２】　自主的避難等対象区域（伊達市）から週末及び長期休暇期間のみ放射線の影響を避けて県外へ避難した申立人らについて、中間指針第五次追補が自主的避難によって生じた損害として子供及び妊婦以外の者への目安として認める額の賠償に加え、平成２４年１月から９月までの期間についても、避難に要した移動交通費及び面会交通費として標準的な金額の一部並びに生活費増加費用及び避難雑費として相当と認められる金額が、それぞれ損害として認められた事例

【公表番号１９８９※１】　住居は自主的避難等対象区域（いわき市）にあったものの、仕事の事情により平成２３年２月末から帰還困難区域（大熊町）所在の民宿に宿泊しており、原発事故がなければ平成２３年３月１１日以降も当該民宿に継続して宿泊することを予定していた申立人について、中間指針第五次追補第３記載の自主的避難等に係る損害の賠償が認められた事例

【公表番号１９９２※１】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、子）について、生活費増加費用及び移動費用、避難費用、避難雑費並びに線量計購入費が損害として認められた事例

【公表番号１９９５※２】　自主的避難等対象区域（福島市）で原発事故前から自家消費野菜や米を栽培していた申立人らについて、原発事故後それらを止めていたために負担した生活費増加費用（自家消費野菜・米）として、平成２３年３月分から平成２７年３月分まで１か月当たりの標準的な金額（自家消費野菜分６５００円、自家消費米分３５００円）が賠償された事例

【公表番号２００７※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人ら２名に対し、生活費増加費用、移動費用及び精神的損害として、中間指針第五次追補第３の定める子供及び妊婦以外の者に対する目安額２０万円から既払金を控除した残額８万円の賠償が（対象期間平成２３年３月から同年１２月まで）それぞれ認められた事例

【公表番号２０１８※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた被相続人（夫。申立人らが相続。）、申立人妻及び申立人長男について、自家消費野菜を収穫できなかったことによる生活費増加費用について平成２４年分まで、自家消費山菜を収穫できなかったことによる生活費増加費用について出荷制限等に係るものとして令和５年分までの賠償が認められた事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３６※４、※５】　自主的避難等対象区域（大玉村）から避難した申立人夫婦及び成人の子（二男）について、平成２３年３月から同年１２月までの避難費用及び生活費増加費用が賠償され（ただし、既払金は控除。）、また、自主的避難等対象区域（二本松市）に居住しており、原発事故発生当時、大玉村の実家に帰省していたため、上記申立人らと一緒に避難した申立人子（成人、長男）についても、平成２３年３月から同年１２月までの避難費用及び生活費増加費用が賠償された（ただし、既払金は控除。）事例

【公表番号２０３７※１、※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人夫婦及び成人の子（長女）並びに原発事故発生当時は福島県外に居住していたものの、郡山市の実家の家業を継ぐため平成２３年３月に同市に転入する予定であった申立人子（成人、長男）に対し、長男についても他の家族同様に郡山市で暮らすことができず避難生活を送らざるを得なかったことを考慮して賠償対象者と認めた上で、平成２３年１２月までの移動交通費、宿泊費、住居費、家財道具購入費用、一時帰宅費用の賠償が認められるとともに、同月までの精神的損害の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０４２※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人夫婦及び申立人妻の母である被相続人（被相続人の子である申立人らが相続）について、平成２３年３月から同年１２月までの避難費用及び生活費増加費用として、避難交通費、宿泊謝礼、引越費用等及び家財道具購入費の賠償が認められる（ただし、既払金は控除。）などした事例

【公表番号２０８０※１】　県南地域（白河市）に居住していた申立人ら（申立人祖父、父母及び長女）について、野菜栽培のための畑（白河市所在）周辺の放射線量等を考慮して、平成２４年１月から平成２５年５月までの生活費増加費用（原発事故の影響により自家消費野菜の栽培ができなくなったことにより増加した野菜購入費用）の賠償が認められた事例（平成２３年中の損害は直接請求で賠償済み。）

【公表番号２０８８※１、※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人夫婦について、原発事故後福島県外に避難していた申立人妻が平成２３年７月に一旦事故時住所に帰還した後、同年１０月に再度夫婦で福島県外の別の避難先に避難したところ、当該時期に再度避難を開始することに合理性を認め、再度の避難に要した費用、平成２３年１１月から平成２４年３月までの避難費用及び生活費増加費用、令和３年４月頃に再度郡山市に帰還した際に要した費用の賠償が認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１００※２】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら家族（父母及び子３名）について、原発事故前は実家の両親が避難指示解除準備区域に所在する実家周辺で栽培した米を譲り受けていたものの、原発事故後は両親の避難等によりそれが叶わず、米の購入を余儀なくされたことを考慮して、申立人らに対し、平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３０００円の生活費増加費用（自家消費米）の賠償が認められた事例

【公表番号２１１５※１】　自主的避難等対象区域（古殿町）に居住していた申立人ら（父、母及び子２名）について、申立人らの自宅周辺の山林において一定の空間放射線量が測定されていたにもかかわらず、その除染がなされていなかったこと、申立人子らがいずれも未就学児であったこと等の事情を考慮して、平成２４年１１月頃の避難開始に合理性を認め、平成２５年１２月までの生活費増加費用（家財道具購入費用、二重生活に伴う生活費増加分）等が損害として認められた事例

【公表番号２１４１※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）からの避難を繰り返していた申立人妻及びその夫である被相続人（申立人らが相続）について、家庭菜園の放射性物質による汚染への不安から野菜の栽培を断念したために負担した生活費増加費用（自家消費野菜）に関し、平成２３年３月分から平成２７年３月分まで月額３０００円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１４２※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時未就学の子）について、申立人母及び子は、平成２３年３月に福島県外に避難したが、申立人父は、親の面倒を見るなどするためにいわき市にとどまらざるを得なかったこと（申立人父は、平成２７年１０月に申立人母らの避難先に転居し、同人らと合流した。）、申立人子が障害を有しており、同人らが避難先からいわき市に帰還することは容易でなかったこと等を考慮して、平成２３年３月から平成２６年３月までの面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分及び駐車場代増加費用の賠償を認めるなどした事例

ウ－１　精神的損害（第五次追補策定前）

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１５１※４】　原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら（大人２名。うち１名は要介護３・身体障害等級２級）について、第一次追補により認められる精神的損害に加え、夫の避難時の苦痛、障害者仕様となっていない避難先で不自由な生活（４２日間）を強いられた苦痛等につき１０万円の増額が認められた事例

【公表番号１５２※１、※３】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、自主的避難を実行した申立人ら（妊婦、胎児及び半身不随の身体障害者各１名を含む。）について、避難費用、生活費増加費用及び精神的損害（自主的避難開始後出生に係る子供についての東京電力の直接請求に係る基準に基づく６０万円及び身体障害者に対する増額分１０万円を含む。）の賠償が認められた事例

【公表番号１５４※２】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、自主的避難を実行した申立人（高齢かつ身体に障害がある）について、避難費用（移動費用及び生活費増加費用）及び精神的損害（５万円の増額を含む。）の賠償が認められた事例

【公表番号１５８※１、※２】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）内の社宅に居住していた申立人（大人）が、緊急時避難準備区域にある勤務先が閉鎖し、居住継続が困難となって自主的避難の実行を余儀なくされ、避難所における２か月間（平成２３年４月及び同年５月）の避難生活による精神的損害（合計２０万円。ただし、受領済みの８万円のうち４万円と精算処理。）及び避難に起因するストレスによる帯状疱疹等の身体的損害（同年３月から平成２４年６月まで通院）による精神的損害（通院慰謝料合計１４万円）の賠償が認められた事例

【公表番号１６１※１、※２】 原発事故当時、里帰り出産のため、自主的避難等対象区域（福島市）の実家に帰省していた申立人ら（妊婦及び原発事故後出生した子）が、母子手帳により自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居を有していた者と同等に扱うのが相当であるとされ、第一次追補が妊婦及び子供に平成２３年１２月末までの精神的損害及び生活費増加として認める損害の賠償が認められた事例

【公表番号１６５※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（鏡石町）に居住し、自主的避難を実行した申立人（大人・非妊婦）について、第一次追補に係る精神的損害、生活費増加費用等のほか、これを超える部分の避難費用、一時帰宅費用等の賠償が認められた事例

【公表番号１６６※１、※２】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、自主的避難を実行した申立人ら（大人２名）について、第一次追補が認める精神的損害等のほか、平成２３年３月から平成２４年１月までの海外を含む複数回の避難に係る交通費、宿泊費等のうち、平成２３年３月及び同年４月の相当額に限り認められた事例

【公表番号１７０※１、※３】 原発事故当時、福島県西白河郡西郷村（区域外）に居住し、平成２３年１０月に他県へ自主的避難を開始した申立人ら（大人２名、子供１名）について、避難前住居の原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等であるとして、精神的損害（両親各３万２０００円、子１６万円）、自主的避難の実行により発生した避難費用、家財道具購入に係る生活費増加費用、就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号１７７※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）に住んでいた申立人ら（大人２名。うち１名は、甲状腺の疾患歴がある。）が自主的避難を実行し、避難費用（生活費増加費用を含む。）及び第一次追補が認める精神的損害に加えて各２万円の増額が認められた事例

【公表番号１８０※１】 平成２３年３月９日において同月下旬に自主的避難等対象区域（郡山市）内の勤務先へ移動する予定であり、同月１７日に実際に転入したが同月中は東京への滞在を余儀なくされた者及びその妻子について、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等と扱うことが相当であるとして、第一次追補が認める生活費増加費用及び精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号１８２※１】 原発事故当時、福島県外から自主的避難等対象区域（郡山市）への転勤が予定されており、平成２３年４月に同市に転入した申立人ら（大人２名、子供２名）について、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等と扱うことが相当であるとして、第一次追補が認める精神的損害及び生活費増加費用の賠償が認められた事例

【公表番号１８４※２、※３】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住し、自主的避難を実行した夫婦及びその子供２名について、第一次追補が認める精神的損害が認められたほか、妻については避難開始後に精神的ストレス等による心因性の末梢性めまいを発症したこと等を考慮し、２０万円の精神的損害の増額が認められた事例

【公表番号１９１※２、※３】 自主的避難等対象区域に居住し、平成２３年３月から自主的避難を実行した夫妻及びその子供（夫は１か月程度で帰還。）について、第一次追補が認める精神的損害のほか、自主的避難に要した同年１２月分までの家賃、礼金、仲介手数料に加え敷金の２割相当分の額が住居に係る生活費増加費用の賠償として認められた事例

【公表番号１９４※１、※３、※４】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、平成２３年７月に千葉の実家に自主的避難を実行した夫婦及びその子供（夫は同年８月に帰還。）について、第一次追補が認める精神的損害のほか、自主的避難に要した移動交通費及び引越費用、家財道具購入等の生活費増加費用の賠償が認められた事例

【公表番号２２９※１】自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、自主的避難を実行した家族３名（大人）について、第一次追補が認める精神的損害が認められた事例

【公表番号２６４※３】 矢吹町（県南地域）から平成２３年４月２２日以前に避難を開始した申立人らについて、原発事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠があった者と同様に、精神的損害が賠償された事例

【公表番号２７２※１】 茨城県の自宅の眼前の水路で高い放射線量が測定され、被曝の不安を感じた子供１名を含む家族３名に対して慰謝料（平成２３年３月から同年１２月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号３７９※２】 自主的避難等対象区域内に居住し地元の病院で原発事故の直前に出産し、原発事故直後に当該病院が警戒区域の患者を受け入れるために退院を余儀なくされ、退院とともに会津地方に自主的避難を実行した母親について、帝王切開の術後すぐの避難であったこと、原発事故のため予定より退院が早まったこと等を考慮し、精神的損害を２０万円増額した事例

【公表番号３８８※４】 原発事故当時は自主的避難等対象区域に居住し、平成２３年６月以降は転勤のため緊急時避難準備区域に居住した申立人について、自主的避難等対象区域に居住していた時期分につき中間指針第一次追補に基づく精神的損害が賠償された他、平成２３年６月以降に緊急時避難準備区域に居住した時期分についても中間指針に基づく日常生活阻害慰謝料（平成２３年９月分まで月額１０万円、平成２３年１０月分以降月額８万円）が賠償された事例

【公表番号３９５※３】 申立人夫妻及び身体に障害があり要介護５であった申立人夫の母が自主的避難等対象区域（いわき市）から自主的避難を実行したが、要介護状態及び介護しながらの

自主的避難の実行の労苦について、それぞれ中間指針第一次追補が認める精神的損害にそれぞれ１０万円の増額が認められた事例

【公表番号３９６※２】 父は仕事のため郡山市に残り、母親と子供が茨城県に自主的に避難した家族４名について、中間指針第一次追補に基づいて支払われた賠償を、両親については４万円、子供ついては２０万円を、平成２３年３月から同年１２月までの精神的損害に対する賠償として扱った事例

【公表番号３９７※２】 原発事故後、家族で福島県外に避難するため父親が勤務先会社に転勤願いを出していたところ、転勤が認められた後の平成２４年５月に宮城県へ転居した家族４名（大人２名、子供２名）について、平成２４年１月から同年６月に支出した転居交通費、住居費（敷金、礼金、仲介手数料、家賃、保険料等）、子供の転園費用及び避難雑費の賠償が認められた事例

【公表番号４６７※１】 自主的避難等対象区域に居住する家族６名のうち、妻及び子供２名が自主的避難を実行して二重生活となった申立人らについて、精神的損害が賠償された事例

【公表番号４６９※１】 自主的避難等対象区域（大玉村）から避難継続中の家族５名（うち子供３名）について、平成２３年３月から平成２４年８月までの避難及び帰宅に要した費用及び平成２４年１月から同年８月までの精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号４７６※１】 父は仕事のため県北地域の自宅に残り、母親と子供２名が関西地方に自主的避難をした申立人らについて、精神的損害が賠償された事例

【公表番号５００※１】 福島県県南地域（白河市、区域外）から平成２３年４月２２日以前に避難を開始した母と子供について、平成２３年３月から同年１２月までの第一次追補が認める精神的損害が賠償された事例

【公表番号５１４※１】 原発事故発生前から、自主的避難等対象区域内の病院で看護師主任をしていた申立人が、原発事故直後から病院に泊まり込むなどの過重労働を余儀なくされたとして、派遣の看護師が配置されるまでの原発事故後１年間について、慰謝料の賠償が認められた事例

【公表番号５９１※２】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、避難指示区域内の事業所に勤務していた申立人について、原発事故による事業所閉鎖に伴い、県外の事業所に転勤し単身赴任したことに加え、劣悪な環境での生活を余儀なくされたことを考慮して、平成２３年６月から平成２５年２月まで、中間指針が認める日常生活阻害慰謝料に加え、２１万円を増額する賠償が認められた事例

【公表番号５９７※１】 父は仕事のため自主的避難等対象区域（本宮市）に残り、母子が関西地方に自主的避難を実行した申立人らについて、申立てのあった月である平成２５年３月までに生じた避難費用、二重生活に伴う生活費増加費用（月額３万円）及び避難雑費（子供１人当たり月額２万円）等が賠償された事例

【公表番号６２２※１】 原発事故時は自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住し、母と１８歳未満の子２名が平成２３年７月に県外に避難し、父が事故時住所に残った家族４名について、中間指針第一次追補第２に基づく賠償分８万円（１８歳以下の子については４０万円、本和解外で東京電力により支払済み。）のうち４万円（１８歳以下の子については２０万円）を精神的損害に対する賠償として扱った事例

【公表番号６３７※２】 自主的避難等対象区域内から父母と子供１名が関東地方へ自主的避難を実行し、平成２４年５月に父が先に同区域内へ戻り、さらに平成２５年３月に母子も戻った申立人らについて、平成２４年１２月５日付け東京電力プレスリリースを踏まえ、追加賠償が精神的損害等に対する賠償として扱われた事例

【公表番号６５２※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らについて、中間指針第一次追補第２に基づく賠償分４０万円（１８歳以下の子供及び妊婦）、及び８万円（子供及び妊婦以外）（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち、それぞれ

２０万円、及び４万円（対象期間平成２３年３月から同年１２月まで）を精神的損害に対する賠償として扱われた事例

【公表番号６６６※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らについて、中間指針第一次追補第２に基づく賠償分４０万円（１８歳以下の子供）、及び８万円（大人）（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち、それぞれ２０万円、及び４万円（対象期間平成２３年３月から同年１２月まで）を精神的損害に対する賠償として扱われた事例

【公表番号６９０※１】 自主的避難等対象区域から原発事故直後に避難した申立人ら（父母、幼児、新生児）について、母親が帝王切開により出産した直後に新生児とともに避難せざるを得なかったこと、新生児が帝王切開で生まれた翌日に避難せざるを得なかったこと、幼児が両肢の重い移動機能障害により自力で歩くことができない状態であったこと、父親がこれらの家族を連れて避難したことを考慮し、中間指針第一次追補第２記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料とは別に、申立人らに対し各１０万円の慰謝料が賠償された事例

【公表番号７０５※１、※２】 原発事故時、福島市に居住していた申立人ら夫婦について、平成２３年１２月までの期間における精神的損害が賠償された事例

【公表番号７３３※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）で家族とともに居住し、避難指示区域の勤務先事業所に勤務していたが、原発事故による事業所閉鎖に伴い転勤となり、新潟県の事業所に単身赴任した申立人について、二重生活を余儀なくされたことを考慮して精神的損害が増額されて賠償された事例

【公表番号７６０※２】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、避難指示区域内の勤務先工場が原発事故により閉鎖され、県外工場に異動となり単身赴任をしている申立人について、平成２５年7月までの１１か月間に生じた、病気を抱えながら単身赴任を余儀なくされたことによる精神的損害として１１万円の賠償が認められた事例

【公表番号７９４※１】 県南地域（白河市）から妻子が愛知県に避難したため夫と二重生活になった申立人らについて、白河市の居住地の線量が自主的避難等対象区域の主要な都市と同程度以上あることを理由に、自主的避難区域の居住者と同様に取り扱い、請求期間である平成２５年３月末までの避難費用及び避難雑費（全体的に自主的避難区域と同水準）が認められた事例

【公表番号８１４※１、※２】 長期間の自主的避難の実行を終了した後（その際の避難費用及び生活費増加費用についても賠償されている。）に自主的避難等対象区域に滞在中の申立人ら家族（大人２名、子供１名）に、放射能から少しでも逃れるために週末等に周辺の県内外への短期の避難を実行するのに要した平成２４年及び平成２５年の移動交通費の一部が賠償された事例

【公表番号８２７※２】 自主的避難等対象区域から避難した要介護４の夫とその介護をしていた妻について、夫婦の避難生活の困難さや妻が精神的・身体的に変調を来したこと等を考慮し、避難費用、生活費増加費用のほか、精神的損害をそれぞれ６万円増額して賠償された事例

【公表番号８３１※２】 福島県外に住民票があるが、自主的避難等対象区域（いわき市）の病院に長期入院しながら透析治療を受けていた申立人（身体障害等級１級）について、同市に生活の本拠があったことが認められた上で、原発事故直後に同病院が閉鎖されて避難を余儀なくされ、更に各地の病院を転々とさせられて十分な透析治療を受けられなかったこと等を考慮し、精神的損害として、２０万円の増額が認められた事例

【公表番号８５４※１～※４】 県南地域（白河市）から平成２３年３月１３日に避難を開始した申立人らについて、自宅付近の原発事故後の放射線量、自宅が自主的避難等対象区域に近接していること等を考慮して、同年１２月３１日までの期間における避難費用及び精神的損害が賠償された事例

【公表番号８６６※１、※２】 自主的避難等対象区域（小野町）に居住していたが、夫が自主的避難等対象区域（福島市渡利地区）に転勤することになったため、妻子が平成２３年１０月に福

島県外に避難し、夫が転勤先に単身赴任をした事案において、中間指針第一次追補第２に基づく精神的損害が賠償された事例

【公表番号８６７※１】自主的避難等対象区域から避難した申立人らの精神的損害について、右上下肢機能全廃（身体障害等級１級）の身体障害がある姉に２０万円（原発事故発生当初の時期）、姉に付き添って避難した母と弟にそれぞれ１０万円（原発事故発生当初の時期）の増額がされた事例

【公表番号８７１※２、※５】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（大人２名、子供３名）について、定額の精神的損害の賠償のほか、小さな子供３人を連れて、特に末子が生まれて間もない時期の避難であったこと等を考慮し申立人母に６万円の増額が認められた事例

【公表番号８８３※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、平成２３年３月に妻子が避難し、夫も平成２４年５月に妻子の避難先へ避難した事案について、平成２３年３月から同年１２月までの精神的損害が賠償された事例

【公表番号９２３※１】 特定避難勧奨地点が多数存在した地域である伊達市霊山町や月舘町（自主的避難等対象区域）に居住していたものの、特定避難勧奨地点には設定されなかった申立人らについて、同地域の特定避難勧奨地点が設定された平成２３年６月３０日から、特定避難勧奨地点の解除後相当期間を経過した平成２５年３月までを対象期間として、１人当たり月額７万円の精神的損害等が賠償された事例（和解案提示理由書（掲載番号２５）に賠償期間、和解案の理由等が示されている。）

【公表番号９３７※１】 自主的避難等対象区域の申立人ら（父母と３名の子）のうち、障害を有する子１名を含む３名の子を連れて同区域から避難した母と障害を有している子の平成２３年分の慰謝料について、それぞれ１４万円の増額が認められた事例

【公表番号９４７※３】自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（父母と子２名）について、避難先で再就職しており、直ちに再就職先を退職することが困難な状況にあったこと、避難元に住居を残していたものの、同住居を親族に貸与していたため直ちに居住を再開できる状況ではなかったこと等の個別事情を考慮し、平成２３年１２月末日までの精神的損害が賠償された事例

【公表番号９５７※２】 自主的避難等対象区域から避難した身体障害等級１級の子（成人）及びその介護をしていた両親について、定額賠償金よりそれぞれ１６万円増額された精神的損害が賠償された事例

【公表番号９７７※３】 自主的避難等対象区域（いわき市）から東京都に避難した申立人ら（夫婦とその子２名の世帯）について、持病をもつ妻と子１名のために原発事故前に良好な環境を求めていわき市に移転していたという経緯や、原発事故により家族が持病を抱えた状態で避難生活を送っていること等の原発事故後の状況等を考慮し、精神的損害が中間指針第一次追補において示された額よりも世帯全体として４０万円増額された事例

【公表番号１００４※１、※２】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した家族のうち、障害を抱えた子について、避難先で従前と同じ日数の療育を受けるために複数の施設での療育が必要となるなどして混乱し、精神的に不安定になり、母もその付添いにより精神的苦痛を被ったとして、原発事故に伴い主たる介護者である母及び障害を有する子に負担が増えたことについて相当因果関係が認められ、それぞれに対して精神的損害５万円ずつの増額賠償が認められた事例

【公表番号１００５※１】 泉崎町（県南地域・自主的避難等対象区域外）から原発事故直後に秋田県に避難を開始した申立人らについて、足が悪く、歩行やトイレに介助を要する８０歳代の高齢者を連れた避難であったこと等を考慮して、平成２５年２月１３日付け東京電力プレスリリースに基づき支払われた賠償金のほかに、申立人４名全員で５万円の精神的損害の増額が認められた事例

【公表番号１０１１※１】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら（夫婦及び子２名）について、平成２３年３月分から平成２６年２月分までの避難費用等の他、自宅並びに避難前に子２名が通っていた小学校及び幼稚園の放射線量が高く、申立人らが被曝の不安を抱いていること等を考慮して、精神的損害の増額分（世帯合計６４万円）が賠償された事例

【公表番号１１１２】自主的避難等対象区域から避難した申立人ら夫妻について、申立人夫が透析治療の必要な腎臓機能障害及び視力障害等の身体障害（併せて身体障害等級）を有していたこと、避難に伴い申立人夫への介護の負担が増大したこと等の事情に鑑み、申立人らの精神的損害（原発事故発生当初の時期）につき、合計２４万円の増額が認められた事例

【公表番号１０１６※２】 自主的避難等対象区域から避難した申立人らのうち、体幹機能障害（身体障害等級３級）がある申立人と右上下肢機能の著しい障害（身体障害等級３級）がある申立人について、原発事故発生当初の時期の精神的損害がそれぞれ１０万円増額された事例

【公表番号１０２４※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）で実家の両親と同居し、夫が単身赴任を終えるまでは両親との同居を続ける予定であったが、原発事故後に夫の単身赴任先である外国に避難した妻子について、中間指針第一次追補定額分の精神的損害（平成２３年３月から同年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号１０７９※３】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人らのうち、視覚障害（身体障害等級１級）を有する母の精神的損害について、避難生活において、外出や通院に支障が生じたなどとして、一時金として１６万円の増額が認められた事例

【公表番号１１４７※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）の病院で定期的に治療を受けていたが、県外に避難して同所で透析治療を受けていた申立人（身体障害等級１級）について、避難状況や病院での治療時間が短縮されたこと等の事情を考慮し、精神的損害の増額分として１０万円が賠償された事例

【公表番号１２３３※１】 自主的避難等対象区域外である宮城県伊具郡丸森町大内地区（以下「大内地区」という。）にある自宅において同居する申立人ら（祖父母、父母及び子ら。なお、祖父は手続中死亡し、祖母及び父が受継。）について、申立人らの自宅は自主的避難等対象区域と同等の賠償実績がある同町筆甫地区（以下「筆甫地区」という。）に近接していること、大内地区の線量は筆甫地区と同程度といえること、亡祖父が筆甫地区に不動産（田及び山林）を所有しており、申立人らが筆甫地区とも密接に関連した生活状況であったこと等を考慮し、自主的避難等対象区域と同等の精神的損害（平成２３年３月から平成２４年８月まで）等の賠償がされた事例

【公表番号１２４１※１】 県南地域（西白河郡矢吹町）で申立人Ａと原発事故時に同居していたが、原発事故直後に避難した申立人Ｂ及びＣ、Ｄ（原発事故当時７歳、４歳）並びに避難先で平成２３年５月に出生した申立人Ｅについて、その避難時期や自主的避難等対象区域との近接性、更には原発事故により家族が離れて生活することになったこと等の事情を考慮して、中間指針第一次追補が定める自主的避難等対象区域における賠償と同等の精神的損害の賠償（原発事故当時妊婦であった申立人母及び子３名について、それぞれ、原発事故発生から平成２３年１２月末までの損害の賠償として２０万円ずつの合計８０万円。）を認めた事例

【公表番号１２９１※１】 自主的避難等対象区域である伊達市保原町の一部に居住する申立人らの精神的損害について、同町の一部の住居が特定避難勧奨地点に設定されたことを踏まえ、特定避難勧奨地点には設定されなかった申立人らについて、中間指針第一次追補第２に基づく精神的損害の額とは別に、同地点の設定からその解除後相当期間経過までの平成２３年１１月から平成２５年３月まで（ただし、同月までに死亡した申立人については死亡した月まで。）の間、１人当たり月額７万円が賠償された事例

【公表番号１３１５※１】 自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住していた申立人夫婦が、申立人夫が透析治療を受けるために、また、被曝を懸念して避難をしたことについて、平成２３年８月分までの避難費用、生活費増加分が賠償されたことに加え、申立人夫について、障害の程

度や避難先で透析治療の時間が短縮されたこと等を考慮して、同月分までの精神的損害の増額分として８万円が賠償された事例

【公表番号１３５２※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らについて、中間指針第一次追補第２に基づく賠償分４０万円（１８歳以下の子供）、及び８万円（大人）（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち、それぞれ２０万円、及び４万円（対象期間平成２３年３月から同年１２月まで）を精神的損害に対する賠償として扱われた事例

【公表番号１３６４※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）から県外に避難した申立人夫婦について、自主的避難の実行に伴う平成２３年８月分までの避難費用、生活費増加費用、就労不能損害等のほか、平成２８年４月から同年６月までに支出した帰還関連費用が賠償された事例

【公表番号１３７４※３】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難をした身体障害等級１級の申立人子（成人）及びその介護をした申立人父母の精神的損害について、避難先での申立人子の生活状況、申立人父母の介護の負担等の事情を考慮し、平成２３年３月から同年８月までの期間について、それぞれ１６万円の増額分等が賠償された事例

【公表番号１４１１※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら夫婦について、申立人妻が原発事故直後に別世帯の子や孫らと避難をしたことを考慮し、平成２３年８月分までの避難費用、生活費増加費用及び精神的損害が賠償された事例

【公表番号１４２０※１】 自主的避難等対象区域（相馬市）の自宅付近の放射線量が高かったことから県外に避難した申立人ら（夫婦、夫の祖母及び未成年の子ら）について、申立人夫のみが自宅に帰還したことにより世帯分離が生じたこと等を考慮し、平成２７年３月分までの避難費用、生活費増加分(面会交通費、二重生活に伴う増加分)、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１４３０※１】自主的避難等対象区域(福島市)に居住していた申立人ら(父母及び子)について、申立人母子の県外への避難等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛に基づく慰謝料（平成２３年３月から同年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号１４６４※２】 自主的避難等対象区域（郡山市）から平成２３年３月に避難した申立人ら（父母及び子２名。子のうち１名は避難中に出生。）のうち、原発事故当時妊娠中であった母について、同年５月に胎児を死産したことに鑑み、同年３月から同年１２月までの精神的損害として１５万円の増額分が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５８９※２】　自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人らのうち、原発事故当時８０歳台で要介護１であったものの、避難直後に要介護３の認定を受けた申立人の平成２３年３月分から同年８月分までの精神的損害（増額分）として１０万円、避難先で同人の介護を余儀なくされた申立人３名の同期間の精神的損害（増額分）として主たる介護者１名について４万円、従たる介護者２名について各２万円の賠償が認められた事例

【公表番号１６３０※１】　自主的避難等対象区域(福島市)の自宅から避難を実行しようと考え、先行して、別の自主的避難等対象区域（須賀川市）で生活している親族を自宅に移動させたものの、同親族がり患していた認知症の症状が悪化したため避難を断念せざるを得ず、介護の負担も増大した申立人について、親族を自宅に移動させた時点で避難の着手が認められるとして、平成２３年３月から同年５月までを対象に、精神的損害の増額分として一時金６万円が賠償された事例

【公表番号１６３６※２】　自主的避難等対象区域（福島市）から原発事故直後に避難しようとしたものの、統合失調症の申立人子の療養体制の確保等のため平成２３年６月に避難を開始した申立人らについて、申立人子の精神的損害（増額分）として、一時金１０万円が賠償された事例

【公表番号１６５２※４】　自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみで短期間の自主的避難を繰り返し行った申立人らについて、子は発達障害を抱えながらの避難であり、母も子を介護しながら避難を行ったこと等の事情を考慮し、平成２３年３月から平成２３年１２月までを対象に、精神的損害の増額分として母子合計で一時金３万円が賠償された事例

【公表番号１６７０※２】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、乳幼児）のうち、避難指示区域内の病院に脳梗塞により入院中であった別世帯の祖母の原発事故に伴う転院先の確保や避難先での介護等を担った申立人母について、精神的損害（増額分）として一時金４万円が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７１２※３】　自主的避難等対象区域（伊達市）に居住し、原発事故に伴い避難した申立人ら（父母及び未成年の子２名）について、申立人らの居住していた地区内に特定避難勧奨地点に設定された世帯が存在すること、申立人らの原発事故時の住所地の放射線量、生活状況及び避難状況等を考慮し、同地点が設定された平成２３年１１月分から同設定の解除後相当期間が経過する平成２５年３月分まで１人当たり月額７万円の精神的損害が賠償された事例

【公表番号１７４０※１～※４】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、平成２３年３月に母（懐妊中）が故郷である外国に避難し、出産を経て同年末に母子でいったん帰国したものの、平成２４年７月に再度母子のみで外国に避難した申立人ら（父、母及び子）について、一連の避難経過に鑑み、平成２４年の避難についても合理性があるとして、精神的損害（申立人母について、出産前後の状況を踏まえて６万円増額した分を含む）のほか、平成２４年１２月までの避難交通費、宿泊謝礼、面会交通費、一時帰宅費用、生活費増加費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号１７４１※１】　県南地域（西白河郡西郷村）から避難した申立人の精神的損害（増額分）として、避難先で持病の発作が頻発するようになったことを考慮し、１０万円が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８１４※６】　自主的避難等対象区域（福島市）から当初は全員で避難し、父のみ一時帰還したが、その後は避難先を変更しながら全員で避難を継続した申立人ら（父、母及び未成年の子２名（うち１名は原発事故後に避難先において出生。））のうちの母について、障害を抱えた幼児の世話をしながら避難したことを考慮して、慰謝料の増額分（平成２３年３月から同年１２月までの増額分として５万円。）の賠償が認められた事例

【公表番号１８５４※４】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人らの、平成２３年３月から同年４月までの精神的損害について、中間指針第一次追補が定める金額に加え、申立外亡祖母（同人を申立人らのうち１名が相続。）が身体障害を有していたことにより８万円の増額分が賠償されるなどした事例

【公表番号１８６４※３】　父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（福島市）の自宅に戻り、母と未成年の子１名が平成２６年３月まで福島県外での避難生活を継続した申立人らのうちの母について、避難中に流産をしたことを考慮して、１５万円の精神的損害の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号１８６７※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）において、週３回デイサービスを利用しながら母親（認知症及び糖尿病の持病があり、要介護３の認定を受けていた。）及び兄（下半身不随で、かつ、右手が動かない状態であった。）に対し主たる介護者として在宅介護していた被相続人について、原発事故の影響で約１か月間にわたり利用していたデイサービス事業が停止されたことにより、水や食料も不足する中、自宅において母親及び兄を常時介護す

ることを余儀なくされたことを考慮し、原発事故発生当初の時期の精神的損害として２５万円の増額が認められた上、相続人である申立人らに支払われた事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９２※１】　原発事故当時、仙台市に住居があったが、里帰り出産（第二子）のために自主的避難等対象区域（いわき市）内の実家に滞在しており、原発事故後避難した申立人ら（母及び第一子）について、直接請求手続においては、自主的避難等対象区域に生活の本拠がなかったことを理由に賠償がされていなかったところ、上記事情を考慮し、自主的避難等対象区域に生活の本拠があった避難者と同等の額（それぞれ中間指針第一次追補における損害額の目安４０万円及び東京電力の平成２４年２月２８日付けプレスリリースによる避難に伴う費用２０万円の合計６０万円）が賠償された事例

ウー２　精神的損害（第五次追補策定以降）

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９６３※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人ら（子供及び妊婦以外）の中間指針第五次追補にもとづく精神的損害の追加賠償について、直接請求手続及び前々件ＡＤＲ手続における既払金により支払済みであるとの東京電力の主張を排斥し、平成２３年３月から同年１２月までの間の損害として１人当たり６万円が賠償された事例

【公表番号１９６５※２】　自主的避難等対象区域（相馬市）に居住していた申立人について、原発事故の影響で人工透析治療が受けられなくなって、急遽、埼玉県へ避難し、そこで避難生活を送ることを余儀なくされたことを考慮し、精神的損害として、中間指針第五次追補の目安額を踏まえた金額及び一時金として３０万円の増額（いずれも既払金を控除）並びに帰還のための引越費用が損害として認められた事例

【公表番号１９７２※１】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、事故時未就学の子２名）について、申立人父は仕事のため避難できず、平成２３年１２月、申立人母が単独で子２名を連れて避難し（平成２６年３月頃帰還）、仕事をしながら育児を行わなければならなかったことを考慮して、申立人母に対し、精神的損害として一時金３万円が賠償された事例

【公表番号１９７５※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人ら（父、娘、亡祖母－申立人父が相続）について、平成２３年３月に申立人娘及び亡祖母は避難するも申立人父は仕事の関係で避難できず家族別離が生じたこと、亡祖母は身体障害等級１級の障害及び持病を抱えていたこと、申立人娘は持病を抱えて亡祖母の介護をしていたことを考慮して、中間指針第五次追補第３記載の自主的避難等に係る損害のうち、申立人娘及び亡祖母の精神的損害（平成２３年３月から同年１２月まで）を各１０万円増額することが認められるなどした事例

【公表番号１９８４※１】　原発事故当時福島県外で生活していた申立人夫婦について、申立人夫が平成２３年３月末をもって勤務先を定年退職し、それ以降夫婦で自主的避難等対象区域（いわき市）所在の申立人夫所有の住宅で生活することが原発事故以前から予定されていたこと、実際に平成２３年４月以降上記の住宅で生活していること等の事情を考慮し、原発事故発生時に自主的避難等対象区域内に住居があった者と同様に、中間指針第五次追補第３の目安額（２０万円）どおりの自主的避難等に係る損害（精神的損害、生活費増加費用及び移動費用）の賠償が認められた事例

【公表番号１９８６※３】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（夫、妻（原発事故時妊娠８か月）、長女（原発事故時５歳）、二女（事故後出生））のうち申立人妻について、妊婦の状態で未就学児を抱えて夫と離れて避難生活を送ることを余儀なくされたこと等

を考慮して、精神的損害（平成２３年３月から同年１２月まで）につき５万円の増額賠償が認められた事例

【公表番号１９８７※２】　自主的避難等対象区域（伊達市）から週末及び長期休暇期間のみ放射線の影響を避けて県外へ避難した申立人らについて、中間指針第五次追補が自主的避難によって生じた損害として子供及び妊婦以外の者への目安として認める額の賠償に加え、平成２４年１月から９月までの期間についても、避難に要した移動交通費及び面会交通費として標準的な金額の一部並びに生活費増加費用及び避難雑費として相当と認められる金額が、それぞれ損害として認められた事例

【公表番号１９８９※１】　住居は自主的避難等対象区域（いわき市）にあったものの、仕事の事情により平成２３年２月末から帰還困難区域（大熊町）所在の民宿に宿泊しており、原発事故がなければ平成２３年３月１１日以降も当該民宿に継続して宿泊することを予定していた申立人について、中間指針第五次追補第３記載の自主的避難等に係る損害の賠償が認められた事例

【公表番号１９９２※２】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、子）について、精神的損害として、中間指針第五次追補が定める目安を踏まえた金額に加え、特に、原発事故当時、母が妊娠中であり、周囲の環境も整わない中、子への放射線被曝の恐怖や不安を抱えながら、原発事故から数日後に出産したことを踏まえ、一時金として１０万円の増額が認められた事例

【公表番号１９９７※２】　自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（父、母、原発事故時未就学の子１名）について、申立人子が難病にり患しており、避難生活に困難を伴ったことを考慮して、申立人子に対し精神的損害の増額分として一時金１０万円が賠償されるとともに、当該子を介護した申立人父母に対しても同じく精神的損害の増額分として一時金１０万円（対象期間はいずれも平成２３年３月から同年１２月）が賠償された事例

【公表番号２００４※２】　自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人（大人１名）について、精神症状を発症して心身が不調であったこと、母と別離が生じたことなどを考慮して、中間指針第五次追補第３記載の自主的避難等に係る損害のうち、精神的損害（平成２３年３月から同年１２月まで）を７万円増額することが認められるなどした事例

【公表番号２００７※１、※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人母子（母及び原発事故当時２歳の双子）及び仕事のため事故時住所に残った申立人父につき、申立人父及び母に対して、生活費増加費用、移動費用及び精神的損害として、中間指針第五次追補第３の定める子供及び妊婦以外の者に対する目安額２０万円から既払金を控除した残額８万円の賠償が（対象期間平成２３年３月から同年１２月まで）それぞれ認められるとともに、家族別離が生じたこと及び未熟児で出生し、発育上の経過観察を要する申立人子らの世話をしながらの避難であったことを考慮して、申立人母子に各５万円の精神的損害の増額分（一時金）の賠償が認められた事例

【公表番号２０１８※２】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた被相続人（夫。申立人らが相続。）及び申立人妻について、被相続人が透析患者であったこと、申立人妻がその介護をしていたこと等を考慮して、被相続人及び申立人妻の精神的損害の増額分（一時金）として被相続人につき１０万円（ただし、既払金を控除した額。）、申立人妻につき５万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０２０※１】いわき市（自主的避難等対象区域）から避難した申立人ら（夫婦、子４名）のうち、妻について、避難先で原発事故時０歳、１歳、３歳及び５歳と低年齢の子４名の世話をしていたことを考慮して、中間指針第五次追補第３記載の自主的避難等に係る損害のうち、精神的損害を１０万円増額することが認められるなどした事例

【公表番号２０２６※１、※２】原発事故当時、福島県外に住居があったが、里帰り出産のため自主的避難等対象区域（いわき市）の実家に滞在していた申立人母について、自主的避難等に係

る損害として４０万円の賠償が認められたほか、出産を間近に控えた時期に避難したことを考慮して、精神的損害（一時金）として１０万円の賠償が認められた事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３６※１、※２】　自主的避難等対象区域（大玉村）から避難した申立人夫婦及び成人の子（二男）について、平成２３年３月から同年１２月までの精神的損害が賠償され（ただし、既払金は控除。）、申立人子（二男）に対しては、歩行困難等（身体障害者等級２級）の状態での避難生活を強いられたことを考慮して、精神的損害の増額分として２０万円が賠償され、申立人妻に対しては、二男を介護しながら避難生活を送ったことを考慮して、精神的損害の増額分として２０万円が賠償され、また、自主的避難等対象区域（二本松市）に居住しており、原発事故発生当時、大玉村の実家に帰省していたため、上記申立人らと一緒に避難した申立人子（成人、長男）についても、平成２３年３月から同年１２月までの精神的損害が賠償された（ただし、既払金は控除。）事例

【公表番号２０３７※４】　自主的避難等対象区域（郡山市）に所在するグループホームからグループホームごと避難した被相続人につき、身体障害等級１級及び要介護２の認定を受け、要介護状態での避難生活を強いられたことを考慮して、精神的損害の増額分として１０万円の増額が認められ（平成２３年３月から同年１２月）、相続人である申立人夫婦に賠償された事例

【公表番号２０４２※２】　自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人妻及びその母である被相続人（被相続人の子である申立人らが相続）について、平成２３年３月から同年１２月までの精神的損害として、中間指針第五次追補が定める目安額を踏まえた金額に加え、透析治療を要する状態（身体障害者等級１級）で避難をし、通院及び治療への負担が増加した被相続人に係る一時金として３０万円の増額分が、被相続人を介護しながら避難していた申立人妻に係る一時金として１５万円の増額分がそれぞれ賠償される（ただし、既払金は控除。）などした事例

【公表番号２０４８※１】　自主的避難等対象区域(福島市)に居住していた申立人夫婦について、原発事故当時、申立人夫が指定難病（身体障害等級１級）にり患していたため、避難を実行したかったもののできなかったという事情を考慮して、申立人夫に対し、平成２３年３月から同年１２月までの精神的損害（一時金）として５万円が賠償された事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１００※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら家族（父母及び子３名）について、仕事のため自宅に残った申立人父と原発事故直後に避難を開始した申立人母子との間で家族別離が生じ、申立人母が、自宅に戻るまでの約３か月間、未就学の子３名を連れて苦労の多い避難生活を送らざるを得なかったこと、申立人母子が避難開始当初に数日間滞在した申立人父の実家が、後に計画的避難区域の設定を受けた地域に所在していたため、相当量線量の放射線被曝による健康不安が生じたこと等を考慮して、申立人母及び申立人子３名に対し、一時金として、それぞれ１０万円の精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号２１０７※１】　自主的避難等対象区域(いわき市)から避難した申立人母子について、原発事故時０歳であった子を連れての避難であり、避難生活に困難を伴ったことを考慮して、申立人母に対し精神的損害の増額分として５万円の賠償を認めた事例

【公表番号２１４４※２】　原発事故時、神奈川県に住居があったが、自主的避難等対象区域（相馬市）の実家に里帰り出産のため帰省し滞在していた申立人母について、帰省した平成２３年２月半ばから原発事故のため神奈川県へ帰宅するまで約１か月にわたり実家に滞在していたことから、自主的避難等対象者と認定して６０万円（中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害の目安額４０万円及び東京電力の平成２４年２月２８日付けプレスリリースによる避難に伴う費用２０万円）の賠償が認められるとともに、原発事故後、臨月であったにも

かかわらず、出産予定の病院等から分娩を断られたため、いつ出産が間近に迫るか分からない不安を抱えながら自家用車及び公共交通機関を乗り継いで長時間かけて帰宅せざるを得なかったことを考慮して、精神的損害（一時金）３０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２１５１※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人について、知的障害等を抱えており、避難生活に相当な困難を伴ったこと等を考慮し、精神的損害（一時金）として５０万円（対象期間は平成２３年３月から同年１２月まで）の賠償が認められるなどした事例

エ　生命・身体的損害

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１５６※４、※５】　自主的避難等対象区域（相馬市）に居住し、勤務先を退職して平成２３年７月に子供らとともに自主的避難の実行をした母親について、退職したことや被曝に関するストレス等により解離性障害を発症して同年９月から平成２４年２月まで入退院を繰り返したとして、生命・身体的損害（入通院費用、入通院慰謝料、夫の見舞い費用等）、避難による精神的損害等の賠償が認められた事例

【公表番号１８４※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（相馬市）に居住し、自主的避難を実行したが、避難開始後に精神的ストレス等による心因性の末梢性めまいを発症した申立人について、避難生活による精神的負担に起因するものとして、治療費及び薬代の賠償が認められた事例

【公表番号２２３※１、※２】 自主的避難等対象区域（いわき市）から３週間程度の自主的避難をした家族４名（子３名とその親権者）について、子３名の定額賠償金とは別に、親権者のストレス性の疾患及び既往症の悪化による生命・身体的損害等の実費相当額、それに伴う休職等による就労不能損害等の賠償が認められた事例

【公表番号３９５※２】 身体に障害があり要介護５の状態で自主的避難等対象区域（いわき市）内の介護施設に入所していたが、原発事故により施設から自主的避難を要請されて平成２３年３月中に避難を実行し、避難生活中に体調を悪化させて平成２３年６月に死亡した申立人の被相続人について、死亡の結果と原発事故による避難との間の相当因果関係の存在を認め、死亡慰謝料７００万円等の賠償が認められた事例

【公表番号６３９※２】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、勤務していたが、原発事故により勤務先が操業停止となり解雇され、うつ病が悪化した申立人の精神的損害に慰謝料が支払われた事例

【公表番号６７６※１】 自主的避難等対象区域（福島市）から岐阜県に避難した申立人ら（父、妊婦である母、幼児）について、平成２４年１２月５日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償金の他に、母に対し平成２５年６月までの期間における検査費用が賠償された事例

【公表番号７３６※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）内の病院に認知症により入院し、誤嚥性肺炎を発症したため栄養管理状態になっていた９０歳近い高齢者が、原発事故による病院閉鎖のため転院を余儀なくされ、その後、元の入院先に戻ったものの平成２３年６月に肺炎により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の影響割合を５割とした上で、相続人である申立人に死亡慰謝料８００万円が賠償された事例

【公表番号７７７※１】 長期間の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域（桑折町）に滞在し続けたが、放射能から少しでも逃れるために休日に山形県や岩手県への短期の避難を実行した申立人ら家族（大人３名、子供３名）について、平成２４年１２月に実施したホールボディカウンターによる検査費用が賠償された事例

【公表番号８１４※４】 自主的避難等対象区域に居住していた申立人らについて、平成２４年８月に実施したホールボディカウンターによる検査費用の賠償が認められた事例

【公表番号８２７※１】 自主的避難等対象区域から避難した要介護４の夫とその介護をしていた妻について、夫婦の避難生活の困難さや妻が精神的・身体的に変調を来したこと等を考慮し、精神的損害がそれぞれ６万円増額して賠償されたほか、介護施設の利用費用の増加分につき平成２５年７月分まで、原発事故の影響割合を５割として賠償された事例

【公表番号９３７※２】 自主的避難等対象区域内に居住していたが母子のみが避難した申立人ら（父母と３名の子）の平成２５年１月から同年８月までに実施した放射線検査費用全額が賠償された事例

【公表番号１００４※１、※２】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した家族３名について平成２３年３月から平成２６年７月までの住宅保険費用、避難交通費、甲状腺検査費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号１０５８※１】 自主的避難等対象区域に居住していた申立人について、避難直後に放射能に対する恐怖から持病の統合失調症が再発し、入院に至ったところ、原発事故の影響割合を６割として、治療費及び入通院慰謝料が賠償された事例

【公表番号１１２３※２】 自主的避難等対象区域（いわき市）において、タクシー運転手として稼働していた申立人について、原発事故に伴う事業所の閉鎖により失職し、失職及び約１か月間の自主的避難により日常生活上の運動量が減少し、身体障害を伴う持病が悪化したところ、失職及び持病の悪化と原発事故との相当因果関係があると認め、平成２５年１２月から平成２７年１月までの通院慰謝料（原発事故の影響割合７割５分）が賠償された事例

【公表番号１１３６※１、※２】 自主的避難等対象区域の介護老人保健施設に入所していたが、同施設が避難者を大量に受け入れたために介護環境が悪化し、平成２３年７月に肺炎をり患して転院先の病院で死亡した高齢者である申立人の被相続人について、原発事故と死亡との間の相当因果関係を認めつつ、原発事故の影響割合（１割）を考慮した上で、死亡慰謝料及び逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号１１６８※１】 自主的避難等対象区域から県外に避難している申立人家族について、平成２７年１０月に自主的避難等対象区域（郡山市）所在の病院でホールボディカウンター検査を受けるために支出した交通費が賠償された事例

【公表番号１２４６※１】 原発事故時は自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らのうち未成年者を含む３名が事故後相当期間を経過している平成２５年７月に自主的避難を実行したが、平成２４年の県民健康調査や平成２５年に受けた検査等によって申立人らのうち未成年者を含む３名の甲状腺にのう胞が発見されたことから原発事故と自主的避難との相当因果関係を認めて生命・身体的損害として平成２５年７月から平成２６年１２月までの通院交通費３万９１００円及び同期間の検査費用１万５２４０円を認めた事例

【公表番号１２６４※１】 福島市から県外へ避難した申立人ら（夫婦及び子１名）について、生命・身体的損害として、放射線検査を受けるために平成２７年８月から平成２８年８月までに負担をした避難先から福島県までの検査交通費２万４８８６円の賠償を認めた事例

【公表番号１３２９※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住する申立人ら（父母及び子）について、検査の経過等も踏まえ、平成２６年３月から平成２９年３月までの甲状腺検査費用、検査交通費が賠償された事例

【公表番号１３８９※２】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、避難指示区域内のタクシー会社で運転手として稼働していた申立人について、原発事故の影響により事業所が閉鎖して失職したことに伴い、申立人の日常生活上の運動量が減少し、身体障害を伴う持病が悪化したところ、失職及び持病の悪化と原発事故との相当因果関係を認め、平成２５年６月分から平成２８年１１月分までの通院慰謝料（原発事故の影響割合７割５分）及び診断書等取得費用が賠償された事例

【公表番号１４２０※１】 自主的避難等対象区域（相馬市）の自宅付近の放射線量が高かったことから県外に避難した申立人ら（夫婦、夫の祖母及び未成年の子ら）について、申立人夫のみが

自宅に帰還したことにより世帯分離が生じたこと等を考慮し、平成２７年３月分までの避難費用、生活費増加分(面会交通費、二重生活に伴う増加分)、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１４９０※２】 自主的避難等対象区域（本宮市）から避難した申立人父母及び原発事故後に避難先で出生した申立人子らについて、遅くとも平成２３年６月頃までに申立人母が申立人子のうちの１名を妊娠したことが判明し、その後、避難を継続する中で、申立人子らがいずれも出生したことから、平成２３年３月分から平成２７年３月分までの避難費用、生活費増加費用等及び平成２８年３月の検査費用が賠償された事例

【公表番号１５０６※１】 自主的避難等対象区域（伊達市）から避難した申立人（成人２名）について、平成２９年１２月に受検した甲状腺検査代が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５６１※２】 自主的避難等対象区域（相馬市）から関西地方に避難した申立人母が平成２８年５月頃に避難先で受診した甲状腺検査に要した費用が賠償された事例

【公表番号１６０２※４】 自主的避難等対象区域（郡山市）から県外に避難した申立人ら（大人２名、子３名）について、平成２４年１２月から平成３１年３月までの生命・身体的損害（甲状腺検査等の検査費用及び通院交通費）が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８２０※１】 自主的避難等対象区域（福島市）から母子のみで避難した申立人ら（父母及び未成年の子２名）について、平成２５年１０月から平成３０年３月までの申立人子２名の甲状腺検査費用が賠償された事例

【公表番号１８７５※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）から平成２４年４月にいったん県内の他の自主的避難等対象区域内の自治体に避難した後、平成２５年８月に県外に避難した申立人ら（母、未成年の子）について、検査費用が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９７２※２】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、事故時未就学の子２名）について、申立人父は仕事のため避難できず、平成２３年１２月、申立人母が単独で子２名を連れて避難し平成２６年３月頃帰還したところ、これによって生じた平成２４年１月から平成２６年３月までの面会交通費、帰還にあたっての荷物移動のための交通費、二重生活に伴う生活費増加分及び避難雑費、平成２３年１０月から平成２６年３月までの検査交通費並びに平成２６年４月から平成２７年３月までの帰還後における短期週末避難に係る交通費の賠償が認められた事例

【公表番号１９９５※４】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、原発事故後に甲状腺の腫瘍が見つかった申立人（大人）について、平成２７年１１月から平成３０年１１月までの甲状腺検査費用（通院交通費を含む）が賠償された事例

オ　除染費用

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１５５※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人について、農地の表土鋤取り、表土移設、埋立て及び客土による除染費用等約４８万円（平成２３年３月から同年９月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号１６６※３】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、住居等について除染を実施した者について、提出された除染証明書等の資料により除染の必要性相当性が認められ、除染実施に係る費用が認められた事例

【公表番号２０７※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人が、平成２３年９月に自宅周辺の立木を伐採する除染を実施したとして、除染実施に係る４９万円の費用の賠償が認められた事例

【公表番号２４３※１】自主的避難等対象区域（郡山市）市街地の自宅周りの除染費用（庭木伐採、芝張り撤去、表土撤去等）９４万５０００円が賠償された事例

【公表番号２５４※１】 自主的避難等対象区域（福島市）所在の申立人所有の自宅建物（原発事故前に新築工事に着工し、原発事故後に完成）の基礎部分の除染費用が賠償された事例

【公表番号２５５※１、※２】 自主的避難等対象区域（郡山市）所在の申立人について、自宅敷地の除染費用（庭土の除去工事及びコンクリート舗装工事等）、除染のために必要な放射線測定器及び高圧洗浄機の購入費用が賠償された事例

【公表番号２８７※１】 自主的避難等対象区域（福島市）所在の申立人所有の自宅敷地の除染費用（除去土壌運搬費用、ブロック塀設置代、作業用器具購入費用、線量計購入費用、申立人による除染作業に対する労賃相当額等）が賠償された事例

【公表番号３５５※１】 父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（伊達市）の自宅に戻り、母と子供３名が福島県外に自主的避難を続けている家族について、除染費用として、線量計購入費用相当額の賠償が認められた事例

【公表番号３５８※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）市街地の自宅建物及び庭について平成２４年４月から同年６月までにかけて行われた除染費用（高圧洗浄、芝張り撤去、コンクリート打設等）が賠償された事例

【公表番号３８３※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）所在の申立人所有の自宅建物及びその敷地について、平成２３年３月から同年１２月までに業者に依頼して行われた除染費用全額が賠償された事例

【公表番号３９３※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）所在の申立人所有の自宅敷地について、平成２３年３月から同年４月までにかけて業者に依頼して行われた除染費用が賠償された事例

【公表番号４０２※１】 郡山市に所在する自宅の庭の芝生が放射性物質に汚染されたとして、当該芝生の除去及び運搬を園芸業者に依頼した申立人について、除染費用（芝撤去工事代）及び線量計購入費用が賠償された事例

【公表番号４０７※１】 本宮市所在の自宅敷地内の汚染土除去等の作業（平成２４年７月）を業者に依頼した費用について、除染費用として賠償された事例

【公表番号４３２※１】 申立人が、福島市の自宅を除染する目的で購入した高圧洗浄機の購入費用及び外壁等除染洗浄作業のため支出した費用（平成２３年３月から同年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号４４４※１】 原発事故により自主的避難等対象区域（天栄村）に所在する自宅の敷地が放射性物質に汚染されたとして、平成２３年１０月に敷地内の樹木の伐採及び搬出を造園業者に依頼し、平成２４年７月に敷地内の表土の除去及び搬出を電気工事会社に依頼した申立人らについて、これらに支出した除染費用等が賠償された事例

【公表番号４５０※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に所在する申立人所有の自宅建物及び敷地について、平成２３年３月から同年１２月までの、外構工事代、除染作業代、線量計購入費及び高圧洗浄機等の購入費用が除染費用として賠償された事例

【公表番号４６７※２】 自主的避難等対象区域に居住する家族６名のうち、妻及び子供２名が自主的避難を実行して二重生活となった申立人らについて、検査費用が賠償された事例

【公表番号４８０※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に所在する高層マンション（申立人は、区分所有者全員で構成されたマンション管理組合。）について、領収書の金額の限度で、平成２３年３月から平成２４年８月までの除染工事費用が賠償された事例

【公表番号５３５※２】 自主的避難等対象区域（福島市）所在の申立人所有の自宅敷地の除染費用（平成２３年９月に実施した表土入替え、コンクリート舗装等）が賠償された事例
【公表番号５５１※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人について、自宅建物の外壁、屋根、土間コンクリートの高圧洗浄、敷地の表土入替、庭木の伐採剪定の方法による除染費用６０万円（平成２３年３月から同年５月まで）の賠償が認められた事例
【公表番号６０９※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住する申立人が、放射線測定器及び高圧洗浄機を購入し、また、公的除染に先立って平成２３年８月から同年９月にかけて自宅敷地の除染（表土削り取り・入替、レンガ洗浄・敷きなおし、枕木の除去等）を業者に依頼したところ、これらの費用が賠償された事例
【公表番号６２５※４】 自主的避難等対象区域（二本松市）から母子避難を実行した申立人らについて、除染のために購入した高圧洗浄機及びレインコートの取得費用等が賠償された事例
【公表番号６３２※１】 自主的避難等対象区域所在の申立人所有のテニスコートの除染費用について、実際に支出された砂の入替え費用については全額が、人工芝の張替え費用については半額が、それぞれ賠償された事例
【公表番号６３７※３】 自主的避難等対象区域内から父母と子供１名が関東地方へ自主的避難を実行し、平成２４年５月に父が先に同区域内へ戻り、さらに平成２５年３月に母子も戻った申立人らが、帰還先の自主的避難等対象区域内の線量を計測するため、平成２４年２月に購入した線量計の購入費用が賠償された事例
【公表番号６５２※３】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らが、自宅庭の芝部分の除去及びコンクリート舗装工事の方法による除染を実施し、その費用等約１０万５０００円（対象期間平成２３年３月から平成２４年１２月まで）が認められた事例
【公表番号６６６※３、※４】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らについて、除染費用等（自宅の庭撤去費用）約３７万６０００円のほか、除染や被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用の損害賠償（いずれも、対象期間は平成２３年３月から同年１２月まで。）が認められた事例
【公表番号７０５※３】 福島市所在の申立人所有の自宅建物の除染費用（屋根の葺き替え工事委託費用）の約半分が賠償された事例
【公表番号７０８※２】 県南地域（白河市）に居住する申立人らについて、白河市所在の自宅敷地の除染費用が賠償された事例
【公表番号８１４※３】 自主的避難等対象区域に居住していた申立人らについて、線量計購入費用のほか、自宅の除染について、自ら行った部分については労賃相当額の、業者に依頼して行った部分については業者への支払相当額の、各賠償が認められた事例
【公表番号８５３※１】 自主的避難等対象区域（二本松市）で稲作をしていた申立人について、自ら水田の除染作業（稲わらの除去、草刈り等）を行った作業労賃（平成２３年３月から平成２４年５月まで）及び深耕作業に適した中古トラクターへの買替え費用の一部が賠償された事例
【公表番号８７１※８】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（大人２名、子供３名）について、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用が賠償された事例
【公表番号９３７※２】 自主的避難等対象区域の申立人ら（父母と３名の子）について、除染のための高圧洗浄機及び線量計の購入費の賠償が認められた事例
【公表番号１００６※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）で美容室を営んでいたところ、原発事故後の混乱により、地震で破壊したガラス窓を直ちに修理することができず、店舗内の放射線量が高くなったとして除染目的で店舗の内装工事等を行った申立人について、除染費用として平成２４年３月に実施した店舗改装工事に要した費用の一部（工事内訳：①仮設工事、②木工事、③内装工事、④家具工事、⑤看板工事、⑥諸費用）が賠償された事例

【公表番号１０１１※３】 自主的避難等対象区域（福島市）から同一市内に新居を建てて避難した申立人ら世帯（夫婦と子２名）について、避難先の線量も高く不安を抱いたこと等から、自宅の除染費用等を認めた事例

【公表番号１０２４※２】 自主的避難等対象区域（郡山市）で実家の両親と同居し、夫が単身赴任を終えるまでは両親との同居を続ける予定であったが、原発事故後に夫の単身赴任先である外国に避難した妻子について、線量計購入費用（平成２３年７月）が賠償された事例

【公表番号１０８０※１】 自主的避難等対象区域外に居住する申立人について、提出された除染作業報告書から除染の必要性を認め、自宅敷地の除染費用（芝撤去、表土入替、砂利入替、汚染土の埋設等）及び除染見積等作成費用（平成２３年３月から平成２４年１２月まで）の全額の賠償が認められた事例

【公表番号１１０８※１】 山形県東部に居住する申立人が平成２４年３月に実施した自宅の除染費用（庭等の土壌入替やコンクリート敷設等）について、除染作業の内容や敷地内の放射線量等に鑑み、除染のため外部委託した外構工事代金の賠償（東京電力からの直接請求における外部委託費用についての既払金との差額）が認められた事例

【公表番号１１３０※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住する申立人が、原発事故に伴い購入した放射線量測定器について、購入後の点検校正費用、電池購入費用が賠償された事例

【公表番号１１３１※１】 自主的避難等対象区域内に居住する申立人が原発事故後に新築した自宅について、建築基礎部分に放射性物質で汚染されたコンクリート材が使用されたため、建物内の放射線量が建物外よりも高くなっていたこと等の事情に鑑み、除染費用として建築基礎部分の解体及び新設工事費用全額の賠償（期限の定めなし）が認められた事例

【公表番号１２１９※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）に所有する旧自宅で生活していた申立人らについて、平成２３年９月の大雨により旧自宅がり災し、全壊とされたことから旧自宅を取り壊した上、旧自宅敷地を売却して転居する必要が生じたため、旧自宅敷地の自主除染を実施し、その後、新たに同市内に購入した転居先についても自主除染を実施したことに関し、旧自宅の除染については、当時の線量のままでは売却できない旨の不動産業者による指摘があったこと等を考慮して除染費用の８割が賠償され、転居先の除染についても、行政機関による除染が未了であったこと等を考慮して除染費用の８割が賠償された事例

【公表番号１２５６※３】 申立人ら（母子）が、県南地域（西白河郡矢吹町）にある自宅を平成２３年５月に除染した工事費用（汚染された土壌の除去等）の一部が賠償された事例

【公表番号１２６０※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住する申立人について、申立人が自宅除染で生じた汚染土の仮置きをしている地区において自治体による仮置き場の整備が進んでいないことを考慮して、自宅の除染で生じた汚染土の仮置きのために支払った土地使用料年額５万円（平成２８年４月から平成２９年３月までの期間）につき、その全額が除染費用として賠償された事例

【公表番号１３５２※３】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らについて、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、線量計の購入費用（対象期間平成２３年１１月）の損害賠償が認められた事例

【公表番号１３５９※３】県南地域(白河市。自主的避難等区域外)に居住する申立人らについて、原発事故時の住所付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上存在すること等を考慮し、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用が賠償された事例

【公表番号１４１９※１】 自主的避難等対象区域（川俣町）に居住し、同区域（福島市）にアパートを所有していた申立人について、自治体が実施した同アパートの除染により発生した汚染土につき、申立人において保管をするよう自治体から要請されたこと、法律上、汚染土を川俣町まで移動させることが禁じられていること等の事情を考慮し、福島市内に借りていた同アパー

トの隣地の駐車場に汚染土を保管した期間（平成２７年９月１日から平成３０年６月３０日まで）の賃料相当額が、除染関連費用（汚染土砂保管費用）として賠償された事例

【公表番号１４３０※４】自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父母及び子）について、避難実行等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用が（平成２３年６月分）賠償された事例

【公表番号１４９０※３】自主的避難等対象区域（本宮市）から避難した申立人父母及び原発事故後に避難先で出生した申立人子らが、一時立入先の自主的避難等対象区域内の線量を計測するため、平成２５年１０月に購入した線量計の購入費用が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６００※１】　自主的避難等対象区域（伊達市）に居住する合計５世帯１４名の申立人らが平成２３年１１月頃に共同で実施した除染費用について、申立人らが自ら行った除染作業の労賃（１人当たり、作業内容に応じて１日当たり１万円、半日当たり５０００円又は１時間当たり１０００円）及び高所作業車等のリース代が賠償されたほか、業者に依頼した除染作業の費用の全額が賠償された事例

【公表番号１６２６※４】　自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（大人４名）が業者に依頼して平成２３年１２月頃に実施した除染（コンクリート、ブロックの敷設等を含む。）の費用について、必要性、相当性を認めた上で、資産価値が増加したことを考慮して、業者に対する支払額１９５万円の７割相当額が賠償されたほか、自主除染に係る費用が賠償された事例

【公表番号１６３０※２】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住する申立人らについて、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用の賠償が認められた事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７３８※５】　自主的避難等対象区域（伊達市）に居住する申立人らについて、老朽化により雨漏りが生じていた雨どいから自宅に放射性物質を含む雨水が入ることを防止するために実施した雨どいの補修費用につき、除染費用として半額程度の範囲で賠償された事例

【公表番号１７８０※１、※２】　自主的避難等対象区域（伊達市）に居住する申立人について、放射線測定器の購入費用のほか、自宅で栽培した自家消費野菜に実施した平成２３年中の放射線検査費用が賠償された事例

【公表番号１７８８※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（父母及び子１名（成人））について、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線線量計の購入費用が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１７９７※１】　原発事故発生当時は福島県外に居住していたものの、原発事故前から自主的避難等対象区域（郡山市）において一戸建て自宅住居の建築を開始し、完成後の平成２３年６月には実際に転居した申立人らについて、基礎工事直後に原発事故が発生した影響で床下部分の放射線量が高くなったことに鑑み、自主的除染用の高圧洗浄機購入費用約２万円（平成２３年８月購入）及び業者による床下基礎コンクリートの除染費用５０万円（平成２３年１１月実施）の賠償が認められた事例

【公表番号１８５４※５】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人らの、平成２３年９月に行った自主除染について作業労賃相当額等が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９６※４】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人について、業者に依頼して行った伐根、芝生剥ぎ取り及びコンクリート舗装等の庭の除染費用（平成２４年９月から同年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号１９３９※２】　自主的避難等対象区域（新地町）に居住していた申立人が平成２５年に除染目的で実施した敷地内の杉の伐採費用について、業者への支払額の４割の限度で賠償を認めた事例

【公表番号１９９２※１】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、子）について、生活費増加費用及び移動費用、避難費用、避難雑費並びに線量計購入費が損害として認められた事例

【公表番号１９９５※３】　自主的避難等対象区域（福島市）で農業を営んでいた申立人らについて、線量計購入費用、申立人らが自身で行った除染作業に係る作業労賃のほか、除染目的で購入した高圧洗浄機・ユンボについて、購入費用又はそれらに一定割合を乗じて算定した額が賠償された事例

【公表番号１９９９※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人らが業者の都合で平成２６年１月になってから実施した自宅建物の除染について、申立人が実際に支払った費用（税抜）から除染と関係のない作業部分の金額を控除した残額に、原発事故の影響割合として認定した６割を乗じ、更に消費税相当額を加えた金額を、原発事故と相当因果関係のある損害として認めた事例

カ　財物損害

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号６５５※１】　自主的避難等対象区域（いわき市内）で申立外の妻とともに観賞用植物の栽培を行っていた申立人について、申立外の妻が自主的避難を実行したために、水撒き等の十分な管理が困難となって商品が枯死したことにより生じた平成２３年出荷分の営業損害（逸失利益）及び平成２４年以降出荷分の営業損害（逸失利益）について、それぞれ、平成２２年度分の営業利益を基準として、支出を免れた必要経費（４割相当額）を控除した額が賠償された事例

キ　就労不能損害

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１５２※２】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、妊婦及び身体障害者とともに自主的避難の実行をした者であって、自主的避難の実行に伴い勤務先を退職したものについて、平成２３年３月から同年１２月までの減収分の賠償が認められた事例

【公表番号１５６※２、※３】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住した申立人らについて、勤務先を退職して平成２３年７月に子供らとともに自主的避難の実行をした申立人母には、平成２３年７月から同年１２月までの減収分（給与月額２５万円の６か月分及び賞与５０万円）の半額の賠償が、解離性障害により入院した自主的避難中の申立人母のために介護休暇を取得した申立人父には、介護休暇を取得した期間である平成２３年９月及び同年１０月の減収分の２分の１並びに自ら自主的避難を実行したため役職変更となって生じた平成２３年１１月及び同年１２月分の減収分について、それぞれ就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号１６５※２】 自主的避難等対象区域（鏡石町）に居住し、自主的避難を実行して勤務先を退職した者について、再就職するまでの４か月のうち３か月分の減収分の賠償が認められた事例

【公表番号１７０※１、※２】 原発事故当時、福島県西白河郡西郷村（区域外）に居住し、平成２３年１０月に他県へ自主的避難を開始した申立人ら（大人２名、子供１名）について、避難前住居の原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の

要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等であるとして、精神的損害（両親各３万２０００円、子１６万円）、自主的避難の実行により発生した避難費用、家財道具購入に係る生活費増加費用、就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号１９０※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、原発事故当時妊婦であって、平成２３年７月頃に出産のため退職を予定していた申立人が、自主的避難を実行し、同年３月に退職を余儀なくされたとして、平成２３年３月から同年７月までの減収分が認められた事例

【公表番号１９１※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、平成２３年３月に子供とともに自主的避難を実行して勤務先を退職した者について、同月分から同年８月分までの６か月分の減収分の賠償が認められた事例

【公表番号１９４※２】 自主的避難等対象区域に居住し、平成２３年７月に子供とともに自主的避難を実行して勤務先を退職した者について、同年８月分から同年１２月分までの５か月分の減収分の賠償が認められた事例

【公表番号２１９※１】 県北地域（自主的避難等対象区域）に居住し、妻の実家のある中国へ自主的避難を実行した夫妻及びその子２名（夫妻のみ平成２３年４月に帰還。）について、 東京電力の直接請求における定額賠償のほか、自主的避難に要した移動交通費が認められ、また、平成２３年３月から平成２４年３月までの子２名が滞在している妻の実家への宿泊謝礼、夫妻が面会のために移動する交通費を含む二重生活による生活費増加及び子らの避難雑費並びに夫の自主的避難実行に伴う退職により生じた減収分３か月相当分の賠償が認められた事例

【公表番号２２４※１】 自主的避難等対象区域に居住し、自主的避難を実行した申立人について、自主的避難の実行により有期雇用契約が更新されなかったとして、平成２３年４月から同年９月までの減収分の賠償が認められた事例

【公表番号２４０※３】 県北地域（自主的避難等対象区域）に居住し、平成２３年９月頃に自主的避難を実行した申立人について、同年１０月頃に勤務先を退職し、同年１１月頃に避難先で再就職をしたものの、収入が減少したとして、平成２４年２月分までの減収分の賠償が認められた事例

【公表番号２５１※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）から中部地方に家族と避難している申立人について、避難実行による就労不能損害（平成２４年１月から同年６月まで）が賠償された事例

【公表番号３３３※１】 自主的避難等対象区域内（いわき市）に居住し、自己の勤務先は同市内であったが夫の勤務先が警戒区域内であった申立人が、自主的避難のために夫が福島県外に転勤したことに伴い夫と子供（幼児）とともに福島県外に引っ越したことにより被った就労不能損害について、平成２４年３月分まで賠償された事例

【公表番号３９６※１】 自主的避難等対象区域である郡山市に居住していた家族のうち、母親と子供が茨城県に自主的に避難したことについて、母親の就労不能損害（平成２３年３月から平成２４年１２月までの間における６か月分）が賠償された事例

【公表番号４６７※２】 自主的避難等対象区域に居住する家族６名のうち、妻及び子供２名が自主的避難を実行して二重生活となった申立人らについて、妻の避難に基づく就労不能損害が賠償された事例

【公表番号５４７※２】 自主的避難等対象区域内に居住していたが、就労先の同僚、関係者の反対等の理由により決断が遅れ、退職して子供とともに避難を実行したのが平成２４年８月となった申立人ら家族について、同年９月から平成２５年２月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号５８４※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していたが、子供の甲状腺検査でのう胞が発見されたことから、子供の放射能被害を心配して平成２４年１１月に自主的避難を実行した申立人ら家族について、合理性を有する避難をした者に当たるとして、平成２４年１

１月から申立ての前月である平成２５年３月までの避難費用、就労不能損害、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例

【公表番号５９７※２】 自主的避難等対象区域（本宮市）から関西地方に自主的避難を実行した原発事故当時妊娠中であった申立人について、自主的避難を行わなければ産前産後休暇及び育児休暇終了後の平成２４年４月に復職することができたのに、退職を余儀なくされたとして、事故前収入を基に平成２４年４月分から同年９月分までの６か月分の就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号６２２※３】 原発事故時は自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住し、１８歳未満の子２名を連れて平成２３年７月に県外に避難した申立人（母）について、事故前、ガス会社から業務委託を受け検針を行い月額平均５万４２９６円の収入を得ていたところ、自主的避難したことにより就労不能となったため、月額平均給与の６か月分が賠償された事例

【公表番号６２５※２】 父は自主的避難等対象区域の自宅に残り、母（避難中に妊娠・出産）と子供２名が自主的避難を実行した申立人らのうち申立人母について、自主避難に伴い退職を余儀なくされたとして、平成２３年１０月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号７６７※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していたが、原発事故後、妻子のみ岩手県に避難し二重生活となり、平成２４年４月に夫が郡山市の勤務先を自主退職して岩手県に移った申立人ら（大人２名、子供１名）について、平成２５年７月現在も避難継続中として、避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例

【公表番号８７１※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（大人２名、子供３名）について、申立人夫について、原発事故時の勤務先を辞め、避難先で自営業を開始したところ、平成２３年分の就労不能損害については、中間指針第一次追補第２に基づく損害とは別に賠償が認められた事例

【公表番号９４７※１】自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（父母と子２名）について、避難先で再就職したところ、避難先での勤務地が避難当初一定期間は遠方にあり電車通勤せざるを得なかったため、原発事故前はかからなかった通勤交通費が新たにかかるようになったことから、平成２４年１月以降の通勤費の増加分として合理的に認められる額が賠償された事例

【公表番号９５７※１】 自主的避難等対象区域から避難した申立人らについて、平成２３年３月から同年８月までの期間に係る①移動交通費、②一時帰宅費用、③引越費用、④宿泊費及び⑤自主的避難に伴う６か月分の就労不能損害が認められた事例

【公表番号１０５８※１】 自主的避難等対象区域に居住していた申立人について、避難直後に放射能に対する恐怖から持病の統合失調症が再発し、退職後の再就職が困難であった事情を考慮し、退職した平成２３年４月分から平成２５年３月分までの就労不能損害（ただし、平成２３年９月以降は原発事故の影響割合は６割。）が賠償された事例

【公表番号１１１７※２】 原発事故当時、いずれも自主的避難等対象区域（小野町）に居住し、原発事故後、畜産業を営んでいた申立人父は避難せず、申立人母は県外に避難し、申立人子はいわき市に避難し、避難により三重生活となった申立人らについて、平成２５年３月分までの避難費用、生活費増加分及び避難雑費並びに申立人母の平成２３年分の就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１１７４※２】 自主的避難等対象区域（大玉村）から山形県に自主的避難を実行した申立人らについて、就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１２６４※１】 申立人が平成２４年３月に避難を実行したため勤務先を退職したことに伴う減収分について、平成２４年３月から同年４月までの就労不能損害として２０万８３６０円（原発事故前の就職先の収入を勤務日数で除した額×４０日分）の賠償を認めた事例

【公表番号１３５９※２】県南地域（白河市。自主的避難等区域外）に居住する申立人らについて、自主的避難に伴い生じた就労不能損害の請求について、原発事故時の住所付近の放射線量が自

主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上存在すること等を考慮し、同区域に準じた賠償された事例

【公表番号１３６４※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）から県外に避難した申立人夫婦について、自主的避難の実行に伴う平成２３年８月分までの避難費用、生活費増加費用、就労不能損害等のほか、平成２８年４月から同年６月までに支出した帰還関連費用が賠償された事例

【公表番号１３９８※１】 自主的避難等対象区域（相馬市）から県外に避難した申立人ら（夫婦及び未成年の子ら）について、自宅周辺の放射線量等を考慮して、平成２３年３月から平成２７年３月分までの移動交通費、住居費、一時帰宅費用、面会交通費、家財道具購入費、避難雑費と平成２３年１０月から平成２４年３月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１４６８※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、平成２４年に婚姻した申立人夫婦及び平成２５年に出生した申立人子について、平成２３年７月に申立人妻のみが避難したことから、同年８月分までの避難費用等が賠償されたほか、申立人妻が平成２４年９月に申立人子を妊娠したことから、同月分から平成２７年３月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等も賠償された事例

【公表番号１４９８※１】 自主的避難等対象区域（福島市）から申立人母子が山形県内に避難し、申立人父が福島市内に継続して居住した申立人らについて、申立人母の就労不能損害（平成２３年７月から平成２４年１月まで）が賠償された事例

【公表番号１５５１※２】 自主的避難等対象区域から避難した子２名及び妻に付き添うべく避難を実行したため退職を余儀なくされた申立人父の就労不能損害として、退職日の翌日から避難先で再就職した日の前日までの約６か月間（平成２４年２月分から同年８月分まで）について、避難前の勤務先の賃金を基に算定した賃金相当額が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６２６※２】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難したために、定年前に退職せざるを得なかった申立人の平成２３年３月から同年７月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１６３４※３】 自主的避難等対象区域（伊達市）から、当初４か月間は申立人母子のみが避難した後、一時帰還をしたが、その後、全員で避難した申立人らについて、母子のみの避難期間中における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用や一時帰宅費用及び引っ越し費用のほか、避難に伴い失職した父母それぞれに対して原発事故前の平均月収の６か月分相当額の就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１６５７※１】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人らのうち、会社員であった申立人父について避難に伴う失職により減収が生じた平成２３年３月から同年４月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１６７０※３】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父母及び子）について、当初は、申立人父は自宅に残り、申立人母子のみが自主避難をしていたが、合流するために勤務先を変更した申立人父の就労不能損害として、転職した平成２４年１２月から平成２５年５月までの６か月間の減収分が賠償された事例

【公表番号１６８３※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）から中国地方に避難した申立人ら父子のうち申立人父の就労不能損害として、６か月分の減収相当額が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８０３※２】 自主的避難等対象区域（郡山市）から平成２４年１２月に避難を開始した申立人ら（母及び未成年の子２名）について、原発事故直後に避難を決意したものの、避難予定先で子の学校編入ができなかったため直ちに避難を実行できなかったこと等の事情を

考慮して自主的避難の合理性を認め、申立人母の平成２５年１月から平成２５年６月までの就労不能損害等が賠償された事例

【公表番号１８１４※３】　自主的避難等対象区域（福島市）から当初は全員で避難し、父のみ一時帰還したが、その後は避難先を変更しながら全員で避難を継続した申立人ら（父、母及び未成年の子２名（うち１名は原発事故後に避難先において出生。））について、申立人らが長期間安定した避難生活を送るために遠方に転居するにあたり、申立人父が原発事故時の勤務先を退職したことにより生じた平成２５年１月から平成２５年６月までの就労不能損害等の賠償が認められた事例

【公表番号１８２２※２】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住しており、勤務先会社の移転に伴い県外に避難したものの、原発事故前よりも業務量が増加したこと等によりやむなく平成２５年３月に同社を退職していわき市へと帰還した申立人について、退職した平成２５年４月から平成２７年３月まで２年間の減収分（ただし、原発事故の影響割合を８割から４割に逓減。）を含む就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１８３３※３】　自主的避難等対象区域（川俣町）から福島県外に避難したものの、すぐに申立人父のみが帰還した申立人ら（父母、成年の子１名、未成年の子２名及び未成年の孫１名）について、申立人子のうちの１名の就労不能損害等が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９６３※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人につき、自主的避難に伴って退職したことにより生じた平成２３年１０月から同年１１月までの減収分の就労不能損害が賠償された事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３６※３】　自主的避難等対象区域（大玉村）から避難した申立人に対し、避難に伴い退職を余儀なくされたことを考慮して、平成２３年４月から同年９月までの就労不能損害が賠償された事例

ク　避難雑費

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２３０※２】　自主的避難等対象区域に居住し、自主的避難を実行した子３名について平成２４年１月から同年９月までの間月額各２万円の避難雑費の賠償が認められた事例

【公表番号２５０※１】 父が仕事のために郡山市に残り、母と子が新潟県に自主的避難をしていた家族について、平成２４年１月から同年８月までの避難雑費が賠償された事例

【公表番号２５１※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）から中部地方に家族全員で避難している家族５名について、避難雑費（平成２４年１月から同年１０月まで）が賠償された事例

【公表番号２７４※１】 父が仕事のために福島市に残り、母と子２名が山形県に自主的避難をしていた家族について、平成２４年１月から同年３月までの避難雑費が賠償された事例

【公表番号２８３※１】 自主的避難等対象区域（伊達市）から家族の一部が自主避難したことにより二重生活を強いられた申立人らについて、避難雑費（平成２４年１月から同年９月まで）が賠償された事例

【公表番号３０４※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）から新潟県新潟市に自主的避難した母と子について、避難雑費（平成２４年１月から同年１０月まで）等が賠償された事例

【公表番号３０７※１】 自主的避難等対象区域（福島市）から関東圏に避難を実行した家族３名のうち未成年の子１名について、平成２４年１月から同年３月までの避難雑費等が賠償された事例

【公表番号３１６※１】 父が仕事のために自主的避難等対象区域（福島市）に残り、母と２人の子が山形県に自主的避難をしている家族４名について、平成２４年１月から同年１０月までの二重生活に伴う生活費増加費用、子供２名分の避難雑費及び面会交通費が賠償された事例
【公表番号３２３※３】 父が仕事のために自主的避難等対象区域（福島市）に残り、母と２人の子が新潟県に自主的避難をした家族４名について、平成２３年３月から同年８月までの二重生活に伴う生活費増加費用、面会交通費のほか、平成２４年１月から同年８月までの避難雑費等が賠償された事例
【公表番号３２６※２】自主的避難等対象区域（大玉村）から避難をした家族５名（うち子供３名）について、平成２４年１月及び同年２月分の避難雑費等が賠償された事例
【公表番号３４７※２】 自主的避難等対象区域（須賀川市）から群馬県に避難した家族（夫婦とその子供）について、避難先での２軒目の民間賃貸住宅の家賃や引越費用等のほか、平成２４年１月から同年７月までの避難雑費等が賠償された事例
【公表番号３５５※１】 父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（伊達市）の自宅に戻り、母と子供３名が福島県外に自主的避難を続けている家族について、平成２４年分の避難雑費の賠償が認められた事例
【公表番号３９６※１】 自主的避難等対象区域である郡山市に居住していた家族のうち、母親と子供が茨城県に自主的に避難したことについて、平成２４年１月から同年１２月までの避難雑費（子供１人当たり月額２万円）が賠償された事例
【公表番号３９７※２】 原発事故後、家族で福島県外に避難するため父親が勤務先会社に転勤願いを出していたところ、転勤が認められた後の平成２４年５月に宮城県へ転居した家族４名（大人２名、子供２名）について、平成２４年１月から同年６月に支出した転居交通費、住居費（敷金、礼金、仲介手数料、家賃、保険料等）、子供の転園費用及び避難雑費の賠償が認められた事例
【公表番号４６７※２】 自主的避難等対象区域に居住する家族６名のうち、妻及び子供２名が自主的避難を実行して二重生活となった申立人らについて、平成２４年１月以降の避難雑費等が賠償された事例
【公表番号４６９※２】 自主的避難等対象区域（大玉村）から避難継続中の家族５名（うち子供３名）について、平成２４年３月から同年１２月までの避難雑費の賠償が認められた事例
【公表番号４７６※２】 父は仕事のため県北地域の自宅に残り、母親と子供２名が関西地方に自主的避難をした申立人らについて、平成２３年分のほか、平成２４年１月から同年１２月までの避難雑費（子供１人当たり月額４万円）等が賠償された事例
【公表番号５１１※１】 夫は自主的避難等対象区域（二本松市）の自宅に残り、妻及び子供２名が平成２４年３月に自主的避難を実行した申立人らについて、平成２４年２月から同年３月までの避難費用、同月から同年１０月までの二重生活に伴う生活費増加費用（月額３万円）及び避難雑費（子供１人当たり月額２万円）等が賠償された事例
【公表番号５４７※３】 自主的避難等対象区域内に居住していたが、就労先の同僚、関係者の反対等の理由により決断が遅れ、退職して子供とともに避難を実行したのが平成２４年８月となった申立人ら家族について、同年９月から同年１２月までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費が賠償された事例
【公表番号５８４※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していたが、子供の甲状腺検査でのう胞が発見されたことから、子供の放射能被害を心配して平成２４年１１月に自主的避難を実行した申立人ら家族について、合理性を有する避難をした者に当たるとして、同月から申立ての前月である平成２５年３月までの避難費用、就労不能損害、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例
【公表番号５９７※１】 父は仕事のため自主的避難等対象区域（本宮市）に残り、母子が関西地方に自主的避難を実行した申立人らについて、申立てのあった月である平成２５年３月までに生

じた避難費用、二重生活に伴う生活費増加費用（月額３万円）及び避難雑費（子供１人当たり月額２万円）等が賠償された事例

【公表番号５９９※１】 自主的避難等対象区域（本宮市）から新潟県へ避難した申立人ら（母と幼児）について、平成２５年４月までの避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例

【公表番号６２２※２】 原発事故時は自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住していたところ、母と１８歳未満の子２名が平成２３年７月に県外に避難し、父が事故時住所に残った家族４名について、母及び子らが避難を行っていた平成２５年３月までに生じた避難費用、宿泊費、面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分、家財道具購入費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号６２５※３】 自主的避難等対象区域（二本松市）から母子避難を実行した申立人らについて、申立人らが請求している期間である平成２５年３月までに生じた避難費用、二重生活に伴う生活費増加分（月額３万円）及び避難雑費（子供・妊婦１人当たり月額２万円）等が賠償された事例

【公表番号６３７※１】 自主的避難等対象区域内から父母と子供１名が関東地方へ自主的避難を実行し、平成２４年５月に父が先に同区域内へ戻り、さらに平成２５年３月に母子も戻った申立人らについて、平成２４年８月から平成２５年３月までに生じた避難先家賃、引越し費用、面会交通費、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例（平成２４年７月分までは、前回の和解で賠償済み。）

【公表番号６７６※１】 自主的避難等対象区域（福島市）から岐阜県に避難した申立人ら（父、妊婦である母、幼児）について、平成２４年１２月５日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償金の他に、平成２４年９月より妊娠していた母に対し平成２４年４月から平成２５年６月までの期間のうち１０か月分につき月額２万円の避難雑費を、幼児に対し平成２４年４月から平成２５年６月までの期間につき月額２万円の避難雑費が賠償された事例

【公表番号６８２※１～※４】 自主的避難等対象区域から父が同区域内のアパート（自宅より大幅に放射線量が低いエリアに所在。）、妻と子供が北海道へ自主的避難を実行し、平成２５年５月に避難終了した申立人らについて、平成２３年３月から平成２５年５月までの間の生活費増加費用（二重生活によるもの）及び避難雑費並びに自主的避難等対象区域内のアパート賃借に要した費用の一部等が賠償された事例

【公表番号７６７※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していたが、原発事故後、妻子のみ岩手県に避難し二重生活となり、平成２４年４月に夫が郡山市の勤務先を自主退職して岩手県に移った申立人ら（大人２名、子供１名）について、平成２５年７月現在も避難継続中として、避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例

【公表番号７７０※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していたが、原発事故後、妻子のみ宮城県に避難し二重生活となり、平成２５年７月に夫が宮城県に転勤となり、宮城県の社宅で同居を再開することができた申立人ら（大人２名、子供２名）について、平成２５年９月現在も避難継続中として、宮城県での住居費、面会交通費等の一部、二重生活に基づく生活費増加費用及び避難雑費の賠償が認められた事例

【公表番号７９４※１】 県南地域（白河市）から妻子が愛知県に避難したため夫と二重生活になった申立人らについて、白河市の居住地の線量が自主的避難等対象区域の主要な都市と同程度以上あることを理由に、自主的避難区域の居住者と同様に取り扱い、請求期間である平成２５年３月末までの避難費用及び避難雑費（全体的に自主的避難区域と同水準）が認められた事例

【公表番号８０４※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）から新潟県に避難している申立人らについて、幼児を郡山市に帰宅させて通園させることに不安を感じていることから、避難継続の合理性を認め、平成２５年１０月末（和解提案日の前月末）までの避難費用、避難雑費等が認められた事例

【公表番号８１３※１】 父は自主的避難等対象区域の自宅に残り、母（妊婦・避難中に出産）と幼児３名、新生児が新潟県に避難している申立人らについて、請求のあった平成２５年１２月末までの面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例

【公表番号８１９※２】 自主的避難等対象区域（郡山市）から原発事故直後に避難した申立人ら（父母、幼児、乳児）について、請求のあった平成２５年９月分までの避難雑費、二重生活に伴う生活費増加費用、避難費用等が賠償された事例

【公表番号８２９※４】 避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない福島県県南地域（西郷村）に住居があった申立人らの一部が自主的避難を実行した場合において、自主的避難等対象区域と同等の状況にあると評価され、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等の避難雑費の賠償が認められた事例

【公表番号８６６※３】 自主的避難等対象区域（小野町）に居住していたが、夫が福島市渡利地区（自主的避難等対象区域）に転勤することになったため、妻子が平成２３年１０月に福島県外に避難し、夫が転勤先に単身赴任をした事案において、平成２５年１２月末までの避難費用、二重生活に伴う面会交通費及び生活費増加費用並びに避難雑費等が賠償された事例

【公表番号８７１※７】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（大人２名、子供３名）について、末子が幼児であること、他の子供も避難先で定着していること、夫が避難先で自営業を始めていること等を考慮し、平成２４年１２月末までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号８８３※４】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、平成２３年３月に妻子が避難し、夫も平成２４年５月に妻子の避難先へ避難した事案について、同年１月から同年８月までの避難雑費が賠償された事例

【公表番号９０４※２】 父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（いわき市）に戻り、母と子供が福島県外に避難を続けている申立人ら家族について、母が避難開始後に甲状腺がんと診断され、子供は乳児であったこと等を考慮し、請求期間である平成２５年１２月末日までの避難継続の必要性を認め、同期間につき避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号９３７※２】 自主的避難等対象区域内に居住していたが母子のみが避難した申立人ら（父母と３名の子）について、平成２５年１２月分まで子１人当たり月額２万円の避難雑費の賠償が認められた事例

【公表番号９４７※２】自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（父母と子２名）について、避難先で再就職しており、直ちに再就職先を退職することが困難な状況にあったこと、避難元に住居を残していたものの、同住居を親族に貸与していたため直ちに居住を再開できる状況ではなかったこと等の個別事情を考慮し、平成２５年３月までの避難費用等が賠償された事例

【公表番号９７７※２】 自主的避難等対象区域（いわき市）から東京都に避難した申立人ら（夫婦とその子２名の世帯）について、持病をもつ妻と子１名のために原発事故前に良好な環境を求めていわき市に移転していたという経緯や、原発事故により家族が持病を抱えた状態で避難生活を送っていること等の原発事故後の状況等を考慮し、子が１９歳となる平成２５年１０月まで避難雑費合計４４万円が認められた事例

【公表番号９８３※２】 父が仕事のために西白河郡西郷村（県南地域・自主的避難等対象区域外）の自宅に残り、母と子供４名が平成２３年３月に関西地方に避難したため、二重生活となった申立人らについて、避難前住居の原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等であるとして、申立ての前月である平成２５年１０月までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等の賠償が認められた事例

【公表番号１００４※１、※２】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した家族３名について平成２３年３月から平成２６年７月までの住宅保険費用、避難交通費、甲状腺検査費用及び避難雑費（合計５７万円）が賠償された事例

【公表番号１０１７※２】 屋内退避区域（いわき市）から平成２４年９月に避難した申立人ら（夫婦と子供３名（うち１名は、避難中である平成２４年１０月に出生。））について、平成２４年９月から平成２５年５月までの住居費、家財道具購入費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号１０２４※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）で実家の両親と同居し、夫が単身赴任を終えるまでは両親との同居を続ける予定であったが、原発事故後に夫の単身赴任先である外国に避難した妻子について、避難雑費（平成２４年１月から同年３月まで）が賠償された事例

【公表番号１１１７※２】 原発事故当時、いずれも自主的避難等対象区域（小野町）に居住し、原発事故後、畜産業を営んでいた申立人父は避難せず、申立人母は県外に避難し、申立人子はいわき市に避難し、避難により三重生活となった申立人らについて、平成２５年３月分までの避難費用、生活費増加分及び避難雑費並びに申立人母の平成２３年分の就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１１７４※２】 自主的避難等対象区域（大玉村）から山形県に自主的避難を実行した申立人らについて、平成２７年３月分までの避難雑費（母の妊娠期間中に係る平成２４年８月分から平成２５年４月分、避難開始後に出生した子に係る平成２５年５月分から平成２７年３月分を含む。）が賠償された事例

【公表番号１１９６※２】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らのうち母子が自主的避難を実行したことにより支出した費用について、平成２７年３月までの生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１２１６※１】 自主的避難等対象区域（田村郡三春町）から子供の就学時期に合わせて平成２４年３月に県外に自主的避難を実行した申立人ら夫婦及び娘３人（平成１１年生まれ、平成１４年生まれ及び平成２０年生まれ）について、平成２４年３月から平成２７年３月までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号１２４６※１】 原発事故時は自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らのうち未成年者を含む３名が、事故後相当期間を経過している平成２５年７月に自主的避難を実行したが、平成２４年の県民健康調査や平成２５年に受けた検査等によって申立人らのうち未成年者を含む３名の甲状腺にのう胞が発見されたことから原発事故と自主的避難との相当因果関係を認めて平成２５年７月から平成２７年３月までの避難雑費３５万８０００円を認めた事例

【公表番号１２５６※１】 平成２３年３月に県南地域（西白河郡矢吹町）から避難した申立人ら（母子）について、避難時の自宅付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上であったことやその後の自宅付近の放射線量の推移等を総合的に考慮し、平成２５年９月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１２６４※１】 福島市から県外へ避難した申立人ら（夫婦及び子１名）について、平成２６年８月から平成２７年３月までの避難雑費として１１万２０００円（子供１人当たり２万円×０．７×８か月）の賠償を認めた事例

【公表番号１３２４※６】 自主的避難等対象区域（福島市）から県外に避難した申立人母及び避難開始後に誕生した申立人子について、平成２４年１月から平成２７年３月までの避難雑費が賠償された事例

【公表番号１３５２※２】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人らについて、避難費用等のほか、身体障害のある申立人子に係る保育サービスの利用頻度が避難前よりも増加した事情等を考慮し、平成２３年５月分から平成２７年３月分までの申立人子の保育費用の一部が生活費増加費用として賠償された事例

【公表番号１３９８※１】 自主的避難等対象区域（相馬市）から県外に避難した申立人ら（夫婦及び未成年の子ら）について、自宅周辺の放射線量等を考慮して、平成２３年３月分から平成２７年３月分までの移動交通費、住居費、一時帰宅費用、面会交通費、家財道具購入費、避難雑費と平成２３年１０月分から平成２４年３月分までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１４００※１】 自主的避難等対象区域（福島市）から県外に避難した申立人らについて、平成２５年１月分から平成２７年３月分までの避難費用等のほか、平成２８年７月に県内の自宅に帰還した際に支出した引越費用が、荷物を移動した回数及び荷物量等を考慮した金額の範囲内で賠償された事例

【公表番号１４２０※１】 自主的避難等対象区域（相馬市）の自宅付近の放射線量が高かったことから県外に避難した申立人ら（夫婦、夫の祖母及び未成年の子ら）について、申立人夫のみが自宅に帰還したことにより世帯分離が生じたこと等を考慮し、平成２７年３月分までの避難費用、生活費増加分(面会交通費、二重生活に伴う増加分)、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１４３０※１】自主的避難等対象区域(福島市)に居住していた申立人ら(父母及び子)について、申立人母子の県外への避難に伴う避難雑費（平成２４年１月から平成２６年３月まで）が賠償された事例

【公表番号１４６１※１】 自主的避難等対象区域に居住していた申立人母子について、平成２４年８月に行った線量のより低い同区域内の別の自治体への避難の合理性を認め、実家に転居するなどして避難を終了した平成２５年８月分までの避難費用、生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号１４８０※２】自主的避難等対象区域(大玉村)に居住していた申立人ら(祖母、父母、子２名、父の弟）のうち、申立人父母及び子２名が避難したことにより生じた避難雑費（平成２４年１月から平成２６年３月まで）が賠償された事例

【公表番号１４５９※１】 自主的避難等対象区域（国見町）に居住していた申立人ら（父母、子及び祖父母のうち、平成２３年３月に申立人父母及び子が避難）について、前回の申立てで和解が成立した以降の平成２６年１月分から平成２７年３月分までの避難雑費が賠償された事例

【公表番号１４６８※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、平成２４年に婚姻した申立人夫婦及び平成２５年に出生した申立人子について、平成２３年７月に申立人妻のみが避難したことから、同年８月分までの避難費用等が賠償されたほか、申立人妻が平成２４年９月に申立人子を妊娠したことから、同月分から平成２７年３月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等も賠償された事例

【公表番号１４８６※３】 自主的避難等対象区域（福島市）から福島県外に避難した申立人Ｂ、Ｃ、Ｄ及びＥ並びに原発事故後も福島県内にとどまった申立人Ａについて、申立人Ｂ、Ｃ、 Ｄ及びＥが避難を開始した平成２３年８月から帰還した平成２６年３月までの避難費用（移動交通費、引越費用）及び生活費増加費用（面会交通費、二重生活に伴う増加分、家財道具購入費用）並びに平成２４年１月から平成２６年３月までの避難雑費が賠償された事例

【公表番号１４９０※２】 自主的避難等対象区域（本宮市）から避難した申立人父母及び原発事故後に避難先で出生した申立人子らについて、遅くとも平成２３年６月頃までに申立人母が申立人子のうちの１名を妊娠したことが判明し、その後、避難を継続する中で、申立人子らがいずれも出生したことから、平成２４年１月分から平成２７年３月分までの避難雑費が賠償された事例

【公表番号１４９１※１】自主的避難等対象区域(福島市)に居住していた申立人ら(父母及び子)について、申立人母及び申立人子が避難したことから、平成２４年１月分から平成２７年３月分までの避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１４９８※１】 自主的避難等対象区域（福島市）から申立人母子が山形県内に避難し、申立人父が福島市内に継続して居住した申立人らについて、避難雑費（平成２４年１月から平成２５年３月まで）が賠償された事例

【公表番号１５０２※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（祖父母、父母及び子２名）について、原発事故当時１歳の申立人第一子の避難雑費（平成２４年１月分から平成２７年３月分まで）の他、申立人母の避難雑費（妊娠期間中である平成２６年４月分から平成２６年１１月分まで）及び平成２６年１２月に避難先で出生した申立人第二子の避難雑費（同月分から平成２７年３月分まで）についても賠償された事例

【公表番号１５２１※３】 自主的避難等対象区域（福島市）から平成２３年３月に避難した申立人ら（成人２名及び子２名、子らのうち１名は平成２３年１０月に出生）について、平成２４年１月分から平成２７年３月分までの避難雑費が賠償された事例

【公表番号１５３４※２】 自主的避難等対象区域（須賀川市）から避難した申立人ら（夫婦及び子２名）について、避難費用（引越費用）、生活費増加費用（家財購入費）等のほか、子ども１名につき月額２万円の避難雑費が平成２４年１月分から平成２７年３月分まで賠償された事例

【公表番号１５４７※１、※３】 自主的避難等対象区域（福島市）から県外に避難した申立人ら（母及び未成年の子２名）について、平成２４年１月から平成２７年３月までの避難費用（一時立入費用）及び避難雑費（平成２４年１月から平成２６年８月まで子ども１名につき月額２万円、平成２６年９月から平成２７年３月まで子１名につき月額１万４０００円）が賠償された事例

【公表番号１５５１※２】 自主的避難等対象区域から避難した申立人ら４名（父、母及び子２名）について、避難雑費（平成２４年１月分から平成２７年３月分まで）が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５６１※１】自主的避難等対象区域（相馬市）に原発事故当時に居住していたところ、申立人母及び未成年の子２名が関西地方に避難し、申立人父が相馬市内に継続して生活した申立人らについて、平成２６年３月までの生活費増加費用（面会交通費、住居費、二重生活費増加分）のほか、子２名に対する避難雑費（子１名当たり月額２万円）が賠償された事例

【公表番号１５６５※４】 父が自主的避難等対象区域（郡山市）に残り、母（原発事故当時妊婦であり、避難先において第二子を出産した。）と未成年の子１名が東京都に避難していた申立人ら４名について、平成２４年１月から平成２５年３月までの避難雑費（子１名当たり月額２万円）が賠償された事例

【公表番号１５７６※１】 自主的避難等対象区域（川俣町）から中国地方に避難した申立人ら（父母及び子２名。子は原発事故時３歳と１歳）について、避難雑費（子１名当たり、当初は月額２万円、後に月額１万４０００円）が賠償された事例

【公表番号１６２７※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人らについて、子らの避難による転校先における順応状況や原発事故に対する恐怖心が強かったこと等を考慮し、平成２４年１月分から同年３月分までの生活費増加費用（保育料及び家賃の各増額分）及び避難雑費（子１名当たり月額２万円）が賠償された事例

【公表番号１６３１※２】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難先を変更しながら避難を継続した申立人ら（父母及び子３名（うち１名は原発事故後に出生））のうち、子２名については平成２４年１月から平成２７年３月までの、原発事故後に出生した子１名については出生時から平成２７年３月までの、避難雑費（子１名当たり当初は月額２万円、後に月額１万円）が賠償された事例

【公表番号１６３４※２】 自主的避難等対象区域（伊達市）から、当初４か月間は申立人母子のみが避難した後、一時帰還をしたが、その後、全員で避難した申立人らについて、子２名及び妊娠期間中の申立人母に対し、平成２４年１月から平成２７年３月まで（１名当たり当初は月額２万円、後に月額１万４０００円。平成２５年出生の子１名及び申立人母については、上記期間のうちの一部期間）の避難雑費が賠償された事例

【公表番号１６４２※１】　自主的避難等対象区域（桑折町）から母と子２名で新潟県及び山形県へ自主的避難を実行した申立人らについて、平成２４年１月から平成２７年３月に生じた避難雑費（子１名当たり月額２万円）が賠償された事例

【公表番号１６５７※２】　自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら（父母及び子３名（うち１名は平成２５年出生））について、平成２３年３月から平成２７年３月までの生活費増加費用（家財道具購入費用等）及び避難費用（住居費、一時帰宅費用等）が賠償されたほか、子３名及び妊娠期間中の申立人母に対し、平成２４年１月から平成２７年３月まで（１名当たり当初は月額２万円、後に月額１万４０００円。平成２５年出生の子１名及び申立人母については、上記期間のうちの一部期間）の避難雑費が賠償された事例

【公表番号１６７０※４】　父が仕事のために自主的避難等対象区域（福島市）に残り、母と子が自主避難した申立人らについて、平成２４年１月から同年９月までの二重生活に伴う生活費増加費用及び面会交通費のほか、平成２４年１月から平成２７年３月までの避難雑費（子１名当たり当初は月額２万円、後に月額１万４０００円）が賠償された事例

【公表番号１６８０※３】　自主的避難等対象区域（福島市）から当初は母子のみ、後には父も避難した申立人ら（父母及び子２名）について、平成２３年３月から平成２７年３月までの避難費用及び生活費増加費用等のほか、平成２４年１月から平成２７年３月までの避難雑費（子１名当たり当初は月額２万円、後に月額１万４０００円）が賠償された事例

【公表番号１６８２※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみが他県に避難した申立人ら（父母及び子１名）について、平成２７年３月分までの生活費増加費用（面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分）及び避難雑費（子１名当たり当初は月額２万円、後に月額１万４０００円）等が賠償された事例

【公表番号１６８３※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）から中国地方に避難した申立人ら（父子）について、平成２３年３月から平成２７年３月に生じた避難雑費（子１名当たり月額２万円）が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７１２※４】　自主的避難等対象区域（伊達市）に居住し、原発事故に伴い避難した申立人ら（父母及び未成年の子２名）について、避難中の平成２５年１０月に避難元の自宅を売却したものの、当該自宅を売却した経緯等に鑑み半年間の相当期間を考慮し、平成２６年４月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１７１７※４】　自主的避難等対象区域に居住していた申立人ら（祖母、母、母の弟及び子）のうち、申立人母子が県外に避難したことにより生じた平成２３年３月から平成２７年３月までの避難費用（移動交通費、引越費用及び町内会費等）、家財購入費、家族別離の期間の面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用（平成２３年３月から平成２７年３月まで月額４万円）及び避難雑費（平成２４年１月から平成２６年８月までは月額２万円、同年８月から平成２７年３月までは月額１万４０００円）等が賠償された事例

【公表番号１７３４※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみが避難した申立人ら（父、母及び未成年の子）について、前回の和解仲介手続で対象となった期間以降の平成２７年１月から同年３月までの避難費用（面会交通費）、生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）、避難雑費が賠償された事例

【公表番号１７４０※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、平成２３年３月に母（懐妊中）が故郷である外国に避難し、出産を経て同年末に母子でいったん帰国したものの、平成２４年７月に再度母子のみで外国に避難した申立人ら（父、母及び子）について、一連の避難経過に鑑み、平成２４年の避難についても合理性があるとして、精神的損害（申立人母について、出産前後の状況を踏まえて６万円増額した分を含む）のほか、平成２４年１２

月までの避難交通費、宿泊謝礼、面会交通費、一時帰宅費用、生活費増加費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号１７７１※１】　自主的避難等対象区域（福島市）から母子及び子供２名が避難した申立人ら（父、母、未成年の子供２名及び祖母）について、平成２７年３月分までの避難費用（引越費用、避難交通費、面会交通費）、生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分、家財道具購入費用）、避難雑費が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８０３※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）から平成２４年１２月に避難を開始した申立人ら（母及び未成年の子２名）について、原発事故直後に避難を決意したものの、避難予定先で子の学校編入ができなかったため直ちに避難を実行できなかったこと等の事情を考慮して自主的避難の合理性を認め、申立人らの平成２４年１２月から平成２５年３月までの生活費増加費用（二重生活に伴う増加分）、平成２４年１２月から平成２７年３月までの一時帰宅費用及び平成２４年１２月から平成２７年３月までの避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１８０６※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、平成２３年３月から平成２７年８月まで避難を継続した申立人ら（父母、原発事故時１歳の子）について、母が避難中に甲状腺機能の疾病を発症したため、母自身や子への放射線による影響を懸念することもやむを得ないとして、平成２４年１月から同年８月までの避難雑費（月額２万円）のほか、平成２７年１月から同年８月までの間に支出した帰還費用及び帰還準備費用等が賠償された事例

【公表番号１８１４※１、※２、※４、※５、※７】　自主的避難等対象区域（福島市）から当初は全員で避難し、父のみ一時帰還したが、その後は避難先を変更しながら全員で避難を継続した申立人ら（父、母及び未成年の子２名（うち１名は原発事故後に避難先において出生。））について、平成２３年３月から平成２７年３月までの避難費用（交通費及び引越し費用）、生活費増加費用（家財道具購入費用、通勤費増加費用等）及び平成２４年１月から平成２７年３月までの避難雑費並びに母子のみの避難期間中（平成２３年５月から平成２３年８月まで）における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用等の賠償が認められた事例

【公表番号１８２０※２】　自主的避難等対象区域（福島市）から母子のみで避難した申立人ら（父母及び未成年の子２名）について、平成２７年３月までの避難交通費、家族間面会交通費、一時帰宅費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１８２６※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）からいったん家族全員で避難したが、個人事業を継続するため父のみ単独で帰還した申立人ら（父母及び原発事故時２歳と０歳の子供２名）について、平成２４年１月から平成２７年３月までの避難費用（宿泊謝礼月額１万円、面会交通費）、生活費増加費用（二重生活による増加分月額３万円のほか、自家消費野菜分月額６５００円）及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号１８３３※２】　自主的避難等対象区域（川俣町）から福島県外に避難したものの、すぐに申立人父のみが帰還した申立人ら（父母、成年の子１名、未成年の子２名及び未成年の孫１名）について、平成２７年３月までの生活費増加費用（二重生活費増加分等）、避難費用（面会交通費、一時立入費用）、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１８６４※１】　父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（福島市）の自宅に戻り、母と未成年の子１名が平成２６年３月まで福島県外での避難生活を継続した申立人らについて、平成２６年３月までの避難費用、面会交通費、生活費増加費用、避難雑費等の賠償が認められた事例

【公表番号１８７５※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）から平成２４年４月にいったん県内の他の自主的避難等対象区域内の自治体に避難した後、平成２５年８月に県外に避難した申立人ら（母、未成年の子）について、平成２５年８月の県外避難も含めて原発事故と相当因果関係があるものと認め、避難雑費（平成２４年４月から平成２７年３月まで）が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９０６※１、※２】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、二女及び三女）について、１．申立人二女が当初の予定と異なり福島県外の専門学校に進学したことについての避難費用、生活費増加費用及び避難雑費が賠償され、２．申立人母と申立人三女が行った週末避難についての避難費用が賠償された事例

【公表番号１９５８※２】　自主的避難等対象区域（境石町）から自主的避難をした申立人らについて、平成２７年３月までの避難費用（避難先住居の地代、一時帰宅費用）及び避難雑費が損害として認められた事例

【公表番号１９７２※２】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、事故時未就学の子２名）について、申立人父は仕事のため避難できず、平成２３年１２月、申立人母が単独で子２名を連れて避難し平成２６年３月頃帰還したところ、これによって生じた平成２４年１月から平成２６年３月までの面会交通費、帰還にあたっての荷物移動のための交通費、二重生活に伴う生活費増加分及び避難雑費、平成２３年１０月から平成２６年３月までの検査交通費並びに平成２６年４月から平成２７年３月までの帰還後における短期週末避難に係る交通費の賠償が認められた事例

【公表番号１９７４※２】　自主的避難等対象区域（いわき市）から平成２４年６月に避難した申立人ら（母、子２名）について、当初から長期にわたる本格的な避難を希望していたものの、諸般の事情から短期の避難を繰り返さざるを得なかったことを考慮して、平成２４年６月の避難開始に合理性を認め、平成２４年６月から平成２５年３月までの引越費用、家財道具購入費用及び避難雑費が賠償されるなどした事例

【公表番号１９８６※６】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（夫、妻（原発事故時妊娠８か月）、長女（原発事故時５歳）、二女（事故後出生））について、平成２７年３月までの避難費用、生活費増加費用及び避難雑費の賠償、並びに、平成２９年３月に現住所へ帰還した際の帰還費用の賠償等が認められた事例

【公表番号１９８７※２】　自主的避難等対象区域（伊達市）から週末及び長期休暇期間のみ放射線の影響を避けて県外へ避難した申立人らについて、中間指針第五次追補が自主的避難によって生じた損害として子供及び妊婦以外の者への目安として認める額の賠償に加え、平成２４年１月から９月までの期間についても、避難に要した移動交通費及び面会交通費として標準的な金額の一部並びに生活費増加費用及び避難雑費として相当と認められる金額が、それぞれ損害として認められた事例

【公表番号１９９２※１】　自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、子）について、生活費増加費用及び移動費用、避難費用、避難雑費並びに線量計購入費が損害として認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１１５※１】　自主的避難等対象区域（古殿町）に居住していた申立人ら（父、母及び子２名）について、申立人らの自宅周辺の山林において一定の空間放射線量が測定されていたにもかかわらず、その除染がなされていなかったこと、申立人子らがいずれも未就学児であったこと等の事情を考慮して、平成２４年１１月頃の避難開始に合理性を認め、平成２５年１２月までの避難雑費等が損害として認められた事例

【公表番号２１２６※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）から県外に避難し、一時帰還したものの、再び県外に避難した申立人ら（母、未成年の長女、二女及び三女並びに長女の子２名（平成２４年及び平成２９年出生））について、二女及び三女の就学の状況や長女の子１名が出生したこと等を考慮して、平成２４年１月から平成２５年３月までの避難雑費の賠償が認められた事例

ケ　その他損害

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号３１９※２】　平成２３年４月に、夫婦でペットとともに、自主的避難等対象区域（郡山市）から妻の実家がある中国に避難した際の国際航空運賃やペットの検疫費用、宿泊費等の避難実費相当額等が賠償された事例

【公表番号３７６※１】 いわき市内で園芸業を営む申立人の、子供とともに自主的避難を実行したため出荷ができなかったことによる平成２３年３月から同年４月までの逸失利益について、前年の同期間の売上額との差額が賠償された事例

【公表番号４１８※１】 相馬市で農業を営む申立人について、水稲の作付けをしなかったことによる逸失利益（平成２３年３月から同年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号４７６※２】 父は仕事のため県北地域の自宅に残り、母親と子供２名が関西地方に自主的避難をした申立人らについて、母親の避難に基づく営業損害が賠償された事例

【公表番号６５５※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）で申立外の妻とともに観賞用植物の栽培を行っていた申立人について、申立外の妻が自主的避難を実行したために、水撒き等の十分な管理が困難となり商品が枯死したことにより生じた平成２３年出荷分の営業損害（逸失利益）及び平成２４年以降出荷分の営業損害（逸失利益）について、それぞれ、平成２２年度分の営業利益を基準として、支出を免れた必要経費（４割相当額）を控除した額が賠償された事例

【公表番号１０６６※２】 自主的避難等対象区域から平成２３年１０月に避難を開始した申立人らについて、平成２３年３月から平成２６年３月までの避難費用、生活費増加費用等のほか、原発事故以前に締結していた福島市内の自宅の新築工事請負契約を避難直後に合意解約したことにより発生した平成２３年中の解約金について全額の賠償を認める和解が成立した事例

【公表番号１５２６※１】 自主的避難等対象区域（福島市）で中古車販売業及び自動車修理業を営んでいたが、風評被害により収入が減少し、平成２３年９月に廃業した上で申立外の妻子の避難先に合流した申立人の営業損害（逸失利益）について、避難先において、平成２４年８月頃からの開業準備期間を経て同年１０月に同内容の事業を再開したこと等の事情を考慮し、売上げの全くなかった平成２４年８月分については原発事故の影響割合を８割、若干ながら売上げのあった同年９月分については原発事故の影響割合を４割として賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６５７※１】　自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人らのうち、化粧品販売業を営んでいたが避難に伴い営業不能となった申立人母について平成２３年３月から同年９月までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７１８※２】　平成２４年３月に自主的避難等対象区域（須賀川市）から県外に避難した申立人ら（父及び子２名）のうち申立人父が経営していた飲食店について、自主的避難のために休業を経て閉店したことによる営業損害（逸失利益）として、事故前３年間の売上げの平均値を基に算定した６か月分の貢献利益（１５０万円）が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８５４※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人の歯科技工士業にかかる営業損害について、平成２３年３月分から同年４月分まで原発事故の影響割合を５割ないし３割として賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９９５※３】　自主的避難等対象区域（福島市）で農業を営んでいた申立人らについて、原発事故後に増加したイノシシによる獣害の拡大を防止するため、田畑に電気柵を設置し、重機を用いて除草を行うなどしたことを考慮して、イノシシ対策費用として、電気柵や機材の購入費用又はそれらに一定割合を乗じて算定した額が賠償された事例

⑷　その他論点

（補足説明）

自主的避難等に係る損害に関し、上記⑴から⑶まで以外の論点に係る問題を有する事例を挙げた。避難開始時期の問題を含む事例、避難継続に係る事例等がある。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号２４０※１、※２、※４、※５】　県北地域（自主的避難等対象区域）に居住し、平成２３年８月頃に母親と子供が、同年９月頃に父親がそれぞれ中部地方に自主的避難を実行し、これに要した平成２４年３月分までの移動費用、引越代金、面会交通費、家財道具購入費、二重生活費増加等の避難費用及び生活費増加費用、平成２３年３月から同年１２月までの夫婦の精神的損害、同年３月から平成２４年３月までの子供の精神的損害及び同年１月から同年３月までの避難雑費について、既払金を控除して賠償が認められた事例

【公表番号５８４※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していたが、子供の甲状腺検査でのう胞が発見されたことから、子供の放射能被害を心配して平成２４年１１月に自主的避難を実行した申立人ら家族について、合理性を有する避難をした者に当たるとして、同月から申立ての前月である平成２５年３月までの避難費用、就労不能損害、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例

【公表番号８４４※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人らについて、自宅付近に比べて放射線量が著しく低い同一市内の地域への転居を避難と認めて、避難費用等が賠償された事例

【公表番号９４９※１～※５】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住している申立人ら（両親と子１名）のうち、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の専門学校に通っていた子について、原発事故により同校が会津地方に移転したため、自宅を離れ、同校の寮に入ることを余儀なくされたこと等による平成２３年５月から平成２４年３月までの精神的損害（月額２万円）、生活費増加費用（寮費及びタイヤ購入費用等）及び一時帰宅費用（実家への帰省費用）が賠償された事例

【公表番号１０２８※２】 宮城県伊具郡丸森町筆甫地区に転入することが原発事故前から確実に予定されており、原発事故発生当初の時期以降の平成２３年中に同地区に転入した申立人について、同地区に原発事故時に居住していた者を対象とする平成２４年１２月５日付け東京電力プレスリリースの基準を踏まえ、追加的費用等として４万円の賠償（平成２３年３月から平成２４年８月まで）が認められた事例

【公表番号１０４０※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、平成２３年６月に山形県に自主的避難を開始した申立人１名について、近隣に住む申立人らの長男夫婦及びその子らと一緒に自主的避難を行うことを原発事故直後から計画していたこと、長男の妻の出産を待って自主的避難を開始したこと、長男夫婦及び孫らもほぼ同時期に自主的避難を開始し、避難先も近接していたこと等の事情を考慮し、平成２３年８月までの避難費用及び平成２６年６月の帰還費用が賠償された事例

【公表番号１０５４※２】 自主的避難等対象区域（鏡石町）から原発事故直後に避難を開始した申立人ら（夫婦及び未成年の子ら（うち１名は事故後に出生）について、避難継続の合理性を認め、平成２４年６月までの生活費増加費用、避難雑費が賠償された事例

【公表番号１２２７※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）で申立人夫と同居し、平成２３年６月、申立人夫と離れて他県に避難した申立人妻及び申立人子ら（長女、二女）について、申立人夫が平成２４年３月に避難先とは別の県に転勤した後も避難先での生活を継続したことに関し、小学生である申立人長女の就学環境、申立人夫が短期間で再び福島県に転勤となる可能性があったこと等を考慮して、申立人長女の小学校卒業時期である平成２６年３月まで の避難費用、生活費増加分が賠償された事例

【公表番号１２２９※５】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、子２名（兄、妹））について、申立人（妹）の避難先での就学上の事情を考慮して、平成２７年４月分以降の面会交通費が賠償された事例

【公表番号１２４６※１】 原発事故時は自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らのうち未成年者を含む３名が事故後相当期間を経過している平成２５年７月に自主的避難を実行したが、平成２４年の県民健康調査や平成２５年に受けた検査等によって申立人らのうち未成年者を含む３名の甲状腺にのう胞が発見されたことから原発事故と自主的避難との相当因果関係を認めた事例

【公表番号１２７５※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）から県外に避難した申立人について、申立人と同居する子（２０歳代）が知的障害等を抱えており、子１人では被曝を回避するための合理的な行動をとるのが困難であること等の事情を考慮し、原発事故当初から平成２３年１２月までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号１３１６※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人（大人１人世帯）が平成２３年６月に避難を実行したことの合理性が認められ、避難実行によりかかった避難及び帰宅に要した移動費用（移動交通費、引越費用）及び生活費増加費用（宿泊費、住居費、いわき市の病院に通院するための交通費・宿泊費）について、平成２３年８月分まで賠償された事例

【公表番号１３８５※３】 自主的避難等対象区域（三春町）に居住していたが、原発事故後に短期間の避難を繰り返した後、平成２４年３月末に福島県外に長期の避難を行った未成年の子１名を含む申立人ら家族（うち大人１名は事故時住所に引き続き滞在）について、平成２４年１月分以降の避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号１４０１※１】 宮城県丸森町から外国人である申立人父の母国の実家に避難した申立人ら（夫婦及び未成年の子ら）について、申立人らの避難の状況、自宅周辺の放射線量等を考慮し、平成２３年４月から申立人らが実家に滞在していた平成２４年１０月分までの生活費増加費用及び避難雑費並びに平成２４年２月から同年７月までの申立人父の就労不能損害が賠償された事例

【公表番号１４２４※１】 自主的避難等対象区域（福島市）から平成２３年６月末頃から週末等に県外へ避難した申立人（成人）について、申立人が指定難病や精神疾患にり患していたこと等の事情を考慮して避難の合理性を認め、平成２３年６月分から同年８月分までの避難費用（避難先と自宅との往復に要する避難交通費）が賠償された事例

【公表番号１４６７※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、平成２６年３月から長期間の自主的避難を開始した申立人ら母子について、母が通学していた看護学校の卒業時期が同月であったこと、同月までの間も、子の夏休み等の時期に短期間の避難を繰り返していたこと等の事情を考慮し、同月からの避難開始の合理性を認め、避難費用（引越費用、住居費：平成２６年３月１日から同月末日まで）、生活費増加費用（二重生活増加費用：平成２４年１月１日から同年４月末日まで）の他、避難雑費（平成２４年１月１日から平成２７年３月末日まで）が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６２７※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人らについて、子らの避難による転校先における順応状況や原発事故に対する恐怖心が強かったこと等を考慮し、平成２４年１月分から同年３月分までの生活費増加費用（保育料及び家賃の各増額分）及び避難雑費（子１名当たり月額２万円）が賠償された事例

【公表番号１７０５※１】　自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた成人である申立人が、原発事故直後の平成２３年３月に１週間程度福島県外に避難をした後、自主的避難等対象区域に所在する婚約者の実家において生活し、その後の同年７月に福島県外に避難したところ、これらの避難に伴う一連の移動に合理性を認めて同年３月から同年７月までの避難費用（移動交通費）及び生活費増加費用（家財道具購入費）が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７２５※１】　県南地域（白河市）に居住していた申立人ら（祖母、父、母及び子３名）が、原発事故直後に短期間避難した後でいったん自宅に戻り、平成２３年６月から再度県外に避難したことについて、自宅付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上であったこと等を踏まえてその合理性を認め、平成２５年１２月分までの避難費用（共益費）、生活費増加費用（光熱費等）、避難雑費（子３名にそれぞれ月額２万円）等が賠償された事例

【公表番号１７３８※１】　申立人ら（祖母、父、母及び未成年の子供）のうち、原発事故後に申立人母及び未成年の子供が自主的避難等対象区域（伊達市）の自宅からの避難を検討し、避難先の部屋を借りる準備も進めたが、避難に伴う申立人母の退職や世帯の分離に伴う生活費の増加等の事情が解消されずに避難を断念した申立人ら（祖母、父、母及び未成年の子供）について、生活費増加費用（住居費）として、避難の検討中に負担した平成２４年１月分から同年３月分までの家賃分が賠償された事例

【公表番号１７４０※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、平成２３年３月に母（懐妊中）が故郷である外国に避難し、出産を経て同年末に母子でいったん帰国したものの、平成２４年７月に再度母子のみで外国に避難した申立人ら（父、母及び子）について、一連の避難経過に鑑み、平成２４年の避難についても合理性があるとして、精神的損害（申立人母について、出産前後の状況を踏まえて６万円増額した分を含む）のほか、平成２４年１２月までの避難交通費、宿泊謝礼、面会交通費、一時帰宅費用、生活費増加費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号１７５０※４】　自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住していた申立人ら（母及び未成年の子２名〔第二子は原発事故後に出生〕）について、原発事故直後に避難した後、平成２３年８月に自宅に一時帰宅した翌月に第二子を出産し、再び平成２４年７月に避難した一連の避難の経過及び平成２７年３月までの避難の継続に合理性を認め、同月までに生じた避難費用、一時帰宅費用等が賠償されたほか（ただし、申立外の元夫分を考慮し、平成２６年２月分までの損害は算定額の２分の１の限度で認める。）、平成３０年３月に申立人母の実家に帰還した際の引越費用、交通費等が賠償された事例

【公表番号１７５１※２】　自主的避難等対象区域（福島市）から宮城県に避難した申立人夫婦について、平成２３年６月上旬の避難開始に合理性を認めた上で、避難継続の合理的期間を平成２３年８月末までとし、同月末までを対象とする入居諸費用（敷金の一部、礼金、仲介手数料及び鍵交換費用等）、避難先家賃等、家財道具購入費用及び通勤交通費増加費用が賠償された事例

【公表番号１７８８※２】　自主的避難等対象区域（いわき市）から平成２４年２月に避難した申立人ら（父母及び子１名（成人））について、医師からの助言を踏まえて、精神疾患を抱える申立人子の原発事故に伴う被ばくへの不安等によるストレスを軽減しようと考えて避難を実

行した経緯に鑑み、同月に避難開始をするに際して支出した避難交通費、家財道具購入費が賠償された事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８０３※１、※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）から平成２４年１２月に避難を開始した申立人ら（母及び未成年の子２名）について、原発事故直後に避難を決意したものの、避難予定先で子の学校編入ができなかったため直ちに避難を実行できなかったこと等の事情を考慮して自主的避難の合理性を認め申立人母の平成２５年６月までの就労不能損害、平成２７年３月までの生活費増加費用（二重生活に伴う増加分）、一時帰宅費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号１８２０※２】　自主的避難等対象区域（福島市）から成２３年中に避難し、いったん帰還した後、平成２４年４月に再度母子のみで避難した申立人ら（父母及び未成年の子２名）について、平成２４年４月から平成２７年３月までの避難交通費、家族間面会交通費、一時帰宅費用、避難雑費等が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９６４※３】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら２名について、自主的避難等に係る損害として、１人当たり２０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９６８※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人１名（長女）、亡父及び亡母（いずれも申立人ら２名が相続）について、自主的避難等に係る損害として、１人当たり２０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９７０※３】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らについて、自主的避難等に係る損害として、１人当たり２０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９７３※３】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（夫婦及び妻の両親）各人に対して、自主的避難等対象地域に滞在したことに係る損害して、１人当たり２０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９８２※３】　帰還困難区域（富岡町）から自主的避難等対象区域に避難した申立人らにつき、自主的避難等に係る損害として、１人当たり２０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９９３※４】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（夫妻）及び夫の母である被相続人について、平成２３年４月２２日の緊急時避難準備区域の指定以降、同区域から避難せずに滞在した期間があったことから、自主的避難等に係る損害として１人２０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号１９９４※３】　帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人らについて、自主的避難等に係る損害として、１人当たり２０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０００※８】　居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（成人の子及び両親）につき、いずれも自主的避難等対象区域内に避難していたことから、自主的避難等に係る損害として１人２０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２００５※３】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人につき、自主的避難等に係る損害２０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０１１※３】居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫につき、自主的避難等に係る損害として、２０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０１６※３】緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から自主的避難等対象区域に避難した申立人長男及び申立人長男の妻について、自主的避難等に係る損害として、１人２０万円の賠償を認めた事例

【公表番号２０２２※４】　避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（母及び成人の子）につき、いずれも自主的避難等対象区域内に避難していたことから、自主的避難等に係る損害として各２０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０２４※８】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らのうち、自主的避難等対象区域内に避難していた申立人ら（父及び子）について、自主的避難等に係る損害として各２０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０２５※４】　避難指示解除準備区域（浪江町）において同居していた被相続人（申立人長男の母）及び申立人長男のうち、申立人長男について、自主的避難等対象区域に滞在していたことに係る損害の賠償が認められた事例

【公表番号２０２７※４】　避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らについて、自主的避難等に係る損害として、１人当たり２０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２０２９※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（夫婦）のうちの申立人妻について、自主的避難等対象区域に滞在していたことに係る損害の賠償が認められた事例

【公表番号２０３０※５】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人ら夫妻につき、いずれも自主的避難等対象区域内に避難していたことから、自主的避難等に係る損害として各２０万円の賠償が認められるなどした事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０３８※５】　避難指示解除準備区域（双葉郡）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、自主的避難等対象区域内に避難していたことから、自主的避難等に係る損害として２０万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０４３※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、原発事故後も避難しなかった申立人の亡父（平成２４年５月死去。申立人が相続。）及び申立人について、自主的避難等に係る損害（各２０万円）の賠償が認められた事例

【公表番号２０４６※４】　原発事故時は海外赴任中であり、平成２３年６月に帰国を予定していた申立人について、帰国後に生活拠点となり得る場所は川俣町（避難指示解除準備区域）の実家しかなく、帰国後一定期間は実家に居住する予定であったものの、避難指示等によって帰国後も実家に戻れず自主的避難等対象区域における避難生活を余儀なくされたことを考慮して、自主的避難等に係る損害につき、合理的な範囲（令和５年１月３１日付け東京電力プレスリリースの定める損害額の約９分の７）の賠償が認められた事例

【公表番号２０５５※３】　原発事故当時、住民票上の住所は須賀川市にあったが、平日は緊急時避難準備区域（特定避難勧奨地点の設定のあった行政区である南相馬市原町区大原地区）所在の実家に居住し、週末のみ須賀川市の自宅で暮らしていた申立人について、申立人の生活の本拠が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区大原地区）にあったと認めて、自主的避難等に係る損害として中間指針第五次追補の定める目安額２０万円から既払金１２万円を控除した８万円が賠償された事例

【公表番号２０５６※１】　原発事故当時地方公共団体が一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住しており、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら（父母及び子供２名）のうちの父母に係る自主的避難等に係る損害について、直接請求手続における母に対する既払額を１２万円とする東京電力の主張を排斥し、中間指針第五次追補の目安額２０万円から既払金４万円（平成２４年１２月５日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償である追加的費用等）を控除した額の賠償がそれぞれ認められた事例

【公表番号２０８７※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅に居住していたものの、ペットを自主的避難等対象区域（相馬市）の親族宅に預けて福島県外に避難した申立人妻について、上記避難後も１年以上にわたって定期的に上記自宅及び親族宅への一時立入り（１か月

に二、三回立ち入るとともに、上記自宅に１回二、三泊程度滞在した。）を続けていたこと等を考慮して、中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害（２０万円）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２０８８※１、※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人夫婦について、原発事故後福島県外に避難していた申立人妻が平成２３年７月に一旦事故時住所に帰還した後、同年１０月に再度夫婦で福島県外の別の避難先に避難したところ、当該時期に再度避難を開始することに合理性を認め、再度の避難に要した費用、平成２３年１１月から平成２４年３月までの避難費用及び生活費増加費用、令和３年４月頃に再度郡山市に帰還した際に要した費用の賠償が認められた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１０９※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から福島県外に避難した申立人夫婦について、平成２３年４月２２日に緊急時避難準備区域が指定された後も避難先から同区域内にある勤務先に通勤していたことなどから、自主的避難等に係る損害として各２０万円の賠償が認められた事例

【公表番号２１４５※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅から避難した申立人夫妻について、避難先から自宅へ多数回の一時立入り（宿泊を伴うものを含む。）を行っていたことを考慮して、中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害（各２０万円）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号２１５２※２】　大学等への通学のため福島県外に居住していたが、原発事故時は春休み期間を利用して緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に帰省していた申立人長女及び二男について、いずれも卒業後は実家に戻る可能性が高かったことから、上記居住先は修学のための一時的な居所にすぎず、生活の本拠は実家にあったとし、さらに、原発事故後直ちにそれぞれの居住先へ避難したものの、平成２３年４月２３日から同年１２月３１日までの間、実家へ複数回立ち入り、一定期間滞在していたことを考慮して、東京電力令和５年１月３１日付けプレスリリース記載の自主的避難等に係る損害各２０万円の賠償が認められるなどした事例

第１１　その他

１　除染費用（中間指針第二次追補第４）

⑴　中間指針等の整理

中間指針における除染に係るもの

・中間指針第３　政府による避難等の指示等に係る損害について

（中間指針第３の３：一時立入費用）
避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。以下同じ。）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

（中間指針第３の７：営業損害（一部抜粋））
Ⅰ）従来、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。
Ⅱ）また、Ⅰ）の事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（従業員に係る追加的な経費、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。
Ⅲ）さらに、同指示等の解除後も、Ⅰ）の事業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（機械等設備の復旧費用、除染費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

（中間指針第３の１０：財物価値の喪失又は減少等（一部抜粋））
財物につき、現実に発生した以下のものについては、賠償すべき損害と認められる。なお、ここで言う財物は動産のみならず不動産をも含む。
Ⅱ）Ⅰ）のほか、当該財物が対象区域内にあり、
① 財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合
又は、
② ①には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

・中間指針第５　政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害

［対象］
農林水産物（加工品を含む。以下第５において同じ。）及び食品の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限又は農林水産物及び食品に関する検査について、政府が本件事故に関し行う指示等（地方公共団体が本件事故に関し合理的理由に基づき行うもの及び生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む。）に伴う損害を対象とする。

［損害項目］
1　営業損害（一部抜粋）
Ⅳ）さらに、同指示等の解除後も、同指示等の対象事業者又はⅢ）の加工・流通業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（農地や機械の再整備費、除染費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

・中間指針第６　その他の政府指示等に係る損害

［対象］
前記第３ないし第５に掲げられた政府指示等のほか、事業活動に関する制限又は検査について、政府が本件事故に関し行う指示等に伴う損害を対象とする。
［損害項目］
1　営業損害（一部抜粋）
Ⅱ）また、同指示等の対象事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（商品の回収費用、保管費用、廃棄費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（水道事業者による代替水の提供費用、除染費用、校庭・園庭における放射線量の低減費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

・中間指針第７　いわゆる風評被害について

（中間指針第７の１：一般的基準（一部抜粋））
Ⅳ）損害項目としては、消費者又は取引先により商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた次のものとする。
①　営業損害
取引数量の減少又は取引価格の低下による減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用（商品の返品費用、廃棄費用、除染費用等）

（中間指針第７の５：輸出に係る風評被害（一部抜粋））
Ⅰ）我が国の輸出品並びにその輸送に用いられる船舶及びコンテナ等について、本件事故以降に輸出先国の要求（同国政府の輸入規制及び同国の取引先からの要求を含む。）によって現実に生じた必要かつ合理的な範囲の検査費用（検査に伴い生じた除染、廃棄等の付随費用を含む。以下（備考）の３）において同じ。）や各種証明書発行費用等は、当面の間、１Ⅲ）①の類型として、原則として本件事故との相当因果関係が認められる。

（備考等抜粋・要約：中間指針第３の３一時立入費用関係）
対象区域外滞在をしている場所から上記集合場所までの移動に際して、参加者がその往復の交通費等を負担する場合や、上記集合場所から住居地区までの交通費、人及び物に対する除染費用、家財道具（自動車等を含む。）の移動費用等について負担する場合も否定できず、このような「一時立入り」への参加に要する費用については、本件事故により住民の安全確保の観点から住居を含む警戒区域内への立入りが原則として禁止されたことに伴い、「一時立入り」を行う者が住居から当面の生活に必要な物品の持ち出し等を行うために必要な費用であるから、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることができる（備考２）。

（備考等抜粋・要約：中間指針第３の１０財物価値の喪失又は減少等関係）

指針Ⅰ及びⅡについて、合理的な修理、除染等の費用は、原則として当該財物の客観的価値の範囲内のものとするが、文化財、農地等代替性がない財物については、例外的に、合理的な範囲で当該財物の客観的価値を超える金額の賠償も認められ得る（備考４）。

（中間指針第二次追補第４）
除染等に係る損害は、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。
Ⅰ）本件事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められる。
Ⅱ）住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋・要約）
ア　指針Ⅰについて、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第四十四条第一項においては、「事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第三条第一項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。」と規定されているが、特別措置法に基づく措置に直接要する経費のみならず当該措置に伴う財物損壊や営業損害等を含め、同法第四十四条第一項の対象となるか否かにかかわらず、指針Ⅰに該当するものは原子力損害として賠償の対象となる（備考１）。
イ　指針Ⅱについては、現存被曝状況や避難状況にある住民の放射線被曝に対する不安や恐怖は深刻であり、これらの不安や恐怖を緩和するため、地方公共団体及び教育機関が、子供を対象とした外部被曝線量の測定、日常的に摂取する食品の放射能検査等の対策を余儀なくされていることを考慮した（備考２）。

⑵　当該指針等に関する和解事例

（補足説明）
上記各指針に示されているように、除染費用が原発事故との相当因果関係のある損害に当たる場合は多く、ある意味当然の費用である。しかしながら、避難等対象区域はもとより自主的避難等対象区域においても公の除染計画があるのが通常であるから、以下に示す事例は、それを待たずに自主的に除染を行った場合等が多い。東京電力が自主的除染の費用の賠償について直接請求の手続における取扱い公表したのは平成２６年９月１８日付けプレスリリースからである。
なお、避難等対象区域とそれ以外の自主的避難等対象区域等に係る事例に区分して紹介した。

ア　避難等対象区域に係る事例

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１６０※１】　原発事故当時、避難指示区域（富岡町）に居住していた申立人らについて、車の部品交換を含む洗浄等、洋服のクリーニング等に係る除染費用の賠償が認められた事例

【公表番号１５７※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、平成２３年７月に同区域に帰還した者が、自宅の放射線量が高かったために帰還後に行った植木の伐採、屋根の洗浄等に係る費用が除染費用として認められた事例

【公表番号１７４※１、※２】 原発事故当時、避難指示区域（旧計画的避難区域）所在の事業所において精密機械等の製造業を営んでいた申立人について、原発事故による放射性物質の放出により、各工場の除染費用、出入口エアーシャワー室の設置、改修及び屋根修理に係る費用の負担を余儀なくされたとして、いずれの費用についても追加的費用の賠償が認められた事例

【公表番号１７９※１】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（大人３名）が避難を余儀なくされ、平成２３年６月に帰還し、自宅敷地の除染を自主的に行ったとして、当該除染費用の賠償が認められた事例

【公表番号１８９※１】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人が、自宅敷地の除染費用の賠償が認められた事例

【公表番号２２０※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）市街地に居住していた者が行政区長からの指示で行った自宅敷地の庭木の伐採に係る費用が除染費用として認められた事例

【公表番号２２２※３】 避難指示区域（大熊町）に居住し、墓を所有していた申立人が原発事故により避難を余儀なくされ、墓の解体・除染・運搬費用、改葬費用、永代使用料及び塔婆立建立代について、必要かつ合理的な額として賠償が認められた事例

【公表番号５２１※５】 緊急時避難準備区域から２か月間避難していた申立人ら家族所有の自宅建物の除染を目的とする屋根全部の葺替工事費用について、その半額が原発事故と相当因果関係があるものとして賠償された事例

【公表番号５３９※２】 フランチャイジーとしてコンビニエンスストアを経営し、原発事故により避難指示区域内及び緊急時避難準備区域内の店舗の営業休止を余儀なくされた申立会社について、店舗の営業再開のために生じた平成２３年３月分から同年８月分までの追加的費用（店舗内の洗浄消毒費用、設備の除染費用）が賠償された事例

【公表番号５８３※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅敷地内除染費用について、樹木の枝葉打ちでは不十分であるとして、樹木伐採に要した費用２００万円（対象期間平成２３年３月から平成２４年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号７８９※１】 宮城県を拠点に産業廃棄物処理事業を営む申立会社が搬入物の放射線 量を測定するために設置した測定器（設置型放射線測定器等）購入費用等（平成２３年３月分から平成２５年２月分まで）について、原発事故後、申立会社は増収増益であり、上記費用は申立会社に廃棄物処理を依頼した取引先に対する代金転嫁されているため損害がなく、もし仮に損害があるとしても損益相殺の対象となるという東京電力の主張を、追加的費用であることを理由に排斥し、賠償を認めた事例

【公表番号７９８※１】 避難指示区域の宗教法人について、本殿の壁を高圧洗浄機で洗浄するなどした除染費用が賠償された事例

【公表番号８８０※３】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（広野町）に居住していた申立人が、業者に樹木伐採を依頼した際にかかった費用７万円余りについて、除染費用として賠償が認められた事例

【公表番号９５２※３】 帰還困難区域（大熊町）で不動産販売業等を営んでいた申立会社が、事業所から資料を持ち出す際の従業員の安全を確認するため及び不動産取引の際の重要事項として線量を説明するために必要であるとして購入した放射線測定器の購入費用１８万９０００円が賠償された事例

【公表番号９７４※１】 南相馬市避難要請区域にある自宅敷地の除染を自主的に行った申立人について、業者の請求書や領収書、除染作業の状況や除染作業中における放射線量の測定結果を撮影した写真、業者の作業日報等の証拠に基づき、請求額と同額の除染費用（樹木伐採、枝葉処理、木の根起こし、庭石の洗浄、庭土の入替え処理に係る費用）の賠償が認められた事例

【公表番号１０３５※１】 緊急時避難準備区域内の自宅建物及び敷地の平成２３年８月実施の除染費用（屋根と外壁の高圧洗浄、敷地の表土剥ぎ及び砕石敷き）全額の賠償が認められた事例

【公表番号１０４２※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、平成２６年８月に除染目的で自主的に屋敷林を伐採した申立人について、伐採前の線量の高さ等を考慮して、伐採費用の全額が賠償された事例

【公表番号１０５５※２】 自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人らについて、平成２５年７月と同年１１月に除染のために屋敷林を伐採し、平成２６年４月に伐採後の枝葉等を処分した伐採・処分費用が賠償された事例

【公表番号１０７３※１】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、平成２６年１１月に除染のために業者に依頼して自宅の屋敷林を伐採した申立人の伐採費用について、平成２６年４月に行われた南相馬市による除染作業後も放射線量があまり低下しなかったことや、申立人が小中学生の孫と同居していること等の事情を考慮し、伐採費用全額の賠償が認められた事例

【公表番号１１０７※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、平成２４年から平成２６年にかけて複数回実施された自宅等の植木伐採や草取りの費用が、除染費用として賠償された事例

【公表番号１１４６※１】 南相馬市避難要請区域（南相馬市鹿島区）所在の申立人所有の自宅建物について、平成２６年１２月に実施した雨どいの掛替工事代金の一部が除染費用として賠償された事例

【公表番号１２２８※１】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）所在の申立人らの自宅に係る除染費用について芝生撤去工事及び生垣手入れの費用が賠償されたことに加え、除染に伴い必然的に生じた追加的費用として芝生植栽工事の見積金額２０万５２００円の一部１５万円が賠償された事例

【公表番号１２８０※２】 緊急時避難準備区域から避難し平成２４年３月に帰還した申立人らについて、自治体による除染後も自宅の放射線量が高かったこと等を考慮し、自主的に実施した除染のための費用が賠償された事例

【公表番号１３０６※１】 申立人が所有する緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）所在の土地の樹木の平成２６年８月から平成２７年５月までに実施した伐採費用等について、同土地が特定避難勧奨地点のある行政区に存すること等から除染の必要性を認めた上で、除染のために必要かつ合理的な範囲を考慮し、支出額の約５割が賠償された事例

【公表番号１４９３※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、避難実行により自宅を管理できず補修の必要が生じたため、また、自宅内の線量を低減させるためとして、平成２５年に実施した自宅の修繕工事代の一部（工事場所ごとに２割から５割相当額）等が認められた事例

【公表番号１５０５※１】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、平成２８年１２月に除染のために業者に依頼して自宅の屋敷林を伐採した申立人の伐採費用について、南相馬市による除染作業後も放射線量があまり低下しなかったことや、申立人宅で、孫２名（小学生）が日中過ごしていること等の事情を考慮し、伐採費用全額の賠償が認められた事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６０３※３】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所在する自宅兼作業所が特定避難勧奨地点に指定された申立人らについて、自宅兼事業所の放射線量を計測する目的で購入した放射線測定器の購入費用２５万円のうち直接請求における既払金１０万円を除く１５万円が賠償された事例

【公表番号１６５６※１】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人について、平成２５年に実施した自宅敷地の表土除去及び立木伐採等の除染費用が賠償された事例

【公表番号１６９４※１】　地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住する申立人らが、平成２７年に除染目的で行った住居周辺の屋敷林の伐採及び整地作業について、立証の程度等を考慮し、業者に依頼した部分に係る支出費用、申立人ら自身や近隣住民が実施した部分に係る労賃分等のいずれについても５割の限度で賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７２１※２】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、平成２８年１月に実施した屋敷林の除染目的の伐採費用の７割相当額が賠償された事例

【公表番号１７６８※１】　避難先から居住制限区域（浪江町）の自宅に帰還して生活していた申立人について、国により実施された自宅及びその周辺の除染に未実施部分があって放射線量が高いままとなっており、再度の除染を自治体に依頼したが実施されなかったため、申立人が業者に依頼し、令和２年１０月頃に実施した自宅敷地の舗装除染工事費用のうち、実施された除染工事の内容を踏まえ、その５割相当額が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１９３０※３】　緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人について、同人が除染の目的で費用を支出して実施した屋敷林の伐採及び屋根瓦の葺き替えについて、そのころ同人に子が生まれたことや当時の周辺地域における放射線量等を考慮して必要性を認め、その費用の一部が除染費用として認められた事例

【公表番号１９４０※１】　申立人らが平成２３年秋頃に除染目的で実施した緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）の自宅の庭及び私道のアスファルト工事費用のうち、私道部分については、私道の長さや自宅との位置関係等を考慮して、２割の限度で必要性及び相当性を認めた上で、全体について、アスファルト舗装に伴う土地の資産価値の高まり等を考慮して、７割の限度で賠償を認めた事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１３７※１】　緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人夫について、自宅周辺の公的除染が２回実施されて数年が経過した後も自宅の屋敷林付近の地表での測定線量が高かったため、専門業者に委託して屋敷林を伐採したこと、伐採された枝木の処分を申立人らが自ら行うなどして委託費用を節減したこと等の事情を考慮し、除染費用として、屋敷林伐採の委託費用全額の賠償が認められるなどした事例

イ　避難等対象区域外（自主的避難等対象区域等）に係る事例

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号１５５※１】　原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人について、農地の表土鋤取り、表土移設、埋立て及び客土による除染費用等約４８万円（平成２３年３月から同年９月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号１６６※３】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、住居等について除染を実施した者について、提出された除染証明書等の資料により除染の必要性相当性が認められ、除染実施に係る費用が認められた事例

【公表番号１７５※１】 原発事故当時、茨城県牛久市に居住していた申立人ら（大人４名）について、平成２３年３月から平成２４年３月までに発生した庭木の剪定・枝葉の処理費用、ゴミ処理にかかった費用等を主とする除染費用の賠償が認められた事例

【公表番号２０７※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人が、平成２３年９月に自宅周辺の立木を伐採する除染を実施したとして、除染実施に係る４９万円の費用の賠償が認められた事例

【公表番号２２６※２】 自主的避難等対象区域（二本松市）に居住する兼業農家である申立人が自家消費分の野菜の作付けを再開するために表土剥ぎ取りの方法で行った除染に係る費用７万円が認められた事例

【公表番号２４３※１】自主的避難等対象区域（郡山市）市街地の自宅周りの除染費用（庭木伐採、芝張り撤去、表土撤去等）９４万５０００円が賠償された事例

【公表番号２５４※１】 自主的避難等対象区域（福島市）所在の申立人所有の自宅建物（原発事故前に新築工事に着工し、原発事故後に完成）の基礎部分の除染費用が賠償された事例

【公表番号２５５※１、※２】 自主的避難等対象区域（郡山市）所在の申立人について、自宅敷地の除染費用（庭土の除去工事及びコンクリート舗装工事等）、除染のために必要な放射線測定器及び高圧洗浄機の購入費用が賠償された事例

【公表番号２８７※１】 自主的避難等対象区域（福島市）所在の申立人所有の自宅敷地の除染費用（除去土壌運搬費用、ブロック塀設置代、作業用器具購入費用、線量計購入費用、申立人による除染作業に対する労賃相当額等）が賠償された事例

【公表番号３５６※１～※３】 県北区域（自主的避難等対象区域）で食品製造販売業を営んでいた申立人について、風評被害により、小売店への直接販売が減少したこと及び催事の中止により催事での販売ができなくなったことに伴う逸失利益、検査費用及び製造工場・敷地の除染費用等が賠償された事例

【公表番号３５８※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）市街地の自宅建物及び庭について平成２４年４月から同年６月までに行われた除染費用（高圧洗浄、芝張り撤去、コンクリート打設等）が賠償された事例

【公表番号３６１※１】 自主的避難等対象区域（田村市）で健康食品の製造・販売を営む申立人について、製品の原料を生産する桑園の表土の入れ替えによる除染費用全額の賠償が認められた事例

【公表番号３８３※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）所在の申立人所有の自宅建物及びその敷地について、平成２３年３月から同年１２月までに業者に依頼して行われた除染費用全額が賠償された事例

【公表番号３９３※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）所在の申立人所有の自宅敷地について、平成２３年３月から同年４月までに業者に依頼して行われた除染費用が賠償された事例

【公表番号４０２※１】 郡山市に所在する自宅の庭の芝生が放射性物質に汚染されたとして、当該芝生の除去及び運搬を園芸業者に依頼した申立人について、除染費用（芝撤去工事代）及び線量計購入費用が賠償された事例

【公表番号４０７※１】 本宮市所在の自宅敷地内の汚染土除去等の作業（平成２４年７月）を業者に依頼した費用について、除染費用として賠償された事例

【公表番号４１２※１、※２】 茨城県所在の株式会社の社員寮敷地の除染費用及び線量計購入 費用が賠償された事例

【公表番号４１７※２】 宮城県で稲わらを買い付け販売している申立人について、汚染された稲わらを保管していた牛舎の除染費用等の賠償が認められた事例

【公表番号４３２※１】 申立人が、福島市の自宅を除染する目的で購入した高圧洗浄機の購入費用及び外壁等除染洗浄作業のため支出した費用（平成２３年３月から同年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号４４４※１】 原発事故により自主的避難等対象区域（天栄村）に所在する自宅の敷地が放射性物質に汚染されたとして、平成２３年１０月に敷地内の樹木の伐採及び搬出を造園業者に依頼し、平成２４年７月に敷地内の表土の除去及び搬出を電気工事会社に依頼した申立人らについて、これらに支出した除染費用等が賠償された事例

【公表番号４５０※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に所在する申立人所有の自宅建物及び敷地について、平成２３年３月から同年１２月までの、外構工事代、除染作業代、線量計購入費及び高圧洗浄機等の購入費用が除染費用として賠償された事例

【公表番号４７４※１】 福島市で食品加工業を営む申立会社について、工場の除染費用（工場屋根交換費用）の損害賠償が認められた事例

【公表番号４８０※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に所在する高層マンション（申立人は、区分所有者全員で構成されたマンション管理組合）について、領収書の金額の限度で、平成２３年３月から平成２４年８月までの除染工事費用が賠償された事例

【公表番号５１０※１】 白河市所在の申立人が平成２４年５月及び同年６月に実施した自宅敷地についての除染の費用が賠償された事例

【公表番号５３５※２】 自主的避難等対象区域（福島市）所在の申立人所有の自宅敷地の除染費用（平成２３年９月に実施した表土入替え、コンクリート舗装等）が賠償された事例

【公表番号５５１※１】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人について、自宅建物の外壁、屋根、土間コンクリートの高圧洗浄、敷地の表土入替、庭木の伐採剪定の方法による除染費用６０万円（平成２３年３月から同年５月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号５６０※１】 福島県中通りにおいて総合病院を経営する申立人について、患者のリハビリ等に使用される場所である庭園の除染費用の賠償が認められた事例

【公表番号５６５※１】 自主的避難等対象区域（福島市）内の自宅兼店舗で飲食店を営む申立人について、平成２３年３月から平成２４年４月までに支出された、自宅兼店舗の除染費用及び軒下に保管していた食材を外気から遮断する障壁設置工事費用が賠償された事例

【公表番号６０９※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住する申立人が、放射線測定器及び高圧洗浄機を購入し、また、公的除染に先立って平成２３年８月から同年９月にかけて自宅敷地の除染（表土削り取り・入替、レンガ洗浄・敷きなおし、枕木の除去等）を業者に依頼したところ、これらの費用が賠償された事例

【公表番号６１８※３】 県南地域で木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより平成２３年３月から同年１２月にかけて生じた保管費用及び除染費用等の追加的費用が賠償された事例

【公表番号６２５※４】 自主的避難等対象区域（二本松市）から母子避難を実行した申立人らについて、除染のために購入した高圧洗浄機及びレインコートの取得費用等が賠償された事例

【公表番号６３２※１】 自主的避難等対象区域所在の申立人所有のテニスコートの除染費用について、実際に支出された砂の入替え費用については全額が、人工芝の張替え費用については半額が、それぞれ賠償された事例

【公表番号６３７※３】 自主的避難等対象区域内から父母と子供１名が関東地方へ自主的避難を実行し、平成２４年５月に父が先に同区域内へ戻り、さらに平成２５年３月に母子も戻った申立人らが、帰還先の自主的避難等対象区域内の線量を計測するため、平成２４年２月に購入した線量計の購入費用が賠償された事例

【公表番号６５２※３】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らが、自宅庭の芝部分の除去及びコンクリート舗装工事の方法による除染を実施し、その費用等約１０万５０００円（平成２３年３月から平成２４年１２月まで）が認められた事例

【公表番号６６３※２】 福島県中通りで木材チップの製造・販売業を営む申立会社について、風評被害を避けるために発生した、原材料の除染に係る機器の購入費用、工場内や製品の放射線量を測定する検査機器の購入費用等が賠償された事例

【公表番号６６６※３、※４】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らについて、除染費用等（自宅の庭撤去費用）約３７万６０００円のほか、除染や被曝回

避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用の損害賠償（いずれも、対象期間は平成２３年３月から同年１２月まで。）が認められた事例

【公表番号７０５※３】 福島市所在の申立人所有の自宅建物の除染費用（屋根の葺き替え工事委託費用）の約半分が賠償された事例

【公表番号７０８※２】 県南地域（白河市）に居住する申立人らについて、白河市所在の自宅敷地の除染費用が賠償された事例

【公表番号７５８※２】 自主的避難等対象区域に学校を設置する申立人について、平成２３年３月から平成２５年３月までに支出を余儀なくされた放射能検査機器等購入費用、除染費用、その他学生等の安全確保のための追加的費用が賠償された事例

【公表番号７８２※１】 原発事故当時、宮城県で家畜飼料用の牧草の生産・販売業を営んでいた申立人らが、原発事故により牧草地の除染を余儀なくされたとして、牧草地の除染費用（除染資材購入費及び除染作業費）が領収書に基づく請求額で賠償された事例

【公表番号７８５※１】 宮城県丸森町の畜産農家を組合員とする組合である申立人について、原発事故後、牧草から許容値を超える放射性物質が検出されたことを受け実施することとなった牧草地の除染及び除染後の整地作業のために使用する機械の購入にかかった費用が賠償された事例

【公表番号７９５※１】 福島県等の採取業者から漢方生薬の原料生薬を仕入れ、加工して取引先に販売していた申立人について、当該原料生薬に関し厚生労働省から放射性物質の検査・洗浄の徹底を指示する旨の通達が出され、取引先からも原料生薬洗浄を要求されたことから、高性能生薬洗浄機の開発・購入を余儀なくされたとして、高性能生薬洗浄機の取得費用が賠償された事例

【公表番号８１４※３】 自主的避難等対象区域に居住していた申立人らについて、線量計購入費用のほか、自宅の除染について、自ら行った部分については労賃相当額の、業者に依頼して行った部分については業者への支払相当額の、各賠償が認められた事例

【公表番号８２４※１、※２】 福島県中通り（自主的避難等対象区域）で放し飼いの養鶏業を営んでいた申立人について、平成２４年３月から同年４月までの養鶏場敷地の除染費用（表土除染工事代金）及び養鶏場の土壌の放射性物質の検査のために要した交通費（平成２４年４月から平成２５年１月まで）が賠償された事例

【公表番号８５３※１】 自主的避難等対象区域（二本松市）で稲作をしていた申立人について、自ら水田の除染作業（稲わらの除去、草刈り等）を行った作業労賃（平成２３年３月から平成２４年５月まで）及び深耕作業に適した中古トラクターへの買替え費用の一部が賠償された事例

【公表番号８７１※８】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（大人２名、子供３名）について、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用が賠償された事例

【公表番号８９４※２】 原発事故発生当時、自主的避難等対象区域に居住していた申立人が自宅の宅地について行った自主除染費用の賠償が認められた事案

【公表番号９１３※１】 伊達市内で水田用水路の管理等を行っている水利組合が、用水路に土砂が堆積したものの、放射性物質を含む土砂の処理が困難であるため、土砂の堀上げを断念し、通水のために揚水ポンプを設置した事案において、上記水利組合が平成２５年５月から同年９月までの間に負担した揚水ポンプ一式の購入費用及びポンプ設置費用相当額が賠償された事例

【公表番号９３７※２】 自主的避難等対象区域の申立人ら（父母と３名の子）について、除染のための高圧洗浄機及び線量計の購入費の賠償が認められた事例

【公表番号９８６※１】 会津地域で幼稚園を運営する法人について、平成２３年中に行われた除染費用（砂場の入換え工事費用、園庭の除草作業の委託費用、外壁の洗浄や再塗装等の園舎除染工事費用）の賠償が認められた事例

【公表番号１００６※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）で美容室を営んでいたところ、原発事故後の混乱により、地震で破壊したガラス窓を直ちに修理することができず、店舗内の放射線量が高くなったとして除染目的で店舗の内装工事等を行った申立人について、除染費用として平成２４年３月に実施した店舗改装工事に要した費用の一部（工事内訳：①仮設工事、②木工事、③内装工事、④家具工事、⑤看板工事、⑥諸費用）が賠償された事例

【公表番号１０１１※３】 自主的避難等対象区域（福島市）から同一市内に新居を建てて避難した申立人ら世帯（夫婦と子２名）について、避難先の線量も高く不安を抱いたこと等から、自宅の除染費用等を認めた事例

【公表番号１０１４※２】 東北地方の地方公共団体である申立人について、牧草地の除染を効率的に進めるためのＧＰＳ購入費（平成２４年３月から同年１１月まで）が賠償された事例（和解案骨子において、各損害項目についての考え方の骨子が示されている。）

【公表番号１０２４※２】 自主的避難等対象区域（郡山市）で実家の両親と同居し、夫が単身赴任を終えるまでは両親との同居を続ける予定であったが、原発事故後に夫の単身赴任先である外国に避難した妻子について、線量計購入費用（平成２３年７月）が賠償された事例

【公表番号１０８０※１】 自主的避難等対象区域外に居住する申立人について、提出された除染作業報告書から除染の必要性を認め、自宅敷地の除染費用（芝撤去、表土入替、砂利入替、汚染土の埋設等）及び除染見積等作成費用（平成２３年３月から平成２４年１２月まで）の全額の賠償が認められた事例

【公表番号１１０８※１】 山形県東部に居住する申立人が平成２４年３月に実施した自宅の除染費用（庭等の土壌入替やコンクリート敷設等）について、除染作業の内容や敷地内の放射線量等に鑑み自主的除染の必要性を認め、除染のため外部委託した外構工事代金の賠償（東京電力からの直接請求における外部委託費用についての既払金との差額）が認められた事例

【公表番号１１３０※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住する申立人が、原発事故に伴い購入した放射線量測定器について、購入後の点検校正費用、電池購入費用が賠償された事例

【公表番号１１３１※１】 自主的避難等対象区域内に居住する申立人が原発事故後に新築した自宅について、建築基礎部分に放射性物質で汚染されたコンクリート材が使用されたため、建物内の放射線量が建物外よりも高くなっていたこと等の事情に鑑み、除染費用として建築基礎部分の解体及び新設工事費用全額の賠償（期限の定めなし）が認められた事例

【公表番号１１６０※１】 自主的避難等対象区域（石川郡浅川町）の耕作地を賃借して米作を営んでいたが、耕作地の近隣の水田で栽培された米から放射性物質が検出されたため、賃料として収穫した米を納めていた地主から除染の実施を求められ、平成２４年４月から同年５月までに反転耕による除染作業を行った申立人について、除染作業の費用の一部が賠償された事例

【公表番号１２１９※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）に所有する旧自宅で生活していた申立人らについて、平成２３年９月の大雨により旧自宅がり災し、全壊とされたことから旧自宅を取り壊した上、旧自宅敷地を売却して転居する必要が生じたため、旧自宅敷地の自主除染を実施し、その後、新たに同市内に購入した転居先についても自主除染を実施したことに関し、旧自宅の除染については、当時の線量のままでは売却できない旨の不動産業者による指摘があったこと等を考慮して除染費用の８割が賠償され、転居先の除染についても、行政機関による除染が未了であったこと等を考慮して除染費用の８割が賠償された事例

【公表番号１２５５※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）所在の申立人所有の建物の除染のために屋根の葺き替え工事が実施されたことについて、葺き替え前の屋根の素材（アスファルトシングル屋根材）の性質上、高圧洗浄の方法を採ることができず、葺き替え工事の実施が合理的と考えられることを考慮して、平成２８年７月から平成２８年８月までに実施された工事費用の一部（解体工事費用の全額と新たな屋根工事費用を含むその他の工事費用の２割に相当する額）が除染費用として賠償された事例

【公表番号１２５６※３】 申立人ら（母子）が、県南地域（西白河郡矢吹町）にある自宅を平成２３年５月に除染した工事費用（汚染された土壌の除去等）の一部が賠償された事例

【公表番号１２６０※１】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住する申立人について、申立人が自宅除染で生じた汚染土の仮置きをしている地区において自治体による仮置き場の整備が進んでいないことを考慮して、自宅の除染で生じた汚染土の仮置きのために支払った土地使用料年額５万円（平成２８年４月から平成２９年３月までの期間）につき、その全額が除染費用として賠償された事例

【公表番号１３１８※１】 自主的避難等対象区域（いわき市）所在の幼稚園を運営する学校法人である申立人が、平成２３年７月に教室内への放射性物質の侵入防止のために購入した泥落とし用マットの購入費について、購入額の６割相当額から購入に伴い市から支給された補助金との差額分相当額が賠償された事例

【公表番号１３３７※１】 自主的避難等対象区域（郡山市）に所在する幼稚園を運営する学校法人である申立人が、放射性物質に汚染されたことを理由に平成２５年８月に幼稚園内の遊具（木製とりで、半丸太ベンチ、砂場枠等）を交換したことについて、交換前の遊具に経年劣化があったことも考慮した上で、交換に要した費用から交換に伴い支給された補助金を控除した残額の一部が賠償された事例

【公表番号１３５２※３】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らについて、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、線量計の購入費用（対象期間平成２３年１１月）の損害賠償が認められた事例

【公表番号１３５９※３】県南地域(白河市。自主的避難等区域外)に居住する申立人らについて、原発事故時の住所付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上存在すること等を考慮し、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用が賠償された事例

【公表番号１４１９※１】 自主的避難等対象区域（川俣町）に居住し、同区域（福島市）にアパートを所有していた申立人について、自治体が実施した同アパートの除染により発生した汚染土につき、申立人において保管をするよう自治体から要請されたこと、法律上、汚染土を川俣町まで移動させることが禁じられていること等の事情を考慮し、福島市内に借りていた同アパートの隣地の駐車場に汚染土を保管した期間（平成２７年９月１日から平成３０年６月３０日まで）の賃料相当額が、除染関連費用（汚染土砂保管費用）として賠償された事例

【公表番号１４５２※１】 茨城県内のきのこ生産者を構成員とする農業法人である申立人の営業損害（追加的費用）について、原発事故のために購入したきのこ原木の除染機１０台（１台約１００万円。平成２４年８月に５台、同年１２月に５台を購入。）の費用のうち、補助金で充当されない半額部分につき、各除染機ごとに購入の必要性の観点から使用頻度に応じた減額をした上、さらに原発事故の影響割合を８割として賠償が認められた事例

【公表番号１４９０※３】 自主的避難等対象区域（本宮市）から避難した申立人父母及び原発事故後に避難先で出生した申立人子らが、一時立入先の自主的避難等対象区域内の線量を計測するため、平成２５年１０月に購入した線量計の購入費用が賠償された事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１６００※１】 自主的避難等対象区域（伊達市）に居住する合計５世帯１４名の申立人らが平成２３年１１月頃に共同で実施した除染費用について、申立人らが自ら行った除染作業の労賃（１人当たり、作業内容に応じて１日当たり１万円、半日当たり５０００円又は１時間当たり１０００円）及び高所作業車等のリース代が賠償されたほか、業者に依頼した除染作業の費用の全額が賠償された事例

【公表番号１６４３※１】 自主的避難等対象区域（福島市）において果樹園を営む申立人について、高圧洗浄による除染によってぶどうの木が枯死したため新たに苗木を植え替えたが、植え

替えた苗木が成木になるまでの間、当初３年間は果実の収穫が得られず、４年目から６年目までも収穫量が減少したことによる平成２７年９月から令和元年８月まで（植替え後３年目から６年目まで）の減収分として、枯死したぶどうの木から得られたであろう金額と植え替え後の苗木から得られた金額との差額が賠償された事例

【公表番号１６６７※１】　岩手県で陶芸用の薪の加工販売業を営む申立会社が取引先からの要望により、平成３０年８月から令和元年７月までに実施した薪の放射線量低減作業（樹皮の剥ぐ方法による。）について、作業の必要性や支出費用に関する資料の提出状況等を考慮し、作業に要した費用の約３分の１に相当する１６万円が賠償された事例

【公表番号１６７２※２】　栃木県内においてきのこ菌床栽培用のおが粉を生産・販売している申立人について、原木の高圧洗浄作業に要した費用として、平成３０年４月から平成３１年３月までの人件費増加分及び水道料増加分並びに平成２３年５月から平成２９年５月までのフォークリフトのリース料が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７３８※５】　自主的避難等対象区域（伊達市）に居住する申立人らについて、老朽化により雨漏りが生じていた雨どいから自宅に放射性物質を含む雨水が入ることを防止するために実施した雨どいの補修費用につき、除染費用として半額程度の範囲で賠償された事例

【公表番号１７８０※１、※２】　自主的避難等対象区域（伊達市）に居住する申立人について、放射線測定器の購入費用のほか、自宅で栽培した自家消費野菜に実施した平成２３年中の放射線検査費用が賠償された事例

【公表番号１７８８※１】　自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（父母及び子１名（成人））について、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線線量計の購入費用が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８９１※１】　茨城県内に居住し千葉県内でクリニックを経営していた申立人について、茨城県内に自宅兼クリニックを新築するための土地を平成２３年１月に購入し同年５月には着工予定であったこと、当該土地の線量が高かったため放射線検査や除染作業をおこなったこと等を考慮して、土地の放射線検査費用（平成２３年８月分から平成２５年９月分まで）及び除染費用（平成２３年８月分から平成２４年１０月分まで）の７割、並びに線量計購入費用（平成２３年１０月分）の全額の賠償が認められた事例

【公表番号１８９６※４】　自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人について、業者に依頼して行った伐根、芝生剥ぎ取り及びコンクリート舗装等の庭の除染費用（平成２４年９月から同年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号１９３９※２】　自主的避難等対象区域（新地町）に居住していた申立人が平成２５年に除染目的で実施した敷地内の杉の伐採費用について、業者への支払額の４割の限度で賠償を認めた事例

【公表番号１９８８※１、※２】　東北地方の地方公共団体である申立人について、平成２５年度から平成２７年度の間に原発事故の対応業務により生じた測定経費、除染経費、広報経費、旅費、人件費等が相当な範囲で賠償された事例

【公表番号１９９９※２】　自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人らが業者の都合で平成２６年１月になってから実施した自宅建物の除染について、申立人が実際に支払った費用（税抜）から除染と関係のない作業部分の金額を控除した残額に、原発事故の影響割合として認定した６割を乗じ、更に消費税相当額を加えた金額を、原発事故と相当因果関係のある損害として認めた事例

≪令和７年版掲載事例≫

【公表番号２０４１※２】　東北地方の地方公共団体である申立人について、平成２４年度及び平成２５年度に生じた、マイクロスポット（局所的汚染箇所）除染作業のための消耗品購入費用、業務委託料等の除染経費が賠償されるなどした事例

２　弁護士費用

⑴　中間指針等の整理

総括基準（弁護士費用について）

１ 原子力損害を受けた被害者が原子力損害賠償紛争解決センターへの和解の仲介の申立てをするについて自己の代理人弁護士を選任した場合においては、下記の損害が、弁護士費用として賠償すべき損害と認められる。

1）標準的な場合

和解により支払を受ける額の３％を目安とする。

2）和解金が高額（おおむね１億円以上）となる場合

和解により支払を受ける額の３％未満で仲介委員が適切に定める額

和解により支払を受ける額については、個人又は法人単位に考えるのが原則であるが、弁護士が複数の個人又は法人から委任を受けている場合には、事情により、複数の個人又は法人が和解により支払を受ける額の合算額をもとにしてこの基準を適用することができる。

3）例外的な取り扱い

和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動に通常の事案よりも複雑困難な点があったと認められる場合（弁護士にかかった手間と比べて和解金が著しく少額である場合を含む。）には、弁護士費用相当額の損害を増額することができる。

和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動が、適正、迅速な審理の実現にあまり貢献しなかったと認められる場合には、仲介委員の判断により、弁護士費用相当額の損害を認定しないことができる。

（理由等抜粋・要約）

ア　原子力損害賠償紛争解決センターへの和解の仲介の申立ては、高度の法律知識を必要とする。本人による申立ては、本人が提出した申立書及び証拠書類だけでは審理がなかなか進まず、仲介委員又は調査官からの数多くの質問に回答することにより、ようやく審理が前に進む事件が多く、この場合であっても、申立人が真に主張立証したいことが審理の対象から漏れるリスクを否定することはできない。そうすると、申立人が弁護士を代理人に選任した場合の弁護士費用は、相当な範囲内で、本件事故と相当因果関係のある損害とみることが相当である（理由１）。

イ　原子力損害賠償紛争解決センターへの和解の仲介の申立ては、責任原因論の争いがないのが通常であることや、訴訟におけるような厳格な主張、立証手続の規制がないという点において、弁護士にとって、損害賠償請求訴訟を委任された場合ほどには手間がかからない。そうすると、判決における標準的な弁護士費用相当額の損害（認容額の１０％）よりも低めの額（和解により支払を受ける額の３％）を、弁護士費用として賠償すべき損害と定めるのが相当である（理由２）。

ウ　和解により支払を受ける額が増加する割合ほどには、弁護士の手間は増加しないのが通常であるとみられる。したがって、和解により支払を受ける額が高額（おおむね１億円以上）にわたる場合には、標準的な割合（３％）よりも低い割合で弁護士費用相当額の損害を算定することとした。

また、事案によっては、和解により支払を受ける額が高額にわたるかどうかは、弁護士に委任をした複数の個人又は法人が和解により支払を受ける額の合算額をもとに判断することが適当であることから、そのような基準を定めた（理由３）。

エ　和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動が、通常の事案よりも手間がかかり、複雑困難であったといえるような場合（弁護士にかかった手間と比べて和解金が著しく少額である場合を含む。）には、損害額を和解により支払を受ける額の３％よりも増額することが相当であり、弁護士費用相当額の損害を増額することができることとした。

和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動が、適正、迅速な審理の実現に貢献しない場合には、弁護士費用相当額の損害を認定する基礎を欠く。このような場合には、弁護士費用相当額の損害を認定しないことができることとした（理由４）。

⑵　当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

上記総括基準（弁護士費用について）に関する事例であるが、現段階では公表事例に該当するものが見当たらなかった。

３　遅延損害金

⑴　中間指針等の整理

総括基準（加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について）
　和解の仲介の手続において、東京電力が審理を不当に遅延させる態度をとった場合には、和解案に遅延損害金を付することができるものとする。この場合においては、利率は民事法定利率年５％の割合とし、平成２３年９月３０日の経過により遅滞に陥ったものとして計算する。なお、和解により支払いを受ける額を基準として弁護士費用相当額の損害を算定する場合においては、遅延損害金は、和解により支払いを受ける額には含めないものとする。

（理由等抜粋・要約）

ア　和解の仲介において遅延損害金を和解金に含めることは必ずしも一般的な取扱いではない。しかしながら、大規模な原子力事故を引き起こし、甚大な被害を受けたおびただしい数の被害者が賠償の実現を待っているのに、加害者が審理を不当に遅延させることは、明らかに不当である。このような場合に、被害者に対して、法律により認められている履行遅滞による損害賠償（遅延損害金）の請求権の行使を差し控えさせる理由はない（理由１）。

イ　審理を不当に遅延させる態度の例としては、仲介委員・調査官からの求釈明に応じない、又は回答期限を守らない行為、和解の提案に対して回答期限を守らない行為、賠償請求権の存否を本格的に検討すべき事案について中間指針に具体的記載がないなどの取るに足らない理由を掲げて争うなど主張内容が法律や指針の趣旨からみて明らかに不当である場合、確立した和解先例を無視した主張をする場合などが考えられる（理由２）。

ウ　遅延損害金の起算日は平成２３年３月１１日とすることも考えられるが、中間指針の策定日及び東京電力の最初の個人の賠償基準の策定日が平成２３年８月、東京電力の最初の法人の賠償基準の策定日が平成２３年９月であったことにかんがみ、平成２３年９月３０日の経過により遅滞に陥ったものとして計算する（平成２３年１０月１日を起算日とする。）こととする（理由３）。

⑵　当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

上記総括基準（加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について）に関する事例である。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号７５４※３】　過去に当センターの和解仲介手続で和解した経験のある申立人が再度の申立てをしたところ、東京電力に対する直接請求手続における包括請求の請求書用紙の交付を再度の手続において一部和解したことを理由に東京電力から拒否された事例について、当センターを利用したことによる包括請求書の送付拒否にほかならず、被害者による当センターの利用の妨害行為であって審理の不当遅延に準じるものとして、損害額の一部について遅延損害金を付した和解案が提示され、和解が成立した事例

【公表番号８３５※２】 帰還困難区域（双葉町）に居住し、過去に平成２４年８月３１日までの精神的損害についてセンターで和解をした後、同年９月１日以降の精神的損害の包括的賠償を求め、直接請求手続の包括請求用紙の交付を依頼したところ、東京電力から包括請求の始期は一律同年６月１日とする運用であるとして用紙の交付を拒否されていた申立人らについて、請求用紙の交付依頼の拒否は本件申立て前に行われた行為ではあるものの、被害者が賠償金を受領するのを徒に遅滞させた行為であり、東京電力に帰責性が認められるとして、東京電力が審理を不当に遅延させる態度をとった場合には、和解案に遅延損害金を付することができるものと規定する総括基準（加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について）に準じて、遅延損害金の賠償が認められた事例

【公表番号８６４※１】 帰還困難区域からの避難者であり、平成２４年８月分までの精神的損害等について和解をし、その後直接請求で平成２４年９月分以降の精神的損害について包括請求方式による賠償を求めたところ、東京電力から直接請求の包括請求方式の始期が一律に同年６月とされていることから同方式による取扱いを断られ、再度の申立てに至った申立人らについて、東京電力が直 接請求手続において先行する和解仲介手続を理由に不当に賠償を遅延させたとして、遅延損害金を付することとされた事例

４　立証方法等（集団案件含む。）

⑴　中間指針等の整理

（中間指針第２の５）

加えて、損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる現状にかんがみれば、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられる。但し、そのような手法を採用した場合には、上記一定額を超える現実の損害額が証明された場合には、必要かつ合理的な範囲で増額されることがあり得る。

また、避難により証拠の収集が困難である場合など必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することや、大量の請求を迅速に処理するため、客観的な統計データ等による合理的な算定方法を用いることが考えられる。

⑵　当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

上記中間指針第２の５に記載されているような、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法、必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和する方法、大量の請求を迅速に処理するため、客観的な統計データ等による合理的な算定方法を用いるなどした事例を紹介した。なお、大量の請求を迅速に処理することに関連し、集団的な申立事例についても、後半に集約しているので参照されたい。

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号３５４※４】　避難指示区域から避難を余儀なくされた申立人らについて、親族宅に滞在していた期間については支払った宿泊謝礼が、賃貸住宅に滞在していた期間について月額５万円の賃料が、それぞれ陳述書により認められて賠償された事例

【公表番号３７０※１】 原発事故時、喜多方市において山菜・きのこの生産業を営んでいた申立人について、確定申告等の資料がなかったが、証明の程度を緩和し、本人陳述と注文書等の資料に基づき、原発事故による出荷制限に伴う逸失利益を認定して賠償が認められた事例

【公表番号４３３※１】 避難指示区域（浪江町）で農作業の手伝いをし、手間賃をもらっていた申立人について、確定申告書、領収書等の客観的資料がない限り損害を認めることは困難との東京電力の主張を排斥し、申立人及び作業依頼者の陳述に基づき平成２４年１月から同年１２月までの間の営業損害が賠償された事例

【公表番号５２３※３】 避難指示区域（双葉町）の自宅で野菜を生産し、大熊町の飲食店に販売していた申立人について、確定申告書、取引資料等がなく損害を認めることは困難との東京電力の主張を排斥し、申立人及び販売先の陳述等に基づき平成２３年３月から平成２４年６月までの営業損害（野菜の生産販売事業の逸失利益）が賠償された事例

【公表番号７２１※１】 飯舘村（旧計画的避難区域）内で個別家庭向けに無農薬・有機栽培野菜の生産・販売業を営む申立人について、原発事故前の収穫・販売実績がなく、野菜増産計画についても客観的資料が乏しいとして支払を拒否する東京電力の主張を排斥し、申立人の陳述等を根拠に、野菜増産計画に基づく逸失利益及びアスパラガス生産に係る逸失利益（対象期間平成２３年３月から平成２４年１２月まで）が賠償された事例

【公表番号７２３※１】 会津地域でしいたけを栽培・販売していたが原木を廃棄した申立人について、売買契約書、領収書等の客観的証拠はなかったものの、申立人の陳述等に基づいて、当該原木が産み出したはずの将来の利益として平成２９年１２月分までの逸失利益が認められた事例

【公表番号７２８※１】 緊急時避難準備区域（広野町）で建設業を営む申立会社について、原発事故により避難した後に事業を再開しようとしたところ、元請業者から、原発事故後に緊急時避難準備区域内で保管を継続していた在庫（建築部材・窓枠等）の使用禁止を言い渡され、自ら廃棄した事業用部材・資材一式につき、その総量・総額を申立人代表者の陳述により概算で認定した上、その７割（８４０万円）を賠償すべき損害と認定した事例

【公表番号７３５※１】 県北地域（自主的避難等対象区域）で農作物（野菜・果実）を栽培し市場に販売していた申立人について、作付面積、予定出荷量等の客観的資料が不足していることを考慮して賠償額を７割に減額すべきとの東京電力の主張を排斥して、農林水産統計を参考とするなどして平成２３年３月から平成２４年３月までの出荷不能による逸失利益を５３万円余と算定し、賠償された事例

【公表番号７４３※１】 緊急時避難準備区域の工場内にあった棚卸資産の財物損害（全損）について、損害額算定に当たり棚卸資産の個別の内訳を明らかにすべきとの東京電力の主張を、膨大な数の棚卸資産の内訳を提出させることは申立人に過度の立証の負担を負わせるもので妥当でないとして排斥し、原発事故年度の決算資料の数値を基に損害額を算定し賠償された事例

【公表番号７９８※１】 避難指示区域の宗教法人について、収入額の認定に現金出納帳や経験則上発生が見込まれる収入については陳述書を利用し、客観的資料の不足を補った上で、営業損害等が賠償された事例

【公表番号８０５※１】 茨城県内で有機野菜を生産販売する申立人について、決算書等の提出はなかったが、売上明細表等から原発事故前の販売価格と原発事故後の販売単価の差額を認定するなどして損害額を概括的に算出し、平成２４年１０月から平成２５年６月までの営業損害が賠償された事例

【公表番号８１７※１】 会津地域で山菜等の採取・販売を営む申立人らについて、風評被害及び出荷自粛に基づく売上減少による営業損害につき、手書帳簿や預金通帳等の間接的な資料と本人の陳述から一定の金額を算定し、平成２３年３月分から平成２５年１０月分までの逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号１０５３※１】 自主的避難等対象区域においてしいたけ菌床の栽培及びその販売業を営んでいたが、原発事故により廃業となった申立人について、原発事故と廃業との相当因果関係を認めた上、事業用資産について計算書類の提出はないものの資料の提出状況に応じて申立人主張の取得価格の３割から８割の範囲の賠償額が算定された事例

【公表番号１０５６※３、※４】 帰還困難区域（富岡町）で建設業を営んでいた申立会社が所有する倉庫・事務所等の事業用不動産のうち、未登記かつ決算報告書上の記載がなく、賠償額算定の根拠となる客観的資料がない建物について、申立人の主張する取得価格及び取得時期を基礎として、財物損害の賠償額が算定され、また、申立会社が所有し、原発事故後、事業所から搬出できなかった建設機械・器具類、原材料等の事業用動産のうち、購入時の資料や決算報告書上の記載がなく、賠償額算定の根拠となる客観的資料がない動産について、申立人の主張する取得価格及び取得時期又は建設機械メーカーが作成した見積書の下取金額等を基礎として、財物損害の賠償額が算定された事例

【公表番号１０７２※１】 自主的避難等対象区域（福島市）で保育所を経営する申立人について、原発事故による避難により入所児童が減少したとして、園児票や領収証から収入を認定し、平成 ２３年３月から平成２６年１１月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号１１０４※１】 帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人の仏壇、位牌、本尊、仏具一式等の財物損害について、位牌、本尊、仏具一式の価格資料の提出が困難であったところ、申立人の主張及び市場調査の結果等を踏まえ、仏壇とは別個に賠償額を算定して賠償された事例

【公表番号１１３３※１】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らについて、申立人らの提出資料を踏まえ、平成２３年３月から平成２４年１２月までの間に避難に伴い 新たに購入した物品等の生活費増加分が認められた事例

【公表番号１１３７※２】 申立人が所有する避難指示解除準備区域（楢葉町）の土地及び山林の立木について、申立人の陳述、農地法上の転用許可書、現地の写真撮影報告書等を基に、立木の種類及びその数量（割合）を個別に認定し、東京電力による直接請求における賠償額を上回る財物損害の賠償がされた事例

【公表番号１２７３※１】 居住制限区域（富岡町）所在の申立人が所有する建物（母屋、浴場、物置）の財物損害について、未登記の浴場及び物置についても、写真や申立人の説明等から認められる面積や築年数等に基づいて算定された原発事故時の時価相当額について賠償された事例

【公表番号１４９５※１】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の避難先での家賃及び共益費について、平成２８年４月分及び同年５月分の賃料支払の証拠がないものの、前後の期間における賃料支払状況等から、平成２８年４月分及び同年５月分についても賃料支払の蓋然性が高いとされ、平成２８年３月分から平成３０年３月分までの全額が賠償された事例

≪令和４年版掲載事例≫

【公表番号１７１６※２】 帰還困難区域（大熊町）において、設備保守点検業等を営んでいた申立人の平成２３年３月分から平成２７年２月分までの営業損害（逸失利益）について、原発事故による避難後の盗難被害により客観的な証拠が通帳や請求書以外になく直接請求手続では最低賠償額である１か月当たり５万円の限度で賠償を受けるにとどまったものの、和解仲介手続の過程において申立人から事情を聴取するなどして把握された原発事故前の申立人の事業実態を踏まえて算定した額（９７６万４１７２円）が賠償された事例（ただし、既払金は除く。）

【公表番号１７４５※１】 会津地方でしいたけの原木栽培及び漢方薬の原料となるホオノキ等の採取販売業を営む申立人について、原発事故の影響によって申立人のホオノキ等の販売先とその取引先との間で福島県産のホオノキ等の取引が停止され、申立人がホオノキ等を出荷できない状況が継続している事情等を申立人の取引先からの聴取結果等により認定し、平成２８年１月から令和２年１２月までのホオノキ等の採取販売に係る逸失利益（疎明資料の不足を考慮して、影響割合は平成２８年１月から平成３０年１２月までは５割、平成３１年１月から令和２年１２月までは４割。）の賠償が認められた事例

≪令和５年版掲載事例≫

【公表番号１８４３※１】 避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた申立人の就労不能損害について、原発事故前の給与支払が現金手渡し方式であり、勤務先が津波被害を受けたこともあり原発事故前収入の裏付け資料が乏しく東京電力の直接請求手続では認められなかったものの、申立人及び原発事故当時の勤務先理事長からの聴取により事故前の収入を認定し、平成２３年３月から平成２６年２月までは認定された給与額全額が、同年３月から平成２７年６月までは認定された給与額と新規就労先給与額との差額の賠償が認められた事例

【公表番号１８５８※１】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（姉妹）が自宅に保管していた高額の着物につき、写真等の客観的資料はなかったものの、申立人らから詳細な事情を聴いた上で残価率及び立証度を乗じて一部（主張金額の６％）が賠償された事例

≪令和６年版掲載事例≫

【公表番号１８８７※１】 避難指示解除準備区域（楢葉町）の実家において先祖代々承継していた家財道具が原発事故により価値を喪失したとして、財物損害の賠償を求めた申立人らにつき、申立人らの提出した家財道具の写真及び申立人らの申告する取得費用に基づき、東京電力によ

る査定を踏まえ、原発事故当時の価値相当額を算定し、財物損害としての賠償が認められた事例

【公表番号２０１９※１】　帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、看板等を設置する目的で土地を貸していたところ、原発事故によって借地人が避難するなどしたため地代が支払われなくなったことを考慮して、将来分も含むものとして６年分の営業損害（賃貸借契約書が存在しないなど客観的な資料が十分ではないものの、立証の程度を考慮して、３割の限度。）の賠償が認められるなどした事例

≪令和８年版掲載事例≫

【公表番号２１０１※３】　帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らについて、高額家財の財物損害に関し、その使用状況等も踏まえて算定した実質的耐用年数（着物及びテーブル等は５０年、ピアノは４０年）を用いて算出した金額（ただし、既払金を控除。）による賠償が認められた事例

【集団的処理がされている案件】

【避難指示等対象区域の住民からの申立て】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号３３１】　南相馬市原町区の住民約１３０名からの滞在者慰謝料、生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準を定め、残りの世帯の検討に同解決基準を用いるという審理方法により集団的解決が図られた事例

【公表番号６９８】　東日本大震災で被災し津波等で死亡した被災者の遺族約３３０人からの、原発事故による避難指示によって行方不明者の捜索活動や遺体の収容作業が震災から遅れたことを理由とする精神的損害の賠償を求める申立てについて、賠償の対象となる親族の範囲、賠償額やその上限等の内容を定めて和解案を提示し、集団的解決が図られた事例

【公表番号９０７】　南相馬市原町区大原地区に居住していた住民約１２０名からの、同地区に多数の特定避難勧奨地点が存在することから、特定避難勧奨地点に設定された住居の住民と同等の精神的損害（平成２３年１０月以降）等及び生活費増加費用 の賠償を求める申立てについて、各世帯に共通のアンケートを送付するなどして同地区住民の生活状況の変化、避難状況、放射線に関する情報を調査するという審理方法により和解案を提示し、集団的解決が図られた事例

【公表番号９１０】　旧警戒区域（避難指示解除準備区域及び居住制限区域）である南相馬市小高区の住民（本件ほか３件合計約６００人）からの、慰謝料、生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、当事者間に争いのない避難慰謝料につき、一部和解を成立させるとともに、その他の損害項目につき、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準等を定め、残りの世帯の審理に同解決基準を用いるという審理方法により集団的解決が図られた事例

【公表番号９３９】　南相馬市原町区高倉地区に居住していた住民約１００名からの、同地区に多数の特定避難勧奨地点が存在することから、特定避難勧奨地点に設定された住居の住民と同等の精神的損害（平成２４年９月以降）及び生活費増加費用の賠償を求める申立てについて、各世帯に共通のアンケートを送付するなどして同地区住民の生活状況の変化、避難状況、放射線に関する情報を調査するという審理方法により和解案を提示し、集団的解決が図られた事例

【公表番号９４１】　南相馬市原町区馬場地区に居住していた住民１３名からの、同地区には多数の特定避難勧奨地点が存在することから、特定避難勧奨地点に設定された住居の住民と同等の精神的損害（平成２４年９月以降）及び生活費増加費用の賠償を求める申立てについて、各世帯に共通のアンケートを送付するなどして同地区住民の生活状況の変化、避難状況、放射線に関する情報を調査するという審理方法により和解案を提示し、集団的解決が図られた事例（なお、その後同種の申立てが約８００人からあったが、本件を踏まえた解決が図られた。）

【公表番号９４４】 多数の特定避難勧奨地点が存在する南相馬市原町区大谷地区に居住していた住民約４０名からの、特定避難勧奨地点に設定された住居の住民と同等の精神的損害（平成２４年９月以降）及び生活費増加費用の賠償を求める申立てについて、各世帯に共通のアンケートを送付するなどして、原発事故によって生じた同地区住民の生活状況の変化、避難状況、放射線に関する情報を調査するという審理方法により和解案を提示し、集団的解決が図られた事例

【公表番号９６０】 帰還困難区域である飯舘村長泥地区から避難した住民約１５０名（申立人の追加等を経て、最終的には約１９０名）からの、精神的損害（日常生活阻害慰謝料の他、放射線被曝への恐怖や不安に係る精神的損害を含む。）、避難費用、生活費増加費用、財物損害、生命・身体的損害、就労不能損害等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯から口頭審理において直接聴取した結果等を踏まえ和解方針を策定した上で、各世帯の審理を行うという審理方針により、集団的解決が図られた事例

【公表番号９８５】 葛尾村に居住していた住民約２００名からの、不動産、家財、農機具等の財物損害の賠償を求める申立てについて、申立初期の段階から審理方針を当事者に示すとともに、申立人らに対して個別の釈明のほか、一律の釈明を求めるなどして集団的解決が図られた事例

【公表番号１１９２】 旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区内のＸ地区）の住民約２３０人（同地区の住民の９割）からの、平成２４年９月以降の精神的損害月額１０万円の支払等を求める申立てについて、申立人らに対し、質問を記載した陳述書用紙を送付するなどの方法で調査し、小学生以下の子供及びその兄姉である中学生の子供については共通した避難継続の特段の事情があることを認め、１人当たり月額５万円（平成２４年９月から平成２６年９月まで）の精神的損害等を認める和解が成立した事例

【公表番号１４０４】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らについて、申立人らが多数に及ぶことから、平成２３年３月から平成２４年８月までの精神的損害の増額及び同年９月から平成２７年３月までの避難費用（生活費増加分含む。）につき、合理的な範囲で証明の程度を緩和して、一定額の賠償を認める方法により和解案を提示した事例

【公表番号１４２６】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らについて、申立人らが多数に及ぶことから、平成２３年３月から平成２４年８月までの精神的損害の増額、転校により新たに発生した費用及び同年９月から平成２７年３月までの避難費用（生活費増加分含む。）につき、合理的な範囲で証明の程度を緩和して、一定額の賠償を認める方法により和解案を提示した事例

【公表番号１４２７】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らについて、申立人らが多数に及ぶことから、平成２３年３月から平成２４年８月までの精神的損害の増額及び同年９月から平成２７年３月までの避難費用（生活費増加分含む。）等につき、合理的な範囲で証明の程度を緩和して、一定額の賠償を認める方法により和解案を提示した事例

≪令和３年版掲載事例≫

【公表番号１５８４※１】 特定避難勧奨地点が存在する南相馬市原町区片倉地区に居住していた住民３８名からの申立てについて、各世帯に共通のアンケートを送付するなどして同地区住民の生活状況の変化、避難状況、自家消費用米又は野菜を耕作していた田畑の除染状況、放射線に関する情報を調査するという審理方法により、申立人ごとに田畑の除染時期から１年後（最長で平成２９年３月分）まで、食費増加費用（世帯人数に応じ、米について年額４万円又は６万円、野菜について年額８万円又は１２万円）の和解案を提示し、集団的解決が図られた事例

【自主的避難等対象区域の住民等、避難指示等対象区域以外の住民からの申立て】

≪令和２年版掲載事例≫

【公表番号９２３】　自主的避難等対象区域のうち特定避難勧奨地点が多数存在した地域である伊達市霊山町や月舘町に居住していたものの、その住居が特定避難勧奨地点には設定されなかった申立人ら約９９０名による、特定避難勧奨地点に設定された住居の住民と同等の精神的損害の賠償を求める申立てについて、申立人が多数に及ぶことから、同地域内において居住場所の偏りがないように配慮した上で選定した代表複数世帯の申立人らから、生活実態などを口頭審理期日において直接聴取するなどの審理方法により、一律の賠償を認める和解案を提示し、集団的解決が図られた事例

【公表番号１０２８】　自主的避難等対象区域外である宮城県伊具郡丸森町筆甫地区に居住していた住民約６９０名からの、自主的避難等対象区域の住民と同等の賠償を求める申立てについて、口頭審理において一部の申立人から意見陳述を聴取するなどして、申立人らに共通する損害を認定する方法により、集団的解決が図られた事例

【公表番号１２９１】　自主的避難等対象区域である伊達市保原町の一部に居住する申立人らの精神的損害について、同町の一部において特定避難勧奨地点が設定されたことを踏まえ、特定避難勧奨地点には設定されなかった申立人らについて、中間指針第一次追補第２に基づく精神的損害の額とは別に、同地点の設定からその解除後相当期間経過までの平成２３年１１月から平成２５年３月まで（ただし、同月までに死亡した申立人については死亡した月まで。）の間、１人当たり月額７万円が賠償された事例